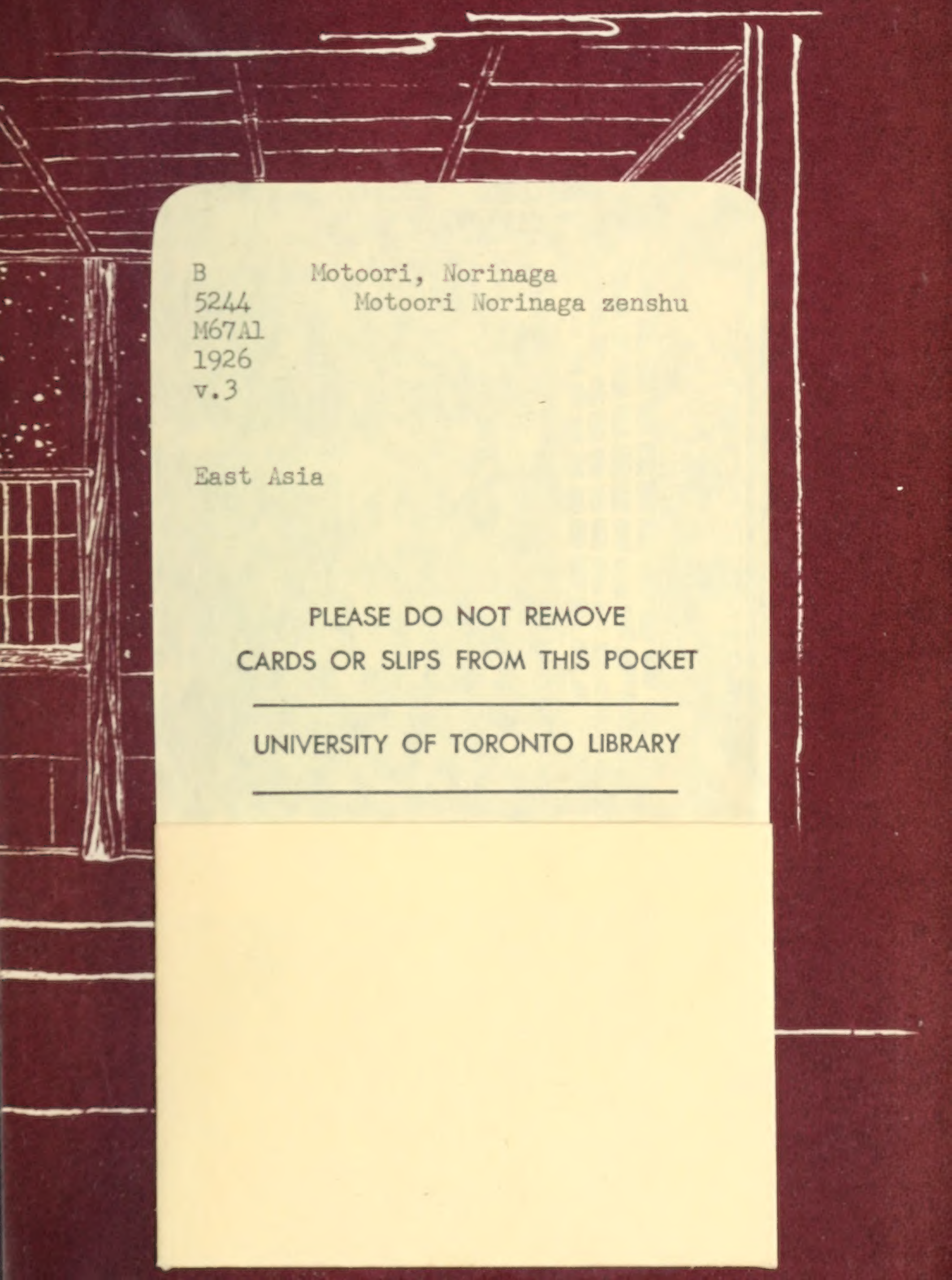
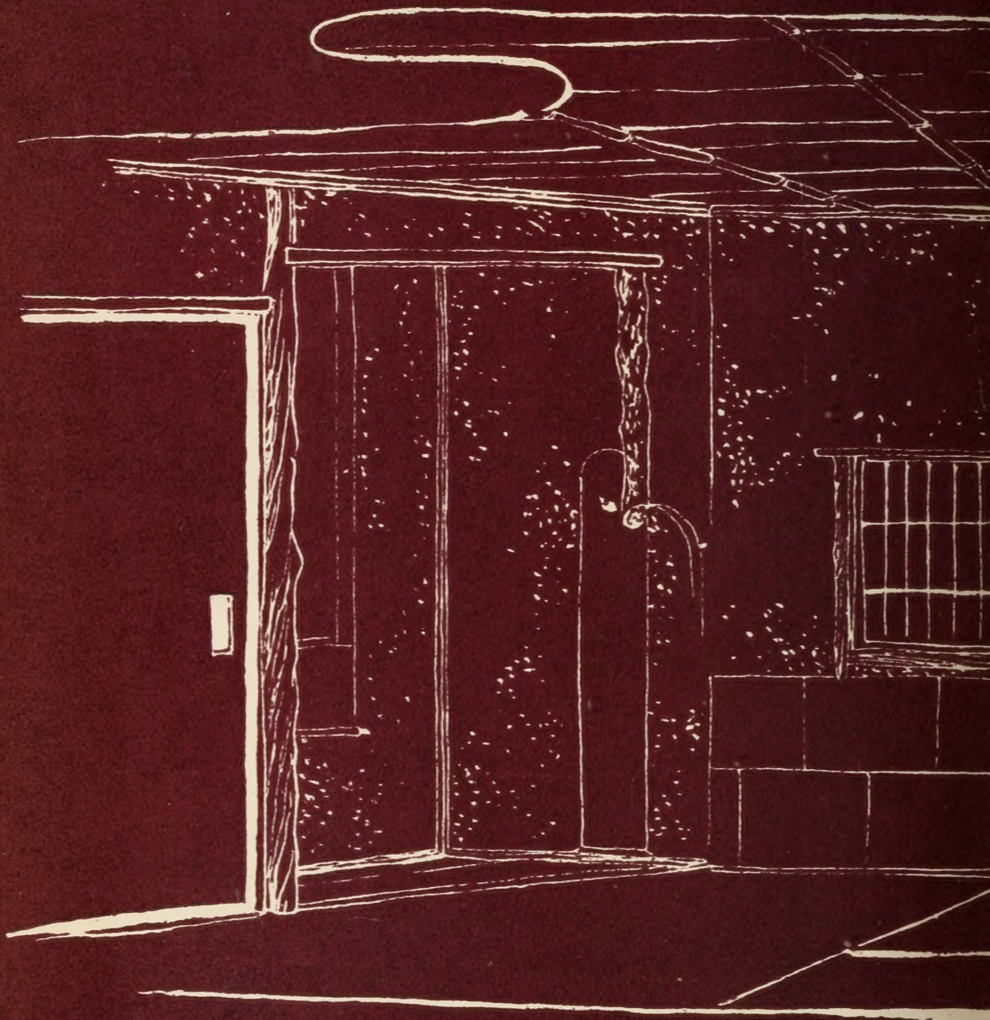

鈴





贈從三位本居宣長著

古事記傳

綏靖天皇
應神天皇

正三位本居豐頴校訂

古事記傳二十一之卷

本居宣長謹撰

高岡宮卷

神沼河耳命。坐葛城高岡宮。治天下也。此天皇。娶師木縣主之祖河俣毘賣。生御子。師木津日子玉手見命。一柱 天皇御年肆拾伍歲。御陵在衝田岡也。

此ノ天皇、後の漢様の御諡、綏靖天皇と申す、○葛城は、書紀ノ神武ノ御卷に、高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也身短而、手足長、與侏儒相類、皇軍結ニ葛網一而掩襲殺之、因改號其邑、曰ニ葛城一【また以ニ劔根者一爲ニ葛城ノ國ノ造一】と見え、高津ノ宮ノ段、大后の御歌に、迦豆良紀多迦美夜とよませ賜ひ、書紀ノ推古ノ卷に、葛城ノ縣、天武ノ卷に、葛城ノ下ノ郡など見えたり、和名抄に、大和ノ國葛上ノ郡、加豆良岐乃加美、葛下ノ郡、加豆良木乃之毛とあり、高岡此ノ名は他に見えたることなし、【大和志に、此ノ宮趾、葛上ノ郡森脇村にありと云へれど、例の信がたし、】高宮と云は、若は此ノ宮の趾にて、岡を省て云る名歟、はた其は別なるか知らず、書紀に 都ニ葛城一是謂ニ高丘宮一○師木縣主、師木は、大和ノ國の地名なり【城上城下二郡是なり、猶此ノ地のこと、水垣ノ宮ノ段に云べし、磯城とも志貴とも、字はさまぐ\に書る、同じ

ここなり。】さて此ノ縣主のことは、甚まぎらはしきを、【まづ志紀、大和と河内と二所にあるを、縣主も、大和なると、河内なるとに三氏ありて、まぎれぬべし、此事次に委く辨へつ、】熟考ふれば、卽チ物部連の先祖なり、其は書紀ノ天武ノ巻に、十二年冬十月、磯城縣主ニ賜レテ姓ヲ曰レ連、姓氏錄、大和ノ國ノ神別志貴ノ連、神饒速日ノ命ノ孫、日子湯支命之後也、【印本に、此ノ下に二十六字あるは、後ノ人舊事紀の文を書入レたるなり、古本に是レ無きぞ宜シき。】とある日子湯支ノ命は、宇摩志麻遲命の子にして、物部ノ連の先祖なればなり、然るに物部ノ連ノ祖と云ハずして、師木ノ縣主ノ祖としも云るは、如何と云に、此ノ日子湯支ノ命の世より、始メて師木に居住て、其の縣主にして、當時いまだ物部ノ連と云稱は無かりし故なり、【此ノ氏の物部ノ連になりしは、日子湯支ノ命の五世の孫、十市根ノ大連の世にて、其ノ以前は、世々師木ノ縣主と云しなり、傳十八、物部ノ連ノ下考ヘ合すべし、抑此ノ氏の事は、舊事紀五に、委ク系譜を載たるを考るに、日子湯支ノ命の四世ノ孫、伊香色雄命の子に、大新川ノ命十市根ノ命建新川ノ命大咩布命などあり、其ノ大新川と十市根とに、始メて物部ノ連と云姓を賜ひ、十市根、石上の神寶を掌れり、されば物部ノ連になれる十市根などは、此時に、石ノ上ノ邑へ居住を移したりけむを、弟の建新川と大咩布とは、師木の本居に留りて、舊のまゝに子孫まで、師木ノ縣主にてありしなり、されば舊事紀には、建新川を倭ノ志紀ノ縣主等ノ祖と云り、是レ物部ノ連と此ノ氏と、別れたる始ノなる故なり、然るに姓氏錄に、日子湯支ノ命之後也とあるは、此ノ縣主になれる始メの祖を擧たるものにて、彼レと此レと違へるには非ず、又大咩布の後は、姓氏錄、和泉國神別志貴ノ縣主、饒速日ノ命ノ七世ノ孫、大賣布之後也とある是なり、大和の師木より、子孫の和泉へ移居しなるべし、上件の事ども、よくせずばまぎれぬべし、舊事紀は、大凡は信がたき書なれども、此氏の事は、委く載たる、考への助ケとなること多きぞかし、〇さて又別に師木ノ縣主と云ニ流あり、一ツは書紀ノ神武ノ巻に、弟磯城名ハ黒速、爲ニ磯城縣主ト とある是なり、されど此は、傳への誤リには非るか、若シ然らずは、一世にして絶たるなるべし、其故は、此ノ

氏若シ絶ずて存むには、彼ノ日子湯支ノ命と同時に、一ツ師木に、二氏の縣主あるべきに非ず、又此ノ子孫の物に見えたることもなければなり、さて今一ツは、姓氏錄に、河内ノ國ノ皇別志紀ノ縣主ハ、多ノ朝臣同祖云々、また志紀ノ首ハ云々、また和泉ノ國ノ皇別志紀ノ縣主ハ、雀部ノ臣同祖、また右京皇別志紀ノ首ハ、多ノ朝臣同祖などある是なり、こはもと河内の志紀にて、皆神八井耳ノ命の後なり、さて此ノ流の中には、連なるは無し、故にかの天武ノ卷に、連ノ姓を賜へるをば、日子湯支ノ命の流と定めて、上に引つ、又續後紀四に、志紀ノ宿禰永成と云人見えたるは、右の皇別の方か、後には大氏大和のをば、志貴、河内のをば志紀と書ればなり、されど何れにまれ、宿禰になれることは、史に見えず、脱たるなるべし、】神名帳、大和ノ國城上ノ郡、志貴ノ御縣ニ坐ス神ノ社あり、○河俣毘賣、【延佳本に、俣を股と作るは、さかしらなり、其事既に上卷に云り、】河俣は地ノ名、和名抄に、河内ノ國若江ノ郡川俣ノ鄕これなり、【此ノ俣ノ字を、今ノ本には、保と誤れり、】神名帳に同郡ニ、川俣ノ神社もあり、書紀應神ノ卷、大雀ノ命ノ御歌に、伽破摩多曳とよませ賜へるも、此處の江なるべし、【川俣村今もあり、又川俣ノ公と云姓もあり、】又神名帳に、大和國高市ノ郡川俣ノ神社あり、【是レは御子ノ天皇の御代などに、此ノ比賣命を祭り賜へる社などにやあらむ、】然れども此ノ御名は、なほ河内のより出たるなるべし、所生御子、河内ノ國にかた〲由緣あればなり、【此ノ事次ノ御段に委く云り、考合すべし、】さるは此ノ御父倭ノ師木ノ縣主、河内國に知領地など有て、通ひ住れける、【河内の志紀は、此ノ倭ノ師木ノ縣主の知領る地なりし故に、其ノ本居の名を取て、同く志紀とは云なるべし、さてかの神八井耳ノ命の子孫の志紀ノ縣主は、後に此地より出たる姓なり、さて此河内なる志紀ノ郡に、神名式に、志貴ノ縣主ノ神社あり、此レは二流の內何れの縣主にか、詳ならねども、大社の列にて、月次新嘗にもあづかり給ひ、又貴ノ字を書るなど、此レ彼レを以見れば、倭の師木ノ縣主にて、卽チ日子湯支ノ命を祭れるにやあらむ、此ノ人天皇の御外祖なる故に、其ノ神社の列重きかと思はるればなり、】其ノ國の女に娶て、此ノ河俣毘賣を生賜ひけむ、【舊事紀に、彥湯支ノ命、日下部ノ

馬津名久流久美カ女河野姬ヲ爲レ妻トとある、日下は、河内ノ國河内ノ郡なれば、是レらも由なきに非ず、】若シ然らば、河俣は、其ノ御母の本鄕などにやあらむ、さて此處の文、師木ノ縣主之祖某之女とこそあるべきに、某之女と云ことなくて、直に祖とあるは、先祖の姉妹などをも、先祖として云るものにて、【師は是を疑ひて、祖ノ字の下に、某之女てふことの脱たるなり、と云れつれど、】此ノ例多し、境岡ノ宮ノ段に、師木ノ縣主之祖、賦登麻和訶比賣ノ命、水垣ノ宮ノ段に、尾張ノ連之祖、意富阿麻比賣、日代ノ宮ノ段に、尾張ノ國ノ造之祖、美夜受比賣、玉穗ノ宮ノ段に、三尾ノ君等祖、名ハ若比賣などあるが如し、さて河俣毘賣は、時世を以思ふに、彼ノ日子湯支ノ命の女にやあらむ、【若シ姉妹ならむには、祖とは云べからず、日子湯支ノ命は、此ノ縣主の始メなればなり、第二世よりの姉妹をこそ、祖とは云べけれ】書紀ニ云、二年春正月立テ五十鈴依媛ヲ爲ニ皇后ト一、一書ニ云、磯城ノ縣主ノ女川泒媛、一書ニ云、春日ノ縣主大日諸女糸織媛也、卽天皇之姨也、后生ニ磯城津彥玉手看ノ天皇ヲとあり、〇師木津日子玉手見命、師木は御母ノ家の師木、【河俣毘賣、河内より大和に上りて、父ノ家に師木ノ縣に住坐て、此ノ皇子を生坐るか、又河内にて生坐りとも、師木てふ御名は有リぬべし、】玉手は、今河内ノ國安宿ノ郡に、玉手村玉手山あり、此ノ地名なるべし、此ノ地、片鹽ノ浮穴ノ宮に由あればなり、其事次ノ御段に云べし、【大和ノ國葛ノ上ノ郡にも、玉手ノ岡あり、孝安天皇の御陵ノ地なり、されど其處には非じ、】見は耳と同くて、尊稱なり、【其ノ由は傳七の五十四、五十五葉に委く云り、さて又此ノ御名、玉は美稱にて、手見は、日子穗々手見などの手見かとも思はるれども、是レは然にはあらじ、】〇天皇御年、天皇は、堺原ノ宮ノ段玉垣ノ宮ノ段、又下卷にも此彼、此天皇御年云々とあるに倣ひて、此天皇と、此てふ言を加へて讀ムべし、古言は必ス然あるべき處なり、次々なるも皆同じ、【此字を畧て置カざるは、漢文の格に依れるなり、】〇肆拾伍歲、【此下に、舊印本又一本などに、崩ノ字あるは、例なきことなり、今は眞福寺本又一本などに、無きに依れり、】書紀には、三十三年夏五月、天皇不豫、癸酉崩、時年八十四とあり、〇御陵、在ニ衝田ノ

岡ノ也、書紀安寧ノ巻に、元年冬十月丙戌朔丙申、葬二神渟名川耳ノ天皇ヲ於倭ノ桃花鳥田丘上陵一【都伎を桃花鳥と作れたるは、借字にて、和名抄に、鴾和名豆木とある鳥ノ名にて、今は登伎と云ひ、登伎色も、此鳥の色なるを云なり、鴾漢名朱鷺ともいふ】諸陵式に、桃花鳥田丘ノ上ノ陵ハ、葛城ノ高丘ノ宮ニ御宇綏靖天皇、在ニ大和ノ國高市ノ郡一兆域東西一町、南北一町、守戸五烟とあり、此御陵、今は詳ならず、【神名式、葛ノ下ノ郡調田坐一事尼古ノ神社あり、是と若ノ高市郡堺に近くば、此地なるべし、古へと今と、郡ノ堺は變れることも多ければなり、されど此ノ神社も、今詳ならねば、定めがたし、大和志に此ノ神社を、疋田村に在リと云るは、據あるか、はた調と疋と名ノ似たるからの推當か、おぼつかなし、疋田は、高市ノ郡ノ堺とは、やゝ隔れり、同郡に桑山村と云もあれど、是もその在所をさだかに知らず、】此ノ郡ノ内に、身狹桃花鳥坂【垂仁紀宣化紀に見ゆ、神武紀の桑坂と同じ、】あれば、其と同地ならむか、【大和志に、桃花鳥ノ野、在リ三瀬村一と云るは、今鳥坂野のあるにや、尋ぬべし、いかにも身狹は、今の三瀬と思はるゝなり、此ノ事委くは、檜隈ノ宮ノ段に云べし、又万葉十六に、都久惠坂とあるは、是か非か、又鳥屋村の西南ノ方に、宣化天皇の御陵と申すあり、是ぞ桃花鳥田ノ丘ノ上ノ陵ならむか、周は池にて、中に御陵あり、樹ども生茂れり、廟陵記に、桃花鳥田ノ丘ノ上ノ陵、俗ニ云二鳥田ノ丘一、在二久米寺ノ戌亥一と云るも此ノ所を云るに似たり、若シ此ノ御陵ならば、桃花鳥坂と同地には非ず、桃花鳥坂の御陵の事は、檜ノ隈ノ宮ノ段に云べし、空海益田ノ池ノ碑銘ノ序に、在リ鳥陵ヲと云るは、桃花鳥田丘上ノ陵を云るか、若シ然らば、益田ノ池の西ノ方近キ處にあるべし、此ノ鳥陵を、倭建ノ命の白鳥ノ陵のことゝ、謂ノは、非なり、其ノ陵は池より程遠ければなり、又大和志に、桃花鳥田ノ丘上ノ陵、在ニ慈明寺村ノ東南ノ丘一俗ニ呼ニ主膳冢一と云る御陵は、神武天皇なるべき山、彼ノ御段に云るが如し、綏靖の御陵は、決メて是には非ず、其故は、神武安寧懿德などの御陵、畝火山に附たるは、何れも、此記書紀共に、畝火山ノ某陵と記されたれば、此綏靖ノ御陵も、若シかのいはゆる主膳冢ならば、殊に畝火山に附たる尾なれば、必ズ畝火山ノ

葉とあるべきに、是レは畝火山を云ハず、たゞ衝田ノ丘とあれば、彼山をば離れたる地なること明らけし、貝原氏が、畝火山の乾ノ方に島田ノ陵あり、綏靖天皇ノ御陵なりと云る、乾ノ方と云るは、彼ノ主膳冢の如く聞ゆれども、島田ノ陵と云るは、又彼ノ兩陵記の島田ノ丘のことゝ聞えたれば、乾ノ方は誤なるべし、】

浮穴宮卷

師木津日子玉手見命、坐片鹽浮穴宮。治天下也。此天皇娶河俣毘賣之兄縣主波延之女阿久斗比賣、生御子常根津日子伊呂泥命。自伊下三字以音 次大倭日子鉏友命。次師木津日子命。

此ノ天皇、後ノ漢様の御諡、安寧天皇と申す、○片鹽は、訶多志波と訓べし、書紀雄略ノ卷に、堅磐此ヲ云ニ柯陀之波ト、和名抄に、筑前ノ國穗波ノ郡、堅磐ハ加多之方、【方を今ノ本に萬とあるは、方を万に誤れるを、遂に萬と作るなり、】神名式に、越前ノ國今立ノ郡加多志波ノ神社、これら訶多志波と云ふ名の例なり、此なるも、堅磐の意の地ノ名にて、片鹽と書るは、借字ならむか、【志波に鹽ノ字を書るは、志波々由志などの志波なり、】さて此は万葉九ノ卷廿丁に、見ニ河内ノ大橋ヲ獨去ク娘子ヲ歌に、級照片足羽河之、佐丹塗ノ大橋之上從云々、と賦る地なりと師の說れつる、信に然るべし【片足羽を、今ノ本に、加多阿須波と訓るは非なり、師ノ訶多志波と改められたるぞ宜き、】○浮穴宮は、姓氏錄、河內ノ國ノ神別に、浮穴ノ直ありて、續後紀三に、右京ノ人、浮穴ノ直永子、賜ヲ姓ヲ春江ノ宿禰ト【和名抄、伊豫ノ國の郡名に、浮穴ハ宇岐安奈と云り、】續後紀三に、伊豫ノ國ノ人、浮穴ノ直千繼、同姓真徳等ニ、賜ヲ姓ヲ春江ノ宿禰ト、とある、是ら共に、春江ノ宿禰ノ姓を賜へる

を思へば、河内ノ國なると同姓なるべし、然らば伊豫なる浮穴も、元河内なるよりうつれる地名なるべきか、】とあると、天皇の御陵の川俣の在所とを思ひ合すれば、若江ノ郡なりけむか、但シ河内志に、片足羽河を、志紀ノ郡と安宿ノ郡との堺なる、石川の舊名なりと云、或人も此ノ川なりとして、彼ノ大橋は、今ノ國府ノ渡と云處に架れりしなりと云る、【石川は、石川ノ郡より、古市ノ郡を經て、安宿ノ郡ノ西志紀ノ郡ノ東ノ堺を北へ流れて、大和川に入ル川なり、國府ノ渡と云は、大和ノ國平群ノ郡より、津ノ國住吉ノ郡へ通る大道にて、此ノ川を渡る處なり、】是レも古ク語り傳へたる說にやあらむ、天皇の御名の師木も由あり、【志紀ノ郡】かの長手と云ふ村も、此ノ石川に近き地にて、かたがた由緣あれば、此ノ宮は、此川の近きあたりにぞありけむ、【彼ノ若江ノ郡も、志紀ノ郡の北に並べり、○師冠辭考に、此ノ宮を、交野ノ郡なりと云れたるは、據をしらず、交野ノ郡なる舟橋川を、片足村川とも云と云り、これもよりどころをしらず、又或說に、大和ノ國葛下ノ郡に石當村と、此ノ宮の跡ありと云、又高市ノ郡にもありと云、皆僻說なり、】書紀に、二年、遷都於片鹽、是謂浮穴ノ宮とあり、【凡て書紀に、遷レ都ッとあるは、たゞ漢籍にならひて記されたるものにして、實は後ノ世の如く引遷されたるには非ず、上代に、御代ごとに都のかはれるは、大方上代には、皇子たちも、御父天皇と、同じ宮には住坐ずて、多くは別地に住坐りしかば、御父天皇崩坐て、皇太子天津日嗣所知めせば、其ノ元より住坐る郷、即都となれりしなり、されば諸ノ臣連たちなども、多くは各其ノ本郷に住つゝりしかば、都域と云ても、後ノ世の如く、ことなる大きにはあらざりしかば、何地にまれ、元來住坐る宮ながらに、天ノ下を治しゝなり、されば書紀などの如く、坐其宮治天下とこそ云るぞ實にて、古言には有ける、】○河俣毘賣は、大御母にて、前ノ段に出たり、○縣主は、師木ノ縣主なり、先に師木ノ縣主之祖河俣毘賣と云て、其ノ兄と云る故に、師木をば省けるなり、○殿延は、書紀に葉江とあるに就て、殿ノ字、延作は、破なるべしと云、師は據ならむかと云れつれども、是らの字は、記中に假字に用ひたる例なければ、なほ波の誤ならむか、【一本に、殿ノ

字の傍に、波ノ字を書て、御本とあり、】されど是は字ノ形や、遠ければ、定め難し、訓は姑ク書紀の葉に依つ、此ノ名地名かさだかならず、○阿久斗比賣、【斗を、舊印本延佳本共に、計と作るは誤なり、計は、記中に假字に用ひたる例なし、今は眞福寺本、又延佳が一本ニ作レ斗と云ひ、又の一本にも然あるを取りつ、】神名帳に、攝津ノ國島ノ上ノ郡阿久刀ノ神社あり、【此ノ社、芥川村にありと云り、然れば芥は、もと阿久刀なるべし、さて神名帳、但馬ノ國養父ノ郡、伊久刀ノ神社もあり、又和名抄に、同國二方ノ郡に、久斗ノ郷もあり、これらは、名の似たる故に引るのみなり、】書紀には、二年春正月戊寅朔壬午、立テ渟名底仲媛ノ命ヲ【亦ノ曰渟名襲媛】爲ニ皇后ト、一書ニ云、磯城縣主葉江女川津媛、一書ニ云、大間宿禰ガ女糸井媛とあり、【渟名底仲媛ノ命は、懿德ノ卷に、事代主ノ神ノ孫鴨ノ王ノ女也とあり、鴨ノ王と云名、心得ず、此故は、王とは、必皇胤ならでは申さぬ例なるに、事代主ノ神ノ御子に、此ノ名あるべき由なし、思ふに是は、大和ノ國葛上ノ郡、鴨都波八重事代主ノ命ノ神社か、高市ノ郡高市ノ御縣ニ坐鴨事代主ノ命ノ神社かの御靈の、顯男に化て、婦人に娶て、生ませる御子なりし故に、鴨ノ神ノ御子と云意にて、鴨ノ御子と申せしを、名と心得て、鴨ノ王とは書るなるべし、是を舊事紀には、天日方奇日方ノ命とせり、其事は水垣ノ宮ノ段に委ク云べし、】○常根津日子伊呂泥命、此ノ御名ノ義、常何の由にか、未タ思ヒ得ず、【若ニ書紀の如く、御母渟名底仲媛ノ命とせば、其御名の底に依れるか、底と常と通ふ由は、上卷に云るが如し、】根は美稱、【書紀には根ノ字なし、】伊呂泥は、伊呂勢と同くて、同母兄の意か、書紀に此御名を、某兄と作れ、神代ノ卷神武ノ卷欽明ノ卷孝德ノ卷などに、兄をも然訓り、和名抄にも、兄ハ日本紀ニ云ク伊呂禰とあり、【同母姉を伊呂泥と云るによりて、此ノ泥は、凡て女に限れる稱の如く聞ゆれども、然らず、白檮原ノ宮ノ段に、神渟河耳ノ命の、御兄を那泥汝命と申し賜へれば、那泥と云も、女には限らず、伊呂泥も准ふべし、】されば此は、男女に通ふ稱なり、【同母姉を云は、阿泥ノ阿を省きて、泥と云なり、】さて伊呂とは、人を親み愛みて云る言にて、某入彦某入姫と申す御名の伊理、又郎子郎女な

との伊良と、皆此ノ同言の活用にて、同意なり、日子坐ノ王の御子に伊理泥ノ王、崇神紀に飯入根、と云名なども、伊呂泥と云と通へるを以テ知べし、同母兄弟を伊呂勢伊呂杼伊呂妹、母を伊呂波と云ふ、【伊呂波は、伊呂波々なり、】親み愛みて云稱ぞかし、【万葉十六に、伊呂雅せる菅笠小笠とよめるも、伊呂は、其人を親みて云るなるべし、】さて此ノ伊呂泥を、書紀に某兄と書れたる某ノ字は、如何なる由にか、【若くは古ヘに人を親みて云るより轉て、其ノ名を云フべき時に、名に代て伊呂と云しことのありしにや、某は那爾賀志曾禮賀志など、訓て、名に代へて云フ字なり、書紀には、此ノ下なる蠅伊呂泥蠅伊呂杼をも、絙某姉絙某弟と書れ、垂仁紀に、某通と書れたり、】○大倭日子鉏友命、日子は大倭ノ國に屬て讀ムべし、鉏は師木なり、上巻に阿遲鉏高日子根神を、阿遲志貴ともある、是レ其ノ證なり、【傳十一の五十七葉に云り、】師木ノ縣主より出て、此ノ大御父天皇及弟命などの御名に負坐る師木と同じ、友は登毛志と云言にて、美稱なり、【ともしを、ともとのみ云は、久しをひさ、戀しをこひとのみも云に同じ、】其意は、心におむかしく宜しと思ふにて、万葉二十ノ卅に、味凝文爾乏寸、高照日之御子、九ノ廿九に、欲見來之久毛知久、吉野川音清左、見二友敷、十三ノ三に、五十串立神酒座奉、神主部之雲聚山蔭、見者乏文、【今本に、山を主に誤れり、山陰は日陰の蘰のことなり、山かづら陰とよめり、】などある是なり、此ノ外乏しと云言、万葉に甚多し、【或は羨む意、或は戀しむ意などにも云り、乏ノ字を書クは、不足思ふより轉れる、一ツの意にして、登毛志てふ言の本義には非ず、此ノ字に勿泥みそ、】倭建ノ命ノ段に、御鉏友耳建日子と云名とあり、書紀ノ懿徳ノ巻なる、奇友背命の友も、同じ美稱なり、○師木津日子命、師木は、御兄命ノ鉏と一ツなり、書紀には、后生二皇子、第一曰息石耳命、第二曰大日本彦耜友天皇ト云、生二皇子、第一曰常津彦某兄、第二曰大日本彦耜友天皇、第三曰磯城津彦命、【舊事紀に、常津彦を、息石耳の亦ノ名とせるは、おしあてなるべし、】

此天皇之御子等幷三柱之中大倭日子鉏友命者治天下次師木津日子命之子二王坐一子孫者伊賀須知之稻置那婆理之稻置三野之稻置之祖一子和知都美命者坐淡道之御井宮。故此王有二女兄名蠅伊呂泥亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命弟名蠅伊呂杼也

二王は、布多婁斯良と訓べし、王ノ字の事は、伊邪河ノ宮ノ段に云べし、〇一子孫者は、比登婆斯良能美古波と訓て、子孫なる御子の意に取べし、【然らざれば、下に祖とあるに、應わろきなり、】此ノ御子の名は、漏て傳はらざりけり、〇伊賀は、伊賀ノ國ノ風土記ニ云、【殘篇一卷あり、】猿田彦ノ神、始ノ此ノ國ヲ爲ニ伊勢加佐波夜之國ト、時二十余万歲ヲ、此ノ國ニ來ル猿田彦ノ神ノ女吾娥津媛ヨ云々、此ノ神之依リ知ル守ル國ニ、謂フ吾娥之郡ト、其ノ後清見原ノ天皇ノ御宇、以テ吾娥ノ郡ヲ、分テ爲ル國之名ト、云云、後改ム伊賀ト、吾娥之音轉也、【和名抄に伊賀ノ郡に、阿我ノ鄕あり、】同延長ノ風土記ニ云、伊賀ノ國ハ、往昔屬シ伊勢ノ國ニ、大日本根子彦太瓊ノ天皇ノ御宇癸丙、分テ伊勢ヲ而爲ス伊賀ノ國ト、本ト此ノ號者、伊賀津姫之所領之郡也、仍テ爲ス郡ノ名ト、亦爲ス國ノ名ト、とあり、【國造本紀に、伊賀ノ國云々、難波ノ朝ノ御世、隷ク伊勢ノ國ニ、飛鳥ノ朝ノ代、割置如キ故ノ、倭姫ノ命ノ世記に、伊賀ノ國ハ、天武天皇庚辰ノ歲七月、割テ伊勢ノ國四郡ヲ、立テ彼ノ國ヲ、】此ノ國ノ名は、下ニ雄ヘ解れり、〇須知ノ稻置、和名抄に、伊賀ノ國名張ノ郡周知、延長ノ風土記に、同郡に、周知山あり、又神名式に、同國阿拜ノ郡須智荒木ノ神社あり、【此社今荒木村にあり、又、延長ノ風土記に、荒木山有リ神、號ニ須智明神ト、所ノ祭ル猿田彦、武内ノ宿禰、葛城ノ襲津彦也と見ゆ、】此ノ二處の内、何れならむ、【又和名抄、播磨ノ國餝磨ノ郡にも、周智ノ鄕あり、】〇那婆理之稻置、和名抄、伊賀ノ國名張ノ郡名張ノ鄕、【延長ノ

風土記に、名張てふ名の說あれども、信がたし、】書紀天武ノ卷に、隱郡、隱驛家又名張など見ゆ、万葉一に、吾せこは何所ゆくらむ、おきつ藻の隱の山を今日か越らむ、又此に逢ヒ朝面無み隱にか、けながく妹が廬せりけむ、八に、暮相て朝面羞隱野の、萩は散にき黄葉はやつげ、とよめるなり、【今ノ本に、加久野と訓て、伊勢にありと云は、非なり、那婆理は隱の古言にて、万葉十六の蟹の長歌に、おしてる難波の小江に廬作、難麻理て居る葦蟹をとある、是證なり、是も今ノ本は、訓を誤れり、難は那の假字なるをや、】○三野ノ宿禰、書紀持統ノ卷に、伊賀ノ國伊賀ノ郡身野と見えたる、此地なるべし、【天武紀に、三野ノ縣主の名見えたる、別なるべし、】さて書紀に、磯城津彦命是猪使連之始祖也、【此ノ姓、天武紀十三年に、宿禰になされり、】姓氏錄、右京皇別、猪使ノ宿禰、安寧天皇ノ皇子、志紀都比古命之後也、【紀ノ上に、志ノ字脫たり、】また右京皇別、和田首同祖、安寧天皇ノ皇子、磯城津彦命之後也と見ゆ、【磯ノ下に、城ノ字を脫せり、】此記には、此ノ氏は漏たり、○一子は、比登都古と訓べし、○和知都美ノ命、和ノ字は知ノ誤なるべきかと、師の云れつる、【和知てふ名は、聞なれぬここちすれば、知知なるべし、知知てふ例は、孝靈天皇ノ御子に、千々速比賣ノ命、其御母も千々速眞若比賣、崇神天皇の御子に、千々都久和比賣ノ命などあり、さて都美と云は、例の稱、美は耳に同じき稱なり、】○淡道之御井ノ宮は、何ノ國何ノ郡に在しにか、未ダ考へず、御井は、高津ノ宮ノ段に、旦夕酌淡道島之寒泉、獻大御水、書紀反正ノ卷に、天皇初生于淡路ノ宮、於是宮中有井、曰瑞井、則汲之洗太子、などある、皆一ツにて、上代より名高く、甚美き水にてありけむ、【此ノ井今もありや、又絕たるか、其跡にてもありや、國人に尋ぬべし、】宮と云は、此ノ御子ノ住坐し、に依て云なるべし、【宮とは宮のありしにも非じ、】さて此御子の、此地に住坐る謂は、傳へなければ知難し、○此王、王ノ字も古く訓べし、其由は伊邪河ノ宮ノ段に云り、○女王、美本須賀一柱と、師の訓れたるに従ふべし、○兄は伊呂泥と訓べし、○蠅伊呂泥・蠅の義未ダ思ヒ得ず、若シくは地名なるか、【蠅は縄字なるべし、假字

は波幣なり、】伊呂泥の事は、上に云り、明ノ宮ノ段ノ末に、百師木伊呂辨と云名も見えたり、○亦ノ名意富夜麻登は大倭、久邇は國なり、阿禮の義は、未ダ思ヒ得ず、【若くは明淨の意にてもあらむか、賀茂の齋王を、阿禮乎登賣と申すも、明淨の意かと所思ればなり、彼レは齋清まはれるより云ひ、此はたゞ清してふ美稱ならむ、】○弟は伊呂杼と訓べし、○蠅伊呂杼、蠅ハ上に同じ、伊呂杼は伊呂弟なり、書紀に、弟ノ字妹ノ字などをも訓り、さて此ノ二柱の御女等は、共に黒田ノ廬戸ノ宮ニ御宇シ天皇の妃になり坐て、御子をも生坐り、彼ノ段に見ゆ、書紀ノ彼ノ卷に、御姉を倭國香媛、亦ノ名ハ絙某姉、御妹を絙某弟とあり、

天皇御年肆拾玖歲、御陵在畝火山之美富登也

肆拾玖歲、書紀には、三十八年冬十二月庚戌朔乙卯、天皇崩、時ニ年五十七とあり、【此御年ノ數に依ルときは、綏靖天皇の十五年に、生坐るなり、然るに、其ノ廿五年に、皇太子に立チ坐る、年二十一とあるは、十年違へり、其ノ年は十一歲にこそ當りたまへ】○美富登は御陰なり、【上卷に見ゆ】此は山をも、人ノ體に准へて云るにて、巓 腹腰脚など云類なり、書紀懿德ノ卷に、元年秋八月丙午朔、葬ニ磯城津彦玉手看天皇ヲ於畝傍山ノ南御陰井上陵ニ、諸陵式に、畝傍山ノ西南御陰井ノ上ノ陵、片鹽ノ浮穴ノ宮ニ御宇シ安寧天皇、在ニ大和ノ國高市ノ郡ニ、兆域東西三町、南北二町、守戸五烟とあり、【陰ノ字は、陰を寫シ誤れるか、又富登と云ことを憚て、昔御陰と唱へ換たりけむも知がたし、なほ正本を考へて、定むべきなり、】此ノ御陵、吉田村と云にあり、畝火山の西南ノ方の麓に當たる高き岡にて、【書紀に、畝傍山ノ南とあるは、式に依ルに、南ノ上に、西ノ字を脫せるなるべし】彼ノ慈明寺村の南なる御陵と、全同じさまなり、【御陰井は、吉田ノ里中の路傍に在て、尋常の小き井なり、御陵は、此ノ井より一町あまりありて、西北ノ方にあたれり、】

境岡宮卷

大倭日子鉏友命坐輕之境岡宮治天下也此天皇娶師木縣主之祖賦登麻和訶比賣命亦名飯日比賣命生御子御眞津日子訶惠志泥命 自訶下四字以音 **次多藝志比古命** 二柱

此ノ天皇、後の漢樣の御諡、懿徳天皇と申す、○輕は、大和ノ國高市ノ郡にあり、神名帳に、此ノ郡に輕ノ樹村坐ス神ノ社あり、【此は輕の内の樹村てふ地名か、又輕樹てふ地名か、大和志に、其ノ社、池尻の屬邑輕子と云にあり、と云り、いかならむ、】今も輕村あり、【大輕とも云、そは中昔に、大小二村有りしが、其ノ小輕の方は、今絶けるにやあらむ、】此地、水垣ノ宮ノ段玉垣ノ宮ノ段、書紀ノ應神ノ卷 廿年 雄略ノ卷 四年 欽明ノ卷 二年 推古ノ卷 廿七 などにも見え、万葉二 廿丁 に、天飛也輕路者云々、輕市爾吾立聞者、玉手次畝火乃山爾喧鳥之音毋不所聞、三 四十丁 に、輕池之云々、四 十丁 に、天飛哉輕路從、玉田次畝火乎見管、十一 廿丁 に、天飛也輕乃社之齋槻云々などよめり、○境岡宮、岡は、師が袁と訓れたるに從ふべし、書紀には曲峽とあり、又神功ノ卷に、淳中倉之長峽とある地名を、攝津ノ國ノ風土記には、沼名椋之長岡之前とあり、是も其ノ證なり、万葉 廿ノ卅丁 に向岡ともあり、【袁加の本ノ語は、袁なるに、加を添たるにて、加は處の意なり、坂も本は佐なるに、此ノ加を添たる言なる由、上卷に云り、其と同じ、丘も常には袁加とよむを、書紀に袁とのみも訓り、】さて此ノ宮は、今彼ノ輕村より西ノ方、三瀨と云處へ行間、小高く廣き岡越の道にて、坂あり、其あたりにぞ有けむ、境は坂合なれば、境岡と云べき地のさまなり、又此ノ岡ノ上へ廣き原なれば、堺原宮【孝元天皇の大宮なり、】も、此ノ

あたりなるべし、書紀には、二年春正月甲戌朔戊寅、遷都於輕地。是謂曲峽宮とあり、【或人ノ云、此宮の跡は、輕の坤ノ方にあり、今も米波理乎佐と云フ田地の字のこれり、】○師木ノ縣主、上なると同氏なり、○賦登麻和訶比賣命、名ノ義太眞若なるべし、○飯日比賣命、名義條なる考へなし、【日は例の美稱にて、上に云るが如し、】書紀には、二年二月癸卯朔癸丑、立天豐津媛命為皇后、一云、磯城縣主葉江男弟猪手女泉媛、一云、磯城縣主太眞稚彦女飯日媛也とあり、【天豐津媛ノ命は、孝昭ノ巻に、息石耳命之女也とあり、息石耳ノ命は、安寧天皇の御子にて、天皇の御兄なり、】○御眞津日子訶惠志泥命、御名ノ意、御眞は、御眞木入日子、又御眞津比賣などの御眞と一ツにて、御孫の意か、又地名か詳ならず、【國造本紀に、長國ノ造、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世、觀松彦色止命ノ九世ノ孫韓背足尼、定賜國ノ造ニと云り、長は、阿波ノ國那賀ノ郡なり、神名式、彼ノ國名方ノ郡、御間都比古神社あり、彼ノ色止命を祭れるか、】訶惠志泥も未ダ思ヒ得ず、【泥は例の稱なるべし、】○多藝志比古命、名ノ義白檮原朝の皇子、多藝志耳ノ命と同じかるべし、書紀に、后生ニ觀松彦香殖稻天皇ヲ。一云天皇ノ母弟武石彦奇友背命とあり、【多藝志と武石と通へり、古事紀には、此ノ御子無て、安寧天皇の御子に、師木津日子ノ命の御弟に、手研彦奇友背ノ命あり、】

故御眞津日子訶惠志泥命者。治天下也。次當藝志比古命者。血沼之別。多遲麻之竹別。葦井之稻置之祖。

血沼之別、血沼は地名にて、和泉ノ國和泉ノ郡にあり、上【傳十八の三十九葉】に出、別は尸なり、此ノ尸の事は、日代ノ宮ノ段に、國々之國ノ造亦和氣云々、とある下に云べし、さて此ノ姓他に見えず、【書紀ノ雄略ノ巻に、茅渟縣主あれども、異姓なり、】○多遲麻之竹別、但馬ノ國に竹と云フ地、古書に見えず、【和名抄に、美含ノ郡に、竹野ハ多加乃と云郷は

あり、】○葦井之稻置、同國に此ノ地も見えず、【神名式に、氣多ノ郡に葦田ノ神社はあり、】此等の地名、今在や無や、國人に尋ぬべし、さて此二ツノ姓も他に見えたることなし、

天皇御年肆拾伍歳、御陵在畝火山之眞名子谷上也。

御年肆拾伍歳、書紀には、三十四年秋九月甲子朔辛未、天皇崩とありて、御年は記されず、【但シ大御父天皇の十一年に、爲皇太子年十六とあるに依れば、七十七歳なるべし、】○眞名子谷上、書紀に、明年冬十月戊午朔庚午、葬畝傍山南纖沙溪上陵【纖沙を、麻佐胡と訓るはわろし、此記に依て麻那胡と訓べきなり、万葉にも沙細砂など、皆然訓、又眞名子麻佐胡なる書、書紀ノ私記にも、萬奈古とあるをや】諸陵式に、畝傍山ノ南纖沙溪上陵、輕ノ曲峽ノ宮ニ御宇ミ懿德天皇、在大和ノ國高市ノ郡ニ、兆域東西一町、南北一町、守戸五烟とあり、此ノ御陵は、畝傍村より西ノ方、吉田村へ越る路の、少し南ノ方にあり、即畝火山の南の谷の内なり、【貝原氏が、畝火山の巽方に小谷ノ陵あり、懿德天皇ノ御陵なりと云る、小谷は、眞名子谷の眞名を省ける名にや、其ノころ此地を然云るにこそあらめ、又或説に、久米寺の東南にあると云るは、甚くたがへり】

掖上宮巻

御眞津日子訶惠志泥命坐葛城掖上宮治天下也此天皇娶尾張連之祖奥津余曾之妹名余曾多本毘賣命生御子天押帶日子命次大倭帶日子國押人命二柱

此ノ天皇ノ後ノ漢様ノ御諡は、孝昭天皇と申す、○葛城は上に出たり、○掖上は、【掖ノ字、説文に、與ノ腋同じとあり、諸本皆此ノ字なり、然るを延佳本に、腋と作るは、さかしらなるべし、】諸陵式に依るに、葛ノ上ノ郡なり、書紀ノ神武ノ巻に、皇輿巡幸因登腋上嗛間丘云々、履中ノ巻に、掖上室山、推古ノ巻に、二十一年作掖ノ上ノ池、持統ノ巻に、四年二月、幸于掖ノ上ノ陂云々、など見えたり、【掖ノ上ノ室ノ山とある、牟婁郷も、葛ノ上ノ郡なり、姓氏録ノ秦ノ忌寸ノ條に、大和ノ朝津間腋ノ上ノ地とあるも、同じ處なるべし、今ノ朝妻村も同郡にて、室村など、遠からぬ地なり、】さて此ノ地名、いかに訓べきにか、さだかならねど、書紀に何處も、和伎能加美と訓る故に、姑く是に従ひつ、【和伎能倍とも、和伎加美とも訓る、故に、定めがたきなり、和伎能加美と云は、石上は伊曾乃加美、丹波ノ國多紀ノ郡ノ草上は久佐乃加美なる、これらの例なり、城ノ上郡葛上郡などは、上下と分たる上なれば、此の例に非ず、】書紀に、元年七月、遷都於掖上、是謂池心ノ宮とあり、○尾張連、書紀ノ神代ノ巻一書に、天ノ忍穂根ノ尊、娶高皇産靈ノ尊ノ女子栲幡千々姫萬幡姫ノ命、而生兒天火明命、次生天津彦根火瓊々杵ノ尊、其ノ天ノ火明ノ命ノ兒天香山、是尾張ノ連等ガ遠祖也、とあり一書に、正哉吾勝勝速日天ノ忍穂耳ノ尊、娶高皇産靈ノ尊之女天萬栲幡千幡姫、爲妃、而生兒、號天照國照彦火明ノ命、是ハ尾張ノ連等ガ遠祖也、次ニ天饒石國饒石天津彦火瓊々杵ノ尊と見えたり、【然るを本書に、彦火々出見ノ尊の御弟を、號火明ノ命、是尾張ノ連等、始祖也とあるは、傳への異なるなり、その事傳十五の八葉に云り、彦火々出見ノ尊の御弟なる火明ノ命は、此ノ記には、火照ノ命とありて、隼人の祖なり、】然るを此ノ記には、天火明命の下に、此姓之祖と云ことの見えざるは、漏たるなり、【凡て此記は、其子孫の氏々をあぐることと、殊にくはしき例なれば、彼處に此姓之祖也と云ことさも、必あるべきことなり、】さて舊事紀に、天孫の御天降の御供奉、三十二神【これを饒速日命の天降る時の事にして記したるは、例の僞にて、實は邇々藝命の御天降の供奉にて、其ノ古き傳への有けるを取て、記せるなるべし、】の首に、天

香語山ノ命、尾張ノ連等ノ祖とあり、又同記五ノ卷に、此ノ姓の世系を次々に擧て、【其ノ中に、始ノ祖天ノ火明ノ命を、饒速日ノ命と混一にして、此ノ尾張ノ連を、物部ノ連と同祖にしたるは、甚き僞説なる由、傳十五の九葉に委く辨へたるがごとし、又其ノ御子天ノ香語山ノ命を、亦ノ云ハ高倉下ノ命ナリと云て、白檮原ノ宮ノ段なる高倉下と一ツ人としたるも、信られぬことなり、その外にも、取ルかたきことゞもおほかり、然れども凡ては、古き家々ノ記のありけるを取て、記せりと見えて、ひたぶるに捨べき物には非ず、】始ノ祖より十三世ノ孫、尾綱根命、品太天皇ノ御世ニ賜フ尾治ノ連ト云姓ヲとあり、【かく十四世ノ孫より下、世々の名みな、尾治ノ某ノ連と記せり、】其は倭健ノ命ノ段に、尾張ノ國ノ造之祖美夜受比賣とある、此國ノ造即チ此ノ氏とおぼしければ、此ノ氏人既く尾張ノ國に下リ居住けるを、尾綱根に至て、此姓をば賜へるなるべし、】此事猶輕島ノ宮ノ段に云を、考ヘ合すべし、書紀にかの美夜受比賣を、尾張氏之女とあるは、當時既に此姓なりし如く聞ゆれども、こは例の後ノ名を前へ及ぼして云るなり、さて此ノ氏の本居は、大和ノ國ノ葛城なり、然云故は、境原ノ宮ノ段に、此ノ氏人に、葛城之高千那毘賣と云あり、又舊事紀に、此ノ氏三世ノ孫、天ノ忍人ノ命、異妹角屋姫、亦ノ名ハ葛木ノ出石姫ト云々、次ニ天ノ忍男ノ命、葛木ノ土ノ神劒根ノ命ノ女、賀奈良知姫ヲ爲ス妻ト云々、四世ノ孫瀛津世襲ノ命、亦云葛木彦ノ命、十一世ノ孫建諸隅ノ命、葛木ノ直ノ祖大諸見ノ足尼ノ女ヲ爲シ妻トなどもあり、また書紀神武ノ卷に、高尾張ノ邑、或本ニ云、葛城ノ邑也、また高尾張ノ邑云々、因改ノ號テ其ノ邑ヲ曰フ葛城トとあるは、高尾張と云は、葛城の本ノ名と聞ゆれば、國ノ名の尾張は、此ノ高尾張より出で、其は此ノ氏人の葛城より出て、彼ノ國に下リ住居し故に、其ノ本居の名を取て、國ノ名とせるかと思へども、然には非じ、かの神武ノ卷の趣は、一ツの傳へにて、實は天ノ火明ノ命の子孫、葛城ニ住居けるが、尾張ノ國ノ造になりて、彼國に下り居住し人ありし縁によりて、其國ノ名を取て、本居の葛城を、高尾張ノ邑とも云けむを、誤テ本ノ名の如く傳へ云しなるべし、但しこれらは、今己が思ひよれることにて、たしかには定めがたけれども、とまれかくまれ、葛城に高尾張てふ名のあるは、此氏の本居たる由

縁なる事は、違はざるなり、三代實錄九に、尾張ノ國海部ノ郡ノ人、其日ノ連公宗氏、尾張ノ醫師其日ノ連公冬雄等、同族十六人、賜ニ姓ノ高尾張ノ宿禰ニ天孫火明ノ命之後也とあるを以て、尾張と高尾張と、別ならざる事を知べし、右の其日の日、印本には日とあり、古本日なり、又其氏、甚い誤か、伊勢ノ一志郡に甚目寺あり、尾張ノ海部郡に甚目寺あり、さて此氏人の、葛城より始メて尾張ノ國に下り住居しは、何れの御世なりけむ、さだかならず、國造本紀に、尾張ノ國造ハ、志賀ノ高穴穗ノ朝、以ニ天別天ノ火明ノ命ノ十世ノ孫小止與命ニ定ニ賜國ノ造ニとあれども、倭建ノ命の下り坐し時に、既に彼國に此氏人はありつれば、志賀高穴穗ノ朝と云るは違へり、小止與命は、さもあるべし、なほ尾張ノ國なる此ノ氏人の事は、彼ノ倭建ノ命ノ段に委く云べし、さて又備前ノ國に、此氏の由縁ある事あり、まづ和名抄に、備前ノ國邑久ノ郡に尾張ノ郷ありて、神名式、同國御野ノ郡に、尾針神社、尾治針名眞若比女神社あり、舊事紀に、十四世ノ孫尾治針名根ノ連、これは姓氏錄に、波利那乃連公とあり、さて尾張ノ國愛智ノ郡にも、針名ノ神社あり、又尾張ノ國海部ノ郡に、伊福ノ郷、神鳳抄に、尾張國伊福部ノ御厨ありて、備前ノ國御野ノ郡にも、伊福ノ郷あり、姓氏錄に、伊福部ノ宿禰ハ、尾張ノ連同祖、火明ノ命之後也とあり、】書紀天武ノ巻に、十三年十二月戊寅朔己卯、尾張ノ連、賜ニ姓ヲ曰ニ宿禰ト【天平寶字二年三月庚申、勅ニ尾張ノ連馬身云々、未ダ被レ賜ハ姓ヲ、其身早ク亡、於ニ是馬身ヵ子孫、並賜ニ宿禰ノ姓ニと、續紀に見ゆ、】姓氏錄、左京ノ神別【天孫】尾張ノ宿禰ハ、火明ノ命ノ二十世ノ孫、阿曾ノ連之後也、【二十世、一本に十七世とあり、曾は、一本には魚と作けり、】尾張ノ連ハ、尾張ノ宿禰ト同祖、火明ノ命ノ之男天ノ香吾山ノ命之後也、右京ノ神別【天孫】尾張ノ連ハ、火明ノ命ノ五世ノ孫武礪目命ノ之後也、【右京なる尾張ノ連、天長十年に、忠宗ノ宿禰と云姓を賜はれるあり、】山城ノ國ノ神別、尾張ノ連ハ、火明ノ命ノ子天ノ香山ノ命之後也、大和ノ國ノ神別、尾張ノ連ハ、天ノ火明ノ命ノ子天ノ香山ノ命之後也、河内ノ國ノ神別、尾張ノ連ハ、火明ノ命ノ十四世ノ孫小豐命ノ之後也とありて、此外にも此ノ姓より別れたる氏々、甚多くして、同書【又舊事紀】に見えたり、○奧津余曾、舊事紀に、三世ノ

孫天ノ忍男ノ命、此ノ命葛木ノ土ノ神劔根ノ命ノ女賀奈良知姫ヲ爲シテ妻ト生ミ二男一女ヲ【書紀神武ノ卷に、以ニ劔根者ヲ一爲ニ葛城ノ國ノ造ト一】四世ノ孫瀛津世襲ノ命、亦云ニ葛木彦ノ命ト尾張ノ連等ノ祖、天ノ忍男ノ命之子とあり、天ノ忍男ノ命は、天ノ火明ノ命の子天ノ香語山ノ命、其ノ子天ノ村雲ノ命の子なり、○余曾多本毘賣命、書紀に、二十九年春正月甲辰朔丙午、立ニ世襲足媛ヲ一爲ニ皇后ト一云、磯城縣主葉江女渟名城津媛、一云、倭國豐秋狹太媛ノ女大井媛也【狹太媛ノ女とはいかゞ、】また孝安ノ卷に、母ヲ曰ニ世襲足媛ト一尾張ノ連遠祖瀛津世襲之妹也とあり、舊事紀に、天ノ忍男ノ命の二男一女を擧て、瀛津世襲ノ命、次ニ建額赤ノ命、妹世襲足姫ノ命、亦ノ名ハ日置姫ノ命とあり、【和名抄に、大和ノ國葛ノ上ノ郡に、日置ノ郷あり、】名ノ義は妹兄共に、未タ思ヒ得ず、【多本の書紀には、是とあるに依て、本字は、ゾの誤かと、師は云れつれど、此記に、ゾは假字に用ひたる例なし、】○天押帶日子命、大倭帶日子國押人命、二柱の御名、其に注せり、押は意布志にて、大の意なり、其證は、凡河内を、姓氏錄推古紀などに、大河内とも書き、【傳七の七十一葉見べし】天武ノ卷に、凡海ノ連を、大海とも書き、【天武天皇の御名を、大海人皇子と申せしも、此連を取れるなり、】神代紀一書に、熊野忍蹈ノ命を、一書には、熊野大隅ノ命ともあるを以テ、思ヒ定むべし、凡て御名の押【忍とも書り、】皆同じ、押並てなどの押も、同く大の意なり、帶は借字にて、足の意なり、【万葉二に、御執乃長弓執立之【足】と書り、】さて記中に、多羅志に帶ノ字を借れる事は、古語に御帶の倭文服結垂とある如く、帶は腰に著る物なる故に、此ノ名あるなり、【大刀を御佩、弓を御執など云など、同じ心ばへなり、】書紀に、后生ニ天足彦國押人命、日本足彦國押人天皇ヲ一とあり、】

故弟帶日子國忍人命者治天下也兄天押帶日子命者【春日臣。大宅臣。粟田臣。小野臣。柿本臣。壹比韋臣。大坂臣。阿那臣。多紀臣。羽栗臣。知多臣。牟邪臣。都怒山臣。伊勢飯高君。壹師君。近淡海國造之祖也

春日臣、春日は、大和ノ國添ノ上ノ郡にある地ノ名なり、此ノ地の事は、黒田ノ宮ノ段に云べし、さて此ノ姓は、書紀天武ノ卷に、十三年十一月戊申朔、大春日臣賜レ姓曰二朝臣一とあり、大てふ言は、是レより前何れの御代に加へられたるにか、詳ならず、【持統ノ卷五年の下に、十八氏を擧たる中には、たゞ春日とありて、大ノ字はなし、元明紀に出たるには、大ノ字あり、】姓氏錄、左京皇別、大春日ノ朝臣ハ、出レ自二孝昭天皇ノ皇子天帶彥國押人ノ命一也、仲臣令家重二千金一、委レ糟爲レ堵、于時大鷦鷯天皇【諡ハ仁德】臨二幸其ノ家一、詔ノ號二糟垣臣一、後改爲二春日ノ臣一、桓武天皇延暦二十年、賜二大春日ノ朝臣ノ姓一とあり、【是に仲臣令とあるは、文字の脫誤れるにや、人ノ名なるべき處なり、仲は一本に件とあり、是もいかゞ、さて桓武天皇云々と云るも疑はし、是より先既に大春日ノ朝臣ノ姓なればなり、糟垣の事も論あり、黒田ノ宮ノ段に云べし、】文德實錄に、齊衡三年八月辛未朔丁酉、春日ノ臣雄繼ニ、賜二姓ヲ大春日ノ朝臣ト一【○姓氏錄なる、春日ノ眞人は異姓なり、思ヒ混フべからず、】○大宅臣、大宅は、和名抄に、大和ノ國添ノ上ノ郡に、春日大宅と並ゐたる郷にて、書紀ノ武烈ノ卷ノ哥に、苔能婆例嗚、於裒野能須擬、播屢比能箇須我嗚須擬、とよめる地なり、【物淺にてふ枕詞は、澤に多しと云意のつゞけなり、さはに多とは、同じ事なれども重ね言る例あり、万葉十八に、山乎之毛、佐波尓於保美等とあり、】さて此ノ姓は、天武紀十三年十一月戊申朔、大宅ノ臣、賜二姓ヲ曰二朝臣一と見え、姓氏錄、山城ノ皇別に、大宅ハ小野ノ朝臣同祖、又攝津ノ國皇別に、大宅ノ臣ハ、大春日同祖、天足彥國押人ノ命之後也とありて、朝臣なるは見えず、【されど類聚國史職官ノ部、弘仁元年の條に、大宅ノ朝臣年雄從五位下に叙する事見えたり、】脫たるにや、【右京皇別、火氏の次、粟田朝臣の上に、姓を標さずして、たゞに孝昭天皇ノ皇子、天足彥國押人ノ命之後也とある、もしこれ大宅ノ朝臣にて、其ノ一行脫たるにやあらむと思ひしに、後に一本を得て校るに、火氏の次なる孝昭天皇云々は、小野朝臣ノ條の錯亂たるなり、其ノ事委く末に別に云り、】續後紀、承和三年五月己未朔庚子、山城ノ國ノ人、大宅ノ臣福主、改レ臣ヲ賜二朝臣ヲ一【○姓氏錄に、大宅ノ眞人、大家ノ

臣、大宅ノ首、大家ノ首なごもあり、是ヒ等は異姓なり、】○粟田ノ臣、粟田は、和名抄に、山城ノ國愛宕ノ郡上粟田【阿波多】下粟田、此ノ地なるべし、【諸陵式にも山城國愛宕郡上粟田鄕とあり、文德實錄六に、山城國宇治郡粟田山とあるも、同地なり、】さて此姓は、天武紀に、十三年十一月戊申朔、粟田ノ臣、賜レ姓曰二朝臣一と見え、續紀に、天平寶字三年十月丁丑、粟田ノ臣道麻呂賜二姓朝臣一、また天平神護元年三月癸巳、近江ノ國坂田郡ノ人、粟田ノ臣之祖直祖ヒ大人道守同人ニ賜二姓朝臣一、【之祖の之ノ字は、誤寫なるべし、】また神護景雲元年六月己亥、左京ノ人、粟田ノ臣弟麻呂種麻呂宇奈美麻呂三人、賜二姓朝臣一なごあり、姓氏錄、右京皇別、粟田ノ朝臣、大春日ノ朝臣同祖、天足彥國忍人ノ命之後也、【又山城國皇別】粟田ノ朝臣、天足彥國押人ノ命ノ三世ノ孫、彥國葺命之後也と見ゆ、續後紀に、承和四年二月甲午朔癸卯、勅、以二大春日布瑠粟田三氏ノ五位已上、准二小野氏一、春秋二祠ノ時、不レ待二官符一、向二在ル近江ノ國滋賀ノ郡一氏神ノ社一とあり、【布瑠氏ノ事は、傳十八の五十二葉五十三葉に云り、さて此ノ近江ノ國なる氏神の事は、次ノ小野ノ臣の下に云べし、】○小野ノ臣、【舊印本延佳本などに、臣ノ字脫たり、今は眞福寺本又一本に有るに依れり、】此姓の事は天武紀に、十三年十一月戊申朔、小野ノ臣賜レ姓ヲ曰二朝臣一と見え、姓氏錄、左京皇別、小野ノ朝臣、大春日ノ朝臣同祖、彥姥津命ノ五世ノ孫、米餅搗大使主命之後也、大德小野ノ臣妹子、家二于近江ノ國滋賀ノ郡ノ小野ノ村一、因以爲レ氏、【妹子ノ臣は、小治田ノ御世に、始て唐國に大使に遣されし人なり、滋賀ノ郡に、今も小野村あり、堅田より北、比良より南なり、】山城ノ國皇別、小野ノ朝臣、孝昭天皇ノ皇子、天足彥國押人命之後也、【姓氏錄今ノ印本、此ノ處、第卅一葉と、第卅二葉との次序錯亂て、前後になれり、故に第卅一葉の始に、姓を標ずして、孝昭天皇云々とあるは、第卅二葉の終なる、小野朝臣の條にして、今此に引る是なり、又第卅一葉の終なる阿閇ノ臣は、第卅二葉の始に、阿部ノ朝臣大彥云々とある、是レ其ノ條なり、又此ノ錯亂によりて、第卅一葉粟田ノ朝臣より、阿閇ノ臣まで六氏、右京皇別となれり、此レ等は右の小野朝臣の次にて、山城國ノ皇別なり、近きころ一

本を得て、校へたる次第かくの如し、姓氏錄を看む人、此ノ錯簡に因て、數ノ姓ノ等を誤らむ事を恐て、かく委く辨へおくものなり、】神名帳、近江ノ國滋賀ノ郡、小野神社二座、【名神大】これ此ノ氏ノ神なり、續後紀に、承和元年二月乙未朔辛丑、小野氏ノ神社、在ニ近江ノ國滋賀ノ郡一、勅ス、彼ノ氏ノ五位已上、每レ至ニ春秋之祭一、不レ待ニ官符一、永ク聽ニ往還一、【同三年五月、授ニ無位小野ノ神ニ從五位下ヲ一、依ニ遣唐副使小野ノ朝臣篁ノ申スニ一也、三代實錄、貞觀四年十一月、近江ノ國小野ノ神、授從四位下などあり、又式に、同國高島ノ郡にも、小野ノ神社あり、又山城ノ國愛宕ノ郡、小野ノ神社、和名抄、同郡小野、同國宇治ノ郡小野などあり、是らも由緒あるにやあらむ、】又姓氏錄に、山城ノ皇別、小野ノ臣ハ、天足彦國押人ノ命ノ七世孫、人花ノ命之後也ともあり、【人花の人ノ字、印本にはなし、古本にあり、さて紹運錄に、小野ノ妹子ノ臣を、敏達天皇ノ御子春日ノ皇子ノ子として、世に小野氏を、敏達の後と云は、ひがことなり、こは思ふに、春日ノ皇子の御母は、春日ノ臣氏の女にて、春日ノ臣と小野臣と同祖なれば、かゝることよりぞ誤りつらむ、】○柿ノ本ノ臣、天武紀に、十三年十一月戊申朔、柿ノ本ノ臣、賜レ姓ヲ曰ニ朝臣一ト、姓氏錄、大和ノ國皇別、柿ノ下ノ朝臣ハ、大春日ノ朝臣同祖、天足彦國押人ノ命ノ之後也、敏達天皇ノ御世ニ、依テ家ノ門ニ有ルニ柿ノ樹一、爲ニ柿ノ本ノ臣氏ト一とあり、【神名式に、山城ノ國紀伊ノ郡、飛鳥田ノ神社、一名柿ノ本ノ神ともあり、又今大和ノ國葛ノ下ノ郡に、柿ノ本村あり、】歌仙と仰がる、人麻呂は、此氏人なり、凡て此氏の人、紀に此彼出たり、○壹比韋ノ臣、壹比韋は、大和ノ國添ノ上ノ郡の地ノ名にて、輕島ノ宮ノ段の大御哥に、伊知比韋能、和邇佐能邇袁とある是なり、猶此ノ地の事は、彼ノ御哥の下に云べし、さて此ノ姓は、天武ノ巻、十三年十一月戊申朔、櫟井ノ臣、賜ニ姓ヲ曰ニ朝臣ト一、姓氏錄、右京皇別、櫟井ノ臣ハ、和安部同祖、彦姥津命ノ五世ノ孫、米餠搗大使主ノ命之後也、【和安部朝臣ハ、大春日ノ朝臣同祖ト云とあり、これらの安ノ字は、爾を誤れるなり、猶此ノ事伊邪河ノ宮ノ段、丸邇ノ臣の下に云】此外朝臣なるは見えず、○大坂ノ臣、大坂は地ノ名にて、和名抄に、備後ノ國安那ノ郡大坂ノ鄕あり、是にもあらむ、其由は次なる阿那ノ臣の下に云、【又和

名抄に、大和ノ國葛上郡に、大坂ノ郷あり、神名式に、同國葛下郡大坂山口神社あり、此ノ大和なる大坂は、古書に多く見えたれば、是ならむも知りがたし、】さて此姓、此より外に見あたらず、【姓氏錄なる大坂ノ直は、異姓なり、】○阿那臣、阿那は、書紀景行ノ卷【廿七】に、穴海、安閑ノ卷に、穴ノ胸郷國などある地にして、和名抄、備後ノ國安那郡【夜須奈】これなり、【夜須奈とは、安那と云事を嫌ひて、後に引かへたるものなり、此例他國にもあり、】國造本紀に、吉備ノ穴ノ國ノ造、纒向ノ日代ノ朝ノ御世、和邇ノ臣同祖、彥訓服ノ命ノ孫、八千ノ足尼ヲ、定メ賜フ國ノ造ニ、【彥訓服命は、天押帶日子ノ命の三世ノ孫なり、】姓氏錄に、右京皇別、安那ノ公、天足彥國押人ノ命之後也とあり、【那ノ字、印本に都と作るは誤なり、古本には那とあり、】さて此ノ氏は、此には臣ノ姓なるに、公とあるは、いかなることにか、○此姓の事、近江ノ國坂田ノ郡阿那、垂仁紀に、吾名邑とある是なり、又美濃ノ國郡上ノ郡安那あり、然るに是らをおきて、備後ノ國なる安那としも定むる事は、國造本紀に依てなり、さて是をも備後の安那とするに依て、上なる大坂をも、彼ノ國のならむとは云なり、】○多紀臣、丹波ノ國多紀郡より出たるか、多紀てふ地名は、なほ他にもあるべければ、定め難し、又此姓も、また他に見あたらず、○羽栗臣、和名抄、尾張ノ國葉栗郡【波久利】葉栗ノ郷、これより出たるべし、【山城ノ國久世ノ郡にも羽栗ノ郷あり、】續紀に、寶龜七年八月丙辰、山背ノ國乙訓ノ郡ノ人、羽栗ノ翼賜フ姓ヲ臣ニ、【後紀、文德實錄などにも、羽栗氏ノ人見ゆ、】姓氏錄、左京皇別、葉栗、和爾部ノ朝臣同祖、彥姥津ノ命ノ三世ノ孫、建穴ノ命之後也、【穴ノ字、一本に安と作り、】また右京皇別、葉栗ハ、小野ノ朝臣同祖、彥國葺ノ命之後也、【臣の姓なるが無きは、いかなるにか、】○知多臣、和名抄、尾張ノ國智多ノ郡、【万葉七に、知多乃浦、】これより出たるべし、羽栗に並べれば也、さて此姓、他に見あたらず、○牟邪臣、和名抄、上總ノ國武射郡これなり、【大和國高市ノ郡なる身狹に非ず、邪射などは、濁音ノ假字なり、】國造本紀に、武社國ノ造ハ、志賀ノ高穴穗ノ朝ニ、和邇ノ臣ノ祖彥意祁都ノ命ノ孫、彥忍人ノ命ヲ、定メ賜フ國ノ造ニ、と云り、續紀に、神護景雲三年三月、陸奧ノ國牡鹿ノ郡ノ人、

春日部ノ奥麻呂等三人、賜ニ姓ヲ武射ノ臣一とあるこ、本より此ノ氏ノ族なりけむ、【三代實錄卅六にも、武射ノ臣助守など云見えたり、】〇舒明紀皇極紀に見えたる身狹君身狹ノ臣は、別姓なるべし、】〇都怒山臣、此ノ地ノ名も姓も、いまだ古書に見あたらず、續紀九に、角山君内麻呂と云人は見えたり、【こは君の尸なれば、異姓か、はた同姓か、知がたし、されど角山ノ國地にあるべし、此ノ人賦ニ役於陸奧ノ國ノ鎭所ニとあれば、東國の人ならむ、なほ考ふべし、】〇伊勢ノ飯高ノ君、和名抄、伊勢ノ國飯高ノ郡【伊比多加】これなり、【大神宮儀式帳に、飯高ノ縣と見え、倭姫ノ命ノ世記に、于時飯高ノ縣ノ造ノ祖乙加豆知命乎、汝國ノ名ハ何問賜、白久、意須比飯高ノ國止白而、貢ニ神田并神戸一、倭姫ノ命、飯高志止白事貴止、悅賜支と云り、】續紀に、天平十三年四月甲申、伊勢ノ國飯高ノ郡ノ采女、正八位下飯高ノ君笠目之親族、縣ノ造等、皆賜ニ飯高ノ君ノ姓ヲ一、また神護景雲二年二月辛酉、伊勢ノ國飯高ノ郡ノ人、飯高ノ公家繼等三人、賜ニ姓ヲ宿禰ヲ一、また實錄六年四月戊辰、飯高ノ公諸君等十一人、賜ニ姓ヲ宿禰ヲ一、【また同八年九月戊寅、以ニ侍從ニ從五位下飯高ノ宿禰諸高ヲ一、伊勢ノ國飯高ノ郡ノ人也、性甚廉謹、不レ好ニ喧競一、以ニ元正天皇ノ御世ニ一、直ニ内教坊ニ一、遂ニ補ニ本郡ノ采女ニ一、飯高氏ノ貢ニ采女ヲ一、自レ此始矣、歷ニ仕ノ四代ニ一、始終無レ失、薨時年八十とあり、此人は、即上に引る采女笠目にて、後に名を諸高と改更たるなるべし、實錄の年のほどをにも、諸高とあり、さて笠目の目ノ字を、廿二の廿三葉には、日に誤り、廿三の十四葉には、目に誤れるを、古本にはみな目とあり、さて此ころ此ノ氏人の、したしく朝廷に仕奉て、宮仕へまつるは、此ノ人のゆかりと見えたり、】また同九年二月癸巳、飯高ノ公家人等九十人、賜ニ姓ヲ宿禰ト一見え、續後紀に、承和三年三月庚子朔丙午、左京ノ人飯高ノ宿禰全雄、同姓常高等五烟、改ニ宿禰ヲ一賜ニ朝臣ヲ一、【全雄、十の卷には今雄とあり、】また同九年六月甲子朔丙寅、伊勢ノ國ノ人飯高ノ公常比麻呂、弟五百繼、飯高ノ笠目ノ親族等、男女廿七人、賜ニ姓ヲ飯高ノ朝臣ヲ一、貫ニ附ス左京三條ニ一と見え、三代實錄に、貞觀十五年十二月二日、壹師ノ郡ノ人、伊部ノ造豐持ニ、賜ニ姓ヲ飯高ノ朝臣ヲ一、改メテ本居ヲ一、貫ニ左京五條ノ三坊ニ一、其ノ先出レ自ニ孝昭天皇ノ皇子、

天足彦國押人ノ命ノ也、○壹師君、和名抄、伊勢ノ國壹志ノ郡【伊知之】是なり、續紀十三に、壹師ノ君族古麻呂、續後紀十九に、壹志ノ公吉野など云人見えたる、此ノ吉野を、文徳實錄齊衡二年の處に、壹志ノ宿禰吉野とあれば、此レより前に、宿禰ノ姓を賜はりしを、史に其事の漏たるなるべし、三代實錄に、貞觀四年七月廿八日、左京ノ人、壹志ノ宿禰吉野、賜ニ姓大春日ノ朝臣ヲ、天足彦國押人ノ命之後也、○近淡海ノ國ノ造、こはいまだ物に見あたらず、【書紀景行ノ卷に、近江ノ臣諸てふ人見えたるは、此ノ氏か他姓か、しらず、國造本紀には、淡海ノ國ノ造、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世、彦坐ノ王ノ三世ノ孫、大陀牟夜別ヲ、定ニ賜國ノ造ニと云り、】○書紀に、天足彦國押人ノ命ハ、此レ和珥臣等ガ始祖也とあり、此に此ノ姓は漏たり、こは殊に廣き氏なれば、此にも必ズ載るべき事なり、此ノ姓のことは、伊邪河ノ宮ノ段に云べし、さて此ノ皇子の御後は、上ノ件の外にも、氏々多くして、姓氏錄に見えたり、又三代實錄九に、民首方永てふ人、此ノ命の後とあり、又續後紀四に、近江ノ國ノ人、島ノ朝臣眞行、賜ニ姓高生ノ朝臣ヲ、其先觀松彦香殖稻ノ天皇之後也、【島ノ朝臣、古本には嶋ノ臣とあり、】とあり、是レも此ノ皇子の後なるべし、

天皇御年玖拾參歲、御陵在掖上博多山上也

御年玖拾參歲、書紀には、八十三年秋ノ月丁巳ノ朔辛酉、天皇崩とありて、御年は記されず、【但シ大御父天皇の廿二年に、爲ス皇太子ト、年十八とあるに依レば、百十四歲なるべし、】或書には、百十四とも、百十五とも、百二十とも云り、○掖上博多山上、書紀孝安ノ卷、三十八年、秋ノ八月丙子ノ朔己丑、葬ニ觀松彦香殖稻ノ天皇ヲ于掖ノ上ノ博多ノ山ノ上ノ陵ニとある、三十八年心得ぬ事なり、【舊事紀に、八十三年、天皇崩、明年ノ八月葬ニと云るは、書紀に依てなれども、三十八年を疑て、明年とは、おしあてに記せるなるべければ、採ルとするにたらず、】諸陵式に、掖ノ上ノ博多ノ山ノ上ノ陵、掖ノ上ノ池心ノ宮ニ御宇孝昭天皇、在リ大和ノ國葛ノ上ノ郡ニ、兆域東西六町、南北六町、守戸五烟とあり、大和志に、在ニ三室村ニ、陵ノ畔ニ有リ八幡ノ祠

并ニ家村と云り、【○凡て御陵ノ地を、山ノ上岡ノ上など記せるは、上にまれ下にまれ、そのあたりと云事なり、古へに上又邊と云る、皆其意なり、必しも今俗に云ふ上のみには非ず、此は古への御陵どもの、今存るを見し、其ノ地ノ形の、記に違へるがごと思ふ人のありぬべき故に、思ひ出るまゝに、此に驚かしおくなり、】

秋津嶋宮卷

大倭帶日子國押人命、坐葛城室之秋津嶋宮、治天下也、此天皇、娶姪忍鹿比賣命、生御子、大吉備諸進命、次大倭根子日子賦斗邇命、【二柱、自賦下三字以音】故大倭根子日子賦斗邇命者、治天下也、天皇御年、壹佰貳拾參歳、御陵在玉手岡上也、

此ノ天皇ノ御謚は、孝安天皇と申す、○室は、和名抄に、大和ノ國葛上郡牟婁郷あり、是なり、今も室村あり、又室村と云もあり、書紀ノ履中ノ巻に、掖ノ上ノ室ノ山とあるも、此處なり、○秋津嶋ノ宮、書紀に、二年冬十月、遷都於室地、是謂秋津嶋宮とあり、此は彼ノ神武ノ巻に、皇輿巡幸因、登腋上嗛間丘、而廻望國状曰云々、猶如蜻蛉之臀呫ニ焉、由是始テ有秋津洲之號也とあるは、誰も大倭ノ國ノことゝ思へど、若は又其ノ掖ノ上のあたりの地ノ形を御覧して、詔へるにもあるべし、【古ヘは郡郷などの如きをも、某ノ國と云る、常のことなれば、此ノ掖ノ上ノ國をも云るにてもあるべし、】若然らば、秋津嶋と云は、彼ノ時より此ノ地の號となりしが、此ノ天皇の百餘年も坐して、都坐せる、

でたき大宮地の名なりし故に、後におのづから、倭ノ國の大號の如くにもなれるか、【師木島の例と同じ、】又彼ノ御古事を、倭一國のことゝせば、此ノ宮ノ號は、彼ノ御古事のありし地なる故に、如此はつけ賜へりしか、何れにまれ、彼御故事に依れる號なり、○姪は、和名抄に、姪ハ釋名ニ云、兄弟之女ヲ爲ス姪ト、和名米比と見ゆ、米比とは、女甥の意の稱なるべし、○忍鹿比賣ノ命、御名、鹿の義未ダ思ヒ得ず、書紀には、二十六年春二月己丑朔壬寅、立テ姪押媛ヲ爲ス皇后ト、一云、磯城縣主葉江ノ女長媛、一云、十市ノ縣主五十坂彦ガ女五十坂媛也とあり、又孝靈ノ卷に、母ノ曰ス押媛ト、蓋シ天足彦國押人ノ命之女乎とあり、【如此疑ヒて記されたるゆゑは、天皇の御兄弟はたゞ天押帶日子ノ命一柱のみ坐せば、御姪ならむには、必此ノ御女なるべく、されど誰の御女と云ことは傳はらざれば、決ては云難きなり、】○大吉備諸進ノ命、【進を、師は須美と訓れつれど、なほ須々美なるべし、】此ノ御子は、書紀には見えざるに依て思フに、此は孝靈天皇の御子、比古伊佐勢理毘古命、亦ノ名ハ大吉備津日子ノ命を、或は此ノ天皇の御子とし、傳ヘ誤れるには非るか、其故は、是レは大吉備と申す御名負ヒ坐せる由も、おぼつかなく、又進も、彼ノ伊佐勢理と同意なればなり、【其由は、彼處に委ク云べし、】○大倭根子日子賦斗邇ノ命、御名意、根子は尊稱にて、景行天皇の御子にも、倭根子ノ命と申すあり、凡人にも、記中に難波根子、書紀神功ノ卷に、山背根子など云名見えたり、天皇は、大倭ノ國所知看を以て、倭根子とは申シ奉るなり、故レ此ノ御號、是レを始メとして、孝元開化の二御世、又清寧元明などの御名にも、稱奉れり、【光仁よりは仁明までの御諡號には、皆是レあり、】凡て御代御代の天皇の御通號となりて、詔命などにもみな、倭根子天皇と申し奉ることとなり、【孝徳紀大化二年の詔に、明神御宇日本倭根子天皇詔云々、天武紀十二年の詔に、明神ト御ス大八洲ヲ日本根子天皇勅命者云々、續紀一の詔に、現御神止大八島國所知倭根子天皇命云々、などあるが如し、】賦斗邇は、書紀に、太瓊と書れたる字の意ならむか、【邇の義は、なほもあらむかと思はるれども、いまだ他に思ひ得ず、】さて書紀には、大日本根子彦太瓊ノ天皇ト

とありて、大吉備諸進ノ命は無し、○御年壹佰貳拾參歲、書紀には、百二年春正月戊戌朔丙午、天皇崩とありて、御年は記されず、【但し大御父天皇の六十八年、立爲皇太子年二十とあるに依れば、百三十七歲なるべし、】或書には、百三十七とも、百二十七とも云り、○玉手岡、書紀ノ孝安ノ巻に、百二年春正月、日本足彥國押人ノ天皇崩、秋九月甲午朔丙午、葬于玉手ノ丘ノ上ノ陵ニと見え、諸陵式に、玉手ノ丘ノ上ノ陵、室ノ秋津嶋ノ宮ニ御宇孝安天皇、在大和ノ國葛上ノ郡ニ、兆域東西六町、南北六町、守戸五烟とあり、今も玉手村ありて、御陵も其地にあり、前王廟陵記に、玉手村是也、在室村ノ西竹ノ内ニと云ヒ、大和志に、玉手村ノ陵ノ南ニ有二天神ノ祠一小冢一ツ在二邑中一と云り、【河内ノ國安宿ノ郡にも、玉手てふ地あり、上に云り、書紀仁德ノ巻に、四十年、佐伯ノ直阿俄能胡と云人、私ノ地を公に獻りて、雌鳥皇女の玉を盜みし罪を、贖ひたりし、其地を玉代と號しことあり、是は何れならむ、さだかならず、但し安寧天皇の大御名に玉手とは、河内ノ國なるこれおほしければ、陵は仁德の御世よりの地名には非じ、御陵の名なるとは、後の地名を以て云る、中に傳へ云ければ、此ノ玉手ならむか、なほよく考ふべし、又天智紀の童謠に、多摩提能伊甞能、云々とあるも、何れならむ、さだかならず、】

黑田宮卷

大倭根子日子賦斗邇命坐黑田廬戸宮治天下也此天皇娶十市縣主之祖大目之女名細比賣命生御子大倭根子日子國玖琉命一柱以音玖琉二字又娶春日之千千速眞若比賣生御子千千速比賣命一柱又娶意富夜麻登玖邇阿禮比賣命生御子夜麻登登母母

曾毘賣命次日子刺肩別命次比古伊佐勢理毘古命亦名大吉備津日子命次倭飛羽矢若屋比賣四柱又娶其阿禮比賣命之弟。蠅伊呂杼生御子。日子寤間命次若日子建吉備津日子命二柱此天皇之御子等。并八柱男王五女王三

此ノ天皇後の漢樣の御諡、孝靈天皇と申す、○黒田は、和名抄に、大和ノ國城ノ下ノ郡黒田ノ郷久留多とある、此なるべし、今も黒田村あり、【出雲風土記に、意宇ノ郡黒田ノ驛ハ、土體色黒、故云黒田トとある、此ノ例に依らば、此處も然る故の名にや、】○廬戸宮、此ノ宮の御跡は、大和志に、宮古村と黒田村との間なる、都ノ杜なりと云り、書紀に、日本足彦國押人ノ天皇百二年、冬十二月癸亥朔丙寅、皇太子遷都於黒田、是ヲ謂廬戸ノ宮トとあり、○十市縣主、十市は、和名抄に、大和ノ國十市ノ郡ハ止保知、これなり、【十は登袁なるを、止保とあるは、假字違へり、地名なればなるべし、されど其はやゝ後の訛にこそあらめ、十ノ字をしも書キ來れるは、本は登袁とぞ唱へけむ、然れども今は姑く和名抄に從ひて訓つ、】神名帳同郡に、十市ノ御縣ニ坐ス神社【大月次新嘗】あり、さて此ノ縣主氏、他には見えず、○大目、神名式、尾張ノ國山田ノ郡、大目ノ神社、佐渡ノ國羽茂ノ郡、大目ノ神社、和名抄に、同郡大目ノ【於保女】郷などあり、さて此ノ人を、書紀ノ孝元ノ卷には、磯城縣主とあり、○細比賣ノ命、細は、師の久波志と訓れたるを用ふべし、目微比賣など云例もあればなり、又細ノ字を然訓る例も、万葉などにも多かり、書紀には、二年春二月丙辰朔丙寅、立細媛ノ命ヲ爲皇后ト一云、春日ノ千乳早山香媛、一云、十市ノ縣主等ノ祖ノ女眞舌媛也と見え、又孝元ノ卷に、母ヲ曰細媛ノ命ト磯城ノ縣主大目之女也とあ

り、○大倭根子日子國玖琉ノ命、書紀に、后ノ生ス大日本根子彦國牽ノ天皇ヲとあり、御名ノ意、玖琉は、括にて、統る意なり、【今の俗言に、物を統るを、久留米流とも、久々流とも云り、凡て久流てふ言は、環る意なれば、統ると云も、括ると云も、環らし包て、もらさぬ意より云なり、さて書紀に、牽ノ字をしも書れたるは、縄を引ク意か、又拘也と註せる意か、其は史記に、牽ニ於所ヲ聞クなど云る類にて、俗言に久々良留々と云にあたれり、】○春日、和名抄に、大和ノ國添ノ上ノ郡春日ノ郷ニ加須加とある、此なり、神名帳同郡に、春日ノ神社、春日ノ祭ノ神などあり、書紀開化ノ巻に、春日此ノ云ニ箇酒ト、繼體ノ紀ノ卷ノ勾ノ大兄ノ皇子ノ御哥に、播屋比能、箇須我能倶爾【武烈ノ巻ノ哥にも如此あり、上に引り、】波流比能と云枕詞は、師の冠辭考に、春の日のかすむと云ニかけたるなりとあり、万葉九に、春日之霞時爾、とあるにて知べし、さて加須賀を春日と書クことは、云なれたる枕詞の字を、即チその地名に用ひたるものなり、飛鳥ノ明日香と云から、明日香をやがて飛鳥と書クと同例なり、此ノ事別に委く云り、】などあり、さて此ノ地名の起ノ事、姓氏録、大春日ノ朝臣の條に見えたれど、疑はし、【其文は、上の春日ノ臣の下に引るが如し、其詞に、彼ノ氏の先祖、大雀ノ天皇の御代に、糟を積ミ垣にせしに因て、糟垣ノ臣と號たまへるを、後に春日ノ臣と改むとある、此ノ説に依ときは、本ト糟垣なりしを、後に省りて、加須賀とはなれるなり、さて又其ノ糟垣は、本ト謂はもし姓なれば、地名に非ざるは、後のことゝ聞ゆるなり、然れども此ノ説の疑はしき由は、先ツ書紀の綏靖ノ巻に、既に春日ノ縣主と云こと見え、又此ノ段にも、如此春日之云々とあるは、正しく地名なるに、彼ノ糟垣の事は、遙に後大雀ノ天皇の御世とあればなり、されば地名が本にて、彼ノ姓は、其ノ地に因れるにこそ有けめ、然れども若シ猶彼説をたすけて云はゞ、糟垣の事は、いと上ッ代のことなりけむを、誤リて大雀の御世とは傳へたるにや、其ノ日若くはかの糟垣に因て、其ノ地名を加須賀と云來つるを、後に姓に用ひしか、大雀の御世なりしにやあらむ、さて糟を積ミ垣とすと云るは、いかなることぞと云に、古ヘには、川の堤の如く、高く築たる垣も

ありしとおぼしければ、然るさまの垣なるべし、哥などに垣穂と云も、さる堤の如くなる垣に、生したる草木を云なり、】
○千々速眞若比賣、名ノ義千々は、神代の栲幡千々姫ノ命の千々に同じかるべし、水垣ノ宮ノ天皇の日女御子に、千々都久和比賣ノ命と申すも坐り、速は光映なり【此ノ事神代の哥、阿那陀麻波夜の處に云り、】書紀には是レを、細媛ノ命の一ッの傳へとして、春日ノ千乳早山香媛とあり、【速眞若と、早山香とは、互に夜と和との省かりたるが異なるのみなり、】さて此記書紀共に、父を舉ざるは、傳はらざりしにこそ、○千々速比賣命、書紀には、此ノ御子無し、神名式に、尾張ノ國中島ノ郡に、知除波夜神社と云あり、○意富夜麻登久邇阿禮比賣ノ命は、浮穴ノ宮ニ御宇シ天皇の御曾孫にて、彼ノ御段に見ゆ、蠅伊呂泥の亦ノ名なり、書紀には、倭國香媛、亦ノ名ハ絙某姉とあり、○夜麻登々母々曾毘賣命、此御名、夜麻登々のこと、書紀には、倭迹々日百襲姫ノ命とあり、又御妹の御名、倭飛羽矢若屋比賣と申すも、書紀には、倭迹々稚屋姫ノ命とありて、各互に少しづゝの異あるを、彼レ此レ相照して參考ふるに、委く云へば倭登々なるを、登を一ッ畧きて、倭登とも云るなり、【此記は畧ける方、書紀は委き方なり、】御妹の倭飛の例を以知べし、【是も書紀には、倭迹々とあり、】又書紀ノ崇神ノ卷に、倭迹速云々と云名もある、是も同じことなるを、迹を一ッ畧けるなり、凡て同音の重なるときは、一ッ畧かゝる例多し、【登々麻流を登麻流とも云ふ類なり、】然るを此ノ御名を、書紀とくらべて、登字一つ脫たるかと思ふは、中々に委しからず、】さて又書紀にも、御妹の御名にも共に、登の下に毘といふ言あれば、此も然るべきが、脫たるにやとも見ゆめれど、然らず、毘は稱名なれば、添ても省きても云るにて、此は本より添ざるなり、御妹の御名倭飛を、書紀には、倭迹々とありて、毘はなく、又彼ノ崇神ノ卷なる倭迹速は、速と連きたるときは同じきにも、毘は添ざる、これらを以准へ知ルべし、さて御名ノ義は、登々【登を一ッ畧けるも、意は同じ、】は、上の千々と同く、【通音なり、】母々は百、曾は勤功なり、【伊曾は、伊佐袁の約りたるなり、】さて此ノ日女命は、書紀崇神ノ卷に、五年國内多ニ疾疫一民有ニ死亡者一

日大半矣、六年百姓流離、或有背叛、七年天皇幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之、是時神明憑倭迹々日百襲姫ノ命曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天皇問曰、敎如此者誰神也、答曰、我是倭國域内所居神、名爲大物主神云々、是於疫病始息、國内漸謐、五穀既成、百姓饒之、また十年云々、於是天皇ノ姑、倭迹々日百襲姫ノ命、聰明叡智、能識未然、乃知其歌ノ怪、とありて、武埴安彦が謀反むとせし事を、豫知坐て、天皇に言賜へりし事あり、かく朝廷の御爲に、種々の勤功しみ坐ける故に、百勤功とは稱へ奉られしなるべし、さてまた同年の下に、是後倭迹々日百襲姫ノ命、爲大物主ノ神ノ之妻、然其神常晝不見而、夜來矣、倭迹々姫ノ命語夫曰、君常晝不見者、分明不得視其尊顏、願暫留之、明旦仰欲覲美麗之威儀、大神對曰、言理灼然、吾明旦入汝櫛笥而居、願無驚吾形、爰倭迹々姫ノ命、心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、則驚之叫啼、時大神有恥、忽化人形、謂其妻曰、汝不忍令羞吾、吾還令羞汝、仍践大虛、登于御諸山、爰倭迹々姫ノ命仰見、而悔之急居、則箸撞陰、而薨、乃葬於大市、故時人、號其墓謂箸墓也、是墓者、日也人作、夜也神作、云々と見えたり、【急居此云菟岐于と、あるは、言のすわりたる方を以て注せるものなり、踞かしには菟岐ともよむべし、即中古の物語文などに、都伊韋賜など云るは、此言なり、大市は、大和國城上郡の郷なり、此ノ御墓、天武紀にも箸陵と見ゆ、其地を今も箸中村と云て、御墓も、大市の西つらに、甚大なる冢山にて在なり、箸中は、箸之墓の約りたる名と聞ゆ、また此ノ崇神ノ卷に見えたる、倭迹々日百襲姫ノ命を、或人疑て云て、是は孝靈の皇女の百襲姫ノ命には非じ、孝元の皇女か、倭迹々姫ノ命なるべし、其故は、彼ノ孝靈の皇女は、崇神の御世には、百歳にも多く餘りたまふべければ、大物主ノ神の御妻となり坐けむ事も、似つかはしからず、又彼ノ紀命は、崇神天皇の王姑に坐すを、天皇ノ姑とあるも違ひ、孝元の皇女は、御姉なれば、よく合り、其ノ上かの大物主神の

御妻となりたまへる事を記されたる處に、始〻には倭迹々日百襲姫命とあれども、次には三所まで、たゞ倭迹々姫命とのみあればなり、然れば崇神紀に見えたるは、日百襲ノ三字は衍にて、孝元の皇女の倭迹々姫命なるべしと云り、此ノ考へ皆一わたりは然ることなれども、猶熟思ふに、彼ノ孝元の皇女の迹々姫ノ命は、書紀にあれども、此ノ記には見えず、孝靈の皇女と同ジ御名なれば、實は一柱なりしがまぎれて、孝靈の皇女とも、孝元の皇女とも、二ツに傳はりつるを、書紀には、二方ながら擧られたるものなるべし、然る例いと多し、又父の姉妹をも姑と云ヒ、祖父の姉妹をば王姑と云て分ッるは、やゝ後のことにこそありけめ、いと上ツ代には、何れをも同じく姨とぞ云ヒけむ、そは子孫を凡て子と云ヒ、先祖を凡て於夜と云しと同例なり、されば孝靈の皇女を、崇神の姑とあるも、違へるに非ず、又孝靈の皇女、崇神の御世には、百歳に餘り賜ふべしと云ノ疑ヒは、諾なれども、凡ソ上代の事は、年紀を以テ云ときは此レと彼レと合はざることは常なれば、必しも其を執へて、深く疑ふべきに非ず、此ノ大物主ノ神の御妻となり坐シし故事も、書紀にこそ此ノ日女命の御事に記されたれ、異なる傳へどもありて、此ノ記にては、生玉依毘賣にて、時も崇神の御世よりは、遙に前の事なりけるをや、然れば此ノ故事、たとひ百襲姫ノ命にまれ、其は崇神の御代より前にて、箸に御陰を撞て、薨坐シしには、其時に非ず、他時の事にぞありけむ、然思はるゝ所以は、箸は物食時にこそ用ふる物なれ、彼ノ薨坐シしは、夜の明るを待て、櫛笥を開て見賜へるをりにて、物食す時に非れば、箸を持賜へるべき由なければなり、然るをまぎれて、彼レと此とを一ツ時の事となりぬるは、崇神の御世に、大物主ノ神を祠リ賜ひし故事のあるに引れて、彼ノ御妻になり坐シし事も、此ノ御代の事に語リ傳へたるなるべし、若シ然らずば、此ノ故事は、他人ならむか、其はさだかならず】○日子刺肩別命、御名ノ義刺肩未タたしかに思ヒ得ず、別のことは、日代ノ宮ノ段に委ク云べし、さて此ノ御子、書紀には無し、○比古伊佐勢理毘古命、書紀に、彦五十狹芹彦命と書れたり、御名ノ義、伊佐は勇、【萬葉に、鯨を勇魚と書り】勢理は神代の火須勢理命の須勢理と同く

て、【須勢は勢と切まる、】進む意なり、彼ノ神ノ名を書紀ノ一書に、大進命ともあるを以知べし、彼ノ孝安天皇ノ御子、大吉備諸進命も、此ノ皇子の傳ノ誤かと云ること、考ノ合すべし、續紀廿五に、伊豫ノ國ノ人周敷ノ連眞國等二十一人、賜ニ姓ノ周敷伊佐世利宿禰ト、とあるも、勇を負たる由の姓なるべし、【神名式に、播磨ノ國賀古ノ郡に、天ノ伊佐々比古ノ神社と云もあり、】○大吉備津日子ノ命、書紀には吉備津彦ノ命とあり、名ノ義吉備は、國ノ名なり、如此御名負坐る由も、彼ノ國の事も、下に云べし、○倭飛羽矢若屋比賣、書紀には倭迹々稚屋姫ノ命とあり、飛は登比と訓べし、御姉の御名、書紀に倭迹々日とある例なればなり、【登夫と訓るは非なり、又書紀の迹々日の日は道なるべきこと、此に飛と書るを以知べし、】名ノ義飛は、登々毘の畧なること、御姉の御名の例に同じく、其意も同じ、毘は比古比賣などの比にて、靈名なり、【書紀には御姉の方に日ありて、此ノ御名には無く、此ノ記には、御姉の方には無クして、此ノ御名に有るは、互に稱名を添たること、添ざるとの異のみなり、】羽矢は、上なる千々速などの速と一ッなり、【凡て波夜は速と書るに、此に羽矢としも書るは、上の飛ノ字に引れて、其に由ある字をふと書るのみなり、殊なる意あるに非ず、】屋は阿夜にて、美稱なり、綏靖天皇の皇女若屋郎女を、書紀には、稚綾姫とあるにて知べし、さて餘の例によるに、此ノ御名にも、必ズ命とあるべきに、此字なきは、脱たるか、○弟は、美伊呂杼と訓べし、○蠅伊呂杼、浮穴ノ宮ノ御段に出づ、書紀に亦ノ名絙某弟とあり、○日子寤間命、【寤間を師は、佐那麻とか、佐能麻とか訓べし、日本紀に彦狹島とある、島は麻とのみも云ばなり、と云れつれども、佐那とも佐とも云むには、寤ノ字を書くべくも非ず、又書紀にも、眞ならむには、島ノ字を書クべきに非れば、なほ佐米麻とこそ訓べけれ、】名ノ義未ダ思ヒ得ず、書紀には彦狹島命とあり、【此ノ書紀の御名は當れり、彼ノ景行ノ卷に、五十五年ノ、彦狹島ノ王ヲ拜ニ東山道十五國ノ都督ニ、是レ豐城ノ命之孫也、然到ニ春日ノ穴咋ノ邑ニ、臥病而薨之、是時東國ノ百姓、悲ニ其ノ王ノ不ルヲ至、竊盜ニ王ノ尸ヲ葬ニ於上野ノ國ニとありて、下總ノ國に狹島郡もあれば、此地名を以て後に稱たる御名なる

べし、然れば彦狭島ノ命と申せしは、此ノ御代の皇子には非るを、當間と名の似たるに依て、まぎれつるものにて、此は此記を正しとすべきにや、姓氏錄に垂水ノ史ノ條にも、豐城入彦ノ命ノ男彦狭島ノ命と見えたり、男とあるは、書紀に孫とあると少し異なれども、何れにまれ是又此御代の皇子に非る證なり、又國造本紀に、活目ノ帝ノ皇子大入來ノ命ノ孫彦狭島ノ命と云り、大入來ノ命は、崇神の皇子なるを、活目ノ帝の皇子と云、彦狭島を其ノ孫と云る、是又異なる傳へなれども、此ノ御代の御子には非る證なり、凡て古へには、同名も多けれども、又一人をまぎらはして、此にも彼にも擧たる例も、多きぞかし】○若日子建吉備津日子ノ命、此ノ御名も、又吉備と負坐る所由、下に見ゆ、書紀には、稚武彦命とあり、【此ノ御名に吉備とふことの無きはいふかし、其由は下に論ふべし、】○男王は比古美古、女王は比賣美古と訓べし、凡て天皇の御子及御胤を、王と申すこと、伊邪河ノ宮ノ段、日子坐ノ王の處に委く云、

故大倭根子日子國玖琉命者治天下也大吉備津日子命與若建吉備津日子命二柱相副而於針間冰河之前居忌瓮而針間爲道口以言向和吉備國也

若建吉備津日子ノ命、此御名上にも下にも、若の下建の上に日子とあるを、此には諸本共に、其ノ二字の無きは、書紀にも稚武彦とある如く、省きても申せしなり、然る例多し、日代ノ宮ノ段に出たるにも、此ノ二字無し、【然るを延佳本に、是を補ひたるは、さかしらなり、】○二柱相副而とは、相並てと云むが如し、此事上卷に、副二其姉石長比賣一とある處【傳十六の廿六葉】に委く云り、【凡て副とは、常には大なる物に少き物の附き、尊き者に卑き者の附くが如きをのみ云に似たれども、本は然のみには非ず、同じほどのものゝ、相並び配ふをも云り、されば此も、兄命は大將軍、弟命は副

將軍など云さまには非ずかし、副ノ字に泥むべからず】○針間、和名抄に、播磨ノ國ハ波里萬とあり、國ノ名ノ義は、此國ノ風土記に、萩原ノ里、土中ニ有レ井、所ニ以名ニ萩原一、息長帶日賣ノ命、韓國ヨリ還リ上之時、御船宿ニ於此村ニ、一夜之間ニ生ニ萩ノ根、高サ一丈ニ、仍名ニ萩原一、即闢ニ御井一、故云ニ針間井一とあり、是レに國ノ名の始メとは記されざれども、云ニ針間井一とあるは、何とかや國ノ名も是レより出たりけに聞ゆ、若シ然らば榛木に由れる名なり、【又谷川氏云、赤染衛門ガ集に、播磨より來たる人の、針をおこせてと見え、藤原ノ明衡ノ新猿樂記に、諸國ノ名産を擧たる中にも、播磨ノ針と見えたれば、針によれる名なるべしと云り、是レも捨がたし、上代より針を出し、ここも知がたし】○氷河は、比能加波か比加波か用ノなども、姑く比能加波と訓ツ、此ノ河も氷てふ地ノ名も、物には見えず、今此ノ名は存らぬか、國人に尋ぬべし、【備前ノ國なる或人の說に、須佐之男ノ命の大蛇を斬たまひし簸ノ川上は、出雲に非ず、備前ノ國なる簸ノ川なり、備前の簸ノ川は、赤坂ノ郡石ノ上布都之魂ノ神社の山下を流れて、御野ノ郡に至て海に入る、後には御野川と云、又大川とも西川とも云なり、古事記に針間ノ氷河とあるも、即此ノ川なりと云へれど、凡て信がたし、備前にあらむを、いかでか針間とは云む、殊に彼ノ御野川は、備前の中にても、東ノ方に依れる地にも非るをや、此ノ氷ノ河は、必播磨の國内にこそあるべけれ、右の說に、神代の簸ノ川を、備前なりと云に、種々の強たる說を云て、其證に己家ノ主通ノ日決を引たれども、其も日決の文を構きまに強たるものにて、さらに取となることに非ず、凡て古き名地を、強て己が國へ引入むと構ふるはいとかたはらいたきわざなりかし】○前は佐伎と訓べし、【前に久麻と訓れき、誠に久麻に前ノ字を書ること、古書にいと多く、又川には、久麻をまく云れば、彼ッ此紛るべきことなれども、此記には、久麻は皆隈とのみ書て、前ノ字を用たる例なく、佐伎にぞ前ノ字をば用たる、故河に佐伎はめづらしけれど、例に依て訓つ】○忌瓮は、延佳本に伊波比倍と訓る宜し、瓮は、書紀仁賢ノ卷に、瓮此云ニ倍ト見え、貞觀儀式大嘗ノ用度に、淡路ノ國御原ノ郡瓮十口【各受ニ一斗五升ニ】など見ゆ、【古

閇に用ひたる字、瓮か瓫か定まらず、必ず一ッなるべきを、形も義も似たる故に、後にまがひて、何れをも書るなるべし、故ヶ今辨へおくなり、瓮は、烏貢ノ反、説文に罌也と云て、甕と同じことなり、瓫は、步奔ノ反、盆と同じ、和名抄には、甕、字亦作レ瓮、和名毛太非、盆、字亦作レ瓫、比良加、俗云保止岐とありて、瓫と云名は見えず、大抵瓮は、大きにして、腹大きなる物、瓫は、小き物と見えたり、されど漢國にても、古く用ひたるさま、一字まぎらはしく聞ゆ、今思ふに、閇には、瓫ノ字よりは、瓮の方今少しよく當れゝば、古書に用ひたる皆此ノ字なるべし、】書紀神武ノ巻に、嚴瓮【此云怡途背】こゝも見えたり、堝も魚菜を煮る瓮と云名なり、忌瓮は、神祭に用る器にて、齋忌て物する故の名なり、さて居とは、地を堀て、下ノ方をやゝ埋て置を云、万葉ノ哥に穿居とある是なり、【今時も土ノ中より、上代の瓦器を掘り出ること、をりありて見るに、底圓くて、直に居れば、傾きまろぶなり、】水垣ノ宮ノ段にも、於二丸邇坂一居二忌瓮一而云々とあり、書紀には、其に齋瓮とあり、万葉三ノ十二丁に、齋戸乎忌穿居【又四十六丁十三の卅九丁にもあり】又十三に齋忌戸乎前坐置而、十七ノ卅丁に、久佐麻久良、多比由久吉美乎佐伎久安禮等、伊波比倍須惠都、安我登許能敝爾、廿ノ廿九丁に、伊波比倍乎、等許敝爾須惠弖などよめり、さて此處には、彼ノ水垣ノ宮ノ段にも、軍の首途の處に、此ノ行事のあるは、凡て國ノ向に出立ッ道ノ口にして、必ず爲る行事にて、ゆくさき平安て、言向竟むことを祝ひ祈るなるべし、【材木伐に入むとする時に、山口祭を行ふが如し、】さて其をたゞ居二忌瓮一而とのみ云て、神を祭ることも何とも云ざるは、古ヘ神を祭りて祈ることを、忌瓮居とぞ云けむ、【彼ノ万葉十七なる哥に、伊波比倍須惠都と云るなど、明らかに然聞ゆ、又書紀は、いさゝかも、潤色の文多かるすら、彼ノ崇神ノ巻に、たゞ以二忌瓮一、坐二於和珥坂ノ上一とのみあるをや、】祭るは祭祀の具はしも、種々あるが中に、取ッ分ヶて此物を居るをしも、其ノ行事とするは、上ツ代の禮典にして、深き理あることなるべし、【中古よりこなた、かゝる儀式の絶廢たるは、いと歎かはし、】○道口とは、其ノ人ノ初る處を口と云、奥ノ方を尻と云、【人躰の口と尻とも同じ、】其に前後ノ

字を用ひて、北陸ノ道にては、古之乃三知乃久知は越前、古之乃三知乃奈加は越中、古之乃美知乃之利は越後と云ヒ、山陽ノ道にては、岐比乃美知乃久知は備前、吉備乃美知乃奈加は備中、吉備乃美知乃之利は備後と云、西海ノ道にては、筑紫乃三知乃久知は筑前、筑紫乃三知乃之里は筑後、比乃三知乃久知は肥前、比乃美知乃之利は肥後、止與久邇乃美知乃久知は豐前、止與久邇乃美知乃之利は豐後と云り、並和名抄に見えたり、此は吉備ノ國に將入る道ノ口にて、後までも播磨は、山陽の道ノ口にてぞある、さて此に爲テ道ノ口と云る由は、水垣ノ宮ノ段に、東方十二道とある處【傳廿三の五十八葉】に委く云べし、考へ合すべし、凡て道ノ口中ノ尻と云も、其國ノ治に、京よりゆく路の次序につきて云名なり、○吉備國は、上卷【傳五の廿一葉】に出たり、○言向和とは、既に神代に見ゆ、一ツノ本に、向ノ下に平ノ字あり、其もあしからず、さて此ノ兄弟命ノ二柱共に、吉備津日子ノ命と稱へ申せるは、此ノ御功績に由てなり、さて此ノ言向ケの事、書紀を考るに、崇神ノ御卷に、十年秋九月、詔群卿一曰云々、九月丙戌朔甲午、以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主ノ命遣丹波、因以詔之曰、若有不受教者、乃擧兵伐之、既而共授印綬爲將軍とある、それも武埴安彦、其妻吾田媛と共に、叛ける事起れるに因て、於是更留諸將軍而議之云々、大略遣五十狹芹彦命、擊吾田媛之師、即遮於大坂、皆大破之云々、かくて埴安彦滅び、此ノ事平ぎしかば、冬十月詔群卿曰、云々其四道將軍、今急發之、將軍等共發路、十一年夏四月、四道將軍、以平戎夷之狀奏焉とあり、【四道は、上に見えたる北陸東海西道丹波なり、さて西道とは、山陽道を云りと聞ゆ、西海道までを兼たるにはあらざるべし、さて此ノ段のさまは、吉備津彦ノ命と五十狹芹彦ノ命とは、異人の如く見えたり、いぶかしきことなり、さて、同御世に、吉備津彦と武渟川別とを遣して、出雲振根を誅しめ給ひし事も、書紀に見ゆ、】

故此大吉備津日子命者。吉備上道臣之祖也。次若日子建吉備津日子命者。吉備下道臣。笠臣祖。次日子寤間命者。針間牛鹿臣之祖也。次日子刺肩別命者。高志之利波臣。豐國之國前臣。五百原君。角鹿海直之祖也。

上道臣、和名抄に、備前ノ國上道ノ郡ハ加牟豆美知とある、此ノ地に因れる姓なり、【上ッ道ノ郷も、此ノ郡ノ内にあり、さて此ノ郡今は二ッに分れて、奥上道口上道と云り、さて師は、上ッ道とは、備前を云と云れし、其も理リはあれど、なほ然には非じ、】國造本紀に、上ッ道ノ國造、輕嶋ノ豐明ノ宮ノ御世、元ト封ニ中彦命ノ兒多佐臣始ニ國造と云り、【仲彦、應神紀に見ゆ、其文下に引り、】書紀雄略ノ卷に、七年吉備ノ上ッ道ノ臣田狹ガ事見え、清寧ノ卷にも、此ノ氏人の罪ありし事見えたり、然て貶へやしにけむ、天武ノ御世に、朝臣ノ姓を賜ひし氏々の中にも漏れ、姓氏錄などにも、此ノ氏は見えず、續紀に、天平寶字元年七月、上道ノ臣斐太都ニ姓ヲ朝臣、閏八月、以ニ上道ノ朝臣斐太都一爲ニ吉備國造ト見ゆ、【此ノ人の如此榮えしは、由ありてなり、】さて此ノ吉備姓の始祖の事、書紀の傳へは此ノ記と異なり、此ノ事、次なる下ッ道ノ臣の處に委く論ふべし、○下ッ道ノ臣、下ノ字、諸本に上と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、【諸本みな二方共に上道とある、一方は必ず下道の誤ッなるべきこと、決けれども、今何れを何れと辨へがたかりしに因て、前には書紀ノ應神ノ卷に依て、いさゝか考へを加へて、此ノ記をも、且ッ兄命の後を下道として、しるしおきつるに、後に眞福寺本を見れば、弟命の後ぞ、下道ノ臣にはありける、】さて吉備姓の事、書紀には、稚武彦ノ命是吉備ノ臣之始祖也と見え、【兄命は、何れの始祖と云ことも見えず、】又應神ノ卷に、二十二年春三月、妃吉備ノ臣ノ祖御友別之妹兄媛、有ニ戀父母之情、因西望而歎云々、天皇聽

之、遂于吉備、夏四月、兄媛發船而往之、天皇望兄媛之船以歌曰云々、秋九月、天皇狩于淡路島、轉以幸吉備、時御友別參赴之、則以其兄弟子孫爲膳夫、而奉饗焉、天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀、而有悅情、因以割吉備國、封其子等也、則分川島縣、封長子稻速別、是下道臣之始祖也、次以上道縣、封中子仲彥、是上道臣香屋臣之始祖也、次以三野縣、封弟彥、是三野臣之始祖也、復以波區藝縣、封御友別弟鴨別、是笠臣之始祖也、即以苑縣、封兄浦凝別、是苑臣之始祖也、即以織部縣、賜兄媛、是以其子孫、於今在于吉備國、是其緣也とあり、御友別は、稚武彥ノ命の孫なり、【弟彥は、御友別が季子と聞ゆ、香屋は、備中ノ國賀夜ノ郡これなり、三野ノ縣は、備前ノ國御野ノ郡これなり、波區藝ノ縣は、物に見えず、苑ノ縣は、備中ノ國下ツ道ノ郡に曾能ノ鄕あり、是なるべし、織部縣は、備前ノ國邑久ノ郡、又備中ノ國賀夜ノ郡に、服部鄕、備後ノ國品治ノ郡に、服織鄕あり、これらのうちなるべし、】如此有ば書紀の傳にては、下道ノ臣も上道ノ臣も、並稚武彥ノ命の子孫なれば、兄命の子孫は無かりしにや、甚いぶかし、【其故は彼ノ崇神ノ御世に、四道ノ將軍のうち、西道を言向たまひしは、此ノ兄命にこそ坐けれ、其處に弟命の御事は見えず、若シ弟命專ら吉備ノ臣等の祖に坐ば、彼ノ時に此ノ記の如く、必御兄弟相副してこそ物したまふべけれ、兄命のみ專て、氏々ノ祖に坐弟命の御事を、記されざるはいかゞ、若くは吉備國を言向たまひしは、弟命なりしを、此記は、御兄弟二柱と傳へ、書紀に、若建吉備津日子てふ御名を、まぎらはして、たゞ吉備津日子と傳へて、兄命の事となれるかとも思へども、さては兄命の御名、吉備津日子と負坐べき由なし、又此二柱は、實は一柱なりけむを、二記共に御名のまぎれに因て、二柱とは傳へたるかとも思へども、兄命は大吉備津日子、弟命は若建吉備津日子にて、大と若と別れたれば、然にもあらず、なほ信に疑はしきことなり、】但シ姓氏錄などにも、吉備より出たる氏々は、稚武彥ノ命之後とのみありて、大吉備津彥命之後とは見えず、【續紀卅六に、吉備津彥之苗裔上ツ道ノ臣云々、とあることは見えたれども、此ノ吉備津彥も、弟命を申せるか、

其由三代實錄卅六に見えたり、又姓氏錄に、椋椅部ノ首ハ、吉備津彦五十狹芹ノ命之後者不レ見ことあるも、未定雜姓なり、又國造本紀に、葦北ノ國造ハ、吉備津彦命ノ兒、三井根子ノ命ヲ定ニ賜國造ニとあれども、まだかならざることなり、】故レ且く書紀の傳へに從ひて云はゞ、【但し吉備ノ國言向たまひしは、二柱相副而とある、此記の傳へぞ正しかりける、若ノ然らずは、弟命の御子孫ハ、彼ノ國にあるべき由縁なければなり、】御兄弟相副して、彼ノ國言向賜ひしかども、兄命の御末は無くて、たゞ弟命の御末ぞ、彼ノ國に榮えけむ、其ノ世嗣は、若建日子ノ命ノ御子吉備建日子命、【然ること姓氏錄に見ゆ、此ノ命は、倭建ノ命ノ段にも見ゆ、】其ノ弟ニ男彼ノ御友別なり、【然ることゝ三代實錄卅六に見ゆ、】かくて其ノ長子【稻速別】は、下ツ道ノ臣の祖、次ノ子【仲彦】は上ツ道ノ臣の祖なるを、此記には、此ノ兄弟を誤りて、始ノ祖御兄弟【大吉備津日子ノ命と若建日子ノ命、】と傳へたるまぎれとやいはむ、【前に始く兄命の後を下道と定めしも、此故なり、書紀の傳も、兄は下ツ道ノ祖にて、弟は上ツ道の祖なればなり、】然れども此ノ記の傳へも、一ツの傳へなれば、必誤りとすべきにはあらず、さて此吉備姓、上ノ件の如く、此彼と別れつれども、なべては廣く吉備ノ臣とも云つと見えて、日代ノ宮ノ段、書紀ノ神功ノ卷なごに、吉備ノ臣ノ祖と見え、又後までも、雄略顯宗欽明なごの御卷にも、吉備ノ臣と云るあり、神名式に、備中ノ國賀夜ノ郡、吉備津彦ノ神社【名神大、】是は此ノ氏神に坐ます、【相傳へて吉備武彦ノ命を祀ると云り、神號を思へば、始ノ祖若建日子ノ命ならむか、又たとひ祖には坐ずとも、國言向坐しゝ、大吉備津日子ノ命なるらむも知べからず、式に載れるは、何れにまれ一柱なり、さて此神社は、世にいはゆる吉備津宮にて、宮ノ内村と云に在、】さて下ツ道ノ臣は、和名抄に、備中國下道ノ郡之毛只美開とある、此地に依れる姓なり、【書紀に、分ニ川島ノ縣ヲ云々とある、川島てふ地名は、後に見えざれば、是レ即下道郡の域にやあらむ、】國造本紀に、下ツ道ノ國ノ造、輕島ノ豐明ノ宮ノ朝ノ御世、元封兒彦ノ命亦ノ名ハ稻建別ヲ定ニ賜國ノ造ニ【建ノ字書紀によるに、速の誤なるべし、又是を國造と云るは、おぼつかなし、】書紀雄略ノ卷に、吉備ノ下道ノ臣前津屋

と云人見えて、殊に七十人誅殺されしこと見ゆ、天武ノ卷、十三年十一月戊申朔、下道ノ臣賜ヲ姓ヲ曰ニ朝臣ト、續紀、天平十八年冬十月丁卯、從四位下下道ノ朝臣眞備ニ、賜フ姓ヲ吉備ノ朝臣ト、【十二の二葉に、此人の姓を上道ノ朝臣とあるは、寫誤なり、】此人の此ノ時に下道を改て吉備となれり、天平神護二年十月、爲ス右大臣ト、【寶龜六年十月薨、年八十三、とは世に名高き吉備ノ大臣なり、】又同二十年十一月己丑、下道ノ朝臣乙吉備直事廣二人、並賜フ吉備ノ朝臣ノ姓ヲ、とあり、【直事廣とは、二人の名なり、直字か衍字か、】姓氏錄、左京皇別、吉備ノ朝臣、【此朝臣を今ノ本に、宿禰と作るは誤なり、】大日本根子彦太瓊天皇ノ皇子、稚武彦ノ命之後也、【是にかの天平のころ、下道を改て、吉備ノ朝臣になれる趣なり、】と云、續紀に、天平神護元年五月癸亥、下ノ道ノ臣色夫多、賜フ姓ヲ朝臣ヲ、姓氏錄、右京皇別、下ノ道ノ朝臣、吉備ノ朝臣同祖、稚武彦ノ命之孫、吉備武彦ノ命之後也、【此に吉備武彦を、稚武彦命の孫とあれども、次なる眞髮部の下に、辨へることを申しき、】○笠ノ臣、書紀應神ノ卷に、以ニ波區藝ノ縣ヲ封ニ御友別ノ弟鴨別ニ、是笠ノ臣之始祖也とありて、上に引るが如し、【其ノ臣ノ字を、今本に田と作るは、誤なり、】こは神功ノ卷にも、吉備ノ臣ノ祖鴨別とある人なり、國造本紀に、笠ノ臣ノ國造、輕島ノ豐明ノ朝ノ御世、元封ニ鴨別ノ命ノ八世ノ孫笠ノ三枚ノ臣ヲ、定ニ賜國造ヲ、【これに笠ノ臣ノ國造と標たる、臣ノ字は、何ノ由とも、いと心得かたきことなり、されど八世ノ孫とあるは、據ありて云りと見ゆれば引るなり、】書紀仁德ノ卷に、笠ノ臣ノ祖縣守と云人の事見ゆ、孝德ノ卷に、吉備ノ笠ノ臣垂、天智ノ卷に、笠ノ臣諸石など云人見ゆ、天武ノ卷、十三年十一月戊申朔、笠ノ臣賜ニ姓ヲ曰ニ朝臣ト、續紀、天平神護元年六月、笠ノ臣氣多麻呂賜ニ姓ヲ朝臣ヲ、とあり、姓氏錄、右京皇別、笠ノ朝臣、孝靈天皇ノ皇子、稚武彦ノ命之後也、應神天皇巡ニ幸吉備ノ國ニ、登ニ加佐米山ニ之時、飄風吹ニ放御笠ヲ、天皇怪ミ之、鴨別ノ命言ク、神祇欲ス奉ント天皇ニ、故ニ其ノ状ヲ、天皇欲ス知ント其ノ眞僞ヲ、令ム獵ニ其ノ山ニ、所得甚ダ多シ、天皇大ニ悦ビテ、賜フ名ヲ賀佐ト、とあり、【賜フ名ヲ賀佐ニとは、山ノ名歟、加佐米山とあれば然なり、又鴨別に賜へる名歟、若し然らば、其ノ名を今負ひ稱とよせる歟、其名とはあれども、本

より姓か、何れにまれ】笠てふことの起りは是なり、續紀、天平神護二年十月、備前ノ國ノ人、三財部毘登方麻呂等九烟、賜二姓ノ笠ノ臣一、姓氏錄、右京皇別、笠ノ臣ハ、笠ノ朝臣同祖、稚武彥ノ命ノ孫、鴨別ノ命之後也、續後紀に、承和三年三月、飛驒ノ國ノ人、三尾ノ臣永主、同姓息長等、賜二姓笠朝臣一、貫二附右京左條一、永主ハ、稚武彥ノ命之後也、【三代實錄、元慶三年十月、左京人、印南野臣宗雄男三人女一人妹一人、賜二笠ノ朝臣一、其先出レ自二吉備武彥ノ命一也、宗雄自ラ言ス、吉備武彥ノ命ノ第二男、御友別ノ命ノ十一世ノ孫人上、天平神護元年、取二居地之名一、賜二印南野ノ臣姓一、第三男鴨別ノ神ハ、是レ笠ノ朝臣之祖也、兄弟之後、宜レ同姓一也とあり、鴨別神の神ノ字は、命の誤なるべし、さて此ノ宗雄が言せる旨は心得ず、己が先祖なる御友別の子孫なる、下道ノ朝臣上道朝臣などの姓をばさしおきて、其弟の鴨別の子孫の姓をしも望めるは、何の意ぞや、】さて若建日子ノ命の御子孫は、右の姓どもの外にも、姓氏錄に、吉備ノ臣ハ、稚武彥ノ命ノ孫、御友別ノ命之後也、【印本には、臣ノ字を脫せり、古本にあり、】眞髮部ハ、同命ノ男、吉備武彥ノ命之後也、【備中ノ國窪屋ノ郡に、眞壁ノ鄕あり、】など見えたり、○針間ノ牛鹿臣、牛の自濁りて讀べし、【他書に宇自加と作ばなり、凡て黑牛黃牛などの類も、多く志を濁る例なり、】書紀ノ安閑ノ卷に、播磨ノ國牛鹿屯倉あり、姓氏錄、右京皇別、宇自可ノ臣ハ、孝靈天皇ノ皇子、彥狹島ノ命之後也、【續紀廿一に、宇自賀ノ臣山邊、廿二に、宇自可ノ臣山道と二人見ゆ、是は邊と道との內、一つは一つの誤にて、一人なるべし、】續後紀、承和二年九月、右京ノ人、宇自可ノ臣良宗、賜二姓ノ春庭ノ宿禰一、彥狹島ノ命之苗裔也、文德實錄、齊衡二年八月、宇自可ノ臣武雄、改二姓笠ノ朝臣一、三代實錄、貞觀六年八月、右京ノ人、宇自可ノ臣吉人、賜二姓笠ノ朝臣一、彥狹島ノ命之後也、また元慶元年十二月、右京ノ人、宇自可ノ臣秋田等男女十四人、賜二姓笠ノ朝臣一、彥狹島ノ命之後也とあり、【彥狹島ノ命の御子孫にして、笠ノ朝臣ノ姓を賜へりしは、何の由ぞや、○小右記に、宇自可ノ春利宇自可ノ吉忠など二人見ゆ、】○高志利波臣、高志は越ノ國なり、上卷に見ゆ、利波は、和名抄に、越中ノ國礪波ノ郡ハ止奈美これなり、【越後ノ國磐船ノ郡に、利波ノ

釋とあれど、其には非じ、万葉十七に、刀祢美夜麻、十八に、刀祢美能勢使、十九に、利波山などもあり、一代要記に、越中加賀ノ堺礪波山とあり、】續紀十七廿八卅五に、越中ノ國ノ人、利波ノ臣志留志と云人見え、【此人、東大寺の事に功ありて、越中ノ員外ノ介になり、從五位上に叙し、後に伊賀守になれり、】○豐國之國前臣、豐國の事は、上卷に見ゆ、國前は、和名抄に、豐後ノ國國埼ノ郡ノ君佐木【君ノ字を書るは、たゞ久の假字には非ず、久爾を、音便に久牟と唱へし故なるべし】見えたり、書紀垂仁ノ卷にも、豐國國前ノ郡とあり、さて景行ノ卷に、十二年熊襲反之、於是幸筑紫、先遣國前ノ臣ノ祖菟名手ト云々、國造本紀に、國前ノ國ノ造、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世、吉備ノ臣同祖、吉備都命六世、午佐自ノ命、定賜國ノ造【午ノ字は、牛の誤にや】吉備ノ臣と同祖と云るは、異なる傳なり、○五百原君、和名抄に、駿河ノ國廬原ノ郡ハ伊保波良、これを見えたり、廬原ノ郷もあり、【万葉三ノ哥に、廬原乃云々、】國造本紀に、廬原ノ國ノ造、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ代、以池田坂井ノ君ノ祖、吉備武彦ノ命ノ兒、意加部彦ノ命、定賜國ノ造【池田坂井君祖と云ること心得ず、意ノ字一本には思と作り、】書紀天智ノ卷に、廬原ノ君臣、續紀九に、五百原ノ君虫麻呂、續後紀四に、廬原ノ公有守など云人見ゆ、新撰姓氏錄、右京皇別、廬原ノ公、笠ノ朝臣同祖、稚武彦ノ命之後也、孫吉備武彦ノ命、景行天皇ノ御世、被遣東方、伐毛人及凶鬼神、到于阿倍廬原ノ國、復命之日、以廬原ノ國給之、【阿部都も駿河に在、】とあり、さて上なる姓どもは、其國々と云、國名を帶たるに、此に駿河之と云ざるは如何と云に、大抵朝廷に出て、常に親近く仕奉る人等の姓には國を云で、國名は、國に在て、常に親近くは仕奉らざる氏々なり、○角鹿海直、角鹿は越前ノ國なる敦賀なり、此地の事は、前氣比ノ宮ノ段の末に見えたり、海は、師の阿麻と訓れたるを用ふべし、海部なればなり、【書紀履中ノ卷に、吉備ノ海部直、續紀九に、尾張ノ國海部ノ直とある海部に同じ、】海部を省て、海とのみ書ク例は、凡海ノ連、海犬養ノ連などの如し、さて海部と云地名、こゝかしこにあれば、【尾張ノ國海部ノ郡、阿麻の如し、】此も角鹿の内の地名に依れる姓歟、將海人の事を掌るなどせし由

にて負へる姓賜、詳ならず、【彼ノ凡海ノ連海ノ犬養ノ連などは、海人に依れる姓と聞ゆ、其故は、此ノ氏々は、姓氏錄に、安曇ノ宿禰と同祖なればなり、安曇氏海人ノ宰たりしこと、傳六の六十九葉に云るが如し、○續紀廿六に、敦賀ノ直見え、類聚國史、天長五年越前ノ國ノ采女、角鹿ノ直福貴子、三代實錄十四に、角鹿ノ直貞福子など見えたり、此等は別姓にや有ラむ、】國造本紀に、角鹿ノ國造ハ、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御代、吉備ノ臣ノ祖、若武彦ノ命ノ孫、建功狹日ノ命ヲ、定ニ賜國造一と云るは、此ノ姓と一つか、別なるか、詳ならず、さて上ノ件の氏々の祖、姓氏錄などの傳ヘも、多く書紀と同くして、此記とは異なり、然る所以は、書紀は諸ノ說どもの中に、正しきを擇て記されたる故にてもあるべけれども、又然のみにも非ず、大方書紀出來てよりの以來は、何事も其ノ趣に合へるを正しとし、合ざるをば正しからずとせるから、家々の傳說なども、おのづから書紀に合ふ如くに書成たることも、少しは有リけむかし、【舊事紀には、彦五十狹芹彦ノ命、亦ノ名ハ吉備津彦ノ命、吉備ノ臣等ノ祖、彦狹島ノ命ハ、海ノ直等ノ祖、稚武彦ノ命ハ、宇自可ノ臣等ノ祖と云るは、又異なる說なり、凡て彼書は、依リがたけれども、まれ〳〵には、捨がたきこともまじれゝば、是レも一ツの傳ヘにやありけむ、】さて上ノ件御子等が擧たる次第、二柱の吉備津日子ノ命を先ニ擧たるは、吉備ノ國ニ向坐し事に連けてなるべし、次に日子刺肩別ノ命と、日子寤間ノ命との次第の、前と違ひたるは、如何なる意にか知らず、若くは御子孫の姓の高卑などありて、其に依れるか、

天皇御年壹佰陸歲御陵在片岡馬坂上也

御年壹佰陸歲、書紀には、七十六年春二月丙午朔癸丑、天皇崩とありて、御年は記されず、【但し大御父天皇の七十六年春正月、立爲ニ皇太子ト一とあるに依ルときは、百二十八歲なるべし、】或書には、百二十八とも、百三十四とも云り、○片岡、書紀綏靖ノ卷に見えたる片丘も、此なるべし、推古ノ卷に、二十一年、皇太子遊ニ行於片岡ニ一云々、歌レ之曰、斯那提

流、倶爲片岡葦原國云々、古今集ノ哥に、片岡ノ朝ノ原は云々などあり、片岡ニ坐ス神社も、神名帳に見えたり、○馬坂、書紀孝元ノ卷に、六年秋九月戊戌朔癸卯、葬大日本根子彥太瓊天皇ヲ于片丘ノ馬坂ノ陵ニ、諸陵式に、片岡ノ馬坂ノ陵、黑田ノ廬戸ノ宮ニ御宇孝靈天皇、在大和ノ國葛ノ下ノ郡ニ、兆域東西五町、南北五町、守戶五烟とあり、前王廟陵記に、馬坂、或ノ曰、今ノ馬ノ瀬坂是也と云、大和志に、在王寺村馬脊坂ノ東ノ山中ニ、陵ノ畔ニ有冢二と云り、

古事記傳二十二之卷

本居宣長謹撰

境原宮卷

大倭根子日子國玖琉命坐輕之堺原宮治天下也此天皇娶穗積臣等之祖内色許男命色許二字以音下效此妹内色許賣命生御子大毘古命。次少名日子建猪心命。次若倭根子日子大毘毘命。三柱 又娶内色許男命之女伊賀迦色許賣命生御子比古布都押之信命。自比至都以音 又娶河内青玉之女名波邇夜須毘賣生御子建波邇夜須毘古命。一柱 此天皇之御子等幷五柱。

此ノ天皇、後の漢樣の御諡、孝元天皇と申す、○輕は、上に出づ、○堺原宮、書紀に、四年春三月甲申朔甲午、遷ニ都於輕地ニ是謂ニ境原宮ニとあり、此ノ宮の地の事、境岡ノ宮ノ段【傳廿一の十七葉】に云り、【或人、輕村の大道の西にて、今も里人の、佐加紀婆良と云處なりと云り、】○穗積臣、穗積は地ノ名なり、万葉十三四丁に、帛叫楢從出而、水蓼穗積至、鳥

鳥網張坂手乎過、石走甘南備山丹云々、【帛叫は、決て誤字なり、】とよめる穂積なるべし、かくて其國は、大和なること、本よりにて、何ノ郡に在リと云ことは、詳ならず、【右ノ哥に依て思ふに、添ノ上城ノ上下十市などの郡の内なるべし、甘南備山は、飛鳥の神南備山にて、奈良ノ京より、其山までの路なればなり、今城ノ下ノ郡に、坂手村はあれども、又十市ノ郡に、穂津村と云あり、穂積は是なりと云説あれども、其處にては、此ノ哥の路次に合はず、】又和名抄に、攝津ノ國島ノ下ノ郡、尾張ノ國丹羽ノ郡、美濃ノ國本巣ノ郡、播磨ノ國賀茂ノ郡などに、穂積ノ郷のあれども、其らには非じか、神名式、伊勢ノ國朝明ノ郡に、穂積ノ神社もあり、さて此ノ姓は、白檮原宮ノ段に、邇藝速日命、娶登美夜毘賣生子宇摩志麻遲命、此者物部連、穂積臣、婇臣祖也と見えたり、舊事紀左に、此ノ氏の世系を記せり、書紀ノ天武ノ巻に、十三年十一月戊申朔、穂積ノ臣賜フ姓ヲ曰フ朝臣ト、姓氏録、左京神別、穂積ノ朝臣ハ、石ノ上同祖、神饒速日ノ命ノ五世ノ孫、伊香色雄ノ命之後也、また穂積ノ臣、伊香賀色雄ノ男、大水口ノ宿禰之後也とあり、書紀崇神ノ巻垂仁ノ巻にも、穂積ノ臣ノ遠祖、大水口ノ宿禰と見えたり、○内色許男命、内色許賣命、宇都志許と訓べし、【内を、古ヘは宇都とも云る例多し、】名ノ義、宇都は、貴の意か、顯見の意かなるべし、志許袁志許賣は、神代の葦原醜男の例なり【傳九の六十一葉】さて舊事紀に記せる、此氏の世次を考るに、宇摩志麻治ノ命の子味饒田命、彦湯支命、彦湯支ノ命の子大禰ノ命、出雲醜大臣命、出石心大臣ノ命の子大水口宿禰命、大矢口宿禰ノ命、大矢口ノ宿禰ノ命の子欝色雄命、欝色謎命、大綜杵命、大峯大尼ノ命にて、此四人、母は坂戸由良都姫なり、同書七にも、欝色謎ノ命ハ、物ノ部ノ連公ノ祖、出石心ノ命ノ孫也と云り、【然れども此ノ世系疑はあり、其故は、大水口ノ宿禰は、姓氏録に、伊香賀色雄ノ男とありて、書紀にも、崇神垂仁の御世の人なるに、此ノ内色許男の伯父とせるは、違へればなり、】○大毘古命、名ノ意こことなし、此ノ命の御功の事、水垣ノ宮ノ段に見えたり、○少名日子建猪心命、日子の日は、少名毘古那ノ神ノ名の例に依て、濁るべし、さて少名日子は、御兄の大毘古に對

へる名、【古へ意富と須久那とを、對へ云る例多し】猪心は、武き心を云なるべし、【書紀に男心とあると、合せて思へば、猪ノ字は、緒の誤りかとも思はるれども、】書紀景行ノ卷に、屋主忍男武雄心ノ命と云名を、一云武猪心とあり、又舊事紀に、伊香色雄ノ命の子に、建膽心大禰ノ命【猪と膽とは、井とイとの異あれども、近く似たる故に引つ、】と云名もあり、【然れば男心とも、猪心ともつたはりたるなり、○若倭根子日子大毘々ノ命、大御父天皇の御名の、大倭根子に對へて、若倭根子とは稱奉れるなり、毘々は、耳と同じくて、稱名なり、【言の首を濁る例なけれども、是レは大よりつゞける音ノ便に、毘とは申せしなり、耳の解は上に出、】書紀には、七年春二月丙寅朔丁卯、立テ二細色謎命ヲ一爲ス二皇后ト一、后生ム二二男一女ヲ一、第一ヲ曰ス二大彦ノ命ト一、第二ヲ曰ス二稚日本根子彦大日々ノ天皇ト一、第三ヲ曰ス二倭迹々姫命ト一、一云天皇ノ母弟少彦男心命也と見え、又開化ノ卷に、母ヲ曰ス二欝色謎ノ命ト一、穗積ノ臣ノ遠祖、欝色雄ノ命之妹也とあり、○伊賀迦色許賣命、賀迦、舊印本には、迦賀とあれども、伊邪河ノ宮ノ段には、諸本並賀迦とある故に、此も延佳本又一本に從ひつ、【但し水垣ノ宮ノ段、伊迦賀色許男ノ命は、諸本共に迦賀とあり、】名ノ義、伊は發語か、賀迦は赫なるべし、【上を濁るは、伊よりつゞける音ノ便なり、さて上を濁るから、返て下の賀をば清て、迦と云も、又音ノ便なり、古言にかゝる例あり、朝倉ノ宮ノ段ノ哥に、由布比能比賀氣流美夜とあり、是も夕日之日蔭る宮なり、】色許賣は、上なるに同じ、河内ノ國茨田ノ郡、伊香ハ以加々、阿波ノ國麻殖ノ郡、伊加加志ノ神社など云あり、さて此ノ比賣命、書紀【崇神ノ御卷】には、物部氏ノ遠祖、大綜麻杵之女也とあり、舊事紀にも、大綜杵命の子とせり、【舊事紀に、大綜杵ノ命は、欝色雄命の弟なり、】異なる傳へなり、○比古布都押之信命、信は麻許登と訓べし、姓氏錄に、彦布都意斯麻己止ノ命と書り、【印本に、都を部と誤れり、古本には都とあり、】名ノ義、布都は太、【布斗を布都と云る例、万葉十八に、太馬を布都麻とあり、布都々加と云言も、太つかなり、】押は大なり、【上に見ゆ、】信は眞事か、さて上下の例に依ラば、此ノ御名の下にも、一柱と云注あるべきなり、書紀に、妃伊香色謎命、生ム二彦太忍

信命とあり、○青玉、名ノ義、字の如きか、【神名帳に、伊豆ノ國那賀ノ郡、青玉比賣ノ神社と云あり、】○波邇夜須毘賣、上ノ巻に、神名に此と同じきあり、其ノ名ノ義は、彼處【傳七の五十七葉】に云り、此なるは、地ノ名なるべし、そは大和ノ國十市ノ郡、天ノ香山近き地なり、【此地の事も、傳五に云り】万葉一【二十丁】に、埴安乃堤、二【二十五丁】に、埴安乃御門之原、又埴安乃池之堤などよめる所なり、此ノ比賣、此ノ地に住れける故に、名に負へるなるべし、【名に負りとは、比賣ノ名に負へるを云なり、】○建波邇夜須毘古ノ命、此ノ御名も、御母の許に生立坐て、其ノ同じ地ノ名なるべし、【神名帳に、大和ノ國十市ノ郡、畝尾坐健土安神社あり、此ノ神社の事も、傳五に云るが如し、】書紀に、次妃河内ノ青玉繋女埴安媛、生武埴安彦命とあり、さて此ノ命は、謀反として、滅され賜ひし事、水垣ノ朝ノ段に見えたり、

故若倭根子日子大毘毘命者。治天下也。其兄大毘古命之子。建沼河別命者。阿倍臣等之祖。次比古伊那許志別命。自比至志六字以音此者膳臣之祖也比古布都押之信命。娶尾張連等之祖。意富那毘之妹。葛城之高千那毘賣那毘二字以音生子。味師内宿禰此者山代内臣之祖也又娶木國造之祖。宇豆比古之妹。山下影日賣。生子建内宿禰。

建沼河別命、沼河は、奴那加波と訓べし、由も其意も、白檮原ノ朝の皇子、神沼河耳命の例に同じ、【傳廿の三十六葉】此ノ御子の御功の事、水垣ノ宮ノ段に見えたり、○阿倍臣、阿倍は、決て地ノ名なれども、何ノ地とも云こと詳ならず、駿河ノ國に安倍郡あり、大和ノ國十市ノ郡に、安部村あり、【いはゆる安部ノ文殊の寺ある地なり、此ノ地ノ名、古書には見えず、】

又津ノ國東生ノ郡に、安倍野と云處もあり、これらの内にやあらむ、猶よく尋ぬべし、【延佳頭書に、伊賀ノ國阿拜ノ郡を引て、阿倍臣或作敢臣と云るは、非なり、敢臣は、幣を清て、阿倍臣とは異なり、阿倍の倍は、濁れり、思ひ混ふべからず、彼ノ阿拜ノ郡も、拜は清音にて、敢と同じ、】さて書紀に、大彥ノ命は、阿倍ノ臣等、凡七族之始祖也と見え、垂仁ノ卷に、阿倍ノ臣ノ遠祖、武渟川別と見えて、其ノ後此ノ氏人、御世々々に此彼と見ゆ、孝德ノ卷に、天皇即位ノ日、以阿倍ノ内麻呂ノ臣、爲左大臣【蘇我ノ倉ノ山田ノ石川麻呂ノ臣、爲右大臣、これ左右ノ大臣の始なり、】こは倉梯麻呂とも云し人なり、【同御世ノ五年三月ノ乙巳朔辛酉、阿倍ノ大臣薨、】天武ノ卷、十三年十一月戊申朔、阿倍ノ臣賜姓曰朝臣、續紀、大寶元年三月、阿倍ノ朝臣御主人爲右大臣【御主人は、美宇志と訓べし、宇志を主人と書ること、これかれ例あり、此ノ人の姓、天武紀持統紀には、布勢ノ朝臣とありて、持統天皇十年の處に、初て阿倍朝臣とあり、續紀二には、阿倍普勢臣御主人と書る處もあり、布勢ノ朝臣は、姓氏錄に、阿倍朝臣同祖とあれば、此人の族、もとは布勢なりしを、阿倍に改められしなるべし、大寶三年閏四月朔薨、】姓氏錄、左京皇別、阿倍ノ朝臣、孝元天皇ノ皇子、大彥ノ命之後也、【續紀に、慶雲元年十一月、改引田朝臣宿奈麻呂姓賜阿倍朝臣、和銅五年十一月、阿倍朝臣宿奈麻呂言、引田朝臣邇閉、東人、船人、久努朝臣御田次、長田朝臣太麻呂、多祁留等、六人、實是阿倍氏正宗、與宿奈麻呂無異、但緣居處、別氏、各正別氏、俱蒙本姓、詔許之、○東鑑十に云、昔安倍氏先祖、勅令代新羅有功、大嘗會日報命、因奏此舞、故相傳爲大嘗會舞、北山抄、大嘗會ノ儀、吉志舞、頭書にあり、此氏の先祖に、新羅を伐しめ賜しは、天智紀に、前將軍後將軍等五人を遣はして、百濟を救はしむ、安倍ノ引田ノ比羅夫ノ臣其一人なり、又二年三月、前將軍中將軍後將軍六人を遣し、二万七千人を率て、新羅を伐しむ、此時も、彼ノ比邏夫ノ臣、後將軍の一人なり、これらの時なるべし、】さて建沼河別ノ命の御後は、阿倍氏の外にも、姓氏錄に、竹田ノ臣、阿倍朝臣同祖、大彥ノ命之男、武渟川別ノ命之後也と見え、國造本紀に、須羽國ノ

遣纒向日代朝御代、建沼河命孫、大臣命、定賜國造、【舊印、一本に那須と作り、】と云り、○此古伊那許志別命、【眞福寺本、又一本に、志を士と作り、注も同、】名ノ義、未ダ思得ず、姓氏錄には、彥背立大稻腰命とあり、○膳臣、膳は膳夫なり、其事は、傳に上ノ卷に出、【傳十四の五十五葉】さて書紀に、大彥ノ命是膳ノ臣等、凡七族之始祖也、【此ノ膳ノ字、今ノ本に饍と誤れり、】景行ノ卷に、五十三年秋八月、乘輿幸伊勢、轉入東海、冬十月、至上總國、從海路渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣遠祖、名磐鹿六鴈、以蒲爲手繦、白蛤爲膾而進之、故美六鴈臣之功、而賜膳大伴部、【此ノ故事、年中行事秘抄、內膳司供忌火御飯事條下に引る、高橋氏文にも見えて、いさゝか異なる處々もあり、此ノ文、古キ物と見ゆ、されど誤字も多く、其文長ければ、此には得引ず、】さて磐鹿六鴈は、姓氏錄に、大彥ノ命の孫とあれば、伊那許志別ノ命の子なりけり、秘抄、同ノ日ノ前節、高橋氏文ニ云、六鴈ノ命、七十二年秋薨、天皇ノ宣命ニ云、十一月新嘗の會も、膳職の御膳の事も、六鴈ノ命の勞始メ成流所なり、是ヲ以六鴈ノ命の御魂ヲば、膳ノ職に伊波比奉テ、春秋の永世の神財と仕ヘ奉ヘ志メムとあり、七十二年は、景行ノ御世のなり、天皇宣命も、同じ天皇の如く聞えたれども、此は詞のさまを見るに、後ノ天皇のなるべし、さて書紀に、賜膳大伴部とあるは、此ノ時此ノ姓を賜へる如く聞ゆれど、然には非ず、數多の膳夫の伴部を、六鴈ノ命の部下として、率ゐしめ賜ふなり、其ノ伴部屬る故に、大伴部と云り、さて此ノ伴ノ部を率ヰ掌る故に、膳ノ臣とは云なり、正しく姓となれるは、是よりや、後なるべし、履中ノ卷三年云々、遊宴、膳ノ臣余磯獻酒、時櫻花落于御盞云々、號膳臣余磯曰稚櫻部臣、とは此事は、下卷若櫻ノ宮ノ段に、委ク云べし、又雄略ノ卷に、膳ノ臣長野、能作宍膾云々、安閑ノ卷に、內膳卿膳ノ臣大麻呂なども見え、是らも皆此ノ氏の、膳部の事にかゝれる例の見えたるなり、】天武紀、十三年十一月戊申朔、膳臣賜姓曰朝臣、姓氏錄、左京皇別、高橋ノ朝臣、阿倍朝臣同祖、大稻輿命之後也、景行天皇巡狩東國、供獻

大蛤ヲ于時天皇嘉其奇美ヲ賜姓膳臣ト天渟中原瀛眞人【謚天武】十二年、改膳臣ヲ賜高橋朝臣ト【これに膳ノ臣てふ姓を賜へるを、彼ノ景行ノ御世の事とするは、まぎれつる傳へなるべし、又十二年は、十三年なるべし、さて膳を改ノて、高橋となれることは、書紀には見えず、朝臣ノ姓を賜しときも、なほ膳と記され、其後持統紀、五年十八氏を擧たる處にも、なほ膳部とあり、但シ中臣ノ連を、藤原氏と云ことも、天智ノ御代よりのことなりしかども、天武ノ御世に、朝臣ノ姓を賜し處には、なほ中臣とある例と同じくて、此レもそのほど既に高橋とも云しにやあらむ、高橋は、居住地ノ名なり、大和ノ國添ノ上ノ郡にあり、崇神紀に、高橋ノ邑、神名式に、高橋ノ神社、武烈紀ノ歌に、拖筒橋志などある是なり、さて續紀、神護景雲二年二月、勅、准令以高橋安曇二氏、任内膳司者爲奉膳、其以他氏任之者、宜名爲正、また高橋氏文に、太政官符云、定高橋安曇二氏、供奉神事御膳、なほ此ノ二氏の、御膳ノことにあづかること、諸書に見えたり、殊なる由緣あるが故なり、阿曇氏の事は、傳六の六十八葉に云り、】また膳大伴部、阿倍ノ朝臣同祖、大彦ノ命ノ孫磐鹿六鴈命之後也、景行天皇巡狩東國、至上總國、從海路渡淡水門、出海中得白蛤、於是磐鹿六鴈爲膳進之、故美鴈賜膳大伴部、【膳ノ臣の外に、膳ノ大伴部と云氏のあるは、後に所以ありて彼ノ景行紀の文によりて、別に賜へるものなるべし、此ノ姓のあるを以て、かの景行紀なる、賜膳大伴部とあるを、此ノ姓を賜へることゝ思誤るべからず、姓氏錄の此ノ條の文は、卽景行紀ノ文を、そのまゝに取て、氏の由緒にしたるものなり、】また和泉ノ國ノ皇別、膳ノ臣、宇太ノ臣松原ノ臣阿倍ノ朝臣同祖、大鳥膳ノ臣等、並大彦ノ命之後也、【此文のさまいかゞ、】また攝津ノ國皇別、高橋ノ臣、阿倍ノ朝臣同祖、大彦ノ命之後也、などあり、さて大毘古ノ命の御子孫は、上件の阿倍膳の外にも多し、先ッ書紀に、大彦ノ命是、阿倍ノ臣、膳ノ臣、阿閉臣、狹々城ノ山ノ君、筑紫ノ國ノ造、越ノ國ノ造、伊賀ノ臣、凡七族之始祖也と見え、【阿閉臣は、伊賀ノ國阿拜郡によれる姓にて、敢とも書り、阿倍とは、清濁異なり、然るを此ノ清濁を辨へずして、此阿閉を、阿倍と分むために、強て阿登

治ニ訓るなどは、甚非なり、姓氏録、河内國皇別、阿閉ノ朝臣、阿倍ノ朝臣同祖、孝元天皇ノ皇子、大彦ノ命之後也、また阿閉ノ臣、阿閉ノ朝臣同祖、大彦ノ命ノ男、彦背立大稲輿(イナコシノ)命之後也、また右京皇別、阿閉ノ臣、大彦命ノ男、彦背立大稲輿ノ命之後也、此ノ外にも阿閉ノ臣なほあり、かゝれば阿閉は、伊部許志別ノ命の末にて、阿倍と別なること、いと／＼明けし、阿倍は、建沼河別ノ命の末なればなり、さて是レを伊賀の阿拜(アヘ)と定むる據(ヨリドコロ)は、續紀卅六に、伊賀ノ國ノ敢(アヘ)朝臣云々、これなり、敢々城山ノ君ノ事は、下に穴穂ノ宮ノ段に云べし、筑紫ノ國ノ造の事は、玉穂ノ宮ノ段に云べし、越ノ國ノ造は、國造本紀に、高志ノ國造、志賀ノ高穴穂ノ朝ノ御世、阿閉ノ臣ノ祖、屋主田心命三世ノ孫、市入命ヲ定ト賜國造ト、と云り、屋主田心ノ命は、姓氏録、伊賀ノ臣ノ條に、大稲輿ノ命ノ男、彦屋主田心ノ命とあり、伊賀ノ臣は、天武ノ御世十三年に、朝臣ノ姓を賜ひ、姓氏録、右京皇別、伊賀ノ臣、大稲輿ノ命ノ男、彦屋主田心ノ命之後也とあり、一本に、伊賀ノ宿禰とあれど疑はし、若くは朝臣を誤れるか、】姓氏録に、布勢ノ朝臣、完人(シシヒトノ)朝臣、【大彦ノ命ノ男、彦背立大稲腰ノ命之後也、】許曽倍ノ朝臣、名張、阿倍ノ志斐(シヒノ)連、【大彦ノ命八世ノ孫、稚子(ワクゴノ)臣之後也、】若櫻部ノ朝臣、【大彦ノ命ノ孫、伊波我加利命之後也、我ノ下に牟都ノ二字脱たるか、】阿閉間人臣、佐々貴山ノ朝臣、道ノ君、音太部、竹田臣、杖部造、坂合部首、久々智、坂合部、伊我水取、吉志、三宅人、日下連、【大彦ノ命ノ男、紐結命之後也、】吉志首、【大彦ノ命ノ男、比毛由比命之後也、】難波ノ忌寸、難波、【大彦ノ命ノ孫、波多武彦命之後也、】など見えたり、○意富那毘、上に出、【傳廿一の廿二葉】○意富那毘賣、舊事紀に、尾張ノ連の世次を記せる中に、饒速日ノ命ノ十世ノ孫、建諸隅ノ命ノ子、倭得玉彦ノ命、亦云ク市大稲日命、【此ハ葛木ノ直ノ祖、大諸見足尼ノ女、葛比賣】と云り、是なるべし、○高千那毘賣(タカチナビノ)、名ノ義、千は、上に見えたる、千々速(チヂハヤ)の千々に同じ、那(ナ)は、名か、兄ノ名稲日(イナビ)と、舊事紀に書るに依らば、稲ノ意か、【稲は、兄ノ名と合せて思へば、那毘と連ねたる名にて、賣は女なりと云れども、是もさることなれども、なほ高千那毘比賣と云べきを、比賣の省かれたるなるべし、かの倭得玉彦ノ命ノ女に、倭と云るも、同例なり、】さて此ノ

比賣は、舊事紀を考るに、大稻日ノ命には、妹はなくして、其父の建諸隅ノ命の妹に、大海姫ノ命、亦ノ名ハ葛木ノ高名姫命と云あり、此ノ高名姫なるべし、其は此記の如く、大稻日の妹なりしを、誤て其父の妹の、大海姫の亦ノ名とは傳へたるなるべし、【大海姫は、水垣ノ宮ノ天皇ノ妃にして、別なり、】さて大稻日の母、葛木ノ直の女なれば、高千那毘賣も同母にて、母ノ許に、葛木に在し故にぞ、葛城之とは云けむかし、○注ノ那毘ノ二字以レ音とあるいかゞ、那毘賣ノ三字云々とこそ有ルべけれ、○味師内宿禰、宇麻志宇智能須久泥と訓べし、味師は、可美華等、可怜小汀などの例にて、美稱なり、宇麻志麻遲などゝ云名もあり、【師ノ字には意なし、又音を取れる假字の例にも非ず、此ノ字は、凡て音を即訓に用ひて、借字とせることなし、師木土師などの如し、これらも、音を取れるには非ず、記中に、此字を假字に用ひたる例なく、又地ノ名などに、音と訓とを雜へて書る例も、をさ〳〵なければなり、】内は、地ノ名なり、其事、建内ノ宿禰の處に云べし、宿禰は、遠ッ飛鳥宮ノ段ノ哥に、須久禰とある、是ぞ此ノ號の正しく見えたるなり、【正しく見ゆとは、假字書なるを云なり、】書紀ノ私記に、昔尊ニ皇子ヲ爲ニ大兄ト、又稱ニ近臣ヲ爲ニ少兄ト也、宿禰之義、取ニ於少兄ニ也とある、此ノ意の稱なり、【但し允恭天皇の御名にも負給へるは、御兄の御名大兄ノ云々に對へて、少兄と申せるなるべし、然れば臣のみにも限らざりけむ、須久那延を約て、須久泥と云なり、さて私記の此文の次に、或說、帝王相視、云ニ舍古爾禰ト、蓋敬也とあるは、甚幼く、云に足らぬことぞ、こは舊事紀の說なり、此外にも、舊事紀に宿禰の事を云る皆違へり、】さて此は、古へはたゞ、臣等を尊み親みて云る稱にして、姓の加婆禰になれるは、淨御原御世より始れり、【此ノ御世に、八色ノ姓を定められたる、第一眞人、第二朝臣、第三宿禰なり、さて其時、諸氏に賜へるを見るに、宿禰は、多くは舊連なりし氏々に賜へりき、】さて此ノ人の事、書紀應神ノ卷に、九年夏四月、遣ニ武内宿禰於筑紫ニ、以監ニ察百姓ヲ、時、武内宿禰弟、甘美内宿禰、欲レ廢レ兄、即讒ニ言于天皇ニ云々、天皇則推ニ問武内宿禰與ニ甘美内宿禰ヲ、於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之、令

請神祇探湯、是以武内宿禰與甘美内宿禰共、出于磯城川湄、爲探湯、武内宿禰勝之、便執横刀以毆仆甘美内宿禰、遂欲殺矣、天皇勅之令釋、仍賜紀伊直等之祖也、一紀伊ノ直ノ祖は、建内ノ宿禰の母ノ家なり、賜ミは、其家の奴としたまふなり、此ノ事實に應神天皇の九年ならば、味師内ノ宿禰も、いミ命長かりけむ、景行天皇の御世の末つかたに生れても、此時は百五十餘歳なるをや】と見ゆ、武内ノ宿禰ノ弟とあるは、此記と兄弟の次序異なるに似たれども、異母なれば、此記の趣は、何れを兄とも云べきに非ず、【[illegible]たる序は、母の尊卑に從へるも知りがたし】次序は、書紀に弟とあるを只定むべし、○山代内臣、山代は、山城ノ國なり、【此ノ國の事は、水垣ノ宮ノ段に云ふ】内は、和名抄に、山城ノ國綴喜ノ郡宇智ノ郷、これなり、書紀ノ雄略ノ卷に、山背内村、神名式に、綴喜ノ郡内ノ神社などあり、【今内里村と云あり、是にや】さて此姓は、書紀欽明ノ卷【十四年十五年】に、内ノ臣【名闕】の事見えたり、姓氏錄、大和ノ國皇別、内ノ臣、孝元天皇ノ皇子、彦太忍ノ信ノ命之後也、また山ノ公、内ノ臣同祖、味内ノ宿禰之後也、【これらは山代ノ國の内村より、後に大和ノ國に移れるなるべし】○木國造、國造本紀に、紀伊國ノ造、橿原ノ朝ノ御世、神皇産靈命ノ五世ノ孫、天道根命、定賜國造、姓氏錄、河内國神別、紀直、神魂命五世孫、天道根命之後也、また和泉國神別、紀直、神魂命子御食持命之後也、【木ノ國造は、水垣ノ宮ノ段、書紀ノ敏達ノ卷などにも見え、紀ノ直は、書紀ノ神功ノ卷に、紀ノ直ノ祖豐耳と云人も見えたり、國造と直とは同氏なり、さて上卷に、天津日子根ノ命、木ノ國ノ造ノ祖とあるを、茨木なるが、茨ノ字の脱たるならべしといふこと、傳七の七十六葉に論へるが如し】續紀に、神龜元年十月、紀伊ノ國名草ノ郡ノ大領、紀ノ直摩祖爲國ノ造、【天皇紀伊國に行幸の時なり】天平元年三月、紀ノ直豐島爲紀伊ノ國ノ造、延暦九年五月、紀ノ直五百友爲紀伊ノ國造、と見え、續後紀、承和二年、又三代實錄、貞觀五年に、紀ノ直ノ氏の人に、宿禰ノ姓を賜ましこと見えたり、【續後紀、嘉祥二年、紀伊守伴宿禰龍男與國造紀宿禰高繼、不懷云々の事あり】貞觀儀式に、出雲ノ國ノ造と、紀伊ノ國造と

を任式ヶ被られたり、他國ノ造ニは殊なる由あるなるべし、【殊なる大神を齋祭る故なるべし、此ノ國造は、日前國懸ニ大神の祠官にて、今に至るまで、此ノ氏相續て、紀ノ國造ニ稱ふ、其系圖を見るに、天ノ道根ノ命を始祖として、日前國懸兩大神、天降坐之時、御從奉仕ニ記せり、】○宇豆比古、名ノ義、白檮原宮ノ段なる、槁根津日子の名を、書紀に珍彦ニある、其ニ同じかるべし、書紀には、菟道彦ニあり、【紀ノ國造ノ系圖を考るに、第一天ノ道根、第二比古麻、第三鬼刀禰、第四久志多麻、第五大名草比古、第六宇遲比古ニ序たり、今ノ世に、紀ノ國若山の内に、宇治ニ云處あり、此地ノ名に依れる名なるべし、】○山下影日賣、名ノ義、山下は、諸木葉の變紅したる、秋山の色を云、其由は、輕島ノ宮ノ段ノ末に、秋山之下氷壯士ニ云あり、其所【傳三十四の三十二葉】に委ク云べし、【書紀孝靈卷に、眞舌媛ニ云名あるは、山下の夜を省ける名か、】影は耀くにて、【かげ、かゞやく、かゞよふ、かげろふなど、皆本は同言の活なり、】紅顏を美たる名なり、影媛ニ云名は、書紀武烈ノ卷にもあり、○建内宿禰、建内は多祁宇知ニ訓べし【世に此ノ名を、武之内ニ、之を添へてよむは、古言をしらず、後世竹ノ内ニ云地名のあるになずらへる、みだりごとなり、古へに建之ニ云る例あることなし、】建は、例の美稱、内は、味師内の内ニ一ッにて共に居地ノ名にて、大和ノ國有智郡ニ在り、神名帳、有智神社、諸陵式、有智陵【皇后井上内親王、】などもあり、此郡にあり、万葉一に、内乃大野ニよめるも、此處なり、兄弟共に此地にぞ居住たりけむ、【山城ノ國綴喜ノ郡ノ有智にには非じ、建内ノ宿禰、山城ノ國に由緣あること、古書に見えず、書紀神功ノ卷に、武内宿禰等、選ニ精兵ニ從ニ山背ニ出之、至ニ菟道ニ云々ニ云ことあれども、これも山背の居地より、發出るには非ず、さて味師内ノ宿禰の、山城の内ノ臣の祖なる由は、此人の子孫の、後に山城ノ國綴喜ノ郡の地に、移り居住るか、舊の大和の居地の名を取て、其處をも、内ノ村ニ云、また内ノ臣ニは云るか、又彼ノ子孫、もとより大和の居地によりて、内ノ臣ニ云るが、山城に移りて、其内ノ臣の居地ニなれる故に、其處をも内ノ村ニ云るか、何れにまれ、大和なるが本にて、山城なるは、此ノ子孫の居住る

に依れる地名なるべし、】下巻、高津宮ノ段ノ大御歌には、此人を、宇知能阿曾とよませ賜へり、書紀神功ノ巻の哥にも然あり、【阿曾は、阿曾美の略なり、阿曾美の事は、彼ノ大御哥ノ下にいふべし、】續紀、慶雲四年の詔詞には、建内ノ宿禰ノ命といひたまへり、さて書紀に、彦太忍ノ信ノ命是、武内ノ宿禰之祖父也とありて、景行ノ巻に、三年春二月庚寅朔、卜幸于紀伊國、將祭祀群神祇、而不吉、乃車駕止之、遣屋主忍男武雄心命、【一云武猪心】令祭、爰屋主忍男武雄心命、詣之居于阿備柏原、而祭祀神祇、仍住九年、則娶紀ノ直遠祖菟道彦之女影媛、生武内ノ宿禰、とあり、此記の傳へと異なり、【他書どもにも、書紀と同く、建内ノ宿禰をば、孝元天皇の曾孫、彦太忍信ノ命の孫とせり、】かくて此ノ人の生は、成務ノ巻に、初天皇與武内宿禰同日生之とあり、年紀合ず、【其故は、まづ景行ノ巻三年に、父命紀ノ國に詣て、九年留り坐る間に、生給ふとあれば、此人は、景行ノ御世の四年より、十二年までの間にぞ、生れ給ひけむを、成務天皇は、景行天皇ノ四十六年、立爲太子、年二十四とあれば、二十三年に生坐るなり、然れば此天皇の生坐しは、かの十二年よりは、十一年後なるをや、又此天皇太子に立チ坐シしこと、景行ノ巻には、五十一年の事なれば、四十六年とあるを誤りとして、五十一年に、御年二十四として計れば、廿八年に生坐るなれば、彼ノ十二年よりは、十六年後れたり、又此天皇崩時、年一百七歳とあるを以計れば、景行の十四年に生坐るなれども、其にてもなほ二年後れたり、如是く成務天皇の御年紀も、彼是と皆合ざれば、此人の生の年も、さだかには定めがたきことなり、其由なほ下にも云べし、されど彼天皇と、同日に生ルとあるは、實なるべし、但し仁徳天皇の、此ノ人の子の木菟宿禰と、同日に生坐ることあると、事の同じきはあやし、若シくは此は、彼ノ事のまぎれたる傳へには非るか、さて今紀伊ノ國名草ノ郡安原ノ郷松原村と云に、此人の誕生の地なりとて、古キ井のあるは、古へより言傳へたる、眞の處にやあらむ、】さて此人の事、志賀ノ宮ノ段に、始て出て、爲大臣とありて、【これ大臣と云稱の始ノなり、その大臣の事は、彼處に委く云べし、】訶志比ノ

宮輕島ノ宮を歴て、高津ノ宮ノ段まで見えたり、書紀には、景行天皇の廿五年より見えて、【是ノ年遣ニ武内宿禰ヲ一令レ察ニ北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息一也とあり、是レに依ルに、かの生れ年、いよゝ決めがたし、若ノ十二年の生とすることは、廿五年には、わづかに十四歳なり、四年の生としても、廿一歳なれば、かゝる大任あらむことは、なほ少しおぼつかなけれども、倭建ノ命は、十六歳にて、熊襲を征に遣されたまひしかば、然ることもありけむ、但しさては、彼ノ成務天皇ノ御年立と、いよゝ違へるをや、】同五十一年に爲ニ棟梁之臣一と見え、【棟梁之臣とは、欽明ノ卷に、任那ノ日本府ノ棟梁、如ニ折ニ棟梁一、誰成ニ屋宇一、推古ノ卷に、兩僧、弘ニ演佛教一、並爲ニ三寶之棟梁一、續紀ノ二に、道ノ藏、寔惟法門袖領、釋道棟梁、同廿三に、臣父及叔者、並爲ニ聖代之棟梁一、共作ニ明時之羽翼一と見え、漢籍にも固よりある字にて、股肱などゝも云と、同意なり、さておのづから部下を統領る意になりて、長なことゝ云に同じ、故ニ近世ノ俗、匠の中の長なる者をも、棟梁と云めり、此も然る意を得て書れたるなれば、訓も字には拘るべからず、臣連八十伴緒之加美と定め賜ひき、なども訓べし、然るを字に依て、ムネマチギミ、ムネトノマチギミなど訓るは、古への意言に叶はず、ひがことなり、又是を官名なども如く心得るも、誤なり、】成務天皇ノ三年に、爲ニ大臣ニと見えて、此後仁徳天皇の五十年まで見えたり、抑上代の人の中に、後世まで名高きこと、此ノ大臣に及はなく、世に遍く語り傳へたり、信に六御代の朝に仕奉て、いと忠誠に功績多く、【續紀三、藤原ノ不比等に食封を賜ふ詔に、汝ノ父藤原ノ大臣乃仕奉ける状乎婆、建内ノ宿禰ノ命乃仕奉ける事止同事敍止勅而 云々、又天平八年の詔に、昔者輕堺原大宮御宇天皇ノ曾孫、建内宿禰、盡ニ事ノ君之忠ヲ致ニ人臣之節、創爲ニ八氏之祖、永遺ニ萬代之基一云々、】命長かりしことは、世に比なくて、高津ノ宮ノ天皇の大御歌にも、那許曾波、余能那賀比登【汝こそは世の長の人なり、】とよませ賜ひ、【書紀には、儺虚曾破、豫能等保臂等、儺虚曾破、區珥能那餓臂等とあり、世の遠人、國の長人なり、】大臣御答歌にも、阿禮許曾波、余能那賀比登とあり、誠に書紀の年

紀に據て計るに、大凡三百歳に餘り不及りほどなりけむかし、【景行天皇ノ四年より、仁徳天皇ノ五十年まで、二百八十九年なり、十二年より計れば、二百八十一年なり、さて仁徳の五十年より後、なほ幾年存在けむ、薨の事は、何ノ年とも見えざれば、壽數も、定めがたし、允恭ノ巻五年に、此人の墓の事見えたれば、此世には既く亡人なりけり、凡て此ノ大臣の事、後ノ世ノ書どもには、とりどり云ることどもあれども、皆さだかならず、されど一ッ二ッ云ハば、帝王編年記には、仁徳天皇七十八年庚寅、大臣武内宿禰薨、年未詳、一説云、景行天皇ノ年己亥生云々、紀朝臣氏ノ云、武内宿禰ノ大臣者、六代帝ノ臣也、遂不知其死處、一書云、代平東夷還時、稱身苦由、入於甲斐國也、不知其死處者、一書云、入於美濃國不破山、一書云、還來大和國葛下郡薨、室破賀墓是也と云り、なほ他書にも、此ノ類に云ふ、此彼とあり、水鏡には、仁徳ノ五十五年薨、年二百八十とも云、公卿補任には、景行ノ九年己卯生、仁徳ノ七十八年庚寅薨、年三百十二と云、年は、或は二百五十五とも、二百八十とも、二百八十二とも、二百九十五とも、三百六十とも、とりどりに云、愚管抄には、三百八十餘とも云り、又武内ノ傳と云物に、因幡國風土記ニ曰、難波ノ高津ノ宮ニ治天下五十五年春三月、大臣武内宿禰、御歳三百六十餘歳、當國ニ御下向、於亀金ニ双履ヲ御隠所不知、蓋聞因幡國法美郡宇倍山ノ麓ニ有神社也、曰宇倍ノ神社、是武内宿禰ノ之靈也、昔武内宿禰、平東夷還入宇倍山之後、不知所終と云り、神名式、因幡國法美郡、宇倍神社、名神大、また筑後國三井郡、高良玉垂ノ命ノ神社、名神大とあり、世に是をも此ノ大臣を祀るといひ、民部省圖帳ノ云とすあるには、高良玉垂ノ宮、所祭玉垂ノ命也、天平年、祀武内宿禰荒木田襲津彦ノ爲相殿とあり、これらは神社ノほかにも、此ノ大臣を祭ると云、なほこれかれとあり、高良は今はこうらと云ふとも、高は、古書に多くこの假字に用ひたれば、こうなるべし、】

此建内宿禰之子并九。男七女二。波多八代宿禰者、波多臣。林臣。波美臣。星川臣。淡海臣。長谷部君之祖也。次許勢小柄宿禰者、許勢臣。雀部臣。輕部臣之祖也。次蘇賀石河宿禰者、蘇我臣。川邊臣。田中臣。高向臣。小治田臣。櫻井臣。岸田臣等之祖也。次平群都久宿禰者、平群臣。佐和良臣。馬御樴連等祖也。次木角宿禰者、木臣。都奴臣。坂本臣之祖。次久米能摩伊刀比賣。次怒能伊呂比賣。次葛城長江曾都毘古者。玉手臣。的臣。生江臣。阿藝那臣等之祖也。又若子宿禰。江沼臣之祖。

九は九人なり、師の許々能多理と訓れたるに從ふべし、○男は、牟須古、女は、牟須賣と訓べし、【牟須古と云稱、古書には見えざれども、中昔の物語文どもには、貴きにも賤きにも、常に云る稱なり、牟須古能君たちなども云り、牟須賣は、書紀の訓などにも多く見えて、是レ又中昔も今も、常に云フ稱なり、然れば此に對へて、男子を牟須古と云も、もとより古言なること疑なし、然るを牟須古牟須賣とは、世に遍ク云なれて、古言めかざる故に、書紀などの訓には、多くヲノ。。。。コメノコと附ケたり、和名鈔には、男子女子とのみ擧て、和名は無し、字鏡にも見えず、】○波多八代宿禰、波多は居地名なり、さて此ノ地名、國々に多かれば、今何れとも定め難き中に、まづは大和のなるべきか、其は書紀ノ神武ノ卷に、層富縣ノ波哆丘岬、有新城戸畔者と見え、【今も添ノ下ノ郡に新木村と云あれば、此ノ波哆は、添ノ上下ノ郡の内なるべし、】又神名式に、高市ノ郡波多神社、波多甕井ノ神社、和名抄、同郡に波多ノ郷もあり、【推古紀に、廿年五月五日、藥獵之集テ于羽田ニ以相連、參赴於朝ニとあるは、此ノ波多なるべし、小治田ノ宮は、高市ノ郡なればなり、書紀履中ノ卷に、鳥

徙來羽田之汝妹とある羽田も、同じかるべし、】此ノ二つの内ならむか、又此ノ人ノ子孫、河内和泉に此彼とあるを以て見れば、和名抄に、河内ノ國茨田ノ郡幡多、神名式に、和泉ノ國和泉ノ郡波多ノ神社、日根ノ郡波太ノ神社ある、是らの地にてもあらむか、八代は、是レも地ノ名か非るか、詳ならず、此ノ人の名、書紀には、羽田ノ矢代ノ宿禰と書れたり、【欽明紀二年、履中紀の始などにも出たり、】○波多臣波多は、上の波多なり、此ノ氏、書紀ノ天武ノ巻に、十三年十一月、波多ノ臣賜レ姓曰二朝臣一と見ゆ、推古ノ巻に、波多ノ臣廣庭、持統ノ巻に、羽田ノ朝臣齊、【續紀一に、波多ノ朝臣牟後閉とあると同人なり、】寶字紀に、八多ノ朝臣白島など六人見えたり、姓氏錄【右京皇別】に、八多ノ朝臣、石川ノ朝臣同祖、武内宿禰ノ命之後也、

○林臣、林は地ノ名なり、此も國々に多ければ、何れとも定めがたけれど、和名抄に、河内ノ國志紀ノ郡拜志郷、此ならむか、彼ノ國に此ノ氏あればなり、天武紀に、十三年十一月、林ノ臣賜レ姓曰二朝臣一、姓氏錄【右京皇別】に、林ノ朝臣、石川ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰之後也、また【河内國皇別】林ノ朝臣、道守ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰之後也、續紀卅九に、河内ノ國志紀ノ郡ノ人、林ノ臣海主野守等、改レ臣賜二朝臣一とあり、【姓氏錄に、林ノ宿禰林ノ連などあるは、異姓なり、又蘇我ノ入鹿を、林ノ臣とも云ること、皇極紀に見えたるは、何處の地名に依れる名にか、】○波美臣、これも地ノ名と聞ゆれど、詳ならず、神名式に、近江ノ國伊香ノ郡波彌神社、【同郡に、與志漏神社もあり、八代にちかし、】丹後ノ國丹波ノ郡波彌神社あり、是レらの地にもやあらむ、天武紀に、十三年十一月、波彌臣、賜レ姓曰二朝臣一、【本に、彌ノ字を爾に誤れり、釋に彌とあるぞよき、】姓氏錄には、此姓見えず、續紀廿に、播美朝臣奧人と云人見ゆ、○星川臣、【星ノ字、諸本並黑と作るは、誤なり、眞福寺本に、星と作るぞよろしき、】星川は、和名抄に、大和ノ國山邊ノ郡、星川ノ【保之加波】郷ある是なり、【武藏ノ國久良ノ郡、伯耆ノ國會見ノ郡などにも、此ノ郷名あり、式に、伊勢ノ國員弁ノ郡星川ノ神社もあり、】天武紀に、星川ノ臣麻呂と云人見ゆ、【其ノ子黑麻呂、續紀七に見ゆ、】十三年十一月、星川ノ臣、賜レ姓曰二朝臣一、姓氏錄【大和國皇別】に、星川ノ

朝臣ハ、石川ノ朝臣同祖、武內ノ宿禰之後也、敏達天皇ノ御世、依テ居地ニ賜フ姓ヲ星川臣トとあり、○淡海臣、崇峻紀に、近江ノ臣滿と云人見ゆ、此ノ姓、姓氏錄に見えず、【淡海ノ眞人、淡海ノ朝臣などあれど、皆異姓なり、】○長谷部君、續紀廿六に、長谷部ノ木麻呂、長谷部ノ公眞ー子、廿九に、參河ノ國碧海ノ郡ノ人、長谷部ノ文選、など云人見えたるは、此ノ氏人にやあらむ、【和名抄に、參河ノ國碧海ノ郡ノ郷名に、谷部あり、其にハセベと假字を付たるは、據あるか、若シ此ノ假字付ケよろしくば、此ノ郷は、長谷部なるを、長ノ字を省きて、二字に書る例なり、さて續紀に、此ノ郡に、此ノ氏人見えたれば、此レより出たる姓にもやあらむ、】此ノ姓も、姓氏錄に見えず、【長谷部ノ造あれど、異姓なり、】右の氏々の外にも、姓氏錄に、【左京皇別】道守ノ朝臣、波多ノ朝臣同祖、波多ノ矢代ノ宿禰ノ之後也、また【河內國皇別】道守ノ朝臣ハ、波多ノ朝臣同祖、武內ノ宿禰ノ男、八多八代ノ宿禰之後也、道守ノ臣ハ、道守ノ朝臣同祖、武內ノ宿禰ノ男、波多ノ八代ノ宿禰之後也、また【和泉國皇別】道守ノ朝臣ハ、波多ノ朝臣同祖、八多八代ノ宿禰ノ之後也、三代實錄九に、右京ノ人、圖ノ書ノ允祖ー代、賜フ姓ヲ八多ノ朝臣ト、其先出レ自リ八太屋代宿禰ニ也などあり、○許勢小柄宿禰、許勢は、居地ノ名にて、和名抄に、大和ノ國高市ノ郡巨勢ノ郷これなり、神名帳に、同郡巨勢山ニ坐ス石椋孫神社あり、万葉に、巨勢山を賦る歌多し、【一の廿四丁、七の六丁、十の六丁、十二の十九丁、又一の廿二丁、三の廿六丁、十三の十一丁、廿七丁に、巨勢道、一の廿四丁に、許湍乃春野などよめり、】小柄は、袁加良と訓べし、【舊印本に、柄を鞆と作るは、誤なり、諸本みな柄とあり、和名抄に、柄ハ、器物ノ莖柯也、和名衣、一云賀良、】三代實錄五には、男韓と書り、名義、未ダ思ヒ得ず、此ノ人三代實錄には、第五男と見えたり、○許勢臣、許勢は上の如し、此ノ氏は、下に引る續紀ノ文に依に、小柄ノ宿禰の男、乎利宿禰の後なり、書紀ノ繼體ノ卷に、元年、許勢ノ男人ノ臣、大臣たるよし見ゆ、【廿三年九月薨、】孝德ノ卷に、大化五年、巨勢德陀古ノ臣、爲ス左大臣ト、【舒明紀、四年正月薨、】此ノ外も此ノ氏人は、此彼見えたり、天武紀に、十三年十一月、巨勢ノ臣、賜フ姓ヲ曰フ朝臣ト、姓氏錄【右京皇別】

に、巨勢ノ朝臣ハ、石川ノ朝臣同祖、巨勢ノ雄柄宿禰之後也、巨勢ノ楲田朝臣ハ、雄柄ノ宿禰ノ四世ノ孫、稻茂臣之後、男荒人、天豐財重日足姫ノ天皇、諡皇極ノ御世、遣佃葛城長田、其地野上、漑水難至、荒人能解機術、始造長樋、用水灌田、天皇大悅、賜楲田臣姓也、巨勢斐太臣ハ、巨勢ノ楲田同氏、巨勢ノ雄柄ノ四世ノ孫、稻茂男、荒人之後也、【許勢ノ臣稻持、欽明紀に見ゆ、】巨勢ノ楲田ノ臣、武内ノ宿禰之後也、○雀部臣、天武紀に、十三年十一月、雀部ノ臣、賜姓曰朝臣、續紀十八に、典膳正六位下雀部ノ朝臣眞人等言、磐余ノ玉穗ノ宮、勾金橋宮御宇天皇ノ御世、雀部ノ朝臣男人、爲大臣供奉、而誤記巨勢男人大臣、眞人等先祖、巨勢男柄宿禰之男有三人、星川建日子者、雀部朝臣等祖也、伊刀宿禰者、輕部ノ朝臣等祖也、乎利ノ宿禰者、巨勢ノ朝臣等祖也、淨御原朝庭、定八姓之時、被賜雀部朝臣姓、然則巨勢雀部、雖元同祖、而別姓之後、被任大臣、云々、望請改巨勢大臣、爲雀部大臣、云々、大納言從二位巨勢ノ朝臣奈氐麻呂、亦證明其事、於是下知治部、依請改正之、【男人ノ大臣の事、許勢ノ臣の下に出つ、】姓氏錄【左京皇別】に、雀部ノ朝臣ハ、巨勢ノ朝臣同祖、建内ノ宿禰之後也、星川ノ建彦ノ宿禰、諡ハ應神御世、代於皇太子大鷦鷯尊、繫木綿襷、掌監御膳、因賜名曰大雀臣、これ雀部と負る由縁なり、又【攝津國皇別】雀部ノ朝臣ハ、巨勢ノ朝臣同祖、建内ノ宿禰ノ命之後也、【文德實錄六に、雀部ノ朝臣春枝、林ノ朝臣並人等、改姓紀朝臣、】とあり、さて神八井耳ノ命の御後にも、此ノ同じ姓ありて、上に出たり、【傳二十の五十六葉】佐邪伎辨と訓べきことも、彼處に云るが如し、○輕部臣、輕部と云は、大和ノ國高市ノ郡の輕に依れることなるべし、如是負る由縁は、詳ならず、【姓氏錄に、輕部ハ、倭日向建日向八綱多ノ命之後也、雄略天皇ノ御世、獻加里乃郡、仍賜姓輕部君、とあるは、異氏なれども、輕部といふ由縁の一の例なり、】さて此ノ氏は、上に引る續紀十八の文に依に、小楯宿禰の男、伊刀宿禰の後なり、天武紀に、十三年十一月、輕部ノ臣、賜姓曰朝臣と見ゆ、姓氏錄には見えず、【輕部輕部連などあれども、みな異姓なり、】右の氏々の外にも、姓氏錄、【未

定雜姓】に、鵜甘部首、武内ノ宿禰ノ男、己西男柄宿禰之後也、○蘇賀石河宿禰、蘇賀は、居地ノ名にして、神名帳に、大和ノ國高市ノ郡、宗我坐宗我都比古神社あり、此ノ地なり、万葉十二二十丁に、眞菅吉宗我乃河原とよめるも、此處なり、【後ノ世に、出雲と下野となど云は、由なきひがことなり、】書紀推古ノ巻に、蘇我ノ馬子ノ大臣、令レ奏ニ于天皇ニ曰、葛城ノ縣者、元臣之本居也、故因ニ其縣ニ為ニ姓名ニ云々、【因ニ其縣ニ為ニ姓名ニと云ること、心得ず、皇極紀に、蘇我ノ蝦蛦ノ大臣、祖ノ廟を葛城高宮に立し事もあり、】とあるを以テ見れば、蘇賀は、葛城ノ郡にあるべきが如くなれど、今も曾我村高市ノ郡に在リて、葛城ノ下ノ郡の堺に近ければ、古ヘは此ノあたりまで、葛城ノ縣の内にもや有リけむ、石河は、和名抄に、河内ノ國石川ノ【以之加波】郡これなり、三代實錄卅二に、石川ノ朝臣木村言ス、始祖大臣武内ノ宿禰ノ男、宗我石川、生ル於河内國石川ノ別業ニ、故以テ石川ヲ為レ名ト、賜テ宗我大家ヲ為ス居ト、因賜フ姓宗我宿禰ト云々、【賜フ姓宗我宿禰ニと云は、誤なり、此ノ時宿禰は、たゞ名に附たる稱にこそあれ、姓に附たる加婆泥には非ず、】また敏達紀に、蘇我ノ馬子ノ宿禰の、石川ノ宅見えたれば、世々別業などありしなるべし、今大和ノ國高市ノ郡にも、石川村あるは、此ノ氏に就テ出來たる名にやあらむ、そはいかにもあれ、此ノ人の名は、河内ノに依れり、】さて此ノ人、書紀應神ノ巻【三年】に出たり、○蘇我臣、上の蘇我に依れり、此ノ氏人、履中紀に蘇賀ノ滿智ノ宿禰、雄略紀に蘇我ノ韓子宿禰など見ゆ、宣化紀に、元年以テ蘇我稻目宿禰ヲ為ス大臣ト、【欽明紀、卅一年三月薨、】敏達紀に、元年以テ蘇我馬子ノ宿禰ヲ為ス大臣ト、【推古紀卅四年五月死、稻目ノ宿禰之子也、】舒明紀に、蘇我ノ蝦夷臣、大臣たり、【皇極紀四年六月、子入鹿と共に誅さる】孝德紀、蘇我ノ倉ノ山田ノ石川麻呂ノ臣、右大臣たり、【是レ右大臣の始ノなり、大化五年三月滅さる、】天智紀に、三年五月、大紫蘇我ノ連ノ大臣薨、【此人の事、前には見えたることを無し、但し續紀六に、近江ノ朝ノ大臣、大紫連子と見えたるは、此ノ人のことなり、】十年、以テ蘇我赤兄ノ臣ヲ為ス左大臣ト、【天武紀元年八月配流、】後に此ノ氏石川と改まる、天武紀、十三年十一月、石川ノ臣、賜フ姓ヲ曰フ朝臣ト、【石川と改まりしこと

は、此より前と聞ゆ、天武の御世になりてのことにてはあるべし、】姓氏錄、【右京皇別】石川ノ朝臣、孝元天皇ノ皇子、彥太忍信ノ命之後也と見ゆ、三代實錄卅一に、右京ノ人、石川ノ朝臣木村、箭口ノ朝臣岑業、改ニ石川箭口一並賜ニ姓宗岳朝臣一、木村言云々、【此ノ次の文、上に引り、姓氏錄に、箭口ノ朝臣、宗我ノ石川ノ宿禰ノ四世ノ孫、稻目ノ宿禰之後也と見ゆ、さて古今集に、宗岳ノ大頼と云作者ある、此ノ宗岳を、むねをかと假字にも書たるを、餘材抄に、蘇我或は宗我と書キ來れるを、宗岳に改められたるは、馬子蝦夷入鹿赤兄、みな逆臣なりければ、此ノ後蘇我氏の人も聞えず、續日本紀より、續日本後紀まで、此ノ氏見えず、然れば、蘇我と書る時、逆臣ありしを忌て、我を岳に改められけるか、此ノ集古本は皆眞名に、宗岳と書れけむを、むねをかとは、後ノ人のおしあてに書なせるかと云り、今按に、宗岳とは、餘材抄の考への如く、文字をのみ改めたるにて、語は古への如く、ソガにてもありけむか、然れども後ノ時代に至りては、姓氏も、古よりの由緣にもかゝはらず、たゞ文字に拘り、唱へも宜きを撰びて、人ノ名の如くなる姓も、多く出來つる頃なれば、本よりムネヲカと唱へしにもあるべし、若シ然るにては、ソガの音にあたる美字を撰びて、其訓を取れるなるべし、又續紀よりこなた、蘇我氏の人の見えざるは、石川と改まりつる故なり、石川ノ朝臣の人は、世に多く見えたるをや、】○川邊ノ臣、此ノ地ノ名、諸國に多かれば、何れと定め難し、和名抄に、攝津ノ國河邊ノ【加波乃倍】郡これならむか、其ノ餘畿內には、山城ノ國葛野ノ郡、大和ノ國十市ノ郡などにも、此ノ鄕ノ名はあるなり、さて此ノ氏人、書紀に彼此と見えたり、天武紀に、十三年十一月、川ノ邊ノ臣、賜ニ姓ヲ曰ニ朝臣一、姓氏錄、【右京皇別】川ノ邊ノ朝臣、武內ノ宿禰ノ四世ノ孫、宗我ノ宿禰之後也、【此ノ宗我ノ宿禰と云は、蘇賀ノ石河ノ宿禰とは別なるべし、】○田中ノ臣、此ノ地も慥ならず、舒明紀【八年六月】に、災ニ岡本宮一、天皇遷ニ居ス田中ノ宮ニ一とあるは、今大和ノ國高市ノ郡に、田中村あり、其處なるべし、又神樂ノ歌に、殖槻や田中ノ杜とあるは、添ノ下ノ郡なりと云り、【殖槻、万葉十三長哥に見ゆ、さいばらに、田中ノ井戸と云るも、此にや、】其ノ郡にも、今も田中

村あり、右の二ッの内にやあらむ、上巻に、倭ノ田中ノ直と云姓もあり、【傳七の七十六葉】さて此ノ氏人、天武紀に、田中ノ臣足麻呂、田中ノ臣鍛師など見ゆ、十三年十一月、田中ノ臣、賜姓曰朝臣、姓氏録、【右京皇別】田中ノ朝臣、武内ノ宿禰ノ五世ノ孫、稲目ノ宿禰之後也、○高向ノ臣、此ノ地も慥に定めがたし、和名抄に、越前ノ國坂井ノ郡、高向、多加無古、神名式、同郡に高向ノ神社もあり、【此ノ地は、繼體紀に見えて、越前ノ國ノ邑ノ名と注あり、繼體天皇の御母振媛の本郷なり、】又因幡ノ國八上ノ郡に、多加牟久ノ神社あり、又河内ノ國錦部ノ郡に、今高向村あり、これらの内なるべし、【推古紀に、高向ノ漢人玄理と云あり、此ノ高向は、河内のなるべし、さて玄理は、漢人なるを、河内志に、武内ノ宿禰ノ胤と云るは、高向ノ臣ノ姓と思ひ混へたるひがごとなり、】此ノ氏人、舒明紀皇極紀天武紀などに見ゆ、天武紀に、十三年十一月、高向ノ臣、賜姓曰朝臣、姓氏録、【右京皇別】高向ノ朝臣、石川同氏、武内ノ宿禰ノ六世ノ孫、猪子ノ臣之後也と見え、元明紀に、攝津ノ大夫從三位高向ノ朝臣麻呂と云人見えたり、○小治田ノ臣、【舊印本に、小ノ字を脱せり、諸本みな此ノ字あり、】此は推古天皇の大宮敷坐し、小治田の地に依れるなるべし、此ノ地の事は、彼ノ御段【傳四十四の七十葉】に云べし、欽明紀に、蘇我ノ稲目ノ宿禰の、小墾田家の事見えたり、此ノ氏人、天武紀に、小墾田ノ臣麻呂見ゆ、十三年十一月、小墾田ノ臣、賜姓曰朝臣、姓氏録、【右京皇別】小治田ノ朝臣、同上、【同上と云は、田中ノ朝臣と同じきを謂なり、此外に小治田ノ宿禰小治田ノ連などあれど、別姓なり、】○櫻井ノ臣、和名抄に、河内ノ國河内ノ郡、櫻井ノ【佐久良井】郷あり、聖武紀に、天平十六年閏正月、天皇行幸難波宮、安積ノ親王縁脚病、從櫻井ノ頓宮還、【此レは河内のなり、】とある是レか、又安閑紀に、櫻井ノ屯倉、崇峻紀に櫻井寺、推古紀に櫻井見ゆ、これらも右の河内のにやあらむ、又神名式に、和泉ノ國大鳥ノ郡、櫻井ノ神社あり、又今大和ノ國十市ノ郡にも、櫻井と云處あり、【其外國々にも此ノ名あり、】さて此ノ氏人、舒明紀に、櫻井ノ臣和慈古見ゆ、天武紀に、十三年十一月、櫻井ノ臣、賜姓曰朝臣、姓氏録、【左京皇別】櫻井ノ朝臣、石川ノ朝臣同祖、

蘇我ノ石川ノ宿禰ノ四世ノ孫、稻目ノ宿禰ノ大臣之後なり、○岸田臣、此ノ氏人、天智紀に、岸田ノ臣麻呂見ゆ、天武紀に、十三年十一月、岸田ノ臣、賜レ姓曰二朝臣一、姓氏錄、【右京皇別】岸田ノ朝臣、武内ノ宿禰ノ五世ノ孫、稻目ノ宿禰ノ後也、男小祚ノ臣、孫耳高、家二居岸田村一、因負二岸田臣ノ號一とあり、岸田ノ村、國を云ハざるは、大和にやあらむ、今山ノ邊ノ郡に、此ノ名の村あり、其か、文德實錄九に、攝津ノ國人に、此ノ姓見ゆ、○平群都久宿禰、平群は、居地の名にて、和名抄に、大和ノ國平群【倍久里】郡是なり、平群ノ郷もあり、神名帳に、同郡平群ノ石床ノ神社、平群ノ神社、平群ノ坐紀氏ノ神社などあり、倭建ノ命の御歌に、多多美許母、幣具理能夜麻能云云、【雄略天皇の大御哥にも見ゆ、】万葉十六ノ卷に、八重疊平群乃山爾云云、さて此ノ人は、書紀ノ仁德ノ卷に、初天皇生日、木菟入二于産殿一、明旦譽田天皇喚二大臣武內ノ宿禰一語之曰、是何瑞也、大臣對言、吉祥也、復當二昨日臣妻産時一、鷦鷯入二于産屋一、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子與二大臣之子一、同日共産、並有レ瑞、是天之表焉、以爲取二其鳥名一、各相易名レ子、爲二後葉之契一也、則取二鷦鷯名一、以名二太子一、曰二大鷦鷯皇子一、取二木菟名一、號二大臣之子一、曰二木菟宿禰一、是平群臣之始祖也とあり、【是亦時ノ哥に、都久能須久禰、頭女羅加美許那、那加幣世流、許己路波伎彌遠、伊婆布奈許氣利、三の句は、名易せるなり、和名抄に、木菟、爾雅注云、似レ鵰而小、兎頭有二毛角一者也、和名都久、】此ノ人は、第一男こと、三代實錄に見えたり、【下に引く、】履中紀に、二年、當二是時一、平群木菟宿禰、蘇賀滿智宿禰、物部伊莒弗大連、圓大使主、共執二國事一、【さて此ノ人は、應神紀三年より、履中紀二年まで見えたる、其ノ間百三十年なれば、甚壽くして、百五十歳にも餘れりけむかし、】○平群臣上の平群に依れり、此ノ氏人、雄略紀の初メに、以二平群臣眞鳥一、爲二大臣一、【武烈紀の初メに、眞鳥ノ大臣ノ子鮪臣と共に誅さる、】此ノ外も見ゆ、天武紀に、十三年十一月、平群ノ臣、賜レ姓曰二朝臣一、姓氏錄、【右京皇別】平群ノ朝臣、石川ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰ノ男、平群ノ都久ノ宿禰之後也、三代實錄五十に、右京ノ人、平群ノ臣春鐘、平群ノ臣秋鐘、平群ノ臣

秋常春常等四人、賜姓朝臣、春雄自言、祖出自都久宿禰矣、○佐和良臣、此は何國の地名にか、詳ならず、若は和名抄に、筑前ノ國早良郡ありて、早良郷平群郷並びてあり、是か、【但し此は、郡も郷も共に、佐波良とあれば、假字異なり、然れども姓氏錄には、此姓をも早良と書たれば、彼ノ郡郷も、本は佐和良なりけむを、後に和を波と唱へ誤れるなるべし、早ノ字は、佐字の音なれば、字の韻を、通音の和に通はし取れるなり、若しもとより波ならむには、入聲の佈の韻の字を用ふる例なり、これらは、凡ての地名の假字の例をよく解て知るべきことなり、】其外神名帳に、美作ノ國大庭ノ郡、佐波良神社、攝津ノ國島下ノ郡、佐和良義神社などあり、さて此ノ氏人は、續紀卅六に、佐波良臣靜女と云見ゆ、姓氏錄、【河內國皇別】早良臣、平群ノ朝臣同祖、武內ノ宿禰ノ男、平群ノ都久ノ宿禰之後也、○馬御樴連、樴ノ字は、說文に、杙也と注し、玉篇に、繫レ牛ノ杙と注したれば、久比と訓べし、さて此は地名とも聞えず、如何なる由の姓にか、詳ならず、他書に見えたることも無し、姓氏錄、【大和國皇別】馬工ノ連、平群ノ朝臣同祖、平群ノ木菟ノ宿禰之後也とあるは、此ノ姓の如くには聞えたれども、御樴と工と、なるべき由も心得がたし、【和名抄に、筑前ノ國嘉麻ノ郡、馬見ノ牟万美、神名式に、近江ノ國蒲生ノ郡、馬見岡ノ神社、野洲ノ郡、馬路石邊ノ神社、齊明紀に、能登ノ臣馬見龍と云人ノ名なとあり、これらはたゞ字麻美とつゞきたる言の例をあぐるのみなり、但し馬路はウマミチか、ウマヂか、知らず、】さて右の氏々の外にも、都久宿禰の子孫は、姓氏錄に、平群ノ文室朝臣、都久ノ宿禰之後也、都保ノ朝臣、平群ノ朝臣同祖、都久ノ宿禰之後也、額田首、早良ノ臣同祖、平群ノ木菟宿禰之後也、不レ見二父ノ氏一、負二姓額田首一、未定雜姓にも、韓海部首、武內ノ宿禰ノ男、平群ノ木菟ノ宿禰之後也など見え、三代實錄五に、味酒首文雄、味酒ノ首文主、味酒ノ首文宗等三人、並賜二姓巨勢朝臣一、先レ是巨勢朝臣河守等奏言、文雄欵僞、先祖出レ自二武內宿禰大臣一也、大臣ノ第五男、巨勢ノ男韓ノ宿禰、是レ巨勢ノ朝臣之祖、第三男、平群ノ木菟ノ宿禰、即是レ文雄之祖也、木菟宿禰之後、賜二味酒臣姓一、淪二落シテ貫二伊勢國一、至二于文

雄祖宗、改賜首姓云云、是以改姓之仁、朝夕刻思云云、但須順祖風之流、賜平群之姓、而平群之字、稱謂足凡、巨勢之文、義理乖違云云、特賜巨勢朝臣之姓、將默沉論之懐、從之、【神名式に、伊勢國員辨郡、平群神社あるは、此氏人の、彼國に漂落したりしほどに祀れる社にやあらむ、】○木角宿禰、木は紀伊國か、建内大臣の生れ坐る國にて、由縁あればなり、又和名抄に、山城國紀伊【岐】郡紀伊郷これか、二つの内なるべし、角は、和名抄に、周防國都濃郡都濃郷これなり、其由は、次に云べし、國造本紀、周防國造の次に、都怒國造、難波高津朝、紀臣同祖、都怒足尼兒、田鳥足尼、定賜國造とあり、さて角宿禰の事は、應神紀仁徳紀に見えたり、○木臣、木は上の木なり、此氏人は、雄略紀に、紀小弓宿禰、紀大磐宿禰、小鹿火宿禰、【顯宗紀に、紀生磐宿禰とあるは、大磐と同じきか、】欽明紀に、紀男麻呂宿禰、其外にも見ゆ、天智紀に、紀大人臣、爲御史大夫、【御史は蓋し今之大納言乎、】天武紀に、十三年十一月、紀臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、【左京皇別】紀朝臣は、石川朝臣同祖、建内宿禰男、紀角宿禰之後也、【右京皇別】紀朝臣は、石川朝臣同氏、屋主忍雄建猪心命之後也、【建猪心命は、景行紀に見えて、建内大臣の父なり、】三代實錄九に、右京人、山村忌寸安野夏野等、賜姓紀朝臣、紀角宿禰之後也と見ゆ、神名帳に、大和國平群郡、平群坐紀氏神社【名神大月次新嘗】あり、【此神社は、平群に坐る以見れば、此木臣の氏なるを、建内大臣の子孫の氏々、すべての氏神なるべし、】○都怒臣、雄略紀に、九年、紀小弓宿禰爲大將軍として、新羅を討しめ給ひしに、小弓宿禰新羅に在て、病として薨にしかば、于小鹿火宿禰、父の喪に從ひ、還んとて、獨留角國、使倭子連、奉八咫鏡於大伴大連、而祈請曰、僕不堪共紀卿奉事天朝、故請留住角國、是以大連爲奏於天皇、使留居于角國、角臣等初居角國、而名角臣、自此始也とあり、角國は、周防國なる都濃郡これなり、【小鹿火宿禰は、紀氏とは云ざれども、小弓宿禰の子と云ことも、紀の文にあらはには見えざれども、必然るべく聞

ゆるなり、】是レに疑はしきことあり、其故は、既に祖の名を角ノ宿禰と云るは、角ノ國に因れること、聞えたるに、小鹿火ノ宿禰に至リて、初メて角ノ國に留マリ居るに依て、角ノ臣と名くとは、いかゞなればなり、故レ按に、角ノ宿禰も、仁徳紀に、四十三年に、百済に遣ハされし事あれば、還リ來る時に、角ノ國に留マリ居リしは、角宿禰なるを、【上に引る國造本紀をも、考へ合すべし、】誤りて、小鹿火ノ宿禰の事に語リ傳へたるには非るか、又は祖の代より由縁ある地なる故に、小鹿火ノ宿禰も、留マリ居リしにやあらむ、さて此ノ氏人、天武紀に、都努臣牛甘見ゆ、十三年十一月、角ノ臣、賜ニ姓ヲ曰ニ朝臣ト、姓氏録、【右京皇別】角ノ朝臣ハ、紀ノ朝臣同祖、紀ノ角ノ宿禰之後也、【神名式に、日向ノ國兒湯ノ郡、都濃神社あり、此は此氏に由ある神には非るか、】○坂本臣、坂本は、和名抄に、和泉ノ國和泉ノ郡坂本【佐加毛止】鄕これなり、【次に引る書どもにて知べし、】此ノ氏人、根臣、穴穂ノ宮ノ段に見ゆ、書紀雄略ノ卷に、根使主の、日根に稻城を造りし事見ゆ、【日根は、和泉ノ國の郡なり、】其外も、書紀に此彼見えたり、天武ノ卷に、十三年十一月、坂本ノ臣、賜ニ姓ヲ曰ニ朝臣ト、續紀卅六に、天應元年、和泉ノ國和泉郡ノ人、坂本ノ臣糸麻呂等六十四人、賜ニ姓ヲ朝臣ト、姓氏録、【左京皇別】坂本ノ朝臣ハ、紀ノ朝臣同祖、紀ノ角ノ宿禰ノ男、白城ノ宿禰ノ後也、又【和泉國皇別】坂本ノ朝臣ハ、紀ノ朝臣同祖、建内ノ宿禰ノ男、紀ノ角ノ宿禰之後也、男白城ノ宿禰ノ三世ノ孫、建日ノ臣、因レ居賜フ姓ヲ坂本ノ臣ト、又【攝津ノ國皇別】坂本ノ臣ハ、紀ノ朝臣同祖、彦太忍ノ信ノ命ノ孫、武内ノ宿禰之後也、續後紀に、讃岐ノ國ノ人、坂本ノ臣鷹野、請下除キテ讃岐之籍帳ヲ復中和泉舊壤上許レ之云云、坂本臣鷹野等十三人、改レ臣賜ニ朝臣ヲ、建内ノ宿禰ノ男、紀ノ角ノ宿禰ノ後也、さて右の氏々の外にも、角ノ宿禰の子孫は、姓氏録に、掃守田首ハ、武内ノ宿禰ノ男、紀ノ都奴宿禰之後也、紀ノ祝ハ、建内ノ宿禰ノ男、紀ノ角ノ宿禰之後也、紀部ハ、建内ノ宿禰ノ男、都野宿禰ノ命之後也、紀ノ辛梶ノ臣ハ、建内ノ宿禰ノ男、紀ノ角ノ宿禰之後也、【一本には、辛ノ字なし、】大家臣ハ、建内宿禰ノ男、紀ノ角ノ宿禰之後也、謚ハ天智庚午ノ年、依ニ居ニ大家ニ負ニ大宅ノ臣ノ姓ヲ、掃守田ノ首ハ、武内ノ宿禰ノ男、紀ノ角ノ宿禰之後也、丈部首ハ、同レ上などあり、

○久米能摩伊刀比賣、久米は地ノ名、大和ノ國高市ノ郡の久米なるべし、【此ノ地のことは、傳十九の八葉に出、】摩は眞、伊刀は伊刀富志牟意の名なり、上卷八千矛ノ神の御歌に、伊刀古夜能とある處【傳十一の三十九葉】考へ合すべし、○怒能伊呂比賣、怒の意は、未タ思ヒ得ず、【又怒と云言、人ノ名に多くあれば、若シは沼矛などの沼にて、玉か、玉を以て稱名とせる例は、玉依比賣などの如し、沼てふ名の例は、水垣ノ宮ノ段、沼名木之入日賣ノ命の下に云べし、傳二十三】久米の例に依らば、此も地ノ名にもあらむか、伊呂は、淫穴ノ宮ノ段、常根津日子伊呂泥命の下【傳廿一の十葉】に云るが如し、同段に、蠅伊呂泥蠅伊呂杼と云名もあり、同意なり、○葛城ノ長江曾都毘古、葛城の事は、上に出たり、【傳廿一の一葉】此ノ人の葛城に居りけむことは、御女石之比賣命の御歌に、迦豆良紀多迦美夜和藝幣能阿多理とよみ賜ひ、又書紀ノ允恭ノ卷に、此ノ人の孫、玉田ノ宿禰の家、葛城なりし趣見えたるなどを以て知べし、長江も、地ノ名とは聞ゆれども、何處ならむ、詳ならず、【天武紀に、九年、幸二于朝嬬一、因以看二大山位以下之馬於長柄杜一とあるは、神名式に、大和ノ國葛上ノ郡、長柄ノ神社ある是となり、此ノ長柄を紀には、ナガラとも、ナガエとも、訓を附たれども、古書に、エの借字に、柄と書る例は、をさをさ見あたらず、且葛上ノ郡に、今も名柄村ありて、ナガラと唱ふれば、ナガエにはあらず、】輕嶋ノ宮ノ段、遠ツ飛鳥ノ宮ノ段に、河内ノ惠賀之長江と云地見えたるは、神名式に、志紀ノ郡志紀ノ長吉神社ある此なり、されど其處とも定め難し、【但し子孫、姓氏錄に河内ノ國に多く見ゆ、下に引るが如し、】曾は、熊曾の曾に同じ、其意は、傳五【十六葉】に云り、此ノ人甚勇健かりし故に、此ノ名を負へるなるべし、都は、のに通ふ辭なり、書紀ノ景行卷に、日向襲津彦皇子と申すもあり、さて此ノ人の事、書紀神功應神仁德の卷々に見ゆ、【神功ノ卷五年に、初て見えて、仁德の四十一年まで見ゆ、其間凡ソ百五十年なり、壽長き人なりけむ、】万葉十一ノ卷に、葛木之其津彦眞弓荒木爾毛とよめるあり【駿河ノ風土記に、荒木田ノ襲津彦とあり、伊賀ノ風土記に、阿拜ノ郡荒木山、有二山號一、須智閉神、所ノ祭猿田彦、武内ノ宿禰、

葛城ノ襲津彦也とあり、神名式に、須智ノ荒木ノ神社、古今著聞集に、伊賀ノ荒木白髪明神の相殿に坐ス葛城襲津彦は、武内の御子なり】○玉手臣、玉手と云フ地、大和にも河内にも有て、其ノ事、傳廿一【卅七葉】に云り、此ノ姓、何れに依れるにか、定めがたし、天武紀に、十三年十一月、玉手ノ臣、賜フ姓ヲ曰フ朝臣ト、姓氏錄、【右京皇別】玉手ノ朝臣ハ、武内ノ宿禰ノ男、葛木ノ曾頭日古命之後也、○的臣、的は、伊久波と訓り、【書紀ノ景行ノ卷に、到ニ的ノ邑ニ而進食、是ノ日膳夫等遺ス盞ヲ、故時人號ケテ其ノ忘レタル盞ヲ處ヲ曰フ浮羽ト、今謂フ的者訛也、昔筑紫ノ俗、號テ盞ヲ曰フ浮羽ト、と見え、筑後ノ風土記にも、此ノ事を記して、其には、云云天皇勅シテ曰ク惜乎朕ガ酒盞ヲ、因テ曰フ宇枳波夜ノ郡ト、後人誤テ號ク生葉ノ郡ト、俗語ニ云フ酒盞ヲ爲ス宇枳ト、とあり、宇枳波夜は、酒盞惜乎と云意なり、波夜は歎息の辭にて、惜乎と云意あり、和名抄に、筑後ノ國生葉ノ郡ハ伊久波とあり、さて此ノ筑後の生葉の故事は、此にはさらに由なきことなれども、的を伊久波と訓べき證なり、又式に、尾張ノ國海部ノ郡、伊久波ノ神社、和名抄、淡路ノ國津名ノ郡、育波ハ伊久波、万葉一に、國ノ臣生羽と云人ノ名などもあり、さて的ニ久を、且と濁るは、ひがことなり、生葉なども書るを見て、清音なることを知ルべし、】抑伊久波に的ノ字を書クことは、書紀に、令ム射的ヲ【仁德ノ卷】射ル於朝庭ニ【孝德ノ卷】射ル于西門庭ニ【天武ノ卷】などある射を、伊久佐とも、伊久比須とも訓るは、射は、的を射るわざを云なれば、彼ノ射の意にて、的をも伊久波と云にや、【又天武紀に、射をイクサと訓る所もあり】又伊久波は、本より的の古名にて、射は、的射と云意にもあるべし、【和名抄には、的ハ万斗とのみありて、伊久波と云フ名は見えず、但し射藝具に、漢語抄ニ云、射帖ハ伊久波由古路、世間ニ云、阿無豆知とあり、】字鏡に、的、人ノ姓ナリ、由久波とあるは、此ノ姓を云るなり、【伊を由と云は、國ノ名の壹伎をも、由伎とも云るが如し、】さて此ノ氏、的と負る由縁は、書紀ノ仁德ノ卷に、十二年秋八月庚子朔己酉、饗ス高麗ノ客ヲ於朝ニ、是ノ日集メ群臣及ビ百寮ヲ、令ム射ル高麗所ノ獻ル之鐵ノ盾的ヲ、諸人不得射通スコト的ヲ、唯的ノ臣ノ祖、盾人宿禰、射テ鐵ノ的ヲ通シヌ焉、時ニ高麗ノ客等見テ之ヲ、畏テ其ノ射之勝レ巧ナルヲ、共ニ起テ以拜

朝、明日美、盾人宿禰、而賜名曰的戸田宿禰、とある是なり、【今按に、此ノ人初ノよりの名、盾人にて、此ノ時に戸田と賜へる如くあるは、誤ならむか、初ノ名戸田にて、此ノ時に、盾人とは賜へるなるべし、射鐵的とのみはあれども、かの鐵ノ盾をも共に射通せるに因て、賜へる名とこそ聞えたれ、さて應神紀十六年の處に、既に的ノ戸田ノ宿禰とあるは的は、後に賜へる姓を、前へも及ぼして記せるにて、戸田は、當時の名なりけむ、竟宴集ノ哥に、久爾加禰能、麻度達保世流、伊佐美爾蘇、奈島多麻婆利豆、與爾都多弊計留、】此ノ氏人、此ノ後にも往々見えたり、さて後には衰て、然るべき人も無かりしにや、淨御原ノ朝ノ御世に、朝臣の尸を賜へる氏々の中には漏し、後まで臣ノ姓なり、姓氏錄、【山城國皇別】的ノ臣、石川ノ朝臣同祖、彦太忍ノ信ノ命ノ三世ノ孫、葛城ノ襲津彦命之後也、又【河内國皇別】的ノ臣、道守ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰ノ男、葛城ノ曾都比古命之後也、又【和泉國皇別】的ノ臣、坂本ノ朝臣同祖、建内ノ宿禰ノ男、葛城ノ襲津彦ノ命之後也、○生江ノ臣、生江、地ノ名と聞えたれども、何國にか、未ダ考へ得ず、さて此ノ氏人は、續紀十七に、尾張ノ國山田ノ郡ノ人、生江ノ臣安久多、廿に、生江ノ臣智麻呂、廿九に、生江ノ臣東人など云見えたり、國造本紀に、穗ノ國ノ造、泊瀨ノ朝倉ノ朝、以ニ生江ノ臣ノ祖、葛城ノ襲津彦ノ命ノ四世ノ孫、莵上足尼、定ニ賜國造ニ、【穗國は、三河ノ國寶飫ノ郡なり、】姓氏錄、【左京皇別】生江ノ臣、石川ノ朝臣同祖武内ノ宿禰之後也、○阿藝那臣、是レも地ノ名か、未ダ考へ得ず、【萬葉十四、相模ノ國ノ哥に、阿之我里乃、安伎奈乃夜麻爾云々、おもひこなふこと云物に、永正年中、近江ノ滋賀郡松本に、眞上ノ阿祗奈君と云人あり云々、】姓氏錄、【攝津國皇別】阿支奈臣、玉手ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰ノ男、葛城ノ曾豆比古ノ命之後ナリ、又【大和國皇別】阿祗奈ノ君、玉手ノ朝臣同祖、彦太忍ノ信ノ命ノ孫、武内ノ宿禰之後也とあり、さて右の氏々の外にも、曾都毘古ノ命ノ子孫は、姓氏錄に、葛城ノ朝臣、葛城ノ襲津彦ノ命之後也、鹽屋ノ連、道守ノ連同祖、武内ノ宿禰ノ男、葛木曾都比古ノ命之後也、小家ノ連、鹽屋ノ連同祖、云云、原井ノ連、同上、與等連、鹽屋連同祖云云、布忍ノ首、的ノ臣同祖、布師ノ臣、同上、又【未定雜姓】下曲、葛木ノ襲津彦ノ

命ノ男、腰裙宿禰之後也、續紀四十に、忍海原ノ連魚養等言、謹檢ニ古牒ニ云、葛木襲津彦之第六子、曰ニ熊道足禰ニ是魚養等之祖也、熊道足禰六世孫首麻呂、飛鳥淨御原朝廷、辛巳年、貶賜ニ連姓ニ爾來云云、望請除ニ彼舊號ニ賜ニ朝野宿禰ニ云云、朝野者、所レ處之本名也、依レ請賜レ之、續後紀四に、大和國人、忍海原連鷹依、同姓百吉等、賜ニ姓朝野宿禰ニ葛城襲津彦之後也、十二に、右京ノ人、參議從三位朝野ノ宿禰鹿取男女、總ノ十九人、改ニ宿禰ニ賜ニ朝臣ニ國牽ノ天皇ノ三世ノ孫、武内ノ宿禰ノ第六男、葛木ノ襲津彦之後なりと見ゆ、○又若子宿禰、又ノ字、上の例どもに依らば、次とあるべきことなり、【然るを此のみ、又と云るは、故あるにや知らず、】又宿禰の下に、者ノ字の無きも、上の例どもに異なり、若子は、和久碁と訓べし、書紀ノ武烈ノ卷ノ歌に、思寐能和倶吾、【鮪ノ若子なり、】繼體ノ卷ノ歌に、愷那能倭倶吾、【毛野ノ若子なり、】舒明ノ卷ノ歌に、氣菟能和區吳、【毛津ノ若子なり、】万葉十四に、等能乃和久胡【殿の若子なり、】などあり、古へに、少壯き人を美て云る稱なり、かくて此ノ宿禰は、其をやがて名に負るなり、○江沼臣、財ノ字は、間なるべしと延佳が云る、信に然るべし、江沼間は地ノ名にて、和名抄に、加賀ノ國江沼郡これなり、國造本紀【能登ノ國造ノ上】に、江沼國造、柴垣ノ朝ノ御世、蘇我ノ臣同祖、武内ノ宿禰ノ四世ノ孫、志波勝ノ足尼、定ニ賜國ノ造ニとあり、書紀ノ欽明卷に、越人江渟臣裙代と云ふ見え、續紀卅五に、女孺江沼ノ臣麻蘇比、後紀に、江沼ノ臣小並など云人見えたり、姓氏錄、【大和國皇別】江沼ノ臣、石川同氏、建内ノ宿禰ノ男、若子ノ宿禰之後也、【さて此と上なる坂本ノ臣の下と、祖ノ字の下に也ノ字無きは、前後の例にたがへり、】○上ノ件ノ九人、並武内ノ宿禰ノ大臣の子なり、なほ此ノ大臣の子孫は、右の氏々の外にも、姓氏錄に、田口ノ朝臣、石川ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰ノ大臣之後也、云云、田佐ノ紀ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰之後也、欽明天皇ノ御世、率ニ同族四人國民三十五人ニ歸化云云、【此は此ノ大臣の男等の、韓國に罷行たりし事、書紀に多く見えたれば、其ノ彼國に在りし間に生たりし子の末にぞ有けむ、】田佐、紀ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰之後也、池後臣、建内ノ宿禰之後也、山口ノ朝臣、道守ノ朝臣同祖、武内ノ宿禰之後

也など見え、三代實錄十四に、苅田ノ首安雄、賜姓紀朝臣、安雄自言、武内宿禰之裔也、續後紀四に、丹波ノ國ノ人、大村ノ直福吉及其同族幷五人、賜姓紀宿禰、爲武内宿禰之枝別也など見えたり、【又姓氏錄に、出庭ノ臣、孝元天皇ノ皇子太忍信ノ命之後也とある、此も此ノ大臣の子孫なるべし、】

此天皇御年伍拾漆歳、御陵在劒池之中岡上也

御年伍拾漆歳、書紀には、五十七年秋九月壬申朔癸酉、大日本根子彦國牽ノ天皇崩とありて、【此はたゞ天皇とこそあるべきに、御名を記されたるはいかゞ、】御年は記されず、【但し大御父天皇の三十六年春正月、立爲皇太子、年十九、とあるに依らば、百十六歳なるべし、此ノ記と甚く異なり、】或書には、百十七とも百二十六とも云り、○劒池、書紀ノ應神ノ卷に、十一年冬十月、作劒池とありて、【此記にも同御世に、此ノ池作るよし見えたり、】舒明紀に、七年秋七月、瑞蓮生於劒池、一莖二花、皇極ノ卷三年にも、於劒池蓮中有一莖二萼者云云、万葉十三【十九葉】に、御佩乎劒池之蓮葉爾など見ゆ、御陵は、書紀開化ノ卷に五年春二月丁未朔壬子、葬大日本根子彦國牽ノ天皇于劒池島上陵、【今思ふに、此池は、應神ノ御世に出來つれば、陵ノ號は、其後の事なるべし、】諸陵式に、劒池島上陵、輕境原宮御宇孝元天皇、在大和ノ國高市ノ郡、兆域東西二町、南北一町、守戸五烟とあり、大和志に、在石河村劒池南、俗呼中山、陵畔圓丘六とも云り、【前皇廟陵記に、或曰、劒池在高市郡難波ノ池中有靈劒と云り、難波も、有靈劒と云るも、心得ず、】此ノ池、石川村の東に有て、今も大なる池なり、【東西の徑四町ありとぞ、池の西の堤の下、やがて石川村なり、】御陵の山は、南ノ方より、池ノ中へ衝出て、まことに島と云つべきさまして、【此ノ山の繞りの周廻、七町半餘ありとぞ、】池は、其ノ東北の方より、西南の方まで、廣く周れり、【應神天皇の御代に、此池を作られしは、御陵を殘して、其處に堀られたる

なるべし】

伊邪河宮卷

若倭根子日子大毘毘命坐春日之伊邪河宮治天下也此天皇娶旦波之大縣主名由碁理之女竹野比賣生御子比古由牟須美命（一柱此王名以音）又娶庶母伊賀迦色許賣命生御子御眞木入日子印惠命（印惠二字以音）次御眞津比賣命（二柱）又娶丸邇臣之祖日子國意祁都命之妹意祁都比賣命（意祁都三字以音）生御子日子坐王（一柱）又娶葛城之垂見宿禰之女鸇比賣生御子建豐波豆羅和氣王（一柱自波下五字以音）此天皇之御子等幷五柱（男王四女王一）

此の天皇、後の漢様の御諡、開化天皇と申す、○春日は、上ノ黒田ノ宮ノ段に出、【傳廿一の四十葉】○伊邪河、神名帳に、大和ノ國添ノ上ノ郡率川坐ス大神御子神ノ社、率川ノ阿波ノ神ノ社あり、【四時祭式に、率川ノ社とあるは、此大神ノ御子神ノ社のことなり、】此ノ社は、此天皇を祭ると云說あり、いかゞ、但三座とある内一座は、然にもやあらむしらず、さて此ノ社は、今奈良の子守町と云にあり、阿波ノ神社は、西新屋町と云にあり、伊邪河の御陵は、林ノ小路町と云に在て、何れも奈良の町の内西

方なり、上代には此ノあたりまで、春日ノ地にぞありけむ、】馬寮式に、大和ノ國京南ノ莊井率川ノ莊ノ畷田、二十四町一段、百三十五歩云云、万葉七に、波禰蘰今爲妹乎、浦若三去來率川之音之清左、【去來までは序なり、此ノ川は、今春日由より出て、猿澤ノ池の南を經て、かの子守町の南ノ方を、西へ流る、小川ある、是なりと云り、此ノ川の名より、地ノ名にも負るにやあらむ、】書紀に、元年冬十月丙申朔戊申、遷二都于春日之地一、【春日此云二箇酒鵝一】是謂二率川宮一、【率川此云二伊社箇波一】とあり、〇丹波、和名抄に、丹波ハ太邇波、丹後ハ太邇波乃美知乃之利、又丹後ノ國に、丹波ノ郡あり、續紀六に、和銅六年四月、割二丹波國五郡一、始置二丹後國一とあり、【さて此ノ名は、多邇波なるを、後ノ世にタンバと唱るは、字音に牽れて訛れるものなり、邇をンと撥るから、音便に波をも濁るなり、】名義未ダ思ヒ得ず、さて此は、縣主とあれば、一國の大名には非ず、一縣ノ名にて、彼ノ丹波ノ郡丹波ノ郷ノあたりの地を云なるべし、【國の大名も、もと此縣ノ名よりぞ出けむ、】〇大縣主、縣主の事は、上【傳七の八十三葉】に云り、其に大と云は、臣に大臣、連に大連と云類の例にて、加ヘ稱へたる號なり、朝倉ノ宮ノ段に、志幾之大縣主と云も見え、續紀には、攝ノ上ノ大忌寸、[illegible]ノ大養、大宿禰、國覓ノ大國造なども見えたれ、是も皆同ジ例にて、大は殊に稱へたるものぞ、又一ツの考ヘあり、其は志貴ノ宮ノ段に云べし【傳廿九の六十四葉】姓氏錄、河內ノ國ノ神別に、大縣主と云姓あり、其は別なるべし、〇由碁理、名ノ意未ダ思ヒ得ず、許理と云例は、書紀景行ノ卷に、武國凝別皇子、神功ノ卷に、熊之凝、應神ノ卷に、浦凝別などあり、又上卷隱伎ノ島の亦ノ名、忍許呂別などの許呂も同じきか、〇竹野比賣、和名抄に、丹後ノ國竹野ノ【多加乃】郡竹野ノ郷あり、此ノ地名に因れる名なり、神名式に、同郡竹野ノ神社もあり、書紀垂仁ノ卷、丹波ノ五女の中にも、竹野媛と云同ジ名あり、〇比古由牟須美命、【命を、下には王とあり、】由牟の意未ダ思ヒ得ず、【由は、外祖父の名の由と一ツにや、若シ然らば、其に溫湯といふ地名などにもやあらむ、】須美の事は、上熊野久須毘命の下【傳七の五十七葉】に云るが如し、姓氏錄に、忍海部、開化天皇ノ皇子比古由牟須美ノ命之後也とあり、

【下の忍海部ノ造の下、考へ合すべし、】書紀に、納二丹波竹野媛一爲レ妃、生二彦湯産隅命一、亦ノ名ハ彦蔣簀ノ命ハ、品治部ノ君等ノ祖、彦湯産隅ノ命と記せり、下の伊勢ノ品遲部ノ君吉備ノ品遲ノ君の下、考へ合すべし、】○庶母は、美麻々波々と訓べし、【美は御なり、】和名抄に、繼父ハ和名万々知々、繼母ハ万々波々、【今ノ本には、万々波々と云和名は無し、古本にあり、】字鏡に、嫡母ハ万々波々、庶兒ハ万々兒などあり、相ヒ照して心得べし、【庶母は、繼母嫡母などゝは異なれども、嫡と云ヒ庶と云ヒ繼と云フは漢國にての差別にこそあれ、皇國にては、其差別にはかゝはらず、たゞ非所生母を、麻々母と云、非所生子を麻々子と云り、されば嫡母庶母繼母みな麻々母なり、庶兒を万々兒とあるにても知べし、此事白檮原ノ宮ノ段に委く云り、考へ合すべし、傳廿の三十九葉にあり、延佳本に、アラメイロハと訓るは非なり、】さて御庶母に御合坐ることは、葺不合命の、御姨に御合坐し類ヒなり、【是レも上代には嫌はざりし事なりけむ、今漢國のさだめを以て、上代の事を、かにかくに議ふべきにあらず、】○伊賀迦色許賣ノ命、上に出、○御眞木入日子印惠命、此ノ命の御段の歌に、美麻紀伊理毘古とあり、御名ノ義、御眞は詳ならず、木は城か、入は、伊呂兒伊呂妹などの伊呂と一ッにて、親み愛しみて云る稱なり、此ノ事浮穴ノ宮ノ段【常根津日子伊呂泥ノ命の下、傳廿一の十葉】に委ク云り、此ノ後御子たちの御名に、入毘古入毘賣と申すが多き、皆同じことなり、【入日子入日女の日は、皆濁る例なり、假字には皆毘ノ字を書り、さて又某之入日古某之入日女と、入の上に之ノ字ある御名もあり、之ノ字無きもあり、無きは添ても讀べけれど、美麻紀伊理毘古、伊久米伊理毘古など、假字にて書る處にも、能ノ字無ければ、之ノ字無き御名は、之とは讀ぬもあるべきなり、】其ノ外伊理泥王、又日代ノ宮ノ段に、柴野入杵など云名の伊理も同じ、【孝德紀二年の處に、子代ノ入部御名ノ入部と云ことあり、此は此ノ記に、爲二御子代一定二某部一、また爲二御名代一定二某部一と云こと多き、その御子代御名代として、定め置れたる某部某部と云ものを、入部とは云るなり、然云意は、彼ノ御子代御名代は、其ノ御名を、後ノ世まで遺さむために、定め置る

る、其は其人を愛しみ偲ひ坐ての事なる故に、入とは云なるべし、然れば伊理辨と訓べきなり、今ノ本にイルトモノアと訓るは、漫訓なり、又後世にいはゆる入部のこと、するも、いみしきひがことなり、】印惠、印は伊爾ノ二音を合せたる假名なり、書紀に、五十瓊殖と書れたるにて知べし、言ノ義は、未ダ思ヒ得ず、玉垣ノ朝の皇子に、印色之入日子命と申すもあり、通して云は、なほ彼此の名に多し、惠は、御眞津日子訶惠志泥命の惠と同じかるべし、○御眞津比賣命、此ノ御名ノ義も、詳ならざること、御眞津日子訶惠志泥命の下に云るが如し、【傳二十一の十八葉考へ合すべし、】大彦ノ命の御女にも、此ノ同ノ名あり、水垣ノ宮ノ段に見えたり、彼處【傳廿三の七葉】に云ることと考へ合すべし、さて書紀には、六年春正月辛丑朔甲寅、立伊香色謎命為皇后、【是庶母也】后生御間城入彦五十瓊殖天皇、とありて、且同母兄弟は舉られず、○丸邇臣、丸ノ字は、ワムの音を取れる和の假字なり、【丸は、廣韻に胡官ノ反とあり反切の上に胡ノ字を用ひたる字には、呉音ワヰウヱヲなる例多し、話は胡掛ノ反にて呉音ワ、慧は胡桂ノ反にて、ヱ、黄は胡光ノ反にてワウ、或は胡關ノ反にてワンなるが如し、此ノ外もなほ多し、されば丸も、呉音ワムなり、然るに此ノ丸邇なども丸を、輪の意に訓を取れるとのみ心得るは、ひがことなり、】續紀姓氏錄などに、此姓を、丸部と書き、万葉十一に、相狭丸【八ノ卷には、相佐和仁と書たり、】とあるなども同じ、【但しこれらは、彼ノ印惠などの類にて、ワニの二音に用ひたるなり、】丸邇は地名にて、大和ノ國添ノ上ノ郡にあり、此地の事は、水垣ノ宮ノ段、丸邇坂とある處に云べし、【傳廿三の七十六葉】さて此ノ名は、書紀孝昭ノ卷に、天足彥國押人命、此和珥臣等始祖也とあり、此ノ命、此ノ記には天押帶日子命とありて、御子孫の氏々多く舉たる中に、【傳廿一の廿六葉より卅三葉まで、】此姓は漏たり、かくて此ノ氏人は、水垣ノ宮ノ段に、日子國夫玖命、訶志比ノ宮ノ段に、難波根子建振熊ノ命、其餘明ノ宮高津ノ宮多治比ノ宮朝倉ノ宮廣高ノ宮などの段々にも見えたり、書紀雄略ノ卷には、春日和珥臣ともあり、さて淨御原ノ朝ノ御世に、臣の尸の氏々、多く朝臣の尸を賜へるに、如何なる故にか、此ノ氏

は漏たり、續紀廿六に、天平神護元年七月、左京ノ人丸部臣宗人等二人、賜ニ姓宿禰ニ【丸部は、丸邇部なり、天武紀に、和珥部臣君手と云人の姓を、續紀一には、丸部ノ臣と書れたるにて知べし、】廿九に、神護景雲二年閏六月、左京ノ人和珥部臣男綱等三人、賜ニ姓和邇部朝臣ト、姓氏錄に、【左京皇別】和邇部ノ宿禰、和邇部ノ朝臣同祖、彦姥津命ノ四世ノ孫、矢田ノ宿禰之後也、また【左京皇別】和邇部ノ朝臣、大春日ノ朝臣同祖、彦姥津ノ命三世ノ孫、難波ノ宿禰之後也、和邇部ノ臣、和邇部ノ朝臣同祖云々、丸部、和邇部同祖、彦姥津ノ命男、伊富都久命之後也、また【右京皇別】和邇部、天足彦國押人ノ命ノ三世ノ孫、彦國葺命之後也、また【山城國皇別】和邇部、小野ノ朝臣同祖、天足彦國押人ノ命ノ六世ノ孫、米餅搗ノ大使主ノ命之後、一本彦姥津ノ命ノ三世ノ孫、難波ノ宿禰之後也、また【攝津國皇別】和邇部、大春日ノ朝臣同祖、云云、【右の內、續紀廿九及姓氏錄なる和邇部ノ朝臣の邇ノ字、本には共に安と作り、多くの中に、朝臣なるのみ、並如此あるは、故あらむかとと思へど、なほ邇を寫シ誤れるものなるべし】三代實錄七に、左京ノ人和邇部ノ大田麻呂、賜ニ姓ヲ宿禰ト大田麻呂自言、天帶彦國押人ノ命之後也、また播磨ノ國飾磨ノ郡ノ人、和邇部ノ臣宅繼、賜ニ姓ヲ邇宗ノ宿禰ト自言、天帶彦國押人ノ命之後也、【邇宗は、チカムネと訓べきか、】九に、播磨ノ國飾磨ノ郡ノ人、和邇部ノ臣宅貞宅守等、賜ニ姓ヲ邇宗ノ宿禰トなど見えたり、さて此ノ姓、古くは和邇とのみあるを、天武紀に、始て和邇部臣君手とある、是より後の書には、和邇部とのみあり、何時よりか部とふことは添りけむ、神名式に、若狹ノ國三方ノ郡、和邇部ノ神社もあり、○日子國意祁都命、名の事は、次に云べし、さて此ノ命、姓氏錄丈部の下には、天足彦國押人ノ命ノ孫、比古意祁豆命と見え、羽束ノ首の下には、天足彦國押人ノ命ノ男、彦姥津命と見えたり、何れか正しからむ、【按ふに、天足彦國押人ノ命は、孝安天皇の御兄に坐て、開化天皇は、同天皇の御曾孫に坐せば、孫とある方をや正しとはせむ、】さて此ノ命の子孫は、和邇臣のみならず、甚多く有て、掖上ノ宮ノ段に見えたり、【傳二十一】考ふべし、○意祁都比賣命、同母兄妹同シ名にて、比古と比賣を以テ分つ例、

沙本毘古沙本毘賣など、なほ多し、さて名義は、未ダ思ヒ得ず、此ノ次に、此ノ比賣の弟、袁祁都比賣と云あり、是と意と袁とを以て、姉妹の名を分てること、億計王と弘計王との例の如し、大小の意なるべし、【祁都は、若シは地名などにや、なほ考ふべし、書紀に、此ノ意祁に姥ノ字を書かれたるも、いかなる故にか詳ならず、上に擧たる伊斯許理度賣の度賣にも、此ノ字を用ひられたり、此は媼と同じくして、老女の稱なれば、若くは老女を意祁、少女を袁祁と云ことなどのありしか、然れども兄命の名も意祁都なれば、此ノ名にては、姥はなほ借字なるべし、】舒明紀に、毛津と云名見えたり、○日子坐王、【諸本共に子ノ字を脱したるを、延佳が補へたるぞ正しき、】坐は伊麻須と訓べし、姓氏録に、彦今簀命とも作り、【坐の借字は、雄略紀の大御歌に、伊麻須、又伊麻西麻などあり、皆同意と思ひあやまりて、韋麻須と云るは非なり、】御名義は、未ダ思ヒ得ず、書紀には、次ノ妃、和珥ノ臣ノ遠祖、姥津命之妹、姥津媛、生彥坐王とあり、此ノ王の事、水垣ノ宮ノ段に見えたり、さて御代々々の皇子たちの御名、此レより前は、此ノ記にも書紀にも、みな某ノ命とのみあるを、此レに至りて、二記共に、王とあるは、某ノ王と申すは、實に此ノ王より始まれるか、はた某ノ命と申し、某ノ王と申すには、後の傳説のうへの異のみにて、本より此ノ異あるには非るか、儻には定めがたし、【但し其ノ後、此ノ記には、王とある御名をも、書紀には、多く皇子と書て、王と書るは、いと〳〵稀なるに、此ノ御子には、後ノ紀にも王とあれば、いさゝか上代よりの傳へのまゝと見ゆ、後ノ紀一本には、命とあれども、垂仁ノ卷に出たる處にも、王とあれば、此も然あるを正しかるべき、姓氏録などには、命とあるなり、凡て美許登と美古とは、唱へいと近ければ、相混ひもすべし、】さて記中、此ノ王ノ字を書るは、何れもみな美古と訓べし、御子の意なり、そも〳〵御子に王ノ字を用るは、上代よりの事と見えて、此ノ記はさらにもいはず、書紀にも【なべては皇子と書る例なるに、】雄略ノ卷に、星川ノ王、齊明ノ卷に、建ノ王、天智ノ卷に、大友ノ王なども見え、倭建ノ命の御事を記せるにも、みな王と見え、履中ノ卷に、太子王と書れ、又[illegible]明ノ卷に、男女

并二十王也、天武ノ卷に、長幼并ァ十餘王などもあり、是レ古き書ざまなり、【如此天皇の御子に、王ノ字を用ひたるゆゑは、まづ漢國にて、周ノ代までは、王と云ッはたゞ總王のことなりしを、其末つ方より、諸侯と云者も、みな王と名告けるから、漢ノ代になりては、總王の子等を、諸侯にしたるを、諸侯王とて、某王某王と云る故に、此を取リて、皇朝にても、御子に王ノ字を用ひられしなり、】さて天皇の直御子のみならず、其ノ御子孫をも、姓を賜はぬ限リは、みな御子と申せる故に、【凡て子孫をばみな子と云は、古への稱なり、】其にも渉りて、皆王ノ字を用ひたり、【上代には、一世二世など云ノ差別なく、おしなべて同く美古と申して、王ノ字を書たり、然るに書紀の書法は、大抵天皇の一世の御子の御名には、皇子と書き、二世よりして王とは書れたり、然れども往々は、舊き書ざまのまゝに、一世にも王と書れたる處もなきに非ず、上に引たるが如し、さて皇子と王と、文字は差あれども、唱へはなほ通はして、共に美古なりしを、親王と云號出來て後には、親王を美古と唱へ、親王ならぬを王と書て、其をば意富伎美と唱へ分クることゝなれり、親王と云號は、漢國にて隋唐の制なるを取られたるなり、此ノ號、天武紀四年の處に、始めて見えたれども、正しく其ノ時始まれるさまには非ず、然れども此ノ御世に始まれること、は思はるゝなり、さて此ノ號は出來つれども、其をやがて御名の下に附て、某親王と申すことは、彼ノ御世には未タ有ノざりしことゝ見えて、舍人ノ皇子新田部ノ皇子など、其餘もみな書紀には某ノ皇子とのみあり、續紀に至リて、みな某ノ親王とは記されたり、さて親王を美古と申す故に、其に分ケて、諸王をば、某意富伎美と唱ノる定まりなれども、意富伎美と申す御稱は、天皇を始メ奉リて、親王諸王までにわたる御稱にて、まづ王とは天皇を申すなれば、諸王に限りての稱の如くなれるは、當らぬことなり、さて又此ノ記書紀など、凡て古書に、某ノ王とある名の王ノ字を、伎美と訓ムも非なり、古書にては、王はかならず美古なり、然るを美古と訓マざるは、後の親王諸王の差別に泥みて、古へを知ラざる故なり、○繼嗣令に、凡皇兄弟皇子皆爲二親王一 以外並爲二諸王一、自二親王一五世、雖レ得レ

王ノ名ニ不レ在ニ皇親之限一、選叙令に、凡ソ蔭、皇親者、親王ノ子從四位下、諸王ノ子從五位下、其ノ五世ノ王ハ亦從五位下、子ハ降二一階一、庶子ハ又降二一階一云々、續紀六、靈龜元年九月ノ詔に、皇親二世ハ准ニ五位一、三世以下ハ准ニ六位一とあるは、蔭位をも賜はぬ以前、もとよりの品を云なり、准ノ字にて知べし、同紀三、慶雲三年二月、制ニ七條一、其七に、准レ令ニ五世之王、雖レ得ニ王ノ名一、不レ在ニ皇親之限一、今五世之王、雖レ有ニ王ノ名一、已ニ絶ニ皇親之籍一、遂ニ入ニ諸臣之例一、顧ニ念親レ親之恩一、不レ勝ニ絶籍之痛一、自今以後、五世之王、在ニ皇親之限一、其ノ承レ嫡者、相承ケ爲レ王ト、自餘ハ如レ令ノ、】○垂見宿禰、名ノ義未ダ思ヒ得ず、垂水の地ノ名ならむか、【式に、攝津ノ國豐島ノ郡、垂水神社あり、和名抄に、播磨ノ國明石ノ郡垂見ハ多留美などあり、垂水の事、冠辭考に委し、】書紀神功ノ卷に、依網吾彥男垂見と云名見えたり、○鸇比賣、鸇は和志と訓べし、朝倉宮御宇天皇の御陵の地ノ名の高鸇を、書紀には高鷲と作ればなり、【字鏡には、鸇ハ波也不佐と見え、和名抄には、鶻ハ、漢名兔云、鶻ハ名ハ鸇、鶻也、野王按、鶻ハ似レ鷹ニ而小キ者也、漢語抄ニ云、波之太賀とありて、鷲とは別なれども、凡て草木鳥獸などの漢名は、古へは心々に當たることなれば、必なずむべきに非ず、此ノ記には鷲のことに此ノ字を用ひたるなり、さて此は、即ノ此ノ鳥を以て名に負るか、【鳥ノ名をつけたる例多し、】はた借字か、詳ならず、○建豐波豆羅和氣王、【諸本共に王ノ字脱たるを、延佳が補へたるぞよき、】波豆羅の義未ダ思ヒ得ず、和氣の事は、日代ノ宮ノ段に云へり、さて書紀には、此御子無し、【舊事紀には、武齒頰命とあり、】

故御眞木入日子印惠命者治天下也。其兄比古由牟須美王之子、大筒木垂根王次讚岐垂根王二王讚岐二字以音此二王之女。五柱坐也。

比兄、此ノ兄は夏古能加美と訓べし、此は五柱ノ皇子たちの中の第一と云意なるべければなり、凡て古能加美は、子上と

云ことにて、子等の中の第一なる一人を云ノ稱なり、【又其と云を、印惠ノ命を指て申せりとせば、御阿邇と訓べし、阿邇と云は、第一の一人には限らぬ稱なり、何れにまれ、此の兄を、イロセイロエなど訓るは非なり、いろせなどは、同母の兄を云稱なればなり、】○大筒木垂根王、筒木は地ノ名にて、和名抄に、山城國綴喜【豆々岐】郡綴喜ノ【豆々木】郷ある是なり、【此地名を、或は下の都を濁り、或は紀を濁るは、みなわろし、三音共に清音なり、綴ノ字を用ひたるは、テツの音を取て、ツツに通はし用ひたるなり、つゞりと云訓を取れるには非ず、思ひ亂ふべからず、】なほ此ノ地の事は、高津ノ宮ノ段に委ク云べし、【傳卅六の四十四葉】垂根は多理泥と訓べし、多理は足にて、多羅志と同意、【垂を即ち多羅志とも訓べけれど、記中多羅志には、みな帶と書る例なるに、垂ノ字をしも書るは、然は訓べからざるなり、】根は例の尊稱なり、さて足と云名の例、何れも上に之といはず、【大倭帶日子、息長帶比賣などのごとし、】故此ノ名なども、筒木の下に之は讀添まじきなり、さて垂根と云名の例は、志賀ノ宮ノ段に、建忍山垂根、明ノ宮ノ段に、櫻井ノ田部ノ連之祖島垂根などあり、【古書に、宿禰を足尼とも作ること多し、此ノ足尼も垂根と、よくせずば亂るべし、足尼は二字共に音を取れる假字にて、宿禰と一ツなり、此ノ由續紀卅二にも見えたり、然るを舊事紀に、宿禰と足尼とを別稱の如く云るは、みだりごとなり、】○讃岐垂根王、讃岐は、讃岐ノ國に依れる名か、又神名帳に、大和ノ國廣瀬ノ郡、讃岐ノ神社、和名抄に、同郡散吉郷【此郷名、佐奴伎なるべし、本にサキと訓るはいかゞ、三代實錄四十四に、大和ノ國散吉大建ノ命ノ神、散吉伊能城ノ神とあるは、式の讃岐ノ神社なるべし、】あり、此ノ地に依れるか、○二王は、二柱之御子と訓べし、【上の註に二王は、たゞ布多婆志良と訓べし、前後に一柱二柱などゝ註せると同じければなり、凡て此處のさまに隨て、同字も訓ざまの變るべきこと、此ノ類多し、】大筒木垂根ノ王と、讃岐垂根ノ王となり、○女五柱、此は二王の御女たち合せて五人なり、其ノ中幾柱大筒木垂根ノ王の御女、幾柱讃岐垂根ノ王の御女と云ことは知られず、又其ノ御名どもゝ、傳はらざりしなるべし、玉垣ノ宮ノ御

段に、娶大筒木垂根ノ王之女迦具夜比賣ノ命とあるは、此五柱の內なるべし、○坐也とは、行くと云ことなり、凡て行を崇めて云には、坐と云例なり、

次日子坐王。娶山代之荏名津比賣亦名苅幡戸辨〈此一字以音〉生子大俣王。次小俣王。次志夫美宿禰王。〈三柱〉又娶春日建國勝戸賣之女。名沙本之大闇見戸賣。生子沙本毘古王。次袁邪本王。次沙本毘賣命亦名佐波遲比賣〈此沙本毘賣命者。爲伊久米天皇之后。自沙本毘古以下三王名皆以音〉次室毘古王。〈四柱〉又娶近淡海之御上祝以伊都玖〈此三字以音〉天之御影神之女息長水依比賣。生子丹波比古多多須美知能宇斯王。〈此王名以音〉次水之穗眞若王。次神大根王亦名八瓜入日子王。次水穗五百依比賣。次御井津比賣。〈五柱〉又娶其母弟袁祁都比賣命。生子山代之大筒木眞若王。次比古意須王。次伊理泥王。〈三柱此二王名以音〉凡日子坐王之子。幷十一王。

次日子坐ノ王、この次は、上の其兄とある其ノ次なり、【讃岐垂根ノ王の次と謂ッに非ず、】○山代は、山城ノ國なり、此ノ國の事は、上【傳七】に出たり、○荏名津比賣、此ノ名諸本共に、荏名名津とあるは、名ノ字一ッ衍なるべし、今は眞福寺ノ本に無きに從ひつ、さて荏名は地ノ名にて、津は例の助辭なるべし、又津まで地名にもあらむか、【万葉三に、墨吉乃得名津爾立而云々、和名抄に、津ノ國住吉ノ郡榎津ニ以奈豆、此は荏名津の例なり、○和名抄に荏和名衣、】今山城ノ國綴喜ノ郡に、江津村あり、【古へは江之津と云しか、】○苅幡戸辨、和名抄に、山城ノ國相樂ノ郡蟹幡【加無波多】郷、神名式に、同郡綺ノ原ニ坐ス健伊那太比賣神社あり、此ノ地なり、【今は綺田村と云、和名抄錦綺類に、綺ハ加無波太、】上ッ代には加理婆多と云しを、やゝ後に轉て、加爾婆多とも云しなるべし、【鄕ノ名に、蟹ノ字を書るを以て知べし、】かくて其を音便に加牟婆多とは云なり、又下卷穴穗ノ宮ノ段に、山代ノ苅羽井とある處、【傳四十の四十六葉】考ヘ合すべし、【彼ノ苅羽井をも、後には樺井と云り、】戸辨は戸賣と同じ、書紀に石凝姥神を、同一書には已凝戸邊ともあるにて知べし、【已ノ字は、石の誤なり、】なほ此ノ稱の事は、上卷伊斯許理度賣命の處【傳八の廿八葉】に云るが如し、戸辨の例は、水垣ノ宮ノ段に荒河刀辨、書紀神武ノ卷に、名草戸畔【戸畔此ヲ云ニ妬鼙ト、】丹敷戸畔新城戸畔などあり、さて苅幡戸辨、玉垣ノ宮ノ段に同名あり、彼處【傳廿四の八葉】に云ることと考へ合すべし、○大俣ノ王、小俣ノ王、俣は全の意か、此ノ名の例は、明ノ宮ノ段に、多遲摩之俣尾など、其外もあり、又兄弟の名を、大と小とにて分ヶてるは、大碓命、小碓命、意富祁命、袁祁命など、なほ彼此あり、大俣ノ王と云は、玉穗ノ宮ノ段他田ノ宮ノ段、書紀ノ舒明ノ卷皇極ノ卷などに同名あり、○志夫美宿禰ノ王、名ノ意未タ思ヒ得ず、地ノ名にやあらむ、神名帳に、伊勢ノ國安濃ノ郡志夫彌神社あり、【今も澁見村と云もあり、】○春日建國勝戸賣ノ戸賣の事上【傳八の廿八葉】に云り、抑女の名に親を云には、父を擧る例なるに、戸賣と云は女の名にて、母の如聞ゆるは如何ぞや、水垣ノ宮ノ段に、荒河刀辨之女云云とあるも、此と同例なり、これら殊なる由ありて、父をおきて母

を擧たるにや、】鏡作ノ連の祖伊斯許理度賣ノ命、猿女ノ君の祖天ノ宇受賣ノ命なるが如き例か、】女ノ名に建と云る例は、倭建ノ命ノ段に、大吉備建比賣、書紀ノ景行ノ卷に、襲武媛などあり、國勝と云るは、孝靈ノ紀に、倭ノ國香媛などあり、【正鹿山津見を、書紀には正勝山祇とあり、是レ勝と加と通ふなり、】但シ姓氏錄に、火明命ノ五世ノ孫、建刀米命之後也と云る姓、これかれ見え、又同神三世ノ孫、天礪目命之後也と云もあれば、男ノ名にも戸賣と云ありしにや、若シ然らば彼ノ神武紀なる名草戸畔なども、皆男にやあらむ、國勝と云例、書紀神代ノ卷に、事勝國勝長狹と云あり、○沙本之大闇見戸賣、諸ノ本に之ノ字無し、今は眞福寺ノ本及一本にあるに依れり、沙本は、大和ノ國添ノ上ノ郡の地ノ名なり、此ノ地の事は、玉垣ノ宮ノ段【傳廿四の三十四葉】に云べし、闇見も地ノ名にやあらむ、神名帳に、若狹ノ國三方ノ郡闇見ノ神社あり【彼ノ國に今も此ノ地名あり、】此ノ生る御子室毘古ノ王の、若狹ノ耳ノ別の祖なるも由緣あり、さて神功紀に、倉見別と云人も見えたり、○沙本毘古ノ王、此ノ王も、御母の居地沙本に住りけむさま、玉垣ノ宮ノ段に見ゆ、なほ此ノ王の事、彼ノ段に出たり、【傳廿四の四葉】さて同母妹沙本毘賣ノ命の亦ノ御名佐波遲比賣と申すに准へて見れば、姓氏錄【豐階ノ公ノ下】に、彦坐ノ命ノ男澤道彦ノ命とあるは、此ノ王なるべし、○袁邪本ノ王、小沙本にて、上に同じ地ノ名なり、【沙を濁るは、小よりの連く故なり、】○沙本毘賣ノ命、御兄に同じ地ノ名なり、【事のついでに云、後ノ世の哥に、佐保姫と云ことあり、春の哥には佐保姫、秋の哥には立田姫とよめり、これ奈良ノ京のころ云出たることなるべし、立田は奈良より西にありて、立田姫と申す神坐すに對へて、佐保は東にあるを以て、春にとりて、佐保姫と云名を設けたるなるべし、西三條ノ公條公の高野山參詣記に、奈良のあたりの所に、佐保姫ノ社にまゐりしにとあるは、さる社もあるにや、】○佐波遲比賣、御名ノ義未ダ思ヒ得ず、是レも地ノ名か、【倭姫ノ命ノ世記に、從此ノ所幸行、澤道野有之、其處乎澤道小野號支と云る、此は伊勢ノ國度會ノ郡にて、今佐八と書て、サウチと唱ふる地なり、】○註に、伊久米天皇は、玉垣ノ宮御宇天皇に坐す、書紀綏靖ノ卷にも、活目天

皇とあり、○室毘古王、和名抄に、大和ノ國葛ノ上ノ郡牟婁郷あり、此ノ地に依れる名か、○近淡海は、上卷【傳十二】に見ゆ、○御上ノ祝、御上は、和名抄に、近江ノ國野洲ノ郡三上ノ【美加無】郷是なり、【美加無とあるは、やゝ後の音便の唱になるべし、古へは美加美とぞいひけむ、】拾遺集に、安和元年大嘗會ノ風俗、みかみの山、【大中臣ノ能宣】ちはやぶる三上の山の榊葉は、榮えぞ益る末の世までに、【清原ノ元輔】萬代と三上の山の響くには、野洲の川水澄ぞ合にける、千載集、元暦元年大嘗會ノ悠紀方ノ風俗ノ哥、【藤原ノ季經ノ朝臣】常磐なる三神の山の杉村や、八百万世の表なるらむ、此際も歌多し、祝は波布理と訓、山城ノ國相樂ノ郡ノ郷名祝園、此ノ記に波布理曾能と書り、又和名抄【上野ノ國新田ノ郡ノ郷ノ名】に、祝人は波布利とあり、【是波布理てふことの、正しく見えたるなり、】神功紀に、小竹ノ祝天野ノ祝など見ゆ、【神武紀に居勢ノ祝とあるは、神社の祝部には非じ、景行紀なる蝦夷ノ名大羽振邊などの類の名なるべし、】欽明紀に、天皇命神祇伯敬受策於神祇、祝者廼託神語報曰云云、持統紀に、六年三月乙巳、奉幣於諸ノ社、丙午賜神祇官ノ頭至祝部等一百六十四人絁布、各有差と見ゆ、職員令【神祇官伯一人、掌神祇祭祀祝部神戸ノ名籍云云とある】祝部の義解に、謂爲祭主ノ賛辭者也、其ノ祝者、國司於神戸ノ中簡定、即申太政官、若無戸人者、通取庶人也、【祭主は、此は官職の祭主には非ず、祭をなす主人を云なり、賛辭は祝辭の類なり、說文に、祝ハ祭主賛詞者、書經ノ疏に、以言告神謂之祝、】神祇式に、凡諸ノ神宮司及神主等、長滿六年、遭喪解任、不得補替、仍令祝部行事、服闋之日、復任滿限、其禰宜祝部、一補之後、不須輙替、【同式に、凡禰宜祝與人鬪打、及有他犯、詳其由、移送此ノ官、國司勿輙決罰、】民部式に、凡諸社ノ神主禰宜祝者、擇八位以上、及六十以上、堪祭事者補之、雖元來定氏之社、并神戸百姓、而先盡八位及六十以上、然後及壯年白丁、即免課役、四時祭式、祈年ノ祭、神祇官ノ祭神七百三十七座、奉班幣帛儀に、神祇官人云云、大臣以下云云、神部引祝部等入云云、中臣

進ミ就ク座ニ、宮司祝詞ヲ訖リテ一段畢ル、祝部稱レ唯ト云云、忌部一人、進ミ夾レ案ニ立ツ、史以テ官次ヲ喝フ御巫及ビ社ノ祝、祝稱レ唯ト進ム、忌部頒ニ幣帛ヲ畢ト云云、國司ノ祭ル祈年ノ神ニ二千三百九十五座、祭日拜レ班レ幣ヲ儀、並ニ准ニ神祇官ニとあり、万葉四に、三輪之祝ガ、十に、祝部等之齋經社之、十二に、祝部等ガ齋ニ三諸乃犬馬鏡、十九に、住吉爾伊都久祝之神言等云云、また此ノ御上ノ祝は、たゞ御上ノ社の祝部と云ことは、いさゝか異にして、上卷に、胸形ノ君等之以伊都久三前ノ大神者也、などある類なれど、姓なり、姓氏錄に、鴨部ノ祝、紀ノ祝、波多ノ祝、三歲ノ祝など云姓もある、其ノ類なるべし、玉垣ノ宮ノ段に、坐ニ出雲ノ石𥑐之曾宮ニ葦原色許男大神ヲ以伊都玖祝之云云、とあることは、語のさま異なり、○以伊都玖は、傳六【六十六葉】に出、○天之御影神、天之は、神ノ名に附たる例ノ天之果國之果と云天之なり、御影に付ては【万葉一、藤原ノ宮ノ御井ノ歌に、高知也天之御蔭、天知也日御影乃水許曾波云云、式ノ祝詞に、皇御孫命ノ瑞能御舍仕奉テ、天ノ御蔭日ノ御蔭ト隱坐テ、またた高天原爾千木高知テ、天能御蔭日能御蔭止定奉テ、推古紀ノ歌に、やすみしゝわがおほきみのかくります、阿摩能椰蘇訶礙云云とある、万葉なるは、天之影と云こと、其餘は、天之蔭と云ことなり、此の神名の天之は、これらとは異なり、】さて御影とは、何の由にて負賜へる御名にか、詳ならず、さて此ノ神は姓氏錄に、額田部ノ湯坐ノ連、天津彥根ノ命ノ子、明立天ノ御影ノ命之後也、また山ノ直、天ノ御影ノ命十一世ノ孫、山代根子之後也、【上卷に、天津日子根ノ命は、山代ノ國造ノ祖と見え、書紀神代ノ卷にも、天津彥根ノ命、凡河內ノ直山背ノ直等ガ祖也とあれば、此ノ山ノ直は、山代ノ直なるが、代ノ字ノ脫たるにやあらむ、また姓氏錄に、山背ノ忌寸、天都比古禰命ノ子、天麻比止都禰命ノ之後也、とあるを以テ見れば、天ノ麻比止都禰命は、天ノ御影ノ命と一ツ神にや、なほよく考ふべし、舊事紀、皇孫ノ尊の天降坐時、爲ニ防衞ト天降仕奉三十二人の中に、天ノ御蔭ノ命ありて、凡河內ノ直等ガ祖とあり、】とある是レなり、近江ノ國に彥根と云地ノ名あるは、父神の御名に由あり、【天津日子根ノ命の御事は、傳七に出ツ、】さて此ノ神の社は、神名帳に、近江ノ國野洲ノ郡御上ノ神社、【名

神大、月次新嘗、】三代實錄に、貞觀元年正月、奉レ授ニ近江ノ國三上ノ神ニ從五位上ヲ、同七年八月、授ニ近江ノ國從五位上三上ノ神ニ正四位下ヲ、同十七年三月、授ニ近江ノ國正四位下三上ノ神ニ從三位ヲ、と見えたる、是レなり又神名帳に、丹後ノ國加佐ノ郡、彌加宜神社あり、此ノ神社の事、次に云べし、○女、こは右の社の神の御靈の、現男に化て、女人に娶て、生賜へる女子なり、然る例多し、白檮原ノ宮ノ段に、美和の大物主ノ神の御靈の壯夫に化て、勢夜陀多良比賣に娶て、伊須氣余理比賣ノ命を生坐しこと、又水垣ノ宮ノ段なる、意富多々泥古の事など、考へ合せて知べし、○息長水依比賣、息長は地ノ名にて、諸陵式に、息長ノ墓、在ニ近江ノ國坂田ノ郡ニと見えたる地なり、万葉十三ノ巻に、師名立都久麻左野方、息長之遠智能小菅云云、【筑摩も、近江ノ國坂田ノ郡なりと、仙覺が抄に見ゆ、】廿ノ巻に、爾保杼里乃於吉奈我河波云云、天武紀に、與ニ近江ノ軍一戰ニ息長横河ニ、【續紀十三に、坂田ノ郡横川ノ頓宮、更科ノ日記に、不破の關あつみの山など越て、近江ノ國おきながといふ人の家にやどりて、四五日あり、】などあり、水は、みつかへしきなり、依は宜なり、【呂志ノ反理ノ切、】上に云るが如し、○丹波比古多々須美知能宇斯ノ王、丹波は丹波ノ國なり、多々須は、名を延たるか、國造本紀に、稻葉國造、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世、彦坐ノ王ノ兒、彦多都彦命、定ニ賜國ノ造ニとあるは、此ノ王と聞ゆればなり、美知能宇斯は、書紀に、道主とある是レなり、【奴志は、能宇斯の切まりたるにて、大人と同じことなり、】欽明紀に、道君と云ることあり、又天武ノ御世に、八色ノ姓を定められたる第五を、道師と云ふ、道主と云ことの古くあるに依て、字を換て、新に姓の尸とせられたるなり、【奴と能とは通ふ、】又書紀神代ノ巻に、日ノ神ノ所生三女神ハ云云、今在ニ海北道中ニ、號ニ日道主貴ニともあり、さて道主の道は、國を云なり、其ノ由は、水垣ノ宮ノ段に、東ノ方十二道とある處に委ク云べし、【傳廿三の五十八葉】さて此ノ王の、此ノ名を負給へる故は、書紀崇神ノ巻に、十年九月、以ニ大彦ノ命ヲ遣ニ北陸ニ、武渟川別ヲ遣ニ東海ニ、吉備津彦ヲ遣ニ西道ニ、丹波道主命ヲ遣ニ丹波ニ、因以詔日、若有ニ不受教者ヲ、乃擧兵伐之、既而共ニ授ニ印綬ヲ爲ニ將軍ト、とあり

て、丹波に遣はされ、其道の主となり坐るなり、【道とは、詔ミコトカヾフ蒙りて、言向コトムケに罷マカる國を云なり、此事彼ノ十二道の下トコロに委く云べし、彼ノ欽明紀なる道君ミチノキミには、其上文に、越國ノ郡司とある者を指て云るなり、當時ソノカミいまだ郡司と云號はあるまじければ、郡司の字は、撰者の意以て書れたるにて、其ノ實は、京より遣はし置かれたる司ツカサなるべし、故ミコトモチノウシと訓る、古ノ意によくかなへり、又彼ノ三女神は、在マス海北道中ニと云、又ノ一書に、宜ヨロシク降リ居道中ニ奉リ助天孫ヲとある故に、道主と申すなり、海北道中とは、筑紫の北面の海路にて、即チ胸形ノ宮其處なり、道中とは、韓國に渡る海路なるを云るにて、其ハ其ノ外國の防ミマモリ護の爲に、降居シめ賜ふなり、故レ助ケ天孫ヲとは詔へり、此ノ義は、傳七の六十五葉に云る、貞觀十二年の告文の趣を以てさとるべし、さて伊勢ノ外宮の書どもに、豐受ノ大神の丹波に坐ッしほどの事を云とて、此ノ王の事ヲ雜よせ、道主と云名に因て、又彼ノ三女神の御事をさへ牽よせて、又此ノ王の名をも、丹波ノ道主ノ貴と云て、彼ノ大神を齋イツキ祭マツリたまひしことを云るは、皆丹波の因チナミより附會ヒキヨセたるものにして、いみしき妄說ミダリゴトなり、元々集なとにも、此ノ妄說を取て擧られたり、】さて彼ノ加佐ノ郡に彌加宜ミカゲノ神ノ社のあるは、此王の、外ハヽカタノ祖オヂノ神を祠アガメ給へるにやあらむ、さて此ノ王を、書紀垂仁ノ卷に、丹波ノ道主ノ王者ハ、稚日本根子太日日ノ天皇ノ子孫、彦坐ノ王ノ子也、一云、彦湯隅ノ王之子也とあり、【子孫の子ノ字は、之の誤か、】○註に、此ノ王ノ名、名ノ字、諸本共に字と作れど、其は誤リなること著ケければ、【經住が名ノ字なるべしと云るに從ひて】改めつ、○水之穗眞若ミヅノホノマワカノ王、之穗は、穗之を下上に誤れるなるべし、【此名下に出たる處には、之ノ字なし、妹ノ名にも之ノ字なし】、故レ美ミノ本能ホノと訓つ、さて水穗ミホは、近江ノ國の地ノ名にやあらむ、【母ノ國近江にて、又此ノ王、近江ノ安直ヤスノアタヒの祖なればなり、今野洲ノ郡に、水保村あり、是か、みづ〳〵しき稻穗の意にはあらじ、】眞若マワカは、稱なることなき稱名なり、○神大根カムオホネノ王、こゝなることなき稱名なり、書紀景行ノ卷に、神骨カムボネとある、此ノ王のことなり、【大根の意を省きて、富泥ホネと云るなり、】此王の女等ムスメタチの事、日代ノ宮ノ段に見ゆ、○八瓜入日子ヤツリイリヒコノ王、八瓜は、

夜都理と訓べし、【都に宇の韻ある故に、瓜ノ字を借て書るなり、此ノ字を諸本共に、爪と作るは誤なり、爪はつめなり、かくて延佳は、下の入ノ字までかけて三字を、ヤツリと訓るは、爪をツメの畧に取れるなるべし、非なり、又師は、爪を梁ノ字の省文として、夜須と訓れつるは、近江の野洲を思はれたるなるべけれど、記中に梁ノ字など假字に用ひたる例なきをや、】此は地ノ名にて、今大和ノ國高市ノ郡に、上八釣村、十市ノ郡に下八釣村ある、【二村近し、今はヤトリと唱るなり、】是なるべし、顯宗紀に、近飛鳥八釣宮、万葉三丁に、矢釣山、十二丁に、八釣河などある、此ノ地なり、さて允恭天皇の御子に、八瓜之白日子王と申すも坐せり、○水穂五百依比賣、水穂上に同じ、五百は字の意か、例は五百木之入日子ノ命、書紀に五百野ノ皇女などあり、依は宜しなり、【上に云り、】○三井津比賣、天智紀に、於山ノ御井ノ傍ニ敷ニ諸神ノ座ヲ而班ツ幣帛ヲとある、【此は京近キ處にての事と聞えたり、此ノ時の京は、近江ノ大津なり、さて山ノ御井と云は、美き井ありて、古へより其地ノ名ともなれりしなるべし、谷川ノ士清も、此は近江ノ國滋賀ノ郡三井寺の地ならむと云りき、凡て古への寺ノ名は、其ノ地ノ名を以て呼ぶが多かれば、三井も地名なり、】此ノ地に依れる名ならむか、○母弟は、御波々能淤登と訓べし、明宮ノ段の末にも、此ノ例あり、【傳卅四】日子坐ノ王の御母は、意祁都比賣なれば、其妹と云ことなり、【漢國にて、同母弟のことを、母弟と云へども、其には非ず、又姉に對へては、妹を妹とは云ず、弟と云ぞ古への例なる、】○袁祁都比賣、名ノ義は、上なる意祁都比賣の下に云るが如し、○山代之大筒木眞若王、筒木上に見ゆ、○比古意須王、意須の意、未ダ思ヒ得ず、○伊理泥王、伊理は、入日子入日女などの入と同じ、【上に云り、】泥は例の尊稱なり、○十一王は、登袁麻理伊都波斯羅と訓べし、一ノ字は、五を寫誤れるか、將稗田翁が誦誤れるか、數違へり、上に擧たる王等は、合せて十五柱ぞ有る、【男王十二柱、女王三柱なり、】

故兄大俣王之子曙立王次菟上王（二柱）此曙立王者（伊勢之品遲部君、伊勢之佐那造之祖。）菟上王者（比賣陀君之祖。）次小俣王者（當麻勾君之祖。）次志夫美宿禰王者（佐佐君之祖也。）次沙本毘古王者（日下部連、甲斐國造之祖。）次袁邪本王者（葛野之別、近淡海蚊野之別祖也。）次室毘古王者（若狹之耳別之祖。）其美知能宇志王娶丹波之河上之摩須郎女生子比婆須比賣命次眞砥野比賣命次弟比賣命次朝廷別王（四柱）此朝廷別王者（三川之穗別之祖。）此美知能宇斯王之弟水穗眞若王者（近淡海之安直之祖。）次神大根王者（三野國之本巣國造、長幡部連之祖。）次山代之大筒木眞若王娶同母弟伊理泥王之女母泥能阿治佐波毘賣生子迦邇米雷王（迦邇米三字以音）此王娶丹波之遠津臣之女名高材比賣生子息長宿禰王此王娶葛城之高額比賣生子息長帶比賣命次虛空津比賣命次息長日子王（三柱此王者吉備品遲君、針間阿宗君之祖）又息長宿禰王娶河

俣稻依毘賣生子。大多牟坂王。多牟二字以音。此者多遲摩國造之祖也。

此ノ段は、日子坐ノ王の御子たちの子孫を擧たり、○兄とは、大俣ノ王は、日子坐ノ王の第一子なるを云るなり、○曙立王、阿氣多都と訓べし、姓氏錄【縣ノ犬養ノ宿禰ノ下】に、阿居太都命、【印本、阿を佐に誤れり、今は古本に依れり、】又【大椋ノ置始ノ連ノ下】阿居太都命【此レも印本には、阿ノ字を脫せり、今は古本に依れり、又二ッ共に、太を大と作るも誤なり、さて居ノ字は、古書にケの假字に用ひたる例彼此あり、】とある、此らは此ノ王とは別人なれども、同名の例なればなり、同書に、明立天御影命と云名も見えたり、名義は、未ダ思ヒ得ず、さて此ノ王の事、玉垣ノ宮ノ段に見えたり、【傳廿五の十六葉】○菟上王、菟上の事は、上卷菟上國ノ造の下【傳七の六十九葉七十葉】に云り、但し此ノ王の名に負へるは、何なる由にか詳ならず、神名帳に、伊勢ノ國朝明ノ郡菟上ノ神社あり、【又參河ノ國寶飯ノ郡に、菟足ノ神社あり、】社ノ說に、祭ル神開化天皇ノ孫、大俣ノ王ノ第二ノ子、菟上ノ王也と云りこそ、いかなる由にか心得ぬことなり、】此ノ王の事も、玉垣ノ宮ノ段に出たり、○伊勢之品遲部君、此ノ氏の事考へなし、品遲部の事は、玉垣ノ宮ノ段【傳廿五の二十七葉】に委ク云べし、○佐那造、佐那の事は、上卷に出て、彼處【傳十五の五十二葉】に云り、大神宮ノ儀式帳に、佐奈乃縣ノ造ノ御代ノ宿禰と云人あり、【其文と、傳十五に引り、さて曙立ノ王ノ事、玉垣ノ宮ノ段に見えたるに、此御代ノ宿禰云々も、同御世の事なれば、此レは異姓の人か、又曙立ノ王の子などにもやありけむ、詳ならず、】此ノ外此ノ氏の事考へなし、○比賣陀君、若櫻ノ宮ノ段に、比賣陀ノ君等ニ賜ヒ姓ヲ、謂フ比賣陀之君トとあり、此氏の事も考へ無し、【神名式に、近江ノ國伊香ノ郡、賣比多ノ神社あるは、比賣多の誤には非るか、】○次小俣ノ王、次ノ字は、大俣ノ王の次なり、【菟上ノ王ノ者の上に、次と云ハざるにて、文義混はず、】○當麻勾君、當麻は、大和ノ國葛ノ下ノ郡にあり、此ノ地の事、若櫻ノ宮ノ段【傳卅八の十五葉】に

云べし、彼處に當岐麻とあり、如此訓べし、勾は、麻賀理と訓べし、こは書紀ノ崇峻ノ卷に、廣瀬勾原とある處なるべし、【和名抄に、大和ノ國廣瀬ノ郡に、下句とある郷ノ名は、下勾の寫シ誤リなるべし、】さて今は、當麻と廣瀬ノ郡とは、別處なれども、上代には、當麻は廣き名なりしかば、當麻の勾とは云るなり、なほ勾てふ地の事は、下卷勾之金箸宮ノ段に云べし、此ノ氏の事は考へなし、【舊事紀に、彦坐ノ王ハ當麻ノ坂ノ上ノ君等ノ祖とあり、】○佐佐君、考なし、【神名帳に、伊賀ノ國阿拝ノ郡、佐々神社あり、又近世佐々と云氏族あり、】○日下部連、日下は、河内ノ國河内ノ郡にある地ノ名なり、此ノ地の事は、朝倉ノ宮ノ段に委ク云べし、【傳四十一の九葉にあり】さて沙本毘古王の子孫の、河内ノ國に在しことは、書紀雄略ノ卷に、狹穗彦ガ玄孫歯田根命云云、使歯田根命資財露置於餌香市邊ニ云云、【餌香は、河内ノ國古市ノ郡にあり、】とあるにて知らる、【なほ次に引る書どもにも見ゆ、】此ノ氏人は、顯宗紀に、日下部ノ連使主、其ノ子吾田彦、孝徳紀に、草壁ノ連醜經などゝ見ゆ、天武紀に、十二年十二月、草壁ノ連賜レ姓ヲ曰フ宿禰ト、續紀廿九に、河内ノ國河内ノ郡ノ人、日下部ノ意卑麻呂賜二姓日下部連一、また日下部連意卑麻呂、賜ニ姓宿禰ヲ、姓氏錄に、【山城國皇別】日下部ノ宿禰、開化天皇ノ皇子彦坐ノ命之後也、又【攝津國皇別】日下部ノ宿禰、出レッ自二開化天皇ノ皇子彦坐ノ命一也、又【河内國皇別】日下部ノ連、彦坐ノ命ノ子、狹穗彦ノ命之後也、日下部、日下部ノ連同祖、又【和泉國皇別】日下部ノ首、日下部ノ宿禰同祖、彦坐ノ命之後也、日下部、日下部ノ首同祖、三代實錄九に、播磨ノ國餝磨ノ郡ノ人、日下部ノ利貞日下部ノ歳直等、賜ニ姓日下部ノ連一、貫ニ附攝津ノ國島上ノ郡ニ、狹穗彦ノ命之後也、【此ノ日下部をみな、今ノ本には誤て、早部と作り、然るに廿四ノ卷に、攝津ノ國島上ノ郡ノ人、日下部ノ連歳直男、日下部ノ連利貞等、改メ本居ヲ貫ス右京ニ條三坊ニとあるにて、日下部なることを著ければ、改めて引つ、】など見えたり、神名式に、和泉ノ國大島ノ郡、日部神社あり、【日子坐ノ命を祭ると云り、】○甲斐國ノ造、國造本紀に、甲斐ノ國ノ造、纏向ノ日代ノ朝ノ御世、狹穗彦王ノ三世ノ孫、臣知津彦公、此ノ子鹽海ノ足尼、定ニ賜國造一、○葛野之別、葛

野は、山城ノ國葛野ノ郡これなり、此ノ地の事、上巻【傳十二】又明ノ宮ノ段に云り、【傳三十二ノ二十九葉】此氏考ヘなし、【持統紀に、葛野ノ狢衝と云人見えたるは、此氏か非るか、しらず、又姓氏錄に、葛野ノ連葛野ノ臣などあれど、異姓なり、】○近淡海蚊野之別、和名抄に、近江ノ國愛智ノ郡蚊野ノ郷あり、是なり、【神名帳に、同郡軽野ノ神社あり、此は一ツか別なるかしらず、】此姓も考ヘなし、○若狹之耳別和名抄に、若狹ノ國三方ノ郡彌美ノ郷【今ノ本彌ノ字を爾に誤れり、】あり、是なり、神名帳に、同郡彌美ノ神社あり、さて此ノ氏も考へなし、○河上之摩須郎女、河上は、和名抄に、丹後ノ國熊野ノ郡川上ノ郷あり、是なり、摩須の義は、未ダ思ヒ得ず、郎女は、書紀景行ノ巻に、郎姫此ヲ云二異羅菟咩一と見え、天智ノ巻に、伊羅都賣、續紀卅二に、藤原ノ伊良豆賣なども有り、此等に依て、訓ヲを定むべし、又舒明紀に、郎嬢、孝德紀に娘なども有り、さて男に郎子、女に郎女と云、伊羅は、伊呂兄伊呂弟などの伊呂、又入彦入姫などの入など、皆同言にして、親み愛しみて云稱なり、此ノ事上【傳廿一の十葉】に既に云り、○比婆須比賣ノ命、御名ノ義未ダ思ヒ得ず、此は玉垣ノ宮ニ御宇シ、天皇の大后に坐ス、書紀垂仁ノ巻に、薨坐ッしことを記せる處には、一云二日葉酢根ノ命一ともあり、○眞砥野比賣命、これも名ノ義は思ヒ得ず、○弟比賣ノ命、名ノ義字ノ如し、右三柱の女王たちの事、玉垣ノ宮ノ段に出たり、云べき事どもあり、彼處【傳廿六の十一葉】に云むとす、○朝廷別王、【廷ノ字眞と作る本もあり、其も惡からず、】朝廷は美迦度と訓ム、此ノ王如何なる由にて、此ノ名負ヒ給へるにか、詳ならず、○三川之穗別、三川は參河ノ國なり、此ノ國、男川豐川矢作川とて、三ツの大川ある故に、三川と名くと云り、【男川は、今大平川と云、豐川は、吉田ノ川なりと云り、或説には、男川は、加茂ノ郡より出て、池鯉鮒の西ノ岡の東を、南へ流るゝ川なるべし、大平川には非じとも云り、】穗は、和名抄に、參河ノ國寶飫ノ郡とある、是なり、【飫ノ字、誤て飯と作り、今も然り、】舊事紀五に、三川ノ穗ノ國ノ造美己止直と云人あり、【美已止美加度よく似たれば、若くは此は此ノ朝廷別ノ王のことには非るか、さて國造本紀には、穗ノ國ノ

造ノ、泊瀬ノ朝倉ノ朝、以ニ生江ノ臣ノ祖葛城ノ襲津彦ノ命ノ四世ノ孫、蘆上ノ足幡ニ、定ニ賜國造ニとあり、此ノ傳ニ異なり、】○近淡海之安ノ直、直ノ字、諸本共に置と作り、其は若くは譌ノ字の脱たるにて、譌置ならむかとも思へど、なほ直の誤れるなり、【下卷高津ノ宮ノ段などにも、直ノ字を置に誤れる例あり、】故レ改めつ、安は、和名抄に、近江ノ國野洲ノ郡これなり、此ノ氏は他ニなし、倭建ノ命ノ段に、近ッ淡海之安ノ國ノ造と云あり、此は別なるか同きか、しらず、【此記に本ノ國ノ造ノ祖とあるを、書紀には紀ノ直ノ祖、とあるなどの例もあれば、一ッ氏を、時々の加婆泥のまゝに、直とも國ノ造とも書ニ傳へたるにもあるべし、】○三野國之、本巣國ノ造、此は二氏にて、上は三野國ノ造なるを、造ノ字を之に誤れるなるべし、日代ノ宮ノ段に、三野ノ國ノ造之祖、神大根王と見え、書紀ノ其ノ卷にも、美濃國ノ造名ハ神骨とあればなり、【若シ三野の本巣ならば、自橿原ノ宮ノ段ノ末に、道ノ奧ノ石城國ノ造、常道仲國ノ造、などある例を思ふに、三野之とありて、國ノ字はあるまじきことなるに、三野ノ國とあるも、本巣とは別なるがごとく思はる、】國造本紀にも、三野前ノ國ノ造ハ、春日ノ率川ノ朝ノ皇子、彦坐ノ王ノ子、八瓜ノ命ヲ、定ニ賜國造ニとあり、【此ノ次に、三野ノ後ノ國ノ造と云もあり、抑如此前と云ヒ後と云るは、越前越後などの例の前後にて、若シ然らば、美濃の内にて、本巣ノ郡は、京師の方に依れゝば、道ノ口とも云つべければ、三野ノ前ノ國とは、本巣ノ郡のあたりを云るものとして、此も其ノ國造として、三野之本巣ノ國造と云る證ともすべきか如くなれども、美濃ノ國を前後と二ッに分むには、其ノ前の方にも、本巣をおきて、なほ數郡の地あれば、本巣ノ國造の外に、三野ノ前ノ國ノ造ありしも妨なければ、其を三野ノ國造と云むも、又妨なし、又本巣ノ郡の内に、美濃ノ郷もあれば、上古に三野ノ國造と云しは、其ノあたりの國造、本巣ノ國造と云しは、又本巣と云地もありけむ、其處の國造なりしとせむも、何事かあらむ、又かの前後とあるは、時代の前後を分て云るかとも思へども、若シ然らば、一ッに舉べきに、別に舉たるは、然には非じ、八瓜ノ命は、神大根ノ王の亦名にて、上に出たり、天武紀に、美濃ノ造と云あれども、異姓なるべし、】本巣は、和名抄に、美濃ノ國本巣ノ

【毛止須】郡これなり、此ノ氏見えなし、○長幡部連、神名帳に、常陸ノ國久慈ノ郡、長幡部ノ神社あり、此ノ地なり、類聚國史五十四に、常陸ノ國ノ人、長幡部ノ福良女、授ニ少初位上一云云、主計式、常國ノ輸調に、長幡部ノ絁【長六丈、廣一尺九寸、】とあり、【式に、武藏ノ國賀美ノ郡にも、長幡部ノ神社あり、】○同母弟は、師の伊呂杼と訓れつるを用ふべし、若櫻ノ宮ノ段穴穗ノ宮ノ段などに、伊呂弟とあるに同じければなり、【女なれば伊呂妹と書く、其は伊呂毛なり此事傳十三の六十三葉に委く云り、考へ合すべし、書紀に、同母弟同母弟などを、ハラカラ、オモハラカラ、ハ、ハラカラ、ハラカラノイロト、オナジハラノイロトなど訓るは、皆古傳にあらず、】○毗泥能阿治佐波毘賣、毗泥ノ二字のうち誤あるべし、【眞福寺本には、此ノ二字を、丹波と作れども、宜しとも思はれず、又一本に、毗ノ字の傍に、名歟としるせり、此レはよき考へなり、】名ノ意思ヒ得ず、阿治は、阿遲鉏高日子根などの阿遲と同く、佐波は、佐波遲比賣の佐波と同きか、○迦邇米雷王、【米ノ字、舊印本又一本などに、來と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本又一本に依れり、注なるも同じ、】雷は伊加豆智と訓べし、【たゞ豆知と訓るは非なり、記中豆知に此ノ字を用ひたる例なし、書紀には、香來雷山雷など書る所もあれども、此ノ記には、豆知の借字には、椎土などをのみ用ひたり、建御雷の雷は、加豆知の借字なれば、此レも上の御の韻の伊より接く故に、伊加豆知なり、】名ノ義は、蟹目嚴しと云稱名か、然るは此ノ王の目の嚴かりけるにや、蟹は、目の殊に嚴き物なれば、譬へ言るならむ、豆知は尊稱にて、野椎ノ神の下【傳五の四十五葉】に云るが如し、或は又建御雷ノ神の下【傳五の七十三葉】を考へ合せて、雷てふ意を知べし、中臣氏にも、雷大臣命と云あり、【姓氏錄三代實錄などに見えたり、此は仲哀記神功紀允恭紀に、中臣ノ烏賊津使主とある人なり、但し仲哀の御世より、允恭の御世までは、いと久しければ、同名にて異人なるべし、又中臣系圖に、天ノ兒屋根ノ命の五世ノ孫にも、伊香津臣命あり、是レ又異人なり、其故は、其ノ伊香津ノ臣ノ命の五世ノ孫、臣陜山命、其ノ子雷大臣ノ命とあると、續紀卅六に伊賀都臣は、意美佐夜麻の

子にて、神功皇后ノ御世に仕奉ルこあるこを、合せ考ふれば、續紀の伊賀都臣は、系圖の雷ノ大臣命なり、系圖の陝ノ字は、狹の誤なることも知らる、又伊香津臣こ云も、雷ノ大臣こ云も、名は一ツなりしことをも知べし、さて中臣ノ世系の中に、同名の人三人ありしなり、抑これは此には要なき事なれど、雷こ云名の因に辨ふるなり、】さて帝王編年記に、大筒木眞若ノ王ノ男、僞ノ稚筒城ノ王ト、稚筒城ノ王ノ男息長ノ宿禰こ云り、此レ據ありしことか、若シ然らば此ノ王の亦ノ名を、若筒木王こ申しけるなるべし、○丹波之遠津臣ノ字なし、○高材比賣、材ノ字は記中に用ひたる例なければ、【此ノ記は、凡て人ノ名地ノ名など、大抵用ひたる字定まれり、若シ紀こ云書ならむには、眞ニ木ノ字又城ノ字を書る例なり、】決く寫誤なり、材又は杖などなるべし、然れども【いさゝかの證も考へ得ず、】諸ノ本皆材ニ作れば、今輙く改め難し、故訓も、姑く眞木の隨に附つ、名の意も考ふべき手著なし、○息長宿禰王、息長は、近江ノ國坂田ノ郡の地ノ名なり、上に出、○葛城之高額比賣、和名抄に、大和ノ國葛ノ下ノ郡高額ノ郷あり、此ノ地に依れる名なり、さて此ノ比賣の世系は、明ノ宮ノ段ノ末に見えて、新羅ノ國ノ主の子天之日矛の末、多遲摩比多訶こ云人の女にて、【其に、此者息長帶比賣ノ命之御祖こあり、】但馬ノ國にして生れたる人こ聞えたるに、大和の高額をしも名に負へるは、其地に移居れけるにやあらむ、【下にも近江ノ國造まうることあり、考へ合すべし、神名式に、但馬ノ國氣多ノ郡高負神社こ云あり、同じき名なれども、此は高城こあれば、大和なることを動かず、】○息長帶比賣命、息長は、御父の名に同じ、彼地にして生れ坐しにやあらむ、【書紀ノ此ノ姫命ノ御卷に、六十九年崩云云、是ノ日追尊皇太后日氣長足姫尊こ、此ノ御名を御諡の如くに記されたれども、然らず、御弟をも息長日子こ申しゝかば、此も生坐時よりの御名なりしこと著し、後ノ息長日子の例に因ノ思へば、此ノ姫尊も、本は息長日女ノ命こ申せしを、崩坐て後に、足日女こは加へ稱へ申せるにやあらむ、】帶は【字ハ借字にて】足の意なり、三代實錄十七【貞觀十二年、宗像ノ大神に奉り賜ふ告文】には、大帶日姫こあり、めづらし、【此レ

も古き物に依りしことなるべし、】さて書紀には、氣長足姫ノ尊ハ、稚日本根子彦太日々ノ天皇之曾孫、氣長ノ宿禰ノ王之女也、母ヲ曰高城ノ高額媛トとあり、【天皇之曾孫とあるは、此ノ記と合はず、此ノ記にては、五世ノ御孫なり、もし曾孫とあるを、息長ノ宿禰ノ王のことゝしても、なほ合はず、彼ノ王も、天皇の玄孫なればなり、】○盧室津比賣命、盧室とは、如何なる由にて負ヘ坐る名にか、詳ならず、○息長日子ノ王、父王御命の息長に同じ、○注なる此王者三字は上なる其ノ朝廷別ノ王者云々などの例に依らば、此ノ息長日子ノ王者と云て、大書べきことなり、若ノ名は省きて云りとも、大書べき例の文なり、○吉備品遲君、和名抄に、備後ノ國品治ノ【保牟知】郡品治ノ郷あり、是なり、國造本紀に、吉備ノ品治ノ國造、志賀ノ高穴穗ノ朝、多遲麻君同祖、若角城命ノ三世ノ孫、大船足尼、定賜國造とあり、【品治ノ造とあるは、造ノ上に國ノ字の脱たるなり、多遲麻ノ君同祖とあるは、次なる多遲摩ノ國造の下と考へ合すべし、】仁德紀に、吉備品遲部雄鯽と云人見えたり、○針間阿宗君、神名帳に、播磨ノ國揖保ノ郡阿宗神社あり、此ノ地に依れり、針間の事は、黒田ノ宮ノ段に出ヅ、【傳廿一の四十九葉】○河俣稻依毘賣、河俣は、河内ノ國若江ノ郡にあり、高岡ノ宮ノ段【傳廿一の三葉】に出たり、稻は字の意なるべく、依は例の宜しなり、○大多牟坂王、多牟坂は地ノ名か、【若ノ然らば、竹坂の意にてつけたる名にや、】詳ならず、國造本紀に、淡海ノ國ノ造ハ、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世、彦坐ノ王ノ三世ノ孫、大陀牟夜別、定賜國造とあるは、此ノ王には非るか、【淡海ノ國造も、父の息長に緣もあり、】又倭建ノ命ノ段に、意富多牟和氣と云人あり、考へ合すべし、【傳廿九の卌一葉】○註に此者とある、上に云る此王者の格なり、○多遲摩國ノ造、但馬ノ國なり、國造本紀に、但遲麻國ノ造ハ、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世、竹野ノ君同祖、彦坐ノ王ノ五世ノ孫、船穗ノ足尼、定賜國造、【此ノ人彦坐ノ王ノ五世ノ孫ならば、此ノ大多牟坂ノ王の子にやありけむ、さて竹野ノ君同祖と云るは、次に出たる丹波之竹野ノ別は、建豐波豆羅和氣ノ王の子孫なれば、御兄弟の間々傳への異なりしにや、さて又上なる高額比賣の、但馬ノ國の生なること、此ノ大多牟坂ノ王の、其ノ國ノ造の祖なることを

合せて思ふに、若ノくは息長ノ宿禰ノ王、但馬ノ國に下り坐シし事ありて、かの高額比賣に娶て、大和に率て還て、葛城にはは住せられしにやありけむ、又此ノ大多牟坂ノ王の、但馬ノ國ノ造の祖なるも、父の其國に下リ坐シし事の由緣やありけむ、これらはいかゞありけむ、凡て知られぬ事どもなれども、せめてこゝろみに云のみなり、】○上ノ件は皆日子坐ノ王の御子孫なり、右ノ外にも、此ノ王の御子孫は、なほ姓氏錄に、治田ノ連ハ、開化天皇ノ皇子彦坐ノ命之後也云云、輕ノ我孫ハ、治田ノ連同氏、彦坐ノ命之後云云、大私部ハ、開化天皇ノ皇子彦坐ノ命之後也輕ノ我孫ノ公ハ、治田ノ連同祖、彦今簀ノ命之後也、壁井ノ公ハ、彦坐ノ命之後也、別ノ公ハ、同レ上ニ、川俣ノ公ハ、日下部ノ宿禰同祖、彦坐ノ命之後也、川俣ノ公ハ、日下部ノ連同祖、彦坐ノ命之後也、豐階ノ公ハ、川俣ノ公同祖、彦坐ノ命ノ男澤道彦命之後也、酒人ノ造ハ、日下部同祖など見え、三代實錄八にも、丹波ノ國何鹿ノ郡ノ人刑部ノ首夏ノ繼ニ、賜フ姓ヲ豐階ノ宿禰ト、刑部ノ首弟ノ宮ノ子ハ、賜フ豐階ノ朝臣ト、夏繼等自言ス、先ツ出レ自ニ彦坐ノ命ニ也と見えたり、

上ノ所謂建豐波豆羅和氣王者

道守臣、忍海部造、御名部造、稻羽忍海部、丹波之竹野別、依網之阿毘古等之祖也。

所謂は、伊波由流と訓ム例なれども、此は倭建ノ命ノ段に、上ニ云若建ノ王云云、又輕島ノ宮ノ段ノ末に、上ニ云多遲摩比多訶云云などあるに同シ樣なれば、伊閇流と訓べし、○建豐波豆羅和氣ノ王、諸本みな羅ノ字を脱せるを、今は延佳が考へ補ひへたるに依ッつ、○道守ノ臣、道守は由ありて、此ノ稱を負へるか、【婇ノ臣、膳ノ臣の類】又地ノ名か、詳ならず、【今和泉ノ國大島ノ郡堺の南ノ莊に、道守ノ社あり、さてもと道守と云者は、山守野守などの類にて、道路を守る者を云り、万葉四に、吾兄子が往りまに〳〵追むとは、千遍思へど、手弱女の吾身にしあれば、道守の問む答を云ヒやらむすべを不知と、立つまづく、書紀神代ノ巻に、泉守道者などあり、和名抄道路具に、道饗ハ、漢語抄ニ云ク知毛利とあれども、道饗は、饗のありさまなどを候ひに巡行かする者なれば、道守にはかなひがたし、】さて此ノ氏は、天武紀に、十三年十一

月、道守ノ臣賜ㇾ姓曰ニ朝臣一、姓氏錄に、【左京皇別】道守ノ朝臣、開化天皇ノ皇子武豐葉頬別命之後也、又【右京皇別】道守ノ臣、道守ノ朝臣同祖、豐葉頬別命ノ後也、又【山城國皇別】道守ノ臣、道守ノ朝臣同祖、武波都良和氣命之後也、また今木、道守同祖、建豐羽頬別命之後也、又【攝津國皇別】道守ノ臣、道守ノ朝臣同祖、武葉頬別ノ命之後也と見ゆ、又波多八代宿禰の後にも、道守ノ朝臣又道守ノ臣ありて、姓氏錄に見えたり、【然れば天武ノ御世に朝臣ノ姓を賜ふとあるは、何方の道守氏なりけむ、辨へがたし、若くは二方共に賜へるを、合せて一ツに記されたるか、姓氏錄に、二方共に朝臣なるがあればなり、】さて氏人は、天智紀に、道守ノ臣麻呂、續紀廿九に、道守ノ臣多祁留、四十に、道守ノ臣東人など見ゆ、【これらも何方の道守ならむ、知がたし、此ノ東人は、百廿二歲にして、其ノ髮尙多ク黑ㇾ如ニ少年一とあり、又續紀九に、但馬ノ國ノ人、寺人小君等五人、改ㇾ賜ニ道守ノ臣ノ姓一〇忍海部ノ造、忍海は、顯宗紀の歌に、於尸農瀰とあり、【瀰字は奴と切、】其は和名抄に、大和ノ國忍海ノ【於之乃美】郡これなり、さて此ノ姓は、たゞに此ノ地に由れるか、又忍海ノ郎女の御名代として、定められたる者か、【忍海ノ郎女の御事は、若櫻ノ宮ノ段に見ゆ、御名代の事は、玉垣ノ宮ノ段ノ御子代の下、又高津ノ宮ノ段に云べし、】氏人は、清寧紀に、播磨ノ赤石ノ郡縮見ノ屯倉首、忍海部ノ造細目と見えたり、【又天智紀に、忍海ノ造小龍、天武紀に、忍海ノ造大國、忍海ノ造能麻呂など見ゆ、同紀に、十年、忍海ノ造鏡荒田能麻呂等、賜ㇾ姓曰ㇾ連ト、十二年、忍海ノ造賜ㇾ姓曰ㇾ連ト、などある、これらはみな部ノ字無し、異姓ノ同姓か、】姓氏錄に、【河内國皇別】忍海部、開化天皇ノ皇子比古由牟須美命之後也とあるは、御兄弟の間、傳への異なるなり、【此レに依て思ふに、波都羅和氣王は、さばかり御子孫多くして、此ノ記のみならず、姓氏錄、などにも見えたるに、書紀に此ノ王の無きは、若くは比古由牟須美命と同人としたる傳へにもやあらむ、】〇御名部ノ造、地ノ名か、万葉九ノ卷【廿】に、紀伊國ノ時の歌ノ中に、三名部乃浦云々とよめるあり、なほ他にもあるべき名なり、尋ぬべし、欽明紀に、佐渡ノ島ノ北御名部之碕と云もあれど、此レには非

じ、さて此ノ氏も考へなし、○稻羽忍海部、稻羽は因幡ノ國なり、上卷【傳十】に出ツ、此氏も考へなし、上なる忍海部ノ造より別れたる氏なるべし、○丹波之竹野別、此ノ地上に出て、其處に云り、此ノ氏は考へ無し、【上の名遲摩ノ國ノ造ノ下に引る國造本紀に、竹野ノ君とある、其事彼處に云り、考へ合すべし、】○依網之阿毘古、依網は、和名抄に、攝津ノ國住吉ノ郡大羅【於保與佐美】郷、神名帳に、同郡大依羅神社四座【並名神大、月次相嘗新嘗、】あり、神功紀に、即得ニ神ノ教一而行ニ禮之、因以ニ依網吾彦男垂見一爲ニ祭神主一と見え、【今も住吉ノ郡に、吾孫子村と云もあり、】又和名抄に、河内ノ國丹比郡依羅ノ【與佐美】郷あり、水垣ノ宮ノ段に、作ニ依網ノ池一【此レは河内ノ國なり、其由は彼段に云、】書紀推古ノ卷に、河內國作ニ依網ノ池一【今丹比ノ郡池内村の池是なり、】と見ゆ、如此河内と津國と二ツの依網あれども、丹比ノ郡と住吉ノ郡とは相接て、大依羅ノ社も依網ノ池も、殊に此ノ二郡ノ界によりて、相近き地なるを以テ見れば、本は一ツなりしが、二國に分れたるものなり、【万葉七に、青角髮依網原とあるは、哥のさまを思ふに、參河ノ國碧海ノ郡依網ノ郷にて別なり、】阿毘古は、日代ノ宮ノ段に、木ノ國ノ酒部ノ阿毘古、景行紀に、山部ノ阿弭古など云姓も見え、姓氏錄にも、輕我孫などあれば、もとは尸なれども、姓氏錄に、たゞ我孫、【攝津ノ國ノ神別、又同國雜姓なり、】我孫公【和泉ノ國ノ雜姓なり、】今和泉ノ國和泉ノ郡に、我孫子と云處あり、又續後紀五に、河内ノ國ノ人、我孫ノ公諸成、同姓阿比古道成と云人見えたり、】などと云もあれば、尋常の尸とはいさゝか異なるが如し、さて稱意は、吾彦と云ことにやあらむ、【吾とは親みて云、彦は美て云なり、孫と書るは、借字なるべし、比古に此字を書くは、古へは子の子をば、比古と云り、麻孫と云は、後ノ世の言なり、されば古書に孫とあるは、みな比古とよむことなり、和名抄に、孫ハ和名無万古、一云比古、曾孫ハ、和名比々古とあり、されど無万古と云は、やゝ後のことにて、比古ぞ古ノ稱なる、さて今孫を麻古と云は、無麻古の訛、曾孫を比古と云は、比々古の訛リなり、】さて此ノ氏人は、書紀ノ仁德ノ卷に、四十三年秋九月、依網屯倉阿弭古、捕ニ異ノ鳥一獻リ於

天皇。曰、臣毎張網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而献之云々、是今時鷹也云々、此月甫定鷹甘部、故時人、號其養鷹之處、曰鷹甘邑也、【依網と云は、此ノ人の、網を張て鷹を捕て、献れる功を以て、此ノ時に始ノて賜へる号にもやありけむ、但ノ首に神功紀にも見え、此にも依網ノ屯倉とあれば、いかゞあらむ、然れどもこれらは、後の名を前へも及ぼして記せるにもあらむか、依網ノ屯倉は、皇極紀にも見えて、河内にあり、さて依網ノ阿毘古と、依網ノ屯倉ノ阿毘古とは、一ツなるべし、日本紀竟宴集に云、定案郡ノ家集に、依網の詞官の、太子にうたふべき哥をこふによりて、よみてつかはしける、君か代はよさみの社のさゝ浪に昆を移さや千年榮えむ、依網ノ池は、住吉ノ社より辰巳にあたりて、十六七町もあらざるか、今はやうやう淺びたれども、水多き時は、湖の如く、蓮葭蒔なども多し、社は池の北に、庭井と云村の南に、今は小さき池となれり、或攝は、村名と在りて、其ノ西にあり云々、鷹甘ノ邑は、今は鷹合と書て、たかひと云村、住吉ノ郡にあり是なりと云り、庭井村鷹合村、今何もあり】續紀十八に、攝津ノ國住吉ノ郡ノ人、依羅ノ我孫忍麻呂等五人ニ賜依羅ノ宿禰ノ姓、神祇官ノ息長祝日本在十三人ニ依羅物忌姓、姓氏録に、【攝津國皇別】依羅ノ宿禰、日下部ノ宿禰同祖、彦坐ノ命之後也とあるは、御兄弟の間、傳への異なるにぞあらむ、【此ノ外に依羅ノ連あれども、異姓なり】

天皇御年陸拾參歳。御陵在伊邪河之坂上也。

御年六十三歳、書紀には、六十年夏四月丙辰朔甲子、天皇崩、一云、時年百十五とあり、【大御父天皇の二十二年春正月、立爲皇太子、年十六とあるに據れば、百十一歳なり】或本に百十一とも云り、【是はかの立太子の年に依て、計へて云るならむ】○伊邪河之坂上、書紀に、六十年云々、冬十月癸丑朔乙卯、葬于春日ノ率川ノ坂本ノ陵、一云坂ノ上ノ陵と

あり、諸陵式に、春日ノ率川ノ坂ノ上ノ陵ハ、春日ノ率川ノ宮ニ御宇シ、開化天皇、在リ大和ノ國添ノ上ノ郡ニ、兆域東西五段、南北五段、以在京戸十烟ヲ、毎年差シ充テ令ム守ラと見ゆ、【坂ノ上と云ヒ、坂本と云ヒ、二ツの傳へのうち、式にも坂ノ上とあれば、其ぞよけむ、又兆域の狭きは、平城ノ京ノ内なる故なるべし、】前皇廟陵記に、或曰、今在リ奈良ノ林ノ小路韓國ノ社ノ奥、念佛寺ノ境内ニと云り、【念佛寺の後方にあり、今此ノあたりの坊名に、油坂町坂之新屋町西ノ坂など云あり、坂上と云に由あり、】

古事記傳二十三之巻

本居宣長謹撰

水垣宮巻

御眞木入日子印惠命、坐師木水垣宮、治天下也。此天皇娶木國造名荒河刀辨之女（刀辨二字以音）遠津年魚目目微比賣、生御子、豐木入日子命。次豐鉏入日賣命。（二柱）又娶尾張連之祖意富阿麻比賣、生御子、大入杵命。次八坂之入日子命。次沼名木之入日賣命。次十市之入日賣命。（四柱）又娶大毘古命之女御眞津比賣命、生御子、伊玖米入日子伊沙知命。（伊玖米伊沙知六字以音）次伊耶能眞若命。（自伊至能以音）次國片比賣命。次千千都久和（此三字以音）比賣命。次伊賀比賣命。次倭日子命。（六柱）此天皇之御子等、幷十二柱。（男王七。女王五也）

此天皇後の漢様の御諡、崇神天皇と申す、○師木は、和名抄に、大和ノ國城上【之岐乃加美】郡城下【之岐乃之毛】郡

ごある是なり、【こは師木を、上下二ノ郡に分たるなり、師にあたる字をば省きて、城の一字をのみ書ヶは、必ズ二字に定まれる例にて、葛城の城を省きて、葛ノ上葛ノ下と書クに同じ、皇極紀には、志紀ノ上ノ郡とあり、】神名帳に、城ノ上ノ郡志貴ノ御縣ニ坐ス神ノ社もあり、【此ノ社、今金屋村と云に在て、今も志貴ノ宮といふとぞ、】神武紀に、倭ノ國磯城ノ邑、垂仁紀に、磯城ノ瑞籬ノ宮など見ゆ、後の欽明天皇ノ師木島ノ宮も、此ノ地なり、万葉十一[illegible]に、磯野とよめるも此か、【但し此は、あき野なるが、あの字の脱たるにもあるべし、芦城とかしこに見えて、八ノ卷には、芦城野とよみて、早芽をよめり、】名義は、石城ならむか、○水垣ノ宮、凡て水垣と云は、みづ〳〵しき垣と、美め稱たる稱なるを、【水は借字なり、書紀に瑞ノ字を書れたるは、さらに當らぬことなるを、萬葉に用ふる字なき故に、暫く此ノ瑞ノ字を書くならへり、】宮號とせられたるなり、【必しも此ノ宮ノ御垣のみ、水垣なりし由の號には非ず、なほ水垣の事、師の冠辭考に委し、さて歌に、水垣の久しとつゞけよむは、此ノ宮號につきてのことゝ、昔より心得來つれども、今ノ思ふに、然には非ず、神垣かくつゞけよむことは、万葉十一に、處女等乎袖振山水垣久時由念來吾等者、これ始めなり、此ノ歌を同ノ卷には、人麻呂の歌とて載られて、人麻呂よりは古く聞ゆ、此は石ノ上振ノ社は、いと上代よりの神社にて、其ノ水垣は、久しき世々を經たる故に、久しの枕詞に作しなり、かくて後は、振山といはでも、たゞ水垣の久しとのみもよむは、右の歌に基て、省けるなり、若シ此ノ宮ノ號に就ていはゞ、水垣ノ宮とこそいはでは、言たらず、水垣とのみにては、宮ノ號にはなりがたかるべし、】書紀に、在二三輪ノ東南、志紀ノ御縣ノ神社ノ西二と、大和志に云り、いかさまにも此ノあたりにぞ在けむ、書紀に云、三年秋九月、遷二都於磯城一、是謂二瑞籬宮一、○木ノ國ノ造は、上【傳二十二】に出、○荒河刀辨、和名抄に、紀伊ノ國那賀ノ郡荒川ノ郷あり、【今も荒川ノ庄とて八箇村あり、】此ノ地に因れる名なるべし、【又名草ノ郡に、荒賀と云郷もあり、其ノ地の事は、古語拾遺ノ神武ノ段にも見えたり、されど此ノ名は、其にはあらじ、】刀辨の事は、上【傳八の廿八葉廿二の五十六葉】に云り、こは伊邪河ノ宮ノ段

なる、春日ノ建國勝戸賣の下【傳廿二の五十七葉】考へ合すべし、舊事紀に、大新河ノ命、紀伊ノ荒川戸俾女中日女爲ノ妻、生二四男一とあり、【大新河ノ命は、物部ノ連の祖なり、】○遠津年魚目目微比賣、遠津は、紀ノ國の地ノ名なるべし、【下ノに之を論附くべし、】万葉七【廿七丁】に、遠津之濱、十一【廿丁】に遠津大浦、【此ノ歌の次に並びて、木海之名高之浦とよめる歌あり、さて大浦の大ノ字は、之の誤には非るか、】などあり、年魚は、和名抄に、鮎魚、和名安由、崔禹錫食經云、春生夏長秋衰冬死、故名二年魚一也とあり、目は群なり、【牟禮は米と切まる、此ノ事冠辭考あゆさはふ、又しぬのめの條に委し、さて年魚は、水ノ中を殊に多く群行物なれば、如此云り、】さて此は、目微の序に置る詞なり、其目は、万葉十三【三十丁】に、隱來之長谷之川之、上瀬爾鵜矣八頭漬、下瀬爾鵜矣八頭漬、上瀬之年魚矣令咋、下瀬之鮎矣令咋、麗妹爾云々とあるも、令咋までは、昔麗と疊云むための序にして、全同じければ、此歌を以て心得べきなり、【上ツ代には、鵜に令咋て、年魚を捕事常なりし故に、鵜とは云ねども、然聞えしなり、】さて人ノ名にも、枕詞を云ること、眞髮觸奇稻田姫、又境原ノ宮ノ段なる、山下ノ影比賣なとの如し、目微とは、米久波斯と訓べし、目の狀の殊に美麗しかりしを、稱へたる名なるべし、【枕詞よりつゞきたる意は、年魚群と云て、其ノ群を令咋とつゞけるなり、群を目に云かけたる例、万葉に多し、此ノ名を、初メには、麻具波斯と訓て、麻は眞ならむと思ひしはわろし、】微は、右の万葉の麗妹の麗と同じ、此字の意なり、【宇流波志は、宇良久波志の切りたる言にて、同意なり、さて微ノ字を書るは、微ハ妙又精微なと云微なり、又細ノ字をも書り、】書紀ノ此ノ卷に、倭迹迹神淺茅原目妙姫とも云るあり、○豐木入日子命、木は城の意なるべし、入の事は、上【傳廿二の四十五葉】に云り、書紀に豐城命ともあり、○豐鉏入日賣命、鉏と磯城なること、上卷阿遲鉏高日子根神の下、【傳十一の五十一葉】又日子鉏友命と申す御名の下【傳廿一の十丁】に云るが如し、考へ合せて曉るべし、されば御兄ノ御名と同じことなり、【凡て同母兄妹は、同じ名なる例、いと多し、】書紀云、又妃紀伊國荒河戸畔女、遠津年魚眼眼妙媛、【一

云大海宿禰女、八坂振天某邊、】生二豐城入彥ノ命豐鍬入姫命一。○尾張ノ連は、上【傳廿一の二十一葉】に出たり、○意富阿麻比賣、和名抄に、尾張國海部郡海部郷あり、此レに依れる名なるべし、舊事紀に、饒速日命六世孫、建宇那比命、城島連ノ祖早名草姫生二一男一女一云々七世孫建諸隅命、妹大海姫命、亦名葛城高名姫命、此命、磯城瑞籬宮御宇天皇、立爲二皇妃ト、誕二生一男二女一ヲ、と云り、【此レに尾張ノ連の始祖を、饒速日ノ命としたるは、いみしき僞說にして、此ノ氏の祖は、實は天ノ火明ノ命なること、傳十五又傳廿一、尾張ノ連の下に委に辨へるが如し、さて此建諸隅ノ命、大海姫ノ命の世系の事、記しさまぎらはしくして、分明しからざれども、次第の例を以てよく考るに、天ノ火明ノ命の御子天ノ香山ノ命、其ノ子天ノ村雲ノ命、其ノ子天ノ忍人ノ命、其ノ子天戸目命、其ノ子建斗米命、其ノ子建宇那比ノ命、其ノ子建諸隅ノ命、大海姫ノ命なり、さて名草姫と云下に、爲レ妻の二字脫たり、餘の例みな然あり、】さて女をも、某氏の祖と云こと、例多し、上【傳廿一の四丁】に云り、○大入杵命、倭建ノ命ノ段に、柴野入杵と云人ノ名も見えたり、杵は著の意なるべし、【木ノ字を書るは、城の意には非るなり、此ノ記は、借字も凡て假字の如くにて、其ノ物其ノ事によりて、用る字異にして、定まれること多し、たやすく見過すべからず、】書紀には、此御子無し、○八坂之入日子命、八坂は地ノ名か、【山城ノ國愛宕ノ郡に八坂ノ郷あれど、其レと定めがたし、】又彌榮の意か、詳ならず、此ノ命の御女をも、八坂之入日賣ノ命と申せり、又書紀に、豐城ノ命などの御母を、一云八坂振天某邊とあり、○沼名木之入日賣命、沼名の意詳ならず、神沼河耳ノ命、又書紀安寧ノ卷に、渟名底仲媛、孝昭ノ卷に、渟名城津媛、又他田ノ宮ノ天皇ノ大御名沼名倉云々、淨御原ノ宮ノ天皇ノ大御名天渟中原云々と申せり、如此名に多くあるは、若くは沼矛などの沼にて、玉の謂にや、然らば名は之にて、【之を那と云例多し、】瓊之城なるべし、【珠城宮と云もあり】日代ノ宮ノ段に、沼名木郎女と申す皇女も坐り、沼と云る例は、堺原ノ宮ノ段に、怒能伊呂比賣、玉垣ノ宮ノ段に、沼帶別ノ命などなほ多し、さて書紀垂仁ノ卷に、大倭ノ大神を祭らしめむ人を卜へたるに渟名城稚姫ノ命卜に食り

とあるは、此ノ比賣御子ならむか、○十市之入日賣命、和名抄に、大和ノ國十市ノ【止保知】郡あり、此ノ地に依れるか、【十の假字は登袁なるに、止保知とあるは、地ノ名なればなるべし、凡て地名の假字には、尋常に異なることのまゝあるなり、此は常のまゝに登袁と訓つ、】之は書紀には瓊とあり、書紀云、次妃尾張大海媛、生ニ八坂入彥命、渟名城入姫命、十市瓊入姫命ヲ、○御眞津比賣命、開化天皇の御子に同ジ御名ありて、上に出ツ、垂仁紀ノ初メに、母皇后曰ニ御間城姫ト、大彥命之女也とあり、【舊事紀には、御間城入姫といへり、】津と城との異、何れか正しからむ、【師は、城をつに誤れるかと云れたり、さることも有ルべし、又開化の皇女も、御同母兄を御眞木入日子命と申せば、御眞木日賣なるべくや、又彼ノ皇女は、書紀には無きを思へば、此ノ大毘古ノ命の御女とまがひつるには非じか、】○伊玖米入日子伊沙知ノ命、伊玖米は地ノ名か、詳ならず、【舊事紀五に、活目邑五十呉桃と云名あれども、邑ノ字、一本には色とあれば、此レも地ノ名と定めがたし、又万葉三ノ長歌に、活道山とあるを、イクメチヤマと訓たれども、是レはいくぢ山なり、八雲御抄に、いくぢと出されたるぞ宜しき、又其ノ反歌に、見之活道のとあるは、イクチと訓ては、六言の句になりて、調いかゞと思ふ人あるべけれど、此句は、ミシヽイクチノと訓べきなり、見しをみしゝと云は、古言の格なり、六ノ巻に、活道ノ岡とあるも同處にて、山城ノ國なり、】記中又書紀にも、伊久米ノ天皇とのみもあり、伊沙は勇なり、黑田ノ宮ノ段比古伊佐勢理毘古ノ命の下、【傳廿一の四十四丁】考ヘ合すべし、知は例の尊稱なり、【又知の意は、今一ツ訶志比ノ宮ノ段、伊佐比宿禰の下、傳卅一の十ひらにも考へあり、】書紀景行ノ卷に、皇子五十狹城入彥ノ命、神功卷、吉備ノ臣ノ祖五十狹茅ノ宿禰、又海上五十狹茅など云あり、○註の玖ノ字、諸本みな久と作れども、本文と異なるべきに非れば、今改めつ、○伊邪能眞若命、伊邪の意未タ思ヒ得ず、【伊佐と一ツなるを、佐が濁りても云るにやとも思ひつれど、然も聞えず、】應神天皇の御子にも、此ノ同ジ御名あり、又神功ノ段に、伊奢沙和氣大神、又履中天皇の大御名、大江之伊邪本和氣命など、又書紀神代ノ卷に、去來之眞名

井、又伊邪河など、伊邪と云言の例なり、さて書紀には、此ノ御子なくして、彦五十狹茅ノ命と云あり、【崇神ノ御子に、同御名なるあれば、書紀の方然もあらむか、然れども彦五十狹茅にては、又御兄の大御名と同じければ、此レもいかゞ、】○國片比賣ノ命、【片ノ字、舊印本又一本に、斤と作るは誤なり、今は延佳本及眞福寺本に依れり、】片は堅固の義ならむか、なほ考ふべし、○千々都久和比賣ノ命、千々は、栲幡千々姫ノ命の千々に同じ、【傳十五の七のひら】黒田ノ宮ノ段に、千々速眞若比賣と云もあり、都久の意未ダ思ヒ得ず、例は玉垣ノ宮ノ段に、石衝別ノ王、石衝毘賣ノ命などあり、さて此ノ御名は、書紀と合せて思ふに、もと千々都久【此ノ二字以音】倭比賣ノ命とありつらむを、倭ノ字をふと和に誤りたるを、【國名の倭を、後に和ノ字に改められつるよりして、後ノ世には、倭和を通はし用ふる故に、古書なる倭ノ字をも、和に寫し誤れる例多し、】又後ノ人さかしらに、註を和ノ字の下に移して、二ノ字をも、三に改めつるなるべし、【都久和と云ても、和比賣と云ても、あるまじき御名なり、】故、和を夜麻登と訓つ、御弟の御名、倭日子と申す例をも思ふべし、○伊賀比賣ノ命、和名抄に、伊賀ノ國伊賀ノ郡あり、此レに依れるか、されど何の由にか、彼ノ國の名を負給ひけむ、詳ならず、【但シ、其ノ人彦ノ命の御女たちの、美濃ノ國に坐ける事も、景行紀に見えたれば、此ノ比賣命も、由ありて彼ノ國に坐けむこと、はかりがたし、伊賀國風土記に、猿田彦ノ神ノ女、吾娥津媛ノ命云々、此ノ神ノ之依二知守國一、謂二吾娥之郡一云々、後改二伊賀一、吾娥之音轉也と云り、伊賀ノ郡に、阿我ノ郷もあり、今思ふに、若シくは此ノ吾娥津媛を、猿田彦ノ神の女と語リ傳へたるは、誤にて、實は此ノ伊賀日女ノ命の降リ住坐シしを云るには非るか、此はせめてたゞこゝろみに云のみなり、同國[illegible]ノ風土記には、伊賀國者、往昔屬二伊勢國一、大日本根子彦太瓊天皇御宇癸酉、分二出爲伊賀國一、本此號者、伊賀津姫之所領之郡也云々とあり、】書紀には、此皇女無し、其につきて云べきことあり、次に云むとす、○倭日子ノ命、御名義こゝなることさなし、【神名式に、河內ノ國大縣ノ郡、若倭彦ノ命ノ神社、若倭姫ノ命ノ神社あり、是は何の由の神名にか知らず、】書紀には、

元年二月辛亥朔丙寅、立御間城姫爲皇后、先是后生活目入彦五十狹茅天皇、彦五十狹茅命、國方姫命、千々衝倭姫命、倭彦命、五十日鶴彦命とあり、○男王七女王五也、此數合ず、上に擧たるは、男王六柱、女王六柱なり、故思ふに、書紀には、伊賀日賣命無くして、五十日鶴彦命と申すあれば、伊賀比賣は、伊賀日子を誤れるにやあらむ、【但し此は後に寫し誤れるにはあらずて、初阿禮が誦たる時より、誤れるなるべし、さて男王七女王五の處をば、誤らずして、正しく誦たるを、安万侶朝臣は、昔阿禮が誦まゝに記されたるなるべし、何を以て然ることを知るぞと云に、凡て此段の書さま、比古をば日子とのみ書て、比古と書るは無し、然れば此記しるさる、時、此御名男王ならましかば、日子と書るべければ、其を後に比賣と、二字ながらは寫し誤るべきにも非ず、日子と比賣とは、字の形もいたく異なればなり、

故伊久米伊理毘古伊佐知命者治天下也次豐木入日子命者。上毛野下毛野君等之祖也**妹豐鉏比賣命**拜祭伊勢大神之宮也**次大入杵命者**能登臣之祖也**次倭日子命**此王之時始而於陵立人垣

故伊久米云々、書紀に、四十八年春正月己卯朔戊子、天皇勅豐城命活目尊、曰汝等二子、慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之、二皇子於是被命、淨沐而祈寢、各得夢也、會明兄豐城命、以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍、八廻擊刀、弟活目尊、以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、繩絙四方、逐食粟雀、則天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當治東國、弟是悉臨四方、宜

繼朕位、四月戊申朔丙寅、立活目尊爲皇太子、以豐城命令治東、是上毛野君、下毛野君之始祖也とあり、

○上毛野は、和名抄に、上野【加三豆介乃】國とある是なり、【毛ノ字を省きし、上野と書ッは、二字につゞめ書ク例ぞ、齊明紀には、上毛野國とあり、又後世野を畧きて、かみつけとのみ云は訛なり、又其をかうづけと云は、美を音便にウと云、又音便のウンの下は、多く濁る例にて、ツをも濁りて呼なり、】万葉十四、上野ノ國ノ歌に、可美都氣努、又可美都氣野などよめり、【又一ッ可美都氣乃ともある、乃ノ字は、奴の誤なるべし、和名抄などのころにこそ、野をば、もはら乃と云ヒつれ、古ヘには然ることなく、又野を省きて、加美都氣と云ることも無ければ、辭の乃にも非ればなり、凡て此ノ國ノ名をよめる哥十二首ある中に、乃と云るは、只一ッにて、餘はみな奴なるをや、】名義未ッ思ヒ得ず、毛は草木を云か、木を氣と云ることもあり、【顯昭ノ古今ノ注に、坂東は足柄の關より東、いと山なども侍らず、みなはるかなる野なりと云り、】さて此は、野の下に君字脱たるなるべし、故レ今補へつ、此ノ氏は、書紀垂仁ノ卷に、上野ノ君ノ遠祖八綱田の功の事見えて、これを美て、倭日向武日向彦八綱田と云名を賜へることあり、さて景行ノ卷に、五十五年春二月、以彦狹嶋王拜東山道十五國都督、是豐城命之孫也、然到春日穴咋邑、臥病而薨之、是時東國百姓、悲其王不至、竊盜王尸、葬於上野國、五十六年秋八月、詔御諸別王曰、汝父彦狹嶋王、不得向任所而早薨、故汝專領東國、是以御諸別王、承天皇命、且欲成父業、則行治之、早得善政、時蝦夷騷動、即擧兵而擊焉云々、是以東方無事焉、由是其子孫、於今在東國と見えたり、【彦狹嶋王は、垂仁紀に見えたる、八綱田の子にやあらむ、姓氏錄に、八綱多命は、豐城入彦ノ命の男と處々に見えて、垂仁紀に、上野ノ君ノ遠祖八綱田とあればなり、但シ此ノ人若シ彦狹嶋ノ王の父ならば、其ノ紀に王とあるべきに、然らぬはいぶかし、】國造本紀に、上毛野國造、瑞籬朝皇子、豐城入彦命孫、彦狹嶋命、初治平東方十二國爲封、さて此ノ氏人は、應神紀に、荒田別巫別、仁德紀に、竹葉瀬、田道、安

闕紀に、小熊、舒明紀に、形名、天智紀に、稚子、天武紀に、三千など見えて、十三年十一月、上毛野君賜レ姓曰二朝臣一、姓氏錄に、【左京皇別】上毛野ノ朝臣、下毛野朝臣同祖、豐城入彦ノ五世ノ孫、多奇波世君之後也云々、【此ノつゞきに、雄略天皇の御世、百尊と云人、應神天皇の御陵の邊にて、馬を換たる事の載たるは、雄略紀九年、河內ノ國言、飛鳥戶ノ郡ノ人田ノ邊ノ史伯孫云々の事と一ツにて、此ノ上毛野ノ君氏に關れる事には非るを、此に出せるは、ひがことなり、此は豐城入彦ノ命の御末の內にも、田ノ邊ノ史と云氏ある故に、其とまぎれつるものなるべし、かの伯孫は、右京諸蕃田ノ邊ノ史、漢王之後、知惣之後也とある氏にて、出自も異なり、漢人の子孫なればこそ、百尊など云名はありつれ、さて又かの豐城ノ命の御末なる田邊氏の、史と云かばねなることは、上野氏ノ祖のうち、韓國に渡りて、由緣ありし事ども、彼紀に見えたれば、然る由よりぞ出けむ、かくて漢王の後の田邊氏も、此ノ田邊氏と、由緣ありし事ありしか、其は知らず、】また【右京皇別】上毛野朝臣、崇神天皇ノ皇子、豐城入彦ノ命之後也、續紀十八に、賜二田邊史難波等、上毛野公姓一、卅四に、田ノ邊ノ史廣本等五十四人賜二姓上毛野公一、【姓氏錄に、田邊ノ史、豐城入彦ノ命ノ四世ノ孫、大荒田別ノ命之後也、】三代實錄七に、上毛野ノ公當野、上毛野ノ公赤子等、同姓男女七人、賜二姓朝臣一、豐城入彦ノ命之苗裔也、又續紀廿九に、陸奧ノ國の吉彌侯部氏の人々に、上毛野ノ陸奧ノ公、上毛野ノ名取ノ朝臣、上毛野ノ鍬山ノ公、上毛野ノ中村ノ公、など云姓を賜ひしこと見えたり、此等も豐城ノ命の御末にてありけむ、【姓氏錄に、吉彌侯部ハ上毛野ノ朝臣同祖、豐城入彦ノ命ノ六世ノ孫、奈良君之後也、續紀廿に、勅自今以後、改二君子部一、爲二吉彌侯部一と見ゆ、】續後紀四に、賜二右京人上毛野ノ公諸兄朝臣ノ姓一、九に、陸奧國那賀ノ郡ノ大領丈部人麻呂ニ、賜二姓上毛野ノ陸奧ノ公一、○下毛野ノ君、和名抄に、下野【之毛豆介乃】國とある是なり、万葉十四、下野ノ國ノ歌に、之母都家野、また志母都家努など見ゆ、【中昔より、野を省きて、しもつけと云は訛なり、】國造本紀に、下毛野ノ國造、難波高津朝ノ御世、元ノ毛野ノ國分爲二上下一、豐城命四世孫、奈良別ノ初賜二國造一、【下毛野ノ下に、定ノ字脫た

るべし、奈良別は、姓氏錄に、奈良ノ君とある人と聞ゆ、】天武紀に、十三年十一月、下毛野ノ君、賜姓曰朝臣、姓氏錄に、【左京皇別】下毛野ノ朝臣、崇神天皇ノ皇子、豐城入彥ノ命ノ之後也、續紀廿九に、陸奧ノ國信夫ノ郡ノ人、吉彌候部廣上に、下毛野ノ靜屆、玉造ノ郡ノ人、吉彌候部ノ念丸等七人に、下毛野ノ俯見ノ公と云姓を賜ひしこと見ゆ、【靜屆は、靜戸ノ公を誤れるなり、安達ノ郡に、靜戸ノ鄕あり、安達と信夫とは、隣べる郡なり、】卅七に、吉彌候ノ橫刀、吉彌候ノ夜須麻呂、並賜姓下毛野ノ朝臣、吉彌候間人、同姓總麻呂、並賜下毛野ノ公、續後紀三に、近江ノ國ノ人、志賀ノ忌寸田舍麻呂等四人、賜姓下毛野ノ朝臣、五十瓊殖天皇ノ皇子、豐城入彥ノ命ノ之苗裔也、九に、陸奧ノ國ノ人、大部ノ綱成等卅六人、賜姓下毛野陸奧ノ公、なごあり、○豐木入日子ノ命の御子孫は、上ノ件の外にも、姓氏錄に、池田ノ朝臣、上毛野ノ朝臣同祖、豐城入彥ノ命ノ十世ノ孫、佐太ノ公ノ之後、【十世、一本に十一世とあり、】住吉ノ朝臣、上毛野同祖、豐城入彥ノ命ノ五世孫、多奇波世君之後也、池原ノ朝臣、住吉同氏、上毛野ノ坂本ノ朝臣、上毛野同祖、豐城入彥ノ命ノ十世ノ孫、佐太ノ公ノ之後也、車持ノ公、上毛野ノ朝臣同祖、豐城入彥ノ命ノ八世ノ孫、射狹君之後也云云、大網ノ公、上毛野ノ朝臣同祖、豐城入彥ノ命ノ六世ノ孫、下毛君奈良ノ弟、眞若ノ君之後也、【毛ノ下に野ノ字落たるべし、】桑原ノ臣、上毛野同祖云云、川合、上毛野同祖云云、垂水ノ史、上毛野同氏、豐城入彥ノ命ノ男、彥狹島ノ命之後、【彥狹島ノ命を、豐城ノ命の男と云るは、誤ならむ、】商長ノ首上毛野同氏、佐味ノ朝臣上毛野ノ朝臣同祖云云、大野ノ朝臣同豐城入彥ノ命ノ四世ノ孫、大荒田別ノ命之後也、垂水ノ公豐城入彥ノ命ノ四世ノ孫、眞長眞若ノ命之後也云云、佐自努公豐城入彥ノ命ノ孫、大荒田別ノ命之後也、下養公上毛野ノ朝臣同祖云云、廣來津公、下養ノ公同祖云云、韓ノ矢田部ノ造上毛野ノ朝臣同祖、豐城入彥ノ命之後也、三世ノ孫、彌母里別ノ命ノ孫、現古ノ君云云、車持ノ公同豐城入彥ノ命之後也、廣來津ノ公上毛野ノ朝臣同祖、豐城入彥ノ命之後、三世ノ孫、赤麻里云云、止美ノ連尋來津ノ公同祖云々、村擧ノ首豐城入彥命之後也、佐代公上毛野ノ朝臣同祖云々、珍縣主佐代ノ公同祖云々、登美首、

佐代ノ公同祖、豐城入彦ノ命ノ男、倭日向建日向八綱田ノ命之後也、葛原部、佐代ノ公同祖云々、茨木ノ造、豐城入彦ノ命之後也、丹比部、同上、輕部、倭日向建日向八綱多ノ命之後也云々、我孫、豐城入彦ノ命ノ男、八綱多ノ命之後也、佐自努ノ公、豐城入彦ノ命之後、伊氣、豐城入彦ノ命ノ四世ノ孫、荒田別ノ命之後也、我孫ノ公、豐城入彦ノ命ノ男、倭日向建日向八綱田ノ命之後也と見え、續紀四十に、池原公綱主等言、池原上毛野二氏之先、出自豐城入彦ノ命、其入彦命子孫、東國六腹朝臣、各因居地、賜姓命氏、斯乃古今所同、百王不易也、伏望因居地名、蒙賜住吉朝臣、勅綱主兄弟二人、依請賜之、三代實錄七に、伊勢國多氣郡百姓、麻續部愚麻呂、麻續部廣永等十六人、復本姓中臣麻續公、愚麻呂等自歎、云豐城入彦命之後也、卅二に、左京人、都宿禰御酉、都宿禰長吉、都宿禰因雄、都宿禰御道四人、賜姓朝臣、其先御間城入彦五十瓊殖天皇之後、與上毛野大野池田佐味車持朝臣同祖也、など見えたり、下野ノ國河内ノ郡、二荒山ノ神社は、此ノ豐木入彦ノ命を祭ると云り、然もありなむ、○豐鉏比賣ノ命、諸本共に、此には入ノ字無し、脱たるか、但書紀垂仁卷にも、豐鉏姫ノ命とあり、又豐木入日子ノ命をも、彼紀に豐城ノ命とも云る例などもあれば、入を略ても申しけむ、又前後の例に依らば、命の下に、者ノ字あるべきなり、【倭日子ノ命の下は、此王之と受たれば、者ノ字はあるまじきこと、もとよりなり、】○拜祭は、伊都伎麻都流と訓べし、【此事傳十五の二十八葉に云るが如し、】○大神之宮は、意富美加微能美夜と訓べし、倭建ノ命ノ段に、伊勢大御神宮とあればなり、さて書紀ノ崇神ノ卷に、五年云々、六年云々、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬と見え、垂仁卷に、廿五年三月、離天照大神於豐耜姫命、託于倭姫命、爰倭姫命、求鎭坐大神之處、云々とありて、【豐鉏入日賣ノ命を離奉り賜ひしは、年老坐し故なるべし、大神宮儀式帳に、豐耜入姫ノ命、御形長成支、次以纏向ノ珠城ノ宮御宇活目天皇御世爾、倭姫内親王遠爲御杖代齋奉支とある、御形長成とは、老坐るを云るなり、】此大御神の、伊勢ノ宮に鎭坐るは、倭比賣ノ命に託奉て後の事にこそあれ、豐鉏比賣ノ命の拜

祭り賜へりしほどは、いまだ伊勢には坐まさゞりしを、伊勢ノ大神之宮とあるは、後に伊勢ノ大神と申すに依て其御靈を、初メへも及ぼせて申せる物にて、かゝる例は常多きことなり、宮としも云るは、倭ノ笠縫ノ邑に坐しゝほどの宮を云なり、伊勢ノ大神の坐笠縫ノ邑ノ宮と云意に見べし、【伊勢ノ大神とは、天照大神と申すことにて、其ノ大神の宮なり、伊勢と云ことを、宮まで係て見べからず、】○能登臣、和名抄に能登ノ國能登ノ郡とあり、是なり、續紀に、養老二年五月甲午朔乙未、割二越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡一、始置二能登國一、天平十三年十二月丙戌、能登國并二越中國一、天平寶字元年五月乙卯、能登國依レ舊分立とあり、【和名抄に、靈龜二年、割二越中國一置レ之と云ヒ、又養老二年割二越中國四郡一置二此國一と云るは、共に誤なるべし、】名義は詳ならず、神名式に、能登ノ郡能登比咩ノ神社、能登生國玉比古ノ神社もあり、さて此ノ氏は、國造本紀に、能等ノ國造、志賀高穴穗ノ朝ノ御世、活目帝ノ皇子大入來命ノ孫、彦狹嶋命、定二賜國造一とあり、【此は誤なし、】齊明紀に、能登ノ臣馬身龍、万葉十八に、羽咋ノ郡擬主帳能登ノ臣乙美などゝ云人見ゆ、【性靈集に、能登ノ臣廣成と云人見ゆ、】姓氏録には、此ノ氏見えず、○此王之時とは、此ノ王の薨坐て、葬れる時を云、薨とも葬とも云ざれども、次に於レ陵と云るにて、然聞ゆ、玉垣ノ宮ノ段ノ終に、其大后比婆須比賣ノ命之時、定二石祝作一、又定二土師部一とある、同例にて、古文のさまなり、○於陵は、美波加爾と訓べし、【墓とも書ずして、陵と書るは、古へは文字にはかゝはらず、貴人の御墓には、何となく此ノ字を書しなるべし、】延佳本に、於ノ字の上に、在ノ字あるは、なまさかしらに加へたる物にして、中々に甚しきひがことなり、【其由は次に委曲に辨ふ、】諸本共に此ノ字あることは無し、○立二人垣一、まづ人垣と云物は、隙なく人を立並び列らしめて、垣の如くに爲るを云、雜樂に、垣代と云物も、此ノ意なり、大神宮儀式帳に、遷宮ノ儀を云る段に、人垣仕奉男女等仁、太玉串令持捧弖、左右分立弖云々、先ヅ禰宜、次ニ宇治内人、次ニ大物忌ノ父、次ニ諸ノ内人物忌等、及妻子等、人垣立弖、衣垣曳弖、蓋刺羽等捧弖幸行、外宮儀式帳にも、人垣仕ヘ奉ル內人等、并ニ妻子等、總ノ六十人

【男三十人女三十人】と見えたり、さて此なるは、此王を葬る時に、其御墓に、生人等を多く人垣に立埋めたるなり、然るは、如此よと自遺命し事なるべし、始とあれば、如此る事は、此王よりぞ見えたる、書紀垂仁ノ巻に、二十八年冬十月丙寅朔庚午、天皇ノ母弟倭彦ノ命薨、十一月丙申朔丁酉、葬倭彦命于身狹桃花鳥坂、於是集近習者、悉生而埋立於陵域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛臰之、犬烏聚噉焉、天皇聞此泣吟之聲、心有悲傷、詔群卿曰、夫以生所愛令殉亡者、是甚傷矣、其雖古風之、非良何從、自今以後、議之止殉、とあり、是に人垣とはなけれども、【人垣と書れざるは、漢文を修はれたる故なり、古傳には、此も人垣とこそありけむ、】殉のことなく多かりしさまは見えたり、【或人問、書紀に、殉は古風とあること、此記に、此王之時、始立人垣とあるとは、其說異なり、然れば延佳本の、止字あるぞ宜しかるべき、此事いかゞ、答、延佳が書紀を據て見誤れるものなり、熟見れば書紀の趣も、此記と異なることなし、其故は、生人を殉埋むるは、いと古へよりの風なりしかども、人垣を立ることばかり甚しき事は、いまだ例なかりしに、此王の時、殉をことに多くして、始めて人垣を立るに至りしなり、次に引る續紀の文に、一遵倭彦王子故事とあるも、人垣を立し初例なる故なり、書紀の趣も、前々の例にと異にして甚しかりしさまに聞ゆるをや、然るに止字ありては、返て書紀の趣にも違へり、如何と云に、自今以後止殉とあるは、此ノ王ノ時、あまり殉の甚しかりしに因て、後來止むと命へることこそあれ、其ノ王を葬る時に、如此命ひて、此ノ事止たるには非ず、然るを此ノ王ノ時、止とはいかでか云む、此ノ事の止たるは、書紀同巻に、三十二年、日葉酢媛命ノ薨坐し時、天皇詔群卿曰、從死之道前知不可、今此行之葬奈之何、於是野見宿禰進曰云々、其土物、始立于日葉酢媛命之墓、仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉とある、此時なり、又續紀卅六にも、土師ノ宿禰古人、同道長等言、云々、昔纏向ノ珠城ノ宮御宇天皇ノ世云云、毎有凶事、例多殉埋、于時皇后薨、帝顧問群臣曰、

後宮葬禮、爲ニ之奈何ニ、群臣對曰、一遵ニ倭彥王子ノ故事ニ、時臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如ニ臣愚意ニ、殉埋之禮、殊無ニ仁政ニ益ニ國利ニ人之道ニ云々、以代ニ殉人ニ云々とあり、此時より殉は止たるなり、若シ倭日子ノ命の時に既に止たらむには、比婆須比賣ノ命の時には、いかでかかゝる論もあらむ、若ノ又倭彥ノ王子ノ故事とあるを、殉を止たる故事とせば、野見ノ宿禰ノ土物の功は、何處にかあらむ、よく／＼考へて、延佳本の止ノ字の非なることを知ルべし】さて此ノ書紀の文に依るときは、此ノ人垣を立しは、石構の内にはあらで、【陵域とあればなり、】やゝ遠ざけて、立周らしたるなるべく、又深くも埋まず、いと地上に近き處と見えたり、【大鳥聚啄とあればなり、】さて此ノ御墓は、大和志ノ高市ノ郡ノ部に在所未レ詳、或曰、在ニ野口村ニ云々、其墓窟中方丈餘、以ニ大石五片ニ膺備精巧、而今半毀、石棺有レ蓋、棄ニ置路傍ニ、俗呼ニ鬼廁鬼肉几ニと云り、今思ふに、此は身狹ノ桃花鳥坂とあるに、地違へり、【いはゆる鬼ノ廁鬼ノ魚板の在所は、野口村には近けれども、野口村にては、身狹ノ桃花鳥坂とあるにかなはず、鬼ノ廁鬼ノ魚板を、此王の御墓の石とするも、據なきことなり、古への陵墓は、何れとても皆、大石を用ひたれば、今是レを、何の墓の石とは定めがたし、荒木田ノ久老云ク、野口村のあたり、鬼ノ廁など云大石の在所より、小し東ノ方に、王ノ墓と云あり、里人は、武烈天皇の御陵なりと云て、此ノ天皇御所行いと惡く坐ッしによりて、生ながら此に埋ミ奉れり、と云傳へたるは、倭彥ノ命の陵に、近習者を、生ながら埋めたりし事を、傳へ誤れるにやあらむ、若シ然らば、倭彥ノ命の御墓は、此ノ王ノ墓と云冢なるべしと云り、此は由ある考へなれども、なほ地違へれば取がたし】

此天皇之御世役病多起人民死爲盡爾天皇愁歎而坐神牀之夜大物主大神顯於御夢曰是者我之御心故以意富多多泥古

而令祭我御前者神氣不起國安平是以驛使班于四方求謂意富多多泥古人之時於河內之美努村見得其人貢進爾天皇問賜之汝者誰子也答曰僕者大物主大神娶陶津耳命之女活玉依毘賣生子名櫛御方命之子飯肩巣見命之子建甕槌命之子僕意富多多泥古白於是天皇大歡以詔之天下平人民榮即以意富多多泥古命爲神主而於御諸山拜祭意富美和之大神前又仰伊迦賀色許男命作天之八十毘羅訶（此三字以音也）定奉天神地祇之社。又於宇陀墨坂神祭赤色楯矛又於大坂神祭黑色楯矛又於坂之御尾神及河瀨神悉無遺忘以奉幣帛也因此而役氣悉息國家安平也

役氣、役字、舊印本と延佳本とには、疫と作り、其は正字なり、されど眞福寺本及其餘の本どもにも、皆役と作り、下文なる役氣も同じ、凡て此記の書ざま、かゝる例多ければ、今は其に依りつ、【疫と作る本は、後にさかしらに改めつるものなるべし、】和名抄に、疫、衣夜美、一云度岐乃介、說文云、民皆病也とあり、【また通俗文云、疫、夜美、一云和良波夜美

とあり、そのかみ臣をも衣夜美とも云しなるべし、】書紀にも、疫病疫疾疾疫疫氣など、みな延夜美と訓り、【又延能夜麻比と訓る處あり、大鏡に、延とのみ云る處もあり、和名抄に、龍膽衣夜美久佐、】さて然名くる意は、まづ役を延とも延陀知とも云を、【延陀知は役立なり、なほ役の事は、輕島ノ宮ノ段に云べし、】疫病も、漢籍に民皆病ム也と云る如く、人毎に轉て、彼ノ役に當るに似たる故なるべし、【師は、疫を延と云は、もと字音なり、次の文に、神氣ノとあり、同上になれば、此の疫病をも、共にカミノイブキと訓べしと云れき、】己も始ノに思へりしは、役をも疫をも、共に延と云を思へば、もと字音を取れるなり、若シもとよりの古言ならむには、かく同音の字にて、同じかるべきに非ず、と思へりしを、後になほよく思へば、然には非ず、共に同じ古言なり、まづ役は、おのづから字音と同じきなり、凡て此ノ方の古言と、漢字音と、おのづからに似たるも同じきも、稀にはあることなり、然るに世人をも悉く彼レを取れるものと思ふは、中々に非なり、さて疫は、かの役に似たるから云ことゝ、上に云るが如し、疫ノ字も、役より出たりと見ゆ、釋名に、疫役也、言有レ鬼行レ役也と云り、如此漢國にても、役より轉りて疫と云る、此レはた此方と意とおのづから合へるなり、彼レに效へるにはあらず、書紀欽明ノ卷にも、國行疫氣、民致夭殘、久而愈多、不能治療、敏達ノ卷にも、是時國行疫疾、民死者衆と云こともあり、○多起、漢許流は、今ノ世ノ言に波夜流と云是なり、書紀に行ノ字を書り、【漢國にては行と云なり、此方にて此をオコナハルと云は、漢籍讀の言なり、】中昔の書どもにも[illegible]云り、○人民は、意富美多可良と訓べし、書紀に、民人・民萬・民兆・民衆・民民・庶衆・庶黎・庶億・兆人・物人・庶人・人庶・人民・百姓・元元・蒼生・業業・黔首など、皆然訓り、【但し美はみな牟と訓り、其はやゝ後の音便なり、古言は正しく美と讀べし、】大御寶と云義なり、又王民・公民・良人なども、然訓ことなり、是等は賤奴に對へて云ノ稱なり、然れば意富美多可良とは、もと良人に限れる稱にて、奴婢まではわたらざるか、はた本より良賤をえらばず云ノ稱か、此ノほどは詳なら

ず、其はいかにまれ、常に云は、たゞ諸の民と云ことにて、此も然なり、【古書どもの趣を考るに、正しく奴婢に對へて、良人を公民と云る處ら、意富美多可羅と訓むほか無きを思へば意富美多可羅とは、本は良人に限れりし稱の如聞えたり、さて又良賤のさだにはあらで、たゞ廣く民を云る處にも、天ノ下ノ公民と云ること多し、此レは賤に對へる良を云フ意富美多可羅を、常に公民と書キならへるから、其字を借リて、良賤のさだにわたらざるにも、通はし書るものなるべし、なほ公民の事は、玉垣ノ宮ノ段、傳廿四の六十ひらに委ク云べし、】江家次第、非常赦に、撿非違使ノ佐の仰する詞に、依テ其ノ事ニ殊以テ免給、各罷リ還リ本貫ニ、重犯不ス奉仕ヘ、爲ニ公御財ニ、御調物備進禮ヨとある、是レ意富美多可羅と云言の、正しく見えたるなり、【公ノ字は、つねに公民と書きならへる、公ノ字を取れるのみなり、オホヤケとは訓べからず、さて此の人民を、師はアヲヒトクサと訓れき、此は然訓マむも宜し、されど記中に人民とある中に、然訓ては、わろき處もあればオホミタカラと訓まぞ、何處にもわたりてよろしき、】○死は、宇勢弖と訓べし、書紀にも死又薨又卒などをも、然訓り、【又これらを、美宇勢奴とも訓り、美はまかるの美にて身なるべし、】○爲盡は、都伎那牟登須と訓べし、爲は、漢文に將ノ字を用ふる意なり、書紀云五年、國内多疾疫、民有死亡者、且大半矣、○悲歎而は、宇禮比賜弖と訓べし○神牀は、迦牟登許と訓べし、【又迦微由加とも訓べきか、】此は書紀に天皇の沐浴齋戒、潔淨殿内、而祈日云々、夢有貴人之云々、とある處にあたれば、右の如く神の御前の、斎牀にて、齋戒潔淨はりて坐、御牀を、神牀とは云なるべし、【下卷穴穗ノ宮ノ段にも、坐ス神牀ニと云々とあれども、其は誤字と見えたり、】○大物主ノ大神の事は、白檮原ノ宮ノ段、【傳二十の十五葉】に委ク云り、○顯於御夢は、天皇の大御夢になり、顯とは、如此疫病の起れるは、此大神の御心ぞと、其ノ神の御名の、顯れ知られ賜ふ意にて云るなり、訶志比ノ宮ノ段に、是時其三柱大神之御名者顯也、とある顯に同じ、【たゞ御形の現はれて見えたまふのみを云には非ず、師はアラハシテと訓て、御名を顯したまふなりと云れき、此もいひもてゆ

けば、意は同じけれど、なほアラハレテと訓ぞ穩なる、】抑世間の事は、吉も凶も、顯露事の外に、幽事ありて、其ノ幽事は、何の故誰が所爲と云ことの、顯に知られざるを云、疫病の類なども、此ノ幽事にて、何の故誰が所爲とは知られぬを、神の御教へを祈乞て、此を知ることなり、【書紀神代ノ卷に、天兒屋命主ニ神事之宗源ニ者也、故俾下以ニ太占之卜事ニ而奉仕上焉、とあるを以て知べし、此に神事とあるは、即幽事のことにて其ノ宗源を主るとは、卜事を以て、神の教へを乞て、其ノ幽事を、何の故誰がしわざと知る、其ノ卜事祈請の本を主掌るを謂なり、よく／＼文義を味ふべし、】かくして今其ノ幽事の、大物主ノ大神の御所爲と、其ノ御名の顯れたるなり、【幽と顯とを相照して、かの迦微業斗を幽事と書き、今此に顯と云る義を曉るべし、】○是者は疫病の如此起れるはなり、○我之御心、玉垣ノ宮ノ段に、佰土厚邇々古〜相而、求ニ何ノ神之心ニ、爾祟、出雲大神之御心、訶志比ノ宮ノ段に、天照大神之御心者、書紀景行ノ卷に、今風起浪泌、王船欲レ沒、是必海ノ神ノ心也、神功卷に、時軍卒難ニ集、皇后曰ニ必神心焉ニ、則立ニ大三輪社ニ、以奉ニ刀矛ニ、軍衆自聚、允恭ノ卷に、獵ニ于淡路島ニ云々、終日以不レ獲ニ一獸ニ、於是獵止以更卜矣、島神祟之、曰、不レ得レ獸者、是我之心也、赤石海底、有ニ眞珠ニ、其珠祠ニ於我ニ、則悉當レ得レ獸云々、類聚國史に、天長四年正月、詔曰、天皇詔旨止、稻荷神前爾申給問止申久、頃聞御躰不愈大坐須御依氐、占求留爾、稻荷神社乃樹伐禮留罪祟倍出止申須云々、實爾神乃御心毛畏志坐須云々、【土左日記に、ちはやぶる神の心の荒る、海に云々、日もうつら／＼鏡に神の心をこそは見つれ楫取の心は、神の御心なりけり、】など見ゆ、なほ下に引る、龍田ノ風ノ神ノ祭ノ祝詞をも考ふべし、○我御前、御前の事、上ツ卷【傳十二の十九葉】に出、○神氣は、迦微能氣と訓べし、【凡て氣をケと云は、世人、字音とのみ心得めれども、然らず、もとより此方の言なるが、たま／＼字音と同じきなり、万葉に、潮氣などいふこともあり、烟のケも是なり、擧數萬の言の中には、まれ／＼には、自然漢字音と似たるも同じきも、などか無からむ、さるを、似たる同じきがあれば、

皆字昔より出たりと思ふは、いかにぞや、】榮華物語、玉ノ村菊ノ卷【頼通ノ大將の病給ふ事を云る段、】に、光よし吉平などゞ召て、物問はせ賜ふ、御物氣や、かしこき神氣や、人の呪咀など、さま〴〵に申せば、神ノ氣とあらば、御修法などあるべきに非ず、又御物ノ氣とあるも、任せたらむもおそろしなど、かた〴〵所思亂るゝ、たゞ御祭祓しきりなり、【此ノ時代に祭リ祓へと云は、陰陽師の行ふ事なり、さて神氣物氣と云る、神ノ氣は、神の祟なり、物ノ氣とは、死人又生人にまれ、祟をなすを云て、中古の書に、常多く見ゆ、かくて此は二ッ共に、古言にて、古ヘは物ノ氣と云しも、神ノ氣と同じことなりけむ、神を物と云しこと、上に委ク云るが如くなればなり、然るを後には、此を分て、神の祟を神ノ氣と云ヒ、物ノ氣とは、人の祟を云ことになれるなるべし、されど人にまれ、祟をなすは神なれば、云ヒもてゆけば同じことぞ、さて伊勢ノ神宮の文保記に、祖父長官【常尚】服暇令云、神氣所勞禁忌仁者、七十五日過明と云り、こはむげに近きことなるに、如此云るは、そのころまでも、疫病を神ノ氣と云るにや、又は昔より書傳へたることのありし隨に記せるにや、とまれかくまれ、疫病を神ノ氣と云し、一ッの例なり、さて此の神ノ氣を、師はカミノイブキと訓れつれども、書紀ノ景行ノ卷の、度ニ信濃坂ヲ者、多得テ神氣ニ以瘼臥、などの神ノ氣をこそ、然は訓つべけれ、疫病などをさして、直に神のいぶきとは云べくもあらずなむ、】○安平は、多比良岐那牟と訓べし、書紀天武ノ卷にも、如此訓り、明ノ宮ノ段ノ末に、其身如ク木以安平也、書紀云、五年云々、【其文上に引り、】六年、百姓流離、或有背叛、其勢難以德治之、是以晨興夕惕、請罪神祇、先是天照大神倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、亦以日本大國魂神、託渟名城入姫命、祭、然渟名城入姫命、髮落體痩、而不能祭、【天照大御神の御靈鏡はしも、可與同床共殿、以爲齋鏡と云て、授奉賜へれば、永く天皇の同御殿に齋祭たまふべきことなるに、如此なれば今如此他處には遷し奉り賜ふぞと云に、五年云々、六年云

云フ事に依て、甚く神の御心を畏み、危み所思看すまゝに、若くは此ノ二柱ノ神の御祟りにもやと所思看しよりて、其ノ住ムを不安おもほせるなり、然るは、同殿に合祭奉りては、自然居恒に馴て、輕易しくなるかたもあるべく、おもほえず不淨もあるまじきに非ず、凡て敬禮もおのづから怠りたまふ事あらむことを、畏みおもほせる故なるべし、さてもなほ近き大倭ノ國内にこそ祭リ賜ふべきことなるに、垂仁天皇の御世になりて、なほ又鎭リ座サしむべき地を、彼此と求行坐しゝは、又紀ノ一云に、倭ノ御卷に、云々然後隨ニ神誨ニ、遷ス于伊勢國渡遇宮ニ、とあるを以て見れば、初メ嚴橿之本に坐シしほどにも、先ヅ他處に遷シ奉れること云、御意のありしなるべし、抑神代に、同床共殿といふ勅命はありしかども、此ノ御代に至て、遠くには天皇の大殿をば離れ坐て、永く伊勢ノ國に鎭リ座すべき幽契は、もとより有りしことなるべし、其ノ御意は、いかにとも凡人ノ心に、測リ知べきことならず、さて此に、倭ノ大國魂ノ神を祭れる地をも記すべきに、たゞ祭ことのみありて、其ノ地の見えざるは、脱たるにこそ、】七年春二月、詔曰云々、天皇乃幸ニ于神淺茅原ニ、而會ニ八十万神ニ、以卜問之、是時神明憑ニ倭迹々日百襲姫命ニ曰、天皇何憂ニ國之不ルヲ治也、若能敬ニ祭我ヲ者、必當ニ自平ナン、天皇問曰、敎ニ如此ヲ者誰神也、答曰、我是倭國域内所居神、名爲大物主神ト、時得ニ神語ヲ、隨レ敎祭祀、然猶於レ事無シ驗、天皇乃沐浴齋戒、潔ニ淨殿内ヲ、而祈之曰、朕禮レ神尚未レ盡耶、何不レ享之甚也、冀亦夢裏敎之、以畢ニ神恩ヲ、是夜夢、有ニ一貴人ニ、對ニ立殿戸ニ、自稱ニ大物主神ト曰、天皇勿ニ復爲ニ愁、國之不ルハ治是吾意也、若以ニ吾兒大田々根子ヲ、令レ祭レ吾者、則立平矣、亦有ニ海外之國ニ、自當ニ歸伏ス、秋八月癸卯朔己酉、倭迹速神淺茅原目妙姫、穗積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君三人、共同夢而奏言、昨夜夢之、有ニ一貴人ニ、誨曰、以ニ大田々根子命ヲ、爲レ祭ニ大物主大神ヲ之主ト、亦以ニ市磯長尾市ヲ、爲レ祭ニ倭大國魂神ヲ之主ト、必天下太平矣、【會ニ八十万神ニとは、其ノ神靈を請依せ奉るを云なり、かの神代に、其ノ現身を集へたるとは異なり、】○驛使は、波由麻豆加比と訓べし、波由麻は、早馬なり、【使字は由と切る、書紀など

に、波伊麻と訓るは、頽れたる言なり、伊勢ノ國飯野ノ郡に、早馬瀬と云村あり、其も今は波伊麻世と呼り、】万葉十四丁十七に、須受我禰乃、波由馬宇馬夜能、【鈴が音の早馬驛のなり、】十八丁に、須受可氣奴、波由麻久太禮利、【鈴不レ掛早馬下れりなり、】などあり、さて驛ノ字は、たゞ後の定に依りて書るのみなり、【驛馬の定は、廐牧令などに見えたり、】此は必しも此ノ字に拘らず、たゞ早馬の使にて、後ノ世に所謂る早打の類なり、此ノ稱記中にも書紀にも、處々見えたり、○四方は余母と訓、四面の意なり、【加宜登母曾登母なども、影つ面背つ面なり、都淤は登と約る、】○班は阿加知と訓、和加都と同じ、【加知を清て讀べし、濁るは非なり、】○美努村、神名帳に、河内ノ國若江ノ郡御野縣主ノ神社あり、書紀清寧ノ卷に、河内ノ三野ノ縣主小根、【此氏、天武紀に連ノ姓を賜ふこと見ゆ、】姓氏錄、河内ノ國ノ神別に、美努ノ連あり、【美努ノ連の人、續紀三七にも見ゆ、續後紀十五に、難波部ノ主足、改ニ本姓一賜ニ美努宿禰一、貫ニ河内國若江郡一、また三代實錄卅六に、河内ノ國若江ノ郡ノ人、美努ノ連清名云々、】かゝれば若江ノ郡に、此ノ地ノ名あること明けし、【然るを延佳本に、美ノ字當レ作レ茅と云るは、書紀には茅渟縣とある、其をのみ思ひて、美努てふ地もあることをば考へざる、ひがことなり、諸本みな美とあり、凡て記中地名の字の例、若シ茅渟にて、假字ならば、知努など書べし、普く記とを雜へて書るは、をさ／＼見えず、且ツ茅渟をば、白檮原ノ宮ノ段に、血沼と書り、同地名を、いろ／＼に書ざる例なり、右の如く河内に美努てふ地、古書どもにいちじるく見えたれば、何か疑ふべき、書紀とは異なる傳なり、美と知とは、横に通ふ音なれば、まがひて一ツに語り傳へたるものなり、】○貢進は、多弖麻都理伎と訓べし、書紀に云、天皇得ニ夢辭一、以歡ニ於心一、布ニ告天下一、求ニ大田々根子一、即於ニ茅渟縣陶邑一得ニ大田々根子一、而貢之、○陶津耳命、陶は地ノ名にて、神名式に、和泉ノ國大鳥ノ郡、陶荒ノ田神社ある、此なり、今は陶器莊と云、【陶を須惠と云は、和名抄古本に、陶ニ須惠毛乃一とあり、居物の意なり、今ノ本には、陶音桃、瓦器、須惠宇都波毛乃とあり、居器物の意なり、】耳は借字にて、上に例多し、此ノ名萬事紀には大陶祇とあり、○

活玉依毘賣、名ノ義、上に同名ありて云るが如し、○櫛御方命、櫛は奇なり、御方は地ノ名なるべし、和名抄に、播磨ノ國宍粟ノ郡三方郷、神名帳に、同郡御形ノ神社あり、【又同郡に、伊和ノ坐大名持御魂ノ神社、大倭物代主ノ神社あるも由ありて聞ゆ、】此ならむか、姓氏錄【石邊ノ君の下】に、大物主ノ命ノ男久斯比賀多命、又【石邊ノ公の下】に大物主ノ命ノ子久斯比賀多命、又【狛人野の下】大物主ノ命ノ兒櫛日方命などあり、美と比とは常によく通ふ音にて同じ、又出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、倭ノ大物主櫛𤭖玉命等名乎稱天とあるは、大物主ノ神の御名なるに、此にいとよく似たり、又上卷吉備ノ兒島の亦ノ名をも、建日方別と云り、其處【傳五の廿三葉】に云ることをも考へ合すべし、○飯肩巢見命、飯の伊を除けば、父ノ名の比賀多と同じ、伊の意は未ダ思ヒ得ず、舊事紀には、健飯賀田須命とあり、【此は健より連ける故に、飯は比とよめば、伊てふ言なし、此ノ記も若くは上に建ノ字の脱たるには非るか、】巢見の事は、上卷熊野久須毘命の下【傳七の五十七葉】に云り、○建甕槌命、名ノ義、上卷に同名の神坐て、其處【傳五の七十三葉】に云るが如し、○僕、こゝは淤能禮と訓べし、○意富多々泥古、【此ノ名は、意富とよみ、多々とよみ、泥古と讀べし、意富多とよみ、多泥古と讀はわろし、】舊事紀に、大直禰古とも書り、多々は地ノ名なるべし、神名帳に、攝津ノ國河邊ノ郡多太ノ神社あり、此ノ社多田村の内【平野村】にあり、【此ノ多田と云處、中昔より世ノ人のよく知れる地なり、】此ならむか、又大和ノ國葛上ノ郡にも、多太ノ神社あり、泥古は登禰にて、難波根子山背根子など云類なり、三代實錄【四又六】には、大三輪大田々根子命とあり、○右大物主ノ大神より、意富多々泥古命までの世數を記せる格、【よのつねには阿之子伊、伊之子宇、宇之子延と云を、此は阿之子、伊之子、宇之子延といへり、】書紀ノ神代ノ卷に、磐裂根裂之神子、磐筒男磐筒女所生之子、經津主神とあるに似、又姓氏錄に、【直野ノ臣條】大口納ノ命ノ男、難波ノ宿禰ノ男、大矢田ノ宿禰云々とあるに同じ、古文の格と見ゆ、さて此に云る如くにては、意富多々泥古ノ命は、大物主ノ大神の四世ノ孫なるを、姓氏錄には、五世ノ孫とあるは、傳への異なるか、又大物主ノ大神より計へて

云るか、古ノ世次を數へて云る例もあればなり、其事下ノ玉穂ノ宮ノ段に云べし、さて此ノ世次の事、書紀には、天皇即親臨ニ于淺茅原ニ、會ニ諸王卿及八十諸部ニ、而問ニ大田々根子ニ曰、汝其誰子、對曰父曰大物主ノ大神、母曰活玉依媛、陶津耳之女ニ【亦云、奇日方天日方武茅渟祇之女也、】天皇曰ニ朕當榮樂ニ、と見ゆ、【朕當榮樂とあるところ、文足らぬこゝちす】又姓氏録舊事紀に、まぎらはしき事どもあり、【まづ書紀に、大田田根子を、大物主ノ神の直の子とし活玉依媛を母とせるは、上代には、ひろく子孫をかけて子と云るから、まぎれたる傳へなるべし、さて亦云奇日方天日方武茅渟祇之女とあるは、別に一つの傳へを擧たるなれば、必ズ細書なるべきに、今ノ本に大書に書つゞけたるはいかゞ、大書にては、大田田根子ノ申す詞になることなり、己が母を申すに、異說あるべき物かは、さて此は活玉依媛の父の異傳にて、一人の名なるを、二つに分ケて奇日方天日方をば、女の名と心得たるは非なり、さて奇日方天日方は、此ノ記の櫛御方ノ命にあたりて聞ゆるを、活玉依媛の父とせるは、是もまぎれつる物なり、されば此は、武茅渟祇とは、別人なるを、連ねて一人の名とせるも、まぎれたる傳へなるべし、武茅渟祇は、陶津耳に當れり、次に姓氏録ノ大神朝臣の下に云る說は、かの白檮原ノ朝の大后、伊須氣余理比賣命の御父母と、一つに混れたる傳にして、ひがことゝ聞えたり、其文は、下に出たる神ノ君の下に引べし、次に舊事紀は、凡て信みがたき書なるを、同之卷に、大神ノ朝臣の世次を記せる段、此ノ意富多々泥古の祖先の世々などは、據はあるげに見ゆれども、中に私のさかしらを加へたる事なども見ゆるを、今論はむには、まづ事代主ノ神、化ニ爲八尋熊鰐ニ、通ニ三島溝杭女活玉依姫ニ、生ニ一男一女ニ、号ニ天日方奇日方ノ命、妹媛蹈鞴五十鈴姫ノ命と云るは、彼ノ姓氏録の說に依て、白檮原ノ朝の大后の御父母と、此ノ大神ノ朝臣の祖とを混へ、遂に三島ノ溝杭の女の名を、活玉依姫とし、又天日方奇日方命と、五十鈴姫ノ命とを、同母の兄妹とせる、皆ひがことなり、抑此は、書紀ノ神代ノ卷に、大三輪之神、此ノ神之子、即甘茂君等大三輪君等、又姫蹈鞴五十鈴姫命とあるを、心得誤れるより出たり、此ノ神之子とは、子孫と謂ことなり、甘

茂ノ君大三輪ノ君、みな姓なるを以て知べし、抑三島ノ溝杭耳の女に娶坐るも、陶津耳の女活玉依媛に娶坐るも、共に大物主ノ神にはあれども、其事は一ッに二別なるを、事のさまの相似たるから、姓氏錄の傳へは、一ッに混れつるなり、又書紀にかの五十鈴姫ノ命の御父は、大物主ノ神と事代主ノ神と、異傳あれども、甘茂ノ君大三輪ノ君は、大物主ノ神の子孫とこそあれ、此を事代主ノ神の子孫と云ることは、古書に見えたることなきを、かのまぎれよりして、舊事紀には、遂に此レをさへ混へたり、凡て彼ノ紀には、かゝる人惑はしなること多し、よくせずは誤るべし、さきに上卷傳七、胸形ノ君ノ下に、彼ノ紀を引て、胸形ノ大神を、胸形ノ君の以拜くことは、事代主ノ神のゆゑなりとせるも、後によく思へば、わろし、彼ノ氏の彼大神を以拜くも、たゞ大物主ノ神のゆかりにこそありけめ、さて舊事紀に、右の次に、三世ノ孫天日方奇日方ノ命、亦名阿田都久志尼命、此命、娶二日向賀牟度美良姫一、生二一男一女一、兒健飯勝命、妹渟名底姫命と云る、三世ノ孫とは、素戔烏ノ命より記せる故なり、されど櫛日方命は、此ノ記にも姓氏錄にも、大物主ノ神の御子なるを、事代主ノ神の御子とせるは、非なること、上に辨ふるが如し、然れば渟名底仲ノ命を、奇日方ノ命の女とせるも、又私なり、此ノ姫命は、書紀に、事代主ノ神の孫とあればなり、次に四世ノ孫健飯勝命、此命娶二出雲臣女子沙麻奈姫一、生二一男一と云る、此は此ノ記の飯肩巣見ノ命に當たれるを、名のさま子の建甕槌といとよく似たり、知のあることなきとの異のみなり、次に五代ノ孫、健甕尻命、亦名健甕槌ノ命、亦云健甕之尾命、此命伊勢幡主女賀貝呂姫爲レ妻、生二一男一と云る、五代ノ孫とは、上の四世ノ孫、健飯勝の兒なるよしなり、次々も此に效て知べし、次に六世ノ孫、豐御氣主ノ命、亦名健甕依命、此命、紀伊名草姫爲レ妻、生二一男一、七世ノ孫、大御氣主命、此命、大倭國民磯姫爲レ妻、生二二男一、八世ノ孫、阿田賀田須命、和邇古等祖、次健飯賀田須命、此命、鴨部美良姫爲レ妻、生二一男一、九世ノ孫、大田田禰古命、亦名大直禰古命と云り、大田田禰古の父の名、此ノ記の飯肩巣見にいととよく似たり、又田田と直とは、字の異なるのみにて、全ッ同きを、亦ノ名として擧たるはいかゞ、さて九世ノ孫と云るは、

大物主ノ神の八世ノ孫なれば、此ノ記と四世の違ひあり、此は名のまぎれにて、一世を三世とも四世ともせるなるべし、豊御氣主亦ノ名ハ健甕依と云るは、豊御氣主も建甕槌の亦ノ名にて、大御氣主も同人の亦ノ名か、又健飯賀田須は健飯勝と同人なるべし、田須は都と切まれば、全ク同シ名なるをや、かゝれば此ノ世次は、書紀も姓氏錄も舊事記も、みな正しからず、】此ノ記ぞ正しかりける○即以ニ意富多々泥古命ヲ、こゝは此ノ名の上に、此と云言を讀添べし、語のさま必ズ然り、さて此に初て命と云は、上なるは或は祖神の詔ひ、或は自ラ云る言なる故に、命と云ハざるを、此は記の地より云故なり、○神主は、神に奉仕る主人たる人を云称なり、【齋ニ主祭主などと云も、名の意は同じ、】書紀に、即以ニ大田田根子ヲ、爲ニ祭ル大物主大神ヲ之主トとあり、又神功ノ巻に、皇后選ニ吉日ヲ入ニ齋宮ニ、親ラ爲ニ神主ト云々、とあるを以て、【古ヘ神事を重みし賜ひしことを知ルべし、】凡て神主の職の重きことを知ルべし、万葉十三に、五十串立、神酒座奉神主部之、雲聚山蔭見者之文、續紀十七に、大神神主、從六位上大神朝臣伊可保、授從五位下ヲ○御諸山、上卷【傳十二の二十五葉】に出、○意富美和之大神前、これ即大和ノ國城ノ上ノ郡大神神社なり、既に傳十二ノ又廿に出たり、さて此ノ御社は、此ノ御世に今始めて建たまへる如くに聞ゆめれど、然には非ず、既に白檮原ノ宮ノ御段にも、美和之大物主ノ神と見え、下文に、至ニ美和山ニ而留ニ神ノ社ニとあるも、往昔の事なるをや、【さて此ノ御社、今ノ世には、御殿は無くして、たゞ山に向ひて拜奉るは、いかなる故にかあらむ、古ヘは御殿ありつと見えて、即書紀ノ此ノ御代の八年の大御歌にも、瀰和能等能々、阿佐妬耳毛、於辭寐羅簡爾、瀰和能等能渡烏とよみたまひ、開ニ神宮門ニ而云々なども見え、又日本紀畧に、保長二年七月十三日、奉ニ幣廿一社ニ、依ニ大神社寶殿鳴ルニ也、有ニ辭別ニと見え、童蒙抄に、三輪ノ明神の社に参りて、此ノ女に逢ッべき由を、祈り申すほどに、其社の御戸をおし開き、見え給ふ、などとも見えたり、】○拜祭は、伊都伎麻都理賜伎と訓べし、書紀に、八年夏四月庚子朔乙卯、以ニ高橋邑人活日ヲ、爲ニ大神之掌酒ト、冬十二月丙申朔乙卯、天皇以ニ大田田根子ヲ、令レ祭ニ大神ヲ、【大神は、

大美和大神なり、竟宴集に、多々禰古乎、無止女佐理世波、由女爾見志、於保毛乃奴之乃、可美安禮奈末之、姓氏錄に、神宮部造、葛城猪石岡天下神、天破命之後也、六世孫、吉足日命、磯城瑞籬宮御宇崇神天皇御世、天下有災、因遣吉足日命、令齋祭大物主神、災異即止、天皇詔曰、消天下災、百姓得福、自今以後、可爲宮能賣神、仍賜姓宮能賣公、然後庚午年籍、註神宮部造也とあるは、意富多々泥古ノ命に副て祭れりし人などにやありけむ、】○伊迦賀色許男命、名ノ義は、上ノ伊賀迦色許賣命の下【傳廿二の四葉】に云るが如し、さて此ノ人は、物ノ部ノ連の祖にて、姓氏錄、穗積ノ朝臣ノ條に、石上同祖、神饒速日ノ命ノ五世孫、伊香色雄命之後也と見え、又佐爲ノ連、眞神田ノ曾禰連、巫部ノ宿禰、水取ノ連、宇治ノ宿禰、宇治ノ山守ノ連、長谷ノ山ノ直、若湯坐ノ宿禰、小田部ノ首、物部ノ飛鳥津ノ首、采女ノ臣、物部等ノ氏々ノ條には、みな饒速日ノ命ノ六世ノ孫、伊香我色雄命とあり、【尋來津ノ首ノ條には、三世ノ孫とあれども、此も一本に六世ノ孫とあるぞよき、】さて舊事紀五なる、物部ノ連の世系を考るに、饒速日ノ命の子、宇摩志麻治ノ命、其ノ子彦湯支命、其ノ子出石心大臣命、其ノ子大矢口宿禰命、其ノ子大綜杵命、其ノ子伊香我色謎命、伊香色雄命なり、かゝれば此ノ人は、天皇の御舅にご坐ける、○仰、こは下に無遺忘以奉幣也とあるまでの事等に係れり、【八十毘羅訶を作る事のみを仰するには非ず】此間の云々の事、皆此ノ命の奉りて、供神物を掌り、造備へ賄まかなひ給ふなり、書紀に云、乃卜使物部連祖伊香色雄為神班物者吉之、又卜便祭他神不吉、十一月丁卯朔己卯、命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物、即以大田田根子為祭大物主大神之主、又以長尾市為祭倭大國魂神之主、然後卜祭他神吉焉、【此書紀の文の趣、いさゝかまぎらはしくして、分明しからざる書ざまなり、看む人よくせずは、主意を失ひつべし、故に今つばらに解む、まづ他神とは、大物主ノ大神及倭大國御魂ノ神との二柱に對へて、其餘の諸の天社國社の神たちを云るなり、さて伊香色雄ノ命に仰せて、供神物を掌り、造備へて、神々を祭り賜はむとするに、先ッ彼ノ二柱ノ神を、第一に

祭り賜ふべきことなるに、然もあらずて、他神を祭らむことを、卜はしめたまへるに、吉からざりしなり、故レ先ヅ彼ノ二神を祭り賜へるなり、然して後に、他神の祭の事を卜へるに、吉かりしなり、卜ニ便祭ニ他神ヲ不ニ吉ミ云ひ、然後卜ニ祭ニ他神ヲ吉ミ云る、便ノ字ミ、然ノ後ノ字ミに、心を著て看べし、そもそも大物主ノ大神は、八百萬ノ神を主帥て、皇御孫を守護奉り給ふ大神に坐せば、然もあるべきことなり、又倭ノ大國御魂ノ神も、皇大宮殿坐大倭ノ國の國御魂ノ神にし坐せば、此レ又さもあるべきことなり、】〇八十毘羅訶、上に【傳十四の五十八葉】に出たり、さて今此ノ物を作れるは、書紀に依ルに、物部ノ八十手なり、【伊迦賀色許男ノ命の、手づから造れるにはあらず、】かくて此ノ物を用ひて、大美和大神を祭り、又餘の天神地祇をも祭れるなり、【上に又仰云々とある、又ノ字に依て看れば、此ぞ大美和ノ大神を祭る事には關からず、別事の如くに聞ゆめれば、此ノ八十毘羅訶も、餘の天神地祇の祭のみの用にて、大美和ノ大神の祭には關らざるが如くなれども、然には非ず、伊迦賀色許男ノ命の掌れる供神物を用ひて、大美和ノ大神を祭れることゝ、右に引る書紀の文にて著明し、然るに此ノ記に、又仰とある文は、大美和ノ大神を祭る外に、又別にと云義には非ず、此ノ文は、大多々泥古命を神主とし、又伊迦賀色許男ノ命に仰て云々、と云意にて、其も猶大美和ノ大神を祭る事の内なり、云々爲ニ神主ト而、又仰ニ伊迦賀色許男ノ命ニ、作リ云々、於ニ御諸山ニ拜祭云々と讀を次第て二、みるべし、】此處よくせずはまぎれつべし、〇天神地祇之社、書紀に、天社地社とも、天社國社ともあり、【これらも此の文に依て、アマツカミクニツカミノ社とも訓べきなり、】和名抄に、天神和名安万津加三、地祇和名久爾豆加三、或夜之路、【こは天神の方をも、安万豆加三、或夜之路と云べきことなり、正しからぬ書しざまなり、】万葉廿卷に、阿米都知乃可美とあり、神祇令に、凡天神地祇者、神祇官皆依ニ常典ニ祭レ之、また凡天皇即レ位、惣祭ニ天神地祇ニ【義解に、謂即位之後、仲冬乃祭、下條、所謂大嘗、】義解に、謂天神者、伊勢山城鴨住吉出雲國造齋神等類是也、地祇者、大神大倭葛木鴨出雲大汝神等類是也、【出雲國造齋神とは、

出雲ノ熊野を云るにて、須佐之男ノ命なり、大汝ノ神とは、杵築ノ大社を云、】とあり、天神とは、天に坐ます神、又天より降坐る神を申し、地祇とは、此ノ國土に生坐る神を申すなり、【令ノ集解に、疏ニ曰、自レ天而下坐曰レ神ト、就レ地而顯曰レ祇ト也と云り、就と云ッ顯と云ることゝ、穏ならず、】〇定奉、奉は祭の意なり、此は本より其社は有ながら、假そめなる、或は荒れなどせるを、新めて善く修理成し、定めを立て祭り賜ふなるべし、定とは、祭の式のみにも非ず、祭るべき社々をも定め賜へるなるらむ、【後ノ世に、神祇官の帳に載せて、祭る社を定められたることは、此ノ時よりぞ始まりけむ、】書紀に云ク、便別祭ニ八十萬群神ニ、仍定ニ天社國社、及神地神戸ヲ一、【別とは、先ッ大物主ノ大神と、倭ノ大國御魂神の祀を定めて、然後又別にと云ことなり、】〇宇陀墨坂神、宇陀は上【傳十八の七十二葉】に見ゆ、墨坂は、書紀神武ノ卷に、又於ニ女坂ニ置ニ女軍ヲ一、男坂置ニ男軍ヲ一、墨坂置ニ燒炭ヲ一、其女坂男坂墨坂之號、由此而起也とありて、此ノ名は、燒炭を置るより出たり、なほ此事、白檮原ノ宮ノ段【傳十九の五十二葉三葉】に、書紀を引て委ク言へり、天武紀に、將軍吹負、爲ニ近江ノ所レ敗、以ニ獨率ニ一二騎ヲ一走之、逮ニ于墨坂ニ一、遇ニ逢菟軍至ニ一、姓氏錄【難波ノ忌寸條】に、大彥命云々、遣レ治ニ蝦夷ヲ一之時、至ニ於菟田墨坂ニ一、忽ニ聞ニ嬰兒啼泣ヲ一、【墨字を、印本には黑と誤れり、】万葉四に、君家爾、吾住坂乃家道乎毛、吾者不忘、命不死者など見ゆ、さて此坂は、宇陀ノ郡の何處ばかりに在ルぞと云に、或説に、萩原驛の西にありと云る、右の古書どもの趣、常に人の往來せし大道と聞ゆれば、まことにさもあるべし、【萩原は、今も長谷より伊賀伊勢へ越る大道にて、其西ノ方は、長谷まで、山中にて坂路なり、】さて此ノ處に祠る神は、後に何れの社と云こと、分明しからず、故レ今考るに、神名帳に、大和ノ國宇陀ノ郡宇太水分ノ神ノ社【大月次新嘗】とある、是レなるべし、【三代實錄に、貞觀元年正月、奉レ授ニ正五位下ヲ一】其故は、まづ上代より、嚴重く祭祀り賜ふ神の、中古に其社の絶て無るべき由なければ、【上代より名高く重き神社の、絶て無くなり、或は詳ならぬなどは、亂世を經て後の、近キ世のことにこそあれ、延喜のころなど、然るこ

ことはさらになかりき】必神名帳に載れる、宇陀ノ郡十七座の内なるべきを、其中に【十六座は皆小社にて、】大社はただ此ノ水分ノ社のみなればなり、さて此ノ社、今ノ世下井足村と云に在て、萩原と近隣なれば、地もよく叶へり、又下に引る、龍田ノ風ノ神ノ祭ノ詞に依て思ふに、此ノ水垣ノ御世に、如此殊に祭り賜へる神たちは、祈年の爲なりけむを、【此ノ記には、疫の事のみあれども、彼ノ祝詞などに依るに、凶年も饑さしなり】凡て祈年には、處々の水分ノ神山ノ口ノ神を祭リ給ふ例にて、祈年祭又月次祭の祝詞にも、殊に山口坐皇神等能前爾白久云々、水分坐皇神等能前爾白久、吉野宇陀都郡葛木登御名者白弖云々と、並言ることも、此に大坂ノ神【大坂ノ山ノ口ノ神社なり】と並べて祭リ賜ふことを思ふべし、三代實錄に、貞觀元年九月、風雨の御祈に、遣使奉幣四十五社の中、多くは山ノ口ノ神と水分ノ神とにて、其ノ中にも、大坂ノ山ノ口ノ神、宇陀ノ水分ノ神も入れり、右の趣をもよく考るに、墨坂ノ神と申すは、宇陀ノ水分ノ神社なること、決かるべし、【書紀ノ釋に、墨坂ノ神、實方按、大和國宇陀郡、八咫烏神社、若ハ此神社歟と云るは、さらに由なし、】書紀纂疏ノ卷に、七年云々、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形云々、或云、菟田墨坂ノ神也、○大坂ノ神、大坂の事は、玉垣ノ宮ノ段【傳廿五の二十四葉】に云へし、神は、神名帳に、大和ノ國葛下ノ郡、大坂ノ山ノ口ノ神社【大月次新嘗、】三代實錄に、貞觀元年正月、奉授正五位下、】とある是なり、今穴蒸村と云にあり、【俗には牛頭天王と云、此ノ處、穴蒸越とて、河内ノ國石川ノ郡に越る山道なり、】○赤色楯矛、黒色楯矛、【黒ノ字、諸本墨と作るは誤なり、今は書紀ノ釋に引るを、延佳本とに依れり、】赤黒の色は、何の故にか知られず、書紀に依るに、此レも神の御誨なれば、深き故あることなるべし、【墨坂は、東ノ方に在リ、故に、陽ノ色の赤、大坂は西ノ方に在リ、故に、陰ノ色の黒なりなど云むは、例の漢意にして　さらに古ノ意に非ず、かゝる事は、然る由にたゞ〳〵合、ことも あるものなり、】さて兵器を神社に奉り賜ふ事は、書紀垂仁ノ卷に、二十七年秋八月癸酉朔己卯、令祠官卜兵器爲神幣吉之故、弓矢及横刀、納諸神之社、仍更定神地神戸、以時祠之、蓋

兵器祭神祇、始興於是時也、【兵器祭神祇始興於是時也とはいかゞ、既に此ノ水垣ノ朝ノ御世に、此楯矛の事あるものなれや、】神功ノ巻に、云々皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀矛矣など見えて、後々までも恒のことなり、三代實錄十に、石清水八幡宮に、楯矛并御鞍を奉リ賜ふ告文に、新宮構造天皷、楯矛及種々神財、可奉出而、神財波且奉出已止畢太利、楯矛并御鞍等乎奈毛、忌利介留、此乎今造餝天云々、奏出給布、などあるを思ふに、有ルが中に如此楯矛をしも殊に重くして、奉り賜ふことは、此ノ水垣ノ宮ノ御代の、此の例の、次第に傳はり來たるものなるべし、○祭は奉なり、此もこ同言なれば、楯矛を奉て祭る意にて、祭ノ字は書るなるべし、書紀に云、九年春三月甲子朔戊寅、天皇夢有神人、誨之曰、以赤盾八枚赤矛八竿、祠墨坂神、亦以黑盾八枚黑矛八竿、祠大坂神、四月甲午朔己酉、依夢之教、祭墨坂神大坂神、さて龍田風神祭祝詞に、龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久、志貴島爾大八島國知志皇御孫命乃、遠御膳乃長御膳止、赤丹乃穗爾聞食須、五穀物乎始弖、天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至万弖不成、一年二年爾不在、歲眞尼久傷故爾、百能物知人等乃、卜事爾出牟神乃御心者、此神止白止、負賜支、此物知人等乃卜事乎以弖、卜止毋、出留神乃御心毋無止白止聞看弖、皇御孫命詔久、神等乎波、天社國社止、忘事無久、遺事無久、稱辭竟奉止思志行波須乎、誰神曾、天下乃公民乃作々物乎、不成傷神等波、我御心曾止、悟奉禮止、宇氣比賜支、是以皇御孫命大御夢爾悟奉久、天下乃公民乃作々物乎、惡風荒水爾相都々、不成傷波、我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟奉弖、吾前爾奉牟幣帛者云々、吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隱處乃、龍田能立野爾小野爾、吾宮波定奉弖、吾前乎稱辭竟奉者、天下乃公民乃作々物者、五穀乎始弖、草乃片葉爾至万弖、成幸閇奉牟止、悟奉支、是以皇神乃辭教悟奉處仁、宮柱定奉弖、此乃皇神能前爾、稱辭竟奉爾、皇御孫命乃宇豆乃幣帛令捧持弖、王臣等乎爲使弖、稱辭竟奉久止、皇神乃前爾白賜事乎、神主祝部等、諸聞食止宣云々、此宇豆乃幣帛乎、安幣帛能足幣帛

社、皇神能御心爾、平久聞食旦、天下能公民能作々物乎、悪風荒水爾不相賜、皇神乃成幸閇賜者云々、秋祭爾奉年止云々、【此に志貴島爾と云より、宮柱定奉旦と云までは、皆此ノ水垣ノ宮の御世の事なり、志貴島とは、欽明天皇の御世の如くにも聞ゆれど、然には非ず、】ともあるを、此處に思ひ合はするに、今墨坂大坂の神を、別に祭り賜ふも、此ノ龍田の類にて、年穀のためにぞありける、○又於より、河瀬神と云まで十一字、眞福寺ノ本に依れり、自餘諸本には、及河瀬又於坂之御尾神とあり、此も聞えて、同じことなれども、【此も意は、又於河瀬及坂之御尾神といふ意なり、】なほ彼ノ寺ノ本、正しければなり、【又ノ字と及ノ字との置ざまも正しく、又又於と云も、上文の例に同じく、又坂之御尾を先に、河ノ瀬を後にせるも、上巻の例に合へればなり、但し彼ノ本、又ノ字の上に、之御ノ二字あり、これは坂之御尾の之御のまがひて、上にも誤り入りたるなり、故今は此ノ二字をば削りつ、さて又他ノ諸本は、及河瀬ノ三字の亂れて、下より上に移れるものなり、】○坂之御尾河瀬の事は、上巻、大穴牟遲ノ神ノ段に、追ヒ伏坂之御尾ニ亦追撥河之瀬ニ而云々、また毎ニ坂御尾ニ追伏、毎ニ河瀬ニ追撥而云々、とある處【傳十の五十七葉】に云り、山と云ずして坂と云、河にも瀬と云るは、みな行路につきて云るものぞ、さて其神たちは、倭建ノ命ノ段に、足柄之坂神、科野之坂神、また河ノ神などある類なるべし、さて坂と河と二を擧て、其餘かゝる類の、諸の神をも、此に含めたるなるべし、【其意を以て、及河瀬神を、河瀬の神までと訓つ、さて此ノ坂之御尾ノ神、河ノ瀬ノ神と云に、今一つの考あり、坂之御尾ノ神は、處々の山ノ口ノ神、河ノ瀬ノ神は、處々の水分ノ神と云るにもあらむか、其は宇陀ノ水分ノ神、下ノ坂ノ山ノ口ノ神とあれば、殊に祭り賜ひて、又其餘の處々の水分ノ神山ノ口ノ神をも、遺さず祭り賜ふと云ふことなるべし、然るにては、又於の下に、其餘之などゝ云フ言あるべきが如くなれども、下に悉ニと云るにて、其意は足ぬべし、然れども水分神を、河瀬ノ神と云むこといかゞなれば、なほ此ノ考へは肯がたくやあらむ、】○無遺忘は、漢籍流ニ許登那久と訓べし、【忘ノ字も、遺也と註せり、】祝詞に、島能八十島墜事無、万葉一に、川隈之八十阿不落、などある意にて、漏さず遺さぬを

云なり、上に引る龍田ノ祭ノ詞にも、天ノ社國ノ社ト、忘事無久遺事無久、稱辭竟奉とありつ、又續紀十の詔に、高御事埋在知此時、美云々ともあり、○常出は、又出具良と訓、上卷【傳八の四十三葉】に出たり、○役氣、【役ノ字、一本に從、一本に役とあるは、みな役を誤れるなり、又延佳本には、疫と作れども、今は一本に役とあるに依れり、其由は、上文役病とある處に云るがごとし、】此も延岐能氣と訓べし、○國家は、阿米能志多と訓べし、書紀にもさる訓あり、○安平は、夜須良氣久と訓べし、【久は助辭なり、】下文にも、天ノ下太平、人民富榮と見え、書紀仁德ノ卷にも、是以政令嚴行、天ノ下太平、二十餘年無事矣ともある、皆同じさまなり、書紀に云く、於是疫病始息、國内漸謐、五穀既成、百姓饒之、○或問けらくは、大物主ノ大神は、八百萬ノ神を帥て、皇御孫ノ命を守奉る神なるに、此ノ御世に、天ノ下の惡かる御事を聞えつるに、此ノ役の如祟たまひて、天ノ下を騷かし、人民を惱まし賜ふは、心得ず、此ノ義如何、答、凡て神の御心の所爲に、彼ノ外國の佛聖人などの云らむ者の如く、尋常の理を以て、此方より、かにかくに定め論ふべき物にはあらず、善も惡も、凡て測り難きことぞかし、

此謂意富多多泥古人所以知神子者、上所云活玉依毘賣其容姿端正、於是有神壯夫、其形姿威儀、於時無比、夜半之時、倏忽到來、故相感、共婚供住之間、未經幾時、其美人妊身、爾父母怪其妊身之事、問其女曰、汝者自妊、無夫何由妊身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、毎夕到來、供住之間、自然懷妊、是以其父母、欲知其

人謂其女曰、以赤土散床前、以閇蘇此二字以音紡麻貫針、刺其衣襴、故教如而旦時見者、所著針麻者、自戸之鉤穴控通而出、唯遺麻者三勾耳、爾即知自鉤穴出之状而、從糸尋行者、至美和山而留神社、故知其神子、故因其麻之三勾遺而、名其地謂美和也、此意富多多泥古命者、神君、鴨君之祖、

知神子とは、大物主ノ神の御子なりと云ことを知れるを云、白檮原ノ宮ノ段に、神ノ御子とあれば、此も其に倣て、子を美古と訓べし、○其は曾禮と訓べし、其ノ人と指て云古言にて、例多し、上にも出たり、○容姿端正は、訶本與加理伎と訓べし、其由は、白檮原ノ宮ノ段に、勢夜陀多良比賣其容姿麗美とある下【傳廿の十四葉】に云るが如し、土佐日記にも、されど死し子かほよかりき、源氏物語【處女ノ巻】にも、かほのいとよかりしかばなどあり、端正を、書紀には、伎良伎良志と訓り、端麗閑麗佳麗姝妙端嚴などをも然訓り、【万葉九ノ長哥に、其姿之端正爾とある端正をば、ウツクシケサニと訓たれど、惡し、キラキラシキニと訓べきなり、】靈異記にも、端正、岐良々々之とあり、されば此も然訓てもあしからねど、【キラキラと云訓ことは、若くは佛像より出たる言には非るか、書紀欽明ノ巻に、佛ノ相貌端嚴とあり】猶加本の方まさるべし、さて輕島ノ宮ノ段にも、感其姿容之端正、高津ノ宮ノ段にも、名黑比賣、其容姿端正などあり、○神壯夫、諸本に神ノ字なし、今は延佳本及書紀釋に引るに依れり、迦微袁登古と訓べし、【延佳はアヤシキヲトコと訓、師はクシキヲトコと訓れき、何れにても、義は違はざれども、此ノ記の例、神と書るは、カミと訓べきなり、】凡人ならぬ壯夫と

云ことなり、壯夫は、上卷に、云〻袁等古と訓注あり、○形姿威儀は、可本須賀多と訓べし、朝倉ノ宮ノ段に、形姿ᅳ麗と見ゆ、須賀多は、たゞ形のみを云に非ず、起居進止などの狀をもかけて云ᅳ稱にて、威ノ字ノ義も具れり、【威ニ、作に云、物躰ᅳよき、氣高きことなり、此に威儀と書るは、其意をも具たるなり、】雄略紀に、容儀形容なごと見え、皇極紀に、中臣ノ鎌子ノ連、意氣高逸容止難犯などあり、万葉には、多く光儀と書き、又儀容なども書り、【師は、此の形姿威儀を、カタチヨソヒと訓れつれど、與曾比は、裝束錺りかたを云言と聞えたれば、いかゞ、】○於時は、師の、余邇と訓なつるに依べし、【登伎爾と云ᅳは、當時にと云こと、余爾と云は、世間にと云ことにて、竪横ᅳ異あれども、云もてゆけば、同意にあたる中に、登伎爾と云むよりは、余爾と云ᅳ方まさりて聞ゆれば然り、】○無此は、多遲比那賀と訓べし、○夜半ノ時は、師の、佐用那加邇と訓れたるよし、【佐は眞の意にて、眞夜中と云ことなり、】○倏忽間案は、多知間作都と訓べし、倏忽に、白檮原ノ宮ノ段、【傳十八】又穴穗ノ宮ノ段にも見ゆ、【師は此を、ユクリナクと訓れき、其も然ることなれども、景行紀に、不意之間とある訓はよく叶へれども、倏忽には少しかなはず、又同紀に、雄作下などに、マウケリと訓り、此は書紀などに、來を部理と訓て、來有と云ことにて、マウケリは、參來有なれば、古は古言にて、書紀にも、如此訓る字多し、然れども此は、尋常の所に來たることに、參と云言を添て云は、中古ノ風にこそあれ、上代には云ぬことにて、此なども、參と云べきところには非ず、たゞ伎都とこそ云べけれ、】○故【一本に欲と作り、書紀ノ例に引るには、故歟と作る、共に誤なり、】○相感は、阿比米傳豆と訓べし、又加久斯爾米傳豆とも訓べし、【かたみには、たがひになり、】○其婚供住之間は、六字を引合せて、須米流本杼爾と訓べし、古へは男の女の許に寄通ひて、夫婦の交會するを、住と云りき、【此に共婚供住ことしも書るは、漢文にてはたゞ住ることのみ書ては、古言の意備らざる故に、其意を顯さむために書る字なり、次ノ文には同事を、たゞ供住とのみ書て、共婚ノ字をば省けるにて知べし、然る

を字の隨に訓ては、古言を失ふべし、】万葉四に、君家爾吾住坂乃家道乎毛とよめるも、通住とを、墨坂に云かけたるなり、古今集、【戀四】典侍藤原ノ因香ノ朝臣【女の名なり】の哥の詞書に、右大臣住ずなりにければ云々、又【戀五】業平ノ朝臣、紀ノ有常が女に住けるを、恨むる事ありて、しばしのあひだ、晝は來て、ゆふさりは還りのみしければ云云、拾遺集物ノ名ノ哥に、年を經て君をのみこそ寢住つれ、異腹にやは子をば生べき、【此ノは婚することを、寢住とよめり、鼠を隱せる詞なり、】此ノ外歌ノ集物語書などに、常多く云ることなり、○未經幾時は、伊久陀母阿羅泥婆と訓べし、万葉五ノ丁に、摩多麻提乃、多麻提佐斯迦閇、佐禰斯欲能、伊久陀母阿羅禰婆云々、十ノ丁に、左泥始而、何太毛不在者、白栲、帶可乞哉、戀毛不過者、などあるに依れり、未幾ばくもあらぬにと云意の古言なり、【凡て奴爾と云べきを、泥婆と云る例、古へにはいと多し、此に引たる万葉十の哥の、不過者なども、不過爾の意なり、】○妊身は、波良美奴と訓べし、下なる懷妊も同じ、○自姫、此ノ自は、上卷に、自吾子也、また自我勝、また天ノ原自闇、また自得照明などある自に同くて、固り云までもあらず、など云むが如き意なり、彼ノ處々を考へ合せて、曉るべし、此ノ事既に傳八【三葉】にも云り、されば此は妊身ることの、疑もなく著明き意に云る辞なり、【黑ノ夫と云に係れるがごと聞ゆめれど、然にはあらず、】○夫は袁と訓べし、上卷須勢理毘賣命の御哥に、那遠岐弖、遠波那志、とあり、【汝をおきて、夫は無しなり、】○有麗美壯夫、不知其姓名、こは宇流波志伎壯夫之、其名母斯良奴賀と訓べし、【有ノ字は讀ムべからず、又姓名をば、たゞ那と訓べきなり、此は水垣ノ宮ノ御世よりも前つ方の事にて、いまだ姓と云物あるべくもあらぬ世なればなり、然るを姓名としも書るは、漢文ざまによれるなり、師の、これをウヂナと訓れつるはわろし、】名も知らぬと云に、何處の如何なる人とも知らぬ意も具てり、○毎夕到來は、用碁登儞伎弖と訓べし、○赤土は、波邇と訓べし、其由は、上卷に出て、其處【傳十の四十九葉】に云り、【師は、曾本爾と訓れつ、其もさることなれども、なほ波爾ぞよ

き】〔床前は師の登由能倍と訓れたるに依べし、さて赤土を床前に散すは、何せむ料にか、下に其由見えざれども、推度りて思ふに、此ノ赤土に着たらむ足跡を視て、其人の出往し方を知ラむとの設か、【若シ然らば、戸の外にこそ散くべけれ、床ノ前にてはいかゞ、】はた衣ノ襴に赤土の着染たらむを識に、其人を認知らむためか、【何れにまれ、次の閇蘇にて、其事は足りぬべければ、此赤土は要なきに似たれど、一ッ事にて若シ認失ひたらむ時の設に、二種の事をば搆へたるにやありけむ、】又思ふに、床前の下に、又と云辭の無きは、此ノ赤土も、閇蘇麻の事に屬て、異事には非るか、さればこ然るにては、如何する搆へとも心得がたし、猶熟考ふべき事なりかし、○閇蘇は、和名抄に、楊氏漢語抄云、卷子閇蘇、今按本文未レ詳、但閇卷所レ傳、續麻圜卷名也とあり、名義は、綜麻にや、【和名抄に、綜ハ和名閇と見えて、此ノ字說文に、織縷也と注せり、万葉一の哥に、綜麻形乃とあるを、或人へソガタノと訓るも、捨がたき訓なり、】○紡麻はた、袁と訓べし、【續麻と云ことも、万葉などに多く見えて、古言なれば、此も然訓べきが如くなれども、既に閇蘇と云うへは、績たる麻のことは、圜なれば、煩はしく字美袁と云むはいかゞなり、然るに紡ノ字をしも添て書るは、例の漢文なり、】又閇蘇の下に、之ノ字なきを思へば、之といはで、直に閇蘇袁と訓べきなり、古へ卷子にしたる麻を、然ぞ云ヒならへりけむ、○針は、和名抄に、針、和名波利、○其衣は、通ひ來る壯夫の衣をいふ、○襴は、靈異記に、取裙とあり、和名抄には、褶ハ陸詞云、褶ハ衣ノ下也、和名古呂毛乃須曾、一云岐沼乃之利とありて、襴には、唐韻、俗云、細ノ字とありて、和名を擧ず、【天武紀に、襴をスソツキと訓るは、ツキは、續にても着にてもあるべし、此はやゝ後の裝束の衣の下に、横幅ヲ續たるを云、和名抄に衣服部に、襴衫ハ須曾都介乃古路毛とある是なり、かの音襴としるせるも此レなり、襴衫は、襴の着たる衫と云ことぞ、抑襴また褶など、やゝ後には、けぢめありて、各一物なり、上代に須曾と云るは、これらの字には拘るべからず、】倭建ノ命ノ段に、美夜受比賣、其於ニ意須比之襴一著ニ月經一とありて、其御哥に、意須比能

須蘇衞云々とあり、万葉には、嚢の須蘇とも多くあり、【下とも書たり、】今ノ世にも須蘇と云處を云なり、○如教而は、袁斯閇志那登斯弖と訓べし、【斯弖は、爲而の意なり、】○且時は、阿志多邇と訓べし、又都登米弖とも訓べし、其由は傳十八【五十八葉】に云り、此は彼ノ壯夫の例のごと來て、宿て還去ル朝なり、○鉤は、迦岐と訓べし、和名抄ノ門戸具に、楊氏漢語抄云、鉤匙、戸乃加岐、一云加良加岐、また四聲字苑云、鑰、關具也、楊氏漢語抄云、鑰匙、門乃加岐などあり、迦岐とは、もと物の形の曲りたるを云て、【今ノ世にも然り、鉤之手など云こともあり、】明ノ宮ノ段に、以レ鉤探其沈處などもありて、其ノ形に就て、何物にまれ云しが、門戸の鑰の名にもなれるなり、【漢國にても、形の曲りて、物をかきよする具などを、鉤と云こと多し、】○控通而出は、師の、比伎登富理傳弖と訓れたる宜し、【通をトホシと訓るはわろし、此は通りて在を云るなれば、さはしにてはかなはずなむ、】さて甚小き鉤の穴よりしも出入坐しは、神壯夫に坐スが故なり、然ればこそ父母もさらに知ラざりけれ、○三勾は、美和と訓べし、下に引る土佐ノ風土記には、此を即三輪と書たり、凡て長き物を曲て、圓にしたるを和と云、輪も此なり、さて然するを、和賀奴とも和具とも云て、【和具は、和賀奴の切まりたるなるべし、】此は絲なりたる物を揖て云なれば、和と云ぞ本の言なる、【和賀泥和牙を辭言になして、三勾を美和賀泥美和牙など訓もさることなれども、其は末なり、】さて上の崖は、此ノ三勾に係て心得べし、○耳、こゝは能美と訓べし、【記中此ノ字を置る所、多くは能美とは訓まじきこと、首ノ卷に論へるが如し、】能美は、物をも事をも、局りて、其より餘の無きを云詞なり、さて遺れる麻の事は、此には要なけれども、次に美和てふ地ノ名の由緣を語むために、先ヅ言ヒおくなり、【文のさま、必ズ如此あるべき處なり、今も文章作む人は、かゝることをよく心得おくべきなり、】○備即は、此は加礙許々禰と訓べし、【故備また故於是などある處の勢なればなり、】○糸、【延佳本には、絲と作り、同じことなれども、諸本皆糸なり、】和名抄に、絲ハ和名伊度、綫ハ訓以度須知とあり、さて上にも下にも、

麻ヲこのみ云るに、此には糸としも云ること、心を着べし、上下なるは、其物の實を云べきところ、此は其ノ引延行てあるを、導行を云る處なれば、麻にまれ何にまれ、たゞ其ノ縷を云て宜き處なればなり、○導行ハ、此ノたづねゆく人は、即ノ活玉依毘賣なるべし、【姓氏錄に云る處も然なり、】○美和山は、万葉を始め、代々の歌などにも甚多く、殊に名高き地なり、出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞には、大御和乃神奈備とあり、【古今集に、我廬は美和の山本、戀しくはとぶらひ來坐せ杉立る門とある哥は、六帖に美和の御哥としるせり、今思ッに、こは此の故事に就て、此時に、美和ノ神のよみ賜へるに擬へてよめる哥なるべし、故レ此ノ神の御哥とは語リ傳へたりけむ、美和川、朝倉ノ宮ノ段に見ゆ、万葉十に哥あり、】○留ル神社とは、彼ノ引延來てある糸の、此ノ御社の内に入ッて、此處を限リにて終れるを云、○因其麻之云々、彼ノ家に遺れりし麻の量を以て、此ノ地の名に負けむことは、他より思へばいと物遠きが如くなれども、此は其ノ女の家より言初し名なるべし、然るはかの著朝間蘇に卷たる許多の麻の、わづかに唯三勾のみ遺れるを、始めて見たる時の心を以て、三勾遺りし麻を、認行し處と云意にて、美和とは云ッ初しなるべし、○書紀に、十年云々、是後倭迹迹日百襲姫命爲二大物主神之妻一、然其ノ神常晝不見而、夜來矣云々の事、【全文は、黑田ノ宮ノ段、彼ノ比賣命の下、傳廿一の四十四葉に引て、云べきことどもゝ、其處に委ッ云へり、】此の故事にいとよく似たり、土佐ノ國ノ風土記に、倭迹々媛皇女、爲二大三輪大神婦一、每夜有二一壯士密來一、曉ニ歸、皇女思レ奇、以二綜麻一貫レ針、及二壯士之曉ニ去一也、以レ針貫レ襴、及レ旦也看レ之、唯有二三輪遺二器一者、故時人、稱爲二三輪村一、社名亦然とあるは、二ッを一ッに語リ傳へたるなるべし、又後ノ世の書どもにも、似たる故事を記せる、彼此とあり、○神君、【一本には、大神ノ君とあれども、諸本に大ノ字なし、】神ノ字美和と訓り、抑美和を神と書ことは、古ヘ大倭ノ國に、皇大宮敷坐りし御代には、此ノ美和ノ大神を、殊に崇奉らして、たゞに大神とのみ申せば、即此神の御事なりしから、【既に崇神紀八年の下に、大神之掌酒とも、令レ祭二大神一ともあるは、美和ノ大神

なり、此らの大神を、オホミワと訓はひがことなり、大美和を祭らしむと云ては、言足さればなり、】遂に其ノ文字を、やがて大美和と云に用ゐることにぞなれりけむ、【かの飛鳥と云字を、やがて明日香に用ゐると、同じ心ばへなり、】さるまゝに大を省きて云にも、又神ノ字を用ひしなりけり、和名抄に、大和ノ國城ノ上ノ郡の郷ノ名、大神は於保無和、【美を無と云るは、中古よりの音便にて、正しからず、又和ノ字を今ノ本に知と作るは、後の寫シ誤リなり、然るを大己貴の貴を思ひよせて、オホムチなりと心得るなどは、さらに由なきひがことなり、又中昔の書どもには、多く意富宇和と云り、此レも音便なり、凡て美を牟とも宇とも云、音便多し、皆正しき古言には非ず、又後世に、意富和とも意富賀とも云は、いよゝ訛りなり、其中に意富賀とは、世に意富和と云を聞て、其は神の器の迦を訛りて、和と云ならむと心得て、さかしらに改めて云ヒ初めしにもあるべし、】神名式にも、大神と記されたり、さて此ノ氏は、書紀ノ神代ノ巻にも、云々此大三輪之神也、此ノ神之子、即甘茂君等、大三輪ノ君等云々、また此ノ御巻に、所謂大田々根子、今ノ三輪ノ君等之祖也と見ゆ、さて垂仁ノ巻に、三輪ノ君ノ祖大友主と云見ゆ、舊事紀四に、大田田禰古ノ命の子、大御氣持命、其子大鴨積命、次ニ大友主ノ命、此ノ命、磯城瑞籬ノ朝ノ御世、賜大神君ノ姓と云り、天武紀に、五年八月、大三輪ノ眞上田子人君卒、天皇聞之大哀、以壬申ノ年之功贈内小紫位、仍テ諡シテ曰大三輪眞上田ノ迎ノ君と見え、同十三年十一月、大三輪ノ君、賜テ姓ヲ曰朝臣ト、續紀十七に、八幡ノ大神ノ禰宜、大神ノ杜ノ女、主神司大神ノ田麻呂二人ニ、賜大神ノ朝臣之姓、廿九に、大和ノ國ノ人、大神ノ引田ノ公足人、大神私部ノ公猪養、大神ノ波多ノ公石持等廿人ニ、賜フ姓ヲ大神ノ朝臣ト、姓氏録【大和國神別】に、大神朝臣、素佐能雄ノ命六世ノ孫、大國主之後也、初大國主神、娶三島ノ溝杭耳之女玉櫛姫、夜來曙去、未曾晝到、於是玉櫛姫、續テ苧係レ衣、至明隨レ苧尋覓、經於茅淳ノ縣ノ陶ノ邑、直ニ指大和ノ國ノ御諸山、還リ視テ苧ノ遺、唯有三縈、因テ之號姓大三縈、【一本に、御諸山の上に、眞德ノ二字あり、元々集に引れたるには、眞穗とあり、德は穗を誤れるなるべし、さて此レに此ノ三輪の故事

を、三島ノ溝杭耳の女としたるは、混れ誤れること、既に上に辨へたるが如し、且凡ての文も、省き過て、ことわり足はぬ處あり、又三島より美和山に到らむに、茅渟ノ縣を經たることも、地理たがへり、又亭の三縈遺れるに因て、姓を大三縈と號とは、心得ぬ文なり、御子を生ることをも云はで、姓と云るは、誰姓とかせむ、】類聚國史十九に、弘仁十二年八月、以大神宇佐ノ二氏、爲八幡大菩薩宮司、【臨時祭式に、凡八幡神宮司、以大神宇佐ノ二氏、補之、不得雜補他氏、】三代實錄四に、大神ノ朝臣庸主卒、庸主者、右京ノ人也、自言大三輪大田々根子之後、庸主本姓神直、成名之後、賜姓大神朝臣、六に、眞神田朝臣全雄、賜姓大神朝臣、大三輪ノ大田々根子命之後也、五十に、大神朝臣良臣、向官披訴云々、など見えたり、さて此ノ姓、たゞ神とも大神とも云と、大てふ言は、初より有無し定まらざりしにや、書紀に出たるも、所々定まれることなし、【天武紀に、同人のことをすら、三輪ノ君子首とも、大三輪ノ眞上田ノ君子人とも見え、續紀二には、此レを神麻加牟陀君兒首としるされたり、かくて那良の御世の末のころよりや、姓には必大と云ことには定まりけむ、】〇鴨ノ君、鴨は地ノ名にて、大和ノ國葛城ノ上ノ郡の鴨に因れり、さて此ノ氏は、上に引る舊事紀四に、大田々禰古ノ命の孫、大鴨積命、此ノ命、磯城ノ瑞籬ノ朝ノ御世、賜賀茂君姓と云り、【書紀ノ神代ノ卷に、甘茂君等大三輪ノ君等と、甘茂ノ君を先に次でゝ擧られたるは、兄の後なる故にやあらむ、】天武紀に、鴨ノ君蝦夷と云人見えたり、十三年十一月、鴨君、賜姓曰朝臣、續紀廿五に、天平寶字八年十一月、復祠高鴨神於大和國葛上郡、高鴨神者、法臣圓興其弟中衛ノ將監從五位下賀茂ノ朝臣田守等言、昔大泊瀨天皇、獵于葛城山時、有老夫、毎與天皇相逐爭獲、天皇怒之、流其人於土左國、先祖所主之神、化成老夫、爰被放逐、於是天皇乃遣田守、迎之令祠本處、【高鴨ノ神は、式に、大和ノ國葛ノ上ノ郡、高鴨阿治須岐託彦根命ノ神社四座、とある此レなり、】姓氏錄【大和ノ國神別】に、賀茂ノ朝臣、大神朝臣同祖、大國主ノ神之後也、大田田禰古ノ命ノ孫、大賀茂都美命、【一名大賀茂足尼、】奉齋賀茂神社也とあり、【此ノ賀

茂ノ神社は、右の高鴨ノ神社のみを云か、又式に、同郡鴨都波八重事代主ノ命ノ神社もあり、此ヲもあはせて云にもあるべし、此ノ二社の神もみな、大國主ノ命の御子に坐ス故に、同じく大田々根子ノ命の子孫の、齋奉るなるべし、さて此姓の外に別に、姓氏錄に、鴨ノ君、賀茂ノ縣主、鴨ノ縣主などあり、混ふべからず、】

又此之御世大毘古命者遣高志道其子建沼河別命者遣東方十二道而令和平其麻都漏波奴（自麻下五字以音）**人等又日子坐王者遣旦波國令殺玖賀耳之御笠**（此人名者也玖賀二字以音）

大毘古ノ命は、境原ノ朝の皇子にて、彼ノ御段に出たまへり、○高志道、高志は越國にて、上卷に出、【傳十一の】道の事は、次に云、【式に、越中ノ國射水ノ郡、道ノ神社、加賀ノ國石川ノ郡、味知神社あり、姓氏錄に、道ノ公ノ大彦ノ命ノ孫、彦屋主田心ノ命之後也なども見ゆ、此らは此ノ道には縁なきことなるべけれど、且ク出しつ、】○建沼河別命、此ノ命の事も、境原ノ宮ノ段に出、【傳廿二の卷】○東ノ方十二道、東方は、比牟加志能加多と訓べし、【方を、師の、傍と訓たれど、かゝる處にては、傍はわろし、】古へは凡て東ノ南西北、みな加多と云ことを多く添て云る例なり、十二道は、十二國を云なり、國造本紀【上毛野ノ國造ノ條】に、東方十二國とあり、上の高志ノ道も、下文には、高志ノ國とあり、又孝德紀に、前以良家大夫、使治東方八道、既而國司之任、六人奉法、二人違令云々とある、此に國司八人の事を云るにて、八道は八國なること、明らけし、【八國は、此の十二國の内の八國なるべし、】さて十二は、何れの國々を合せたる數にか、今さだかに知がたし、されどこゝろみに云ば、伊勢【伊賀志摩は、此ノ國に屬べし、】尾張參河遠江駿河甲斐伊豆

相模武藏總【上總下總なり、安房は、後に上總より分れたり、】常陸陸奥【此國は、後には東海道には入ざれども、下文に、往遇于相津とあれば、此ノ十二國の內なり、又倭建ノ命ノ段にも、東方十二道とありて、蝦夷を言向にまひし事の見えたるをも思ふべし、】なるべきか、倭建ノ命ノ段にも、東方十二道とあり、是ぞ上ッ代の定めなりけむかし、さて國を道と云は、朝廷より、其國を治めに、人を遣すに就て云稱なり、先ッ神代に、天尾羽張神の言に、恐之仕奉、然於此道者、僕子建御雷神可遣とあるは、天ッ神の御使に答へ白し賜へる言にて、此ノ道とは、葦原ノ中國を言向に罷行ことを云り、さて黑田ノ宮ノ段に、針間爲道口、以言向和吉備國とあるも、針間を言向る國の初とするを、爲道ノ口と云るなり、又丹波道主と申す王の名も、丹波ノ國を治めに遣され賜ひしに因て、道主とは申せるなり、此等其段々【傳廿一の五十一葉又廿二の六十二葉】を見て、考へ合すべし、上に高志ノ道とある道も、此意なり、【此を書紀には、北陸とあるに依て、たゞ後に云ヽ北陸道のことぞとのみ心得ては、道と云る義足はず、】されば後に東海道東山道など云名を建て、天ノ下を總て、畿外を七道と分ヶ定められたるも、まづは漢國の制【唐ノ太宗が時に、彼ノ國內を分て、初めて十道と定めたり、】にならひ、且は上ッ代より云ヒ來つる稱にも由賜へる物なるべし、【抑畿外を都て七道と分ち、又其名どもを定められたるも、何れの御世と云こと詳ならず、按に孝德天皇ばかりの御世にもやありけむ、孝德紀二年に、畿內の疆を定められしことは見えたれども、其處にも七道のさだは見えずして、同年の文に、東方八道とあれば、是は上代の稱格なれば、是ノ時いまだ、都てを分て七道とせる制りは無かりしこと知られたり、然るに彼ノ紀の此御世にしも、東海北陸などあるは、後に出來たる名を以て、記されたる物にして、當昔の名には非ず、此ノ記に、東方十二道、高志ノ道などあるぞ、古への稱にはありける、又景行紀に、東山道とあるも、同じことなり、凡て孝德紀より前に、かゝる名どもの見えたるは、後の名を以て記されたるものぞ、成務紀に、山陽山陰とあるは、何地にまれ、山ノ南山ノ北と云ことにして、

山陽道山陰道を云るには非ず、さて十道と云ことは、文武紀に始めて見えたり、○遣ノ字、一本には東ノ字の下にあり、一本には方ノ字の下にあり、みな誤なり、今は延佳本又一本に依れり、】○麻都漏波奴は、白檮原ノ宮ノ段に、不伏人とある下【傳十九の六十七葉】に云るが如し、○和平は、許登牟氣夜波須と訓べし、【此言の例も、彼ノ白檮原ノ宮ノ段に引る文どもを見て知るべし、】此は上の高志ノ道をも合せて云るなり、○日子坐ノ王、伊邪河ノ宮ノ段【傳廿二の四十九葉】に出、○旦波、同宮ノ段【傳二十二】に出、○玖賀耳之御笠は、服從はぬ輩の魁帥の名なるべし、其にとりて、玖賀耳は、姓とも聞えず、地ノ名かと思へど、丹波に此ノ地ノ名、物に見えず、【周防ノ國、にぞ、玖珂ノ郡はある、】かにかくに心得がたし、若シくは此は、御笠とは別人にして、二人の名か、然らば之ノ字は、及ノ字を誤れるなるべし、耳之と云ること、何れにしても如何はしければなり、【若シ姓ならば、部ノ字を耳に誤れるものか、地ノ名にても、耳はいかゞなり、又首より名としても、中らに耳之と云る名の例は、いまだ見あたらず、】御笠は、和名抄に、丹後ノ國加佐郡あれば、【天武紀にも、丹波ノ國訶沙ノ郡と見えたり、】此ノ地に因れる名にやあらむ、○令殺は、登良斯米賜伎と訓べし、殺を登流と訓むことは、日代ノ宮ノ段に、倭建ノ命に詔之、西ノ方有熊曾建二人、是不伏无禮人等、故取其人等而遣、また取伊服岐能山之神幸行、【倭建ノ命の御事なり、】穴穗ノ宮ノ段に、人取天皇【こは目弱ノ王の天皇を弑奉しことなり、】などあるに依れり、これらみな殺を取と云り、又倭建ノ命ノ段に、意禮熊曾建二人、不伏無禮聞看而、取殺意禮詔而遣とあるは、取殺と書たれども、此も例に依て、殺ノ字を引合せて登禮と訓べし、【即其ノ詔命、右に引たる所には、取とのみ書るを以て知べし、】玉垣ノ宮ノ段に、擊沙本毘古王之時とある擊をも、然訓べし、萬葉六に、千萬乃、軍奈利友、言擧不爲、取而可來、男常曾念、【こは藤原ノ宇合卿、西海道ノ節度使に罷らるゝを送れる歌なり、取而來とは、討平けて歸り來るを云なり、捕へて率て來るには非ず、】延喜十四年、渡會ノ神主ノ本系帳に、卷向玉紀宮御宇天皇ノ

御世、越國荒振兒賊阿彦在天、不從皇化、取牟仁罷止詔天、標劍賜遣支、即幡上罷行、取牟天返事白時、天皇歡給天、大幡主名加給支【式に、加賀ノ國能美ノ郡、幡生ノ神社あり、生ノ字は、主を誤れるなるべし、此は事のついでに云のみなり、】などもあり、常に鷹の鳥を取、猫の鼠を取、鵜の魚を取、など云ノ類ノ取も、もと同意なり、【〇注の皆ノ字、舊本には無けれども、諸本皆有り、又他の例もかゝる處はみな、皆也とあるなり、】書紀ニ云く、十年九月、以二大彦命一遣二北陸一武渟川別遣二東海一吉備津彦遣二西道一丹波道主命遣二丹波一因以詔之曰若有二不受教者一乃舉兵伐之一既而共授二印綬一爲二將軍一【これに西道とあるは、吉備ノ國なり、さて吉備津彦ノ命の、其國を言向に罷り給ひし事は、此ノ記には黒田ノ宮ノ段に見えたり、其は時代の傳への異なるには非ず、此ノ命の出たまへる因に、此ノ事をも、其段に舉たるなり、さて又丹波ノ國に遣はしゝは、此ノ記には、日子坐ノ王なるに、丹波ノ道主ノ命とあるは、道主ノ命は、即チ日子坐ノ王の御子なれば、御父子の間、傳への異なるなり、此は書紀の方や正しかるべき、】

故大毘古命罷往於高志國之時服腰裳少女立山代之幣羅坂而歌曰古波夜美麻紀伊理毘古波夜美麻紀伊理毘古波夜意能賀袁袁奴須美斯勢牟登斯理都斗用伊由岐多賀比麻幣都斗用伊由岐多賀比宇迦迦波久斯良爾登美麻紀伊理毘古波夜。於是大毘古命思怪返馬。問其少女曰汝所謂之言何言

爾少女答曰吾勿言唯爲詠歌耳即不見其所如而忽失

高志、一本又一本に、但馬と作るは、字ノ形も似ず、さらに由もなきことなるに、如何してかは誤りけむ、今は眞福寺本延佳本に依れり、○罷往は、麻迦理伊麻須と訓べし、往をば伊麻須と云るは、万葉五ノ廿丁に、唐能、遠境爾、野加婆佐禮、麻加利伊麻勢、十二ノ廿八丁に、山越而、往座君乎者、十五ノ四丁に、大船乎、安流美爾伊多之、伊麻須君、又五丁、多久夫須麻、新羅邊伊麻須、廿ノ四十丁に、安之我良乃、夜敝也麻故要氐、伊麻之奈婆など、なほ多かり、後ノ世に、某處へおはしますと云も、同じことなり、○腰裳は、字の随に許志毋と訓べし、【延佳も師も、一字をたゞ毋と訓れしかども、若然ならむには、裳ノ一字を書べきに、腰ノ字を添たるは、然にはあらじ、】姓氏錄に、葛木ノ襲津彦ノ命ノ男、腰裙宿禰と云人ノ名もあれば、【裙は、雄略紀欽明紀などにも、毋と訓ミ万葉にも、裳に此ノ字を書る處あり、】古ヘ然云ル服の名ありしなり、さて其は、尋常の裳とは別物か、はた常の裳を、然も云しか、其ノ制は詳ならず、【台記ノ別記に、久安六年正月十日、女御入内、同廿二日、女房ノ衣ノ色目、白衣五領、濃ノ打衣、梅ノ織物ノ表着、蒲萄染ノ織物ノ唐衣白キ腰裳、また三月五日、臨時ノ祭ノ打出ト云々、蒲萄染ノ唐衣、款冬ノ腰裳とあり、此ドはたゞのつねの裳を云るか、別物か、未ダよく考へず、なほ他の記錄どもにも、此ノ名見えたることおほゆれど、今たしかに得思ヒ出ず、いかにまれ此ドは、後ノ世のことなれば、上代に云ると同ジ物とは思はれず凡てかゝる物の類なども、後ノ世の例を以ては、上代の事は云ヒがたけれど、名の同じきによりて、引出つるなり、】上代には、褌をも毋と云つるかとおぼしき事あれば、【其由は傳六の四十八葉に云り】其に別むためにか、裳に著る裳をば、腰裳とも云りしにやあらむ、但ノ万葉の哥などに依て思ふに、古ヘに裳は、女のおしなべて服たりし物なるに、此に此ノを服たることを、殊に云るは、尋常の裳には非るが故か、又思ふに、此は此ノ記にも書紀

にも、共に少女と書き、童女とも書紀に書れたれば、いまだ幼き女なるべし、さて後ノ世に、女に裳着して初て、此を服る儀のあるを思へば、上代にも、童女のほどは、裳は服ざりしことなるに、此ノ少女の服てあるは、尋常のよそひに非る故に、殊に云るにもやあらむ、此ノ物の事、なほよく考ふべし、○服は、祁勢流と訓べし、【佐々流とよむもひがことには非ず、】倭建ノ命の御歌に、那賀祁勢流、意須比能須蘇爾とありて、着而在と云意の古言なり、なほ彼ノ御歌の下【傳廿八の九葉】に云べし、○山代之幣羅坂、古、倭より、越國へは、山城近江を經て下りしなりさて幣良坂と云は、書紀ノ十ノ傳に、平坂とあり、幣と比とは、殊に近く通ふ音なれば、何れにも云しなるべし、日置を幣伎とも云類なり、或人、久世ノ郡に那羅ノ郷あるに依て、此ノ平坂を、ナラザカと訓るはわろし、】其ノ道次とは聞えたれども、此より外に物に見えねば、何處ばかりに在ルにか、詳ならず、此ノ時のさまを思ふに相樂ノ郡の內、倭國の境に近き地にてはあるべし、【なほ其ノあたりの地理をよく尋ねば、考へ知らるゝこともあるべし、若シくは今ノ世に、一ノ之坂と云處ならむか、此は木津川より南にて、倭ノ國の境なり、】○歌曰は、宇多比祁良久と訓べし、○古波夜、【此ノ三字、延佳本に無きは、書紀と名合せて、さかしらに削しなるべし、諸本にみなあり、】三言の句なり、此は美麻紀伊理毘古波夜と云ノ句の調を助け、勢をあらせむために、其ノ詞の末を截取て、先ッ初メにかく歌ひ出たる物なり、凡て歌ふ物には、今もかゝる類多し、○美麻紀一句なり、○伊理毘古波夜、此ノ二句は、天皇の大御名にして、波夜は、歎く辭なり、此ノ事倭建ノ命ノ段、阿豆麻波夜とある處【傳廿七の八十一葉】に、委く云べし、さて此ノ二句を再ヒ重ねて歌へるは、歌ふ物の常なる中に、歎きの深切なるなり、○意能賀袁袁、上の袁ノ字、諸本皆素と作るは、寫ノ誤なり、今は、書紀に此ノ句、飫迺餓烏鳴とあるに依て改めつ、【師は、素を用ひて、巣なり、上卷に、御巣とあるに同じと云れつれど、わろし、まづ記中に、素ノ字を假字に用ひたる例なし、袁ノ字は、赤裳表などにも誤れる處多ければ、此レも袁の誤なること決し、且素としては、其ノ意

解べき由なし、師ノ説の如く栖の義としては、後戸前戸には因あれども、殺むと云に叶はず、若シ栖ならば、奴須美斯勢牟登と云二句、伊由岐多賀比の下に在らでは、とゝのはず、よく味ひ見べし、】意能賀は、御眞木入日子の己がなり、【作者の己レには非ず、】袁は、命と云むが如し、凡て物を續け持て、不絶らしむる物を、袁と云、緒も此意の名なり、命も、生の續きて、絶ざる間を云なれば、是レを袁とも云るなるべし、又多麻能袁とも云るも、魂を放らさず、持續くるより云なるべし、年緒長くと云も、年の長く續くことなり、又万葉ノ歌に、多く氣緒に思ふと云るも、【氣は借字にて、】生の緒の意にて、命にかけて思ふと云こゝにもあるべし、【十一の四十一葉に、生緒と書るや正字ならむ、又十四に、いきに吾爲ることあるも、生にて、命にすと云ことか、十二に、氣緒爾吉氣築之ともあれば、氣緒は、息のことには非じとぞ思ふ、】命は、生の緒なればなり、右の言どもを考へ合せて、意能賀袁は、己が命と云義なることを曉るべし、【契沖が、己とは、吾田媛なり、袁は夫にて、其ノ夫武埴安彦を云と云るは、いみしきひがことなり、其由は次に云、】万葉十四に、於能我乎遠、於保爾奈於毛比曾、爾波爾多知、惠麻須我可良爾、古麻爾安布毛能乎、此ノ初メノ句は、異意とは聞ゆれども、語の同じきまゝに引つ、【此哥、已レさきに思ひしは、初メノ句は、此なると同意にて、結句の古麻は、師の古庇の誤と云れつるに隨ひて、一首の意は君が庭に立て、咲給ひしを見しより、戀にあひて、思ひなやみ侍るを、かくては命も堪まじきを、我ガ命をおほよそに勿おぼしすてそ、とよめるなりと思へりき、然れども庇ノ字、假字に用ひたる例もをさをさ見えぬうへに、此ノ哥の前後、みな駒をよめる哥の中なれば、此レも必駒なるべし、さては初ノ句の意も、此なるとは同じからじ、稻掛ノ大平が考へに、初ノ句の乎は、緒にて、馬を牽繩を云るにて、其を男を戀て、吾ガ方に引キよせむとするにとれるなり、二ノ句は、其ノ吾ガ思ひを、おほろかに思ひ賜ふなと云なり、結ノ句の駒に逢も、馬を牽ことにて、君をひきよせむとする、思ひにあふを云なり、上にはたゞ緒と云、下にはたゞ駒と云るを、上下相照して、然聞ゆるなり、此ノ

次なる語の、佐手賣古の字も、同意の緒なりと云り、此ノ考へぞ宜しき、】下の袁は辭なり、さて諸本に、此ノ下に式ノ字あり、【一本には式、一本には或と作り、共に式の誤と見ゆ、延佳本に式と作り、】其は助辭のシとして、語を絶つにれども、此ノ字能心得ねば、【此ノ字假字に用ひたる例なし、殊に入聲ノ字なれば、いかゞなり、試の音もあれども、そは僻音なり、】今は書紀に此ノ辭無きに依て、削去つ、此は句の調も、五言にて宜き處なりかし、○奴須美斯勢牟登は、竊に將弑となり、奴須牟とは、何事にまれ、人のゆるさぬ事を、知らるまじく隱して、密に物するを云、【必しも人の物を取、こゝのみには非ず、さて此を書紀に、豊殊末句とあるを、契沖が、豊をノと讀て、詔なりと云るは、いたく非なり、古へ豊をノの假字に用ひたることなく、又詔を、ノスマクとはいかでかもいふべき、】後を斯勢と云るは、上卷沼河日賣の歌に、伊能知波、那志勢多麻比曾とあり、其處に委く云り、【傳十一の二十葉】○斯理都斗用は、【斗は清音なり、濁るべからず、】自後戸なり、○麻幣都斗用は、自前戸なり、○伊由岐多賀比は、伊は發語にて、行違なり、是は皇宮の殿の戸口によりて、出入人目を伺ひて、見つけられじと、彼方へ此方へ避違ひて、竊に入むと窺ひねらふ狀を云るなり、高津ノ宮ノ段に、口子臣が事を云る處に、參伏前殿戸者、違出後戸、參伏後殿戸者、違出前戸、とあるに語よく似たり、【書紀に依るに、建波邇安王、己は山代より、其妻は大坂より、分れて攻むとするを、後戸よ前戸よりと云るにもあらむかと思へど、其まではあらじ、】○宇迦迦波久は、窺はくなり、○斯良爾登は、不知となり、不知を斯良爾と云は、古言にて、万葉などにも常多し、爾は奴の活轉なるべし、登は、万葉二に、鴨山之磐根之卷有吾乎鴨、不知等妹之待乍將有、とある等と同じくて、知らぬことゝてと云意なり、書紀には、此ノ登ノ辭なし、【無きも大かたの意は同じ、】さて書紀には、此ノ次に、比賣那素寐殊望と云句あるを、此には然る言もなくて、結めたるは、足はぬ如聞ゆれど、然らず、其由は次に云、○美麻紀の句伊理毘古波夜、如此結めたるに、云々する者のあるをも所知看さぬこ

こゝて、何の御心もなくて坐シますことよと、深く危ぶみ歎き奉る意、おのづからこもりて聞ゆるなり、【何心もなくて坐シますことよと云意を、言ノ外にこめたるところ、彼ノ比賣那素麻殊望と云るにあたれるを、此レは其事を指シて云ざるに、深き意のこもれるなり、かゝる哥は、いくたびも誦あげみれば、裏にこもれる意も、おのづから心にうかぶ物ぞ、】○一首の總ての意は、己命の大御命を、ひそかに殺奉むとて、大殿を左に右に窺ひ奉る者のあるを、所知看さぬことて、御眞木入日子命はよ、何の御心もなくて坐シますことよと、危ぶみ歎きて、よそながら驚かし諭し奉れるさまにて、大御名を二たび三たび打返し申して、結めたるに、限リもなく深き歎きの聞ゆるなり、書紀に云、大彦命、到ニ於和珥坂ノ上ニ時、有ニ少女ニ歌之曰、【一云、大彦ノ命、到ニ山背平坂ニ時、道ノ側ニ有ニ童女ニ歌之曰、】瀰磨紀、異利寐胡播揶、飫迺鵝烏鳥、志齊務苦、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望、【農殊末句は、竊まくなり、比賣那素寐は、契沖が、媛ノ遊なりと云る、さもあるべし、能阿は那と切まればなり、然れども此レを、吾田媛が香山に來つる事として、一首の總てを、吾田媛を誡むる詞と云るは、いみしき非なり、吾田媛を誡むる詞を、大彦ノ命に告て、何にかはせむ、此ノ記の哥に、美麻紀伊理毘古波夜と結めたるにて其ノ誤リ殊にいちじるし、媛遊とは、天皇の、美女を集へて、宴なとし給ふを云るなるべし、】一云、於朋耆妬庸利、于介伽卑氏、許呂佐務苦、須羅句塢志羅珥、比賣那素寐須望、【こは右ノ哥の志齊務苦以下三句の異か、はた飫迺鵝烏鳥以下四句か、全く一首には非ず、さて何れも總ての哥の意は、此ノ記のと全同じことなり、契沖が説の如くにては、此ノ初ノの二句なと、殊に穩ならずこそ、】○思ヒ怪、一本には、思ノ字を異と作り其も聞えたり、○返ス時は、驛とあるべきを、返とあるは、彼ノ少女は、歎を詠ひすてゝ、大毘古ノ命の來坐しゝ方へ、往ちがひて過ぬる故に、其方へ引返し賜ふなるべし、○何言は、繼體紀の哥に、柯羅屢儞嗚、以柯儞輔居等所、梅豆羅古枳駄樓、【韓國を、如何言こそ、目頰子來而行なり、】とあるに依て訓べし、【此哥なるは、如何なる事ぞと云意にて、いさゝか

異なれども、詞は如何言こそなれば、此も同じ、】〇爲詠歌耳は、宇多袁許曾宇多比都禮と訓べし、【許曾と云詞に、耳ノ字の意あること、首ノ卷に云るが如し、】たゞ勿言とのみ答ては止ずして、如此しも云るは、凡て歌に、直に云ず常の言の比に非ず、意をこめて、物を人に喩すわざにしあれば、常の言の比に、おほよそに勿聽賜ひそ、心とゞめ賜へとの答なるべし、〇即不見其所如而【如ノ字は往なり、】は、由久幣母美延受と訓べし、【由久幣は行方と云ことなり、然るを行末の香と心得て、由久衛と書くは、違へり、】〇忽失、此ノ少女、神にぞ坐しけむ、書紀ニ云、於是大彦ノ命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌、忽不見矣、

故大毘古命更還參上請於天皇時天皇答詔之此者爲在山代國我之庶兄建波邇安王起邪心之表耳【波邇二字以音】伯父興軍宜行即副丸邇臣之祖日子國夫玖命而遣時即於丸邇坂居忌瓮而罷往於是到山代之和訶羅河時其建波邇安王興軍待遮各中挾河而對立相挑故號其地謂伊杼美今謂伊豆美也爾日子國夫玖命乞云其廂人先忌矢可彈爾其建波邇安王雖射不得中於是國夫玖命彈矢者即射建波邇安王而死故其軍悉破而逃

散爾追迫其逃軍到久須婆之度時皆被迫窘而屎出懸於褌。故號其地謂屎褌。今者謂久須婆。又遮其逃軍以斬者如鵜浮於河。故號其河謂鵜河也。亦斬波布理其軍士。故號其地謂波布理曾能自波下五字以音如此平訖參上覆奏

更は、請と云までに係れり、【たゞ還と云にのみ係る言にはあらず、】一たび罷申して、上道しつるが、又更に謁見申す意にて云る言なり、○請は麻袁須と訓べし、かの幣良坂にて、少女の詠ひし歌の趣おぼろけならず、大事にて、聞棄しがたかりし故に、更に謁見て、其ノありつる状を奏すなり、○答詔、答とは、常には人の物を問フにつきて言を云へども、此などは、必しも然らず、たゞ大毘古ノ命の、事を奏すに就て、詔ふを云るなり、○爲ノ字【此者の下に在リ】は、淤呂布爾と訓べし、例は上卷に、爲生成國土奈何、また爲穢汚而奉進、高津ノ宮ノ段に、爲人民富なども、此なども、何か字の意をとりて、起邪心之表と云所より返リて、云々之表爲耳と訓て、かなへども、其意にて、置るには非じ、又延佳は、起邪心より返リて、タメと訓たれども、そは殊にわろし、】○在は、那流と訓べし、【那流は、邇阿流の切まりたる辭なり、】○我之庶兄、我之は、汝之を誤れるものと見ゆれば、那賀と訓べし、其故は、建波邇安ノ王は、孝元天皇の御子にして、大毘古ノ命の兄弟にこそあれ、崇神天皇の御兄弟にはあらず、崇神天皇には、異母御叔父なればなり、【故此をば師も疑ひて、御庶伯父なるを、庶兄と書ることは、由あるか知らず、姑くアラメヲヂと訓てあるべしと云れき、然れども伯父を兄と云べき謂れもなく、又庶伯父とあらむを、庶兄と寫し誤るべきにも非ず、且

伯父甥の間よりも、兄弟の間は、近く親きものなれば、其ノ兄弟なる大毘古ノ命に對ひて詔はむには、必ス汝之庶兄とこそ詔ふべきことなれ、親しき兄弟をさしおきて、やゝ疎き御甥の、我之伯父とは詔ふまじきことにこそ、然るに今如此に、我とあるは、汝ノ字を後に寫誤れるか、又那と阿とは、殊に近き音にて、通はし云る例もあるほどなれば、阿禮が口に誦し誤より錯ひて、安萬侶ノ朝臣は、阿と聞取れるまゝに、何心もなく、我と書れたるにもあるべくや、凡て此ノ記は、阿禮が誦るを聞るまゝに記せる書なれば、さることもあるまじきに非ず、其はとまれかくまれ、かならず汝にてあるべきことなり、】庶兄は、麻々勢と訓べきこと、白檮原宮ノ段【傳廿の卅九葉】に云るが如し、さて境原ノ宮ノ段に舉たる、皇子たちの次第は、大毘古ノ命は初、建波邇安ノ王は終リにあれども、其ハ御母の列に依れる物なれば、實は此に詔へる如く、建波邇安ノ王ぞ、御兄なりけむ、○建波邇安ノ王、境原ノ宮ノ段には、建波邇夜須毘古ノ命とあり、○邪心は、伎多那伎許々呂と訓べし、既に上卷【傳七の四十三葉】に出たり、若櫻ノ宮ノ段に、僕者無穢邪心とあり、續紀廿六に、此奴等毛、如是久逆穢心乎發天在計利止波、既明仁知奴、また逆心乎以天、朝廷乎動傾止之天、卅九に、岐多奈久惡奴止云、卅に、惡久穢心乎以天など見えたり、凡て朝廷に忠なる心を、清心とも、明心とも、いひ、不忠なるを、穢心と云、其人を穢奴と云なり、○表は、斯流志と訓べし、書紀にも然訓り、徵表なることもあり、万葉十九に、乎等女等之後能表跡、さて天皇の如此詔ふを按ふに、大毘古ノ命の申シ給ふ事、大御心に所思し合せたることのありけるなるべし、其は彼ノ建波邇安ノ王の、もとよりの舊き人をも、兼て所知食し、又是ノ時既にあやしき所行などありて、疑はしくおもほせるをりからにやありけむ、書紀には此ノ事、百襲姫ノ命の申シ賜へるに依て、所知看たる趣なり、何れにてもありなむ、○伯父は、袁遲と訓、小父の義なり、和名抄に、伯父和名乎知とあり、【父の兄を伯父、父の弟を叔父、父の姉を伯母、父の妹を叔母などゝ、分て云は、漢國のことなり、皇國にては、父の兄弟をば、同じく袁遲、

父の姉妹をば、同じく袁婆と云り、字鏡に、阿伯ハ父之兄、江乎地、阿叔ハ父之弟、弟乎地とあれど、此はやゝ後の稱なるべし】此は大毘古ノ命を指て詔ふなり、書紀ノ安閑ノ巻に、其ノ天皇の、大伴ノ金村ノ大連を指シて、大伴ノ伯父と詔ひ、【此ノ伯父を、オキナドモと訓るはわろし】舒明ノ巻に、山背ノ大兄ノ王の、蘇我ノ蝦夷ノ大臣を、叔父とのたまへる語見えたり、此ら御伯叔父には非ず、たゞ父の齢の列なる人を、崇め親みて云稱と聞ゆ、今俗言にも、常に云ことなり、此は殊に實ノ大御伯父に坐せばさらなり、○宜行は、由加勢と訓べし、由氣を延たる古語なり、建波邇安ノ王を討に行けなり、さて此ノ處、書紀には、大彦ノ命乃還、而具以狀奏、於是天皇姨倭迹々日百襲姫命、聰明叡智、能識未然、乃知其歌怪、言于天皇、是武埴安彦將謀反之表者也、吾聞武埴安彦之妻吾田媛、密來之、取倭香山土、裹領巾頭、而祈曰、倭國之物實、則反之、是以知有事焉、非早圖、必後之、於是更留諸將軍而議之とあり、【諸將軍とは、上に見えたる四道に遣す將軍たちを云】○丸邇臣は、伊邪河ノ宮ノ段に出、【傳廿二の四十六葉】○日子國夫玖命、名義國率にやあらむ、【牟と夫と通ふ例多し、さて此ノ氏に、彦國姥津命など、彦ノ國と云名のこれかれあるは、始祖天帶彦國押人ノ命の御名に因れるにや】此ノ人、姓氏錄に、【吉田連の條】天帶彦國押人ノ命ノ四世ノ孫、彦國葺命とも、又【眞野ノ臣和邇部臣、朝臣などの條】天足彦國押人ノ命ノ三世ノ孫、彦國葺ノ命とも見えたり、【四世三世何れか正しからむ】伊邪河ノ宮ノ段に出たる、日子國意祁都命【傳廿二の四十八葉考ふべし】の子か、若シは孫なるべし、書紀垂仁ノ巻、五人の大夫の中にも、和珥ノ臣ノ遠祖彦國葺と見え、國造本紀にも、和邇ノ臣ノ祖彦訓服命と見えたり、○副は、大毘古ノ命に副てなり、○丸邇坂、神名帳に、大和ノ國添ノ上ノ郡、和邇ニ坐ス赤坂比古ノ神社、又和邇ノ下ノ神社あり、【和爾村今もあり、那良の南ノ方なり、雄畧紀に、春日和珥臣ともあるは、上代には、此ノあたりまで春日の地なりしなり】坂は、書紀神武ノ巻にも見え、【丸邇ノ池、高津ノ宮ノ段に見ゆ】明ノ宮ノ段の大御哥に、和邇佐とあるは、

此ノ坂なり、【佐は坂のことなり、佐加は、坂所の意なり、さて彼ノ赤坂比古と云も、若クは此ノ坂によれる神名にもやあらむ】さて師木ノ京【此ノ御世の京なり】より、山城へ行クには、此ノ坂を越る道次なり、○居忌瓮、此ノ事は、黒田ノ宮ノ段に見えて、其ノ處【傳廿一の四十八葉】に云り、さて此ノ件、書紀にはまづ、未幾時武埴安彦與其ノ妻吾田媛謀反逆、興師忽至、各分道、而夫從山背、婦從大坂共入、欲襲帝京時、天皇遣五十狹芹彦命、撃吾田媛之軍師遮於大坂、皆大破之、殺吾田媛、悉斬其軍卒とありて、次に復遣大彦與和珥ノ臣ノ遠祖彦國葺、向山背撃埴安彦、爰以忌瓮鎮坐於和珥武鐰坂上、則率精兵進、登那羅山而軍之、時官軍屯聚而、蹢跙草木、因以號其山曰那羅山とあり、○和訶羅河は、泉川の舊名なり、其由次に見ゆ、○待遮、凡て待云々と云ること、古語に多し、【上に既に云り】遮は、佐閇岐流と訓、佐閇は障なり、伎流は限にて、塞隔つるを云、【傳など、其意の名なり】○各中挾河而對立相挑は、中挾を、那迦爾波佐美弖と訓、對立を牟伎多知弖と訓べし、上巻黄泉段に、千引石引塞其黄泉比良坂、其石置中、各對立而云々、又御誓ノ段に、各中置天ノ安河而、宇氣布時、などあるに依れり、【置と書るは古言、挾と書るは漢文なり】なほ彼ノ處々【傳六の廿九葉、七の四十八葉、四十九葉】に云ることを考へ合すべし、さて各は、相挑と云へ係れり、互になり、挑は、彼を誘ひ動かす意にて、其より爭ふ意にも轉れり、此は互に誘動かして、戰はむといさみ進むを云なり、○今ハ謂伊豆美也、此ノ六字、諸本皆細に書るを、今改めて本文とせり、其故は、如此書る例どもを考るに、白檮原ノ宮ノ段に、故號其地謂楯津、於今者云日下之蓼津也、玉垣ノ宮ノ段に、故號其地謂懸木、今云相樂、また故號其地謂墮國、今云弟國也、訶志比ノ宮ノ段に、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也などある、皆大字本文にて、註に書る例は無ければなり、さて伊豆美は、和名抄に、山城國相樂郡水泉【以豆美】郷これなり、續紀卅一には、出水郷とあり、万葉四【四十五丁】に、川津鳴泉之里爾、十一【二十七丁】に、宮木引泉之追馬喚犬二、などあり、河は、

【即木津川なり、】雜式に、凡山城國泉河樺井渡瀨者、官率東大寺工等、毎年九月上旬、造假橋と見え、万葉一三に、泉乃河爾持越流、眞木乃都麻手乎、九十一に、妹門入出見河乃、十三七に、眞木積泉河乃速瀨、十七に、橘並而伊豆美乃河波乃、又廿 青丹余之奈良夜麻須疑底、泉川伎欲吉可波良爾馬駐、古今集旅に、京出て今日みかの原泉川、新古今集戀に、甕原涌て流る、泉河、此ノ外哥いと多し、書紀云、更避那羅山而進、到輪韓河與埴安彦挾河屯之、各相挑焉、故時人改號其河、曰挑河、今謂泉河訛也、○其廟人は、曾那多能比登と訓べし、明ノ宮ノ段にも、伏隱河邊之兵、彼廟此廟一時共興とあり、【此レも加那多許那多と訓てよろし、】廟は、軍防令に、左右廟とありて、義解に、左右廟、猶左右方也と云り、【此ノ廟の義解の說、誤ありげに聞ゆれども、猶左右方とあるは、然ることなるべし、唐六典に、凡在牧之馬、皆印、印左髆以小官字、右髀以年辰、尾側以監名、皆依左右廟とある、此は其ノ上ノ文に、凡馬有左右監、以別其麁良云々、細馬之監稱左、麁馬之監稱右云々、以土地爲其監名とあるを以見れば、左右廟とは、左右監を云るにて、以監名云々は、たとへば左某ノ監、右某ノ監と印すを云、皆依左右廟とは、何れも其左右をしるせと云ことなり、然れば此も廟は、たゞ監の左右を云るまでにて、左方右方と云ことなりけり、】然れば何にまれ、彼と此と、兩方にあることに附て云言にて、輕き字なり、【定まりて廟と云物あるを云には非ず、そもそも此ノ字は、玉篇に、東西ノ序也と注し、史記ノ索隱に、正寢之東西ノ室、皆號曰廟ともあれば、此ノ義を取て、左右と雙びあるをば、何にても左廟右廟と云るなり、然るを此ノ記なるは、又轉りて、たゞ彼と此と對ひたることに云るものなり、】○忌矢は、伊波比夜と訓べし、此は彼方此方の軍、間近く相對て、戰はむとする初に、互に先一矢を射交す式なり、其は物の初なれば、殊に重みして、齋ひ愼み、神にも祈禱て發す故に、忌矢とは云なり、【後ノ世にも、矢合せと云儀のあるは、此ノ式の遺れるなり、】○可彈は、波那豆と訓べし、

朝倉ノ宮ノ段にも、各告名而彈矢とあり、○と云は、【下より囘りて】許布麻々邇と訓べし、【麻々邇と云に當る字は無けれども、然訓ては語の勢よろし、】○彈矢者は、波那豆流夜波と訓べし、【また夜波那豆婆と訓むもあしからじ、】○射は、師の、伊阿豆と訓れたる宜し、書紀云、埴安彦望之、問彦國葺曰、何由矣、汝興師來耶、對曰汝逆天無道、欲傾王室、故擧義兵、欲討汝逆、是天皇之命也、於是各爭先射、武埴安彦先射彦國葺、不得中、後彦國葺射埴安彦、中胸而殺焉、○其軍は、建波邇安王の軍なり、○散は、師の、阿良氣奴と訓れたる宜し、書紀ノ神代ノ卷に、散去を然訓り、○久須婆之度【婆ノ字、諸本に波と作り、今は眞福寺本に依れり、次にも下卷にも、婆と作ればなり、】は、和名抄に、河內ノ國交野ノ郡葛葉ノ【久須波】鄕あり、是なり、【今も楠葉村ありて、須を濁り、波を淸て呼なり、和名抄にも、葛ノ字を書るは、中古より然呼しにや、】書紀ノ繼體ノ卷に、樟葉宮、續紀左に、交野ノ郡楠葉驛など見ゆ、度は、穴穗ノ宮ノ段にも、逃渡玖須婆之河云々とあり、淀川にて、今も楠葉ノ渡と云なり、【河の向ひは、攝津ノ國なり、】此ノ處、山城ノ國綴喜ノ郡の堺に近くして、淀川は、泉河の末なれば、河に傍て、綴喜ノ郡を經て、逃るを追來て、此ノ渡に到て、追竄めたるなるべし、○被迫窘而は、勢米良延多斯那美豆と訓べし、良延は良禮の古言なり、【上に既に云り、】多斯那牟は、書紀ノ神代ノ卷に、辛苦困厄、神武ノ卷などに、厄、欽明ノ卷に、劬勞、齊明ノ卷に、困苦などを然訓り、【窘は、字書に、窮迫也とも、困也とも、急也とも注せり、】窮く困むを云、○屎、上卷【傳五】に出、痛く辛苦み困む時は、自出ることある物ぞ、○褌も、上卷【傳六の四十九葉】に出たり、○今者謂久須婆、此六字、諸本皆細書るを、今改めて本文とす、其ノ由は上の伊豆美の下と同じ、○遮、此は後より追ふ官軍士の中に、異道より前途へ廻りて、迎遮れるも有りしなるべし、○如鵜浮於河は、宇能碁登と訓、加波爾宇伎多理伎と訓べし、前途を塞限られて、將爲方なきまゝに、河中に逃入て、水に浮漂ふ狀の、鵜の如くなりしと云るなり、鵜、上卷【傳十四】に出、幡者は、幡か、れ

ばと云むが如し、既に皆斬終たる上を云には非ず、【眞福寺本に、斬の上に前ノ字あるは、若シは爲ノ字などの誤にて、爲レ
斬者か、さて此を舊印本にも、延佳本にも、鵜の河に浮が如しと訓るは、非ず、浮ニ於河一は譬へにはあらざれば、如ト
しと云べきに非ず、譬へはたゞ鵜のみなれば、如シ鵜なり、もし浮ニ於河一をも鵜のうへとし、譬へとするときは、此ノ下に
今一ッ浮流とか、浮漂とか云ことあらでは、語足はず、よくく味ふべし、】○鵜河、かく云地ノ名、物に見えず、今
も聞えず、猶考ふべし、【號ニ其河一とあるによりて、泉河の一名と心得るは違へり、其ノ同シ川の流レにはあれども、此レは
別に一處にて云る名なり、木津ノ渡より楠葉ノ渡リまでの間にあるべし、】書紀には、此ノ事は見えず、○斬波布理、波布
流は屠と同じ、上卷八俣遠呂智ノ段に、切ニ散其蛇一者、とある散をも、波布理と訓べし、此ノ切散を、書紀には寸
斬とあるを以て、波布流てふ言の意知ルべし、又白檮原ノ宮ノ段に、兄宇迦斯が事を、控出斬散、故其地謂ニ宇陀之血原一
也とあるは、下の連きの文さへ、此と同じさまなれば、散を波布理と訓べきことも、波布流は散す義なることも、いよゝ
明らけし、【万葉十三に、劒刀磨之心乎、天雲爾念散之、此ノ散之をもハフラシと訓べし、今ノ本の訓は誤なり、さて又流
離ふることを、波布流と云も、鎭居る者の、散亂るゝ意にて、本同意なり、水の溢も同じ、あふるとはふると、通はし
云ること多し、又俗言に、物を棄るを、ほをると云も、はふるを音便に然云にて、本同言同意なり、】さて此は、波布流
とあるべきに、理とあるは、言落居ず、故レ必ス下に辭を添ずては讀ミがたし、凡て假字に辭を附ヶ添ニて讀ムことは、快か
らねども、日代ノ宮ノ段に、如何泥疑之、【ネギシと訓ても、シを添へざることを得ず、下の之ノ字は、此ノ記には假字に用
ひたる例なければ、たゞ附ヶたる字にて、斯てふ辭には當らず、】白檮原ノ宮ノ段に、遠延などあるも、必ス辭を附ヶ添へず
ては讀ミがたし、故レ今も斯てふ辭を讀ミ附ヶて、下の故に連け訓つ、さて此ノ事は、上の遁リ其逃軍一云々と、一連の如く
にも聞ゆめれど、然には非ず、彼とは異處にてありし事にて、又別に一ッなり、○波布理曾能は、和名抄に、山城ノ國

相樂ノ郡祝園ノ【波布曾乃】鄕あり、是なり、【里を省きて呼ぶは、中昔よりのことなるべし、祝ノ字を書るにて、本ははふりそのなることを晦し、さて今祝園村東西南北中と五村あり、】神名帳に、祝園ノ神社もあり、【中古より、こなたの哥によめる、柞山柞ノ杜は、祝園とは別なるか同きか、よく考ふべし、】さて右の鶴河の事と、此ノ祝園の事とは、泉河の渡りより、久須婆までの中間にてありし事どもなれば、久須婆の事より上にあるべきなれども、其ノ追窮たる地の事を先ッ云て、其ノ中間の事をば、立返りて次に云るは、事を記す一ッの體なり、○覆奏、復を覆とも作ること、上【傳十七の四十五葉】に云り、此は大毘古ノ命日子國夫玖ノ命の事なり、書紀云、其軍衆脅退、則追破於河北而、斬首過半、屍骨多溢、故號其處曰羽振苑、亦其卒怖走、屎漏于褌、乃脫甲而逃之、知不得免、叩頭曰我君、故時人號其脫甲處、曰伽和羅、褌屎處、曰屎褌、今謂樟葉訛也、又號叩頭之處、曰我君、【伽和羅てふ地ノ名の事、此ノ記には、輕島ノ宮ノ段に見えて、其由縁異なり、さて褌屎とある處は、文字脫たるべし、和我君は、神名帳に、山城ノ國相樂ノ郡和伎坐天乃夫支賣ノ神社とある地なり、此ノ社は、今大平尾小平尾南村の間に、涌社と云ありて、其社ノ中に、涌出宮と申す社なり、和伎を涌にとりなしたるなり、さて書紀の我君は、本にアギミと訓を付たるに依て、此ノ和伎なることを、古來知れる人なし、古言に昧きが故なり、】

故大毘古命者。隨先命而罷行高志國。爾自東方所遣建沼河別與其父大毘古共往遇于相津。故其地謂相津也。是以各和平所遣之國政而覆奏。

隨先命は、先に大毘古ノ命者、遣高志道、其子建沼河別ノ命者、遣東方十二道而云々とありし、其詔命の如くなり、さ

て此は、大毘古ノ命者と、此ノ命にのみ係て云るが如くなれども、おのづから建沼河別ノ命にも係りて聞ゆるなり、【隨ニ先命ニ而大毘古命者、高志國に、建沼河別命者、東ノ方ノ國に罷行と云はむがごとし、】〇自ニ東方一於と云べきを、自と云る所以は、次に云、〇所遣は、麻氣斯と訓べし、麻氣は、令レ罷の切まりたる言にて、【加良世を切むれば、氣となる、令レ垂を切て志殿と云に同じ、】遣しと同意なり、【任ノ字の訓につきて、傳九の四十八葉に云ることをも考へ合すべし、】万葉十七丁廿に、安麻射加流、比奈乎佐米爾等、大王能、麻氣乃末爾末爾、出而許之、又丁廿 大王能、麻氣能麻々爾々、大夫之、情布里於許之、安思比奇能、山坂古延底、安麻射加流、比奈爾久太理豆、又丁廿 於保吉民能、麻氣乃麻々爾々、之奈射加流、故之乎遠佐米爾、伊泥底許之、などあるを以知べし、〇與ニ其父大毘古一、上に既に大毘古ノ命者とあれば、此はたゞ與下自ニ東方一所遣建沼河別上とあるべきに、又如此云るは、此は建沼河別の方を、主としたる文なればなり、〇相津は、和名抄に、陸奧ノ國會津ノ【阿比豆】郡とある是なり、【會津耶麻大沼河沼を總じ、會津四郡と云ならへり、和名抄に、大沼河沼は見えず、桃生ノ郡の次にある大沼は別か、白河ノ郡の處に、國分ヶ爲ニ高野郡一、今分爲ニ大沼河沼ノ郡一とある、今分ヶより下は、會津ノ郡の處にありつるが、錯ひたるか、國分ヶと今分ヶと、重なれることもいかゞなればなり、】万葉十四丁十五に、阿比豆禰能、云々、【禰は峯なり、】古今六帖に、心にもあらでわたりの會津川、憂名を水に流しつるかな、後撰集別に、君をのみ信夫の里へ往ものを、會津の山の遙けきやなぞ、【此の相津を、延佳が、近江の大津とせるは、アフとオホとを混へたる、いみしき非なり、又師は、近江の粟津を、ハとヒと通ふ音にて、相津と云るならむと云れしかど、是レもわろし、又玉垣ノ宮ノ段に、尾張之相津とあるも、又別なり、】さて姓氏錄【雑波ノ忌寸ノ條】に、大彦ノ命、磯城瑞籬ノ宮ニ御宇天皇ノ御世ニ、遣レ於ニ蝦夷一之時、云々とある、是レ此ノ命の、陸奧まで往し、證なり、〇往遇とは、建沼河別ノ命は、東ノ方ノ十二國を、次第に言向下り賜ひ、大毘古ノ命は、越の國々を言向つゝ、下り賜ひて、陸奧にて、二

方より一ッに行會賜へるを云、會津は今も、東海道より下る道と、北陸道より下る道と、行會ふ地なり、【今ノ世東海道より下る道は、常陸ノ國より陸奧に入り、赤館白河などを經て、會津に至る、又北陸道より下るは、越後ノ國より二道ありて、會津に至る、一ッは新發田よりゆく、これ大道なり、今一ッは長岡よりゆくなり、抑古へと今とは、道路も彼此變りたるべけれども右の道々、大抵はいたく變れることもあるまじきなり、さて又會津へは、上野ノ國よりも、下野ノ國よりも行道あれども、建沼河別ノ命の下り賜ひしは、其等にはあらじ、】上に自東方とある自は、其道の末にて、如此行遇賜へる事を云むとする處なる故なり、【北ノ方より下りし人と、東ノ方より下りし人と、行遇るなり、若シ相津を餘國としては、かの自と云る言にも叶はず、よく味ふべし、】さてかゝる遙の國にて、行遇たらむは、他人の相識れるどちにしあらむだに、あはれは深かるべきに、況て父子の行遇給へらむ、互の情は、又いとこよなかるべし、故其ノ深き情を顯さむがために、上に言更に其父としも云るなるべし、【然らずは此は、其ノ父とは云はずしてあるべき處ぞかし、さて此ノ相津、陸奧の會津なりと云こと、世々の物知り人の、今まで心つかざりしは、いかにぞや、此ノ記に其ノ名の由縁まで、かく詳に見えたるを、彼地人も今に知らずてやあるらむ、】○和平所遣之國政而は、麻氣都流久邇能麻都理碁登袁許登牟氣弖と訓べし、政とは、此は歸化ふ者をば懷け、不服者をば討て、其ノ國を平治むる事を云、其も皇朝に仕奉る事の一ッなればなり、【凡て麻都理碁登とは、臣下の天皇の詔を奉りて、仕奉る事を云稱なり、此ノ事傳十八の上卷にも云り、考へ合すべし、】倭建ノ命ノ段に、所遣之政とあるも是なり、さて政を和平と云は、何とかや穩ならぬ如く聞ゆれども、若櫻ノ宮ノ段にも、令奏天皇政既平訖參上侍之【此は天皇の命を奉りて、墨ノ江ノ中ッ王を殺せる事を、政と云るなり、】と見え、書紀舒明ノ卷にも、平水表政とあり、古語には如此さまにも云しなるべし、これらは其ノ政を行ひたるを、和平とは云るなり、【師は、政ノ字を、訖の誤として、所遣之國を和平訖而と訓れき、さてはいとも穩

なり、上文にも、如此平訖參上と見え、上卷にも、平二訖葦原中國一之白、などあればなり、然れども右の若櫻ノ宮ノ段に、政既平と云る例あれば、なほ政ノ字の誤りにはあらず、】書紀云、詔二群臣一曰、今反者悉伏誅、畿内無事、唯海外荒俗、騷動未止、其四道將軍等、急發之云々、將軍等共發路、十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍、以平戎夷之狀奏焉、【此に海外とあるはいかゞ、四道みな海外には非ず、又四道將軍みな、夏四月同日に復命せるもいかゞ、漢文の潤色によりて、かゝることもあるなるべし、】

爾天下太平人民富榮、於是初令貢男弓端之調女手末之調、

故稱其御世謂所知初國之御眞木天皇也、

太平は、多比良岐と訓べし、書紀景行ノ卷仁德ノ卷などにも、然訓り、垂仁ノ卷に、人民富足、天下太平也とあり、○男は、袁等古と訓べし、記中袁等古には、壯夫と書て、少壯なるを云、男ノ字は、たゞ袁と云にあたれども、又老少をいはずなべても、袁等古袁美那と云ることあり、万葉廿に、秋野爾波今こそゆかめ、ものゝふの乎等古乎美奈の、花にほひ見に、【此ノ哥は、一三四二五と句を次第て見べし、乎等古乎美奈能花と云にはあらず、】などもよめり、○弓端は、由波受と訓べし、和名抄に、釋名云、弓末曰ㇾ彇、和名由美波數とあり、【弓果と云類、多くは美を省きて、由果と云例なり、故レ古く由波受と云り、】書紀神代ノ卷に、弓彇、神武ノ卷に、皇弓弭などあり、【弭ノ字も、弓ノ末の名なり、】波受は、弓ノ末の端に在て、角又骨などを以て造れる物なり、万葉十六卅丁の哥に、【鹿の言とて、】吾爪者御弓之弓波受とよめるは、鹿の爪などを以ても造りしなるべし、又一八丁に、梓弓之奈利弭乃音爲奈利、【今ノ本は、弭ノ上の利ノ字を、加に誤れり、】二十四丁に、取持流弓波受乃驟云々、聞之恐久などあるは、射るに音高く鳴るがありしことゝ聞ゆ、【こは古への

弭は、おしなべて然ありしか、又いたくは鳴さるも有しか、其は詳ならず、今の弓も、鳴りはすれども、さしも音高くは非ず、】箭にも筈と云處あり、さて此は、たゞ弓とのみ云てあるべきを、弓端と云るは、古の文なり、【弓端と云るは、たゞ古の文にて、實は弓なるを以て、又思へば、由受惠と訓べきか、其故は、弭は弓ノ末に然云ふ物ありて、其ノ一處の狹き名なれば、唯弓のことに、其狹き名を云むことはいかゞなるを、末とは、末の方を廣く云ふ言なれば、弓のことに然云むも、猶つかはしかるべし、弓に末と云は常にて、末の枕詞にも、梓弓と云り、如此も思ひつれど、なほよく思ふに、波受は一處の名ながらも、由波受と云て、おのづから弓末のことにもなれるなれば、末と云むと同じことなり、又端ノ字も、末よりは弭の方に由あり、末ならば、やがて末ノ字を書くべきに、然らざるは、波受なる故か、弭ノ字などは、やゝ遠き字にて、そのかみはいまだ波受にあまねくは用ひざりし故に、端ノ字を書るなるべし、且丁末に對へては、由受惠と云むよりも、言をかへて、由波受と云ぞ、今少し言の文も勝れる、】○女は、其美那と訓、○丁末は、上卷【傳十四の二十二葉】に出、手作の使と云むが如し、○調は、美都岐と訓、遠飛鳥ノ宮ノ段には、御調と書り、書紀に、調又賦などをみな、美都岐又美都岐物と訓、【色葉字類抄も然訓り、倭名抄に、調物ともあり、】朝貢また修貢職などを、美都岐乃弖萬都流と訓り、さて美都岐と云名ノ義は、美は御、都岐は、都具を躰言になしたるにて、御供給なり、【給は相足也とも、供也とも、備也とも注せり、此ノ字常にはタマフと訓て、上より下に賜ふことゝのみ心得めれど、然のみには非ず、】されば俗言に、人に物を賄と云都具と同言にて、都具は、續くと云意なれば、御調と云は、公に用ひ賜ふ諸の物を、下より供給奉る意の名なり、【美を省て、都岐とのみも云ること、次に引ク万葉十八の哥にも、萬調とよみ、書紀の訓にも見え、拾遺集に、調絹を、月の衣と云かけてよめる哥もあり、】さて朝廷に貢る物は、諸ノ物みな美都岐にて、田租も美都岐の內なれども、【次に引ク万葉十八の哥にて知べし、】常には田租の外に貢る種々物を、美都岐とは云り、書紀も然なり、【さて

字に、調庸賦貢などありて、其ノ別まぎらはし、其ノ大形をいはゞ、調は次に委く云が如し、庸は、役に赴者の、赴ざれば、其ノ日數にかなへて、代に物を輸るを云、令の御制に、一日の代、布二尺六寸づゝなり、庸布と云物は是なり、賦は、かゝる類の事を凡て云名なり、別に一ッあるには非ず、貢は、賦と同意ながら、其物を獻る事に多く云り、】万葉一丁十九に、山神乃奉御調等、春部者花挿頭持云々、【こは山の花黄葉を、山ノ神の、天皇に奉る御調と云となせるなり、云もてゆけば、天下にあらゆる物は、信に皆神の貢ル御調なりけり、】十八丁廿に、天乃日嗣等之良志久流、伎美能御代御代、之伎麻世流四方國爾波、山河乎比呂美安都美等、多弖麻都流御調寶波、可蘇倍衣受都久之毛可禰都、又二十丁 須賣呂伎能之伎麻須久爾能、安米能之多四方能美知爾波、宇麻乃都米伊都久須伎波美、布奈乃倍能伊波都流麻泥爾、伊爾之敝欲伊麻乃乎都頭爾、萬調麻都流都可佐等、都久里多流曾能奈里波比乎、【こは稻穀を、萬ッの調の司と云り、司とは、第一なるを云、さて此レを以て見れば、田租も美都岐物の内なり、】六丁十五に、御食都國日之御調等、淡路乃野島之海子乃、海底奥津伊久利二、鰒珠左盤爾潜出、船並而仕奉之、貴見禮者、廿丁十に、伎己之米須四方乃久爾欲里、多弖麻都流美都寄能船者云々、金葉集賀に、調物運ぶ丁を計ふれば、二万の郷人數そひにけりなどあり、さて上ッ代の調の御制は、如何ありけむ、細なる事は知リがたし、孝徳紀に、大化二年春正月甲子朔、宣改新之詔曰云々、其四曰、罷舊賦役、而行田之調、凡絹絁絲綿、並隨鄕土所出、田一町、絹一丈、絁二丈、布四丈、【絲綿絇屯、諸處不見、】別收戸別之調、一戸貲布一丈二尺、凡調副物、鹽贄亦隨鄕土所出云々、【右文を畧きて引り、本書を考ふべし、】秋八月庚申朔癸酉、詔曰、凡調賦者、可收男身調、【此は正月に定められたる、田之調戸別の調を改めて、男ノ身ノ調に定められたるなるべし、】さて賦役令に、凡調、絹絁絲綿布、並隨鄕土所出、正丁一人、絹絁八尺五寸、六丁成疋、絲八兩、綿一斤、布二丈六尺、並二丁成絇屯端、若輸雜物者云々、【雜物の色目は、此には畧けり、本書を見べし、】次丁二

人、中男四人、並准ニ正丁一人ニ、其ノ調ノ副物、正丁一人云々、【副物の色目も、此には畧けり、】京及畿內、皆正丁一人、調布一丈三尺、次丁二人、中男四人、各同二一正丁一ニ、【正丁とは、男の年廿一より、六十までなるを云、次丁は、六十一より六十五までなると、殘疾ノ者とを云、中男は、十七より二十までなるを云、さて右の種々ノ物を、一人別に皆輸には非ず、或は絹或は布、何にまれ其土地より出る物を、一色づゝ輸なり、雜物副物も然なり、さて諸國の調の色目は、主計式に委ク見えたり、又諸國貢獻物は、右の調の外にあり、さて諸國各其國內の調を、收集めて、國司郡司これを部領して、京に上り、大藏省に納む、其使を貢調使と云なり、なほ調の事、賦役令民部式主計式などに委ク見えたり、考ヘ見べし、】さて此に弓端之調と云は、弓以て射獲たる獸の肉、又其ノ皮などの類を貢るを云り、上代には、常に獸肉を食し、又其皮を衣服などにせしことも多かりし故に、其を主として、如此は云るなり、【彼ノ仁德紀の、佐伯部が兎餓野の鹿を、苞苴に獻し事など、思ヒ合すべし、又古語拾遺に、此ノ男ノ弭ノ調、女ノ手末之調の事を記して、今神祇之祭、用ル熊ノ皮鹿ノ皮角布等ハ、此ノ緣也と云り、然るに令式のころに至リては、凡て獸を用ひられしこと、やゝ稀なりと見えて、調の雜物の中にも、然る物は見えず、副物の中に、猪ノ脂三合、腦一合五勺、鹿ノ角一頭、鳥ノ羽一隻、また諸國ノ貢獻物の中に、皮革羽毛など見えたるのみなり、主計式には、大鹿ノ皮一張、小鹿ノ皮二張、鹿猪ノ脯、雉腊、鹿猪ノ鮨、猪ノ膏、鹿ノ角、緋ノ革など見えたり、】但シ男の調、上ツ代にも、弓を以て獲る物のみには限らざりけめども、女の手末と云に對へて、かく云るは、古の文なり、手末之調は、女の手して造れる物にて、絹布などの類を貢るを云り、【姓氏錄に、調首、百濟國努理使主之後也云々、弘計天皇ノ御世ニ、蠶織獻ル二絹絁之樣ヲ一、仍テ賜フ二調ノ首ノ姓ヲ一】凡て手してすることを、手末と云、雄畧紀に、手末ノ才伎とあるも、手さきにて造る物を造る工匠を云り、さて右の孝德紀及令に依れば、調を貢るは、男のみこそあれ、女は貢ることなけれども、女の手して造れる物を、女の調とは云るか、神功紀に、新羅ノ王が、毎ニ年貢ル二男女之調ヲ一と白せる

も、然聞ゆればなり、【此レは新羅王の貢る調にて、彼ノ國の女の貢るには非ればなり、】されご又男のみ貢るは、後の御制にて、【凡て孝徳ノ御世、又令などの制は、多く漢國の唐の制に依られたる物なり、】上ッ代には、女も貢りしにもやあらむ、決ては云がたし、さて上ッ代の語は、凡て如此ることにも、文をなして、弓端之手末之など語り傳へたるは、いともめでたく雅たる物なりかし、さて初令レ貢こは、初めて其制を立たまへるを云なるべし、きはやかに定まれることこそあらざらめ、身のほど／＼に、御調貢ることは、既く是レより先の御代々々にも、必スあるべき事なればなり、書紀に、十三年春三月、詔ニ云々、宜下當ニ此時一、更校ニ人民一、令レ知ニ長幼之次第、及課役之先後上焉、秋九月、始校ニ人民一、更科ニ調役一、此謂ニ男之弭調、女之手末調一也、【此ノ詔ノ詞は、例の撰者のかざりに作りて加へられたるものにして、さらに、上代の意言に非ず、然れども、更校こ云、更科こ云るは、まことに然ぞありけむ、初科るには非るよしなり、】こある此に、始をば、校ニ人民一に係て云るぞ、委曲なるさまなるべき○稱は多々問こ訓、【書紀には、ホメマヲスこ訓り、神武ノ卷なるも同じ、】書紀ノ神代ノ卷に、稱辭こ見え、式の諸の祝詞に、稱辭竟奉こ云ること甚多し、皆多々問許登こ訓り、大神宮儀式帳に、天津告刀乃太告刀乃、厚廣事遠多々倍申こあり、言の意は、水の滿たるを、多々問多理こ云こ同くして、言を至し極め滿足はして、稱賛る意にやあらむ、稱辭竟奉こ云竟も、其意なればなり、祈年祭詞に、四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限、青海原者、棹柁不干、舟艫能至留極、などある類、みな言を至極め、足はしたる物なり、【又推古紀に、稱ニ其名一謂ニ上宮廐戸豐聰耳太子一、天武紀に、誄曰ニ大三輪ノ眞上田ノ迎ノ君ニ、などある訓ミは、賛稱るを多登問こ云るなり、然云るゆゑは、凡て物をほむるには、祝詞などにも、多く物に譬へて、如ニ横山ニ打積置ヒなど云、出雲ノ國造ノ神賀詞などにも、種々の物にたとへて、天皇を賛申し、又常ニ常磐堅磐爾こ云も、磐の如くにこ譬へ云るなり、されば稱賛ることを、やがて多登布こ云るなるべし、此レに依て思へば、かの稱

辭を多々閇許登と訓るは、多登閇許登を訛れるにやあらむ、此ノ稱辭の訓ミの外には、賛ることを、多々閇と云る例見えざればなり、然れども稱を多登閇と云ことも、右の書紀の訓ミの外には見えざれば、今は舊のまゝに多々閇と訓るなり、】〇所知初國は、波都久爾斯羅志斯と訓ノり、此ノ稱辭は、後の御世に至て申せし言なるべし、其御世と云、又大御名をも申せることゞ、當御世に申せる物とは聞えざればなり、故、所知を、【斯羅須とは訓ずて、】斯羅志斯と訓べきなり、【下の斯は、過去し事を云辭なり、斯羅須といへば、今の事なり、】書紀神武ノ卷に、故古語稱之、曰於畝傍之橿原也、太立宮柱、於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇上と見え、孝德ノ卷にも、自始治國皇祖之時云々と見えたり、さて此は師の、神武天皇を如此稱申して、更に又此にも、如此申せる故は、是より先には、いまだ限はざりし遠の國々まで、初て皇化のゆきたらはして、天ノ下悉く太平ぬる御世なればなり、と云れしが如し、さて初しふ言は、所知に係べきを、國に係たるは如何と云に、まづ國とは、所知看す限の地を云名にて、【此ノ事既に上に在に出】食國とも云り、然るに天ノ下悉くは、此ノ御世に至てぞ、初めて現しく食國となれる意にて、其ノ食國を指て、初國とは云るなり、初て食國となれる國と云むが如し、書紀云、是以天神地祇共和享、而風雨順時百穀用成、家給人足、天下大平矣、故稱謂御肇國天皇也、

又是之御世作依網池亦作輕之酒折池也

依網池、此ノ地の事は、伊邪河ノ宮ノ段、依網之阿毘古の下【傳廿二の七十九葉】に委ク云り、池は、書紀にも六十二年冬十月、造依網池とあり、推古ノ卷に、十五年冬、河内國作依網池とあれば、河内ノ國丹比ノ郡の依羅鄕にあるなり、此ノ記高津ノ宮ノ段に、作依網池とあるも同じ、【今丹北ノ郡池ノ内村と云にある池なり、然るを或說には、此ノ御世に作られ

たるは、推古紀なるとは別にして、今も攝津ノ國住吉ノ郡庭井村の邊にある池これなりと云り、其池の事、傳廿二、かの依網の處に、竟宴集ノ注を引たる、考へ合すべし、然れども其池、古への依網ノ池なるべきこと、古書に證も見えず、河内ノ國なるは、此レ彼レと證あれば、まがひなし、此ノ御世に作ルとありて、又高津ノ宮ノ段にも、推古紀にも作ルとあるは、元よりあるが、淺せ崩れなどせしを、後に又更に修理直されたらむをも、作ルとは云つべければ、妨ケなし、】明ノ宮ノ段の大御哥に、美豆多麻流、余佐美能伊氣能、韋具比宇知とあるも、此ノ池なり、【此は書紀には、大雀命の御哥として、河俣江をよみ合せ賜へり、其は河内ノ國若江ノ郡なれば、此ノ池も同國にて由あり、】さて此ノ上なる作ノ字は、無き本もあり、其もあしくは非ず、【下に作とあれば、讀ふときには、依網ノ池亦輕之酒折ノ池を作とよめばなり、】○輕之酒折池、輕は、境岡ノ宮ノ段に出、【傳廿一の十六】酒折ノ池は、此より外に物に見えず、名の例は、倭建ノ命ノ段に、酒折ノ宮あり、さて此は、書紀には、【依網ノ池を作られたる同年の】十一月、作二苅坂池反折池一とあり、苅坂は輕坂にて、反折は佐加袁理と訓べきか、若然らば此ノ記も、輕之池酒折ノ池なるが、上の池ノ字の脱たるか、又書紀の反ノ字、坂の誤か、又一本には、及とあるに依ルときは、折ノ池なれば、此ノ記も、酒ノ字、池の誤リならむか、はた書紀に酒ノ字の脱たるか、左右に互にまぎらはしくて、定め難ければ、姑ク本の隨に訓つ、さて玉垣ノ宮ノ段、及應神紀、【十一年】万葉三の歌に、輕ノ池見え、又同卷十二ノ卷などに、獵路ノ池とよめるも、輕ノ路の池なりと、師は云れし、此ノ輕ノ池を、酒折ノ池と云しにやあらむ、別にやあらむ、詳ならず、【攝津ノ國住吉ノ郡に、遠里小野村と云ありて、今現に乎理乎能と呼へば、万葉七又十六に、住吉之遠里小野之とある、今ノ本の訓は誤にて、袁理乃袁怒乃と、六言によむべきなり、さて此なる若シ折ノ池ならば、彼地にある池か、こはせめてこゝろみに云のみなり、】

天皇御歳壹佰陸拾捌歳御陵在山邊道勾之岡上也。

御歳壹佰陸拾捌歳、書紀には六十八年冬十二月戊申朔壬子崩、時年百二十歳とあり、【是レに依れば、大御父天皇の九年に生坐るなり、然るに其ノ二十八年正月、立為皇太子ト年十九とあるは、一年差へり、其年は二十歳にあたれり、若ノ又かの十九とあるに依ることは、崩ノ年百十九歳なり、】或書には、百廿七と云り、○舊印本眞福寺本又一本などに、此ノ次に、戊申年十二月崩、と云七字の細註あり、今は延佳本又一本に無きに依れり、抑如此くなる細注、此より次次の御世の段にも、往々あり、下卷なる御世々々には、無きは少し、さて此はみな後に書キ加へたる物ぞとは、一わたり誰レも思ふことなれども、猶熟思ふに、是レも甚古き事ぞと思はるゝ、其故は何れも其ノ支干年月、皆書紀に記せると異なり、たゞ下卷の最末に至りてのは、書紀と合へり、若シいたく後ノ世の人の所為ならむには、必ス書紀の年紀に依リてこそ記すべきに、彼ノ紀と同じからざるは、必ス他古書に據ありてのことゝ見えたればなり、【支干年月などは、上代のは、必しも書紀の如きのみには非ずて、そのかみ古書ども、各異なることあるべければ、此と彼とは、正しくは合ノまじきことわりなり、さて此ノ注、若シ後ノ世人ならば、たとひ世にさる古書どもの遺てはありとも、書紀をさしおきて、其には據まじきことなり、】さて最末に至リては、書紀と合へるは、近キ御代にて詳なれば、何の書も、異ならざりしが故なるべし、【又此ノ御世より先の段には、かゝる注なきは、其ノ據れる書に、開化天皇までは、崩の年月を記さゞりし故なるべし、此はた後ノ世人ならば、必ス書紀に依て、神武天皇より以來、漏さず皆注すべきなり、】故レ思ふに、若クは安麻呂ノ朝臣の、一ツノ書に據て、自書キ加へられたる物にもあらむか、【本文に書連けずして、細注にせるは、阿禮が誦る詞に非ず、別に私に加へられたる物なる故なり、】たとひ彼ノ朝臣には非ずとも、必古き世の人のしわざにてはあるべし、【世ノ人は、書紀に合ハざるを以て、此レを取らざるめるを、己レは、彼ノ紀と合ハざるが、返りて心にくゝ思はるゝかし、】然れども今これを取ラざる故は、稗田ノ老翁が誦傳へたる、勅語の舊辭には非じと見ゆればなり、さて戊寅ノ年は、書紀にて

は、此ノ御世の五十五年なれば、十三年の差あり、此レも一書の年紀なるべし、【必ズ書紀に泥むべきには非ず、】月は合へり、〇山邊道勾之岡上、書紀に、明年秋八月甲辰朔甲寅、葬ニ于山ノ邊ノ道ノ上ノ陵ニと見ユ、又垂仁ノ巻には、元年冬十月癸卯朔癸丑ニ葬とあり、【かく忽に月日の違へるはいかにぞや、】諸陵式に、山邊道上陵、磯城瑞籬ノ宮ニ御宇シ崇神天皇、在ニ大和國城上郡ニ、兆域東西二町、南北二町、守戸一烟とあり、【又衾田墓、手白香皇女、在ニ大和國山邊郡ニ云々、無ニ守戸ニ、令ム山邊道勾岡上陵戸ヲ兼守ラとあり、道ノ上ノ陵とあるは、書紀に依て記されたる名なり、然るに此レには、此ノ記の如く、勾ノ岡ノ上ノ陵とあるは、延喜のころも、如此も申せしなり、道ノ上とのみにては、景行天皇の御陵と、まがひつべし、】又景行天皇の御陵も、山ノ邊ノ道ノ上とあり、【此は、此ノ記も書紀も式も同じ、】相ヒ近き地なるべし、山邊は、和名抄に、大和ノ國山ノ邊ノ【夜方乃倍】郡とありて、神名式に、山ノ邊ノ御縣ニ坐ス神社もあり、さて此ノ郡は、城上ノ郡の北に隣べり、後撰集に、初瀬へ詣づとて、山ノ邊と云わたりにて、伊勢草枕旅となりなば山の邊に白雲ならぬ我や宿らむ、更科ノ日記【初瀬にまうづる道の所に、東大寺云々、石上云々の次に】に、其夜山ノ邊と云處の寺に宿りてなど見えて、中昔まで、山ノ邊と云地のありて、もと其ノ地ノ名より、郡ノ名にもなれるなり、さて其ノ山ノ邊と云は、山ノ邊ノ郡の南ノ方より、城上ノ郡へかけて、廣き地ノ名にて、此ノ二ツの御陵【崇神景行】のあるあたりは、城上ノ郡に屬る地なるなり、【かの山ノ邊ノ郡にある衾田ノ墓を、此ノ御陵戸に兼守らしむとあるにて、此ノ御陵の、山ノ邊ノ郡の境に近きこと知られたり、】されば此ノ御陵の山ノ邊も、隣の郡ノ名の山ノ邊と、本は一ツなりけり、さて道勾之岡は、道は、長谷の方より、山城ノ國の方へ往來ふ大道にて、【此筋、今ノ世にも大道なり、】勾之岡と云は、其ノ大道の曲る處に在ル故の名なるべし、【たゞ山ノ邊ノ勾之岡とは云ハずして、道のことしも云るは、此ノ御陵、大道の近き邊なりし故なるべし、書紀に、道上とあるも、是ノ故なり、さて勾と名負へる地は、大和ノ國内に、此彼見えたれども、此は一ツ別にて、たゞ此ノ岡の名なり】さて御陵は、大和志に、在ニ

澁谷村ノ南ノ陵ノ畔ニ有ニ冢四ッ一と云り、【前皇廟陵記に、或曰、今ノ東山乎、俗云ニ宇和奈利山一、亦云ニ玉身墓一と云るは、いづこばかりにあるにか、おぼつかなし、又大和ノ國人の云く、三輪より丹波市に至る間に、柳本村と云處の、七八町東の山ぎはに、岩屋二ッありて、各深さ五六丈ある、奥に石槨あり、毎年の十二月ノ晦日の夜は、おのづからに其ノ上に燈ともり、又其外にも、あやしき事どもありて、おそろしき窟なりと云り、此レ若シは崇神景行の二ッの御陵には非るか、又荒木田ノ久老ノ云、柳本村より東の山ぎはに、冢山二ッあり、其ノ一ッは、すこし坂を上る所に在て、廻りに池あり、側に小き冢も一ッ二ッあり、今此ノ山を、爾佐牟邪山と云なるは、御陵山を訛れるにや、今一ッは、其山の東の上ノ方にありて、此レも同じ狀にて、廻りに池もあり、山の上には、碁石を敷覆へり、此ノ二ッ、疑もなく御陵と見えたり、崇神景行共に、山ノ邊ノ道ノ上とある、一ッは道下を誤れるにて、此ノ上下なる二ッの冢山ぞ、此ニ御世の御陵なるべきと云り、此レに、一ッは道下の誤リにて、此ノ上下なると云るはいかゞ、道上の上は、上下の上には非ず、道の邊と云ことなり、故ニ御世のを共に、道上と云るなり、但シ此ノ記に、崇神の御は、勾之岡ノ上、景行の御は、たゞ道上とのみあれば、崇神の御は、高き處にある方なるべし、かくて大和志に云ると、彼ノ國人の云ると、此ノ久老が云るとは、皆一ッならむか、別なるか、詳ならず、國人の云ると、久老が云るとは、地は一ッと聞ゆるを、其ノ形狀の同じからざるは、疑はし、さて澁谷村と柳本村とは、近隣にて、共に山邊ノ郡の境にいと近き地なれば、二ッの御陵、信に此ノあたりにてはあるべし、古への大道は、此ノあたり、今の道より東によりてありしなるべし、さて又歷代の御陵の、今時の圖とて書るを見るに、何れの御とも、詳ならざる御陵どもある中に、澁谷村に連きたる地にある一ッありて、上山塚と云とあり、此レはた大和志に云ると一ッか、別なるか、大方此ノあたり、塚山多くありと聞ゆれば、今たしかに其とは定めがたきことなるべし、己レいまだ此ノあたりは、委くも得尋ねざれば詳には云がたし、なほよく考へて定むべきなり、】

古事記傳二十四之卷

本居宣長謹撰

玉垣宮上卷

伊久米伊理毘古伊佐知命坐師木玉垣宮治天下也此天皇娶沙本毘古命之妹佐波遲比賣命生御子品牟都和氣命（一柱）又娶旦波比古多多須美知能宇斯王之女冰羽州比賣命生御子印色之入日子命（印色二字以音）次大帶日子淤斯呂和氣命（自淤至氣五字以音）次大中津日子命次倭比賣命次若木入日子命（五柱）又娶其冰羽州比賣命之弟沼羽田之入毘賣命生御子沼帶別命次伊賀帶日子命（二柱）又娶其沼羽田之入日賣命之弟阿邪美能伊理毘賣命（此女王名以音）生御子伊許婆夜和氣命次阿邪美都比賣命（二柱此二王名以音）又娶大筒木垂根王之女迦具夜比賣命生御子袁邪辨王（一柱）又娶山代大

國之淵之女苅羽田刀辨(此二字以音)生御子落別王次五十日帶日子王次伊登志別王(伊登志三字以音)又娶其大國之淵之女弟苅羽田刀辨生御子石衝別王次石衝毘賣命亦名布多遲能伊理毘賣命(二柱)凡此天皇之御子等十六王(男王十三女王三)

此ノ天皇、後の漢樣の御謚、垂仁天皇と申す、○師木は、上【傳廿三の二葉】に出、○玉垣ノ宮、凡て玉垣とは、垣を稱ふ名なり、朝倉ノ宮ノ段の傳に、美母呂衝、都久夜多麻加岐、書紀ノ神武ノ卷に、玉牆ノ内ツ國などあり、さて此は、其を宮の號にせられたるなり、書紀には、二年冬十月、更都二於纏向一、是謂二珠城宮一とあり、【纏向の事は、日代ノ宮ノ段に委ク云ノべし、師木と云は、廣き名にて、纏向も、其ノ内の地ノ名なり、さて師は、書紀に、珠城ノ宮とあるに依て、此ノ紀の玉垣をも、多麻紀と訓べし、紀は即加岐の畧なり、と云れつれど、若シ紀ならむには、木或は城と書べきに、垣と書るは、此ノ記の傳へは加伎なり、】さて此ノ宮は、帝王編年記に、大和ノ國城ノ上ノ郡、今ノ纏向河ノ北、里ノ西ノ田ノ中也と云り【纏向川、穴師川とも云、卷向山より出て、穴師村を經て、西に流れたり、】大和志に、在二穴師村西一と云り、まことに此あたりなるべし、【穴師も古き地にて、式に、穴師ニ坐ス兵主ノ神社、万葉七に、卷向之病足之川、十二に、纏向之痛足乃山などあり、】○沙本毘古命、佐波遲比賣命、共に伊邪河ノ宮ノ段【傳廿二の五十八葉】に出、○品牟都和氣命、下には本牟智和氣御子とあり、御名の事、彼處に云べし、書紀に、二年春二月辛未朔己卯、立二狹穗姫一爲二皇后一、后生二譽津別命一、生而天皇愛レ之、常在二左右一、及レ壯而不レ言、○旦波比古多々須美知能宇斯王、伊邪河ノ宮ノ段【傳廿二の六十二葉】に出、さて

此には、諸本並能ノ字なきを、延佳上文に依て補たり師も其を用ひられ、今も其に依れり、【此ノ御名、上に二所見えたる、皆能ノ字あり、下にも二所見えたる、其ノ一ッは、此ノ字無く、一ッはあり、其ノ無き所も、延佳本には補たり、凡て宇斯の上は、必之と云例なれば、此も必能ノ字あるべきなり、】○氷羽州比賣命上【傳廿二の七十葉】に出、○印色之入日子命、印色は、書紀に依るに、伊爾志紀なり、御名ノ義、印は、印惠【崇神天皇の大御名】の印と同じく、色は、磯城なるべし、入の意は、上【傳廿二の四十五葉】に云るが如し、【三代實錄四に、薩摩ノ國に、伊爾色神と云見ゆ、】○大帶日子淤斯呂和氣命、御名ノ義、帶は、字は借字にて、足、淤斯呂は、押知なるべし、【書紀に、忍代と作れたり、】さて此ノ押は、おしなべて、押照などの押にて、大凡と通へり、知は、所知看意なり、】和氣の事は、日代ノ宮ノ段【傳廿六の十九葉】に云べし、【文德實錄八に伯耆國大帶孫神と云見えたり、】○大中津日子命、御名ノ義、殊なることなし、書紀ノ應神ノ卷に、中子、繼體ノ卷欽明ノ卷に仲、舒明卷に仲子、万葉十四に、等能乃奈可知【殿之仲子なり、】續紀廿四廿六には、女の名に中千と云あり、仲智とも書たり、又中昔の物語書には、第二にあたる女子を、中ノ君と云り、】などあり、さて此ノ皇子、書紀には、大中姫命とありて、皇女なり、此ノ事下に考あり、倭建ノ命の御孫に、同名あり、○倭比賣命【世ノ人、此ノ御名の比賣の比を、濁て讀は非なり、此ノ記にて清音なること明らけし、】御名ノ義、殊なることなし、此ノ天皇の御妹に、千々都久倭姫命【御弟に倭日子ノ命】と申すも坐り、さて此ノ比賣命、古語拾遺には、天皇ノ第二ノ皇女、母ハ皇后狹穗姫とあり、異なる傳へなり、【書紀に御母氷羽州比賣ノ命を、丹波ノ國より召上しは十五年と云年の事にて、此ノ比賣命は、其第四の子なれば、十八九年以後に生坐つらむを、廿五年に、天照大御神を託奉れるは、御年いまだ七八歳以下なるべければ、年紀合ハざる如くなれ、此レによりて思へば、御母狹穗姫と云る方、正しきに似たれ、然れども凡て書紀の年紀、しひて據がたきこと多ければ、拾遺はたゞ異なる一ッの傳へとしてあるべきなり、書紀の年紀の、ひたぶるには據

かたきやうなるは、景行天皇は、其御世の六十年に崩リ坐し、百六歳とあれば、垂仁天皇の五十四年に生坐るにあたれるに、其御妹の倭姫ノ命の、廿五年に世に坐しは、いかにぞや、又十五年に召上し氷羽州比賣ノ命は、五十四年には、七十歳にも餘り賜ふべきに、御子生賜ひむこといかゞ、凡て如此相違へる事いと多き物なり、又倭姫ノ命ノ世記と云物には、垂仁天皇の五十八年の處に、此ノ比賣命の御事を云り、其ノ僞書なれば、論ふに足らず、又御代ノ卷ノ口決に、大倭姫ノ命者、垂仁天皇ノ女子、日神中有ニ小虫一、而化爲レ人と云ひ、又或書に、開化天皇ノ御中有レ物、如ニ小虫蟲一、見レ之則人貝也、帝怪命ニ養レ之、已而美女也、所謂倭姫命是也と云り、みな信られぬことなり、又口決に、及テ雄略天皇ノ御宇ニ、五百歳、給仕大神宮ニと云るも、倭姫世記の妄説に依れるひがことなり、】○若木入日子命、木は城の意なり、書紀に、皇后日葉酢媛命、生ニ三男二女一、第一曰五十瓊敷入彦命、第二曰大足彦尊、第三曰大中姫命、第四曰倭姫命、第五曰稚城瓊入彦命、○沼羽田之入毘賣命、名ノ義未思得ず、沼羽田は、丹波の地ノ名などにもやあらむ、書紀には、渟葉田瓊入媛とあり、さて下に丹波ノ道主ノ王の御子等を奉たる處にも、下に此御兄弟を奉たる處にも、此ノ名は見えず、此ノ事は、下に委ク論ふべし、○沼帶別命、沼の義、上【傳廿三の六葉】に云るが如し、書紀には、鐸石別命とあり、【或ク本に、奴伊斯とは、國語の轉と聞ゆ、】さて姓氏錄に、和氣ノ朝臣、稻城ノ壬生ノ公、山道ノ公などを、此ノ命の御子孫とせり、此ノ事、下【石衝別の下】に論ふべし、○伊賀帶日子命、伊賀の義詳ならず、書紀には、妃薊瓊入媛、生ニ鐸石別命與ニ膽香足姫命一とあり、【日子と姫と傳への異なるなり、】かくて此ノ記にも書紀にも、次下に又五十日帶日子王と申すも坐り【伊賀と五十日とは、たゞ假字のみの異なり、これ書紀にては、姫と彦となれば、膽香五十日同じことかと思はるれど、文字を異て書れたるは、いさゝか意の異なるにや、】○阿邪美能伊理毘賣命、【舊印本又一本に、美の下に今一ツ美ノ字あるは、衍なり、今は兼永本などに依れり、】名ノ義、未タ思ヒ得ず、丹波の地ノ名にや、書紀には、薊瓊入媛とあり、【薊は

借字なるべし、和名抄に、葥和名阿佐美、】さて此ノ名も、上にも下にも御兄弟を擧たる中に見えず、なほ下に論ふべし、○伊許婆夜和氣命、婆ノ字、諸本に波と作れど、今は眞福寺本に依れり、下には、諸本並婆とあればなり、名義、未タ思ヒ得ず、書紀には、池速別命、【或書に、此ノ命は、下野ノ國室ノ八島に居住すと云り、室ノ八島と云は、池にて、中に小キ島八ありて、其池火氣ありて、常に烟の立チけることなり、今は池の形のみありて、水もかれ、烟もたゝずと云り、六帖の哥にも、下野や室の八島に立ツ烟云々、若シ此ノ説の如くならば、池と云御名は、彼ノ池に依れるにや知らず、此記一本に、許ノ字を叶と作れども、計ノ字は、記中に假字に用ひたる例なく、許を其ノ字に誤れることは多ければ、計は決く寫誤なり、若シくは祁ノ字にてはあらむかと思へど、陸奥ノの神ノ名などにも、伊古とあれば論なし、】續紀姓氏錄三代實錄などには、息速別命とあり、【息ノ字は、伊許布と云訓を取れるなるべし、伊伎にはあらじ、】神名帳に、陸奥ノ國牡鹿ノ郡に、伊古波夜和氣命ノ神社あり、○阿邪美都比賣命、御母の名に依れる御名なるべし、書紀には、次ノ妃葥瓊入媛、生二池速別命稚淺津姫命一とあり、○大筒木垂根王は、伊邪河ノ宮ノ段に出、【傳廿二の五十二葉】○迦具夜比賣命、名ノ義、かゞやく意か、然らば稱名なり、竹取ノ物語のかぐや姫も、容顏をほめて着たる名なり、さて上に、大筒木垂根ノ王、讃岐垂根ノ王、此ノ二王之女、五柱坐也とある、此ノ比賣も、其中の一柱なるべし、○袁邪辨王、御名ノ義、未タ思ヒ得ず、若シくは邪ノ字は、那の誤りか、【此は互に誤れる例これかれあり、】應神天皇の御妃にも、袁那辨ノ郎女といふあり、書紀には、此ノ皇子無し、○山代大國之淵、和名抄に、山城ノ國宇治ノ郡大國ノ郷あり、此ノ地なるべし、淵は人名なり、○苅羽田刀辨、伊邪河ノ宮ノ段に、同名ありて、其處【傳廿二の五十六葉】に云るが如し、【苅羽田は、地名なれば、其ノ本郷の名以て呼る故に、同名なるなり、】○落別王、書紀に、祖別命、【祖は大父なり、】姓氏錄に、於知別命、舊事紀十に、意知別命と書り、御名ノ義、意は大、知は例の稱名なり、知和氣の例は、書紀に、景行天皇の御子に、國乳別皇子と申すあり、○五十日帶日子

王、五十日は、嚴の意なるべし、○伊登志別王、伊の義未ダ思ヒ得ず、登志は、速なるべし、書紀には、膽武別命とある、武と速とは、同意におつればなり、舊事紀には、五十建石別命とあり、【延佳本には、速石と作れど、書紀と合せて思ふに、建ノ字なるべし、さて師は、書紀の膽武をも、此記に依て、伊登志と訓れつれど、武を登志と訓る例なければ、誤なり、故レ伊多祁呂なり】書紀に、娶山背ノ苅幡戸邊、生三男、第一曰祖別命、第二曰五十日足彦命、第三曰膽武別命、○弟苅羽田刀辨は、上なる苅羽田刀辨の弟なり、○石衝別王、次石衝毘賣命、上ノ石字、諸本に皆脱たるを、延佳本に補て、以下有二石字補之、且後有石衝別王、則脱之無疑と云る、信に然ることなり、故レ今も此レに從ひつ、【十六王とも三男王十三とあるも、此ノ王無くては、數合はず】衝は、都久と訓べし、【師は都伎と訓て、石衝地名なるべしと云れつれど、いかゞ】御名ノ義、石は稱名なるべし、衝は未ダ思ヒ得ず、此ノ天皇ノ御妹に、千々都久倭比賣ノ命と申すあり、其都久と同意なるべし、さて上宮記【書紀釋に引】に、伊久牟尼利比古大王生兒、伊波都久和希【此レ纏向天皇の御兄、振媛命の六世の御祖なり】とあり、○布多遲能伊理毘賣命、御名ノ義、未ダ思ヒ得ず、【布多遲は名なるにや、】書紀仲哀ノ巻に、南道入姫命とあり、書紀曰、三十四年春三月、天皇幸山背時、左右奏言之、此國有佳人、曰綺戸邊、姿形美麗、山背大國不遲之女也、天皇於茲執矛祈之曰、必遇其美人、道路見瑞、比至于行宮、大龜出河中、天皇擧矛刺龜、忽變爲白石、謂左右曰、因此物而推之、必有驗乎、仍喚綺戸邊納于後宮、生磐衝別命、とありて、石衝毘賣ノ命は無し、【此ノ二柱の御名、初メに天皇の、御母を得賜はむとせし時の瑞に、龜の刺れたまへるに、忽チ白石に化ぬとあるに就ては、石を衝と云意ならむかと思ふ人もあらむか、然には非ず、さて此ノ御母の父の名、不遲とあるはいかゞ、或說に、古事記に淵とあれば、遲ノ字は、遲の誤リにて、此レも布知なるべしと云る、然ることゝなりかし、又此綺戸邊と、苅幡戸邊とを、文字を異て、異なる名の如く書し、又かの苅幡戸邊をば、此ノ大國之不遲が

女には非る如く、別に記されたるなど皆いかゞ、此ノ記の傳へぞ明らけく聞えたる、】然レども仲哀ノ巻に、母皇后曰ニ兩道入姫命ニ、活目入彦五十狹茅天皇之女也とあれば此ノ記ぞ正しかりける、○男王十三、此ノ中ノ初ノ八柱は、皆命と記し、後五柱は、皆王と記せるは、如何なる差にか、【御母の尊卑き差かと思へど、然にも非じか、伊許婆夜別ノ命は、上には命とありて、次には王とあり、】此ノ後の御世御世の皇子たちの例、定まれることなし、

故大帶日子淤斯呂和氣命者治天下也。御身長一丈二寸、御脛長四尺一寸也。次印色入日子命者作血沼池又作狹山池又作日下之高津池又坐鳥取之河上宮令作横刀壹仟口是奉納石上神宮即坐其宮定河上部也

故大帶日子云々、書紀云、三十年春正月、天皇詔ニ五十瓊敷命大足彦尊一曰、汝等各言ニ情願之物一也、兄王諸シ欲レ得ニ弓矢一、弟王ハ諸シ欲レ得ニ皇位一、於是天皇詔之曰、各宜レ隨ニ情一、則弓矢賜ニ五十瓊敷命一、仍詔ニ大足彦尊一曰、汝必繼ニ朕位一、○御身長、長は高と同言にて、高さと云に同じ、【凡て物の長さを、多氣と云は、立たる物に限れる言にて、横に長き物に云ては、ひがことなり、】○一丈二寸は、比登都惠麻理布多岐と訓べし、丈と云は、もと杖を以て、物の長さを度りしより出たる名なり、万葉十三ノ卷に、杖不足八尺乃嘆とよめるも、一丈に足ぬ八尺と云つゞけなり、【百不足八十などつゞくるに同じ、】和名抄に、杖ハ都惠とあり、【都延と書るは非なり、】寸は刻の意なり、万葉に、たまきはるを、玉剋春とも書キ、伎に剋ノ字を借れるにても知べし、さて此に云る丈尺は、今の御制の尺よりは、短かりけむと、師

は云れき、然もあらむか、今詳には知りがたし、○御脛、和名抄に、說文云、脛胻也、釋名云、脛ハ莖也、言ハ直ニシテ而長ク、似ル物ノ莖ニ也、和名波岐とあり、膝より下を云なり、○四尺一寸は、余佐加比登佐と訓べし、尺は、師說に、十寸の約りたる名なり、尺ノ字の音とするは非ずと云れき、【曾婆は佐と切る、理を背く例常なり、若櫻ノ宮ノ段に、曾婆加理と云人ノ名もあり、さて尺ノ字の音と思ふは、シヤクを直音にいへば、サクなるを、クをカと轉し云と心得たるなり、然れども古言の、字音とおのづから似たるも、彼此とあることなり、いさゝかも似たるをば、皆字音とするは偏なり】さて御身の長の、一丈二寸なるに合せては、御脛の四尺一寸は、長きに過たり、故思ふに、他處よりも、御脛は殊に長く坐けるなるべし、此ノ長サを、如此別に申せるも、其ノ故なるべし、○血沼ノ池、此ノ地の事は、白檮原ノ宮ノ段【傳十八の三十九葉】に云り、書紀に、三十五年秋九月、遣ニ五十瓊敷ノ命ヲ于河内ノ國ニ、作ニ高石池茅渟池ヲ、とあり、此ノ池、和泉志に、珍努池、在ニ日根郡野野村西ニ、廣三百三十畝、相傳印色入彦ノ命所レ鑿、今曰ニ布池ト、と云り、○狭山池、和名抄に、河内ノ國丹比ノ郡狭山ノ【佐也万】郷あり、今も【丹南ノ郡にて】廣き邑なり、神名帳に、狭山ノ神社もあり、池は、書紀には、崇神ノ紀に、六十二年秋七月、詔曰云々、今河内ノ狭山、埴田水少、是以其ノ國ノ百姓、怠ル於農事ニ、其レ多ク開ニ池溝ヲ、以寛ニ民業ヲ、冬十月、造ル依網ノ池ヲ、十一月、作ル苅坂池反折池ヲ、一云、天皇居ニ桑間宮ニ、造ル是三池ヲ也とあり、此レに狭山ノ池を作れることを有べきに無きは、漏たるか、又此ノ御世ノ【垂仁】巻にも、此ノ池の事は見えず、續紀に、天平四年十二月築ク河内ノ國丹比ノ郡狭山ノ下池ヲ【此は別池なるべし】天平寶字六年四月、河内ノ國狭山ノ池ノ隄決、以ニ單功八万三千人ヲ修造ス、と見え、神名帳に、同郡狭山ノ堤ノ神社【大月次新嘗】あり、此は此ノ池の堤を守り坐ためにに祭れる神にやあらむ、【此ノ社今も池の南にあり】堀川院ノ後ノ百首に、春深き狭山の池のねぬなはの、くるしげもなく蛙鳴なり、河内志に、丹南ノ郡狭山ノ池、在ニ狭山村ニ、錦部ノ郡ノ天野小山田ニ溪ノ、瀦ニ于此ニ爲ル池ト、周廻一里許リ云々、永祿中、安見美作ノ守宥重修ス、慶長中、片桐東市正、因加ニ修

補ッと云り、今もかくれなく甚大なる池なり、○日下之高津池、此日下は、和泉ノ國大鳥ノ郡にて、白檮原ノ宮ノ段【傳十八の三十二葉】に出たり、考へ合すべし、池は、書紀には、高石池とあれば、此も津ノ字は、師の誤りにもやあらむ、【神名帳に、和泉ノ國大鳥ノ郡高石神社あり、持統紀に、河内ノ國大鳥ノ郡高脚海とあり、万葉一に、大伴乃高師能濱乃云々、後の哥なほ多し、今も高石村ありて、池もあるは、古へのにやあらむ、】又彼ノ白檮原ノ宮ノ段に、日下之楯津と名けつるを、後に蓼津と云とあれば、高津とも云しも知りがたし、【多都と多弖と相近し、】又書紀に、彼ノ時に至リて草香津ニ、植ニ盾而爲ス雄誥ビ焉とあれば、誥津とも云しか、如何まれ、此ノ日下は津なれば、高津てふ名も、地のさまに由あるなり、かくて其池は、今もありや知らず、【かの高石村なるにやあらむ、或說に、此ノ池を、河内ノ國河内ノ郡日下村に在て、今は御所ノ池と云と云るは、誤なり、】○鳥取之河上宮、和名抄に、和泉ノ國日根ノ郡鳥取ノ【止々利】鄕あり、是地なり、【今も鳥取ノ鄕とて十二村あり、】姓氏錄、和泉國【皇別】に、鳥取氏あり、此ノ氏人の居住りしより、地ノ名にも負へるなるべし、名の由緣は、下鳥取部の處に云べし、河上は、書紀には、菟砥川上ノ宮とありて、宇度川の上なり【此ノ川源は、同郡の內なる、玉田山と云より出て、自然田村と云あたりにて、井關川と一ツに合ひ、下にて又金熊寺川と一ツに合ヒて、其より下にては、大川と云なり、古へは下まで宇度川とぞ云けむ、さて此ノあたり凡て、今も鳥取ノ鄕の內なり、和泉志に、菟砥ノ河上宮ハ、在ニ自然田村ニと云り、此ノ村も鳥取ノ鄕なり、】さて諸陵式に、宇度墓ハ、五十瓊敷入彥ノ命、在ニ和泉國日根郡ニ、兆域東西三町、南北三町、守戶二烟とあり、【此ノ御墓の式に載れるは、太子に坐シしが故なり、太子は上代には、一柱に限らざりしこと、白檮原ノ宮ノ段にも云り、なほ日代ノ宮ノ段に委ク云べし、和泉志に、宇度墓ハ、在ニ自然田村東、宇度川ノ上、玉田山ニといへり、】かゝれば此ノ命は、此ノ河上ノ宮にぞ居住坐けむ、○横刀は、多知と訓べし、【太刀又劒などゝ、異なることなし、】○壹仟口は、知遲と訓べし、【遲は、二十三十百などの知と同じ、一二萬などの都も同じ、】壹仟は、

一千の大字なり、【大字の事、傳五の六十二葉に云り、】口は、書紀垂仁ノ卷に、出石小刀一口、神功ノ卷に、七枝刀一口、雄略ノ卷に、大刀八口なども有り、刀のみならず、鍬鐇など其ノ餘にも、物によりて若干口と云る多し、【延喜式ノ諸の註文なども見て知べし、】刀は、若干柄とも云りき、【後に大刀幾振、刀幾腰と云に同じ、】○石上神宮、上【傳十の五十二葉】に出たり、書紀云、三十九年十月、五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮、作劒一千口、因名其劒、謂川上部、亦名曰裸伴、【裸伴此云阿箇播娜我等母、】藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶、【茅渟ノ菟砥ノ川上は、即ノ鳥取ノ川上なり、異なる傳へには非ず、さて裸伴の訓註の我ノ字は、濁音にて、之の意なり、此ノ我を誤て、阿加波陀加と心得るは、ひがことぞ、さて大刀の名に伴としも云るは、一千口を一部として、其ノ總の名とせる故なり、川上部の部も同じ、其は川上ノ宮にて作らしゝ故の名なり、裸伴は、いかなる由の名にか、未ダ思ヒ得ず、舊事紀には、赤花之伴とも云り、】○其宮とは、河上ノ宮を指て云と、師の云れたる、信に然り、【書紀に、此ノ命、石ノ上の神寶を主り給ふとあるに依るときは、石ノ上ノ神宮を指て云る如く聞ゆれど、然には非ず、次に定河上部とあるに就きて見れば也、此ノ一句、半ば河上宮と離れたる文に非ず、】○河上部、凡て古に某部某部と云る類いと多くして、部は群と云ことにして、【牟禮に米と切り、米と閇と通ふ、】登母【伴とも書り】とも云、【各其部の長をば伴ノ造と云り、伴ノ造の事、傳七の八十葉に委ク云り、考へ見べし、】今ノ世ノ武家に、某組と云に同じ、さて此ノ河上部は、書紀に一云、五十瓊敷皇子、居于茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上、作大刀一千口、是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊橿部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并十箇品部、賜五十瓊敷皇子、其一千口大刀者、藏于忍坂邑、然後從忍坂移之、藏于石上神宮、云々とある、【然に鍛名河上とあるは、此ノ千口ノ大刀を河上部と云るに就て、河上とは、其を作りし鍛工の名なりと云、一ツの傳へなりけめども、いかゞ、河上は地の名なれば也、】此ノ品部

は、此ノ皇子に賜ひて、河上ノ宮に屬たる部々なる故に、十箇部を都て、河上部と云しなるべし、【此は彼ノ大刀の名の河上部とは、別事なり、名の同しきを以て、勿思ひ混へそ、】定とは、公より云ッときは、彼ノ十箇ノ品部を、此ノ皇子に賜ヒて、河上ノ宮の部と定めたまふなり、又此ノ皇子のうへより云ときは、是を被賜て、己ノ命に屬たる部と定め領しめす意なり、【記中凡て定二某部一とある例、皆其ノ部を始めて立らるゝを云り、然れども此は、書紀に、彼ノ十箇ノ品部は、此ノ時に始めて立られたる如くには聞えず、本より有ッけるを、此ノ皇子に屬賜へりと聞ゆる故に、今も其ノ意に依て云なり、】

次大中津日子命者（山邊之別。三枝之別。稻木之別。阿太之別。尾張國之三野別。吉備之石无別。許呂母之別。高巢鹿之別。飛鳥君。牟禮之別等祖也。）次倭比賣命者（拜祭伊勢大神宮也。）次伊許婆夜和氣王者。（沙本穴太部之別祖也。）次五十日帶日子王者（春日山君。高志池君。春日部君之祖。）次阿邪美都比賣命者（嫁稻瀬毘古王。）次落別王者（小月之山君。三川之衣君之祖也。）次伊登志和氣王者。（因無子而。爲子代。定伊登志部。）次石衝別王者（羽咋君。三尾君之祖。）次布多遲能伊理毘賣命者（爲倭建命之后。）

山邊之別、大和ノ國の山邊ノ郡ならむか、氏は、姓氏錄【右京皇別】に、山ノ邊ノ公、和氣ノ朝臣同祖【和氣ノ朝臣は下に出ッ】とあるは、此ノ記の傳とは異なり、【此ノ事、下の石无ノ別の下に論へり、】○三枝之別、地ノ名なるべけれど、何ノ國とも詳ならず、氏も考へなし、【三枝部ノ連あれど、異姓なり、】○稻木之別、地ノ名なるべけれど、定めがたし、【尾張ノ國丹羽ノ郡、出羽ノ國川邊ノ郡などに、此ノ地ノ名あり、なほあるべし、】姓氏錄【左京皇別】に、稻城壬生公、出レ自二垂仁天皇皇

子、鐸石別命ノ也とあれ、此氏の支別なるべし、○阿太之別、地も氏も考ヘなし、【大和ノ國宇智ノ郡に、阿陀ノ郷あれども、其は白檮原ノ宮ノ段に、阿陀と書り、其處にはあらじ、】若くは太ノ字は、木の誤ならむか、此ノ事次なる沙本穴太部之別の下に云ること、考ヘ合すべし、○尾張國之三野別、三野は地ノ名なり、神名帳に、尾張ノ國中島ノ郡見努神社あり、此ノ地なるべし、【延佳本に、之ノ字の下に、別ノ字あり、此は三野をも國ノ名と心得て、別姓として、さかしらに加へたるものなり、諸本共に、之ノ下に別ノ字は無し、されど姑ク延佳本に據ていはゞ、國と云ルは、尾張の內の地ノ名とせむか、若シ然らずは、尾張ノ何別とこそあるべけれ、其國之別と云る、例なきことなり、然れども後ノ國に國と云地名も、考ヘ得ず、左右にいひがたとこそ見ゆれ、さて又三野を、尾張の地名とするにつきても、凡て記中の例、諸國の姓、其國ノ名を冠たるも、みな國ノ字は無きに、此に國と云るは、隣の國ノ名も三野なれば、尾張の三野ノ別と云ては、一國の如く聞えてまぎらはしき故に、尾張には國と云て、三野は、其國內の地名なることを知らせたる物なるべし、さて又延佳本には、野ノ下にも、之ノ字あれども、此も前の例を見て加へたる、さかしらなり、諸本共に、野ノ下には之ノ字なし、記中別と云姓、多くは之ノ字あれども、其國ノ名を冠たるは、國ノ名の下に之ノ字を置て、地ノ名の下には、省ける例なり、次なる吉備之石无ノ別なども如し、他段なるをも、彼此合せて知ルべし、】氏は考ヘなし、【三野ノ臣三野ノ連などあれども、別なり、】○吉備之石无別、和名抄に、備前ノ國磐梨ノ郡石生ノ【伊波奈須】郷あり、此ノ地なり、【此ノ地名、此記に石无と書き、郡ノ名も磐梨とかければ、本は伊波那志なること聞ゆるを、和名抄に、伊波奈須とあるは、やゝ後の唱へなるべし、无も梨も、奈須とは訓がたければなり、】氏は、續紀廿六に、備前ノ國藤野ノ郡ノ人、藤野ノ別眞人廣虫女、藤野ノ別眞人淸麻呂等三人、賜ノ姓吉備藤野和氣眞人、藤野郡大領、藤野別公子麻呂等十二人、吉備藤野別宿禰、別公薗守等九人、吉備石成別宿禰、【此ノ淸麻呂は、後に和氣ノ淸麻呂と申して、道鏡が亂の時に、大功ありし人なり、此ノ人などの、本ノ姓は磐梨ノ別ノ公なりしこと、和氣朝臣に見えて、

次に引り、さて此レに別ノ眞人別ノ公などある別は、尸には非ず、地ノ名なり、尸の別と思ひ混ふべからず、其地名は和名抄に、備前ノ國磐梨ノ郡和氣ノ郷あり、是なり、又和氣ノ郡もあり、續紀に、養老五年四月、分邑久赤坂二郡之郷、始置藤野郡、神護景雲三年六月、改藤野郡、爲和氣郡、延暦七年六月、和氣郡河西百姓、欵河西建磐梨郡、許之とあり、かかれば姓の別は、もと右の和氣ノ郷より出たる物にて、其郷は、中頃藤野ノ郡ノ内なりし故に、藤野ノ別ノ眞人など云しを、後に彼ノ郷名を取て、藤野ノ郡を、和氣ノ郡と改められ、又後に其郡を割て、磐梨ノ郡を建られたる故に、本の和氣ノ郷は、其磐梨ノ郡に屬て、和氣ノ郡とは、異郡になれるなり、さて又右の藤野ノ別ノ眞人などの本姓、磐梨ノ別ノ公なりし所以は、石生ノ郷と云は、中ごろこそ和氣ノ郷と並びて、一郷の名なりけれ、上代には、廣き名にて、其ノ内の和氣ノ郷にてぞありけむ、故レ別公の姓の人にも、磐成ノ別ノ宿禰と云姓を賜ひしなり、此ノ時は、磐梨は、いまだ郡ノ名には非りしかども、廣き名なりしなり、さて彼ノ磐梨ノ別ノ公と云しも、此の石生ノ別より分れたる姓なり、さて此の石生ノ別の別は、加婆泥なれば、彼ノ地名には非るを、磐梨ノ別ノ公などの別は、彼ノ地名にて、加婆泥は公なり、凡て右の事ども、彼此といとまぎらはしき故に、今かく委曲に、其ノ差別を解辨ふるなり、細に考へて、思ひ混ふべからず、】廿九に、吉備ノ石成ノ別ノ宿禰國守等九人、賜姓石成宿禰【こは吉備と云ことを除けるなり、】また備前ノ國藤野ノ郡ノ人、別部ノ大原、忍海部ノ與志、財部ノ黒士、邑久ノ郡ノ人、別部ノ比治、御野ノ郡ノ人、物部ノ麻呂等六十四人、賜姓石生別公、卅三に、和氣宿禰清麻呂廣虫、賜姓朝臣、【清麻呂等の姓、和氣ノ宿禰とあるは、心得ず、此より前に、宿禰になれる事見えず、漏たるにこそ、】姓氏錄【右京皇別】に、和氣朝臣、垂仁天皇皇子、鐸石別命之後也、神功皇后、征伐新羅、凱旋歸、明年車駕還都、于時忍熊別皇子等、竊構逆謀、於明石堺備兵、待之、皇后鑑識、遣弟彦王於針間吉備堺、造關防之、所謂和氣關是也、太平後、錄從駕勳、酬以封地、仍被吉備磐梨縣、始家之焉、光仁天皇寶龜五年、改賜和氣朝臣

姓也、【彦ノ字ノ下に、賜ノ字脱たるなるべし、弟彦ノ王は、和氣氏の系圖を考るに、鐸石別ノ命の子稚鐸石別ノ命、其子田守別ノ王其子弟彦王なり、】類聚國史に、延暦十八年二月、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前ノ國造和氣朝臣清麻呂薨、本姓磐梨別ノ公、後改二藤野ト一云々、寶龜元年、聖帝登祚、有レ勅入レ京、賜二和氣朝臣一、復二本位一云々とあり、後世に世々醫術に名高き和氣ノ氏これなり、】續後紀五に、備前國人、石生別公諸上等、改二本居一貫二附右京八條三坊一、文德實錄二に、磐梨ノ郡ノ少領、石生ノ別ノ公長貞云々、なご見えたり、さて此ノ氏、及上の山ノ邊ノ之別稻木之別など、此ノ記の傳へと異にして、皆鐸石別命之後とあるを思ふに此ノ御世の御子たちの中に、書紀には、大中ツ姫ノ命ありて、大中津日子ノ命は無きを思へば、大中津日子ノ命と申すは、沼帶別命の亦ノ名なるが、彼ノ大中ツ姫ノ命と混ひて、別に一柱となり賜へるにやあらむ、【若然らば、此は書紀の傳へを正しとすべし、】○許呂母之別、次に落別ノ王の御末に、三川之衣ノ君あり、彼と錯ひたる傳へには非るか、他には考へなし、○高巢鹿之別、諸本共に、鹿ノ上に廡ノ字あれども、衍と見ゆ、故今は眞福寺本に、其字ノ無きに從へり、【廡ノ字は、鹿と形の似たるによりて、誤りて重なりたるものなり、上卷に、鹿ノ屋野比賣の鹿ノ上に、衍て廡ノ字のあると同じ例なり、廡鹿をモロカと訓を附たれども、若ノ廡呂ならば、廡ノ字をこそ用ふべけれ、此ノ記のさま、廡とは書べくも非ず、其外に訓むべき言もなし、】さて此は地も氏も考へ無し、【高巢鹿は、大須賀蜂須賀白須賀なご云類の地名と聞ゆ、又高鴨高尾張なごの類にて、高飛鳥なるを、多加の加に阿の韻ある故に、多加須加と云か、若然らば、次なる飛鳥ノ君とも由ありておぼゆ、】○飛鳥ノ君、大和の飛鳥には非じ、何ノ國ならむ、地も氏も考へなし、【飛鳥ノ首なごあれど、別姓なり、】○牟禮之別、神名帳に、攝津ノ國島ノ下ノ郡牟禮ノ神社、伊勢ノ國多氣ノ郡牟禮ノ神社、和名抄に、周防ノ國佐波ノ郡牟禮ノ郷、讃岐ノ國三木ノ郡武例ノ郷なごあり、何れとも定め難し、氏も考へなし、○拜二祭伊勢大神宮一也、書紀に、二十五年三月、離二天照大神於豐耜姫命一、託二于倭姫命一云々、此ノ全文、傳十五【三十三葉】に引て、委

く云り、考へ合すべし、又大神宮儀式帳に、次纒向珠城宮御宇活目天皇御世爾倭姫内親王遠、爲御杖代、齋奉支云々、爾時倭姫内親王、大神乎頂奉弖、願給國求奉時爾云々、爾時宇治大内人仕奉、宇治土公等遠祖、大田命乎、汝國名何問賜支、白久、百船乎度會國、是川名波、佐古久志留伊須々乃川止申須、是川上好大宮地在申、即所見好大宮地定賜比支、朝日來向國夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國止、弓矢鞆音不聞國止、大御意鎭坐國止、悅給弖、大宮定奉支云々、爾時大神宮禰宜氏、荒木田神主等遠祖、國摩大鹿島命孫、天見通命乎、禰宜定弖、倭姫内親王朝廷爾參上坐支、なほ委く記せり、本書を見べし、【さて倭姫ノ命ノ世記には、此ノ比賣命、雄略天皇御世廿二年、登由氣ノ大神の、丹波ノ國より、伊勢に遷坐しほどまで、存在坐て、仕奉賜て、其明年二月に、自退尾上山峯、石隱坐と云るは、いみしき僞說なり、すべて彼ノ書は、種々の信がたきみだり說のみ多かりかし、】○沙本穴太部之別、【阿部富の富に、太ノ字を書ゝは、意富の意を省きたる借字なり、例は万葉十三に、爾太遙、十九に、爾太要などあり、記中に御太之前ともあり、】まづ穴太部と云は、書紀ノ雄畧ノ卷に、十九年春三月、詔置穴穗部、とあり、これ穴穗天皇の御名代に置れたるなるべし、【此ノ天皇、御子坐ざればなり、】かくて其ノ穴穗部の者の居住る地の名にもなり、或は姓にもおへるなり、神名帳に、尾張ノ國葉栗ノ郡穴太部ノ神社あり、【今世にも此ノ地名處々にあり、】天武紀に、穴穗部ノ造、賜姓曰連、續紀十八に、下總ノ國穴太部ノ阿古賣【人ノ名なり】など見えたり、さて此なるは、大和ノ國添ノ上ノ郡佐保に居住る氏にて、沙本とは云るにやあらむ、又按ふに沙本の沙ノ字は、阿の誤にて、【そは後に寫誤れるにもあるべし、又初ノに阿禮が誦つる時より同韻故誤れるにもあらむか、】本の下に君ノ字脫て、此は穴太部之別とは別姓にて、阿本君ならむか、然云ゆゑは、續紀卅八に、雅部ノ朝臣人上等言、臣等始祖息速別皇子就伊賀國阿保村居焉、逮於遠明日香朝廷詔皇子四世孫、須珍都斗王、由地賜阿保君之姓、其胤子意保賀斯、武藝超倫、足示後代、是以長谷朝倉朝廷、改賜健部君

云々、望請、返本正名、蒙賜阿保朝臣之姓、許之、於是人上等、賜阿保朝臣、健部君黒麻呂等阿保公【伊賀國伊賀郡に、阿保郷あり、又須珍とある名は、同國名張郡周知郷によれるか、】姓氏録【右京皇別】に、阿保朝臣、垂仁天皇皇子、息速別命之後也、息速別命幼弱之時、天皇爲皇子、築宮室於伊賀國阿保村、因以爲封邑、子孫因家之焉、允恭天皇御代、因居地名、賜阿保君姓、廢帝天平寶字八年、改公賜朝臣姓、などあればなり、又此上なる阿太之別の太も、字、本の隨にて、【穴太の例に依らば、太も本とも訓べけれど、阿の字假字にて、音なれば、太の字も訓には取がたし、】右の阿保朝臣は、彼氏ならむかとも思はる、【先祖御兄弟の間は傳への異なる例も、彼此あればなり、】これら何れならむ決めがたし、○稻瀬毘古王は、【稻の字、諸本みな稱とあるは、誤なり、今は延佳本に依れり、】景行天皇の皇子、稻背入彦命と、延佳云り、然るべし、【入を省きても申せること、豐鉏入毘賣を、豐鉏比賣、五十瓊敷入彦命を、五十瓊敷命と記せる類にて、然る例多し、】御名義、未思得ず、稻は、字の意、瀬は見か、書紀神代巻に、稻背脛と云名見え、倭建命の御子に、稻依別王と申すも坐せり、さて此王は書紀景行巻に、次妃五十河媛、生神櫛皇子、稻背入彦皇子、弟稻背入彦皇子是、播磨別之始祖也とあり、此記には、此皇子見えず、【景行天皇の御子たちは、并て八十柱坐て、不入記五十九王とあれば、其中なるべし、】○嫁は、美阿比坐と訓べし、抑御娘に娶し例、古には彼此あり、○小月之山君、月の字は、諸本並目と作れども、誤なること決ければ、今改めつ、小月は、神名帳に、近江國栗太郡小槻大社、また小槻神社あり、此地なり、【大和國高市郡にも、小槻村あれども、其にはあらず、】さて山君と云は、山を守るに依れる姓なり、其由次なる春日山君の下にも云、又穴穗宮段、佐々紀山君の下【傳四十の三十七葉】に委く云るを、考へ見て解るべし、書紀仁徳巻に、近江山君と云氏の人も見えたり、さて小月は、其氏人の居地なり、續紀十二に、小槻山君廣虫、續後紀十九に、近江國栗太郡人、小槻山君家島、賜姓貞統公、三代實錄七に、小槻山君廣宅、其

四に、近江ノ國栗太ノ郡ノ人、小槻ノ山ノ公今雄、同有緒等、改ニ本居一テ貫ニ左京四條三坊一ニ、廿七に、小槻ノ山ノ公今雄、同有緖、同良眞等、並賜ニ姓阿保ノ朝臣一ヲ、息速別ノ命之後也、【息速別ノ命之後として、阿保ノ朝臣ノ姓になれることいかゞ、先祖御兄弟の間、傳への混ひたるなるべし、】姓氏錄【左京皇別】に、小槻ノ臣、垂仁天皇ノ皇子、於知別ノ命之後也、【此は小槻ノ山ノ君氏の中に、小槻ノ臣になれるが有りしなるべし、】○三川之衣ノ君、三ノ字、諸本に二と作るは、誤なり、今は一本に依れり、和名抄に、參河ノ國賀茂ノ郡舉母ノ【古呂毛】郷あり、【此郷今も存り、】此ノ地なり、氏は考へなし、さて右の氏々の外に、國造本紀に、伊賀ノ國ノ造、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世ニ、皇子意知別ノ命ノ三世ノ孫、武伊賀都別ノ命ヲ、定ニ賜國ノ造一ニとあり、【皇子の上に垂仁天皇ノ四字脫たるなるべし、】○祖ノ下の也ノ字、一本又一本には無し○春日山ノ君、春日は、大和のならむか、さて姓氏錄【和泉皇別】に、山ノ君、垂仁天皇ノ皇子、五十日足彦別ノ命之後也とあり、又【攝津皇別】山守、垂仁天皇ノ皇子、五十日足彦ノ命之後也ともあるを以て、山ノ君と云は、山を守るに依れる姓なることを知べし、春日は居地なり、【和泉ノ國に山公氏のあるは、此ノ春日なるより分れたるなるべし、】○高志池君、【池ノ字、舊印本一本には、絶と作り、一本には、其にイケと假字を附たり、今は延佳本眞福寺本に依れり、】地も姓も考へなし、○春日部君、和名抄に、尾張ノ國春部【加須我倍】郡あり、書紀安閑ノ巻に火ノ國ノ春日部ノ屯倉、阿波ノ國ノ春日部ノ屯倉などあり、何レノ國とも詳ならず、【安閑紀に、春日部ノ釆女と云あり、此も地名か、】續紀廿三に、春日部三關、廿九に、陸奥ノ國牡鹿ノ郡ノ春日部ノ奥麻呂續後紀十七に、越前ノ國丹生ノ郡ノ人、春日部雄繼等二人、刊ニ部ノ字一ヲ、爲ニ春日臣一ト【神名帳に、加賀ノ國能美ノ郡滓上ノ神社あり、こはカスガミか、カスガべとも訓るゝなり、】これら此氏か異氏か、詳ならず、【姓氏錄に、春日部ノ村主と云姓もあり、】

○五十日帶日子ノ王の御末は、右の氏々の外に、書紀に、子石田ノ君、姓氏錄に、讃岐ノ公、酒部ノ公など見えたれど、何れも論とあり、【子石田ノ君と云姓、物に見えず、子ノ字は、殊にいぶかし、又讃岐ノ公酒部ノ公は、景行天皇の御子、神櫛ノ王の

御末なり、其由義は此ノ處に云べし、考ヘ合せよ、】○子代は、美古斯呂と訓べし、列木ノ宮ノ段に、此ノ天皇无太子、故爲御子代定小長谷部と見ゆ、此は天皇又皇子等なき、御子坐さねば、其ノ御名を後ノ世まで遺さむ爲に、其ノ御名を負せて、其ノ部と云物を定置るゝなり、故ノ又御名代とも云なり、書紀景行ノ卷に、欲錄功名、即定武部【此は日本武ノ尊の御爲なり、】安閑卷に、天皇詔大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歲之後、朕名絕矣、大伴伯父、今作何計、毎念於茲、憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹、詔曰可矣、宜早安置、云々、孝德卷、大化元年詔に、自古以降、每天皇時、置標代民、垂名於後、云々、【同卷に、子代ノ離宮と云も見えて、或本に云ク壞難波狹屋部邑子代屯倉而起行宮とあるは、地ノ名なり、】同二年春正月朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民云々、同年三月云々、昔在天皇日、所置子代云々などありて、此ノ孝德天皇の御世に、皆罷られにき、【凡て彼ノ御世より萬の事を、漢國ぶりにならひ賜ひて、古の事は、みな廢れにたり、】○高津ノ宮ノ段なる、御名代の下【傳三十五の卷】に委く云る、考ヘ合すべし、○伊登志部、諸本登志の二字を脫し、部ノ字を稱に誤て、伊稱と作り、延佳本には、伊都部と作り、此ノ本に依て、伊都とある本に就て、部ノ字は、さかしらに加へつるなるべし、抑部ノ字を、下の假字に用ひたる例は、紀伊ノ國ノ伊都ノ郡などはあれども、此ノ記には無きことなれば、決てトシとは讀がたく、又ツと讀ては、御名に合ず、なにかくに都ノ字は誤なり、岡は、御名の伊登志の登をツと讀て、伊都部は、都ノ下に志ノ字脫たるかとも云れつれど、登をツの假字に用ひたる例もなきことなれば、此もいかゞ、】延福寺本には、伊都と作り、されば登志二字の脫たるなること著し、さて書紀安閑ノ卷に、國々に膽殖屯倉膽年部屯倉とあり、此は國々に著る伊登志部は有しに、此に其ノ屯倉を置れたるなり、【膽殖に多くの屯倉を置れたる、其ノ名ども、皆地ノ名なれば、此ノ膽年部も、地ノ名なり、其は伊登志部の居住たるより、地名

にもなれるなり、婀娜ノ國は、備後ノ國安那郡なり、】○羽咋君、和名抄に、能登ノ國羽咋ノ【波久比】郡羽咋ノ【波比久】鄉、神名帳に、同郡羽咋ノ神社もあり、此ノ地なり、万葉十七【四十丁】に、波久比能海をふめり、さて國造本紀に、羽咋ノ國ノ造、泊瀬朝倉ノ朝ノ御世ニ、三尾君祖、石撞別命兒、石城別ノ王ヲ、定ニ賜國造ノ一【朝倉朝とは、誤なるべし、時代合はず、景行紀に、妃尾氏磐城別之妹とある、尾氏は、三ノ字の落たるなり、舊事紀には三尾氏とあり、】姓氏錄【右京皇別】に、羽咋ノ公、垂仁天皇ノ皇子、磐衝別命之後、亦ノ名、神櫛別ノ命也、【亦ノ名神櫛別ノ命ノ六字、一本には細注なり、思ふに此レは、後ノ人の書加へたる謬說なり、神櫛ノ命は、景行天皇の御子なり、又若シもとよりの文ならば、之後の上にこそ在ルべけれ、】類聚國史に、能登ノ國ノ人、羽咋ノ彌公、羽咋ノ公吉足などゝ見ゆ、○三尾君、和名抄に、近江ノ國高島ノ郡三尾ノ【美乎】鄉、神名式に、水尾ノ神社【臨時祭式には、三尾ニ作れたり、】もあり、此ノ地なり、書紀繼體ノ卷に、近江ノ國高島ノ郡三尾之別業、續紀廿五に、高島ノ郡三尾ノ埼、万葉七【十五丁】に、高島之三尾勝野之、九【十六丁】に、水尾崎、拾遺集に、高島や三尾の中山杣たて、造り重ねよ千代の並庫などあり、氏のことは、書紀に、磐衝別命是、三尾君之始祖也、國造本紀【上に引る羽咋國造、又賀我ノ國造の條、】に、三尾ノ君ノ祖、石撞別命などあり、氏人は、玉穗ノ宮ノ段に見ゆ、○爲ニ倭建命之后ト、日代ノ宮ノ段に、此ノ倭建ノ命、娶ニ伊玖米天皇之女、布多遲能伊理毘賣命一、生ニ御子帶中津日子ノ命一とあり、なほ彼處に云べし、【傳廿九の三十一葉】

此天皇。以沙本毘賣爲后之時。沙本毘賣命之兄。沙本毘古王問其伊呂妹曰。孰愛夫與兄歟。答曰愛兄。爾沙本毘古王謀曰汝寔思愛我者。將吾與汝治天下而即作八鹽折之紐小刀授其妹曰。

以此小刀刺殺天皇之寢故天皇不知其之謀而枕其后之御膝爲御寢坐也爾其后以紐小刀爲刺其天皇之御頸三度擧而不忍哀情不能刺頸而泣淚落溢於御面乃天皇驚起問其后曰吾見異夢從沙本方暴雨零來急沾吾面又錦色小蛇纏繞我頸如此之夢是有何表也爾其后以爲不應爭即白天皇言妾兄沙本毘古王問妾曰孰愛夫與兄是不勝面問故妾答曰愛兄歟爾誂妾曰吾與汝共治天下故當殺天皇云而作八鹽折之紐小刀授妾是以欲刺御頸雖三度擧哀情忽起不得刺頸而泣淚落沾於御面必有是表焉

円沙ノ毘賣、此ノ御名、此にのみ命ノ字無きは如何、脱たるにや、まて此ノ御兄妹は、伊邪河ノ宮ノ段【傳二十二】に出て、日子坐ノ王ノ御子たちなれば、天皇の御從父兄弟に坐り、○爲ノ后之時とは、此ノ比賣命の、此ノ天皇の后となり坐ることを、先言出たるにて、次なる事は、其ノ即の事ならねども、文をつゞけて云故に、之時とは云るなり、○兄は、同母兄なれば、伊呂勢と訓、次々なるも皆同じ、○伊呂妹は、同母妹なり、伊呂毛と訓べし、其由は上【傳十三の六十三

葉】に委く云り、○夫は哀こ訓べし、【夫をば、勢こも勢古こもいへごも、此は兄こ對へて云なれば、然訓てはまぎるゝなり、兄をも、勢こも勢古こもいへばなり、】上卷須勢理毘賣命の御歌に、那遠岐弖、遠波那志、【汝を置て夫は無しなり、】こあり、○孰愛は、伊呂禮迦波斯伎こ訓べし、【愛は、宇都久斯伎、又宇流波斯伎など訓むもあしからず、何れにても意同じ、】明ノ宮ノ段に、孰愛兄子與弟子こもあり、倭建ノ命の御哥に、波斯祁夜斯、万葉に、愛八師、書紀繼躰ノ卷、勾ノ大兄ノ皇子の御哥に、婆絁稽矩謨、万葉二十四丁に、三吉野乃山松之枝者波思吉香聞、高津ノ宮ノ段の大御哥に、阿賀波斯豆麻、【朕愛妻なり、】万葉十八廿三丁に、波之伎故、【愛子なり、】十九廿丁に、波之伎和我勢故廿十九丁に、波之伎都麻良などあり、猶多し、○愛兄は、伊呂勢波斯伎こ訓べし、○謀は、下文には、議こあるを、【書紀にも議こあり、】此は謀反むこすることを、初て云ふ處なれば、謀こあるぞ宜き、波加流は、神議など云て、人こ相談ひ、論ひ定する事なればなり、○八鹽折之紐小刀、紐小刀は、上卷【傳十八の十六葉】に出、八鹽折こ云は上卷なる八鹽折之酒【傳九の三十葉】こ考へ合するに、幾度も、をり返しく銷治、精熟鍛錬たる謂にて、其ノ刀の利きことを云稱なり、【師の万葉考別記に、八鹽の衣など云こ同くて、八鹽折は、紐の色を云こ云れたるは、わろし、小刀の稱を、其著たる紐の色以て云べくもあらず、】○寢は、美泥麻世良牟袁こ訓べし、次に御寢坐こあり、寢賜ひたらむ時にこ云意なり、書紀に、四年秋九月、皇后母兄、狹穗彦王、謀反欲危社稷、因何皇后之燕居、而語之曰、汝孰愛兄與夫焉、於是皇后不知所問之意趣、輙對曰愛兄也、則誂皇后曰云々是以冀吾登鴻祚、必與汝照臨天下則高枕而永終百年、亦不快乎、願爲我弑天皇、仍取匕首授皇后曰、是匕首、佩于裀中、當天皇之寢廼、刺頸而弑焉、皇后於是心裏兢戰不知所如、然視兄王之志、便不可得諫、故受其匕首、獨無所藏、以著衣中、遂有諫兄之情歟、○謀は、波加里許登こ訓べし、沙本毘古王の、議り誂へたることなり、○御膝、和名抄に、膝、脛頭也、比佐、○枕

は、麻久良伎弖と訓べし、万葉五丁廿に、伊可爾安良武、日能等伎爾可母、許恵之良武、比等能比射乃倍、和我摩久良可武、十九丁四に、妹之袖和禮枕可牟とあり、麻久良久とは、【麻久良加牟、麻久良伎弖など活用】枕にするを云て、蘰にするを、加豆良久と云る【万葉十八に、楊奈疑可豆良枳、十九に、菖蒲可都良久麻泥爾などあり】と同じ活格なり、又麻伎弖とも訓べし、其も同意なり、【麻久とよめる哥は、殊に多し、枕と云、名も、麻久より出て、纒座の伎久を切めて、麻久良と云なり、凡て何にまれ、物を居る具を座と云、枕は、物を纒て、頭を居る座とせるよしの名なり、さて枕にすることを、やがて纒とも云なり、手をまく、袖をまくなど云是なり、又記中の哥に、麻久良麻久とも有り、其は言重なれども、物ノ名となりては、又其に其ノ用ノ言を添云こと常なり、歌をうたふなど云が如し、】万葉十四丁九に、宇知比佐須美夜能和我世波、夜麻登女乃、比射麻久其等爾、安乎和須良須奈、○膝の下なる爲ノ字は、而を寫ノ誤れるなるべし、草書は似たればなり、【白檮原ノ宮ノ段に、爲遠延、日代ノ宮ノ段に、爲泥疑などある爲ノ字の格かとも思へど、御寝坐と云こと、記中處々にある、何れも上に爲ノ字ある例なし、】○御寝坐也、若櫻ノ宮ノ段には、大御寝也ともあり、書紀仁德ノ巻に、隼別皇子枕ニ皇女之膝ヲ以臥、雄略ノ巻に、安穗天皇枕ニ皇后膝ニ晝醉眠臥、於是眉輪王、伺ニ其熟睡ヲ而刺殺之、○其天皇之御頸は、曾能意富美久毘遠と訓べし、【天皇ノ字は讀べからず、此所は然讀ては、語宜しからず、】○三度は、美多毘と師の訓れたる宜し、○擧而は、布理賜比斯加杼母と訓べし、布理は、振擧ることなり、【紐小刀をなり、】上巻に、以ニ此比禮ニ三擧振撥、【傳十の三十九葉】白檮原ノ宮ノ段に、打羽擧【傳十八の十七葉】などあるも、皆布理と訓べくして、同意なり、又上巻豫美段に、十拳劍を於ニ後手ニ布伎とある、【傳六の廿二葉】布伎も振と同じ、彼ノ處々を考へ合すべし、さて斯加杼母と訓るは、下文には、雖ノ字ある、其ノ意なればなり、雖ノ字は無くても、而ノ字にも其意あり、○不忍哀情、不ノ字は、諸本皆爾と作れども、師の、不の誤ならむと云れつるに從ひて、今改めつ、不忍

ともある例は、上巻に、不忍御腹之急、また不忍戀心、また此ノ下に、不忍其后云々、朝倉ノ宮ノ段に、不忍於悒などあり、四字を、多閇加弖爾加閇志久淤母比斯弖と訓べし、【此は情ノ字を許々呂と訓ては、語よろしからず、】多閇加弖爾は、堪難くと云に同じ、加弖爾は、万葉などに多き言にて、難爾とも書たり、【加は、濁音に書るはいと少し、多く清音に書たり、】さて此の語、下には哀情忽起ともあり、【其と合せて思へば、此は不忍ノ二字は、忽ノ字の誤にて、情ノ下に、悲ノ字脱たるにもあらむか、】〇不能覆其面に、延佐何奉良受と師の訓れたる宜し、【上に御顔をとあれば此に又顔をと讀ては、文いと拙なし、】〇涙は那美陀と訓べし、上巻に御涙ともあり、〇御面は意富美淤母と訓べし、【師はミオモワと訓れき、其は万葉九ノ又十九に、面輪、十九に、御面謂之美於毛和などあれば也、されど於母和とは、面の状貌を云ときの言なれば、此には叶はず、又皇極紀の歌に、於謀提とある、此は後手を宇志呂傳と云と同くて、提は是も其ノ状貌を云言なり、たゞ何となく云ときは、淤母ぞ正しき名なる、】天皇の大御面なり、〇落涙は、淤知那賀禮と訓べし、【涙ノ字を書るは、書紀に、涕泣ノ涙、推涕徒下、神武紀、沾帝、とある意なり、されど此はモルともアフルとも訓がたし、又加々流と訓まむよりは、那賀流ぞ泣ノ字に親き、】涙の流るゝと云は、万葉などに常のことなり、十九【廿三】に、流涕等騰米可禰都母、〇驚起は、淤杼呂伎牟豆と訓べし、淤杼呂久とは、目の醒ることにも云り、〇沙本は、大和ノ國添ノ上郡なり、諸陵式に見ゆ、武烈紀影媛ノ歌に、播屢比能、箇須我嗚須擬、逗摩御茂屢、嗚佐裒嗚須擬とあり、【嗚佐裒の嗚は、小はつせ、をつくばなどの袁と同じ、今佐保は奈良の内にて、北ノ方なり、】其ノ地、山も川も里も、万葉巻々に歌多し、後ノ世のにも多くよめり、さて沙本毘古ノ王は、此ノ地に居住る故に、如此御名に見給ふなり、〇暴雨は、波夜佐米と訓べし、字鏡に、涷、暴雨、波也佐女、あり、【倭姫ノ命ノ世記に、速雨と見ゆ、一本に、此ノ雨ノ字を、再と作るはいかゞ、】和名抄には、暴雨、和名無良佐女とあれども、此は波夜佐米と訓かたまさるべし、上巻、八千矛ノ神の御歌に、汝

が泣さまく、朝雨の云々、万葉二【四十】に、泣涙霈霂落者云々、○急は、爾波加爾と師の訓れつる宜し、○洽は、【此ノ字、濡と作る本もあり、同じことなり、】奴良志都と訓べし、○錦色小蛇、小蛇は幣美と訓べし、此ノ事上卷【傳十ノ卅六葉】に委く辨へたり【幣美は、反鼻の字音と思ふは非なり、】錦色とは、錦の如くなる文のあるを云なり、然る一種の蛇あり、和名抄に、蟒蛇、文字集略に云、蛇文如連錢錦也、和名仁之木倍美とあり、【埤雅に、蟒蛇、尾圓無鱗、身有斑文如錦纈とも云り、但シ和名抄に、仁之木倍美とあるは、小蛇なるべきに、本草を考るに、蟒蛇はいと大きなる物なれば、此ノ漢名は當らざるが如し、たゞ錦ノ文あるを以て、當たるなるべし、漢名はいかにまれ、かゝはるべきにあらず、】○纒緯は、麻都閉理斯と訓べし、【斯は辭なり、伎と云ずして、斯と云は、上に那時と云辭を添附たる、其に應ふるなり、】○如此之は、加久能と訓べし、【加久乃某とは、聞つかぬことゝもして、いかゞと思ふ人あるべけれど、】續紀一宣命に、如此之状乎聞食悟而云々、廿四に、加久乃状聞食悟止、宣大命云々などあり、【常に加久乃如久と云も、同じ格なるをや、】○有何表也は、那爾能斯流志爾加阿良牟と訓べし、万葉四に、劒太刀身爾取副常夢見津、何如之怪曾毛、君爾相爲、○以爲不應爭は、阿良曾波延士奈於母富志弖と訓べし、【延士は延受と云に同じ古言の格なり、】爭ひ難からむことゝ云意なり、【師は、アラソヒガテニと訓れき、又アラソヒカテジトとも訓べし、】○妾は阿賀と訓べし、【妾ノ字は、漢文の格に書るなり、男に僕と書ると同じ、】○是不勝面問故は、加久刀布爾波延多幣受豆と訓べし、【此はいと訓にくき文なり、舊印本延佳本などには、マノアタリトフニタヘズと訓り、如此訓て、意は大かた通ふれば、本より其意以て書るにもあるべきか、然れども然訓ては、古語のさまにあらず、全く漢籍訓なり、又師は、マサカノコトドヒニアヘズと訓れき、此は言はみな古言なれども、マサカもコトドヒも、此には叶はぬ言なり、故レつらく思ひめぐらすに、】勝面は、上卷猨田毘古ノ神ノ段に、詔天宇受賣神、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神

面勝神、故專汝往將問者云々、とある面勝と同くて、【傳十五の十四葉考へ合すべし】兄の如此く差向て、直に問ふに、吾心強く、面勝て【兄よりも夫君ぞ愛きと】は得答へざりき、と申し賜へるなるべし、【是ノ字は、如此と云にあたるべし、さて勝面は、面勝を下上に寫し誤れるか、後ノ人、面勝と云古言をば思はずして、只漢文讀の格をのみ思ひて、不勝面問とあるべきことぞと思ひて、さかしらに字を置替たるにもあるべし、又面に勝と云意としては、本より勝面とも書くまじきにもあらず、但シ問ノ字の置處を思へば、もとより面問にたへずと云意以て書る如くにも思はるれども、然訓ては、古語にうとければ、よしや撰者の意には非ずとも、面勝と訓て、違ふことはあるまじきなり、得と云辭を讀添るも、書紀に彼段に、八十萬神皆不得目勝相問とあるに依れり、故ノ字は讀むべからず、】○妾答の妾ノ字、讀ムべからず、○誂は、阿登良閇祁良久と訓べし、書紀にも然訓り、【誂ハ、說文に、相呼誘也、史記ノ注に、以微言動之也、】續紀廿の詔に、小野ノ東人、喚上道朝臣斐太都、而誂云久云々、古今集春に、吹風にあつらへつくる物ならば、此一本はよきよと云はまし、○哀情忽起は、多知麻知爾加那斯久那理弖と訓べし、【起ノ字は、那理弖と云にあたれり、忽ノ字、哀情の下にあるは漢文の格なり、】○沾ノ字、沽と作る本もあり、其も同じ、【師は、上文に依て、溢ノ字ならむと云れつれど、其はわろし、】書紀ニ云く、五年冬十月、天皇幸來目、居於高宮時、天皇枕皇后膝、而晝寢、於是皇后、既無成事、而空思之、兄王所謀、適是時也、眼淚流之、落帝面、天皇則寤之、語皇后曰、朕今日夢矣、錦色小蛇、繞于朕頸、復大雨從狹穗發而來之、濡面、是何祥也、皇后則不得匿謀、而悚恐伏地曲上兄王反狀云々、眼淚自流、則舉袖拭淚從袖溢之、沾帝面、故今日夢也、必是事應焉、錦色小蛇、則授妾七首也、大雨忽發、則妾眼淚也、

爾天皇詔之吾殆見欺乎乃興軍擊沙本毘古王之時其王作稻城以待戰此時沙本毘賣命不得忍其兄自後門逃出而納其之稻城此時其后妊身於是天皇不忍其后懷妊及愛重至于三年故迴其軍不急攻迫如此逗留之間其所妊之御子既產故出其御子置稻城外令白天皇若此御子矣天皇之御子所思看者可治賜於是天皇詔雖怨其兄猶不得忍愛其后故即有得后之心是以選聚軍士之中力士輕捷而宣者取其御子之時乃掠取其母王或髮或手當隨取獲而掬以控出爾其后豫知其情悉剃其髮以髮覆其頭亦腐玉緒三重纏手且以酒腐御衣如全衣服如此設備而抱其御子刺出城外爾其力士等取其御子即握其御祖爾握其御髮者御髮自落握其御手者玉緒且絕握其御衣者御衣便破是以取獲其御子不得其御祖故其軍

士等還來奏言御髮自落御衣易破亦所纏御手之玉緒便絶故不獲御祖。取得御子爾天皇悔恨而惡作玉人等皆奪其地故諺曰不得地玉作也

殆は富登富登と訓べし、【下の登を濁るはわろし、そは俗に此レを、音便にホトンドと云、凡て音便のンの下は、おのづから皆濁る例なればなり、然れども此ノ言、本は同じ富登を重ねたるなれば、濁るべきにあらず、】万葉三ノ廿に、吾盛復將變やも、殆寧樂京師を不見か成なむ、七ノ廿二に、三幣帛取神の祝が鎮齋杉原燎木伐殆之國手斧所取ぬ、八ノ四十二に、吾屋戸の一村芽子を、念兒に不令見殆令散つるかも、十ノ卅三に、保等穗跡妹に不相來にけり、十五ノ廿五に、還りける人來れりと云しかば、保等保登死き、君かと思ひて、などあり、言ノ意は、邊々にて、其近き邊まで至る意なり、此も欺かる、邊まで至りしを云、【俗言にて云ば、すでに欺かれむとしたりといふことなり、】○見欺乎は、上卷に、易子之一木乎、とあると同じ語ノ勢なり、○聲は、登理爾都加波須と訓べし、登理と訓べき由は、水垣ノ宮ノ段、令ル殺ニ玖賀耳御笠ヲとある處【傳廿三の六十葉】に、委ク云るが如し、又此は遣とも云ても、諧ふべき勢なり、○稻城、書紀雄略ノ卷にも、根使主逃匿、至於日根ニ造リ稻城ヲ而待戰フ、崇峻卷にも、物部守屋大連、親ラ率テ子弟與奴軍ヲ築キ稻城ヲ而戰なとあり、師ノ云く、稻城とは、凡て稻を納置城ぞ、垣をも固くし、溝をも堀廻しなどして、盜など入がたく、殊に固ク構ふる物なる故に、其ノ稻藏る城の如くに、固ク構へたるを云なり、日本紀に、積テ稻作城とあるは、ひがことなり、稻を積たらむは、何の固きことあらむと云れつる、此ノ說の如くなるべし、【書紀に積レ稻とあるは、名に依テ、例の撰者の書加へられたる、潤色文と見えたり、稻城と云は、かの姓氏錄の、大春日ノ朝臣ノ條に、委レ糟爲レ堵とある類とは、是

異なるべし、】其は必しも全く稍を蔵る城の制にはあらねども、たゞ牢固く作れるを、如此稱ならへりしなり、○不得忍とは見え、【得ノ字、諸ノ本に待と作るは、誤なり、今は延佳本に依れり、下にも不得忍、とあると同意の文なり、】伊能伊呂勢袁濃夫本志加禰都とも訓べし、所思す御情の堪がたくてなり、万葉十一に、山科强田山馬雖在、歩吾來汝念不得、十四に、戀作も嘗むとすれど、遊布麻山隠れし君を於母比可禰都母、十五に、妹を思ひ、伊の寝らえぬに、安伎乃野乃すゝきをし鹿鳴つゝ、追馬於毛比可禰弖、など猶多き、思不得に同じ、【又堪がたきことを、忍可禰とも多くよめれども、此はなほ於母本志加禰と訓ふかたまされり、】○後門は、斯理都美加度と訓べし、水垣ノ宮ノ段の哥に、斯理都[illegible]【後戸なり】と見え、万葉に、常津御門天津御門、などあるを合せて、訓べきさまを知べし、皇太宮の後方の御門なり、○綱は伊理蘇斯使と訓べし、入坐なり、○此時は、許能登理志時と訓べし、○姙身、こゝに如此云るは、次に、其ノ姙身せること云て、天皇の御言す事ある故に、先言出置る文の法なり、○不忍其后懷姙及愛重至于三年、は、許能伎佐伎能宇都久斯美淤毛斯売斯多麻布許登母、美登世爾那理奴流爾、波羅麻世流伊都久斯美淤母比賣也、伊登加那斯佐と訓べし、【加那斯登は、伊登本斯登とも訓べし、】抑此處の文、漢文の格に書たれば、文のまゝに訓ては、古語になり難たければ、文には泥まずて、凡ての意をよく得て訓べきなり、【延佳が、及愛重を、ウツクシミテシキテと訓るは、文ノ意にも叶はず、古語にも非ず、シキテと云こと、何の意とも聞えぬことなり、又師は、ハラマセルトウツクシミノオモキニタヘタマハズテと訓て、至于三年をば、別に讀れけるも、此レもわろし、古のつゞけざま、古語ならぬにあらず、其上至于三年は、愛重に係たることなるを、別に讀ては、甚く違へり、其由なほ次に云、】故今右の如く訓る、其由は、まづ懷姙を先に云て、愛重云々を後に云ては、古語に訓がたき故に、愛重云々を先に、懷姙を後に讀り、【愛重は、平常のなべての事、懷姙は、此ノ時の殊なる一事なればなり、】さて愛重は、天皇の、此ノ后を愛重し賜ふに

て、愛と重とは二ッなり、【愛の重きには非ず、】愛は、此にては用言にて、【常に躰言に云とは異にして、】美は、重の美と同格の美なり、】万葉十廿丁に、吾背子之言愛美出去者、とあると同じ格なり、重すとは、重く止事無き物にするを云、【俗言に、大切にすると云ことなり、さて此ノ言を、常にはおもむずると云は、音便に頽れたる言なり、此ノ外にも賤みすを、いやしむず、親みすを、したしむずなど云類、みな同じ音便にて、美の頽れてンになれるなり、此ノ美の格万葉などにつね多し、】續紀三の詔に、勞弼重弼所念坐、四に、天地心乎勞美重美畏坐、などある重美なり、さて此ノ二ッの美て云辭【愛み重み】の用ひざまは、万葉十二四十丁に、白妙乃袖之別乎難見爲而、など云ると同じ、至于三年とは、皇宮に參入賜ひてよりの事なるべし、此は昨日今日のことならず、御交ひの年經たる由なり、書紀に依るに、二年ノ二月に、皇后に立賜ひて、此ノ亂は、五年ノ冬の事なり、【此至于三年を下に係て、迴軍云々せし間に、三年になりたりと見るは、非なり、若其意ならば、此ノ言かならず不急攻迫と云下にあるべきを、故迴軍より上に在れば、其意にはあらず、】さて伊登加那斯登淤母本斯佉と訓るは、不忍の字に當れり、其例下文に出、其處に云べし、さて其后こ云處にて、姑く語を絶て心得べし、此は訓の上に就て云なり、【文は、不忍ノ字、其后の上に在れば、紛る、ことなけれども、今其后之愛重と訓る故に、言のつゞき紛はしければなり、されど懷妊てと、あるをと云處までに係て見れば、其ノ后之と云ることと明けし、】○迴は、夜須良波志米都都と訓べし、【加閇志旦とも訓べけれども、さてはいさゝか此の意に違ふべし、又徊は、モトホラセテと訓れたれども、叶へりとも聞えず、此の迴ノ字は、徘徊の意に取て書るなるべし、徘徊は、徘回とも書き、回と迴とは同じければなり、さて徘徊は、彷徨也とも、不レ進貌とも注し、文選張衡ガ思玄ノ賦に、馬倚轅而徘回と云る、注に、言躑躅不レ進也と云り、】夜須良布は、進まざる意、又休息む意なれば、此に叶へり、万葉十一四十五丁に、木間從移歴月之影惜、徘徊爾左夜深去家里、六帖に、君や來む我や往むのやすらひに云々、○不

急攻迫は、須牟夜祁久毗世米賜波邪理伎と訓べし、急は、万葉十五 四十 に、須牟也氣久波也可反里万世、とあるに依て訓り、【此言常には須美夜加爾と云、牟と美とは通音なれば、何れにてもあるべし、加爾は、祁久と云ぞ古言の格なる、此外、明かに遙かに穩かになども、古言には、あきらけく、はるけく、のどけくと云り、さて此ノ須牟夜祁久の須牟は、進む意にて、夜祁久は、附たる辭なり】○退留は、登杼許富禮流と訓べし、万葉四 十七 に、衣手爾取等騰己保里哭兒爾毛とあり、【登杼は、留なり、許富流は、凍ると同言なり、行ク水も、凍れば止まればなり】○既産は、師の阿禮坐奴と訓れたるに從ふべし、【既ノ字は、よむべからず】此ノ御子の生坐るは、下に燒稻城之時とあれば、事の終方の事なりけむ、【城を燒ては、ほどもなく事は終るべければなり】○令ㇾ白は、后の此ノ御言を、城を攻る官軍に宣て、天皇の御許に、傳へ白さしめ給ふなり、○矣ノ字は、袁の辭に置るなり、【舊印本延佳本などには、此ノ字無し、今は眞福寺本に依れり、一本又一本には、上の子ノ字無クて、此ノ矣ノ字あり、其は子ノ字を脫せるなり】さて此ノ下に、婆と云辭をも、讀附べし、吾こそあれ、此ノ御子をばと云意なればなり、○天皇之御子、此ノ天皇は、意富伎美と訓べし、對ひ奉りては、然申す例なればなり、【万葉などにも、天皇と書るをも、オホキミと訓べきが多きを、今ノ本は差別なく、皆スベラキと訓るは、誤なり】○所思看者、【看ノ字、或は齊或は齋と作るは、皆誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり】万葉十五 三十 に、於毛保之賣須、續紀廿詔に、所念看波奈毛云々、【師は看ノ字を、齋として、オモホシイツキマサバと訓れつれど、わろし】さて如此白し給ふ所以は、御母ノ命の、此ノ稻城に入リ坐て、天皇には背き奉リ賜へるうへは、此ノ御子をも棄て、皇子にはしたまふまじき由もある故なり、然れども、若シ母の罪をば所思看めて、御子をばなほ、御子と所念看さばとなり、○治は袁佐米と訓べし、此言のこと、上卷【傳十二の二十丁】に委ク云り考ヘ合すべし、續紀四に、人祖乃、意能賀弱兒乎養治事乃如久、治賜比慈賜比、十五に、可治賜伎一二人等、選給比治給佈、廿二に、

此宣命乃下毛在、朕波良何良仁在物乎夜、親王多知治賜布日仁、治不賜在末止爲豆奈伊、汝仁冠位上賜治賜夫、
廿五に、明久淨伎心以天、仕奉乎分、氏々門方絶多末方須、治賜止物御命乎云々など、なほ多く見えたり、此は
皇子として、收擧げ養育たまへと云ことなり、皇極紀に、親養ともあり、【師は、卽ヒタシタマヘと訓れつれども、此は
然訓てはわろし、】○天皇詔、此詔字は、衍なるべし、下なる文、【雖怨より、輕捷而まで、】御言に非ず、地詞なれば
なり、【故若誤字かと思ことも見えず、又文脱たるかと思へど、さも聞えず、若くは夜伎許等と阿禮が誦た
る其ノ詞を謬て、詔とか得て、其ノ隨に記るにもやあらむ、】故此ノ字は讀べからず、○雖怨其兄は、其ノ兄を許
伎佐良比陽岐許等と訓べし、【如此訓ときは、讎ノ字の意は、おのづからあり、】怨は、仇也讎也と注せる意にて、怨敵なり、
續紀廿六の詔詞の中に、己怨男女二人在とあり、さて此なば、佐良比賜と訓るは、續紀廿に、穢奴等乎、佐良
比賜奉諸奉依公、廿五に、此仁授賜良比賜天之、道祖我兄弟乎、皇位仁方定止云天、廿六に、從在前仁、小
過毛在人仁、隨法之所閉波、法乃末爾末仁、佐良比給、岐良比給止物御命乎、廿九に、隨奉朝庭亂國
家在、岐良比給在之、木十賜毘良比賜云々、隨法末爾末爾岐良比給倍久在利、卅に、岐良比給比、岐良比給奉
物等、などある、此らみな、逆心を以て、朝廷を謀ごち奉る者などを、怨敵として、棄退賜ふことを、佐良比賜と
云り、書紀神代ノ卷に、棄物とある、棄の訓注に、此云岐邏毘とあり、此らを以思ふに、此言此處によく叶へり、○
不得忍愛は、伊登加那斯登淤母布佐麻と訓べし、【加那斯などは、伊登布佐などと訓べし、さて崇峻紀に、哀不忍聽
とあるを、イトホシガリタマヒテと訓るなど、不忍の字に拘らで訓べき例なり、】此は、上の不忍其后云々、と云るよ
り係れる處なれば、彼處と同ジ詞に訓べきなり、【愛の意も、此は加那斯といふ中に在り、】加那斯てふ言は、悲哀む意、
愛惜む意、愛慕ぶ意など、皆兼て、如此云に、不得忍の意も、自在り、万葉四ノ卅に、宮爾行兒乎、眞悲美、十四ノ二十

に、伊豆由可斯、加奈之伎世呂我、和我利可欲波牟、又廿丁可奈思伊毛乎、伊都知由可米等、夜麻須氣乃、曾我比爾宿思久、伊麻之久夜思母、十五廿丁に、於毛比和夫良牟、伊母我可奈思佐、廿廿七丁に、可奈之伎我古、安良多麻乃、等之能乎奈我久、安比美受波、古非之久安流倍之、云々、乎之美都々、可奈之備伊麻世、又廿丁可奈之伊毛我、多麻久良波奈禮、阿夜爾可奈之毛、など猶多し、○故郎ノ二字、讀べからず、【上の禮婆と訓る辭に、故の意はあるなり、】○有得后之心は、曾禮延賜波牟能美許々呂坐伎と訓べし、曾禮は其にて、后を指て申すなり、【此は、后を字のまゝに訓ては、言重なりて、わづらはし、上に近く后とあるより續きたればなり、又有を坐と訓は、尊む語なり、】得賜はむの御心とつづく云ざまは、万葉十二廿丁に、眞玉葛絶牟乃心我不思、十四廿丁に、多麻可豆良、多延武能己許呂、和我母波奈久爾、古今集【戀四】に、君や來む我や往むのいさよひに、此等の格なり、○力士は、知加良比登と訓べし、書紀ノ此御卷に、當麻蹶速者、天下之力士也、皇極紀に、命二健兒一相撲、また使二力人持一レ兵守一レ家などあり、万葉十六には、力士儛と云ことも見えたり、○輕捷は、波夜伎と訓べし、明ノ宮ノ段ノ哥に、佐袁斗理邇、波夜祁牟比登斯、和賀毘古邇牟、書紀仁德ノ卷に、有二強力者一、曰二百衝一、輕捷猛幹、履中ノ卷に、強力輕捷なども見ゆ、【捷々は、果動敏疾之貌と注せり、】○取二其御子一は、かの稻城の外に置キ奉リ賜ふを、受取を云、○乃掠取、乃ノ字、舊印本延佳本などには、巧と作り、【其も惡くはあらざれども、なほ乃と云むぞ穩なる、】今は眞福寺本又一本に依れり、掠は、【奪取也と注せり、】加曾比と訓べし、續紀廿詔に、加蘇比奪、盗止爲而、とあるによれり、繼躰紀に、捉、皇極紀に、求捉、天武紀に、捉なざあるも、同言なり、【これらに、比をホイと書るは、假字を誤れるなり、】常に加須牟とも云、○或髮或手は、美加美爾麻禮、美弖爾麻禮と訓べし、麻禮は、母阿禮の切りたる言なり、○掬は都加牟と訓り、万葉十六十五丁に、總乃奴之束兒懸而、【四の卷にも見ゆ、】○豫は阿良加士米と訓り、【此ノ假字、古書に見えざれば、士は遲にもあらむか、定めが

たし、なほよく考ふべし、さて舊印本延佳本などには、此ノ豫ノ字の上に、有ノ字あり、有豫ノ二字をも、アラカシメと訓べし、されど僻の本どもには、有ノ字なし、既く方まどはれり、】万葉三に、出行道知末世波、豫妹乎將留塞毛置末思乎、四二十五丁に、豫荒振公乎、又四十丁豫人事繁、六四十丁に、豫公來座武跡知麻世婆、九十七丁に、豫己妻離而などあり、【右の豫を、多くカネテヨリと訓るは、わろし、】また加涅弖とも訓べし、万葉十一二十丁に、如是有刀豫知勢婆、十二六丁に、豫寒毛 又六十七丁には、豫兼而知者、重ねても云り、○其情とは、天皇の如此謀賜ふべき御心を、推度り知給ふを云、【但ノ心と書ずして、情ノ字を書るを思へば、御心を云にはあらずして、如此謀ノ給ふ事を指シて云るものかとも思はる、若シ然らば、ハカリコトなど訓べけれど、其もいかゞなれば、なほミコヽロと訓てありぬべくなむ、】○以レ髪とは剃落したる御髪を以て、と云ことなるべし、【上下なる二ッの其ノ字を例て、此をも其髪ヲとあらば、女ノ意明らかなるべきに、其ノ字なくて、たゞに髪とある故に、此ノ髪は、別髪の如くにも聞えて、紛らはしけれど、別髪には非じ、】故レ曾能美加美呼弖と訓つ、○頭は、美加斯良と訓べき由、上卷【傳五の八十一葉】に云るが如し、○玉緒は、御手の餝の玉を貫料の緒なり、古へは凡て、手に玉を纒しことは、上卷【傳七の三十四葉三十五葉】に云るが如し、○三重纒手は、美弖爾美弊摩加志と訓べし、【纒加志は、纒賜ひと云ことなり、此ノ四字を、師は、タマノヲノミヘノタマキヲと訓れたるは、わろし、若シ其意ならば、三重ノ手纒之玉ノ緒をこそ云べけれ、玉ノ緒ノ云々と云ては、言違へり、】○御衣は、美祁志と訓べし、此ノ名、上卷八千矛ノ神の御哥に見ゆ、【傳十一の三十四葉】○全衣は、麻多伎美曾と訓べし、【腐したるに對へて、腐さゞるを云、】また麻基呂呼とも訓つべし、【眞に全き意あり、】○服は祁勢理と訓べし、【上の衣ノ字とつづけて、美曾とも訓べけれど、さては此は、其ノ下に言足らず、御髪にも、下に覆といひ、玉ノ緒にも、纒とあれば、此ノも必ス祁勢理など有べきなり、】祁勢理は、着賜へりと云むが如し、此ノ言、倭建ノ命の御哥に見ゆ、其處【傳廿八の九の

ひら】に云べし、○如此設備、此言、上卷八俣遠呂智ノ段にもあり、○抱は、書紀などに、伊陀久とも、宇陀久とも牟陀久とも、訓るが中に、万葉十四巻に、可伎武太伎とあれば、これに依て牟陀伎弖と訓べし、さて今如此大后の、此ノ御子を御躬抱きて、渡し奉り賜ふを思ふに、上ッ代には、賤きも貴きも、凡て婦人産めば、即親抱きて、其ノ児を、其ノ父に示るぞ、定まれる禮なりけむ、書紀神代ノ卷に、吾田鹿葦津姫、抱レ子而來進曰、天神之子、寧可二以私養一乎、故告狀知聞、とあるなども、此ノ御禮なるべし、然るに今此ノ后は、兄の稲城に隱坐せば、然る事もえし給はず、故レ今渡し奉るにつきて、よそながらも其ノ御禮を行ひ賜ふとなるべし、若シ然らずは、かゝる亂中に、かゝる貴女の、御親抱て出シ給ふべくも非ず、【凡て古書を見るには、かゝる處によく心をつけて、上ッ代のしわざを、細に考へ知ルべきものぞ、ゆゑなほざりに勿看過しそ、】さて上に、置二稲城外一とあるも、此と一ッなり、上には先ヅ粗く云ておきて、此に細に云るなり、【上なるは、此とは別にて、先ッ人をして出し置しめたるごと聞ゆれど、然には非ず、】○御祖、古へは御母を御祖と云り、記中皆然り、○握二其御髪一者、御ノ字無き本もあれど、有るぞよき、【次なる、御手御衣なども、御ノ字あればなり、】○自落且絶便破、かく自と云、且と云、便と云る、各異意なるには非ず、辭をかへて云る文のみなり、○御衣易破、易ノ字は、上文と照して思ふに、且を誤れるなり、【然れども今諸本並易と作り、】故ニ麻多と訓べし、【上には玉ノ緒且絶、御衣便破とあるを、此は且と便とをおきかへたるなり、】○亦所纏の亦ノ字は、讀べからず、玉緒はと訓て、既に此ノ字の意あり、さて此ノ亦と云辭に意あり、御髪も落チ、御衣も破レ、玉ノ緒も絶ぬればとて云意にて、さまざまと手を盡しつれども、終に取リ得奉るべき手着の無かりける事を、つよく申す言なり、さて又上とは次第を變て、此には玉ノ緒の事を、終に云るは、次に作玉人の事あるに、親く續けむとてなるべし、○取二得御子一、此には、御祖を得奉らざりしことを先ッ白して、御子を得奉れることを、後に白せるは、たゞ上文よりのつゞきに引れたるのみか、又は天皇の

御求を令得奉ること不能るを、畏み重みして、其方を先ッ矣せるにもあらむか、はた御子を取得奉れる功の方を、たしかにせむ爲に、其ノ方を終に矣せるか、凡て事を並べ言ゥに、先に云ゥ方の重くなることもあり、後に云ゥ方の重くなることもあるを、此は何とも定めかねつ、○悔恨は、久伊宇良美と訓べし、【悔の假字は、久伊なり、夜伊由と活用言ぞ、】又二字をたゞ宇良美とも訓べし、【悔ノ字も、恨也とも注せればなり、されど悔はなほ久伊なるべし、】久伊とは、初ノに后の、皇宮を逃出坐時に、御心着ずて、得留奉ゥ賜はで、終に失ゥ奉ゥ賜へることを、此に至りて、今更に悔ゥく所念すなるべし、○作玉人等は、玉作斯人枓母と訓べし、此ノ度皇后の御手に纒せりし玉を造りし人等を云なり、【又玉都久理枓母とも訓べけれど、さては世の凡ての玉作ゥ人を云ることゝ聞ゆ、此は凡てを云には非じ、此ノ度の事によりて、凡ての玉作ゥ人を、悉く咎め賜にむは、あまりなればなり、】玉作の事は、上卷玉祖連の下【傳十五の五十九葉】に云り、さて后の御手を得取奉らざりしは、玉ノ緒の故にして、其罪は緒にこそあれ、玉には罪なきに、玉作ゥ人をしも咎め賜ふは、緒をも共に、玉作人の作りて、貫整へて貢進ることにぞありけむ、○其地は、彼ノ玉作ゥ人等の領れる地なり、【諸國に玉造てふ地名のあるは、上ッ代に、玉作人の地にぞありけむ、】○皆奪は、美那登理多麻比氐と訓べし、【一本には、奪の下に、取ノ字あり、其も同じ、】皆は、此ノ度の玉作りし人等の地皆なり、【世の凡ての玉作の地皆と云には非ず、】奪は、天武紀に、沒官とある是なり、官に取收たまふを云、書紀ノ此ノ御卷に、倂ニ當麻蹶速之地一、賜ニ野見ノ宿禰一とあるに同じ、續紀卅に、賜幣利之姓波取豆、別部止成給豆、又其我名毛取給豆云々、四十に、解ニ官ヲ取ニ冠ヲ倍久在云云、官冠乎乃未取給比などある、これらも公に取收給ふを取と云る、同じことなり、【此の奪を師は、オヒタマヒキと訓れたり、其は令などに、追とあるに依てなり、追も公に取收給ふことなれども、字のまゝにオヒとは訓べくもあらず、天武紀にも、官位盡追と訓り、】○諺は許登和邪と訓、此ノ言の意、上卷【傳十三の三十九葉】に云り、○不得地

は、言許曰經奴と訓べし、さて義は、何れも物の賻に云ることにて、【記中に見えたるも皆然り、】此は賞を得むとて爲たる事に因て、返りて罰をしらるゝ如き事の賻にぞ云ならはしつらむ、【此ノ度ノ事をのみ云るならば、地を得しなきことゝ云べきに、不得ことも云るは、賞に地を得べきことなるに、得ずと云賻ノ意なり、】さるは此ノ匠作が、夜ノ下ノ稍を賜して作りしは、皇后の嫌なる御事なりしかば、其ノ賞の地を得むことを思ひつらむに、返りて地を取られたればなり、【通ふ事なれど竹取物語に、くらもちのみこを謀へられて、玉作の匠らが、蓬萊の玉の枝を作りて、禄いまだ賜はらずとて、書を捧げて、禄を責りし事ありて、此にいさゝか似たることあり、】

亦天皇命詔其后言凡子名必母名何稱是子之御名爾答白今當火燒稻城之時而火中所生故其御名宜稱本牟智和氣御子又命詔何爲日足奉答白取御母定大湯坐若湯坐宜日足奉故隨其后白以日足奉也又問其后曰汝所堅之美豆能小佩者誰解（美豆能三字以音）答白旦波比古多多須美智能宇斯王之女名兄比賣弟比賣茲二女王淨公民故宜使也然遂殺其沙本比古王其伊呂妹亦從也

弟ノ字は、眞福寺本に依れり、【諸本に無しあるぞよき、】○命詔、命ノ字は令の誤なるべく、師の云れたる、然るべし、上

にも、令レ白二天皇一とある令の如し、【此は、直に詔ふには非ず、御使して傳へ詔ふなれば、令とあるべきなり、天皇命と書ることも、上卷にあれど、此は然には非じ、また詔を命詔とも云べけれど、然にもあらじ、】下文の命詔も同じ、○母名は、波々那毋都久流袁と訓べし、那毋と袁とは辭なり、都久流は、名くるなり、】名は常には、那豆久とよめども、此は上に名とあれば、たゞ都久と云ぞ古の定まりなる、然るを名ノ字の常の訓にかゝはりて、那豆久とよまむは、漢書訓にていと俗し、】さて凡て子の名をば、其母の命しことは、書紀神代ノ卷に、豐玉姫云々、謂二天孫一曰、妾方產云々、既兒生之後、天孫就而問曰、兒名何稱者當可乎、對曰宜レ號二彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊一とあれば、神代よりの禮なりけり、【文德實錄一に、先朝の制、皇子生ば、乳母の姓を取て、其御名とするよし見えたるにつきて、此の母名は、オモノナと訓て、乳母の姓を云かとも思へど然らず、乳母の姓を御名とするは、やゝ後のことゝぞ見ゆる、其由傳廿に委く云り、】○是子之御名、己命の御子の御名を、御名と詔へること、後ノ世の心には、いかゞと思はるれど凡て如此樣に詔ふぞ、上代の御言なる、○何稱は、那爾登加那豆氣牟と訓べし、【また稱は、多々閇牟とも訓べし、】○答白【白ノ字、舊印本延佳本などには、曰と作り、今は眞福寺本又一本等に依れり、次々なるもみな白ノ字なればなり、】は、美許多幣白賜波久と訓べし、○當火燒稻城之時は、伊那紀袁夜久袁理斯毋と訓べし、【當ノ字火ノ字は、讀べからず】○火中は、本那加と訓べし、倭建ノ命ノ段、弟橘比賣ノ命の哥に、毛由流肥能、本那迦邇多知弖、○本牟智和氣御子、上には品牟都和氣命とありて、都と智との差あるは、【書紀には、譽津別とあり、下に品遲部とあるをも、書紀には、譽津部とあんなり、】通音にて、智とも都とも傳へたるにやあらむ、御名ノ意、本は火、牟智は、大穴牟遲などの牟遲に同じかるべし、【智も都も淸音なるに遲は濁音なれば、淸濁差へれども、品遲部のときは、濁音なれば、是又淸ても濁ても云るにやあらむ、さて師は、本牟智を、火之內なりと云れたれど、いかゞ】○日足奉、此ノ言の意上卷治養とある下【傳十七の六十八葉】に、

委く云り、さて今此ノ事を如此問給ふは、大御母の坐さざるが故なり、○御母は、美淤毛と訓べし、乳母を云なり、淤毛と云は、兒を養育す事をする婦人を、凡て云稱なり、其中に乳母は、殊に主とある者なる故に、唯に淤毛とのみ云なり、又親母も、主と養育す者なる故に、淤毛とも云り、【親母を淤毛と云は、養育す方に就て云稱なり、たゞ親母の古ノ名と心得るは、精しからず、親母を淤毛と云るは、書紀仁賢ノ巻に於母亦兒、此云於慕尼慕是、万葉廿に父母を、意毛知々とよめり、同巻に、阿母刀自とよめるも、防人の歌にて、東言に、淤を阿と云るなり、曾禰ノ好忠集に、おもとじの乳ぶさのなくは云々、書紀神武ノ巻に、孔舍衛之戰、有人隱於大樹而得免難、仍指其樹曰、恩如母、時人因號其地曰母木邑、今云飫悶廼奇訛也、新井氏ノ東雅に、百濟の方言に、母をおもと云り、今も朝鮮の俗、母をおもと云は、古の遺言なり、これ吾國の言の、彼ノ國に傳はりしか、又彼國の言の、吾國に傳はりしか、未ノ詳と云り、今思ふに、此ノ稱、神武の御世の故事あれば、又古ノ乳母にも云れば、本より皇國言なるが、韓地へも傳はれるなるべし、】さて親母を淤毛と云も、母ノ字を然訓ゆ故に、乳母の淤毛にも、やがて其母ノ字のみを書っは、古ノ字には拘らざりしわざなり、乳母をたゞ淤毛と云る例は、万葉十二ノ丁に、緑兒之爲社乳母者求云、乳飲哉君之於毛求覽【是は乳母と書たれども、必たゞおもと訓べきことこ、末ノ句に於毛とあるにて知べし、今ノ本の訓は、いたく誤れり、】悔毛老爾來鴨、我背子之求流乳母爾行益物乎と見え、孝謙天皇の御乳母、山田ノ宿禰比賣島と云人を、續紀廿ノ巻、万葉廿ノ巻に、山田ノ御母とあり、和名抄に、乳母、日本紀師說、女乃於止、言ニ妻妹ニ也、事見ニ彼書ニ、唐式云、乳母、和名米乃止、猶色ヲ成云、嫡母、今按ニ乳母也、和名知於毛とあり、【古本には、知於毛の知ノ字なし、】○大湯坐若湯坐、湯坐は由惠と訓、【ゆさと訓はひがことなり、】書紀雄略ノ巻に、湯人此云臾衞とある、是なり、神代ノ巻に、一書云彦火々出見ノ尊、取ニ婦人ヲ爲ニ乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他婦、以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之緣也、と見ゆ、湯坐

は、兒に湯を浴する婦と聞えたり【右の神代ノ巻に、湯母と湯坐とあるは、湯母は、兒に湯を飲しむる婦なるべし、飯嚼は、飯を嚼て、兒に食しむる者なるべければ、湯を飲てしむる者もあるべきなり、】其によりて、惠と云義も、坐ノ字を書る由も、いかならむ、未ダ思ヒ得ず、【若シくは由須惠なるを、由須を切て、由なれば、由惠と云か、若シ然らば、兒を湯ノ中に坐る由シにて、然云にや、なほさだかならず、】大若とは、大小と云むが如し、【なほ下に云べし、】○隨其后旨以は、其后能麻袁志多麻比能麻爾麻爾と訓べし、式の祝詞に、大神等能乞賜比能任爾、また皇大御神乃乞志給乃任爾、また皇御神能乞比給方比之任爾、などある格に依れり、○所堅は、加多米斯と訓べし、【師は、由比多流と訓れき、其も宜しけれど、堅ノ字をしも書るは、なほ加多米なるべし、】結び堅めしなり、万葉廿二十丁に、牟浪他麻乃、久留爾久枳作之、加多米等之、伊母加去々里波、阿用久奈米加母、【等之はてしなり、去々里は心なり、阿用久奈米は、危く無みなり、】七ノ八丁に、吾紐乎、妹手以而結八川、十五ノ廿丁に、多婢爾毛、母奈久波也許登、和伎毛胡我、牟須比思比毛波、奈禮爾家流香聞、○美豆能は、水穗水垣水枝瑞之御殿などの美豆なり、【水と書るは、借字なり、書紀に皆瑞ノ字を書れたるは、さらに當らず、】○小佩は、師ノ云ク下紐なり、袁比毛と訓べし、腰にまとふ故に、佩とも書るなり、と云れつる、然もあるべし、【紐ならむには、佩ノ字はいと物遠く、又紐には、美豆能と云るも、少しめづらしけれども、必ス紐なるべき處にして、他に訓ムべき言なし、故レ思ふに、帯と佩とは相近くして、通ふこともあれば、帯ノ字の心以て、佩とは書るならむか、帯は比毛と訓る例もあり、】○誰解とは、先ッ古ヘは凡て、夫婦ノ互に、下紐を結び交して、又逢ふまでは、他人には解せじと、契り堅めて、此レを慎み重みせしことなり、されば今此ノ皇后に、永く別れ賜ひて、今より後、此ノ下紐を解べき人は、誰可からむと、此ノ後に續て后とし賜ふべき人を、問ヒ賜へるなり、如此問ヒ給ふも、ひとへに此ノ后に、御情の深く厚きが故なるべし、さて夫婦下紐を結ビ交して、契リ堅むる事は、万葉九卅丁に、吾妹子が結てし紐を解

めやも、絶は絶ともたゞに逢までに、十一丁十二に、菅根のねもころ君が結びたる、我紐緒を解人はあらじ、十二丁十五に、二人して結びし紐を、一人して吾は解見じ、直に逢までは、又丁十三 海石榴市の八十衢に立平し、結びし紐を解まく惜も、又丁十二 眞玉つく、遠近かねて結びつる、吾下紐の解る日あらめや、紫の帯の結びも解きも見ず、もとなや妹に戀わたりなむ、高麗錦紐の結びも解放ず、齋て待ど驗なきかも、十四丁十五に、筑紫なるにほふ兒ゆゑに、陸奥のかとりをとめの結し紐とく、十五丁廿に、獨りのみきぬる衣の紐とかば、誰かも結む家遠くして、廿丁十七に、海原を遠く渡りて年經とも、兒等が結べる紐解なゆめなど、なほ多し、此らにて心得べし、【右の如くなれば、夫婦の間にて、凡て紐の結を、重ぐし慎みたる事、なほ万葉の中に多く見ゆ、】○旦波比古多々須美智能宇斯王は、【智ノ下なる能ノ字、諸本に無し、今は延佳本に補へるに依れり、其由は上に云り、】伊邪河ノ宮ノ段【傳廿二の六十一葉】に出、○王之下なる女ノ字、諸本皆脱たり、今は延佳本に依れり、○兄比賣弟比賣、女兄弟の名を、如此云る例、日代ノ宮ノ段に、神大根ノ王の御女たち、書紀雄略ノ卷に、吳衣縫兄媛弟媛などあり、其外兄比賣とも、弟比賣とも云名は、なほ多し、皇極紀に、其女が女ともあるは、名ならでも云しなり、○二女王は、二柱能比賣美古と訓べし、此ノ女王たちは、此ノ皇后の御姪に坐なり、さて此は、伊邪河ノ宮ノ段と、此ノ御段の上にも下にも見えたると、皆二柱にて坐ず、其ノ御名どもゝ、處々ひとしからず、此事猶次の卷に論ふべし、【傳廿五の四十三葉】此に此皇后の、二柱と白し賜へるは遠き旦波ノ國の事なれば、幾柱と云委きことまでは、聞看さず、たゞ姉王妹王とのみ、傳に聞しめしたりしまゝを、奏し賜へるにやあらむ、○淨公民は、伎余伎意富美多訶羅と訓べし、公民とは、奴婢に對へて、良人を云稱にて、古書に常多く見ゆ、孝徳紀には、王民ともあり、良ノ人良ノ男良ノ女など、共に、皆意富美多訶羅と訓り、續紀四十に、公民之徒、雙作ノ奴婢ト云々、【又廿九に、寺神ノ封戸ノ百姓云々、公戸ノ百姓云々、一准ノ公民ニ云々とあるは、神戸寺戸の百姓と對へて、公戸の百姓を公民と云り、】など見えた

り、但し必しも奴婢に對へねども、たゞ天ノ下ノ公民など云は、民と云ことなり、なほ水垣ノ宮ノ段、人民とある下【傳廿三の二十三葉】に云る、考へ合すべし、淨とは、種族の貴きを云なるべし、此時に當りて、種族の最貴きは、此ノ女王たちにぞありけむ、孝德紀に、以神名王名、爲人賂物之故、入他奴婢、穢汙清名とあるも、清名は、貴名を云りと聞ゆ、抑古へより、皇后には、族の殊に貴きを擇て、立賜ふことゝ、申すもさらなり、【外國のいとみだりにして貴き賤きを選ばざる比には非ずかし、令の御制を考れば、皇后の次なる妃も、人さへ、臣下の女をば娶たまはずと見えて、四品以上とあり、品は、親王の位なり、臣下には、品とは云ず】又身の操行貞しきを云るかとも聞ゆめれど、公民としもつゞけ云るは、なほ然には非じとぞ思ふ、續紀十二【葛城ノ王の表】に、率土清淨民ヲ云々とあるも、此と同意なるべし、さて民と云へば、下ざまの賤き者に限れる如くなれども、然に非ず、天皇の御上よりは、貴人をも、押並て公民と稱ことなり、【臣連伴ノ造國ノ造八十部天下ノ公民など並べ云ときは、公民は、下ざまの者を云るなれども、又貴き賤き天下の人を、凡て公民と云ることもあり、孝德紀に凡國家所有公民、大小ノ所領人衆云々、などあるは、正しく官位を帶て、人衆を領るほどの人を指ても、公民と云り、又名を王民ともあるは、朝廷に仕奉る凡ての人どもを王民と云り】○宜使は、都加比賜布倍志と訓べし、此ノ言、上卷大山津見ノ神ノ詔言に、我之女二ノ並立奉由者、使石長比賣者云々、亦使木花之佐久夜毘賣者云々とある處【傳十六の二十八葉】に例ども引り、考ふべし、なほ記中には、輕島ノ宮ノ段に、所聞看日向ノ髮長比賣、其顏容麗美、將使、而喚上、高津ノ宮ノ段に、聞看吉備黑日賣、其容姿端正、喚上而使也、また天皇ノ所使之妾者云々、などもあり、また都加比賜ふ【都加波須とも】と云は、人を使ふ人の上より云フ言、都加閇奉ると云は、其ノ使はるゝ人の上より云フ言にて、同言の活用なり、【仕は、被使の波禮を切て閇と云るにて、都加閇都加布都加布流と活く、此ノ時は布は波流の切りなり、使は、都加波牟都加比都加布都加閇と活く、

此ノ時は都加閇は、仰よる言にて、仕の閇とは異なり、さて又遣すは、使ふを延たるにて、立を多々須と云、などゝ同格なり、又物へ遣る人を、使と云ふ、都加布を躰言にしたるなり、されば使ふ仕へ遣す使など、皆本は同言なるが、語けるなり、】○沙本比古王の比ノ字、前にはいづれも皆毘と作るを、此のみは、諸本皆比とあるは、寫誤なるべし、○殺は、登瀬と訓べきところ、水垣ノ宮ノ段【傳廿三の六十葉】に云るが如し、從とは、御兄の殺さるゝに從ひ賜ひて、共に御亡坐るを云なり、上に燒稻城とあれば、御兄妹共に、其火中にぞ御亡坐けむ、さて此ノ稻城を燒たりしことにつきて、いさゝか疑はしき事あり、既に城に火を著たらむには、内なる人も何も、燒亡ぬに、時を移すべからざるに、其ノ間に、御使の【師木ノ京より沙本まで】往還し、種々の事を、問答へ定め賜ひけむこと、【本牟智和氣ノ御子の生坐るは、既に城に火著たるうへなり、かくて此ノ御子をおもほさば、治賜へと、后の申し給ひて、天皇の御許より、此ノ御子を受取に遣したる、是御使の往來、一遍なり、又御子の御名を問賜ひし事、何爲日足奉と問賜ひし事、汝ノ所堅云々と問賜ひし事、此ノ三事の御問は、御子を受取奉て、后をば取奉り得ずと、復命せるうへにて、立返り又問に遣せるにて、御使の往來、彼と共に二遍なり、其故は初メノ度御子を受取に遣しゝ時は、后をも共に取り得賜はむの御心なりしかば、右の種々の事など、先ヅ問に遣すべきに非ず、たゞ后の共に還參給ふを、待賜ふべければなり、】心得ぬことし、【若くは稻に燃上りし火をば、うち滅などして、一度は靜まりて、城しばらくは支へて、間もありしにやあらむ、猶なることは、知がたくなむ】書紀云、卽發近縣卒、命上毛野ノ君遠祖八綱田令擊狹穗彥、時狹穗彥興師距之、忽積稻作城、其堅不可破、此謂稻城也、踰月不降、於是皇后悲之曰云々、則抱王子譽津別命、而入之於兄王稻城、天皇更益軍衆、悉圍其城、卽勅城中曰、急出皇后與皇子、然不出矣、則將軍八綱田、放火焚其城、於焉皇后令懷抱皇子、踰城上而出之、因以奏請曰云々、願爰所掌后宮之事、宜授好仇、丹波國有五婦人、志並貞潔、是丹

波道主王之女也、當納掖庭以盈后宮之數、天皇聽矣、時火興城崩、軍衆悉走、狹穗彥與妹共死于城中、天皇於是美將軍八綱田之功、號其名謂倭日向武日向彥八綱田也、【此ノ記に、淨き公民とあるを、志並貞潔と書れたるは、例の漢めかさむための文にして、意を取り變られたるものなり】

古事記傳二十五之卷

本居宣長謹撰

玉垣宮下卷

故率遊其御子之狀者、在於尾張之相津二俣榲作二俣小舟而。持上來以浮倭之市師池輕池、率遊其御子、然是御子八拳鬚至于心前、眞事登波受。此三字以音。故今聞高往鵠之音、始爲阿藝登比。自阿下四字以音。爾遣山邊之大鶙此者人名令取其鳥、故是人追尋其鵠、自木國到針間國、亦追越稻羽國、即到旦波國多遲麻國、追迴東方、到近淡海國、乃越三野國、自尾張國傳以追科野國、遂追到高志國而、於和那美之水門張網、取其鳥而持上獻、故號其水門謂和那美之水門也。亦見其鳥者、於思物言而、如思爾勿言事。

其御子とは、本牟智和氣ノ御子を云なり、〇尾張之相津、此ノ地の事物に見えず、今も聞えず、【尾張ノ國ノ圖を考るに、春

日部ノ郡に、女津と云村あり、是レアヤツと唱ふるか、若シ然らばアヒヅを訛れるには非るにや、なほ尋ぬべし、】國は、下に引る尾張ノ風土記に、云々の事など由あり、○二俣榲、榲は杉なり、【諸本に相と作り、今は延佳本に依れり、此ノ字の事、傳九の二十四葉に委ク云り、】こゝの上に只ノ字脱たるか、無くてもあしきには非ず、【今尾張ノ國春日部ノ郡に、杉と云村あり、中島ノ郡に、二俣と云村もあり、此らの内、若くは古への相津の地にて、此ノ杉の由ある名にはあらぬにや、語傳へたる事はなきにや、里人に尋ぬべし、】○二俣小舟は、二俣榲以テ作れるなれば、其ノ一ッ木のかぎりを、二俣の隨に、鑿ニれる舟なるべし、【其ノ造りざま形などの、こまかなることは今知リがたし、】書紀履中ノ巻に天皇泛ニ兩枝船于磐余市磯池ニ、與ニ皇妃ー各分乘而遊宴、【此ノ事姓氏錄の、若櫻部ノ造ノ條にも見ゆ、】○倭之とは、上に尾張之云々、と云るから云るなるべし、○市師池は、右の履中ノ巻なる磐余市磯池と、一ッなるべし、磐余は十市ノ郡なり、【此ノ地の事は、若櫻ノ宮ノ段に云べし、池は今も十市ノ郡池ノ内村に在リと云り、】さて履中ノ巻に、二年十一月、作ニ磐余池ーとありて、其に續きて、三年十一月に、右の市磯ノ池の御遊宴の事あれば、磐余ノ池すなはち市師ノ池なるべし、万葉三[四十五丁]に、百傳磐余池爾、云々、夫木集に、櫻ちる室の山風吹ぬらし、市師ノ池にあまる白波、○輕ノ池、輕の事は、境岡ノ宮ノ段【傳廿一の十六葉】に出たり、書紀應神ノ巻に、十一年冬十月、作ニ輕池ーとあるは、本より有りしを、直し修理られたるにや、【此ノ池今も輕村にありと云り、】万葉三[四十丁]に、輕池の汭回往轉る鴨すらに、玉藻の於に獨宿なくに、○是御子の下に、伊てふ助辭を讀添べし、其は書紀万葉の歌、及續紀の宣命などに、數多有て、語のさまによりて、必ズ然言フべき處のあることなり、○八拳鬚云々、此ノ言、上巻須佐之男ノ命の下【傳七の十九葉】に見ゆ、出雲風土記、仁多ノ郡三津ノ郷ノ下に、大神大穴持ノ命ノ御子、阿遲須伎高日子ノ命、御須髮八握于生、晝夜哭坐之、辭不通、爾時御祖神、御子乘レ船、而率ニ巡八十島ー、宇良加志給鞆、猶不止哭之、云々、【髮ノ字は、鬚などの誤なるべく、于ノ字は、至の誤ーか、又上に至ノ字の脫

たるかなるべし、】とあるよく似たる事なり、【右の續きの事も、此の事にやゝ似たり、】○眞事登波受は、書紀に、譽津別命生、而天皇愛之、常在左右、及壯而不言、また二十三年、詔群卿曰、譽津別王、是生年既三十、髯鬚八掬、猶泣如兒、常不言云々と見ゆ、又天智ノ卷に、建皇子、唖不能語ともあり、事問は、物言と云に同じ、万葉二ノ卷に、御言不御問、四ノ卷に、明日去而於妹言問、又十二ノ卷に外耳見管言將問縁乃無者、又十一ノ卷に事不問木尚云云、五ノ卷に、許等々波奴樹爾波安里等母、又同卷に己等騰比能奈久、七ノ卷に、日耳谷吾耳見乞、事不問侶、十八ノ卷に、許等騰比能等毛之伎古良、廿ノ卷に、宇都久之波々爾麻多己等騰波牟、又同卷に今日太仁伊比弖己等騰比勢武等、【許登騰比と云ば、躰言になるなり、故皆騰と濁れり、】なさなほ多く見ゆ、凡て言を問と云る例、なほ他にもあり、問放るなど云る是なり、尾張國風土記に、丹羽郡吾縵郷、卷向珠城宮御宇天皇、品津別皇子生七歲、而不語、傍問羣下、無能言之、乃後皇后夢、有神告曰、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女、吾未得祝、若爲吾充祝人、皇子能言、亦是壽考、帝卜人覓神者、日置部等祖、建岡君卜食、即遣覓神時、建岡君到美濃國花鹿山、攀賢樹枝、造縵、誓曰、吾縵落處、必有此神、縵去落於此間、乃識有神、因堅社、由社名里、後人訛言阿豆良里也、【傍同郡下は、解がたし、誤字あらむ、後ノ皇后とは、比婆須日女命なるべし、此ノ皇子の御母皇后は、既に崩坐ればなり、さて、たゞ皇后と云ては、御母にまぎるゝ故に、後ノとは云るなるべし、多具國未考へず、卜人の人ノ字は、合の誤りか、花鹿は花鹿なるべし、式に、美濃ノ國大野ノ郡花長ノ神社、花長ノ下ノ神社あり、阿豆良は、式に、尾張ノ國丹羽ノ郡阿豆良ノ神社、和名抄に、同郡吾縵ノ郷あり、今ノ本、吾ノ字を右に誤れり、今ノ世にも此ノ村あり、吾縵と書て、アツラと唱ふ、縵とは、縵ノ字を誤り來たるなり、】○故今、今ノ字は、介を誤れるなるべし、【此は市師ノ池輕ノ池に、率て遊べる時を指て、今と云る如くにも聞ゆれども、然には非じ、然るにてもなほ、今と云ては、穩ならず聞ゆ、押二俣舟を池に浮べて遊べるを

も、物言賜はぬ故の傷事と見るときは、今と云は、其時を指て云る如くなれども、若シ然らば、初メに先ヅ此ノ御子眞事登波受と云〔〕、次に在尾張國云々、率テ遊ビ其御子ニ之時、聞キ高往鵠之音ヲ、とあるべきに、然らざれば、池に遊べるは、眞事登波受には關からぬ事と聞えたり】○高往は多迦由玖と訓べし、虛空飛と云むが如し、高とは、虛空を云なり、此ノ事傳三【五丁】に委く云り、高津ノ宮ノ段、女鳥ノ王ノ哥に、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、万葉四【十丁】に、水室往雲爾毛欲成、高飛鳥爾毛欲成、【此ノ高飛も、タカクトブと訓るはわろし】○鵠ノ字は、多豆賀泥と訓べし、遠ツ飛鳥ノ宮ノ段、輕ノ太子の御哥に、多豆賀泥能とあり、なほ万葉などにも多かり、上代には、鶴をも鵠をも、鸛をも共に總て多豆と云るなり、久具比鳥布等理などと分れたる名あるは、やゝ後のことなるべし、万葉三【十九丁】に、近江ノ海八十之湊爾鵠佐波二鳴とある、此も實に鵠ノ字を書り、【鵠と鶴とは別なれども、漢國にても、鶴の事を鵠と云る例も多く、又字ノ音も其鳥も、似たるから、混れつることもあり、五雜俎と云書には、鵠即是鶴とも云り、さて又鶴は、秋ノ末より、春までならでは、此ノ國には居ぬ物なるに、万葉に、夏又秋ノ初などの哥に、多豆の鳴ことをよめり、是は鵠又鸛なることを多豆と云るなり】さて此は鵠なるを、通はして鵠とは書るか、はた久具比なるを、多豆と云るか、其ノ差は辨へがたし、何れにまれ、訓は多豆なるべし、和名抄に、四聲字苑ニ云、鶴、似テ鵠ニ長喙高脚者也、和名多豆、唐韻ニ云、鸖、鶴ノ別名也、楊氏抄ニ云、多豆、また野王按、鵠、大鳥也、漢語抄ニ云、古布、日本紀私記ニ云久々比、また本草ニ云、鸛、水鳥、似テ鵠ニ而巢クフ樹ニ者也、和名於保止利とあり、【天武紀には、鵠をオホトリとよめり、】字鏡に、鵠、久々比、又古比とあり、【漢語抄の古布と、字鏡の古比とは、通ひて一ツ名なるべし、】さて今右の三ツを字にて云はゞ、鶴は都流、鵠は白鳥と云物、鸛は許布と云物なり、然るに右の書どもに、鵠を古布とも古比とも云るは、違へるに似たり、今許布と云物は、鸛に當れり、さて又久具比と云しは、鵠のことなりとも云、鴻のことなりとも云、鸛なりと云は、誤なるべし、神樂哥ノ湊田に、美奈止太仁、久々比也也川

乎利也云々、東遊彼乃行に、加乃由久波、加利加久々比加云々、師ノ云、久々比は、今白鳥と云物なり、古布には非ず、古布は、たゞ雌雄一つがひのみ居る物にして、群居る物にはあらざれば、八居と云るにかなはず、白鳥は、多く群集る物なり、と云れたるが如し、又雁かと見まがへたるも、白鳥にてこそ然るべけれ、】○爲ニ阿藝登比一は、阿藝登比を跡言に讀て、爲を斯多麻比使と訓べし、【此ノ書格、白檮原ノ宮ノ段に、爲遠延、日代ノ宮ノ段に、爲泥疑などあるに似たり、さて跡言によむとは、同言ながら、アギトヒタマフと云ば、川言なるを、アギトヒシタマフと云ときは、跡言になるを云なり、】阿藝登比とは、小兒の初語を云なるべし、阿藝は吾君にて、【如此云る例多し、】對へる人を指て云、登比は事問の問にて、言に同じ、其は小兒の初めて物言に、其ノ對へる人を、吾君と云を云なるべし、今ノ世に物言習に、遲々【老翁】婆々【嫗】登々【父】加々【母】などいふと、同じ意なり、【書紀に得言とある訓は、此ノ記に依れるものなり、されど得言ノ字は、言の意にはくはしく當らず、○蜻蛉ノ日記に、そこらの人のあぎとふやうにすれば云々とあるは、いかなるを云るにか、詳ならず、又書紀神武ノ卷に、魚皆浮出、隨レ水噞喁とある、此ノ字は、魚ノ口上見也と注せり、】○山ノ邊、此は姓には非ず、【故に下に之ノ字を加へたり、】地ノ名にて、大和ノ國山ノ邊ノ郡なり、此ノ地、上【傳廿三の九十六葉】に出ッ、○大鶙、鶙は多加と訓るに從ふべし鷹なり、【師は和志と訓れたれど、なほ多加なるべし、此ノ字は、鷹と同じくて、玉篇に、鶙-鷉、鸇、仲春化爲レ鳩と注し、鷹ノ字の注には、鶙-鷉、鷂ノ屬と云り、禮記ノ月令に、題肩とある是なり、字鏡には、鶙ハ爾保とあれど、此にはあたらず、】此ノ人、今鳥を追廻りたるに因りてぞ、此ノ名は負けむ【此ノ人の名、書紀には、天湯河板擧とあり、】さて鳥を追尋ねし例は、書紀景行ノ卷に、倭建ノ命の化坐る白鳥を、使者を遣して、追レ尋ねしめ賜ひし事などあり、○註に、此者人ノ名とあるを、師は後ノ人のしわざなりと云れき、されど若ッくは、此は人ノ名に非で、彼ノ八咫烏などの如く、鶙鳥ならむかと云疑ヒあらむことを思ひて、本よりの注ならむも知リがたし、○自ニ木國一

到針間國、此は海路より、直に到れるか、また和泉津ノ國を歴て到れるか、何れにてもあるべし、さて倭より木ノ國に到りしことをば、言されども、自木國と云に、おのづから其ノ意は含みて聞ゆる、古言のさまなり、【今ノ俗語に云も、かくさまなり、たとへば、京より伊勢にゆきて、尾張にゆくことを、京にて云には、伊勢より尾張へゆくと云て、京より伊勢へゆくと云ことは畧きて、おのづから然聞ゆるなり、】○越稲羽國、山を越て到る故に、越と云り、稲羽は、針間より西北ノ方に接きたる國なり、和名抄に、因幡ノ國邑美ノ郡鳥取ノ鄕あり、○旦波國多遲麻國、此は稲羽より近江に往ク路の序を以ていはゞ、多遲麻を先に云べきに旦波を先に云るは、常に云フ國々の次第に依てなるべし、式に、但馬ノ國城崎ノ郡に、久々比神社、養夫ノ郡に和奈美神社あり、【下文に准へて思ふに、此ノ但馬ノ國にても、網を張て捕むとせしに、此にては捕ヘ得ざりしなるべし、さて此等の神社は、其時に祈りのためなどに祭りしにやあらむ、】又丹後ノ國竹野ノ郡に、網野神社和名抄に、同郡網野ノ鄕【今本には、網ノ字、納と誤れり、東大寺ノ古キ文書に、網野ノ鄕とあり、】鳥取ノ鄕あり○追廻東方、此言は、稲羽より多遲麻に到る處にあるべきに、【稲羽より多遲麻に到るは、既に東方に廻るなり、】彼處には云ずて、此に云るは、右の國々、針間より旦波までは、皆大倭にて云へば、西ノ方によれる國なるを、淡海は、大倭より東ノ方によれる國なればなり、【されば東ノ方とは、大倭より東ノ方と云意なり、】○自尾張國、此は三野科野と、東へ續きたる道次にて、尾張は、三野の南に在て、科野に續ける道次に非るに、如此云るは、鳥の翔行くまに〳〵、追ヘる故に、曲り行るものなるべし、○傳は、都多比弖と訓べし、【延佳が、傳ノ字轉之誤乎と云るは、漢籍ノ格をのみ思ひて、古言を知らざるなり、傳ノ字、漢籍にてこそ、都多比と訓べき處には用ひたる例なけれ、皇國言には、常の事なるをや、】高津ノ宮ノ段にも、自其島傳而、幸行吉備國と見え、舒明紀に大唐學生高向ノ漢人玄理、傳新羅而至之、【天武紀にもかくさまにあり、】万葉廿に、太上天皇皇太后、幸行河內離宮、傳幸於難波宮也など見え歌などに、島傳ひ浦傳ひなど

云、常の事にて、日代ノ宮ノ段の哥に、伊蘇豆多布ともあり、傳ふとは、往たる處より、即又異處に往を云なり、さて此は上ノ件の國々を、次第に追ヒ行しは、皆傳ひたるなるに、此にのみ如此云るは、たゞ言を換たる文のみなり、○高志、舊印本又一本などに、但馬と作るは、誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり【科野より但馬に到らむは、國次いたく違へるうへに、上に既に多遲麻ノ國に到ると云ことはあり、又但馬と作る字も、此記の例に非ず、伊邪河ノ宮ノ段、明ノ宮ノ段などにも、多遲麻とのみこそ書たれ、抑此ノ誤リは、書紀に或曰得二于但馬國一と見え、式に彼ノ國に和奈美神社のあるなどに依て、後に多遲麻とあるを、其とも知らぬ者の、なまさかしらに、改めつるものなり、水垣ノ宮ノ段にも、此ノ誤リある、其も此處よりうつれる、さかしらと見えたり、】此ノ國、上卷に出たり、【傳十一の三葉】式に、越中ノ國婦負ノ郡白鳥ノ神社あり、和名抄に、同國新川ノ郡鳥取ノ鄕あり、○和那美之水門、【門ノ字諸本に河と作るは誤なり今は一本に依れり、】は、高志の内に、何國何郡にあるにか、他に物に見えたることなし、今此ノ名の地は無きか、國人に尋ぬべきなり、【今越中ノ國射水ノ郡に、くゞの湊と云ありて、そのあたりに鳥取村と云ありとぞ、】○網は、和名抄に、纂要云、獸網曰レ罘、罠網曰レ民、兎網曰レ罝、已上訓皆阿美、また廣雅云、罟魚網也、阿美と見ゆ、和那美は、罟網なり、【罟の事は、傳十九の十四葉に云り、】此は網の一種なるべし、【師は、此の網をも、即ワナミと訓れつれども、網と書るは、只阿美と訓べきなり、】○取二其鳥一而持上獻、そもそも虛空を飛ノ鳥の往方を、かく遠き國々まで、追ヒ尋ね行て、捕獲むことは、疑はしきに似たれども、今鳥の事をよく知れる人に問に、打思ふとは違ひて、遠き國までも、尋ね行て得らるゝ物なりと云り、書紀云、廿三年云々、冬十月、天皇立二於大殿前一、譽津別皇子侍之、時有二鳴鵠一度二大虛一、皇子仰觀レ鵠、曰是何物耶、天皇、則知三皇子見レ鵠得二言而喜一之、詔二左右一曰、誰能捕二是鳥一獻之、於是鳥取造祖天湯河板擧、奏言、臣必捕而獻、即天皇勅二湯河板擧一曰、汝獻二是鳥一、必敦賞矣、時湯河板擧、遠望二鵠飛之方一、追尋詣二出雲一而捕獲、或曰、得二于但

馬國、十一月、湯河板擧獻鵠也、譽津別命、弄是鵠、遂得言語、由是敍賞湯河板擧、則賜姓而曰鳥取造、因亦定鳥取部鳥養部譽津部、【式に河內ノ國大縣ノ郡天湯川田ノ神社、和名抄に、同郡鳥取ノ郷鳥取ノ郷あり、さて出雲風土記に、神門ノ郡に、求食ノ池と云あり、內山ノ眞龍云、こは鵠池にて、此の故事に由れる名には非るか、】姓氏錄に、鳥取部連、角凝魂命三世孫、天湯河桁命之後也、垂仁天皇皇子、譽津別ノ命、年向三十、不言語、于時見飛鵠、問曰是何物、爰天皇悅之、遣天湯河桁尋求、詣出雲國宇夜江捕貢之、天皇大喜、即賜姓鳥取連、【三世孫疑はし、三の上に、十ノ字など脫たるか、】○亦見とは、彼ノ皇子の、ありし鵠を復再見賜なり、また亦を、思物言に係ても見べし、○於思物言而如思爾勿言事、此ノ處諸本いさゝかづゝの異ありて、同じからず、【はじめの於思ノ二字は、舊印本延佳本には無し、其は思ノ字重なれる故に、さかしらに削れる本なるべし、今は眞福寺本及一本又一本などにあるに依れり、而ノ字は、諸本皆爾の下にあり、たゞ眞福寺にのみ、物言の下にありて、爾の下には無し、如ノ字は、諸本皆加ミ作り、たゞ延佳本にのみ、如とあり、】今は彼此を合せ擇て、宜しとおぼしきに依れり、【但し於ノ字心得ず、若は所の誤にて、所思か爾ノ字も穩ならず、若は念又は者などの誤にて如思念か、又は如思者ならむか、】訓は母能伊波牟於母富須賀爾許登登比多麻波受と訓べし、於ノ字爾ノ字は訓がたし【若又於思ノ字無く、而ノ字、爾の下にある本によらば、母能伊波牟於母富須賀爾許登登比久、爾弖と訓べし、下は同じ、】爾は、コトトハスコトオモホスマヽナリシカレドモ、コトトハヾニコトトヒマスコトナシ、と訓まれつれども、わろし、延佳も、爾而をシカレドモ、事をコトバヽとこ訓れど、書ざま然は聞えず、事は輕く附て云る辭の許登なるを、語のまゝに書るのみなり、さて勿ノ字は、記中の例いづくも不ノ字の格に用ひたれども、此は事と云辭あれば、不ノ字の格には訓がたき故に、ナカリキと訓つ、】さて凡ての意は、物言むと思ほせども、其ノ思ほす如くに言問ふことなきなり、【もし於思ノ二字なき本によるときは、物言むと思ほ

すさまには見ゆれども、言給はぬなり、】さて啞能伊布こ云も古言なり、穴穂ノ宮ノ段にも、宇多弖物言王子こ見え、万葉十四〔二十丁〕に、毛乃伊波受伎爾弖、【四の巻には、物不語來而こあり、】十六〔九丁〕に、物不言先爾なごあり、【師の物言を、コトトハズこ訓れたるはいかゞ、物ノ字あれば然は訓がたし、ひたぶるにこと〻ふをのみ古言こせられしは偏なり、】

於是天皇患賜而御寢之時覺于御夢曰修理我宮如天皇之御舍者御子必眞事登波牟〔自登下三字以音〕如此覺時布斗摩邇邇占相而。求何神之心爾祟出雲大神之御心故其御子令拜其大神宮將遣之時令副誰人者吉爾曙立王食卜故科曙立王令宇氣比白。〔宇氣比三字以音〕因拜此大神誠有驗者住是鷺巢池之樹鷺乎宇氣比落。如此詔之時宇氣比其鷺墮地死又詔之宇氣比活爾者更活又在甜白檮之前葉廣熊白檮令宇氣比枯亦令宇氣比生爾名賜其曙立王謂倭者師木登美豐朝倉曙立王〔登美二字以音〕即曙立王莵上王二王副其御子遣時自那良戸遇跛盲自大坂戸亦遇跛盲唯木戸是掖月之吉戸卜而出行之時毎到坐地定品遲部也

御寢は、御袮麻世流と訓べし、白檮原ノ宮ノ段に、一宿御寢坐也とあり、○覺は、出雲ノ大神の覺中に給ふなり、○御舍は、美阿良迦と訓べし、上卷【傳十四の四十八葉】に委く云り、○修理は、都久流と訓、此は、我宮袁天皇之御舍能如修理賜波婆と訓べし、さて出雲ノ大神の宮の事は、上卷に、大國主ノ神の歸順賜へる時に、乞申し賜へらく、唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流、天之御巣而云々、治賜者僕者於百不足八十坰手隱而侍、と申賜へる隨に、於是出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍而とあれば、【此ノ事ども、傳十四に委く云り、】本よりも天皇の御舍の如くにぞ有けむを、今又かく覺中給ふは、書紀崇神ノ卷に、六十年云々の事に因りて、出雲ノ臣等不祭大神、而有間、時丹波氷上人、名氷香戸邊、啓于皇太子活目尊曰、己子有小兒、而自然言之、玉萋鎭石云々是非似小兒之言、若有託言乎、於是皇太子奏于天皇、則勅之使祭とある、此ノ時などよりや、宮殿の壞れぬるをも、其ノ後猶未修理ることもなくてありけむ、【右の事、崇神天皇の御世と云も、一ッの傳へにて、實は此ノ垂仁天皇の御世にてもありけむか、活目ノ尊に啓すとあるも、然る由あり、】故本の如くに修理給へとなるべし、○布斗摩邇々占相而は、上卷に見ゆ、【傳四の三十九四十四十一葉】○何神之心、すべて神之心と云こと、水垣ノ宮ノ段に、大物主ノ神の御覺に、我之御心とある處【傳二十三の二十五葉】に、委く云り、此は御夢の覺の、何神とも知られざる故に、占へ求むるなり、○爾祟は、曾能多々理波と訓べし、【此は異なる書ざまなれども、如此さまに訓ほかなし、】祟とは、御子の物言賜はぬを云、古今集俳諧に、石ノ上ふりにし戀の神さびて祟るに我は祈ぞかねつる、六帖に、木綿掛て祈る御室の神さびて祟るにしあれば祈ぞかねつる、但馬糸のよれどもあはぬ思ひをば、何のたゝりにつけて祓へむ、○出雲ノ大神は、杵築に坐ス大國主ノ大神なり、書紀崇神ノ卷にも、出雲ノ大神ノ宮とあり、○令拜は、此は袁呂賀麻斯米爾と訓べし、【爾は辭なり、】書紀推古ノ卷ノ歌に、訶之胡彌氐、都伽陪摩都羅武、烏呂餓彌氐、都伽陪摩都羅武とあり、常に袁賀牟と云は、此ノ呂を省けるなり、【私記

に、謂ㇾ拜ミ爲ニ乎加無ト、言ハ乎禮加々無也】さて此ノ時彼ノ神ノ宮を修理奉ㇼ賜ふより先に、御子を拜に詣てしめ賜ふは、御驗を速くといそぎ所思しけるにや、○誰人ノ二字を、多禮と訓べし、また伊豆禮能比登とも訓べし、【書紀の哥に、たれやしひと、万葉の哥に、たれしのひとなどあれど、此レらは歌ノ詞とこそ聞ゆれ、たゞ何となき語には、如此は云べくもあらず、又師は、タレソノヒトと訓れつれど、此もいかゞ、】○令副は、曾波斯米婆と訓べし、【ソヘシメと訓るは、言づかひ違へり、曾閇は令ㇾ副の切まりたるなるに、又令と云ては、言重なれり、曾波斯米と云へば、卽曾閇てふ意なり、】○吉は、延祁牟と訓べし、余加良牟の意なり、天智紀ノ童謠に、多拕尼之曳鷄武とあり、同時の童謠に、吉きを曳岐ともあり、さて此ノ言の例は、上卷に、使ㇾ何神ノ者吉とあり、さて此ノ下に登宇良那布爾と云言を加へて訓べし、然らざれば語足はず、若くは副の上なる令ノ字又は吉の下なる爾ノ字など、古の誤りならむか、【師は、令副の上に、亦古相者の四字脱たりと云れき、されど上にかく有てはいかゞ、若ノ此ノ四字脱たりとせば、古相者ノ三字は吉の下にあるべし、】○曙立王は、開化天皇の御曾孫にて、大俣ノ王の御子なり、上に出、【傳廿二の六十七葉】○食トは、美宇良爾阿閇理と訓べし、書紀ノ此ノ御卷に、仰ニ中臣連祖探湯主ニ而卜ニ之誰人以令ㇾ祭ニ大倭大神ㇾ、卽渟名城稚姬命食ト、天武紀に、爲ニ新嘗ト國郡ㇾ也、齋忌則尾張國山田郡、次丹波國訶沙郡、並食ト、また欲ㇾ幸ニ齋宮ニト之、癸巳食ト、續紀廿六に、美濃止越前止、御古仁合天、大嘗乃政事乎取以奉ㇾ供良久止云々、大神宮儀式帳に、ト合ㇾ地などあり【阿閇理と云に、食ノ字を書るは、漢文なり、然るを字のまゝに、ハムと訓は、漢籍訓にて、此方の言にあらず、】トに合とは、其事に先べき人を、あまた撰置て、何れ吉けむとトふに、其ノトに當れるを云なり、日時方地などにも、此に同じ、さて上代には、かゝる事のトは、皆鹿の肩骨を灼て爲たり、其事上卷石屋戸ノ段【傳八】に見えたり、【龜を用ふるは、戎のトにて、後に傳はり來つる事ぞ、】○令ニ字氣比白ㇾ、此白は、諸本並誤て皆ノ字に作るを、延佳が改正せるに從へり、宇氣比上

卷【傳七】に出、○註の宇氣比三字、是レも諸本並誤って、宇氣二字と作るを、【こは本文の比自を、皆と誤れるから、又後の人の、さかしらに改めつる物と見ゆ、】延佳が改めたるに從ふ、○因拜二此大神一、此は彼と云むが如し、【中昔にても、彼と云べきを、此と云る例多し、】出雲ノ大神を申せるなり、さて是レより落と云まで、宇氣比白せる詞なり、○何レ驗者は、かの御夢の御覺しの驗ならばなり、此ノ事論あり、下に云べし、○是鷺巢池、是とは、即此ノ池に往臨みて云る辭なり、此ノ池は、神名帳に、大和ノ國高市ノ郡鷺栖神社あれば、其ノ地なるべし、【神社は、大和志に、在二四分村一今稱二鷺栖八幡一と云り、池は、今無きにや、尋ぬべし、書紀持統ノ卷ノ釋に、氏族略記ニ云、藤原宮、在二高市郡鷺栖坂北地一】○鷺乎、この乎ノ字のこと、上卷愛我那邇妹命乎とある處【傳五の六十四葉】に云り、なほ記中の例は、穴穗ノ宮ノ段に、己妹乎云々、朝倉ノ宮ノ段に、奴乎云々などもあり、呼出す辭にて、余と云むが如し、○宇氣比落、落は、【諸本誤りて給と作り、今は眞福寺本延佳本に依れり、】○淤知余と訓べし、抑宇氣比云々とは、宇氣比をする人のうへにこそ云べけれ、如此其ノ宇氣比を受る物のうへに云るは、今思ふにはいかゞに聞ゆれども、【故ノ師は、上の乎ノ字を、令の誤と して、。。。オトセと訓れき、されど其はわろし、】古へは如此も云しなるべし、次なる宇氣比活も同じ、【上代の語なれば、かかることは、後ノ世の格とは異なることあるべければ、今の心以て勿いぶかりそ、今ノ世にも如此さまに云例もあり、たとへば風吹の吹は、風のうへに云フ言なれば、風に吹る、物のうへには、云まじきことなれども、吹る、物のうへをも、吹散る吹上ると云類なり、是レに准へて意得べし、】然落又活るが、即チ宇氣比なればなり、○如此詔は、曙立ノ王の詔ふなり、此は天皇の勅命を以て宣る宇氣比なる故に、かく云り、次なる又詔も同じ、【後ノ世に、勅命を人に言聞するを、宣と云に同じ、然るに此ノ詔を、天皇の詔と心得て、因レ拜二此大神一云々より、落と云までを、曙立ノ王に仰せ附る詔命とするは、非なり、師の、落をす、。。。と訓れしも、此レを天皇の詔と心得られたるからなり、然れども さては、誠

有驗者と云ひ、驚乎と云る乎の言など、みな穩ならず、これら直に宇氣比云語なるをや、詔ノ字に泥むべきに非ず、宣ノ字と見れば事もなし、】○宇氣比其鷺云々、この宇氣比ノ三字をば、除きて讀べし、此を讀ては、語ノ諧はず、後ノ人の、さかしらに加へつる物なるべし、【其故は、其鷺を宇氣比とては、曙立ノ王のうへよりの云言なるに、墮ㇾ地死と云は、鷺のうへよりの云言なれば、一連の語の内、彼此混雜ればなり、】○宇氣比活、活は、伊伎余と訓べし、【師は、イカセと訓れき、詔を天皇の詔と心得られし故なり、】○備者、備ノ字讀がたし、此も後ノ人の加へつるなるべし、故ㇾ此をも、今は除きて訓つ、【師は、シカスレバと訓れつれど、若ㇾ然らば、爲ㇾ然者などこそ書ヮべけれ、備者とは書ㇰべくもあらず、又故などと云こと無くしては、語も足ハぬこゝちす、さて眞福寺本には、此ノ備者の下に、宇氣比者の四字あり、いかにとも讀がたし、是も又後ノ人の加へたるなるべし、是に准へて思ふにも、其鷺の上なる宇氣比、また此ノ爾ノ字なども、皆後ノ人のさかしらなることこそ、いよゝ明し、抑此ノ段の文、後ノ世人の心には、宇氣比落よ、宇氣比活よと云るいひざまの、疑はしきこと、詔ノ字などによりて、まぎらはしく聞ゆるから、みだりに言を加へたるものなり、されど此らの言の加はれるに依て、中々に語とゝのはず、通えかたくなれり、詔を曙立ノ王の宇氣比宣れる言とし、右のさかしらごとを除けば、いとよく聞えたる文なり、】○更活は、死たる鷺の、生復れるなり、○甜白檮之前は、阿麻加志能佐伎と訓べし、神名帳に、大和國高市郡甘樫坐神社あり、此ノ地なり、遠ノ飛鳥ノ宮ノ段に、味白檮之言八十禍津日前、書紀允恭ノ卷に、味橿丘之辭禍戸岬、皇極ノ卷に、甘檮岡、齊明ノ卷に、甘檮丘東之川上などあるも同じ、【大和志に、在る神社も、豐浦村に在りと云り、まことに其ノあたりなるべし、東之川上とあるは、飛鳥川なり、さて甜白檮と云は、白檮の一種にて、其ノ名に負へる地名なるべし、】前は、此ノ地丘なれば、其ノ丘の岬なり、【万葉廿に、乎可之佐伎とよめることもあり、】海邊又山岡などの岬、何れも前と書る、此ノ記の例なり、神名帳に、近江ノ國伊香ノ郡にも、甘櫟前神社と云あり、○葉廣熊白檮は、倭建ノ命

の御哥に、久麻加志、朝倉ノ宮ノ段の大御哥に、波毘呂久麻加斯などあり、【葉廣とは、葉ごもの榮え廣ごれる、木のなべてのうへを云にやあらむ、白檮の葉は、さいふばかり廣き物にはあらざればなり、高津ノ宮ノ段、大后の御哥に、波毘呂由都麻都婆岐ともあり、】さて加斯を此ノ記には、みな白檮と書り、書紀には多く橿と書き、又檮とも書て、此ヲ云ニ柯之とあり、【右ニ引る齊明ノ紀に、甘檮ノ丘の處、】和名抄に、橿、和名加之と見ゆ、【字鏡には、櫟、加志乃木、また櫟加志乃木、橿假ニ字上同、また白樹加志乃木などあれど、皆さだかならぬ字なり、】又古書に、樫ノ字をも書キたり、【加斯を、此記に白檮と書るを、白ノ字によりて、斯良加斯と心得るは非なり、たゞ加斯なり、書紀用明ノ巻に、赤檮此云ニ伊知毘とあれば、古ニ赤檮を伊知比にあてて、白檮を加斯にあてたりしなり、然るに加斯ニ又白加斯ニ赤加斯とある故に、白檮赤檮の字、其にまぎれやすし、又櫟ノ字は、多く伊知比に用ひたるに、此レを加斯に用ひしこともありしにや、右に引る近江ノ國の神社の名の甘櫟などは必ズアマカシと訓べければなり、加志ニ伊知比とは、いとよく似たる木なり、凡て鳥獸草木などの名の漢字は、古へは、書によりて、心々に當たれば、異なること多し、漢國にてすら、彼此たがひにまぎれて、さだかならぬが多ければ、皇國にては、まして然あるべきことなり、後ノ世に、本草ニ云書を、むねと學ぶ輩の云ノ說など、精きに似たれど、なほ定めがたきこと多し、いかにもあれ、漢字は假リの物なれば、深くさだすべきにもあらず、】熊とは、【字は借字にて、】久美許母理など、通ひて、葉の茂く隱りかなるを云、【されば熊白檮も、一種の名には非ず、字鏡に、久万豆々良、久万波自加彌など云木ノ名もあり、久万邪佐など云久万も、同意なり、】字鏡に、樵、久万加之とあるは、一種の名と聞えたり、されど其は後のことなるべし、○令ニ宇氣比枯ニ云々、此は上の鷺を宇氣比たると、全同じ事のさまにて、彼に准へて知らるゝ故に、此は宇氣比の言をも畧きて、約めて如此云るなり、【さて彼ノ鷺には、落よ活よと云は、宇氣比云詞なる故なり、然るを此には、令レ枯令レ生と云は、詞には非ずして、其事を約めて云文なればなり、此ノ差を

思ふべし、】○亦命の亦ノ字、舊印本延佳本には、忽と作り、師の本にはみな亦と作り、忽と云も聞えたれども、亦と云ぞ勝れる、【其故は、上の鷺の事は、委く云るにすら、忽と云ことなし、況や此ノ白檮の事は、約めて文すくなに云へれば、さる辭あるべくもあらざればなり、】○倭者師木登美豐朝倉、者ノ字は決く誤寫なり、人ノ名にあるべき辭にあらず、【書紀顯宗ノ卷ノ御詠に、倭者彼々茅原淺茅原、弟日僕どある、この者も心得がたけれど、此は名には非ず、又同時の室壽御詞に、出雲者新墾云々なともあり、】若くは老の誤か、故姑く淤由と訓つ、【師は、彦の誤りとせられつれど、若然らば、比古日子なども書くべけれ、記中に、彦ノ字を用ひたる例はなきことなり、さて老ノ字とせむには、淤伊とも訓べけれど、孝德紀に、人ノ名の老に、此云於喩とあるに依て、淤由と訓つ、】さて稱名に、倭と負せ賜へる例は、書紀ノ此ノ御卷に、倭日向武日向彦八綱田なども あり、【大倭は、皇京の國ノ名にして御代御代の天皇の大御名にも、神倭云々を御諡としても多く負ノ賜ひて、美稱なる故に、凡人をも厚く賞ては、此ノ名を與へるなるべし、】老と云も【稱名には見あたらねども】人ノ名に多く見ゆ、さて師木も登美も、倭ノ國の地ノ名なり、【何れも上に出たり、】朝倉も然り、【此ノ地の事は、朝倉ノ宮ノ段に云べし、】抑如此其ノ人に何の由ありげもなき地ノ名を以て、名に稱ふることと、神倭伊波禮毘古天皇の伊波禮の如し、其ノ所以詳ならず、【其ノ地を賜へるかとも云べけれど、然には非ず、彼ノ伊波禮なども、天皇の大御名にもあればなり、若くは其ノ地に由緣あるには非れども、たゞ美き名を取れるにやあらむ、師木は石城にて、堅固き意、登美は富の意に取り、倉も物を積納置所にて、めでたき名なればなり、かの伊波禮も、物の聚り滿たる意にて、美き地ノ名なり、】○菟上王は、曙立ノ王の御弟なり、上【傳廿二の六十七葉】に出づ、○二王は、布多波斯良と訓べし、○其ノ御子は、本牟智和氣王なり、○遣は、出雲になり、○那良戸、那良は、大和ノ國添ノ上ノ郡なり、書紀崇神ノ卷に、武埴安彦與妻吾田媛謀反逆興師忽至、各分道、而夫從山背、婦從大坂、共入欲襲帝京云々、復遣大彦與和珥臣遠

祖彦國葺向山背。撃埴安彦。爰以忌瓮鎮坐於和珥武鐰坂上。則卒精兵。進登那羅山而軍之。時官軍屯聚、而蹢跙草木。因以號其山曰那羅山。【蹢跙此云布瀰那羅須。】とある、是レ名の由なり、かくて元明天皇の御世【和銅三年】より、桓武天皇【延暦三年】まで、七十八御代【七十餘年】の皇京の地なること、申すも更なり、高津ノ宮ノ段、大后の御哥に、阿遠邇余志、那良袁須疑、書紀武烈ノ巻ノ影媛が哥に、婀嗚儞與志、乃樂能波娑摩儞などあり、万葉の哥には、【みなら山ならの京ならの里など、】猶々にいと多かる中に、三に、青丹よし寧樂乃京師は、咲花のにほふが如く今盛なりなどあり、戸とは家のみならず、海川にても國にても、出入る口を云、【海川にては、水戸島戸迫戸川戸など云是なり、仲哀紀に、自穴門至向津野大濟。爲東門。以名籠屋大濟爲西門。などもあり、戸門同し、】那良戸は、那良山を越て、倭ノ國に入口なり、【今ノ京にて、粟田口丹波口など云が如し、さて師は、倭ノ國は、四方みな山門なる故に、かく云なりと云れしかど、山のみに限れることには非ず、國堺に山は無き處にても、出入ル口を戸とはいふなり、】高津ノ宮ノ段に、自山代廻到坐那良山口。と見え、万葉三【二十四丁】に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者、【多牟氣とは、越行山の坂路の、登り極たる處を云、其所にては、神に手向をする故に云なり、今ノ俗に此レを、峠と云は、手向を訛れるなり、那良の手向は、手向山と云これなり、】十三【五丁】に、空見津倭國青丹吉寧樂山越而、山代之管木之原云々などありて、上つ代より【今に至るまで】北ノ方【山城】より、倭ノ國に出入大道なり、さて此ノ戸より出て、出雲ノ國に下るには、山代丹波などを經て行クなり、○自は、余理波と訓べし、自往者と云意なり、【余理波とのみ云ては、言足らぬ如くなれど、古言にはかくも云しなるべし、ヨリセバと訓ては、漢籍よみなり、又ヨラバとも訓べけれど、なほ宜しからじ、】○遇跛盲は、阿斯那閇米志比阿波牟と訓べし、【盲備と備を添て云は、雅言の格に非ず、此ノ事は、上卷傳十六の二十一葉に、例どもを引て委ク云り、】和名抄に、說文云、蹇行不正也、訓阿之奈閇。此間云那閇久と見え、跛をも、說文には、同く行不ル

正也と注し、一書に、足偏廢とも注せり、又思ふに、此に云るは、俗に云腰拔居去にもあらむか、字書に、蹷を、跛ノ甚者とも注し、兩足不レ能レ行也とも注せれば、不能行者をも、足那閇と云つべし、【万葉二に、葦若生乃足痛吾勢とある、足痛をも、師はアシナヘと訓れき、】自は、和名抄に、自、和名米之比とあり、【字鏡には、矇瞶瞍瞜瞕をみな、目志比としるせれど、心得ぬ字どもなり、又眊を目晴ともしるせり、今ノ世にも目ノ良と云り、】さて首途に、跛 自の行逢ふを不吉とするは、跛は行ことあたはず、自は、前途を見ることあたはざる者なれば、共に旅行に殊に忌嫌ふべければなるべし、【師は、此ノ跛自ノ二字を、二つ共に路告の誤として、ミチマケと訓べし、字鏡に、告、先定反去、生ニ目翳ニ也、麻介とあり、こゝは道のまどはしに遇むと云ことなりと云れしは、心得がたし、かの麻介は、目翳とこそあれ、道のまどはしをいかでか然云む、又道のまどはしにあふと云も、何事ならむ、たしかならず、且諸本みな跛自とこそあれ、路告と作る本は無し、たゞ舊印本に、下なる跛を、路と作れども、其も上なるをば、跛と作れば、路は決く誤字なり、】○大坂戸、和名抄に、大和ノ國葛上ノ郡大坂ノ郷、神名式に、葛下ノ郡大坂ノ山ノ口ノ神社あり、【葛上葛下と、郡の異なるは、堺近ければぞ、別に由に非ず、】水垣ノ宮ノ段に、大坂ノ神、明ノ宮ノ段に、大坂ノ道中云々、若櫻ノ宮ノ段に、天皇難波ノ宮より、倭に幸す處に、到ニ幸大坂ノ山口ニ之時、遇ニ一女人、其ノ女人、白ニ之持ニ兵人等、多塞ニ茲ノ山、自ニ當岐麻道ニ廻、應越幸ト爾天皇歌曰、淤富佐迦迩、阿布夜袁登賣袁、美知斗閇婆、多陀迩波能良受、當藝麻知袁能流、また水歯別ノ命の、難波より倭に上り幸す處にも、到ニ大坂ノ山口ニ云々、書紀崇神ノ卷、武埴安彦其ノ妻と共に、謀ニ反逆して、師を興し京を襲むとする時に、夫從ニ山背ニ、婦從ニ大坂ニ共入、また倭迹々姫ノ命の御墓造る處に、運ニ大坂山石ニ而造云々、時人歌之曰、於朋佐介珥、菟藝迺煩例屢、伊辭務邏塢云々、天武ノ卷に、將軍吹負云々、聞ニ近江軍至ニ自ニ大坂道ニ云々、また將軍吹負既定ニ倭地ニ、便越ニ大坂ニ往ニ難波ニ、また八年十一月、初置ニ關於龍田山大坂山ニ、【坂ノ字を、汀と作る本はわろし、】など見

え、万葉十丁廾に、大坂を吾越來者、二上に黄葉流る、志具禮零つゝとよめり、さて此ノ戸は、河内ノ國より、大坂山を越て、入ル戸なること、右に引る文どもにて知ルべし、【此ノ山は、大和と河内との國堺に在て、二上山の北ノ方を越るなり、右の万葉の哥も、其ノさまに聞ゆ、さて右の若櫻ノ宮ノ段に、大坂ノ山ノ口とあるは、河内の方より上る口なり、又孝德天皇の大坂ノ礒長ノ陵も、河内の石川ノ郡にて、此ノ山の西面なり、さて此ノ道は、古へはむねと往來し大道なりしを、今はさばかりの大道には非ず、穴蟲越と云て、葛下ノ郡ノ穴蟲村と云より、河内ノ國古市ノ郡ノ飛鳥村に到り、古市などを經て、難波の方に通ふ道なり、さて其ノ穴蟲村に並びて、逢坂村と云あるは、大坂なるべきを、後ノ世には、オホサカをアフサカと一に唱ふるから、誤て逢ノ字を書クなるべし、】さて此ノ戸より出て出雲國に下るは、河内【和泉】津ノ國などを經て往なり、○唯とは、那良戸大坂戸のみならず、何れの戸も【西ノ方の國々へ下る道は、此ノ二戸のみならず、龍田山の道など、なほ其ノ他もあり、】吉からず、唯木戸のみ吉しと云なるべし、○木戸は、紀井ノ國より倭に入ル戸にて、眞土山を越て、通ふ道なり、【和名抄に、大和ノ國廣瀬ノ郡城戸ノ郷ありて、万葉に、木瓱宮などあれど、此は其ノ處にはあらず、】万葉巻々に、紀伊ノ國に往來し人の、彼ノ山を越たる歌多きは、此ノ道なり、【今も眞土峠とて、大和ノ國宇智ノ郡より、木ノ國伊都ノ郡に越る大道なり、】○是は、叙と訓べし、○掖月、月ノ字は、戸の誤りと、師の云れたる、信に然なり、掖戸とは、此ノ木戸は、西國に下るには、正面の直道には非ずして、掖方へ曲り行く道なる故に云り、【されば木戸をかく云は、常のことにはあらで、今出雲に下る道につきて云なるべし、師ノ説には、木戸は掖戸とあれば奈良坂の東に、山背の木津ノ里へ越出る山路の今ある、是を云なり、其故は、崇神紀に、神少女の哥に、於朋耆妬庸于介伽卑弖云々、とうたへるは、奈良坂の道を云、奈良てふ名は、彼ノ御代よりのことにて、古名は木と云しこと、右の哥にて知らる、さて其ノ大木戸の道の地の名は改まり、其ノ掖道のあたりは、古へのまゝに、なほ木戸と云しなりとあれど、此ノ説いかゞ、かの哥の於朋耆

姤は、地ノ名に非ず、皇宮の御門を云るにて、大城門なり、彼ノ哥、此ノ記には、前戸に後戸よとあるを、合せても知ルべし、且うかとひてと云も、門戸にあらてはいかゞ、】○卜而とは、何れの戸より出行かば吉からむと、占ひたれば、其ノ古に如此出たりと云ことを、如此備に一言に云るは、古文の美きなり、自那良戸と云より、吉戸と云まで、其ノ占に出たる趣なり、○出行は、【イデマスとも訓べけれど、幸と書ずして、行と書れば、なほ此は】伊傳由迦須と訓べし、さて目ノ木戸と云べきを、略きて言ずして、おのづから然聞ゆるは、亦古文のめでたきなり、○毎ノ到ノ坐ノ地と云は、宿ノ賜ふ處、或は暫ク留り坐る處などを云なるべし然らざれば、毎と云こと穩ならず、【其故は、過經にまふ村里毎に委ク遣さず品遲部をば定ノ賜ふべきにあらざればなり、】但し毎をば、輕く見て、たゞ到ノ坐ノ處々と云意ともすべし、○品遲部は、本牟智別ノ王の御名を以て、負せたる部なり、如此御名を部に負する事の由は、上【傳廿四の十五葉廿五葉】に云り、さて和名抄に、大和ノ國葛ノ下ノ郡品治ノ郷、【保無智】因幡ノ國邑美ノ郡品治ノ郷、安藝ノ國山縣ノ郡品治ノ郷、備後ノ國品治ノ郡【保牟智】品治ノ郷などあり、これも偶と出雲に往來の道なる國々なれば、此時に定まれる、品遲部の由縁の名にやあらむ、【出雲風土記に神門ノ郡比布智ノ神社、又日淵川あり、此レも本牟智の訛れるには非るか、今は社も川も、保牟智と云なり、】また姓に負るは、伊邪河ノ宮ノ段に、曙立ノ王ハ伊勢之品遲部ノ君之祖、また息長日子王者、吉備ノ品遲ノ君之祖など見ゆ、【傳廿二の七十五葉】氏人は、續紀廿八に、品治部ノ公嶋麻呂、類聚國史八十七に、出雲ノ國楯縫ノ郡ノ人、品治部ノ首眞金など見えたり、

故到於出雲拜訖大神還上之時肥河之中作黑樔橋仕奉假宮而坐爾出雲國造之祖名岐比佐都美餝青葉山而立其河下將

獻大御食之時其御子詔言是於河下如青葉山者見山非山若坐出雲之石𥑎之曾宮葦原色許男大神以伊都玖之祝大廷乎問賜也爾所遣御伴王等聞歡見喜而御子者坐檳榔之長穗宮而貢上驛使爾其御子一宿婚肥長比賣故竊伺其美人者蛇也即見畏遁逃爾其肥長比賣患光海原自船追來故益見畏以自山多和〔此二字以音〕引越御船逃上行也於是覆奏言因拜大神大御子物詔故參上來故天皇歡喜即返菟上王令造神宮於是天皇因其御子定鳥取部鳥甘部品遲部大湯坐若湯坐

肥河は、上【傳九の十五十六葉】に出ッ○黑檪橋は、久漏岐能須婆斯と訓べし、檪ノ字は、巣と同じければ、簀の意に借れるなり、又曰編取魚曰レ檪とも、字書に云れば直に簀の義に書るにもあるべし、さて【簀とは、常には竹葦などを編たるを云へども、此は】細き木を簀に編並べて、かけたるを、簀橋とは云なるべし、明ノ宮ノ段に、船中之簀椅とあるも、是なるべし、【簀は、笭箵とて、小籠のことにて、由なければ、簀ノ字を誤れるなり、甕栗ノ宮ノ段に、魚簀とある簀ノ字をも、一本に簀に誤れる例あり、】黑とは、黑木なるを云なるべし、故レ木ノ字は無けれど、然訓つ、【此は必ス黑木を云なるべきに、ただ久漏とのみにては、クロキスバシ、クロスバシ、クロスノハシなど、いかに訓ても、穩ならざればなり、又黑木をき

ては、他に黒と云べき由もおもほえず、谷川氏云、黒樔橋とは、黒木のまるたを打渡して、其中に柴などを挾みて造るを云、今も山川に然せる橋多しといへり、】さて此は、假宮に往來ふ料に、假に渡せる橋なり、大神宮雜事記に、天平寶字六年九月十五日、洪水、五十鈴川洗ㇾ岸流ㇾ爪、而間度會郡司、依ㇾ例天、大神宮御前乃御川、黒木御橋一道奉ㇾ造渡、【大神宮儀式帳に、正南御門、在二伊鈴御河一云々、御橋者、度會郡司、以二黒木一造奉、】○假宮は、訶志比ノ宮ノ段にも、於二高志前之角鹿一造二假宮一而坐と見え、若櫻ノ宮ノ段、穴穗ノ宮ノ段、甕栗ノ宮ノ段などにも見ゆ、書紀に多く行宮とあり、【文選李善注に、天子行所ㇾ止、名曰二行宮一、】皇極紀には、東宮ノ南庭之權宮ともあり、和名抄ノ古本に、日本紀ノ私記ニ云、行宮賀利美夜、今按、俗云頓宮とあり、【出雲風土記ノ抄に、出雲ノ郡杵築ノ鄕の内に、假宮村と云有二譽津別皇子の假宮を造れるより、此ノ名ありと云り、】○仕奉、凡て何事にても、上の御爲に爲るをば、仕奉と云は、古言なり、【今俗言に、仕ると云も、即つかへまつるの訛れるなり、】此は造るを云り、万葉十三【廿丁】に、大殿乎都可倍奉而、祈年祭ノ詞に、皇御孫命能瑞能御舍仕奉弖、大殿祭ノ詞に、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕禮流瑞之御殿などある、みな同じ、○出雲ノ國ノ造、上【傳七の六十六葉】に出、○岐比佐都美は、人ノ名なり、岐比佐は、地ノ名に依れるか、都美は、山津見などの津見なり、出雲風土記に、出雲ノ郡神名火山云々、曾支能夜社、伎比佐加美高日子命社、即在二此山嶺一、故云二神名火山一と見え、同郡式外の社に、支比佐社と云あり、此ノ人を祀れるにやあらむ、】加美とあるは、都美を誤れるなるべし、さて神名帳に、伊勢ノ國安濃ノ郡にも、奄藝ノ郡にも、比佐豆知神社と云あり、似たる名なり、都美と豆知とは意通へり、】○青葉山とは、青葉なる樹どもの、生茂れる山を云、万葉八に、秋の露は移しにありけり、水鳥の青羽乃山の色付ク見れば、羽ノ字、葉の意につゞくなり、】源氏物語などにも、此ノ名見ゆ、【何れも名所とするは非なり、】かくて此は、大御食獻らむ時の、御眺望の料に、其ノ形狀を假に經營造るなり、○大御食、日代ノ宮ノ段にも、獻二大御食一之時云々、また朝夕

之大御食と見え、書紀景行ノ卷に、諸縣君泉媛、依ニ獻ニ大御食一、而其ノ族會之、万葉一[illegible]に、遊副川之神毗、大御食爾仕奉等云々、廿[illegible]に、於保美氣爾都加倍麻都流等云々など見ゆ、○見山非山は、山登美延山通波阿良受と訓べし、○石𡑮之曾宮、𡑮ノ字は、坰と書ると同く聞ゆ、隈なり、【𡑮ノ字のことは、傳十四の四十葉にあり、考へ合すべし、】此ノ宮は、何れの社を申せるにか、詳ならず、【杵築ノ大社には非ず、別社とは聞ゆ、國人の說には、大社の事なりと云て、曾は、熊曾などの曾にて、猛き意なりなどいへど、信がたし、】出雲風土記に、神門ノ郡滑狹ノ郷、郡家ノ南西八里、須佐能袁ノ命ノ御子、和加須世理比賣ノ命坐之、爾時所造天下大神命、娶而通坐時、彼社之前有盤石、其上甚滑也、即詔、滑盤石哉詔、故云南佐ニと見えて、抄に、奈賣佐社は、滑狹ノ郷神西村にあり、大穴持ノ命と、須世理比賣とを合せ祭る、俗に岩坪と云と云り、内山ノ眞龍ガ云、これ石𡑮之曾宮ならむかと云り、今按に、風土記に、有磐石と見え、俗にも岩坪と云なる、まことに由ありて聞ゆ、地理も肥ノ河の河下とあるにかなへり、滑狹ノ郷は、神門ノ湖に近くして、肥ノ河の落る方なればなり、式に、同郡那賣佐ノ神社あり、今ノ本は、佐ノ字を使に誤れり、風土記に、那賣佐ノ社とあるぞよき、又齊明紀に、命出雲國造、修嚴神之宮、とあるは、杵築ノ社の如くには聞ゆれども、嚴神と云ること、めづらし、若くは嚴ノ字は、隈の誤にて、此ノ石𡑮ノ宮には非るか、神ノ字を久麻と訓べきには非れども、石見淡路などの郷名に、神と書て、久末と唱る例あり、又は巖の下に、隈などの字の脱たらむも知ガたし、此ノ嚴神之宮の事は、たゞ試に驚かしおくのみなり、】○葦原色許男大神、此ノ御名、傳九【六十一葉】に出、さて同神を祭りながらも、その社々にて、御名のかはる例おほければ、【大國主ノ命を、美和にては、大物主ノ命と申し、建御雷ノ命を、香取にては、齋主ノ神と申す類なり、】此ノ石𡑮之曾ノ宮にては、殊に此ノ御名を以テ祀るなるべし、【式に、彼ノ那賣佐ノ社の次に並て、同社坐和加須西利比賣神社あり、大國主ノ命の御名、五ツある中に、須世理毘賣ノ命に婚坐る段には、須佐之男ノ大神の詔にも、葦原色許男とのたまへれば、此ノ宮若ノ

彼ノ那賣佐ノ社ならば、此ノ御名を以ッ祭るも由あるなり、】さて今此ノ皇子の如此詔へるを以テ思へば、此ノ宮上ッ代には、世に聞えたる大なる社にぞありけむかし、○以伊都玖は、上に出ッ、【傳六の六十六葉】○祝、伊邪河ノ宮ノ段にも、御上祝ノ以伊都玖、天之御影ノ神とあり、彼處に云り、【傳廿二の五十八葉】○師は、之祝を祝之の誤リかと云れき、本のままにても惡からず、】○大廷は、【眞福寺本には、廷ノ字庭と作り、何れにても宜し、古書には、朝廷をも朝庭とも通はし書り、】意富爾波と訓べし、【和名抄に、美作ノ國ノ郡ノ名大庭ハ於保無波とあり、相模ノ國高座ノ郡ノ郷名、但馬ノ國二方ノ郡ノ郷名なども、是レに同じ、其は爾波と云る爾を、音便にンと云なせる物にて、頽れたる言なり、さて書紀の訓などに、オホバとあり、後ノ世にも然云は、又彼ノオホンバのンを省けるなり、凡て音便のンの下は、清ム音をもみな濁る例にて、ハを濁れるを、後に又ンを省きても、なほ其ノ濁リの殘れるなり、かゝれば、正しき古言には、オホニハと云べきなり、凡と某場と云場も、皆本は、爾波なるを、音便に某ンバと云て、遂に又ンを省ける物なり、婆と云言は、古くは無し、万葉十に、渡代と云るこそあれど、代は誤字と見ゆ、十二に、雁羽之小野とあるは、地名なり、又穗田乃刈婆加など云こともあれど、こは場の意にはあらず、】書紀清寧ノ巻に、宴臣連於大廷、推古ノ巻に、大唐國ノ信物置於庭中、また自南門入之、立于庭中、また殯於南庭、舒明ノ巻に、迎於庭中、引入大殿、孝德ノ巻に、就レ庭再拜、また中庭庭內などあり、齋宮式に、掃除大垣ノ廻リ及大庭等之事云々、かゝれば大庭とは、皇宮にても、官所にても、私ノ家にても、門の內殿の正面の、前の庭を云なり、紫宸殿の大庭なども見えたり、【今ノ世の、玄關前、又白洲など云處の如し、西宮記に、大庭ハ去建禮門ノ巽有七八許丈とあるは、別に然云處のありしと聞ゆ、】さて古へに祝の大庭には、神祭のためなどに、賢木を建並錺れる處の有リしなるべし、故レ今も其歟と問ヒ賜ふならむ、○所遣御作王等は、上に見えたる、曙立ノ王菟上ノ王を云、○聞歡見喜とは、皇子のかく物詔へるを聞、又其ノ狀を見てなり、【檳榔之長穗宮、檳榔は、阿遲麻佐と訓ム、此は

地ノ名と聞えたれども、他に物に見えず、出雲の國内にはあるべけれど、何處許なりけむ、詳ならず、【國人の說に云く、垂仁天皇の皇子の、大社に詣たまふとき、天穗日ノ命の十五世、來日田維命迎ヘ奉て、肥ノ川に黑樔橋をわたし、檳榔の木を以て、假宮を作り、大御食奉れり、その宮を、長穗の新宮と云り、其地を古へは、長穗邑と云しを、此よりして、にひみや村と云しを、今は字音に新宮村と云て、神門ノ郡にありと云は、いかにあらむ、なほよく尋ぬべし、】若シは出雲ノ郡楯縫ノ郡のほどならむか、下に考ヘあり、又思ふに、びらうの葉は、六七尺ばかりなるもありて、いと長く、上へ立のびたる物なれは、檳榔は、長穗の枕詞におけるにもあるべし、【高津ノ宮ノ段ノ大御哥に、阿遲麻佐能志麻母美由とあるは、淡路にての御哥なれば、別なり、されど同シ地ノ名の例にてはあり、和名抄、越前ノ國今立ノ郡の郷に、味眞阿知末と云も見ゆ、又天智紀に、狹井ノ連檳榔、續紀三に、若犬養ノ宿禰檳榔など云、人ノ名もあり、】さて檳榔と云物は、和名抄に、兼名苑云、檳榔、葉聚樹端、有十餘房、一房數百子者也、本草云、檳榔子、一名蒳子とありて、和名は見えず、續紀卅四に、檳榔扇、齋宮式年料供物の中に、檳榔葉二枚、戶坐所ノ料など見ゆ、又檳榔毛ノ車と云あり、小右記に、長和三年十一月廿五日、左大臣命云、檳榔太難得、諸卿云用唐車、汝未聞此議如何者、答云、上古檳榔毛ノ車、毎年不改調、隨損壞改替、有何事乎、依毎年改張、爲難得物、至唐車不甘心とあり、或人ノ云、びりやう毛の車などのびりやうは、蒲葵と云物なり、其をびりやうと云は、比閭の音なり、然るに此閭は、今云しゆろの木にて、檳榔には非るを、古へにも誤て、しゆろの木を、蒲葵とせしことありしに依て、此國にても、蒲葵を比閭として、びりやうと云、檳榔ノ字を用ひ來れるなりと云り、今思フに、此ノ說もあるべし、然れども、びりやうを比閭の音と云るは、非ず、びりやうは、ひらうとも云ヘれば、即チ檳榔ノ字音なり、和名抄にも、檳榔、此間音夏朗と云り、さて古へに阿遲麻佐と云し物は、檳榔ノ字をば當つれども、實は檳榔か蒲葵か定めがたけれども、中昔に檳榔扇檳榔毛ノ車など云し檳榔も、蒲葵と聞ゆれば、阿遲麻佐も蒲葵ならむ

か、今薩摩に檳榔島と云ありて、其處に在るも蒲葵なりと云り、檳榔と檳櫚と蒲葵とは、大かた似たる物にて、既に漢國にても、まぎれつることあれば、況て此方にて、古ヘ其ノ漢名を當しは、まぎれけむこともうべなり、さて又土佐ノ國の海にも、びらう島と云ありて、人家などはなくて、山はことごとくびらうの木生たりと云り、】○坐は麻世麻都理弖と訓べし、【麻都理は奉なり、】書紀清寧ノ巻に、起二紫宮一權奉安置、乗驛馳奏、欽明ノ巻に、安二置小墾田家一、敏達ノ巻に、請二其佛像二軀一、【請をマセと訓る、此ノ外にもあり、】孝徳ノ巻に、迎二佛像四軀一、使レ坐二于塔内一、など見え、又万葉十五に、比等久爾々伎美乎伊麻勢弖ともあり、麻世は、使レ坐の切りなる古言なり、○驛使は、上【傳廿三の二十八葉】に出、此は御子の物語へることを、速く京に令レ奏るなり、○一宿は、比等余と訓べし、【記中、一夜を如此書る、處々にあり、】○肥長比賣は、肥ノ字は音を用ひたるか、許延と訓べきか、定め難し、故レ姑ク隨ヤ訓に從へり、【長は訓なれば、上もひならば、日或は氷などの字を書クべき、大かたの例なるに、肥ノ字をしも書て、音を取むことは、疑はし、若シ然らば、以レ音と注すべき、大かたの例なればなり、然れども又一つゞきの言に、音と訓と雜へ書る例も、なきに非ず、又肥ノ河なども、以レ音の注なく、且ツ許延那賀と云名は、少し聞つかぬこゝちもすれば、ヒナガとは訓てあるなり、】名ノ義、未タ思ヒ得ず、【若シこえながならば、蛇なりとあるを以て思ふに、形の肥て長かりし故の名にもやあらむ、又ひながならば、地ノ名などにや、式に、出雲ノ國神門ノ郡に、比那神社と云はあり、神ノ名志那都比古と、級長津彦とも同じ、】○竊伺は、加伎麻美賜閇婆と訓べし、此ノ言上【傳十七の六十一葉】に出、○蛇は、此は遠呂智と訓べし、此ノ物の事、上【傳九の廿二葉十の三十六葉】に云り、抑如此蛇の美人に化て、皇子に交奉りしは、必ス大神の御心なりけむかし、【なほ次に云】○遁逃は、下ノ文に依るに海ノ路より逃給へるなり、○患は、此は宇禮多美弖と訓べし、八千矛ノ神の御哥に、宇禮多久母とあり、なほ其處【傳十一の十四葉】に云り、○光二海原一、上巻にも、有二光レ海依來之神一と見ゆ、【傳十二】○自レ船、

書紀應神ノ卷に、浮船、仁徳ノ卷に、浮江幸山背、推古ノ卷に、泛海往などあり、又倭建ノ命ノ段ノ哥に、阿斯用由久、【自足行なり】万葉十三(二十五丁)に、人都末乃馬從行爾、己夫之歩從行者などある、用理も同じ、今ノ世の言には、船にて馬に歩にてと云を、雅言には皆、用理と云り、○益、万葉五(四丁)に、伊與余麻須万須、十(三十八丁)に、彌益々爾○山多和、契沖が河社に、今も山里の者の、山の低くたわみたるやうの處を、多和と云へりと云り、万葉十八(三十二丁)に、夜麻能多乎理爾、十九(十六丁)に、山乃多乎里爾立雲乎、十三(十六丁)に、高山峯之手折丹射目立などある、多乎理と同じ、又八(三十丁)十(四十丁)に、山之常陰とあるも、【常は借字にて、】登袁陰にて、たわみたる陰なり、【多和々と登袁々と通ふこと、傳十四の六十五葉に云るが如し】○引越御船とは、御船を陸地に上て、挽て、山の【多和より】あなたへ越すを云、書紀欽明ノ卷に、三十一年秋七月、高麗使到于近江、遣許勢臣猿與吉士赤鳩、發自難波津、控引船於狹々波山、而裝飾船、乃往迎於近江北山、ともあり、【此も船を難波よりしたてし、陸路より引來て、狹々波山を引越て、近江の湖に泛せるを云、】又万葉一(二十丁)に、藤原ノ宮之役民ノ作哥に、眞木佐苦檜乃嬬手乎、物乃布能八十氏河爾、玉藻成浮倍流禮云々、泉乃河爾持越流眞木乃都麻手乎云々とよめるも、持越とは、宇治川より泉川までを、陸路より持越を云り、越と云こと、此ら以心得べし、さて今皇子の逃賜へる此ノ海ッ路は、出雲の國中なる入ッ海とせむか、はた北の大海か、彼ノ長穗ノ宮の在ル所知れざれば、定めがたけれど、事のさまを以テ考ッるに、山を引越とあるを思へば、彼ノ宮は、出雲ノ郡楯縫ノ郡の内の、北面の地にて、逃賜ふは、其ノ北の大海を、東ノ方へ物し賜へるならむか、かくて蛇も、船より追迫れる故に、御船ながら陸に上奉ッて、出雲楯縫秋鹿ノ郡のあたりの山を、南へ引越シて、其ノ南面の入ッ海に、又御船を浮べて、なほ入ッ海を東へ逃上り賜はむとなるべし、【若シ初メに逃給ふが、入海ならむには、御船を引越むこと心得ず、入海より陸に上らむには、前途に又船を浮ぶべき海なければ、御船をば捨て陸路をこそ逃上り賜ふべければなり、凡て船を引越スは、ゆくさきにて又浮べ用ひむためぞかし、

此ノ段は、出雲ノ國の地理を知らでは、細には心得がたかるべし、かの國形は、北面は大海にて、出雲ノ郡は、其海西面へめぐれり、さて又國中に入ル海あり、其は東より西へ、細く長く入たる海にて、其ノ北づらは、島根秋鹿楯縫ノ三郡、東より西へつゞき、其西は出雲ノ郡、北は大海なり。さて入海の南づらは、意宇ノ郡にて、西ノ方は出雲ノ郡につゞきて、入海は絶たり、なほ内山ノ眞龍が考には、此ノ入海、上代には、出雲ノ郡の南をとほりて、西の大海につゞきて、島根ノ郡より出雲ノ郡まで、四郡の地は、離れたる島にぞありけむと云り、さもありぬべくおぼゆ、但し此ノ段の事は、其ノ西ノ海へとほれりけむことは、いかにまれ、後の如くにても同じことなり、】○行也の也ノ字、諸本に無し、今は眞福寺本に依れる、○覆奏は、御子をも率奉て、上りてなり、○大御子、此にのみ大ノ字を添て、大御子と申せるは、大御父天皇に奏す詞なればなるべし、【凡て天皇の御うへには、大御某と申すは、常のことながら、大御子と申せるはめづらし、】○物詔とは、物言を尊みて云言なり、【のりたまふと云ぞ正しけれど、此にとは、後ノ世のごとくにりを省きて、モノノタマフと訓むも、ひがことならじ、】○返菟上王は、再出雲ノ國に遣すなり、此は其ノ出雲より上來つる時なる故に、返とは云り、【此ノ度は、曙立ノ王をば遣さゞりしなり、】○令造神宮には、件ノ祟ノ宮なり、令ノ字は、諸本には命と作るを、今は延佳本に依れり、抑さきに此ノ大神の御覺しに、修理我宮云々とありつるに、此ノ宮は、其ノ御造奉賜ふべかりつるに、其よりさきに、先ヅ御子を參拜ましめ賜はむことは、然もあるべけれど、誠作驗者とて、宇氣比試み賜ひ、さて今かく驗ありし報命を聞賜ひて後に、此ノ宮造奉賜ふを見れば、初ノに彼ノ御覺を、なほ疑ひ所思しゝが如思はる、故思に、彼ノ肥長比賣の、蛇ノ形を現して、御子を追奉しは、若くは此ノ御疑ひを、大神の怒らせる御所行にもやありけむ、あなかしこ、【されど此らの事、まことは如何なる由なりけむ、知べきにあらねば、如此までも測り云べきならねど、かの御疑ひと、肥長比賣の事の奇きと、神ノ宮造の遲かりしことを、相照して、いさゝか思ひよれるに依てぞ、】○鳥取

部は、かの鵠を捕得し人に、鳥取造と云姓を賜へる【書紀姓氏錄に見えて、上に引り、】のみに非ず、其ノ事に因て、此ノ部を定めらるゝなり、【さて彼ノ鳥取ノ造は、其ノ部の長とし賜へるなるべし、】和名抄に、備前ノ國赤坂ノ郡鳥取ノ郷、式に、伊勢ノ國員辨ノ郡鳥取ノ山田ノ神社、鳥取ノ神社などあり、此レらも此ノ部に因れる地ノ名か、右の外、彼ノ鳥を追廻りし國々にも、此ノ地ノ名ありて、上に出せるが如し、姓に負ゝるは、姓氏錄に、鳥取部ノ連、【上に引り】鳥取ノ連、鳥取などあり、並彼ノ天湯川板擧の後なり、【崇峻紀に、捕鳥部萬と云人あり、此は此ノ氏人か、又は此ノ部にてもあるべし、續紀廿六に、鳥取部ノ與曾布、鳥取ノ連大分など見ゆ、是らは姓なり、】○鳥甘部、部ノ字諸本に無し、今は延佳本に依れり、甘は加比と訓べし、書紀には、鳥養部と作り、凡て古ヘは、某養と云養に、多く甘ノ字を用ひたり、記中には、御馬甘、書紀にも、鷹甘猪甘など見え、其ノ外の書どもにも多し、【抑養に此ノ字を用るゆゑは、いかなるにか、詳ならねど、若シは詩ノ小雅に、以祈甘雨とある、正義に、長物則爲甘、害物則爲苦、と云る意などか、又餌を字書に、肯甘餌也とあれば、此ノ字は偏を省ける物か、されど古書には、前椅など、字義に依らず、別に用ひならへるも多ければ、此レも其類にもあらむか、】さて此ノ部は、まづ彼ノ捕得來たる鵠を飼ふ者を云べく、又別にも此ノ名を負せて、定められたるもあるか、何れも彼ノ鵠の事に依てにはあるなり、書紀雄畧ノ卷、養鳥人あり、また鳥官之鳥、爲菟田ノ人狗所噛死、天皇瞋黥面、而爲鳥養部、【鳥ノ官とは、御饌料の鳥を、養設け置ク所かとも思へど、此ノ天皇の御瞋の事を具見れば、さにはあらで、御翫の鳥なるべし、】また直丁等云々、仍詔爲鳥養部とあるなどは、鳥を飼人なり、和名抄に、大和ノ國添下ノ郡鳥貝【止利加比】郷あり、【貝は借字なり、万葉十二に、取替川とよめるも、此なり、】此ノ外も鳥養てふ地、此彼にあり、○品遲部、此ノ部を定められたる事は、上に既に出たるを、此に又云るは、又別にも定められたるか、はた此は此ノ御子に因て定められたる部々を、皆總て擧たるにもあるべし、○大湯坐若湯坐、此も上に既に出ツ、【傳廿四の五十六

業】但し上なるは此ノ御子を治養奉れる時の役人を云、此なるは、其に因て、又別に其名を負せて、部を定められたりと見ゆ、又書紀雄畧ノ卷に、湯人廬城部ノ連武人【湯人此云二臾衞一】とあるは、當時に此ノ役を仕奉りし人と聞ゆ、又孝徳ノ卷に、湯部とある十五丁も、由惠と訓べく、此は此ノ部を云りと聞えたり、又姓にも負り、天武紀に、十三年十二月、大湯人連若湯人連、賜レ姓曰二宿禰一【續紀八に、若湯坐ノ連家主等、賜二宿禰姓一とあり、】姓氏錄に、若湯坐ノ宿禰、石上同祖若湯坐連、膽杵磯丹杵穗命之後也【膽杵磯丹杵穗は、舊事紀に、饒速日ノ命の亦ノ名なり、】とありて、大湯坐ノ宿禰は無し、【續紀卅一に、遠江ノ國ノ人、若湯坐部ノ龍麻呂と云人見ゆ、】和名抄に、上總ノ國周淮ノ郡湯坐郷あり、

又隨其后之白喚上美知能宇斯王之女等比婆須比賣命次弟比賣命次歌凝比賣命次圓野比賣命并四柱然留比婆須比賣命弟比賣命二柱而其弟王二柱者因甚凶醜返送本土於是圓野比賣慚言同兄弟之中以姿醜被還之事聞於隣里是甚慚而到山代國之相樂時取懸樹枝而欲死故號其地謂懸木今云相樂又到弟國之時遂墮峻淵而死故號其地謂墮國今云弟國也

其后とは、先に沙本毘古ノ王と共に、其稻城にして薨坐し、沙本毘賣ノ命を申すなり、○隨—白は、麻袁志多麻比能麻

彌眞備と訓べし、其由は、上【傳廿四の五十七葉】に云り、又此ノ丹波の女王等の事を白し給ひし事も、彼ノ段【同五十九葉】に見えたり、○比婆須比賣命、上に出、【傳廿二の七十葉】○弟比賣命も、上に出、【傳廿二の七十葉・二十四の五十九葉】○歌凝比賣命は、たゞ此に出たるのみにして、前にも此ノ次にも、書紀にも、凡て見えず、故レ思フに此は、圓野比賣の一名なるを、誤りて別に一柱とせる傳へなり其由は、次々に委く云べし、名ノ意は、奇偉心なるべし、【穴穗ノ宮ノ段に、宇多弖物云王子とあり、書紀武烈ノ巻に、奇偉をウタテと訓り、】其由も下に云べし、心を許理と云るは、書紀神代ノ巻に、田心姫命とある例なり、又万葉廿、東人ノ哥に、妹が去々里とも云り、【田心姫ノ命につきて又思ふには、彼ノ胸形ノ三女神を、書紀に、今在海北道中、號曰道主貴とあること、此ノ女王たちの御父、丹波ノ道主ノ命と、名同く又丹波は、古へは丹後をかけたる名なれば、海北道中も由あり、又圓野比賣の、丹波に返下され給ひし事も、彼ノ三女神を、令降於筑紫洲、教之曰、汝三神、宜降居道中云々とあるに、やゝ似たるから、かれこれを以て田心姫ノ神よりまがひて、歌凝比賣と云名をば、語り傳へたるにもあらむか、】○圓野比賣命は、上【傳廿二の七十葉】に眞砥野比賣命と出たり、○幷四柱、かの后の白し賜へる所には、たゞ兄比賣弟比賣とありて、右の御名どもは見えず、凡て此ノ女王等の御名の事、いとまぎらはし、其故は、先ッ伊邪河ノ宮ノ段に、始メて見えたる所には、其ノ美知能宇志ノ王、娶丹波之河上之摩須郎女、生子、比婆須比賣ノ命、次ニ眞砥野比賣ノ命、次ニ弟比賣ノ命、次ニ朝廷別ノ王【四柱】とあり、【女王は三柱なり、】次に此ノ御段の初メには、娶丹波ノ比古多々須美知能宇斯ノ王之女、氷羽洲比賣命、生云々、又娶其氷羽洲比賣ノ命之弟、沼羽田之入毘賣命、生云々、又娶其沼羽田之入日賣命之弟、阿邪美能伊理毘賣命、生云々とあり、【三柱見ゆ】次にかの后の白し賜へる處には、旦波ノ比古多々須美智ノ宇斯ノ王之女、名ハ兄比賣弟比賣二女王とあり、又書紀には、十五年春二月、喚丹波五女、納於掖庭、第一曰日葉酢媛、第二曰渟葉田瓊入媛、第三曰眞砥野媛、第四曰薊瓊入媛、第

五日竹野媛、秋八月、立日葉酢媛命爲皇后、以皇后之三女爲妃、唯竹野媛者、因形姿醜返於本土、とあり、右各其ノ名も數も次第も、異ありて、一しからず、此に擧たるも、又異ありて、合はず、今何れを何れと當てか、一ッには定めがたく、定め難きに似たるを、つらつらに思ひて、思ひ得たる考へあり、其は先ッ比婆須比賣ノ命は、何處も皆同くして、紛ふことなく、兄比賣とあるも、此ノ王なること論なし、次に弟比賣とあるは、凡てを相照して考ふるに、別に一柱の名には非ず、沼羽田入毘賣と、阿邪美入毘賣とを併せて申せる稱なり、其故は、此ノ御段の初メと、書紀とには、此ノ二王の名ありて、弟比賣と云は無く、又弟比賣ある處には、此ノ二王は無し、是レ姉を兄比賣と云に對へて、妹なるをば、幾人にても、弟比賣と稱る例にて、【皇極紀に、長女少女ともあるがごとし、】彼ノ二王をも共に、然申しならへるなり、【此ノ二王は、共に妃となり給ひて、同じ列に並ビ坐る故に、平常に二柱を共に、弟比賣と申しならひたるまゝに、語リ傳へたるものなり、】さて此ノ例を以テ見るに、兄比賣弟比賣とのみ擧たる所は、又圓野比賣をもこめて、三柱を弟比賣とせるものなり、【然るを其處に三女王とある由は、彼處に云り、】然るを彼ノ伊邪河ノ宮ノ段と、此とには、圓野比賣をば、別に擧たるは、圓野比賣は、本土に返され賜ひて、離れたる一柱なれば、其ノ名をば、別に云て傳はれるなり、殊に此は、其ノ人の事を、次に云ふ處なれば、其ノ名を先ヅ擧ずはあるべからず、さて又此段の初メにのみ、彼ノ沼羽田比賣阿邪美比賣を、弟比賣とは擧ずして、別に其名を擧たるに、各其ノ生ミ坐る皇子等を擧る處なれば、常の如く、共に弟比賣と擧ては、皇子たちの御母分らず、何ノ腹と聞ゆればぞかし、さて右の三柱の次第、伊邪河ノ宮ノ段には、眞砥野比賣、次弟比賣【沼羽田比賣阿邪美比賣二柱なり】と擧たるに、此には、打反して弟比賣を先に擧たる、此ノ違は、如何と云に、先ヅ凡ての次第は、書紀の如くにて、第一比婆須比賣ノ命、第二沼羽田之入毘賣ノ命、第三圓野比賣ノ命、第四阿邪美能入毘賣ノ命なりけむ、然るを弟比賣と云は、其ノ第二なる沼羽田比賣と、第四なる阿邪美比賣とを、合せて申せる稱なれば、第

三なる圓野比賣の上に列も、理ありて共に妨なし、故レ伊邪河ノ宮ノ段には、眞砥野比賣を上にして、弟比賣を下にせる、其は弟比賣と云は、常に姉に對へて、妹を云フ稱なるに依リてなり、【此ノも委曲にいはゞ、沼羽田、眞砥野、阿邪美と擧クべきなれども、上に云る如く、沼羽田阿邪美は、妃となり坐て、常に二柱を一ツに弟比賣と申しならへる稱のまゝに擧たる傳へなるを、其ノ弟比賣てふ名に引れて、第三なるも、おのづから第四の處にこもれるなり、】又此は、其ノ二柱の弟比賣は、京に留リて、妃となり坐る故に、皇后比婆須比賣に連ねて、上に列き、圓野比賣は、一柱離れて、返され給へる故に、末に擧たるなり、【かの伊邪河ノ宮ノ段は、たゞ美知能宇志ノ王の御子たちを擧たる所なる故に、弟比賣は、弟比賣と云稱につきて、其ノ次第に擧たるを、此は京に留まり賜ふことゝ、本國に返され賜ふことゝを云處にて、彼ノ段と異なるが故に、此ノ次第は、かへさまなるなり、】此等につきても、凡て古ヘ傳ヘの趣の、みだりならざりしこと、又此ノ記のさかしらなきほど知られて、甚たふとし、さて幷四柱とは、本は比婆須比賣、沼羽田比賣、阿邪美比賣、圓野比賣にて、四柱と云フ傳へなりけむを、此は弟比賣を一柱の名として、歌凝比賣を、別に一柱として、四柱と云るは、傳へ誤れるものなるべし、歌凝比賣と云は、圓野比賣の一名なるべきことは、上にも云り、なほ其ノ由は、下にも云べし、【さて又書紀には、右の四柱の外に、竹野媛ありて、幷せて五女とせるは是レ又竹野媛と云るは、此ノ記の歌凝比賣と同じくて、圓野比賣の一名なりしが、まぎれて、別に一柱とはなれるにて、實は四柱にぞありけむ、そのまぎれは、書紀ノ此ノ卷に、丹波ノ道主ノ命、一云彥湯隅ノ王之子也ともあると、伊邪河ノ宮ノ段に丹波ノ大縣主の女、竹野比賣と云ありて、其ノ生る皇子を比古由牟須美ノ命と申せることを、合せていへば、竹野比賣と云は、道主ノ命の御祖母の名にて、圓も同く丹波なること、又かの歌凝の多許と、竹野の多加と音通へるから、彼此によりて、歌凝比賣てふ名のまぎれて、竹野媛とはなれるなるべし、然れば實は此レも又、圓野比賣なり、なほ其證は、本土に返されたるは、此ノ記にては、

圓野比賣なればなり、又三女を妃とすとあれども、其中に眞砥野媛のみは、生る皇子もなし、是レ本土に返されたる竹野媛なればなり、舊事紀に、眞砥野媛、生ニ磐撞別ノ命稻別ノ命一と云ヘれども、取ルに足らず、此ノ御母は、此ノ記にも書紀にも、他ノ妃にて、眞砥野媛には非るを、私に換て、如此は記せるなり、】右の如ク定めて見れば、段々の異、おの〳〵其ノ由あることにて、其ノ實は皆一ツに合ヒて、違ふこと無し、委曲に辨へ見べきなり、○喚上は、師の米佐宜と訓れたるに從ふべし、此ノ言、明ノ宮ノ段高津ノ宮ノ段にも見えたり、万葉五ノ卷に、波流佐良婆奈良能美夜故爾咩佐宜多麻波禰とあり、【米佐宜は米志阿宜の切りたる古言にて、指上を佐々宜、擡上を加々宜と云など、同ジ格ぞ、】○留比婆須比賣ノ命弟比賣ノ命二柱とは、是も又弟比賣と云を、一柱とせる誤なり、上に三柱の御子を生賜へることあるを、いかでか一柱とは云む、【伊邪河ノ宮ノ段に、男王朝廷別ノ王をも入て、四柱と注したるも、弟比賣を一柱とせる數にて、彼ノ處は、實は五柱なり、これらみな名を計へて云る、後の誤なるべし、元よりの傳にはあらじ、】さて此にかくあるにて、弟比賣とあるは、何處も一柱の名には非ること、いよいよ著明し、○弟王二柱とは、歌凝比賣と圓野比賣とを云るなれども、歌凝比賣と云は、圓野比賣のことにて、實は一柱なれば、是も又誤なり、其故は、此ノ次に本土に歸坐ことを云る、たゞ圓野比賣の事のみにして、歌凝比賣の事は見えず、若シ別に其人あらむには、今ノ一柱の事を云るからは、歌凝比賣者六々と、其ノ落着をも必いはではえあるまじきわざなるに、其は如何とも云ることなきは、實には、其ノ人は無ければぞかし、【若シ云べき事無くば、故ニ歌凝比賣一柱、返ニ於丹波國一とも云とこちむべきことなり、】書紀には、本土に返され賜ひしは、たゞ一柱なるをも思へ、○因醜は、美邇久伎と訓べし、【師は、シコナルと訓れたれどわろし、】上卷に、石長比賣のことをも、其ノ姉者、因ニ甚凶醜一見畏而、返送とあり、【傳十六の二十七葉】○本土は、毛登都久邇と訓べし、上卷、又高津ノ宮ノ段、遠ツ飛鳥ノ宮ノ段などに、本國とあるに同じ、○慚言、此ノ慚ノ字は、讀べからず、此ノ語の内に、慚と云ことあれば

なり、【語に、懈かしと云ふは、上には、懈てといはでも其意はあるを、なほ云ては、言重なりて煩はしきに、此ノ字を置るは、漢文の方のみなり、】○同兄弟は、字の隨に、淤那士伎波良加良と訓べし、【同ノ字をも、引合せて、ハラカラとも訓べけれど、此は兄弟同じ列に召れたる中にといふ意なるべければ、同ノ字をも、別に讀むぞまさるべき、】○姿は、加富と訓む例なり、○以は、余理弖と訓べし、【上に、因とあり、】○隣里は、知加伎佐刀と訓べし、又刀那理能佐刀と訓まむも、あしからじ、書紀【廿二】に、此ノ二字を、サトドナリ、又トナリザトと訓り、【但し、刀那理は、戸並のラビを切てリと云るにて、もと家につきて云ことなるを、國里などに云は、轉れるものなり、】○甚懈は、伊刀波豆加志と訓べし、上巻にも、甚怍とあり、○取懸は、延佳が、登理佐賀理と訓るぞ宜き、万葉十六【無心所著の哥】に、吉野乃山爾、氷魚曾懸有、懸有反、云佐我禮流と見え、和名抄に、懸疣、佐賀利布須倍ともあり、○欲死は、斯那牟登曾斯賜比弖流と訓べしかくして、死はし給はざりしは、從人など停めぞしけむ、万葉十六に、櫻兒云々、尋入林中懸樹經死、○懸木、これも佐賀理紀と訓るぞよき、【加々理紀など訓ては、佐賀良加と訛らむ由いと疎ければなり、】さて此は事のさまを思ふに、送の從者なども、數多ありつらむを、既に樹ノ枝に取懸り給ふまで留めもせずて、見てあるべきに非れば、欲ノ字は、取懸の上にある意にて、只然爲むとして、樹ノ下に、倚などし賜ひけむを、其も、貴人のあつらかなる事なれば、既に取懸れるには非ねども、其ノ樹を佐賀理紀と名けむこと、然もあるべし、さて樹の名より、遂に其ノ地の名にもなれるなるべし、○今云相樂、理と、良とも紀と、加とも、通ふ音にて、かく訛れるなり、和名抄に、山城ノ國相樂ノ郡【佐加良加】相樂ノ郷、【佐加良加】神名帳に同郡相樂ノ神社、【書紀の訓に、サガラとも、サハラともあるは、又訛れるなり今もさがらと云り、又相樂村と云もあり、其は、今もさがらかと云とかや、】書紀欽明ノ巻に高麗ノ使人云云、於山背國相樂郡起館云々、万葉三【五十九丁】に、山代乃、相樂山乃云々、○岐淵、岐は、淩を誤れるか、【淩は深なれ

ばなり、峻とは、山などにこそいへ、淵には云べきに非ず、峻淵などは云ざれど、そは高きを云なれば別なり、若くは、おそろしき意に云るか、然らば、加志古伎と訓べし、されど、なほ物遠くおぼゆ、師は、フカキと訓れつれど、峻ノ字にては、然訓べき由なし、又和名抄に、山城ノ國久世ノ郡に、竹淵ノ多加不知と云郷あり、山城志に、綴喜ノ郡禪定寺村に、建藤ノ神社あり、或は竹淵とも作り、これ古への久世ノ郡ノ竹淵ノ郷なりと云り、是等に依らば、多加布知と云る、淵ノ名にやあらむとも思へど、弟國とあるに、地理合はず、なほかにかくに思ひとれど、峻にては、訓べき言をいまだ思ひ得ず、又深きならば、直に深ノ字をこそ、書べきなれば、彼も此記には少し物遠けれど、】布迦伎と訓てあるべし、○墮は、淤知伊理坐と訓べし、【過りて落たるには非ず、死むとてことさらになり、】さて歌凝てふ名は、手弱女人のかくまでおぞましき事ともを思しとりて、身をいたづらになし賜へるを、奇偉と云んなるべし、故此ノ名は、此ノ事の後に、世ノ人の申せる名なるべし、さて右の事とも、書紀には、唯竹野媛者、因ニ形姿醜ニ返ニ於本土ニ、則羞ニ其見ニ返ヘ、到ニ葛野ニ自墮ニ輿ニ而死之、故號ニ其地ニ謂ニ墮國ニ、今謂ニ弟國ニ訛也、とのみありて、相樂ノ事も、又淵に落チ入リ給ひし事も見えず、さもあれど、たゞに輿に墮ちたるばかりにては、死坐べくもあらざれば、輿より淵に落ち賜ひたりけむかし、【又此ノ記には、輿よりと云ことを見えざれど、實に輿より墮給ひしなるべし、然らずは、從者など彼ノ相樂の事にこりて、心のるべあからめもすまじければ、得墮らじを、ゆくりなく、輿の内より、直に物し賜はむには、人の心つくまじければなり、】○弟國は、和名抄に、山城ノ國乙訓ノ郡、【於止久爾】神名帳に、同郡ニ乙訓坐ス大雷ノ神社、書紀繼體ノ巻に、十二年、遷ニ都弟國ニとこそ見ゆ、【古ヘ弟國と云し地は、今の井ノ内村、今里村のあたりなり、井ノ内村に乙訓坐ス神の社あり、又今里村なる法音寺と云寺は、昔は乙訓寺と云りと或書に云り、宇治拾遺物語に、長岡の運不すぎて、乙訓川のつらをすぐと思へば、又寺戸の岸をのぼると云々と云り、寺戸村と云も、今もあり】

又天皇以三宅連等之祖名多遲麻毛理遣常世國令求登岐士玖能迦玖能木實〔自登下八字以音〕故多遲摩毛理遂到其國採其木實以縵八縵矛八矛將來之間天皇既崩　爾多遲摩毛理分縵四縵矛四矛獻于大后以縵四縵矛四矛獻置天皇之御陵戸而擎其木實叫哭以白常世國之登岐士玖能迦玖能木實持參上侍遂叫哭死也其登岐士玖能迦玖能木實者是今橘者也

三宅ノ連は、姓氏録、右京諸蕃新羅ノ部に、三宅ノ連、新羅國王ノ子、天日桙命之後也、また攝津ノ國諸蕃新羅三宅ノ連、新羅國王之子、天ノ日桙ノ命之後也、而或記、以テ伊久米入彦ノ命ヲ爲ト祖とあり、【古本に如此あり、印本には、攝津の方をば、落野ノ宿禰同祖、田道間守之後也とあり、落野ノ宿禰と、同祖と云は心得ず、落野ノ宿禰は、別の姓にて、諸蕃には非るをや又古本も、或記ニ云々は心得ぬことなり、】さて此ノ姓もとは、地ノ名より出たるか、又屯倉に由れるか、またかならず、天武ノ紀に、三宅ノ連石床と云人見え、同紀に、十三年十二月、三宅ノ連、賜レ姓曰宿禰トあり、【此ノ御世に宿禰ノ姓を賜へるに、姓氏録には、連とのみあるは、宿禰になれる族は絶て、本の連にてありし族なるべし、又天武紀に、三宅ノ吉士、賜レ姓曰ヲ連トとあるは、別姓なるべし、又姓氏録に、三宅ノ人とあるも別姓なり、】○多遲麻毛理は、新羅ノ國より參來つる、天之日矛の玄孫にて、その世系など委く明ノ宮ノ段ノ末に見えたり、この人の事、其處【傳卅四の十九

菓】に云べし、○常世國は、上卷、少名毘古那命ノ段に出て云る如く、皇國を遙に放離て、たやすく往還ひがたき國を
泛く云、稱なり、なほ委くは彼處【傳十二の九葉】に云り、考へ合すべし、此は、新羅ノ國を指て云るなるべし、其故は、
多遲摩毛理は新羅人の末なれば、其國に橘の有て、甚美き菓なることを傳聞居て、天皇に語奏せしより、此ノ事
は起りたるべければなり、【さらでは、そのかみ外國の通ひもいまだあらざりしに、橘のあることを、所知看すべき由な
ければなり、さて此は、新羅とすべきこと、先は右の如くなれども、なほ細にいはゞ、橘は漢國にても、南ノ方に在て北ノ
方の寒き國には無き物とききけば、三韓などには、いかゞあらむ、若シ韓には無き物ならば、此ノ常世ノ國は、漢國を云るな
らむ、若シ然らば、先祖の時より、漢國に此ノ菓のあることを、傳ヘ聞キ居テなるべし、此は、なほ今朝鮮國に、橘ありや
無しやをよく問聞て、決むべきなり、若シ漢國ならむにても、なほ新羅より傳ひてぞ往けむ、古ヘは皆然る例なり、】○
登岐士玖能迦玖能木實は、書紀に、九十年春二月、天皇命二田道間守一、遣二常世國一、令レ求二非時香菓一、今謂レ橘是也、香
菓、此云二箇倶能未一、とあり、【訓注、能ノ下に、許能ノ二字を脫せるには非るか、同字の重なれるは、よく脫すものぞ、】
登岐士玖とは、【士は、濁音なり、】書紀の字の如く、其ノ時ならぬを、何物にても云、万葉一【丁十】に、山越乃風乎時自見、
【風の時ならず、寒きを云】又【丁十】三芳野之、耳我山爾、時自久曾、雪者落等言、【丁十】に、時自久曾、雪者落家流、【不
盡ノ山の哥なり】又【丁十】冬木成、時敷時跡、不見往者、【筑波山の哥なり此は、春に見るべき時にあらずとて云意な
り】四【丁十】に、何時々々、小徑我背子、時自異目八方、【何時とても、時ならずと云ことあらめやはなり】八【五十丁】に、
非時藤之目頰布、【六月の哥なり】十三【丁十】に、小治田之、年魚道之水乎、云々時自久曾、人者飲云、【著く水飲むべき時に
非るを云、】十八【丁十】に、等登自家米也毛、【四ノ卷なるに同じ】などあるにて意得べし、【然るを、時分ず、常に變らぬ意
に見るは、いさゝか違へり、其レも、時ならずと云が、おのづから然も聞ゆるにこそあれ、】さて橘子を、然云故は、此ノ

菓は、夏よりなりて、秋を經て、冬の霜雪にもよく堪へ、又採て後も久しく堪て腐敗れず、時ならぬころにも、何時もある物なればなり、迦玖は、書紀に書れたる如く、香の意とは聞ゆれども、香は常に迦とこそいへ、迦玖と云ることは未ダ聞カねば、玖の意は詳ならず、【迦具波志と云は、香の妙しきにて別なり、故レ清濁も異りて、迦具波志には、何れも濁音の具を書き、迦玖の玖は、書紀の訓注にも、淸音の俱を書き、万葉十八の哥にも、香久、可久など書て、皆淸音なり、混ふべからず、】若シくは、三韓にて、此が名、香菓と云を、其ノ字音彼ノ國にては、迦玖か、【されば、迦玖能木實と云は、三韓にて迦玖と云菓と云意なり、】又は、香ノ字ノ音を、彼ノ國にては、迦玖と呼しか、【今も朝鮮ノ國の音には、ウの韻の字を、ク°の音に呼ノ例多し、若シ香ノ字ノ音、三韓にて迦玖ならば、迦具山を香山と書なども、彼字音を借リて書キならへるにぞあらむ、是レはたかぐはしの意を以て書クには非ず、神武紀に、香山、此云二介遇夜摩一と訓注あるを見れば、訓めきたれども、神代紀に、興台產靈此云二許語等武須毘一とあるも、興台は字音なり、さて然らば、香を常に加と云も、本は字音かと云疑ヒあるべけれど、加は本より皇國言なり、凡て本よりの皇國言と、字音と、おのづから似たるも、同じきも、たまく\にはあることなり、是レ又混ふべからず、】○遂到二其國一、遂は、到に係るか、又採二其木實一と云に係るか、何れにまれ、到りがたく求めがたかりしこと、此ノ辭に見えたり、○縵八縵矛八矛云々、縵四縵矛四矛云々、縵四縵矛四矛、此ノ文諸ノ本皆字脫、或は誤りて各同じからず、互によきあしきはあれど、何れも全からず、【舊印本には、初メなる縵八縵矛八矛を、縵八矛の三字に誤り、次なる縵四縵矛四矛を、縵矛四竿と誤り、下なる縵四縵矛四矛を、縵四縵矛四竿と作けり、一本には、初ノなるを、縵八芋と誤り、次なるを、縵芋四矛と誤り、下なるは、舊印本に同じ、又一本には、初メなるを、縵八芋、次なるを、縵竿四矛と誤り、下なるは是レも舊印本と同じ、又一本には、初ノなるを、縵八竿縵入矛と誤り、次なるを、縵竿四矛と誤り、下なるは是レも右の本どもと同じ、又一本には、初ノなるを、縵入弟縵八矛と誤り

本なるは、縵四縵矛四矛と作て、全く下なるは、縵矛四矛と誤れり、延佳本は、初ノ次下共に全くして、たゞ八矛四矛の矛を、みな竿とせるのみ差へり、大方己が見たる本ども差、かくの如し、思ふに此は常に見なれぬ文にして、殊に同字の重なれる故に、まぎらはしくて、或は誤りて字をも脱し、或はさかしらを以て省去などもせしものと見えたり、其中に八矛四矛の矛ノ字は、竿と作る方や正しからむとも思はるれど、なほよく思へば然らず、其は書紀に、八竿とあるうへに、又かの崇神ノ巻に、矛八竿とさへつゞきたることもあるを見て、中昔にさかしら人の改めつるものなり、崇神ノ巻なる矛は矛にて、此とは異なるをや、】其中に、たゞ延佳本のみは、正しく全ければ、今も其に従へり、但し、下なる矛ノ字をば、皆竿と作るは、猶宜しからず、故其は、矛とある本を取つ、【そも〳〵延佳本のかく全きは、異本どもを此彼と披合せて、定めつる物なればなり、然るに、此ノ矛ノ字をば竿とせるは、異本どもの中に竿と作るが伴なるに、書紀を思ひ合せてなるべし、】其ノ故は、万葉十八の歌【下に引り】に、正しく、夜保許毛知、【毛知は持なり】とあればなり、然のみならず、書紀に、八竿と書るをも、ヤホコと訓る、是ともと此ノ記に、八矛とありしに依れるものと見え、又今ノ本どもの内も、半は矛とあれば、此ノ字なること著明し、【此ノ状なる物の數をば、多く若干竿と云例なれば、此ノ記も語は夜保許余本許ながら、字はなほ竿なるべしと思ふ人もあるべけれど、然らず、凡て書紀は、古言にかゝはらず、字面を主とせられたる、故に、八竿と書れたるを、此ノ記はかゝることども、多くは字にかゝはらず、古言を主としたれば、此も古言の随に八矛四矛と書るなり、】さて縵は、加宜と訓べし、抑加宜に此ノ字を書るは、蘿縵の意なり、其は上代には、蘿を主と縵にせる故に、此ノ字を書、又其ノ蘿を加宜とのみも云る故に、其にも此ノ字を用ひたるなり、蘿を加宜とのみ云るは、万葉二ノ巻に、山蘿影爾所見乍【影は面影にて、上よりのつゞきは、蘿の意なり、山ノ字、今ノ本には、玉に誤れり、集中に山を玉に誤れる例多かり、】十三ノ巻に、雲聚山蔭、【山蘿なり、此も今ノ本は、山を玉に誤れり、】十四ノ巻

に、夜麻可都良加氣、【師說に、山縵蘿なりとあり、】十八廿丁加都良賀氣、香具波之君乎、【此は古ヘ蘿は、賞貴みたる物なる故に、かぐはしの枕詞とせるなり、香は、此レは借字にて發語ぞ、】などある是レなり、然れば、此の縵は借字なるが如くなれども、ひたぶるの借字にも非ず、蘿と云名も、本ト日の蔭と云意、持統紀に、以二華縵一進二于殯宮一、此曰二御蔭一とも見え、【其由は、傳八の五十三葉六十四葉に云り、】此の加宜も、蔭の意なればなり、【其由は、次に云が如し、然るに宜を淸て訓て、掛の意とするは非なり、其はもと、彼ノ万葉二の哥の山縵を、ふるくより玉縵と書キ誤れるから、中古の哥人、其ノつゞきの影を、掛の意に云ヒかけたる物と心得るから、此の縵をも掛の意に書る物と心得めり、そもド〔下〕なるは、八掛四掛と云むも理なきにあらねど、上なるを、掛としては、何の事とかせむ、うつほ物語に、御衣櫃一かけに、櫃一かけ、源氏物語にも、みそびつあまたかけ、又きぬびつ二かけ、などあるは、かけを河海抄に、荷と注せられたり、此レらは別事なり、思ひ混ふべからず、】さて此に、縵と云るは、蔭橘子と云物、矛と云るは、矛橘子と云物なり、其は內膳式に、橘子四蔭また橘子廿四蔭、桙橘子十枝、また橘子四蔭、桙橘子十枝、また橘子三十六蔭、桙橘子十五枝、搬橘子一斗、また橘子四十五蔭、搬橘子一斗二升五合、齋宮式にも、橘子十蔭、などある是なり、【これには、たゞ橘子若干蔭とあるを今おして蔭橘子と云ゆゑは、桙橘子と並べ云る其ノ桙橘子は、正しく此の矛八矛とあるに當るを、其に對へて若干蔭と云るなれば、其もとは、蔭橘子と云しこと、此と相照して知べし、然るを、式のころは、若干蔭といへば、蔭橘子に限れる故に、蔭をば畧きて、たゞ橘子と云るなり、桙橘子は、そのころは、若干矛とは云ハざりし故に舊のまゝに、桙橘子といひしなり、】其は各一種の橘の名には非ず同じき橘ながら、採ざまの異あるなり、其狀はいかなりけむ詳ならねど今其ノ名に就て按ふに、蔭橘子とは、枝ながら折採て、葉も付ながらなるを云なるべし、凡て葉ある樹をば、常に蔭と云へばなり、【大神宮式、麻績等機殿ノ祭ノ料ノ雜物ノ中に、麻三十蘰〔鬘〕閇二尺爲レ蘰〔鬘〕とあり、此ノ蘰〔鬘〕も

。。カゲと訓べし、さて凡て縵の量は、若干斤と云る例なるに、たゞ此にのみ縵とあるは、ゆゑあるべし、思フに、此も葉を著ながら用る故に、かく云か、其ノ用るさまを知らねば定めがたけれど、是レは縵績の祭なれば、縵を用ること、他祭などゝは異なるべき由もあれば、葉つきたるまゝを用ることもあるべきなり、若シ然らば、此の蔭橘子と同じ心ばへなり、思ひ合すべし、】桙橘子とは、やゝ長く折たる枝の葉をば、皆除き去て、實而已着たるを云なるべし、其は、其ノ狀上代の矛の形に似たることぞありけむ、【たとひ甚く似ずとも、さる狀の物は、矛と云つべし、さて擬橘子と云は、落たるを拾取たる意の名にて枝も葉も付ざるを云なるべし、故、此は若干若干升とあるなり、】さて蔭橘子、矛橘子を、此にはたゞ縵、又矛とのみ云て、橘子と云ざるは、上に既に、登岐士玖能迦玖能木實と云、採其木實、とも云へれば、更に又其名をば云ハぬぞ雅語の例なる、【かゝる處に、更に又其名を云は、俗文のことなり、たとへば、今ノ世の言以て云むにも、橘十籠の內葉付ケ籠、葉無ケ籠と云ば、上に橘とある故に、おのづから其と聞ゆるを、又葉付橘、葉無橘と云ては、煩はしく拙きに非ずや、】さて又其數を、若干縵若干矛と云るは、木を一木二木、里を一里二里、歌を一首二首【一首二首は、。。。。。。。。ヒトウタフタウタと云例ぞ、】と云類にて、數をも即其ノ名以て云るなり、此ノ例常に多し、【式に、蔭橘子を、若干蔭とあるは、上代より云ならへるまゝなるを、矛橘子をば、若干枝とあるは、上代と言のかはれるなり、枝と云も其形に依てなり、又書紀には、八竿とある、此レも凡て如此き長き物をば、多く若干竿と云る例なればなり、】○將來之間は母知弖麻韋伎都流阿比陀爾と訓べし、書紀の年紀に依るときは、往てより還れるまで、十一年なりき、○旣は、波夜久と、師の訓れたる宜し、凡て雅言には、過にし前つかたのことを、波夜久と云こと多し、此は、持來つるより前つかたにと云ることなり、○大后【大ノ字を太と作る本ありわろし、】は、皇后なり、【此ノ事白檮原ノ宮ノ段に委く云り、】此は、比婆須比賣命を申せり、書紀には、此ノ大后は、既く三十二年に崩坐り、傳への異なるなり、○御陵は美波加能土と

訓べし、又此ノ御陵などは、美佐邪紀と訓むもあしからず、戸は、前と云むが如し、万葉に夜度を、屋前とも、屋戸とも通はし書る如く、戸の前をも戸と云なり、【外山の外も同くて、前の意なり、外も意通へり、】上卷に、於天之石屋戸伏汗氣、云々とある戸なども、戸の前なるを以て知べし、【師云、陵戸は、こゝは陵を守る家には非ず、御陵の門などを云なり、と云れき、されど、直に門などを指て云るには非ず、】○擎、上には置と云ひ、又擎とは違へるが如くなれど、然らず、置は四縵四矛を總て云、擎るは、其内なるを執持て擎るなり、【四縵四矛を、みながらは、擎ぐべきに非ればなり、】又置は、万葉に、幣置などある置として、たゞ献ることゝ見てもよし、さてかく擎げたるにて、哀の情深きほどいよゝ知られて、今眼のあたり見るが如し、○叫哭は、佐氣備淤羅備弖と訓べし、万葉九に、菟原壯士伊、仰天叫於良妣云々とあるに依れり、書紀にも、此を叫哭とありて、オラビナキテと訓り、又雄畧ノ卷に、呼號、孝德卷に、啼叫などもあり、淤羅夫は、大聲を揚て哭叫ぶなり、哀の甚しきをりの態なり、○侍は、佐母良布と訓べし、此ノ言、上卷に出て、彼處【傳十四の四十一葉】に委く云り、御前に敬しく伺ひ居るを云なり、【たゞ敬て辭に添て云には非ず、】○叫哭死也は、淤羅備斯邇伎と訓べし、やがて叫哭び隨に死たるなり、【此をたゞ、遂死とのみ云ては、ほどを經て後に死たる如くにも聞えて、勢ひなき故に、又叫哭と再言るなり、】書紀顯宗ノ卷に、隼人晝夜哀號、隨側ノ與食不喫、七日而死、とあるも似たる事なり、書紀に云、九十九年秋七月、天皇崩云々、明年春三月、田道間守、至自常世國、則齎物也、非時香菓八竿八縵焉、田道間守於是泣悲歎之曰、受命天朝、遠往絶域、萬里蹈浪遙度弱水、是常世國、則神仙秘區、俗非所臻、是以往來之間、自經十年、豈期陵峻瀾、更向本土乎、然頼聖帝之神靈、僅得還來、今天皇既崩、不得復命、臣雖生之亦何益矣、乃向天皇之陵、叫哭而自死、之群臣聞、皆流涙也、田道間守是三宅連始祖也、【これに、田道間守が云る語は、皆例の撰者の潤色に加へられたる漢文なり、當時に云へき言のさまに

非ス、殊に常世ノ國ハ、則神仙ノ秘區なりと云る言は、甚く古ノ意に違へることなり、ゆめかゝる虚文に勿惑はされそ、又臣雖レ生之何益ぞと云ては、自ことさらに死たるにて、返リて情深からず、此レも實は、此ノ記の如くにて、死むとは思はざりけめども、あまりに叫哭つるほどに、哭死に死たるなり、さてこそ哀さは深けれ、又云る語も、此記はいと簡なれども、返リて情深く、こゝたくの悲哀さ、おのづからにこもりて、書紀の言多きよりも、いとこよなくあはれにこそ聞ゆれ、書紀ノ釋に、天書第六ニ曰ク、景行天皇二年春三月辛未朔壬午、田道間物果歸獻ス、而垂仁崩、拜陵泣奏曰云々、哭而唏泣、拜陵、與死、景行哀其忠ヲ、果物葬陵邊、と云り、果ノ字は里を誤れるなり、此ノ天書と云物、をりをり引たり、大かたは書紀に依リて、書紀よりも、今一きは漢めかして書たる物なるに其文は、中々に甚拙きこと多し、書紀と事の異なることも、をりをりあるは、おぼつかなし、代々の天皇の、漢さまの御諡を以て申せれば、桓武天皇の御世より後に作れる書なり、今引るは書紀といさゝか異なる事あり、又心得のため論ひがてらなり】○橘は、和名抄に、橘ハ和名太知波奈とあり、此ノ名は、將來つる人の名に因リて、多遲麻花と云なるべし、【但し此ノ物は、花よりも實を主とすれば、花を以て名けむことはいかゞとも云べけれど、名のさまを思ふに、なほ要都は、花とこそ聞ゆれ、花橘とも云、是レも花を賞て云る名なり、實のことをよめる哥にも、花橘とよめり、万葉六には、橘花とさへ書り、】さるは、此ノ持來つる實を種として蒔しが生出て、初て花の咲たる時に、多遲麻花と呼初しが、遂に名とはなれるならむ、【師ノ説には、將來たる人の名を以て、田道間名と後に呼しなり、されば、古ヘは知を濁りてぞ唱へけむ、今も上總人南部人なとは、知を濁リて云なり、又橘と、麻と、清濁通ふは常なりとあり、此ノ説、持來し人の名に因れるは、然ることなれども、終の那を、名とせられたるは、いかゞ、其は此ノ名を釋く言にこそさもいはめ、直に名と云ことを、名に負すべきには非ず、彼ノ任那國と云例なとゝは、一つに云がたし、又古ヘは、知を濁リて唱へけむとあるもあたらず、此ノ記、又万葉などに、假字に書る、みな

清音の知を用ひて、濁音の字を用ひたることなし、今の上總人などの濁るは、東の訛りにこそあれ、多遲麻毛理の名に因らば、まことに知は濁るべきことなれども、次なる婆を濁る故に、濁りの重なるは聞苦しければ、おのづから知をば清音に唱へ來しなるべし、】明ノ宮ノ段ノ大御哥に、迦具波斯波那多知婆那とよませ賜へり、古へは花をも實をも、殊に賞し物にて、万葉卷々に、哥ども甚多き中に、六卷に、橘花者、實左倍花左倍、其葉左倍、枝爾霜雖降、益常葉之樹、十八卷に、等許余物能、己能多知婆奈能、伊夜氐里爾和期大皇波、伊麻毛見流其登、【ここよものとは、常世ノ國より、來つる物と云なり】又卷 可氣麻久母、安夜爾加之古思、皇神祖能、可見能大御世爾、田道間守、常世爾和多利、夜保許毛知、麻爲泥許之登吉、時自久能、香久乃菓子乎、可之古久母、能許之多麻敝禮、國毛勢爾、於非多知左加延、波流左禮婆、孫枝毛伊都追、保登等藝須、奈久五月爾波、波都波奈乎、延太爾多乎理弖、乎登女良爾、都刀爾母夜里美、之路多倍能、蘇泥爾母古伎禮、香具播之美於枳弖可良之美、安由流實波、多麻爾奴伎都追、手爾麻吉弖、見禮騰毛安加受、秋豆氣婆、之具禮能雨零、阿之比奇能、夜麻能許奴禮波、久禮奈爲爾、仁保比知禮止毛、多知波奈能、成流其實者、比太照爾、伊夜見我保之久、美由伎布流、冬爾伊多禮婆、霜於氣騰母、其葉毛可禮受、常磐奈須、伊夜佐加波延爾、之可禮許曾、神乃御代欲理、與呂之奈倍、此橘乎、等伎自久能、可久能木實等、名附家良之母、【橘ノ事、おほかた此ノ哥に備れり、】古今集に、五月まつ、花橘の香をかげば、昔の人の、袖の香ぞする、【此ノ昔の人を、多遲麻毛理のことゝする註は、非なり、】續紀十二、【和銅元年、縣ノ犬養ノ宿禰三千代に、橘ノ姓を賜ふ勅、】橘者、菓子之長、上人所レ好、柯凌二霜雪一而繁茂、葉經二寒暑一而不レ彫、與二珠玉一共競レ光、交二金銀一以逾美云々とあり、【與二珠玉一の上に、實ノ字脱たるか、】武藏ノ國に橘樹郡ありて、橘樹ノ郷【多知波奈】御宅ノ郷【美也介】と並び在り、由縁あることなるべし 又姓氏錄に、橘守と云姓ありて、三宅ノ連同祖とあるは、公の橘樹を守る者を、掌れる氏なるべし此レも初メの由縁を以て、多遲麻毛理の子孫に、任し給

へるなり、【師ノ說に此ノ氏をも、タヂマモリと訓べしと云れつるは、かなはず、此は彼ノ人の名に關かることには非ず、たゞ橘を守りし由にこそあれ、若シ此ノ氏と、彼ノ人の名とを、一ッにしていはゞ、彼ノ人の名は、橘を守リし由なりとこそ云べけれ、然れども、彼ノ名は、但馬ノ國に由れることにて、橘に因れるにはあらぬをや、】万葉十廿丁に、橘乎守部乃五十戸之、とよめるも、古ヘ此ノ樹を、殊に守リし事の有しから、守部ノ里の、枕詞とせるなり、【又思ふに、こはたゞ守と云名に、云かけたるのみにはあらで、此ノ里即古ヘに、橘を守る者の住る故に、守部と負るにもあるべし、其はいづれにまれ、冠辭考の說は、いさゝか違へることどもあるなり、】さて或說に、昔の橘は今の蜜柑なり、今ノ世に、別に橘とてある物には非ずと云、又或說には、昔の橘即今も橘と云物なり、蜜柑は、後に渡リ來つる物なるを、味の勝れる故に世に多く殖まり、橘は劣れる故に、けおされて、おのづから罕になれるなりと云り、此二ついづれよけむ、定めがたし、【今思ふに、まづ今ノ世に橘と云物は、罕にありて、其ノ實柑子よりなほ小くて、味も蜜柑とは遙に劣れり、然るに、古ヘ橘はさばかり賞て、世にをかりし物なれば、是にはあらで、蜜柑こそ其なるべけれ、藥の橘皮にも、昔より蜜柑の皮を用ふるなり、今橘と云物の別にあるは、昔の橘をば、いつのほどよりか、蜜柑とのみ云から、後に、別なる一種を、橘と名けたるならむ、其ノ今橘と云物は、延喜式、伊勢物語などに、小柑子と云る物是なるべし、と思はる、然れば、始メの說宜しかるべきか、又思ふには、若シ昔の橘、今の蜜柑のことならば、昔のまゝに、今までも多知婆那とこそ云ヒ來るべきことなれ、蜜柑と云名に變るべき由なし、然れば蜜柑は、後に渡リ來つる物なるが、其ノ始メて渡りつる時に、味の美きまゝに、蜜柑とは呼初しならむかとも思はるれば、後の說も、理ありて聞ゆ、又思ふに、是加牟と云名は、和名抄に、穰椵柚屬也、漢語抄云、柚柑と云る此ノ柚柑を訛りて云るを、後に蜜柑とは書キなせるかともおぼゆ、凡て橘柑柚の三は、漢國にても紛ひ又其ノ種類もいと多ければ、漢名に依ても、決めがたく又古ヘ今の異も、いとまぎらはしきなり、又或說には

昔の橘は、今云柑子なり、今云蜜柑は、昔の柑子なりと云り、然れども、柑子は、今も柑子と云物こそ聞えたれ、】

此天皇御年壹佰伍拾參歲御陵在菅原之御立野中也

御年、壹佰伍拾參歲、書紀には、九十九年、秋七月戊午朔天皇崩於纒向ノ宮、時年百四十歲とあり、【此ノ御年の數に依るときは、崇神天皇の廿八年に生坐るなるべきに、此ノ卷の初メに、御間城ノ天皇の廿九年に生とあるは、一年違へり、又廿四歲爲皇太子とあると、崇神ノ卷に四十八年に爲皇太子と違へり、若シ廿八年に生坐スときは、四十八年には、廿一歲、廿九年に生坐スときは、廿歲なり、又彼卷に、元年二月立御間城姬爲皇后、先是、后生活目天皇とあるは、甚く違へり、元年より、先に生坐むには、四十八年には、五十歲に及び給ふべく、崩は百七十歲に及び給ふべし、】或書には、百三十とも、百四十一とも云り、○菅原之御立野、書紀には、九十九年云々、冬十二月癸卯朔壬子、葬於菅原ノ伏見陵とあり、諸陵式に、菅原ノ伏見ノ東ノ陵、纒向ノ珠城ノ宮ニ御宇、垂仁天皇、在大和ノ國添下郡、兆域東西二町、南北二町、陵戶二烟、守戶三烟、【菅原ノ伏見ノ西ノ陵、安康天皇、在大和ノ國添下ノ郡】とあり、菅原は、神名帳にも、同郡に、菅原ノ神社あり、【今も、菅原村あり、】万葉廿に、大き海の、水底深く、思ひつゝ、裳びきならしゝ、須我波良能佐刀、古今集雜ノ下に、いざこゝに、我ガ世は經なむ、菅原や、伏見の里の、荒まくも惜し、後撰集雜ノ三に、菅原や、伏見の晩に、見渡せば、霞にまがふ、小長谷の山、さて此ノ御陵を、書紀に、伏見とあるは、疑はし、其故は、續紀六に、靈龜元年夏四月、櫛見山陵、【生目入日子伊佐知天皇之陵也、】充守陵三戶、伏見山陵、【穴穗天皇之陵也、】四戶とあればなり、【これに伏見ノ陵と記されたるは、穴穗ノ天皇にて、此ノ記にも、其をば、伏見ノ岡と記せるに、此ノ垂仁天皇のをば、此ノ記にも、伏見とは申サざるを合せて思ふに、其はもと櫛見にて、書紀も櫛見なりけむを、後ノ人式などに依て、さかしらに伏見とは

改めしにもあらむ、式は、書紀に依て、伏見と記されたるかとも思へど、東陵西陵とあるからは、其ノころは、既く二陵共に、伏見と云しなるべし、久志と、布志と、まぎれて、一つになれるものなるべし、又思ふに、垂仁の御陵も、地は伏見の地なりし故に、もとより伏見ノ陵とも申し、又陵ノ號をば、櫛見とも申せしにもあらむ、又續紀の櫛ノ字、節の寫誤かとも云べけれど、伏見ノ陵と、並べて記されたれば、然にはあらず、なほよく考ふべし、】さて此記に、御立野とあるは、他ノ書に見えぬ地名なり、【龍田ノ風ノ神ノ祭ノ祝詞に、龍田能立野爾、小野爾、吾宮波定奉由とありて、今も其ノ神社の在所を、立野と云、されど其は、平群ノ郡にて、地異なり、また諸陵式に、三立ノ岡ノ墓と云もあれど、其も廣瀬ノ郡にて、地異なり、又彼ノ續紀に、櫛見とあるに依て思ふに、若くは、立ノ字は、奇の誤にて、御奇野にやなども思へど、記中久志に、奇ノ字を書る例なし、姓氏錄に、御立史、依居參河國青海部御立地、賜御立史姓、これも御立と云地名の例に引り、】さて此ノ御陵は、大和志に、在寶來村東と云り、【俗に蓬萊山と云て、高く大きなる御陵にて、廣く大なる池周れり、然大きなる池の周れる中に立る狀を以て、蓬萊山とは云なるべし、地は、寶來村の地にやあらむ、齋音寺村にありと記せる書もあり、奈良より一里許ノ西ノ方なり、菅原村も近し、】

又其大后比婆須比賣命之時定石祝作又定土師部此后者葬狹木之寺間陵也、

時とは、崩坐し時と云ことなるを崩と云ハざるは、古文なり、水垣ノ宮ノ段に、倭日子ノ命此王之時、始而於陵立人垣とあると同くて、その由は彼處【傳廿三の十七葉】に、云るが如し、【師の崩ノ字脱たるなりとて、補へられたるは、中々にわろし、】○石祝作、祝ノ字は、棺の誤なりと師の云れたる、信に然るべし、草書より誤れるならむ、【棺と

祝とよく似たり】伊斯紀都玖理と訓べし、和名抄に、四聲字苑云、棺所以盛屍也、和名、比止岐、また野王云、槨ハ周棺者也、和名於保土古とあり、此ノ棺も、槨も、共に、上代には、比登紀と云、【於富登許と云は、やゝ後の名と聞ゆ、又比都紀と云は、比登紀の轉れるなり、又柩をも、ヒツキと訓り、柩とは、棺に屍を納たるを云、】又常には、紀とのみも云り、書紀景行ノ巻に、棺櫬、【ミは御なり】孝德ノ巻に、棺槨、また棺などあり、【同巻に轜車とあるも、柩車の謂なり、轜ノ字喪車と注す】紀は、奥津城などの城にて、屍を藏むる構を云、【奥津城は、万葉に多く見えて、人を葬せる處を云、天智紀に、丘墓とあり奥とは地下を云なり】比登紀とは、人ノ屍を納るゝ故に云なり、さて書紀神代ノ巻に、素戔嗚尊云々、柀、可以爲顯見蒼生、奥津棄戸將臥之具、とあるに依るに、內ノ棺は、上代より、木以ァ造れりと見ゆれば、此に石棺とあるは、外ノ槨なるべし、【己さきに、大和ノ國を見めぐりし時、十市ノ郡安部村の近き處に、窟のある、やゝ深く入て、奥に、石槨の上は屋根の形に作りて、高さも、竪も、横も、六尺ばかりなるが、立るを見つ、此は正しく、上代の貴人の墓と見えたれば、石棺と云るは、かゝる物なるべし、】なほ外なる、總ての石構までをかけて、皆伊斯紀とぞ云けむかし、姓氏錄【左京神別】に、石作連、火明命六世孫、建眞利根命之後也、垂仁天皇御世、奉爲皇后日葉酢媛命、作石棺献之、仍賜姓石作大連公也、また【山城國神別】石作、火明ノ命之後也、また【攝津國神別】石作ノ連ハ云々、また【和泉國神別】石作ノ連ハ云々など見ゆ、和名抄に、山城ノ國乙訓ノ郡石作ノ郷、【以之都久利】尾張ノ國中島ノ郡石作ノ郷、【以之久利】などもあり、さて石棺を造る工は、世に、舊よりも有つらむを、此ノ御世に、更に土部を定められたるなり、【此ノ御世に始めて、石棺を作れりと云にはあらず、】かくて天智紀に、六年春二月、合葬天豐財重日足姬天皇、與間人皇女於小市岡上陵、是日以皇孫大田皇女、葬於陵前之墓、皇太子謂群臣曰、我奉皇太后天皇之所勅、憂恤萬民之故、不起石槨之役、所冀永代以爲鏡誡焉、とあり、【されど此ノ後も、なほ此ノ事止

たりとは見えず、】〇土師部は、波邇斯辨と訓べし、和名抄、國々の郷ノ名の土師、多く波爾之とあればなり、【下に引ク
が如し】又黄櫨は、同書に波爾之とあるを、其ノ木の弓を、此ノ記に波士弓と云、書紀にも、訓注に波岸とある、此ノ例を
以テ見れば、土師をも、古へより、波士とも云けむかし、さて斯とは、土物を造る者と云ことにて、爲の意なり、凡て工
人の屬に、某師と云、みな然なり、【今ノ世にも、某師と云こと多し、皆同じ、】然るに漢國にても、某師と云こと多き
に因て、即其ノ師ノ字を用ひたるのみなり、【されば師ノ字は、漢ノ意にて書るにはあれども、師てふ言は、爲の意にして、
字音にはあらず、又假字にも非ず、又師木などの如く、訓にして用ひたる借字にも非ず、思ひまがふべからず、】さて
土師の事は、書紀に、三十二年秋七月皇后日葉酢媛命薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可、今
此行之葬、奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議便事而、
奏之、則使者、喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴、以、造作人馬及種種物形、獻于天皇、
曰、自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、爲後葉之法則、天皇於是、大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便
議、寔洽朕心、則其土物、始立于日葉酢媛命之墓、仍號是土物謂埴輪、亦名立物也、仍下令曰、自今以
後陵墓、必樹是土物、無傷人、焉天皇、厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職、因改本姓、
謂土部臣、是土部連等、主天皇喪葬之緣也、所謂野見宿禰是、土部連等之始祖也、と見えて【水垣ノ宮ノ段、倭
日子ノ命の御墓の事、考へ合すべし、傳廿三の十七葉十八葉に云り、さて此ノ大后の薨を三十二年の事と記された
るは、傳への異なるなり、此記にては、天皇に後れて、崩坐ることなれば、野見宿禰の功の事も、景行天皇の御世に
なりてなり、されど、垂仁天皇の后の御陵の事なる故に、其ノ御世の事に語り傳へけむは、さるべきことなり、】さて埴輪
と云は、和名抄に、埴輪ハ波邇和日本紀私記云、山陵纏邊、作埴人形立、如車輪者也、とある意なり、半は土に埋

めて立るなり、今も此ノ物の遺れる御陵あり、陵に土馬のあること、雄略紀九年の處に見ゆ、さて野見ノ宿禰は、出雲ノ國ノ人にて、本姓は出雲ノ臣なり、】是より後、土物のみならず、凡て凶禮陵墓の事は、此ノ土師ノ連の掌ること、なれり、【仁德紀六十年、白鳥陵守云々、且授土師ノ連等、雄略紀に云々、使土師ノ連小鳥、作冢墓於田身輪邑、推古紀に來目皇子薨於筑紫云々殯于周芳娑婆、乃遣土師ノ連猪手、令掌殯事、皇極紀に、吉備島皇祖母命薨、詔土師ノ娑婆連猪手、視皇祖母ノ喪、孝德紀に、天皇崩、起殯於南庭、以百舌鳥ノ土師ノ連土德、主殯宮之事、續紀十一に、詔曰今月七日、地震殊常、恐動山陵、宜遣諸王眞人、副土師ノ宿禰一人、檢看諱所八處及有功王之墓、卅一に遣三方王、土師ノ宿禰和麻呂、及六位已下三人、改葬廢帝於淡路、などゝ見えたるが如し、】職員令諸陵司ノ下に、土部十人、掌贊相凶禮、義解に、土師宿禰年、位、高進者爲大連、其次爲小連、並紫衣刀劔世執凶儀、【大連、小連と云ことは、古禮には非じ、からぶみ禮記ノ雜記に、孔子曰、少連、大連、善居喪云々、東夷之子也、註に言、其生於夷狄、知禮也と云る、此ノ名を借れるなるべし、】とあり、又凶禮陵墓の事ならでも、土物を仕奉しことは、書紀雄略卷に、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師ノ連ノ祖吾笥、仍進攝津國ノ來狹々村、山背國ノ内村、俯見村、伊勢國ノ藤形村、及丹波、但馬、因幡ノ私民部、名曰贄土師部、【盛ノ上に、造字など脱たるか、姓氏錄に、贄土師ノ連あり、】とあり、さて土師ノ連は、書紀神代ノ卷に、天ノ穗日ノ命、是、出雲ノ臣、土師ノ連等ガ祖也、天武ノ卷に、十三年十二月、土師ノ連賜姓曰宿禰、姓氏錄に、【右京神別】土師ノ宿禰、天穗日ノ命十二世ノ孫、可美乾飯根命之後也、光仁天皇天應元年、改土師賜菅原氏、有勅改賜大枝朝臣ノ姓、【光仁天皇と云より下は、此にあるべきことに非ず、後ノ人の加へたるなり、】また【山城神別】土師ノ宿禰、天ノ穗日ノ命ノ十四世ノ孫、野見ノ宿禰之後也、また【大和神別】土師ノ宿禰、秋篠ノ朝臣同祖、天ノ穗日ノ命ノ十二世ノ孫、可美乾飯根命之後也、【或書に、野見ノ宿禰は、可美乾飯根ノ命の子なり、菅原の伏見ノ邑に居住と云り、】また【攝津神別】土師ノ

連、天ノ穂日ノ命ノ十二世ノ孫、伊入根命之後也、【伊入根は、崇神紀に見えて、甘美韓日狭の兄なり、可美乾飯根と、甘美韓日狭と同人か、若くは、狭ノ字は根を誤れるには非るか、】また【和泉神別】土師ノ宿禰、秋篠ノ朝臣同祖、天ノ穂日ノ命十四世ノ孫、野見ノ宿禰之後也、土師ノ連、同上、【續紀卅六に、土師ノ宿禰古人、同道長等十五人言、土師之先出自天穂日命、其十四世孫、名曰野見宿禰、昔纏向珠城宮御宇、垂仁天皇世、古風尚存、葬禮無節、毎有凶事、例多殉埋、于時皇后薨云々、野見宿禰進奏曰云々、仍奉土師三百餘人、自領取埴、造諸物象進之云々、式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉、如此供奉、允合通途、今則不然、專預凶儀、尋念祖業、意不在茲、望請因居地名、改土師以爲菅原姓、勅依請許之、卅七に土師宿禰安人等言云々、望請土師之字改爲秋篠、詔許之、四十に、詔曰云々、朕外祖母、土師宿禰、宜改土師氏爲大枝朝臣、亦宜菅原眞仲、土師菅麻呂等、同爲大枝朝臣、また勅菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人等、並賜姓朝臣、又土師宿禰諸士等、賜姓大枝朝臣、其土師氏惣有四腹、中宮母家者是毛受腹也、故毛受腹者、賜大枝朝臣、自餘三腹者、或從秋篠朝臣、或屬菅原朝臣、とあり、腹とは族を云、毛受腹は、和泉ノ國大鳥ノ郡の、毛受の土師氏の族なり、姓氏錄に、菅原ノ朝臣、土師朝臣同祖云々、秋篠朝臣、同上、大枝朝臣、同上、三代實錄十三に、大枝朝臣音人、大枝朝臣氏雄等、上表曰云々、以大枝爲姓云々、望請不敢改稱、謂但將以枝字爲江云々、詔許之、】類聚三代格に、延暦十六年四月太政官符に、應停土師宿禰等預凶儀事云々、野見宿禰苗裔、應謂延賞之澤、而辭掌凶儀、不預吉禮、夫喪禮之事、人情所悪、專定一氏、爲其職掌、於事論之、實爲不穩、臣等伏望、永從停止云々これより此ノ氏の、凶禮陵墓の事を掌ることは停たり、さて此に定土師部とあるは、土師ノ連のことのみには非ず、凡て土物を作る工の部を定めらるゝなり、【さて土師ノ連は、其ノ部を帥て掌る長なり、】和名抄に、河内ノ國志紀ノ郡土師ノ郷、丹比ノ郡土師ノ郷、和泉ノ國大鳥ノ郡土師ノ郷、【波爾之】上野ノ國緑野ノ郡

土師ノ郷、【波爾之】下野ノ國足利ノ郡土師ノ郷、丹波ノ國天田ノ郡土師ノ郷、因幡ノ國八上ノ郡土師ノ郷、知頭ノ郡土師ノ郷、備前ノ國邑久ノ郡土師ノ郷、【反之】阿波ノ國名方ノ西ノ郡土師ノ郷、【波之】筑前ノ國穗波ノ郡土師ノ郷、【波之】筑後ノ國山本ノ郡土師ノ郷などあるは、皆古へに、土師の住し地なるべし、○狹木は、和名抄に、大和ノ國添ノ下郡佐紀郷とある是なり、神名式に、同郡佐紀ノ神社もあり、諸陵式に、狹城盾列池後陵狹城盾列池上陵、共に在二大和國添下郡一とある、皆同地なり、書紀ノ此ノ御卷に、三十五年作二倭狹城池一、續紀卅に、葬二高野天皇於大和國添下郡佐貴郷高野山陵一、万葉一丁卅に、佐紀ノ宮云云、【其哥に高野原とよめるは、高野ノ山陵の地なり、】十丁十一に、春日なる、三笠の山に、月も出ぬかも、佐紀山に、咲る櫻の花の見ゆべく、又丁十四姫部思、咲野爾生、白管自、又丁五十二佳人部爲、咲野之芽子爾、【をみなべしは、枕詞なり、】など見ゆ、【此ノ地名今は無し、今の超昇寺村、常福寺村、山陵村などのあたり、佐紀ノ郷の地なるべし、】○寺間、此ノ地ノ名他書に見えず、【今も聞えず】但し續紀廿七に、大和國人、從七位下寺間臣大虫等四人、賜二姓大屋朝臣一とある、此ノ姓は此地よりぞ出つらむ、【抑此ノ地名の、寺は借字とも見えず、然るに、佛屋を弖良と云は、もと韓語なりと云り、さもあるべし、然れば、此は寺と云物ありて後の地名なるを、古へへ及ぼして云るなるべし、】さて此ノ御陵は、大和志に、添下ノ郡、日葉酢姫ノ命ノ墓、在二常福寺村一と云り、

古事記傳二十六之卷

本居宣長謹撰

日代宮一之卷

大帶日子淤斯呂和氣天皇坐纏向之日代宮治天下也此天皇娶吉備臣等之祖若建吉備津日子之女名針間之伊那毘能大郎女生御子櫛角別王次大碓命次小碓命亦名倭男具那命（具那二字以音）次倭根子命次神櫛王（五柱）又娶八尺入日子命之女八坂之入日賣命生御子若帶日子命次五百木之入日子命次押別命次五百木之入日賣命又妾之子豐戸別王次沼代郎女又妾之子沼名木郎女次香余理比賣命次若木之入日子王次吉備之兄日子王次高木比賣命次弟比賣命又娶日向之美波迦斯毘賣生御子豐國別王又娶伊那毘能大郎女之弟伊那毘能若郎

女自伊下四字以音生御子、眞若王。次日子人之大兄王。又娶倭建命之曾孫名須賣伊呂大中日子王自須至呂四字以音之女訶具漏比賣生御子大枝王

此ノ天皇後の、漢様の御謚、景行天皇と申す、○凡て御代々々の、段の初に、其ノ大御名を標る例、皆某命とあるを、此に天皇とあるは、前には例なし、是より後には、成務、仲哀、欽明、崇峻など然り、【其餘は、皆命とあり、此ノ差、さして殊なる義は、あるべからず、】○纏向は、神名帳に、大和ノ國、城ノ上ノ郡、卷向坐、若御魂ノ神社ある、其地なり、朝倉ノ宮ノ段、三重ノ婇が哥に、麻岐牟久能、比志呂能美夜波、云々、万葉七に、動神の、音のみ聞し、卷向之、檜原山を、今日見つるかも、又三毛侶の、其ノ山なみに、兒等が手を、卷向山は、繼之宜霜、又卷目之、由槻我高仁、【向を、目とも書るに就て、モクと訓は、非なり、】また卷向之、病足之川由、また卷向之、川音高之母、十一に、卷向之、檜原丹立流、春霞、十二三十に、纏向之、痛足乃山爾、など、此ノ外も哥多し、書紀には、垂仁天皇の都をも、纏向とあり、【傳廿四の四葉、考へ合すべし、】卷向山は、三輪山の、東北ノ方に、並べる山なり、○日代宮、此も地ノ名に依れるか、又たゞ宮の號か、詳ならず、【此ノ大宮あたりの地も、檜原なるに因て、檜代の意に、名けたるにもやあらむ、代とは、何にまれ、其と定めて區れる處を云、又城を、志呂と云ことは、古くは見えねども、山背ノ國を、延暦十三年に、山城と、字を改められし時の詔に、此國、山河、襟帶、自然作レ城、云々とあるを以見れば、當昔より、志呂と云こともありし故に、城ノ字を、用ひられしならむ、若ニ此レも、古言ならば、直に檜城と云はる、さて城を、志呂と云も、本かの代の意なれば、其も同じことなり、】書紀に、四年春二月、天皇幸ニ美濃一、冬十一月、自美濃還則、更都ニ於纒向一、是謂日代宮とあり、○吉備

臣の事は、黒田ノ宮ノ段に出ッ、【傳廿一の、五十二葉より、五十七葉まで、考へ合すべし、】○若建吉備津日子、【命ノ字脱たるか】黒田ノ宮ノ段に出ッ、【傳廿一の、四十六七葉、五十二葉、】さて此ノ命は、孝靈天皇の御子、景行天皇は、彼ノ天皇の、五世ノ御孫に坐せば其ノ御女に、娶ひ坐むことは、時代違へるが如くなれども、上代の人は多く壽長かりしかば、深く疑ふべきに非ず、【但し書紀に、崇神の十年に、此御兒、吉備津彦、遣西道云々とあるは、孝靈の御世の末より、百三十年ばかりに當れり、又孝靈の御世の末より、景行の御世の始ノごろまでは、二百九十年に及べり、又吉備ノ臣の祖、御友別は、此ノ若建日子ノ命の孫にして、應神の、廿二年に見ゆ、孝靈の御世ノ末より、五百年餘なるに、其ノ御曾孫の、存在たること、いかゞ、されば、書紀の年紀は、左右に疑はし、】倭建ノ命の、東征の御從せし、吉備建日子も、姓氏錄に依るに、此ノ命ノ御子なるごかし、又若建吉備津日子と、吉備建日子と、父子御名の、似たるを以ッ思ふに、此ノ間の世次にも、似たる名ありて、二世、三世の、一世に、混ひたらむも知ッがたし、○伊那毘能大郎女、伊那毘は、和名抄に、播磨ノ國、印南ノ【伊奈美】郡あり、是なり、万葉一【廿二丁】に、伊奈美國波良、三【十九丁】に、稻日野叉【四十二丁】稻見乃海、四【十八丁】に、稻日都麻、浦箕乎過而、六【十六丁】に、神龜三年、幸於播磨ノ國、印南野ニ時、云々、八隅知之、吾大王乃、神隨、高所知流、稻見野能、大海乃原笶云々、此外も歌多し、【古へより、伊那毘とも、伊那美とも云りと見ゆ、】續紀廿六に、播磨國、賀古郡人、馬養造、人上欵云人上先祖、吉備都彦之苗裔、上道臣、息長借鎌、於難波高津朝庭、家居播磨國、賀古郡、印南野ニ、其六世之孫云々、伏願、取居地之名、賜印南野臣之姓ヲ云々、【これに、賀古ノ郡印南野とあるは、此ノ野は印南ノ郡より、賀古ノ郡にも渉る地なるべし、さて此ノ人上ハ、御友別ノ命の十一世ノ孫と、三代實錄三十六に見ゆ、】とあるを見れば、此ノ印南のあたりに、若建吉備津日子ノ命の御子孫は、後までも有しなり、さて郎女と云稱の事は、上【傳廿一の十葉廿二の七十葉】に云り、大と云は、此ノ御弟も共に、妃にて坐ス故に、姉弟を分ヶて、大と云、若と云る

なり、【又必しも、弟に對へねども、大郎女と申せる例も、允恭天皇ノ御子などの御名に多し、】○櫛角別王、御名ノ意、櫛は奇なり、角は、蔦か、綱か、【都怒都那通ひ、例多し】又地ノ名などか、詳ならず、書紀には、此ノ御子無し、○大碓命、小碓命、書紀に、其大碓皇子、小碓尊、一日同胞而雙生、天皇異之、則誥於碓、故因號其二王、曰大碓小碓也とあり、【和名抄に、四聲字苑云、碓舂穀器也、和名、宇須、また碓ハ、祝尚丘切韻云、碓踏舂具也、和名、賀良宇須とあり、万葉十六に、佐比豆留夜、辛碓爾舂、庭立、碓子爾舂とあり、碓子は、磑子の誤か、さて加良宇須と云は、杵に柄のある由にて、柄臼なり、韓臼の意には非ず、上代より有リし物と見えたり、】抑雙生坐るを、異み賜へばこそ、物こそあれ、碓にしも誥し賜へるは、何の由にか有けむ、此は何さまにも、碓には所以ありし事なるべし、【御子の、御名の碓は、宇須と訓べし、誥於碓とある碓は、加良宇須と訓べし、其故は御子の御名を、此記にも書紀にも、臼と書ずして、碓と書るは、本碓に因れることなる故に、古へより、此ノ字を書キ來れりしなるべし、然るに、いまだ文字無かりし世に、たゞ宇須とのみ語リ傳へむには、碓なること、知ルべき由なければ、かの誥し賜ひし事をば、加良宇須と語り傳へたるべければなり、○參河國猨投村と云所には昔より碓を禁むとぞ、其は其處にさなぎ山と云に、式の狹投神社ありて、今も大なる社なる、或は景行天皇を祀ると云、或は大碓ノ命を祀ると云り、又尾張の熱田にても、碓を禁むなり、もし此レを用ふれば、必ス祟ありといふなり、】○倭男具那命、下文に熊曾建に御自告賜へるも、此ノ御名なり、男具那は、書紀に、童男と書て、此云烏具奈とあり、雄畧卷に、童女君と云名あり、【此ノ訓詳ならず、今ノ本に、ヲナキミと訓メれど心得ず、】其と比べて思ふに、童なるを、男子を袁具那、女子を賣具那と云しにや、【然らば、かの童女君メグナギミと訓べきか】具那は、髪に因れる稱にて、宇那韋の、宇那と通ひて聞ゆ、【和名抄に、髫髮、和名宇那爲、俗用垂髮二字、謂童子垂髮也と見え、字鏡に、髦髮至肩垂貌、宇奈井と見ゆ、此外にも、髪を以て呼ぶ稱多し、

總角、髫など、又童も、髪をわくらかし居る故の稱なり、今の俗言にも、前髪など云類なり、】さて此ノ御名に、負賜へる由は、書紀に、是小碓尊、亦名日本童男、亦曰日本武尊、幼有雄略之氣、及壯容貌魁偉、身長一丈、力能扛鼎焉とありて、幼く坐シしほどより、世に秀たる御子に坐シし故に、倭ノ國に於て、優たる童男と云意なり、【凡て倭某と云は、みな世に勝れたる由なり、】さて書紀には、二年春三月、立播磨稻日大郎姫、【一云稻日ノ稚郎女】爲皇后、后生二男、第一曰大碓皇子、第二曰小碓尊、【一書云皇后生三男、其第三曰稚倭根子皇子、】とあり、此ノ記と異あり、【書紀に、御世御世の、御子たちの御名を擧られたるさま、垂仁の御子までは、皆某ノ命とあるを、此ノ御世より始めて、以下は多く、某ノ皇子、某ノ皇女と、記されたり、此ノ記も、垂仁の御子たちまでは、某ノ命とあるが多く、此ノ御世よりは、某ノ王とあるが多し、これらも古クより、此ノ差ありしなるべし、但し此記には、某ノ皇女と云は無し、女王も御名は、男王と異なく、某ノ王とあり、此レぞ古傳ノ隨ならむ、】○倭根子命、書紀には、八坂ノ入媛の御腹に、稚倭根子ノ皇子ありて、一書に、稻日ノ大郎女の御腹とせること、上に引るが如し、抑孝靈天皇、孝元天皇、共に大倭根子云々と申し、開化天皇、若倭根子云々と申せれば、此ノ王の、此ノ御名を負給へるといぶかし、【倭根子と申す御稱の事は、傳廿一の三十五葉に云り、】○神櫛ノ王、櫛は、奇の意なり、姓氏錄には、神櫛別ノ命とあり、書紀には、次ノ妃、五十河媛、生神櫛ノ皇子、稻背入彦ノ皇子、とあり、【稻背入彦ノ皇子は、此ノ記には無し、但シ玉垣ノ宮ノ段に、此ノ御名見えたり、】○八尺入日子命は、水垣ノ朝の御子なり、【傳廿三の六葉に出】○八坂之入日賣命、御名ノ義、父命に同じ、書紀、四年の處に、此ノ比賣命の、參入坐せる事の由縁見えたり、五十二年、【夏五月、皇后、播磨ノ大郎姫薨、】秋七月、立八坂入媛命爲皇后、○若帶日子命、大御名ノ義、殊なることなし、○五百木之入日子命、御名ノ義、五百木は、百磯城など云類の、稱名か【又書紀、雄略ノ卷に、伊勢に廬城河あり、廬城部と云、姓もあり、】姓氏錄に、高橋ノ連、景行天皇ノ皇子、五百木ノ入彦ノ命之後也と見

ゆ、【此姓の事、續紀三十八に見ゆ、】○押別ノ命、書紀に、忍之別とある、之ノ字は衍なり、【其由は次に云】淤斯和氣と訓べし、【此ノ記に之ノ字無く、又凡て某別と云名、之と云例もなし、舊事紀には、忍足別とあり、】押は、大の意なるべし、○五百木之入日賣命、御名ノ義、兄命に同じ、【或書に、引る、尾張ノ國ノ風土記に、葉栗ノ郡若栗ノ郷、有宇夫須那ノ神社、廬入姫、誕生産地也、故有此號と云り、此ノ御母命は、美濃ノ國より出生、彼ノ國にて、天皇娶坐れば、此ノ日女命、尾張ノ國にて、生坐けむこと由あり、御兄、五百木ノ入日子ノ命の、尾張ノ連の女に娶坐しこと、明ノ宮ノ段に見えたり、是も由ありて聞ゆ、】書紀には、四年春二月、天皇幸美濃云々、仍喚八坂入媛爲妃、生七男六女、第一曰稚足彦天皇、第二曰五百城入彦皇子、第三曰忍之別皇子、第四曰稚倭根子皇子、第五曰大酢別皇子、第六曰渟熨斗ノ皇女、第七曰渟名城皇女、第八曰五百城入姫皇女、第九曰麛依姫皇女、第十曰五十狹城入彦皇子、第十一曰吉備ノ兄彦皇子、第十二曰高城入姫皇女、第十三曰弟姫皇女、とあり、【右十三柱の内に、四柱は此ノ記と合へり、八柱は御母異なり、今一柱大酢別は、此ノ記に無し、按ふに、此は忍之別と、一王なるが、二柱になれるなり、其は上に云る如く、忍之別の、之ノ字は、衍にて、忍別なる、其忍は、大の意なれば、淤富斯と、淤富須と、御名の傳への、いさゝかの差よりまぎれて、二柱にはなれるものなり、かの億計天皇の御名、大脚とも、大爲ともある例をも思ふべし、されば、彼ノ之ノ字の衍なること明く、又此ノ記に、大酢別の無きも宜なり、】○又妾は、麻多能美賣と訓べし、倭建ノ命ノ段に、又ノ妻、又高津ノ宮ノ段にも、天皇ノ所使之妾ともあるに同じ、【書紀ならば、妃と書るべきを、然は書ずて、妾、又妻なと書るは、字面に拘ざる、古記の跡なり、訓も、妾ノ字に泥べきに非ず、妾は、和名抄に、乎無奈女とある、此は凡人のうへの稱にこそあらめ、天皇の御妻たちに、云べき稱にはあらず、又師は、乎無奈女とあるは、俗稱なるべし、庶妹を、アラマイモウトと云に依ば、妾は、アラメと云べし、正に對て、麁の意なり、と云れしかども、皆わろし、】書紀に、妃のみ

ならず、夫人庶妃嬪、女御などをも、美賣と訓り、さてかく姿とのみ云るは、【必しも、むげに賤しき故に、名を顯さざるにもあらず、】師ノ云、御母の名の、傳はらぬを、如此記せるなり【其ノ傳はらざる故は、此ノ天皇は、書紀に依るに、十二年より、十九年まで、久しく西ノ國に坐々しかば、其間彼處にて、しばし娶ける婦人など、御子は生ながらも、京遠くて、其名の世に、普く、聞えざりしなどぞ、ありけむかし、故レ又御子たちの御名も、傳はらぬが多きならむ】○豐戸別王、戸は、速の意などにやあらむ、【舊事紀に、豐門入彦命と云を擧て、また豐門別ノ命と云るも、擧たりいかゞ、】書紀には、次ノ妃、襲武媛、生ニ國乳別皇子、與ニ國背別皇子、【一云宮道別ノ皇子】豐戸別皇子ニ、其兄、國乳別皇子是、水沼別之始祖也、弟豐戸別ノ皇子是、火ノ國ノ別之始祖也とあり、【襲武媛は、熊會國の女人にて、武媛と云名なるべければ、ソノタケヒメと訓べし、父ノ名は、傳はらざりしなり、此ノ記は、其名も知られざりし傳へなり、さて國乳別、國背別、二王も、此ノ記には無し、】○沼代郎女は、書紀には無くして、異御腹【稻日ノ大郎女】に、渟熨斗皇女あり、其なるべし、奴能斯呂と訓べし、【師は、奴那斯呂とも、奴能斯とも訓れき、奴那斯呂は、さもあるべし、沼河など書る例もあり、又沼名木郎女と云もあればなり、奴能斯とは、訓がたし、斯の借字に、代とは、書まじければなり、】御名ノ義、奴は例多し、【上に出】斯呂は、天皇の大御名の斯呂と同じきか、又御名は、書紀に依り、御母は、此ノ記の豐戸別と同じきに依らば、西國の、地名などにもあらむか、【越中ノ國、土佐ノ國などに、布師と云地名の例あり、】さて又思ふに、奴豆と訓べきか、豆に、代ノ字を書るは、他田ノ宮ノ段に、糠代比賣ノ命、書紀仁德ノ卷に、玉代など見え、万葉五に、加利豆とあるも、餉代の意なり、かくて、奴豆は、鐸なり、書紀に、此ノ天皇の御弟に、鐸石別命と申す例もあり、又下に見えたる、銀王の名に就ても、考へあればなり、然れども、姑く書紀の、渟熨斗に依て、ヌノシロと訓つ、】○沼名木郎女、御名ノ義、崇神天皇の御子に、沼名木之入日賣ノ命ありて、其處に云るが如し、○香余理比賣ノ命、香は、書紀に、麛とあるに依て、訶碁と訓べ

し、御名ノ意、上に例あり、○若木之入日子王は、御叔父に、同御名あり、いかゞ、書紀には、此ノ王無くして、五十狹城入彦ノ皇子あり、其なるべし、【書紀の方ぞ、正しからむ、】○吉備之兄日子王、吉備ノ國に由縁ありける御名にや、○高木比賣命、御名ノ義、昧なることなし、【伊邪河ノ宮ノ段に、高材比賣と云あれど、彼レは材ノ字疑はし、】書紀には、高城ノ入姫ノ皇女とあり、【其は應神天皇の妃の、高城ノ入姫ノ命の御名と、混ひたるなるべし、】○弟比賣命、以上六柱も、書紀には、八坂ノ入媛ノ命の御腹なり、○日向之美波迦斯毘賣、書紀に、十三年夏五月、悉平襲國一、因以居於高屋宮已六年也、於是其國有佳人一、曰御刀媛一、則召爲妃、生豐國別皇子一、是日向國造之始祖也、御刀、此云彌波迦志とあり、御刀をしも、御名に負しは、何なる由にかありけむ、【若くは、万葉に、劍太刀、身に副妹など、多くよめる如く、深く愛み給ひて、大御身を離たぬ意以て負せ賜へるにもやあらむ】○豐國別王、御名ノ義、昧なることなし、○伊那毘能若郎女、若は、宇遲能和紀郎子の例に依て、師の和紀と訓れたる宜し、【凡て若は、和加とも、和紀とも、和久とも、云り、別雷なども、和紀にて、若の意なり、】書紀には稚日ノ大郎姫、一云稚日稚郎姫とありて、別に若郎女は無し、○註に、自伊下云々、こは上にあるべきを、此にあるはいかゞ、○眞若王、御名昧なることなし、【舊事紀に、眞稚彦ノ命とあり、】明ノ宮ノ段に、品陀眞若ノ王、【五百木之入日子ノ命の、御子なり、】と云見ゆ、○日子人之大兄王、御名ノ義、人は大人の意なり、【上の日子の子に、淡の韻ある故に、おのづから比登となれるなり、】首を、人と云る例もあり、大兄は、字の如し、舒明天皇の、大御父の御名をも、押坂彦人大兄皇子と申せり、其外大兄てふ御名は多し、【履中天皇は、大兄云々、安閑天皇は、勾大兄云々、用明天皇初御名、大兄ノ皇子、又山背ノ大兄ノ王など、其外もあり、】書紀ノ私記に、昔稱皇子一、爲大兄一、又稱近臣一、爲少兄一也、宿禰之義、取於少兄一也と云り、【大兄を、書紀に、オヒネと訓るは、正しからず、】さて書紀には、眞若ノ王も、此ノ王も無し、然るに、仲哀ノ巻に、娶叔父彦人大兄之女、大中姫一爲妃とある

を見れば、此ノ御巻に無きは、脱たるなり、【此は五百木ノ入日子ノ命と混て、脱たるならむ、其ノ故は、御母も彼紀には、稲日ノ大郎女と若郎女と二ッに混ひ、又應神天皇の妃、五百木ノ入日子ノ命の御孫、中日賣ノ命と、彼仲哀天皇の妃の大中姫と、御名同きからなり、】姓氏錄に、茨田ノ勝、景行天皇ノ皇子、息長ノ彦人ノ大兄、瑞城命之後也、【瑞一本に、磯と作り、舊事紀に、息前彦人大兄水城命とあり、】○曾孫は、和名抄に、爾雅云、孫之子爲ニ曾孫ト、和名比々古、字鏡にも曾孫比々子とあり【契沖云、凡て物を隔つるを比と云、孫は一重隔たる子なり、曾孫は又一重隔たる子なり、目翳を比と云も、此意なり、氷の氷もこれなり、】○須賣伊呂大中日子ノ王、須賣は尊稱にて、皇神などの、皇と同じ、【皇ノ字を當たるは、天皇を申すに就てなり、されど須賣てふ言は、もと皇ノ字の意には非ず、此ノ王の名にも、負へるを以て知ルべし、たゞ尊みたる稱なり、天皇を須賣良美許登と申すも、もと尊み稱へ奉れる、御號なるべし、】伊呂の事は上【傳廿一の十葉】に出ッ、欽明天皇の御子に、須賣伊呂杼と申すもあり、○訶具漏比賣、名ノ義、髪の黒きを稱たるか、万葉五丁左に、美奈乃和多、迦具漏伎可美爾、十三丁廿に、蜷腸、香黒髪丹、【此外にもあり】などあればなり、【舊事紀に、伊勢ノ幡主ノ女、賀具呂姫と云同名あり、】さて此ノ比賣の事、下に倭建ノ命の御子等を、擧たる處にも、御子若建ノ王、娶ニ飯野眞黒比賣ニ、生ニ子須賣伊呂大中日子ノ王ヲ、此ノ王、娶ニ柴野比賣ニ、生ニ子迦具漏比賣ノ命ヲ、故大帯日子天皇、娶ニ此ノ迦具漏比賣ノ命ヲ、生ニ子大江ノ王ヲとあり、此に依れば、曾孫とは、迦具漏比賣を云なり、【大中日子ノ王を云には非ず、然るに曾孫名ハと、名ノ字あるは、大中日子を曾孫とせる文なり、此は中ごろより、然心得誤りて、語り傳へたるか、はた、彼處に一世を脱せるか、何れにまれ一方は、誤なるべし、又大中日子は、母の眞黒比賣、倭建ノ命の曾孫なれば、母方よりいへば、倭建ノ命の玄孫なりかし、】さて景行天皇の、此ノ訶具漏比賣を娶たると云は、誰も疑ふことなるを、今熟考るに、此は傳への紛にぞありける、【但しなほたすけて云ハば、まづ書紀の年紀に依れば、天皇の廿七年に、倭建ノ命十六歳とありて、六

十年に、天皇崩坐る、其年は、倭建ノ命の生坐るより、四十九年にあたれば、いまだ曾孫はあるまじく、假令ありとも、婚ばかりには、長り賜ふまじければ、年代違へり、然れども、凡て書紀の年紀、甚く違へる事ども、彼レ此レありて、既に倭建ノ命の御年にも、前後違ひあれば、おなからには、拘るべからず、されば、此ノ天皇、御年百三十七歳とあるを、倭建ノ命を、若き御時の御子とすれば、百餘歳の御時には、其曾孫を娶むことも、必あるまじきにも非ず、百餘歳にして、子を生る例も、上古には此レ彼レあればなり、然れどもなほ然には非じ、まづ曾孫は、二世を隔つとはいへども、なほ御末なれば、婚坐むこといかゞあらむ、彼ノ同母兄妹の、婚を忌たる例を思へば、此レらも忌たるべきか、よしや其はいかにまれ、此御娶の事は、傳への紛にて、實には無かりしことゝこそ思はるれ、】されば、延佳か、迦具漏比賣爲景行之妃、不能無疑、蓋以孝靈之皇子、稚武彦ノ命、誤テ爲倭建ノ命乎、と云る、よく當れり、但シ爲倭建ノ命乎、と云るは然らず、此は倭建ノ命の、御子の、若建ノ王と、彼若建彦ノ命と、混ひつるなり、【名の同きを思へ】然混ひつる故は、まづ此ノ迦具漏比賣の、生るとある、大枝ノ王の御女の、大中日賣【仲哀の妃】を書紀【仲哀ノ巻】には、彦人ノ大兄之女とあれば、大枝ノ王と云は、即チ日子人之大兄なること決し、然れば其ノ大枝ノ王の、御母の祖父、若建ノ王は、彼ノ日子人之大兄の、御母の御父、若建彦ノ命より、混ひつるに非ずや、さて又迦具漏比賣は、應神天皇の妃とあるを、【其段に見ゆ】かの祖父の名の、紛れよりして、稻日ノ若郎女【若建彦ノ命の、御女にして、日子人之大兄ノ王の御母なり、】と、又紛ひて、誤りて此ノ御世の妃とは、語リ傳へたるものなり、【さて、又應神天皇の妃とあるも、又紛れあり、その事は、彼ノ段、傳卅二の十四の枚に辨ふべし、】○大枝王、枝ノ字、下には江と作り、此ノ王は、即チ日子人之大兄ノ王なるを、御母の紛れに因て、別に一柱となれること、右に辨へたるが如し、書紀には、此ノ御子無し、○記中御世々の段、御子等を擧たる例、其ノ御腹々の終毎に、幾柱と註せるに、此ノ段のみは、初メの伊那毘能大郎女の、御腹の終リにのみ、五柱と註し

て、其ノ餘は、此ノ註なきは、故あるべし、其は此ノ天皇の御子たちは、不入記五十九王とありて、傳はらざるが多ければ、此に擧たる、御腹々の中にも、漏たる御子の、なほ有ラむことを、思ひてなるべし、【幾柱と註せば、其に限りて、餘は無きが如く、なればなり、然るを初ノの御腹に註せるは、擧たる御子の外には、無かりしこと、著くぞありけむかし、】○書紀には、上ノ件の御子の外に、又妃、三ノ尾氏磐城別之妹、水歯郎媛、生ニ五百野皇女ヲ、【二十年春二月、遣令ル祭ル天照大神ニ】また次ノ妃、阿部氏木事之女、高田媛、生ニ武國凝別皇子ヲ、是伊豫國、御村別之始祖也、次ノ妃、日向髪長大田根、生ニ日向襲津彦皇子ヲ、是阿牟君始祖也とあり、【此どもを幷て、書紀に錄せる御子、都て二十四柱なり、】

凡此大帶日子天皇之御子等所錄廿一王不入記五十九王幷八十王之中若帶日子命與倭建命亦五百木之入日子命此三王負太子之名自其餘七十七王者悉別賜國國之國造亦和氣及稻置縣主也

○所錄は、師の、布美邇斯流世流と訓れたるに、從ふべし、【字のまゝに、たゞ斯留世流と訓ては、言足はず、錄ノ字は、記せる書のことにも、又記すことにも、用ひて、二ツを兼たれば、ふみにしるせるこそ云に當れり、】抑上ツ御代々の事は、書籍と云物、未ダ無かりしほどは、たゞ口語もて、語リ傳へしを、書に記す事始まりて、後は、其ノ傳ヘ語をも、皆書に記して、傳はりしなり、さて此に、記錄と云るは、淨御原ノ御世に、阿禮に仰せて、誦しむる時に依れる書を指シて、阿禮が云る言か、將本より、其書にも如此云てありしまゝか、其は何れにてもありなむ、○廿一王、上ノ件に擧たる數合へり、【書

紀に擧たるは廿四王あり、】〇不入記は、此も師の、斯留佐邪流と、訓れたる宜し、【字のまゝに、布美爾云々と訓ては、布美てふ言、上と重なりて、煩はし、布美てふ言は、必上に有て、此には有まじきなり、】〇八十柱とは、元よりの傳への意は、唯大數を云るにて、【俗言に、七八十人と、云むが如し、】必しも、精く計へてには非じ、【然るに、不入記、五十九王、また自其餘、七十七王などあるは、此八十を、正しく八十と取て、計へたる、やゝ後の言なるべし、】書紀には、幷八十子とあり、【舊事紀には、夫天皇、所生男女、總八十一皇子之中、男五十五、女二十六、就中際留六皇子、男五、女一以外皆、封州縣發、皇子五十、皇女二十五、合七十五、各封州縣不入國史と云て、五十五皇子、一皇女の、御名を擧たり、信がたきことゞもなり、右の文も、此記と、書紀とを、雜へて書るものにて、いと拙し、】〇三王、負太子之名とは、是上代の常なり、抑上御代々々に、日嗣御子と申せるは、皇子たちの中に、取分て尊崇めて、殊なるさまに、定め賜へる物にて、其は必しも、一柱には限らず、或は二柱三柱も、坐しことなり、【まづは、皇后の御腹の御兄、さては殊なる由ある、皇子たちなり、】かくて御位は、必其日嗣御子の中なるぞ、繼坐ける、然るに、漢國にて、王の位を、嗣くべく定めたる子を、皇太子と云故に、其字を取て、日嗣御子に用ひたるなり、さるは、遂に御位を嗣坐が、其御子等の中にて、元來も然定置賜へる物なれば、彼皇太子、よく當りたれども、彼は元より、一人に限りて定めたる稱、此は一柱には限らざる御稱なるは、同じからず、異なることあり、されば、ひたぶるに、太子字には泥むべからず、上代のさまを、よく考ふべきなり、】いで其證を、具に云むには、先葺不合命の御子たち、四柱の中に、五瀨命と、若御毛沼命【神武天皇】と、二柱太子に坐けむこと、又神武天皇の太子は、神八井耳命と、神沼河耳命【綏靖天皇】と、二柱にて坐しこと、共に彼御段【傳十八の四五六葉、廿の四十八葉】に、委く辨へたるが如し、次に書紀、崇神巻に、四十八年、豐城命と、活目命【垂仁天皇】と二柱の内を、御

夢に因りて、嗣に定メ賜へるも、元來此ノ二柱、太子に坐るが故なり、次に垂仁ノ卷に、卅年、天皇詔ニ五十瓊敷命、大足彥尊ニ曰汝等云々とある、此レも此ノ二柱、太子に坐しゝが故なり、【若シ然らずは、いかでか此ノ二柱に限りて此詔あらむ、五十瓊敷ノ命の御墓、諸陵式に、載りて、後まで祭り賜ふをも、思ふべし、】次に應神ノ卷に、四十年、天皇召ニ大山守ノ命、大鷦鷯尊ニ問之曰云々とある、是又此ノ二柱も、宇遲稚郎子と、共に、三柱、元より太子に坐スが故なり、故レ其より前、廿八年の處にも、太子菟道稚郎子と記され、仁德ノ卷には、初メ天皇生日、木菟入ニ于產殿ニ云々、則取ニ鷦鷯名ニ以名ニ太子ニ曰ニ大鷦鷯ノ皇子ニと見え、此ノ記明ノ宮ノ段にも、太子大雀ノ命、姓氏錄【雀部ノ朝臣ノ條】にも、應神ノ御世、皇太子大鷦鷯ノ尊とあり、此ら皆上代よりの、傳へ言の隨に記せる文なり、又宇遲若郎子の、帝位を固く大雀ノ命に讓避賜ひしも、大雀ノ命は、御兄にて、共に太子に坐スが故なるをや、【然るに、書紀は、何事も漢國のふりを、まねばれたるほどに、皇太子を立テ賜ふ事なども、上代より、全ラ漢國の例の如くに、文を造りて、記されたるによりて、古への實の趣は、隱れて、見えざるが如し、かの天皇の天御母を、皇太后と記されたるによりて、當代の嫡后を、大后と云し古への趣は隱れて、人得知らず、たま〳〵古書に然あるをも、返リて疑ふことになりぬるなど、同じことぞ、然れども、又漢ざまなる、なべての例に違ひて、古傳のまゝに記されたる事も、をり〳〵見えたる、かの大雀ノ命を、太子と記されたるなども、そのたぐひなり、其は心せず、ふと取りはづして、物せられつる物ぞ、されば書紀も、漢めきたる飾のなき處に、心をつけ、又此ノ記と比べて、事のさまを、よく考へ見れば、隱れたる上代の、實のありかたも、いとよく知らるゝことぞかし、然るを延佳が、按ニ王負ニ太子之名ニ者、非レ爲ニ皇太子ニ只不レ同ニ封國諸王之列ニ耳、以ニ日本紀ニ可ニ併考ニ凡此ノ記、不レ拘ニ文字ニ以レ妃稱レ后、以レ薨稱レ崩此類固多と云るは、たゞ全ラ、漢國にならひ賜へる、後の御制と、書紀の文とに、泥みて、上代の趣を、深く考へざるからの、ひが說なり、此記文字に拘らねばとても、日嗣ノ御子と申さゞるを、太

子と書べき由なし、妃を后と記せるも、同じことなり、凡て後の御制、書紀の文などを執へて、上代の事を、論ふは、延佳のみにもあらず、大方世の物知人、皆同しことにて、此病の直れる人は、未ダ見ず、故今彼ノ書を引出て、辨ふるなり、】さて、今若帶日子ノ命と、五百木ノ入日子ノ命とは、大后の御腹の御兄に坐シ、倭建ノ命は、初ノの大后の御子に坐か故にぞ、此ノ三柱、殊に太子には坐けむ、【御兄、櫛角別ノ王坐セども、其よりは、倭建命をぞ、殊に愛みおもほしけらし、書紀廿七年の下にも、天皇美日本武之功而、異愛と見えたり、又大碓ノ命は大御心にかなはせ賜はざりしこと、四十年の下に見ゆ、此ノ記にも、其ノ意ばへ見えたり、】○自其餘は、曾禮余理本迦と訓べし、【餘又他などを、本加と云ことは、雅言に非るがごと、思へる人あるめれど然らず、万葉十一に荒礒越、外往波乃、外心、古今集春に、伊勢、ほかのちりなむ、後そ咲まし、】○國々之、こは下なる、縣主までに係れり、【國造のみにはあらず、】○國造の事上卷、【傳七の六十六葉六十七葉】に云り、○和氣は、國造稻置などの類にて、諸國處々にありて、【此レより以前には、境原ノ宮ノ段に、田沼ノ別、多遲麻ノ竹ノ別、伊邪河ノ宮ノ段に、葛野ノ別、近淡海ノ蚊野ノ別、若狹ノ耳ノ別、三河ノ穗ノ別など、其ノ次々にも、此より下にも、多く某ノ別とある、皆是なり、此ノ段の内に、三野之宇泥須ノ和氣と、假字にも書たり、】上として、其ノ地を治むる人を云、名ノ義は、【別と書るは借字にて】吾君兄の意なるべし、【此ノ類に、君と云戸もあり、又直と云もあり、其と阿多比兄なること、傳七に云るが如し、同ジ類ヒを以て知べし、宿禰も少兄なり、】凡て諸の戸、みな崇めて稱なり、さて此ノ因に、此に云べきことあり、御世々の皇子等の御名、及さらぬ人の名にも、某別と云る多き、【かの諸國の戸の別は、某之別と云を、人ノ名はたゞに某別と云て、之とは云はず、】其も名ノ意は、吾君兄なり、【天皇の、己ガ命の御子たちを、君と名け給はむことは、いかゞと思ふ人もあるべけれど、そはひが心なり、應神天皇の御言に、大雀ノ命を、佐邪岐阿藝と詔へることなどもあるをや、】　然れども、此に擧たる、國々の戸の別と、人名の別と

は、本より異なり、思ひ混ふべからず、【言の意は同じけれども、一ツ物には非ず、さて万葉に、又一種の和氣あり、其ノ
は己より下ざまの者を指シて云稱にて、汝など云類なり、是レも本は、吾君兄の意にて、尊ミ崇めて云るが、世々に云ヒなれて、後には、おのづから、返リて賤むる稱になれるなり、かの汝も、名持にて、本は稱崇めて云るが、後には、賤むる稱となれると同じことなり、漢國にても、人を卿と云は、是レも本は、崇めて云るが、賤むる稱となれるも同じ、此ノ万葉の和氣は、まぎらはしくて、人の疑ふことなり、己レ委き考へあり、事長ければ、其は此には略きつ、】〇稻置は、伊良君の意ならむか、良と、那とは、通へる例あり、【此ノ記に、比良鳥ノ命と云名を、他書には、夷鳥ノ命とあるなど、是なり、】さて伊良は、郎女などの、伊良なり、【其言の意は、上に出ツ】〇縣主の事、志賀ノ宮ノ段に出、彼處【傳廿九の六十四葉】に云べし、さて稻置も、此レも皆別と同じ類にて、此レらの事、上卷【傳七の八十三葉】にも云るが如し、さて此ノ皇子たちの、御末には、此レらの餘に、君などの尸も有て、次に見えたるを、此に擧ぬは、和氣稻置縣主にこめて、省けるなり、〇別賜とは、或は國ノ造、或は別、或は稻置、或は縣主などに、分任して、國々處々に、配遣すを云、【然れば、此ノ別賜の別と、かの國々の尸の別とは、異にして、さらに相關らざることなるを、人皆思ひ混へて、國々の別てふ尸も、又皇子たちの、茉別と云御名も、此ノ別賜ふ意より出たる稱と心得たるは、ひがことなり、國々の別てふ尸、さらに、分たる意にはあらず、故レ此に、別と書ずして、和氣と書るも、若くは、別賜ふと云意と、思ひ混へむことを恐ひてなるべし、然るに、姓氏錄の佐伯ノ直ノ條に云云、謚成務御世ニ、分ニ針間國一給レ之、仍號ニ針間別一、とあるなどは、中分て賜へる故に、別と號如く聞ゆるは、然心得違へて傳へたる說なるべし、又皇子たちの、御名の別も、分たる意には非ず、此ノ天皇、忍斯呂別ノ命、應神天皇、大鞆別ノ命、又品陀別ノ命、履中天皇、伊邪本別ノ命、如此天皇たちの大御名にも、負坐るを以て、別分れたる義には非ることを曉るべし、さて又姓氏錄に、神別皇別と云ことあり、此レは神より別れ、

皇より別れたりと云、意ハ、同なり、此レ又混ふべからず、】抑七十七王の中には、女王も數多あるべきに悉別ニ賜國國ニと云るはいかゞなるに、似たれども、此は然女王の事までを分て、細に云べき處に非ず、たゞ大らかに如此云るぞ、古への語なる、【書紀にも、同じさまに記されたれば、此は古傳のまゝの語なるべし、】書紀に、夫天皇之男女、前後并八十子、然除ニ日本武尊、稚足彦天皇、五百城入彦皇子ヲ之外、七十餘子ハ、皆封ニ國郡ニ各如ニ其國ニ、故當ニ今時ニ謂ニ諸國之別ト者、即其別王之苗裔焉とある、此ノ文には、心得ぬことぞある、【其故は、謂ニ諸國之別ト者、とのみ云ては、七十餘ノ皇子之御子孫の世にある者は、皆悉ク某ノ別と云戸のみにして、國造、稻置、縣主など云は、無かりしが如く聞ゆ、紀中に、神櫛ノ皇子ハ、是讃岐ノ國ノ造之始祖也、日向ノ襲津彦ノ皇子ハ、是阿牟ノ君之始祖也など記しながら、此に、たゞ別とのみあるは、いかゞ、一ツを擧て、餘を省く例は常多けれど、此ノ文は、其例とは聞えず、たゞ別と云に、限れる如く聞ゆるなり、さて又別王之苗裔とあるも、紛らはし、別王と云こと、古き稱とも聞えず、ワカレノミコと訓ても、ワケミコと訓ても、古言とは思はれず、漢文の方に取ても、いかゞなる稱なり、思ふに此は、諸國に、分任し賜へる王と云意にて、書れたるにもあるべけれど、上に謂ニ諸國之別ト者とありて、即其ノ別王とつゞきたれば、かの諸國の別てふ戸も、分任し賜へる意より出たる如く、一ツに混て聞ゆるなり、若シくは、撰者も然心得誤りて、如此は記されたるにやあらむ、若シ別王の子孫なるに因ッて、別と云とならば、別王に非る、倭建ノ命の御末にも、別の戸あるをば、いかにとかせむ、諸國の戸の別は、分任し賜ひし由の稱には非ること、上に辨ノるが如し、よくせずは誤るべし、此ノ書紀の文によりて、ゆめ思ひ混ふること勿れ、なほいはゞ、此文の如くにては、諸國の別は、皆此ノ御世の皇子の御末にて、他の御末なるは無きがごと聞ゆ、これ又いかにぞや、】

故若帶日子命者。治天下也。小碓命者。平東西之荒神及不伏人

等也。次櫛角別王者。茨田下連等之祖。次大碓命者。守君。大田君。島田君之祖。次神櫛王者。木國之酒部阿比古。宇陀酒部之祖。次豐國別王者。日向國造之祖。

小碓ノ命を、御兄櫛角別ノ王、大碓ノ命より、先キに擧たるは、此ノ御子は、早く崩坐れば、こそあれ、然らずは、天ノ下治すべき、御子に坐ししが故なり、此にのみ、次ニと云ハぬも是ノ故ぞ、○東西は、爾斯比牟加斯と云ぞ、皇國言の例なるべき、【殊に此レは、西ノ方を平給ひしぞ、先なりしかば、如此訓むぞ、よろしかるべき、】○荒ブル神、不伏人と云事、上【傳十九の六十八葉】に出、○平は、此は許登牟氣と訓べし、○茨田ノ下連は、甚疑し、まづ下ノ連と云事、他書に見たる事なく、【但シ姓氏錄諸蕃に高安ノ下ノ村主】他姓他戸にも、例なき事なり、又茨田ノ連は、白檮原ノ朝の皇子、神八井耳ノ命の御末にて、彼ノ段に見ゆ、【傳二十の五十一葉】其他に、此ノ天皇の、御子たちの御末に、此ノ姓あること、諸書に見えたることなし、【舊事紀に、櫛角別ノ命ハ茨田ノ連祖と云れど、其は此ノ記に依て、書るにこそあれ、】傳への紛なるべし、【其は姓氏錄に、茨田ノ勝、景行天皇ノ皇子、息長ノ彥人ノ大兄瑞城ノ命之後也と云あり、此ノ紛か、さて同書に、下家ノ連ハ、彥八井耳ノ命之後也と云もあれば、茨田は、右の茨田ノ勝と、白檮原ノ宮ノ段なる、茨田ノ連と、混ひ、下連とあるは、此ノ下家ノ連の、家ノ字の脫たるにて、彼茨田ノ連と、一ツになれるにもやあらむ、彥八井耳ノ命は、茨田ノ連の祖なり、又同書に、江ノ首ハ、彥八井耳ノ命ノ七世ノ孫、來目津彥大雨ノ宿禰大碓命之後也とある、此も紛ありげに聞えて、大碓ノ命とあるは、此の紛に、いさゝか由ありげなり、】○大碓ノ命、前後の例に依るに、此ノ下にも、者ノ字あるべきに、諸本に無きは、脫たるか、【延佳本にあるは、新に補へたるなるべし、】○守ノ君、守は、書紀に依るに、【其文は下に引ク】美濃ノ國の地ノ名なるべけれど、物に見えず、【今時、此ノ名無きか、尋ぬべし、】和名抄に、信濃ノ國佐久ノ郡にぞ、茂理ノ郷ある、【こ

れ美濃の隣國なり、】さて、此ノ氏の事は書紀にも見えて下に引り、氏人は齊明ノ卷、天智ノ卷に、守ノ君大石、持統ノ卷に、守ノ君苅田など見ゆ、姓氏錄【左京皇別】守ノ公ハ牟義ノ公同氏、大碓ノ命之後也、又【攝津國皇別】守ノ公ハ牟義ノ公同祖、大碓ノ命之後也、○大田君、此ノ地ノ名諸國に多き中に、是レは和名抄に、美濃ノ國大野ノ郡大田ノ郷、安八ノ郡大田ノ郷あり、此ノ内なるべし、姓は、書紀には應神天皇の御子、根鳥ノ皇子ハ是大田ノ君之始祖也、とあり、傳への異なるなり、姓氏錄には見えず、【續紀四十に、大田ノ首豐繼と云人見えたれど、異姓なり、】○島田君、和名抄に、尾張ノ國海部ノ郡島田ノ郷あり、是レか【美濃に近ければなり、又駿河ノ國富士ノ郡、常陸ノ國、茨城ノ郡などにも、此ノ郷名あり、常陸には、久慈ノ郡に、大田ノ郷もあれば、彼レも、此レも、常陸のにもあらむか、】此ノ姓、他書には見あたらず、【島田ノ臣あれど、異姓なり、】さて大碓ノ命の御末は、右の外にも、なほ有て、下に見ゆ、又姓氏錄に、池田ノ首、景行天皇ノ皇子、大碓ノ命之後也ともあり、【和名抄に、美濃ノ國、池田ノ郡、池田ノ郷あり、】○木國之酒部阿比古、【阿ノ字、諸本に、訶と作るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、又比ノ字は、毘なるべきを、諸本共に比と作り、】酒部の事、次に云、阿比古は尸なり、上【傳廿二の八十葉】に出、さて木ノ國に、酒部氏あることは、續紀廿六に、紀伊ノ國云々、又國司、國造、郡領、及供奉人等、賜二爵幷物一云々、女孺酒部公家刀自等、各有レ差、【こは天平神護元年十月の事にて、彼國に、行幸ありし賞なり、さて又天武紀、十二年冬十月、紀酒人直、賜レ姓曰レ連、とあるは、紀氏の支別にて、異姓なるべし、】○宇陀酒部、職員令、造酒司ノ下に、酒部六十人、掌レ供二行觴一とあり、地ノ名にも、和名抄に、下野ノ國、河内ノ郡、酒部ノ郷などあり、さて姓氏錄、【右京皇別】酒部公、同皇子三世孫、足彦大兄王之後也、大鷦鷯天皇之御代、從二韓國一參來人、兄曾々保利、弟曾々保利、二人、天皇、勅レ有二何才一、皆レ有二造レ酒之才一、令レ造二御酒一、於是賜二麿號一酒看都子一、賜二山鹿比咩號一酒看都女一、因以二酒看都一爲レ氏、【同皇子とは、此ノ氏の右に擧たる、讃岐ノ公ノ條に、五十香足彦命之後とある其なり、然

れども、此は誤にて、讃岐ノ公も、神櫛ノ命の後なり、次に引たる、和泉ノ國ノ皇別、酒部ノ公の條の如し、なほ次にも云べし、さて右ノ文の内、印本には、人兒を、兒人に誤り、曾々の曾ノ字を、一ツ脱し、都ノ字は、三ツながら、即に誤れり、今は皆古本に依れり、皆ノ字は、白の誤なるべし、さて賜麿と云より、下の文、よろこばしき、記しざまなり、考るに、麿、又山鹿北呼と云人は、足彦大兄王の末にて、此氏人なりけむを、酒看都古、酒看都女と云名賜て、曾々保利が造りたる御酒を、所聞看す事に、供奉らしめ給へるなるべし、看ノ字、メシとも訓べし、御酒を所聞看事に、供奉る由の稱なり、ミと訓ても、意は同じ、さて万葉十六に、云々、高坏爾盛机爾立而母爾奉都也目豆兒乃負父爾獻都也身女兒乃負とある負は、譲なり、此ノ目豆兒、身女兒、看都子、看都女と同じさまに聞ゆ又大嘗祭式に、造酒兒、釉語、佐可都古、又酒波なと云者あれど、これらの稱は意は異なり、】又【和泉國皇別】酒部公、讃岐公同祖、神櫛別命之後也と見ゆ、續紀五に、酒部君、大田稗麻呂、石闕三八、依庚寅年籍賜酒部姓、八に、酒部連相武、卅五に、酒部造上麻呂、卅六に、酒部造家刀自、文德實錄八に、酒部君眞貞なと云人見えたり、かくて姓氏錄の、酒部ノ公も、此らも此の本ノ國の酒部の族か、宇陀の酒部の族か、又別族か、其分は知がたし、さて神櫛ノ王の御末は、右の外に、書紀に、神櫛皇子、是讃岐國造之始祖也とあり、姓氏錄に、讃岐公、大足彦忍代別天皇皇子、五十日足彦命之後也とあるは、紛の誤にて、神櫛命之後也、右の酒部の下考ニ合すべし、又續後紀五に、讃岐公、永直、同姓永成等、合廿八烟、改公賜朝臣、永直、是讃岐國寒川郡人、遠祖景行天皇第十皇子、神櫛命也、三代實錄九に、右京人、讃岐朝臣高作、同姓時雄、同姓時人等、賜姓和氣朝臣、其先出自景行天皇皇子神櫛命也、○日向ノ國ノ造、書紀にも、豐國別皇子、是日向國造之始祖也とあり、國造本紀に、日向國造、輕島豐明朝御世、豐國別皇子三世孫、老男定賜國造、【舊事紀に、豐國別命、吉備別祖といひて、また豐國別命、日向諸縣君祖と云るはいかゞ、】

於、是天皇聞看定三野國造之祖神大根王之女名兄比賣弟比賣二孃子其容姿麗美而遣其御子大碓命以喚上故其所遣大碓命勿召上而即己自婚其二孃子更求他女人詐名其孃女而貢上於、是天皇知其他女恒令經長眼亦勿婚而惚也故其大碓命娶兄比賣生子押黑之兄日子王（此者三野之宇泥須和氣之祖）亦娶弟比賣生子押黑弟日子王（此者牟宜都君等之祖）

三野ノ國ノ造、上【傳廿二の七十二葉】に出、○神大根ノ王、諸ノ本に、神ノ字を落せるを、今は延佳が、補へたるに依れり、書紀にも、神骨とあれば、必ス此ノ字脱たるなり、此ノ王は、彦坐ノ王の御子にて、上【傳廿二の七十二葉】に出、○兄比賣、弟比賣、兄弟の女ノ名をかく云こと、上【傳廿四の五十九葉】に例あり、書紀には、兄遠子、弟遠子とあり、○二孃子、諸ノ本に、二ノ字を脱せり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、布多袁登賣と訓べし、書紀繼體ノ卷、安康ノ卷などにも、孃子とあり、記中には、殊に多く見ゆ、白檮原ノ宮ノ段に、七媛女ともあり、○其容姿麗美と云こと、白檮原ノ宮ノ段に見えたり、【傳廿の十五葉】○聞看定、【看ノ字、諸本者に誤れり、今は延佳本に依れり、】定は、佐陀米爾と訓べし、【師は、サダシマシテと訓れつれど、わろし、】此は書紀に、遣ニ大碓命ニ使レ察ニ其婦女之容姿ニとあるに依へに、たゞ大凡に聞看したるのみは慥ならねば、聞看たる如く、實に然りや、否を、慥に定め賜はむために、見せに遣すなり、【其

意にては、いさゝか言足らぬ如く聞ゆれども、如此約めて云ぞ、古文なりける、さて遣ノ上に、而ノ字あるは、下文に、故取其ノ八等而遣とあると、同格なり、また遣其御子大碓命、以喚上と、直につゞきたるも、言足らぬ如くなれど、是又かく約め云るは、古文なり、喚上は、喚上賜はむとすと云意なるぞかし、】續紀卅の詔に、云々間求仁、朕所念天在何如久、大神乃御命爾波不在止、聞行定都とあり、○喚上、上【傳廿五の四十六葉】に出、此は、喚上むと所思看て、然仰賜るを云なり、【既に喚上たるにはあらず、】輕島ノ宮ノ段にも、天皇聞看日向國ノ、諸縣君之女、名髮長比賣、其顏容麗美、將使而、喚上之時、とあり、○所遣は、都加波佐延多流と訓べし、万葉五【三丁】に、唐能、遠境爾、都加播佐禮、麻加利伊麻勢、【佐禮を、今は佐延と訓は、古言の格なり、此ノ事上に云り、さて都加波須は、遣る人のうへより云言、都加波佐流は、往人のうへより云言にて、彼と、此との差あり、此事も上に云り、】○勿は、記中には、不ノ字の格に用ひたること、首ノ卷に云るが如し、二孃子を、天皇に貢上らざるを云、○己は、淤能禮登と訓べし、○婚は、此は多波祁弖と訓べし、上に例あり、【傳廿の卅九葉】○他女人は、阿多志袁美那と訓べし、○詐名は、登麻袁志弖と訓べし、如此言ば、詐名くる意は、自に在り、○令經長眼【眼ノ字、諸本肥に誤り、眞福寺本、服に誤れり、今は延佳本に依れり】は、字の隨に、那賀米袁閇斯米と訓べし、【閇斯米を、ヘセシメヘサシメなど訓は、正しからず、此は万葉十七に、見之米、廿に、依志米などあると、同格の言なり、令見、令得なども、ミセシメミサシメ、エセシメ、エサシメなど云は後ぞ、】長眼とは、心を著て、久しく視居るを云、【そも〳〵長目と云言の本は、まづ目は所見の約まれるにて、万葉などに、妹が目見ず、君が目を欲など云も、妹が所見るを見ず、君が所見むことを、欲と云意なり、夢も、寐の間に所見るを云、さて如此所見は、彼方より所見るを云言なれども、又其を見る此方の事になしても云、面にある目も、他より物の所見る由の名なるを、見る此方の物に負せたるが如し、されば長目は、長く見ることにて、此も

本は、長所見にて、彼方より所見ることなれども、其を此方より見ることに云なり、那賀牟と活用くも、牟は所見の約りたるにて、彼方より見ゆるなれども、至此方より見ることに云り、さて那賀米には、眺ノ字などを書て、此ノ字の注に、眺望也とも、遠視也とも云るに依らば、長とは、遠く視る意の如くにも聞ゆれども、古へより、此ノ言を用ひたるさまを考るに、然には非ず、なほ久しく視る意なり、さて心に物思ふことある時は、つく〴〵と物をながめ居るものなる故に、中昔よりは、物思ふことをも、やがて那賀米と云なり、さて又聲を長く引て、詠ふをも、那賀米と云、其は別事なり、】此は彼ノ女人を、御前に侍はしめて、婚まはし、所思看すまゝに、つら〳〵視看賜ふを云るにて、天皇の御長目なり、【師は、ナガメワタレドモと訓て、女人の長目とせられたり、いかゞ、さては令ノ字を置る意に當りがたし、】恒令經とは、數度も經る日を、令見賜ふを云なり、○亦勿婚而とは、麻多斯遊世受弖と訓べし、○惚は、【諸本に、惣と作るはわろし、】此は毛能淤毛波志米賜伎と訓べし、上巻に、落苦瀬而、患惚時、また令惚苦なども有り、此ノ字の事、彼處に云り、【傳六の四十三葉、十七の四十四葉に云り、惚惘は、不得志也と注せれば、モノオモフと訓むも當れり、】天皇婚まはんと所思すまゝに、恒に然視賜ふことあるから、婚すかと頼み思ひて待ども、婚こともなき故に、中々に物思ふなり、【古今集に、殊ならば、思はずとやは、いひはてぬ、何ぞ世ノ中の、玉にすきなると云哥の意ばへなり、】抑如此寶弱き事は、此ノ女人、彼ノ孃女に非ることは、よく所知看ながら、知らずがほにて、大碓ノ命の詐の報し賜ふなり、書紀に、四年春二月、天皇幸美濃云々、是月聞美濃國造、名神骨之女、兄名兄遠子、弟名弟遠子、並有國色、則遣大碓ノ命、使察其婦女之容姿、時大碓ノ命便密通而、不復命、由是恨大碓ノ命、冬十一月、乘輿自美濃還、とあり、此に依れば、此ノ事は、美濃ノ國に遷坐し間の事にてぞありける、【されど、此には、いと疑はしき事あり、其故は、天皇の廿七年に日本武ノ尊年十六とあれば十二年に生坐るなり、然るに其ノ同日に雙生坐る大碓ノ命の事

の、四年に見えたるはいかゞ、されば天皇の美濃ノ國の幸を、四年の事とせるがたがへるか、はた大碓ノ命の此ノ事を、天皇の美濃に坐シしほどの事とせるがたがへるか、何れにまれ誤あるべし、】○押黑之兄日子ノ王、押は、大の意なり、黑は、いかなる由にか詳ならず、上卷、隱伎ノ島ノ亦ノ名の忍許呂【傳五の八葉】と同シ言にやあらむ、【允恭天皇の御子に、黑日子ノ王、白日子ノ王と云あり、彼は、白と對ひたれば、黑色の意なるべく聞ゆるを、此レは兄弟共に黑と申すは、黑色の意には非じとぞ思ふ、】○三野之宇泥須和氣、記中、諸の別の尸、みな別ノ字を書るを、此にのみ和氣と作るは、上文に、國造、亦和氣、及云々と云る次なる故に、かの和氣郎チ尸の別なることを、知ノせたるものなり、【彼處に別と書ずして、和氣と書るは、別賜とある別と、意の混はむことを恐ひてなること、上に云るが如し、凡て此ノ記は、文字に拘らずとはいへども、かゝることには心して書ること多し、よく心を著べし、】宇泥須は、地ノ名も、姓も、いまだ物に見あたらず、【舊事紀に、天皇の御子たちの中に、兄彦ノ命と云を出して、大分穴穗御埼ノ別海部ノ直、三野之宇泥須別等祖と記せれど、たしかならず、凡て彼ノ紀、此ノ御世の皇子たちの御名を擧たる、みだりなること此彼と多ければなり、】○押黑弟日子ノ王、【黑ノ下に、之ノ字あるべきを、諸ノ本共に無し、】舊事紀に、天皇の御子たちの中に、弟引ノ命と云を擧て、牟宜都君ノ祖と記せり、【引ノ字を、延佳本に、別と作るはわろかるめり、日子を比伎と云る例、書紀神功ノ卷に、襲津彦を、韓ノ書に沙至比跪といへり、】書紀に、二十七年冬十月、遣日本武尊令撃熊襲時、年十六、於是日本武尊曰、吾得善射者欲與行、其何處有善射者焉、或者啓之、曰美濃國有善射者、曰弟彦公、於是日本武尊、遣葛城人宮戸彦喚弟彦公、故弟彦公便率石占横立、及尾張田子之稻置、乳近之稻置、而來、則從日本武尊而行之とあるは、此ノ王なるべし、【美濃ノ國人とあればなり、但し此は倭建ノ命の御甥に坐スものを、記しざまのよそげに聞え、又公とあるなどは、傳への異なるなり、又倭建命の十六歲の時、大碓ノ命の御子にては、年の違へることはいふかし、】○牟宜都君ノ和名

抄に、美濃ノ國武藝【牟介】郡これなり、書紀に、四十年秋七月、天皇詔二群卿一曰、今東國不レ安、云々、遣二誰人一以平二其亂一云々、日本武尊奏言、臣則先勞二西征一、是役必大碓皇子之事矣、時、大碓皇子愕然之逃二隱草中一、則遣二使者一召來、爰天皇責曰、汝不レ欲矣、豈強遣耶、何未レ對レ賊以豫懼甚焉、因此遂封二美濃一、仍如二封地一、是身毛津君、守君、凡二族之始祖也、とあり、氏人は、雄略ノ卷に、身毛津ノ君大夫、天武ノ卷に、身毛ノ君廣、【續紀に、牟宜都ノ君比呂とある、此ノ人なり、】郡ノ名、又姓氏錄などにも依るに都を省きて牟宜とも云しなるべし、】續紀卅六に、牟義都ノ公眞依、又釋紀に引る上宮記に、牟義都ノ國ノ造、名ハ伊自牟良君など見ゆ、姓氏錄に、【左京皇別】牟義ノ公ハ、景行天皇皇子、大碓命之後とあり、【主水司式に、御生氣ノ御井ノ祭ノ條に、右隨二御生氣一、擇二宮中若京內一井堪レ用者一定、前冬土王令二牟義都首渫治一、卽祭レ之、至二於春日味旦一、牟義都ノ首、汲レ水付レ司擬二供奉一とあり、此は此ノ氏か、他氏か知らず、また、如此あることも、いかなりし由緣にか、其も未タ考へず、】

此之御世定田部又定東之淡水門又定膳之大伴部又定倭屯家又作坂手池卽竹植其堤也

田部は、多辨と訓べし、【タノベと、ノを添て訓は非なり、凡て某部と云に、之と云は、をさ／＼見えず、】和名抄、長門ノ國、筑前ノ國などの、郷ノ名の田部にも、多倍とあり、さて田部と云物は、役て、屯家の御田を【屯家、又其御田の事は、次なる倭ノ屯家の下に委く云べし、】佃らしむる料に、定メ置る、民の部なり、【そは尋常の如く、其田を己が田として佃りて、租稅を出すには非ず、公の御田を役て佃るなり、是レ漢國の古へに、いはゆる井田の法にて、公田を耕りしに似たり、されば其御田に出來たる稻は、みなながら屯家に收まるなり、かくて田部の佃れる勞の代には、其ノ內を分て賜へるか、或は免

さるゝ事などありしか、さる細なる事どもは知りがたし、】書紀に、五十七年冬十月、令諸國興田部屯倉とあり、
【此は田部と、屯倉となり、さればタベノミと訓るは非ず、】さて安閑ノ卷に、元年秋七月、詔曰、皇后雖體同天子而、內外之名殊隔、亦可以充屯倉之地、式樹椒庭、後代遺迹、廼差勅使、簡擇良田、勅使奉勅、宣於大河內直味張曰、今汝宜奉進膏腴雌雉田、味張忽然佞惜、欺誑勅使曰、此田者天旱難溉、水潦易浸、費功極多、收穫甚少、勅使依言服命無隱、【此は良田を撰びて、後宮に充る、屯家之地として賜はむために、味張が領地の內を、擇て、獻れと宣なり、】冬十月、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歲之後朕名絕矣、大伴伯父、今作何計、每念於茲、憂慮何已、大伴大連金村、奏曰、亦臣所憂也、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹、詔曰可矣、宜早安置、大伴大連金村奏稱、宜以小墾田屯倉、與每國田部、給貺紗手媛、以櫻井屯倉、與每國田部、給賜香々有媛、以難波屯倉、與每郡钁丁、給貺宅媛、以示於後、式觀乎昔、詔曰依奏施行、【每國田部を給ふとは、國々にある田部の內を取て、今賜ふ屯倉に屬て賜ふを云、其屯倉の御田を、佃らしめむがためなり、】閏十二月、行幸於三島、大伴大連金村從焉、天皇使大伴大連、問良田於縣主飯粒、縣主飯粒、慶悅無限、謹敬盡誠、仍奉獻上御野、下御野、上桑原、下桑原、幷竹村之地、凡合肆拾町、大伴大連、奉勅宣曰、率土之下莫匪王封、普天之上莫匪王域云々、今汝味張、率土幽微百姓忽爾奉惜王地、輕背使乎宣旨、味張自今以後、勿預郡司、於是縣主飯粒、喜懼交懷、迺以其子鳥樹、獻大連爲僮豎焉、於是大河內直味張、恐畏求悔、伏地汗流、啓大連曰、愚蒙百姓罪當萬死、伏願、每郡以钁丁春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇、子孫不絕、藉此祈生永爲鑒戒、別以狹井田六町、賂大伴大連、蓋三島竹村屯倉者、以河內縣部曲、爲田部之元於是乎起、【钁丁は、公の御田を耕るに、役はるゝ丁を云、

そは国事のいそがはしき時は、田部の外に、別に加へ役ふと見えたり、五百丁は、五百人なり、さて蓋三島と云ことは、古こそあり、三島竹村屯倉の御田を佃るには、河内県の百姓を以て、田部として役ふ、是彼味張が、钁丁を献り始めしよりの、例にて事ぞと云るなり、河内県は、味張が領れりし地なり】欽明巻に、十七年冬十月、遣蘇我大臣、稲目宿禰等、於倭国高市郡、置韓人大身狭屯倉、【言韓人者百済也】高麗人小身狭屯倉、紀国置海部屯倉、一本云、以処処韓人、為大身狭屯倉田部、高麗人為小身狭屯倉田部、是即以韓人高麗人為田部、故因為屯倉之号也、【屯倉之号也とは、韓人大身狭屯倉、高麗人小身狭屯倉と云号なり】三十年春正月詔曰、量置田部、其来尚矣、年甫十余、脱籍免課者衆、宜遣胆津、検定白猪田部丁籍、夏四月胆津、検閲白猪田部丁者、依詔定籍、果成田戸、天皇嘉胆津定籍之功、賜姓為白猪史、尋拝田令、為瑞子之副、【瑞子見上、見上とは、十七年の下に見えたるを云、其文は、大なる倭の屯家の處に引り、白猪田部とは、白猪屯倉の田部を云】敏達巻に、三年冬十月、遣蘇我馬子大臣於吉備国、増益白猪屯倉与田部、即以田部名籍、授于白猪史胆津、など見えたり、なほ次なる倭屯家の下に、考合すべし、さて国々に、田部てふ地名のあるも、【和名抄に、下総国印旛郡、下野国足利郡、長門国豊浦郡、筑前国上座郡、などに、田部郷あり、式に、近江国高島郡に、田部神社もあり】古に、此部の居住し跡なるべし、姓氏録【巻十六】に、田部宿禰と云姓の人も見え、紀中に、櫻井田部連と云もあり、○定とは、此時に始めてには非ず、前よりも有し物なるを、更に増なとして、多く定められしなるべし、【書紀五十七年に、見えたると同じ趣なり】○定東之淡水門、東は阿豆麻と訓べし、【阿豆麻てふ名は、倭建命の後に、始まりつれど、此はなほ後の称なれば然なり】淡は安房国なり、【東之と云は、四国の阿波と分むためなり、】古語拾遺【神武天皇の御世の、事どもを記せる処】に、又令天富命【太玉命之孫】率斎部諸氏、作云々、木綿麻等、云々、仍令天富命率日鷲命之孫、求肥饒

地遣阿波國殖穀麻種云々、天富命更求沃壤分阿波齋部率往東土播殖麻穀好麻所生故謂之總國【古語麻謂之總也、今爲上總下總二國是也、】阿波忌部所居、便名安房郡【今ノ安房ノ國是也、】天富命、即於其地立太玉命社今謂之安房社【式に、安房ノ國、安房ノ郡、安房ニ坐ス神社、名神大、月次、新嘗、今洲崎大明神と申す是なり、】續紀八に、養老二年五月甲午朔乙未割上總國之平群安房朝夷長狹四郡置安房國十四に、天平十三年十二月丙戌、安房國并上總國廿に天平寶字元年五月乙卯、安房國依舊分立とあり、書紀に、五十三年秋八月、天皇詔群卿曰、朕顧愛子何日止乎、冀欲巡狩小碓王所平之國是月乘輿幸伊勢轉入東海冬十月至上總國從海路渡淡水門云々、そもそも此ノ時淡は、いまだ一國の名には非ず、上總ノ國の內にて、其ノ水門と云は、安房と、相摸ノ國ノ御浦郡の御崎【今も御崎と云】との間を大海より、入海に入る海門なり、【此ノ入海は、東は上總、西は武藏、北は下總にて包めり、淡ノ水門は、其ノ南ノ方の口なり、さて今天皇の、此ノ水門を渡リ坐シしことあるは、還り上リ坐ス道にて、上總より相摸へ渡り賜ふなり、】さて此に定と云は、天皇の渡リ坐シしにつきて、始めて此ノ名を定メ賜へりとにや、又始めて此ノ海路の開けしを云にもあるべし、〇定膳之大伴部、膳は加斯波傳と訓べし、膳夫を云、此ノ物の事上【傳十四の五十五葉】に出、書紀に、五十三年云々、【此ノ處の文上に引り】渡淡水門是時聞覺賀鳥之聲欲見其鳥形尋而出海中仍得白蛤於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈以蒲爲手繦白蛤爲膾而進之故美六鴈臣之功而賜膳大伴部とあり、大伴部と云は、膳夫どもの、多く其伴の廣き由の稱なり、賜ふとは、其ノ多くの膳夫部を、悉く率キ掌らしめて、其ノ部の、帥と爲給ふを云ふなり【膳ノ大伴部と云姓を賜ふには非ず、此ノ事よくせずば混ふべし、然るに姓氏錄に、別に膳ノ大伴部と云姓の有リて、彼ノ故事を擧たるは、いかにと云に、此ノ姓は、膳ノ臣氏より分れたる姓にて、後の事なるを、先祖六雁の膳ノ大伴部を、帥し由緣を以て、其を姓に負ひた

ゑなり、すて此氏の下に、彼ノ故事を擧たるも、膳ノ大伴部と云ことの、由縁を顯せるなり、】なほ此ノ事、境ノ岸、宮ノ長、膳ノ臣の下【傳廿二ノ四十八葉】と、考へ合すべし、【貞觀儀式、鎭魂ノ祭儀に、膳ノ伴造、鑽ノ火ノ即炊ノ御飯ヲ、とあるは、右の膳大伴部氏なるべし、】定ムとは、彼ノ多くの膳夫等を此ノ時に始めて、膳ノ大伴部と號けて、膳臣六雁ノ命に、屬ケ賜へるを云なるべし、○彼ノ屯家、屯家は美夜氣と訓べし、書紀垂仁ノ卷に、二十七年、興シ屯倉于來目ノ邑ニ、屯倉、此云ニ彌夜氣ト、とあり、【これ屯倉の始めて見えたるなり、但し屯倉、此ノ時より始まるには非ず、此より先にも、前よりありけむ、】名ノ義は、御家なり、家を夜氣とも、夜加とも云例、朝廷も大家なり、又書紀に、舎ノ屋ノ宅ノ屋などを、ヤカスと訓るも、家栖なり、【源氏物語にも、家を、夜加と云ることあり、】家持と云人ノ名もあり、【夜氣とも、夜加とも、通はし云は、食ノ多ノ、宇氣とも、宇加とも云と、同格なり、】されば、美夜氣は、大宮夜氣と云と、同じ意ばへなる名にて、もと官家のことなり、其ノ中に分て此ノ名を負て、諸國處々にありて、屯家と云物に、【繼體ノ宮ノ段に、屯宅とも書、書紀には、屯倉と書、又官家とも書けり、又地名、姓などには、三宅と多く書り、何れも皆同じことなり、但し官家と書るは、百濟國などを、官家國と云ることもある、多くは其に書れたり、百濟國内なる美夜氣に、官家と書れたる處は、いと稀なり、韓國を云るをば、鎭國ノ卷に、彌移居とも書り、其は韓人の書る字なり、なほ韓國を美夜氣と云る事は、師ノ志比ノ宮ノ段に、委く云べし、】古は國々處々に、朝廷の御田ありて、【書紀仁徳ノ卷、孝德ノ卷、天武ノ卷などに、屯田とある是なり、さはたゞ、朝廷の御田と云ことなり、屯ノ字には拘らぬことぞ、】かの上に出たる、田部と云者を役ひて、佃らしめて、其ノ御田に成れる、稻穀を藏むる御倉、又其ノ官舎をも、合せて美夜氣と云ひ、【されば屯倉と書るは、其ノ御倉に就て書る字、屯家官家などは、其ノ名の本の義、又官ノ所に就て書る字なり、されど美夜氣と云は、御倉官所にかたれる名にて、字も通はし用ひたり、さて又屯ノ字を書ることは、漢國にて、邊塞を守る兵ども、屯聚居る間、其ノ處に、田を佃るを、屯田と云、其ノ事に

て、己が田を佃ることは、異りて、他所に役往て、外の田を佃るなれば、皇國の御家の御田を、田部を役てゝ佃らしむるも、其にいさゝか似たることあるを以て、其ノ字を借リて、御田を屯田と書き、其より移りて、屯田の倉、屯田の家と云意にて、屯倉屯家なども書るならむ、又は屯倉は、其ノ御田の稲穀を、聚置所なるを以て、聚る意にて、屯ノ字を書クにもあらむか、若シ然ならば、御田に此ノ字を書クは、屯倉の田と云義ならむ、いづれにまれ、字は假物なれば、こてもかくてもありなむ、】又其ノ御田をも包合せて、常に美夜氣と云り、【置某屯倉などあるたぐひ、皆其御田をも包て云なり、分て云へば、倉と、田と、官所となり、】さて其ノ御田を掌る人を、田令と云【欽明紀に見ゆ、】又屯田司ともあり、【仁徳紀、天武紀、】又其ノ御倉、官所を掌る人を、屯倉首と云りと聞ゆ、【清寧紀に、播磨ノ國赤石ノ郡縮見ノ屯倉ノ首忍海部ノ造細見てふ人見ゆ、】なほ書紀巻々に、其事どもの見えたるを、左に引り、考へ見て、其さまをさとるべし、【古への大方のさまを、心得やすく、今ノ世に准へて云はゞ、國々なる、國造、別、君、直、稲置、縣主、などは、今の諸大名の如くにて、屯田と云は、諸國にある、公儀の御料地の如く、屯家は、其ノ御藏、御代官所の如くなる物なり、但し屯田は、處々に散在て、數いと多くて、今の公儀の御料などの如く、一ッ處に廣く大キにて在リしにはあらず、屯家も、其ノ屯田の處毎に、各有リしなり、】安閑ノ巻二年五月置某々屯倉、【此に擧たる國々の屯倉、二十六處あり、今其をば省て某々と云、】九月詔櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等、主掌屯倉之税、宣化巻元年夏五月、詔曰食者天下之本也云々、夫筑紫國者、遐邇之所朝届云々、是以收藏穀稼、蓄積儲粮、遙設凶年、厚饗良客云々、故朕遣阿蘇仍君、加運河內國茨田郡屯倉之穀、蘇我大臣稲目宿禰、宜遣尾張連運尾張國屯倉之穀、物部大連麁鹿火、宜遣新家連運新家屯倉之穀、阿倍臣、宜遣伊賀臣運伊賀國屯倉之穀、修造官家那津之口、又其筑紫肥豐三國屯倉、散在縣隔云々、亦宜課諸郡分移、聚建那津之口云々、欽明ノ巻十七年秋七月、遣蘇我大臣稲目宿禰等於備前兒島

郡置屯倉、以葛城山田直瑞子、爲田令、田令此云陀豆歌毘、推古紀十五年、毎國置屯倉、などあり、なほ上なる田部ノ下に引る文どもを合せ考ふべし、かくて孝德紀に、二年春正月宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、處處屯倉及云々、同年詔云々、宜罷官司處々屯田、及吉備嶋皇祖母處々貸稻、以其屯田班賜群臣及伴造等、また皇太子使請曰云々、現爲明神御八嶋國天皇、問於臣曰云々、及其屯倉猶如古代、而置以不、臣即恭承所詔、奉答而曰、天無雙日、國無二王、是故兼幷天下、可使萬民、唯天皇耳、別以入部及所封民、簡充仕丁、從前處分、自餘以外、恐私駈役、故獻入部五百二十四口、屯倉一百八十一所、とあり、【右の文の趣をもるに、當時郡司の、賜はず私に有てる屯倉も多くありつる、其は皆、公に獻らしめて、たゞ正しく天皇の御料にてあるをば、のこしに置れたる如く聞ゆれども、大方此孝德天皇の御世には、古への御制度をば、多く廢められて、何事も變りぬれば、屯倉といふ物は、大方此時よりぞ絶えらむかし、】さて後には、たゞ、其地名にのみ殘れり、倭屯家と云は、【一國の倭には非ず】大和國城下郡倭郷なるを云、【仁德紀に見ゆる屯家のことを、倭直氏の人に、問賜へるを以て知るべし、】和名抄に、同郡三宅【美也介】郷あり、是其跡なるべし、當時仁德紀に、額田大中彥皇子、將掌倭屯田及屯倉、而謂其屯田司出雲臣之祖、淤宇宿禰曰、是屯田者、自本山守地、是以今吾將治矣、爾之不可掌云々、大鷦鷯尊問倭直祖麻呂曰、倭屯田者、元謂山守地、是如何、對言、臣之不知、唯臣弟吾子籠知也、云々、吾子籠啓之、傳聞之、於纏向玉城宮御宇天皇之世、科太子大足彥尊、定倭屯田也、是時勅旨、凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也、其雖帝皇之子、非御宇者、不得掌矣、是謂山守地、非之也、云々、大中彥皇子、更無如何焉、【これに、垂仁天皇の御世に、太子大足彥尊に科せて、定めしむとあるを、此記に、此御世に、定賜ふとあると、いさゝか傳への異なるなり、さて右の額田大中彥皇子を、大山守皇子の、誤ならむと思ふは、中々に

非なり、】○坂手池、【手を多と訓、又度と訓る、みな非なり、凡て手は、上に連言ときこそ、多と云こと多けれ、下にあるを、いかでかさは云む、又度と訓るは、續紀卅六に、河内ノ國尺度池と云見えたるなどを思ひてにや、されど手を度と訓べき由なし、】万葉十三丁に、云々鳥網張、坂手乎過とある地なるべし、大和ノ國なり、【此哥の坂手をも、今ノ本に、サカトと訓るはいかゞ、式に十市ノ郡に、坂門神社あれば、其處を思ひてにや、又若シは、古本には、坂戸とありしを、手に誤れるを、訓は本のまゝにて、遺れるにもやあらむ、然らば、彼ノ坂門ノ神社と、同地なるべければ、此には引べからず、然れども、】今も城下ノ郡に、坂手村と云あれば、其所なるべし、彼ノ哥の、路次にかなへり、【式に、尾張ノ國、中島ノ郡、坂手ノ神社あり、こはたゞ國名の例を引るのみぞ、】○竹ニ植其ノ堤ニ堤は、包む意の名なり、字鏡に坡陂、以レ土壅レ水也、豆々牟とあり、和名抄に、陂堤、和名豆々三、隄又作レ堤と見ゆ、書紀云、五十七年秋九月、造ニ坂手ノ池ヲ、卽竹ニ蒔ク其ノ堤ノ上ニ、かく二典共に、堤に竹を植られし事を記されたるは、【他には、其例見えず】古へはめづらしくやありけむ、

古事記傳二十七之卷

本居宣長謹撰

日代宮二之卷

天皇詔小碓命何汝兄於朝夕之大御食不參出來專汝泥疑教覺（泥疑二字以音下效此）如此詔以後至于五日猶不參出爾天皇問賜小碓命何汝兄久不參出若有未誨乎答白既爲泥疑也又詔如何泥疑之答白朝署入廁之時持捕搤批而引闕其枝裹薦投棄。

何は、那爾答加母と訓べし、孝德紀の歌に那爾騰柯母、于都俱之伊母我、摩陀左枳涅渠農、○汝兄とは、櫛角別王か、大碓命か、二柱の内決めがたし、【思ふに此ノ段のさま、書紀に、廿八年云々、日本武ノ尊、奏言臣則先勞西征、是役必大碓ノ皇子之事突時、大碓ノ皇子愕然之逃隱草中、則遣使者召來、爰天皇責曰云々とあると、面影似たることあれば、同く大碓ノ命の事にて、傳への異なるにやあらむ、されど彼は倭建ノ命の、西ノ國を平賜ひて後の事なれば、いかゞあらむ、かにかくに決めがたし、】○朝夕ノ大御食、朝夕は、阿斯多由布弊と訓べし、万葉四（二十八丁）に、旦夕、又阿佐余比とも訓べし、万葉十七（四十丁）に、安佐欲比其等爾などなほ多く見ゆ、【されど、朝と夕とを、たしかに

言、こゝには、阿斯多由布辨と云べきにや、大御食なども、朝之夕之と別て云ときは、必、阿斯多能由布辨能と云べし、阿佐乃余比乃とはいはじ、又阿佐由布と云ノ言は、万葉までは見えず、やゝ後の言なるべし、こはついでにいふ、】大御食は、上【傳廿五の三十一葉】に出、新年祭ノ祝詞に、皇御孫命能、朝御食夕御食能云々、【月次祭ノ詞にもかくあり】大神宮ノ延暦ノ儀式帳に、朝大御饌夕大御饌、同外宮ノ儀式帳にも、天照坐皇大神乃、朝乃大御饌夕乃大御饌乎、日別供奉とあり、○不參出來、かく問賜ふを以思ふに、上代天皇の朝夕大御食所聞看す御禮儀、いと嚴重にして、然るべき皇子等なども、參出候ひて、供奉賜ひけむ、されば其になほ種々の儀式のありけむこと知られたり、【天皇の大御食の御儀、然あれば、自餘の貴人、又凡人までも、ほどノヽに其ノ禮儀ありけむことも、准へて知られたり、然るに皇國の古ヘは、凡てかゝる事などをも、論ひ言こと無かりし故に、上代には何の禮儀も無かりし如ノ思ふは、古ヘのさまをよく考へ見ざるひがことなり、漢國は、何事をもこちたく論ひ云ノ風俗なる故に、其を見て、かゝる禮儀はたゞ彼ノ國にのみ有しがごと思ふめり、言痛く言ることこそなけれ、皇國の上代にも、何事の禮儀も、あるべきかぎり有しこと、此ノ一事を以ても、おしはかり知ルべし、然るを後には、彼ノ漢國のこちたき説を信みて、彼ノ國俗をのみよきことにして、何國もみな效ひ用ふるまゝに、皇國の上代の禮儀は、皆消失て、細なることゞもは、如何樣にありけむ知がたくなりぬるは、いと悲きわざなり、されど如此事にふれて、其ノ趣のはしノヽ見えたるは、又いとたふときことぞかし、なほざりに勿看過しそ、】姓氏錄、雀部ノ朝臣ノ條に、星河建彦宿禰諡應神御世、代於皇太子大鷦鷯尊、繫木綿襷、掌監御膳、因賜名曰大雀臣とあり、是レも大御食に、皇子等の供奉賜ひしことの見えたるなり、【そもノヽ食は、命の續物にて、上ナ下ノ重きわざなれば、其ノ禮儀、如此嚴重にあるべきことわりぞかし、】中昔までも御膳の儀式嚴重なりしこと、諸家の記錄ぶみ、物語ぶみなどを見て知るべし、○專は、上卷猨田毘古ノ神ノ段に、專汝往將問者とあると同じ、此ノ

言の意、彼處【傳十五の十四葉】に委く云へり、○泥疑は、万葉六【二十丁】に、天皇賜ニ酒節度使卿等ニ御歌に、食國ノ遠乃御朝庭爾、汝等之、如是退去者、平久、吾者將遊、手抱而、我者將御在、天皇朕、宇頭乃御手以、掻撫曾、禰宜賜、打撫曾、禰宜賜、將還來日、相飲酒曾、此豐御酒者、【廿丁十八】に、阿豆麻乎能故波、伊田牟可比、加弊里見世受弖、伊佐美多流、多家吉軍卒等、禰疑多麻比、麻氣乃麻爾々々、云々、豐後ノ國風土記に、直入ノ郡禰疑野、昔者纏向ノ日代ノ宮ニ御宇シ、天皇行幸之時、此野有ニ土蜘蛛ニ云々、天皇親欲ニ伐ニ此賊ニ在ニ茲野ニ勅ニ歴勞ニ兵衆ニ因謂ニ禰疑野ト是也、【此ノ事は書紀にも、十二年十月ノ下に見ゆ、】などあり、右の例どもと、上卷石屋戸ノ段に、布刀詔戸言禱白とあるとを、合せて思ふに、此の泥疑は、今世俗言に、御苦勞ながらと云意を以て、兄王に、參出賜はむことを、乞白し賜ふを云なり、【右の風土記に、勞ニ兵衆ニとあるも、其ノ勞を思ひて、俗に大義ながらと云ところばへを以て、稱慰めて、兵衆の勤しからむことを希ふ意なり、】なほ彼ノ石屋戸ノ段に云る【傳八の四十六葉】と、考へ合せて知ルべし、【凡て此ノ言は、用ひたる處によりて、其ノ旨といふ意は、いさゝかづゝ異なるがごとくなれども、云ヒもてゆけば、皆一ッ意におつるなり、】○教覺とは、必ズ參出賜はではあるべからざる趣を、說教へよなり、○至于五日は、伊都迦登伊布麻傳爾と訓べし、○久不參出とは、朝夕の大御食に、參出賜はぬのみならず、此は凡て參出賜はぬを詔ふなるべし、【初メに問ヒ賜ひしほどまでは、大御食にこそ參出賜はね、然らぬ時には參出賜ひしに、此ノころとなりては、ふつに絕て參出賜はぬなるべし、其は小碓ノ命に、肢を引闕れ賜ひつれば、さぞありけむ、】○有未誨乎は、伊麻陀誨閇受阿理夜と訓べし受阿理は、邪理と云に同じ、【凡て邪理、邪流は、受阿理、受阿流の切まりたるにて、同じ言なり、然るに、別に有ノ字を添へて書るは、古へのさまなり、万葉などに、然る例多し、さて有未ノ二字を、たゞに邪理と訓むも、同じことなれども、有ノ字を添へて書るは、本ノ言のまゝに、受阿理とぞ語り傳へけむ、さて又邪理夜を、後ノ世には邪流夜と云へども、

然ては言つゞきの格に違ひて俗し、凡てかくさまに言の絶る、結の疑の夜の上は、阿理夜、那志夜なご、云格にて、阿流夜、那佐夜なごは云はず、然れば那流夜、受阿流夜こ云ては、俗言なり、かゝる違をも心得おくべし、さて又此を、師のオシフマシキコトアルヤこ訓れたるは、甚わろし、有ノ字は古への格を思はれざりしものなり、又ザルヤのわろきことも、右に云か如し、】いまだ泥疑誨覺さとるかこ問賜ふなり、【此は泥疑こ覺こを省き、次には、誨こ覺こを省て、たゞ泥疑こ云、】○既爲泥疑は、須傳爾泥疑都こ訓べし、爲ノ字を添て書るは、白檮原ノ宮ノ段に、爲遠征こあるこ同じ格なり、此ノ事彼處【傳十八の四十七葉】に云り、考へ合すべし、○如何は、伊加佐麻爾迦こ訓べし、【俚言にごのやうにこ云に當れり】万葉一【丁七】に、何方、御念食可、【二又十三なごにもかくあり】○朝署、署ノ字は、曙の偏を省けるなり、【延佳本に曙こ作るは、例のさかしらに改めつるならむ、諸本みな署とあり、偏を省ける例、上卷卑公の下、傳十の卅九葉に委く云り、】こゝの字師の阿佐氣こ訓れつるに從ふべし、阿斯多こ云こ同じことなり、【阿斯多こも訓べし】万葉に、朝開、旦開、朝明、また安佐氣なご多く見ゆ、【伊勢ノ國に、朝明ノ阿佐介こ云郡ノ名もあり、】○入廁、和名抄に、廁和名加波夜こあり、なほ廁の事、白檮原ノ宮ノ段【傳廿の十八葉】に云り、入は、兄王の入ッ賜ふなり、○待捕は、登良閇弖こ訓べし、【待ノ字、眞福寺本には、待こあり、其に依らば、廁に入るを待つけて捕ふるなり、然れども、古書に待云々こ云る例、皆待受する事に云れば、いかゞ、此は廁に在ッて待受たまふとは聞えず、又然はあるまじければなり、】若櫻ノ宮ノ段にも、曾婆訶理、竊伺己王入レ廁、以テ矛刺而殺也こあり、凡て廁に入るには、佩る刀なごをも、解置き身の装束嚴備をも去て、物するものなる故に、平常よりは窺ひ易きなり、【故レ後ノ世にも、亂世なごには、武士は廁に入り居るほごを、心することこぞかし、】○搤批、此ノ字の事、上卷【傳十四の二十七葉】に云り、考へ合すべし、此も彼處に效ひて、都加美比斯岐弖こ訓つ、さてかの上卷なるに、准へて思ふに、此も兄ノ王の手を、搤批賜ふなり、【次に

枝と云るは、手なればなり、されば此は其ノ枝を搤批ぎて、引闕てと云意ぞ、】○枝は、手足を云、書紀雄畧ノ卷に、張ニ夫ノ婦ノ四支於木ニ置ニ假庪上ニ以レ火燒死、【三代實錄卅に、美作ノ守四支ノ王と云人見えたり、異なる名なり若シ誤字にや、印本には、王ノ字を脱せり、古本にあり、】とある支と同じ、和名抄形體ノ部に、野王按肢四體也、和名衣太とあり、手足は、樹枝と同じ、さまなる物なる故に、共に延陀と云なり、【樹の枝を本にて、其レに准へて云には非ず、此も彼も本よりの名なり、さて此の枝ノ字を、延佐は可レ作レ肢乎と云へれども、延陀と云名同じければ、通はして枝とも書るは、古への常なり、漢籍にすら、孟子に、爲ニ長者ノ折枝と云るを、趙氏が注には、折枝按ニ摩スル手節ヲ也といひ、後漢書ノ王龔傳ノ注にも、劉熙云、孟子ニ云、折枝ハ、若ニ今ノ按摩ノ也と云り、凡て支枝肢は、皆本は同じくて、相通ふ字なり、】○引闕は、兄ノ王の手を拔離去なり、【然るを手と云ハずして、枝としも云るは、兩手兩足を、皆から引闕たる如くにも聞ゆめれども、然には非じ、上に持捕搤批てとあれば、手を捕へて搤批て、卽其手を引闕なり、引闕と云には、手と云むよりは、枝と云るぞ似つきたる、軀に屬たる支體を、除去る意なればなり、】上卷に、湯津々間櫛引闕ともあり、○薦は、古毛と訓、和名抄坐臥ノ具に、唐韻ニ云、薦ハ席也、和名古毛とあり、又厨膳ノ具に、漢語抄ニ云、食單ハ須古毛とあるも、式などに食薦とある物なり、万葉十三【廿四丁】に、破薦乎敷而、十四【廿八丁】に、麻乎其母能、布能未知可久兄【眞小薦之、節間已近而なり】十六【廿丁】に、薦疊など見ゆ、又和名抄草類に、本草ニ云ク菰ハ一名蔣、和名古毛、【此は眞菰と云、水草のことなり、】ともあり、そもそも古毛と云は、もと席の名なるを、草ノ名は席に爲るより負たるか又草ノ名を本にて其ノ草以て爲るより、席ノ名ともなれるか、其ノ本末は詳ならず、此に云るは、席の古毛なり、○裹投棄は、拔離取たる手を云なるべし、【殺して、屍を如此爲るには非じ、】さて手を拔離去れ賜ひて後、其ノ兄ノ王の命は、如何ありけむ、存亡知らえず、【手或は足を去りても、死ざることもあり、】

於、是天皇惶其御子之建荒之情而詔之西方有熊曾建二人是不伏无禮人等故取其人等而遣當此之時其御髮結額也爾小碓命給其姨倭比賣命之御衣御裳以劒納于御懷而幸行、故到于熊曾建之家見者於其家邊軍圍三重作室以居於、是言動爲御室樂設備食物故遊行其傍待其樂日爾臨其樂日如童女之髮梳垂其結御髮服其姨之御衣御裳既成童女之姿交立女人之中入坐其室內爾熊曾建兄弟二人見感其孃子坐於己中而盛樂故臨其酣時自懷出劒取熊曾之衣衿以劒自其胸刺通之時其弟建見畏逃出乃追至其室之椅本取其背皮劒自尻刺通爾其熊曾建白言莫動其刀僕有白言爾暫許押伏於是白言汝命者誰爾詔吾者坐纏向之日代宮所知大八島國大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子名倭男具那王者也意禮熊曾建二人不

伏無禮聞看而取殺意禮詔而遣爾其熊曾建白信然也於西方除吾二人無建強人然於大倭國益吾二人而建男者坐祁理是以吾獻御名自今以後應稱倭建御子是事白訖即如熟苽振折而殺也故自其時稱御名謂倭建命然而還上之時山神河神及穴戸神皆言向和而參上

其ノ御子は倭建ノ命なり、○建荒とは、先に天皇の詔には、たゞ泥疑教覺とのみ詔へるのみなるに、ゆくりなく右の件の如く、行ひ賜へるは、唯に建く坐スのみに非ず、いと〳〵荒き御所爲なるを云、○惶とは、つら〳〵思フに、たゞ建とのみはあらで、荒とも云ヒ、又所爲行などはあらで、情とも云るなど、此ノ度の御所爲に因て、其ノ御心の荒きほどを、所知看て今以後も、なほ如何なる荒き行をか爲賜はむと、恐れ惶み賜ふなり、されば熊曾を征に遣ハすは、かたへは、京に居賜ふことを、畏み賜ひて御所を遠ざけ賜はむの、大御心もや坐シけむ、さて西ノ方の政竟て復命し給ひしに、又頓て東ノ方言向に遣ハせりしも、此ノ故とこそ聞ゆれ、其時倭比賣ノ命に、罷白し賜へる御言の趣も、然聞えたり、其由なほ彼處に云べし、【書紀には、荒きを疎み遠ざけたまへるさまは、さらに見えず、彼ノ紀は、此ノ皇子をば、初終いとことに愛く所念したる趣なり、傳ノ異なりしなるべし、】○詔之、之ノ字舊印本、延佳本には、云とあり、餘の本はみな之なり、○熊曾建、熊曾は國ノ名にて、上卷【傳五の十五葉】に出、建の例は、白檮原ノ宮ノ段【傳十九の三十二葉】に出ツ、○二人は、下文に、兄弟二人とある是なり、【書紀には一人なり】○不伏は、白檮原ノ宮ノ段【傳十九の六十八葉】に見ゆ、

○无禮【无ノ字、諸本並兄に誤れり、今は延佳が改めつるに依りつ、】は、韋夜那伎と訓べし、【万葉十二に、妹登曰者、無禮恐と見え、書紀に、輕をもナメシと訓れば、此の无禮をも、ナメキとも訓べけれど、次に引る、續紀に、無禮こ、奈賣久こ、並にあれば、なほヰヤナキと訓べきなり、さてヰヤの井を、イと書くは非なり、續紀ノ宣命に、爲夜とあり】高津ノ宮ノ段に、其土等、因無禮而、退賜、穴穗ノ宮ノ段に、言白事者、恐无禮、玉穗ノ宮ノ段にも、竺紫君石井、不從天皇之命而、多无禮、書紀武烈ノ卷に、無敬など見え、續紀廿に、頃者、王等臣等乃中爾、無禮久逆在流人止母在而廿四に、汝乃多米仁無禮之手不從奈賣久在奈八乎方、【賣ノ字今の本に賣に誤れり】などなほ多く見ゆ、韋夜は、書紀に、禮、禮、賢、又恭又敬などある韋夜にて、宇夜麻布宇々夜々志などの宇夜と一ッなり、書紀景行ノ卷に、不禮こもあり、○取は殺せと云むが如し、此ノ事水垣ノ宮ノ段【傳廿三の六十葉】に云り、考へ合すべし、下文には即ノ取殺とあり、○當此之時とは何とかや漢文めきたる語なれども此はかくも云べき處なり、故レ字の隨に訓つ、○其御髮結額は、曾能美加美、比多比爾由波世理と訓べし、此は書紀崇峻ノ卷【蘇我ノ大臣馬子が、諸皇子及群臣を勸めて、物部ノ大連守屋を討ところ】に、是ノ時廐戸皇子束髮於額而隨軍後とありて細注に古俗年少兒年十五六間束髮於額十七八間、分爲角子今亦然之とあるが如し、かくて此は御齡の十五六に坐すことを即チ如此申せるなり、書紀には、此ノ御髮の事は無くて、遣日本武尊令撃熊襲時年十六とあるにて知ルべし、【彼ノ廐戸ノ皇子に云るは、次ノ文に、作四天王像置於頂髮とあれば、其ノ爲にまづ御髮のさまをば云るに似たれども、彼レもなほ御齡をしらさむための文なるべし、たゞ頂髮に置、ことを云む料のみには、まづ御髮のことは云じ、おかずともあるべければなり、さて又此も、下文に、如童女之髮云々とあれば、其ノ料に、先ッ云る如くにも聞ゆめれど、若シ然らば、爾小碓ノ命云々とある下に云べき事なるに、其より前に先ツ云るは、御齡のほどを、知らせたるなり、此ノ事を先ッ言ヒて、次に爾小碓ノ命云々とあるは、何とかや、語

の次序違へるご聞ゆるは、此ノ故ぞかし、さて彼ノ書紀の、束髪於額を、ヒサコバナニシテと訓るは、古言なるべし、然れば、此の結額をも、然訓べきに似たれごも、此ノ記の例を思ふに、若シ然らば、言のまゝに、爲ス瓠花ニなごこそ書クべけれ、其を結額とは書クべからず、されば此は、なほ字のまゝに訓べきなり、さてひさごばなと云は、其束ねる形の、瓠の花にぞ似たりけむ、うつほ物語初秋ノ卷に、みな相撲の裝束し、ひさご花かざしなご、いとめづらかなることゞもしつつとあるは、瓠の花を插頭せるを云るなるべし、】さて髪を此如結へるは、年十五六の間のことなる故に、上に當テと云るも、此ノ御年のころに當り給へるよしなるべし、○姨は、美袁婆と訓べし、倭比賣ノ命は、大御父天皇の、御同妹に坐せり、和名抄に、伯母ハ父之姉也、和名乎波、叔母ハ和名同レ上、父之姉妹爲レ姑、一云阿叔母、和名同レ上と見え、姨は、同書に、母之姉妹也とあれごも、共に通はして書るなり、字鏡には、姨母乎波とあり、袁婆は小母の意の稱なり、○倭比賣ノ命上【傳二十四】に出、○御裳、和名抄に、釋名云、上曰レ帬、下曰レ裳、和名毛とあれご、上を帬、下を裳と分て云は、漢さまにて、此方にてはたゞ裳なり、さて此とは、褶衣の、切よりたる名にやあらむ、【腰に纏ふ服なればなり、襄は裳を纏ふ物なり、襄裳の事は、傳六の四十八葉にいへり、】○給は、多麻波理と訓べし、多麻波流は、賜ふ物にて、給ふを受るを云、【多麻布と、多麻波流とを、今はひとつに心得たるは非なり、多麻布は、與ふる方につきて云、多麻波流は、受る方につきて云言なり、此は倭比賣ノ命の與へたまふ方より云に非ず、倭建ノ命の、受たまふ方より云ることなれば、多麻比と訓ては違へり、又多麻布を、多夫、多麻波流を、多婆流とも云り、是も多夫と、多婆流とのけぢめ右に同じ、】さてかく女人の衣服を、設備へて、幸行す所以は、下に見えたり、又此ノ比賣命の御衣御裳をしも、請し賜はり賜ふ所以は、倭比賣ノ命は、伊勢ノ大御神の、御杖代と坐ませば、其ノ御威御靈の假賜はむの御心なりけむかし、【若シ然らずは、女人の衣服なりとも、新に裁縫てこそ用ひたまふべけれ、遙々に伊勢まで申し請たまふべきに

は非ず】○劒は、諸本に小劒とあれど、今は眞福寺本、延佳本に、小ノ字無きに依れり、書紀にも、たゞ御中之劒とあり、【此に小劒とあるは、納二于御懐一と云るによりて、後ノ人のさかしらに、小ノ字を加へたるなるべし、懐ノ中に置ク佩るは、玉垣ノ宮ノ段にも、紐小刀とこそあれ、記中に、小劒と云る例はなし、但し小刀は、劒の一種にて、彼レは小刀、此は小刀とは非る故に、小劒と書べきには非ず、又下文には、たゞ出ス劒ヲ只劒などありて、諸本共に小ノ字はなければも、此はた初メに一たび小劒といへば、次々は小を略くも常なり、されば小劒とあるも、ひたぶるにわろしとは云がたし、師は小劒とあるに依て、二字をサビと訓れつれど、此訓いかゞ、若シ小劒ならば、古陀知、袁陀知、或は加比佐伎多知など訓べし】たゞ尋常の劒なるべし、○懐は、含處の義なり、【トは都のあたりの暖き者は、多くはところと云り、姓氏録に、物部氏に、懐ノ大連と云人あり、布都久呂大連とも書り舊事紀には、布都久留大連とあり、】さて劒を、御懐ノ中に納賜ふは、婦人の御姿儀になり坐むために、隠し賜ふなり、【故レ尋常の劒なるべしとは云なり、さて尋常の劒ならむには、長ければ懐には、納がたからむかの疑もあるべけれど、下ノ方へかけては、長きも納まじきにあらず】○闕は、加久ミと訓べし、書紀仁徳ノ巻大后の御歌に、箇區瀰夜能利、【國ハ人なり】万葉廿ノ巻に、若傳之、都職耶古羅毋乙、乎知己知衛、在禮衛可久美爲などあり、此は身の衛護に、常に軍士を備へて、闕を構置ッなり、○御新室樂は、爾比牟呂宇多宜伊比佐伎余旦と訓べし、御ノ字は、新の誤ッなるべし、【御室樂とては、室と云こと用なく聞ゆ】顯宗ノ巻に、到志自牟之新室樂と見えたり、なほ新室樂の事、彼處にいふべし、【傳四十三の九のひら】考へ合せてよ、上に作レ室とあるも、新に造れるを云なるべし、【若シ然らでは、作と云こといかゞ、】又書紀に、此を[illegible]集親族ニ面、欲ス宴とある宴ノ字を、ニヒムロウタゲと訓る、彼ノ紀の文には、新室の事は見えざるに、如此訓るは、此ノ記の舊本に、新室樂とありしに、依レる物とこそおぼゆれ、さて樂は、字を宜と訓べきは、【此ノ樂ノ字は、宴樂の樂にて、諸ノ古

り方なり、音樂の方には非ず、】右の書紀、又天智ノ巻などにも、宴を然訓、允恭ノ巻には、讌をも然訓ノればなり、宇多宜は、拍上の切まりたる名なり、書紀顯宗ノ巻に、縮見屯倉首縱賞新室云々、夜深酒酣、次第儛訖云々、天皇次起自爲室壽曰云々、手掌摎亮拍上賜、吾常世等とある是なり、【釋に、拍上賜者、飲酒之義也、】酒を飲樂みて、手を拍上るより云る名なり、【今ノ世にも、酒宴して、手を拍ことあり、】竹取物語に、三日うちあげ遊ぶ、うつほ物語【藤原ノ君ノ巻】に、すべて七日七夜、とよのあかりして、うちあげあそぶ、榮華物語【見はてぬ夢ノ巻】に、酒飲のゝしりて、うちあげのゝしる、又【淺緑ノ巻】三日のほど、よろづの殿ばらまゐりまかで、うちあげ遊び給ふ、又【本のしづくの巻】三日のほど、めでたくうちあげあそびて過ぬ、宇治拾遺物語に、酒まゐらせ、遊ぶありさま云々、うちあげたる拍子のよげに聞えければ、さもあれたゞ走出て、儛てむと云々などあり、【或人ノ云、美濃ノ國の俗言に、よめ入りの時に、聟なる者の、婦翁の許に始めてゆくを、宇茶下と云と云り、宇多宜の古言の遺れるなり、】言動とは、世に音聞高く、云ひのゝしるを云、【万葉十九に、豐宴見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、島山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎保伎吉等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎とある吉ノ字は、若くは言の誤りにて、壽言動もしには非るか、】○食物上【傳九の八葉】に出づ、○設備も上【傳九の卅三葉】に出づ、○傍は、師の阿多理と訓れつるに從ふべし、○遊行は、阿流伎弖と訓べし、【上巻にも見えて、其處も如此訓つ、傳十の廿四葉】又万葉五に、阿蘇比阿留伎斯ともあれば、此も然も訓べし、○待樂日とは、豫て女人の姿になりて、事を嚴らむと所思構へて、女人の衣服を設て、出行しつるに、をりよく、此ノ建近きほどに、新室樂せむとすと云ことを、所聞看せるから、然ては殊に便よけむと所思て、其日を待賜ふなり、○臨は、那理弖と訓べし、下なるも同じ、○如童女之髮梳垂其結御髮は、曾能由波世流美加美袁、袁登賣能加美能碁登、祁豆理多禮と訓べし、結御髮とは、かの御額に結賜へる、瓠花の御髮を云、童女

は、上卷に出て、袁登賣と訓べきこと、其處に云り、【傳九の十九葉】さて古ヘ童女の髪は、幼きほどより、夫する迄には、垂てありしこと、師の説【万葉考ノ別記】に委く見えて、大方彼ノ説の如し万葉七ノ卷に、未通女等之、放髪乎、木綿山、十六ノ卷に、童女波奈理波髪上都良武可、【此ノ哥の次に出せる、椎野ノ連長年説曰云々は、ひがごとなり、】などある是なり、放とは、結ざるを云、なほ上代の女人の髪の事、上卷【傳七の三十四葉】にも云り、考ふべし、さて如童女之髪の五字を、宇那韋波那理登とも訓べし、和名抄に、髫髪、和名宇奈爲、俗用垂髪二字、後漢書注云、髫髪謂童子垂髪也と見え、字鏡にも、髠髪垂肩貌、宇奈井と見え、【髠ノ字は心得ず】万葉十六ノ卷に、童子、童兒などもあればなり、梳は、和名抄【容飾具】に、梳ハ訓介都留、字鏡に、梳加之良介豆留とあり、【梳は、説文に理髪也とあり、漢籍にては、常にクシケヅルと訓り、】櫛以て髪を理るを云、【これを俗言に登久と云は、亂れたるを解あきらむる意にて、理ノ字の義に當れり、さて万葉三に、髪梳の少櫛とある髪梳を、クシゲと訓るは非ず、此は田中ノ道麻呂が、コスルノナゲと訓なむ宜き、ゆするは、髪を梳ることなり、】万葉九ノ卷に、勝鹿ノ眞間娘子をよめる哥に、髪谷母、掻者不梳、十六ノ卷に、三名之綿、蚊黒爲髪尾、信櫛持、於是蚊寸垂、解亂などあり、さて梳ノ字は、もと木偏なるを、此方にては、古ヘ手偏に書りと見えて、【手して爲るわざなる故に、然書しなるべし、】字鏡に、手部に擧たり、【別に梳頭、擶、久志とあるは、木ノ部にあり、然れば櫛の義に用るをば、木偏に書き、梳は流義に用ゐるをば、手偏に書るなるべし、】此ノ記なるも、諸本共に、手偏に作り、故レ今も其に從ひつ、○服は、美祁斯止と訓べし、著賜ひてと云意の古言にて、美祁斯【御衣】の祁斯なるを、用言に云なり、【美祁斯は、著賜ふ物と云意の名なり、其は佩賜ふ物と云意にて、大刀を御佩しといひ、執賜ふ物と云意にて、弓を御執しと云と同じ格なるを、其ノ執し、佩しを用言にいへば、執して、佩してなど云が如くて、御衣の祁斯を、用言にては、祁斯弖と云べきことを、准へ知るべし、】なほ下なる、此ノ命の御歌に、那賀祁勢流、意須比とあ

る處に、委くいふべし、【傳廿八の□□】○既は、全く盡くの意なり、此ノ記ノ序に、已ニ因テ訓述者云々、書紀舒明ノ巻に、全壞、万葉十七丁廿三に、天下須泥爾於保比底、布流雪乃などあるも、皆同じ、又十六丁十六吾名波須泥爾多都多山、【此レも常に云、はやくの意か、又ことごとくの意にてもあらむ】ともあり、○姿は、須賀多と訓ム、書紀雄略ノ巻に、容儀、形容、皇極ノ巻に、容止、一葉に、容儀、容儀、儀などあり、廿丁に、阿母志々可、多麻乃須我多波、和須例西奈布母、○交ニ立女人ノ中ニ、諸本に、立女ノ二字を、姿に誤れり、今は眞福寺本に依れり、書紀にも、居ニ女人之中ニとあり、姿と作るも、ひたぶるに非とは思はれねども、人ノ字のあるは、なほ然にはあらじ、【姿人と書むこといかゞなればなり、されど若シ其本に依らば、姿人を、袁美那杼母と訓べし、和名抄に、姿は和名乎無奈女と見えて、孝徳紀にも、妻妾とあるを然訓り、さて女を中古よりは、ヲンナと云なれども、古言は、ヲミナにて、字鏡にすら乎美奈とあり、是レに准ふるに、妾も古言は、ヲミナメなりけむを、和名抄のころは、既くミを音便にムと云るなり、或人云、今も陸奥ノ南部あたりにては、妾を、をなめと云と云り、物語書には、かけめとも見え、後ノ世の書に、思ひ物とも云り、今ノ世には、てかけ、又めかけなど云り、さて此の姿人を、師はアラメドモと訓れしかどわろし、凡てあらめと云稱は、無きことなり、さて此は、人ノ字の添へるに就て思ふに、若シ姿人ならば、賣志比登杼母と訓むも宜しかるべし、此は正しく妾と定まりたる者とも聞えず、たゞ妾めきたる女どもを云りと聞ゆればなり、賣志は召、又御など書ク意なり、中昔の物語書などに、然る者をめしうどと云ること、往々見えたり】○室内は、牟漏奴知と訓べし、書紀神功ノ巻に、波邏濃知【腹ノ内なり、濃はヌの假字なり】とあるに依れり、○入坐の坐は、たゞ尊辭にて、入リ賜ふと云に同じ、【入リて座すにては非ず】○兄弟は、阿爾淤登と訓べし、○嬢子は、袁登賣と訓べし、上に出ヅ、○見感、感ノ字を、諸本に、成、或は咸に誤れり、今は延佳本に依れり、【書紀にも、感ニ其童女容姿ニとあり、】○已中とは、兄と弟と座たる中間を云なるべし、○坐は、麻

世豆と訓べし、其由は、玉垣ノ宮ノ段【傳廿五の三十四葉】に云り、万葉七詳に、雜豆臘、漢女乎座而、【此をアトゞ。。。ヲスエテと訓るは誤なり、】漢女は、漢ノ國ノ女を云、】○盛樂は、佐加理宇多氣多理と訓べし、【此如云ときは、宇多宜は、明語なり、】書紀に、於是日本武尊、解髮作童女姿、以密伺川上梟帥之宴時、仍劔佩裀裏、入於川上梟帥之宴室、居女人之中、川上梟帥感其童女容姿、則携手同席、舉杯令飲而戯弄とあり、○酣時【酣を諸本に、酣と作るは誤なり、今は延佳本に依れり、】は、多宜那波那流登岐と訓べし、まづ酣ノ字は、酒樂也とも、樂酒也とも、飲酒治也とも注せり、かくて是を、多宜那波と云は、宇を宜那加豆の略かりたるにて、【初ノの字を略く例は常に多し、又那加を略きて、那と云は、綾長津彦神を、志那都比古とも云、天武天皇の大御名の淳中を、書紀の訓注に、云農難とある類なり、】さて、終ノ言の波は、濁るべきなれども、上の宜濁音にて、近く濁ノ音の重なる故に、おのづから清て云なれしなるべし、宜は必濁るべし、然るを、常に此をも清て云は正しからず、さて又酒酣とあるを、サケタケナハと訓はわろし、二字を連ねて、タケナハと訓べきなり、又たけなはの、たけを、日のたけたる、草などのたけたると云、たけの義と心得るは非なり、日又草などのたけたるは、高くなる意にて別言なり、さて日のたけたると云は、古へは朝日の高くなれるを云るに、今は誤りて、日の西に傾けるを然云に因て、酣をも、酒宴の盛過て、やゝしめりたるほどの如く心得るはひがことなり、然るに、此に又いと紛らはしきことあり、史記ノ高祖本紀に、酒闌とありて、文穎ガ注に、闌言レ希也、謂飲レ酒者半罷、半在謂之闌と云る此ノ闌をも、タケナハと訓るは、酣と同意と心得誤れる訓なるべし、闌は、然訓べき由なければ、此ノ字によりて、たけなはの意を誤ること勿れ、又闌ノ字をも、タケナハと訓は、又闌ノ字より移れるひがことなり、其は闌入と云意にこそあれ、酒宴には、つゆばかりも由なきことなるをや、】俚語に云ば、酒宴の最中と云ことゝなり、纒向宮ノ段にも、盛樂酒酣とありて、其を書紀にも、酒酣とありて、タケナハとぞ訓ノる、さて此を、書紀に

は于時也更深人闌、川上梟帥且被酒と記されたり、【此人闌は、ヒトウスラギテと訓る如く、まことに闌ノ字の意にて、書れたるなるべし、然らば此ノ記に、酣時とあるとは、傳への意の異なるなり、されどよく思ふに、若シくは、是レも古ノ傳ノ書には、酣とありけむを、彼ノ史記なる、酒闌を酣と同意と心得て、人闌とは書れたるにもあらむか、いと紛らはし、されど其は左まれ右まれ、酣と闌とは、意異なれば、酣とあるに、闌ぐ意は無きなり、思ひ紛ふること勿れ】○熊曾、此は兄建なり、次に弟建が事はあればなり、○衣衿【諸本に、衿ノ字を脱せり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】は、許呂母能久毘と訓べし、字鏡に、褵衿也、古呂毛乃久比とあり、【字彙補に、褵衣前襟也と見えたれば、褵は此ノ字か、】また衿領衣上縁也、己呂毛乃久比乃毛止保志ともあり、【毛止保志は、俗に云閇理なり、】和名抄には、釋名云、衿頸也、所以擁レ頸也、音領、古呂毛乃久比、【衿ノ字、今ノ本に裕と作るは誤なり、さて此ノ衿ノ字、今釋名を見るに、領ノ字に作り、いかゞ、されど字鏡にも、衿とあれば、此方にて領を衿と書ならへるなるべし、さる類多し、衿とは字異なり、されど衿も、衿も、共に衣の久毘にて、俗に云延理なり、さて衿と、襟と通ひて同じ、さて此は、自レ胸刺通とあるに依るに、衣ノ衿を取ことは、俗言に胸ぐらを取と云さまなり、】と見え、天武紀に、襟をキヌノクビと訓り、○刺通とは、胸より刺て、背まで貫徹すを云、○椅は、階なり、【椅ノ字の事は、傳二十の二葉に云り、】和名抄に、唐韻切韻云、堦登レ堂級也、俗爲二階字一、波之二訓之奈、○背皮皮ノ字は、寫ノ誤なり、【衣服あれば、皮は取ふべきに非ず、たとひ衣服はなくても、背の皮は取へらるゝ處にあらず、】傳の以の誤として、以レ劒と訓れたるに従ふべし、【劒の上に、以ノ字なくては、言足らず、若くは、以ノ字は脱たるにて、皮は、上代に寒を防がむ料に、衣の上に、背はかりに、獸の皮を披たりしことなどありて、其を云るにやとも思へど、なほ然にはあらじ、】背は、勢と訓べし、此は衣の後の方を云なるべし、【俗言にも、衣の後を背と云り、物語書にも、衣縫ことを云る處に、御背合すなど見えたり、】○自レ尻刺通は、

前へ小宜にあたり、逃し給へるなり、さて此は、逃るを追て、後方より捕へ給へる故に、尻より刺賜へるなり、○其ノ熊曾建白言、此は弟建なり、そもそも兄建は、胸を刺れつれば、即チ命絶たりけむを、此ノ弟建は、尻より刺れつれば、即チ死ずて、暫シ猶堪て、申せることもありしなりけり、○莫レ動二其刀一、かく白せる故は、刺たる刀を拔出せば、忽命絶ればぞ、○有白言は、麻袁須倍伎許登阿理とも、麻袁佐麻久許登阿良牟とも訓べし、○暫許暫は、斯麻志と訓べし、萬葉十五に、之麻思久母、又卷四に思麻志久母、又卷十之末思久母、十八卷に布爾之麻志可勢など見え、又十四卷に、思麻良久波ともあり、許は、師の由流斯と訓れつる宜し、【斐加理と訓るはわろし、さて押伏の上に許足らず、】○許に從ひ聞ふべきを、彼が申す隨に許諾して、暫シ押さへて待給ふなり、○押伏は、其身を傍に押伏て、動さぬ事すなり、書紀に云々、於是日本武尊、抽二劔中之劍一、刺二川上梟帥之胸一、未レ及之死、川上梟帥、叩頭曰、且待之、吾有所言、時日本武尊、留レ劍待之、○誰は、多禮と訓べし、【多禮曾那流と訓は云意なり、那流は、爾阿流の約まりたる辭にて、那を添へて云ふ故術坐なり、】○所レ知二大八島國一云々、上【傳五の二十一葉】に出、國號ノ下に委く云り、○大帶日子云々、御名告は、當時の天皇に坐せば、後ノ世の心以て思へば、坐二某宮一と云ことも有ルまじく、大御名をも、御申し給ふまじく、唯に天皇とのみ申し給ふべきことの如く思はるれども、上代には、殊更に如此告聞賜ふこと、例かくぞありける、書紀に曰、川上梟帥問之曰、汝尊誰人也、對曰吾是大足彦天皇之子也、名日本童男也、○者也、此は上の吾者とあるに係れり、【名と云に係る辭にはあらず、】○意禮は、人を卑しめ言ふ稱にて、上卷【傳十の十七葉】に出、○取殺ノ二字を、登禮と訓べし、上文に、たゞ取とのみあるに同じ、○信然は、麻許登爾志加阿那牟と訓べし、倭男具那王ぞと、御名告賜へるを承て、信に其王にて坐なりと申すなり、さるは此ノ王の、世に絶れて勇猛く坐すことは、早くより傳に聞居るが故に、思ひ合せて申せるなり、【又麻許登爾志加阿理と訓て、不レ伏無禮と詔へ

るを承て申せるかとも思はるれど、然には非ず】○於二西方一は、京師より、西ノ方なる諸國の中になり、○除は、淤伎豆と訓べし、○建強は、多祁久許波伎と訓べし、【凡て今ノ世に、都余志と云ことを、古へは許波志と云りき、俗言に、可畏きを許波志と云も、強き者は、おそろしき故なり、】さて此は、吾二人に、並ぶばかりの、建き人は無しと云意なり、○大倭國とは、畿内の倭を云るなり、○益は、勝りてなり、○建男は、多祁袁と訓べし、【師は、多祁袁と訓れつれど、さては益而とある而に叶はず、若し多祁袁ならむには、上を益れるとこそ云べけれ、】○坐祁理、凡て祁理は、さし當りたる事を、いさゝか驚きて、歎きたる辭なり、○日二今、一本に日ノ下に于ノ字あり、誤なり、○倭建御子、御名義、上文に於二大倭國一云々とあるを承て見べし、西ノ方には、吾二人に並ぶ、建き人は無きに、吾等に猶勝りて建き男は、倭ノ國に有けりと云意以て、稱申せるなり、【又倭と云は、本よりの御名の倭男具那の倭に因れるかとも見ゆれど、なほ然には非じ、】○應稱は、多々幣袁須倍志と訓べし、○熟瓜は、本叙知と訓、【瓜ノ字、延佳本には、瓜と作るはさかしらなり、諸本並苽とあり、集韻に、瓜俗作苽非と云り、然れども皇朝の古書に、多くは苽と作り、】和名抄に、熟瓜ハ和名保曾知、或說、極熟蒂落之義也とあり、【甚く熟して、おのづから蒂より絕て落たる由の名なり、和名抄に、蒂ハ和名保會、今按是蒂ト相通とあり、さて熟苽に、本曾知字理と云べきを、字理をば省きて云は、此ノ例常に多し、】齋宮式に、十月節【九月亦同】云々、官人已下ノ料、熟苽二百顆、大膳式に、七月二十五日ノ節ノ料、熟瓜、【參議已上四顆五位已上二顆】內膳式に、供奉雜菜熟苽八顆、【六七八月】淸愼公ノ集に、女御箕子に、ほぞちを長櫃に入て置せ給へるを、夕立のすれば、御格子おろしたるまぎれに、うせければ、盜人は、ほぞちを見ても、雨ふれば、ほし苽とてや、取隱すらむ、古今著聞集に、曉行法印、人の許へまかりたりけるに、苽を取ッ出たりけるが、わろくなりて、水ぐみたりければ、よめる、山城の、ほぞちと人や、思ふらむ、水くみたるは、狐なりけり、○振折は、師の、折ノ字は析の誤とせられ

たるぞ宜き、【振折にては、振てふ言因なし、】本叙用能碁登布理佐伎豆と訓べし、【師のホゾチナ、フリサクナシテと訓れたるは、わろし、振柝は、熟苽の下にあれば、然訓べきには非ず、且瓜を柝かには、振てふ言、似合ざればなり、熟苽の如振柝と云ば、即熟苽を拆か如く振拆と云意なり、然る例多し、瓦解を、瓦の如く解と訓、蜂起を蜂の如く起ると訓て、意は瓦の解るが如く解、蜂の起るが如く起ると云意なるに同じ、】凡て振とは、物の動揚ることに云て、此はかの尻より、小腹へ刺通し給へる刀を、やがてはたらかして、上ざまへ裂揚げ給ふを云なり、さて如熟苽と云るは、熊曾を斬裂給へることの、いと容易きを、譬へて、此ノ王のいみしく猛勇く坐すほどを顯せるなり、熟苽は、甚柔脆にして、裂易き物なればなり、○也故、諸本並故也とあるは、下上に寫誤れるなり、【延佳本に、也ノ字無きは、私に除けるなるべし、】今改めつ、若櫻ノ宮ノ段に、以レ手刺而殺也、故云々とある例をも思ふべし、書紀に、川上梟帥、亦啓之曰、吾是國中之强力者也、是以當時諸人不レ勝二我之威力一而、無三不レ從者一、吾多遇二武力一矣、未レ有二若二皇子一者一、是以賤賊陋口以奉二尊號一、若聽乎、曰聽之、卽啓曰、自レ今以後、號二皇子一應レ稱二日本武皇子一、言訖、乃通レ胸而殺之、故至レ于レ今稱曰二日本武尊一、是其緣也、然後遣二弟彦等一、悉斬二其黨類一、無二餘噍一とあり、○山ノ神河ノ神は、下に山河荒神とあるに同くして、山又河に在て、殘賊ふ惡神を云、白檮原ノ宮ノ段なる、熊野ノ山之荒神、此ノ段なる足柄の坂ノ神、信濃の坂ノ神、伊服岐山ノ神、走水ノ渡ノ神、柏ノ濟ノ惡神、又書紀ノ此ノ御卷に、山有二邪神一郊有二姦鬼一、遮レ衢塞レ徑多苦二人一とある類なり、河ノ神の荒びたる事は、其と記せるは、見えねども、其も有つらむ、【書紀仁德卷、十一年、茨田ノ堤を築きたる處に見えたる、河ノ神などをも、此ノ類とせむか、】○穴戸ノ神は、穴戸に在て、荒ぶる神なり、穴戸は、長門ノ國と、豐前ノ國との間の海門にて、筑前ノ國の、北面の海より、山陽道の南面の海に入る門なり、穴戸としも名に負たる由は、源貞世【今川了俊と云し人】が、道ゆきぶりと云書に云く、霜月の廿九日、長門の國府を出て、赤間の關に著て、

の山とかやいふ麓の、荒磯を傳ひて、はやともの浦にゆくほどに、向ひの山は、豐前ノ國門司の關の上の峯なりけり、海の面は、八町とかや云めり、潮の滿干のほどは、宇治の甲ノ瀬よりもなほ落激りためり、さても穴戸、豐浦の都と申し侍るところは、今の赤間の關と、門司の關とのあはひは、山のひとつなる、其中に、わづかに潮のみちひの路ばかり、穴のやうにて侍るに、其ノ岸の東西に、人家しげかりけり、穴戸とはこれを云なりけり、其を皇后の軍の御舟、通り難かりけるに、御舟よそひて後、一夜のほどに、此ノ穴戸の山引キ分れて、今のはやともの渡りになりぬ、此ノ山さながら西の海中によりて、島となれり、此ノ島の向ひは柳の浦とて、昔ノ里内裏のたちたりける所なるべしと云り、此ノ穴戸の名の說ハ、國人の古く語リ傳へたるを聞て、記せるなるべし、【但、其岸の東西に、人家しげかりけり、穴戸とはこれを云なりけりと云るは、古言に、海門を、戸と云しことを知らずして、戸を民戸の戸の意と思ひ誤りて云るひがことなり、穴の如くなる海戸と云意なる物をや、さて皇后の軍とは、神功皇后の、韓國に向給ふ時の御軍を云ると聞ゆ、さて其ノ時一夜のほどに、山の引分れたりと云も、古き傳說と聞えたり、島となれりと云は、引島と云島のことなるべし、引と云名も由ありと聞ゆ、但シ此ノ島ノ名は、既に仲哀紀に見えたり、後の名を以記せるにもあるべし、さて此ノ穴戸の事は、なほ内山ノ眞龍が考に云く、長門の段ノ浦と、豐前の早鞆崎との間の海、里人は一里ありと云なれども、いと近くして、わづかに五六町ばかり離れたり、さて此ノ段ノ浦と、早鞆と、相對ひたる、兩方の山の岸、崩れ缺たる形なるを見るに、上代には、此ノ處長門と、豐前とつゞきたる岩山にて、其ノ下に洞ありて、東西通り、潮の通ふ道ありて、船も往來ひつらむ、故に穴戸とは云なるべし、仲哀紀に洞海とあるも此なり、然るを後に其ノ洞の上の山を穿通して、今の如くよのつねの海にはなれるならむ、されど今も兩方の岸高く、間の海はいと狹く、穴の如くにて、潮の滿乾に流るゝところは、早川の如くなり、かくて西ノ方は、やうやくに廣くして、長門の赤間ヶ關より、豐前の柳ノ浦までの間、船路一里なりとぞ、さて早鞆ノ神社は、豐前の地にあれ

ども、今も里人は、長門の社なりと云なるは、舊地つゞきて、長門の内なりし故にぞあるべきと云り、宣長按に、此ノぢへ貞世ノ記せる趣と、大かた似たり、洞ノ海と云は、久岐は、久具理にて、山ノ下の洞をくゞりて、船の往來し故の名なるべし、さて今此ノ海門の北は、長門ノ國にて、段ノ浦、赤間ガ關と、西へ並び、なほ西は大海なり、南は豐前ノ國にて、早鞆、門司ガ關、大裡、柳ノ浦、小倉、と西へ並び、其ノ西に、筑前國につゞけり、引島は此ノ海門の西の口に在て、長門に屬り、さて狹手に云むは、彼ノ早鞆ノ神社を、海布刈社とも云て、年毎の十二月晦ノ日の夜、海布刈神事と云あり、其ノ夜は常より殊に甚く潮の干るを、彼ノ社の神主、海ぎはの石階を五百段降りて、底の海布を刈る、其ノ同時に長門の一ノ宮の神主も、松明を執て、北より同く五百段降りて、相對ひ、其時のくだりに南北へ相去る、此に因て其浦を、五百段ノ浦と云、又略きて、段ノ浦とも云なりと云り、】さて此ノ海門に依て、國ノ名をも穴戸ノ國と云り、【長門ノ國是なり】其國ノ事は、豐浦ノ宮ノ段【傳三十九】に云べし、さて此を書紀には、既而從海路還之到吉備以渡穴海、其處有惡神、則殺之、亦比至難波、殺柏濟之惡神、また唯吉備穴濟ノ神及難波柏濟ノ神、皆有害心以放毒氣令苦路人、故悉殺其惡神、並開水陸之徑とあり、傳の異なるなり、【そも〳〵かく同處の惡神の事の、同じさまに二處見えたるは、一ツ事のまぎれて、二ツにはなれるか、はた別なる穴ノ海は、此ノ記の如く長門のなりけむか、後なる穴ノ濟とあるまぎれて、吉備とはなれるか、何れにまれまぎれあるべし、其はともあれかくまれ、此ノ記なるは、たゞ穴戸とあれば、吉備なるには非ず、書紀によりて思ひ誤ることも勿れ、吉備の穴ノ海穴ノ濟とあるは、備後ノ國の安那ノ郡の海なり、此ノ郡ノ名もとは、アナなるを、和名抄に、夜須奈と記し、今も然呼は、穴てふ名を惡みて、後に唱へ更たるものにて、かの駿河の郡ノ名の、益頭をマシヅと唱へかへたる類なり、安閑紀に、婀娜國と見え、國造本紀に、吉備ノ穴ノ國ノ造と云るなども是なり、さて此ノ安那郡には、今は海無けれども、其ノ南なる深津ノ郡は、養老五年に分れたるにて、舊は、南までみな安那ノ

郡なりき、さて書紀ノ此ノ御巻に、吉備ノ穴戸ノ武媛と云名も見えたれば、此ノ吉備なるをも、穴戸とも云しなるべし、又神名帳に、備中ノ國下道ノ郡穴戸ノ山ノ神社と云もあるは、又別なるべし、和名抄に、同郡に穴田ノ郷もあり、】○言向和は、上巻【傳十三の十葉二十四葉】に出ツ、○參上は、此は京に還リ上リ坐して、其ノ途に趣き賜ふを云なり、【既に參上リ到リ給へるには非ず、然るを麻志伎と訓る伎は、過し事を云辭なれども、其は昔の事を語る語なれば、妨なし、】下ノ文に、參上覆奏とあるぞ、正しく上リ到リ坐るにはありける、

即入坐出雲國欲殺其出雲建而到即結友故竊以赤檮作詐刀爲御佩共沐肥河爾倭建命自河先上取佩出雲建之解置横刀而詔爲易刀故後出雲建自河上而佩倭建命之詐刀於是倭建命誂云伊奢合刀爾各拔其刀之時出雲建不得拔詐刀即倭建命拔其刀而。打殺出雲建爾御歌曰夜都米佐須伊豆毛多祁流賀波祁流多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮故如此撥治參上覆奏

入リ坐出雲國は、穴戸ノ神を言向給ひて、京に還り上リ坐すまにまに、出雲建を言向給はむために、其ノ國に幸行なり、○出雲建、此も不伏无禮ぞありけむ、【書紀の傳へはいたく異なり、其は下に引ク】神名帳に、大和ノ國山邊ノ郡、出雲建雄神

社と云あり、○到は、出雲ノ國に到坐ひてなり、○結友は、宇流波志美斯賜比伎と訓べし、【万葉十六に、死藻生藻、同心跡、結而爲、友八違、ともあれば、此の結も、牟須毘と訓べきかとも思へど、なほ字のまゝに訓ては、古言に非じ、又師の、トモカキトシタマフと訓れたるも、宜しとも聞えず、】万葉十八に、左由理波奈、由利毛安波牟等、於毛倍許曾、伊末能麻左可毛、宇流波之美須禮とあるも、友として睦び交ることをよめるなり、上卷に、愛友とある處【傳十三の六十葉】をも、考へ合すべし、○赤檮は、伊知比能紀と訓べし、書紀用明ノ卷に、赤檮、此云伊知毘、【毘ノ字は濁音なれども、書紀には、清音にも多く用ひたり、此ノ木ノ名、此ノ記また万葉に、比ノ字を用ひたり、濁るべからず、】和名抄【木類】に、櫟子ハ和名以知比、字鏡には、杙また櫟を、一比乃木とあり、万葉十六ノ卅丁に、足引乃、此片山爾、二立、伊知比何本爾、また市柴、五柴などあるも、此ノ木の柴なるべし、此ノ木今も伊知比と云、伊知加志とも云て、橿の類なり、【此ノ記に、加志に白檮をあて、伊知比に、赤檮をあてたり、此ノ事傳廿五の、廿葉に委ク云り、】○作詐刀は、師の多知都久理波加士と訓れたるに從ふべし、【詐刀の古名もありもしつらめども、傳はらざれば今知がたし、字のまゝに、イツハリダチなど訓ては、古言にあらじ、】つくりなすことは、眞の刀の如くに似せて作るをいふ、○爲御佩は、美波加志と訓べし、【爲ノ字は、志弖と云言に當て書るなり、記中にかゝる書ざま多し、美波迦志爲斯豆とも訓べけれども、美波迦志と云へば、即チ刀のことになれば、此はさては宜しからず、】佩賜ひてと云意なり、用ニ自御ニ云る例は、寢賜ふを御寢坐とある類と是なり、○共は、出雲建と共になり、○肥河上【傳九の十九葉十六葉】に出つ、○沐は、加波阿美斯賜比伎と、師の訓れたる宜し、書紀に、游沐とあり【沐ノ字は、説文に濯髮也と注せる如くにて、浴の義はなきを、此ノ記にも、書紀にも、浴に此ノ字を用ひたるは、常に沐浴と連ね云からまぎれつるにや、】靈異記に、澡浴ハ加波阿彌弖と見え、文選に、【孫興公、遊天台山賦に、過靈溪而一タビ濯、】濯をもカハアムと訓り、万葉十六ノ卅七に、刺名倍

爾湯和可世云々、狐御安牟佐武、○自レ河上リは、既に沿ひてなり、先とは、出雲建より先に上給ふを云、○解置横刀、上に刀を置たる事は云ハざれども、浴るには、刀解置は云もさらなり、○爲易刀は、多知加閇世牟と訓べし、上代に、刀易とて爲し事のありしなるべし、○後とは、倭建ノ命の、先上坐るに對へて云ノのみなり、○倭建ノ命之詐刀、此ノ詐ノ字を、諸本に作と書り、【作刀にても聞ゆれども、前にも後にも、詐刀とあれば、此のみ異字なるべきに非ず、】今は眞福寺本、延佳本に依れり、さて此ノ詐刀は、許陀知と訓べし、下なるも同じ、【上なると、異さまに訓ては、いかがとも云べけれど、上なるは、いちひの木をもてとあれば、木刀といはて、木刀と聞ゆれば、此とは語のさま同じからず、】書紀に、木刀とあるに依れり、【但し書紀には、キダチと訓たれども、高津ノ宮ノ段の大御哥に、木鍾を、許久波とませ給へる例に依て、コダチとは訓つ、かの許久波を、小鍾とするは、非ず、小は假字には、必古と書ッぞ記の例なる、】○倭建ノ命誂云、諸本に命ノ字無し、今は延佳本に從へり、又誂ノ字を、諸本に誹と作るは誤なり、【誹は、謗る意なれば、此にかなはず、】舊印本、延佳本などに、アザムキテと訓たれど、然訓べき由なし、又師は、タハレテと訓れたれども、佯ノ字ならばこそさも訓まめ、誂は然訓べきにも非ず、さて師ノ本に、傍に誂ノ字を書き添られたる、其レ宜し、】今改めつ、誂は、説文に、相呼誘也と注せり、玉垣ノ宮ノ段に、誂白曰云々、【傳廿四の三十六葉】万葉九ノ卅八丁に、相誂良比、言成之賀婆、○伊奢とは、誘ふ言なり、率去など書り、○合レ刀、そもそも上代に、刀易とて爲し事は、たゞに刀を取交て佩ばかりには非で、其刀を合せ試むる態の有しなるべし、若然らずは、今のゆくりなく如此は詔ふまじければなり、【此は、刀易には定れる態なればこそ、如此は詔ひけめ、且たゞに取交て佩るのみは、何のためともなし、】さて其刀合せの委曲き状は、如何爲しことならむ今知りがたし、○不レ得レ拔二詐刀一、これに依て思へば、此ノ詐刀は、身と鞘との分もなく、たゞ表べを刀のごと見せて、造れるばかりの物なりけり、【木以て身を造りて、鞘に入レたるには非ず、俗にいはゆ

る作著なる故に、拔ことあたはざるなり、或人疑ひて云く、木のかぎりもて造りたらむは、眞ノ刀とはことなく輕かるべければ、初ノ佩むとする時に、早く詐刀なることは、誰もさとりつべきに、えさとらで拔むとまでせしはいかにぞや、答ふ然細なることは、今云べきに非ず、初メより人を欺かむとて作り賜へるなれば、重さも何も必ス欺かるべくぞ作り成し給ひけむ、】○拔ノ其刀ノは、己ノ命の佩せる【かの出雲建が解置し】刀なり、○歌曰、日ノ字諸ノ本どもに、白と書るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、○夜都米佐須【夜ノ字、舊印本に衣と作るは誤なり、】は、八つ雲刺にて、八雲立と同じ、書紀には、即チ椰句毛多莵とあり、夜都久毛は毛を米と通はし、都久は都と切まれるなり、さて夜久毛を、夜都久毛と云るは、万葉十八【廿丁】廿【卅丁】に、八世を、夜都代とよめると同シ例なり、其ノ餘八箸を、夜都賀と云なども同じ、【夜ノ字もとより、何れも伊夜の意なり、】さて此ノ夜亂米を、都と久と同韻なる故に、久毛を都米と云りと思ふは精しからず、久を都と通はし云むは物遠し、】續紀十一に、歌曲の名に、八雲刺曲と云あり、此も同く八雲立曲と云意の名と聞ゆれば、【凡て、某曲と云は、皆其歌の首の詞を取て、名くる例なること、上卷夷振ノ處に委く云るが如くなれば、是レも其歌の首の詞以て、かくは名けたるなり、】夜都毛佐須夫理と訓て、【八雲を夜毛と訓ては、八雲に違し、】此ノ夜亂米と引照して、共に夜都久毛の切れるなることを知べし、さて久毛の毛を米と云るは、もとより通ふ音なる中に雲は殊に久米とも云べし、上祭豐雲野神の下にも云る如く、久毛と許母理と、本ト同言なれば、籠の意にて久米とも云べし、雲は物を覆ひ籠る物なればなり、さて立を刺と云は、師の物の立昇るを、刺昇ると常に云なりと云れたるが如し、万葉三【卅丁】に、八雲刺、出雲兒等ともあり、【延佳云、夜都米佐須は八雲藻にて、藻の縁語なり、万葉集に、河上乃、伊都藻之花とあり、伊都藻と、出雲と語通へりと云るを、師の云、崇神紀に、玉菨鎭石出雲云々とある玉菨鎭石は、いつ藻の冠辭なれば、延佳が說、據なきには非れども、刺とも立とも云るは、藻に由なし、藻に八雲藻と云べきに非

ず、なほいや雲立ッを、やつめさすとも云るなりと云れき、信によることなり、又或人云、彌ノ芽さすなり、春になりて草木の芽のさすは、いづ〳〵しき物なれば、出雲とつゞくいづは稜出にて、俗にいき〳〵としたると云義なりと云るもひがことなり、草木の芽は、張などこそ云レ、刺と云る例なし、又いづ〳〵しと云ノ言も未ダ聞ず、】〇伊都毛多祁流賀は、出雲建がなり、〇波祁流多知は、佩有劒なり、かの詐刀を云、〇眞福寺本に、此ノ間に都豆ノ二字あり、其は次ノ句の首の二字の誤りて、重なりたるにもあるべけれど、誤りとも定めがたし、若くは、調を助けて、次ノ句の勢をあらせむために、其ノ言の首を、先ヅ打出たるにもあらむか、然る例水垣ノ宮ノ段の哥にもあり、考へ合すべし、【傳廿三の六十四葉】〇都豆良佐波麻岐は、契沖、黒葛多纏なり、黒葛を以て多く柄を纏なりと云り、但し柄のみならず、鞘をも纏るを云なるべし、【同人又云、又波と佐と同韻にて通へば、佐波は、鞘かと云るはわろし、佐波は多なり、】都豆良は、延喜式などに、黒葛と書り、和名抄【葛類】に、馬鞭草ハ、和名久末都々良とあるは、別に一種なるべし、万葉十四丁五に、波麻都豆良、【濱にあるを云なるべし】又丁十六安蘇夜麻都豆良、【あそ山は山ノ名なり】古今集【誹四】に、梓弓引野のつゞらうつほ物語【俊蔭ノ卷】に、青つゞらを、大なる籠にくみて云々、拾遺集、【物ノ名こにやく】野を見れば、春めきにけり、青つゞら、籠にやくまゝし、若菜つむべく、【今も此ノ物を以テ組たる、大なる籠を、都豆良と云り、】書紀釋に、上古以レ葛纏ニ大刀ヲ云り、さて多てふ言は、佐波爾、佐波那理などのみ用ひて、たゞ佐波とのみ云る例は、をさ〳〵見あたらざれども、此の佐波は、他言とは聞えず、多にの意なるべし、【佐波爾と云言の意は、俗言に澤山にと云に正しく當れり、故レ思フに万葉に、やまさは人と云ることも見え、又俗に物の甚ダ多きを、山ほども、山々とも云ヒ、又かの澤山と云俗言など、此レ彼レを合せて思へば、多にと云も、澤より出たる言にやあらむ、】さて此ノ句は、此ノ刀のたゞ柄鞘に、黒葛を多く纏たる表方の餝のみなることを云るなり、〇佐味那志爾阿波禮は、眞身無しに嗚呼なり、眞を佐と云例

多し、上に云り、身は刀の身なり、【木以て僞り造れる刀なる故に、身は無きなり、契沖、佐味を鋤とせるは當れりや、非ずや、いまだ決めず、鋤の事、上卷佐比持神の下、傳十七の四十七葉に委く云て、其處に此ノ佐味の事もさだせり、考へ合すべし、】契沖云、阿波禮とは、此ノ黑葛を卷たるを、木刀とも知らで、相擊て殺されたるを、時ノ人のあはれむなりと云り、時ノ人とは、書紀に顯に注せる故に云り、此ノ哥、書紀には、時ノ人歌之曰とあり、此ノ記と傳への異なるなり、今此を比べて思ふに、末ノ句のさま、時人のよめりとせる方優りて聞ゆ、○右の出雲建の事、書紀には、崇神ノ卷に、六十年云々、出雲臣之遠祖、出雲振根云々、其弟飯入根云々、是以既經年月、猶懷恨忿、有殺弟之志、欺弟曰、頃者於止屋淵、多生萋、願共行欲見則、隨兄而往之、先是兄竊作木刀形似眞刀、當時自佩之、弟佩眞刀、共到淵頭、兄謂弟曰、淵水淸冷、願欲共游沐、弟從兄言、各解佩刀、置淵邊、沐於水中、乃兄先上陸取弟眞刀自佩、後弟驚而取兄木刀、共相擊矣、弟不得拔木刀、兄擊弟飯入根而殺之、故時人歌之曰、椰句毛多菟云々【哥第一句より下は、此ノ記と全同じ】とあり、傳への甚く異なりしなり、○如此とは、熊曾建ノ事より、こなたの事どもを總て云なり、○撥治は、波良比多比良牙弖と訓べし、【又波良比余都弖とも訓べし】其由は日代ノ宮ノ段に、退撥不伏人等而とある處【傳十九の六十八葉】に委く云り、○覆奏、上【傳十三の十一葉】に出、覆ノ字の事も上【傳十七の四十五葉】に云り、

爾天皇亦頻詔倭建命言向和平東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等而副吉備臣等之祖名御鉏友耳建日子而遣之時給比比羅木之八尋矛(比比羅三字以音)故受命罷行之時參入伊勢大

御神宮拜神朝廷即白其姨倭比賣命者天皇既所以思吾死乎何擊遣西方之惡人等而返參上來之間未經幾時不賜軍衆今更平遣東方十二道之惡人等因此思惟猶所思看吾既死焉患泣罷時倭比賣命賜草那藝劒【那藝二字以音】亦賜御囊而詔若有急事解茲囊口

頻は、斯伎且と訓べし、万葉十一【二十丁】に、敷而毛君乎、將見因毛鴨などなほ多し、【敷は借字なり】斯久々々、伊夜斯伎【彌頻なり】などあるも同言にて、【常にシキリニと訓ムも斯伎の轉きたる言ぞ】皆事の繼重なるを云り、【故重とも書り、】○東方十二道は、水垣ノ宮ノ段に出ツ、【傳廿三の五十七葉】○荒夫琉神【琉ノ字舊印本、延佳本には、流と作り、其餘の本には、皆琉とあり、】は、惡神とも荒神とも書て、上に處々出たり、○麻都樓波奴人、上に出、【傳十九の六十七葉】○言向和平も上に出ツ、【傳十四の六十八葉】○吉備臣の事は、黑田ノ宮ノ段に出ツ、【傳廿一の五十二葉より五十七葉まで】○御鉏友耳建日子、名ノ義、御鉏友は、懿德天皇の大御名の下【傳廿一の十葉】に云るが如し、耳は例の稱名なり、此人下には、吉備ノ臣建日子と見え、書紀には吉備武彦とあり、姓氏錄に、下道朝臣、吉備朝臣同祖、稚武彦命之孫、吉備武彦命之後也、また廬原ノ公、笠朝臣同祖、稚武彦命之後也孫吉備建彦命、景行天皇御世、被遣東方、伐毛人及鬼神、到于阿倍廬原國、復命之日、以廬原國給之、【和名抄に駿河國安倍郡廬原郡】また眞髮部、稚武彦命男、吉備武彦命之後也とあり、【稚武彦ノ命の孫とも男ともある、何れ正しからむ稚武彦ノ命の

事は、傳二十六の四葉にもいへり、】さて書紀には、此度此ノ人と大伴ノ武日ノ連とを副給ひ、又七掬脛を膳夫として遣すことあり、○比々羅木之八尋矛、和名抄に、黄芩和名比々良木、楊氏漢語抄云、杠谷樹ニ云、巴豆天、和名上同と見え、【黄芩を當たるは心得ず】字鏡に、巴戟天、比々良木杠谷樹上同とあり、【或人云、比々良木は漢名枸骨と云物なり、一名を剛穀と云、此ノ字音を取て、杠谷とは云にやと云り、】續紀一に、大寶二年正月造宮職、獻杠谷樹長八尋俗曰比々良木、また同年夏四月秦忌寸廣庭獻杠谷樹八尋桙根、遣使者奉于伊勢大神宮、【倭姫ノ命ノ世記に、日本建尊、比々羅木乃以八尋鉾根天、奉獻皇大神宮留、即倭姫皇女彼ノ八尋鉾根波納緋嚢天、皇大神乃貴財止爲天、八尋機殿隱收天、爲皇大神御靈と、奉崇祭留と云るは、此ノ記の此段と、右の續紀とを合せて云るには非るか、】播磨ノ風土記に、【息長帶日女命、欲平新羅國下坐之時に、神の教ノ言ノ中に、】比々良木八尋桙根底不附國云々などあり、出雲風土記に、【島根ノ郡生馬ノ郷ノ條】八尋鉾長依日子命と云神ノ名も見えたり、【桙を桙根とも云るは、古ノ物ノ名に根てふ言を添て云る例多し、杵も古書に、キの借字に多く用ひたれば泥は添たる言なり、屋根、岩根、島根なども同じ、書紀神武ノ巻に、劍根と云あり、此は人ノ名なれば、根は名のうへに添たるか、はた劍を劍根とも云しか知らず、】さて上ツ代の矛は、鋒刄ある物のみに非ず、木のかぎりなるもありし、此ノ比々羅木の矛も然なり、【若し鋒刄ありて、其柄の比々羅木ならむには、柄の材の名を、矛の名に負ふべき由なきを思へ、】續紀十八に、桙側と云工も見え、【此も柄を側る者ならば、桙柄側りとこそ云べけれ、柄といはでたゞ桙側りと云るは、木の桙なればなり、】又古書どもに、鉾ノ字を、多く木偏に易て、桙と作るも、木矛の多かりし故と思はる、【桙ノ字には、富許の義は無し、富叶には、此方にて用る字なり、さて漢國にても、槍殳などには、刄はなくして、木もて作れる物なり、】されば古への木ノ矛は、今ノ世に棒と云物の類どにぞありけむ、但し鋒刄のあるも、木のかぎりなるも、其ノ形はさまぐ〜ありつと思しくて、廣矛など云名も見えた

り、【近き世に俊運と云物も即チ子なり】八尋と云は、甚長キ由なり、さて書紀神代ノ卷に、大穴牟遲ノ神の、國避奉リ給ふ時に、乃以テ平ケシ國時、所レ杖之廣矛ヲ、授ケ二神ニ曰ク、吾以テ此ノ矛ヲ、卒ニ有治功、天ツ孫若シ用テ此矛ヲ治メハ國者、必當ニ平安ナラム【二神は、經津主ノ神、武甕槌ノ神なり、】また或說に、此の比々羅木ノ八尋矛は、即チ此ノ廣矛なり、大穴牟遲ノ命の、皇孫命に授ケ奉リ給ひしよりして、朝廷に傳はりしを、今倭建ノ命に賜ふなりと云るは、いかゞ、あまりなる推當なり、】神功ノ卷に、即以テ皇后ノ所レ杖ケル矛ヲ、樹テ於新羅王ノ門ニ、爲ス後葉之印ト、なども見えて、古ヘは將軍などは、凡て矛を杖リしことなり、今此に此ノ比々羅木ノ矛を賜へるも此ノ故なり、【然るを書紀には、並て鉞を賜ふとあるを以て、此ノ矛をしも、斧鉞と改めて記されたる、其も漢籍の意にて書れたるにもあるべけれど、いと非なることなり、かゝる時に、斧鉞を用るは、戎國の俗にこそあれ、皇國には、古ヘも後ノ世にも、斧鉞を用ひたることさらに無し、二字をホコと訓て、たゞ桙と心得べし、神功ノ卷に、皇后親ラ執テ斧鉞ヲ令テ三軍ニとあるも同じ、其ノ下ノ文には、皇后ノ所レ杖ケル矛とあるにて、實は矛なることを曉るべし、雄略ノ卷、天武ノ卷などにも、操テ斧鉞ヲ授ク斧鉞ヲなど云ることあるを、皆漢文の飾なるをや、】○罷行は、【罷ノ字、諸本に羅と誤れり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】麻加理由久と訓べし、罷ニ天皇の大御所ヲ去て、他處に行を云、參の反なり、○御朝廷には、【廷ノ字、眞福寺本には庭とあり、同じことなり、】大御神ノ宮の御門なり、【廷ノ字には、殊なる意なし、訓の同じきまゝに、借て書るのみなり、天皇の朝廷も、名ノ意はもと御門より出たり、】其ノ御門は、延暦ノ儀式帳に、御門十一間、於蕃御門一間、【各長サ一丈五尺弘サ一丈高サ九尺】於不蕃御門一間、【各長サ一丈三尺高サ九尺】と見え、また御門四間、瑞垣御門、蕃垣御門、玉串御門、玉垣御門ともあり、【これら即チ上に擧たる、於蕃御門どもの名なり、此ノ中に、蕃垣ノ御門は、於不蕃御門なり、其由は次に云べし、蕃は、蕃にて、まがきなり、さて於蕃とは、於とは屋根を云るにて、尋常のさまなる御門を云、於不蕃御門は、世にいはゆる鳥居なり、鳥居と云名は、古

くは見えず、】又内ノ玉垣御門、外ノ玉垣御門、板垣御門などゝも見えたり、【内ノ玉垣御門は、上に玉串御門とある是なり、外ノ玉垣御門は、上に玉垣御門とある是なり、板垣御門の事は、次に云べし、】右の御門ども、各其垣ありて、各其御垣に屬たり、【御垣は、儀式帳に、瑞垣一重長サ卌九丈、高サ一丈、玉垣三重、一ノ玉垣ハ長サ十四丈、二ノ玉垣ハ廻リ六十丈、三ノ玉垣ハ廻リ百二丈、板垣廻リ長サ一百卌八丈六尺と見えたり、瑞垣は、内より第一重の御垣にて、其御門を瑞垣ノ御門と云、第一ノ御門とも云、次に一ノ玉垣とあるは、第二重にて、蕃垣と云、此は四方には廻らず、南ノ方正面のみなり、故レ此ノ御垣のみは廻リと云ハず、長サも十四丈とありて、餘の御垣の程と、甚く異なり、さて此ノ御門を、蕃垣ノ御門と云、第二ノ御門とも云、此レは於不葺御門なり、されど鳥居の形とは異なり、俗に猿頭御門と云り、次に二ノ玉垣とあるは、第三重にて、瑞垣の外に廻りて、其ノ御門を玉串御門と云、第三ノ御門とも云、今ノ世諸人の詣て拜奉る御門是なり、次に三ノ玉垣とあるは、第四重にて、二ノ玉垣の外に廻りて、其御門を玉垣御門と云、第四ノ御門とも云、外ノ玉垣御門とあるは是なり、今は此ノ御垣は無くて御門のみ存り次に板垣と云は三ノ玉垣の外に周りて、此レより内を、内院と申すなり、今は此ノ御垣も絶て無し、さて此ノ板垣ノ御門は、於不葺御門三間の外なれば、於不葺御門にぞありけむ、右御門、御垣の事、儀式帳に記せるを考へて云り、いさゝか疑はしき事もあれど、其を辨へむには、事長ければ、大形を云り、】○白ニ其御姨倭比賣命ニ、【儀式帳に、大御神ノ宮定ノ奉リ給ひ、種々の事等定ノ賜ひて、倭姫ノ内親王、朝廷爾参上坐支とあるは、倭比賣ノ命は、當時即チ京に還坐し如く聞ゆれども、然には非ず、彼レは其ノ終リの事を一ッにつゞめて記せる文にて、實は京に還上坐しは、年經て後のことなるべければ、倭建ノ命の參入坐ニし時は、なほ彼ノ宮に坐るほどなり、【書紀此ノ後に、二十年遣ニ五百野皇女ニ令レ祭ニ天照大神ニとありて、此ノ倭建ノ命の參入坐シしは、二十八年の事なるに、倭姫ノ命のなほ伊勢に坐るはいかにと、年紀かなはず、五百野皇女の、倭比賣ノ命に替り給へるは、倭建ノ命の參入給へるより後の事なるべし、】○

既所以思吾死乎は、波夜久阿禮袁斯泥登夜波毘富須良牟と訓べし、【所以をユヱと訓ては語穏ならず、さてオモホスと云には、以ノ字あまりたれども、下に所思看とあること、相照して思ふに、此も必然あるべきところなり、】以ノ字は、もと思の下に在て、以レ吾なりけるを、後に誤りて上に書るなり、【袁と云べき處に、以ノ字を置る例、記中常に多かり、】さて既は、此は、いかで早速くと願ふ意の波夜久にて、【既ノ字の意には當らざれども、既往しことを波夜久と云は、此ノ字に當れるから、通はして書るなり、語だに同じければ、字には拘らざるは、古のつねなり、】死と云に係れり、下に吾既死とあるにて心得べし、さて夜といひ、良牟と云辭は、乎ノ字、其ノ意に當れり、【凡て夜とかゝりて、良牟と結る辭は、俗言に加と云に當れり、此は吾を早く死ねと思食歟と云意なり、】○何は、伊加那禮加と訓べし、【いかなればかを、婆を省きて云は、古言の格なり、】此ノ言は下、悪人等を平遣と云までに係れり、○悪人は、麻都漏波奴比登と訓べし、下なるも同じ、【悪神をばアラブルカミと訓つれども、あらぶる人と云る例は見あたらず、】水垣ノ宮ノ段に、令レ和ニ平其麻都漏波奴人等一などある例に依れり、此は先の熊曾建などの事なり、○撃遣は、登理爾都迦波志と訓べし、○間は、本杼と訓べし、例は万葉十一丁十二に、携間、十六丁三十に、五月間爾などあり、○未經幾時は、伊久陀毋阿良泥婆と訓べし、伊久婆久毋阿良奴爾と云意なり、【奴爾を、泥婆と云る古言の例いと多し、】万葉五丁九に、遠等咩良何云々、多麻提佐斯迦閇、佐禰斯欲能、伊久陀毋阿羅禰婆、多都可豆惠、許志爾多何禰提云々、十丁十一に、左尼始而、何太毛不在者、白栲、帶可乞哉、戀毛不過者、○不レ賜ニ軍衆一とは、いさゝか疑はし、若くは、不ノ字は亦、或は又などの誤りには非るか、【若然らば、又再軍衆を賜ふなり、】然れども、軍衆を賜ふと云ことは、無くてあるべき語なれば、猶本のまゝにやあらむ、所ニ思吾死一乎と詔へるには、不レ賜とあらむも由なきに非ず、○今更は、今又更になり、○東方十二道は、水垣ノ宮ノ段【傳廿三の五十七葉】に出、○平遣は、許登牟氣爾波都加波須良牟と訓べし、良牟と云辭を讀

添ノるは、上の何の結なり、かの何てふ言、此までに係りて、天皇を恨み奉り給へる御語なり、○思惟ノ二字、淤母斯麼婆と訓べし、○猶、此ノ猶に、白檮原ノ宮ノ段に例ありて【傳十八の九葉】云る如く、左右に思ひ見て、終に思ひ決めたることに云辭なり、○所思看は、淤母富志賣須那理祁理と訓べし、【看ノ字、諸本、者と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、】玉垣ノ朝ノ段にも、所思看者、續紀廿に、所思看、万葉十五【三十二葉】に、淤毛保之賣須奈、十八、廿に、於毛保之賣之弖などありさて下に、那理祁理と云ことを添ノるは、思ひ決めていさゝか嘆き賜へる辭なり、【上に、既く吾を死ねとや所思すらむとあるは、先ヅ大方にうち思ひ賜へるさまを詔へる所なる故に、夜と云、良牟と云て、決めぬ辭なり、さて事のさまに因て、よく思ひめぐらし見るに、左右に早く死ねと所思すに疑ひなしと、終に思ひ決め給へる趣の御言なり、よく〳〵文のさまを味ひてさとるべし、】さばかり武勇く坐皇子の、如此申し給へる御心のほどを思ひ度り奉るに、いといと悲哀しとも悲哀き御語にぞありける、然れども、大御父天皇の大命に違ひ賜ふ事なく、誤り賜ふ事なく、いさゝかも勇氣の撓み給ふこと無くして、成功竟給へるは、又いと〳〵有難く貴からずや、【此ノ後しも、いさゝかも勇氣は撓み給はず、成功をたて、大御父天皇の大命を、違へ給はぬばかりの勇を立し御心ながらも、如此恨み奉るべき事をば、恨み、悲むべき事をば悲み泣賜ふ、是ぞ人の眞心にはありける、此も若し漢人ならば、かばかりの人は、心の裏には恨み悲みながらも、其はつゝみ隱して、其ノ色を見せず、かゝる時も、たゞ例の言痛きことを武勇きことをのみ云てぞあらまし、此を以て漢人のうはべをかざり僞ると、皇國の古への人の眞心なるとを、萬の事にも思ひわたしてさとるべし、】

○罷時は、倭比賣ノ命の御許を退去て、東ノ國に下リ坐スなり、○草那藝剣の事は、上卷【傳九の卅七葉又十五の廿葉】に出たり、名の所由は下に云ふべし、さて此ノ御劍は神代より天皇の三種の御寶の一ツとして、御代々々大御所に在けるに、今如此伊勢ノ神ノ宮に在。ことは如何と云に、古語拾遺に、至于磯城ノ瑞垣ノ朝ニ、漸畏神ノ威ヲ、同

殿不安、故更令齋部氏、率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劔、以爲護身御璽、是今踐祚之日所獻神璽之鏡劔也、仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劔、令皇女豐鍬入姫命奉齋焉とある如く、此ノ御劔をも、天照大御神の御靈鏡と共に遷し奉り賜へる故に、伊勢には坐るなり、【書紀崇神ノ巻、垂仁ノ巻に、天照大御神を遷し奉る處に、此ノ御劔の事は見えざるは、おのづから省かれたる傳なり、拾遺にも、伊勢に鎭り坐ることを記せる段には、此ノ御劔の事は見えず、此も省けるなり、】かくて然ばかり重き御寶を、今倭比賣ノ命の御心として、私に倭建ノ命に授渡し奉り賜へること、後ノ世の心を以て思ふには、いと〳〵心得がたき事なれども、然もあるべき所以あることなるべし、凡人心もてみだりには、測りがたし、【又思フに、若くは草那藝とは、大薙刈など云る類にて、刀の利きを云る稱にて、一ツの劔に限れる名には非らむか、故、此ノ記にも、此ノ御劔の名は、倭建ノ命の草を薙掃ひ賜ひしに因て負りと云ことは見えず、書紀にも、其事は一云として別に記されて、本文には見えず、又式に、伊勢ノ國度會ノ郡に、外宮の攝社に、草薙ノ神社と云ある、此レも別劔に依れる神ノ號なり、されば此に、倭建ノ命に授け給へるも、彼ノ三種の一ツの御劔には非ずて、別物ならむかとも思へども、記中にも書紀にも、此ノ名を負る劔他には見えず、たゞ一ツ劔の名と聞え、殊に書紀には、神代巻に、既に此ノ今在尾張國吾湯市村云々とあるうへは、右の考へは立ツべきにあらず、】○御嚢の事下に出、其處に云べし、○而詔、舊印本、又一本に、詔而と作るは、下上に誤れるなり、今は眞福寺本、延佳本、又一本に依れり、書紀ノ釋に引るも同じ、又一本には、而ノ字無し、○急事は、登美能許登と訓べし、【即チ俗に急なる事と云意なり】登美は、速の活きたる言なり、【頓ノ字の音とするは非なり】古今集に、とみの事とて書をもて來たり、伊勢物語にも、とみの事とて御書あり、驚きて見ればとあり、源氏物語夕顔ノ巻【夕顔ノにはかに絶入たる事を云る處】に、かゝるとみの事には、誦經などをこそはすなれなどあり、其外登美爾と云ること多し、【登美爾は、俗に早速にと云意なり、】又爾波加那流許

登ごと訓べし、○書紀六、四十年夏六月東夷多叛邊境騷動、秋七月天皇詔群卿曰、今東國不安暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略人民、遣誰人以平其亂、群臣皆不知誰遣也、日本武尊奏言、臣則先勞西征、是役必大碓皇子之事矣、時大碓皇子愕然云々、於是日本武尊雄誥之曰云々、則天皇持斧鉞以授日本武尊云々、其東夷之中蝦夷尤強焉云々、往古以來未染王化、今朕察汝爲人也云々、即知之形則我子實則神人云々、亦是天下則汝天下也、是位則汝位也云々、於是日本武尊乃受斧鉞云々、天皇則命吉備武彦與大伴武日連、令從日本武尊、亦以七掬脛爲膳夫、冬十月日本武尊發路之、枉道拜伊勢神宮、仍辭于倭姫命曰、今被天皇之命而、東征將誅諸叛者、故辭之於是倭姫命、取草薙劍授日本武尊曰、愼之莫怠也とあり、此ノ時に、皇子の天皇に奏賜へる御言の趣は、此ノ記の倭比賣ノ命に申シ給へる趣とは、甚く異なり、其は元よりの傳への異なりしには非で、撰者の強て漢めかされたる文なり、【凡て書紀の此ノ段、殊に漢めきたり、上代の意言に非ず、其は古ノ傳ノ說の中に、漢めかぬことをば省き捨て、漢さまの文を多く潤色り添へて書れたりと見えたり、故レ今はさるさまの文は、うるさくて多くは略きて引つ】彼ノ紀の此ノ段の中には、臣則先勞西征、是役必大碓命之事矣と奏し賜へるのみぞ、此ノ記の趣に近かりける、

故到尾張國入坐尾張國造之祖美夜受比賣之家。乃雖思將婚、亦思還上之時將婚期定而幸于東國悉言向和平山河荒神及不伏人等故爾到相武國之時其國造詐白於此野中有大沼住是沼中之神甚道速振神也於是看行其神入坐其野爾其國造

火著其野。故知見欺而解開其姨倭比賣命之所給囊口而見者。火打有其裏。於是先以其御刀苅撥草。以其火打而打出火。著向火而燒退。還出皆切滅其國造等。即著火燒。故其地者於今謂燒遣也。

尾張ノ國、名ノ義ハ未ダ思ヒ得ず、【万葉十三に、小治田之、年魚道之水乎云々、此ノ治ノ字は、治の誤リにて、袁波理陀なるべし、さて續紀廿九に、尾張ノ國山田郡人、小治田ノ連藥等八人、賜ノ姓尾張宿禰ノとあるとを合せて思へば、尾張を小治田とも云しか、若然らば、即小治にて、田に依れる名なるべし、又神代に、伊都之尾羽張と云劍ノ名もあれば、草薙ノ劍に因て、此レも尾羽張の約まりたる名かとも思へど、此ノ國ノ名は、倭建ノ命より前にあり、又彼ノ劍、もと大蛇の尾より出たるに就て云る説もあれどあたらず、又國ノ形ハ、南ノ方へ長く尾の張たる故の名と云もいかゞ、又此ノ國の風土記と云物に、終の意に云ることもあれど、其ノ說さだかに聞えがたし、凡て此ノ風土記は、やゝ後の物なり、なほ此ノ國ノ名の事、掖上ノ宮ノ段、傳二十一の廿二葉、尾張ノ連の下にも云ることあり、考ヘ合すべし、】神名帳に、山田ノ郡尾張ノ神社、また尾張戸ノ神社あり、〇尾張ノ國ノ造、此ノ氏の事、掖上ノ宮ノ段【傳廿一の廿一葉尾張ノ連】に委く云り、さて國造本紀に、尾張國造、志賀高穴穗朝、以ニ天別天火明命十世孫小止與命一、定ニ賜國造一とあり、【小止與ノ命は、美夜受比賣の父なれば、志賀ノ高穴穗ノ朝と云るは、代違へり、此ノ事傳廿一にも云り、】姓氏錄河内ノ神別ノ尾張ノ連ノ下には、火明ノ命十四世ノ孫、小豐ノ命とあり、又舊事紀五に、此ノ氏の世々を記せるには、小止與ノ命は、饒速日ノ命ノ十一世ノ孫なり、【其は饒速日ノ命の子、

天ノ香語山ノ命、其ノ子天ノ村雲ノ命、亦ノ名ハ天ノ五多底、其ノ子天忍人ノ命、其ノ子天戸目ノ命、其ノ子建斗米ノ命、其ノ子建宇那比ノ命、其ノ子建諸隅ノ命、其ノ子倭得玉彦ノ命、亦ノ名ハ市大稻日ノ命、其ノ子弟彦ノ命、其ノ子淡夜別ノ命、其ノ子乎止與ノ命なり、さて始ノ祖を、饒速日ノ命と云るは僞リにて、實は天ノ火明ノ命なること、既に傳十五の九葉廿一の廿一葉に云るが如し、さて此ノ氏人の、尾張ノ國に住しは、此ノ小豐ノ命や初ノなりけむ、かくて其ノ孫尾綱根ノ命に至リて、尾張ノ連と云姓を賜ひしなり、又此ノ氏人の尾張ノ國に在しことの、後に見えたるは、宣化紀に、遣二尾張ノ連一運二尾張國屯倉之穀一、續紀二に、行至二尾張國一、尾治連若子麻呂牛麻呂賜二姓宿禰一、四に、尾張國愛知郡大領尾張宿禰乎巳志など見ゆ、】續紀十七に、命婦從五位下尾張宿禰小倉、爲二尾張國國造一なども見えたり、さて熱田の大宮司なども、此ノ氏人なり、【其事は下に委く云べし】○美夜受比賣、書紀に、尾張氏之女とあり、熱田大神緣起と云物【此書、貞觀十六年に、神宮別當尾張ノ連淸稻、古記ノ文を捜り、遺老の語を聞て記せるを、寛平二年に、守藤原朝臣村椙、通儒に訪て文を修するよし末に見ゆ、さもあるべし、なほ此ノ書の事、下に引たる處にも云べし、】に、日本武ノ尊、乃受二斧鉞一、以再拜日云々、天皇勅二吉備武彦與二建稻種公一、服二從日本武ノ尊一云々、到二尾張國愛智郡一時稻種ノ公啓曰、當郡氷上邑有二桑梓之地一、伏請大王税二駕息一之、日本武ノ尊感二其懇誠一、踟蹰之間、側見二佳麗之娘一、問二其姓字一、知二稻種公之妹名宮酢媛一、即命二稻種公一娉二納佳娘一、今邑之後寵幸周厚、數日淹留、不レ忍レ分レ手とあり、神皇正統記にも、日本武ノ尊は信濃より尾張ノ國に出ノ賜ふ、彼ノ國に宮簀媛と云女あり、尾張の稻種ノ宿禰の妹なりと見えたり、稻種ノ宿禰は、舊事紀に乎止與ノ命、尾張大印岐女子眞敷刀婢爲レ妻、生二建稻種命一と云り、【然れども、舊事紀には、乎止與ノ命の子は、一男とありて、建稻種ノ命のみを擧て、其妹宮簀媛は見えず、漏たるなるべし、】美夜受比賣の母も、此ノ眞敷刀婢にやありけむ、なほ此ノ比賣の事、下【傳二十八】に云べし、さて先祖の姉妹などをも、某ノ女某ノ妹など云ハずして、たゞに某氏之祖と云ること、高岡ノ宮ノ段に見えて、其處【傳廿

一の四葉】に例どもを集たり、尾張ノ國風土記にも、尾張ノ連等ガ遠祖、宮酢媛ノ命とあり、○亦思還上之時將婚、この亦と云言は、思ノ字の下にある意にて、亦還上て、此處に來たらむ時と云ことなり、さて時の下に、許曾と讀附て、將婚を賣佐米と訓べし、【將は牟と訓例なれども、上に許曾と云へば、必ス米と結むる定まりにて、米は牟の轉きなり、】○期定而は、知岐理淤伎氐と訓べし、○悉言向云々とは、次なる事等を約めて、先ヅ言ヒおくなり、○相武國、武ノ字、諸本に模と作り、【書紀ノ釋、又神名秘書などに引るも同じ、】今は眞福寺本、延佳本に依れり、【記中には、武ノ字は假字に用ひたる例は無けれども、凡て國ノ名、地ノ名には、常の假字には用ひざる字を書たる例多し、吉備の吉ノ字、高志の高ノ字、伊賦夜坂、波邇賦坂などの賦ノ字、伊服岐山の服ノ字、當藝野、當岐麻などの當ノ字などの如し、これらも、記中には、常にはをさ／＼用ひざる假字なり、此の武ノ字も、右の類なり、さて又、記中、國ノ名の字、凡て尋常に異なる多し、山代、无邪志、三野、科野、高志、多遲麻、稻羽、針間、阿岐などの如し、是も上代より書キ來し隨と見えたり、されば此レも其類にて、本は相武とありけむを、今の本、多く相模と作るは、後ノ人のさかしらに書易たるなるべし、然る例もこれかれ見えたり、美濃は、三野とのみ書るに、上卷に一所、美濃とかき、近淡海とのみ書る例にて、遠江も遠淡海とこそあるべきに、遠江と書るなども、皆後のしわざと見ゆ、】元正紀に、酒部ノ連相武と云人ノ名も見えたり、是此ノ國ノ名を古へは、如此書たりし一ッの證なり、【國造本紀にも、此ノ字を書たり、】さて和名抄に、相模、佐加三とあれども、本は、佐賀牟なり、下なる歌にも然あり、模ノ字を書るも、ムの假字なり、【此ノ字もの假字には遠し、大隅ノ國の郡ノ名の馭謨も、五牟とあり、謨模同音の字なり、東遊の一歌に、左加安无乃於禰とあるは、相模の嶺と云ことなるべし、万葉十四に、相模禰乃乎美禰とある相模なども、サガムと訓べきなり、佐賀美と云は、後に轉れる唱へなるべし、上總ノ國の郡ノ名、夷灊も和名抄には伊志美とあれども、此ノ記には伊自牟とあり、】國ノ名義の事は、下なる哥の處に云べし、○其ノ國ノ造

の事、下に云べし、○大沼、和名抄に、唐韻ニ云沼ハ池也、和名奴とありて、【印本には奴萬とあれど、古本にも、又一本にも、萬ノ字無し、】古ヘは奴と云しも常なれど、又明ノ宮ノ段ノ末に、阿具奴摩と云沼ノ名もあり、万葉十四に、伊可保乃奴麻、可保夜我奴麻、伊奈良能奴麻、又奴麻布多都、【沼二ッなり】などもあれば奴麻と訓べし、【師は此は、沼は借字にて、大野なりと云れき、其は次に、入ニ坐其野ニとあるに因てなるべし、古ヘは野をも怒と云て、万葉などにも、沼を野と通はし書る例などもあれば、野とせむも、由なきにはあらねども、上に野中にとあれば、大野はいかゞなり、】○道速振は、上卷【傳十三の九葉】に出、やゝ後の駿河ノ國ノ風土記に、安弁郡椎田ノ池、和銅元年自ニ三月一經ニ五月ニ、池底鳴、晝夜有餘度、恰如ニ地震ニ、五月望夕有ニ一黑牛ニ、出ニ池底ヨリ、負ニ一顆之玉ニ、其ノ玉光照ニ四邊ニ云々と云り、彼ノ國にかく後ノ世にしも、池ノ中より靈き物の出づる事もあれば、上ッ代には道速振神の、沼ノ中に住る例もありぞしけむ、【此は虚言ながら、然る事の世に有しによりて、似つかはしく誹り申せるなり、】○看行は、美曾那波志爾と訓べし、高津ノ宮ノ段に、欲ニ見ニ行、朝倉ノ宮ノ段に、看行、書紀仲哀ノ巻に、分明看ニ行山川海原ヲ、續紀十に、所見行、歡賜、十五に、見行波、鎭火ノ祭ノ祝詞に、奇止出見所行須時などあり、なほ他にも、行ノ字を添たる例は、續紀に、所思行佐久止、念行須、所念行佐久止、所知行須、所聞行、聞行須、三代實錄八に、念行米須、万葉二十に、所知行などもあり、【これらは、オモホシメス、シロシメス、キコシメスとよむを、看行のみ、其例に變りて、ミソナハスとよむ所以は、しろしめすなどを、所知看と書ヶ如く、賣須は即看すなれば、看賜ふことを、美志賣須と云ては、同言の重なる故に、此レは然は云ハざるなり、】抑かく行ノ字を添ることは、龍田ノ風ノ神ノ祭ノ祝詞に、思志行波須乎とあるは、オモホシオコナハスと訓べし、【波ノ字あれば、是レはオモホシメスとは訓がたし、】此例を以て思へば、所念行所知行所聞行などの行も、本は皆淤許那波須と云し故に、行ノ字は書るを、然云も、意は賣須と云と同じき故に、通はしても、賣須と云るにも行ノ字をも書ならへるなるべし、【古

万葉なる所知行、三代實錄なる念行米須などは、オコナハスとは訓がたければなり、】然れば美曾那波須も、美志淤許那波須の約まりたる言なり、【有が美志と云は、古言なり、志淤は曾と切り、許は省りたるなり、又志淤許を約ても曾となるなり、】さて此言、今ノ京になりて、假字書にも、古今集ノ序に、今もみそなはし、後ノ世にも傳はれとてなどあり、【榮花物語本のしづくの卷に、ゐなかの人々、いみしきおほやけのせめをもすて、萬ヅの事をかきて、皆のぼりこみてこのたびの事は、みそなはさむとすと云ヒ思へりとあるは、賤キ者の、己がことに云るは、用ひざま違へりいかゞ、】○入ー坐其野ーとは、大沼のある野なり、【上に其ノ野中にとあれば、大沼は即チ當所野に在ルべきに、其ノ野に入坐と云るは、此と彼との違あるが如くなれども、古ヘには此と云言を、今ノ世に阿能加能など云意に用ひたることありて、中昔の物語書などにも多し、されば此ノ野中と云るも、見渡したる所の野を指て云るにて、今ノ世に、阿能野と云に同じければ、違へることなし、】野に入と云例は、上卷にも入ー其野ーと見え、【根ノ堅洲國の段】万葉十一に、和射見野爾、吾者入跡なごあり、○其嫡、この其は、加能と訓て、所給嚢に係て心得べきなり、○解開は、登伎阿氣ヨと訓べし、若有ニ急事ー解ニ茲嚢口ーとありしに因て、解賜ふなり、○火打の事、上卷傳十四【六十一葉】に云り、さて此ノ倭建ノ命の故事に因て、古ヘは旅行ク人に、火打を贈る事ありしなり、後撰集に、みちの國へ罷りける人に、火打を遣すとて、書付ケける、貫之、をりをりに、打てたく火の、煙あらば、心さすがを、しのべとぞ思ふ、【八雲御抄に、小刀、心さすがともいふ、爲家卿ノ抄に、さすがは腰刀なり、燧につくる物なりとあり、今ノ世にも、物截る小刀をさすがと云り、】公忠ノ集に、ゐなかへ下る人の許に、白き袋を、青き物してすりて、火打を入てやるとて、打見ては、思ヒ出よと、吾屋戶の、忍草して、すれるなりけり、敦忠ノ集に、親盛唐物使にていくに、金の火打、火嚢に花をして、緒を揩たる袋に、打つけに思ひ出ツやと、故鄕の、忍草にて、すれるなりけり、【万葉十八に、針袋、これはたばりぬ、須理袋、今は得てしか、翁さびせむ、

此ノ摺理袋を、或說に、火打袋なりと云へども いかゞあらむ、此レはたゞ色ヲ摺たるにて、何の袋とも知リがたきか、又箙袋なりと云說もあれど、それもいかゞ】源平盛衰記【四十四】に、日本武ノ尊の、錦ノ燧袋の事を云る處に、今ノ世までも人の腰刀に、錦の赤皮を下て、燧袋と云ことは此故なり、【新井氏の軍器考に、火打袋着ることは云々、寛正のころの記に、足利殿の御腰物にも、此ノ物つけられしこと見えたり云々、織田殿のころまでも、なほ此ノ物の事見えたれど、今はかゝる物つくることは見えずと云り、又或書に、採桑老の舞の圖に、老翁の面を被り、狩衣の如き物を服て、腰にはさすかと云む物の如きに、袋を結つけたるを、火打袋と云物のよし、伶人の家に云ヒ傳へたり、又天皇の御しるしの寶劍にも、火打袋とて赤地ノ錦にて調へたる、袋の如き物を、鞘に結付られたりとぞ云り、又或書に、今ノ世に、巾着と云物は、火打袋の變作なるべしとも云り、】などあり、さて今ノ世にも、倭建ノ命の火打袋の形とて、傳へたる物種々あり、其中に、信に甚古キ物のさまと見ゆるもあれど、其を即チ此ノ命の御物の形と云は、信がたし、【又中には、近きころ古めかして作れりと見ゆる形もあり、○或書に、式なる、尾張ノ國愛知ノ郡、日割御子ノ神社は、其ノ倭建ノ命の、火打を祭ると云り、いかにあらむ、】○先以二御刀一云々、先とは、火を打出し給はむために、先如此し給ふと云如聞ゆれど、然には非じ、此は上に火ヲ打二出其裏一とあれば、其につゞきて、即チ火を打出し賜ふべきに、其よりさきに、先と云ことなるべし、○刈二撥草一とは、來むかふ燎來る火を、御傍に近づけざらむ爲の、御所爲なるべし、【草無ければ火は燎ざればなり、】書紀に、一云、王所レ佩劒、叢雲、自抽之、薙二攘王之傍草一、因是得免、故號二其劒一曰二草薙一とあるも其意なり、【一云と草を薙攘ふるばかりにては、得免給ふ所由聞えがたし、是レも草を薙攘へる故に、火近くは燃來らず、故レ得免給へるなり、さて自抽之とあるは、此ノ記と傳への異なるなり、】さて此ノ記には、此ノ事に因て、此ノ劒を草薙と號けられしこととも見えざるは、傳への異なるか、はた何となく其ノ文の漏たるか決めがたし、【書紀にも、此に本文には、此ノ草薙ノ劒

の事は見えず、神代ノ卷にも、至日本武尊改名曰草薙劍ト云こゝは、別に一說として記され、此記にも下文には、其御刀之草那藝ノ劍とあるを、此にしもたゞ其ノ御刀とのみあるは、別劍、かの疑ひさへなきに非ず、但し此は連きの文に、苅撥草と云故に、草那藝ノ劍を以てと云ては、言重なりて煩はしさに、たゞ其ノ御刀とのみ云るにもあるべけれど、若シ然らば、いよゝ此ノ下に、此に因ッて草那藝と號くと云こと有らでは事足らず、故レ其ノ文の漏たるかとは云なり、若シ其文の漏たるものならば、此ノ記の傳へも、此ノ事に因て草那藝とは名けられしなり、若シ又おのづから漏たるには非ずて、元より其ノ傳言はなかりしならば、草那藝てふ名は、此時の由にはあらで、たゞ大葉刈、天繩斫など云たぐひにて、其ノ利きことを云る名なるべし、若シ此ノ義に依ることきは、彼ノ草を薙撥ひ給ひしに因て、名くと云說は、草を苅撥ひ賜ひし事もありしに就て、附會せて云るかとも云べけれど、なほ彼レも本より一ッの傳へにはあるべし、さて此ノ草薙と云名を、實には青人草を攘平ぐる由なり、など云說は、例のなまさかしらなる漢意にて、論ふに足らず、駿河ノ國ノ風土記にも、草生無主之地、此叢原、自天孫降臨無草叢之神、故天孫降臨之後、有草薙之號云々、一書曰、日本武尊、伐東夷至駿河國浮島原與阿部市、東夷欺尊託狩獵令遊御廣野、日中縱火、于時十月之旬、衆草枯死而宜添火、恰如塗油、煙已進而尊之軍至危、所帶之叢雲ノ劍自脫、拂野火、依此有草薙名、此事大謬也と云り、此ノ風土記は、やゝ後の物にして、假字さへ往々誤あり、信がたきこと多し、此ノ草薙てふ名をも釋る說も、例の漢意なり、【神名帳に、駿河ノ國有度ノ郡草薙ノ神社、【かの風土記には、此ノ神祠ハ所祭天照大神之地也と云、草奈岐と云地ノ名、また草薙山と云をも擧たり、】廬原ノ郡久佐奈岐ノ神社あり、【風土記に、稚足彦天皇ノ元年、始祭之奉官幣と云、東草奈岐と云地ノ名をも擧たり、】○著向火とは、彼方より燒來る火に向ひて、又此方よりも火を著て燒を云、如此爲れば、彼方の火の勢ひ弱りて負くるなり、源氏物語【眞木柱ノ卷に、此ノみけしきもにくげに、ふ

すべ恨みなどし給はゞ、中々ことつけて、我も向火つくりてあるべきを、【河海抄に、日本紀第七ニ云ク云々、たとへば人の腹立ッべき事を、こなたよりも相對して、腹立することを云なり、】又【竹川ノ卷に】いとうしろめたき御心なりけりと、向火つくれば、【花鳥餘情に、火の付たるに、此方より又火を付ッれば、向ひの火は必ス消るを、向火と云、其ノ如く人の腹を立るに、此方よりも又腹を立ッかくれば、人の腹はたてやむなり、】などあるは、此の故事に依ッて、人の腹立る時に、此方よりも同く腹立て向ふを、向火とは云ならへるなり、又和名抄に、野火、字統云、燹防野火也、又作燹野人說云、保曾介、孫愐切韻云、燹逆燒也とあり、保曾介は、火退の意なれば、向火なり、【逆燒て、彼方の火を退くる意なればなり、】○燒退は、夜伎曾氣弖と訓べし、曾氣は、令退の切まりたるにて、向火以て燒て、彼方の火を退しむるを云、○還出は、其野より出賜ふなり、【上に人坐其野にとあると、相照して見べし、】○即著火燒とは、書紀にも焚其賊衆而、滅之とある如く、其ノ國ノ造等を燒賜ふなり、但し上に既に切滅とあれば、其ノ切殺したる屍等を、燒せ給へるか、又は其ノ住宅を燒せ給へるを云か、又は切滅とは、切はたゞ輕く附て云るのみにて、是レ即燒滅し給へるなるを、其地名に負ることを云むために、燒たることをば、別に分て云るにもあるべし、さて其ノ差は如何もあれ、然燒給へることは、野に火を著て、王を燒殺し奉むとせしを、報い賜ふとなるべし、【此著火燒を、上なる野に火を著し事と見るはひがことなり、】○故其地者於今、其地者ノ三字は今補へつ、其ノ故は、記中に如此其ノ事に因て、地名となれることを云る例、何れもみな故號其所謂某、或は故其地云某などありて、某所若ノは其地などと云言の無き例は、一ッも見えざれば、此ノ言の脱たること灼ければなり、【白檮原ノ宮ノ段に、到血沼海洗其御手之血、故謂血沼海也、また蹈穿越幸宇陀、故曰宇陀之穿也とあるは、上に到血沼海とまた幸宇陀とあれば、其地をとは云はでも宜しければ此の例に非ず、】さて其ノ例ども中に、於今と云るは、上卷に故其地者於今云須賀也とある一ッのみなれば、今も其に效ひて、故の下

に其地者の三字を補へつるなり、○燒遺、遺ノ字、眞福寺本又一本には、遣と作り、今は舊印本又一本などに依れり、【五百年ばかり前に出來たる、或書に引るにも遣と作り、此ノ字ども甚心得がたし、書紀万葉神名式などに依んに、津ノ字を誤れるか、【遣ノ字下の横ノ畫を去レは、津とよく似たり、延佳本には津と作れど、其は私に改めつるなるべし、諸の本に然作るは無ければなり、】又は道を誤れるか、【道ならば夜伎遲なり、若シ然らば夜伎豆とは、やゝ後に訛れるか、はた本より遲とも豆とも通はし云るか、何れにてもあるべし、】かにかくに遣遺などにては、如何とも訓がたけれど、字は姑ク舊の隨にて訓は津に從ひぬ、【なほ後ノ人よく考へて定めてよ、】万葉三に、燒津邊吾去しかば、駿河なる、阿倍の市道に逢し兒等はも、神名式に、駿河ノ國益頭ノ郡燒津ノ神社、【今も燒津村と云あり、また野燒村と云もあり、野脇ともいふ、】和名抄に、同國益頭ノ【末志豆】郡益頭ノ【万之都】郷と見え、かの風土記にも麻賤郡など書れど、益頭は音を取れる字にて、即燒津なり、【此ノ事谷川氏も云りき、頭ノ字音を取れゝば益もヤクの音を轉して、ヤキに用ひたるなり、然るを麻志豆とも云は、やゝ後に燒と云ことを忌惡みて、其字の訓に唱へ更たる物なるべし、然る例他にもあるなり、】○書紀云、是歲日本武尊初至駿河、其處賊陽從之、欺曰是野也麋鹿甚多云々臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而、覓獸、賊有殺王之情、放火燒其野、王知被欺、則以燧出火之向燒而得免、王曰殆被欺、則悉焚其ノ賊衆而滅之、故號其處曰燒津とあり、そも〳〵此ノ段の事、書紀にはかく駿河とありて、其ノ跡の地ノ名なども、駿河ノ國に現しくて在るを、此記に相武としもあることは、人の疑ふべきなれども、古語拾遺にも倭武ノ尊東征之年到相模國遇野火難即以此劒薙草得免更名草薙劒也【帝王編年記にも、此レを相模ノ國にての事とせり、】と見えたり、此は國の違へるには非ず、たゞ古と後と、名の變れるのみにして、實は一ッなり、上代には駿河ノ國と云大名は無くして、【駿河と云はもと一郷の名にして、駿河ノ郡の駿河ノ郷是なり、然るをやゝ後に其ノ郷ノ名を取て、郡ノ

名こし、國の大名にもせるなり、】其國の地までをかけて、大名をば相武と云て、【此ノ事下にも云べし】此ノ倭建ノ命の時も、いまだ駿河と云大名は無かりけむ、【かの駿河ノ風土記に、御間城入彦ノ天皇三年、割ニ伊豆國ニ而爲ニ分國ニと云へれども、例の信がたし、】故ニ此ノ記などは、當時の隨の傳にて、相武と記し、書紀は後に分れたる國ノ名を以て、記されたる物なり、されば此ノ倭建ノ命を、欺き奉りし國造と云者も、今の相模ノ國の國造には非ず、燒津の地ノ名に因て思ふに、駿河の地の盆頭、有度、安倍、廬原あたりの國造等なるべし、【上代には、後に郡若くは郷などに、なれるばかりの處をも、某ノ國と云つれば、其を領れるたぐひをも、國造とは云しなり、國造本紀に、珠流河ノ國造云々、廬原ノ國造云々、相武ノ國造云々など見えたれど、此は其には拘るべからず、其ノあたりに國造は、なほ此彼と有りぬべければなり、】

自其入幸渡走水海之時其渡神興浪廻船不得進渡爾其后名弟橘比賣命白之妾易御子而入海中御子者所遣之政遂應覆奏將入海時以菅疊八重皮疊八重絁疊八重敷于波上而下坐其上於是其暴浪自伏御船得進爾其后歌曰佐泥佐斯佐賀牟能袁怒邇毛由流肥能本那迦邇多知弖斗比斯岐美波母故七日之後其后御櫛依于海邊乃取其櫛作御陵而治置也

入幸は、伊理伊麻志弖と訓べし、下なるも同じ、伊麻志は、行坐と云意なり、【行坐を、伊麻須と云る例常に多し、】白檮原ノ宮ノ段に、自レ此於ニ奥ノ方ニ莫レ使ニ入幸ニ、【彼レはイリマシと訓つれど、此はイリとのみにては、言足はぬことゝなるゆゑ

に、イリイマシと訓つ、】入とは、東ノ國の奥方に幸を云、【此は駿河の地より、今の相模ノ國に幸せるを云、】○走水海、【此ノ地名今も有て、波斯理美豆と唱るなり、】書紀に、亦進ニ相模ニ欲レ往ニ上總ニ、望レ海高言曰、是小海耳、可レ立跳渡、乃至ニ于海中ニ暴風忽起、王船漂蕩而不レ可レ渡、時從王之妾、曰弟橘媛、穗積氏忍山宿禰之女也、啓王曰、今風起浪泌王船欲没、是必海神心也、願以妾之身贖王之命而入レ海、言訖乃披レ瀾入之、暴風即止船得著岸、故時人、號ニ其海ニ曰ニ馳水ニ也とあり、是に故時人號ニ其海ニ曰ニ馳水ニとあるは、上ノ文に可レ立跳渡ニと暴言し賜へるに依てか、【跳ノ字、走也と云注あり、又万葉に、たちばしりせむと云詞あり、又思ふに此ノ時に浪の速かりし由の名にてもあらむか、かの浪速國と名けしと同じ心ばへなり、】さて此は、今も相模ノ國御浦ノ郡の海邊【浦川より三十町ばかり北】に、走水と云邑ありて、【海邊の山ノ上に、走水の觀音とて寺あり、諸國の往來ふ船、此ノ前への海を過るに、初穗米とて、其ノ觀音に獻ることありとぞ、今思フに、觀音と云は、若クは實には、此ノ弟橘比賣などの御像にて、其ノ由縁にて、海ツ路を祈りしかたの、遺れるには非るか、其ノ由はいかなる事にか知ラねども、此は後の考へのためにいさゝか驚かしおくのみなり、】上總ノ國に向へる地なり、【走水と云處、今は船の泊る湊にはあらず、】其ノ海は、上ノ文に東之淡水門とある其ノ入海なり、【彼ノ水門のことは傳二十六の卅五葉に出、】○渡神は、明ノ宮ノ段ノ末にも、將レ到ニ難波ニ之間、其渡ニ之神塞以不レ入と見え、書紀ノ此卷に、難波ノ柏ノ濟之惡神など見えたる類とか、【但しかの柏ノ濟ノ神は、即此ノ王の、殺し給へるよし見えたるに、此なるはさもあらず、書紀に、海神とあれば、かの同じ類の惡神には非るか、はた是レも惡神なれども、此ノ王の御力ニにも、平け賜ふことは、あたはざるほどの神なるか、細なることは知リがたし、】○興浪は、師の那美袁多豆と訓れたる宜し、荒き浪を起たるなり、○州船は、美布泥多由多比豆と訓べし、万葉二一十六丁に、大船之、泊流登麻里能、絶多日二、又三十丁大船、猶豫不定見者、十一二丁に、大船乃、絶多經海爾、重石下など見

ミ、其ノ他にも七ノ卷に、海原、絶塔浪爾、十五ノ卷に、安麻久毛能、多由多比久禮婆、四ノ卷に、情多由多比、十一ノ卷に、天雲之、絶多不心などなほ多し、古今集【戀一】に、大船のゆたのたゆたにとあるも是レなり、御船の浪風に蕩ひ漂ひて、得進みやらぬなり、【師はミフネノモトホラセリと訓れき、此ニよらば、又モトホシテとも訓べし、もとほりは令廻の意を告けるなり、訶志比ノ宮ノ段、大后の大御哥に、本岐母登本斯、豐樂ノ宮ノ段ノ哥に、麻比母登本斯などある是なり、俗に邊と云物を、雅言にもとほしと云も、廻らして云意なり、さて此は御船をとゞこほらしむることなるを、モトホシテと訓は、万葉に、徘徊を、タモトホリと訓ると同意なれ、然れども船の進まぬことを、もとほると云る例なし、万葉にいさたもとほりなどはよめれど、其は漕めぐることにて意異なり、されば廻ノ字には少し疎けれど、船によれる言以て、タユタヒテと訓べきなり、○不得進渡は、延須々美和多理賣佐受と訓べし、進と云こと、船行と云ると見えて、此にも、得進、書紀仲哀ノ卷などにも、御船不進とも、船得進とも見え、万葉四ノ卷に、大船乎榜乃吾爾奈どもあり、○后とは、天皇の大御妻に限て申すことなるに、此にかく申し、下にも坐ス倭后等とあるは、此ノ倭建ノ命は、帶中津日子ノ天皇の、大御父命に坐スが故に、萬を天皇に准へ奉れる例なり、書紀にも、御名に尊ノ字を書き、崩と記し、陵と記し、仲哀ノ卷に、母皇后【倭建ノ命の御妻なり】などあるが如し、なほ后と申ス稱の事は、上卷に、嫡后、白檮原ノ宮ノ段に、大后とある下【傳十一の三十葉二十の十葉】に、委ク云るが如し、○弟橘比賣ノ命、御名ノ義弟は上卷の歌に、淤登賣婆多とある淤登と同じくて、美たる稱なり、其ノ意彼處【傳十三の六十六葉】に云るが如し、橘は、此ノ近き御世に、常世ノ國より持參來て、めづらしく、殊に世に賞る物なるに依て、稱たる名なるべし、【此ノ比賣命の事を、書紀に從ヒ王之妾と記されたるはいかゞ、下文には、次妃と記されたると合はず、彼ノ記の文法にては、妃と云ばかりの人を、妾と云べきに非ればこそ、且ツ此ノ記下文に、倭建ノ命の、御妻等九人の名を出せる中にも、三人はたゞ娶比賣

と云るに、布多遲能伊理毘賣ノ命と、此ノ比賣命と二柱の御名には、命と云ことを加へたるにても、なみ〳〵ならず、此ノ記に后とあるが當ることを知べし、】式に、上總ノ國長柄ノ郡橘ノ神社あり、若シくは此ノ比賣命を祭るには非るか、【和泉ノ國大鳥ノ郡多治速比賣ノ命ノ神社は、此ノ比賣を祭ると云り、同郡の大鳥ノ神社は、倭建ノ命を祭るといへば由あり、】さて古ヘは、軍行の旅にも、妻を率て行こと常なりとおぼしくて、書紀に、其事多く見えたり、【雄略ノ卷に、吉備ノ上道ノ臣、弟君が、新羅を言向にまかれりし時、其妻樟媛が、彼ノ國にて國家に忠なりし事、同卷に、紀ノ小弓ノ宿禰を、新羅を征に遣す時、吉備ノ上道ノ釆女大海を賜ひて從ひ行しむる事、欽明卷に、新羅を討に遣したる、河邊ノ臣瓊缶、其婦と共に、新羅の將に生虜れし事又同シ時に、調ノ吉士伊企儺殺されし、其妻大葉子も禽られし事、推古ノ卷に、當麻ノ皇子を、新羅を言向に遣す時に、從へる御妻舍人ノ姫王、播磨ノ國にて甍給ひし事、舒明ノ卷に、蝦夷を討に遣したる將軍、上ツ毛野ノ君形名が妻、彼地にて勇ありし事など見えたるにて知るべし、】○御子、凡て天皇の御子たちをば、如此直に對ひ奉ッても、指て御子と申すぞ古言なる、○入海中は、宇美邇伊理那牟と訓べし、【一本には中ノ字無し、其もあしからず、】○所遣之は、麻氣能と訓べし、麻氣は、令レ罷の切りたる言にて、大命以て、京ノ外の國々の官などに遣すを云稱なり、【此事傳九の四十八葉廿三の八十三葉に委ク云り】此は、東ノ國言向に遣せるを云、○政は、仕奉事と云意にて、天皇の大命を承りて、仕ヘ奉るすぢをば、何事にても政と云なり、此ノ事白檮原ノ朝ノ段に委ク云り、【傳十八の七葉】此は水垣ノ宮ノ段に、和二平所遣之國政一而、覆奏とあると同じ、考ヘ合すべし、【傳廿三の八十八葉】○菅疊、白檮原ノ宮ノ段ノ大御哥に、須賀多々美、伊夜佐夜斯岐弖、○八重は、皆例の彌重なり、○皮疊、絁疊、【舊印本延佳本などには、絁ノを絹と作れど、其ノ餘ノ本にはみな絁とあり、上卷なるも此ノ字なり、】上卷、海神ノ宮ノ段に、美智皮之疊敷二八重一、亦絁疊八重敷二其上一坐二其上一而とあり、疊の事其處に委ク云り、【傳十七の廿九三十葉】○下坐は、御船より下坐な

り、○暴浪は、阿良那美と訓べし、万葉二ノ卷に、荒浪爾、六ノ卷に、付將賜、嶋之埼前、依將賜、礒之埼前、荒浪風爾不令遇などあり、又波夜都美とも訓べし、○自伏、伏は師の那藝弖と訓れたるに從ふべし、自は上卷石屋戸ノ段に、高天ノ原及葦原ノ中國、自得照明とある自と同くして、即と云に近し、【此ノ事又傳八ノ三葉にも云り、】○得進は、延須々美伎と訓べし、此ノ得てふ辭の用ひ格上卷に得作とある處【傳十二の十七葉】に委ク云り、さて此ノ段の事神明鏡に云、これより相州へ越上總へ渡り給ひけるに、伏戸の渡りにて波荒くて、船已に覆むとせしを、梶取ッ申しけるは、船中の美人を龍神の見たるとおぼえ候と申しければ、數百人の軍士を失はむよりはとて、最愛の橘姫と申す夫人を一人流し給へり、誠に忝し、さて船荒ることなくして、總州へ渡り云々と云り、○歌曰は、宇多波世流美宇多と訓べし、此は御歌のさまを以て思ふに、かの疊ノ上に下坐て、いまだ沈み賜はぬほどに、王の御船の、離りゆくを望て、よみ賜へるにやあらむ、○佐泥佐斯は、相模の枕詞とは聞ゆれども、いかなることとも未ダ考へ得ず、【されど試に強ていはゞ、佐斯は國ノ名にて、佐泥は眞と云と同く美たる言ならむか、即チ眞ノ字を佐泥ともよみ、さねかづらなども、眞かづらと云意の名と聞ゆ、其をさなかづらとも云は、稻を伊那、金を加那と云格なり、又万葉十四に、菅を佐禰加夜ともあり、されば佐斯てふ國をほめて、佐泥佐斯とは云ならむ、さて佐斯を國ノ名と云は、駿河、相模、武藏の地を、總て本は佐斯ノ國と云ひけむを、二ッに分て、相模、武藏とはなれるならむ、駿河は、後に又相模より分れたること、上に云るが如し、かくて、其ノ相模と云名は、佐斯上の斯を省き、武藏は、身佐斯の意なるべし、古書どもに身刺と多く書り、身とは、中に主とある處を云、屋の中に主とある處を身屋と云が如し、後に母屋と云は、牟夜を訛れるなり、されば武藏は、佐斯ノ國の内に、主とある眞原の地なれば、如此は名けつらむ、佐を濁るは連便なり、さて一國を二ッに分て名る例、或は前後、或は上下と云て、なべての例なれども、又丹波を分て、丹波、丹後と云は、後に對へて、丹前とは云ず、されば、此ノ

佐斯ノ國を分たるも、佐斯上に對へて、佐斯下とは云ハざるも、例あることなり、さて佐泥佐斯佐賀牟とつゞけ云は、御吉野の吉野、佐檜前檜前など云例の如し、延佳云佐下斯上ニ、脱ニ泥字ニ乎、下卷輕ノ皇子ノ歌ニ、佐泥斯佐泥弖婆、万葉集ニ、左宿左寐弖許曾と云るはわろし、此はさね〳〵しと云ては、末ノ句にかなはず、又契沖云、相模の枕詞なり、未詳、今按に、舊事紀幷に此ノ記に武藏を胸刺と書たれば、牟泥佐斯を畧て、牟佐斯とは云なれば、今は狹胸刺の牟を畧て云るにや、武藏相模は、もと一ッにてあるべければ、かくはつゞけたるにや、相模は武藏より小ければ狹胸刺と云かと云れど、此記には、武藏は牟邪志とこそ書たれ、胸刺とは書たることなし、舊事紀にも、牟邪志と胸刺とは別に擧たりいかゞ、又師ノ云、佐は發語、泥は奴に通ひ、奴と牟とは又通へば、牟佐斯なり、古ヘ武藏と相模と、一國にて分れぬ時には、かくもよむべしと云れたるもいかゞ、牟佐斯を泥佐斯とはいかでか云べき、又或人相模ノ國は、小き峯の多き國なるに因て、小峯刺の意なり、刺は立ッなりと云るもいかゞ、又己レも前に思へるは佐は例の眞の意泥は峯にて富士ノ山を眞峯と云ひ、佐斯は立ッならむ、駿河も舊相模なれば、富士ノ山を以て、枕詞とせるなるべしと思ひしもわろし、】○佐賀牟能哀怒邇は、相模ノ小野になり、佐賀牟て云國ノ名の義未ダ考ヘ得ず、【上に試に云る考ヘに依らば、佐斯上の斯を省けるなり、賀と濁るは連便なり、賀牟は、上の意なる故に、佐賀美とも云にやあらむ、凡て上神などや、加牟と云は、下に言の連くときのことなれば、此ノ國ノ名も、佐賀牟と云は、もと佐賀牟の國、佐賀牟ノ小野など連言ときの唱へにぞありけむ、やゝ後の風土記に、嵯峨身と云說を擧たれど信られず、又或說に、此ノ國は足柄箱根より見下す故に、見の意なりと云もわろし、又師の考へもあり、其は傳七の六十九葉、牟邪志ノ國造ノ下に擧たり、】○毛由流肥能は、燃る火のなり、○本那迦邇多知弖は、火中に立てなり、玉垣ノ宮ノ段に、當ニ火ノ燒ク稻城ニ之時上而、火中所生、【万葉三に、明石之浦爾燒火乃保爾曾出流とあるは、火之保と云つゞきは同じけれど、彼レは火の如く穗に出たりと云るなれば、意異なり、又炎

と云も別なり、本能本は火之德の意なり、】さて火を本と云は、本に末杵、木障、木葉などを云と同格にて、下に言の連くときのことなり、【然るを、凡て火をば本と云を、古言と心得るはひがことなり、此ノ事上にも云り、】さて此をも問付は、かの倭建ノ命の、野火の難に遇賜ひし時のことなるべし、【聖德太子傳曆に、斑鳩宮ノ、覺丹炎衣之、火村中門、心者入謁と云詞あるは、此の詞を作りかへたる物なり、凡て彼書には、此ノ記書紀の詞をとりて、少しかへたる彼此これあり、】○斗比斯岐美波母は、問し君はもなり、此は二つに心得らる、一つには吾が問し君なり、二つには吾を問し君なり、初ノの意は、問は妻問なと云問にて、夫婦の間の交ひを云て、さばかりの艱難の中にて、離れず相携りて交はし君と云なり、【かく見るときは、問は此方に屬なり、又かの野火の難の時、此ノ比賣も王と共に、其中に坐しなり、】後の意は、彼ノ難の時に、王の此ノ比賣の上を、心もとなく所念て、如何と問ひ給ひし事ありけむ、さばかりの急の事の中にても、忘れず問ひ賜ひし御情の深きをあはれと、思ひしめて、如此詠給へるなり、【右二つのうち、後の意は今少しあはれも深く、歌ノ詞にもかなひて聞えたれど、又古意なることは、初ノの方今少し勝れり、】さて詰にかく波母と云は、歎息の聲にて、波夜と云と同じていさゝか異なり、【波夜の事は、次なる阿豆麻波夜の下に云べし、】波母は、歎辭ひて、いつも歎求むる意ある辭なり、萬葉三に、如是耳、有家類物乎、芽子花、咲而有哉跡、問之君波母、又十一に、情中之、隱妻波母、又、不他人妹、之君乎待宴、十一に、情中之、隱妻波母、十四に、思努布良武、伊敝乃兒呂波母、廿に、伊都伎都之古良波母、などなほ此ノ外にも多く見えたり、○七日之後は、那奴加阿等能知と訓べし、【阿等は、其ノ日を經るを云、あれ〳〵て、ありありて、ありがよふなど云あればなり、俗言にも、ありのはてになど云り、】萬葉八に、今三日許、有者將落、十三に、久有者、今七日許、早有者、今二日許、將有等曾、〇依ニ手海邊とは、相模ノ國の海邊か、上總ノ國の海邊か定めがたし、ロ

御陵は、墓なるを、古書は文字に拘らざる故に、陵と書るなり、○治置、崇峻紀に、葬るを淤久と訓ることあり、此も置は其ノ意か、はた此は𢌞なる故に、置とは云るにもあるべし、さて此ノ御墓も、相模か上總か知リがたし、師の書キ入レに、今相模ノ國の梅澤のあたりに、吾妻森と云ある、是レなりと云りとあり、【梅澤は、餘綾ノ郡なり、大道にて小田原と大礒ノ驛との間なり、吾妻山吾妻明神の社あり、此ノ社に傳説ありや尋ねまほし、】

自其入幸、悉言向荒夫琉蝦夷等、亦平和山河荒神等而、還上幸時、到足柄之坂本、於食御粮處、其坂神化白鹿而來立、爾即以其咋遺之蒜片端、待打者、中其目乃打殺也、故登立其坂、三歎詔云、阿豆麻波夜、自阿下五字以音也故號其國謂阿豆麻也

悉は、山河荒神等までに係れり、○蝦夷は、延美斯なり、名ノ義は、身に凡て長き鬚の多きを以て、鰕になぞらへたるなり、【毘と美と通ふ、蝦夷と書クも此ノ故なり、蝦ノ字鰕と通へり、書紀に、蝦蛦とも作れたり、蛦ノ字はことなる意あるに非ず、蝦ノ字に効ひて、たゞ何となく、夷に虫偏を添たる物と見ゆ、續紀には、蝦狄ともあり、【斯の意は未ダ思ヒ得ず、】後には訛りて延毘須と云、又後には延毘須と云をば、夷ノ字戎ノ字などの訓に用ひて、蝦夷をば、延叙とのみ云り、延叙と云は、延美斯と云とは本より別なる名か、はた是も延美斯を訛れるものか、詳ならず、延叙と云ことは、古き物には見えず、中昔より聞えたり、此ノ國を漢籍には、毛人國と云り、敏達紀に、蝦夷魁師綾糟と云名を出して、魁師ハ者大毛人也と云注あり、こは凡て其ノ魁帥なる者を、大毛人と稱ふことにや、】書紀神武ノ卷ノ哥に、愛瀰詩烏毘儾利、毛々

那比苔、比苔破易陪廼毛、多牟伽毘毛勢儒【蝦夷、一人は百人に當ると、世人は云へれども、手向ひも得爲ず成つこなり】此歌は、倭の八十梟帥等、猛勇きことを、蝦夷に比へて云り、【八十梟帥を直に蝦夷と稱る由にはあらず、】蝦夷は絕れて勇悍き物なればなり、さて蝦夷は、皇國人とは、形も心も何も同じからず、固種類の甚く異なる物にして、此國に近きいはゆる蝦夷島にて、皇國とは海を隔て、外國にして、其ノ境異なり、然るに上代よりし、其ノ國人、陸奧の北邊の地に、渡來て住着たる者多く、【彼ノ本ノ國に在殘なきにも非ずいと下國陸奧は其國なれば彼の來たる者多かりしなり、】つぎ〳〵に蕃息て、陸奧の中央までも弘ごりて、皇國人と雜居しなり、書紀に、二十五年遣武內宿禰、令察北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息也、二十七年武內宿禰自東國還之奏言、東夷之中有日高見國、其國人男女並椎結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷、亦土地沃壤而曠之、擊可取也、【日高見國とは、何國にまれ廣く平なる地を云、此は陸奧に、然る地のあるを云り、式に桃生郡に日高見神社と云もあり、さて此文に、其國人男女並云々とあるは、陸奧國人に、昔蝦夷なりし如く聞ゆれども、然には非ず、もとよりの陸奧人は、皇國人にてありし中に、雜居る蝦夷どもは、男女並と云ことなるを、文の書ざまのあしくて、まぎらはしきなり、凡て書紀は、いたく漢文を作られたるほどに、中々にかゝる事多し、上に云る如く、蝦夷はもとより、種類の甚く殊なる物なれば、皇國の域に雜る者の雜りて生るべき由なし、然ることあらば、後ノ世に至ても、陸奧には蝦夷あるべきに、今は聞えず、因て、國の其ノ國の人にて非ることを知べし、又多賀ノ城の古ノ碑に、去蝦夷國界一百二十里、とあるは、或人ノ云、一百二十里は、今ノ道にては、わづか二十里なれば、桃生ノ郡の邊にあたりて、伯耆の封境の畫中なりと云る、信に然れ、此も蝦夷の雜居る域の界を總此云るなり、其ノ界よりあなたは、もとより蝦夷の國と謂にはあらず、】四十年、東夷多叛、邊境騷動、天皇詔群卿曰、今東國不安、暴神多起、亦蝦夷悉叛逆、略人民、遣誰人以平其亂云々、天皇持斧鉞以授日本

武尊曰、朕聞其東夷也、識性暴強陵犯爲宗、村之無長邑之勿首、各貪封堺並相盜略、亦山有邪神、郊有姦鬼、遮衢塞徑多令苦人、其東夷之中蝦夷是尤強焉、男女交居父子無別、冬則宿穴、夏則住樔、衣毛飲血、昆弟相疑、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則忘、見怨必報、是以箭藏頭髻、刀佩衣中、或聚黨類而犯邊界、或伺農桑以略人民、擊則隱草、追則入山、故往古以來未染王化云々、【これに伺農桑略人民とあるにて、陸奧の人民は、蝦夷ならぬことを知べし、蝦夷は猛く強ければ、皇國の人民をば掠めて、其處々をうしはき居し者も多かりつらむ、】爰日本武尊、則從上總轉入陸奧國、時大鏡懸於王船、從海路廻於葦浦、横渡玉浦至蝦夷境、蝦夷賊首島津神國津神等、屯於竹水門而、欲距然遙視王船、豫怖其威勢而、心裏知之不可勝、悉捨弓矢、望拜之曰、仰視君容、秀於人倫、若神之乎、欲知姓名、王對之曰、吾是現人神之子也、於是蝦夷等悉慄、則褰裳披浪、自扶王船而、着岸、仍面縛服罪、故免其罪、因以、俘其首帥而、令從身也【葦浦玉浦竹ノ水門など、みな陸奧の地なるべし、蝦夷ノ境とは陸奧にて、蝦夷の住居境を云、俘其首帥云々、下文に、以所俘蝦夷等、獻於神宮ともあり、後の史どもに、俘囚とも夷俘ともある物は、此ノ類にて、俘にしたる蝦夷を、陸奧出羽の內、又諸國にも安置れたるなり、其は子孫に至りても、良民と混にせず、俘囚と云て別に一種なり、もと蝦夷の種なる故に、子孫までも常に勇悍きわざを好みて、やゝもすれば反て亂をおこしたりき、】應神ノ卷に、三年東ノ蝦夷、悉朝貢、卽役蝦夷而作厩坂道、仁德ノ卷に、五十五年蝦夷叛之、遣田道令擊云々、雄略ノ卷に二十三年征新羅將軍吉備臣尾代行至吉備國、所率五百蝦夷等相聞結侵寇傍郡云々、【此を見れば軍に蝦夷を率て行て役ふ事もありしなり、】淸寧ノ卷、四年、欽明ノ卷元年、蝦夷隼人並歸附、皇極ノ卷に、元年越邊蝦夷數千內附、齊明ノ卷に、元年秋七月於難波朝饗北【北越】蝦夷九十九人、東【東陸奧】蝦夷九十五人、授柵養蝦夷九人、津刈蝦夷六人、冠各二階、【北ノ蝦夷とは、越ノ國に在者、東ノ蝦

夷と云、陸奥に在ル者を云ヒ、さるは越ノ國にも、陸奥の如く、北ノ邊には、蝦夷渡リ來て、多く居住りしなり、越ノ北ノ邊とは、出羽ノ國ノ地なり、出羽はもと、越後ノ國にて、越の域なり、續紀に、和銅元年九月、越後國言ス新建出羽郡許之、同五年九月云々、於是始置出羽國とあり、されば越ノ蝦夷と云は、出羽の地に在りし者を云なり、出羽ノ國は、陸奥ノ國の內をも分て建たる國なりと云は、ひがことなり、其は續紀に、和銅五年十月割陸奥國最上置賜二郡隷出羽國とあるを、心得誤れるものなり、此レは越後ノ國を分て、出羽ノ國を建られたるうへにて、陸奥ノ國の二郡を出羽に屬られたるにこそあれ】同年阿倍ノ臣、【闕名】率船師一百八十艘伐蝦夷、齶田渟代二郡ノ蝦夷望怖乞降云々、齶田蝦夷恩荷、進而誓曰云々、將清白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上定渟代津輕二郡郡領、遂於有間濱召聚渡島蝦夷等、大饗而歸【渡ノ島とは、蝦夷の本國、いはゆるえぞが島を云なるべし、持統紀には、越ノ度島とあれば、越ノ國の內なる地ノ名かとも思はるれども、然には非ず、越のと云るは、彼ノ本國なるも、古ヘは越に屬しなるべし、其故は彼ノ國へは、多く津輕より渡るを、津輕は後ノ世には、陸奥に屬たれども、右の齊明紀の文などを見るに、當昔は越ノ國に屬たるさまに聞ゆれば、其地より渡る故に、越ノ渡島と云るなるべし】五年遣阿倍臣、【闕名】率船師二百八十艘討蝦夷國、阿倍臣簡集飽田渟代二郡蝦夷二百四十一人其虜三十一人津輕郡蝦夷一百十二人其虜四人膽振鉏蝦夷二十人於一所、而、大饗賜祿、即以船一隻與五色綵帛祭彼地神、至肉入籠時、問菟蝦夷膽鹿嶋菟穗名二人進曰、可以後方羊蹄爲政所焉、隨膽鹿嶋等語、遂置郡領而、歸、或本云、阿倍引田臣比羅夫與肅愼戰而歸、獻虜卌九人【これに蝦夷ノ國とあるは、正しく其ノ本國のことなり、他はみな、たゞ蝦夷とのみありて、國と云ることはなきを、此にのみ國と云るは、其ノ本國なればなり、さて膽振鉏肉入籠問菟後方羊蹄など、みな蝦夷ノ國の地ノ名なる故に、皇國の地名のさまと異なり、しりへしと云地は、後ノ國に今もあり、しりべつとも云なり、さて右四年と五年との事を考るに、將軍も

同人船ノ數も同く、事のさまも似たれば、一度のことなりけむを、異なる傳へによりて、まぎれて二度に記されたるなるべし、又與ト肅愼ノ戰とは、肅愼國は、蝦夷ノ國の西北ノ方に接びて近き國なる故に、蝦夷を征たる因に征しなるべし、同六年にも阿倍ノ臣肅愼國を伐しこと見えたる、是もはた五年のと一ツ度なるを、傳へのまがひにて、二度記されたるなるべし】同年遣ニ坂合部連石布、津守連吉祥ヲ、使ニ於唐國ニ、仍以ニ陸道奥蝦夷男女二人ヲ示ニ唐天子ニ【伊吉連博德書曰、云々唐天子問曰、此等蝦夷國在ニ何方ニ、使人謹答、國在ニ東北ニ、問蝦夷幾種、答類有ニ三種ニ、遠者名ニ都加留ニ、次者麁蝦夷、近者名ニ熟蝦夷ニ、今此熟蝦夷、毎歳入ニ貢本國之朝ニ、問其國有ニ五穀ニ、答無之、食肉存活、問國有ニ屋舍ニ、答無之、深山之中止ニ住樹本ニ云々とあり、五穀無しなど云るは、蝦夷の本國のことなり、今も然り、然るに遠者名都加留云々は、陸奥出羽に居る者どもを云りと聞ゆ、されば、麁蝦夷、熟蝦夷と云も、陸奥、出羽にて、其ノ居住の遠き近き異なるべし】天武ノ卷に、十一年陸奥ノ國ノ蝦夷二十二人賜ニ爵位ニ、同年越蝦夷伊高岐那等請ニ俘人七千戸爲ニ一郡ニ、乃聽之などあり、かくて此ノ後も陸奥出羽なる蝦夷ども、時々は背きて荒びたりし事、代々の史に見えたり、【和銅二年、陸奥越後二國ノ蝦夷荒びたりし事あり、越後とあるは、後の出羽の地なり、養老四年、陸奥の蝦夷反亂て、按察使を殺す、寶龜五年、又同十一年、陸奥ノ國上治ノ郡ノ大領伊治公呰麻呂、反きて按察使を殺す、此ノ呰麻呂は、夷俘之種也とあり、蝦夷の子孫なり、さて延暦七年より蝦夷の亂起りて、久しく治まり難かりし、此ノ時坂上ノ大宿禰田村麻呂功ありき、元慶二年、出羽の夷俘反亂きつるを、明年平ぎぬ】然るに、陸奥出羽ノ蝦夷は、終に絶て、遂に遺れる無く、津輕の極まで、良民のかぎりとぞなれにける、【二國に蝦夷亡なりぬるのみならず、近キ世に至ては、其ノ本國の内なる、松前の城まで、皇國人の郷となりぬ、抑如此陸奥出羽なりし蝦夷の、盡く絶はてつることは、其ノ種類を悉く殺したるにも非ず、又其ノ本國に放逐遣したるにも非ず、たゞ何時となくおのづから絶ぬるなり、其は如何と云に、まづ陸奥ノ蝦夷、越ノ蝦夷と云る物は、其ノ初メは皆

彼本國より移來つる者なれども、其のみには非ず、住着て内地にて産たる子も、蝦夷の子は、幾世經ても蝦夷なり、故二國の間に、いさゝか齢思しひろごたるなり、かくて其中に、皇國の婦人に娶て産たる子、又其兒も然して、三四世も經りたるには、漸に形も變りて、終には皇國人の形に似るべし、今ノ世にも、蝦夷の雜たる者に、まれ〱に然漸の雜種なる者なるの女を娶ることある、其が生る兒は、髯なども、短く少くて、かたよりの蝦夷とは、形なるやや異なりと云り、此を以て古へなる准へ知べきなり、されど古へにも、形は皇國人にても、蝦夷の種なりし者には、子孫に至ても、なほ蝦夷と云、俘囚と云しを、やゝ後には、其ノ髯もすはやかならずなり、又上代のこと、本國より心に任せて移來ることなどは、固よりかなはざれば、おのづから絶て、皆皇國人とは成りぬるなり、今ノ世にも南部と津輕とには、蝦夷と云者、いさゝかばかりありと云り、是は又はるか後に、所以ありて、移來つる者なるの子孫なるべし、此も彼はと、皇國人と、さしも異なることは無しとぞ、さて蝦夷の本國の事は、記せる物新井氏の蝦夷志、其外も彼此とあれど、古ノ陸奥出羽ありし蝦夷の事は、其ノ山道始終つぶさに云る物なし、故今つばらかに記さず、〇足柄ノ坂本、和名抄に、相模ノ國足柄上【足柄乃加美】郡、足柄下【准レ上】郡とありて、【古本には、上下郡共に、两ノ字なし、並に然るべし、凡て諸國郡郷の名、必二字につゝめて書ることゝなる故に、字を略ける例多し、郡の字を略かず、三字にも書たるは、其國にての私のことなり、其も又例なし、】下ノ郡に足柄ノ【阿之加良】郷もあり、万葉三卷に、鳥總立、足柄山爾、船木伐、十四卷に、足柄乃、箱根飛越、行鶴乃、九卷に、過足柄坂云々、十四卷に、安思我良能、乎乎毛許乃母爾、又、安思我良乃夜站爾乃夜麻爾、又に、安思我良乃、美佐可加思古美、廿卷に、阿志加良能、美佐可多麻波理、又、安之我良乃、美佐可爾多志豆、又、阿之我良能、夜敝也麻故要豆、又、阿之我良乃、箱根乃禰呂、十四卷にも、阿之我利とよめる歌もあり、後の書には、蘆をも書り、此山は駿河と相模の堺にて、東ノ國の道、今は箱根を越れども、古は足柄を越ることなりける、此三甲斐

國に、幸す道なれば更なり、【此ノ道は、相模より此ノ坂を越て、富士の東北ノ方の麓を經て、甲斐に出る道なり、】坂本は、相模の方より上る坂本なり、○食御粮は、美加禮比佐許志賣須と訓べし、穴穗ノ宮ノ段にも、到二山代苅羽井一、食二御粮一之時とあり、【彼をも此をも、ミヲシスと訓るもさることなれども、殊に粮ノ字をしも書るは、なほ美加禮比と訓べきなり、書紀に食ノ字、又飲食、進食などをぞ、ミヲシスと訓る、】字鏡に、粻加禮比【爾雅に粻ハ糧也と云り、】和名抄には、四聲字苑云、餉以レ食遺レ人也訓、加禮比於久留俗云加禮比、【餉はカレヒオクルと云訓は、さもあるべし、カレヒにはあたらず、】また考聲切韻云、糒【字亦作レ粻】行所レ賷米也、又云儲レ食也、和名加天とあり、万葉五に、都禰斯良農、道乃長手袁、久禮久禮等、伊可爾可由迦牟、可利弖波奈斯爾、一云可例比波奈之爾とある可利弖は、加禮比弖の約りたるなり、【禮比は利と切る】加禮比弖とは、加禮比の料と云意なり、【加禮比にする料の米と云ことなり、加禮比の價と云意にはあらず、】加弖は、加理弖の理を省けるなれば、【理を省く例常多し、】此も同く加禮比弖なり、さて加禮比は、乾飯にて、旅には飯を乾て賷くなり、其より轉りて、必しも乾たるならざれども、旅にて食ふ飯をば、加禮比と云なり、古今集【旅ノ部詞書】に、但馬ノ國の湯へまかりける時に、二見ノ浦と云所にとまりて、夕去のかれいひたうべけるに云々、伊勢物語に、其ノ澤の邊の木の陰におりゐて、かれいひ食けりなどあり、和名抄行旅具に、漢語抄云、樏子加禮比計【今按、俗所謂破子是、破子讀和利古、蔣魴切韻云、樏樏子中有レ障之器也、】とあり、【計は笥なり、さて今ノ世にいはゆる辨當なども加禮比なり、】○坂ノ神は、次にも科野之坂ノ神とある類なり、○白鹿は、斯漏佐加と訓べし、和名抄に、鹿ノ和名加とあり、【鹿は加と云ぞ正しき、名なる、故万葉の哥を考るに、鹿ノ一字を書る處は、何れも加と訓て宜きを、今ノ本にみなシカと訓るは非なり、シカと訓ては、皆句の調へわろし、心を着べし、志加と云處には、牡鹿と書たり、されば志加と云は、牡鹿に限れる名と聞えたり、シカと訓べき處に、たゞ鹿と書るは、

集中にいくばくもあらず、さて和名抄に、牡鹿佐乎之加、牝鹿米加、麑加呉とあり、又かのしゝと云も、猪をゐのしゝと云と同じくて、加と云名なればなり、其外地名、或は借字などにも、凡て鹿字は、加と云に用ひたり、是其正しき名なるが故ぞかし、然るにかせぎと云を、古名と心得て、書紀などにても然訓るは、中々にひがことなり、凡て尋常に異りて、耳なれざる言を以て、古言と心得るは、ひがことなり、鹿をかせぎと云ことも、正しくは見えたることなし、其はた、春日社の神の内なる、鹿島ノ神の、東ノ國より大和に遷坐し事を傳へたるに、かせぎに乗てと云るのみなれば、其もかの父母をかぞいろはと云と同じ類と知べし、】書紀仁徳ノ巻に、白鳥ノ陵守目杵と云者、忽化白鹿以走と云事も見えたり、白鹿は、つねには希見る物とせり、【書紀ノ仁徳ノ巻に、上毛野ノ君ノ祖竹葉瀬、云々道にて、白鹿を得て獻ル事、推古ノ巻に、越ノ國より白鹿を獻し事など見えたり、】〇來立は、伎多多志と訓べし、萬葉九ノ巻に、來居立嘗良、伎多知比奴、〇咋遺之は、師の久比能許志と訓れたる宜し、〇蒜は、和名抄【葷菜類】に、唐韻云、蒜葷菜也、和名比流、楊氏漢語抄云、蒜顆比流乃佐木、【今按蒜顆小蒜也、】また大蒜、和名於保比流、小蒜、和名古比流、一云、米比流、獨子蒜、和名比止毛比流、澤蒜、和名禰比流とも見えたり、萬葉十六に、醤酢爾蒜都伎合而、云々、【野蒜は野蒜なり、】〇打殺は、宇知許呂佐延多理伎と訓べし、さて、此段書紀には、【甲斐の酒折宮の事より後に出て、】信濃ノ坂にての事とせり、傳の異なるなり、其文に云ク、食於山中、山神令苦王、以化白鹿、立於王前、王異之、以一箇蒜彈白鹿、則中眼而殺之、爰王忽失道、不知所出、時白狗自來有導王之狀、隨狗而行之、得出美濃、吉備武彦自越出而遇之、先是、度信濃坂者、多得神氣以瘼臥、但從殺白鹿之後、踰是山者、嚼蒜塗人及牛馬、自不中神氣也、〇望は、書紀雄略ノ巻ノ歌に、□□□□□□、能□□陀□、倭我□□□、【□□□は見しゝかばと云ことにて、見れば云々の意なり、】万葉一ノ巻に、天乃香具山騰立、國見乎爲者、又は、高殿乎、高知座

而、上立云々などあり、○三歎は、泥母許呂爾那宜加志弖と訓べし、【三は字のまゝに、美多毘と訓てもあるべけれど、古言には、歎きなどに、然數を云むこといかゞ、漢籍には、何事にまれ、丁寧反復に物することを、三云々と云り、三思ヮ三省などの如し、三歎とは、殊に多く云ヮ言なる故に、此にも其ノ字を用ひたるにこそあらめ、古言は三遍歎くには非じ、】返す返す歎き賜ふを云なり、上巻海ノ神ノ宮ノ段に、大一歎とあり、【彼レは一を比登都と訓つ、其ノ由は彼處に云り、】歎の事其處に云り、【傳十七の三十三葉】○阿豆麻波夜、書紀に、吾嬬者耶と書て、嬬此云菟摩とあり、阿賀都麻といふべきを、阿豆麻と云は、己が妻を万葉十四に、於能豆麻【他巻に、自妻、己妻と書るをも、如此訓べし、】と云ると同じ云ヒざまなり、吾君を阿岐美と云なども同じ、書紀仁賢ノ巻に、弱草吾夫阿怜矣とありて、吾夫阿怜矣、此云阿我圖摩播耶ト、【此に依らば、書紀は此なる吾嬬をも、阿賀都麻と訓べきにや、其も同じことなり、】波夜は、其ノ物を思ひて、深く歎息辭なり、【書紀に、者耶と書れたるは、當らず、波も夜も歎きの聲なり、阿怜矣と書れたるも、正しくは當らざれども、者耶よりは近し、】波母と似て、波母よりも重く聞ゆ、【但し波母は、いづらと尋ね求むる意あるを、波夜は然る意は聞えず、】水垣ノ宮ノ段ノ哥に、美麻紀伊理毘古波夜、此ノ段ノ末、此ノ御子ノ御哥に、都流岐能多知、曾能多知波夜、書紀允恭ノ巻に、宇泥咩巴椰、彌々巴椰、雄略ノ巻ノ哥に、伊比志拖倶彌皤夜阿拖羅陀倶彌皤夜、出雲風土記に、伊農波夜詔、【伊農は夫神の名、詔は大神の詔ふなり、】拾遺集六に、君が住屋戸の梢の行々と、隱るゝまでに顧しはや、源氏物語須磨ノ巻に、いざりせむとは思はざりしはや、【此外にも多し】などあり、【白檮原ノ宮ノ段ノ大御哥に、和禮波夜惠奴とあるは、波は者の意、夜は余と云意なり、推古紀、皇太子ノ御哥に、岐彌波夜那祇、万葉七に、年はやへなむ、九に、吾レはや戀む、是らは、波は者、夜は疑ヒの辭なり、皆歎の波夜とは異なり、】さて此は、彼ノ海に入リ坐シし、弟橘比賣ノ命を所念看て、かく詔へるなり、凡て海にまれ坂にまれ、其國の境を離るゝ際には、別の哀さの、更返りて堪がたき物な

ればそかし、万葉十五に、加思故美等、能良受安里思乎、美故之治能、多武氣爾多知弖、伊毛我名能里都、【多武氣は、手向にて、坂ノ上を云、俗に峠ミ云は、此ノたむけを訛たるなり、】○訓、以音の下なる也ノ字、師は衍ミ云れつ、實にさることなれども、彼ノ此例なきに非ず、○號其國謂阿豆麻也、其國こは、細に云ハゞ、相模ノ國を指て云るなり、彼弟橘比賣ノ命の亡坐しは、相模ノ國の海なればなり、然れども、廣く云ときは、此ノ足柄山より、東ノ方なる諸國なり、【其國こ云るは、必ノ國を指べかこと聞ゆれども、京より言ときは、山ノ東なる諸國を統ても其國こ云べし、】書紀に、故因號山東諸國曰吾嬬國と見えたる如く、古も今も、泛く東ノ方の國々をさして、阿豆麻とは云なるを、此ノ段書紀には、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國、居于酒折宮、云々、於是日本武尊曰、蝦夷凶首咸伏其辜、唯信濃國越國頗未從化、則自甲斐北轉、歷武藏上野、西逮于碓日坂、時日本武尊毎有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南望之三歎曰、吾嬬者耶、故因號山東諸國曰吾嬬國也、於是分道、遣吉備武彦於越國、令監察其地形嶮易及人民順不、則日本武尊進入信濃、とあり、此ノ記こ異なること多し、其ノ是非を論はむに、先其路次、此ノ記の趣は蝦夷を言向て還坐、相模より足柄山を越て、甲斐に到坐、其より信濃を經て、尾張に還坐て、國の次第、皆よくかなへるを、書紀には、歷常陸至甲斐國、とありて、後に自甲斐北轉歷武藏上野、西逮于碓日坂、云々、還入信濃、とあれば、路次順はず、【其ノ故は、常陸より甲斐に到る間には武藏もあり、或は相模もあるを、其をも云ずて直に歷常陸至甲斐、と云るは、違きたる國のごとくにていかゞ、歷常陸武藏、などこそ云べけれ、但し常陸をのみ殊に云るは、御歌に其國の地名あるがためにてもあるべし、さて又甲斐より信濃へ行むに、武藏上野へ轉歷むこと、路次いたく違へり、若武藏上野にも背ける者などありて、故に言向に幸るか、然らば其ノ事を必ず云べし、云ずては由なく聞ゆ、されば此は、歷常陸武藏上野、西逮于碓日坂、とありけむが、傳へのまぎれて、前後の亂れつるにやあらむ、】又右の如

くにゝは、甲斐ノ國に至り賜へることも、何の由とも聞えず、【此ノ記の如きは、常陸武藏相模甲斐信濃と路次なるを、書紀は然らざればなり、若シ右に云る如く、常陸武藏上野を歴て、碓日ノ坂を越て、信濃に幸せるならば、甲斐へは其ノ後に、信濃より別に幸せりとせむか、されどさては哥の九夜十日の日數少くて、あまり速なり、左右に甲斐に幸せる事由なく聞ゆ、】さて彼ノ御歎ありし地も、足柄と碓日と傳への異なる、此は何れか正しからむ決めかねつ、上野ノ國に吾妻ノ【阿加豆末】郡あるを以て見れば、碓日の方や正しからむ、【凡て郡ノ名などは、大方いと古きことにて、必ス由緣あるべければなり、さて若シ碓日を正しとするときは、此ノ記に號二其國一謂二阿豆麻一とあるも、此ノ吾妻ノ郡に、よく當るへく、又下文に、給二東國造一とあるも、此ノ郡の地とすべし、然れども此ノ國造の事も、郡ノ名の事も、足柄にしては又別に考へあり、そは彼ノ國造の下に云、】然れども、書紀の文の次第にては、吾嬬の御歎時後れて似つかはしからず、【いかにと云に、常陸より甲斐に幸ますには、必ス足柄にまれ他の道にまれ、先ツ山を越給ふべし、甲斐ノ國都留ノ郡丹波山と云處は、武藏の多摩川の源にて、武藏より甲斐へ越る道なり、今大菩薩通リと云り、昔シ倭建ノ命の、此ノ國に入リ賜ひし道なりとて、國人は語り傳へたることもあり、何れにまれ、武藏若シくは、相模より必ス山を越賜ふべければ、彼ノ御歎は、必ス其時にこそあるべき事なれ、國界の山を初メに越賜ふ時には、歎きたまはずして、後に碓日坂にて歎き賜はむことは、時後れたるに非ずや、そのうへ相模の海にて亡賜ひし御妻を戀ヒ給ふ御歎なれば、足柄にてあらむこそ似つかはしけれ、後に上野の西なる、碓日にてあらむは、少し物遠きこゝちもするなり、但し上に云る如く、道の次第を、歴二常陸武藏上野一、達二于碓日坂一とするときは、碓日ノ坂必、彼ノ御歎あるべき處にあたれり、】かにかくに決めがたし、万葉十二に、氣緒爾、吾念有者、鷄鳴東方坂乎、今日可越覧、とある東方坂も、足柄をよめるか、碓日か定めがたし、

即自其國越出甲斐坐酒折宮之時歌曰邇比婆理都久波袁須疑弖伊久用加泥都流爾其御火燒之老人續御歌以歌曰迦賀那倍弖用邇波許許能用比邇波登袁加袁是以譽其老人即給東國造也、

甲斐、名ノ義山の峡なる由なりと云説宜し、加比は、間と同じ、○出とは、上文に入リ坐とあるは、彼方ざまへ進往を云るに對へて思ふに、此方さまへ還來る意なり、○酒折ノ宮、名ノ義未ダ思ヒ得ず、【若くは段折の意か、又酒折ノ字ならば、八鹽折之酒と云あれば、折とは、酒造るに云フ言か、記中に酒折ノ池と云も見えたり、なほかの八鹽折之酒の下、傳九ノ卷に委く云り、さて此ノ地若ノ酒造るに因れる名ならば、初ノ然る由ありし處なるべし、】今山梨ノ郡に、酒折村ありて、酒折ノ天神と云社あり、【甲府の東十町ばかりなり、】吾黨、甲斐ノ國人、萩原ノ元克が著せる、甲斐名勝志に、酒折ノ天神、古傳に倭建ノ命東夷征伐の時、此ノ地に行宮を建テ留リ賜ひし處なり、祭ル神即チ倭建ノ命なり、又八幡ノ社もあり、往昔の宮の跡をば、今も古天神と云りと云り、】○坐と云は、しばらく留まり坐るなるべし、【若ノ然らずは、到など云べきなり、又宮と云名負ひても、留まりの坐る故とこそ聞ゆれ、】○邇比婆理句都久波袁須疑弖、新治筑波を過てなり、和名抄に、常陸ノ國新治ノ【爾比波里】郡新治ノ郷、筑波ノ【豆久波】郡筑波ノ郷あり、式に筑波山ノ神社もあり、仙覺ノ万葉ノ抄に、常陸ノ國ノ風土記には、にひばりの國つくはの國など云りと云々、万葉九【廿丁】に、筑波嶺爾登而見者云々、新治乃、鳥羽能淡海毛、秋風爾、白浪立奴云々、此ノ筑波山の哥は、卷々に多く、後ノ集どもにも多く見ゆ、【筑波の波を濁りに唱ふるは非なり、

古書皆清音の波ノ字をのみ書り、】さて書紀に、蝦夷既ニ平自ニ日高見國一還之西南歴ニ常陸一至ニ甲斐國一とある如く、【是レに武藏、或は相模などを云ハずして、歴ニ常陸一と隔たりたる國を云るは、此ノ御哥に、新治筑波をよみ給へる由を、顯さむがためなるべし、】常陸ノ國を經て來坐るなれば、其ノ國なる新治及筑波を過てよりとなり、【契沖ガ厚顔抄の說も、右の如し、然るに、又の考ニを舉て云ク、爾比婆理は、筑波とつゞけむための枕詞か、それにとりて兩義あるべし、新墾の田を作ると云意か、又万葉十二に、新治今作道、又十四に、信濃道者伊麻能波里美知などありて、路を作るをも築といへば、新治の道を築とつゞくるかと云るは、二ツ共にわろし、又師の冠辭考に、新墾筑波といふ地ノ名を、新毬をつくと云となして、次をば、其ノ數の語を以て詔へりと云說を舉られたれど、いたく後ノ世にこそ然るさまの巧もあれ、此ノ御世のほどなどに、さまでの意を兼てしもよみ賜ふべくもあらず、且毬をつくと云ことも、おぼつかなし、さて又和名抄に、かの新治ノ郡に、月波ノ郷ありて、都久波とある木ノ字は、久の誤にて、都久波とは此ノ郷をよみ給へるにて、新治の月波と云ことかとも思ひしかどわろし、新治と筑波と二處なり、】さて陸奥より甲斐までの間に、過坐シし地は、幾許もありけむに、取分ニ此ノ二處をしも所念出て、よみ賜へることは、所以こそありけめ、【其ノゆゑは今知リがたし、】常陸ノ風土記に、倭武ノ天皇巡ニ狩東夷之國一幸ニ過新治之縣一云々、○伊久用加泥都流は、幾夜か宿つるなり、抑幾日か經つるとは詔はずて、かく夜の御宿を以て詔ふは、凡て日數を經ることを云に、幾夜宿しと云は、古へも今も常なる【兒童などは、幾つ寢てなども云り、】中にも、旅にしては殊に夜の宿りを以て數ふることなり、【幾夜とまりに行など俗にも云り契沖が、幾夜かと詔へれども、幾日にかなると詔ふ意なり、續たる句の落句に心を着べしと云るはわろし、】さて幾夜宿ぬらむなど云は、みづから思ふ意なるを、都流と云は、人に問とかくる辭なり、さて如此よみ賜へるは、新治筑波あたりに、所思出る事ノ由ぞありけむかし、○御火燒之老人は、美肥多伎能意伎那と訓べし、纏向ノ宮ノ段にも、燒火小子とあり、上代には、

夜中の明りには、多く燎火を用ひたり、後ノ世にもいはゆる衛士の焼火、【宮衛令に、凡理門至夜燃火、と見えて、義解に、晝内及中外三門皆衛士燃火也とあり、左右衛門式に、凡黄昏之後、宮門皆令衛士炬火、閤門亦同、】神社の庭火、【火炬屋と云ものあり】篝火など、皆明りのためにして、古への遺れるなり、【上代には、屋ノ内にても、燎火を用ひたり、故かの倭建ノ命ノ段なる、焼火小子も居竈傍とあり、竈とは、其ノ燎火をする爐の如き物を云なり、俗など杙、薪箱の竈には非ず、然るを書紀には、此なるをも、かの焼火小子をも共に秉燭者と書れたるは、強て漢めかされたるに、飾られたる文にして、質に違へり、秉燭者にては、居竈傍と云こと由なし、書紀は凡てかゝる類いと多し、心して看べし、】○續御歌とは、先ノ三句【五七五】の哥をば、此ノ次又高津ノ宮ノ段に、片歌とも稱て、まことに半なるが如し、【此事次なる片哥の下に委く云べし、傳廿八の五十四葉】故書紀にも、此を續王歌之末と云り、さて續たる哥と連合せて、全き一首の如くなるなり、【二ツを合せて旋頭哥と云物になる】殊に此たる御哥は、幾夜か宿つると、人に對ひて、問賜へることなれば、末を續て御答とするなり、續、又ノ宮ノ段にも、志毘ガ歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理、如此歌而、乞其歌末之時、袁祁命歌曰、意富多久美、袁遲那美許曾、須美加多夫祁禮とあるも問にて、あまなり、此ノ外にも、三句の哥を以て問たる答へたる、記中になほ彼此例あり、又万葉八に、尼作頭句、并大伴宿禰家持、所誂尼續末句等和歌、佐保川の水をせき上て植し田を、【尼作】刈早飯は一人なるべし、【家持續】とあるは、尋常の短句【三十一言】の哥を、本末と分て二人してよめるが見えたる始なり、【さて此ノ邇比婆理都久波の御問答の御哥を以て、連哥の初とはして、後ノ世に、其道を筑波の道とも云り、抑三句の哥を以て問答へたる例は、既に神武ノ御段にもあるを、彼をば取らずして、此をしも取るは、書紀のみを知りて、此ノ記の哥をば知らざるにや、但し本を續ぐとある語に依て、此を初とせしものなるべし、】○迦賀那倍弖は、日々並てなり、迦は二日三日幾日などの日にて、日數を

計云言なり、其を迦賀と重ね云は、日々夜々など云と同じ、さて此ノ迦は、氣長くなど云氣と通ふ音にて、同じことなり、其由は、上巻に、日八日、夜八夜とある處【傳十三の五十二葉】に委く云り、さて日數を計るに幾日と云は、晝夜を合せて云なり、【幾日の日、幾日の夜など云も、迦は夜をも兼る故なり、但し夜を、伊久夜と云に對へては、晝を伊久迦と云、其は晝と夜との内には、晝を主とする故に、もはら晝の方にのみも云なり、】那倍弖とは、新治筑波を過給ひし日より、今日までの日數を、並べ、都しと云ことなり、【おしなべてと云も、凡てと云と同意になる、其も並べあげて都る意なり、】万葉三丁十七に、氣並而、【今ノ本にイキナメテと訓るはひがことなり、】六丁廿一に、日不並二、【これも訓を誤れり】八丁十九に、日並而、廿丁四十に、吾兄子が、屋戸の撫子、比奈良倍弖、雨はふれども、色も變らず、十一丁二十八に、夜並而、君乎來座跡などあるを以て知べし、【但し万葉なるは、みな日を重ねて、夜を重ねてと云意なれば、此とは用ひざまの、いさゝか異なる如くなれども、云もてゆけば同じことなり、此も日々を重ねてと見ても、同意におつればなり、さて此ノ句の解、昔よりみな誤れり、契沖が、物かぞふるには、指をかゞめ並べてよむものなれば、かゞめを下畧したるか、又かうがへなべてと云るか、万葉一に、馬なべてを、數而と書たれば、なべては、數ふるなりと云るも非なり、まづ指を折て數ふることならば、指とはいはでは聞えず、何物とも云ずたゞ屈並と云て、いかでか指のことならむ、万葉八にも、指折可伎數者などこそよめれ、又迦賀を、かうがへと云るも、聞えぬことなり、日數を計るに、考へは似つかぬことなり、さて万葉を引て、那倍弖を數ふることなりと云るは、さもあるべし、されど此レも日々數而とすれば、いよゝ明けきをや、又師は、迦賀那倍を、やがて考へと云ことゝして、自の文などにも、考へをおしてかゞなへと書れたるも、ひがことなり、固考へをかゞなへと云る例も無く、又右にも云る如く、考へてふことは、此に似つかざるをや、契沖が、考數而とせるは、なほ考へてふ言輕きを、たゞに考へてとのみ云ては、いよゝ聞えぬことぞかし、さて此には要な

けれど、人の惑ふこともあれば、ついでに云む、考は、加は、加賜さ、加詞さ、加依れるなどの加にて、牟加閇は、對ふなり、さるは彼此と相對へ見て、思ひめぐらす意の言なり、されば本には、加牟加閇と牟を書たるかに云、下の加をも清てよむなるを、中昔より、或はかうがへ、或はかんかへと云は、共に音便に頽れたる言なり、】○用邇波許々能用、夜には九夜なり、○比邇波登袁加袁は、日には十日をなり、結の袁は、余と云むが如し、古言には、此ノ格の辞ぞ例多し、【契沖が、袁と云るは、過たりの意こもれりと云るは、十日袁過たりと云意に見たるなり、其は古ノ意にあらず、】上卷、阿那邇夜志愛袁登古袁の下【傳四の三十葉】に云るが如し、さて夜は日渡と云べきを、通渡と云る通、今ノ世の心には、穏ならず聞ゆれども、古へは如此格にも云しなるべし、又思ふに、万葉十三に、朝庭用、出居而嘆、夕庭、入居而思、十七に、安佐爾波爾、伊泥多知奈良之、暮庭爾、敷久多比良氣などある朝庭夕庭に准ふるに、若は夜庭晝庭にもあらむか、然らば夜庭に伺候て仕奉ること九夜、晝庭に伺候て仕奉ること十日と云るなり、【後ノ世にいはゆる十日十夜の如し】万葉十三に、朝宮仕奉而【これ朝に宮仕するを朝宮と云り】二十に、朝宮乎云々、夕宮乎【こは朝宮夕宮に仕奉る人どもをさして云意なり】ともあり、其老人、令御火を燒て、夜庭に伺候ふにつきて、新治筑波より此ノ處までに、夜と晝と伺候ひ勤めたる、己が勞を以て、答ヘ奉りたらむも、似つかはしかるべし、さて、晝の數十日ならむには、夜も十夜なるべきに、夜をば九夜と云るは、此ノ時いまだ初夜なりし故に、當夜を除て數へぬなるべし、○其老人は、速に御答ヘ奉仕奉れるを賞しなり、又夜庭晝庭の考に依らば、其ノ勤勞をも賞賜ひしなるべし、○給東國造也は、阿豆麻能久邇能美夜都古爾那志多麻比伎と訓べし、【文のまゝに、東ノ國ノ造を給ふと訓ては、甚謂無にて、古語のさまに非ず、】さて此は、東の國々の中の一國の國造に任し賜へるにて、其ノ國ノ名は、何國とも傳はらで、たゞ泛く、如此は語り傳へたりしなるべし、【東と名けし一國ありて、其ノ國造と云にはあらず、若ノ一國の名ならば、

上文に阿豆麻とある如く、此も阿豆麻ノ國造と書クべき此ノ記の例なるに、東ノ字を書るは東ノ方の國々を泛く云ることと著し、但しかの御歎ありし地を、碓日ノ坂とせば、此ノ東ノ國も、上野の吾妻ノ郡を云なるべし、】又思ふに、此ノ老人、御答哥によめる、常陸より甲斐までのほど、晝夜離らず勤しく仕へ奉りて、東方の國々を經來りたる功を賞て、東ノ國ノ造と云稱號を賜へるにもあらむか、【給と書ることも、他ノ爲東ノ國造と云例とは違ひて、何とかや所以ありげに聞ゆ、稱名を賜へる處の例を思ふに、若クは給ノ字の下に、號ノ字など脱たるには非るか、又賞ると云るも、此ノ字の如く賞稱ヘ云フ號によれるにもあるべし、若シ此ノ考への如くならば、彼ノ上野ノ國なる吾妻ノ郡は、此ノ老人に賜へる國にて、其は東ノ國ノ造と云稱號負る人の、賜はりて領る國なるを以て、後に吾妻とは名けつるにもあるべし、若シ然らば、かの御歎の地を、碓日ノ坂と云る傳へは、上野ノ國に、此ノ由縁にて、吾妻てふ地名のあるにつきて、是柄をまぎらして、碓日とも語り傳へたるにやあらむ、或人難て云ク、東方の國々を阿豆麻とは、此ノ倭建ノ命の御詞に因て、後に言初し稱にこそあれ、然るを、今此ノ老人に、東ノ國ノ造と云稱を賜はむことはいかゞ、當時いまだ阿豆麻と云稱はあらじをや、辨て云、阿豆麻波夜と詔ひしも、倭ノ比賣ノ命を、忘れず、戀しぬび給ふ御心には、其ノ亡坐シつる東ノ方の國を指ては、御自ら我妻の國とも詔ふまじきに非ればば、此ノ稱必しも後に言初つとも定むべからず、又此ノ老人に、此ノ號を賜はむことは、吾が悲く思ふ、妻の、亡にし、東ノ方の、國造と云こゝろばえ以て、殊に親よしみ賜へる御意なるべきをや、】書紀云、居于酒折宮時、擧燭而進食、是夜以歌之問侍者曰云々、【御哥此ノ記と全同じ、】諸侍者不能答言、時有秉燭者、續王歌之末而、歌曰云々、【哥此ノ記と全同】即美秉燭人之聰而、敦賞、則居是宮以靫部、賜大伴連之遠祖武日也、【冠辭考に、かの新治をつくと云説をあげて、たゞ歴たまへる所々に、やどらし、數を問せ給へるのみならむには、誰々か答へ奉りがたからむ、獨此ノ老人は、日遲く數の語もて、末を續申せる故に、賞賜へりしなりと云れつるは、後ノ世の意なり、たゞ日數を以て答へ

奉りたりとも、其哥よく出來たらむには、などか賞賜はざらむ、若シ此ノ哥を、國ノ數の意ならむには、よせることもなく、賞るに足らずといはむ、此ノ記書紀方藥なる哥、多くは廢れぬべし、書紀に、諸ノ侍者不能答といふあるは、此ノ老人を賞給ふとあるに就て、例の撰者の加へられたる文なるべし、此ノ記には、此ノ言なし、たとひ古傳のまゝの言にもあれ、をりに臨みて、皆人は御答へ哥の、とみに出來ざりけむこと、何かあやしまむ】

古事記傳二十八之卷

本居宣長謹撰

日代宮三之卷

自其國越科野國乃言向科野之坂神而還來尾張國入坐先日所期美夜受比賣之許於是獻大御食之時其美夜受比賣捧大御酒盞以獻爾美夜受比賣其於意須比之襴（意須比三字以音）著月經故見其月經御歌曰比佐迦多能阿米能迦具夜麻斗迦麻邇佐和多流久毘比波煩曾多和夜賀比那袁麻迦牟登波阿禮波須禮杼佐泥牟登波阿禮波意母閇杼那賀祁勢流意須比能須蘇爾。都紀多知邇祁理爾美夜受比賣答御歌曰多迦比迦流比能美古夜須美斯志和賀意富岐美阿良多麻能登斯賀岐布禮婆阿良多麻能都紀波岐閇由久宇倍那宇倍那岐美麻知賀多爾和

賀祁勢流意須比能須蘇爾都紀多多那牟余。故爾御合而。以其御刀之草那藝劒。置其美夜受比賣之許而。取伊服岐能山之神幸行。

科野、上【傳十四の三十葉】に出。○科野之坂ノ神、書紀に、日本武尊進入信濃、是國也、山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆、長峯數千、馬頓轡而不進、然日本武尊、披烟陵霧遙徑大山、既逮于峯而飢之、食於山中、山神令苦王、以化白鹿立於王前、云々、【此ノつゞきの文、上に引り、傳廿七の八十葉】とある、此ノ坂の事なり、萬葉廿に、信濃國防人歌、に、知波夜布留賀美乃美佐賀爾、奴佐麻都里、伊波布伊能知波、意毛知知我多米、とよめるも、此ノ坂なり、此は古ヘの官道にして、美濃ノ國惠奈ノ郡より、信濃ノ國伊那ノ郡に越る、國堺の坂なり、【書紀推古ノ卷、三十五年五月、有蠅聚、其凝累十丈、浮虛以越信濃坂、鳴音如雷、則東至上野國而自散、[illegible]坂ノ大十圍許、高至於天、日本紀略に、天慶三年七月廿九日、中國尺烟、[illegible]多損、信濃國御坂驛家、とあり、御坂ノ山は、今ノ惠奈ノ郡に屬て、大キなる山なり、式に、美濃ノ國惠奈ノ郡、坂本ノ神社あり、坂本は古ヘの驛にして、此ノ驛より御坂を越し、信濃ノ國伊那ノ郡の阿智ノ驛に達りしなり、いはゆる曾の原、伏屋などは、御坂を下りて、阿智ノ驛に至るまでの間にありとぞ、式に、阿智ノ神社も見えたり】後に吉蘇路開けても、中昔までは、なほ此ノ御坂の道を往來して、何時のほどよりか、此ノ道は絶て、もはら吉蘇路をのみ往來ふことゝはなれり、【古ヘの御坂の道は、吉蘇路よりは南ノ方なり、續紀に、大寶二年十二月、始開美濃國岐蘇山道、和銅六年七月、美濃信濃二國之堺徑道險阻、往還艱難、仍通吉蘇路、】とあり、徑道險阻云々とは、此ノ御坂のことなり、新古今集に、信濃の御坂のかたかきたる繪に、その原と云所に、旅人

やごりして立あかしたるところを、藤原ノ輔尹ノ朝臣云々、今昔物語に、信濃守藤原ノ陳忠、任畢て上るとて、御坂を越ける時に、馬に乘ながら、梯より深き谷に落入たる事を記せり、これらを見れば、中昔までも、此ノ御坂の道を往來しことゝ知られたり、後拾遺集に、傷善ノ朝臣、三河守にて下り侍りけるに、すりまたと云わたりにおりゐて、信濃ノ御坂を見やりてよめる、能因法師、白雲の、上より見ゆる、あし引の、山の高根や、御坂なるらむ、是も此ノ御坂なり、然るを後の歌に、木曾ノ御坂をよむよしい混れて、此らをも木曾の御坂のことゝ心得たるは、ひがことなり、たゞ御坂と云ひ、信濃ノ御坂と云るは、木曾ノ御坂にはあらず、】坂ノ神は、書紀に見えたるは、右に引るが如し、此ノ記にては、かの蒜を以て待打て殺し給ひしは、足柄ノ坂ノ神なれば、別なり、されど此ノ坂なるも、彼ノ同じ類の神にぞありけむ、○先日は、佐伎都と訓べし、【日ノ字は讀むべからず、數月をも經て後に、先のことを、サキツヒなど訓むは、古言のさまに非ず】○所期は、知岐理迦加志斯と訓べし、【おかしゝは、おき賜ひしと云ことなり、】上に亦思還上之時將婚、期定而幸于東國、とありしことなり、○捧大御酒盞、上卷八千矛ノ神ノ段に、其后取大御酒坏、立依指擧而、云々とあり、酒盞の事、彼處【傳十一の四十六葉】に云り、朝倉ノ宮ノ段にも、三重ノ婇指擧大御盞而獻とあり、○其は、曾禮と訓べし、名を云たる下に、かく其と云ること、此ノ記中に例多し、即チ其ノ人を指て云なり、○意須比上に出、【傳十一の八葉】○襴も上に出、【傳廿三の五十葉】○月經は、【婦人の月水を、月經とも經水ともいへり、】何に訓べきにか、和名抄に、月水、俗ニ云佐波利、うつほ物語【俊蔭の卷】に、何時よりか御けがれはやみ賜ひし、云々、【妊める月ノ數を問ひたるにて、月水は、何の月より止しぞといへるなり、】風雅集【神祇】に、もとよりも、塵に交はる、神なれば、月の障も、何か苦しき、此は、和泉式部熊野へ詣でたりけるに、障にて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ、身の浮雲の、棚引て、月のさはりと、なるぞ悲しき、とよみて寐たりける夜の夢に、告させ賜ひけりとなむ、などあれど、障と云も、穢と云も、月水の出ることを云る稱にして、

正しく其物を指て云るには非ず、されば、佐波理著たりなど云むは、いかにぞや聞ゆ、故今は姑く、佐波理能斯能と訓つ、【又は佐波理能知とも訓べし、知は血なり、延佳も師も、御歌に依て、ツキと訓れたれど、其は非ることなり、其由は御歌の處に云べし、】○見其月經は、曾袁美曾那波志弖と訓べし、【文のまゝに訓なば、[illegible]播し、但し、上字サハリノキと訓まば、此をもソノチナと訓べし、其月經と書るは、漢文の格なり、】○此佐迦多能は、人の枕詞なり、【迦を濁るは非なり、古書皆清音の假字を用たり、】其の意は、冠辭考に見えたり、○阿米能加具夜麻は、天之香山なり、大和國なるを云、此山の事、上【傳五の六十六葉】に出、○斗迦麻通は、利鎌になり、和名抄に、鎌、和名加末、○佐和多流久毘【六言一句】は、眞渡杙なり、渡るとは、此は觸るゝを云、杙とは、此は細く小く、柴と云ほどの木の、本立を云、此次に、小竹之苅杙【刈たる跡に殘れる株なり、伐杙と云もおなじ、】とも見え、和名抄に、株、草木ノ本也、訓久比世、とあり、【久比世は、杙の根に近き處にて、世は須惠の切りたるなるべし、礎の須惠のごとし、】此二句は、鎌に擬て刈らるばかりの、細木の本立と云るにて、是までは次句の序なり、大祓詞に、彼方之繁木本乎、燒鎌乃敏鎌以弖、打掃事之如久、云々、さて杙の比は清音なるに、濁音の假字の毘を書るはいかゞ、【此記は、假字の清濁いと嚴にして、記中に、比毘の清濁の違へりとおぼしきは、此と高津宮段歌に終を都毘爾と書ると、二つのみなれば見えざることなり、音便に、イの如く唱る所には、濁音假字をも用ふなど云は、ひがことなり、さる例あることなし、】又、佐和多流とは、万葉十九に、霍公鳥、鳴而左度、また廿 霍公鳥、鳴而沙渡、十一 卅 に、高山爾、高部左渡、又 九 雲間從、狹徑月乃、祝詞に、谷蟆乃狹度極など、みな渡行ことにのみ云るを、鎌に觸ることゝせむも、例に違ひて、少し穩ならざることなり、故次に引る、熱田縁起の歌と合せて考るに、斗迦麻通、佐和多流久毘の二句は、許加那岐[illegible]能、夜麻能迦比能、佐和多流、久比比賀久毘、【四句】[illegible]けむを、多く字を脱し、又誤りもしたるにやあらむ、【許加[illegible]

斗迦に誤り、碁知能夜を脱し、又能迦比をも脱し、又上の久ど、下の久どまぎれて、其間なる具比賀をも脱せるなるべし、抑此の二首の御歌、彼ノ縁起なると比べ見るに、少しづゝ言の異あるのみにして、事は始メ終リみな同じければ、此ノ處も同じ事なるべくおぼゆ、】彼此之ノ、山之峡に、眞渡る、鵠之頸にて、序なることは同じ、朝倉ノ宮ノ段ノ大御歌に、多々美許母、幣具理能夜麻能、許知碁知能、夜麻能賀比爾とあり、鵠は、上【傳二十五】に出、○比波煩曾【四言一句】は、弱細なり、比波は、源氏物語【眞木柱】に、いとさゝやかなる人の、常の御なやみに、痩衰へ、ひはつにて云々、又、【柏木】宮はさばかりひはつなる御さまにて云々、又、【竹川】源侍從とて、いと若うひはづなりと見しは、云々、【此らひはづと云は、俗言にひなづなると云に同じ、】榮華物語【音樂の卷】に、宮いみしうひはやかに、めでたうて入せ給ふ、【ひはやかも、ひはづと同じ、】などある比波豆比波夜加など、一ッ言にて、細くたをやかなることなり、今ノ世ノ言に、物の細く弱くして撓む貌を、比波々々とも、比波都久とも云、是なり、されば、此ノ上の詞どもは、細く比波夜加なる意の序にして、【鎌に拂る木にても、鵠が頸にても、同じ意の續なり】此ノ句は、美夜受比賣の腕の、細くたをやかなるを詔へるなり、【契沖、比波ノ二字を、上ノ句に屬て、其說に云、久比を久毘比とあるは、此ノ末に、椎を志比々とあるに准ふべし、古語にはかく云けるにや、と云るは非なり、椎を志比々とありとは、明ノ宮ノ段の大御歌のことなり、彼レも、椎を志比々に云るには非ず、其事は彼處に云べし、さて師も同じく、比波を上ノ句に屬て、新撰字鏡草ノ部に、茈ハ久比井と云る物あれども、假字異なり、此は若木を云と見ゆ、又考るに、仁德紀に、いくみ竹とあるは、籠竹なり、此の久毘も久美に通ひ、比は木に通ひて、繁くこもれる若木かと云れたり、久毘を若木とするは、さることなれども、下の比を連て云むはいかゞ、又久美と久毘と通はむは、さることなれども、此は繁く籠れることを云むは、何の用もなし、又木を比と云べきに非ず、又万葉考には、久毘は、若木にて、串とも云り、云々、下の比は、生の器なり、と云れたるもい

かど、久跪と串とは同じからず、生と云こども、此に用なし、さて右の契沖、又師の説の如くにては、波をば、者の意と見られたるなるべし、然らざれば、此ノ字あまれり、抑此は序の終なれば、者と云辭を置べき處に非ず、さる例あることなし、又細の假字に、濁音の類を書たるも、比波細とつゞけばこそあれ、比波を上ノ句に付ては、たゞ細と云むには、いかでか言の頭をば濁らむ、昔より此ノ比波てふ言を、解人皆解得られざる故に、此ノ處明らかならざるなり、】○多和夜賀比那袁は、手弱腕をなり、多和夜は、手弱女などの手弱にて、其ノ手弱女を、多袁夜賣とも云如く、是ももたをやかなる腕と云ことなり、字鏡に、肱、臂也、加比奈、万葉三 卅 に、木綿手次、可比奈爾懸而、などあり、【此ノ外にも、加比那てふことは、物語文などにも多く見え、今ノ世にも常云ことなり、然るに和名抄には、腕、手腕也、和名太々无岐、一云宇天、また、臂謂之肱、また、肘、臂節也、和名比知、などありて、加比那と云名は見えず、字鏡に、肱、臂也、加比奈、臂、太々牟伎、とあれば、加比那と、多陀牟伎とは、同きなるべし、書紀に、腕、また臂など、皆タヾムキと訓り、さて契沖、上ノ句の煩皆の一字をも此ノ句に屬て、此ノ句を九言とせるは、非なり、】○麻迦牟登波は、將枕とはなり、麻久とは、枕にするを云、上卷沼河比賣の歌に、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、云々麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、云々、とあり、なほ彼ノ歌の下【傳十一ノ二十四葉】に云り、○阿禮波須禮杼は、吾者雖爲なり、【吾はまかむとはすれども、と云るなり、】○佐泥牟登波は、將眞寐とはなり、凡て寐るを佐寐と云は、眞寐にて、多く男女率て寐るを云り、【率寐と云、書紀の歌に、手魔伊禰とあるが如し、】遠飛鳥ノ宮ノ段、輕ノ太子ノ御歌に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥弖婆、万葉二十に、佐不寐者遂爾、有勝益之目、また、丁七 左宿夜者、幾毛不有、延都多乃、別之來者、ニ十丁に、吾妹子跡、左宿之夏屋爾、十四丁に、佐奴良久波、多麻乃緒婆可里、などなほ多し、○阿禮波意毋閇杼は、吾は雖思なり、○那賀都勢は、汝之者有なり、【延佳本に、勢ノ字を兼と作るは、古言を知らずして、みだりに改めたるさかしらのひがことなり、】其は、

記中ギの假字にのみ用ひたれば、若ノ此を類とするときは、ケギルとなる、さる言もはあるべき、諸本みな勢なるをや、又祁を、キとよむも非なり、】祁勢流とは、著而有を云、古言にて、著たると云と同意なり、【著たるは、即チ著てあるの切りたるなり、】そは先ツ著而有を古言に祁流と云、万葉十五に、和我多比波、比左思久安良思、許能安我家流、伊毛我許呂母能、阿可都久見禮婆、又、此の御答歌なるも、熱田ノ縁起には、和何祁流とあり、【来而有をも、古言に祁理と云り、書紀に、来ノ歸ノ等ノ甚なとを、ケリと訓、万葉に、けりと云辭に、来ノ字を書るなど是なり、是レも著有と同じ格なり、】さて、其ノ祁流を、立有を多々勢流、行有を由加勢流、【此ノ類いと多し、】など云ノ格に、祁勢流とは云なり、万葉四ノ十七にも、吾背子之、蓋世流衣之云々、【蓋ノ、一本に、キと訓るは誤なり、凡てカイの音なる字は、ケの假字なる例なり、】とあり、御衣を、意祁斯と云も、同じ活用なり、【傳十ノ一の卅四葉考ふべし、】○意須比能須蘇爾は、襲之襴になり、○都紀多知爾祁理は、月立にけりなり、月は天なる月なり、立とは、天に登りて見ゆるを云、【天智紀に、朔を月立と書れたり、】万葉七ノ卅に、向ノ山ノ月立所見、十一ノ十五に、三毛侶乃山傳、立月之、十四ノ廿に、乎豆久波乃祢呂爾都久多思、【月立なり、】などあり、さて婦女の月水は、月々にあたりて出る物なる故に、其レを著て見えたるを、天に月の出たるに比へて、如此云なし給へるなり、【契沖が、都紀は月経なりと注せるは、違へり、月経の著たるをよみ賜へるにはあれども、都紀と詔へるは、月経の稱にはあらず、たゞ天の月のことなり、たとへば、花の散たるを見て、雪ふりにけりとよみたらむが如し、されはこゝの都紀とある詞に依て、上の月経をツキと訓は、ひがことなり、月経をいかでか都紀とのみは云ム、月障と云、から國にても、月水月経月事など云は、月々にあたりて通る物なればなり、】

○熱田大神縁起ニ云、【世に寛平縁起と云、此ノ書の事、上傳廿七の五十葉に云り、】日本武尊還向尾張、云々、役還着於宮酢媛之宅、于時献大饗、宮酢媛手捧玉盞以献、彼媛所着衣襴、【衣襴此云意須比、】染於月水、日本武尊覧之、

即歌曰、麻蘇義。宇波理乃夜麻。許田其知能夜麻乃加比由。等美和多流。毘何波乃。波富曾。多和夜何比那乎。麻岐彌牟等。和何武迦毘斯乎。具利彌牟止。和何意母毘斯乎。和佐毛古。那何部西流。意須比乃宇閇爾。阿佐部記乃其比久。都杞多知爾祁理。【意須比に衣襴字を書るは、當らず、麻蘇義、義は、ゲの假字にて、眞菅なり、菅を、蘇我とも云るにて知べし、眞菅よし、蘇我の川原、などつゞけたり、さて大神宮儀式帳に、百張蘇我乃國、ともあるを合せて思へば、麻蘇義は、張へ係れる尾張の枕詞なり、さて此記には、天ノ香山とあるを、尾張の山と云るは、尾張にてかく歌ひかへて傳へたるか、はた本は尾張の山なりけむを、倭ノ國にて天ノ香山とはうたひかへたるか、等美和多流は、飛渡るなり、毘何波乃は、字の脱たるなり、久具毘何波志乃、などなりけむを、久具ノ二字、又志ノ字を脱せるならむ、波富曾は、上に比ノ字の脱たるなり、然るを今ノ本は、さかしら人の何波乃ノ三字をさへに、削きたるはいかに、なま〳〵の物知リの、中中に古書を傷ふは、いと悲きわざなり、宇門は、長なり、阿佐部記は、朝月なるべし、】○多迦比迦流、比能美古、夜須美斯志、和賀意富岐美は、高光、日之御子、安見しゝ、吾大君なり、此ノ四句ノ言の事、冠辭考に見えたり、なほ云ば、高は天、【此ノ事傳三の五葉に云り、】光は照と同じければ、高光は、天照と云が如し、【万葉に、高照とも多く書たり、】日之御子とは、日ノ神の御末と申すことなり、【或神か、日とは當時の景行天皇を申して、其ノ皇子なりと云るは、たがへり、】夜須美斯志とは、冠辭考の説の如く、安けく見賜へるなり、【八隅知と書るは漢意にして、いたく古意に違へり、然るを万葉に多くは此ノ字を書るは、奈良のころ、既く漢意の著て、此ノ字の意にとりなせるにもあるべし、さる例他にもあり、續紀十五、大御歌に、夜須美斯留、和己於保支美とあるは、留ノ字後ノ人のさかしらに改めたるなるべし、古本には志と作り、年中行事秘抄に出せるにも、志とこそある、】天武紀續紀などに、安殿とあるも、【大安殿、内ノ安殿、外ノ安殿、中ノ安殿、小安殿などもあり、】夜須美斯能にて、天皇の安見爲賜殿と云意の名なり、大安殿とあるは、大極殿のこ

こと、【然るをオホヤスミドノと訓べきことを知ずして、皇極紀、天武紀、今ノ本に大極殿をオホアムドノと訓るは、古本に、傍に大安殿と假字附の如く書るを見てのひがことなるべし、撰集抄に、西行法師が、崇徳天皇の御陵に詣て、其ノ御事を申せる處に云く、清涼紫宸の間にやすみしたまひて、百官に、いつかれさせたまひ、云々と云るは、たま〳〵古言の遺れるにや、彼ノころの語にはいとめづらし、又欽明紀に、安坐寶とあるは、安ノ字は、漢文なれば、安置意にて、ヤスミと訓べきには非れども、言は古言なり、】さて美斯志を、立せ賜ふを立しゝ、御坐ますをおはし、など云類にて、崇申す語なりと師の云れつるは、然ることなれども、精しからず、其故は、立しゝ、御坐しなどの類の下の斯は、過去し事を云辭なるを、【世に過去のしと云、】此ノ美斯志の下の志は、然に非ず、今の現に坐ます大君を申す辭なればなり、されば此ノ志は爲の意にて、【安見を爲賜ふと云ことなり、上の斯は、見を古言に美斯と云るなり、さて見を、物見花見など云ときは、躰言なるが如く、此ノ安見も躰言なり、されば夜須美斯と連け讀て、下の志を離して讀ムべし、夜須美とよみ、斯志とよむは、言の意を細にわきまへざるひがよみなり、】万葉十九に、豐宴、見爲今日者、云々また、國看之勢志弖、【これも國を看爲てと云ことなり、國看を爲てと云とは少し異なり、又爲を勢須と云も古言にて、勢志弖は爲てなり、されば、夜須美斯志をも、此ノ格に云へば、夜須美斯勢志なり、】などあると同じ云ざまなり、然らば夜須美斯須と云べきに、志と云は、歌ふ語の一ツの格にて、異舍儺等利、海とつゞくるなど、【此レらもいさなとる、海とつゞくべく思はるゝ語なり、】同例なり、さて夜須美斯志云々の二句は、朝倉ノ宮ノ段ノ歌にも二所、書紀仁徳ノ卷、推古ノ卷などの歌にも見え、万葉にも多し、万葉には、高照、日之皇子、とのみ云て、夜須美斯志云々を、畧けるもあり、高光、我日皇子、ともよめり、【又高光、日ノ朝廷ともよめり】さて四句列ねてよめるは、万葉には、何も夜須美斯志云々を上に、多迦比迦流云々を下に云り、【和賀を、万葉には、假字には、和期吾期などあり、此は下の意へつゞく故に、賀意約まり

て朝となるを、長く詠へば、おのづから朝意となるなり、さる故に、是ぞはたゞ吾大君とつゞく時のみのことなるを、凡て吾を、和例とも云ことゝ心得るは、ひがことなり、】さて此ノ四句は、天皇を申し奉るはさるものにて、皇太子をも申し、万葉には、凡て皇子等をも申せる歌、彼此と見えたり、【日之御子と申すも、大君と申すも、皇子諸王までにわたる御稱なればなり、】此は倭建ノ命を指て申せるなり、○阿良多麻能は、年、又月の枕詞にて、阿多良阿多良麻の約りたる言なり、そは万葉廿十二丁に、年月波、安多良安多良爾、安比美禮騰、【一本には、安良多安良多とあり、】とあるは、安多良とは、年月日時の、移りもて行を云言にて、年月は移り往て環る物なれば、又環り來る毎に着見るよしなり、同二十丁に、吾黑髮乃、眞白髮爾、成極、新世爾、共將有跡、【新は借字にて、あたら〳〵と同、】六三十丁に、新世乃、事爾之有者、十三二丁に、吾根、離生左右二、新夜乃、好去通牟、事計【夜は借字にて世なり、】などあると、合せて知べし、阿多良世と云も、たゞ世と云と同じことになるなり、世とは、年月日のうつりゆく程の間をいへばなり、さて阿良多麻は、かの阿多良阿多良の、上の阿多良を切めて阿良と云、下を切めて多と云るにて、【阿多は阿と切り、多良は多と切る、下の阿は、良の韻にある故に省かる、】麻は間にて、程と云に同じ、【荒木田ノ久老は、かの万葉廿なる、阿多良阿多良を、一本の阿良多阿良多を取て、新世とあるをも、アラタヨと訓て、凡て新をあたらしと云も、今ノ京になりて訛れるにて、正しくはあらたしなり、故万葉にては、皆アラタと訓べきなりと云り、此ノ説に依べきは、阿良多麻は、即阿良多の間にて、意は上に云るに同じ、】万葉五二十丁に、阿良多麻能、吉倍由久等志乃ともよみ、又十一六丁に、璞之、寸戸我竹垣、十四丁に、阿良多麻能、伎倍乃波也之などよめるも、伎倍は地ノ名ながら、枕詞のつゞけは、年月の來經往なること、五ノ能なると同じ、【冠辭考に、これらを、遠江ノ國麁玉ノ郡の伎倍ノ郷を云るにて、璞ノ冠辭に非すと云れたるは、誤なり、かの麁玉ノ郡には、伎倍てふ郷あることなし、同國山香ノ郡に、岐階と云郷の見えたる、階ノ字は陛の誤にて、伎倍は是ぞ

なるべければ、麁玉ノ郡にはあらず、】さて又多麻伎波流と云枕詞も、此ノ阿良多麻と同意なり、其由は、高津ノ宮ノ段に彼ノ詞の出たる、其處【傳卅七の　】に云べし、【此ノ二ッの枕詞、舊說かなはず、】○登斯賀岐布禮婆は、年之來經者なり、【此賀てふ辭の用ひざま、俚言めきて聞ゆめり、中昔には、かゝる處は、能と云て、賀とはいはず、されど上卷の歌に、日之隱者を、比賀迦久良婆とよみ、万葉東歌にも、日之照者を、日がてればとよめり、上代には如此も云し、凡て中昔には、能と云を、古へは賀と云る例多かり、】万葉五廿六丁に、万世爾、得之波岐布禮登母、十二廿五丁に、年乎曾寸經なごあり、十三十一丁に、荒玉之、年者來去而とあり ○都紀波岐閇由久は、【波ノ字婆と作る本ごもあり、今は一本又一本に依れり、】月者來經往なり、万葉十五二十四丁に、安良多麻能、月日毛伎倍奴、とあり、阿良多麻の月とつゞきたるは、猶多し、又、年月ともつゞけ、十三十五には、荒玉之立月毎、なごもあり、さて氣長くなご云氣は、此ノ來經の切りたるにて、來經長くなり、さて【此は月が來經れば、年は來經行と云べきを、打返して】年が來經れば、月は來經行と云るは、年の經れば、其ノ間に數多月は經侍りぬと云ることにて、其は意須比に月水の着たる所以を云むために、月のかはり往ことを、主と云る語の運びなり、【心をつけて味ひ見べし、】○宇倍那宇倍那は、【舊印本、眞福寺本なごには、今一ッ宇倍那とありて、此ノ言三ッ重れり、今は延佳本、又一本なごに、其は無きに依れり、】諾な諾なにて、那は辭なり、書紀仁徳ノ卷ノ歌に、宇陪儺々々々、和例烏斗波輸儺、万葉十三廿丁に、諾々名、母者不知諾々名、父者不知、云々なごあり、然あるべきことよ、と諾ふ意なり、【俗言に、そのはづよ、尤なることよ、と云が如し、】高津ノ宮ノ段ノ歌に、宇倍志許曾【万葉十にもかくあり、】書紀推古ノ卷ノ大御歌に、宇倍之訶茂、なごもあり、万葉に、諾もとも、諾とのみも云り、書紀神武ノ卷に、諾此云三宇毎那利一、ともあり、さて万葉十六廿丁に、否藻諾藻【源ノ信明集ノ歌に、いなともうとも、拾玉集ノ歌に、なやうやともあり、なやは、否ッなり、】とあれば、宇倍も宇と云意の言なり、【今ノ世にも諾ふ答を、袁々とも、宇々とも云、稱

唯も、宇々とかよへり】○岐美麻知賀多爾は、君待難になり、常には待賀弖爾と云を、【万葉假字書きなるも、皆かくなり、賀は濁音にも、清音にも書たり、】古へは如此も云しなるべし、【慥なる例は見あたらず】万葉十四ノ下に、許己波故賀多爾とあるも、此處には來難にと云るならむか、さてここは、美夜受比賣の、自には非ず、月水が待かね來りて、と云なせるなり、】○和賀祁勢流は、吾着有なり、【勢を延佳本に藝と作るは、さかしらなること、上に云るが如し、】意須比能須蘇爾、舊印本、又一本に、能の下に、須比能ノ三字重りてあり、歌ふ詞は、然る例も彼此あれば、【書紀雄畧ノ卷ノ歌に、柯武柯噬能、伊制能、伊制能奴能、などあるは、殊によく似たり、此も、上の能に意の韻あれば、意須比能、意須比能、と重なれる詞なり、】衍とも云がたし、されど無き本多き故に、今も無きに依りつ、○都紀多々那牟余は、月將立なり、契沖、後の歌ならば、多知那牟余と云べしと云り、信に後には多々那牟とては、立てよかしと希ふ意になるを、古は多知那牟の意に、かくも云けるなるべし、立べきことよと云むが如し、○一首の凡ての意は、吾大君よ、先に契りおき賜ひしより、年の經ぬれば、其ノほどに、月次は多く經ぬれば、君を待かね來りて、月の立て見え待らむは、まことに然あるべきことなり、理なることよと云るなり、月のかはれば、天なる月も立て見え初る物なればなり、【王の御歌に、月立にけりとあるは、たゞ天に月の見ゆる意のみなるを、此ノ歌にては、其を月次のかはりて初て月の見えそめたるに取なしたるにて、朔てふ名の意なり、】さて此ノ歌に依て思へば、此ノ月經は初めて見えたる遍になむありけむ、されば初事にて習ざる故に、心せずて、意須比にも着て、人の御目にもかゝりけるにやあらむ、【されど、かくまで推度らむは、あまり精きに過て、いかゞにもやあらむ】熱田縁起に云、宮酢媛奉和曰、夜須美志々。和期意富岐美。多伽比加流。比乃美古。阿良多麻乃。岐閇由久止志乎。止志比佐爾。美古麻知何多爾。都紀加佐爾。岐美麻知何多爾。宇倍那々々々。志母夜。和何祁流。意須比乃宇閇爾。阿佐都紀乃其止久。都紀多知爾祁流【志母夜ノ三字心得がた

し、決く字の落たるなり、伊知志路久世夜、などありけむを、伊知、また路久の四字を落せるか、そはいかにまれ、夜は疑ひたる辭なり、祁流を、今ノ本には、此ノ記ノ延佳本に依て、祁藝流と藝ノ字を補へたり、中々のさかしらなり、著行を祁流とも云ること、上に云るが如し、殊に此は己のうへなれば、祁勢流よりは、祁流と云るぞまされる、結は祁理とあるべきが如くなれど、上なる疑ひの夜の結にて、祁流とは云るにて、此記に、たゝなむよ、とあると、合せて、其意を知るべし、】日本武ノ尊又歌曰、奈留美良乎。美也禮渡止保志。比多加知爾。已乃由不志保爾。和多良部牟加毛。【奈流美者、是宮酢媛所居之郷名、今云成海邑とあり、奈留美は、愛智ノ郡成海ノ郷あり、其處の海邊を指して詔ふなり、良は、附て云辭なり、浦と云には非ず、さて分注に、奈留美を比賣の所居と云るは非なり、比多加知は、火高路なり、熱田ノ社ノ或書に、氷上邑、俗謂火高里、神社民家、數度依回祿、改火高謂大高、と云り、これに、後謂火高里と云るは誤りにて、本より氷上とも、火高とも云しなるべし、此ぞ宮酢媛の郷なる、成海は、此ノ火高ノ里へ行ク間の道なり、歌の趣にて知らる、さて比多加知を、直徒ならむかとも思へども、然らず、若シ然らば、由とあるべきを、爾とあればなり、和多良部牟加毛は、渡りあへむかもなり、】先是日本武ノ尊、於甲斐坂折宮、有戀宮酢媛、即歌曰、阿由知何多。比加彌阿禰古波。和例許牟止。許知佐留良牟也。阿波禮阿禰古乎。【阿由知何多は、年魚知縣なり、潟には非ず、比加彌阿禰古とは、宮酢媛を指して詔ふなり、氷上なる姉子と云意なり、曾丹集ノ歌に、あねこが閨と云り、今ノ世の言にも、若き女を、姉とも、姉御とも云、式に、愛智ノ郡火上姉子ノ神社あり、此ノ媛を祭ると云り、此ノ神社、今も知多ノ郡大高村にあり、此ノ村、鳴海ノ驛より十町ばかり西南ノ方に在て、昔は愛智ノ郡なりき、今も郡界に近し、かの火高ノ里と云し所なり、許佐留良牟夜は、床を避てや寐らむと云意なり、古へ夫もたる婦人は、夜ル獨リ寐るときは、床を半ば避て、片寄りて寐る、これ夫の寐べき處を明置なり、万葉十八に、夜床加多左里、とある是なり、今ノ本は、左を古に誤れり、又四に、枕片去、

夢所見來之、ともある、片去夢とは、片去て寐る夢と云ことなり、此も床避ることにて、枕を片寄せて寐るを云、結句の乎は、余に同じ、】此ノ數首歌曲、爲此風俗歌矣、とあり、【尾張ノ國の風俗歌となりて、世々に謠ひ傳へたるなり、】右ノ件ノの歌ども、皆いと古し、信に當昔より、彼ノ國に傳はり來し古の傳なるべし、【抑此ノ縁起と云書、すべて古き傳説なりけむを、かの寛平の年に、文を修りたる時に、詞をば書紀に依て、皆改めたりと見えて、文も事も大かた書紀の如くなるを、此ノ歌どもは、古の傳へのまゝと見えて、皆めでたし、】○御合而は、御答歌に感て、月事を避けず、即婚坐るか、はた其程を過してにもあるべし、○以其御刀之云々、書紀に、日本武ノ尊更還於尾張、即娶尾張氏之女宮簀媛、而淹留踰月、於是聞近江膽吹山有荒神、即解劒置於宮簀媛家、而徒行之、尾張ノ國ノ風土記に、熱田ノ社者、昔日本武ノ命、巡歷東國還時、娶尾張連等遠祖、宮酢媛命、宿於其家、夜頭向廁、以隨身劒、掛於桑木、遺之入殿、乃驚更往取之、劒有光如神、不把得之、即謂宮酢姫曰、此劒神氣、宜奉齋之爲吾形影、因以立社、由郷爲名也、【田郷の田ノ字は、由の誤なるべし、】熱田縁起に、還着於宮酢媛之宅、云々、淹留之間、夜中入廁、廁邊有一桑樹、解所帶劒、掛桑枝、出廁忘劒、還入寢殿、到曉驚寤、欲取掛桑之劒、桑樹照耀、光彩射人、然不憚神光、取劒持歸、告媛以桑樹光之狀、答曰此樹舊無怪異、自知劒光、默然寢息、其後語宮酢媛曰、我歸京華、必迎汝身、即解劒授曰、寶持此劒、爲我床守、時近習之人、大伴建日臣諫曰、此不可留、何者、承聞前程氣吹山、有暴惡神、若非劒氣何除毒害、日本武尊高言、曰縱有彼暴神、舉足踏殺、遂留劒上道、到氣吹山、また日本武尊奄忽仙化之後、宮酢媛不違平日之約、獨守御床、安置神劒、光彩亞日、靈驗若聞、若有祷請之人、則感應同於影響、於是宮酢媛會集親舊、相議曰、我身衰老、昏曉難期、須未瞑之前、占社奉遷神劒、衆議感之、定其社之地、有楓樹一株、自然炎燒、倒水田中、光焰不錯、水田尚熱、仍號熱田社、書紀神代ノ卷に、

云々、是號草薙劍、此今在尾張國吾湯市村、即熱田祝部所掌之神是也、また此御卷にも、初日本武尊所佩草薙横刀是、今在尾張國年魚市郡熱田社也、【吾湯市、年魚市は即愛智郡なり、和名抄に、阿伊知とあるは、訛れるなり、万葉などにも、年魚市とあり、さて熱田は、即年魚市田の約りたる名にもあらむか、書紀天智卷に、七年、沙門道行盗草薙劍、逃向新羅、而中路風雨荒迷、而歸、天武卷、朱鳥元年、卜天皇病、祟草薙劍、即日送置于尾張國熱田社、とあり、熱田縁起に、かの沙門道行は、遂當斬刑、とあり、さて或書に、此御劍、かの道行が盗出して、遂に持去ることあたはず、歸りしより、帝宮に奉納と云り、然れば其時より、朱鳥元年までは、帝京に安置奉られしなり、】神名帳に、尾張國愛智郡熱田神社、【名神大】古語拾遺に、其草薙劍、今在尾張國熱田社、未叙禮典也、【また云、況復草薙神劍者、尤是天璽、自日本武尊愷旋之年、留在尾張國熱田社、外賊偸逃、不能出境、神物靈驗、以此可觀、然則奉幣之日、可同致敬、而久代闕如、不脩其禮、所遺一也、とある、これ未叙禮典也、と云るものなり、こは月次新嘗などの幣に、預り給はぬことを云るなり、さて弘仁十三年六月、尾張國熱田神、奉授從四位下、天長十年六月、奉授尾張國從三位熱田大神、正三位、嘉祥三年十月、尾張國熱田神、授正三位、貞觀元年正月、奉授尾張國正三位熱田神、從二位、と史に見えたり、右の内、天長十年の進階は、誤あるべし、さて此社は、世々尾張連氏の以祭くことなるに、書紀に、熱田祝部所掌とあるは疑はし、熱田祝部は、如何なる姓にか、尾張連の内に、此社を掌る者を然稱しにやあらむ、縁起に、以尾張氏人補神主祝等職也、と云り、さて尾張氏大宮司として傳はり來つるに、大宮司尾張員職が女、藤原季兼に嫁て、季範を生る、此季範藤原氏にして、始て大宮司となれる、是より代々藤原氏なり來れり、玉葉集に、櫻花ちりなむ後のかたみには、松にかゝれる藤を頼まむ、これは、熱田大明神の御歌となむ、昔かの社の大宮司、尾張氏代々なり來れりけるに、尾張員職が女の、名を松と申けるが、藤原季兼に

したしくなりて、季範を生りける、後明神かく託宣せさせ給ひけるによりて、かの季範始て大宮司になりて、其末今に絶ずとなむ、とあり、大將軍賴朝ノ卿の母は此ノ季範が女なりき、さて季範が末に、嗣絶たることありて、又卜部氏の子を、子にして嗣たりとぞ、されど今に藤原となのるなり、さて大宮司の次に權宮司と云ものあり、その一家は、總檢校と云になる、家を、馬場と稱ふ、一家は、祭主と云になる、祝師とも云、家を田島と稱ふ、此ノ二家は、今に至るまで尾張ノ宿禰ノ姓にて、古へより絶ず傳はれりとぞ、其次に、大内人と云ものあり、姓は守部ノ宿禰にて、家を大喜と稱ふ、又八劒ノ神社の祠官も、尾張ノ宿禰にて、家を大喜と云り、さて熱田ノ社は、東西二殿並ビ建て、其ノ東ノ方なるを、世に土用御殿と稱す、草薙ノ劒を納メ奉る、或說に、土用御殿と云稱は、社の傳へにはさらに無きことなり、渡用御殿と云ことあり、其を土用と云なして、近キ世に土金の說を附會して、神劒の納まらせ賜ふ御殿の稱とせるなり、と云り、さもあるべし、とまれかくまれ、土用と云こと、あるべくもあらず、さて西ノ方なるを、正御殿と稱して、五座ノ神を祭る、西より第一天照大神、第二須佐之男ノ尊、第三倭建ノ尊、第四宮簀媛ノ命、第五建稻種ノ命にして、第三中央倭建ノ尊を主とす、かの緣起にも、日、熱田明神ハ、爲二尾張氏ノ神一、宮酢媛及建稻種命、大宮相殿神也とあり、一說に、大宮ハ日本武ノ尊、東ハ素盞嗚尊、南ハ宮簀姫命、西ハ伊弉諾尊、北ハ倉稻魂命、中央ハ天照大神、と云るはいかゞ、社ノ傳にも違へり、さて八劒ノ宮と申すは、熱田の内に別にあり、式に八劒ノ神社とある是なり、此は和銅元年に、勅以て新に寶劒を造らしめ、別に齋祭らるゝ社なりとぞ、氷上ノ宮と云は、かの火上姉子ノ神社にて、緣起に、宮酢媛下世之後、建二祠宇一祭レ之、號二氷上姉子天神一、其祠在二愛智郡氷上邑一、以二海部氏一爲二神主一、海部是尾張氏別姓也、とあり、さて此ノ氷上ノ社の末社に、常世ノ社と云あり、宮酢媛の墓なりと云傳へたり、又式に、愛智ノ郡上ツ知我麻神社、下ツ知我麻ノ神社あり、和名抄に、千竈ノ郷あり、此ノ地なり、今ノ本竈ノ字を電に誤れり、上ツ知我麻ノ社は、乎止與ノ命を祭ると云、俗に源大夫ノ宮と云ヒ、下ノ知我麻ノ

社は、同命の夫人、宜敷刀婢を祭るといひ、俗に紀大夫ノ宮と云り、源平盛衰記には、彼ノ沙門道行が神劔を盜み奉て逃たりし事を云る處に云く、末代には、又かゝる者もありなむとて、少しも替らぬ劔を四ッ造り具して、社頭ノ中に立られたり、一の社官か、一人に教へ授ヶるとき、左の指を差上て、これを傳ふるやうあり、其外の人、本劔新劔をしらずと云り、と云り】○伊服岐能山之神、諸本に山ノ字無し、今は延佳本に依れり、【延佳本にのみ此ノ字あるは、私に補へたるなるべし、されど此ノ字は決く有しが脱たるなり、】

於是詔茲山神者徒手直取而騰其山之時白猪逢于山邊其大如牛爾爲言擧而詔是化白猪者其神之使者雖今不殺還時將殺而騰坐於是零大冰雨打惑倭建命【此化白猪者非其神之使者當其神之正身因言擧見惑也。】故還下坐之到玉倉部之清泉以息坐之時御心稍寤故號其清泉謂居寤清泉也

茲山とは、伊服伎山を詔ふなり、此ノ山は、近江ノ國と美濃ノ國との堺に在て、【西は近江の坂田ノ郡、東は美濃の不破ノ郡、池田ノ郡なり、】神名帳に近江ノ國坂田郡、伊夫伎神社、美濃國不破郡、伊富岐神社あり、【今坂田ノ郡にも、不破ノ郡にも、伊吹村と云あり、】三代實錄卅三に、詔以近江國坂田郡、伊吹山護國寺、列定額、沙門三修申牒偁、云々此山即是七高山之其一也、云々、【藤原武智麻呂公ノ傳と云物に、徙爲近江守、云々、於是因按行至坂田郡、寓目山川、曰、吾欲上伊福山頂、嘗土人曰、入此山、疾風雷雨、雲霧晦冥、群蜂飛螫、昔倭武皇子、調伏東國麁惡鬼神、歸

到此界、仍即登也、登欲半、爲神所害、變爲白鳥、飛空而去也、公曰、云々、率五六人、披蒙籠而登、行將至頂之間、忽有蜂、飛來欲螫、公揚袖而拂、隨手退歸、從者皆曰、德行感神、敢無被害者、終日優遊、俳徊贈嘆、風雨共靜、天氣清晴、此公勢力之所致也、と云り、此は僧の作れる書にて、例の信がたきこと多し、源平盛衰記に、寶劍の由來を云る處に云、素戔嗚尊、是を天照大神に奉る、大神大に悅びましまして、吾天ノ岩戸に閉籠りしとき、近江ノ國膽吹が嶽に落たりし劍なりとぞ仰せける、彼ノ大蛇と云は、膽吹大明神の法躰なり、云々と云り、さて伊服伎と云名の義は、山の神毒氣を吹ノよしなりと、谷川氏云り、さもあるべし、さて万葉には、此ノ山の歌無し、又六帖などに、さしも草をよめる伊吹山は、下野ノ國なりと顯昭ノ袖中抄にも見え、契沖も、清少納言が草子に、まことや下野へ下ると云ける人に、思ひだにかゝらぬ山のさせも草、たれかいぶきのさとは告しぞ、ともあれば、下野ノ國なること必定なりと云り、】曾禰ノ好忠ノ歌、冬深く野はなりにけり近江なる、伊吹のとやま雪ふりぬらし、【續古今集に入れり、】○徒手は、牟那傳と訓べし、【舊印本に、徒ノ字を従と作るは、誤なり、諸本みな徒とあり、然るに師ノ云、日本紀に、徒手と云る例はあれども、此は徒手なり、万葉にも此ノ言あり、下に足のゆきもあり、手のまゝ、足のまゝと云意なり、と云れたるはわろし、手は足のなど云る例とは、此は其意異なり、】天武紀に、何無一人兵、徒手入東、とあるをば、タムナデと訓り、【空手の意か、又は上のナは、徒にてもあるべし、】刀才などをも執らず、空き手にてなり、【俗言に空手と云意なり、】持統紀に、徒跣をスアシと訓たれば、徒傳と云むも、俗言には非じ、】書紀神代ノ卷に、空手とあるは、[illegible]べき物を得ずて、手の空きを云り、さて此に如此詔へるは、御刀を美夜受比賣の許に置て來ませるによりてなり、○白猪逢于山邊は、山能倍邇志路岐韋阿閇理、と訓べし、【志路韋爾と爾を添て訓むは、雅言の格に非ること、上に委く云へるが如し、】四時祭式、祈年ノ祭ノ幣物の下に、御歲社に、加白馬白猪白雞各一、とあり、【其ノ由緣は、古語拾遺の末に見えたり、

さて此ノ祭の白猪は、近江ノ國より貢ると、貞觀儀式に見えたり、但し其には豚一頭とあるは、白きは大かた得がたかりし故に、そのかみ既く尋常の色なるを用ひられしにや、延喜式には、上代よりの定まりのまゝに、白と記されたるか、豚は猪と同じ、今伊勢ノ國飯高ノ郡に、白猪が嶽と云山ノ名もあるなり、】上卷に赤猪も見えたり、○言擧、万葉六廿丁に、千萬乃、軍奈利友、言擧不爲、取而可來、男常曾念、七十八丁に、八信井上爾、事上不爲友、十三丁に、蜻島、倭之國者、神柄跡、言擧不爲國、雖然、吾者事上爲、云々、又、十丁葦原ノ、水穗國者、神在隨、事擧不爲國、雖然、辭擧叙吾爲、十八丁に、可久之安良波、許登安氣世受伎登母、登具波佐可延牟、など見え、書紀には、興言、【私記に古止安介】揚言など書れ、稱之などをも訓り、さて許登は、言か、又事の意にてもあるべし、阿宜は、論などの阿宜にて、事のさまあるべきさまを、云々と擧て言立るを、言擧と云なり、○使者は、都加比那能と訓べし、【者ノ字を添て書るは、其意なり、物ノ遣る使を、つねに使者と云意には非じ、さて今ノ世俗にも、其ノ神の使者と云物あり、春日の鹿、熊野の烏、石淸水の鳩、山王の猿などなり、是ノ心ばへは、古きことなり、】さて白猪を如此詔へるは、尋常の猪とは見えず、異物の假に化れる狀にぞありけむ、【若シ然らずは、たゞ白猪と看て過給ふべければなり、若シ又色の白きか、よのつねの猪ならざる故かとも云べけれど、猪の白なるは、彼ノ毎年の祭にも、用ひられしことなれば、古へさばかり異しき物にはあらず、】○雖今不殺、云々、【漢文の格を以ていはゞ、今ノ字は不の下にある意なり、】とは、輕りてかくは詔へるなり○大冰雨、遠飛鳥ノ宮ノ段にも、零大冰雨と見え、和名抄に、文字集略云、霈大雨也、日本紀私記云、火雨、和名比左女、雨冰同上、今按俗云比布留と見え、書紀に大雨甚雨淫雨など、みなひさめと訓り、【推古紀、天智紀などに、火雨とあるは、もと大雨とありけむを、後ノ人ヒサメとある訓を心得誤りて、大ノ字をさかしらに火に改めつるなるべし、和名抄に引る私記なるも同じ、又今ノ世俗に、火の雨と云ことのあるも、冰の雨なり、】抑比佐米とは、もと冰の降るを云て、天武紀に、冰

零大如二桃子一、とある是なり【今ノ世に、閇字と云物にて、雹ノ字これなり、閇字と云は、此ノ字ノ音をハウと呼しが、訛れるにやあらむ、さて和名抄にも、書紀の訓にも、雹はアラレとあり、阿良禮は霰なるを、古へは雹をも共に、阿良禮とも云しなるべし、雹ノ字、又右の氷零など、ヒサメとも、ヒフルとも訓べし、】然るを其より轉りて、尋常の雨の甚く零るをも云りと見えて、彼ノ遠飛鳥ノ宮ノ段なる氷雨は、歌には阿米とよめり、【若ノ雹ならむには、阿米とはよむまじきにや、但ノ阿米と云は、此類の總名にて此レは雹ながら、歌には阿米とよめるにもあるべし、】又和名抄に、霈をも比左女と注し、書紀に、大雨甚雨などを、然訓るも是なり、かくて此なるは、打惑とあるを以て見れば、雹なり、書紀にも零氷とあり、【今ノ本に、氷ノ字を水と作るは、ことわりなし、氷を誤れること決し、】大と云は、其ノ降氷の大なるよしなるべし、○零は、布良志弖と訓べし、此ノ山ノ神の零すなり、○倭建ノ命、此はかく云るは、文拙く聞えて、たゞ命、若は王などいふあるべきが如思はるれども、【然思ふは、中々に漢文の格になれたる、後ノ世の心なり、】如此云ぞ古文の格にはありける、【記中の文の例を、心をとゞめて看て知ルべし、】○打惑、【惑ノ字、諸本に或と誤れり、今は延佳本に依つ、】白檮原ノ宮ノ段に、御軍皆遠延而伏、とありて、其を下文には、其惑伏御軍とあれば、此も惑は、彼ノ遠延と全同じことなり、されば宇知遠伎志奉伎、とも訓つべし、遠延ノ事、彼ノ段に注り、【傳十八の四十七葉】考ヘ合すべし、麻杼波志と訓ても、たゞ路などを惑はすのみには非ず、心を失はしむるを云なり、○註に正身は、牟邪泥と訓べし、身實の意なり、書紀ノ此ノ御卷に、形則我子、實則神人、孝德ノ卷に、驗二僧尼奴婢田畝之實一、などある訓に依れり、此らの實ノ字は、正身の義には非れども、訓の意は身實なれば、正身にもかなへり、【但し彼ノ二ツの實ノ字を訓る牟邪泥の牟は、花實虚實などの實の意にて、虚は即チ無シ實の意なり、されば人などの身軀とは、しばらく異なれども、云ヒもてのけば同意にて、本より牟と云名は一ツなり、】身を牟とも通はし云は、古への常なり、【此なる正身を、書紀には主神とあ

りて、カムザネと訓り、然るに主神と書れたるは、使者に對へて、其が主君たる神と云意と聞えたれば、カムザネと云訓は當りがたし、其故は、中昔の物語書などに、客ざね、使ざねなどあるを見るに、客の中の主たる人、使の中の主たる人を云り、されば神ざねと云ときは、諸ノ神の中の主たる神と云意なればなり、但し客の中の主たる人を、客ざねなど云類は、後に意の轉れるものにて、本は某ざねと云は、其ノ身實のことにてもありけむ、若然もあらば、カムザネと云訓も、主神の字にはあたらずとも、其神の正身と云意にはかなふべし、】さて正身とは、正しき其ノ身と云意の字なり、若櫻ノ宮ノ段にも、雖報其功一滅其正身一、穴穂ノ宮ノ段にも、然其正身所以不參向一云々など見え、宮衛令に、凡兵衛衛士上番、皆須檢點正身、然後奏聞、續紀五に、詔部司主政主帳者國司云々、宜見其正身、准式試練、然後補任云々、卌に、逆黨橘奈良麻呂等、并緣坐數内、二百六十二人罪、應免云々、但名薄雖編本貫、正身不得入京、三代實錄十三ノ詔に、應天門并左右樓等、有失火事忽然燒尽利、云々或人告言久、大納言伴宿禰善男可所爲奈利、驚怪比賜比天、令所司勘定爾、正身固爭天不承伏止云止毛、子并從者等乎拷訊須留爾、事ノ端既顯天、更無可疑、万葉十六に、正身不來、徒聞異物など見えたるにて心得べし、今世俗に其ノ本人と云ことなり、中昔の物語書などには、是を佐字士美と云り、【佐字士美と云は、證心なと云類にて、正身の字ノ音なるべし、又麻佐志美と云麻を畧き、佐を音ノ便に佐宇と云るかとも思へど、然には非じ、】○當は阿多禮理祁牟袁と訓べし、【かく訓て、此ノ字を書る意に當れり、】○見惑は、麻度波佐延と訓べし、【惑ノ字、諸本に或は咸、或は或に誤れり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】○此の廿三字の細註を、師は後ノ人の所爲なるべし、記中に例なき書ざまなりと云れつれど、然らず、此ノ類は、此ノ記撰定さるゝ時に、安万呂ノ朝臣の加へられたるか、猶古くよりの傳へのまゝにてもあるべし、さるを別に註にしたる所以は、語ノ傳ふる人の心以て添言る語なればぞかし、又かゝる類の註、記中にをり／＼例あることなり、○玉倉部は、【倉ノ

字を食と作る本どもは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依つ、】天武紀に、近江放ニ精兵一、忽衝ニ玉倉部邑一とある地よくかなへり、されど今詳ならず、美濃ノ國不破ノ郡なるべし、【書紀に、山下とあれば、伊吹山遠からぬ所に在べし、今不破郡の内、彼ノ山近き處に、玉村と云はあるなり、なほ次に云べし、師は、天武紀に、倉歷と二處に見えたる内、一ッは此ノ玉倉部なり、近江ノ甲賀ノ郡の藏部とは別なりと云て、クラブと訓れたり、然れども天武紀に二處に出たる倉歷は、別には非ず、一ッにして、和名抄に載れる甲賀ノ郡藏部ノ鄕なり、其處の文を見て知べし、さて其ノ倉歷は、今は伊賀ノ國阿拜ノ郡に屬て、上柘植の内に、倉部村とて、ある所なり、近江の堺に近し、中昔より、歌にくらぶ山とよむは其處なり、かくて此の玉倉部は、其とは甚く地理たがへり、思ひ混ふべからず、】○清水は、斯美豆と訓べし、書紀には、好井、寒泉などをも然訓り、和名抄には、日本紀曰、妙美井、之三豆とあり、斯は須美の切りたるなり、○息は、伊許比と訓べし字鏡に、餲惕飯ニ形同、息也、伊己不とあり、【餲は憩ノ字なるべし、】さて此には息ニ坐とのみあれども、故號ニ其清水ニ云々とあるを以見れば、清水を飲賜ひしなるべし、書紀にも然あり、○居寤清水【眞福寺本、延佳本には、寤居と作れども、其ノ餘ノ諸本、皆居寤とあり、書紀も然り、】は、在ニ玉倉部の下ニ云るが如し、書紀に、山下之泉とあれば、伊吹山の麓なるべし、其は其次の文に、還ニ於尾張一とあれば、山下は【近江の方には非ず、】美濃の方の麓なり、此記に還ニ下ッ坐とあるも、もと登ノ坐し道を、還り降り坐りと聞ゆ、此次に當藝野、尾津ノ前とつゞきたる路次も、此ノ清水の地、美濃ならではかなはざるなり、【式に、美濃ノ國多藝ノ郡に、御井ノ神社あれども、伊吹山より遠し、なほ不破ノ郡にて、彼ノ山近き地を尋ぬべし、今も遺れることもあるべし、さて後ノ世に、近江ノ國坂田ノ郡に、醒井と云て、名高き清水ありて、其ノ里ノ名をも今に醒ヶ井と云て驛なり、源親行東關紀行に、昔に聞しさめが井を見れば、陰くらき木ノ下の、岩根より流れ出る清水、あまり涼しきまですみわたりて、實に身にしむばかりなり、撰集抄に、此ノ清水のことを、延喜の末に畢りし

時、仲算と云僧の、水を涌さむとて、劒して山の岸を切りたるに、忽チ流レ出そめたる由記せり、されど醒ヵ井と云名は、此ノ、の倭建ノ命の御事に因れること聞ゆるを、彼ノ清水は、伊吹山よりや、遠く、且道のゆくても違へれば、是には非るべし、然るを舊印本などに、居寤を下上にして、寤居と作るは、此ノ近江なる醒ヵ井を其としてて、後ノ人のさかしらに改めつる物なるべし、若シ醒井ならば、井ノ字をこそ書クべけれ、いかでか居とは書む、】さて居寤てふ名ノ義は、息坐スとてしばし居て寤坐る由なるべし、其は道行坐スほどなる故に、行に對へて居とは云なり、古今六帖に、東路のゐさめの里は初秋の、長夜を獨リ明す我ヵ名ぞ、吾のみと思ふは山のゐさめ里、ゐさめに君を戀明しつる、【ゐさめを、夜ル眠らず起居て、目の寤てある意にとりてよめる歌なり、】此ノゐさめの里、此ノ清水の在ル地なるべし、其故は、吾のみと云々の歌、初ノ句のとは、ぞを誤れるにて、吾のみぞ思ふと云を、不破山に云ヒかけたるなり、【然らざれば、初ノ句聞えず、】さて不破山は、万葉【二の卷、人麻呂の歌】にも見えて、【美濃の不破ノ郡なる事はさらにも云ハず、】天武紀の趣、玉倉部ノ邑は、不破ノ行宮に遠からぬ地と聞ゆればなり、【天武天皇の御代のころまでは、里ノ名をば玉倉部と云しを、その後清水の名に因て、居寤ノ里と云るなるべし、】書紀云、至二膽吹山一、山神化二大蛇一當レ道、爰日本武尊、不レ知二主神化一レ蛇之、謂下是大蛇必荒神之使一也、既得レ殺二主神一、其使豈足レ求乎上、因跨レ蛇猶行時、山神之興レ雲零レ氷、峯霧谷曀、無二復可レ行之路一、乃捿遑不レ知二其所一跋渉一、然陵レ霧強行、方僅得レ出、猶失意如醉、因、居二山下之泉側一、乃飲二其水一而醒之、故號二其泉一曰二居醒泉一也、

自其處發到當藝野上之時詔者吾心恒念自虛翔行然今吾足不得步成當藝斯形〈自當下三字以音〉故號其地謂當藝也自其地差少幸

行因甚疲衝御杖稍步。故號其地謂杖衝坂也。到坐尾津前一松之許。先御食之時。所忘其地御刀不失猶有。爾御歌曰。袁波理邇。多陀邇牟迦幣流。袁都能佐岐那流。比登都麻都。阿勢袁。比登都麻都。比登邇阿理勢婆。多知波氣麻斯袁。岐奴岐勢麻斯袁。比登都麻都。阿勢袁。自其地幸到三重村之時。亦詔之。吾足如三重勾而甚疲。故號其地謂三重。

發とは、上に息ヒ坐とあるを承たり、【他所には此ノ言なし、】○當藝野上は、和名抄に、美濃ノ國多藝ノ【多岐】郡、神名式に、同郡多伎神社、万葉六に、美濃國多藝行宮にて、從古、人之言來、老人之、變若云水曾、名爾負瀧之瀬、【瀧ノ之瀬は、いはゆる養老ノ瀧の流を云て、此の地ノ名をよめるには非ず、思ヒ混ふべからず、此事なほ次に辨ふべし、但し名爾負と云るは、此の地ノ名に負ると云ことなり、】田跡河之、瀧乎淸美香、從古、宮仕兼、多藝乃野之上爾、なども見え、此ノ歌に依れば、此ノ野所謂養老ノ瀧近きあたりと聞ゆ、【今も此ノ野ありて、いと廣き野なりと云り、】不破ノ郡より、伊勢の尾津ノ前への路次なり、【不破ノ郡より此ノ多藝ノ郡及石津ノ郡を經て、伊勢の桑名ノ郡に達る道なり、師は此ノ當藝を、美濃の多藝には非ず、別に近江ノ國の地ノ名なりと云れつれど、其は居寤を、近江の醒ヵ井と心得られたるよりのひがごとなり、】野上は、怒能宇閉と訓べし、万葉廿 十五に、多可麻刀能、秋野乃宇倍能、又下に多加麻刀能、努乃宇倍能美夜波、

見え、又平能宇倍ともあり、宇閇はあたりと云意にて、野上は、野辺と云と同言なり、【宇閇を、宇を省きて、野之閇、山之閇、河之閇なども云、又之をも省きて、野辺、山辺、河辺なども云、何れも同じことなり、然るを後には、宇閇といへば、必ス上下の上の意とのみ心得、閇と云へば邊の意と心得て、別意の如く、閇といへば、必ス濁ることゝなれり、古へは宇閇とも閇とも云、又其を連の便によりて、辨と濁りても云り、皆一ツなり、】○恒は、都泥波と訓べし、こは上巻海神ノ宮ノ段に、三年雖住、恒無歎とある恒と同くて、今まではと云意なり、○自虚は、虚空をもと云意なり、○翔は、書紀仁徳ノ巻ノ歌に、等弭箇慨梨、万葉十七【卅五丁】に、久母我久理、可氣理伊爾等、○念は、淤毋比都流袁と訓て、下なる然ノ字は、讀ムべからず、袁は、毋能袁の意にて、此ノ辭に然と云意をもてり、さて恒にかく所思したりしは、甚武く雄々しく勇みたる御心なればぞかし、大丈夫の心は、誰も如此こそあらまほしけれ、○歩は、足讀の意の言ならむか、物の數を讀さまと似たればなり、【吾カ伊勢ノ國の山里人などは、阿余夫といへり、】さて此は御馬にも御輿にも乗賜ふべきに、かく疲惱賜ひながらも、なほ御徒より歩ませるは如何と云に、さばかり雄々しき御氣の故なり、得歩賜はぬまでも、歩まであるべきかはと甚勵み賜へる御心、恒念自虚翔行とある御言にて知られたり、○當藝斯は、和名抄舟ノ具に、唐韻云、舵【字亦作柁】正船木也、楊氏漢語抄云、柁、船尾也、或作柂、和語云多伊之、今按舟人呼挾杪爲舵師、是とあり、延佳此を引て、疑此物也と云る、信に然り、【玉篇に、柁正船木也設於船尾與舵同と云、釋名に、舟尾曰柂、柂、弼正船使順流不他戻也、と云り、】師ノ云ク、舵は、今ノ世に加遅と云物なり、万葉などに加遅とあるは、今ノ世に艪と云物にして、舵には非ず、然るに歌又祝詞などには、加遅又加伊をのみ云て、多藝斯を云ることと無し、そは歌によみなれず、句の調も叶はねば、おのづから漏たるならむ、祝詞も調ノを擇べばなりと云れき、さて多藝斯を多伊斯と云は、中古より音ノ便に頽れたるなり、倭の地ノ名の當藝麻をも、後には多伊麻と云が如し、【其外も、伎を音便

に似こ云條、いこ然し】多藝志耳命など云名も、此ノ物に因れるにや、名義は、万葉七（五丁）に、大舟乎、荒海爾榜出、八船多氣こあるは、船を彌多氣こ云こここにて、力を致し、左右に擬ひて船をやるを云るなれば、船を思ふ方へ擬ひ行た由の名なるべし、【斯の意は、詳ならず、多氣こ多藝こは、通はし云る例多かり、】さて當藝斯は、今の加遲なることは決けれども、其ノ形狀はいかどありけむ、今ノ世こ同じかりきや、異なりきや、詳ならず、○成――形は加多知爾那禮理こ訓べし、又加多知那世理こも訓べし、【那世理は、如しの意なり、然れども、此は、爾那禮理こ云ッ方まさるべし、】さて艫の形に爲れりこは、如何なる形にか、此ノ物の形詳ならざれば、此ノ御足のさまも知ッがたけれど、和名抄に、毛詩注ニ云、脛足曰〻尰〻、又云、卑濕之地、其人多〻尰、辨色立成云、於實阿志、此間云〻古比〻こある、【今も脛の腫たる者を、古比受泥こ云なり、】説文に、尰脛氣腫こ注せり、又今ノ世に、油を造る具に、古比こ云木あり、其形中太くして兩端はやすぼりて細し、これ尰足の形に似たる故に、古比こは云にやあらむ、】今此ノ王も、山ノ神の毒氣に中り坐て、此ノ疾を得たまへるにやあらむ、古への艫は、此ノ尰の狀に似てやありけむ、なほよく考ふべし、【師は、御足の、艫の柄の曲れるに似たるよしなり、次に又吾足如二三重勾一而、こも詔へるこ合せて知べし、こ云れつれど、艫若シ今の加遲ならむには、其ノ柄は然云ばかり曲れる物には非ず、又古へのは形異ならば、其は曲れりや、いかど知ノべからざれば、曲れるか似たりこは云がたし、なほ次なる三重ノ勾ッの下に云べし、】○故號二其地一謂二當藝一也こは、此ノ地名の由縁なることを云なり、【續紀七に、靈龜三年九月、天皇幸二美濃國一云々、幸二當耆郡一、覽二多度山美泉一、十一月、詔曰云々、改二靈龜三年一爲二養老元年一こあり、此ノ美泉は、世にいはゆる養老の瀧にして、右に引る万葉六の歌も、此ノ泉をよめるなり、然るに其歌二首こもに、瀧こよめれば、多藝ノ郡、又多藝野など云名は、此ノ養老ノ瀧に因れる如聞えて、まぎらはしかるめれど、然には非ず、多藝てふ地名は、此に見えたる如く、倭建ノ命の御言より起れるなり、】○自二其地一差少幸行云々、

謂杖衝坂也、とある文は、延佳本ノ頭書に、按伊勢國自桑名郡入來、則經尾津、次三重、次杖衝、次能褒野、是レ今之順路也、由之考、則自其地至謂杖衝坂也二十四字、當在下文謂三重之下乎、と云る考への如し、其故は、杖衝坂と云は、今も伊勢の三重ノ郡に在て、名高ければなり、【此ノ地の事、三重の次に云べし、】但し其は別ならむとも云ハば云べけれども、多藝野より尾津までの間には、坂路は無しと云り、然れば此ノ杖衝坂の事は、本の傳へには、下文の三重の次に在けむを、成當藝斯形とあると、如三重勾とあると、事のさまの似たるに因て、中ごろまぎれて次序を誤りて、當藝の次に語り傳へたるを、其ノ任に記されたる物と見えたり、差少幸行とあるも、三重より、今云フ杖衝坂まで程近きに、よく合へり、【書紀には、當藝三重杖衝坂の事は皆無し、】○因甚疲、因ノ字諸本皆誤りて困と作り、今は師の改められたるに依りつ、○稍は、夜々夜々爾と訓べし、万葉五【二十丁】に、須臾毛、余家久波奈之爾、漸々、可多知都久保里、七【十八丁】に、奥津梶、漸々爾水手、【この爾水手を、本に志夫乎と誤れり、漸々の訓も誤れり、】とあり、漸は、常に夜宇夜久と訓メれども、【右の万葉五なるをも、本には然訓り、】此言古書に正しく書る例なければ、さだかに知リがたきを、よく考ふれば、夜宇夜久は、夜々夜々の音ノ便に轉り訛れるなりけり、【右の万葉なる二ツ共に、漸々と重ねて書るも、夜々夜々と重なる言なる故なり、さて夜々夜々を、音便に夜宇夜宇と云るなり、中古の物語書など、又今ノ世の言にも、やう〱と云り、然るを漢籍などを讀ムには、やう〱は何とかやはかなく聞ゆる故に、下の字を久と讀ミならはして、夜宇夜久とはなれるなり、其はやう〱と云は、能をよう、如此をかう、疾をとう、など云と同例と心得、久と云を正しと思ひて、さは讀ミなせる物なるべし、】言の意は、急にはあらで、緩々と徐に物する意にて、今俗言に曾呂曾呂登と云に同じ、【字書にも、稍ハ漸也と注し、漸ハ徐而不速也と注せり、】さて其にとりて、此ノ言用る意二ツあり、一ツは、右の万葉七なる歌の如く、徐にそろ〱とゝいふ意に用ひ、一ツは俗言に次第に、段々に、漸々にと云意に用ふ、右の万葉五

なるは、此ノ意なり、】○尾津前、此なる御歌に依ルに、津は清て讀べし、和名抄に、伊勢ノ國桑名ノ郡、尾津ノ【乎都】郷、神名帳に、同郡尾津ノ神社もあり、此ノ地なり、今は地ノ名も社ノ名も遺らず、たゞ戸津村と云があるを、其と語リ傳へたり、【今ノ桑名より二里許西北ノ方、多度ノ神社より廿町ばかり東南ノ方に、満野村、戸津村と云ありて、東西に並びたり、其間に、八劔ノ宮と云社のあるを、尾津ノ神社なりと云、戸津を尾津なりと云ヒ、此なる倭建ノ命の御故事をも語リ傳へたり、其ノ地美濃より伊勢に通ひし古ノ道にて、今も然なり、美濃の多藝ノ郡より、石津ノ郡を經て至る處にして、美濃との國堺より、一里あまり南なり、此ノあたり今は海邊とは遠けれども、古ヘはやがて海邊にて、尾張の津島より渡る泊なりしよし云ヒ傳へたり、まことにさぞありけむ、凡て今の桑名郡の長島あたりの地より、尾張の海西郡海東郡の地などは、古ヘはなべて海にてありしを、やうやうに南ノ方へ地を廣げて、今の如くにはなれるなれば、尾津ノ崎は此ノ戸津村のあたりにて、上代には尾張ノ年魚市縣に、直に向へる地にぞありけむかし、内山ノ眞龍云ク、此ノあたりは多度山の尾崎の長く引延たる地にて、其ノ山ノ崎を、里人は鼻長と云り、まことに崎と云べき地ノ形なり、又今は、海は遠けれども、入海のさまして、古ヘ海べたなりけむこと、著く見ゆるところなりと云り、此ノ言に就て思ふに、多度山の尾崎の地なる津なるを以て、尾津とは云しにもやあらむ、又今ノ世、桑名ノ郡に、尾津と云名は遺らざるに就て、前に思ひけらくは、今尾張の海東郡に、小津村と云あり、此ノあたり延喜式和名抄のころまでは、伊勢の桑名ノ郡に屬て、上代にはもとより海邊なりけむ、其處の崎ならむかとも思ひしはわろし、】書紀云、日本武ノ尊、於是始有痛身、然稍起之、還於尾張、爰不入宮簀媛之家、便移伊勢而到尾津、とあり、まことに伊吹山より下坐て、當藝野のあたりいますまでは、たゞ尾張の美夜受比賣の許に還リ坐むと所念つらむを、御身の疲勞ますますに堪がたきまゝに、國戀しく所念有す御心の起りて、【思國の御歌のあるにても知べし、】尾張へは還リ坐さず、倭に還リ坐むと所思て、伊勢へは趣キ坐るなるべし、【伊勢より伊

賀を歷て、倭に至る、】此ノ記にも、書紀にも、尾張には還リ坐さずて、伊勢ヘ趣キ坐る其ノ所以をば記されざれども、必ズ右の故なりけむ、【書紀に、還二於尾張一とあるは、尾張に還リ坐むとして、其ノ道に趣キ坐シしを云なり、既に尾張ノ國に入坐るにはあらず、次に不レ入二宮簀媛之家一とあるぞ、尾張ノ國には入リ坐サざりし由にはありける、】○一松之許、許は下なり、万葉六【卅四丁】に、登二活道岡一集二一株松下一飲歌、一松、幾代可歷流、云々、後の歌にもよむことなり、【今俗言に、一本松と云物なり、さて此ノ尾津ノ前なるは、今もかの八劔ノ宮と云地に、劔掛の松と云て、其ノ蹟をのこせり、】○先御食之時【之ノ字諸本になし、今は眞福寺本、延佳本に依れり、かゝる所には、之ノ字ある例なればなり、】は、佐伎爾美袁斯勢志斯登伎と訓べし、先とは、かの倭比賣ノ命の御許を發して、東ノ國に趣キ坐スとて、此地に來坐シし時を云、古への伊勢より東ノ國ヘ物する大道は、【今の如く桑名より熱田へ直に海をば渡らずて、】此ノ尾津のあたりまで來て、吉蘇川の川尻を渡りて、【古ヘ尾津は、此川の海に入ルあたりなりけむ、】尾張の津島のあたりを歷て、年魚市縣に至りしなり、其ノ間タ凡て南は海邊にぞありける、【今津島より甚目寺など云處を經て、名兒屋に至る道のあたりぞ、古への大道なりけむ、古へは其ノ甚目寺の門前まで、浪うちよせつなど云里人の語リ傳へもあり、今は其あたりより南へ海邊までは、二里ばかりもあるべし、古へは其間の地は、多くは海なりしなり、】御食は、書紀に食、飲食、進食など、みなミヲシスと訓り、上卷に、訓レ食云二袁須一とも見え、息長帶比賣ノ命の大御歌に、袁勢など有り、勢志斯は、勢斯を延て云古言の格にて、爲賜ひしと云むが如し、【古言に、爲を延て勢須と云、其を活して、爲しを勢志斯と云なり、下の斯は過去し事に云辭ぞ、此ノ格は、立をたゝす、たゝしゝ、行をゆかす、ゆかしゝ、取をとらす、とらしゝなど云と、同じことなり、】○所忘は、和須良志多理斯と訓べし、万葉五【二十五丁】に、多都多夜麻、美麻知可豆加婆、和周良志奈牟迦、これも、和須流を延て、和須良須と云、古言におのづから敬云言なり、○御刀、こは草那藝ノ劔とは別なり、思ひ混ふべからず、書紀云、昔

日本武尊向東之歲、停尾津濱而進食、是時解一劍置於松下、遂忘而去、今至於此、劒猶存、故歌曰、云々、○袁波理邇は、尾張になり、○多陀邇牟迦幣流は、直に向在なり、【直には、俗言に直すぐにと云意で、】此ノ地のさま、上に云るが如し、万葉四丁十八に、夷乃國邊爾、直向、六丁十八に、淡路乃島二、直向、三犬女乃浦能、○袁都能佐岐那流は、尾津之崎在なり、書紀なるには、此ノ句無し、無きも宜しけれど、上ノ句よりの連きは、有る方勝れり、○比登都麻都、阿勢袁は、一ツ松、吾兄よなり【延佳本に、勢ノ字を藝と作り、下なるも同じ、其は吾君の意と見て、さかしらに改めたるか、諸本皆勢なり、】朝倉ノ宮ノ段の歌にも、阿世袁とあり、又同段の大御歌に、此ノ記には、波都世能能延陀とある句を、書紀には、波利我曳陀阿西嗚とあり、さて吾兄とは、松を賞愛み親みて詔へるなり、此ノ阿勢袁を、書紀には、阿波例とあり、○比登都麻都比登邇阿理勢婆は、人なりせばなり、○多知波氣麻斯袁は、大刀佩せましをなり、波氣は、令佩を切めたるにて、令ノ浮を宇氣、令ノ聞を、伎氣、令ノ向を牟氣など云と同例なり、【此ノ格なほいと多し、】○伎奴岐勢麻斯袁は、衣着せましをなり、二ツながら麻斯は牟の意、袁は伊能袁の意なり書紀には、此ノ二句下上に替りて衣の方上に、大刀の方下にあり、【凡て其ノ劣勝を云ば、衣の方先にあるやまさりなむ、】○比登都麻都阿勢袁、此ノ句書紀には無し、○一首の意は、聞えたるまゝにて、御刀を失はず、今まで存せたる功を賞て、よみ賜へるなり、【さてふと思ふには、此ノ御刀は、此ノ松の枝に掛置賜ひつらむと思はるれど、此ノ記にも、所忘其地とこそ云、書紀にも、置於松下とこそあれば、然にに非ず、松ノ下の地に置賜へるなり、然るを此ノ松をかく賞賜へるは、其ノ木下に在物なれば、松の守衛りたるが如くなればなり、】○三重村は、和名抄に、伊勢國三重【美倍】郡、天武紀に、到三重郡家、万葉九丁十に、吾疊、三重乃河原之、などある是にて、朝倉ノ宮ノ段に、伊勢國之三重婇とも見えたり、三重ノ村と云は、和名抄に、此ノ郡に采女郷ありて、【今も采女村あり、】三重川と、其處に近ければ、【此ノ川は、今四日市の北なる、三瀧川と云川なら

むと云なれども、然には非じ釆女村の北なる、今はうつべ川と云川ならむとぞ思はるゝ、】其ノあたりなるべし、○亦詔之とは、先にも吾足云々と詔ひし事あるによりて、亦とは云るなり、○如三重勾而は、美幣能麻賀理那志弖と訓べし、勾は、和名抄ノ飯餅類に、楊氏漢語抄云、糫餅、形如藤葛者也、和名万加利、【説文に、粔籹膏糫也、齊民要術に、粔籹名環餅、象環釧形などと云り、】字鏡に、餌万我利餅、また餜餔同、万加利と見え、大嘗祭式、供神雑物ノ中にも、勾餅筥五合、土左日記に、都へのぼるついでに見れば、山崎の小櫃の繪も、まがりのほらの形もかはらざりけり、賣ル人の心をぞ知らぬ、【或註に、まがりは餅なり、幽東に餅をまがりと云、山崎より、ほら貝のなりなる餅を、油あげにして、京都へ出すなり、東寺にて、稲荷祭の時これを供すと云り、庭訓往来にも、伏兎曲煎餅と云り、伏兎も同ジ類の物にて、和名抄に見えたり、拾遺集物ノ名にもあり、】などある物なり、其形蟠旋りて、土左日記に云る如く、寶螺貝【寶螺、和名抄に見ゆ、】のさまにぞ似たりけむ、故レ勾とは名負るなり、【漢語抄に、形如藤葛とあるも、藤葛の繞へる如く旋れるを云なり、漢國の糫餅は、象環釧形と云へれば、中を空にしたる輪と聞えたり、皇國の勾は、たゞ旋れる形にこそあれ、輪には非ずと聞ゆ、】三重とは、其ノ形の三重に旋れるを云、抑此ノ物大嘗祭ノ供神物の中にあるを以て、上代より有し物なることを知ルべし【凡て大嘗祭は、諸の事も物も、上代の例に依らるゝことなり、】さて御足の此ノ物の如くになれることは、初メに舵の形に譬ヘ賜ひしほどよりも、又益々いみしく腫まさりて、今は其ノ状、緒を以て物を幾重にも緊く絞り隔たらむ如く、俗言にしぎりの入たると云状にて、長き物の蟠旋り重なれる如くなる形なるを、詔へるなるべし、【甚く腫たる物は、處々絞りたる如くになることあるものなり、そのさま、かの寶螺貝の形と思ひ合すべし、】すべての形の曲れるよしの譬へには非ず、【いかに歩み疲れても、足は曲る物には非ればなり、】師は、此ノ三重ノ勾リを、阿理岐奴能三重とあると合せて、阿理岐奴は珠衣なり、三重は三重の勾玉なりと云て、三重に勾れる玉とせられたれど、いかゞ、其

故は、勾玉の三重に勾れると云こと、古書に見えず、勾玉はたゞいさゝか曲れるのみにこそあれ、幾重も曲り旋りたる物には非れば、三重と云べき由なし、そのうへ、勾玉をたゞ勾とのみ云ることも、さらに例なきことなり、又勾玉は、書紀にも、此ノ曲れる形を、妙なることに貴たることもありて、めでたき物なるに、御足の曲りて見苦き形を、さる美き玉の形に譬ふべきにもあらず、凡て譬へは、よき事をあしき物に譬へ、あしき事をよき物に譬るものには非るをや、かの阿斗岐奴の三重は別意なり、其事は朝倉ノ宮ノ段、かの歌の處、傳卅二の三十四葉に云べし、たゞ〳〵三重てふことの同きに因て、一つに勿思ひ混へそ、】式に、此ノ三重ノ郡に、足見田ノ神社あり、【倭建ノ命を祭ると云傳へたり、】和名抄に、葦田、安之美多と云郷も見ゆ、此も此ノ御足の事に因れる名にやあらむ、○甚疲とは、たゞ步坐て、疲賜ふ【俗に云ノくたびれ、】のみには非ず、御足を病賜ひて、惱坐を詔へるなり、○杖衝坂の事、必ス此ノ次に在ルべき由、上に云るが如し、此ノ坂は、三重ノ郡にて、釆女村の西に在て、今も杖衝坂と云り、三重と能煩野との間なり、【今四日市ノ驛と、石藥師ノ驛との間にて、釆女村の西のはづれより卽チ登る坂にて、坂ノ上は平地なり、】但し古への大道は、今の大道より三町ばかり北ノ方なりしを、近キ世に今の筋には移せりと云り其時に此ノ坂の名をも、今の大道に移せるなり、【此ノ處、古への大道は、釆女村の神社の北ノ方に、今も道ある是なり、然るに、弘治元年に、關氏龜山ノ城を築て、龜山石藥師を驛として、大道を南ノ方に移せりと云り、然れども此ノ杖衝坂、今の道も、古への道と、たゞ細き谷一ツを隔てたるのみにて、一ツ山の内なれは、さしも遠く異なる地には非ず、】抑此ノ倭建ノ命の、今來坐シし道は、尾津ノ前より、桑名ノ郡朝明ノ郡を歷て、此ノ杖衝坂までは、今の路程にて、七里餘許のほどなり、

自其幸行而到能煩野之時。思國以歌曰。夜麻登波。久爾能麻本

呂婆多多那豆久阿袁加岐夜麻碁母禮流夜麻登志宇流波斯又歌曰伊能知能麻多祁牟比登波多多美許母幣具理能夜麻能久麻加志賀波袁宇受爾佐勢曾能古此歌者思國歌也又歌曰波斯祁夜斯和岐幣能迦多用久毛韋多知久母此者片歌也此時御病甚急爾御歌曰袁登賣能登許能辨爾和賀淤岐斯都流岐能多知曾能多知波夜歌竟即崩爾貢上驛使

能煩野は、伊勢ノ國鈴鹿ノ郡なること、諸陵式に見えて、下に引り、煩ノ濁音なり、【書紀には、褒ノ字を作れたれども、清て唱るはわろし】此ノ野は、今其ノ地形を見るに、大かた鈴鹿ノ郡の北方は、半にも過て、皆野なる、其ノ内に村里も數多あり、田畠なる地も多かれども、又處々と廣き曠野なる處々も多くして、すべては一連の大野にして、【上代のさまおしはかる】當郡の東西の極までいたれる、西ノ方に漸ッに高くして、【ところ〴〵半に高き所もある、さる所に、低き方より望れば、山の如くにて、登れば上へは又平なる野なり、万葉に、山ノ邊の、五十師ノ原、とある地も、此ノ野の内の東ノ方にて、東より登る所は山にて、上へは平らにて、西へ廣き野なり、なほ其ノ地の事は、別に委き考へあり、】漸ッに登る地なれば、名義登り野なるべし、かくて西の極は、高山並連きて、【近江ノ國の堺なり】其ノ中に野登山と云あり て、最高し、是しも野より漸ッに登る故の名なるべし、さて此ノ野の名、今は各所にて、或は廣瀬野と云、或は鞠が野と

も云て、これらは總ての名とも聞えぬを、古へに能煩野と云しは、大名にぞありけむ、【此ノ名は、今は土人などは知らざるなり、】○思國以は、久爾志怒波斯弖と訓べし、志怒布に思ノ字を書るは、万葉に例あり、又偲とも慕とも書り、さて此ノ言、中昔よりは志能夫と云ごも、古へは志怒布と云り、万葉に多かる、みな思奴布思努波武など書り、又布をも後には濁れごも、此ノ言も古へは清て呼しにや、万葉に皆清音の波比布の字をのみ書て、濁る假字を用ひたる所は無し、【一ノ卷に、思奴幡武と書る幡も濁音には非ず、凡て言の清濁の、今と古へとは同じからざるが、多くあることぞ、初ノ卷に云るがごとし、】さて此は御病漸々に重り坐るまゝに、いよゝ倭ノ國を慕はしく、戀しく所念看せるなり、○夜麻登波は、倭よなり、○久爾能麻本呂婆、【婆ノ字、舊印本、延佳本などには、波と作れご、今は眞福寺本、又一本、又一本などに依れり、】書紀には、摩保羅摩とあり、此言は既に國號考に解り、さて此ノ二句は、倭ノ國は、大八島國の中の、麻本羅なる國ぞと、稱給へるなり、○多々那豆久は、多々那波理那豆久にて、【然らば多々那那豆久と云べきに、多々那豆久とては、今一ッ那てふ言足らぬに似たれごも、凡て同音の重なる言は、多くは一ッをば省き約めて云る例にて、那々と云べきを約めて、たゞに那とは云るなり、旅人を多毘登と云るが如し、此事既に上にも云り、されば豆久をたゞに附と心得て、たゝなはり附なりと云る説は、ここたらず、又楯名著、楯並附などと云る説も、みなわろし、】多々那波理は、契沖、禮記に、主ノ佩倚則臣ノ佩委、と云を引たり、此ノ委の意なり、枕冊子に、そばの方に、髪のうちたゝなはりて、ゆらゝかなるとあるも、同くて、長き物などの縮まり倚合て、疊まりたるを云、青垣山に云るも、其狀同じければなり、那豆久の事は、下なる那豆岐田の處【傳廿九の四葉】に云り、考合すべし、○阿袁加岐夜麻は、青垣山なり、此ノ事上卷、倭之青垣東山とある下【傳十二の二十五葉】に云り、万葉一【廿九丁】に、疊付、青垣山、【付ノ字を、本に有と作て、タヽナハルと訓れごたゝなはると云に、有ノ字は添ふべき例に非ず、有ノ字ありてはタヽナハレルと訓べき例なり、故こは師の付の誤と云れ

たるぞよろしき、】十二丁八に、田立名付、青垣山などあり、○基母理流は、隠有なり、【基ノ字、書紀には許と作りて、
清音なり、】万葉六丁三十に、芳野離宮者、立名附、青墻隠ともあり、書紀神武ノ巻に、抑又聞二於塩土老翁一曰、東有二美
地一、青山四周とある、即チ倭ノ國を云るにて、此意なり、○夜麻登志は、倭にて、志は助辭なり、○宇流波斯は、
美しなり、凡て此ノ言は、宇良久波斯の約りたるなり、と師云れき、【良久は、流と切まる、】書紀雄略ノ巻、大御歌に、據
暮利矩能、播都制能夜摩播、阿野尓于羅虞波斯、万葉十三丁十に、浦妙山曽、十七丁三十に、宇良具波之、布
勢能美豆宇彌倍これら殊に此に叶へり、又此は愛しみ賜ふ方にてもあるべし、輕嶋ノ宮ノ段、太子の御歌に、古波陀袁登
賣波、云々宇流波志美意母布、万葉十五丁三十に、宇流波之等、安我毛布伊毛乎、此ノ外にも、愛しむことを、宇流波斯と
云るなほ多し、【此は、美麗を云とは異なるが如くなれども、云もてゆけば本は、一ッ意に落るなり、】○又歌曰は、たゞ
麻多と訓べし、○伊能知能は、命之なり、○麻多祁牟比登波は、【多ノ字、舊印本には、曾多と並へ書て細字にせり、其
は曾ノ字は後ノ人の書紀に依て傍へ書添へしなるべし、一本、又一本には曾と作り、今は眞福寺本、延佳本に依れり、書紀
には、曾と作るなり、】將全人者なり、万葉四丁三十に、吾命之、將全幸限、十二丁六に、信吾命、全有目八目、十五丁三十
に、伊能知乎之、麻多久之安良婆、○多々美許母は、疊薦にて、次の幣に係れる枕詞なり、然連ねる由は、疊みたる薦
重と云るなり、【重は、二重三重八重などの重なり、】疊むとは、重ぬることにて、薦を疊ねて幾重もある意に重と云り、
又疊をば、既に疊と云物にしたる名として、疊の薦とも見べし、【薦など疊み重ねて造れる物を、疊と云なり、】其
も幣とつゞく意は、上に同じ、【冠辭考に、疊にせむ料の薦を編を、隔と云とあるは、いさゝか違へり、幣陀都と云は、
重を立ッと云ことなれば、本は重と同じけれども、其に二ッの意あり、一ッには重をなして疊ぬる意、二ッには物と物との
間を塞絶つ意にて、隔ノ字は此ノ意に當たる字なり、然れども此レも本は重を立ッるより出たる意なり、されば薦を編隔つ

ごあるも、重をなす意に取れば違はざれごも、其意には非ずて、隔ノ字の意に云れたりと聞ゆるをや、】万葉十六ノ卅丁に、薦疊、平群ごあるも、同意のつゞけなり、又、廾丁八重疊、平郡乃山ごもあり、又十一ノ卅丁に疊薦、隔編數、十二ノ卅丁に疊薦重編數なごあるも、幾重も重ねて重をなす意にて同じ、【これに隔ごあるも、重を立ツるを云て、加佐泥ご云に同じ、同ジ事を重編ごも云るにて知ルべし、さて又編數ご云よ、疊は細密に繁くある物なる故に、編目の數の多くしげきを云なり、重の數の多きを云にはあらず】○幣具理能夜麻能は、平群ノ山之にて、大和ノ國平群ノ郡なる山なり、【大和志に、平群山ハ平群谷ノ上ノ方、數峯平育成群、因名ご云る、今平群谷ご云處あれば、其ノあたりの山にてはあるべし、然れごも平育云々ご云るは、群は假字なることを知ノざる、いみしきひがごとなり、】此ノ地の事は、上【傳廿一の二十九葉】に出、【或人ノ云、此の平群ノ山は、倭なるには非ず、神名帳に、伊勢ノ國員辨ノ郡平郡ノ神社ある、其地なり、社は今志知村ご云に在て、山を平郡山ご書て、へいづ山ご云、此ノ山今も樫ノ木いご多しご云り、されご此ノ御歌は、國を思はしてよみ給へるなれば、大和ノ國の平郡山なることご決し、】○久麻加志賀波袁は、隱白檮之葉をなり、此ノ樹の事、玉垣ノ宮ノ段に、葉廣熊白檮ごある處【傳廿五の廿葉】に云り、朝倉ノ宮ノ段、大御歌にも、久佐加辨能、許知能夜麻登、多々美許母、幣具理能夜麻能、許知基知能、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毘呂久麻加斯、ごあり、さて此ノ句、書紀には志邏伽之餓延瑪ごあり、○宇受爾佐勢は、髻華に挿せなり、髻華は、書紀推古ノ卷に、十一年十二月、始行冠位云々幷十二階、並以當色絁縫之、頂撮捴如嚢、而着緣焉、唯元日着髻華、髻華此云于孺、また十六年八月、召唐客於朝庭云々是時皇子諸王諸臣、悉以金髻華著頭、また十九年五月五日、藥獵於兎田野、是日、諸臣ノ服色、皆隨冠色、各著髻華、則大德小德並用金、大仁小仁用豹尾、大禮以下用鳥尾、孝德ノ卷に、大化三年、是歳制七色一十三階之冠云々小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之、大小青冠之鈿以銀爲之、大小黑冠之鈿、以銅爲之、建武之冠無鈿也、

【釋に、宇須者珠之玉冠飾、兪方按之、髻華者鈿也、今世挿頭花象此飾と云り、これに、珠之玉冠飾と云るは非なり、鈿ノ字は、說文に、金華也としるせり、】万葉十三に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚山蔭、見者乏文、【山蔭は、日影蔓にて、其を鈿にしたるなり、今ノ本は、山ノ字を玉に誤れり、】十九ノ卷に、豐宴、見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、島山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎、々々吉等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎、見之貴左、又、廿ノ卷島山爾、照在橘、宇受爾左之、仕奉者、卿大夫等、【者は誤字にや、】など見えて、木草の枝を頭に挿すを云、【宇受にさすと云は、別に宇受と云物ありて、其に挿には非ず、挿物ぞ即チ宇受なる、】後ノ世に挿頭と云物、即チ古ヘの髻華なり、然るに、右の推古紀、孝德紀に見えたる冠位の級に隨て、金銀皮物の尾などを以て造りて挿るは、上代の爲には非ず、【其は推古天皇の御時に、始メて制られたるにやあらむ、】万葉の歌によめるぞ、古ヘのさまなる、○曾能古は、【三言一句】其子にて、上に命の全けむ人はとある、其ノ人を指シて詔へるなり、書紀には、許能固とあり、凡て古ヘは、男女共に人を子と云ること多し、いざ子等、など云るが如し、○此ノ御歌の凡ての意は、御病漸々に重り坐スまゝに、いよゝ倭戀しく所念看てよみ賜へるにて、命の全くて在む人等は、倭ノ國に還りて、平群ノ山の白檮の葉を【此ノ山は殊に白檮の名所にぞありけむ、朝倉ノ宮ノ天皇の大御歌にも、よませ給へること、右に引るが如し、】折挿頭して、歡樂く遊ぶ、【諸木の中に、白檮は古ヘ殊に賞て、何にも用ひし物なる故に、此をよみ賜へるなり、契沖は、白檮は常葉なる木なれば、命のまさきくあらむ人は云々と云へれど、如此よみ賜へるは、必しも常葉なる故には非ず、たゞ此ノ木は常によく髻華に用る木なるが故なり、さて樂く遊べと云意なることは、右に引る万葉十九の歌にても、准へ知ルべし、】吾は倭にも得還らず、此處にして今死なむとするが悲哀きことゝ讀給へるなり、甚も甚もあはれなる御歌にぞありける、○此歌者、凡て記中に、某歌也と記せる例、一首なれば、此ノ歌者と云、二首以上なれば此ノ二歌者、此ノ三歌者など其ノ員を云へれ

ば、此も其例に、此ノ二歌者とあるべきに、然らざるを思へば、右の二首本は續きて一首なりしか、書紀にては一歌なる、此に叶へり、【但し神功皇后ノ段の、酒樂之歌も、二首を云と聞えたるに、二首と云ざるを思へば、此も者ノ字は、思國歌と名けたるは、伊能知能云々の一首のみなる故に、二歌者とは記さゞるにやとも思へど、夜麻登波云々の上に、思國以歌曰とあれば、其歌をも併せて云ることは決し、】○思國歌は、久爾志怒比宇多と訓べし、書紀にも、是謂思邦歌也とあり、○波斯祁夜斯、書紀には、波辭枳豫辭とあり、同じことなり、此ノ吾師の万葉考ノ別記に委く解れたり、【その中に、波斯を約してふ言の略なりとあるは、いかゞ、其は返りて波斯を本にて、久波斯は奇愛なりとこそ思はるれ、續紀の宣命に、久須波斯伎とも見えたり、】波斯伎と云る例は、万葉二ノ卅丁に、三吉野乃、山松之枝者、波思吉香聞、三丁に、波之吉佐寶山、又、卅丁波之吉可聞、十八丁に、波之伎故毛我母、【故は、子にて、女を云なり、】廿丁に、波之伎都麻良波、又、卅丁波之吉多我都麻、などあり、又愛伎と書る所もあり、【此レをヲシキと訓るは誤なること、望中も云り、】かくて伎と祁【此はけの假字なるを、キとよめるは非ず、】とは、通ノ音にて、万葉にも、同卷に、波之家也思、不遠里乎、【此レと二句同じつゞきなるを、六には、愛也思と書り、】十五卷に、波之家也思、都麻毛古杼毛多、などと見え、又加那志伎を、加那志祁とも此彼あり、さて夜斯余斯の例は、余斯惠夜斯、【續紀ノ歌に、誰人もと云ことか、縣例夜矢比等母とあり、此ノ夜矢も同じ、】意布袁余志、阿袁爾余志、麻須賀余志、などの如し、【此も通ノ音にて、夜志余志同じ、】○和岐幣能迦多用は、吾家之方自なり、和賀伊幣を約めて和岐幣と云るは、高津ノ宮ノ段、大后ノ御歌にも、和賀美賀本斯久邇波、迦豆良紀多迦美夜、和岐幣能阿多理と見え、万葉にはいと多くして、古への常なり、【五ノ卷には、和何幣ともあり、】さて古へは、旅にして本郷のことをば、家、又吾家と多く云り、【國ともいへり、】万葉の歌なども、皆然なり、【然るを中昔よりこなたは、其をしも、故郷と云り、古へは万葉の旅の歌などにも、他國にて本郷のことを、故郷と

よめるは、一ッも見えず、古風の歌よまむ人など、心得おくべし】○久毛葦多知久母は、雲起來もなり、久毛葦とは、常には雲の居る處を云へども、古へは又直に雲を云ることも多し、万葉三丁廿二に、雲居多奈引、七丁五に、卷目之、由槻我高仁、雲居立良志、十一丁九に、香山爾、雲位棚曳、十七丁四十に、由布佐禮婆、久毛爲多奈毘吉などあるも、皆然なり、【契沖が、雲の居たるが立來るなりと云るは、いかゞ】結の母は、辭にて、余と云むが如し、【余と夜と母と、意相通ひて聞ゆ、母余、又母夜と重ねてもいへり】古への歌に如此結めたる多し、高津ノ宮ノ段なるに、和賀弖登良須母、書紀崇神ノ卷に、比賣那素寐殊望、神功ノ卷に、異根迺倍呂之茂、允恭ノ卷に、虛豫比辭流辭毛、雄畧ノ卷に、阿遙比那陀須暮などなほあり、万葉にも多き中に、七丁二十に、他回來毛、ともあり、【此レ來母の例なり、】○此御歌は、國思ひ慕賜ひて、倭の方を望り賜へるに、其方の天に雲の立來るを視給ひて、愛く思ふ吾家の方より、雲の立來よとよみ給へるなり、【物の悲哀き時には、何となく見ゆる物、聞ゆる物にも、心のとまりて、あはれなるは、人ノ情なり】○上ノ件三首の御歌、書紀には、十七年春三月、幸ニ子湯縣ニ遊ニ于丹裳小野ニ云云是日、陟ニ野中ノ大石ニ憶ニ京都ヲ而歌之曰、波辭枳豫辭、云云夜摩苫波云々、畏能知能云々、是謂ニ思邦歌ト也、とありて、日向ノ國にして天皇の歌はせる大御歌とし、又續きて一首なるは、此ノ記と甚く異なる傳へなり、今何方を正しけむとも云ヒがたし、【されど强て云はゞ、先ッ天皇と倭建ノ命とのけぢめを申さば、伊能知能云々は、倭建ノ命のよみ賜へるにて、よく當れり、御病重きによりて、よみ賜へるさまと聞ゆればなり、天皇の御歌としては、たゞ何となく京を思ひ賜ふには、似つかはしからざる御詞なり、さて夜麻登波云々は、何れの御歌としても宜し、波斯祁夜斯云々は、何れの御歌にても宜きを、其ノ次第は、書紀に首にある方まさりて聞ゆ、そは京の方の天の雲を見放給ひて、其方を思はして、夜麻登波云々と、詠はせるつゞき宜しければなり、次に三首とせるると、一首とせるとは、劣り優りなく聞ゆるなり、】○片歌、すべて思國歌、片歌など云類ヒの目は、其ノ歌を古へより然名

け來たるなりと師の云れたるが如し、かくて樂府にては、諸の歌に、皆如此樣の目ありて、其ノ部を分たるものなり、此ノ事上卷夷振の下【傳十三の七十二葉より】に云り、考へ合すべし、其ノ目の記中に見えたるは、酒樂之歌、志津歌、本岐歌、志良宜歌、讀歌、天語歌、宇岐歌などある是なり、【これら某歌と名けたるものなり、此ノ外に某振と名けたる歌は、かの夷振の下に擧たるがごとし、】さて片歌と名けたる由は、三句にして、なべての五句六句の歌の半にして、片なるが如くなればなり、【五句の歌も、上三句を本とし、下二句を末とすれば、三句は半なり、又六句の歌にては、三句はもとより半なり、其ノ中に、後に旋頭歌と云躰は、その句五七七、五七七なれば、片歌は正しく其ノ半なり、建武年中行事ノ加茂ノ臨時ノ祭ノ條に、もろ歌と云ことあり、畧注に、神樂之歌、有二本末一是也と云り、然れば、もろ歌と云は、片歌に對へる目にて、本末と具へたるを云なり、】抑かく名けたるは、やゝ後のことなるべけれど、上ツ代よりして此躰【五七七の三句】をば、半なる物にしたりとおぼしくて、白檮原ノ朝の御世よりして、此ノ躰なるは、何れも物を問ひかけたる・答へたるなどにして、此ノ記書紀なるかぎり、末まで皆然なり、【白檮原ノ宮ノ段に、加都賀都母、伊夜佐岐陀弖流、延袁斯麻加牟とある大御歌、三句の歌の始メなる、これ大久米ノ命の、歌以て問奉れることの御答へなり、其ノ次に二首あるも、問ヒ答へなり、さて此ノ御段なる、邇比婆理云々、迦賀那倍弖云々も、問ヒ答へにして、其處に續ク御歌一とあるも、三句にては半の如くなればなり、次に高津ノ宮ノ段に、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥とある歌も、大御歌の問ヒに、答へ奉れるなり、其後なる書紀なるも、或は問ヒ、或は答へなどなり、書紀仁徳ノ卷ノ大御歌に、瀰儺曾虚赴、於瀰能烏苦詐烏、多例椰始儺播務とあるは、御問ヒにて、此ノ御答へは、五句の歌なり、さて皇極紀の謠歌三首が中に、一首は三句なる、其も一首はなれたるには非ず、三首つらねて其意を終たるなるべし、又齊明紀に、三首つゞきたる大御歌の第三なるも、三句なる、是レも上なる御歌に餘意を、歌ひ足し給へるさまなり、されば三句なるは、もとより片なる

が如くなりしなり、かくて後、万葉よりこなたには、三句の歌は見えず、いはゆる連歌も、本末を合せて一首とはなす物なり、故、一首離れたるが三句なるは、いとノ\稀なるに因て、殊に片歌とは名けたるなるべし、さて記中に、此の外に、高津ノ宮ノ段、建内ノ宿禰の歌、那賀美古夜、都毘邇斯良牟登、加理波古牟良斯とあるをも、本岐歌之片歌也と記せり、【これらの外に、唯一首離れたるが、三句なる歌は、此ノ次なる波斯祁夜斯云々の歌のみ見ゆ、此ども四首並びたる中の一ッにてはあれば、かの齊明紀の大御歌とたぐひとすべし、此らも目を擧げば、片歌とぞ云べき、さて上ノ件ノ三首の歌、書紀には一首としたる傳へによらば、此ノ三句を片歌と云は、後に別に拔出て、一首としてぞ名けゝむ、】○甚急は、爾波迦爾那理奴と訓べし、万葉十六ノ卷に、將死命、爾波可爾成奴、【こは車持氏ノ娘子が、夫を戀て、病して死なむとするときによめる歌の語なり、考へ合すべし、】とあるに依れり、是は死ぬべき際に迫れるを云るにて、【急ノ字、字書に迫也とも、窘也とも注せる意なり、常に思ひまうけず、速に出來たる事を俄波加と云とは、意異なり、】古今集哀傷に、在原ノ滋春が死なむとする時の歌の端詞に、病して今々となりにければ、【大和物語に、業平ノ朝臣の、つひに行ノ の歌を詠たる所にも、死なむとすることいまノ\となりて讀たりけるとあり、】とあるに當れり、○御歌曰は、此は美宇多袁と訓べし、○嬢登賣能は、孃女のにて彼ノ尾張の美夜受比賣を指て詔ふなり、○登許能辨爾は床之邊になり、○和賀淤岐斯は、吾置しなり、○都流岐能多知は、大刀の利きを美て云る稱にして、都流岐陀知とも云り、都流岐といふ名の由は、上卷都牟刈之大刀の下【傳九の卅五葉】に云り、此はかの草那藝ノ大刀を指て詔へるなり、○許能多知波夜は、其ノ大刀はやなり、波夜てふ辭の事、上【傳廿七の八十一葉】に云り、○此ノ御歌は、上に其御刀之草那藝劒、置美夜受比賣之許、而取伊服岐能山之神幸行とありし、其ノ御大刀のことを所念看て、歌ひ賜へるなり、抑御病今々となり坐る際にも、なほ此ノ御大刀の事をしも忘れ賜はず、如此まで深く所念入たる御心、勇御氣の、たゆみ坐ずさるほど、

又此ノ御子の御心の、永世までに、此ノ御大刀に留まり坐スはと知られて、いとも〳〵あはれに難有き御歌なりかし、【武士ノとあらむ人などは、殊に恒に此ノ御心を憶ひて、臨終のきはに至るとも、要なくあぢきなき儒佛の意を思はず、深く此ノ御歌を憶ひて、亡らむ世まで、あまかけりても、子孫の勇を助け護らむことをぞ思ふべかりける、又此ノ御子の御靈は、とこしへに此ノ御大刀に留まり坐スことを思ひて、熱田ノ社をなほざりに勿思ひまつりそ、】○崩、天皇に坐サずて崩と書る例、宇遲之和紀郎子の下に云べし、此ノ倭建ノ命は、殊に萬ツを天皇に准へて申せる例なれば、さらなり、【書紀にも崩ノ字を書、阿波ノ國ノ風土記には、倭健天皇命とさへ記せり、】○貢二上驛使一とは、早馬使を京に差上せて、此ノ崩の御事を天皇に告奉るなり、驛使の事は、上【傳廿三の二十八葉】に出、書紀曰、逮二于能褒野一而痛甚之、則以二所獲俘虜等一獻二於神宮一、因遣二吉備武彥一奏二之於天皇一曰、云々既而崩二于能褒野一、時年三十、【二十七年の下に年十六とありて、崩は四十三年とあれば、御年三十二にあたるを、三十にては二年違へり、なほ此ノ御子の御年紀の事、後にも申

古事記傳二十九之卷

本居宣長謹撰

日代宮四之卷

於是坐倭后等及御子等諸下到而作御陵即匍匐廻其地之那豆岐田【自那下三字以音】**而哭爲歌曰那豆岐能多能伊那賀良邇伊那賀良爾波比母登富呂布登許呂豆良**

后等は、倭建ノ命のなり、此ノ命は萬ッ乃天皇に准へ奉る故に、御妻をも后と申せること、上【傳廿七の六十四葉】に云るが如し、さて后と申すは、一柱に限らざりしかば、【此ノ事傳十一の卅葉廿の十葉などに委ク云り】等と云り、下に此ノ命の御子等を擧たる處に出たる御妻等の中に、后の班なる此彼ありけむ、其ノ中に布多遲能伊理毘賣ノ命は、玉垣ノ宮ノ段にも、爲ニ倭建命之后ト二とあり、○御子等は、同シ命のなり、○諸は、后等にも係れり、上卷に天ノ神諸とある如く、上に屬る言なり、○下到は、倭より伊勢に下リ來坐るなり、○御陵は御陵式に能褒野墓日本武尊、在ニ伊勢ノ國鈴鹿ノ郡ニ一、兆域東西二町南北二町、守戶三烟【續紀に大寶二年八月震ニ倭建命墓ニ、遣レ使祭レ之とあるは、此ノ御陵なるべし、】とある是なり、能褒野の事は上【傳廿八の四十五葉】に云り、御陵は今はさだかならねど、高宮村と云に【莊野ノ驛と石藥

師ノ驛と此間大道の少シ西ノ方なり】丸山と云あり、茶臼山とも、經塚とも、白鳥塚とも云て、甚大に高く圓にして、周に堀の形などもかつ／＼殘りて、全上ッ代の御陵どもの狀なり、まづは此ならむとぞおぼゆる、【谷川氏も、今高宮村にひよどり塚と云あり、能煩野ノ御陵は此なるべしと云り、此ノ塚のことなり、又或人も御陵は此ノ塚なりとして、此ノあたり高宮ノ鄕にして高飛野と云、此ノ白鳥塚のほとりの地に、王子田、寶冠塚など云字もあり、又七八町ばかり北ノ方に、御所垣内と云ッ田地の字もありて、土人鍬を入なとすれば、祟ありと云ヒ傳へたる地などもあるなりと云り、然るに延佳云今鈴鹿郡長世鄕曠野中有陵墓俗云多氣比墓是能褒野墓而、多氣比建部之祉乎と云るは、上代の陵墓のさまをよくも考へず、たゞ後ノ世の心以て大方に思ひて云るものなり、此ノ武備塚と云冢は、石藥師ノ驛より一里餘ッ西ノ方、長澤村ノ地、村の北なる野中の林ノ中にありて、高さ六七尺許の小キ冢にて、小キ木竹など生茂れり、前へに社あり、又同シ林ノ中其ノ冢の後ノ方に、車塚、又一町許ッ東南ノ方に、寶冠塚、寶嚢塚など云もあり、並いと／＼小き冢なり、大かた近きころは此ノ武備塚を、能煩野ノ御陵と定めて、世ノ人も然心得たるめれど、此ノ冢はさらに上代の御陵のさまに非ず、若シこれ御陵ならむには、假令遙の代々を經て崩れ缺て、今の如く小くなれらむには、必ス内なる石構の露れたるべきに、然る物もすべて見えざるをや、吾徒門子人坂倉ノ茂樹が考へにも、此ノ武備塚は倭建ノ命の御伴に從ひし吉備武彥或は大伴ノ武日ノ連などの墓ならむかと云り、さもあるべし、御伴せられし故を以て、此ノ人々などをも、薨後に此ノ同じ能煩野の内に葬りしにもあるべければなり、又倭建ノ命の御末に建部氏ありて、後に此ノ國の安濃ノ郡などにも、其ノ氏人ありしかば、其人などを、遠祖の御陵ノ邊りを慕ひて、同シ此ノ野に葬し墓などにもあらむか、其は何れにまれ此ノ武備塚、御陵には非るべし、又右の長澤村の少シ西南ノ方の野中に、高さ一丈あまり周り十丈許ッもあらむと見ゆる古キ塚あり、東面の半腹の土の崩れたる所に穴ありて、石構の口顯れたり、口は狹くして、穴の內は奧へ八九尺、横七八尺ばかり

にて、上は大石を覆ひ、横も石を重ねて構へたり、是を里人二子塚とも二子穴とも云り、其ノ邊こゝかしこに大石ども
の地に埋れたるが、いさゝか顯れたるも幾つもあり、此レも此ノ冢の石構の散たるなるべし、又此ノ冢の西ノ方にも今一ッ
冢あり、抑此ノ二子塚は、正しく上代の貴人の墓とは見えたり、されど此レも御陵とは定めがたし、或人大碓ノ命小碓ノ命
雙生に坐ませば、此ノ塚の名由あり、又長澤村に長瀨ノ神社あり、其ノ神ノ像は背の長き御像なりと云も、倭建ノ命御長一
丈餘とある由あり、又此ノ近きあたりに御門と云地もあるなど、彼此由ありて聞ゆと云り、されど大碓ノ命と雙生に坐
ませるからに、其ノ御墓の名に負むこともいかゞとこそ思ふ、又龜山ノ驛と莊野ノ驛との間、大道の北ノ方、名越村近き地
に、丁子塚と云あり、周廿丈許なる高き山にて、東ノ方へ長く引たる尾あり、此ノ形をも丁子とは云なるべし、内に
石構あり、土物を掘リ出ることもありとぞ、又其山の廻に、やゝ離れて、小丘たッありと云り、此ノ冢は未ダ行テ見ざれ
ども、其ノ形狀を聞クに、是レも上代の陵墓のさまにてはあるなり、又石藥師ノ驛を西南ノ方へ出はつれたる所、大道の右ノ
方に、日之坪と云小山あり、此レも陵墓の形に似たり、此ノ山後ノ方は山ノ上へ、即チ平地にて廣き野なるを、かの大道より見
上げたる頂の處は、後ノ方より見るも一つの塚なり、是レを此ノ御陵なりと云人もあれどいかゞあらむ、或は此レとは中ご
ろの墳ノ蹟なりとも云なり、抑此ノ能煩野ノ御陵ノ事は、件の如く、古キ冢は處々にあれども、今何れか其とも慥には決む
べき由なし、こは當郡ノ内をあまねく尋ねば、有リ冢どもを除ても、古冢はなほ有ルべきなり、よく尋ね考ふべし、】○
那豆岐田那豆岐は、上なる御歌の多々那豆久の那豆久と同じくて、靡附なり、【岐は加伎ノ都と活用言なり、】さて那美は、
那毘伎にて、靡那美又物ノ那美與流なと云是なり、】人又鳥獸などの懷くと云も本同じ、【これらを以テ思フに、和名抄に
腦ノ頭中ノ髓腦也、和名奈豆岐、これも頭中へ歸集まる意の名にやあらむ、されど此はまだかならず、】されはかの多々那
豆久青垣山隱れるとあるも、四面にたゝなはり周れる山の其ノ中なる國に靡附たるを云るにて、【中なる國より見れば、

周れる山々は皆其ノ國へ靡附たる如し、】那豆岐田も其レに同くて、四方の周に在りて、御陵に靡附たる田を云なり、【靡
こは必しも其形は靡かねども、依附を云なり、さて又かの青垣山は、其ノ形の委れる故に、多々那豆久と云るを、田は
委れる物には非る故に、たゞに那豆岐とのみ云り、さて契沖は此ノ那豆岐を地名なりと云れど非なり、其地之とある
にて地名に非ることは著し、又師は豆を助辭として稻つ城田にて、稻城とあるあたりの田を云かと云れつれど、此レも信
られず、稻つとは云べくもあらず、稻城ならんには、直に伊那紀とこそ云べけれ、さて出雲風土記に、腦磯又腦島と
云見えたり、こはいかなる由の名にかあらむ、腦は正字にや借字にやさだかならず、】○匍匐は、上卷に匍匐御枕方、波
匍匐御足方而哭とあるが如し、【傳五の六十五葉】○廻は、母登富理と訓べし、此ノ言白檮原ノ宮ノ段の大御歌に、波
比母登富呂布、志多陀美能伊波比母登富理、云々とある下に云るが如し、【傳十九の四十五葉】但し彼ノ波比は這延に
て、匍匐には非ず、【其由も同卷四十七八葉に云るが如し】万葉三【卅丁】大納言大伴ノ卿薨之時ノ歌に、若子乃匍匐多毛登
保里、朝夕哭耳曾吾泣君無二四天、又二【卅五丁】に、鶉成伊波比廻、【伊は發語なり】三【廿三丁】に、鶉己曾伊波比廻禮云々、
○哭は、師の美泥那加志都々、と訓れたるに依べし、【但し那加志は、師の訓は伎なるを、今改めつ、那加志は、那
伎を延へたる古言にて、鳴む言となる、】そは書紀ノ欽明卷に、奉哀於殯、孝徳ノ卷に、阿倍大臣薨天皇幸朱雀門舉哀
而慟云々、及諸公卿悉ク隨哀哭、天武ノ卷に、咸著喪服三遍舉哀、などある奉哀舉哀、舉哀など又發哀【舒明ノ卷大
武ノ卷持統ノ卷】發哭【天武ノ卷】慟哭【持統ノ卷】などみな、美泥多弖麻都流と訓、又皇極ノ卷に、蘇我臣蝦夷及鞍作屍
許葬於墓、復許哭泣、天武ノ卷に、發哀など、これら泥都加閇泥都加布と訓る、泥は喪を悲哀みて哭を云し、哀
泥は禰哭なり、其ノ殯ノ葬などのさまを視て、哭よしなり、書紀ノ神代ノ卷に、弔喪大臨とある臨を、美那伎と訓る【臨て泣
なり】と合せて、心得べし、【奉ると云フ事と云るは、上たる人のためにするを云るにて、尊みたる辭なり、故レ右に

引る孝徳ノ巻なる天皇の挙哀をば、ミネシタマフと訓、天武ノ巻に、十市ノ皇女を葬たる處に、天皇臨之降レ恩以發哀、
とある發哀をば、ミネシタマフと訓り、】さて泥は即チ泣ことなるを、泥那久と重言も常のことなり、【ねになく、ねの
みなくなども云り、如此重ネ言ッ例は、寐は即チ寢ることなるに、寐寢とも云ひ、寐を寢ぬなども云是レなり、同じ云ヒざま
なり、】泥は體言、那久は用言なればぞかし、【寐寢も、伊は體言、泥は用言なり、同意ながら、體用を重ネ言ッ例はな
ほ多し、歌をうたふ、儛をまふの類なり、さて泥那久の泥を音と心得るは非ず、又後ノ世の歌に、涙を指て泥と云ること
多し、此は哭よりうつれるものなり、】○那豆岐能、【那豆岐は、用言なれば、之と云むこと、いかゞと思ふ人あるべけれど、
萬ッの言、物ノ名となりては、用言も體言の如くなりて、之と承る例多し、此は殊にかく之といはでは、句のとゝのひわろき
をや、】四言の句なり、【次なる多能の二言を、此ノ句に屬て、六言に讀ムはひがことなり、句の調へを味ひて知るべし、此
なる四首の内、次々なる三首みな、初ノ句六言なるに依らば、此も六言ならむかとも思へど、此ノ歌は然らじ、】○多能伊
那賀良邇は、田之稻幹になり、書紀ノ神代ノ巻に、粟莖、【字鏡に、秆稈阿波加良と見えて、說文に稈禾莖也と云り、】万
葉十一に、吾屋戶之穗蓼古幹採生之實成左右二君乎志將待と見え、字書に、草木莖曰レ幹と云り、○伊那賀良爾、かく同シ
言を返してうたふは古歌のつねなり、○波比母登富呂布は、蔓延廻ろふなり、此ノ言、白檮原ノ宮ノ段の大御歌に見えて、
【傳十九の四十五葉】上に引り、○登許呂豆良は、薢葛なり、和名抄【芋類】に、崔禹錫食經ニ云薢味苦小甘無レ毒、燒蒸
充レ粮、和名上古侶、俗用ニ菴字ヲ、漢語抄ニ、用ニ野老二字ヲ、今按所レ出並未レ詳、兼名苑注ニ云、黃薢其根黃白而、味苦者也
と見え、大膳式に、菴二合、また薢四葉などあり、万葉七【十一葉】に、冬薯蕷葛彌常敷爾 九丁 に、冬薢蕷都良尋
去祁禮婆【これらを今本に、サネカツラと訓、六帖に、まさきづらとして出せるなど、皆誤りなり、田中ノ道麻呂云、万
葉七ノ巻九ノ巻なる冬薯蕷をまさきづらとするは心得ず、まさきは、冬薯蕷と云べき由なし六帖に右の歌を、まさきづら

とあるは、万葉の此冬薯蕷の訓をつくべきやうを知らざりしから、妄に然訓て、取ったるものなり、又冠辞考にも、此をまさきづらと訓てまさきの説は精しけれども、その冬薯蕷に當るべき由は、さらに見えず、いかにぞ、冬薯蕷は野老なり、其故は、野老は葉も蔓も薯蕷に甚よく似て、まさきばかりの物なり、さて薯蕷は、十月の初つごろまで蔓ありて、其後は枯る物なるを、野老は大方は薯蕷と同ことあり枯るれども、物の陰などにあるは、冬も葉青くて、春までも残るもある物なれば、まことに冬薯蕷と云つべし、万葉七の歌に、いやとこしくに、とつゞけたるは、登許てふ言を重ねたるにもあるべく、又常葉なる故にもあるべし、九なる歌に、尋去とつゞけるは、此ノ物蔓を尋行て根を掘ればなりと云る、此ノ考は甚よく當れり、】拾遺集に、春物へまかりけるに、女どもの野べに侍りけるを見て、何わざするぞと問ければ、野老はるなりといらへければ、春の野に、處求むと云々、返し、云々などあり、葛は俗云都流なり、凡て蔓草に某豆良と云名多し、蔓の事、上巻【傳六の十九葉に】委ク云り、○此ノ御歌、如此よみ賜へる意、契沖も云る如く、悲哀に堪ずて御佩刀賜ふことを、其地なる田の稲葉に、野老の葛の蔓纏へるに譬へ賜へりとは聞えたれども、然るにしては、本に足らず、末の句を傳へ脱せるにやあらむ、【今こゝろみに云はゞ、本に、伊波比母登富理、泥能美斯那久世、など云二句などあるべきなり、彼ノ白檮原ノ宮ノ段の大御歌と照して考ふべし、】

於是化八尋白智鳥翔天而向濱飛行【智字以音】爾其后及御子等於其小竹之苅杙雖足䠊破忘其痛以哭追此時歌曰阿佐士怒波良許斯那豆牟蘇良波由賀受阿斯用由久那又入其海鹽而

那豆美此三字以音行時歌曰宇美賀由氣婆許斯那豆牟意富迦波良能宇惠具佐宇美賀波伊佐用布又飛居其磯之時歌曰波麻都知登理波麻用波由迦受伊蘇豆多布是四歌者皆歌其御葬也故至今其歌者歌天皇之大御葬也

八尋白智鳥、八尋は、記中に、八尋和邇などある類にて、其ノ大キさなり、【鳥の八尋ならむは、よの常ならず、異ニ甚く大キなりしなるべし、】白智鳥は、書紀には、白鳥とありて、此ノ記にも、御陵の名は、白鳥とあり、【次に見ゆ】書紀仲哀ノ巻に、詔曰、朕未逮于弱冠而、父王既崩之乃、神靈化白鳥而上天、仰望之情一日勿息、是以冀獲白鳥養之於陵域之池、因以覩其鳥欲慰顧情、則令諸國俾貢白鳥云々、越國貢白鳥四隻云々とも見ゆ、何鳥ならむ、詳ならず、万葉四丁廿に、白鳥能、鳥羽山松之、【冠辭考に、此ノ白鳥は、必しも鷺のみを云にはあらじ、仲哀紀に、獲白鳥養之とあるは鵠のことならむか、出雲ノ國ノ造ノ神賀に、白鵠乃生貢とあるをも、しらとりと訓ムべければなりとあり、鵠ノ事は、傳廿五の六葉に委ク云り、】九丁廿に、白鳥鷺坂山【こはたゞ鷺は白き鳥なる故に、かくつづけたるか、又鷺の一名を白鳥とも云しか、決めがたし、からぶみ詩ノ疏に、鷺謂之白鳥とあることもあり、さて此の白智鳥を、即チ白鷺なりと云説もあるなり、】などもあり、さて其を此に、白智鳥としも云る由も、詳ならず、【白き千鳥を云るかとも思はるれど、千鳥にはあるべからず、千鳥ならむには、たゞに白鳥とは云べからず、右の仲哀紀の趣も、千鳥とは聞えざればなり、又此も元は白鳥とありけむを、次なる歌に、知登理とあるに依って、後ノ人のさかしらに、智ノ

字は加へたるかとも思へど、智ノ字以音と注まであれば、然にも非じ、故なほつら〳〵に思ふに、后等御子等の、千鳥に譬へて、波麻都知登理とよみ給へる哥につきて、推て此ノ白鳥を白智鳥と呼るを、始メへもめぐらして、然語り傳へたるか、彼ノ哥に知登理とよみ給へる由は、哥の下に云べし、又彼ノ仲哀紀に、御陵域の池に白鳥を養て、大御父、王を戀慕ひ坐ス御情を慰めむと詔へるにつきて思ふに、當時其ノ白鳥を、父鳥と天皇の呼へるを、世ノ中にも傳へて然呼るを、始メへもめぐらし及ぼして、白父鳥とは云るにやあらむ、智々を智とのみ云は、凡て同音の重なれる言は、一ツ省きて云例多きなり、又明ノ宮ノ段ノ哥に、麻呂賀知とよめるたぐひもあるをや、】○化は、葬奉りし倭建ノ命の御屍の化爲たまへるなり、書紀ニ云、即詔群卿ノ命百寮、仍葬於伊勢國能褒野陵、時日本武尊化白鳥、從陵出之、指倭國而、飛之、群臣等因以開其棺櫬而視之、明衣空留而、屍骨無之、○翔天、高津ノ宮ノ段ノ歌に、比婆理波、阿米邇迦氣流、書紀仁徳ノ巻ノ歌に、破夜歩佐波、阿梅珥能朋利、等弭箇慨梨などと見ゆ、【伊勢ノ國鈴鹿ノ郡なる石薬師ノ寺を、高富山と號く、高富は、高飛にて、此ノあたりの舊名にて、石薬師ノ驛も、舊名は高飛と云り、其は倭建ノ命の、白鳥に化て、飛去坐しより起れる名なりと云傳ふ、】○向濱飛行、こは書紀には、指倭國而飛之とあると異なるに似たり、【倭國は西ノ方なるに、鈴鹿ノ郡より海濱は東ノ方に當ればなり、】されど回旋行坐むには、方にはさしも拘るべきに非ず、【鈴鹿ノ郡ノ能煩野より、濱に向ひ往坐むには、奄藝ノ郡河曲ノ郡三重ノ郡の内の海邊なるべし、鈴鹿ノ郡の東南ノ方より、東北ノ方に亘りて、此ノ三郡並て、海は其ノ東なればなり、又神名式に、朝明ノ郡に鳥出神社あり、或説に、此ノ倭建ノ命の白鳥と化て、飛出給ひし地なる故に、鳥出とは云なり、今は此ノあたりを、富田と云は、登理傳を訛れるなるべし、大和ノ國の琴彈原の地をも、富田と云る、同故事にて、同名なるを思ふべし、さて此ノ鳥出ノ神社、今は飛鳥ノ社と云なりと云り、朝明ノ郡より、三重ノ郡の北なれば、能煩野より倭ノ國を指て往坐むには、いよゝ方は迂遠し、然るに舊事紀に、日本武尊、

平二東夷一還坐、未レ登二於尾張國一矣と云る說あり、さて又尾張ノ國愛智ノ郡白鳥村に白鳥ノ社ありて、此ノ尊の陵なりと云傳ふ、一說には、此レは天武天皇の御世に、かの白鳥ノ三陵に准へて、彼ノ尊の神靈を此處に祠り給へるなりとも云、何もさだかならぬことなれども、若くは能煩野ノ御陵より出賜ひて、先ヅ初メに、東屯を指て、朝明ノ郡の海邊に向きて、飛行坐て、尾張ノ國に至て留リ坐る地に、御陵を造れるか、愛智ノ郡なる白鳥ノ社にやあらむ、さて次に其御陵より又飛去て、倭ノ國には往坐しにやあらむ、然るを書紀には、初メに尾張ノ國に飛行坐しし事をば傳へ漏し、此ノ記には尾張をも倭をも漏して、後の河内のみに傳へたるにや、さて舊事紀の說は、かの白鳥の留リ坐し地に御陵を造りしを誤りて、彼ノ國にて崩ぬと傳へたるにもやあらむ、これらは徳に云べき事には非れども、此ノ記に、向レ濱飛行とあると、尾張ノ國にも白鳥ノ陵あると、舊事紀の說と、かれこれを合せて思へば、若シ然ることもやありけむ、尾張ノ國には、草薙ノ劒を置て來坐つれば、御靈の、先ヅ其ノ國へ飛行坐むことも由なきに非ず、朝明ノ郡の鳥出ノ社も、尾張へ向ひ給ふには、由ある地方なれば、かれこれこゝろみに云のみなり、】○於其の下に、那ノ字あるは野ノ字など脱たるか、【其野ならば能煩野を指なり、】されど諸本に、然る字あるは無ければ、姑く其ノ字を許那賀ト訓ておくなり、【眞福寺本、延佳本には、其ノ字を是と作り、されど於是と云べき處にも非ず、又下に係て、許那と云むもいかゞなり、】○小竹は、志怒と訓べし、【上卷には、訓二小竹一云二佐々一とあれども、此は然は訓まじきなり、】御歌に、士怒とあればなり、書紀ノ神功ノ卷に、小竹此云二之努一と見え、万葉一に、しぬひつと云借字にも、小竹櫟と書、又細竹とも書り、和名抄に、篠ハ細竹也、和名之乃、一云佐々、俗用二小竹二字一謂二之佐々一とあり、【古へは志怒と云るを、後には志能と云は、野角、忍なども類なり、然るに、万葉一に、人麻呂の哥に、四能とあるはめづらしきことなり、】さて志怒とは、細竹を始めて、其外薄葦などにも云て、然類の物の、幹の總名なるを、【万葉一に、旗須為寸四能乎押靡など有るも、薄の幹を云り、しの薄と云も、たゞ薄のこと

なり、一種の名には非ず、又葦にも、葦の篠屋など云り、】もはら小竹細竹など書は、主とある物に就てなり、【同く小竹と書けども、佐々と云は竹に限れる名、志怒は竹には限らず、】さて志怒てふ名の意は、なよゝかに靡ふよしなり、【俗に云しなやかなる意なり、奴と能と那とは、よく通ふ例にて、心も志奴に思ふ、又繁志奴布など云志奴も、心のしなひしをるゝ由なり、思ひしなえてとも多く云ると、合せてさとるべし、されば、小竹も其ノ例と同くて、志那比と云意にて、志怒とは云なり、然るを繁き意とするは非なり、後ノ世に、繁きことを志能倍と云へど、其は古へは無きことなり、】此の小竹は、細竹にしも、薄などの類にてもあるべし、○苅杙は、俗に苅株と云是なり、和名抄に、東宮切韻ニ云、根株ハ草木ノ本也、上ハ陌、下ハ久比世【字鏡には、掘えた櫱株、また杭などを久比是とあり、】と見ゆ、木を伐たる跡の株を、伎理久比と云り、【字鏡には、杌ハ橛也、支利久比とあり、】万葉十六【卅丁】には、法師等之、鬚乃剃杭、馬繋、云々ともあり、【こは鬚を剃たる跡に、又短く生たるさまを、草木の株に准へて云るなり、】○雖足䠊破は、美阿斯岐理夜夫流禮杼母と訓べし、御足傷き給ふを云なり、【䠊は、字書に、朋也とも、蹴足也とも注して、足を蹴躓つことなれども、此は、たゞ、足傷と云言の聞きまゝに、此ノ字を書るにて、さしも字ノ義には拘らざること、古へのつね事なり、此は今ノ世にも、手足に傷くを、手きる足きると云と同くして、たゞ傷のつくを伎理と云るなり、】○忘其ノ痛、忘ノ字恐と作る本どもあり、其もあしからねども、今は延佳本、又一本に依れり、【眞福寺本には、忌と作るも、忘を誤れるなり、】恐よりは、忘と云かたに勝ればなり、痛は伊多美と訓べし、【イタサヂイタミヂイタムヂなど訓るはわろし、】忘は、おぼえずと云むが如し、○哭追は、那久那久意比伊傳坐伎と訓べし、那久那久は、【俗に那伎々々と云ことなり、】哭作と云に同じ、【凡て俗言には、言作を、伊比伊比、聞作を伎々伎々と云を、古言には、伊布々々、伎久々々と云り、此ノ格みな同じ、】白智鳥を擬ひて、其ノ飛行坐ス方へ追行給ふなり、○歌は、后たち御子たちの中に、よみ給へるなり、其ある

一首も同じ、○阿佐士怒波良は、契沖淺小竹原なり、万葉十一に、神南備能淺小竹原乃云々と云り、万葉七に、妹所等、我通路、細竹爲酢寸、我通、靡細竹原なども あり、さて歌の初句の六言なるは、記中又書紀にも例なきを、【書紀ノ雄畧ノ卷ノ哥に、首ノ句、瀰致儞阿賦耶と云あれど、こは中らに阿の音あれば、此ノ例に非ず、】此なる三首、並びて皆首句六言なるは、所由あるにや、○許斯那豆牟は、契沖腰煩なり、仁德紀の御製に注せり、此ノ句にて切るべしと云り、仁德紀云々とは、書紀に那珥波譬苔、須儺餓瀰企泥苔羅齊、許辭那豆瀰、曾能赴尼苔羅齊、於朋瀰赴泥苔禮、契沖云、許辭那豆瀰は、腰惱にて、腰に至るまで水に沒て、御舟を引クなり、万葉十三に、夏草乎、腰爾魚積云々、十九に、落雪乎、腰爾奈都美弖云々と云る是なり、那豆牟てふ言は、上卷蹈那豆美とある處【傳七の四十一葉】にも云り、なほ万葉十一 三十九丁に、石根左久見手、名積來之、三 三十丁に、雪消爲、山道尙矣、名積叙吾來並二、四 四十丁に、不近、道之間乎、煩參來而、七 十七丁に、山川爾、吾馬難、十三 二十丁に、君之歩行、名積去見者など いと多かり、此は、白智鳥の飛ビ行ク方を追て行キ坐スなれば、道もなく、小竹の腰まで、深く生茂りたる中を、分給ふさまにて、速くとも行キやられず、滯り煩賜ふなり、○蘇良波由賀受は、【賀ノ字、此は決く清音の處なるに、濁音ノ字を用ひたるは、いふかし、此ノ事首ノ卷に委ク云り、】契沖、虛空者不行なり、白智鳥は、虛空を行けど、吾等は虛空を行ねばこのたまふなりと云り、白鳥の虛空を行クに對へて詔へり、【万葉十四に、下野安蘇の河原よ、石ふまず、蘇良由と來ぬよ、汝心能禮と云るは、心のいそぐまゝに、虛空を行ク如くにて來つと云なり、】○阿斯用由久那は、從レ足行那なり、徒より行クと云むが如しと契沖云り、從を古言に用と云ること、上【白檮原ノ宮の段】に委く云るが如し、さて徒より、馬より、船よりなど云ぞ古言の例にて、足して歩行を、從レ足とは云なり、那は助辭にて、與と云に似て、いさゝか歎く意あり、此ノ辭、万葉に多かる中に、一 二十丁に、都良々々爾、見乍思奈、許湍乃春野乎、十三 二十八丁に、珠手次、懸而思名、雖恐有、これらの那此の勢ヒに似た

り、此ノ外四首に、吾者將戀名、云云、など牟那とつゞきたる、なほ此彼あり、終にあるは、十首に、間使遣者、其將知名、○一首の意は、いかで追及むと勤けども、吾等は白智鳥の如く、虛空は得行ず、步より行けば、小竹原に難澁て、すが〳〵とも得行やらぬことよとなり、○入ニ其海鹽一而云々、海鹽は宇斯本と訓べし、上卷【傳十の七葉】に出たり、さてこは、白智鳥の海へ飛行賜ふを、后たち御子たちの猶慕行て、其海鹽の中まで入りて、追及むとし賜ふなり、○宇美賀由氣婆は、海行者なり、【契沖が、賀は加良なり、良ノ字の落たるか、略語かと云るも、師の賀は、隨にて、海のまゝにての意なりと云れたるも、皆わろし、】陸に對ひて、海を宇美賀とは云なり、共に賀は、處の意にして、【在所、住所などの加、又坂岡などの加、又山里を夜麻賀と云も同じ、】陸は國處、海賀は海處なり、【國なる處、海なる處と云意ぞ、】書紀ノ此ノ御卷及崇峻ノ卷に、北陸をクニガノミチとも訓、クヌガノミチとも訓、【此を崇神ノ卷に、クメガノミチとも訓る、メはヌを誤れるなり、又崇峻ノ卷に、クルガノミチと訓、西宮記北山抄などにも、北陸道ヲ久流加乃道とあるは、奴を流と唱へ訛れるものなるべし、】欽明ノ卷に、陸海をクヌガウミと訓、孝德ノ卷にも、水陸とある陸を、クヌガと訓り、此らに對へて、海を宇美賀と云ことを知べし、【然るを久奴賀と云稱は、後までのこりて、今に久賀と云を、宇美賀と云方は、早く亡て傳はらざりし故に、右の欽明ノ卷なる陸海の海をも、たゞウミと訓たり、然るに此の御哥に、宇美賀とあるは、正しく陸に對へたる言なれば、凡て海陸水陸などある海又水は、ウミガと訓べきなり、但し右の、孝德ノ卷なる水陸の水は、海のみを云るに非ず、田又川などをすべて云るなれば、ミヅと訓べし、同卷に又水陸とあるをば、タハタケと訓り、その用へるさまによるべし、其中に、海陸の意にいへる水陸の水は、ウミガと訓べきなり、】○許斯那豆牟は、上なると同意なるうちに、此は彼ノ仁德ノ卷の大御歌の如くにて、腰まで海潮に入りて煩むなり、○意富迦波良能は、大河原之なり、かくて此は、水ノ中を河原と云り、【つねには、河水のほとりの地をのみ河原とは云て、水ノ中をば云はざれども、然らず、】

然る例も多し、【万葉七に、弓削河原之埋木之、十一に、大野川原之水隱など、これら水ノ中を河原と云り、猶多し、】海原渡原なども云が如し、○宇惠且佐は、植草なり、生るを植と云なり、万葉十四に、宇惠多氣能毛登左倍登與美云云と契沖云り、又万葉三卅に、東市之植木乃、十九卅に、吾屋戸能、植木橘、廿卅に、宇具比須波、宇惠木之樹間乎、奈伎和多良奈牟などある、皆同じことにて、宇惠は、師の生立てある謂なりと云れたるが如し、【宇惠と云へば、人の植たる木草と云如く聞ゆれども、必しも然のみには非ず、但し万葉三に、春日里殖子水葱、十四にも、此ノつゞけのあり、是らは植たる水葱と云ことゝきこゆ】さて此三句は、譬にて、大河原の植草の如く伊佐用布とつゞく意なり、【其山と歌し各く云べし、凡て譬て文を續て、其下につゞく云意を含むること、古の哥はさらにも云ず、中昔の哥にもつねのことなり、此三句、當時に若御子たちの河原のさまを見ての眼前の由にはあらず、よくせずは思ひまがへつべし、】○宇美賀波は、浪音なり、○伊佐用布は、【佐は清音なり、凡て伊佐用布の佐は、万葉なごにも、皆清音の假字をのみ用ひたり、濁るはひがことぞ、】万葉三卅に、雲居奈須、心射左欲比、又卅山之末爾、射狭夜歴月乎、又卅山際、伊佐夜歴雲者、十四卅に、安乎禰呂爾、多奈婢久久母能、伊佐欲比爾、などありて、猶豫と同じ、行前へ進まずためらひやすらふ意なり、【多由多布は、万葉二に、猶豫不定とも、十一に、猶豫とも書、又四に、今者不相跡絶多比奴良思、又吾背子之情多由多比不合頃者と見え、又十一に、天雲之絶多不心吾念莫國、十二に、天雲乃絶多比安心有者などある、其中に、雲に伊佐用布とも、多由多布ともよめる、同じことなるを以て、似たる意なることを知べし、さて似て同じからざるは、多由多布は、雲などにては、此方へ彼方へたゞよひて、専一方に定まりては進みゆかざるを云、人の心にては、こやせましかくやせましと思ひやすらひて、進まざるを云を、伊佐用布は、たゞやすらひて進まざる意のみにして、左右に定まらざる意は無し、故月には、いさよふとのみ云て、たゆたふとは云ず、又猶豫不定などの字は、たゆたふに用ひ

て、いさよふには川ひたることなし、此レらを以て其ノ差を知ルべし、】此は、海中を追行むとすれば、腰まで潮に沒て、進み難き故に、海は得行ずてやすらひ賜ふとなり、【師の、上の那豆牟と同くて、滯るなりと云れたるは、いさゝか違へり、那豆牟は、物に障へられて滯るなり、伊佐用布は、みづからためらひやすらひて、進まざるなれば、其意同じからず、此も潮に煩める故にてはあれども、直に其を伊佐用布と云には非ず、其故に心とためらひやすらひて、進まざるを云なり、よくわきまふべし、】さて其ノやすらひ給ふ狀を、大河原の殖草と譬へ賜へる由は、海水の中に徘徊ひ立給へる狀の、川水ノ上べに生立る草の、水と共に流レ行きはせずて、浪にゆられ立るに似たればなり、【契沖、此ノ意を得ずて、大河原をゆけば、又草の繁きに煩みて、海も河もいさよひて、行キかぬるなりと解たるは非なり、上ノ文に、入ニ其海鹽ニ而云々とこそあれ、河原を行キ給ふ事は見えず、又宇美賀波の賀ノ字の、濁音なるを以ても、河の謂に非ること知ルべし、且彼說の如くにては、詞のつゞきも穩ならざるをや、】○又飛居ニ其ノ磯ニは、白智鳥の事なり、又と云るは、下の歌曰へ係れる辭にて、又歌曰の意なり、【又飛と飛へ係ては見べからず、海ノ上へ飛行坐しが、又飛ビ返りて磯に居賜ふ意とも聞ゆれど、然には非ず、】さて上に、飛行とあるを、再此に飛と云るは、后御子等の事と分て、此は白智鳥の事なるを、知らさむためなり、【上に、於ニ其小竹之苅杙ニ云々、また入ニ其海鹽ニ云々と云る皆、后御子等の事なる故に、此處も飛と云ずては、同く后御子等の事に混るればなり、】其こは、其ノあたりのと云むが如し、磯の事は、歌の下に云べし、居は降集賜ふなり、○歌曰は、后たち御子たちのなり、○波麻都知登理は、【登は此には、淸音ノ字を書ケれども、上卷なる歌に、杼ノ字を書キ、次に引る書紀なるも濁音ノ字なり、万葉十九にも、智杼利と書り、濁るべし、】濱つ千鳥なり、【都は例の之に通ふ辭にて、島つ鳥、野つ鳥、家つ鳥など云が如し、】書紀ノ神代ノ卷ノ御歌にも、播磨都智耐理譽とあり、後の哥に、濱千鳥と云り、【又磯千鳥、河千鳥なども云り、】○波麻用波由迦受は、【舊印本、又一本、又一本などには、由ノ字を脫し、

眞福寺本には、波ノ字無く、延佳本には、用ノ字無し、かく各互に一字少きを、今は彼此を合せて定めつ、眞福寺本も延佳本も、さても聞ゆれども、波も用も有ル方まされはなり、契沖が厚顔抄には、今定めたる如く書るは、舊印本と延佳本とを合せて、補へるなるべし、】從ニ濱者ニ行なり、○伊蘇豆多布は、磯傳ふなり、傳とは、往たる處より、即又異處に移り往クを云、此ノ事上【傳二十五の廿葉】に委く云り、此は海の上を、渚近き處を傳ひ行クなり、○此ノ御哥は、先ッ濱つ千鳥とは、下に濱云々、磯云々を云む料に、かの白智鳥を、千鳥に譬へてよみ賜へるなり、千鳥は、濱磯にむねと在る鳥なればなり、【されば、此ノ哥に依て、彼ノ白智鳥をも千鳥ぞと心得るは非なり、彼ノ鳥、千鳥なる故に如此よみ給へるには非ず、彼ノ白智鳥は、何れの鳥にまれ、此はたゞ其を千鳥に譬へたるなり、よくせずはまぎれぬべし、】さて次に、濱と磯とを對にて云る事は、先ヅ濱も磯も、共に水際を云名にて、同きが如くなれど、精く云ては、いさゝか差あり、同き水際にても、濱は陸の方の名にて、磯は水の方の名なり、万葉一ノ卷に、水傳磯乃浦回乃、【これ磯は水の邊にて、其ノ磯のあたりの陸を浦回と云り、】六ノ卷に、風吹、荒磯之玉藻、云々、【藻は水ノ中に生る物なり、】七ノ卷に、遠近、磯中在白玉、【中とあるは、水ノ中なればなり、】十二ノ卷に、礒囘從、水手運往爲、【こぐとあれば、水ノ中なり、】など、みな水の方を磯と云り、又十五ノ卷に、多麻能宇良爾、布禰乎等杼米弖、波麻備欲里、宇良伊蘇乎見都追、これは正しく濱と磯とを別てよめり、【舟を留めては、陸にあがりてなり、】又相通はして、陸なる物を、磯某、水ノ中なる物を濱某なども云ることあれど、其も濱と云は、水ノ中ながらも、陸の方に就て云、磯と云は、陸ながらも、水の方に就て云るなり、【衣通媛の哥に、海の濱藻のよる時々をとあるなど藻は水ノ中に生る物なれども、陸によるに就て、濱藻とも云、万葉に礒の室ノ木などある類は、陸なれども浪のよする際にある意にて、磯のとは云なり、凡て此らに准へて心得べし、】此ノ上に、居ニ其礒ニとあるも陸なれども、哥に磯傳ふとあるに就て、此レも水ノ上を行ク方より云るにて、時々其ノ水際に降息

ひ賜へるよしなり、【字鏡には、濱ハ水涯也、水支波又伊曾又波万、また湄ハ水際也、波万又伊曾などありて、波麻と伊蘇と同きが如くなれども、然らず、漢字の濱湄などこそ、波麻とも伊蘇とも訓べけれ、波麻と伊蘇と同じとは云べからず、たとへば、歸ノ字はユクともカヘルとも訓べけれど、さりとてゆくとかへると同じとは云がたきが如し、萬ッの言此レに准へて知ルべし、和名抄には、唐韻ニ云、濱ハ水際也、和名波万とのみありて、磯は見えず、玉篇に、磯ハ水中磧也と云、又字書に、石激ス水ヲ曰フ磯トなどあり、伊蘇は此ノ字なるべきか、されど此方の古書には、皆礒ノ字を用ひたり、礒ノ字には伊蘇の義は見えざれども、たゞ古書に隨ふべし、】さて濱從者不行とは、陸よりは行ずしてと云意、礒傳ふとは、海を行ノと云意にて、【陸海と云ハずして濱と云、礒と云ヘるは、水際なればなり、又海ノ方を澳など云ハざるも、遠く澳へは飛去リ給はず、渚近き處を傳ひ行キ給ふ故なり、右に引る万葉十二ノ哥を以て、其ノさまをさとるべし、】然よみ賜へる意は、濱を飛ヒ行キ賜はましかば、追及もせましを、濱をば行カずして、礒傳ひ飛行賜ふ故に、水中は追キ行キ難くて、終に得及奉らざることよと、慜歎き給ふなり、○四歌は、余宇多と訓べし、四首と云ことなり、高津ノ宮ノ段に、六歌者云々、遠飛鳥ノ宮ノ段に、此三歌者云々、また此二歌者云々、朝倉ノ宮ノ段に、此四歌者云々などある、皆同じ書紀神代ノ卷に、此兩首歌辭云々、皇極ノ卷に、謠歌三首、古今集ノ序にも、此ノふたうたは云々、土左日記にも、一うたにことのあかねば、今一ッなどあり、皆幾首を幾哥と云り、【今ノ人哥一首二首などを、一くさ二くさと云なるは、いみしきひがことなり、一ッ二ッとは云ることもあれど、一くさ二くさなど云る例はなくことわりもなきことなり、其は古今集序古注に、大よそ六くさにわかれむことは云々とあるなどを、六首の義と心得誤れるにや、此は六種にこそあれ、】○其御葬とは、【葬ノ字諸本多くは塟と作り、此ノ次なるも、他所なるも同じ、其も寫シ誤スには非じ、古ヘより然書キならへるものなり、】此ノ後に、河内ノ國の御陵に葬奉る時に歌ひしを、後より如此云るなりと師の云れつる、誠に然るべし、【其故は、此ノ御哥どもは、能

煩野に既に葬奉て後の事なれば、かの能煩野の御葬の時歌へるには非ること、著ければなり、但し能煩野には、わづかに御陵を作れるのみにて、未ダ葬奉らざるほどに白鳥に化て飛去坐しかども云へけれど、書紀の趣、既に能煩野にも既に葬奉しこと明らけく、此ノ記も、次なる河内の御陵の處の文の例によるに、能煩野にも既に葬り奉りしことは決くこそ】さて此の葬は、波夫理と訓べし、次なる大御葬も同じ、此は御屍を送遣奉る儀を云へればなり、凡て波夫理【波夫流とも云も然り】とは、其ノ儀を云り、【同き葬ノ字も、葬ノ其處などあるはハフリクシマツルと訓べきこと、上卷傳五の六十八葉に云るが如し、】さて然云フ意は、遠飛鳥ノ宮ノ段ノ歌に、意富岐美袁、斯麻爾波夫良婆、續紀卅一の詔に、彌麻之大臣之家内子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟云などある波夫流と本同言にて、放るなり、【今ノ俗言に、物を擲るを波宇流と云も、波夫流の音便に頽れたるなり、又溢とも互に通へり、万葉十四に、久爾波布利禰多久毛乎とあるも、國に滿溢るゝを波布利と云り、十九に、食國之四方之人乎母、安夫左波受愍賜者とあるも、放さずなり、今ノ本に夫ノ字を天に誤れるを、師は本の誤として、不餘なりと云れつれど、不餘と云は俗言なり、かの續紀の詔と合せて、不放なることを知べし、又物語書などにも、はふらかすとも、あふらかすとも、通はしていへり、】葬は、住なれたる家より出して、野山へ送りやるを、放かし遣る意より云るなり、【万葉二に、秋山の黄葉を茂み、迷はせる妹を求めむ、山道しらずも、又かぎろ火の、もゆる荒野に、白妙の天雲隠、鳥じもの、朝立いましてて、入日なす、隠にしかば、三に、白妙の、袂を別れ、にきびにし、家ゆも出て、緑兒の、哭をも置て、朝霧の、髣髴になりつゝ、山代の相樂山の、山際を、往過ぬればなど、みな葬りをよめるにて、放れ往ことなり、】万葉二ノ卷に、高市皇子尊城上殯宮之時の歌に、言左敝久、百濟之原從、神葬々伊座而、十三卷に、朝裳吉、城於道從、角障經、石村乎見乍、神葬々奉者、伊勢物語に、崇子と申す親王うせ賜ひて、御はぶりの夜、其ノ宮の隣なりける男、御はぶり見むとて云々○歌、凡て葬に歌をうたひし

こゝ、上巻に天若日子が死れる段に、日八日、夜八夜以遊也、とあるにても知られ、【傳十三ノ五十四葉考へ合すべし】書紀武烈ノ巻に、鮪ノ臣が戮されたりし時、影媛が其ノ戮されし處に追行てよめる哥、伊須能箇瀰云云、於是影媛收埋既畢云云、孝徳ノ巻に、皇太子聞造媛徂逝云云、野中川原史滿進而奉歌歌曰、耶麼騰播爾云云、模騰渠等爾云云、皇太子云云、乃授御琴而使唱、齊明ノ巻に、皇孫建王八歳薨、今城谷上起殯而收、天皇云云、傷慟極甚云云、作歌曰伊磨紀那屢云云、伊喩之々乎云云、阿須箇我播云云、天皇時々唱而悲哭、などあるも【葬にはあらざれども】其ノたぐひなり、【漢國に挽歌と云も、葬にうたふ歌なり、】○其歌者は此歌者と云べきに似たれども、倭建ノ命の御葬に歌ひしを指て、其とは云るなり、○天皇之大御葬、凡て上ッ代の御葬の儀式、天皇のも御子たちのも、世俗のも如何ありけむ知ッがたし、喪葬令に、親王諸王諸臣の定をいさゝか載られたれども、凡て令の御制は、漢事多ければ、上ッ代の様にはなりがたきうへに、委き事は見えず、天皇のは凡て載らず、【世に天武天皇の御時に定められたる葬の式とて記せる物あれども、いみしき僞書なり、孝徳天智の御世より萬ノ事多く漢をまねばれたるほどに、葬も漢事多く雜り、其後は又おしなべて、佛ノ法に依るほどに、上ッ代の式は大かた亡はてたるめり、されど遐鄙には、今もなほ上ッ代よりの事の、遺れりと見ゆることも多かるを、其も漸々に變りゆくは、いと惜きことなり、物知ッ人の、是しぞ上代の式よとて行ふ葬ノ式は、後の漢意以て考へ定めつるものなれば、中々にひがわざの多きぞかし、】さて御々代々の天皇の大御葬に、此ノ御哥等をしも唱へる所以は、まづ此ノ倭建ノ命は、仲哀天皇の大御父に坐々て、萬ヲを天皇に進へ奉ることはさるものにて、神とも神と坐々て、世に比なき大功を立テ賜ひて、終に白鳥と化て飛ィ去り坐ぬるなど、都て尋常ならざるうへに、壯の御齢にして、旅行にしも崩り坐ぬるなど、其ノ悲哀さも又尋常ならず、此ノ御歌どもはた、殊に優れて悲哀さの甚深きなど、彼此を以てなるべし、

故自其國飛翔行留河内國之志幾故於其地作御陵鎭坐也即號其御陵謂白鳥御陵也然亦自其地更翔天以飛行。

自其國は、伊勢ノ國よりなり、【上に向濱飛行といひ、飛居其礒など云るつゞきなるに、今さらに自其國飛翔こあるは、少しいかゞなるに似たれども、此は留河内國こことを云むこする處なれば、端を改めて、伊勢ノ國よりこ云むこと、もあるべし、又思フに、書紀に河内ノ國より前に、倭ノ國に留マリ給ひし事あれば、此ノ記にも、此ノ上に倭ノ國の事のありけむが脱たるにて、其ノ國こは倭をかやうに云るにやとも思へども、若シ上に倭の事あらば、自其國の上、若シは下に、亦或は更なご云辭のあるべきに、然る辭の無きは、此ノ記にはもごより倭の事はなかりしなり、】○飛翔、書紀仁德ノ卷ノ歌に、破夜歩佐波、阿梅珥能朋利、等弭箇慨梨、○河内國之志幾は、和名抄に、河内ノ國志紀ノ郡志紀ノ郷あり、是なり、神名帳に、同郡志貴ノ縣主ノ神社、また志紀長吉ノ神社なごもあり、朝倉ノ宮ノ段に、志幾之大縣主の家の事見えたるも、此ノ地なり、【此ノ地ノ名、此ノ記の例倭ノ國のをば師木こ書、河内ノ國のをば、志幾こ書り、なほ此ノ地の事、傳廿一の四葉に云り、考へ合すべし、】さて是レを書紀には、留舊市村こあり、其は和名抄に、河内ノ國古市ノ郡古市ノ郷ある是レなり、古市ノ郡は、志紀ノ郡の南に連きて、今も古市こ云地、志紀ノ郡の堺より遠からざれば、上ッ代には其ノあたりまでかけて、大名を志紀こぞ云ひけむ、されば舊市ノ邑こあるも、志紀の内にて、異地には非じ、熱田ノ社寛平ノ緣起には、更飛至河内國志紀郡留舊市邑こあり、【さて舊市こ云も、一邑の小名にて、本よりありし名か、又は其はやゝ後の名なるを、書紀は後の名を以て記されたるにもあるべし、古へは志紀ノ郡なりしが、後には鄰ノ郡に屬たる地なれば彼此あれば、舊市も本は志紀の内なりけむことは決し、】○作御陵、此ノ御陵今も古市ノ郡古市にあり、【河内志に云、陵上有祠稱伊岐宮、泉州大

鳥神社流記曰、石津者孝德天皇造二伊岐宮一之日、其石從二讃岐國一運二置此津一、仍名と云り、伊岐ノ宮とは、御陵をば作りながら、白鳥は生て坐ス神靈にて、其を祠れる宮と云意にて、生ノ宮の謂にやあらむ、】〇鎮坐とは、生て坐ス白鳥なる故に、葬奉れるには非るが故に、かく云るなり、さるは神ノ社に、其ノ御靈を祀る如くに、其地に鎮祭りしなるべし、【然るを神社と云ずして、御陵を作ルと云るは、此ノ白鳥もと能煩野ノ御陵に葬奉リし御屍の化賜へる故なるべし、】鎮坐と云フ言の意は、上卷【傳十一の四十九葉】に委ク云り、〇白鳥ノ御陵【白鳥は、讃岐ノ國の地名は、和名抄に之呂止利とあれど、書紀万葉などの訓に依て、斯良登理と訓つ、万葉九なるは今ノ本にはシロトリとあれど、其も六帖にはシラとあれば、古へは然ぞ讀ミけむ、】御陵は、此は美佐邪紀と訓べし、其由は上卷【傳十七の八十四葉】に云るが如し、さて彼ノ河内の古市なる御陵、今も白鳥ノ陵と申すなり、書紀ニ云、於是遣二使者一追二尋白鳥一、則停二於倭琴彈原一、仍於二其處一造レ陵、爲白鳥更飛至二河内一留二舊市邑一、亦其處作レ陵、故時人號二是三陵一曰二白鳥陵一、然遂高翔上天、徒葬二衣冠一、因欲レ錄二功名一、即定二武部一也、是歳天皇踐祚四十三年焉、【倭ノ琴彈ノ原は、允恭ノ卷に琴引坂とあると同地にやあらむ、其ノ御陵は、今葛上ノ郡冨田村と云に在て、今も白鳥ノ御陵と申すなり、彼ノ仲哀紀に、陵ノ域之池に、白鳥を養ひ觀つゝ、慰むと詔ありしは、此ノ倭なる御陵のことにやありけむ、又仁德紀六十年、差二白鳥陵守等一、充二役丁一時、天皇臨二于役所一、爰陵守目杵忽化二白鹿一以走、於是天皇詔之曰是陵自レ本空、故欲レ除二其陵守一而、甫差二役丁一、今視二是怪一者甚懼之、無レ動二陵守者一、則且授二土師連等一とあるは、河内なる御陵なるべし、さて號二是三陵一云々とあるは、能煩野のをも、琴彈原のをも、舊市のをも、皆白鳥ノ陵と云となり、然れども此ノ記の趣は、たゞ河内ノ國なるをのみ白鳥ノ御陵とは云如く聞えて、能煩野なるをも然云りとは聞えず、傳への異なるにや、さて徒葬二衣冠一とに、いかなる事にかあらむ、白鳥に衣冠はあるべくもあらざれば、別に此ノ命の衣服などを將來て、琴彈原、又舊市の御陵にも埋收メしに

やあらむ、】此ノ記には、倭の琴彈ノ原の事は無きは、早くより漏たるなるべし、【そは阿禮が誦うかべたりしほどなどに、脱したるか、はた其より前に既に漏たりしか知ルべからず、此ノ記錄さるゝ時は、既に此ノ事無かりしと聞ゆる文のさまなること、上に云るが如し、されば後に寫し脱せるには非るなり、】〇翔天、此は阿麻賀氣理弖と訓べし、【前にありしとは、語の勢異なるべきなり、】出雲ノ國造ノ神賀詞に天翔國翔弖云々、万葉五廿丁に、久堅能阿麻能見虛喩阿麻賀氣利、【中古の物語書などに、死たる人の靈の、此ノ世に物する事を、天かけりて云々と云り、うつほの物語俊蔭ノ卷に、あまかけりても、いかにかひなく見賜ふらむ、などあるたぐひなり、】〇飛行、【書紀に、上天とあるは、例の漢籍めかしく書れたる文のみにこそあらめ、實に天上へ登り坐るにはあらじ、たゞ此ノ記の如く見べきなり、さて和名抄に、和泉ノ國大鳥ノ郡大鳥ノ郷ありて、神名式に、同郡大鳥ノ神社あり、倭建ノ命を祭ると云り、河内ノ國より更に飛去たまへる時に、彼ノ處にもしばし留まり賜ひし由など有けるにや、又式に同郡多治速比賣命ノ神社あり、弟橘比賣ノ命を祭ると云り、又源平盛衰記に、日本武ノ尊白鶴に化して、西ノ方に飛て讃岐ノ國に至り、白鳥明神と爲と云り、和名抄に、讃岐ノ國大内ノ郡白鳥ノ郷あり、白鳥之呂止利とあり、此ノ郡白鳥村に今も白鳥大神宮と云あり、海邊にていと〱大きなる森なり、此ノ森に、いみしく大きなる白鶴の、昔より今に住る、長は七尺ばかり、頭の大きさは人の頭の如くなり、をり〱森の外へも出居ることあるに、人あまた群來るに逢ても、いさゝかも怖るゝけしきなしとぞ、土人の云傳へたるは、倭建ノ命此ノ鶴に乘て、此地に來坐りと云傳ふと、彼ノ國人の說なり、或云此ノ神社もとは、白鳥明神と申せしを、寛文のころ此ノあたり領す、高松なる主の請奏されしに依て、大神宮と云號を賜へり、社領も二百石公より附らると云り、】

凡此倭建命平國廻行之時、久米直之祖、名七拳脛、恒爲膳夫以

從仕奉也、

凡は、須倍弖と訓てあるべし、その由は白檮原ノ宮ノ段ノ終リ【傳廿の六十三葉】に例ありて云るが如し、○平國は、久爾牟氣爾と訓べし、【國を牟氣にと云意にて、牟氣は用言なり】牟氣の事、上卷言趣とあるドコロ【傳十三の十葉】に云るが如し、書紀神代ノ卷に、令レ平ニ葦原中國一、また以ニ平レ國時所杖廣矛一云々万葉五丁十三に可良久爾遠、武氣多比良宜弖などあり、此は上ノ件熊曾蝦夷などの事を、凡て云なり、○久米直、上卷に出、【傳十五の八十一葉】其ノ氏にやあらむ、○七拳脛は、脛の長き人にて、此ノ名は負るなるべし、越後ノ國ノ風土記に、美麻紀天皇御世、越國有レ人ニ名ニ八掬脛一、其ノ脛長八掬、多力太強と云る類もあればなり、書紀孝德ノ卷に、高田首根麻呂、更名八掬脛、姓氏錄に、竹田連祖八束脛命などもあり、さて書紀には、蝦夷を平に幸行す處に、天皇則命ニ吉備武彦與ニ大伴武日連一令レ從ニ日本武尊一、亦以ニ七掬脛一爲ニ膳夫一とありて、姓をば記されず、【尾張ノ國氷上ノ社の祠官、久米ノ直氏にて、其ノ系圖に大久米命十世孫、久米直七拳脛ありて、彼ノ祠官の祖なり、其ノ子に久米ノ八甕あり、熱田ノ社ノ寛平ノ緣起に、稻種公傔從久米八腹と云あるは此ノ人か、】○恒は、伊都母と訓べし、万葉四丁十三に、伊都藻之花乃、何時何時、【十ノ卷にもかくあり】など見ゆ、平國に幸行す毎に、何時とてもなり、○爲膳夫は、加斯波傳登志弖と訓べし、膳夫遍弖と云意なり、【倭建ノ命の、此ノ人を膳夫と爲たまふと云意とは少し異なり、又膳夫となりてと云とも少し異なり、これら云もてゆけば一ッに落るに似たれども、語の意は、おのおのいさゝかけぢめあるなり、】膳夫ノ事は、上卷【傳十四の五十五葉】に出、さて膳夫と云ハば唯賤き職の如聞ゆれども然らず、上ッ代には、凡て御膳を嚴重みせられつるからに、膳夫も其人を選ばれて、輕からざる職にぞありけむ、上卷櫛八玉ノ神の事、【傳十四】又書紀に景行天皇の、東の淡ノ水門にて白蛤を得給ひし時に、磐

鹿六臈の縣犬仕奉し事、應神ノ卷に吉備ノ臣ノ祖御友別が、兄弟子孫を以て膳夫として、御饗奉りしことなどを思ふべし、此ノ倭建ノ命の御平國の時など、諸ノ司々は多かるべき中に、此にかく殊に此ノ職をのみ事たるを以ても、其ノ輕からざりしことしられたり、○從は、美登母と訓べし、玉垣ノ宮ノ段に、所ニ選御伴ニ王等云々、

此倭建命。娶伊玖米天皇之女布多遲能伊理毘賣命。〔自布下八字以音〕生御子帶中津日子命。一柱 又娶其入海弟橘比賣命。生御子若建王。一柱 又娶近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女布多遲比賣。生御子稻依別王。一柱 又娶吉備臣建日子之妹大吉備建比賣。生御子建貝兒王。一柱 又娶山代之玖玖麻毛理比賣。生御子足鏡別王。一柱 又一妻之子息長田別王。凡是倭建命之御子等幷六柱。

伊玖米ノ天皇は、師木ノ玉垣ノ宮ニ御宇ス天皇【垂仁】に坐ス、○女は、此は比賣と訓べし、○布多遲能伊理毘賣ノ命、上【傳廿四の九葉】に出て、書ニ倭建命之后ことあり、さて御姉に御娶坐し例、御母方のは、鵜葺草葺不合ノ命の、玉依毘賣ノ命、綏靖天皇の五十鈴依媛【こは書紀の傳なり、此ノ記の傳には異なり、】などあり、御叔母のは、雄略天皇の波多毘能若郎女【亦ノ名ハ若日下部ノ命】舒明天皇の田眼皇女、【書紀の說なり】などあり、今ノ京になりての代にも、阿保ノ親王の伊登ノ內親王なども然なり、○帶中津日子ノ命、御名ノ意、帶は足なり、中津日子とは、此ノ御子第一には坐ねども、御長子に

は坐まさで、第二ノ御子に坐し故の御名なり、書紀には、初日本武尊娶ニ兩道入姬皇女ニ爲レ妃、生ニ稻依別王ー、次足仲彥天皇、次布忍入姬命、次稚武王とあり、異なる傳へなり、【なほ此ノ御子の次第ノ事、次なる稻依別ノ王の下に云べし、】仲哀ノ卷にも、足仲彥天皇日本武尊第二子也、母皇后曰ニ兩道入姬命ー、活目入彥五十狹茅天皇之女也とあり、○其ノ入ノ海ノ弟ノ橘比賣命、上【傳廿七の六十一葉】に見ゆ、其とは上に記せるを指て云り、加能と訓べし、【師は其入海の三字は、後ノ人の注せるなり、削るべしと云れしかど、然らず、此ノ記の文かゝる例多し、】さて此ノ比賣命は、上にも后と見え、此にも比賣の下に命と云ことを加へたる、次なる御妻等のなみ〳〵の列に非るなり、○若建王、御名ノ義こゝなることなし、書紀には、右に引る如く、此ノ御子をば兩道ノ入姬ノ命の御腹として、又別に次ノ妃穗積氏忍山ノ宿禰之女弟橘媛、生稚武彥王とあり、異なる傳へなり、【孝靈天皇の御子に、稚武彥ノ命あり、其とまがひつるなるべし、】○近淡海之安ノ國ノ造の事は、伊邪河ノ宮ノ段に、近淡海之安ノ直あり、其處【傳廿二の七十一葉】に云り、○意富多牟和氣、名ノ義、多牟は地ノ名にやあらむ、【倭に田身山と云例あり】伊邪河ノ宮ノ段に大多牟坂ノ王と云あり、同人か詳ならず、其處【傳廿二の七十五葉】に國造本紀を引たる、考へ合すべし、○布多遲比賣、名ノ義詳ならず、地ノ名ならむか、○稻依別ノ王、名ノ義、稻は字の如くなるべし、依は宜なり、【其由は上に云り】舊事紀に、別に稻入別ノ命と云もあれど、別には非し、【たゞ御名の傳へのいさゝか異なるにて、同王なるべし、】大神宮儀式帳に、大歲ノ神ノ兒、稻依比女ノ命と云も見ゆ、【こは同名の例なり】さて書紀には此ノ御子も右に引る如、兩道ノ入姬ノ命の御腹にて、御長子とせるは、異なる傳へなり、【御母は、其ノ御名に依てまぎれつるなるべし、其は實は別なるが、御名の似たるに依て混て、書紀の傳への方は一ッになれるか、はた一ッなるがまぎれて、此ノ記の傳への方は別になれるか、何れ正しからむ決め難し、】但し御腹は如何まれ、帶中津日子ノ命の【中津日子と申す】御名に依ルに、此ノ稻依別ノ王は必ズ御長子にぞ坐けむ、然るを此ノ記に擧たる次第は、

【御子の先後にはよらず】御母の尊卑に依れるものなり、○吉備臣建日子は、上に吉備ノ臣等之祖、御鉏友耳建日子とありし人にて、其處【傳廿七の三十九葉】に云るが如し、○大吉備建比賣建と云は、兄ノ名に因れるなり、○建貝兒ノ王、貝ノ字諸本みな見と作るは誤なり、今改めつ、【書紀と相照して、貝ノ字なることを著ければなり、下卷他田ノ宮ノ段なる靜貝ノ王、貝鮹ノ王、小貝ノ王などの貝ノ字をも、見に誤れる例あり、】名ノ義、卵或は蠶などに由ありしか、書紀には、又妃吉備武彦之女、吉備穴戸武媛、生武殼王、與十城別王とあり、【殼ノ字、今ノ本に鼓と作るは誤なり、即次に武卵ノ王とも書るにて、殼なることを著し、舊事紀に、別に武養蠶ノ命と云をも舉たるも、別には非ず、此ノ御名の字の異なるなり、さて殼ノ字は、字書に卵甲と注せる意を以て、加比古に用ひたるなり、文選潘岳西征賦に、危素卵之累殼などもあり、又轂又鷇などもカヒコと訓ノども、なほ殼字なるべし、】○玖々麻毛理比賣玖々麻は、地ノ名か【和名抄に、上總ノ國市原ノ郡に、菓麻と書て久々万と云郷ノ名の例あり、又書紀仲哀ノ卷に、來熊田ノ造ノ祖云々、】和名抄に、山城ノ國久世ノ郡栗隈【久里久米】郷あり、【仁德紀推古紀に、山背ノ栗隈ノ縣とあり、】其を約めて【理を省く】も云るにや、詳ならず、毛理は守か森か、此レもさだかならず、さて此ノ媛は、姓も父の名も傳はらざりしにや、○足鏡別ノ王、足は阿斯と訓べし、【書紀に蘆と書れたればなり】名ノ義未タ思ヒ得ず、書紀には、此ノ御子無きは、脫たる傳へなり、其故は、仲哀ノ卷に、元年十一月、越國貢白鳥四隻、於是送鳥使人宿菟道河邊時、蘆髮蒲見別王云々、天皇於是惡蒲見別王無禮於先王、乃遣兵卒而誅矣、蒲見別王、則天皇之異母弟也とあるは此ノ王にて御名の傳へのいさゝか異なるなればなり、【此レに天皇の異母弟也と記しながら、其御兄弟を舉たる中に舉ざるは、前後合はず、故レ脫たるなりとは云なり、】舊事紀には、即チ倭建ノ命の御子等を舉たる中に、葦敢竈見別ノ命とあり、【敢ノ字、カムの音なれば、カミの假字に用ひたることもあるべし、又髮ノ字を誤れるにてもあらむ、】さて書紀に、宿菟道河邊時云々とあるは、此ノ王御母山代ノ國の人なれば、其ノ

御許にぞ坐しけらし、○又ノ妻は、師木ノ縣主之祖河俣稲依毘賣と訶れたる宜し、此ノ御長の初メに、又妻之子ともありしに同じ、○息長田別ノ王、息長は近江ノ國の地ノ名にて、上【傳廿二の六十一葉】に出、田の意は未タ思ヒ得ず、【息長之と、之を書ても訓べけれど、息長帯比賣ノ命、其外も之と云ハ此例多ければ、今も其に倣ひて訓り、】書紀には此ノ御子無し、○并セテ六柱、書紀には異ありて七柱なり、【其は此ノ記に見えざる御子、色忍入姫ノ命十城別ノ王、稚武彦ノ王ありて、息長田別ノ王無く、足鏡別ノ王と、此ノ御巻には出ざればなり、仲哀ノ巻に出たる、稲見別ノ王を入るれば、八柱なり、さて舊事紀には、十五柱を擧たる其中に、武卵ノ王と、武養蠶ノ命と、又五十日彦ノ王と、伊賀彦ノ王と、これらくさは、一柱を二柱としたる誤なるべし】

故帶中津日子命者治天下也次稲依別王者【犬上君建部君等之祖】次建貝兒王者【讃岐綾君伊勢之別登袁之別麻佐首宮首之別等之祖】足鏡別王者【鎌倉之別小津石代之別漁田之別祖也】

犬上ノ君、犬上は和名抄に、近江ノ國犬上ノ【以奴加三】郡これなり、万葉十一ノ卷に、狗上之、鳥籠山爾有、不知也川云云、さて此ノ王の御母、近江ノ國人なれば、此ノ姓由緣あり、書紀にも、其兒稲依別ノ王是、犬上ノ君、武部ノ君、凡二族之始祖也と見えて、氏人は、神功ノ巻に、犬上ノ君ノ祖倉見別、推古ノ巻に、犬上ノ君御田鍬、孝德ノ巻に、犬上ノ健部ノ君、【此ノ健部は名か】齊明ノ巻に、犬上ノ君白麻呂など見ゆ、天武ノ巻十三年十一月、犬上君賜姓曰朝臣、姓氏錄に、【左京皇別】犬上朝臣、出自諡景行皇子日本武尊也○建部ノ君、まづ建部と云者は、書紀に、日本武尊化白鳥云々、因以功名曰武部也と見え、出雲風土記に、出雲郡健部郷、所以號健部者、纏向檜代宮御宇天皇、勅不忘朕御子倭健命之御名、健部定給、爾時、神門臣古禰健部定給、即健部臣等自古至今猶居此處、故云健部、【其ノ神門ノ臣古禰は建部に定められたる中の一人なり、健部ノ凡ノ一人に限れるには非ず國々に多く定められたるなり、】さる氏なり、建[illegible]

倭建ノ命の御名を取れる稱なり、【此ノ事玉垣ノ宮ノ段、子代とある下、傳廿四の廿五葉に例を引て委く云り、】さて稻依別ノ王は、御子に坐ス故に、其ノ御子孫此ノ建部の業を師掌り給ふに因て、建部ノ君と云姓を負ヒ給へるなり、かくて諸國に建部と云地の多きは、此ノ建部の部の住居るより負る名にて、【右に引る出雲風土記にて、皆准へ知べし、】和名抄に、伊勢ノ國安濃ノ郡建部、【此ノ建部を太介無倍とあるは、多都流倍を流を音便に無と云るなり、書紀にもタケルべと假字を附たり、これらに依らば、凡タケルべと訓べきに似たれども、御名の倭建も多祁と唱へ來つれば、凡てのはなほ多祁倍と訓べきなり、】美濃ノ國多藝ノ郡建部、石津ノ郡建部、出雲ノ國出雲ノ郡建部、美作ノ國眞島ノ郡健部、備前ノ國津高ノ郡健部、神名帳に、近江ノ國栗太ノ郡建部ノ神社など見ゆ、【此ノ外にも猶有ルべし】さて建部ノ君氏も處々に有りつとおぼしき【舊事紀に、稚武ノ王ハ近江ノ建部ノ君ノ祖、武田ノ王ハ尾張ノ國ノ丹羽ノ建部ノ君ノ祖と見え、又同書五に、阿努ノ建部ノ君と云もあり、こは伊勢のなるべし、】中に、此の建部ノ君は、何國のならむ定めがたし、姓氏錄に、【右京皇別】建部ノ公ハ犬上ノ朝臣同祖、日本武ノ尊之後也と見ゆ、【氏人は、續紀十七に、建部公豊足、廿七に近江國志賀郡人、建部公伊賀麻呂賜ニ姓朝臣一、續後紀十七に、肥後國飽田郡人、建部公弟益、男女等五人賜ニ姓長統朝臣一、貫ニ附左京三條一など見えたれど、何れの族ならむ詳ならず、又續紀廿五に、健部公人上等十五人賜ニ姓朝臣一とあるは、垂仁天皇の御子の後にて異姓なり、其由同紀卅八に見えて、傳廿四の廿二葉に引るが如し、】○讚岐ノ綾ノ君、綾は和名抄に、讚岐ノ國阿野ノ綾郡これなり、【今は綾ノ北條、綾ノ南條とて、二郡に分れり、】姓は書紀にも、武卵ノ王是、讚岐ノ綾ノ君之始祖也と見え天武ノ卷に、十三年十一月、綾君賜レ姓曰ニ朝臣一とあり、續紀四十に、讚岐國阿野郡人、綾公菅麻呂等言、己等祖庚午年之後、至ニ于己亥年一始蒙レ賜ニ朝臣姓一、是以和銅七年以往三比之籍、並記ニ朝臣一、而養老五年造レ籍之日、遠按ニ庚午年籍一、削ニ除朝臣一、百姓之憂無レ過ニ此甚一、請下據ニ三比籍及舊位記一、蒙上レ賜ニ朝臣之姓一、許レ之、續後紀十九に、讚岐國阿野郡人、綾公姑繼、綾公武

主等、故ニ本居ヲ貫ニ附ク左京六條三坊ニ、【靈異記に、讃岐ノ國香川ノ郡坂田ノ里ニ有リ二一ノ富人一。夫妻同姓綾ノ君也、】などあり、姓氏錄には、見えず、【讃岐ノ國鵜足ノ郡に讃留靈王と云祠あり、そは彼ノ國に讃留靈記と云古き書ありて記せるは、景行天皇ノ世二年、南海に惡き魚の大なるが住て、往來の船をなやましけるを、倭建ノ命の御子、此ノ國に下ッ來て、討ッ平ゲ賜ひて、やがて留まりて國主となり賜へる故に、讃留靈王と申シ奉る、これ綾氏和氣氏等の祖なりと云ことを記したり、或は此レを、景行天皇の御子神櫛ノ王なりとも又は大碓ノ命なりとも云ヒ傳へたり、讃岐の國主の始メは、倭建ノ命の御子、武卵王の由、古書に見えたれば、武卵ノ王にてもあらむか、今とても國内に變事あらむとては、此ノ讃留靈王の祠、必鳴動するなりと、近きころ、彼ノ國の事ども記せし物に云り、今思ふに、讃岐ノ國造の始ノならば、神櫛ノ王なるべし、然れども倭建ノ命の御子と云、又綾ノ君和氣ノ君等の祖と云るは、武卵ノ王と聞ゆるなり、さてさるれいと云は、いかなる由の稱にかあらむ、讃留靈と書るは、後人の當たる文字なるべし、】○伊勢之別、こはもと伊豫之別ノ君なりけむを、豫を勢に誤り、君を脱せるなるべし、【そは後に寫ス誤れる物とは見えず、中ごろ傳へ誤れるか、はた阿禮が誦たりしほどに誤れるか、何れにまれ此ノ記撰へる前よりの誤と見ゆ、】其故は、和名抄に伊豫ノ國に和氣ノ【和計】郡あり、又次に引る、書紀の十城別ノ王の事を考へ合せて、知ルべく、姓氏錄にも、【右京皇別】別ノ公、建部公同氏、【建部ノ公、日本武ノ尊之後也とあり、】又【和泉ノ國皇別】和氣ノ公、犬上ノ朝臣同祖、倭建ノ尊之後也などあればなり、さて此ノ別は地ノ名なれば、必ズ下に君とあるべきなり、【某之別とのみありては、別と云こと戸になるなり、】○登袁之別、【袁ノ字諸本赤に誤れるを、今は眞福寺本、延佳本に依れり、記中に、袁を赤に誤れる例なほあり、】此ノ地ノ名未ダ物に見あたらず、思ふに、書紀に武卵ノ王の同母弟に、十城別ノ王ありて、是伊豫ノ別ノ君之始祖也とあるは、此ノ記と傳への異なるにて、其は此ノ記に依て云ヘば、武卵ノ王、登袁之別伊豫ノ別ノ君之祖とありしを、書紀は誤て、登袁之別を別に一柱の御子の名【十城別ノ王】として、伊豫ノ別ノ君を、其ノ本

こせるなり、【若シ然らば、登袁は必ス地ノ名なり、其地なほよく考ふべし、】若シ又書紀に依て云ハば、十城別ノ王を此ノ記には誤りて、登袁之別こ云姓こして、伊豫ノ別ノ君をも、共に建貝兒王の末こせるなり、【若シ然らば登袁は御子の名なれば、必ス地ノ名こも決めがたし、】此は何れか正しからむ決め難けれご、何れにまれ、彼ノ【御名の】十こ此ノ登袁こ元一ツここゝぞ思はるゝ、【前には、袁ノ字は寫シ誤リにて、陸奥ノ國の登米ノ郡か、備後ノ國奴可ノ郡の斗意ノ郷か、筑前ノ國志摩ノ郡の登志ノ郷か、なご思ひよれりしは非ず、】○麻佐ノ首、【麻ノ字、眞福寺本には鹿こ作れごも、佐ノ字假字なれば、上も假字ならではいかゞ、若シ上なる字、鹿ならば、佐ノ字誤リなるべし、されご其も思ひよれる事もなければ、本のまゝにてあるなり、】地ノ名も姓も考へなし、○宮首之別宮首は、二字ながら共ク寫シ誤リなり、【書紀孝徳ノ卷に、宮ノ首阿彌陀こ云人見えたれご、そは首は尸なり、又續後紀四に、宮人ノ朝臣こ云姓の人見えたる、首は、續紀に必登こもあれば、是レかこ思へご然らじ、又常陸ノ國鹿島ノ郡に宮前ノ郷、又續紀四十に、居に依て宮原ノ宿禰こ云姓を賜ひしここもある、これらの地ノ名にやこも思へご、皆然らじ、】宮道なるべし、其ノ據は、舊事紀に、稚武ノ王、近江ノ建部ノ君、宮道ノ君ノ祖こある是レなり、さて其は此ノ記こ相照して思ふに、稚武王こ云るは、例の御兄弟の間の、傳への紛れにて、宮道ノ君ノ祖は、武貝兒ノ王なるべし、【景行天皇の御子に、宮道別ノ皇子こ申すも、書紀に見ゆ、此レはた彼ノ十城別ノ王の類にて、宮道之別の紛れには非るか、】さて其ノ地は、和名抄に、參河ノ國寶飯ノ郡宮道ノ【美也知】郷ある是なり、【宮道山こ云も此ノ地なり】かくて此ノ姓は、【姓氏錄には見えざれごも】續後紀四に、賜二宮道宿禰吉備麻呂同姓、吉備繼等朝臣姓一こ見え、【此ノ氏初メは別の尸なりしが、君になり、宿禰になりしここ此レより先にありけむ、】三代實錄三十に、宮道ノ朝臣彌益てふ人見え、【此は醍醐天皇の御外祖母の御父なり、新國史に、延喜十一年、山科神ニ前依二宮道氏内藏少允宮道良連等解一爾伴ノ氏神、拔醍醐天皇外祖母、宮道氏之祖也こあり、神名式に、山城ノ國宇治ノ郡山科ノ神社二座、並大月次新嘗こあり、此ノ社

勸修寺村に在て、宮道大明神と云、若くは建貝兒ノ王などを祭るにやあらむ、】○足鏡別ノ王、例に依るに、此ノ上に次ノ字あるべし、脱たるにや、○鎌倉之別は、和名抄に、相模ノ國鎌倉ノ【加末久良】郡鎌倉これか、姓は考へなし、【萬事記には、葦敢竈見別命、竈口君等祖とあり、】○小津石代之別、かくの如く地ノ名を二ッ重ねたる姓は、記中に例なければ、【國ノ名を連ねたるは別なり】小津の下に君ノ字脱たるか、はた石ノ字君の誤りにて、代ノ字の上に字脱たるか、何れにまれ、小津ノ君一ッの姓なるべし、次に引る萬事記に、尾津ノ君あればなり、さて小津ノいふ地ノ名は、彼ノ此にある中に、神名帳に、近江ノ國野洲ノ郡小津ノ神社ある、此ノ地などにやあらむ、詳ならず、姓も他に考へなし石代は、紀伊國日高郡の磐代か、【万葉二ノ七に岩代もあり】此も詳ならず、姓も考へ無し、若し又石ノ字は君の誤りにて代の上に字の脱たらむにては、猶に考ふべき由なし、○意田之別、意ノ字は決く富ノ誤りなり、然れども、何ノ字の誤りならむ、考ふべきたつきなし、たゞ萬事記に、稚武彦ノ命ノ尾津ノ君揮田ノ君武部ノ君ノ祖とある、稚武彦ノ命は、例の御兒の中の紛れにて、此ノ揮田ならむか、尾津ノ君も由あればなり、【若シ此ならば、布伎多なり、皇極紀に、揮ノ劒と見え、此ノ記ノ神代ノ巻に、於ノ後手ノ布伎とあるを、書紀に、背ニ揮と書れたり、布理を古言に布伎と云り、さて万葉九に、振田ノ向ノ宿禰と云る見えたり、又姓氏録に、吹田ノ連と云あれど、こは布伎多には非ず、吹ノ字は、次の誤りにて、須岐多なるを、音便に須伊陀と云るなり、三代實録六に、次田ノ連とある是なり、】但し此もおぼつかなくはあれど、【若シ布伎ならむには、吹或は振などこそ書べけれ、揮ノ字は、此ノ記の文字用ひの例にあらぬことなるを、又吹振などの字の誤りとも見えず、】他に考へ無く、意田にては他何とも訓べき由なければ、舊印本にスガタと假字を附たるは、スナドリと云訓を訛ひて、宏ニにスナダと訓る本のありしを、ナをガに誤れるなるべし、延佳本にも、スガタと訓るは、訓べきさまを知らざりしによりて、舊印本のまゝに附おきたるなり、皆云に足らず、】姑く布伎多と訓てあるなり、なほよく考ふべし、○上ノ件の外にも、倭建ノ命の御末の氏は、猶

氏錄に、縣主ハ和氣ノ公同祖、日本武ノ尊之後也、また犟木ノ倭建ノ尊ノ三世ノ孫、大荒田ノ命之後也、【木ノ字一本には本とあり、】などあり、

次息長田別王之子。杙俣長日子王此王之子。飯野眞黑比賣命。次息長眞若中比賣。次弟比賣。三柱

杙俣長日子ノ王、名ノ義、杙俣は地ノ名にて、和名抄に攝津ノ國住吉ノ郡杭全ノ【久末多】郷これなり、【久末多とあるは、久の下に比ノ字の落たるなるべし、本より久ならむには、杭ノ字を書ヶべき由なければなり、されば和名抄に依て、此の杙をも久ミ訓ヶむは、中々にひがことなり、此ノ記には、殊に久に杙ノ字など書ヶべき例に非ず、下には咋ノ字を書るをや、】〇飯野眞黑比賣ノ命、飯野は和名抄に、伊勢ノ國飯野ノ郡、又神名帳に、同國河曲ノ郡飯野ノ神社などあり、これらの内の地ノ名にやあらむ、女ノ名に黑と云こと、上なる訶具漏比賣の下【傳廿六の十二葉】に云り、さて此ノ兄弟三柱の女王の中に、此ノ二柱のみ命とあるは、いかなる由にか、【次に出たる處には命ノ字なし】〇息長眞若中比賣、中は那加都と訓べき例なり、【此ノ例津ノ字は添へても省キても書り】第二の御女なる故に、中ッ比賣と云り、應神天皇の妃になり坐て、彼ノ御段に出たり、猶其處【傳卅二の　　】に云べし、〇弟比賣、御名殊なることなし、若沼毛二俣ノ王の御妻にて、明ノ宮ノ段の末に出、なほ其處【傳卅四の　　】に云べし、〇三柱、諸ノ本に二柱とあるは、寫シ誤れるなるべきを、延佳本に三柱とあるは、改めつるなるべし、今も其に依れり、

故上云若建王娶飯野眞黑比賣生子須賣伊呂大中日子王。自須

至呂以音此王娶淡海之柴野入杵之女柴野比賣生子迦具漏比賣命故大帶日子天皇娶此迦具漏比賣命生子大江王。一柱此王娶庶妹銀王生子大名方王次大中比賣命二柱故此之大中比賣命者香坂王忍熊王之御祖也

上云、かく云る例、軽島ノ宮ノ段の末にあり、又伊邪河ノ宮ノ段に、上所謂ともあり、さて此は、息長田別ノ王までは、上に擧たる次第の隨に擧たるに、此ノ若建ノ王を此處に云ッは、上の次第に異なるが故に、斷を設て如此云るなり、【抑上の次第に從ひて、若建ノ王を此に云るは、其ノ子孫の姓を擧る例とは、異なるが故なり、然るに、息長田別ノ王も、子孫の、姓を擧たるに非ず、此と同じ例なるに、彼をば先に擧たるは、いかにと云に、彼ノは上に擧たる次第のまゝにて、例に違はざる故に、上の次第のまゝに擧たるなり、されどもなほ次第を正さば、かの息長田別ノ王云々は、此ノ若建ノ王云々の下に擧ぐべきことなり、然れども、又思ふに飯野眞黒比賣の事も、息長田別ノ王云々と、先ッ既に云ひていかゞなり、】〇飯野眞黒比賣は、若建ノ王の御娶の子なり、〇須賣伊呂大中日子ノ王は、上に出、【傳廿六の十二葉】〇柴野入杵、【柴ノ字諸本此等ノ字に誤れり、其は等をうちとけて、ホミ云ッこそのあるより誤り初たるなり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、女ノ名の柴ノ字も同じ、】柴野は、近江の地ノ名なるべし、【今彼ノ國に此ノ名無しや尋ぬべし、】入は伊呂と通ふ、其由上【傳廿一の十葉】に云り、杵は君なるべし、崇神天皇の御子に、大入杵ノ命と申す坐り、〇柴野比賣、名ノ義上に同じ、〇迦具漏比賣ノ命、上に出、【傳廿六の十二葉】〇大帯日子ノ天皇娶云々は、傳の紛にて、上に論あり、【傳廿六の十二葉】

考へ合すべし、○大江ノ王も、上に出、【傳廿六】此は日子人之大兄ノ王なるが紛れつることも、上に云るが如し、【江を上には枝とかけり】○庶妹は、麻々伊毛と訓べし、【アラメイロトなど訓るは非なり】字鏡に盯ハ万々妹也とあり、【盯ノ字は心得ず】凡て庶をば麻々と訓べきこと、白檮原ノ宮ノ段に、庶兄とある下【傳廿の卅九葉】に云るが如し、【庶ノ字にはかゝはらず、たゞ異母のよしなり、】○銀ノ王、景行天皇の御子には、此記にも書紀にも、凡て此ノ名は見えず、但し此ノ族かにかくに、紛ありとおぼしくて、大江ノ王、なほ疑はしければ、【まづ大江ノ王は、日子人之大兄ノ王のことなるを、其ノ日子人之大兄ノ王は、書紀には、仲哀ノ巻に見えて、此ノ御巻には見えざるは、御兄の、五百木之入彦ノ命と紛ひて、脱たりけむこと、上に云るが如し、然れば、此なる大江ノ王の御女の、大中ツ比賣も、其ノ五百木之入彦ノ命の御孫の、中津比賣と紛れて、此ノ御父の大江ノ王も、彼ノ中津比賣の御父、品陀眞若ノ王と紛れしこともあるべし、若シ其ノ紛あらば、此ノ銀ノ王は、五百木之入彦ノ命の御女にて、品陀眞若ノ王の庶妹ならむも知リ難し、】強て明らめがたし、且名のさまも聞つかぬここちするは、若シくは字の寫シ誤リにもやあらむ、【師は、銀は鏡ノ字を誤れるかとも云れたり、又思ふに、鐸ノ字をうちとけ書キの草に鈬と書るを、寫シ誤れるか、若シ然らば、奴弖と訓べし、其は大江ノ王の異母兄弟に、沼代ノ郎女と申すありて、上に見えたるを、奴能斯呂とは訓ミつれど、此レ若シは奴弖にもあらむか、其ノ事 傳廿六の十葉に云り、考ヘ合すべし、されど此らもなほ決め難ければ、姑く銀ノ字の隨に、志漏加泥と訓てあるなり、】○大名方ノ王、名方は長田と同くて、【允恭天皇の御女、長田ノ大郎女をも、書紀には名形ノ大娘と書れたる例のごとし、】地ノ名なるべし、攝津ノ國八田部ノ郡の長田にやあらむ、【此ノ地ノ名なほ國々にもあり】○大中比賣ノ命【延佳本に、中の下に津ノ字あるは、訶志比ノ宮ノ段に、然あるに依て、さかしらに補へたるなるべし、すべて中津といふ名、津ノ字をば省きても書る例、常のことなれば、此ノ字無きも何てふことかあらむ、今は諸本に無きに從へり、さて此ノ次に出たる、此ノ御名延佳本、誤りて比賣ノ二字を脱せり、】

書紀には、叔父彥人大兄ノ女とあり、是ぞ正しき傳へなる、【其由は傳廿六の十三葉十四葉に云るが如し、】仲哀天皇の后となり坐り、彼ノ御段に見ゆ、○香坂ノ王忍熊ノ王の事は、河志比ノ宮ノ段に云べし、【傳卅の□□】○御祖、凡て古言に、御母を御祖と申せりしこと、上卷【傳十の十六葉】に云るが如し、さて此は、爲ニ帶中日子天皇之后一などあるべきに、然はあらで、たゞに其ノ御子たちの御名を擧て、かく云るは、右の二柱の御子等、御名高ければなるべし、かく二ノ其ノ王の御祖と申すことは、仲哀天皇の后に坐ゝことは、申さねどおのづから炳きなり、

此大帶日子天皇之御年壹佰參拾漆歲。御陵在山邊之道上也。

御年一百三十七歲、書紀には、六十年冬十一月乙酉朔辛卯、天皇崩於高穴穗宮一時、年一百六歲とあり、【崩於高穴穗宮一とあるは、五十八年春二月辛ニ近江國一居ニ志賀ニ三歲一是謂ニ高穴穗宮一とある是なり、さて大御父天皇の三十七年に、立爲皇太子一時年廿一とあるによらば、百四十三歲なるべきに、一百六歲はいたく違へり、若崩の年に百六歲ならば、彼ノ太子に立賜ひしころは、未生坐ざる前なるをや、】或書には、百十三と云り、【こはかの太子に立賜ひし年、廿一とあるより計へて、百四十三と云るが、後に四ノ字の落たるにこそ、】○山邊之道上、此ノ地の事、崇神天皇の、山邊道勾之岡上ノ御陵の下【傳廿三の九十六七八葉】に云り、書紀成務ノ卷に、二年冬十一月癸酉朔壬午、葬ニ大足彥天皇於倭國之山邊道上陵一とあり、諸陵式に、山邊道上陵、纒向日代宮御宇景行天皇、在ニ大和國城上郡一、兆域東西二町、南北二町、陵戶一烟、大和志に、在ニ柳本村東一、稱ニ御陵一、陵畔有ニ冢六一と云り、【或は云、山邊ノ郡上總村の東にあり、里人上ノ景山と云て、此ノあたりの山邊城上、二郡の堺なりと云り、大和志には、此をば荒墳の中に收て、かの柳本村の東なるこは誤なり、何れか此ノ御陵ならむ、詳ならず、】此ノ御陵の事も、なほかの勾之岡上ノ御陵の處に云り、考へ合すべし、

志賀宮卷

若帶日子天皇。坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也。此天皇。娶穗積臣等之祖建忍山垂根之女名弟財郎女生御子和訶奴氣王。柱一

此ノ天皇後の漢樣の御謚、成務天皇と申す、○志賀は、和名抄に、近江ノ國滋賀ノ【志賀】郡これなり、【今も志賀と云地もあり、郡は、南は勢多の川より、北は、比良山の北まで亘れり、古へより廣き名にぞありけむ、】万葉一 十七丁に、樂浪之、思賀乃辛崎、また左散難彌乃、志我能大和太、二 十五丁に、近江ノ志賀ノ山寺、また 三丁 神樂波之、志賀左射禮浪、三丁に、志賀乃大津、七 二十丁 に神樂浪之、思我津乃白水郎者、などなほ多く見え、後の歌にも多くよめり、【後の哥に、志賀の故郷とよむは、天智天皇の、大津ノ宮の跡なり、万葉一の、長哥其反哥を以て知ルべし、然るに、是レを此ノ高穴穗ノ宮の跡と心得るは非ず、】○高穴穗ノ宮、書紀景行ノ卷に、五十八年春二月、幸ニ近江國ニ居志賀三歲ニ是謂ニ高穴穗宮ト六十年冬十一月、天皇崩ニ於高穴穗宮ニと見えたり、【成務ノ卷には、都を遷されたることと見えず】然れば景行天皇の幸て、此ノ宮にて崩リ坐ッしより、此ノ天皇も、御從に侍ひ坐せりしが、即其ノ宮に坐々しなり、此ノ宮の地は、神明鏡に、今の志賀寺是なりとあり、姓氏錄に、志賀ノ穴太ノ村主と云姓もあり、朝野群載十一に、穴太ノ驛見ゆ、【其文云、右辨官下ニ近江國ニ右衛門府生正六位上國造恒世云々、右爲レ賜ニ渤海客冬時服ニ差ニ使者ニ云々、今日發ニ遣於越前國ニ云々、差ニ件人等ニ至ニ于穴太驛家ニ云々、延喜二十年三月廿二日】今も穴太村と云あり、【京より山中越とて、近江の坂本へ越る

間なり、】高ミ云は、高き地なる由か、はた宮號に稱へたるにもあるべし、【石上廣高宮など云る例あり、】〇穗積臣は、上に出、【傳廿二の二葉】〇建忍山垂根、忍山は地名か、神名帳に、伊勢國鈴鹿郡忍山神社あり、【同國朝明郡に耳利神社もあり、】垂根の事は、上大筒木垂根王の下に云り、【傳廿二の五十二葉】さて倭建命の后、弟橘比賣命の御父を、書紀に、穗積氏忍山宿禰とあるは、即此人か、別なるか、紛らはし、女の名の弟財も、彼弟橘に似たるは、兄弟か弟なるか、此はたいさゝか紛らはし、なほ次に云べし、又書紀繼體卷にも、穗積臣押山と云人見えたり、【此を韓國の書に、委意斯移麻岐彌と云る由見ゆ、】〇弟財郎女、名義、弟はかの、弟橘比賣の弟と同し、【廿七の六十四葉】財は、美稱にたる名なり、万葉十六に、女をほめて、寶之子等と云るが如し、郎女の事は、上【傳廿一の十葉廿一の七十葉】に云り、仁賢天皇の御子にも、財郎女、反正天皇、又敏達天皇の御子にも、財王【寶王とも書り】と申すあり、皇極天皇の御名をも、寶皇女と申せり、〇和訶奴氣王、御名義、奴は主か、又出雲國造神賀詞に、若水沼間能彌若叡坐と云こともあれば、さる由か、氣は、食か、應神天皇の御子にも、若沼毛二俣王と申すあり、【書紀天皇の御名、若御毛沼命もや、似たり、】さて書紀には、此天皇には、御子坐まさず、其に因て考るに、此は御外祖父の名、及御母の名も似たるに因て、倭建命の御子の、若建王と紛れて、此記と書紀と、傳への異はありしにやあらむ、【其紛れと云は、彼若建王の御外祖父を、書紀に、穗積氏忍山宿禰とあると、此王の御外祖父と、姓も名も同く、又御母の名も似たるうへに、王の御名も、和訶多祁と和訶奴氣とは、たゞ多と奴との異なるのみなればなり、さて此を書紀に依て云はゞ、此和訶奴氣王と申すは、彼若建王にて、倭建命の御子なるを、此記には誤りて混へし、此天皇の御子とせるものなり、又此記に依ていはゞ、彼倭建命の后、弟橘比賣の御父は、忍山宿禰には非るを、此天皇の忍山垂根の女、弟財郎女を娶て、和訶奴氣王を生坐る此御母と御子の名の、彼弟橘若建と同じきから紛れて、書紀

には誤りて、忍山を彼ノ弟橘比賣の父とし、此ノ和訶奴氣ノ王を、彼ノ若建ノ王のことゝして、此ノ天皇には御子無しとせるものなり、此ノ二ッの傳へ、何れの方か正しからむ、決めがたし、なほ書紀に依ていはゞ、若ッ此ノ天皇に御子坐ましたらむには、必ス其ノ御子ぞ御位を嗣ギ坐スべきに、倭建ノ命の御子の嗣ギ坐るを以て思へば、此ノ天皇には、御子坐サざる傳への方や正しからむとも云べけれど、倭建ノ命は、景行天皇の殊なる大御愛子に坐て、誠になべてならず、世に勝れたる御威徳坐まして、父天皇の詔にも、是ノ天ノ下ハ則汝ノ天ノ下也、是ノ位ハ則汝ノ位也などもあれば、たとひ成務天皇の御子は坐ましたらむにても、御位は必ス彼ノ命の御子の嗣坐スべき故ぞありけらし、又此ノ和訶奴氣ノ王は、早く薨坐シしも知がたし、されば倭建ノ命の御子の、御位を嗣坐るを以て、此ノ天皇には、御子坐シまさずとは決めがたきことになむ、】

故建内宿禰爲大臣。定賜大國小國之國造。亦定賜國國之堺及大縣小縣之縣主也

建内宿禰は上に出ツ、【傳廿二の十五葉】○大臣は、意富淤美と訓べし、【古への大臣は、皆、如此訓べきなり、和名抄に、大臣の訓、於保伊万宇智岐美、太政大臣は、於保万豆利古止乃於保万豆岐美とあるは、後の制なり、凡て麻宇知岐美と云は、麻閇都岐美の、音便に頽れたる唱へなり、万豆岐美は、侍從の訓にも、於毛止比止万知岐美とあれば、麻閇都岐美の、閇を略きたる唱へなり、さて麻宇知岐美を、北山抄江次第などに、末不千君とあるは、宇の音を誤りて、不と假字を書るなり、此はもと音便なれば、必ズ宇と書クべき例なるをや、さて麻幣菟耆彌と云ことは、書紀ノ景行ノ卷の哥に見えて、前ツ君の意にて、天皇の御前に候ふ公と云ことにて、臣等のことなり、万葉一に、物部乃大臣とあるは、オホマヘツギミと訓べし、こは和銅元年、天皇の大御哥なり、そのかみ、既く如此唱へしにこそ、さて後ノ世には、大臣をおとゞと云、そは殿

舍をも云こ一にて、大殿の訛れるなり、又物語書などに、おほいごのこ云るも大殿なり、】書紀に三年春正月、以二武内宿禰一爲二大臣一也、初天皇、與二武内宿禰一、同日生之、故有二異寵一焉とあり、さて大臣こ云號は、師も云れたる如く、後ノ世の如き官ノ名には非ず、たゞ臣こ云に、大てふ美稱を加へて、尊み賜へるにて、【漢籍に大臣こ云ことあるを取れるないなこ云は、古ヘを知らぬ者のみだりごこなり、】連姓の人に、大連こ云號を賜へるこ同し、【大連も官ノ名には非ず、故レ此ノ號は、連ノ姓の人に限れることなり、なほ大連の號の事は、下卷玉穗ノ宮ノ段、荒甲ノ大連の下、傳四十四の十六葉に委く云べし、なほ尸に大てふ言を加へたる例は、伊邪河ノ宮ノ段、又朝倉ノ宮ノ段に、大縣主こ云見え、續紀には、大國造、大忌寸、大宿禰なごこ云も見ゆ、】されば此ノ號は、古ヘは何れの御代のも、臣ノ姓の人に限れり、【建内ノ宿禰は、いまだ姓氏をいふことは見えざれども、其ノすゑの子孫、皆、臣ノ姓なるを以て見れば、必ズ此ノ人も臣こ云しなるべし、そは必しも、姓に著たる尸ならでも、然いふことは、固のことぞかし、】さて此ノ號は、此ノ卷を始メにて、此ノ後書紀に見えたるは、雄略ノ卷ノ初に、以二平群臣眞鳥一爲二大臣一、以二大伴連室屋、物部連目一爲二大連一、【これ大臣こ大連こを並ベ置れしことの、物に見えたる始ノなり、是より】大臣大連、相並びて政を申せり、【大臣こ大連この列は、何れ上こも定まれることはなかりしこ見えて、大連を先に列ねたる處もあり、其ノ時其ノ人によれるにや、】清寧ノ卷元年、云々、平群眞鳥大臣、爲二大臣一、並如レ故、繼體ノ卷元年、云々、許勢男人大臣爲二大臣一、並如レ故、宣化ノ卷元年、云々、又以二蘇我稻目宿禰一爲二大臣一、欽明ノ卷ノ初に、云々、及蘇我稻目宿禰大臣、爲二大臣一並如レ故、敏達ノ卷元年、云々、以二蘇我馬子宿禰一爲二大臣一、用明ノ卷ノ初に、云々、崇峻ノ卷ノ初に、云々、【此より後は大連は見えず、】舒明ノ卷ノ初に、云々、當二此時一蘇我蝦夷臣爲二大臣一、皇極ノ卷元年、以二蘇我臣蝦夷一爲二大臣一如レ故、孝德ノ卷ノ初に、以二阿倍内麻呂臣一爲二左大臣一、蘇我倉山田石川麻呂臣爲二右大臣一、【阿倍ノ内麻呂ノ臣は、倉梯麻呂こも云ヘ人なり、】是ヲ左右の大臣を置れし始メなり、【大臣の號、何時こりこもなく、やうやく

に官の如くなり來つるを、】此ノ時より全く官ノ名となれり、然れども、なほ此ノ人たちも、臣ノ姓の人にてありしを、【これまで、他の尸の人の、大臣になれる例なし、然るに舊事紀に、尾張ノ連の祖、建諸隅ノ命、孝昭天皇ノ御世に、大臣となり、其後にも、其ノ氏ノ人大臣になりしことを記し、又物部ノ連の祖、出石心ノ大臣ノ命も、同ジ御世に大臣となり、又同氏の欝色雄ノ命も、孝元天皇の御世に大臣となりしよし記せるは、皆古ヘを知らざる者の、妄なる僞りなり、又此ノ記ノ遠飛鳥ノ宮ノ段に、大前小前宿禰ノ大臣と云あり、物部氏の人なり、こは大使主の紛れたるにて、大臣には非ること、彼ノ處に委く辨ふるが如し、さて皇極天皇ノ御世までの大臣を考るに、皆建内ノ宿禰の子孫にして、其ノ他の氏人は、一人も見えざるを思へば、此ノ人の子孫に限れりし如くにも見ゆれども、大連の一氏には限らざりしを以て思へば、大臣も、彼ノ人の子孫の氏に限れることにはあらざりけむを、御世々々の間に、他の氏人のなれるが見えざるは、遇然のことなりけむ、其は彼ノ人の、殊なる世の長壽忠臣にて、御世々々を重ねて、政申し給ひし餘烈にて、其子孫の氏々、殊なる威勢にてありしかば、御世々々に大臣になるべき人は、おのづから此ノ子孫の内の氏々の人にぞありけむ、其が中に、蘇我氏の殊に世をかさねてなりしも、又其時の、おのづからの勢なり、されば此ノ孝德の御世に、阿倍氏の人のなれるは、なほ古ヘの例に違へることなきなり、】同御世、大化五年夏四月、巨勢德陀古臣爲左大臣、大伴長德連爲右大臣、この長德ノ連は、臣ノ姓に非るを、【連ノ姓なり】大臣とせられしは、古ヘの意に非ず、【同御世、此より先にも、既に中臣鎌子連爲內臣、こは大臣には非れども、連ノ姓の人に、此ノ號を賜へり、此ノ人つひに、天智天皇ノ八年に、內大臣とし給へり、】同十年春正月、以大友皇子拜太政大臣、以蘇我赤兄臣爲左大臣、以中臣金連爲右大臣、これ太政大臣の始メなり、抑皇子にして、大臣になし賜へること、王と臣との差別なく、いよゝ古ヘの意は亡はてたり、【されど後々は又、親王の大臣になり給ふことは停ぬ、さて古、王と臣との差別の事、傳十八の卅六七葉に云るが如し、○官職の事、神代より此ありて、宮之

首、膳夫、齋主などあるたぐひ、皆官也、又五部ノ祖神は、いはゆる文官、大伴ノ連久米ノ直二氏ノ祖神などは、いはゆる武官なり、又中臣忌部など云伴も、即チ官職なり、さて大倭ノ京となりて、ますます品々の職見えたり、某部某部と云ものゝ中に、官職なるも多し、後ノ世の官の中にも、舞、掃部、大炊、主殿、主水、靫負など云は、後にまうけたる名に非ず、古の官名ののこれるものなり、さて八十伴緒と云しは、即チ漢籍に百官と云か如し、然れども、かの漢國の、時々に、あらぬ人を擇ひ舉て、官に任すとは、大く異にして、皇朝の上代には、各其ノ職を世々に傳へて、仕奉りし故に、其ノ家の職を、即チ姓氏に負るぞ多かりける、かゝれば、官職は神代よりしてありつるを、後ノ世にそのさまの異なるを以て、後ノ人官職なきことを知らず、上代には、官職なかりしか如く思ふめり、さて上代には、末の品々の官職はありしかども、主ト天ノ下の大政の官の名は無りしなり、其は如何と云に、末の種々の官職こそ、各其ノ名はあるべきことなれ、大政を執り申す人におきては、天ノ下の諸の事を統掌て、何と局れる事なければ、其と分て、官ノ名はあるまじきことわりなればなり、故レ卿世々に、其人はありたれども、其ノ官ノ名はなかりしなり、書紀に、景行天皇の御世に、建内ノ宿禰を、為棟梁之臣とあるなども、官名には非ず、其由傳廿二の十七葉に委く云るが如し、又大臣大連も、上代のは官名に非ること、上に云るが如し、舊事紀に記せるは、論ふに足らざることなり、】さて此ノ大臣と賜給ふと云ことは、別に一條にして、次なる事には係らず、○大國小國とは、たゞ國々と云ことを、文に云るのみなり、【後ノ世に、大國、上國、中國、下國と云品を云とは異なり、されば、何れは大國、何れは小國なと定まれるにもあらず、又万葉に、初瀬小國なとある小國は、ちひさき詞にはあらず、異意なり、】祝詞に、高山乃大峽小峽、また遠山近山爾生立有大木小木なとある大小の如し、次なる大縣小縣も同じ、【國も縣も、さまざま大なるも小きもあるを、總て云る言なり、】○國造、上巻に出、【傳七の八十葉】○定賜、書紀に、四年春二月、詔之曰云々自今以後國郡立長縣邑置首、即取當國之幹了者、

任二其國郡之首長一、是爲二中區之蕃屏一也、五年秋九月、令三諸國以二國郡一立二造長一、縣邑置二稲置一、並賜二楯矛一以爲レ表と
あるは、文をひたぶるに漢ざまに書なされたる故に、國造縣主など云名は見えざれども、實は此ノ記の如く、國造縣主の類を定め賜へる謂なり、【右の文ノ中に、造長とある造と稲置とのみは、古への號にて、其ノ他は皆、たゞ意を得て漢文ざまに書れたるものにして、國郡縣邑などあるも、皆漢文なり、古への實の名には非ず、たゞ意を取て、文には拘るまじきなり、並賜二楯矛一爲レ表と云とは、古への傳へなるべし、】舊事紀なる國造本紀と云物に、國々の國造を擧たるにも、多く此ノ御世に定メ賜へる事を云り、【此ノ國造本紀、全くは信がたき事もあれども、ひたぶるに由なき事とは見えず、據はありけむかし、書紀推古ノ巻二十八年、皇太子島大臣共議之、錄二天皇紀及國記臣連伴ノ造國ノ造百八十部、并公民等本紀一とある中に、國ノ造ノ本紀もあれば、此ノ名を取て記せるなるべし、續紀二に、詔定二諸國國造之氏一、其名具二國造記一とある書には、諸國の國造の姓名など、正しくぞ記されけむ、】さて國ノ造と云物を、此ノ時初めて定メ賜ふには非ず、是レより前にも有つれども、此ノ時に更に廣く多く定メ賜へりしなるべし、さて國ノ造とのみ云て、是レに其ノ同ツ類の、君直別稲置などをも包たり、凡て伴ノ造、國ノ造など云るも、國ノ造に此等を包て云るなり、皆國々にある御臣なればなり、かくて其ノ國ノ造等【國ノ造君直別稲置等】の古へのさまは、傳七ノ巻の末に云るが如し、【然れば、總てはこれを國ノ造と云、分て云ときは、國ノ造君直別稲置などなり、是レ漢國の古へに、諸侯を公侯伯子男と、五等に定めたると、おのづからよく似たり、然るを後ノ世ノ人は、たゞ國造をのみ、漢國の諸侯と似たる者と心得て、其ノ餘はたゞ姓の尸とのみ思ふめるは、精しからず、古へに昧きなり、さて國造直別君稲寸など、尊卑き差等ありつと見ゆれども、其ノ次序は、今詳に知りがたきを、國造は其中には、最上なりしとは見えたり、又必しも右の五品に局れるにも非ず、其外にもなほ國々に、此彼と長の號はありしなり、】然るに孝徳天皇の御世に至て、古への御制をば皆改められて、國造等をば擇びて其ノ國々の、郡の、大領少

國などに任されしこと、書紀の彼ノ御卷に見えて、其より後多く然なり、【三代實錄五に、孝德天皇ノ世、國造之號永從停止さるるは違へり、彼ノ御世に、其ノ制を改められたるにこそあれ、國造と云號は、なほ其後も國々にありしをや、又世に國造と國司とを、一ツ物の如く心得たるも非なり、國造は、世々其職を傳へて、其國に在し者、國司は、京より下されて、年の限ありて替る者にて、趣ノ異なるをや、又孝德ノ御世に、國造を改めて、國司とせらると云も違へり、其は國造の治を改めて、國司の治にせらるることをこそ云べけれ、さて又後ノ世に國造と云號の、まれ〳〵に神社に遺れることは、まづ古は、神事國政一ツなりしを、孝德の御世より、國政は國司の知ことゝなれゝども、國の神事は、なほ元のまゝに、國造の知て行ふ御掟にて、續紀二に、爲班大幣、馳驛追諸國國造入京なども見え、其外にも、國造の神事に預かること、諸書に多く見えたり、されば、其ノ御制の遺りて、後終には、全神職の如くなれるなり、故、既く類聚國史にも、此を神祇部にぞ收られたりける、】天武紀に、天皇崩坐し時に、國國造等隨參赴、各誄之仍奏種々歌舞、とあるなどは、騎古の儀の遺りて、然る時にも參上て、かゝる禮典にも仕奉りしなりけり、續紀廿八に、陸奧ノ國ノ大國造と、國造とを任し給へりしことも見えたり、【同紀廿九に、常陸ノ國上野ノ國などの采女を、其國の國造になされしこと見えたり、いと異さまなるわざなりかし、高野ノ天皇の御世なり、】〇國々之堺、書紀に五年秋九月云云、則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽日影面、山陰日背面云云【[illegible]は[illegible]、[illegible]は[illegible]なり、共に都[illegible]を切めて登と云、】とあり、抑上代の國境の御制は、精なる事は、詳に知がたけれども、古書どもに、事にふれて往々見えたる趣に就て考ふるに、後ノ世の如く、嚴やかなることこそ無かりつらめ、大方には、元より國々の堺限などもありはしけむを、此ノ御世になほ又慥に定め賜ひしなり、【此よりの先には、堺もなかりしを、初めて定め賜ふことには非ず、】此ノ後にも、姓氏錄に、坂合部大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之

標。因賜姓坂合部連。また孝徳紀に、大化二年、詔宜下觀國々壃堺。或書或圖持來奉示、國縣之名來時將定云々、また天武紀に、十二年遣伊勢王羽田公、八國多臣、品治中臣連大島、幷判官、錄史、工匠者等、巡行天下、限分諸國之境堺。然是年不堪限分。十三年遣伊勢王等、定諸國境。また續紀十三に、天平十年令天下諸國造國郡圖進。など云ことゝ見えたり、漸にぞ精くなりけむ、さて天ノ下の國々の分屬の、古書に見えたるは、水垣ノ宮ノ段に、高志ノ道、【後の北陸道なり】東方十二道、【日代ノ宮ノ段にも見ゆ、東海道なり、十二は國の數ぞ、】書紀ノ同じ御巻に、北陸、東海、【崇峻ノ巻に、北陸道、東海道と見ゆ、】西道、【山陽道なり】また四道、【古の北陸東海西ノ道と丹波となり】景行ノ巻に、東山道十五國など見え、孝徳ノ巻に、畿内の定め見えて、【此は後の定めとは、其ノ界限いさゝか異なることありき、又此より前、崇神ノ巻、仁徳ノ巻、欽明ノ巻などにも、畿内と云ことは見えたれども、其はたゞ文のみなり】持統ノ巻に、四畿内と云こと處々に見え、【こは後の五畿内と同じ、當時河内和泉は、一國なればなり、】天武ノ巻に、山陽ノ道、山陰ノ道、【成務ノ巻に、山陽山陰とあるは、此ノ二道を云るに非ず、】又東海、東山、山陽、山陰、南海、筑紫、と六道並て見え、【此レに北陸の入らざるは、いかなることにか、】文武紀に、七道と見えたり、さて諸國の總ての數は、古へに幾許とも云ること物に見えず、【舊事紀の國造本紀に集たる國々なども、なほ漏たるも多かるべければ、據としがたし、】これも孝徳天皇の御世には、慥に定まりつらむ、【大凡諸國の古への分ざまは、後ノ世の國を分て郡とし、郡を分て鄕とせられたる如くに、際々しくはあらで、國の内なる地をも、又國と云るたぐひ多し、此ノ記に陸奥ノ石城ノ國ノ造、常道ノ仲ノ國ノ造などあるが如き、陸奥も國なるに、其ノ國ノ内なる石城をも、同く國と云、常道の國内の仲をも、同く國と云、又書紀ノ繼躰ノ巻の歌に、春日ノ國、万葉に吉野ノ國、初瀨ノ國などゝも云るが如し、是レ後に郡と定められたるほどの地などをも、通はして同く國とも云しなり、然れば天ノ下なる國の數、都て若干國などきはやかに定め云ることもなかり

けむ、然れども大形を以て云ば、國と云名は廣くして、縣など云しは、國より小く、又里村など云は、縣より又小し、つねに某國之某縣と云、又神功皇后ノ段に、末羅縣之玉島ノ里、書紀ノ崇神ノ卷に、茅渟縣陶邑、景行ノ卷に、八ッ代縣ノ豊ノ村などとあるを以て、其ノ稱の大きなる小きを辨ふべし、後ノ世の分屬と、大かたは違はざるなり、さて縣と郡との事は、下に委ク云べし、郷と里とは、共に作刀なれば、古へは一ッなり、字に就て後の分ちをいはゞ、孝德紀及令などに里とあるは、即郷のことなるに、出雲風土記などにては、郷ノ内に里あり、其外にも某郷之某里と云ることもあり、又郷を通はして里と云ることもあり、さて古へに國又縣と云は、其ノ凡ての地を云名、牟良又作刀などは、人居を云名にて、凡其趣キ異なるを、凡ての地は廣く、人ノ居は其内に在て狹ければ、其ノ廣キ狹さに因って、おのづから大キ小き名となれるなり、さて又牟良と作刀との差別は、牟良は大かた後に云も同じほどの名と聞え、作刀は大キにも小くも通はして、廣く云名ニ聞えたり、京を美作刀と云、又奈良ノ京の時にも、奈良ノ里とも云、舊都を布流作刀と云などを以て知ルべし、牟良はかくさまに、京などを云ることは無し、名の義も牟良は、人ノ家の群りある意、作刀は居住所の意なり、】さて後にも一國を二ッに分、又二國を一ッに合せなど、御世々々に彼此變りしもありつるを、嵯峨ノ天皇ノ御世、弘仁十四年に、越前ノ國を割て、加賀ノ國を建られて、六十八國【此ノ内に壹岐と對馬とをば島と云て國とはいはず、】に定まれる後、今の如くにして、永く革れること無し、【世に國々の名を、一字を取て、某州と云ことあるは、中ごろなまさかしき者の、漢國の定めに效ひて、云初たる、私ごとにして、公の御制にあらず、皇國には、州と云御制はなきことなり、故レ古への正しき文書には、かりにも某州と云ることあることなし、凡てかゝる稱なども、公の御制にはづれて、かにかくに、心に任せて私ごとさするは、可畏きわざぞかし、又近キ世に儒者など、孝德天皇ノ御世より、天下郡縣の治ノなるに、某ノ國と云は、當らざる名なりと云者あるは、中々に非なり、彼ノ御世には萬ノを漢さまにならひて、改め給ひながら、國をばなほ國と定め賜ひて、

舊のまゝなるは、古ヘ意にて、いとめでたきはさらにもいはず、たとひ漢國の意を以て云むにも、かゝる事は、かにもかくにも其ノ定むる王の心なれば、必ス一トむきに云べきに非ず、故レ彼ノ國にても、後ノ世には、國郡の分ざま、前ノ代に例なき名なども次々多かれど、必ズ其ノ當らずとしも云ハぬにはあらずや、況ヤ皇朝ノ御制は、戎國の例に泥むべきことかは、】

○大縣、小縣、【凡て某縣と云ときは、多くは、阿は省く例なれば、此も意富賀多、袁賀多とも訓べし、】大小は、大國小國の例と同くて、【後ノ制の、大郡、上郡、中郡、下郡、小郡などの謂には非ず、】たゞ縣々と云むが如し、さて阿賀多は、上り田にて、元は畠のことなり、【書紀仁賢ノ巻に、畠此云ニ波陀該ニ、和名抄に、陸耕レ麥地也、また畠一曰ニ陸田ニ和名八太介、】田と云は、田をも畠をも統たる名にて、其ノ中に、水のつかぬを畠とも、上田とも云、水田よりは高く上りたる由なり、【書紀神代ノ巻に、陸田種子、水田種子とあるは、田に成ル物と、畠に成ル物とを分て云るなるを、すべて云ときは、二ツ共に多那都毋能と云にて、田は畠をも包たる名なることを知ルべし、今ノ俗にも、田地と云へば、畠も其中に包たるが如し、】神代ノ巻に、高田、万葉【十二】に、上畝種蒔などあるは、水田の高きを云るなれど、是レ高キ處を阿宜と云證なり、さて阿賀多は、元畠のことなりと云據は、上巻八千矛ノ神の御歌に、夜麻賀多爾、麻岐斯阿多泥都岐云々、下巻高津ノ宮ノ段ノ大御歌に、夜麻賀多邇、麻祁流阿袁那母云々、などある夜麻賀多は、山阿賀多の謂なるに、【郡ノ名の山縣などにて知ルべし】蒔し茜、蒔る青菜などあるを以て、山なる畠なることを知ルべし、【されば諸國に地ノ名の下に、別に附ケて云フ縣にはあらで、たゞ縣とも、又縣賀多とも云地ノ名、河内に大縣、美濃に方縣山縣、信濃に小縣、但馬に二方、安藝に山縣、日向に諸縣など云郡ノ名其ノ外郷里の名にも多かる、皆本は畠より負ヘるなり、さて地ノ名の下に附ッ云も、其外も、上に言を連ねて言ときの縣の唱へは、上代のは多く阿を省きて、賀多とのみ云りと聞ゆ、右に引る郡ノ名ども、又年魚市縣、松浦縣など云類是レなり、然るにや、後には、海邊の潟と混れて、かの年魚市縣、松浦縣などの縣をも、たゞ潟

このみ心得し、後にはたゞ、海邊の地ノ名にのみ云ことこのごとくなれゝども、右に擧たる如く、古へは海なき國々の地ノ名にも、某縣と云るが多きをや、】さて祈年祭ノ祝詞に、御縣爾坐皇神等前爾白、高市葛木十市志貴山邊曾布登、御名者白弖、此六御縣爾生出、甘菜辛菜乎持參來弖、皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣、【月次祭ノ祝詞にも如此あり、又廣瀬ノ大忌祭ノ祝詞にも、倭國能六御縣乃山口爾坐、皇神等前爾母、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎云々とあるは、秋の稻の爲の御祭なれば、六ノ御縣には、御田もあるなるべし、六ノ御縣の事は、書紀ノ孝德ノ巻にも、其於倭國六縣、被遣使者、宜造戸籍、并校田畝、と見ゆ、此ノ六ノ縣神名帳に、おの〳〵御縣ノ神社あり、並大社にて、月次新嘗にも預り給へり、右の六縣の外に、高市ノ郡の内に、久米ノ御縣ノ神社もあれども、其は別なるべし、小社なり、】これに甘菜辛菜云々とあるを思ふべし、【なほ種々の陸田物あるべきを、甘菜辛菜とは其中を擇出て、一ツ二ツを云るのみなり、】此ノ六ノ御縣は、殊に近く京畿に在て、朝廷の御料の陸田物を作りて、貢進る地なるが故に、其神を重く祭り賜ひて、かく祈年の祝詞もあるなり、かゝれば、縣と云は、もと御上田より起れる名にて、又其に准へて、諸國にある、朝廷の御料の地をも云、此に大縣小縣とあるは是なり、【上巻に佐那縣、神功皇后ノ段に、末羅縣、書紀ノ神武ノ巻に菟田縣、崇神ノ巻に茅渟縣、景行ノ巻に長峽縣、直入縣、子湯縣、八代縣、高來縣、八女縣、仲哀ノ巻に儺縣、神功ノ巻に伊覩縣、山門縣、應神ノ巻に川島縣、上ッ道縣、三野縣、波區藝縣、施縣、織部縣など見え、又對馬の上ッ縣、下ッ縣など、皆國々にありし縣なり、但し右の縣どもの内に、書紀に見えたるは論もあり、次に云べし、さて國々にて同き御料にても、御田は別に有て、屯田と書る是なり、その屯田の事は、傳廿六の末に委く云るが如し、縣は陸田物を始て、種々の物を貢進りし地と聞えたり、書紀推古ノ巻に、蘇我大臣、奏于天皇曰、葛城縣者元臣之本居也、是以冀之常得其縣、以欲爲臣之封縣、於是天皇詔曰、云々然今當朕之世、頓失是縣、後ノ君、曰愚癡婦人臨天下以頓亡其

縣ト云々とあるにて、縣は御料なることを知ルべし、さて後ノ世まで、諸國の司人の、其ノ任國を指て縣と云も、古ヘに京より國々の御料の縣に、官人などの往來しころの、名目の遺れりしなり、万葉七に、青みづら、依網ノ原に、人もあはぬかも、石ばしの、淡海縣の、物語せむ、此ノ歌遠江ノ國ノ司の下る道に、參河ノ國の依網ノ原にしてよめるにて、淡海縣とは、任國の遠江をさして云るなり、又古今集ノ端詞に、文屋ノ康秀が參河ノ掾になりて、縣見には得出たゝじやと云ヒやれりける、土左日記に、或人縣の四とせ五とせはてゝ、云々などあるも、縣とは其ノ任國を指シて云るなり、然るに此らの縣を、たゞ田舍を云とのみ心得來つるは非なり、たゞに田舍のことを、縣と云ることなし、さて又縣召と云ことも、御料の縣の官人を任ずよしの名目なり、たゞに田舍の官を任ずと云意にはあらず、】かくて漢字を用る世になりて、此ノ阿賀多に、縣ノ字を當て書キならひて、やゝ後には、必しも朝廷の御料ノ地ならねども、彼ノ漢國にて、縣と云にあたる程の地をば、凡て某縣と云ことになれるなり、【やゝ後に、縣と云ほどの處をば、元は其をも、國と云しなり、阿賀多と云は、もとは朝廷の御料ノ地に限れる名なり、されば上に引たる、書紀の景行ノ卷、神功卷、應神ノ卷などに、某ノ縣と云名の多く見えたる、中には、當昔は縣とは云ざりし、地をも、撰者の意以て、やゝ後の稱に隨ひて、縣と記されたるもまじれりと見ゆ、書紀には、然ることも常に多し、其心して見べし、さて阿賀多に縣ノ字を書ることは、まづ漢國にて、封建の制、郡縣の制と云ことあり、封建と云は、皇國の上代に、國々に國造などありて治めつるが如く、彼ノ國にも、古ヘは諸侯と云者ありて、各ゝ國を治めつる是レなり、然るを秦ノ始皇、その諸侯どもをば皆滅して、漢國中を悉く己が料にしたるを、これを天下を郡縣にすと云り、其より前にも諸侯の、他ノ國を取て、己が料にせしことを、縣にすと云ることあり、かくて漢ノ代も、その郡縣の制のまゝなりき、故レ皇國にても、初メは其ノ意を以て、朝廷の御料の、阿賀多に就て、縣ノ字をば當たるものなり、然るに、漢國かの秦よりして、封建の制は永く廢て、代々皆郡縣の制なりしから、郡と云も、縣と云も、おの

づから、たゞ國内の小分の名となりて、某郡某縣と云る、又其に效ひて、此方にてもやゝ後には、凡て國の小分の名に用ひらるゝことになれるなり、】かくて後、孝德天皇の御世に至りて、其ノほどまで縣と云しほどの地をも、みな、郡と名けて、【此は漢國にて、州を分て郡とせる代もありし、其制に因て、縣を郡とは改められたるなり、抑漢國にては、郡と縣とは等しからず、大かた郡を分て縣としたれば、郡は大にして縣は小し、然れども、此方にては、此ノ御世に郡と定められたるは、大かた舊は縣と云しほどの地なれば、大小の異あるに非ず、たゞ同じことなり、故レ書紀に、彼ノ御世に、郡と定められたる後の卷々にも、國縣と云ることゝ、所々にあり、そは古へより云なれたる隨に記せるにて、實は國郡と云と同じことなり、】天ノ下悉く國を分たる名を、郡と定められて、【孝德紀に、凡郡以二四十里一爲二大郡一、三十里以下四里以上爲二中郡一、三里爲二小郡一、云々、これに里とあるは、村里の數なり、途程を云には非ず、さて類聚國史にも、延曆十七年の詔に、昔難波朝廷始置二諸郡一と見えたり、】此ノ御世には、凡て萬ヅの御制を改められて、漢さまになれる事多し、諸國の定めも、かく國を分て郡として、古へより、國ノ造、別、直、君、稻寸、縣主などの、治め來つる地をも、ことごとく公に收められて、國ごとに國ノ司を任、郡ごとに郡ノ司を置る、類聚三代格、弘仁二年の詔に、郡領者、難波朝廷始置二其職一とある是なり、然るに書紀の雄略ノ卷、安閑ノ卷、欽明ノ卷などに、郡司と云者の見えたるは、例の撰者の文のみにこそあれ、當時の稱にはあらず、】某國の某許富理と云なり、【許富里と云は、古へよりありし名には非ず、新井氏云く、こほりは韓語より出たり、今の朝鮮語に、郡縣をこほると云と云り、此ノ説さもあるべし、書紀ノ繼體ノ卷に、韓國の地ノ名に、擔備上富里、また背評と云あり、評は彼ノ國の方言にて、郡を云、故レコホリと訓り、漢籍梁史にも、新羅俗、其邑在レ内曰二啄評一と云ることあり、さて皇國にても、韓言にならひて、郡に評ノ字を用ひたりしこともあり、續紀一に、衣評督、衣君、縣助、督、衣君弖自美とあり、衣ノ評は、薩摩の頴娃郡なり、又廿五に、氷高ノ評とあるは、紀伊ノ國の日高ノ郡なり、又廿八にも、評ノ

督とあり、大神宮儀式帳に、難波朝廷天下立評給時云々、新家連阿久良、督領磯連、牟良助督仕奉云々、また評督領仕奉など見えたり、督また督領とあるは、大領、助督とあるは、少領と聞えたり、さて郡と云ことを定められたるは、上件の如く、孝徳天皇の御世より、始まれることなれば、書紀に、其より以前の卷々に、郡とあるは、當昔の稱に非ず、たゞ撰者の文なれば、字に拘るべからず、訓もコホリとは訓べからず、アガタと訓べきなり、但し孝徳ノ御世の以前よりも、既く縣と通はして、かつがつ郡ノ字をも用ひしことも、あるまじきに非ず、又韓國と往來しげかりしころ、其ノ國言を聞なれて、おのづから此間にても、許富理と云こともありはしつらむ、されど其はたしかならざることなれば、云がたし、凡て書紀は、ひたぶるに漢文の字面を修ひて書れたる故に、古への世々の文字用ひなど、詳に知られがたく、文字に因て紛らはしきこと常多し、其ノ心して讀べきなり、又縣ノ字をも、コホリと訓る處多くあり、此はた孝徳より前の卷々なるは、然は訓ムまじきなり、彼ノ御世の後の卷々なるに、然訓てよろし、】○縣主は、倭ノ國内なるを始め、國々に在る縣を掌れる者の號なり、【此ノ縣は、上に云る如く朝廷の御料の縣なり、此ノ御世のほどなどは、たゞ何となき、なべての地を縣と云ことは、いまだあらざりき、されば、縣主と云物も、凡ての地にあるにはあらず、】其ノ記中に見えたるは、高市縣主、師木ノ縣主、十市ノ縣主などあり、書紀神武ノ卷に、給弟猾猛田邑、因爲猛田縣主、【こは倭ノ國十市ノ郡なる、猛田にて其ノ邑を賜ひて其處にある御縣の司として賜へるなり、同き猛田の内に、御縣の地と、此ノ人に賜へる地とあるなり、此ノ文に依て、縣主と云は、たゞ其地を領ける者ぞと勿思ひまがへそ、】弟磯城、名黒速、爲磯城縣主なども見ゆ、神武天皇の御世よりありし物なり、さて此も國造君直別などの類なる者にて、日代ノ宮ノ段に、自其餘七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣、及稻置縣主とあり、【書紀安閑ノ卷に、津ノ國の三島ノ縣主、飯粒が良田四十町を、天皇に奉獻しこと見ゆ、又天武ノ卷に、高市ノ郡ノ大領、高市ノ縣主許梅と云人あり、孝徳ノ御世の御制よりして、

縣主なども、郡ノ司に任しがありしと聞えたり、】此も其ノ職を、子孫世々に傳ふるからに、某ノ縣主と云、即姓なり、【縣主の姓は、此記にも、書紀にも見えたる、いと少し、姓氏錄に出たるも甚少し、御縣にのみありし物なればなるべし、姓氏錄に、たゞ縣主とのみの姓もあるは、然る由ありけむ、】伊邪河ノ宮ノ段に、旦波ノ大縣主、朝倉ノ宮ノ段に、志幾之大縣主と云もあり、此は臣に大臣、連に大連と云如く、大を加へて稱へたる物か、又思ふに、此に大縣小縣ともあれば、こは其ノ縣の大なるを云るにもあらむか、【若ノ然らば、大は其ノ縣に附たるにて、縣主には係らず、】さて此に、縣主を定メ賜ふとあるも、初めて此ノ職を置れたりとには非ず、かの國ノ造を定メ賜へると同じことなり、

天皇御年玖拾伍歳、御陵在沙紀之多他那美也、

御年九十五歳、書紀には六十年夏六月己巳朔己卯、天皇崩、時ニ年一百七歳とあり、【大御父大帝の四十六年、立テ爲ニ太子ト、年二十四とあるに依らば、六十年は九十八歳なり、いかゞ、又景行ノ巻には、五十一年秋八月、立爲皇太子とあり、これ又前後違へるはいかゞ、又武内ノ宿禰と同日に生レ坐るとあるにも合はず其故は、六十年崩百七歳ならば、景行天皇の十四年に生坐るなり、然るに同廿五年に、遣ニ武内宿禰ヲ、令ム察ニ北陸及東方諸國云々、とあるは、此ノ人年十一歳にあたればなり、】或書には、百九ツとあり、又九十八とあり、【九十八と云るは、彼ノ太子に立チ賜へる年と合せて云るなるべし、】〇眞印本、眞福寺本、又一本などには、此ノ間に細書に、乙卯ノ年三月十五日崩也と云十字あり、此ノ例の細書の事、水垣ノ宮ノ段ノ末【傳廿三の九十五葉】に云るが如し、乙卯ノ年は、書紀にては、四十五年なれば、十五年の差あり、又月も日も合はず、此レも古への一ツの傳へなりけむかし、〇沙紀之多他那美、沙紀は、玉垣ノ宮ノ段に、狹木とある地なり、【傳廿五の七十一葉】書紀仲哀ノ巻に、稚足彦ノ天皇六十年崩、明年秋九月壬辰朔丁酉、葬ニ于倭國狹城ノ盾列ノ陵ニ、盾列此云ニ多々那美ニとあ

り、【盾を多々と云は、稲をいな、船をふなと云など、同くて、下に言の連くとき、第四ノ音、第一ノ音に轉る格なり、神武天皇の大御歌に、楯並而を、多々那米弖ともよましたまへり、】諸陵式に、狭城盾列池後陵、志賀高穴穂宮御宇成務天皇、在大和國添下郡、兆域東西一町、南北三町、守戸五烟と見ゆ、池後とは、續紀十に從楯波池、飄風忽來、吹折南苑樹二株、即化成雉とある此ノ池の後にて、後とは北ノ邊ヲ云なるべし、又は京より遠き方を云るか、若シ然らば【此は、平城ノ宮のころの稱と聞ゆれば、】平城の西なれば、西ノ邊ッなり、【さて此ノ池は書紀垂仁ノ巻に、三十五年作狭城池とある池か、別なるか、詳ならず、今常福寺村の邊に大なる池あり、是レなどにやあらむ、○前皇廟陵記に、扶桑畧記に康平六年、興福寺ノ僧靜範此ノ池後ノ山陵を發て、寶物を盜ミ取れるに因ッて、同黨の犯人等十六人と共に、流罪に行はれし事を記せるを引ケり、百練抄にも其事を記して、十二月十五日、盾列山陵修復、幷返納盜賊所取之寶物、廢朝有宣命と見えたり、】又諸陵式に、神功皇后の御を狭城盾列池上陵とあり、此ノ二ッの盾列【池後と池ノ上と】御陵なりと、今云ッ御陵は超昇寺村の西北ノ方に在て、西なるは成務天皇、東なるは神功皇后と申して間近し、【其ノ成務天皇ノ御陵と申すをば、里人は石塚と云、其ノ西ノ方に山陵村と云あり、神功皇后ノ御陵と申すをば御陵山と云、】然るに續後紀十三に、承和十年、云々捜檢圖錄、北則神功皇后之陵、南則成務天皇之陵、世人相傳以南陵為神功皇后之陵、偏依是口傳、毎有神功皇后之祟、空謝成務天皇陵、今日改云々【今文を省きて引り全くは神功皇后ノ御陵の下に引べし】とある、今ノ世に云と方位合はずいかゞ、【此には南北とあるを、今ノ世に云二ッノ御陵の方位は東西なればなり、】抑佐紀ノ鄉ノ内に、凡て四陵あり、垂仁天皇の大后、比婆須比賣ノ命の寺間ノ陵【傳廿五の七十一葉に出たり、大和志に、在常福寺村と云り】と、此ノ盾列ノ二ッノ陵と、稱德天皇の高野ノ陵【今云盾列ノ二ノ陵の西北ノ方にある陵を是なりと云り、】となり、盾列ノ二ノ陵彼ノ續後紀に、南北とあるに依らば、若クは、今云神功皇后ノ御陵は、まぎれつる物にして、今寺間ノ陵、高野ノ

陵とする二の内の一は神功皇后ならむ、又成務天皇ノ御陵も、今其とする方か、神功皇后とする方か、二ッの内辨別へがたくや、又池後と云名、池の北の謂ならば、後ノ世人ノ口傳【北ハ成務西ハ神功】の方や違て正しからむ、【式は承和ヨり後の書なれども、かの世人ノ口傳に隨ひたるころの稱のまゝに、池後と擧られたるにもあるべし、又此ノ池後と云稱、なほ古きことならばいよゝ世人ノ口傳の方正しかるべくや、】されど、其は京より遠なる方を【後とは】云ることもあるべければ、此はた決ては云がたし、かにかくに、右の佐紀の御陵、互に紛らはしくこそ思はるれ、【宣長いまだ、彼ノあたりの地形を、得精くは考へ知らざれば、かにかくに決めては論ひがたし、】なほよく考へ明らむべきことなり、

古事記傳三十之卷

本居宣長謹撰

訶志比宮上卷

帶中日子天皇坐穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮治天下也此天皇娶大江王之女大中津比賣命生御子香坂王忍熊王二柱又娶息長帶比賣命是大后生御子品夜和氣命次大鞆和氣命亦名品陀和氣命二柱此太子之御名所以負大鞆和氣命者初所生時如鞆宍生御腕故著其御名是以知坐腹中(定)國也

此ノ天皇、後の漢樣の御謚、仲哀天皇と申す、○穴門の事、日代ノ宮ノ段【傳廿七の二十六葉】に委ク云り、此は其ノ國ノ名にて、今の長門ノ國なり、此ノ國の名、書紀崇神ノ卷、欽明ノ卷などにも、皆穴門とあり、孝德ノ卷にしも然あるは、其ノ頃までは長門とは云ハざりしにこそ、【長門とは、何ノ御代に改められしにか、詳ならず、かの穴戸の間長き故に、長門と名られしなるべし、】彼ノ御卷に、詔に、今我親神祖之所知穴戸國中、云々とあるは、即チ此ノ仲哀天皇の坐々しことな

り、〇豐浦宮は、和名抄に、長門國豐浦【止與良】郡、此ノ地なり、【豐受ノ神を登由氣と申す例に效はゞ、此レも古へは登由良とや云けむ、されど慥に然云るを見ねば、和名抄のまゝに訓つ、浦は、宇を省きてもいへばなり、】宮の地は帝王編年記に、長門ノ豐浦ノ郡北ノ樹林是也と云り、【北ノ字の上、或は下に、字脱たるなるべし、】源ノ貞世ノ大道行ぶりに云、長門ノ國府になりぬ、北濱とて東南に向て家居あり、此ノ里一むら過て、神功皇后の御社の前に出たり、御社は南に向たり、云々此ノ御社は、穴門豐浦ノ郡の大内の跡にて侍るとかや、【國府は和名抄に、在豐浦郡と見ゆ、今ノ世に長府と云處なり、此ノ地豐浦ノ宮の跡なりと今も云なり、】書紀に、二年二月、幸角鹿、即興行宮而居之、是謂笥飯宮、三月、天皇巡狩南國、至紀伊國而、居于德勒津宮、是時熊襲叛之不朝貢、天皇於是將討熊襲國、則浮海而幸穴門、夏六月、天皇泊豐浦津、且皇后從角鹿而行之、秋七月、皇后泊豐浦津、九月興宮室于穴門而居之、是謂穴門豐浦宮、とありて、八年正月まで、此ノ宮に御坐ける趣なり、其ノ明年天皇筑紫ノ宮にて崩り坐て、竊收天皇之屍、付武内宿禰、以從海路遷穴門而、殯于豐浦宮と見え、神功ノ卷に、伐新羅之明年、春二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮、即收天皇之喪、從海路以向京とあり、【推古ノ卷に見えたる豐浦ノ宮は、倭にて、異なり、】〇訶志比宮は、和名抄に、筑前國糟屋郡香椎【加須比】郷、此ノ地なり、【志を須と云るは、後の訛なるべし、凡て椎と書き、又書紀にも橿日と書れたり、加志比なることと決し、】書紀神功ノ卷に、橿日浦ともあり、万葉六ノ卷に、香椎潟の哥【三首】あり、香椎廟、今も香椎村にあり、【續紀廿二に、天平寶字三年、八月、遣大宰帥船親王於香椎廟、奉應伐新羅之狀、廿四に、同六年十一月、遣參議藤原朝臣巨勢麻呂、散位土師宿禰犬養、奉幣于香椎廟、以將征新羅、調習軍旅也、續後紀一に、天長十年夏四月、遣和氣朝臣眞綱、奉御劒幣帛於八幡大菩薩宮、及香椎廟、告新即位也、とあり、抑此ノ廟は、仲哀天皇なりとも申し、神功皇后なりとも申して、決らざる由なり、右の續紀の趣に依

るに、神功皇后なるべし、兵範記にも香椎大多羅志姫ノ宮とあり、さて此をば神社と申さずして、古書に廟とのみあること、他に例なきことなり、又神名帳にも載らず、いかさまにも所以あることなるべし、故レ思ふに、まづ漢國の意を以て云ハば、諸の神社はみな廟とも云べき物なれども、然云る例なく、凡て皇國に廟と云ることは無きに、此レをのみ殊に廟と云は、神功皇后の征け賜ひし後、三ノ韓國ひたぶるに服從ひ參來し御代に、彼ノ國より此ノ皇后の御靈を奉齋れる宮なるが故に、其ノ例を別むために、廟とは號奉りにやあらむ、されば皇國の凡ての神社の例に非ず、異國より奉齋れる宮なるが故に、其ノ例を別むために、廟とは號奉り賜へるにやあらむ、此はこゝろみに、推度りて云のみなり、さて後ノ世の哥に、香椎ノ宮とよめるは、此ノ廟の御事なり、又宇佐八幡宮ノ縁起に、嵯峨天皇の御世、神功皇后の託宣に因て、弘仁十四年に、勅して新に大帶姫ノ宮を造らしむるよし云るは、式に豐前ノ國宇佐ノ郡大帶姫ノ廟ノ神社とある社なるべし、宇佐ノ宮三座の一ッなり、是レをしも廟と申すは、香椎廟に效ひての稱なるべし、】書紀に、八年春正月、幸ニ筑紫一云々入ニ岡ノ浦一到ニ儺ノ縣一因以居ニ橿日宮一とあり、【岡ノ浦は、筑前ノ國遠賀ノ郡の浦なり、儺ノ縣は、神功ノ卷に儺河、宣化ノ卷に、那ノ津などある、同處なり、齊明ノ卷に、娜ノ大津とありて、改レ此名曰ニ長津一と見えたり、那珂ノ郡は、即チ是レか、但し長の賀は濁音、珂は清音なれば、別か、】かくて神功ノ卷ノ初メに、九年春二月、足仲彦天皇、崩ニ於筑紫橿日宮一とあり、抑此ノ天皇、書紀に依るに、二年三月越ノ國紀ノ國と幸しゝより、倭ノ國には還坐ず、遂に西ノ國に崩坐ぬる故に、豐浦ノ宮、又訶志比ノ宮に天ノ下治すとは申せるなり、○大江王、大中津比賣命、共に日代ノ宮ノ段に出、【傳廿六の十四葉廿九の四十四葉】○香坂王、香坂は、地ノ名なるべし、【香ノ字、書紀に麛と書れたるに依て、加碁と訓べし、麛は、說文に、鹿子也と云り、】○忍熊王、例に依ルに、此ノ上に次ノ字脫たるか、忍熊は地ノ名か、大和ノ國添下ノ郡に、今押熊村あり、是にや、【其村にある神社一座は、押熊ノ神、一座は麛坂ノ神と申すとかや、】此ノ王、姓氏錄【和氣ノ朝臣ノ條】には、忍熊別皇子とあり、書紀孝德ノ卷に、中臣連押熊と云人も見ゆ、

書紀ニ云、云々、先是娶ニ叔父彦人大兄之女大中姫一爲レ妃、生ニ麛坂皇子、忍熊皇子一 ○息長帶比賣命は、伊邪河ノ宮ノ段に出、【傳廿二の七十四葉】此ノ御名を、書紀に追ニ尊皇大后一曰ニ氣長足姫尊一と崩リ坐て後の御諡のごと記されたるは、心得ぬことなり、續紀十八には、氣長足媛皇太后と見え、津ノ國ノ風土記には、息長足比賣天皇ともあり、さて此は他の例の如くならば、娶ニ息長帶比賣ノ命一生御子、云々とあるべきに、娶と言斷たるは、此ノ大后は、世に殊に坐スが故にやあらむ、○大后は、皇后なり、【其由白檮原ノ宮ノ段に委く云り、】○品夜和氣命、【品は、本牟ノ二音を合せての假字なり、次なる品陀の品も同じ、共に牟を慥にムと唱ふべし、ホンと唱るは、後に頽れたる音便にて、正しからず、書紀に、譽と書れたるにても知ッべし、今ノ世にすら、譽をば、本牟とこそいへ、ホンとは云ハぬに非ずや、】品夜は地ノ名か、但し御弟王の品陀と甚近きを思へば、品は共に同じ稱名にて、夜と陀とを以テ分ヶたる御名にもあらむか、されど其ノ品の義も、夜陀の義も、未ダ思ヒ得ず、和氣の意は、上【傳廿六の十九葉】に云り、書紀には、次娶ニ來熊田造ノ祖、大酒主之女弟媛一生ニ譽屋別皇子一とあり、傳への異なるなり、さて姓氏錄に、間人宿禰、仲哀天皇皇子、譽屋別ノ命之後也、また、間人造、間人ノ宿禰同祖、譽屋別命之後也、また、蘇宜部首、仲哀天皇皇子、譽屋別命之後也、などあり、書紀繼體ノ卷ノ初に、今足仲彦天皇ノ五世孫、倭彦王、在ニ丹波國桑田郡一云々とあるは、何の皇子の御末なりけむ、是レも此ノ品夜和氣ノ命の御末にやあらむ、【和名抄に、丹波ノ國天田ノ郡に、土師郷、丹後ノ國竹野ノ郡に間人郷もあれば、彼ノ間人ノ宿禰などの先祖には非るか、若シ香坂ノ王、忍熊ノ王などの御末ならむには、彼ノ時に撰出べくも非ず、】○大鞆和氣命、御名の由、次に見ゆ、○品陀和氣命、書紀に譽田別尊と書り、品陀は地ノ名にて、今河内ノ國古市ノ郡に、譽田村あり、是なり、【即此ノ村に其ノ御陵あり、さて此ノ地名古書には見えざれども、古き名なるべし、今ノ世には、こんだと呼へども、其は後の訛リなり、譽ノ字を書ヶにて、本牟陀なること決し、古へは志紀ノ郡に屬けり、】御若かりしほど

其ノ地に居住しなるべし、此ノ品陀ノ天皇、品陀眞若ノ王の御女を娶たること、彼ノ御卷【傳卅二の五のひら】に見えたるも、此ノ地に居住しに由あり、【品陀眞若ノ王と申す名も、此ノ河内の譽田に住坐しより負るなり、さて品陀和氣ノ命も、其ノ地に居住てぞ其ノ御女をば娶たりけむ、】さて崩り坐て、此地に葬奉りしも、初メ居住りし由縁にやありけむ、抑此ノ御名の事、御兄王の御名と甚近きに就ては、地ノ名には非じかの疑ヒもありて、上に云るが如し、【彼ノ河内の譽田は、此ノ天皇ノ御陵あるに因て、後に負たる名にて、元よりの名には非じかの疑ヒもなきに非ず、書紀雄畧ノ卷に、此御陵を、譽田ノ陵とあるは、譽田ノ天皇の陵と云ことにて、地ノ名の謂には非るべし、地ノ名は、蓬蔂丘とあればなり、其外譽田と云る地ノ名、古書に見えたることとなし、然れどもかの品陀眞若ノ王の品陀は、決く地ノ名と聞えたれば、決めかねてなむ、】吉野の國巢等が哥に、大雀ノ命を、本牟多能比能美古と詠へるは、品陀ノ天皇の日ノ御子と申すことなり、○太子、上に見ゆ、○初所生時、初とは即チ生坐る時を指シて云るなり【波士米と訓べし、波士米弖と訓ては、いさゝか意異れり、】○如鞆宍生御腕故は、美多陀牟伎爾登母那世流斯志阿理斯由惠爾と訓べし、腕は、和名抄に、腕和名太々無岐、一云字天とありて、上卷沼河比賣の哥に、斯路岐多陀牟岐と見ゆ、鞆は、上卷に出、【傳七の卅九葉】宍は、和名抄に、玉篇云、肉肌膚之肉也、和名之々とあり、宍は肉の古字にて同じ、さて此は、御胎中より既く此ノ御肉の有リて生坐るなり、知下坐二腹中一定上レ國也、とあるにて知ルべし、【生坐たる時に出來たりと云にはあらず、】故レ生ノ字は、阿理斯と訓べきなり、白檮原ノ宮ノ段に、生レ尾人とあるも、尾の有る人なり、【其も元よりあるを生と書り、其時に出來たるにはあらず、】書紀應神ノ卷に、初天皇在レ孕而、天神地祇授二三韓一、既産之、宍生二腕上一、其形如レ鞆、是肖下皇太后爲二雄裝一之負上レ鞆、故稱二其名一、謂二譽田天皇一とあり、此は謂二大鞆別尊一と云フべきを、亦ノ御名と紛らかして、謂二譽田天皇一と誤りたる傳へなり、【又右の文の次に、細書に、上古ノ時、俗號レ鞆謂二褒武多一焉、とあるは、かの譽田ノ天皇は、傳へのま

ぎれにて、大鞆別なることを辨へずして、推當に注せられたるひがことなり、いで上代より、鞆は當時このみことを云れ、さらに保武多と云しことは無きをや、】○著其御名とは、鞆を御名に負せ奉りしを云、【つねに名云々とある名ノ字を、ナツクと訓も、名を着ること也、物語書などには、名といはで、云々とつけてなども云、今ノ世の書にも然書なり、然るにかのナヅクとて訓にのみ泥みて、命ノ名などあるをも、ナナヅクと訓たぐひは、ひがことなり、既に名と云うへは命はたゞツクとこそ訓べけれ、名を名着ことてはいと煩はし、そも漢文を訓むには、かゝる煩はいかさまに訓てもあるべけれど、世ノ人たゞ那豆久と云をのみ雅言と思ひて、名を着、名に着など云をば、俗言のごと心得たるある、故に辨へおくなり、】○是負は、生坐る時に、鞆の形したる御肉のありしを以てなり、○知下坐腹中定上國也は、美於那加爾麻斯弖久邇佐陀米多麻敝理斯許登斯良延多理、と訓べし、國ノ字の上なる定ノ字は、諸ノ本に無きを、己レ今補へつ、然る故は、まづ此に字の脱たることは決し、【本のまゝにては、義理通えがたく、如何とも訓べき由なし、】かくて其は何の字とも今知りがたけれど、舊印本にミクニサダメ玉ハムコトと訓るを思ふに、若シ定ノ字無からむにはサダメ玉ハムとは思ひ寄て訓べくもあらざれば、古本に此ノ字ありて然訓りしが、其ノ字は脱て、訓の殘れりしなるべし、さて定とありて、義理もよく當れり、故レ此に依て補へつるなり、【延佳本には、知ノ字を補へて、依下文補之と云り、師も其に依られたり、依下文とは、神の御誨しに、凡此國者、坐汝命御腹之御子所知國者也、とある是なり、されば知ノ字にてこともなく聞えて、誰も然思ふべきことなれども、なほ熟思へば、然には非じ、其ノ由は次々に云、】さて腹中を美於那加と訓るは、書紀、仁徳ノ卷歌に、于池能阿層餓波邏濃知破、云々、【濃はヌの假字なり、】とあるに依れり、【万葉五、又十七に、國中をも、久奴知とあり、其は、爾字を切めて奴と云なり、】國とは、何の國となく、汎く云る言にて、指處は三韓國なり、【皇國を云には非ず、よくせずは紛ひぬべし、】抑外ッ國をしも、たゞに國と云むは、いかゞ

と疑ふ人もあるべけれど、此は指すところは三韓なれども、言はたゞ何れの國とは無くて云るなれば、妨なし、たとへば、國あり、國なし、など云む類の國なれば、外ツ國にてもなどか然云はざらむ、】其ノ證は、書紀應神ノ巻ノ初メに、初天皇在孕而、天神地祇授三韓、既産云々、【此にかの稱如る御肉の事を云なるこの端に、授三韓とこしもあるを思ふべし、】神功ノ巻に、神託の言に、汝不得其國、唯今皇后始之有胎其子有獲焉、【汝とは、仲哀天皇を詔ふなり、其ノ國は、三韓なり、上文にて知らる、】また、汝王必不得其國、唯今皇后懷姙之子蓋有獲歟、また、繼體ノ巻に、夫住吉大神、初以海表金銀之國、高麗百濟新羅任那等、授記胎中譽田天皇、また、自胎中之帝、置官家之國、【官家之國は、三韓を云、】また、夫海表諸蕃、自胎中天皇置内官家、云々、宣化ノ巻ノ詔に、海表之國、云々自胎中之帝、洎于朕身云々などある皆三韓國を得賜ひし事を、【神功皇后には係ずして、】此胎中之天皇に關て申し、又其ノ胎中天皇と申す御稱は、韓國御言向の事に局りて申す御稱なり、【韓國の事に非ずして、たゞ天ノ下所知看ことに、此ノ御稱を申せる例なきを以ても、此に國と云は、皇國には非ることを知るべし、】又稱如る御肉も、もはら御征伐に因れる表なり、【稱は、何となく平日に負る物には非ず、又軍には凡人も負る物なれば、國所知看し表には由縁なし、】大かたこれらを以て、國は三韓を指して云ることを知ルべし、定とは、下文に故是以新羅國者、定御馬甘、百濟國者、定渡屯家、などある定にて、征伐服從へて、蕃國とし賜へるを云なり、書紀にも、新羅王、云々高麗百濟二國王云々、永稱西蕃、不絶朝貢、故因以定内官家、などあり、知は、彼ノ御肉のありしに因りて、此ノ御子御腹ノ中に坐々ながら、韓國を征伐定賜ひしことの、生坐る時に知られたるなり、

此之御世。定淡道之屯家也。

書紀に、二年二月云々、卽月定二淡路屯倉一とあり、淡路は、淡道ノ國なり、屯家の事は、上【傳廿六の三十七葉】に委く云り、

其大后息長帶日賣命者當時歸神故天皇坐筑紫之訶志比宮將擊熊曾國之時天皇控御琴而建內宿禰大臣居於沙庭請神之命於是大后歸神言教覺詔者西方有國金銀爲本目之炎耀種種珍寶多在其國吾今歸賜其國爾天皇答白登高地見西方者不見國土唯有大海謂爲詐神而押退御琴不控默坐爾其神大忿詔凡茲天下者汝非應知國汝者向一道於是建內宿禰大臣白恐我天皇猶阿蘇婆勢其大御琴（自阿下五字以音）爾稍取依其御琴而那麻那摩邇（此五字以音）控坐故未幾久而不聞御琴之音卽擧火見者既崩訖

當時は、曾能加美と訓べし、其時と云が如し、【後ノ世ノ人、そのかみを、たゞ昔と云ことゝ心得たるは違へり、既往の事を語るとて、其時にと指て云言なり、昔と云とは異なり、さて此記に、今時と云べき處に、當時と書れたるもあり

て、タヾイマと訓ノり、訓は其處に叶ひたれども、當ノ字の用ひざまあたらず、凡て皇國にては、當ノ字を、今と云意此と云意に用ひて、今時を當時、今日を當日、此ノ處を當處、此ノ國を當國と云類、皆あたらず、當は大氏曾能と云にあたりて、當時は其ノ時、當日は其ノ日、當所は其ノ所、當國は其ノ國と云意なり、】さて其ノ時とは、西ノ國に坐々しころほひを汎く指シて云ひ、其由は次に云、○歸神は、迦微余理賜問理伎と訓べし、【歸ノ字は、記中に、余理と云に多く用ひたり、又万葉に、神依板と云あれば、余流と云こと古言なり、】又余理は、加々理とも訓べし、大后に、神の託着坐るなり、なほ其ノ狀は、上卷石屋戸ノ段に、爲神懸而とある下【傳八の五十七葉】に云るが如し、【彼ノ神懸は、上に爲ノ字ありて、躰言なり、故レ加を濁りて訓るを、此は余理にても、加々理にても、用言なり、加濁るべからず、但し下なる歸神は、加牟賀加理と訓べきなり、其由は彼處に云べし、】さて下にも大后歸神とあるを、此處にもかく同じことの有リて重れるは、此なるは徒なる如く聞ゆめれど、然らず、此ノ大后に神の託て坐々る事は、下文に大后歸神云々とある時のみには局らず、大凡其ノ前後の常の事なりし故に、此は其ノ前後の平常を先ッ言ヒおくなり、當時と云るも、此ノ故ぞかし、【若シ然らざれば、當時と云ること、徒なり、又此に此ノ事を先ッ言ヒおかざれば、下文の神歸、たゞ其ノ時にのみ歸り給へる如く聞ゆるなり、抑書紀に見えたる、海中より如意珠を得給ひしなども、直なる事に非ず、其ノほどよりして、神の託坐し故にぞありけむ、】さて天皇崩坐て後の段の神歸も、大后とはあらざれども、此の語彼處まで響きて、此ノ大后と聞ゆるなり、抑此ノ大后にかく神の託し賜へりしは、尋常の細事には非ず、永く財寶國を言向定め賜へる起本にしあれば、甚も重き事ぞかし、【然るに書紀に、此ノ皇后ノ御卷ノ初メに、幼而聰明叡智、貌容壯麗とのみ記して、甚も貴き靈き此ノ神歸の事をしも漏し賜へるは、いかにぞや、漢めかぬ事なればなるべし、漢國に此ノ大后の御事を、傳に聞奉りて、其ノ國籍に、事二鬼神道一、能以レ妖惑レ衆、など云るは、あなかしこ戎人神ノ道の正しく妙なることを得知ずて、例の漫

に云る狂語なり、】さて如此託坐る神は、下ノ段に、今如此言教之大神者、欲レ知二其御名一とあれば、何神とも始メのほどは知られざりしなり、かくて右の如く問奉りし時に、其ノ御名告はありて、彼處に見えたり、○熊曾國、上卷に出、【傳五の十五葉】○天皇控二御琴一、天皇とは、上にあれば此に又かくあるは煩はしきに似たれども、此は天皇は云々、建内ノ宿禰は云々と、其ノ御事を分て申す處なれば、かくあるなり、琴の事は、上卷天ノ詔琴の下に云り、【傳十の四十九葉】抑不服國を言向給はむとして、如此御琴を彈して、云々し賜ふことは、凡て上代には、何事を爲賜ふにも、先ヅ神の御心を問して、其ノ命を承行ひ賜へることなれば、此も此ノ御代の吉けむ凶けむを神に問し給ふなり、【此ノ所書紀はいさゝか異にして、此方より請問給へるには非ずして、神の皇后に託して、御諭のありし趣なり、然れども此ノ記の趣は、控二御琴一云々とあること、此方より請給へるさまなり、さて其は熊曾を伐賜はむことを問賜ふとせざれば、然神の命を請給ふこと、何の所以ともなし、】書紀には、神功ノ卷に、皇后親爲二神主一、則命二武内宿禰一令レ撫レ琴、喚二中臣烏賊津使主一、爲二審神者一、因以二千繒高繒一、置二琴頭琴尾一而請曰、云々とあり、さて然神の命を請ふには、必ズ琴を彈ここにて、其ノ琴ノ上に其神の降來坐て、人に託りて命をば詔ふなり、此ノ事彼ノ天ノ詔琴の處にも云るが如し、考へ合すべし、なほ万葉九〔廿丁〕に、神南備、神依板爾、爲杉乃、とある神依板と、此にて、神の託坐ス料の板なり、大神宮儀式帳【六月例】に、以二十五日夜乃亥時一、第一御門仁、御巫内人仁御琴給弖、大御事請弖、以二十六日一、從レ宮西河原仁退出云々、また、【九月神嘗祭ノ條にも、】以十五日云々以同日夜亥時一、御巫内人乎第二御門爾令レ侍弖、御琴給弖、請二天照坐大神乃神教一弖、即所レ教雜罪事乎、自二禰宜館一始、内人物忌四人館別解除淸畢、云々、【また、御巫内人ノ職掌ノ條にも、三節祭、十五日夜、以二亥時一、第二御門令レ侍、木綿襷御琴給弖、請二大神御命一云々、同宮年中行事、六月ノ御祭、十五日ノ條に、御巫内人自二外幣殿一、鵄尾御琴請、件御門外、東方候、御殿向、先詔刀申、其詞云、云々等不淨事無、

於御前御占清淨令占定給恐々申、次以笏御琴搔三度、度毎有警蹕、次奉下神、其御哥、阿波利矢遊波須度万宇佐奴阿佐久良仁天津神國津神於利万志万世、阿波利矢遊波須度万宇佐奴安佐久良仁奈留伊賀津千毛於利万志万世、阿波利矢遊波須度万宇佐奴安佐久良仁上津大江下津大江毛摩伊利太万江云々、御巫内人以同詞又申、御琴搔、件嘯音鳴以清知、以不鳴不淨用也、云々、其後又御巫内人三度御琴搔、警蹕之後、奉上神、御哥如本、但所奉下神御名申、今便歸御申云々とあるも、儀式帳に見えたると同度の事なり】とあるは、上代の禮の遺れりしなり、【何事も漢様を學ぶ世になりては、上代の禮儀は多く亡て、たゞ後ノ世までも、神事にぞかつ〴〵も殘れる事はありける、今ノ世にも、古き神社には、琴の板とて、板を叩きて神を降シ奉るかたを行ふ事、往々あり、かの万葉の神依板思と合すべし、抑此の神の御命を請奉る事、上代には人ノ心直かりしかば、正しき御諭の必ス有りしを、後にはなまさかしき漢心になりて、神の御命をさへ、疑ひて、信ぬこと多くなり來ぬるまゝに、正しき御諭も無きが如くなれるなり、】○建内宿禰大臣は、上に出、【傳二十二の十五葉】大臣の事も上に云り、【傳二十九の五十葉】そも〳〵天皇大臣の、如此御親仕奉リ給ひしを以ても、古ヘには神事を重みし賜ひしほどを知ルべし、○沙庭は、神を降し請せ奉リて、其ノ御命を請ふ場にて、齋清めたる由にて、清場の切りたる名なり、【佐夜は佐と切まる、】書紀【神功ノ巻】に、爲審神者とあるは、清庭に候ふ人を云るなり、【されば此ノ審神者は、サニハビトと訓べきなれども、其意にて、其人をたゞに佐爾波と云むも違はず、釋に、公望私記曰、云々、今代號撫琴人爲沙庭と云るは、そのころも、此ノ稱の遺れりしなるべし、】○居こは、たゞに居るのみを云には非ず、清庭に居て神の命を請奉り、其ノ命を受賜はり、又推復して問ヒ奉るべき事あれば問ヒ奉りなど凡て神に對ひ奉リて物するを云、下にも如此ある、彼處の形狀を以て知ルべし、【たゞ居ルのみをいはゞ、天皇の御琴彈給ふも、同く清庭に坐てのことなるに、かく殊に取分て一人を云るは、神に應對奉リて物するを、殊に沙庭に居

こ云なり、】○請ニ神之命一こは、云々の事言ち内こ如何こ問ヒ奉りて、教諭ノ賜はむ御言をこ求奉るを云、此は熊曾を言向賜はむこここを問ヒ奉るなり、【上に云るがごこし、】續紀十四に、天平十四年十一月、大隅國司言ス、云々、空中有ニ聲如ニ大鼓ノ、野雉相驚、地大震動ニ、遣ニ使於大隅國ニ檢問、并請ニ聞神命ニ、(請問神は、此は遡乎賀加理志豆こ訓べし、上なるは、其ノこゝろの平常を先ツ云、おけるにて、此は其内にも正しく今教覺給ふ事あるを、分て云るにて、俗に託宣ありてこ云が如し、【されば上なるこ文は同じけれごも、意はいさゝか異なることあり、然るを此をも上なるこ同じさまに訓ては、同じここの重なりて煩はしきのみならず、意の差別も分りがたければ、必ヲ言のさまをかへて訓べきなり、】○言教覺詔者は、許登袁志幣佐登志賜比都良久波こ訓べし、言は、言依言向などの言こ同くて、事なり、【言は、借字なり、凡て古へは字に拘らぬうちに、殊に言こ事こは常に多く通ハシ書キたり、】下文にも、言教之大神者云々、龍田風神祭祝詞に、皇神乃辭教悟奉處仁云々、鎭火祭祝詞に、云々止事教悟給支、遣唐使時、奉幣祝詞に、皇神命以弖、船居波吾作牟止教悟給比支、教悟給比那我良、船居作給部禮婆、云々、○西方有國こは、書紀に、即其御靈命に、新羅ノ國こ見え、此ノ記にも下に御船之波押ニ騰ル新羅之國ニ云々、あれば、新羅をむねこして、三韓に渉るべし、○金銀、金は、万葉十八丁廿には、久我禰こあれど、和名抄に、和名古加禰こあるに依て訓べし、諸ノ書にも常にも、然のみ云へればなり、名ノ意は、黄金なり、黄を許こしも云は、木をも、木陰、木末などの時は、許こ云、其格ぞ、【其外荷を荷前、火を火影など云たぐひ、皆第二ノ音を、第五ノ音に轉し云、同じ格なり、】銀は、和名抄に、和名之路加禰こあり、万葉五に、銀も金も玉も何せむに、勝れる多可良子に及めやも、さて古へには、皇國には金銀は出ざりし故に、【書紀神代ノ巻に、採ニ天香山之金一こあるは、高天ノ原にての事なれば、云べくもあらざれども、是レも黄金を云るには非ず、たゞ加泥にて、其品は鐵なり、】今其ノ多に有ル國を附ケ賜はむこなり、三韓のここを、書紀神功ノ巻、繼體ノ巻に、金銀之國、眼

宗ノ巻に、金銀ノ蕃國、武烈ノ巻に、銀郷、【こは金ノ字の脱たるにやと思へど、上下を見るに、四字づゝにとゝのへたる、漢文なれば、本より金ノ字は無かりしと見ゆ、いかゞはしき文なり、】などあり、かくて其國服歸ひてより、代々調物に、必ス金銀あり、推古紀に、高麗ノ國ノ大興王、聞日本國天皇造佛像、貢上黄金三百兩、皇極紀に、高麗國所貢金銀等云云、天武紀に、新羅調物金銀云々また、新羅貢調金銀云々、別獻天皇皇后太子金銀云々、また新羅進調云々、金銀云云、持統紀に、新羅調賦金銀云々などと見えたり、大かた用ふるかぎりの金銀、皆韓國より渡せるなり、然るに續紀一に、文武天皇ノ五年三月、遣凡海宿禰麁鎌于陸奥冶金、同月、對馬島貢金、建元爲大寶元年、八月、先是遣大倭國忍海郡人三田首五瀬於對馬島、冶成黄金、云々とある、此らぞ皇國に金の出たる始ノなる、さて同十七に、天平二十一年二月、陸奥國始貢黄金、奉幣以告畿内七道諸社、【かの大寶元年のは、いまだ黄金成ざりしにや、貢りしこと見えざるを、此に至て始メて貢りしなるべし、又彼ノ年既に對馬より金を貢ルとあるを、此に始貢とあるは、陸奥より貢りし始ノと云ことか、はた彼ノ對馬より貢りしは、たゞ金とありて、八月云々の處に、冶成黄金とあるを思へば、未熟く黄金に成りとゝのはざる金なりし故に、此なる陸奥のを始メとするか、此ノ時の詔に、此ノ大倭國者、天地開闢以來爾、黄金波人國用理獻言波有登毛、斯地者無物止念部流仁、聞看食國中能東方、陸奥國守從五位上百濟王敬福伊、部内少田郡仁黄金在奏弖獻、云々と見え、万葉十八に、賀陸奥國出金詔書と云長哥あり、右の詔書のことなり、稱德紀にも、天平年中云々、陸奥國馳驛貢小田郡所出黄金九百兩、我國家黄金、從此始出焉とあり、】と見え、銀は天武紀に、三年三月、對馬國司守忍海造大國、言銀始出于當國、即貢上、由是大國授小錦下位、凡銀有倭國、初出于此時、故悉奉諸神祇、亦周賜小錦以上大夫等、【持統紀に、五年秋七月、伊豫國司田中朝臣法麻呂等、獻宇和郡御馬山白銀三斤八兩、鉚一籠、續紀三に、紀伊ノ國云々、但阿提飯高牟漏三郡獻銀也、などあり、次々に處々よ

り出けるなり、】と見えたり、【顯宗紀に、銀錢のこと見えたれども疑はし、たとひそのかみ銀錢を用ひし事ありとも、其ハ韓國より渡せる銀なるべし、】さてかく金銀の有リながら、古ヘは出ずして、異國なるを用ひしめ賜ひ、遙の後に出初て、つぎ〳〵に彌多に出もて來て、近キ世に至ては、萬ノ國に比なきまで多く出る、是レ皆初メよりとあるもかゝるも、神の御心なれば、必ス然るべきことわりあることなるべし、【凡人の、よのつねの理以て測り云べきにあらず、】○爲本は、師の波士米弖と訓れたる宜し、遠飛鳥ノ宮ノ段に、大后始而諸卿等云々、朝倉ノ宮ノ段に、大御刀及弓矢始而云々、續紀四の詔に、親王始而、王臣百官人等、などある始而に同じ、○目之炎耀は、米能加賀夜久と訓べし、【目之を、マノと訓むはわろし、又目ノ字、諸本に日と作るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、】書紀に、眼炎とあり、俗言にまばゆき、かゝはゆきなど云意にて、物語書に目もあやなりとある是なり、字鏡には、眩聞同、目女久留、又目加加世久とあり、【此とは言の意は同じけれども、用る意異なり、】○珍寶は、二字を多加良と訓べし、書紀神功ノ卷、皇極ノ卷などに、珍寶とあり、○多在其國は、【多在を、佐波那流と訓、那流は、爾阿流の切れるなれば、即多に在なり、】書紀に、即寶國とあり、神功ノ卷にも、財寶國、財國、財土など見え、又百濟肖古王開寶藏、以示諸珍異、曰、吾國多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、【こは皇國の彌波移と云人に示て云るなり、】また新羅貢物者、珍異甚多、など見え、欽明ノ卷に、大將軍大伴連狹手彥、伐高麗、盡得珍寶貨賂七織帳鐵屋還來、なども見えたり、○歸賜は、師の余世麻波牟と訓れたるに從ふべし、余世は、令憑にて、憑從來らしむるなり、祈年祭ノ祝詞に、遠國者、八十綱打挂弖、引寄如事、皇大御神能寄奉波とあり、又万葉十四【廿丁】に、奥西都奈波伯己與奈流麻弖、云々とよめるも、女を此方へ依從へ來らしめむとすれども云ることなり、又十九【廿丁】に、綠木積成路因見毛我母、など、從ひ來ることを余須と云る、いと多し、賜とは、其ノ國を賜ひて、蕃國とせむとなり、【たゞ食みて云ふ辭の賜にはあらず、】即此ノ三

韓國を附屬賜ふ事は、書紀ノ神代ノ卷に、素戔嗚尊曰、韓郷之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者、未是佳也云々とありて、既く神代より幽契のありけることなり、書紀ニ云、八年云々居橿日宮、秋九月、詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膂之空國也、豈足擧兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之睩、有向津國、眼炎之金銀、彩色多在其國、是謂栲衾新羅國、若能祭吾者、則曾不血刃、其國必自服矣、復熊襲爲服、其祭之、以天皇之御船及穴門直踐立所献之水田、名大田、是等物爲幣也、【如美女之睩とは、万葉六に、如眉雲居爾所見阿波乃山、とよめるが如く、其國の山の遥に然見ゆるを云、向津國とは、海の遠にはるかに望くる國を云、繼躰紀の哥に、武哿左履樓以祇能和駄喇ともあり、さて上に有寶國とあれば、有向津國の有ノ字は、ナリと訓べし、彩式とは、錦繡綾羅の類を始めて、色美麗き種々ノ物を云なるべし、天武紀に、新羅の献物を、金銀㲲錦綾羅金器屛風などあるが如し、孝徳紀に、金銀錦綾五綵ともあり推古紀に、高麗僧曇徴能作彩色紙墨とある彩色は、何物を云るにか、】○唯有大海、御答への御言は是まてなり、○爲詐は、伊都波理世須と訓べし、世須は、爲を延て云古言にて、【見を美須、聞を伎許須、立を多々須、など云と同格、】爲賜ふと云むが如し、万葉十九二十丁に、國看之勢志弖、【せしては、爲てなり、】また、二十丁豐宴見爲今日者などあり、さて今ノ世には、詐云、空言云といへども、古は詐空言などをば、云とはいはず、爲と云り、【中昔まても然り、】○謂は、淤母富志弖と訓べし、○押退、退は、曾氣弖と訓べし、【志理曾久と云は、後方へ曾久ことなり、此然には非ず、】後ノ世の言に、押遣てと云に同じ、○默坐は、母陀伊麻志奴と訓べし、万葉三二十丁に、默然居而、四二十丁に、默然得不在者、又二十丁默毛有益呼、【十二、十三にも如此あり、】七四十丁に、默然不有跡、十一二十丁に、默然毛將有、十七二十丁に、母太毛安良牟などあり、【此ノ言常には母陀須と云へば、此も母陀志麻志奴とも訓べけれど、古書に母陀須母陀志など云る例を未見ざれば、万葉の云ざまに依て

謂つ、伊麻志奴は、万葉に詞の居行にあたれり、】亦陀は、介陀と、通ひて、徒然なる意なり、【徒の意、又空の意で、俗言に無陀と云り、】されば此はなほ御琴を弾て神の命を承はり賜ふべきに、然はあらずて、徒に止て坐をいへり、◎大ホ恐、あな可畏、あな可畏、◎凡は、此は意富加多と訓べし、◎茲天下者云々とは、彼ノ實ノ國を得賜ふことをあたはざるのみならず、大かた此ノ御國をも得所知看まじきなり、さるは、此ノ教諭し給ふ神は、【其時にこそ未ノ何ノ神とも知られざりつれ、後に御名告ありつるに依れば、】天照大御神に坐を、痛可畏、其ノ大命を信賜はずて、爲ノ詐ノ神とさへ申ノ給へれば、大く恐し賜ふこそ宜なれ、天ノ下得所知看さぬも宜なれ、痛可畏、痛可畏、【世ノ人よ、世ノ人よ、此をよく思ふべし、よく思ふべし、天皇のみにも坐まさず、天ノ下には、誰しの人か此ノ大御神の大御心に背奉りては、一日片時も得在べき、あなかしこ、あなかしこ、】◎向ニ一道ニとは、黄泉國に罷坐せとの詔なり、其は天ノ下には諸道あり、黄泉國はたゞ一道なり、上ノ件に云れたる如く、此ノ食國天ノ下は、四方八方を統て周偏きに對へては、何處にまれ、一國は、一方に片偏て、偏からざる故に、此如詔へるなり、書紀崇神ノ巻に、豐城命と、活目尊との御夢を判斷給へる詔に、兄則一片向レ東、當レ治ニ東國ヲ、弟是悉臨ニ四方ニ、宜レ繼ニ朕位ニ、とあると意ばへ似たり、相照して曉るべし、道とは、向ふあるに由れる御言なり、さて黄泉國は、根之堅洲國と云て、殊に片隅なる國なれば、一片なるこゝろなり、【堅洲は、片隅なるこゝろ、傳七の廿五葉に云るが如し、考へ合すべし、源氏物語若菜ノ下巻に、道異になりぬればこそあらは、亡人の事を云るにて、此ノ世とは異なる道に罷りぬる意なるべし、又万葉十一に、逢太人乃、打聞之、直一道二、續紀廿七の詔に、一道爾志白たきあるは、一すぢにの意なり】書紀には、天皇聞ニ神言ヲ、有ニ疑之情一、便登ニ高岳ニ遙望レ之、大海曠遠而不レ見レ國、於是天皇對ニ神ニ、曰、朕周望之、有レ海無レ國、豈於ニ大虚ニ有レ國乎、誰神徒誘レ朕、復我皇祖諸天皇等、盡祭ニ神祇ニ、豈有ニ遺神ニ耶、時神亦託ニ巫ニ曰、如ニ天津水影ニ、押伏而我所見國、何謂ニ無レ國以

誹謗我言、其汝王之如此言而遂不信者、汝不得其國、唯今皇后始之有胎其子有獲焉、然天皇猶不信、以強撃熊襲、不得勝而還之とあり、又神功ノ卷には、一云、足仲彦天皇、居筑紫橿日宮、是有神、託沙麼縣主祖內避高國避高松屋種、以誨天皇、曰、御孫尊也、若欲得寶國耶、將現授之、便復曰琴將來以進于皇后、則隨神言而皇后撫琴、於是神託皇后以誨之、曰、今御孫尊所望之國、譬如鹿角以無實國也、其今御孫尊所御之船、及穴戸直踐立所貢之水田名大田爲幣、能祭我者、則如美女之睩、而金銀多之眼炎國以授御孫尊、時天皇對神曰、其雖神何謾語耶、何處將有國、且朕所乘船既奉於神、朕乘曷船、然未知誰神、願欲知名、云々於是神謂天皇曰、汝王如是不信、必不得其國、唯今皇后懷姙之子、蓋有獲歟、是夜天皇忽病發以崩之ともあり、○白は、天皇に白すなり、○恐とは、神の御命を信給はず、返りて誹謗りさへし奉り給へることを可畏みて、申すなり、○我天皇は、和賀意富伎美と訓べし、然申せることは、日代ノ宮ノ段、朝倉ノ宮ノ段などの哥、又万葉にも多し、凡て天皇と書たるにも、意富伎美と訓べきが万葉などにも多し、天皇とあるをば、スメラミコト、又スメラギとのみ訓て、オホキミとは訓ぬことゝ心得たるは非なり、續紀四に、天皇を、我王、【こは元明天皇の詔に、聖武天皇を申し賜へるなり、又十に、聖武天皇の詔に、元正天皇をも、かく申し給へり、】九に、我皇天皇、十に、我皇太上天皇などもあり、○大御琴、上にも次にもみな御琴とあるを、此のみ大御とあるは、白す語なればなり、【これらを見ても、此ノ記の古語を失はざることを知られて、いと貴し、又地ノ詞と、人に對ひて云ふ詞との差別をも辨ふべし、】○阿蘇婆勢は、彈賜へと云むが如し、うつほ物語俊蔭ノ卷に、仲忠例の曲の手をばひかで、思ひの外の物をひく、時にかくては御祿もいかゞはせむ、なほ少しこまやかに阿蘇婆世と切にのたまへば、調かへてひく、源氏物語處女ノ卷に、大臣和琴引依せ賜ひて、云々猶阿蘇婆佐牟夜とて、秋風樂に掻合せて唱哥し給へる、【又明石ノ卷に、阿蘇婆須よりなつかしきさまなるはい

づこのか侍らむ、紅梅ノ巻に、うちとけても阿蘇婆佐泥杼時々うけ給はる御琵琶の音なむ昔おぼえ侍る、云々、いで阿蘇婆佐牟夜、御琴まゐれとのたまふ、】などあり、阿蘇婆勢は、阿蘇傍を延たる例の古言にて、敬たる言なり、凡て歌舞管絃をば、皆阿蘇夫と云、體言にして阿蘇備とも云り、上巻天若日子ノ段に、日八日、夜八夜以遊也、【傳十三の五十二葉、考へ合すべし、】と見え、石屋戸ノ段に、爲樂とあるをも、阿蘇備爲と訓べく、【其由は、傳八の六十三葉に云り、考へ合すべし】神樂東遊など云も是なり、【神遊は即神樂なり、此をかぐらと云ことは、古書には見えず、神樂哥を、古今集には、神あそびの哥とあり、】中昔の物語書などにも、管絃を、もはら御遊と云り、續紀十五に、皇太子の五節ノ舞を舞賜ふを御覧し、太上天皇の詔に、今日行賜布態乎見行波、直遊止乃味不在之天、天下人爾、君臣、祖子乃理乎、教賜比趣賜止爾有良志止奈母所思須、【この遊ノ字を、印本には、逆に誤れり、今は古本に依れり、さて君臣祖子之云々は、こちたき漢意なり、樂はたゞ遊なることこそ直き本の意にはありけれ、】さて哥舞管絃わざならぬ他の事にも、阿蘇婆須と云ことあり、其ノ事は、下巻朝倉ノ朝ノ大御哥に見えたる、此處【傳四十二の三葉】に云べし、抑阿蘇夫と云言の本は、今俗にも云と同意なれば、何事にも云中に、哥舞管絃は遊の至極なる故に、殊に其名を負るなり、○稍取依、稍は、速ならざるなり、取依は、押退賜ひしを、又取依賜ふなり、○那麻那摩邇は、生々にて、凡て生とは、物の未熟ひ熟らざるを云、物語書にも、なま〳〵のかむだちめ、なま〳〵の博士などあり、【奈麻強の奈麻も是なり、さて那麻々々、奈麻強、みな中々の意あり、俗言に那麻那加備とも云り、中は半途にて、至るべき處まで未至らぬ意なる故に、生と意通へり、】此は御心に入て熟くも彈給はず、しぶ〳〵に、少しづゝ彈給ふさまを云り、【上に稍とあると相叶へり、】さるは、神の命を信賜はず、御琴も彈かじと所念せるを、人に強られて、御心ならず彈賜ふが故なり、○控坐、坐は伊麻志と訓べし、【たゞ控賜ふと云意に添へたる坐にはあらず、】控て坐すなり、○未幾久而は、伊

久陀毗阿良受弖と訓べし、万葉五丁九に、伊久陀毗阿羅爾婆、十丁廿に、左泥始而何太毛不在者、【あらねば、あらね
にと云意なり、】などあるに依れり、幾程も無く、【俗言に間もなく、】と云意なり、【万葉四に、不相見者幾久毛不有國、
十一に、不相見而幾久毛不有爾、などある幾久毛は、今ノ本の訓は、古言にかなはず、イクヒサ、ニモ或はイクバクヒ
サモなど訓べし、然れども此なるは、久を讀てはわろし、】○不聞は、伎許延受那理奴と訓べし、【那理奴は、漸に絶た
るなり、】○擧火は、字のまゝに訓べし、【擧を師はトモシテと訓れたり上卷に燭一火一などもあれば、其もさること
なれども、此は、本よりも燈はありつらむを、近く取依せ擧て見奉れるさまに聞ゆるなり、但し沙庭には凡ては火は燭さ
ぬ禮か、若然もあらばトモシテと訓べけれど、其は知りがたきことなり、又燈は無くて、燎火なる故に、近く明して見
奉むとて、新に燭せるか、とまれかくまれ、阿宜弖と訓て惡からじ、】天武紀に、擧レ燭とあるも、近く取り依せ擧る意
なれば、阿宜弖こそ訓べけれ、○既は、師の波夜久と訓れたるに依るべし、【俗言に、波夜と云意なり、】此ノ段、書紀
には、【かの、神託は八年の事にて、】九年春二月、癸卯朔丁未、天皇忽有痛身而明日崩とありて、細書に、即知下不レ
用二神言一而早崩上、一云天皇親伐二熊襲一、中二賊矢一而崩也とあり、並異なる傳へなり、【有痛身一を、本にはナヤミタマフ
コトアリと訓れども、たゞ御病ならむには、痛身とは書くまじきにや、若くは大御體の痛坐しにやあらむ、】

爾驚懼而坐殯宮更取國之大奴佐而【奴佐二字以音】種種求生剝逆剝阿
離溝埋屎戸上通下通婚馬婚牛婚鷄婚犬婚之罪類爲國之大
祓而亦建內宿禰居於沙庭請神之命於是敎覺之狀具如先日

凡此國者坐汝命御腹之御子所知國者也。

響懼には、天皇の忽に崩坐ぬるを驚き神の御祟を懼なり、○殯宮は、阿羅紀能美夜と訓べし、其ノ由は万葉三に、左大臣長屋ノ王ノ死之後、倉橋部ノ女王ノ歌に、大皇之命恐、大荒城乃、時爾波不有跡雲隱坐、とある大荒城は、御喪の時を云て、同集ノ中に、某ノ尊ノ殯宮之時、とある【下に引り】に同じければなり、【彼ノ大荒城を、地ノ名として解たるは、いみしき強説なり、時にはあらねど、は、大荒城仕奉るべき時ならぬを云、そは此ノ長屋ノ王は、讒ノ事聞えありしによりて、窮ノ問其ノ罪ノ令ノ王自盡と續紀に見えて、今ノ世ノ武家に、切腹仰付らるゝが如し、されば御命の限りにて、覺ゆることには非ざりしを、時にはあらぬと云るなり、】かくて荒城と云意は、荒は鏷璞なごの阿羅なり、其ノ新に死たるまゝにて、未ダ飾ることも爲あへぬほどの意にて、今ノ世にも其ノ阿羅某と云こと多し、【阿羅亡者、阿羅齋、阿羅火などのごとし、】城は奧津城の紀に同じ、されば新に死たるまゝにて、未ダ葬りあへざるほど、且ク收置所を阿羅紀と云て、天皇などのは、其ノ宮を阿羅紀能宮と申せるなり、【今伊勢ノ國ノ己ガ郷の坂の傍に、人の新に死たる家には、竹ノ虎は葉などの長さ二三尺ばかりなるを、上ざまを束ねて、竪に杙に結着て、一二三日がほど門口に植置て、新喪の標とす、其名を阿羅加紀と云り、これ荒城のこゝろばへなるべし、かゝる事なほ諸國の俗を尋ねば、古き儀も名も遺れる事多かるべし、】書紀允恭ノ卷に、殯ノ宮ノ大夫玉田ノ宿禰云々、【大夫は、殯ノ宮に任る職なり、】また、[illegible]ノ卷に、大皇崩、起二殯宮於廣瀬一、推古ノ卷に、天皇崩、殯二於南庭一云々、舒明ノ卷に、天皇崩二于百濟宮一、殯二於宮北一、是謂百濟ノ大殯一、天智ノ卷に、天皇崩、殯二于新宮一、天武ノ卷に、天皇崩、起二殯宮於南庭一などあり、【これらに依るに、殯ノ宮は、宮ノ中にも造られ、又他處に造られしこともありしなり、大荒木ノ森と云地ノ名も、古ヘの天皇の大殯宮の趾にてありけ

む、さて殯は、書紀などに、皆モガリと訓り、其は、或說に、喪あがりなり、仲哀紀に、无火殯斂此云褒那之阿餓利、とありと云り、さもあるべし、師は此ノ仲哀紀の訓注に依て、殯を凡てアガリと訓れき、さて万葉考に、阿羅紀は、阿羅は假の意、紀は加理の約まりたるにて、もと阿賀理と同言なり、と云れたるは、いかゞなり、阿羅紀と阿賀理とは、言は本より別なり、但し、殯とあるをば、二ッの内何れに訓ても違はず、殯宮も、アガリノミヤと訓ムもひがことに非ず、然れども、此は然訓マむよりは、アラキノミヤと訓ムぞ直によく當れる、用言に殯スなどある處は、アガリスと訓て宜し、さて阿賀理てふ言の意は、まづ天皇の崩すを、神上と申す、こは底津根ノ國黃泉國に幸すと申すことを忌憚て、其ノ反を以て、天に上坐と申しなせるものなり、かの僧を髮長、葷を余斯、と反を云が如し、天皇のみならず、皇子等などにも、天所知など申し、事によりては、凡人にもさるさまに云ることある、皆同じ、かゝれば、死し時の事をも、天に上るをりの事と云意にて、阿賀理とは云なり、師の遠江人は、今も人の死て第三日の事するを、三日のあがりすと云と云れたる、京などにては、是レを志阿宜と云り、此レも天へ送り上る事と云意にて、同じことなり、さてかく人の死るを上ると云より轉りて、凡て事の成畢るを出來上る、成し畢るを爲上るなど云こと多し、又病の新に治ぎたるほどを、やみあがり雨の晴たるほどを、あまあがり、と云類も多し、又下すと云べきを、上ると云ことも多し、膳を上る、又神へ供たる物の下しを、上りと云事なり、こは天皇の御位のことに就て、下す、下るは、忌言なる故に、例の反を云るにやあらむ、又事を終て退るを、あがると云こともあり、其は散るにてもあるべし】又万葉二に、天皇ノ大殯之時と見え、又日並知皇子尊殯宮之時云々、高市ノ皇子ノ尊ノ城上殯宮之時云々、明日香ノ皇女ノ木𤭖殯宮之時云々などもあり、【師の考には、天皇の餘は、別に殯宮は立られず、これらは一周まで御墓つかへする間を、凡て殯と云しなりとあり、今按に、天皇のほかは、殯宮無き證も見えず、又正しく殯宮ありし證も見えねども、既に殯ノ宮之時とあるうへは、たとひ其ノ宮は立ら

れずとも、殯宮と云しことは聞し、孝德紀の制に、凡王以下及庶人、不得營殯とあるに依らば、皇子に殯せしなり、又此制より前には、王以下も殯せしなるべし、さて右の如く殯宮之時と云るは、御喪之時と云義にて、必しも殯宮に坐すほどのみを云に非ず、故端に右の如く標たる歟、いづれも既に葬奉れる後の事までをも云り、されば師の一周までの間を云と云れたるぞ當れり】齊明紀に、皇孫建王八歳薨、今城谷上起殯而收、云々、詔曰、万歳千秋之後、要合葬於朕陵とある殯は、詔に依に、此天皇の崩坐て、合葬奉むまで、斂置奉るなれば、尋常の殯とは、こよなくぞありけむ、○坐は、麻世麻都理豆と訓べし、其由は、玉垣宮段に、御子者坐檜垌之長穗宮而、とある下【傳廿五の三十四葉】に云り、書紀には、於是皇后及大臣武內宿禰、匿天皇之喪、不令知天下、則皇后詔大臣及中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連曰、今天下未知天皇之崩、若百姓知之、有懈怠乎、則命四大夫、領百寮、令守宮中、竊收天皇之屍、付武內宿禰、以從海路遷穴門、而殯于豐浦宮、爲无火殯斂、甲子、大臣武內宿禰、自穴門還之、復奏於皇后、是年由新羅役、以不得葬天皇也とあり、○更は、復更めてにて、再神之命と云へ係れり、○國之大奴佐、國は、次に國之大祓とある國と同くて、諸國を云、但し此は筑紫ノ國々を云るかと師の云れたる、然もあるべし、【如此云ときは、うらまかせては、天下諸國のことなれども、此は筑紫の內の諸國にてもあるべく、又筑紫一國にてもあるべし、決めては云がたし】國中のと云ことなり、大とは、大祓の大と同く、廣く國中より取出るに云り、奴佐は、神に手向る物をも云、【万葉ノ哥によめるは、みな神に手向る奴佐なり、故幣とも、幣帛とも書たり】又祓に出す物をも云、名義は、麻布佐にて、【此は麻を切むれば、奴となる】事を宣くとて出すよしなり、祓の奴佐も、其罪穢を除清め給へと請く意を以て出すなれば、神に献りて請くと、意ばへ一なり、さて布佐は麻なり、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國、古語、麻謂之總也、今爲上總下總二國是也、【麻を布佐と

云しこと、此ノ他には見えたることなけれども、總國と云名を思ふに、信に然ぞありけむ、】抑神に手向るも、祓に出すも、其物は種々ある中に、殊に麻をしも名に負へるは、あるが中に主とする一種に就てなり、即チ麻と書ノも、此ノ故ぞかし、【下に引る神祇令にも、戸別に出す物は、麻一種なるを以ても、主とあることを知ルべし、大神宮儀式帳に、三祭十六日、西ノ川原ノ祓の儀を記せる處に、各奴佐麻令持而、先宮東方皆悉令向侍而、人別之席并後家穢雜事令申明、然於御巫内人、各所持之奴佐麻一條分授、即御巫内人等集取持、其人別所申穢事、細令傳申明云々とあるも麻なり、奴佐麻とは、奴佐に出す麻なり、【奴佐と麻と二ツには非ず、】さて此の奴佐は、大祓に出す祓物なり、祓物の事は、上巻千位置戸の下【傳九の初葉より六葉まで】に云るが如し、考へ見て古への大奴佐の意を知ルべし、【然るに今ノ京などになりては、大祓に、大奴佐と云物、たゞ名のみ存て、古へのとは其ノ趣大く變りて、本ノ意は亡たり、貞觀儀式大祓ノ條に、神祇官頒切麻云々、祓畢行大麻、次五位已上切麻、既而散去とあり、次ノ字の下なる字、己が見たる本、何れもさだかならず、撮若くは撥などにやあらむ、行大麻と云こと、いかにしけるにか、おぼつかなし、江次第同條に、次行大麻とありて、細書に、神祇官人以下執之、上卿以下座前引之、上卿辨大夫諸司料各異、西宮抄曰、上卿料祐曳とあり、又古今集ノ哥に、大麻の引手あまたになりぬれば云々、顯昭云、大麻は、祓するに陰陽師の持たる串にさしたるしでなり、祓はてぬれば、是をおの〳〵引よせつゝ、撫る物なれば云々と云り、此ノ説によらば、引手あまたとよめるは、江次第に座前引之とあるとは別事なり、思ひ混ふべからず、又公の大祓の大麻と云名をかりて、私の祓にも、大麻と云るか、大てふことあたらず、但し師の冠辭考に、引手あまたとよめる大麻は、大きなるぬさなりと云れたるに依らば、儀式などに大麻とあるも、切麻に對へて、大きなる由の名にて、古への大奴佐とは本より別なるか、詳ならず、そはとまれかくまれ、古へに大奴佐と云しは、中昔よりこなたのとは、其趣異なるものぞ、さて又神事に、榊ノ枝に麻と紙とを垂たる

をも、奴佐と云、紙は木綿の代りなり、又神社より授る御祓大麻と云物は、木綿麻を串に挟みたる形にて、此レも紙を代に用るなり、】○取とは、神祇令に、凡諸國須大祓者、毎郡出刀一口、皮一張、鍬一口、及雑物等、戸別麻一條、其國造出馬一疋、とある如く、郡々戸々より、祓物を出さしめて取るを云、【如此して其國中の人民の、身々の罪穢を祓ひ清むるなり、】天武紀に、五年八月、詔曰、四方爲大解除、用物則國別國造輸祓柱馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、钁一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稲一束、且毎戸麻一條、また、十年七月、令天下悉大解除、當此時、國造等、各出祓柱奴婢一口而解除なども見えたり、然るに今京などになりては、例の大祓に、戸別人別なども、祓物を出すことは無かりつと見えて、貞觀儀式、延喜式などにも、其事は見えず、儀式に、神祇官陳祓物於朱雀門前路南、分置六處、但馬在其南方北向、とあれども、此はたゞ神祇官より設置のみなり、四時祭式【六月十二月晦日大祓條】に擧られたる種々物、これかの六處に分置く祓物なるべし、又別に、大麻切麻六物あれども、古へのさまに異なり、【上に云るが如し、】但し神官神事に犯める人には、臨時祓を科せて、物を出さしむる事は、中古まで其法ありき、【延暦廿年五月太政官符、定准犯科祓事、一大祓料物二十八種、馬一疋、大刀一口、弓二張、矢二具、刀子六枚、木綿六斤、麻六斤、庸布六段、鍬六口、鹿皮六張、猪皮六張、酒六斗、米六斗、稲六束、鰒六斤、堅魚六斤、雑腊六斤、鹽六升、海藻六斤、滑海藻六斤、食薦六枚、薦六領、坏六口、盤六口、柏十五把、匏四柄、席四枚、席一領、右闕怠大嘗祭事、及同齋月内、弔喪問病、判署刑殺文書、決罰食宍、預穢之事者、宜科大祓一所、輕祓料、具如前件、官人有犯、並解見任、一上祓料物二十六種、大刀一口、弓一張、矢一具、刀子一枚、木綿三斤、麻三斤、庸布三段、鍬三口、鹿皮三張、酒三斗、米三斗、稲三束、鰒三斤、堅魚三斤、雑腊三斤、鹽三升、海藻三斤、滑海藻三斤、食薦三枚、薦三領、坏四口、盤四口、柏十把、匏二柄、席三枚、席一領、右闕怠新嘗祭、鎮魂祭、

神嘗祭、祈年祭、月次祭、神衣祭等事、毆伊勢大神宮禰宜內人、及穢御膳物、幷新嘗等諸祭齋日、犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科上祓、輸物如右、一中祓料物、二十二種、刀子一枚、木綿一斤、麻一斤、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒一斗、米一斗、稻一束、鰒一斤、堅魚一斤、雜腊一斤、鹽一升、海藻一斤、滑海藻一斤、食薦一枚、薦一領、坏四口、盤四口、匏一柄、柏五把、楉二枚、右闕怠大忌祭、風神祭、鎭花祭、三枝祭、鎭火祭、相嘗祭、道饗祭、平野祭、園韓神春日等祭事、毆物忌戶座御火炬、奸物忌女、及觸穢惡事、預御膳所、幷忌火等祭齋日、毆祝禰宜、及預祭事神戶人、犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科中祓、輸物如右、一下祓料物二十二種、刀子一枚、木綿六兩、麻六兩、庸布一段、鍬一口、鹿皮一張、酒四升、米四升、稻四把、鰒六兩、堅魚六兩、雜腊六兩、鹽四合、海藻六兩、滑海藻六兩、食薦一枚、薦一領、坏二口、盤二口、匏一柄、柏五把、楉二枚、右闕怠雜祭祀事、及齋日毆祝禰宜、幷預祭神戶人、犯諸禁忌者、宜科下祓、輸物如右、具前被右大臣宣偁、承前卿事有犯、科祓贖罪、善惡二祓重科一人、條例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍今弛張、立例如件、其毆傷若重者、祓淨之外、依法科罪、齋外鬪打者、依律科決、不在祓限、又祝禰宜等與人鬪打、及有他犯事須科決者、先解其任、即決罰、神戶百姓、有犯失者行齋之外、決罪如法、今具奏状、奏聞、奉勅依請、と類聚三代格に見えたり、右の內に、大祓とあるは、大上中下と定められたる祓の品にして、國之大祓など云大祓の謂には非ず、思ひ混ふべからず、齋宮式にも、凡雜色人已上、與人毆鬪者、科上祓、凡寮官諸司、及宮中男女、修佛事、和奸密婚者、科中祓、など見え、三代實錄十一に、內膳典膳、雀部朝臣祖道、隱匿司中人死之穢、仍科上祓、これは神事にこそ非れども、穢事の罪なる故に、祓を科せたるなり、日本紀畧に、寛弘七年九月廿五日庚子、大原野社邊有葬送輩、仍預等負大祓了、など云こと見ゆ、】○生剝逆剝、【生は伊伎と訓べし、伊氣と訓るは非なり、】師の祝詞考云、古事記に、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而所墮入、とあ

る是なり、生剝は、生ながら皮を剝なり、逆剝と一ッなるを、かく重て云は、古文の文にて、かくさまに云例、いと多し、生剝の逆剝と心得べし、【或人逆剝を、死たる皮を剝なりと云るは、ひがことなり、古へも今も死たる獸の皮をはぐは、常の事にて、罪とせざれば、さてはいかでか此ノ罪ノ條には入ラむ、】とあるが如し、【但し死たる獸ノ皮を剝ギは、常の事にて云々とあるは、心得あるべし、此ノ罪は、死たるにまれ、生たるにまれ、獸ノ皮を剝ヲを以テ罪とせるには非ず、生ながらに皮をはぎたる馬を以て、忌服屋を穢せるを以て、罪とはするなり、】古語拾遺にも、生剝逆剝とありて、細注に、逆剝生駒とあり、【かゝれば、生剝之ノこと、之を添ヘて讀ムべき意なれども、此ノ天津罪國津罪の條々は、皆罪の名目に云るにて、皆ノ短きを、此ヒのみ生剝之逆剝と云ては、他の例に違ふゆゑに、おのづから二ッ事の如くに云ヒならへるなり、】逆剝とは、尾の方より、首の方へ逆に剝故に云り、【獸ノ皮を剝ヶは、皆かくの如くにて、尋常なれば、たゞ剝と云てよ同じことなるを、殊に如此云は、例の古の文なり、】書紀神代ノ卷に、剝テ天斑駒ヲ云々、一書に、逆ニ剝ニ駒ヲ云々、○阿離溝埋は、書紀神代ノ卷には、春則重播種子、且毀其畔、秋則放テ天斑駒ヲ使伏田中ニ云々、一書に、春則廢渠槽毀畔、又秋穀已成、則冒以絡繩、云々、一書に、春則廢渠槽、及埋溝毀畔、又重播種子、秋則捶籤伏馬などあり、如此種々の事あるを、此には畧きて、たゞ一ッ二ッを擧て、餘をば包たるなり、○屎戸は、久曾閉と訓べし、【屎をクソと訓るは、くさと云ことを惡み避たるなれど、後ノ世のことなり、古へはさることなし、書紀にも、送糞此云倶蘇摩屢、とこそ見えたれ、戸を斗と訓るもわろし、】此は上卷に、亦其於下聞ニ看大嘗ニ之殿上屎麻理散、とある是なり、戸は、【字は借字】麻理の理を省けるにて、【かく活く理を省く例常多し、尻を斯、渡を和多、と云類なり、】即麻理散を云、和名抄に、痢、久曾比理乃夜万比、【又放屁、和名倍比流と見え、また、嚏、これらの比流も、本同言なり、又俚ノ言に、屎の滑なるを、毘理屎と云、】此ノ比理と通ひて同言なり、即チ今ノ俗語に、小虫などの、卵を生出して、物に著置を、常に著るこ

云も此なり、【昔より此ノ戸を幣と訓べきことを知らず、古語拾遺ノ細注に、以レ屎塗レ戸など云るは、非なり、其ノ他字に依て、戸の意に解る、皆あたらず、師は、處の意にて、屎處にするよしなりと云れしかど、屎處とのみ云ては、言足らず、そのうへ此に擧たる罪條の名目は、皆其ノ所爲を以て云り、剝、埋、離、婚などの如し、然れば此レも其例に、必ス屎をして穢す其ノ爲を以て云べきこと決し、此レ一ッ異なるべきにあらず、】さて生剝より是レまでは、皆須佐之男ノ命の犯賜ひし罪にて、上卷に見えたり、考へ合すべし、【傳八の初、】大祓詞に、國中爾成出武天之益人等我、過犯家牟雜々罪事波、天津罪止、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸、許々太久乃罪乎、天津罪止法別氣弖、【これら皆天上にして犯し賜ひし罪なるが故に、天津罪と云、儀式にも、此ノ種々を擧て、已上天ッ罪とあり、師の考に云ク、此ノ七ッの罪は、須佐之男ノ命の犯し給ひしを以て、後に國人の犯すをも、此ノ類なるをば、天津罪と云なり、】大神宮儀式帳に、天都罪止所始志罪波、敷蒔、畔放、溝埋、樋放、串刺、生剝逆剝、屎戸、許々太久乃罪乎、天都罪止告分天、古語拾遺に、所謂毀畔、【古語阿波那知、】埋溝、【古語美曾宇女、】放樋、【古語斐波那知、】重播、【古語志伎麻伎、】刺串、【古語久志佐志、】生剝逆剝、屎戸、【生剝より下、古語云々と云ことなきは如何、】○上通下通婚は、【舊印本、又一本などには、下通ノ二字脫たり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、其にこりて、上通の下にも、婚ノ字ありしが脫たるかとも見ゆめれど、婚ノ字は、元より下なる一ッなるべし、】意夜古多波祁と訓べし、【此記の書キざまの例をもていはば、意夜古多波祁ならば、祖子婚などこそ書クべけれ、上通下通などは、書クべくも非ず、されば猶訓べき言あらむとも思はるれども、なほよく思ふに、此に擧たる種々の罪、皆其ノ名目なれば、此も必ス名目なるべきに、字に隨ひて訓ては、餘の例に違ひていかゞ、又親と子とのことを、上下と云むも、古言にあらず、されば字は事の意を以て書るにて、言は字に拘るまじきなり、婚ノ字の、上通の下には無くして、下に一ッあるも、上通下通をば、一ッに合せて、次なる四種の婚の名目と同じさま

こ讀べきが穩なり、】多波祁は、交合まじき人に交通なり、字鏡に、奸ハ犯婬也、太波久、【また、婚は、太波留とも見え、万葉廿ニ、多波禮利なごあるも、本同言なり、】と見え、書紀に、婚ノ字奸ノ字通字、又娶ノ字婚ノ字なごをも、交會まじくて、交通るをば、皆多波久と訓り、さて此ノ罪は、儀式又大祓ノ祝詞なごに己ノ母ノ犯罪、己ノ子ノ犯罪、母與ノ子犯罪、子與母犯罪とある四種を合せて云る名目なり、【但し種々の罪條の内略きて云ることもあれば、彼ノ四種の内の上二種を云るにて、下二種には渉らずとも云べし、大神宮儀式帳なごには、上二種をのみ擧て、下二種をば略けり、されば此は四種と見ても、二種と見ても、違ふことなし、さて上通とは、己ノ母犯罪にあて、下通とは、己ノ子犯罪にあて、其るなり、子與母犯罪は上通に、母與子犯罪は下通に兼べし、さてかの四種の内、母與子犯罪と云は、交會たる婦人の女子をも犯すを云、母とは、其ノ女子に對へて云なり、此らを、師は他人の母を奸し、又其が子を奸すなりと云れつれご、他人の母と云ては、人の母たる婦人を犯す罪の如く聞えていかゞ、其ノ意には非ず、若し他人の母ならば、人ノ母とこそ云べけれ、たゞ母とのみにては聞えず、又に子與母犯罪と云は、交會たる婦人の母をも犯すを云、子とは、其ノ母に對へて云なり、仁賢紀に、住道人山寸、上ニ姧王作高鮪魚女ニとあるは此ノ罪なり、さて上の二種に、己ノ母己ノ子と、己と云ことを添たるは、此ノ下の二種の母又子に別むためなり、凡て此ノ四種を言別たるさま、古語の優れたるものなり、後ノ世人は、かくは得言ざらむことぞ、】親子婚といへば、四種にわたりて聞ゆ、○馬婚は、宇麻多波祁、○牛婚は、宇斯多波祁、○雞婚は、加祁多波祁と訓べし、【上巻八千矛ノ神の御歌に、迦祁とあれごも、此はかく訓ては似つかはしからず、此ノ鳥は、たゞ鳥と云も常のことなり、東の枕辭にも、とりがなくと云を、万葉に、鶏之鳴とかけり、】○犬婚は、伊奴多波祁と訓べし、凡て上ノ生剝より此までの種々の擧さま、皆其ノ罪の名目なれば、何れも其ノ意を以て、體言に讀べし、【剝、離、埋、戸、婚、みな用言なれごも、名目になるときは、凡て體言になる例にて、其ノ讀音も變るなり、抑此條を名目に呼こと

とは、今ノ世にも、人殺し、火放け、贋銀爲、關所破りなど云が如し、此の罪條どもゝ、皆其ノこゝろばへに讀ムべし、さて又阿離などは、畔を離ちと云こゝろ、馬婚などは、馬に婚けと云意なれども、凡て名目に呼ブ言は、袁爾などの助辭をば除きて云こと、古ヘも今も同じく定まりなり、たとへば、舟に乘る事を舟乘、山に伏すことを山伏と云たぐひなり、故レ此に離レ阿などは書ずして、阿離と書き、於レ馬婚、婚レ馬などは書ずして、たゞに馬婚などかけり、名目に訓べきこと、是レを以ても知ルべし、】さて右の四種の畜は、人ノ家に養て、常に親近きからに、【天武紀に、制に、莫レ食二牛馬犬猿鷄之宍一】奸けし者もありけらし、【日本紀畧に、應和二年四月十九日丙午、齋院禊、今日出雲守橘秦胤宅下男一人與レ犬通婚と云ることあり、】大祓ノ祝詞に、國津罪止八、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥乃災、畜仆志、蠱物爲罪、許々太久乃罪出武、【此ノ國津罪の條々、昔よりさまざま解說あれども、皆當らざること多し、其は皆古ヘノ意を知らず、且都美と云言の意を得ず、たゞ罪ノ字に就て思ふが故なり、先ツ都美と云言の意は、次に委く云べし、考ヘ見て知べし、かくて此に擧たる國津罪どもの中に、穢と、惡行と、災との三ツの差別ありて、生膚斷より胡久美までは、穢なり、生膚云々も、膚を斷て傷きたる穢にて、殺したる罪を取ルには非ず、白人は白癜の類、胡久美は瘜肉の類にて、共に和名抄に見ゆ、これらも穢き物なるが故に入れり、儀式大嘗祭ノ條に、可レ忌事六條ノ中に、預ル二穢惡一事とありて、細書に、祓詞所レ云 天罪國罪之類、皆神之所ノ穢所レ惡也、とあるにて、此ノ條々の中に、穢を取れることあるを知べし、次に己カ母犯罪より、畜犯罪までは、惡行なり、昆虫、高津神、高津鳥は災なり、高津神の災とは、雷にうたれて死る類を云なるべし、高津鳥は、虛空飛鳥と云ことにて、昆虫と云たぐひなり、大殿祭ノ詞に、天乃血垂飛鳥乃禍無久、とあるにて知べし、高は虛空を云なり、上代には、民の屋舍などいとかりそめにて、野山にまじり住る故に、鳥虫の難多かりしこと、神代紀に、大己貴命

與少彦名命、爲攘鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、とあるなどを以て知べし、さて災も罪なることは、次に云を見て知べし、次に畜仆云々は、又悪行なり、此ノ一條上なる悪行の條々のつゞきに擧ずして、災の條々を隔て、こゝに別に擧たるは、上なるとは稍異なるが故なるべし、上なるは人ヲ凶くする行には非るを、是レは正しく人を凶くする行なればなり、さて右の三ツの差別は、即チ文を變て云ることにても知らるゝなり、其は穢なる條々をば、たゞ云々とのみ云て、罪とはいはず、悪行なるをば、云々ノ罪と云ヒ、災なるをば云々ノ災と云て、三種に分けたり、文を考へて知べし、師の考に、白人胡久美を、新羅人高句麗なりとして、美ノ字を麗の誤リとし、己ガ母犯より下四條の罪を、彼ノ國人どもの、皇朝に來リ居たるが、犯せるなりとして、皇朝の人は、母子相姧し事などは假にも聞えざれば、白人胡久麗は、母子相姧事にかけて云るなり、とあるは心得ず、まづ美ノ字を麗の誤リとは云がたし、儀式にも、故求彌、伊勢ノ儀式帳にも、古久彌とあればなり、さて皇朝ノ人は、母子相姧し事聞えずとても、此ノ事無しとはいかでか定めむ、民間には、此ノ事ありとても、何のついでもなきに、さる内々の細事までを、古記には書すべきならねば、聞えぬを以て、此ノ事無りし據とはし難きをや、【貞觀儀式には、右の條々の内の、高津神乃災、高津鳥乃災二ツ無くて、餘は同じ、大神宮儀式帳には、國都罪止所始志罪波、生秦斷、死秦斷、己母犯罪、己子犯罪、畜犯罪、白人、古久彌、川入、火燒罪乎、國都罪止定給止、犯過人爾、種々乃令被物出天、被清止定給支、】これに、白人古久美は、己母犯罪云々より下にあるを以て、新羅高麗人には非ることを明らけし、さて川入は、川に溺れて死ぬることゝ、火燒は、火に燒れて死ぬることにて、此らも穢なり、或説に、カハイレホヤキと訓て、人を川に沈め、火に燒きて殺すことゝするは、穢を罪とすることを知らざる僻のしひごとなり、さて國都罪止所始志罪波とあるは、天都罪に效ひて思ふに、此ノ罪條どもは、御孫ノ命の天降坐シて後、此ノ種々の罪を犯し始めし事のありつるに因リて、永く國ツ罪の條目にはなれるにぞあらむ、】○罪ノ類、凡ニ穢は、穢ニ

美の切まりたる言にて、古語に、都々美那久、又都々麻波受など云る都々美と一ッにて、諸の凶事を云、【都々牟は、都志牟と一ッなるを、つゝしむは、凶事あらじ、あらせじとする方に云、つゝむは、凶キ事を露さじと隠す方に云、つゝみなくなどは、凶キ事なきを云、これら末は各異なるが如くなれど、本は一ッなり、】其は必しも悪行のみを云に非ず、穢又禍など、心と為るには非で、自然にある事にても、凡て厭ひ悪むべき凶事をば、皆都美と云なり、【然るを世ノ人罪ノ字に泥みて、たゞ悪行をのみ云と心得て、都美てふ言の本義をわきまへざる故に、祓の罪條の中に、心得かねて、解を誤れるが多きなり、罪ノ字は、たゞ悪行の一ッに就て當たるものにて、都美と云總ての意には當らざること多し、ゆめ此ノ字に勿泥みそ、物語書などに、人の容貌のわろき處なきを、罪なしと云ること多し、これら中昔まで古意ののこれるなり、然るを前世に悪業の罪なき故に、容貌美く生れたる意なりなど解なせるは、いみしき強説なり、又災に遇ふなどを罪とせるをも、己がなしたる罪ある報に災にあふなりと云も、同じ強説なり、皆罪ノ字になづめるからの誤ぞかし、】類とは、如此挙たる條々のみに局らず、餘にもなほ多かるを、包云言にて、かの大祓ノ詞などに、許々太久乃罪出武とあるに同じ、【彼文も、挙たる外に、略ける罪條なほ多き由にて、かく云るなり、】さて此に國津罪どもを挙たる條々を按ふに、たゞ奸の屬をのみ馬牛鶏犬まで一ッ別に具に挙て、奸に非る他の罪の種々多かるをば、一ッも挙ざるは、【いかゞなる如くなれど、】是レぞ古文の巧の美きなりける、其は他の罪をば故らに一ッも挙ず、奸屬一ッを種々具に挙て、此に准へて、他の罪どもゝ一ッ屬ごとに各々種々多かることを思はせたるものなり、【他の罪の一條も無きに心を著べし、】されば此の類と云は、上の婚等の同シ類と云には非ず、常に此ノ婚等と類へ連ねて言挙るくさ〴〵の罪ども、と云意なり、○種々求とは、國中の人等の、天津罪國津罪の種々の中、何れにまれ犯したることあるを、【穢レ災ヒなども、其事のあるが、犯したるなり、】探り求むるを云、かくて大祓ノ詞などに、許々太久乃罪出武とあるは、然探求むるま

まに、犯したる罪ごもの、種々許多に顯れ出るを云なり、【古ノ人は、心直かりしかば、身に犯ある者は、大祓には、大方顯こす顯はし申せしなり、顯し白せば、其罪穢こは除こり清まり、顯さゞれば、清まらざればなり、】〇國之大祓、國ごと云、大ごと云義は、國之大奴佐の下に云る如く、國中悉の祓なる由なり、【毎年の朱雀門前の大祓なごも、國中には非れごも、百ノ官悉にするを以て、大祓ごと云、】書紀天武卷に、五年八月、詔曰、四方爲ニ大解除一、用物則云々、【上に引り、】また、七年、是春將レ祠ニ天神地祇一、而天下悉ニ祓禊之一云々また、十年七月、令ニ天下悉大解除一、云々、【上に引り、】また、朱鳥元年七月、詔ニ諸國一大解除、續紀に、文武天皇二年十一月、遣ニ使諸國一大祓、また、大寶二年十二月壬戌、廢ニ大祓一、但東西文部解除如レ常、また慶雲四年正月、因ニ諸國疫一、遣レ使大祓、文德實錄に、嘉祥三年四月辛亥、爲レ除ニ内裏一、先遣ニ大中臣氏人於五畿内七道諸國一、以修ニ大祓一、【大嘗祭式に、凡大嘗使者、八月上旬卜定差遣、左右京一人、五畿内一人、七道各一人、下旬更卜定祓使一差遣、左右京一人、五畿内一人、近江伊勢二箇國一人、在京諸司、晦日集祓、如ニ二季儀一、】癸丑、帝吉服、大祓於朱雀門前一、三代實錄に、貞觀七年七月廿九日戊申晦、先レ是京師道前有ニ人死一、仍大祓於建禮門前一、以攘ニ邪氣一也、【小右記に、天元五年四月廿一日、作物所殿頭下作ニ人死一云々、廿二日、有ニ大祓事一、賀茂祭間、內裏有ニ穢之時、先例被レ行ニ大祓一云】なご見えたり、【師の大祓詞考云、大祓の事、御代より傳はりて、纏向ノ宮に御國しらし、御代にも、絶ず行ひ賜ひけむを、上代の記に、古事記の外には漏れて、後に天武天皇紀に見えたり、持統天皇紀にすべて見えぬは、漏たるならむ、天武天皇ノ御代、始ノの紀には、臨時ノ大祓見ゆ、大寶元年に至て、六月十二月晦日の事、令條に擧られたり、かくて定例となりぬるを思へば、はやくより此二度の大祓もありつるか、されご天武天皇御世に、二度七月の初にありつるご、文武天皇の御代始にも、此ノ六月十二月晦日の事の見えぬごを思へば、此ノは大寶元年の制定なりとすべき、其後の紀には、定例たる故に、略きて記されぬなり、大寶二年十二月晦日

には、廢られしは、是ノ月太上天皇崩坐し故なり、然るに文部が解除は、から國の流にて、皇朝の神事ならざれば、諒闇の中ながらもありしなり、】抑諸國の大祓の儀は、記せる物なけれども、朝廷にて行はるゝ式にて、准へ知べし、神祇令に、凡ッ六月十二月晦日、大祓、東西文部、上祓刀、讀祓詞訖、百官男女、聚集祓所、中臣宣祓詞、卜部爲解除、【文部がよむ祓詞は、義解に、文部漢音讀者也とありて、此ノ詞も式の大祓ノ詞の末に載られたり、師の考云、こは文部が遠祖の時より傳へ來たる文とは聞えず、遙に後のさまなれば、漢國或は百濟などの巫祝の唱る詞に依て作れるにぞあらむ、もとより皇朝には由なきことなり、又卜部爲解除も、上代の事に非ず、只令のころの定めなるべし、此ノ事大祓ノ詞の終ッの文に論あり、】續紀に、養老五年七月、始令、文武百官率妻女姉妹、會於六月十二月晦大祓之處、【令に、百官男女とある女は、女の官人なり、官人の妻女などには非ず、然るに式に、妻女姉妹のことを云はざるは、百官男女と云内にこめたるか、又思ふに、令の百官男女と云文は、養老五年の時に、改められたるにて、これも妻女姉妹をこめて云るにもあるべし、】四時祭式に、六月晦日ノ大祓、【十二月准此、】云々、右晦日ノ申時以前、親王以下百官、會集朱雀門、卜部讀祝詞、【卜部讀とあるは、決く後ノ人の改めたるひがことなり、祓ノ詞は、中臣こそ讀むことなれ、式文にかゝるひがことあるべくもあらず、】太政官式に、凡ノ六月十二月晦日、於宮城南路大祓、大臣以下、五位以上、就朱雀門、辨史各一人、率中務式部兵部等省、申見參人數、百官男女、悉會祓之、臨時大祓亦同、など見ゆ、なほ朱雀門前大祓の儀、貞觀儀式に見えたれど其ノ中に、祓の儀はたゞ云々立定、神祇官頒切麻、訖、中臣趨就座讀祝詞、稱聞食、刀禰皆稱唯、祓畢行大麻、次五位已上切麻、既而散去とあるのみなり、【刀禰と云は、百官のことなり、さて此ノ中に、頒切麻、行大麻など、古への祓のさまとは聞えず、後ノ世の事なるべし、令の時既に文部が漢文の祝詞をよむこと、卜部の解除することなどありて、古へに非る儀ども雜りつれば、其後世々に轉變りぬるほど、思ひはかるべ

し、中昔よりこなた、大方祓は陰陽ノ家の職の如くなりて、江次第などにも、六月十二月晦日にも、禁中の儀さまな〳〵の事あり、況て私の祓は、凡て陰陽師にせさすることゝなれり、伊勢物語に、陰陽師かむなぎ召て、戀せじと云祓の具してなむゆきける、祓へけるまゝに云々、戀せじとみたらし川にせしみそぎ、云々などあるを見ても知ルべし、さて又大祓の甚に衰へたることは、小右記に、天元五年六月廿九日、今日大祓所、公卿一人不レ參、仍以二右少辨惟成一爲二上代一被レ行レ之、內侍等稱レ障、不レ向二祓所一、仍以二女史一爲二內侍代一とあるにて知らる、天元は圓融天皇の御代なり、世ノ人ひたすら佛事にのみ心をよせて、神事をばなほざりに思ふから、祓は已ガ身々の祓なることをも忘れたるなり、あなかしこ、あなかしこ、かくて參らぬを咎め賜へることも聞えぬは、これ又神事をなほざりにおもほせるからなるべし、】○事は、復再なり、請二神之命一まで〈係れり、○具、上卷八千矛ノ神の御哥に麻都夫佐爾とあり、○如二先日一は、佐佐能如久爾と訓べし、【日ノ字は讀ムべからず、若シ日ノ字をもよまむとならば、先日を比登比と訓べし、】上卷に、爾反降、更往二廻其天之御柱一如レ先とあり、さて此はかの西方有レ國、金銀爲本云々とありし事をも、又更に先の如くに論し給へりと云にや、又は其ノ事は再返詔ふべきならねば、たゞ凡茲天下は、彼ノ天皇の所知看べきには非ずて、彼ノ天皇は、一道に向ひ給ふべくて、崩坐ぬと云ことを、先の如く論し賜へりと云にや、さて如久爾と訓ゆゑは、次の凡此國者云々とある語、即チ先の如く論し給へる其語より續けて詔ふ語なればなり、○此ノ國は、上文に、茲天下者とありしと同くて、皇國なり、【書紀に、汝不レ得二其國一、唯今云々、其子有獲とあるに依れば、三韓を指るが如くにも聞ゆれど、然には非ず、かの書紀の汝不レ得二其國一も、此記には茲天下者云々とこそはあれ、】○汝命、御此ノ神の命は、大后に託坐て詔ふなるに、其ノ大后を汝命とあるは、少しいかゞなる如くにも聞ゆれど、天皇崩坐て、今は大后を君主に坐せば、神の命を請奉るも、大后の請ヒ奉リ給ふなれば、其ノ詔言も、大后に教ヘ覺し賜ふなれば、如此有ルべきものなり、○所知國

者也、上卷に天照大御神之命以、豐葦原之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也、また、科詔日子番能邇々藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國言依賜、とあるに同じ、書紀には、御腹に坐御子の御事は、先度の神託【仲哀ノ卷】の命にありて、【上に引るが如し、】此には無し、此【神功ノ卷】には、時皇后傷天皇不從神敎而早崩、以爲知所祟之神、欲求財寶國、是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮於小山田邑、三月、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武內宿禰令撫琴、喚中臣烏賊津使主爲審神者、因以千繒高繒置琴頭尾、而請曰、先日敎天皇者、誰神也、云々とあり、【親爲神主、こゝのさまを以て思フに、神主と云稱は、もと此ノ段の如く、神の命を請奉る時に、其ノ神の託て命のりあるべき人を、初メより定め設くる其ノ人を云フ稱にぞありけむ、かくてまた神に奉仕る人を云稱となれるも、神託のために設くる人よりうつれるなるべし、以千繒高繒云々、かく琴頭琴尾に繒を置クは、神の命を請奉る時の常の禮なるべし、波多とは、布にまれ絹の類にまれ、凡て織たる物を云名なり、志豆波多と云も、倭文布のことなるにても知べし、されば、繒を訓るも當れり、機具を波多と云は、波多を織る具なるから云にて、末なり】、

爾建內宿禰白恐我大神坐其神腹之御子何子歟答詔男子也爾具請之今如此言敎之大神者欲知其御名即答詔是天照大神之御心者亦底筒男中筒男上筒男三柱大神者也此時其三柱大神之御名者顯也。今寔思求其國者於天神地祇亦山神及河海之諸神悉奉

幣帛我之御魂坐于船上而眞木灰納瓠亦箸及比羅傳（此三字以音）**多作皆皆散浮大海以可度**

我大神とは、其ノ神に對ひて申す詞にて、我ガ大君などゝ申すに同じ、下ノ卷ノ朝倉ノ宮ノ段に、天皇の葛城ノ神に對ヒ賜ひても、恐シ我大神と申シ賜へり、万葉【十九】に、墨吉乃吾大御神、【廿二】須美乃延能、安我須賣可未などゝ見ゆ、○其ノ神ノ腹、其ノ字は、坐ノ字の上にある意に見べし、【坐ノ神ノ腹ノ其御子と云意なり、其ノ神と云にはあらず】さて神ノ御腹としも申せる故は、此ノ大后は、今ノ神の著リませれば、其ノ御身は、即チ神の御身に坐ばなり、○何子歟は、那豆能美古叙母と訓べし、皇子か、皇女かと問ヒ奉る由なり、事が中に、先ヅ此ノ事を問奉れる故は、天皇崩ケ坐て、よくせずは國の難も起りつべきをりふしたれば、此ノ御子あはれ男子に坐せかしと欲する心の、切なればなるべし、【さらぬなべての時すら、腹なる児は、まだきより男女の知らまほしきは、世のならひなりかし、】○男子也は、比古美古叙と訓る宜し、○欲知者、斯良麻久本志と訓べし、【凡て欲ノ字を、今ノ人は、皆本理須と訓ノども、然訓てはあしきも多し、たゞ本と訓て宜きも多し、此ノ事前に委く云り、又本志と、本理須とは、意は同じけれども、用ひざま異なり、たとへば、哀しと云と、哀しむと云とのけぢめの如くにて、本志と云は哀しと云が如く、本理須と云は哀しむと云が如し、此ノ差別を辨へて訓べきなり、】○御名者、我門に、和可奈乎之良末久、保之母良波とあり、○天照大神、【御は、大ノ下に御ノ字脱たるかと云れつれど、白檮原ノ宮ノ段にも、如此御ノ字は無くてあり、されど、何れもオホミカミとは訓べし】○御心、凡て某神之御心と云ことは、水垣ノ宮ノ段に御心ともを引て云り、【傳廿三の二十五葉】○底筒男、中筒男、上筒男、三柱ノ大神は、上ノ卷ノ御禊ノ段に出給へり、【傳六の七十葉七十一葉】さて此に天照大神には、御心者とありて、此ノ三柱ノ大神には、御心と云ことなきは、

差別あるか、【若シ差別ありこしていはば、次ノ文に、我之御魂云々こあるは、專此ノ三柱ノ神の御魂なれば、凡て此ノ神託の詔は、此ノ三柱ノ神の詔へるにて、天照大神之御心者こあるも、此ノ三柱ノ神の詔へるこせむか、若シ然らば、此ノ度の事、專此ノ三柱ノ神の行ひ賜ふ其本は、天照大御神の御心にて、其ノ大御命を、此ノ三柱ノ神の奉承給ひて、執行給ふよしを、詔ふ謂にや、】又たゞ同じこゝなるを、上なる御心を此へも響かせて、此には畧ける文か、【亦こ云辭によりて見れば、然るべきか、書紀の趣も、此ノ差別は見えず、】書紀には、云々、請曰、先日教ニ天皇ニ者、誰神也、願欲知ニ其名ヲ、逮ニ于七日七夜ニ、乃答曰、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命焉、亦問之、除ニ是神ニ有ニ神乎、答曰、幡荻穗出吾也、於ニ尾田吾田節之淡郡ニ所居之神也、問亦有耶、答曰、於ニ天事代、於ニ虚事代、玉籤入彦嚴之事代神有之也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、於是審神者曰、今不答而、更後有レ言乎、則對曰、於ニ日向國橘小門之水底ニ所居而、水葉稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也、問亦有耶、答曰、有無之不知焉、遂不レ言ニ且有ニ神ニ矣、時得ニ神語ニ隨レ教而祭こあり、【撞賢木は、齋賢木にて、伊豆の枕詞なり、神祭る賢木は、忌清むる物なる故につゞく、伊豆は、上卷御禊ノ段に云る如く、清淨き意なり、さて天照大御神は、伊邪那岐ノ大神の御禊し給ひて、清まり坐る時に生出坐る故に、伊豆之御魂なり、天疎向津媛こ申すは、此ノ國土より天日を仰瞻奉る意の御名なり、幡荻穗出吾也は、心得がたし、吾ノ字寫ニ誤りには非るか、尾田云々も、何レノ國の地ノ名ならむ、未タ思ヒ得ず、さて所居の下之有の上に、神ノ名脱たり、前後の例もて知べし、其脱たる神ノ名は、下文に天照大神の荒魂は、廣田ノ國に、事代主ノ尊は長田ノ國に、表筒男等三神の和魂は、大津ノ渟中倉之長峽に祭れこある處こ、相照して思ふに、彼處には天照大神の次、事代主ノ尊の上に、稚日女尊誨之曰、吾欲レ居ニ活田長峽國ニこあるを此には、其神無ければ、稚日女ノ尊なり、橘ノ小門は、伊邪那岐ノ大神の御禊したまひて、彼ノ三柱ノ神の生出坐る地なり、】此ノ記に右

の神たちの中に、於尾田云々所居とある神【尾田は尊なるべし、】と、事代主ノ神とは無きは、略けるなるべし、書紀ノ書にも、未ノ知ニ諸神ノ顯ニ知其名一時、神稱ニ其名一曰、表筒雄中筒雄底筒雄、如是備言ニ三神ノ名一、且曰、告ニ名向匱男聞襲大歴五御魂速狹騰尊也、時天皇謂ニ皇后一曰、聞ニ惡事之言坐婦人乎、何言ニ速狹騰一也とありて、【速狹騰尊は、天照大御神にて、伊邪那岐ノ大神ノ天ノ御柱以て天上に送上奉ラ給ひて、天上に騰坐る由の御名なり、万葉二にも指上日女之命とあるが如し、さて是を聞惡事と詔ふは、早く騰ると云ことを忌てなり、貴人の死坐を、阿賀理坐と云故ぞ、】彼ノ二神の御名告は見えず、抑天照大御神は、殊に坐せば、申すも更なり、此レをおきて奉りては、住吉ノ大神ぞ、此ノ度の事は專ラ此ノ大神の御心にて、始終の事を助け賜ひつれば、此ノ記には、下文にも、其ノ荒御魂を祭ラ賜へる事の殊に見えたり、書紀繼體ノ巻に、夫住吉大神、初以ニ海表金銀之國一、授ニ胎中譽田天皇一とあるも、此ノ事を專ラ此ノ大神に係て云り、式ノ遣唐使ノ時、奉幣祝詞に、皇御孫尊乃御命以弖、住吉爾辭竟奉留、皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依ニ船居無一弖、播磨國與利船乘止爲弖、使者遣佐牟止所念行間爾、皇神乃命以弖、船居波吾作牟止教悟給比支、教悟給比那我良、船居作給部禮波、悦已備嘉志美、禮代乃幣帛乎、官位姓名爾令捧持弖、進奉久止申、臨時祭式に、開ニ遣唐舶居一祭【住吉社】云々、右神祇官差ニ使向ニ社祭之、万葉十九、[?]贈ニ入唐使一歌に、墨吉乃吾大御神、舶乃倍爾宇之波伎座、船騰爾御立座而、佐之與良牟礒乃埼々、許藝波底牟泊々爾、荒風浪爾安波世受、平久率而可敷理座世、毛等能國家爾などあり、凡て異國に關れる事は、主と此ノ大神の所知看すなり、【又さらでもなべて海路の平安をも、主と此ノ大神に祈れり、万葉廿に、須美乃延能安我須賣可未爾、奴佐麻都利伊能里麻宇之弖、奈爾波都爾布禰乎宇惠須惠、云々など見ゆ、今ノ世にも、海路の守ノ神と齋祭ることぞ同じ】〇註に、此時云々とある十三字、師は後ノ人の加へたるなりと云れつれど、必ずしも聞えず、御名の顯るゝことは、先ノ度に命を請奉りし時には御名告無く、何レノ神とも知られざりしを、此ノ度問ヒ奉りしに依て、始めて如此御名告し賜へる

を云なるべし、水垣ノ宮ノ段に、大物主大神、顯二於御夢一曰、是者我之御心とある顯に同じ、彼處【傳廿三の二十五葉】と考へ合すべし、【又は、顯とは、此ノ大神は、万葉六にも、住吉乃荒人神とよめる荒は、現にて、御形の人と現れ坐るよしなり、朝倉ノ宮ノ段に、葛木ノ一言主ノ神の事を記して、彼時所顯也と見え、書紀景行ノ巻、雄略ノ巻などに、現人神とあるも、人と現れ坐る神にて、此レと同じ、又津ノ國風土記にも、昔息長足比賣ノ天皇ノ世、住吉ノ大神現出而、巡二行天下一云々、宇佐八幡宮縁起にも、皇后將レ征二異國一、于時白髮老人來而奉レ導、云々、老翁者、住吉大明神也と云り、此ノ縁起の中には、いかゞなる事どもゝあれど、現人神と申すを思へば、いかさまにも、此ノ時に御形現坐せりし古き傳說ありしなるべし、されば此に顯とあるは、御躰を現して出給へる謂かとも思へど、此は御名者とあれば、其事にはあらず、】さて天照大神の御名の、顯れ賜へることをば申さずて、此ノ三柱ノ大神をのみ申せるも、此ノ度の事に主と坐スが故なり、【書紀に、和魂服二王身一、荒魂爲二先鋒一などあるも、何レノ神ともいはで、此ノ神の御事なるも、同じ心ばへなり、】○其國は、三韓なり、○天神地祇臨時祭式に、遣二蕃國一使時祭云々、右擬レ發レ使者、惣祭二天神地祇於郊野一、云々、書紀推古ノ巻に、來目皇子爲下擊二新羅一將軍上、授二諸神部一とあるも、諸神を祭るためにやあらむ、○河海は、宇美加波と訓べし、抑天神地祇といへば、其中に山海河の諸神もあるべきに、如此別に擧たるは、天神地祇と云は、後に神祇官ノ帳に載れる諸神社の如く、定まりて幣帛奉り給ふ神社のこと、山ノ神河海ノ神と云は、其外にて、此ノ度韓國言向ケに幸行すと、歷賜ふ道すがらの山海河の諸神なり、水垣ノ宮ノ段に、定二奉天神地祇之社一云々、又於二坂之御尾神、及河瀨神一悉無二遺忘一以奉二幣帛一也とある類なり、○幣帛は、上巻に出、【傳八の四十三葉】○我之御魂は、三柱ノ大神のなり、書紀には、和魂と荒魂とを分て申せるを、此にはたゞ御魂とあるは、惣て申せるなり、○船上は、韓國に渡幸す御軍の船ノ中なり、○坐は、麻世と訓べし、其由は、上に云るが如し、万葉十九に、墨吉乃吾大御神、舶乃倍爾宇之波伎座、船

騰毛爾靜立雁而、【上にも引たり、】書紀云、既而神有誨曰、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、即得神教而拜禮之、因以依網吾彥男垂見爲祭神主、【玉字は、王の誤なるべきか、】また撝荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船鎭、○眞木灰、此眞木は、書紀神代ノ卷、又神武ノ卷に、檜此云䏄紀、和名抄に、玉篇云、檜木名、作柱埋之能不腐者也、日本紀私記云、木木とある、【今ノ世にも檜と云物なり、】木か、又槇か、又た、佳木と云ことか、辨がたし、灰は和名抄に、灰、波比、○瓠は、和名抄に、瓠、瓢也、瓢也、可爲飮器者也、和名奈利比佐古、また、杓斟水器也、和名比佐古とあり、【比佐古は本瓠の名なりしが、水を斟器に作るに依て、其器の名にもなりて、木もて作れる杓をも、同く比佐古と云から、瓠をば那理比佐古と云か、又木斟水器の名より出て、瓠をも云か、其本末は未思得ず、いづれにまれ、那理比佐古と云は、瓢になる故の名なり、今ノ世に、ひしやくと云はひさこの訛なり、又しやくとのみ云も、ひしやくの略なり、杓ノ字の音には非ず、】○異稱日本傳と云物に、韓國の書に、瓠公云々、瓠公、本倭人、初以瓠渡海而來、故號瓠、と云ることあるを引て、今按瓠公云々非也、傳會神功皇后征伐故事也とて、此ノ記の此ノ段を引たるは、却りて附會なり、】○比羅傳は、書紀神武ノ卷に、作平瓮八十枚、嚴瓮、此云毘羅訶、大嘗祭式に、凡供奉御膳物者、大膳職所備、多加須伎八十枚、【高五寸五分、口徑七寸、無蓋、折足因所云々、】葉盤、葉椀、【久菩手、】讃岐國竹形葉盤、【比良手、假字形、】以木綿結葉其端、比良須伎八十枚、【高及口徑葉椀、與多加須伎同、但足不折云々とあり、此は物を盛たる葉椀を、多加須伎に居るなり、多加須伎は、葉椀に居るには非ず、さて比良須伎と云は、足なき故の名なり、足不折とは、折足無き由なり、かくて比良須伎に居る物も、同く葉椀に盛て、葉盤を覆ふなるべし、此事を云へる也、葉椀與多加須伎同、と云にこそあたるべし、】延喜廿年の儀制の物の中【上に引り、】にも、柏十五把、【枚手六十枚料、】柏十把、【枚手四十枚料、】柏五把、【枚手二十枚料、】外宮儀式帳に、大御饌

爾供奉御枚手五十六枚、また、湯貴進御枚手、合千二百六十枚など見ゆ、【字鏡に、葹葰蕵蕿などの字を、久菩天、又比良天とあるは、いと心得ず、】比羅傳と云は、久煩弖に對ひたる名にて、淺く平なる由なり、其形右の式に、笠形とあるにても、凡てを知ルべし、さて其は書紀に、葉盤と書れたる如く、葉を刺合せて作れる物なり、【書紀釋に、葉盤柏葉爾盛レ物也、とあるは、いさゝかたがへり、此にも作とあれば、たゞに柏葉に盛ルを云にはあらず、】神樂歌、韓神に、也比良天乎、天耳止利毛知天、【愚按抄に、やひらでは、八枚の平盤なり、柏ノ葉にて刺て、神供を、盛る物なり、】惠慶僧ヶ哥【新物撰集に出、】に、霜枯レや楢の廣葉を八葉盤に、刺とぞいそぐ、神のみやつこ、【刺は、刺シ作るなり、今ノ世大嘗祭に用ひらるゝ葉盤も、柏ノ葉を竹ノ針にて盃の形に刺シ作りたる物なりとぞ、○葉椀は、葉盤と同じ物にして、たゞ形の窪く深きが異なるなり、うつほ物語俊蔭ノ巻に、さまざまの物の葉をくぼてに刺て、椎栗柿梨芋野老などを入レて云々、又嵯峨ノ院ノ巻に、神樂のいそぎの所に政所にくぼてなどさす、山より榊もてまゐれり、相模家集に神山の柏のくぼてさしながら、おひなほる身の榮ゆべきかな、】○多作とは、箸と比羅傳とを云る如くなれど、多は、眞木ノ灰納たる瓠をもかけて云るなり、○皆々、たゞ皆と云よりは、如此重ねて云へば、勢ヒありて甚しくなるなり、又々、猶々などの類なり、○散浮、とも〳〵此ノ物どもを、如此爲ることは、如何なる故、何のためと云こと知リがたし、さるは、當時にはよく知れたる事なりしか、又は神の御はからひなれば、本より其ノ所以は知リがたきことなりしか、此も又知リがたし、【眞木ノ灰云々を、師は船中の占かと云れつれど、此レは神の然せよと教へ給ふなれば、占は由なし、若シくは灰も瓠も、輕くてよく水に浮む物なれば、御船の沈むことなくて、輕く速く行べき意の祝事にもやあらむ、比羅傳は、師は魚の食を盛るかと云れつれどいかゞ、箸と比羅傳とは、海ノ神に御食を手向るにやあらむ、比羅傳をいへば、物盛ルことは、云はでもしるし、】播磨ノ國ノ風土記に、息長帶日女命、欲レ平ニ新羅國一、下坐之時、禱ニ於衆神一、爾時國堅大神之子、爾保都比賣命著國造

石坂比賣命教曰、云々、如此教賜、於此出賜赤土、其土以天之逆桙、建神舟之艫舳、又染御舟裳、及御軍之着衣、又攪濁海水、渡賜之時、底潜魚及高飛鳥等不往來、不遮前、如是平伏新羅、已訖云々、【赤丹の神ノ字は、御本の誤か、丹裳は、後世の裳の類なるべし、人の裳を着たる状に似たる故に、云ならむ、】又書紀に、皇后還詣橿日浦、解髮臨海、曰、吾被神祇之教、頼皇祖之靈、浮渉滄海、躬欲西征、是以今頭滌海水、若有驗者、髮自分爲兩、即入海洗之、髮自分也、皇后便結分髮、而爲髻、因以謂群臣曰、云々、吾婦女、加以不肖、然暫假男貌云々と云こともあり、

〇可度は、韓國になり、

故備如教覺。整軍、雙船度幸之時、海原之魚、不問大小、悉負御船而渡、爾順風大起。御船從浪、故其御船之波瀾、押騰新羅之國、既到半國、於是其國主畏惶奏言、自今以後、隨天皇命而、爲御馬甘、毎年雙船、不乾船腹、不乾柂檝、共與天地、無退仕奉、故是以新羅國者、定御馬甘、百濟國者、定渡屯家、爾以其御杖、衝立新羅國主之門、即以墨江大神之荒御魂、爲國守神而祭鎭、還渡也

如は、甚多久斯互と訓べし、斯互は、備の意にて、上文に、於天神地祇云々、散浮大海とある、種々の事を爲てなり、【斯互と云ば、如と云こと、整軍云々へ係りて、意違へり、】〇整軍、登々能布は、呼立る意なり、万葉二十

に、御軍士乎、安騰毛比賜、齊流、鼓之音者、三丁十二に、網引爲跡、網子調流、海人之呼聲、十丁三十九に、左男牡鹿之、妻整登、鳴音之、十九丁三十九に、物乃布能、八十友之雄乎、撫賜、等登能倍賜、廿丁十八に、安之我知流、難波能美津爾、大船爾、末加伊之自奴伎、安佐奈藝爾、可故等登能倍、由布思保爾、可遲比伎乎里、安騰毋比弖、許藝由久伎美波、又、丁三十八奈爾波都爾、船乎宇氣須惠、夜蘇加奴伎、可古登々能倍弖、安佐婢良伎、和波己藝涅奴等、などあるにて心得べし、【からぶみ、詩ノ大雅に、爰整其旅と云るに依て、書る字かと思ふ人あるべけれど、然には非ず、もとより登々能閇と云る古ノ傳への言なり、】〇雙船、雙は、都羅那米弖と訓べし、連並べてなり、万葉十九丁廿に、布勢乃海爾、小船都良奈米、眞可伊可氣、伊許藝米具禮婆、とあるに依れり、【たゞ那良倍弖と訓むも、こともなけれど、此は調うるはしく、語の勢ひあるさまに訓べき處なり、師はアトモヒテと訓れたる、其も万葉に多く出て、古言なれども、雙には當りがたし、】又十五丁十三に、安麻能乎等女波、小船乘、都良々爾宇家里、などもあり、攝津ノ國風土記に、美奴賣松原、今稱美奴賣者、神名、其神本居能勢郡美奴賣山、昔息長足比賣天皇、幸于筑紫ノ國時、集諸神祇於川邊郡内神前松原、以求祉福、于時此神亦同來集、曰吾亦護治、仍諭之、曰吾所住之山有須義乃木、各宜材、採爲吾造船、則乘此船而可行幸、當有幸福、天皇乃隨神教、遣命作船、此神船遂征新羅、【一云、于時此船大鳴響如牛吼、自然從對馬海、還到此處、不得乘、仍卜占之、曰神靈所欲、乃留置、】還來之時、祠祭此神於斯浦、幷留船以獻、亦名此地曰美奴賣、〇魚不問大小は、宇袁布母意富伎那流知比佐伎と訓べし、【上卷海ノ宮ノ段にも此の如くあるをば、ハタノヒロモノハタノサモノと訓つれど、此は然訓べきには非ず、さて不問の字に依らば、大キナル小キヲイハズと、書紀仁德ノ卷に、不問日夜、續紀卅一に、夜日不云と見え、万葉ノ哥にも然あり、されど此は、下に悉ともあるを、不問を讀ては、あまり語重くなりて宜しからず、此ノ二字は讀までも、おのづから其意はあ

るなり、書紀推古ノ卷に、無大小こもあり、さて此を、トホシロキトホヒロキなど訓るは、書紀神代ノ卷、海ノ宮ノ段に、大小之魚こあるをトホヒロクヒキイヲドモこ訓るに依れるなれご、彼ノ訓心得ぬうへに、此は殊に然るさまに訓べき處に非ず、】書紀神武ノ卷に、魚無大小悉醉而流、雄略ノ卷に云々、事無巨細並付皇太子、【榮華物語疑ノ卷に、そのわたりの人の家々、大きなるちひさきわかず、云々、さて此處、書紀に、海中大魚こあるは、小ノ字の脱たるか、又本より大魚のみか、】〇負御船こは、御船の腹に集落て、背を以て擡持つが如くにして行を云、〇順風は、淤比加是こ訓べし、書紀に、大風順吹こあるに依れり、淤比風より、負風の義なるべし、【又追風かとも思へご、なほ然には非じ、何れにまれ、假字は淤比なり、】此ノ名万葉などには見えざれごも、【たまたま漏たるなるべし、】後の書こは聞えず、万葉廿に、青海原風波奈妣伎由久左久佐都々牟叶等奈久、船波早氣牟、〇大起は、佐加理邇布伎こ訓べし、【師は、ミサカリニフキテこ訓れき、又順風を、マカゼこ訓れたるは、いかゞなり、】〇從浪は、師の那美能麻爾麻爾由伎都こ訓れたるに從ふべし、【又字のまゝに、那美爾斯多賀比都とも訓べし、】書紀に、隨波不勞櫂楫こある意にて、浪のよせもてゆくに任せたるなり、〇御船之波瀾こは、御船を寄せたる浪を云り、〇新羅は、斯良岐こ訓り、名ノ義は、即チ字ノ音を用ひたるなるべし、姓氏錄に、新良貴こ云姓あり、出雲風土記に、栲衾志羅紀乃三埼、遠飛鳥ノ宮ノ段に、新良、書紀に新羅なども書ケり、【或人、新羅は、斯良こ訓べし、岐は、具備り約マりたるにて、斯良岐は、新羅國の謂なれば、斯良岐之國こは云べきに非ずこ云り、是レも一わたりいはれたることなり、斯羅新良なごも書、漢籍に、斯盧國こも云へれば、斯良こ云むこともあるべし、然れごも、皇國言に、正しく斯良こ云る例を未タ見ず、又百濟高麗を、久陀良岐、古麻岐こ云る例もなければ、斯良のみ、國を岐こ云むもいかゞなり、然れば、岐はたこひ本は國の謂にもあれ、久陀良古麻こ並べて、斯良岐こ云と來つれば、斯良岐之國こ云むに、なてふことかあらむ、國ノ名の淡海は即

淡海なれども、其海をばあふみの海と云るに非ずや、次に引る万葉三ノ巻の哥なるも、シラギノクニユとこそ訓べけれ、シラノクニヨリと訓むはいかゞなり、さて此ノ處一本に、新羅木國とあれど、木は之を誤れるなり、新羅木と書る例なきをや、】鷄林とあるも、此ノ國のことなり、さて新羅の初は、書紀神代ノ巻に、素戔嗚尊、帥二其子五十猛ノ神一、降二到於新羅國一云々、【また韓郷之島とあるも是なり、】とあり、【其後に、少名毘古那ノ命の、天降坐て、三韓をも、漢國をも、其ノ餘の諸國をも、皆經營賜へるなるべし、かくて漢籍どもに云る三韓の事ども、かの周ノ武王が朝鮮を箕子に封せしなど云も、皆其より遙に後の事ぞかし、】万葉三四十丁に、栲角乃新羅國從、云々、續紀十二に、新羅使金相貞入レ京、云々新羅國輙改二本號一曰二王城國一、因レ茲返二却其使一、○押騰、浪に押と云る例は、難波の枕詞に、淤志豆流と云を、師ノ説に、襲立る浪とつゞけたるなりとあり、【淤志を襲として、オソヒの約りたるなりと云れたるはわろし、たゞに押なり、】○半國は、久爾那迦良麻傳と訓べし、【師はクニノミナカニと訓れつれど、半ノ字を書る、其ノ意とは少し異なり、】國の半分まで浪に沒たるよしなり、【書紀釋に、潮滿瓊、潮涸瓊大間云、此二種在二何處一哉、先師申云、元曆之比、宇佐宮監行ノ之時、本宮注文、滿瓊涸瓊二種、在二當宮一之由注二進之一、然則留二宇佐宮一歟、重仰云、神功皇后征二伐三韓一之時、新羅ノ海潮、滿二彼宮庭一、若令レ持二此瓊一御歟、如何、先師申云、宇佐宮者、應神天皇、姫神、大帯姫三所鎭坐也、二種瓊已在二當宮一、皇后征二伐三韓一之時、就二新羅海潮滿二宮庭一思レ之、定令レ持二此瓊一御歟、然而無レ慥二所見一、凡神功皇后有レ得二如意寶珠於海中一之由、見二彼皇后紀一耳と云り、此とにまぎらはしきことあり、此ノ大后の持し賜ひて、韓國言向賜ひし珠は、かの神代の二ツノ珠にやありけむ、將かの海中より得賜へる如意珠にやありけむ、さだかならず、若シ神代の珠ならば、其珠は後まで宇佐ノ宮に在ることは、此ノ大后の持し給ひし由縁なるべし、然れども、彼ノ如意珠も、韓國御言向の時に、功のありつればこそ其を得給へりしことをば語り傳へけめ、何の功もなく、いたづらならむには、いかでか如意

珠と名けて、其ノ得賜ひし事を語リ傳ふべき、然ればそのかみ大后の持チ賜ひしは、かの如意珠にて、後まで宇佐ノ宮に在るは、其珠なるを、誤リて神代の二珠とは申し傳へたるにやあらむ、但シ宇佐ノ宮ノ縁起に、借二干珠滿珠於龍王一云々、投二此珠于海一而、三韓降服云、二珠奉レ納二于肥前國佐嘉郡河上宮一と云り、こは宇佐ノ宮なるを、強て神代の珠とせむために、かくは云るにや、されど神代の珠の、彼ノ宮にしも留在る由縁こそおぼつかなけれ、抑此は、神代の珠と、如意珠との間のまぎらはしきを云にこそあれ、よしや其は何れにもあれ、今如此御船の浪の國中まで押騰りしことは、まことに其ノ珠の功なるべし、奇く靈き神の御所爲、申すもさらなり、】書紀ニ云、冬十月、從二和珥津一發之時、飛廉起レ風、陽侯擧レ浪、海中大魚、悉浮挾レ船、則大風順吹、帆舶隨レ波、不レ勞二艣楫一、便到二新羅一、時隨船潮浪、遠逮二國中一、即知二天神地祇悉助一歟、【飛廉云々の二句は、例の漢文の潤色にてうるさし、】一云、皇后爲二男束裝一、征二新羅一時、神導之、由レ是隨二船浪之遠一、及二于新羅國中一、○國主、主ノ字諸本に王と作るを、今は師の改められたるに依れり、記中の例、皆國主とあればなり、【明ノ宮ノ段ノ末、又遠飛鳥ノ宮ノ段などに見ゆ、明ノ宮ノ段に、百濟ノ國主ともあり、國王と云る例は見えず、書紀には、國王とも、國主ともあり、】許爾伎志とも、許伎志とも訓べし、【からぶみ北史、又杜佑ガ通典などに、百濟王姓二於羅瑕一、百姓呼爲二鞬吉支一、夏言並王也と云り、今書紀を考るにも、コニキシコキシと訓を附たるは、百濟ノ王のみにして、新羅高麗などの王には訓を附ず、然れば此は百濟ノ王に局れる稱にぞありけむ、さて朝鮮國の三國史記と云物に、新羅の世々の王を記したるを見るに、始ノのほどのは皆某尼師今とあるを、東國通鑑と云物には、皆改めて某王と記せり、然れば新羅王の號は、尼師今と云しなるべし、然れども此ノ號は、書紀の私記、又釋、又今ノ本の訓などにも見えたることなければ今たやすく用ふべきに非ず、故姑ク百濟王の號を取て訓るなり、垂仁ノ卷に、任那ノ王、新羅王子など訓る例もなきには非ればなり、さて又書紀ノ釋に、王后、太子、私記曰、古爾於留、又古爾制之止百濟之語也と云

り、此ノ私記の文は、世之の下に牟ノ字脱たるなるべし、書紀今ノ本の訓、大后に斤於流、コムヲルコニヲル、王后にもコニオル太子にコニセシムコムセシムなど附ヶたり、コニともコムとも云は、王に就たる號と聞ゆ、王子には、セシムと附ヶたり、又大夫人に、ハシカシ、夫人にハシカシとも、オリケともオリクとも附ヶたり、その中に、高麗のを云るもあり、北史ノ百濟ノ傳に、王妻號二於陸一夏言妃也と云るに依らば、オリケとあるは、クをケに誤れるにや、さて又百濟ノ國主を、ニリムと訓る、往々あり、其外にも異なる訓ども見えたれども、寫シ誤りなどもありと見えて、さだかならず、又雄畧ノ巻に、百濟王の弟の名に、軍君と云あるを、コニキシ、又コムキシと訓、細注に、崑支君也としるし、百濟新撰と云書を引たるにも、琨支君とあり、王ノ號と同じきはまぎらはし、同巻に、昆支王と云名も見えたり、抑三國の中に、百濟のみ其ノ國言の號どもの彼此傳はれるは、百濟は、中にも殊に親しく奉仕れる故なるべし、】さて新羅の王の先祖などの事は、輕島ノ宮ノ段ノ末に云べし、【傳卅四の四のひら】○畏惶、諸本に惶ノ字無し、今は眞福寺本延佳本に依れり、淤遲訶志古美弖と訓べし、○以後は、由久佐伎と訓べし、○隨天皇命而は、意富伎美能命能麻爾々々と訓べし、【マニ〳〵と云下に、而ノ字を添へて書る由は、首ノ巻に云り、】○御馬甘は、【かひに甘ノ字を書クことは、傳廿五の卅九葉に云り、】穴穗ノ宮ノ段にも、馬甘と見え、書紀雄畧ノ巻に、典馬此云二于麻柯毘一と見え、飼部馬飼などもあり、【外宮儀式帳に、御馬甘、内人と云もあり、】○毎年は、師の登志能波爾と訓れたるに從ふべし、万葉五 十七丁に、得志能波爾、波流能佐多良婆、十六 六丁に、彌年之羽爾、十七 三十丁に、伊夜登之能波爾、淤毋布度知、可久思安蘇婆牟、又、四十丁 伊夜登偲能波爾、十九 四十丁に、如是許曾、見爲安伎良目米、立年之葉爾 六 十丁に、毎年、如是裳見牡鹿、十九 十六丁に、毎年爾云々、【毎年謂二之等之乃波二】などあり、又十八 三十丁に、年能波其登爾ともあり、○雙船は、此は布泥那米而と訓べし、万葉一 十八丁に、船並弖、旦川渡、○船腹は、布那波良と訓べし、【フネノハラと訓てもあるべけれど、次なるサヲガヂと對へて、語の

讀こゆく讀べきなり、】腹こは、而勞より下、水に浸る處をかけて云、魚などの腹の如し、○不乾は、書紀に、ホサズこ訓る宜し、乾く間もなく、御貢物獻むの由なり、○柁楫は、【柁ノ字、延佳本には舵と作り、同じことなり、今は眞福寺本、又一本に依れり、】佐袁加遲こ師の訓れたる宜し、万葉三九に、牟柁呼、釐而佐夫之毛、楊國嘉思、又十三に、楫棹闘而、祈年祭祝詞に、青海原者、棹枚不干、舟艫至留極、書紀敏達卷に、楫櫂なども あればなり、和名抄に、柁、釋名云、柁在後也、和名加遲、また在旁撥水曰櫂、字亦作棹、漢語抄云、加伊、また楫棹字也、楫舳竹也、和名佐乎、また正舩木也、楊氏漢語抄云、柁舳尾也、或作柂、和語云多伊之とあり、【然れば柁は多伊之にて今世に云梶なり、楫は今云櫂、又加伊の類なり、】然れども、師の祝詞考にも、古へ寺に多伊之をよます、【万葉に、八十梶貫、又眞梶貫なども あるにて、今云梶には非ることを知るべし、】佐袁加遲とよめるは、多伊之は、句ノ調もかなはざれば、なり、祝詞も調をことのふる物にて、寄に同じと云れたる如く、調をなすべき語には、佐袁加遲とも、加遲佐袁とも云ることなる、【字は、たゞ舩をやる具をば、彼此通はして、さま〳〵に書るなれば、泥拘るべきに非ず、古に泥るて、タイシカヂなど訓むは、ひがことなり、】書紀推古卷、新羅任那二國王の表に、天上有神、地有天皇、除是二神、何亦有畏乎、自今以後、不有相攻、且不乾船柁、毎歳必朝、持統卷に、新羅元來奏云、我國自日本遠皇祖代、並舳不干楫、奉仕之國、續紀十八に、新羅王子金泰廉等拜朝、并貢調、因奏曰、新羅國王言日本照臨天皇朝庭、新羅國者、始自遠朝、世々不絶、舟楫並連、來奉國家、云々、卅六に、新羅使獻方物、仍奏曰、新羅國王言、夫新羅者、開國以降、仰賴聖朝世々天皇恩化、不乾舟楫、貢奉御調、年紀久矣、云々、【書紀天智卷に、賜新羅王輸御調船一隻と云こども見えたり、】○共與天地は、天地能共多こ訓べし、【天地登共爾こ訓むも、あしきには非ず、】万葉二十六に、浪之共、彼縁此依、又、浮雲之共、寄節、四二十に、浪之共、靡珠藻乃、九十三に、

神之共荒競不勝而、十七丁に、峯上爾、零置雪師、風之共、此間散良思、十二廿四丁に、風之共、雲之行如、十五十九丁に、可是能牟多、與世久流奈美爾、又廿四 君我牟多、由可麻之毛能乎などある、みな與共と云ことを、能牟多と云り、古言なり、書紀神代ノ巻に、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣、万葉二二十九丁に、天地與、共將終登、念乍、奉仕之、情違奴、出雲ノ國造神賀詞に、明御神能大八島乎、天地日月等共爾、安久平久知行牟、云々、○無退は、登許登波爾と訓べきなり、【此ノ無退、又右に引る書紀の無窮など、たゞ意を以て漢文ざまに書るなれば、字には拘りがたし、退ノ字は、佛書に退轉などつねに云る退の意以て書るか、又思フに、過ノ字を寫シ誤れるにもあらむか、若シ然らば、たゞに夜牟許登那久と訓べし、】凡て此ノ新羅王が祈白せる詞を讀見るに、麗く華やかに調へをとゝのへたる文なれば、其意を得て、祝詞などの如く訓べきなり、【書紀なる誓ノ詞も同じさまなり、或人、こはもとより新羅ノ國の語に非ず、此間の語に譯せる物なれば、さしも文を修るべきにはあらじかと云に答ふ、彼ノ國ノ語を譯せるは、もとよりのことながら、凡てかくさまの詞は、祝詞などの如く、麗く言し例と聞えたり、されば彼ノ國王が申せし詞のさまはいかにもあれ、皇國の古言以て、當時に例の如く、麗く譯して語リ傳へたる雅詞なるを、なほざりに訓過すべき物かは、】○定ニ御馬甘ニかく定メ賜ふことは、彼ノ王が祈白せし語の中にあれば、此は本彼方より申シ出たる事か、但シ其ノ上ノ文に隨ニ天皇命ニとあれば、此方より仰フせ賜へるを、諾奉リて申せるかとも聞えたれど、命の隨とは、凡てに係りて、服從ふべき由を申せるにて、御馬甘とならむとは、なほ彼方よりぞ申シ出ナつらむ、抑あるが中にも殊に卑き此ノ職をしも、仕奉ラむと申せる故は、ひたぶるに、深く厚く服從ふ由なり、【續紀十五に、免ニ天下馬飼雜戸ノ人等一、因勅曰、汝等今負ヘル姓ハ、人之所ル恥也、云々、】書紀ニ云、新羅王於レ是戰々栗々、厝身無所、則集ニ諸人一曰ニ新羅之建國以來、未嘗聞海水淩國、若天運盡國爲海乎一、是言未訖之間、船師滿海旌旗耀日、鼓吹起聲、山川悉振、新羅王遙望、以爲非常之兵、將

滅己國、讋焉失志、乃今醒之曰、吾聞東有神國、謂日本、亦有聖王、謂天皇、必其國之神兵也、豈可擧兵以距乎、即素旆而自服、素組以面縛、封圖籍、降於王船之前、因以叩頭之曰、從今以後、長與乾坤、伏爲飼部、其不乾船柁、而春秋獻馬梳及馬鞭、復不煩海遠、以毎年貢男女之調、則重誓之曰、非東日更出西、且除阿利那禮河返以之逆流、及河石昇爲星辰、而殊闕春秋之朝、怠廢梳鞭之貢、天神地祇共討焉、。

一云、於是新羅王宇流助富利智干參迎跪之、取王船、即叩頭曰、臣自今以後、於日本國所居神御子、爲內官家、無絶朝貢、○百濟は、久陀羅と訓り、【此ノ名の古書に正しく見えたるは、和名抄に、攝津ノ國ノ郡ノ名、百濟【久太良】、續紀卅二に、[illegible]造久太良と云人ノ名あり、此も百濟の訛なるべし、】名ノ義未考得ず、【こは久陀羅と云名のことなり、百濟と云名は、から書の北史に、初以百家濟海、因號百濟と云り、】書紀雄略ノ巻に、扶余【扶余は、別に一國有りしを、百濟は扶余の別種にあれば、後に百濟の名にもせしなるべし、又百濟王の姓は、多く餘と云るを、唐書には、夫餘と云れば、此も其ノ國ノ名を取れるにこそ、】とも見え、雄略ノ巻に、尉禮國とあるも是なり、【ネギラフクニと訓るは、甚宜なり、是もクダラノクニとこそ訓べけれ、東國通鑑に、尉禮は百濟の舊ノ名なると云り、】さて此ノ國王の始祖、其ノ姓の事も、明ノ宮ノ段に云べし、【傳卅三の十九葉】○渡屯家は、師の和多能美夜氣と訓れたる宜し、海を渡りゆく彼方に在るを以て、渡とは云なり、【凡て海を和多と云も、渡る意なり、】書紀欽明ノ巻に、海表彌移居、海北彌移居などあり、【并ノ海表海北なども、ワタノミヤケと訓べし、表ノ字北ノ字などは、意を以て添たる物なり、】屯家の事は、日代ノ宮ノ段【傳廿六の二十七葉】に云り、抑外國なる百濟をしも、如此定められたるは、皇國の內なる屯家に准へ賜へるなり、書紀雄略ノ巻、高麗王が言に、寡人聞百濟國者、日本國之官家、所由來遠久矣、欽明ノ巻に、百濟造丈六佛像、製願文曰、云々天皇所用彌移居國、倶蒙福祐、云々、また、[illegible]曰、百濟官家、必招後患、孝德ノ巻に、詔於百濟使曰、始我遠皇祖之

世、以百濟國、爲內官家、云々などあり、書紀に曰、於是高麗百濟二國王、聞新羅收圖籍降於日本國、密令伺其軍勢、則知不可勝、自來于營外、叩頭而款曰、從今以後、永稱西蕃、不絕朝貢、故因以定內官家、是所謂三韓也とあり、【西蕃を、ニシノトナリと訓、又他卷に、蕃屏を、カクレマガキと訓るなど、皆訓べきかたなきのひが訓なり、隣は元より隣なるを、今更に稱隣など云むこと、何の由ぞや、又かくれまがきも、字につきて強たることにて、さらに當らず、蕃を古へはいかに云けむ、其ノ稱傳はらざれば、知がたし、今事の意を以テ思ふに、字には拘らずして、美夜都古久爾と訓べし、御臣國の義なり、さて三韓の事、漢國の代々の史どもを合せて考るに、先ッ後漢書に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁辰とあり、弁辰をば、弁辰韓とも、弁韓とも云り、下韓と云も是なり、かくて馬韓は、西ノ方にあり、三韓の中に、大キにして、五十餘國あり、辰韓は、其ノ東ノ方に在て、十二國あり、弁韓は、辰韓の南ノ方にて、此レも十二國あり、魏志には、弁辰韓合セて二十四國と云て、其ノ擧ヶたる國ノ名は、二十六あり、此レは辰韓と弁韓とを合せて云るか、まぎらはし、凡て彼ノ書に、三韓の事を記せる、筋理なく、くだくだしきこと多し、さて新羅ノ國は、弁韓の中の一國にして、東ノ方南ノ方に海をうけて、皇國に最近き國なり、魏志に弁辰韓廿六國を擧たる中に、斯盧國と云あり、是なり、唐書にも、新羅弁韓苗裔也と云り、然るを北史に、新羅者其先本辰韓種也と云るは、誤なるべし、辰ノ字によりて、辰韓と弁辰とを思ひまがへたることと、他書にも彼レ此レあり、但シ地は弁辰の內なれども、もと辰韓の種なりと云ことか、ともかくもあれ、弁韓の國なり、若し辰韓とするときは、其南につゞきて弁韓あれば、東又南に海をうけたるに叶はず、又魏志に、馬韓の五十餘國の中にも、駟盧國と云あれど、其には非ず、さて百濟ノ國は、後漢書に、伯濟とある國なるべし、魏志に、馬韓五十餘國の中に、伯濟國あり、是なり、北史にも、百濟者、馬韓之屬也と云り、新羅の西北ノ方に在て、西ノ方南ノ方に海をうけ、北ノ方にも小

海あり、百國へは新羅より遙るかに遠し、書紀の卷々に見えたるさまも、然聞えたり、さて高麗ノ國は、高句麗とも云て、古ヘの朝鮮の北ノ方にあり、三韓は、皆其ノ朝鮮より南ノ方なれば、高麗はもとは三韓の內の國には非ず、故ニ後漢書ノ韓ノなどにも、三韓とは別に擧たり、然るに高麗百濟新羅、おの〳〵其ノ旁なる國々をも併せなどして、やゝ〳〵に此ノ三國ぞ彊ク大きになれるに依て、後にはおのづから此ノ三國を三韓と云ことにはなれるなり、漢國の南北朝のころよりの史どもにも、もはら此ノ三國の傳あり、然れども神功皇后の御世のころは、未ダ此ノ三國を並べて三韓と云ることはなかりしを、所謂三韓也と記されたるは、後の事を及ぼしてなり、又今の朝鮮の東國通鑑と云書に、百濟を馬韓、新羅を辰韓、高麗を弁韓としたるは、百濟のみ然ることにて、餘は違へり、新羅は辰韓に非ず、弁辰なること、上に辨ヘ云るが如し、又高麗は遙に北ノ方なる物を、南ノ極なる弁韓にしも當たるは、いかなる妄誕ぞや、高麗やゝ後に南ノ旁なる國々を併せて、彊ク大きになれりし世さへも、其ノ域なほ弁韓には及ばず、弁韓は新羅の有なるをや、凡て此ノ東國通鑑と云物、取にたらざるひがごとのみ多し、さて高麗は、此ノ國にては、古麗と云、其ノ名ノ義未ダ考ヘ得ず、又字も狛とも書り、こは、漢ノ籍國に狛貊と云國あり、又後漢書に句驪、一名貊耳と云、又其ノ別種に、小水貊と名る者もあり、されば狛と云は、其あたりの凡ての舊キ名にやありけむ、さて書紀を考るに、三韓の域に、右の三國を除て、外にもなほ數ありし國は、まづ崇神卷に、任那國見ゆ、こは古ヘより皆世嗎る名にて、即チ彌摩那とあると同じ假字なり、垂仁卷より末の卷々にも見えたるを、欽明天皇ノ御代、新羅に滅さる、其ノ時に云ク、一本云、二十一年任那滅焉、總言任那、別言加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古嵯國、子他國、散半下國、乞飡國、稔禮國、合テ十國とあり、其ノ後も復建られつれども、終に滅たりと見ゆ、加羅國と云は、任那の舊名にて、崇神天皇ノ御代に、外ツ國の始メて參ケりし國なり、故レ西ノ方ノ諸ノ外ツ國の大名となりて、三韓をも、漢國をも、みな加羅と云なり、然るに此ノをただ三韓のみに

限れる名と心得て、漢國などを然云を、誤りなりと云は、中々に非なり、万葉十九に、漢人とも見え、又同卷に、遣唐使のことを、韓國邊遣とも、韓國爾由伎多良波之弖、ともあるなどをば知らずや、さてかの十國の中の加羅國は、任那の内に舊ノ名を遺したる一國にて、神功ノ卷よりして、次々にも見えたり、安羅國、多羅國なども、同御卷より見ゆ、其外には、卓淳ノ國南加羅ノ國、喙ノ國など云もあり、繼躰ノ卷に、始メて耽羅ノ國見えて、齊明ノ卷より、次々にも見ゆ、後ノ世の書に、度羅嶋と云るは是なり、肅愼ノ國、欽明ノ卷より次々見ゆ、こは把婁とも、靺鞨とも云て、高麗の東北ノ方に在て、其ノ東ノ邊は蝦夷と隣き國なり、又聖武天皇の御世、神龜五年に、勃海國と云より使を奉遣しまつろひ參れり、此レは高麗の別種にて、姓は大と云、高麗滅ヒて後、其ノあたりの國を有ち、勢ヒ大キなりし者なり、からぶみ唐書五代志などに傳あり、皇朝に始めて參りしは、大武藝と云し王が時なりき、其後相ヒ續きて、今ノ京になりて、延喜のころまでも參れり、そのかみ狛人と云しは、此ノ勃海國のことなり、さて古への高麗朝鮮三韓などのあたり、今は皆一ッに合せて、朝鮮の域なり、又漢國は、推古天皇の御代より、大御使を遣し、彼ノ國王よりも、使を奉りて、こと通ひ初たり、此は皇國に參る諸ノ戎の中には、殊に大キなる戎國なり、】然れば此ノ記にも、高麗百濟二國王云々の事をも記すべきに、高麗の事は凡て見えず、百濟も其王云々と云ことも無くて、只ふと定渡屯家とのみあるは、卒にして由なく聞え、又屯家と定メ賜ふも、書紀の趣は、三國にわたりて聞ゆるを、【繼躰ノ卷に、夫住吉大神、初以海表金銀之國、高麗、百濟、新羅、任那等、授記胎中譽田天皇、故大后氣長足姫尊、與大臣武内宿禰、毎國初置官家、爲海表之蕃屛、其來尚矣、また、夫海表諸蕃、自胎中天皇、置内官家云々、欽明ノ卷に、奏海表諸彌移居之事、敏達ノ卷に、新羅滅内官家國、これ任那を云り、推古ノ卷に、任那是元我内官家云々などある、皆百濟に局らず、官家と云り、万葉十五に、新羅ノ國に往ことを、須賣呂伎能、等保能朝廷等、可良國爾、和多流和我世波、云々ともあり、】たゞ百濟に局りて云るなど、一わたり

は如何なる由ノ聞ゆるにか、此は書紀を考ふるに、此ノ御世ノ四十六年の下に、遣斯摩宿禰于卓淳國、卓淳王末錦旱岐告斯摩宿禰曰、甲子年七月中、百濟人久氐彌州流莫古三人、到於我土曰、百濟王聞東方有日本貴國、而遣臣等令朝其貴國、故求道路、以至于斯土、若能教臣等、令通道路、則我王必深德君王、時謂久氐等曰、本聞東有貴國、然未曾有通、不知其道、唯海遠浪嶮、則乘大船、僅可得通、久氐等曰、然即當今不得通也、更還備船舶、而後通矣、仍曰、若有貴國使人來、必應告吾國、如此乃還、爰斯摩宿禰即以傔人爾波移與卓淳人過古二人、遣于百濟國、慰勞其王、時百濟肖古王深之歡喜、而厚遇焉、云々、便復開寶藏、以示諸珍異曰、吾國多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、有志無從、然猶今付使者、尋貢獻耳、云々、便自卓淳還之也、又四十七年、百濟王使久氐彌州流莫古令朝貢、時新羅國調使與久氐共詣、云々、かゝれば、百濟國の朝貢初しは、此ノ御世ながら、遙に後の事にして、新羅ノ國を言向ケ賜へる同じ時よりの事には非ず、されば此ノ記に、定賜屯家とあるも、後の事なるを、新羅を定賜馬甘と云る因に、此ノ段に一ツに並べては語り傳へたるなり、其ノ王云々と云ことの見ゆるも、此ノ故ぞかし、又高麗ノ國の朝貢しことは、百濟に並べて思ふに、書紀應神ノ卷に、七年秋九月、高麗人百濟人任那人新羅人並來朝とあれ、是ぞ初ならむ、但ジ此ノ初には非ずとも、應神天皇の御世に至ての事にありけむ、されば此ノ大后の御世の事に非るが故に、此ノ記には、此に其ノ國の事は云ざるなるべし、大かた百濟高麗などの朝貢初し事は、右の如くなるを正しき傳なるべきを、書紀に、此ノ段に二國ノ王云々とあるは、何の據ありての說に加へられたることぞ、こを聞かれ、【若し然らずば、彼ノ四十六年の條も、同じ御世の中にして、忽ち彼と相違へるは、如何ぞや、かの四十六年の文は、甚遠傳にして、實に古記の趣と聞えたり、況や高麗ノ國は、百濟よりも東北方なりと見えて、皇國の今の路程百餘里距て、新羅へはましてや遠ければ、此ノ大后の新羅を言趣ケ賜ふ事を傳へ聞て、さて人を遣て伺はせて、其ノ人の還て後、其ノ王新羅の如くに

まで參らむには、速くとも六七十日を經べし、然るに大后は十月三日に津島より御船開し給ひて、十二月十四日には、既に筑紫に還リ坐て、御子生坐せりとあれば、新羅ノ國に止リ坐シし間は、いくばくもあらじを、其ノ間に彼ノ王はいかでかは御營に得參らむ、此レらを以ても、かの此ノ段の高麗百濟ノ國王云々は、撰者の加語なるほどをさとるべし、】さて又屯家と定ノ賜へることを、百濟に局りて云る故は、三韓ノ諸國の中にも、彼ノ國は後まで殊に忠信に親く奉仕リしかば、屯家ノ國とも、取分てぞ云けむかし、○御杖は、書紀には、所杖矛とあり、上に云る如く、古への矛は種々ありて、木のかぎりにて身無きも常なれば、其ノ杖の如くつくをば、即チ杖とも云も違はず、【杖即チ矛なり、】○門は、加那斗と訓べし、遠飛鳥ノ宮段、穴穗ノ太子ノ御哥に、加那斗加宜、【門蔭なり、】とあり、万葉に、金門と書る意なり、なほ彼ノ御哥の下に云べし、【傳卅九の三十六葉】○衝立、かくのみにては、事の意足はぬこゝちす、其ノ意書紀に記されたる如くにやあらむ、【次に引クが如し、】書紀ニ云、遂入其國中、封重寶府庫、收圖籍文書、即以皇后所杖矛、樹於新羅王門、爲後葉之印、故其矛今猶樹于新羅王之門也、爰新羅王波沙寐錦、即以微叱己知波珍干岐爲質、仍齎金銀彩色、及綾羅縑絹、載于八十艘船、令從官軍、是以新羅王、常以八十船之調、貢于日本國、其是之縁也、【封重寶云云の二句は、例の漢文の潤色と聞ゆ、】○墨江大神は、上に見えたる、底筒男中筒男上筒男三柱ノ神なり、此ノ大神を墨ノ江に祠られたるは、此レより後なれども、如此後の名を以て語リ傳フるは、常の事なり、○荒御魂、和御魂、荒御魂の事、書紀ノ此ノ御卷に、此ノ大神の御誨に、和魂服王身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船とありて、和魂此云珥枳瀰多摩、荒魂此云阿邏瀰多摩と注し、出雲風土記に、天神千五百萬、地祇千五百萬、并當國靜坐三百九十九社、及海若等、大神之和魂者靜而、荒魂者皆悉依給、云々などあるを以て、二御魂のさまを知ルべし、【書紀神代ノ卷に、幸魂奇魂とあるは、共に和御魂の徳用を云る名なり、その由は、上卷大國主ノ神ノ段、傳十二の廿葉に云るが如し、然るを

幸魂を荒魂に、奇魂を和魂に當たるは、非なり、】又出雲國造神賀詞に、大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、云々、大神宮儀式帳に、荒祭宮、稱大神宮荒御魂宮、神名帳に、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社、【神祇令ノ義解祭ノ集解に、鎭花祭、大神之麁御靈也、】此ノ名の古書に見えたる、大方右の如し、凡て爾岐と、阿羅とを對言こと多し、和多閇荒多閇、和稻荒稻、和海布荒海布、毛和物毛荒物、【爾碁は、爾岐と同言なり、】などの如し、此ノ和の字に、種々の意ありて、荒金荒玉などの類は、物の生れるまゝにて、未ダ修治を加へぬを云、其に對へて、修治たる物を、和と云、【右の荒稻和稻なども是なり、此は生熟の字の意なり、爾岐を足と云地ノ名を、熟田津と書り、】又物の麁きと精きことをも云、疎きと柔なることをも云、又人ノ家などの、荒るゝ、饒ふこと、【此饒も同言ぞ、】又浪風の騷ぐを荒ると云、靜まるを和ぐと云、神の心なども荒ると云和むと云、【那具那賀那碁牟なども、爾岐爾碁爾碁牟など、同言なり、】さて又物の間隙の間遠なるを麁しと云、【大間麁籠、あらゝ松原などの類なり、】遠放なるを荒ぶと云、【万葉に、あらぶる君、又あらびたゆきそなど云る是なり、】分散をあらくと云、【此らに對へて、和云々と云言は、未ダ思ひ得ず、大かた爾岐阿羅の右のくさぐさを、漢字にていはば、生熟、精麁、疎密などに當れり、其中に、疎を阿羅と云ことは多けれども、其對に密を爾岐と云ことは未ダ思ヒ得ず、爾岐波布など是に近し、又間と云ことを爾岐と云ことも、其對の間を阿羅と云ることになし、未の對の阿羅は、强暴などの字に當れり、】右の種々を思ひわたして、和御魂、荒御魂と云名の義を悟り知べし、さて神の御靈を、此二ツに對言は、たゞ其ノ德用を云名にこそあれ、全體の御靈は御靈にして、必しも此ノ二ツにわかれたる外、異きには非ず、昔に或人此二ノ御魂のことを問へりしに、己レ火に譬へて答へたりしことあり、其はまづ一ツの火あらむに、其を分取て、燭と薪とに、着れば、燭にも薪にも移りて燃れども、本の火も亦滅ることなく、誠

るゝこともなくして、有リしまゝなるが如く、全體の御靈は、本の火にして、和御魂荒御魂は、燭と薪とに移し取リたる火の如し、【然るを世ノ人此ノ義を知らず、全躰の御魂を、此ノ二ツに分ケて、其ノ片つ方荒魂なれば、今片つ方をば、おして必ズ和魂と心得るは、非なり、たとへば伊勢の荒祭ノ宮は、大御神の荒魂に坐せども、然りとて本宮は和魂と申す物にはあらず、全躰の御魂に坐セり、又津ノ國の廣田ノ神社も、天照大御神の荒魂なり、如此同神の荒魂の、一ツに限らざるも、彼ノ火をいくつも薪に分ケ取リたらむが如し、又大和の大三輪は、大國主ノ神の和魂なるに、狹井ノ神社は、其ノ大三輪ノ神の荒魂なるは、和魂ノ神に、又荒魂あるなり、此は彼ノ分ケ取リたる燭の火を、又分取て、薪に移したらむが如し、さてかく大國主ノ神は、大和ノ國に和魂も荒魂も坐せども、出雲ノ國ノ杵築ノ大社も、亦同神の御魂に坐スは、本の火もなほ本のままなるが如し、是レ又三輪の和魂なるに對へて、おして杵築を荒魂とせむは、非なり、杵築は全躰の御靈に坐スこと、上に引る神賀詞の文のさまにても知ルべきなり、或人問、書紀に、住吉ノ大神の荒魂は長門ノ國に、和魂は攝津ノ國に祠給ふとある、然らば其ノ全躰の御靈は、何レの社ぞや、答、社を建て祀ると不るとは、此方の事にて、彼方の御靈のうへにはあづからず、されば、神代に尊き神たちの中にも、其ノ主とある社は、無きも多し、さりとて其ノ神は御靈無しとは云べからず、且此ノ度住吉ノ大神を祭リ賜へるは、其ノ和魂荒魂の御ちはひによりて、功成し故に、其を祭リ賜ふなり、かくて和魂荒魂とて、別物には非ず、即チ其ノ神の御靈なれば、其外に、別に全躰の御靈の社とては無きも、何事かあらむ、さて又何レノ神にもあれ、社を建て、和魂とも、荒魂ともなくて、此處にも彼處にも祭ることある其レも同じ御靈なり、必しも和魂荒魂と云に限れることには非ず、但シ同シ神といへども、其ノ祭る社に隨ひて、其ノ御魂もほど〳〵に尊キ卑、大キ小キけぢめなどはある、此レ彼ノ火を分ケ取るに、燭薪にまれ、其ノ餘何にまれ、着る物の大キ小キ多キ少キに隨ひて、うつれる火も、其ノけぢめあるが如し、さて又神に御靈ある如く、凡人といへども、ほど〳〵に靈ありて、其は死ぬれば夜見ノ國に去

るこいへども、なほ此ノ世にも留まりて、福をも、禍をもなすこと、神に同じ、但シ其ノ人の位の尊卑と、心の智愚と、強弱とに隨ひて、此ノ世に魂ののこることのけぢめありて、始よりひたぶるに無きが如くなる者もあり、又甚百千年を經ても、いちじろく靈にて、まことに神たる者もあるなり、さて夜見ノ國に去れる魂の、此ノ世にも殘るは、譬へば何なるさまぞと云に、燈ノ火を他處へ將去往に、其ノ本ノ火はなほ本の跡へも及びて、しばし明きが如し、然れども將去る火の遠ざかるまゝに、其ノ本の跡の光は、やう〳〵に微になりて消行如く、數多の年を經て、久しくなれば、殘れる靈は滅ぬべきを、神の靈なるは、黄泉ノ國に去坐るも、此ノ世に殘リ坐ス御魂の、恒常に衰ることなく、靈なるは、火ノ大ナるが故に、將去て他處に於着ての後も、本ノ跡へ及ぶ光も、なほ盛にして、かはることも無きが如し、】○國守神は、久爾麻毛理坐神と訓べし、【字のまゝに、久爾毛理能迦微とも訓べけれど、神の守り給ふを、山守野守、道守島守などゝ同じさまに申さむも、いかゞなればなり、されど古へは一に云しも知がたし、若シさもあらば、字の隨に訓べきなり、】韓國を鎭めて、背くことあらせず、遠永に皇朝に服ひ御貢るべく、鎭り坐ス神なり、○祭鎭は、斯豆米麻都流と訓べし、【萬葉ノ十七に、鎭齋と見え、其外にも、必ズ伊波比と訓べき處もあれば、此なるも然訓べきかとも思へど、なほ非ず】鎭は、今までは御船ノ上に鎭坐しを、社を建て、其處に鎭坐しめ給ふなり、【鎭まるは、止まる意なること、上に云るがごとし、】書紀には、於是、從軍神、表筒男中筒男底筒男、三神、誨皇后曰、我荒魂、令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地、必宜奉定、則以踐立爲祭荒魂之神主、仍祠立於穴門山田邑、とありて、神名帳に、長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座、【並名神大】とある是なり、【三代實錄に、貞觀元年正月、奉授長門國從五位下住吉荒魂神、從五位上、同十七年十月、授長門國從五位上住吉荒魂神、正五位下、同十二月、授長門國從四位下住吉荒魂神從四位上、仁和元年十一月、授長門國

從四位上住吉荒魂神ノ、正四位下ニとあり、編年集成に、豊浦ノ住吉とあり、此ノ神社今も山田村と云にあり、】然るを此ノ記に、還渡也と云文の上に在ッて、新羅ノ國に鎭祭給ふ如くに聞ゆるはいかゞ、【國守神と云るも、韓國をたゞに國とのみ云むは、其ノ國にての言なり、若シ皇國に還リ坐て、長門にて云むには、韓國守神などこそあるべけれ、されば是レを長門の住吉のことゝすることは、國守とは異國を防きて、皇國を護リ賜ふ義とすべし、又長門なるとは別に新羅ノ國にも、鎭ノ祭り給へるかとも云べけれど、なほ然にはあらじ、】さて書紀には、皇后之船、直指難波、于時皇后之船、廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是天照大神誨之曰我之荒魂、不可近皇居、當居御心廣田國、即以山背根子之女葉山媛令祭、亦稚日女尊誨之曰吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅令祭、亦事代主尊誨之曰祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛令祭、亦表筒男中筒男底筒男三神誨之曰吾和魂宜居大津渟中倉之長峽、便因看往來船、於是隨神教、以鎭坐焉、則平得度海、と云こともも見えたり、【此レみな前に御誨ありし神たちなり、皇居の居ノ字、本に后と作は誤なり、帝王編年記に、居とあるぞ宜き、廣田は、神名式に、攝津國武庫郡廣田神社、名神大、月次相嘗新嘗とありて、世に西ノ宮と申す社なり、活田は、同國八部郡生田神社、名神大、月次相嘗新嘗とありて、生田ノ杜と云是なり、長田は、同郡長田神社、名神大、月次相嘗新嘗とあり、大津ノ渟中倉之長峽は、和名抄に、同國兎原郡住吉ノ郷ある、其處にて、今も住吉村と云ヒ、本住吉とて神社もあるなり、住吉村、古キ名ぬなくらの里と云しこぞ、此ノ地は武庫山の支別の、南ノ方へ長く引延たる尾崎にて、まことに長峽と云つべき地なり、今海邊へは、村より七八町あり、さて今の住吉ノ郡なる住吉は、後に移されたるところにて、此ノ渟中倉之長峽とある地には非ず、今の地にては、神功紀に云々、直指難波、于時皇后之船、廻於海中以不能進、更還務古水門而卜之、云々則平得度海、とあるに叶はず、兎原ノ郡の住吉にてよく叶へり、傳六に、是レを今の住吉の地とし

て云りしは、精しからざりき、】さて今ノ地に移し奉られし事の考へは、高津ノ宮ノ段に云り、【傳卅五の二十葉】

〇還渡也とは、新羅ノ國より海を渡りて還リ坐シしを云、【此事上に云る如く、墨江ノ大神の荒御魂を鎮祭と云ッ下にあるは、いかゞなるを、なほ強て助けて云ば、彼ノ荒御魂を鎮ノ祭リ給へるは、長門ノ國の事なるを、其より此方も、猶渡までは海ノ路を還リ上リ坐ツれば還渡とは、大倭ノ國に還リ坐るまでをかけて云る語なる故に、下にあるなりとも云べけれど、なほさては聞えがたくして、新羅ノ國より自國の地に還リ渡リ坐りしことゝ聞えたれ、されば、此はもと還渡と云ことは、門ノ字の次に在て、次に即只云々とありけむ語を、阿禮が誦うかべたりし間なきに、次序を誤りやしつらむ、】〇此ノ大后の韓國を言向賜へりし事を、漢籍どもなどの論ひて、新羅そのかみ皇國に過せしことも聞えず、何の罪も無かりしに、此たび襲給ふは、只寶を貪り賜へるにて、不義の無名の軍となど申すなるは、たゞ己が私ノの心から智を以て、漢の義理を定むる例の漢國意にして、眞の道を知ラざるものなり、抑此ノ御征伐は、皇神の御心より起りて、悉に神の御所爲なれば、必ず如此あるべき義理あることにて、此ノ義理は甚も微妙なる物なれば、さらに人の能測識べき限りに非るを、任意に論ふは、いとも可畏く、質氣なき非なり、【神の御所爲なりと云を、虚誕妄なりと云む、これ又漢國の私ノ智をのみ恃むならひにて、まことの道を知ことあたはざる者の常ノ言なり、又垂仁ノ紀に見えたる事に因て、任那の爲に怨給ふことなどと云も、漢意にへつらひて、かの無名不義と云譏を、強てのがれしめむとする私ノ論にて、神の御爲なることをば忘れたるものなり、さて又朝鮮の三國史記東國通鑑などと云書に、百濟新羅高麗の世々を記せる中に、皇國の事を見てたゞ國守の國のことを卑めて、記して、此ノ大后の征伐の事をば記さず、又三國共に服從ひ朝貢しことをも、凡て記さゞるは、皆て隠したるものなり、三國史記に、新羅の阿達羅尼師今二十年夏五月、倭女王卑彌乎遣使來聘、また訖解尼師今三年夏四月、倭人猝至圍金城、王欲出戰、賊遠至などと記せるは、ほの〲このことよりて聞のまゝ、賊

潰走など云るは、あまりなる僞りなり、東國通鑑には、これらの事をすら除きて記さず、凡て彼ノ書ごもは、ひがここ僞ッのみ多くして、論ふにたらざれごも、世ノ人は、戎書こだにいへば、信用ッるならひなれば、此レらの書を見ては、古へに此ノ三國の服從へりしここを疑ふ人もありもやせむこ、いさゝかおごろかしおくなり、】

故其政未竟之間。其懷妊臨產。即爲鎭御腹。取石以纒御裳之腰而渡筑紫國。其御子者阿禮坐。阿禮二字以音故號其御子生地。謂宇美也。亦所纒其御裳之石者。在筑紫國之伊斗村也。

其政こは、韓國御征の事を云なり、凡て麻都理碁登こ云は、臣連八十伴緒の、朝廷に仕奉る事こ云義なる由、白檮原ノ宮ノ段【傳十八の七葉】に委ク云るが如し、故レ此は古へは皆仕奉る人に就てこそ云へれ、君に係て云る例はなきに、此に如此あるここは、此ノ度の御征は、天照大御神の大命を蒙リ賜ヒての御擧なるが故に、【其由は上に見ゆ、】大御神に仕奉り賜ふ事なり、○未竟之間は、未タ果し遂給はざる程にこ云意なり、竟は、倭建ノ命ノ段に、所遣之政遂こある遂こ同じ、【未竟こいへば、其事十の七ッ八ッは既に竟て、今少し全くは竟ぬ如く聞ゆれごも、取レ石云々の御事いまだ新羅に渡リ幸さぬ以前なれば、其意にはあらず、】○懷妊臨產は、波良麻世流御子阿禮坐牟登斯都こ訓べし、【師は、四字を、ミコアレマシナムトスこ訓れつれご、然のみにては事足ラはぬこゝちす、必波良麻世流こ云言もあるべき處なり、書紀推古ノ卷に、皇后懷妊開胎之日云々こあるは、其ノ御子の御事を云處なる故に、かくのみ訓て宜きなり、】こはいまだ新羅ノ國に渡リ坐サざりし前、筑紫ノ國にての事なり、○爲鎭は、伊波比賜牟多米爾こ訓べし、伊波比は、志豆米

とも訓べし、多米爾は、登斯豆とも訓べし、【登斯豆と訓むときは、賜米も、賜布と訓べし、】此ノ殺竟て選ッ坐まして、勿生坐そと鎮賜ふとてなり、書紀崇神ノ巻に、以二忌瓮ヲ一鎮二坐於和珥坂上一、【万葉三、又十三などに、忌瓮を齋瓮と書り、】万葉十九に、遣唐使に、御酒ヲ賜ふ大御歌に、虚見都山跡乃國者、水上波地往如久、船上波床坐如、大神乃鎮在國曾、云々、【同巻に、大船爾眞梶繁貫、此吾子乎、韓國邊遣、伊波敝神多智、とあるを以て鎮作の訓を思ヒ定むべし、】同反言、斯鎮守國等、白香石根衆齋瓮、鎮齋將待、これらの鎮ノ字、伊波比と訓べき例なり、【然るを何れも下ノ本ノ、訓を誤りて、凡そ此字を、イハヒと訓べきことを知らず、】さて伊波布てふ言は万葉十五に、眞幸くて妹が伊波伴伐、直つ浪千重に立とも、障あらめやも、又楊葉、齋瓮へいます、君が目を、今日か明日かと、伊波比且待む、又宋人は、道忌等、いはひ居、伊波比待らむ、旅行く我を、又白妙の、我衣手を、取持て、伊波敝我兄子、たゞに逢までに、十九に、年朔れ、君がいますは、數鳴か、人に就じし、伊波比且待む、など猶多し、○取石、次に引る万葉五の歌の端書に依れば、筑前國怡土郡深江村と云地の石を、古あへもに因て、取用ひ給へるなり、【或人云、今深江と云は、今眞崎と迫る道、上村下野宿と云處にて、今も赤石白石の美好きが多く出るを、火打石にも、又所々林檎と云物にもするなり、】○纏二御裳之腰一、纏は麻伎豆と訓べし、【まき賜ひてなり、】其石を包みて、帶みどに付る物にて、御裳の腰に引結び賜ふを云なり、【書紀には、挿レ腰、筑前風土記には、挿於御腰、万葉には、挿二著御袖之中一、實是御裳中矣、とあり、其文どもは、皆次に引り、】さて此御裳は、御下裳を云なるべし、下裳の事上巻【傳六の四十八葉】に云るが如し、○渡二筑紫國一者、韓國より向還て、還り渡り坐るを云、故レ渡を和多理伎坐と訓べし、【ワタリマシヽのみ訓ては、何ごかやこえたらはぬことゝなればなり、】○其御子は、生れ給ふなり、此事自此字蘭宮段【傳廿の卅八葉】に委く云り、○宇美、書紀にも皇后從二新羅一還之、十二月戊戌朔辛亥、生二譽田天皇於筑紫一、故時人號二其產處一曰二宇瀰一也と

あり、應神ノ巻に、生二於筑紫之蚊田一とあれば、其處の舊名は、蚊田とぞ云けむ、さて今も、筑前ノ國糟屋ノ郡に、宇瀰村ありて、宇瀰ノ神社もあり、【八幡ノ大神を祭ると云り、愚管抄に、筑紫に還りて、うみの宮の槐にとりすがりて、應神天皇をば生奉り給ひけるとあり、今も植繼て、社ノ内に、大なる槐ノ樹ありとぞ、又帝王編年記には、還二筑紫一、誕二生譽田皇子一、其產處、筑前國那珂郡筥崎濱也と記し、或說に、筥崎は、應神天皇の胞衣を、筥に入レて、此ノ地に埋みたる故に、筥崎と名く、其ノしるしの松、筥崎宮の邊にありと云り、筥崎の松をよめる哥、拾遺集にあり、しるしの松とよめるも、新拾遺集にあり、抑筥崎には、種々の說ありて、さだかならず、されど、此ノ御子に由緣ある地にてはあるべし、神名式に、筑前國那珂郡八幡大菩薩、筥崎宮、名神大、さて又次に引る筑前風土記の趣は、宇美も、子饗原と同處にて、怡土ノ郡と聞えたり、なほよく國人に問ヒ聞て、考へ定むべきなり、】○伊斗村は、【斗ノ字、諸本に計と作るは、誤なり、今は、延佳本に依れり、】和名抄に、筑前國怡土【以止】郡、是なり、【續紀十九に、始築二怡土城一、令三大宰大貳吉備朝臣眞備、專二當其事一焉とあり、宗像ノ郡にも、怡土ノ鄕あれど、其にはあらじ、】書紀仲哀ノ巻に、筑紫伊覩縣主祖五十迹手、聞二天皇之行一、云々天皇卽美二五十迹手一曰二伊蘇志一、故時人號二五十迹手之本土一、曰二伊蘇國一、今謂二伊覩一者訛也、筑前風土記に、怡土郡、昔者穴戸豐浦宮御宇足仲彥天皇、將レ討二球磨噌唹一、幸二筑紫一之時、怡土縣主等祖五十迹手、聞二天皇幸一、拔二取五百枝賢木一、立二于船舳艫一、上枝挂二八尺瓊一、中枝挂二白銅鏡一、下枝挂二十握劒一、參二迎穴門ノ引島一獻レ之、天皇勅二問阿誰人一、五十跡手奏曰高麗國意呂山自天降來、日桙之苗裔、五十跡手是也、天皇於斯譽二五十跡手一曰二恪乎一、【謂二伊蘇志一】五十跡手之本土、可レ謂二恪勤國一、今謂二怡土一郡訛也、【右二書共に、此ノ地ノ名伊蘇國なるを、伊斗と云は訛れるなりとあれど、今思ふに、かの五十迹手と云名も、此ノ地名に因れる加く聞え、又からぶみ魏志の皇國ノ傳に、伊都國と云るも、正しく此ノ地のことゝ聞ゆるを、彼レは此ノ大后の御世のころのさまを傳へ聞て記せる趣なる

に、既に伊都とあれば、誠には非るか、】さて彼石の事は、書紀にも、秋九月云々、爰卜吉日而臨發有日、云々、適當皇后之開胎、皇后則取石挿腰而祈之曰、事竟還日產於茲土、其石今在于伊覩縣道邊とも見え、【開胎を、本にウムガツキと訓たれど、右にも引る推古ノ卷に、懷妊開胎之日とあるも、產坐むとする際を云るなれば、此も其意なり、】筑前風土記に、逸都郡子饗原、有石兩顆、一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸、色白而硬圓如磨成、俗傳云、息長足比賣命、欲伐新羅國、閲軍之際、懷娠漸動時、取兩石挿著裙腰、遂襲新羅、凱旋之日、至芋湄野、太子誕生、有此因緣、曰芋湄野、【謂產爲芋湄者、風俗言詞耳】俗間婦人忽然娠動、裙腰挿石、厭令延時、蓋由此乎、【子饗原は、万葉に、子負原と書て、哥に、故布乃波良とあり、さて俗間婦人云々の事、或人ノ云く、今も筑紫の俗に、婦人の產むとする時、傍より力をつけむとては、未異國は治まらぬぞと云ことありと云り、】筑前風土記に、怡土郡兒饗野、【在郡西】此野之西、有白石二顆、【一顆長一尺二寸、大一尺、重卌一斤、一顆長一尺一寸、大一尺、重卌九斤、】曩者氣長足姫尊、欲征伐新羅、到於此村、御身有娠、忽當誕生、登時取此二顆石、挿於御腰、祈曰、朕欲定西堺、來著此野、所娠皇子、若此神者、凱旋之後誕生、其可遂定西堺還來即產也、所謂譽田天皇是也、時人號其石曰皇子產石、今訛謂兒饗石、【祝敍の下に字脫たり】万葉五に、筑前國怡土郡深江村、子負原臨海丘上有二石、大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、並皆楕圓、狀如雞子、其美好者、不可勝論、所謂徑尺璧是也、【或云、此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石、當占而取之】去深江驛家二十許里、近在路頭、公私往來、莫不下馬跪拜、古老相傳曰、往昔息長足日女命、征討新羅國之時、用茲兩石、挿著御袖之中、以爲鎭懷、【實是御裳中矣、】所以行人敬拜此石、乃作歌曰、可既麻久波阿夜爾可斯故斯多良志比咩

可尾能彌許等、可良久爾遠武氣多比良宜弖、彌許々呂遠斯豆迷多麻布等、伊刀良斯弖伊波比多麻比斯、麻多麻奈須布多都能伊斯乎、世人爾斯咩斯多麻比弖、余呂豆余爾伊比都具可禰等、和多能曾許意枳都布可延乃、宇奈可美乃故布乃波良爾、美弖豆可良意可志多麻比弖、可武奈何良可武佐備伊麻須、久志美多麻伊麻能遠都豆爾、多布刀伎呂可僻、【反歌】阿米都知能、等母爾比佐斯久、伊比都夏等、許能久斯美多麻、志可志家良斯母、【恰土ノ郡に、今も深江村ありて、肥前の唐津へ通ふ道の驛なり、子負原は、深江の西ノ方にあり、古夫と夫を濁りて唱ふ、石は二ッながら盗人のぬすみ持去て、今は無しと、彼ノ國人云り、久志美多麻とよめるは、石を稱て、奇き御玉と云るなり、御魂にはあらず、さて此ノ石は、長サ一尺餘リもありけるを、御腰にはいかで着給ひけむと疑ふ人もあるべけれど、彼ノ大后の御世より、奈良ノ宮のころまでは、五百年あまりも經つる時なれば、小さかりしが、然大キになりけむこと、何か疑はむ、石も多くの年を經れば、漸に大キになること今もつね然るをや、

亦到坐筑紫末羅縣之玉島里而御食其河邊之時。當四月之上旬爾坐其河中之礒。拔取御裳之糸以飯粒爲餌釣其河之年魚。其河名謂小河。亦其礒名謂勝門比賣也故四月上旬之時女人拔裳糸以粒爲餌釣年魚。至于今不絕也。

筑紫ノ末羅縣、末羅は、【名の由緣は、書紀に見えて、次に引り、】肥前ノ國なるに、肥ノ國と云ハずして、筑紫と云る、此ノ筑紫は西海ナ國の總名と見れば、事モなけれど、なほ然には非じ、肥前の域は、もとは筑紫ノ國の內にて、肥ノ國に屬た

るは、やゝ後かとおぼしきことあるなり、【其由は、上卷傳五の十三葉に云り、考へ合すべし、】和名抄に、肥前國松浦【萬豆良】郡とあり、縣は、賀多と訓べし、【コホリと訓はわろし、又マツラノアガタと訓もわろし、万葉の詞に、松浦ノ縣とあるは、漢文なれば云べきにあらず、】万葉五廿丁に、麻都良賀多とある是なり、【此ノ我多を潟と心得るは非なり、此哥、松浦かた、さよひめの子が、比禮ふりし、山の名のみや、聞つゝ居む、とあるを思ふべし、佐用比賣が鄕里を云りとしても、又下なる山へ係ても、潟は何の由もなし、縣なることしるきをや、】なほ縣の事は、志賀ノ宮ノ段【傳廿九の五十八葉より】に委ク云るが如し、末羅も、古ヘ御縣にぞありけむ、【凡て此記に、某縣とあるは、古ヘの稱のまゝにて、實に阿賀多と云し地なり、書紀などに、郡と通はして、撰者の意以て書れたるとは異なり、】万葉十六にも、松浦縣とあり、さて此地をよめる歌は、同五廿丁に、伎彌乎麻都、麻都良乃于良能、又廿丁毛々可斯母由加奴麻都良遐、又廿丁吉民万通良楊滿、なほ多し、次にも引り、さて同十五廿丁に、多良思比賣、御舶波底家牟、松浦乃宇夫、とあるに依れば、新羅より還リ渡リ坐る時も、御船此ノ浦に泊したるべし、さて此より筑前に到リ坐て、御子は產賜へりしなり、さて是レに准へて思ふに、初メに新羅へ御船發ありしも、此ノ浦にぞありけむ、【さるは、初メに御船發ありし地も、泊し地も、何ノ地と云ことは、此ノ記にも、書紀にも見えざるを、万葉に、かく此ノ浦に御船泊つるよしよめるは、然語リ傳へたることありしなるべし、凡て古ヘ韓國へ渡るには、多く此ノ浦より船開せしにや、万葉五に見えたる、佐用比賣が故事など思ふべし、】○玉島ノ里、名の由シ知リがたし、【土佐ノ風土記に、吾川ノ郡玉島、或說云、神功皇后巡國之時、御船泊之、皇后下島、休-息磯際、得一白石、圓如雞卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也、故以爲島名、とあるに准へて思ふに、此ノ松浦の玉島も、さるたぐひの由緣などありてや名けゝむ、】万葉五に、比等未奈能、美良武麻都良能、多麻志未乎、美受弖夜和禮波、故飛都々遠良武、○到リ坐は、書紀に依れば、か

の初御船發の時の事に非ず、又還リ坐て、御船泊し時の事にも非ず、此は御船發より前に、別に筑前より筑後を經て、此地に幸し〻事のありしなり、【此ノ事書紀に、まづ三月云々、其處曰御笠、これは、筑前ノ御笠ノ郡なり、次に、其處曰安、これも筑前ノ夜須ノ郡なり、次に、至山門縣とあるは、筑後ノ山門ノ郡なり、さて次に夏四月に、此ノ松浦縣に到とある故に、筑後を經て幸せりとは云なり、かくて又次に、詣橿日浦云々の事あるを以テ見れば、其ノ時は又筑前へ還リ坐シつと聞ゆる故に、此ノ浦に到リ坐シて、年魚を釣賜ひしは、御船發のをりには非ずと云なり、次に冬十月、津島の和珥津より、新羅に渡リ坐シき、書紀に記されたる次第右の如し、然れども、此ノ次第は、必しも悉く泥むべきにも非れば、詣橿日浦云々は前の事にて、此ノ松浦に到リ坐るは其ノ後にて、これ即チ御船發の時なりけむは知リがたし、四月と十月とも、もとより泥むべきに非ず、又和珥ノ津より發し〻は、此ノ松浦より發して、伊伎を經て、津島に到リ坐し、津島よりの御舟發なり、今も津島ノ上縣ノ郡に、鰐津鰐浦と云ありて、秋冬のころ、朝鮮ノ國に渡るには、其處より船出し、春夏のころは、佐須奈浦と云より出ッと彼ノ島人云り、と或人いへり、】然るを此ノ記に、此に記したるは、前ノ事を追て、別に記せる物ぞ、【されば此は筑前にして御子產給ひし次へ續きたる事には非ず、亦と云るにて、別段なることはしるし、】○其河邊は、万葉五に、松浦川とも、玉島川ともよめる、是なり、多麻之末能許能可波加美爾、又麻都良我波奈々勢能與騰波、云々など、なほ多し、次に引り、○御食は、美袁斯世須と訓べし、倭建ノ命ノ段に、到坐尾津前一松之許、先御食之時云々、とある下【傳廿八の三十八葉】に云るが如し、世須は、爲を延へたる古言にて、爲賜ふと云むが如し、○之時當の三字は、袁理志毋と訓べし、【をりしもあれ、年魚を釣べき佳き時節に當れるよしなり、】○四月は、宇豆紀と云、然名けたる意は、未タ考ヘ得ず、【凡て月々の名ども、昔より說どもあれど、皆わろし、其ノ中に、たゞ三月を彌生なりと云るのみはよし、又師の考ヘに、七月は穗含月、八月は穗發月、九月は稻刈月なり、と云れたるなどは、さ

もあるべし、其ノ餘はいかゞあらむ、又九月は稻熟月にてもあらむか、但ノ賀を濁るは、刈にしも、熟にしもいかゞなるは、音便にて濁るか、はた異意か、決めがたし、此ノ外にも、己レも考ヘ出デこ、さもあらむと思ふ彼此はあれど、十二月ノながらは、未ダ得ざれば、今云ハず、なほよく考へて云べし、】○上旬は、波都米能許呂と訓べし、又都紀多知能許呂とも訓べし、【かみのとをかと云こともは、信明ノ集の哥にもあれど、なほ上代の言には非ざれば、然訓ムはわろけむ、】都紀多知は、月立ノ義なり、【後に朔ノ字を當て、ついたちと云、つきをついと云は、音便なり、】そもそも上代には、一年をば、たゞ春夏秋冬と四ツに剖ち、又其ノ四時を、各初ツ中ツ末と三ツに剖チて云るのみにして、後の如く十二月と定めて、某月某月と云ことは無かりしかば、【一年を十二月と剖ち定めて、其月々の名をもつけられたるは、仁德天皇ノ御世などにやありけむ、】此ノ御代のほども、なほ然なりけむ、其ノ由は、己レさきに眞暦考と云物を著はして、委く辨へ云り、考へ見て知ルべし、されば此に四月上旬とあるは、當時然言しには非ず、後の名を以て語リ傳へたるなり、○磯は、書紀に、石上と書れ、【此をイソノウヘと訓るは、此ノ記に依れるなるべし、】万葉五の哥にも、伊志とあれば、石なるべきを、礒ト書るは、古へは、石を伊蘇とも云りと聞えて、いそのかみを石上と書キ、万葉なとにも、礒を通はして石とも書ること多し、されば、此の礒は借字にて、石にぞありけむ、万葉五に、多良志比賣、可尾能美許等能、奈都良須等、美多々志世利斯、伊志遠多禮美吉、【三四の句は、魚釣すと、御立しせりしなり、結ノ句ノ字は、志の誤リには非るか、或人ノ云ク、今玉島川の岸に、大キなる石あり、方七尺ばかりなり、俗に紫石と云り、此レ此ノ大后の釣し給ひし處なりと語リ傳ふと云り、又貴人は、此ノ紫石の在ル所は浮島と云所と、玉島川との間の松原にありと云、方五尺ばかりと云り、又今も此ノ石ノ上にて、女の釣すれば、年魚を多く得るを、男の釣れば、得ることなしといへり、】○拔-取御裳之糸ヲとは、其ノ地の織たる糸をばつして、拔キ取テ釣絲にし賜ふを云、【古今集に、藤衣はつるゝ糸はわび人の涙の玉の緒とぞなりける、】○飯粒とは、伊

比煩と訓り、【煩の清濁は、未タ考へざれども、姑ク常に云に從ひつ、】書紀安閑ノ巻に、人ノ名にも、飯粒と云ありて、然訓り、播磨ノ國の郡ノ名揖保伊比保と、【和名抄に】あるも、飯粒の意の名なるべし、【神名式なる揖保坐天照神社を、臨時祭式には、粒坐とあり、】俗に云めしつぶなり、【靈異記には、粒ツヒとあるは、つぶと通ふか、】御食し賜ふ、其ノ御飯の粒を、即チ取リ用ひ給ふなり、○餌は、和名抄に、四聲字苑云、餌以食誘魚鳥也、和名惠 ○年魚は、和名抄に、鮎本草云、鯷魚、蘇敬注云、一名鮎魚、和名安由楊氏漢語抄云、銀口魚、又云細鱗魚、崔禹錫食經云、貌似鱒而小、有白皮無鱗、春生夏長、秋衰冬死、故名年魚也とあり、天智紀童謠に、美曳之弩能曳之弩能阿喩、々々擧會播云々、○註小河、書紀に、玉島里小河とあり、小は、小長谷、小筑波など云小にて、稱云辭なり、【必しも小き由には非ず、】小河と云る例も多し、小田小野小濱など云類なり、【万葉に、小國、小里、小林、小峯などもあり、】○勝門比賣、【舊印本、延佳本には、勝の下に臘ノ字あり、そは勝ノ字を誤リて、又別に加はりたるなるべし、一本には、臘ノ字ありて、勝ノ字なし、今は眞福寺本、又一本、又一本などに依れり、】名ノ義は、書紀に、此ノ時大后祈ひ給ひしことありつれば、其意以て新羅に勝賜へる由にて、後に名けたるにやあらむ、門は、處の意か、比賣とは、尊みて稱たるならむ、【或人、勝門をヨドと訓べし、万葉に、松浦川七瀬の淀は、云々、神名式に、肥前國佐嘉郡與止比女神社あり、今浮島と、玉島川との間一里ばかり川上に、淀姫大明神と云社あり、是なり、浮島は、源氏物語玉葛ノ巻に見ゆと云り、今按に、勝門をヨドと訓べき由なし、若シよどひめならば、勝は誤字とすべし、されどなほ然には非じ、筑前ノ國宗像ノ郡に、勝浦と云處あり、神功皇后新羅に勝てかへり給ひ、此浦にあがらせ給ふ故に、かつらと名くと里人云傳へたり、かつら潟、名所にて、歌あり、勝浦村の西ノ方、昔は遠く干潟なりしが、寛文十一年に、その潟を新田に開きて、今は潟はなしとぞ、こゝに勝門比賣と云名は、肥前の玉島なれども、若シはこの筑前の勝浦と傳へのまがひたるには非るにや、】○故四月上旬之時、云々、こ

は既に暦日を用ひらる、世になりての【暦日を用ひ初ノ賜ひしは、推古天皇の御世よりとおぼゆ、】語に聞ゆれば、月ノ名はもとよりにて、其ノ上ノ旬を月立と云るも、當時の言なるべし、【これらの事、眞暦考を見て辨ふべし、】〇女人云々、此は此ノ大后の御故事を思ヒ奉りて、ことさらに然爲る事のありしなるべし、【只何となく、其ノころ年魚を釣ることには非ず、四月ノ上旬のころ、年魚釣ることはめづらしからず、何處にも常の事なればなり、さて玉島川に、今ノ世にも、此ノ事ノ遺りてありや、國人に尋ぬべきことなり、】万葉五に、松浦川川の瀬光り、鮎釣ると立せる妹が裳の裾ぬれぬ、松浦なる玉島川に年魚つると、立せる子等が家路知らずも、遠つ人まつらの川に若年魚釣る、妹が袂を吾こそ纒め、若鮎つる松浦の河の川浪の、並にし思はゞ、吾戀めやも、【此ノ哥どもよめるも、次なる詞を以て見れば、四月ノ上旬の事なりき、】書紀に云、夏四月壬寅朔甲辰、北到火前國松浦縣、而進食於玉島里小河之側、於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳糸爲緡、登河中石上而投鉤、祈之曰、朕西欲求財國、若有成事者、河魚飲鉤、因以擧竿、乃獲細鱗魚、時皇后曰、希見物也、【希見此云梅豆邏志】故時人號其處曰梅豆羅國、今謂松浦訛焉、是以其國女人、毎當四月上旬、以鉤投河中捕年魚、於今不絶、唯男夫雖釣、以不能獲魚、

古事記傳三十一之卷

本居宣長謹撰

訶志比宮下卷

於、是息長帶日賣命於倭還上之時。因疑人心。一具喪船。御子載其喪船。先令言漏之御子既崩如此上幸之時香坂王忍熊王聞、而思將待取進出於斗賀野爲宇氣比獦也爾香坂王騰坐歷木而是大怒猪出。堀其歷木。即咋食其香坂王其弟忍熊王不畏其態興軍待向之時赴喪船將攻空船爾自其喪船下軍相戰。此時忍熊王。以難波吉師部之祖伊佐比宿禰爲將軍。太子御方者。以丸邇臣之祖難波根子建振熊命爲將軍故追退到山代之時。還立各不退相戰爾建振熊命權而令云息長帶日賣命者既崩故。無可更戰即絕弓絃欺陽歸服於、是其將軍既信詐弭弓藏兵。

爾自頂髮中採出設弦（一名云宇佐由豆留）更張追擊故逃退逢坂對立亦戰爾追迫敗出沙沙那美悉斬其軍於是其忍熊王與伊佐比宿禰共被追迫乘船浮海歌曰伊奢阿藝布流玖麻賀伊多弖淤波受波邇本杼理能阿布美能宇美邇迦豆岐勢那和即入海共死也

〇因疑人心は、人能心宇多賀波志伎爾余理弖と訓べし、【師は、人ノ心ナウタガヒオモホセバと訓れき、其もあしくはあらねど、宇多賀布と云ば、疑ふまじきをも疑ふになるを、宇多賀波志と云は實に疑ふべき由のあるをいふなり、】香坂ノ王忍熊ノ王の不服ざるべきさま、又諸人の其に服はむことなど測りがたく疑はしきに因てなり、〇喪船は、柩を載たる船なり、【書紀孝德ノ巻に、轜車をキクルマと訓る例に依らば此も、紀布泥と訓べきかとも思へど、こはなほ母布泥と訓てあるべきなり、】〇一具は、比登都爾那弊弖と訓べし、【一をモハラと訓るはひがことなり、】一は、一艘と云、具は、備設るなり、さて此は實は喪船には非るを、謀にて其ノ狀に擬ひ成たるなり、【もし書紀に依ていはゞ、此ノ喪船即チ天皇の御柩を載奉れる船にて、さて御子をも其船に載奉れるなりとも云べけれど、此ノ記の趣は然には非ず、此ノ記の傳へには、天皇の、御喪船のことは略きて云ざるなり、】〇御子は、新に生坐る、品陀別命【應神天皇】に坐、〇先とは、豫て先だちて物するを云、〇崩と申すことは宇遲能和紀郎子の下【傳卅三の七十八葉】に云べし、〇令言漏は、俗に云ふいひふらさするなり、漏としも云故は、たとひ御子實に崩坐とも、【此ノ時世ノ中定まらざるほどなれば、】必ス其は隱す

べき事なれば、隱せるが、おのづから漏たるさまに云ハせしなるべし、さて如此計賜ふゆゑは、香坂ノ王忍熊ノ王の心を、
弛べ怠らしめむがためなり、〇如此上幸、書紀には、爰伐新羅之明年春二月皇后領群卿及百寮、移于穴門豐浦宮、即收天皇之喪、從海路以向京云々、時皇后聞忍熊王起師以待、之命武内宿禰懷皇子、横出南海、泊于紀伊水門、皇后之船直指難波、とありて、此ノ記と異なり、【此ノ記の趣は、大后も御子も、共に同じ海ッ路を直に上リ幸すなり、】〇香坂王忍熊王、上に出、【傳卅の四葉】〇聞而は、大后の上幸す由を聞てなり、さて太子の崩リ坐シぬと云ことは、此ノ王等も實に然りと、信給へる趣なり、其さま次に見ゆ、〇待取は、待迎へて擊なり、此ノ取は、擊を云、【此事上に例ども引て、委く云り、】〇斗賀野は、書紀仁德ノ卷に、三十八年秋七月、天皇與皇后居高臺而避暑時毎夜、自菟餓野有聞鹿鳴其聲寥亮而悲之云々、【菟ノ字、此はトの假字なり、ツと讀ムはわろし、】攝津ノ國風土記に、雄伴郡有夢野、父老相傳云昔者刀我野有牡鹿云々故名此野曰夢野、などある、野なり、雄伴ノ郡と云るは、何郡ならむ詳ならず、【和名抄に、西成ノ郡に雄惟ノ鄕ある、惟ノ字は、寫誤と見ゆれば、是レ雄伴にて、古ヘは郡なりしにや、若シ然らば、斗賀野は西成ノ郡なり、或書にも、西成ノ郡と云り、仁德紀に、猪名ノ縣ノ佐伯部が、かの夜々鳴し、牡鹿を苞苴に獻りつとありて、爲奈ノ鄕は、河邊ノ郡にて、同郡に雄上ノ鄕と云もあり、されど、其野に鳴つる鹿の聲の難波ノ宮のあたりまで聞えたりしは、河邊ノ郡には非じ、其は遠ければなり、なほ國人などによく尋ぬべし、又万葉十一に、吾妹兒乎聞都賀野邊能云々、とあるは此野か、別なるか、】〇進出は、大和より、津ノ國まで進ミ出たるなり、【出の下なる、於ノ字なき本もあり、同じことなり、】〇宇氣比獦は、書紀に、祈狩と書て、此云于氣比餓利、とありて、曰若有成事必獲良獸、とある此ノ意以て云ッ名なり、書紀に、息長足姬ノ尊の、若有成事者、河魚飮鉤と詔ひて、年魚を釣しゝと同じ心ばへにて、上代に此ノ類ヒの事なほ多し、〇歷木は、書紀景行ノ卷に、到筑紫後國御木、居於高田行宮、時有

僵木長九百七十丈焉云々、天皇問之曰是何樹也、有一老夫曰是樹者歷木也云々、天皇曰是樹者神木、故是國宜號御木國、とありて、公望私記曰、按筑後國風土記曰三毛郡云々、昔者楝木一株生於郡家南、其高九百七十丈云云、楝木與俰木名稱各異也、故記之、【俰ノ字は楝を寫誤れるか、】仁德ノ卷に、當荒陵松林之南道忽生兩歷木挾路而末合、これら、久奴木と訓り、【或人、景行天皇此ノ木に依て、其地を御木ノ國と名けられたれば、久奴岐は、國木の意なるべしと云るは非なり、】かくて、和名抄には、本草云、釣樟、一名烏樟和名久沼木、また本草云、櫟樹、和名久沼木、日本紀私記云、歷木、【釣樟と櫟樹と、共に久沼木と記しながら、別に出せるは名同くて異物か、はた、別に出せるは誤か、】字鏡には櫪櫟同久沼木とあり、古書どもに、歷木と書るは、櫪の意にて、例の偏を省けるなるべし、【漢ぶみにも櫪を通はして、歷と作ることあり、又櫪と櫟と通はし書る例もあり、されど同物には非ず、】さて久奴岐は、今も久奴岐とも久能岐とも云木なり、【契沖くぬぎは、今もくのぎと云てつるばみのなる木なりと云り、橡を久奴木の實とせるは違へり、そは和名抄にも、橡櫟實也とあるに依れるなれど橡は伊知比の實なり、久奴木の實には非ず、伊知比を櫟と書り、此ノ字に依て混ふべからず、】されど此ノ記書紀の、歷木は久奴木に當て書りや非ずや決め難き故あり、【玉垣ノ宮ノ段なる、菟寘熊白檮の下傳廿五の廿葉にも云る如く、凡て魚鳥草木などの名の漢字は、古へは人の心々に當て書つれば、後ノ此ノと異なることも多ければ、漢名に依ては定めがたし、されば此ノ歷木も櫪とは聞ゆれど、其は何ノ樹にあてたりや慥ならず、かの風土記に、楝とあるも、書紀の歷木と傳への異なるにはあらで、たゞ記者の當たる漢名の異なるにこそ、】万葉十二に度會大河邊若歷木、吾久在者妹戀鴨、【此は、旅の哥にて、吾ヵ此ノ旅の日數の久くなりなば、家なる妹が吾を、戀しく思ハむかとなり、】此ノ上ノ句は、吾久と調を疊む料の序なれば、歷木は必ズ比佐岐なることを著ければなり、【本には此をも、クヌギと訓たれど、さては若と吾と、調の疊なるのみにて、久に縁なし、此哥は、久と云ニ主

たるを思ふべし、又同四に、佐保河乃涯之官能小歷木莫刈焉云々、此小歷木をば、シバと訓る、まことに然訓べし、こは、何レノ木にまれ、柴なるを云なり、故レ小ノ字を加へて知ラせたり、然れども其を歷木としも書る意は、一種の木を思へるなるべけれど、何レノ木とも知リがたし、河岸に多かる木なるべし、】比佐岐は、同六にも久木生留清河原などもあれば、河邊も由あり、今も川邊などにもよくある木なり、和名抄に唐韻云、楸ハ木名也漢語抄云、比佐木とありかゝれば、此記書紀などの、歷木も比佐岐ならむも知リがたけれど、姑ク書紀の訓に依つ、○騰坐、朝倉ノ宮ノ段ノ大御哥に、和賀爾宜能煩理斯、阿理袁能波理能紀能延陀、坐は、伊麻志と訓べし、其ノ樹ノ上に坐すなり、【たゞ騰賜ふと云意に添へて云る坐には非ず、】○而是は、此ノまゝにては、語つゞかず、【もし、而ノ字は、於と草書や、似たれば、於是かとも思へど、然には非じ、】又たゞ歷木に騰坐とのみにては何の由とも無ければ而ノ字の下に文脱たるか、【かならず騰坐而云々と云こと、あるべければなり、】又思ふに、是ノ字は見の誤リか、そは樹ノ上に坐て御狩人の、獸を狩るを、觀居賜ふなり、書紀に、二王各居假庪、赤猪云々とあること、合セ考ふべし、其ノさま似たり、故レ姑ク是ノ字を、美多麻布爾と訓つ、○怒猪は、師の伊加理韋と訓れたる宜し、【俗に云、手負猪なり、】書紀雄畧ノ巻に、嗔猪從草中暴出逐人、獵徒緣樹大懼、拾遺集物ノ名ノ【きさの木】哥に、いかり猪の石をくゝみて嚙來しは象の牙にこそ劣らざりけれ、朝倉ノ宮ノ段に、一時天皇登幸葛城之山上、爾大猪出、卽天皇以鳴鏑射其猪、之時其猪怒而宇多岐依來、故天皇畏其宇多岐登坐榛上、云々、○堀は、【掘ノ字にて、手偏なれども、昔より土偏に書キ來れり、漢ぶみにも、堀を、掘と通はし用ひたる例もあり、】此は、根を掘發して、僵すを云り、○咋食は、書紀に、咋而殺焉、とあるが如し、○不畏其態とは、祈狩に、如此くなるは甚不吉怪なれば、畏むべきことなるに、猶畏まざるを云、【たゞ猪を畏まずとには非ず、】○待向、向は、迎の意なり、【迎を向と書る例上巻にもあり、】白檮原ノ宮ノ段にも、登美能那賀須泥毘古、興軍待向以

戰ッこあり、さて書紀には、引軍更返屯於住吉こあれご、此ノ記のさまは然は聞えず、進出たる斗賀野近きあたりにて、待迎へたりこ聞ゆ、○空船は、牟那志布泥こ師の訓れたる宜し、【牟那志伎船こいはでは、言こゝのはざるか如くなれごも、古言には如此云格多し、哀き妹を、加那志妹、麗き妻を、久波志賣こ云類なり、】軍士の乘らざるを云なり、さるは是レを、實の喪船こ思へるから、【上に云る如く、御子の崩リ坐ぬるこ云こごを忍熊ノ王の方には、實に然りこ、信たるさまなり、】軍士無く空くて攻易からむこして先ッ此ノ船を攻破らむこするなるべし、【又凡て何事にも實ならず、僞なるを空某こいへば、此ノ空船も、空喪船の義にもやあらむ、若シ然らば其ノ僞リなるをば知らず、實の喪船こ思ひて、御柩を奪ヒ取むこて、先ッ此レを攻るにやされご空船こ云ここ其ノ意には非じ、】○下ノ軍は、陽は喪船のさまに裝ひたれごも、隱して乘せ置たる、軍士を船より出し陸に下すなり、書紀には、時麛坂王忍熊王聞天皇崩亦皇后西征并皇子新生、而密謀之曰、今皇后有子、群臣皆從焉、必共議之立幼主、吾等何以兄從弟、乎乃詳爲天皇作陵、詣播磨興山陵於赤石、仍編船絙于淡路嶋、運其嶋石而造之、則毎人令取兵、而待皇后、於是犬上君祖倉見別與吉師祖五十狹茅宿禰、共隸于麛坂王、因以爲將軍、令興東國兵、時麛坂王忍熊王、共出菟餓野而祈狩之曰、若有成事必獲良獸也、二王各居假庪、赤猪忽出之、登假庪、咋麛坂王而殺焉、軍士悉慄也、忍熊王謂倉見別曰、是事大怪也、於此不可待敵、則引軍更返屯於住吉、こあって、此ノ時に、戰ひし事は見えず、○難波吉師部、此ノ難波は、吉師部の鄕里を云るなり、姓には非ず、故レ書紀には、難波こはあらでたゞ吉師こあり、【書紀ノ處々に難波ノ吉士こ云姓の人多く見えたるは別なり、思ひ混ふべからず、】吉師部は、姓なり、姓氏錄ノ攝津ノ國ノ皇別に、吉志、難波ノ忌寸同祖大彦ノ命之後也、【難波忌寸ハ大彦ノ命ノ之後也こあり、】こあり、此なるべし、大彦ノ命は孝元天皇の御子にて阿倍氏の祖なれば、【上に見ゆ、】此ノ氏も阿倍氏の支別なるべし、さて吉師部こ負ることは、本ツ國ノ名より出たるか、【今も鳥

下ノ郡に吉志部村あり、是レ此ノ氏の郷里なるべし、かくて、此ノ地名はもと、吉師の住けるより負るか、吉師と云者の事は、明ノ宮ノ段阿知吉師の下、傳卅三の二十三葉に、委ク云べし、】はた、吉志舞より出たるか、續紀十一【四天王寺に、食封を施入せられし時、】に、攝津職奏ス吉師部樂ノ、とある是なり、【阿倍氏の人昔新羅國より、大嘗會の日に歸リ參りて、始メて吉志舞を奏し事、傳廿二の八葉に云るが如し、さて吉志舞と名けし由は先ツ吉師と云稱は、もと新羅より出たれば、此ノ舞も其ノ吉師の舞なるを、新羅より傳ヘ來つる故に吉師舞と云か、さて其ノ此ノ舞を舞し人の子孫相傳へて、大嘗會ごとに、舞ける故に、其氏を吉師部と負るか、若シ然らばかの津ノ國に吉志部と云、地名のあるは其ノ氏人の郷里なる故に負るなり、然れども又、吉師部と云を、地名より出たりとせば、彼ノ舞も吉師部氏の祖なりし人の始めて舞て、其氏に傳へたる故に、吉志舞と云とも聞ゆ、】されば、此ノ本末【地名より出たるか、舞より出たるか、】決めがたし、【さて又、書紀ノ繼躰ノ卷に、吉士老とあるを、始めて、卷々に吉士某と云名の人多く見えたるは、皆韓國の吉士に因れる稱にして、此氏人には非ず、是又、思ひ混ふべからず、】○伊佐比宿禰は、書紀に、五十狹茅宿禰、哥にも、伊佐智須區禰とあれば、比ノ字は、地の誤りか、【記中に、地ノ字を假字に用ひたる例も、上卷神ノ名にあり、】伊佐地は、名の例も彼レ此レありて、水垣ノ宮ノ段【傳廿三の七葉】に、擧たるが如し、然れども、此ノ記には次にも比ノ字を書ケれば決め難し、故レ比とあるに就て云ハば、伊佐地は、勇都比の切れるにて、都は、例の助辭、比は彦姫などの比にて、【彦姫などの比の意は、傳三の十三葉に云り、】其を伊佐比とも云はたゞ其ノ助辭の都を省きて云るのみの異にやあらむ、【助辭の都は添へても省きても云る例多し、】さて、此ノ人は、右に引る、姓氏錄に依るに、大彦ノ命の子孫なるべし、【此ノ人の時は、いまだ吉師部と云姓には非ず、子孫を吉師部と云しは遙に後のことなるべし、】○將軍は、書紀に、伊玖佐能伎美と訓り、【古へのかゝる類の、稱の例に依らば、伊玖佐能宇志とも云べし、】此ノ稱、高津ノ宮ノ段にも【將軍山部ノ大楯ノ連、】見え、書紀には、崇神ノ

卷より初て見えたり、○太子、此ノ御子は、大后の御腹に坐々しほどに、既く大御父天皇は、崩リ坐シたれば、實には御胎内よりして、天皇に坐々て、胎中天皇とさへ申せれば、況て生坐ては、固天皇にぞ坐々ける、然はあれども、大御母ノ命世に坐々て天ノ下の政所聞看し、且神武天皇より以來、幼く坐々す天皇の御例も、いまだ坐さざりしかば、此ノほどは猶姑く、日嗣御子とぞ申シ奉りけむ、【さて、長り坐々て後も大御母ノ命の世に坐々しほどは、なほ初メより申しならへるまゝに、日嗣ノ御子と申シ奉りしかはた、長坐々ては、天皇と申シ奉りしか、そは今知リがたし、此ノ次々にも、なほ御子とあるは、建内ノ宿禰ノ命の奉とある文に依ルに、なほ幼ク坐まし、ほどゝ聞えたり、そのうへ、大御父天皇の、御段の内なれば、此ノ段には、天皇とは、記シ奉るまじきことわりなり、】大かた此等の御事どもは、後の御代御代の御定ノをも、漢國の例をも忘れて、皇朝の上ツ代のさまを、熟らによく得たる人ならずは疑ひつべきものなり、なほ末に云フ論ふべし、【書紀に、三年春正月丙戌朔戊子、立二譽田別皇子一、爲二太子一などあるは、例の漢めかしく記されたるものにこそあれ、皇朝の古へのさまに非ず、其由は、上にも既に論へるが如し、】○御方、日本紀畧にも、天慶三年十一月十九日庚戌、土佐國言八多郡爲二海賊一燒亡、合戰之間、御方人并賊類多二中レ箭死者一とあり、後ノ世に、味方と書くは、由もなき非なり、【常にも、己が方ざまの者を、美加多と云、其も單に云、御方より轉れるか又は、其は身方の意にて、本より別なるか、】○丸邇臣の事は、伊邪河ノ宮ノ段に云り、【傳廿二の四十六葉】○難波根子建振熊と云名の例、孝靈天皇の大御名の下【傳廿一の三十五葉】に云り、振の意は、未タ思ヒ得ず、熊は、猛き意か、さて、此ノ人書紀に、此ノ御卷には、和珥ノ臣ノ祖、武振熊と見え、仁德ノ卷六十五年の下に、和珥ノ臣ノ祖、難波根子武振熊とあり、【書紀の、年立に依るに、今年より、仁德天皇の、六十五年までは、百七十餘年を經たり、長く壽き人にぞありけむ、】姓氏錄、和爾部ノ朝臣ノ條に、彦姥津命三世孫、難波宿禰とある、此ノ人のことならむかと云て又、眞野ノ臣ノ條に天足彦國押人命三世孫、彦ツ

國葺命之後也、男大口納命男難波宿禰男大矢田宿禰後氣長足姫皇尊、征伐新羅凱旋之日、便留爲鎭守將軍云、【納ノ字は、寫誤なるべし、】とあるに依れば、難波ノ宿禰は、彦國葺ノ命の孫なり、【時代も右の趣大かた此に合へり、又彦國葺ノ命の孫なれば、即チ彦梠津ノ命の三世ノ孫にあたれり、彦梠津ノ命の事は、傳廿二の四十八葉、彦國葺ノ命の事は、廿三の七十四葉にいへり、】○追退は、上文の相戰とあるより續きて、其時に太子の、御方の軍の、忍熊ノ王の軍を、追退たるなり、○還立は、忍熊ノ王の軍、追れて山城ノ國までは引退きつるが、山城ノ國にて、留りて、又軍立して還向ふなり、書紀に、忍熊王復引軍退到菟道而軍之とある是なり、菟道は、山城の宇治なり、【但シ書紀は、此ノ時までには、未タ戰ふことは無くして、たゞ菟道まで、引退きし趣にて、此ノ記と異なり、】○各不退とは、忍熊ノ王の軍の此に到て、退かずして、又向ふに太子の御軍も、退かざるを云なり、書紀には、皇后南詣紀伊國、會太子於日高、以議及群臣、遂欲攻忍熊王、更遷小竹宮、云々、三月、命武内宿禰和珥臣祖武振熊、率數萬衆、令擊忍熊王、爰武内宿禰等選精兵、從山背出之至菟道以屯河北、忍熊王、出營欲戰とあり、【此レに太子とあるは、三年の文と合はずいかゞ、されど此にかくあるぞ、古ヘノ傳へのまゝの文にはありける、書紀は、凡て漢文に傷はれたる中にをり〳〵取りはづして、かく古傳のまゝなることのあるなり、さて此ノ段彼ノ紀の趣は、太子をば武内ノ宿禰に抱奉らしめて、南ノ海ツ路へ廻りて、紀ノ國に到らしめ、大后の御舟は、直に難波を指シて上り坐シしを、難波には泊給はで、紀ノ國に詣坐て、太子と一ツに會賜へるなり、此ノ記の趣は、然らず、大后も太子も、もとより一ツ海ツ路を上り坐りと聞ゆ、】○令云云々故無可更戰、さきに太子は、既崩と云たり、今は又、大后も崩り坐シぬれば、王【忍熊】を除て他に君は坐シまさねば、戰ふべきこと無しと云はしめて、忍熊ノ王に歸服ふまねするなり、【上文に、自其喪船下軍相戰とあるは、其時既に、實の喪船には非ることを顯したる如くにも聞ゆめれど然らず、若シ其ノ時に、顯したらむには、太子の崩り坐シぬと云しは、僞な

ること、其時に敵ノ方にも既に知リたるべきに、今又太后崩リ坐シぬと同じさまの、僞リ事せむには、敵よりも信まじければなり、されば、今又如此構りたるは、かの喪船より軍を下したる時もなほ喪船は實の喪船として、其僞リは、敵ノ方には未ダ知らずて、太子もさきに既に崩リ坐シぬと心得居る趣なり、書紀は此ノ處の趣異なり、次に引るが如し、】○弓絃は、【絃ノ字は、弦の誤かとも云べけれど、古ヘは通はしてかくも書けむ、】由豆良と訓べし、万葉二ノ廿丁に、梓弓都良緒取波氣、十四ノ廿六丁に、都良波可馬可毛などあればなり、【波久流は、弓に弦を懸るを云、】されど、書紀仁德ノ卷の大御哥に依ルに、由豆流と訓むもあしからず、【古ヘは、都良とも都流とも、云しなるべし、草の葛をも、今は都流と云り、さて右の万葉の都良緒を、師は、連なる緒の意なりと云れつれど、いかゞあらむ、】和名抄には、弦由美都流とあり、○欺陽は、伊都波理弖と訓べし、【陽は、佯と同くして詐なり、】○歸服は、麻都漏比奴と訓べし、○其ノ將軍は、伊佐比ノ宿禰なり、○旣は、【舊印本に、誤りて師と作るを、師は即ノ字とせられつれど、諸本皆旣とあり、】盡の意なり、【此ノ事上に云り、】○信は多能美弖と訓べし、○弭は波豆志と訓べし、【此ノ假字古書に見あたらねば、豆は、受ならむも知らねど、姑ク世に書きならへるに從へり、なほ考ふべし、又波自伎とも訓べきか、万葉十四に、美知乃久能安太多良末由美波自伎於伎弖とある、是ハ弦を弭シ置を云り、】○藏レ兵とは、拔持たる刀を鞘に入れなどする類を云、○頂髮中は、多岐布佐能那加と訓べし、書紀に、此を髮中とあるを然訓、又景行ノ卷に、削二-藏頭髮一、崇峻ノ卷に、作二四天王像一置二於頂髮一などあるをも、皆然訓り、多岐は、髮を揚たるを云、布佐は、其ノ揚て集めたる髮の繁きを束ねたる處を云、總て物の多きを總集むるを、布佐奴と云なども同言なり、【万葉に、髮たぐと多くよめり、揚ることなり、又物の多く繁きを、布佐と云、】されば、頂髮は、後に云、本取のことなり、【故レ師は、即モトドリと訓れつれど、其は中古よりの名とこそ聞ゆれ、】さて是レよりは、太子の御方の事なり、○設弦は、麻氣多流都留と訓べし、【設氣は、麻宇氣なり、麻宇氣と云は後に、音ノ

便に宇の添りたるにて、古言は麻氣なり、都留は、都良とも訓べし、】然るを師は、此を宇佐由豆留と訓れたり、其も又さることなり、然れども、なほ熟思ふに宇佐由豆留は、尋常の定マりにて、必ス儲くる物なれば、今敵を欺きて、弓弦を皆絶捨るほどならむには、其ノ宇佐由弦をも必ス共に絶捨ずはあるべからず、【若シ然爲ずは、敵必ス疑ひつべし、】されば其ノ定まれる、宇佐由弦は皆絶捨て、此レは又別に隱して儲置たる弦なる故に、其を分むために宇佐由豆留とは記さゞるなるべし、【若シ宇佐由弦と記したらむには、かの定まれると紛ふが故なり、】ことさらに、髮ノ中に匿したることをよく思ひて、定まれる宇佐由弦とは別なることを知ルべきなり、【定まれる、宇佐由弦は隱す物には非ず、但し此ノ下なる、註無き本に從はば、なほ宇佐由豆留と訓マむもひがことには非じ、其故は、顯に設ること、別に隱して設けたるとの差別こそあれ、共に設けたるにてはあれば、何れをも、宇佐由弦と云むに違ふまじければなり、然れども此ノ記の例を思ふに、若シ宇佐由豆留と讀ムべくは、假字に書クべし若シ其を、設弦とかゝば、訓テ云二宇佐由豆留一と注すべきに、然は注せず、彼レ此レを思ふに、なほ然は訓ムまじきにこそ、】○註に、一名宇佐由豆留とある眞福寺本には、此ノ注なし、師も後ノ人の所爲なりと云れたり、【かく云れたる意は、思ふに本文の設弦を、即チウサユヅルと訓べければ、かゝる注あるべき由なしと思はれたるなり、】其も謂れたることなり、【其故は、宇佐由豆留と云名は、仁德紀の、大御哥に見えて甚古ければ、直に本文に然云べきことにこそあれ、かく一名とて、注にすべきに非ず、若シ又此ノ名の外に、麻氣豆留など云、古名ありて、其を以て記すとならば、此ノ一名をば注するまでもあるべからず、されば本文の、設弦即チ宇佐由豆留なるを、後ノ人然は得知らで彼ノ大御哥を思ひて、別に如此は注したるなりとも云べければなり、】然れども、猶思ふに、本文は定マれる、宇佐由弦に非ること、右に云るが如くなる故に、設弦と、書て、其ノ分を知らせたれども、世ノ人なほ定まれる宇佐由弦に思ひ混へて、然訓マむことを恐ひて、然は訓ムまじきことをなほ慥に示さむために、一名と注して、分てる

にもあるべし、【或人疑て云、もし設弦を、宇佐由豆留とは訓まじきことを示すとならば、宇佐由弦とは、別なる由ア
ことを注すべけれ、一名云々とては、たゞ同物と聞ゆるはいかに、答、そはまことに、さることにて、いとまぎらはしき
注のさまなり、今ノ人ならばかくは注せじを、古ヘは凡てかゝる物の注のしざまなども、然こまやかにはあらで、大らかな
りしかば、今ノ人の聞しは、體に當らざる如く聞ゆることも多し、されば、此ノ注も其意を得て見れば、如此もあるべき
ものなり、其故は、顯に云くることを隱したることの、差こそあれ、此レも、宇佐由弦の外ならねば、非二宇佐由豆留一なるも、
注しがたければ、一名云々と注して分てるなるべし、宇佐由豆留をば、一名と云ときは、直に然とは訓まじきことを知らる
ればなり、かくの如く見るときは、此ノ注必しも、後ノ人のしわざとも、決めがたくなむ、】故レ、諸本の隨に記しつ、宇佐
由弦は掛替に儲ク置弦なり、書紀仁徳ノ卷ノ大御哥に、于磨臂苔能、多菟屢虛等太虛、于磋由豆流、多由磨菟麼務那、奈
羅階豆毛暇望、【うま人は、貴人を云、契沖物部のことにとれるは非なり、首の此ノ一句は、宇佐由弦に係れる事には非
るなり、虛等太虛は、辭言に讀べし、太ノ字は、濁音の例なり、万葉十八に、世ノ人能多都流許等太弖、これも同じ、同
卷に、大伴等云々、立流辭立、これは用言に云り、上下の語以て辨ふべし、さて此ノ御哥の意は、たとへば、弓弦の絶た
る時の掛替に、宇佐由弦のある如く、貴人の立る事立なれば、后妃を並べ置まほしと詔ふなり、】又此ノ段には、儲弦と
ありて、アサユヅルと訓り、【哀は、字と殊に近く通フ音なり、さて此ノ訓たゞ、仁徳紀にのみ依れるならば直に、ウサユ
ヅとこそあるべきに、アサユヅルとしも訓るは通はして然も云る古言の世に遺れるに依れるなるべし、契沖此ノ名を釋て、義弓
弦の略なるべしと云り、義と云むことはいかゞ、】軍防令に、凡兵士【云々】毎レ人弓一張弓弦袋一口副弦二條と見え、江
家次第、【賭射條】に、射手【云々】若弦斷者只替弦、掛レ之畢弓場仕、張レ之、又【射遺條】射手弦斷者跪二砌下一取二替
弦懸レ之云々、【中右記、弓場始ノ下に、替弦從二懐中一取二出懸レ弓云々、】など見えたり、書紀云、時武内宿禰令二三軍一悉

令推結因以號令曰各儲弦藏于髮中且佩木刀既而擧皇后之命誘忍熊王曰吾勿貪天下唯懷幼王從君王者也、豈有距戰耶、願共絶弦捨兵與連和焉、然則君王登天業以安席高枕專制萬機則顯令軍中悉斷弦解刀投於河水忍熊王信其誘言悉令軍衆解兵投河水而斷弦、爰武内宿禰令三軍出儲弦更張、以佩眞刀度河進之、○逢坂、名の由緣書紀に見えて次に引り、孝德紀大化二年ノ詔に、凡畿内東云々、南云々、西云々、北自近江狹々波合坂山以來、爲畿内國とありて、山城と近江の堺にて近江に屬り、【今大津の西なる、坂路是なり、】万葉六[三十五丁]に、大伴坂上郎女奉拜賀茂神社之時便超相坂山望見近江海云々、木綿疊手向乃山乎今日越而、【手向ノ山、即チ逢坂山なり、】十[五十五丁]に、吾妹兒爾相坂山之皮爲酢寸、十三[六丁]に、相坂乎打出而見者淡海之海白木綿花爾浪立渡、又未通女等爾相坂山丹手向草綵取置而、十五[三十五丁]に、和伎毛故爾安布左可山乎故要弖伎弖、○逃退は、忍熊ノ王の軍なり、○對立は、又留りて、太子の御軍に向ひ立ッなり、○亦戰、是レにて戰ふこと三度なり、○追迫敗は、太子の御方よりなり、上に追退と云、次に追擊と云、此に至て追迫と云る漸に迫る次序なり、【凡て、世牟と云は、令迫なり、故レ此ノ記に、多く、迫ノ字を書り、】上卷に、建御名方命云々、逃去、故追往而迫到科野國之洲羽海將殺時云云、○沙々那美は、近江ノ國の地ノ名にて、其由師の冠辭考に委く說れたるが如し、【志賀は、古ヘより廣き名にて、郡ノ名にもなれるをなほ古ヘは、沙々那美は志賀よりも廣き名にやありけむ、万葉の哥どもに沙沙那美の志賀と多くよみて、志賀の沙々那美とよめるはなし、又九ノ卷には、樂浪之平山ともあれば、比良のあたりまでかけたる名にぞありけむ、綺語抄に、今按近江ノ國志賀ノ郡さゝなみ山あり、志賀のさゝなみと云べきをさゝなみや志賀のと云傳へたるはあるやうあるにやあらむ、】明ノ宮ノ段ノ大御歌に、佐々那美遲【遲は路なり、】ともあり、○出は、眞福寺本に依れり、此ノ字、諸本皆於と作り、【出と於と、草書はいとよく似たる故に誤ることあり、出雲風土記を本ども校見るにも、此ノ二字相誤れる

こころ多し、】於とあるに依るときは、上の敗へ回りて沙々那美爾敗亘と訓べし、【沙々那美にて敗るなり、書紀此ノ御歌ノ哥に、于泥珥等邏倍菟とある類なり、彼レも宇治にて捕へつなり、又思ふに敗ノ字は、到の誤にもあらむか、】然れども此は出と云、おもしろし、其はまづ、山城の宇治より、山科を經て逢坂までは山谷處なるに、逢坂ノ山を東へ越離るれば、沙々那美の地にて、湖に向ひて打晴たるは、まことに出と云つべき地形なり、右に引る万葉の哥に、逢坂乎打出而見者云々などあるをも思ふべし、又後に此ノあたりに、打出濱と云名あるも其ノ意なり、【拾遺集に、近江なる打出の濱の打出て云々、】○其軍に、忍熊ノ王の軍なり、書紀云、忍熊王知レ被レ欺謂ニ倉見別五十狹茅宿禰一曰、吾既被レ欺、今無ニ儲兵一豈可レ得レ戰乎、曳レ兵稍退、武内宿禰出ニ精兵一而追之、適遇ニ于逢坂一以破、故號ニ其處一曰ニ逢坂一也、軍衆走之及ニ于狹々浪栗林一而多斬、於レ是血流溢ニ栗林一、故惡ニ是事一至ニ于今一、其栗林之菓不レ進ニ御所一也、【狹々浪栗林は、催馬樂の鷲ノ子に安波川乃波良乃美久留須乃とある處なるべし、栗津ノ原は志賀ノ郡にて、大津より、勢多にゆく間にあり、書紀に、沈ニ瀬田濟一而死とあるによくかなへり、此ノあたり、古ヘは沙々那美の地なり、】○浮ノ海は、陸路をば逃られて行べき方なき【瀬田濟の岸に到て迫れるなり、】故に、海に浮べるなり、書紀に、忍熊王逃無ニ所入一則喚ニ五十狹茅宿禰一而歌之曰、云々とあり、○伊佐阿美は、吾君なり、伊者は人を誘ひ起す詞にて此は語の勢の助辭と云へ僞れり、阿藝とは、吾ノ君と爾、天皇の大御言にも、佐邪岐阿藝【佐邪岐は、大雀ノ命を詔へるなり、】書紀同卷ノ大御哥にも、伊裝阿藝とある皆吾君なり、出雲ノ卷に襲ニ甲頭之處日吾君とあるは、神名帳に、和伎とある地なり、【山城國相樂郡和伎坐ニ天乃夫支賣ノ神社これなり、此ノ社を今涌出ノ宮と申すは、もと吾君の意なることを知らで、妄に涌とせるひがごとなり、】是を以て思ふべし、臣をも子をも對ては、君と呼こと常なり、【契沖吾子とせるは、非なり、】此は、伊佐比ノ宿禰を謂へるなり、書紀には此ノ次に伊佐智須區禰とも云句あり、○布流玖麻賀は、振熊之にて、太子の御方の將軍の名、上に出た

り、書紀には此ノ句、多摩枳波屢于知能阿曾餓句夫菟智能と三句なり、○伊多弖淤波受波は、不レ負ニ痛手一者なり、痛手の事は白檮原ノ宮ノ段に、五瀨命於ニ御手一、負ニ登美毘古之痛矢串一、故爾詔云々負ニ賤奴之痛手一とある處に云り、【傳十八の三十八葉】さて、此不レ負者は、負むよりはと云意なり、是レ古語の一格にて、万葉の哥に廿餘首此ノ例あり、已レさきに詞瓊綸【七ノ卷古風ノ部】に、皆引出て云るが如し、何れも皆かくあらむよりは、如此こそあるべけれと云ことを、如此あらずは云々と云り、【其中の一首を以て今云む、二ノ卷に、如此許戀乍不有者高山之磐根四卷手死奈麻死物乎とあるは、かくばかり戀つゝあらむよりは死むものをなり、餘も皆此レに同じ、然るに此ノ格を世によく心得たる人なくして、哥どもにさまぐ〵むつかしく解れども皆明らかならず、此の哥をも契沖、痛手を負ては身もかなはねば入水もなりがたからむ、さまでの疵をも被らずはと詔ふなりと云る、いと心得ず、今死むとする際に、さまでの疵な被らずはと云むはさらに聞えぬことなり、負むよりはと見るときは、甚明らかなる物をや、】○遖本杼理能は、鸊鷉之なり、和名抄に、郭璞方言注云、鸊鷉、野鳧小而好沒ニ水中一也、和名遖保【此ノ文、誤あり、楊子方言に野鳧其小而好沒ニ水中一者謂ニ之鸊鷉一、大者謂ニ之鶻鷉一とあり、】とあり、今かいつぶりと云鳥なり、處によりては、今も遖本とも美本とも云、さて此は、次の一句を隔てゝ、迦豆岐の枕詞なり、【後ノ世の哥に、にほてるや近江の海とよむは、此ノ哥のつゞきに依て此ノ句を直に次ノ句の枕詞と心得、又にほとりを、にほてると誤れるものなり、又近江の湖をにほの海とよむも、此ノ枕詞の誤より出て、青丹よし國内押照宮など云類なれど、遖本は、此ノ海に由なきことなり、抑此ノにほてるや、又にほの海にさまぐ〵の說あれども、皆強說なり、本を考へて知るべし、】書紀と合せて知ルべし、又明ノ宮ノ段ノ大御哥にも、美本杼理能迦豆伎云云、万葉十四丁九に、爾保杼里能可豆思加和世乎、【此レも潜く意の云ヒかけなり、】四丁五十に、二寶鳥乃潜池水などあり、【なほ師の、冠辭考を考へ見べし、】○阿佈美能宇美遖よ、淡海之海になり、【淡海即湖なれども、國ノ名となりては其ノ淡

淡海の湖と云意にて、かくは云なり、】書紀の建内宿禰の哥に、阿布瀰能瀰ともよめり、【字ノ音、例多し、】さて書紀には、此ノ句は無し、○迦豆岐勢那和は、潜為む吾なり、【吾者とあるべきなれば、和の下に、例ノ字脱たるかと疑はれつるは、書紀の此ノ上なる哥に、伊裝阿藝和例波などあるに依てなるべけれど、吾とのみにても宜し、】書紀には、和ノ字なし、潜は、頭衝と云意の言にて、頭を衝入れて、水ノ中に沈むを云、故、水鳥の水ノ中に潜をも、海人の魚貝取に海に潜をも云り、【然るを、後ノ世にはたゞ、海人のしわざのことにのみ、心得たるはひがことなり、】此は海に沒て、死むと云ことなり、勢那は、勢牟と云に同じ、牟を、那と云る例、書紀万葉の哥に多し、是レも、詞玉緒にあまた出せり、披見てさとるべし、【但し、牟と云は、己がうへにも、人のうへにも、物のうへにも、廣く用る辭なるを、此ノ那はたゞ自然せむと欲ることにのみ用ひて、他のうへには云ぬ辭なり、是レ牟と那の差なり、】書紀の此ノ上なる哥に、伊裝阿波那とあるも逢むなり、此にても知ルべし、【契沖が、勢那はせむな、なり阿波那は、あはむな、なりと云るは違へり、】○一首の意は、今は生ても在ても遁れがたきに、忍熊にかく迫られて、其ノ痛手を負て、吾目見むよりは吾はひたぶるに、此ノ海に溺入て早く死む、いざ/\吾君も諸共に潜為むと詔なり、○共は、伊佐比ノ宿禰と共になり、書紀に、則共沈瀬田濟而死之、于時武内宿禰歌之曰、阿布瀰能瀰、齊多能和多利珥、伽豆區苔利、梅珥志彌曳泥麼、異枳廼倍呂之茂、【末の二句は、二人の屍の見えざるをいぶせみたるなり、】於是探其屍而不得也、然後數日之出於菟道河、武内宿禰亦歌曰、阿布瀰能瀰、齊多能和多利珥、伽豆區苔利、多那伽瀰須疑氐、于泥珥等邏倍菟、【とらへつと云言は、鳥の由なり、攝津志に、河邊郡中山寺村、中山寺、寺後有二荒墳一曰二両塚一、相傳忍熊王墓、】

故建内宿禰命率其太子爲將禊而經歷淡海及若狹國之時於

高志前之角鹿造假宮而坐。爾坐其地伊奢沙和氣大神之命。見於夜夢云。以吾名欲易御子之御名。爾言禱。白之恐隨命易奉。亦其神詔。明日之旦應幸於濱。獻易名之幣。故其旦幸行于濱之時。毀鼻入鹿魚。既依一浦。於是御子令白于神云。於我給御食之魚。故亦稱其御名號御食津大神。故於今謂氣比大神也。亦其入鹿魚之鼻血臰。故號其浦謂血浦。今謂都奴賀也。

率は、韋弖麻都理弖と訓べし、【師は、弖を除きて、韋麻都理弖と訓れき、まことにことわりを以て思へば、ゐてまつることは云べきに非ず、他言に然弖てふ辭を添へて、てまつると云例もなければなり、然れども此はいかなればか、古へより、ゐまつることは云はず、弖を添へて、ゐてまつると云る例なり、】書紀清寧ノ卷に、小楯等奉二億計弘計一到二攝津國一、孝德ノ卷に、皇太子乃奉二皇祖母尊間人皇后一云々往二居于倭飛鳥河邊行宮一、また奉二皇祖母尊間人皇后一赴二難波宮一、これらの奉を皆然訓、又物語書等にも、ゐてたてまつると云り、【尊みて、云云奉ルと云ヲ、奉を古言には、麻都流と云るを、中古よりは、多弖麻都流と云り、さればゐてたてまつると云るは、古言のゐてまつるに當れり、】○禊は、上卷に出、【傳六の四十三葉】御を添へて美々曾岐と訓べし、【さて此は、太子をして、御禊せしめ奉らむとするなれば、禊セサセマツラムトシテなど訓べきに似たれど、なほ禊セムトシテと訓て宜しかるべし、】○經二歷淡海及若狹國一、そも〳〵此ノ御

禊は何事に因てと云ことは知られず、抜ふに上代には禊祓は、貴きも賤きもいさゝかも心にかゝる罪穢、又祈願ふ事などある時は、圓にて、又何ごとなき時にも爲しにぞあらむ、さて其ノ軽き禊は都里近き海川にてし、重きはやや遠き國の海邊に行ても物せしなるべし、【万葉四に、君によりて言の繁きを故郷の飛鳥の川に禊身しにゆく、一尾云龍田こえ三津の濱べに禊身しにゆく、六に其ノ佐保川に云々潔除しましを、往水に禊てましを、十一に玉久世の清き川原に身祓して齋命は妹がためこそ、】さて又、一ツ處にも限らず數處を重ねても爲しなるべし、【齋ノ王の、伊勢に赴き給ふ路の間にて六處の堺川の御禊あり、又京に歸リ坐ス時は、難波に下リ坐て、三處の御禊あり、これら上代の式の遺れりしなり、又後ノ世に大七瀬小七瀬靈所七瀬と云て、禊する定まれる處あり、大七瀬は、難波田蓑島河俣大島橘ノ小島佐久那谷辛崎なり、小七瀬は皆鴨川にて川合一條土御門近衛中ノ御門大炊ノ御門二條等の末なり、靈所七瀬は、耳敏川河合東瀧松ヶ崎石影西瀧大井川なり、河海抄に見えたり、これらも上代に數處を重ねて物せし爲のこれるに依て定めたるものなり、源氏みをつくしの巻に、源氏君難波にて、七瀬の祓の事見ゆ、又源氏の君難波にて祓の事明石巻の末にもあり、】されば此も、淡海の海、又若狹の海邊などにて、御禊しつゝ、經歷賜ひしなるべし、○於ニ高志前之角鹿ニ、高志は、越ノ國にて上巻【傳十一の三葉】に出、其ノ前は越前ノ國なり、前の事上【傳廿一の五十葉】に云り、和名抄に越前、古之乃三知乃久知とあり、角鹿の事は下に出たり、さて此の文のさま云々之時とあるは、高志前と云處も、淡海若狹の内にある如聞ゆれども、此は古ヘ文のさまにて、淡海若狹を經て、高志ノ前に到リ坐る時に其國の角鹿にてと云意なり、經歷とあるにて、【間斷と謂べし其ノ前は過し事を云詞なり、】淡海若狹は、既に經過しことを知らる、【さては、淡海若狹を經歷と云ことも用なきに似たれども、かく云て、此ノ國々を經て處々に御禊しつゝ幸行る由を顯したるものなり、】さて越ノ前ノ國に到リ坐るもなほ御禊のためなるべし、○假宮は上に出、【傳廿五の卅葉】○坐は、眞淵冠辭理由と訓べし、其由

も上に云り、【傳廿五の三十四葉】○伊奢沙和氣大神之命は、氣比ノ大神の御名なり、【龍田ノ大神を、天ノ御柱ノ命國ノ御柱ノ命と申し、出雲ノ國造ノ神賀ノ詞に、彼ノ國の熊野ノ大神を、櫛御氣野ノ命、大三輪ノ大神を、倭ノ大物主櫛𤭖玉ノ命と申せる類なり、】さてかく何となく神ノ御名を擧るに、之命と云る例は無きことなるを思へば、此ノ命は御名に附たるには非で、夢に見えて詔へる御言を謂るにもやあらむ、さて此ノ段書紀には、十三年春二月、命ニ武内宿禰ニ從ニ太子ニ令レ拜ニ角鹿笥飯大神ニとあれども、此ノ記の趣は上に云る如く、此ノ浦に御禊シ給はむとて、此處には到リ坐るにて、【此ノ大神を拜ミ賜はむとには非ず、】さて此地に來坐るに因ッて、此ノ大神は夢に見え賜へるさまなり、何レの傳へか正しからむ決めがたし、【書紀に依て云はゞ、此ノ記の文は誤リあるか、越前まで御禊しに幸行むはあまり遠くていかゞなればなり、又此ノ記に依ていはゞ、書紀は、此ノ記の如く記せる古記を心得誤リて記されたるものか、此ノ大神をしも拜に幸行しも何の由とも聞えざればなり、】さて此ノ神社を仲哀天皇を祀ると云說、【帝王編年記仲哀天皇ノ段に、今ノ氣比大明神ハ此ノ天皇也といへり、】は信がたし、【此ノ說は書紀仲哀卷に二年二月幸ニ角鹿ニ即興ニ行宮ヲ而居之是謂ニ笥飯宮ニとあると、此ノ太子の拜ミに參リ坐るとあるとを合せて心得誤れるより起れるなるべし、】如何なる神にか詳ならず、【承和六年に、遣唐使の船の歸着難にせしに依て、住吉ノ神と此ノ氣比ノ神とに幣を奉て、歸リ着むことを祈リ賜ひし事續後紀に見えたり、住吉と同じく此ノ事をしも祈リ賜ひしを思へば、いかさまにも、異國の事に故ある神なるべし、其に就て書紀垂仁ノ卷の、都怒我阿羅斯等が事、又天ノ日槍が事にいさゝか思ひ依れる事もあれど詳ならねば云がたし、】○夜夢、夢を夜ノ夢と云ること、万葉五丁十に、奴波多麻能用流能伊昧仁越都伎提美延許曾などなほ多し、さて此は太子の御夢には非で御供人の夢なるべし、【そはまづは建内ノ宿禰ノ命のならむか他人のにてもあるべし、】太子ならむには、御夢とあるべければなり、○以ニ吾名ヲ欲レ易ニ御子之御名ニは、阿賀那袁美古能美那邇加幣麻久本斯と訓べし、かく詔へる意は吾カ名を更て、御子の御名を賜はりて、吾カ

名にせよはしとなり、易は、吾ヵ名を更るにて互に相易むとには非ず、【以吾名】とある字面に依るときは、吾名を以、御子の御名とせむと云意も有て互に相易むと詔ふ如く聞ゆれど、然には非ず、以ノ字はたゞ、哀と云所に當て書る例なれば拘るべからず、たゞ吾ヵ名をかへむにて、御子の御名を易むと云意は無し、思ひまがふべからず、互に相易ることは上卷に、各相易佐知欲用とある如く、文のさま異なり、見くらべて別まふべし、】○言禱は、許登本岐と訓べし、大嘗祭ノ祝詞に、天津御膳乃明鏡乎、拵持鴨大吉壽【古語ニ云許止保企、言壽詞卽今壽觴之詞】宣志久云々、書紀持統ノ卷に、壽詞などあり、本具てふことは、下なる御哥に、加牟本岐云々とある下に云べし、此は此ノ大神の御易名の事を禱白すなり、【御は、この言禱ノ字を此處に由なし、此は御子等白にとありて、言禱は下なる故亦ニ稱其御名とこの間に入るべしと云れつれど、本のまゝにてもなでふことかあらむ、】○恐は、速に諾して承る言にて上卷に見えて其處に例どもを引て云り、【傳九の廿六葉】○易奉は、御子の御名を大神の御名に讓獻むとなり、然偁るは、大神の御名を易るなればかくは云なり、【必しも互に相易るには非ず、】さて此ノ御子の御名は、大鞆和氣ノ命亦ノ名ハ品陀和氣ノ命とあるを、今此ノ大神に讓奉ノ給ふは、此ノ二ッの內何れならむと云に後までも、品陀ノ天皇と申奉れば此ノ御名には非ずて大鞆和氣の方を讓奉ノ賜へるならむ、【然れば此ノより後は、此ノ御子は大鞆和氣ノ命とは申さゞりけむ、】然れば此ノ大神の御名本は、伊奢沙和氣大神と申せりしを、此ノ時よりは、大鞆和氣ノ大神とぞ申しけむ、【然るにたゞ、氣比ノ大神とのみ申して此ノ御名の世ニ傳はらざるはたまく物に見えざるにて、かの出雲の熊野ノ大神の御名、櫛御氣野ノ命、三輪ノ大神の御名、櫛甕玉ノ命など申すを、かの神賀ノ詞をおきて他には世に知れる人なきと同じことぞ、】然るを、書紀應神ノ卷に、一云初天皇爲太子、行于越國、拜祭角鹿笥飯大神、時大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則可謂大神本名譽田別神、太子元名去來紗別尊、然無所見也未詳とあるは、一書の誤なり、【此ノ一云は、一書

の說にして、此ノ記の傳へと似たれども、此ノ記の趣なる傳へを心得誤りて記せるものなり、さて然則と云より下は、撰者の論ひなるを、此ノ論もなほ此ノ記の趣をよくも心得ずて、たゞ大よそに見られたる故に疑はしかりしなり、此ノ記をよく辨ふることは、義理明らけきものをや、】○白之は、麻袁志伎と訓べし、此ノ段は太子の未タ幼く坐まして、建內ノ宿禰ノ命率とあれば、言禱も御答へも皆太子の御自白し給ふには非ず彼ノ宿禰の白シ給へるなればなり、【さて、事の次序を思ふに、易へ奉ムと申せるは、先にして、言禱は、其後に申すべきを言禱てを先に云るは、次序たがへるが如くなれども、然らず、かく云も文の一ッの格にて、次序は易へ奉むと白して、言禱白しきと云意なるを、然云ては、白と云ことと煩はしく重なる故に、言禱を先に云るは返りて古文のめでたきなり、】○亦其神詔、上の言禱云々は、かの夢に見え賜ひし明朝の事なるべければ、此レは又其日の夜詔へるなるべし、さて此レも又同じく夢に見えて詔ふなるを、夢と云ハざるは、上に既に夢とあれば准へておのづから著ければなり、○明日之旦は、阿須能阿斯多と師の訓れたる宜し、【万葉十五に、安久流安之多ともあり、又書紀に、明旦をクルツアシタなど訓メれど、此は然るべからず、】○濱は、角鹿の濱なり、○應レ幸は、太子になり、○易名之幣は、那加閇能葦夜士理と訓べし、【俗言に云ハば改名の祝-儀の音-物なり、】易名とは、大神の御名を更賜へるを云、日本紀竟宴集に、得二木兎宿禰一、【源兼似、】都玖數久禰須女羅加美許珥那加幣世流許已路波幾彌遠伊婆布奈理氣利とあるは、互に相易給へるなり、【これに泥みて、此の易名を思ひ混ふべからず、必しも、互に相易へざれども、名を易るを易名と云り、】幣を、葦夜士理と訓ム由は、師の遺唐使ノ時ノ奉幣ノ祝詞に禮代乃幣帛乎云々とある考に、代とは、其ノ奉る物實を云、古事記ノ安康ノ段に、爲二其妹之禮物一、令レ持二押木之玉縵一而貢獻、崇神天皇紀に、取二倭香山土一裹二領巾頭一祈曰是倭國之物實一云々、又出雲國造神賀詞に、神乃禮自利臣能禮自登、御禱乃神寶獻良久登奏、云々とある考に、神乃禮自利は、穗日ノ命より次々の神たちの、禮物なり、臣能禮自は國造が禮物なり、利を畧けるは唱への調のためならむ、さ

丁上に禮代と書るにて、大まへは聞ゆれども、其を白利と云る利は、留志の約にて、禮のしるしと云ことなり、記に物實を、ものしろと訓るも同意なり、是まで師の考、】とあるに依れり、此は殊に神より君、【太子】に獻り給ふ、幣なればかの神乃禮白利と、全同じければなり、【そも〳〵、幣ノ字は、常には、ミテグラ、又ニギテなどのみ訓ども、其は大かた神に獻る物に云り、神に獻るも君に獻るも意は同じけれど、神より君に獻リ給ふ物を然云むは何とかや似つかはしからず、聞ゆ、又人におくる物には、マヒとも訓ども、此はまひとも云べきに非ず、なほゐやじりと云ぞよく當れる、】○獻は、大神より太子になり、○其旦は、都登米弖と訓べし、夜ルありし事を云て、其ノ明ル日のことを然云り、白檮原ノ宮ノ段高倉下の處にも、此ノ言あり、物語書に常多き詞なり、○幸二行于濱一は、【于ノ字多くの本になし、無もあしくは非ず、今は、書紀釋に引ると、眞福寺本とに依り、】太子なり、○毀鼻入鹿魚、毀鼻は、波那夜夫禮多流と訓べし、【又加氣多流とも訓べし、】此ノ事は次に云む、入鹿魚は和名抄に、鯆䱊臨海異物志云、鯆䱊大魚色黒一浮一沒也兼名苑云、鯆䱊一名鱄䱊一名鱁鱁、野王按一名江豚、和名伊流可、出雲國風土記嶋根ノ郡南ノ入海所在雜物ノ中に入鹿あり、字鏡には、鮪伊留加と記せり、貝原氏、海豚を此ノ魚に當て、長さ六尺許色黒く形海鰌の如く又豚に似たり、ひれありて足に似たり尾に岐あり鱗なし、背は鯖魚の如く上下共に長くして尖れり、皮厚く油多き魚なりと云り、【今漁人に問こころみるにも、此ノ說の如く云り、さて漢籍を考るに、鯆䱊も江豚も海豚も一ノ物と聞えたり、】○既依二一浦一、【眞福寺本には、浦ノ字を津と作り非もあしからず、】既は、太子の到リ坐るより先に早既になり、一浦とは浦に滿たるを云、【俗に、浦一杯と云意なり、】書紀神代ノ卷に、盛二一箕一とあるも、箕に充滿たるを云て同じ、うつほ物語に、いかき者ども、一山にみちて、大和物語に、一寺求めさすれど、更に逃て亡にけり、【一寺は、寺の内ことごとくなり、】源氏物語【須磨】に、一宮のうち忍びて泣あへり、蜻蛉ノ日記に、一京などもあり、涙を、一目浮てとあるも、目に滿るを云り、さてか

く此魚の依れるは、大神の太子に、御饌の料に獻り給へるにて、即是かの易名の幣の物なり、さて今此魚の悉く鼻の毀れたる所以は、大神の既に捕らしめて獻り給ふ由なり、【その令捕賜ふは、幽事なれば、人の目には見えず、】さるは古へに此魚を捕るには、鼻を衝てぞ捕つらむ、故鼻の毀れてはありしなり、【甕栗宮段御哥に、志毘都久とあり、万葉の哥にも然よめり、鮪は今世にも口を衝て捕ると云り、入鹿はいかにして捕るにかしらねども、此段を以て思ふに古へ必鼻を衝て捕しなるべし、紀國の熊野浦の漁人の語りけらくは、此魚多くは長八九尺ばかりあり、中に最大なるは一丈二三尺ばかりなるもあるなり、入鹿の千本づれと云て、頭をもたげておびたゞしく群來る物なり、逃ることいと早くして、船をいかに早くこぎても追及がたし、故これを捕るには、毛理と云物に、夜那波とて四十尋の繩をつけ、其端に泛を付て、その毛理を投る、此毛理を負ながらなほにぐるを、又二の毛理を投て捕るなり、さて一捕れば必二捕らるゝなり、其故は、一が毛理を負て逃るに後れぬれば、友をあはれむにやあらむ、群の内の今一必後れて遠くは去らざる故に、それをも捕るなりと語りき、抑毛理は虚空へ高く投上げたるが、魚の上へに至りてそらより、あまくだりに、落降りて其魚を衝物なり、かくて入鹿は、鼻の、上に向ひたればその鼻を衝べきなり、然らざれば、毀鼻と云ここ由なし、谷川氏が、蓋此魚鼻向上而有聲故云毀鼻と云るは心得ず、こはから書に海豚、鼻在腦上作聲噴水直上と云るに依て云るなれど、其は凡て此魚の常なれば分て殊に、毀鼻と云べきに非るをや、さて鼻毀と書ずして、毀鼻と書るは、鼻を毀りて捕たる由なり、然れども、今太子の見賜ふこころは、既に鼻の毀れたるなれば、ヤブリタルとは訓ず、ヤブレタルと訓べきなり、】○令白、太子は、いまだ幼坐せば御親は白し給はず、太子の命として、建内宿禰の申すなるべし、故たゞに白とは云ず令白と云なり、○御食之魚は、美氣能那と訓べし、【又魚を、麻那とも訓べし、上巻に、眞魚とあると同じければなり、】大神の御饌の料の魚なり、【又御食を、太子へ係て、太子の御饌の

料の魚と見ても通ゆ、天皇は凡て己命の御うへにも御某と詔ふこと常なれば、太子も准へて御自ら御氣と詔ふべし、されど於我とあるよりのつゞきを思ふに、なほ大神の御食の魚と見る方まさるべし、】魚は、食料にするをば、凡て那と云例なり、【此事上に既に出、】さて御此我に御食の魚給へりとある、一言に、大神の御恵を深く、辱み貴び謝し賜ふ意おのづから備はりて聞ゆ、【古語は簡にして、かく美かりき、かの書紀の漢さまの潤色の詞の多くうるさきと思ひ比ぶべし、】○故號、號とは、既に已命【太子】の、御名を獻り賜へるうへに、又此御名を稱へ賜ふを云、○御食津大神と申す號、【津の下に、之を附てよむは非なる由既に上に云るが如し、津即之の意なれば、津之と重ね云例なきことなればなり、】外宮儀式帳天照大御神の御誨言に、我御饌都神等由氣大神、神名式に、神祇官坐御巫祭神八座の中に御食津神、【祈年祭祝詞に、これを、大御膳都神とあり、】大膳職坐御食津神社、三代實錄二に、宮内省坐大御食津比古命、御食津比賣命神、此外もなほあり、皆同神には坐ざるもあれども、御食に由れる神なれば申せり、今此大神も御膳の料の魚を、太子に獻り給へるに因て、此御號を稱奉るなり、○氣比大神、此名義は、食なり比は、産靈などの靈なるべし、【靈の事傳三之卷に云り、書紀に、笥飯と書れたれども、此字の義にはあらず、】御食津大神と稱奉れるに因て、其意を以て食靈大神と申すなり、さて又此御號に因て此大神の坐す地名をも、氣比とは云なり、書紀垂仁卷に、既に此地名見え、又仲哀天皇二年にも笥飯宮とあるなどは、後の名を以て語傳へたるものなり、さて此御社は、神名帳に、越前國敦賀郡、氣比神社七座【並名神大、】【或説に七座を、御食津大神仲哀天皇神功皇后建內宿禰若武彥命建功狹日命なりといへり、おぼつかなし、若武彥命と、建功狹日命とは、國造本紀に依て云るなるべし、】持統紀に、六年九月越前國司獻白蛾、言獲於角鹿郡浦上之濱、故增封笥飯神二十戸、通前、續紀卅二に、云々奉幣帛於越前國氣比神、卅四に、始置越前國氣比神宮司、准從八位官、續後紀四に、坐越前國正三位勳

一等氣比大神祝禰宜、進鹿島能登兩大神祝禰宜令以把笏、八に、承和六年十二月、奉授越前國正三位勳一等氣比大神從二位、文德實錄二に、嘉祥三年十月授越前國氣比神正二位、三代實錄二に、貞觀元年正月、奉授越前國正二位勳一等氣比神、從一位、寛平五年十二月廿九日ノ格に正一位勳一等氣比大神宮とあり、【万葉十二に、飼飯乃浦爾依流白波、三に、飼飯海乃庭好有之、これら此ノ浦をよめるか詳ならず、飼ノ字も心得ず、笥と思ひたがへて書るにや、又十七に、赴參氣比大神宮云云とあるは、氣多を氣比に誤れるなり、氣多ノ社、能登ノ國羽咋ノ郡にあり、】○其ノ入鹿魚、【其ノ字舊印本、又一本に、毀鼻と作るは誤なり、】○鼻ノ血は、【鼻ノ字舊印本、又一本に、其と作き、又一本に、廿鼻皿と作り、並誤なり、】鼻の毀れたる疵より出たる血なり、○臭は、【臭の俗字と字書に云り、】久佐加理伎と訓べし、字鏡に、嗅嗅同久佐之、また臭久佐志とあり、此は、一浦に依れる甚許多の入鹿なれば其ノ血の氣も一浦に薰り滿てぞ臭かりけむ、故浦の名には負るなるべし、【書紀皇極ノ卷に、茨田ノ池水、大臭大小魚臭如夏爛死云々、茨田ノ池水漸變成白色、亦無臭氣、】○血浦は、知宇羅と訓べし、【師はチノウラと訓れたり、其は能字ハ、奴と切りて、都奴賀に音近し、されど又宇と奴とも相近くして、通ふ例多ければ、なほチウラとぞよむべき、】○都奴賀は、血浦の轉れる名なり、【又血之臭のうつれるにやとも聞ゆ、】又書紀垂仁ノ卷には一云、御間城天皇之世、額有角人乘一船泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿也云々とあり、異なる傳へなり、此ノ二ツの傳へ何れか正しからむ知りがたけれど、應神天皇の大御哥に既に都奴賀ととのへし給へれば、【若シ初メは、血浦と云たらむには、其ノ名の由緣、即チ此ノ天皇の御目のあたりの事なれば、即チ血浦とこそよみ賜ふべけれ、又彼ノ御世のほどは、此ノ名の始ノよりいまだいくばくも經ざれば轉りて、都奴賀と云には、至るまじければなり、】書紀の方や正しからむ、【但シかの、額に角ありし人の名を都奴賀阿羅斯等と云とあれば、角鹿は、此ノ人の名に依て負へる地名の如く聞ゆれども、彼ノ名は皇國言の如くなれば、本よりの名には非ず、此

額にてつけたるなるべし、此も額に角ありしに因てぞ、然はつけつらむ、もしからずは、亦名とこそ記せる方なるべし、また額に角ありしにはあらで、頭に冠りたりし物の形を角と見たるなるべし、】さて此ノ名ノ後には、都奴賀と云、和名抄に、越前ノ國敦賀【都留我】郡これなり、書紀ノ武烈ノ卷に、角鹿之鹽の事見えたり、國造本紀に、角鹿國造志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御代、吉備ノ臣ノ祖若武彦ノ命ノ孫、建功狹日ノ命ヲ定‐賜國造ト、神名帳に、敦賀ノ郡角鹿ノ神社、万葉三ノ卷に、角鹿ノ津ニテ乘レ船時笠ノ朝臣金村作歌、越ノ海之角鹿之濱從云々、後撰集ノ別に、我を君思ひつるがの越ならばかへるの山は惑はざらまし、【この句、思ひ出るを敦賀に云かけたり、】

於是還上坐時、其御祖息長帶日賣命、釀待酒以獻。爾其御祖御歌曰、許能美岐波、和賀美岐那良受、久志能加美、登許余邇伊麻須。伊波多多須、須久那美迦微能、加牟菩岐。本岐玖流本斯、登余本岐、本岐母登本斯、麻都理許斯美岐叙。阿佐受袁勢、佐佐。如此歌而獻大御酒。爾建内宿禰命、爲御子答歌曰。許能美岐袁、迦美祁牟比登波、曾能都豆美、宇須邇多弖弖、宇多比都都、迦美祁禮加母、麻比都都、迦美祁禮加母、許能美岐能、美岐能、阿夜邇宇多陀怒斯、佐佐。此者酒樂之歌也。

還上坐は、太子の、角鹿より倭の京【書紀に、三年春正月立譽田別皇子、爲皇太子、因以都於磐余、是謂若櫻宮とあれば、此ノ京なるべし、】になり、○御祖、記中凡て御母をば、御祖と申せる例なり、○待酒は、物より來る人に飲しめむ料に釀儲て待つ酒なり、万葉四に、太宰帥大伴卿贈大貳丹治縣守卿遷任民部卿歌、爲君釀之待酒安野爾獨哉將飲友無二思手、【此レは、縣守ノ卿、大貳にてありしほど、京に上られたることありしに、即民部卿になりて、筑紫へ還られざりし時に、帥の京へ贈られし哥なり、】又十六に、味飯乎水爾釀成吾待之代者曾無直爾之不有者とは、待ッ人の直に來ねばなり、】是も待酒なり、書紀に、十三年云々太子至自角鹿、是日皇太后宴太子於大殿、皇太后擧觴、以壽于太子、因以歌曰、云々、○許能美岐波は、此ノ御酒者なり、○和賀美岐那良受は、非吾御酒にて、吾ガ釀して獻る御酒には非ずと云意なり、次々の詞にて知ルべし、書紀崇神ノ巻の哥にも、首に此ノ二句あり【次に引り、】日本後紀に、延暦廿二年遣唐使藤原ノ葛野麻呂に、御酒を賜ひて大御哥、許能佐氣波於保邇波阿良受、多比良可爾何陪理伎末勢止伊婆比多流佐氣、○久志能加美は、酒之上なり、そは横井ノ千秋云、久志は、酒の本ノ名にて、應神天皇の大御哥に、須々許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇祁理許登那具志惠具志爾和禮惠比邇祁理とある、二ッの具志これなり、【こは上より連ける言なる故に、具と濁れり、】さて御酒白酒黑酒など云伎は、此ノ久志の約まれる名なり、【そを、佐氣とも云は、亦ノ名にて、縣居ノ大人の説に、酒を、佐氣とも云は、是レを飲ば心の榮ゆる故の名にて、佐加延の約まりたるなりとあるが如し、】加美は、上なり、長子を、子上と云、書紀に、長首魁帥尊長などを、ヒトコノカミ、座長を、クラガミ、氏上を、コノカミ、氏長を、ウヂコノカミなど訓、又諸ノ司に各其ノ長官を加美と云、これらの、加美と同くて、酒の首長と云意なり、【此の加美を、人皆神と心得たるそれもこともなく穩に聞ゆれども、吾ヵ大人の考への如く、記中、神の假字はみな、迦微と書て、美ノ字を用ひたることなければ、此は神には非ず、】さて少名毘古那ノ神を如此稱し賜ふは、此ノ神殊に酒を掌

賜ふ事は行に見えされども、大穴牟遲神と相並ばして、國土を作り堅め給ひ、書紀に、大己貴命與少彥名命、戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴ともありて、凡て萬の事も物も此ノ二柱ノ神の恩賴なれば、【万葉六に、大汝少彥名能神社者名着始鷄日云々、七に大穴道少御神作妹勢能山、十八に、於保奈牟知須久奈比古奈能神代欲里伊比都藝家良久云々などとあるが如く、本を此ノ二柱ノ神に係て云こと多し、】書紀崇神ノ卷にも、天皇以大田田根子令祭大神、是日活日自擧神酒獻天皇、仍歌之曰、許能瀰枳破和餓瀰枳那羅孺揶磨等那殊於朋望能農之能介瀰之瀰枳伊句臂佐伊句臂佐、如此歌之宴于神宮ともある如く、酒の本を此ノ二柱ノ神に係て其ノ首長たる神の獻り賜ふ御酒そと云て賜へるなり、【以上千秋考】と云り、此ノ考宜く聞ゆ、久志の事なほ彼ノ崇神天皇ノ大御歌の下【傳卅三の四十五葉】に云ふ考へ合すべし、【異本は、奇の神なりと云るを、師は、奇は用語なれば、之と云べからず、藥之神なり、須理の約り志なりと云れたり、信に奇之とは云はぬことぞ、又藥の神と云ふも然ることにて正しき由あり、此は御酒を醸み給ふなれば殊に由ありて、おぼゆ、然はあれども、神の假字に美を用ひたる例なければ、なほ上の、千秋の考にぞ從ふべき、又万葉七に、櫛上二上山と云ことあり、此ノ櫛上も若くはクシノカミと訓て、此と同じからむかとも思ひしかども、此はもとより異事なるべし、さて酒の首長と云こと、今俗に物の首長の所を水上と云、水上と源と同じければ、此ノ神を酒の源、酒の首長と云意にも通ひて聞ゆれば、いと〳〵當れることゝおぼゆ、さて私記に、少彥神是造酒神也、今有其遺迹云、と云るは據あるか、又たゞ此ノ御詞に依て云るか、又遺跡はいづくにあるにか、此も云と云るは詳ならぬことゝ聞ゆ、】○登許余邇伊麻須は、常世ノ國に坐なり、上卷に云々、然後者其少名毘古那神者、度于常世國也とありて、此ノ神は、常世ノ國に坐ますなり、其ノ國の事は、彼處【傳十二の九葉】に委く云り、【又思ふに、此は彼ノ常世ノ國を云には非で、常とはに不變堂

意にてもあらむか、常とはに變らぬを常世と云る例も傳十二同ジ處に云るが如し、さて常世ノ國とするときは、常とはの意はなく、常とはの意とするときは、常世ノ國の意は無きなり、何れにまれ一方に見べし、上代の哥の意は、ひたぶるにてかくさまのことを二方を兼ることなどはなかりき、さて又常世ノ國の、常世は借字にして、此ノ字の義に非ること上に云るが如し、】○伊波多々須は、石立すなり、多々須は、多都を延たるにて、【上巻に訓ニ立ヲ云ニ多々志ト】立賜ふと云むが如し、さて此ノ句の意契沖云、私記云、言如ニ石之立ニ今按たゞすとは、立チておはしますにはあるべからず、常磐に坐スを云なるべしと云り、こは立を輕く見たるなり、私記の意も石の立るが如くにて坐スと云なるべければ、同く常磐に坐ス意におつめり、壽歌なれば然もあるべきことなり、又神名帳に、能登ノ國羽咋ノ郡、大穴持ノ像石神社、同國能登ノ郡宿那彦神ノ像石神社あり、又傳十二【十一葉】に引る、文德實錄八、齊衡三年云々の事などを思ふに、此ノ二柱ノ神に、石は彼此由縁あれば、常世ノ國に於キて其ノ御靈の石にて立賜ふにもあるべし、【又常世ノ國に坐スとは、此ノ神の大凡を語ひ、石立は、皇國にて處々に御像石にて立チ給ふことを、語へるにもあるべし、又とこよにいますを、常とはの意とするときは、石立し常世に坐すとつゞく意にて、御像の石にて立チ給へば、常とはに坐スと云にもあるべし、神名帳に、大和ノ國添上ノ郡天乃石立ノ神社と云もあり、こは何れの神ならむ、しらず、】○須久那美迦微能は、少名御神之にて、少名毘古那ノ神なり、万葉七にも少御神とあり、御神と云る例は、大御神、万葉十七に、久爾都美可未、十八に、於伎都美可未などと見えたり、○加牟菩岐は、神壽なり、出雲ノ國造神賀詞に、神賀吉詞奏ニ賜ハクト奏、持統紀に、天神ノ壽詞、【これも神壽とつゞけて訓べし、天ツ神のと訓ムはわろかめり、今に、天神之と、之ノ字を添て書れたれど、其はたゞ漢文ざまにて、古語を思はざりしなるべし、】など見ゆ、加牟は、神なり、神集神議神祝などの、神と同じ、菩岐は、大殿祭ノ祝詞に、言壽ハ古語云ニ許止保企ト万葉十八〈二十丁〉に、知等世保久等曾、十九〈四十丁〉に、千年保伎保伎吉等餘毛之惠良々々爾仕奉乎見之貴

左【古ノ字は、言の誤か】又廿ノ卷 千年保久等曾、六ノ卷に、壽豐御酒爾吾醉爾家里【倭姫ノ命ノ世記に、云々止國保佐白支、また云々止國保佐給支、なごもあり、さて此の御哥に、本岐ご云言四ッある、三ッは皆本岐ご書るに、此ノ一ッのみ吉ノ字を書るは、唱へにけぢめあらむかとも思へど、然しも非じ、師も此ノ字に心を着て、濁音ならむご云れつれど、此ノ字上卷神ノ名に用ひたるも清音なり、さて此ノ言岐の清濁の事、此ノ記に、岐ノ字は、首ノ卷に云る如く、清にも濁にも書たれば、定めがたきを、万葉十八十九に共に、保久ごあれば、岐清音にやありけむ、許登本岐を後ノ世に、許登夫伎ご云も、夫を濁り伎を清むを思ふにも、伎は本より清音なりし故こそ思はるゝ、然れども今はなほ姑く尋常に唱ふる如く、濁音ごす、なほよく考ふべし、】さて、本岐を延て、本加比ごも云り、其ノ事は次なる、酒樂の下に云べし、○本岐玖流本斯は、壽狂なり、万葉四ノ卷に、相見而者幾日毛不經乎幾許久毛久流比爾久流比所念鴨、見ゆ、久流比ごは物の定まらず靜まらずして、左右に動き搖ふを云、此は左右に事を悉してよろこぶを詩を謂へり、【さて、久流本斯は、久流比ご云ては、かはりて其ノ事を、くるはしむるなり、】万葉六に、打酒歌、梼大刀之加座打放大夫之壽豐御酒爾吾醉爾家里、【打酒は、祝酒の誤なるべし、壽もホグご訓べし、ネグ又ノムなご訓るはわろし、又初ノの二句は、誤字あるべし、】此ノ初ノ二句も、壽鎭をよめるなるべし、さて以上二句、書紀には、次の二句ご、前後に入かはれり、○登余本岐は、豐壽なり、豐に豐樂豐明豐登【豐御酒ごも云り】なごの、豐に同じ、【これら、事に云る例なり、物に云るにはなし、】○本岐理登本斯は、壽令遷なり、よく遷るを、理登本流ご云は、古言の常なるを、【既に上に出】理登本須ご云は、【もごはらすにて、】遷らすなり、さて遷るを俗言に、麻波流ご云、遷らすを、麻波須ご云て、萬の事に一ッに定まらず、此にをも彼をも、此處をも彼處をも、廻るを、麻波須ご云事多し、【撫まはす、抑まはすなごの類なり、】又思ひよりて、言まはすなご云も、左右に思ひ考へ、左右に言めぐらして、書かすに云なす言、かくて、理登本須も、此ノ俗

言の麻波須に當りて、【契冲が、今の俗語ならば、祝ひまはりなりと云る、さることなり、但し母登本理と母登本斯との差あれば、此レは祝ひまはしと云に當れり、】さま〴〵に壽意にて、上の玖流本斯と同じさまのことなり、【甕栗ノ宮ノ段ノ哥に、斯麻理母登本斯とあるは、直に廻らすことなり、】宇治拾遺物語に、翁伸あかり屈まりて、舞べきかぎりすぢりもぢりゑい聲を出して、一庭を走りまはり舞ふとある、此ノさま玖流本斯母登本斯に近く似たり、さて以上二句、書紀には、加牟菩岐の上にあり、○麻都理許斯は、獻り來しなり、獻るを、たゞ麻都流とのみも云り、万葉一[十九丁]に、山神乃奉御調等、十八[三十丁]に、萬調麻都流などなほ多し、さて此は、少名毘古那ノ神の、常世ノ國より【又登許余を、常とはの意とするときは何處にまれ、此ノ神の御許よりなり、】獻りて來つるよしなり、【來しは、少毘古那ノ神の來坐ることには非ず、御酒の來たるなり、凡て、遣せたる物にも、來と云は、古も今も常のことなり、】○美岐叙は、【三十一ノ同】御酒ぞなり、○阿佐受袁勢佐々は、阿佐受は阿佐々受か、其はまづ池川などの水の無ク、なりて、涸るを、阿須【阿勢阿須流と活く、】と云へは、令レ涸を、阿佐須と云べし、【俗言にいへば、あせさすなり、万葉十四に、駒を令レ馳を、はさせてと云り、】されば、阿佐々受は、不レ令レ涸なるを、同シ音の重なる言は一ツ省きても云例【旅人を、たびと、留るをとまると云類多し、此ノ事上にも云り】にて、阿佐受とは云るか、若シ然らば、御盃を乾涸さず、引續々々飲賜への意なり、又書紀の私記に、師說、阿布佐須と釋るは、【契沖、いまだ其ノ意を知らずと云へれど、】不レ放の意と聞えて、此も謂れたる說なり、阿布佐受は、波布良佐受にて万葉十九[廿九丁]に、四方之人乎母安夫佐波受惠賜者【夫ノ字を、本には、大に誤れり、】光仁紀ノ宣命に、大臣之家內子等乎母波布理不賜失不賜慈賜波牟、源氏物語玉葛ノ卷に、落し阿布佐受取したゝめ給ふなどある、皆同じことなり、若シ此ノ意ならば、なほざりに放らさず賞て飲賜へとなり、【延佳は、不餘と傍に注したり、いかゞ、又契沖は、佐と加と同韻にて通へば、不飽かと云れど、不飽を、あさずとは云べきに非ず、又師は、不淺なりと云れしは、

淺からずの意か、おぼつかなし、】袁勢は、飲めない、明ノ宮ノ段國主人の歌にも、云々意富美岐宇麻良爾岐許志母知袁勢とあり、食ふをも飲をも、共に、袁須と云り、書紀神代ノ卷に、飲食、景行ノ卷に、飲ニ其水ニなどあり、佐々は、書紀ノ私記に、謂樂也、万葉七、神樂佐々、樂浪佐々奈美訓と云、又契沖、同書の、審神者の釋に、沙庭云々、師說、沙者唱進之義也、出居神樂稱ニ沙佐之庭ト也、云々と云るを引て、佐々は、私記に、唱進之義也、と云、今の俗にも物を勸るとき、佐々と云へは、其義か、されども、古事記には答歌の終にもあれば、おぼつかなし、但し其は、自所聞食むとの詞とも云べきか、万葉に、神樂浪をさゝなみと訓、略して、樂浪と書ても同く訓たれば、私記に、出居神樂稱ニ沙佐之庭ト也と注せるに合せし、祝詞にや、【以上契沖說、】と云り、先ヅ万葉に、佐々と云に神樂とも樂とも書るは、神樂に、佐々と唱ふることある故なり、佐々那美を、神樂聲浪と書る、聲ノ字を以て知べし、【神樂浪樂浪なと書るは聲ノ字を略きたる物なり、】此ノ事の由は上卷石屋戸ノ段【傳八の五十四葉】に云り、考ヘ合すべし、【私記に、謂樂也と注せるは、万葉をあしく心得て佐々をやがて、樂のことゝ思へるにや、其は非なり、樂を佐々と云ことは無し、さて出居神樂稱ニ沙佐之庭ト也と云る、此も神樂には佐々と唱ることある故に、然稱るなるべし、是レを沙庭の注に引たるは非なり、沙庭の義は異なり、】さて其ノ神樂に唱ヘる佐々と、今此の佐々と、本一ツなるべし、其は、彼ノ石屋戸ノ時の古例に依て、凡て神樂の時は更にも云ず、人に酒食を進むるにも、自飲食にも祝て佐々と云るなるべし、【抑かの、石屋戸の時は種々の幣を獻り、神樂をして、天照大御神の石屋を出坐むことを、催しいざなひ勸め奉れる、爲業なりしかば、其例に依て、飲食の祝言となりけむこと宜ヘり、されば、彼ノ私記に、唱進ノ義也と云るも、祝言になれる方には叶へり、然れども此には、沙庭の注には由なし、此文を契沖が、此處に引たるは、謂れたることぞ、】書紀崇神ノ卷に、活日と云人の、御酒を天皇に奉る哥の終に伊句臂佐伊句臂佐とあるも、己レ名を白して佐々と勸メ奉れるなり、【伊句臂は、作者の名二ツの、佐

は、即此の佐々と同きを、離して二たびに云るなり、凡ての哥のさまの此の御哥と同きを以ても知ルべし、然るを、私記にも、契沖も、これをば、幾久なりと注したるは非なり、祝て、幾久と云むは、いたく後ノ世の語なるをや、万葉にも、幾久と云ことはあれど、そは意異にして、祝語にはあらず、】さて今ノ世には、飲食のみならず、何事にも人を催し誘ふに、佐あ佐あと云は、又飲食の祝言より轉れるなるべし、【但し、かの石屋戸の神樂に、大御神の出坐むことを催しいざなひ奉りし意に就て見れば、飲食のみならず、萬の事に云むももとよりなり、さて契沖が今の俗にも、物を覓る時、佐と云と云るは、つくさず、此は今も凡て、事を催しいざなふ言にして、必しも、強る時には限らざるをや、又契沖、今ノ世女の詞に、酒を、佐々と云は、此ノ御哥の遺風にやと云るはあらず、其は酒の、佐を重ねて云なり、凡て今兒女の言には、頭の一音を、重ねて云こと多し、鳥を登々、尿を志々、香ノ物を香々、と云たぐひなり、其外飯を、麻々、乳を知々、手を弖々、と云たぐひなほ多し、】〇獻大御酒、上に讀ニ待酒ヲ以獻ト云て、此に又如此云るは、言重なりて煩はしく拙きに似たれど、然らず、此はたとへば、遣ニ菓物ヲ以獻ニ大御饌ニなど云む語と同くて、上の待酒は其ノ品を云、此の大御酒は定まりて御酒を聞食すを云て、御膳と云むたぐひなり、されは、大御酒御と、御を添へてよむ意に心得べし、〇爲ニ御子ノ爲は、美多米爾と訓べし、書紀敏達ノ卷に、大伴ノ金村ノ大連奉ニ爲ニ國家ニ云々、崇峻ノ卷に、奉ニ爲ニ護世四天王ニ云々、天智ノ卷に、奉ニ爲天皇ニ云々、万葉七卷に、妹御爲私田苅などあり、さて此ノ時太子は、未ダ幼く坐スが故に代りて答ヘ奉れるなり、〇許能美岐は、此ノ御酒をなり、〇迦美祁牟比登波は、釀けむ人はなり、【祁流といはずして、祁牟と云るは、其ノ人誰レとなき故なり、大后の御哥に、少名御神の獻リ賜ふとあるを承て、誰が釀たりとも、其人は知られぬさまに、かくは云るなり、】〇曾能都豆美は、其鼓なり、凡てかゝる處に、其と云こと、古哥に多かるは、皆上に指事あるを、此は指ることは詳ならず、【是に一ツの考へあり、次に云、】鼓は、和名抄に、鼓、和名、都々美、また、大鼓和名、於保

豆々美、今案俗或謂之調鼓、又小鼓有一二三之名、皆只随節次第取名也、【これは古本に依れり、今本には今案三云より小鼓と云までの十一字異にして、一云、豆乃豆々美、今案細腰鼓とあり、さて古に凡て鼓と云しは、今ノ世の大鼓のことにて、今ノ鼓と云物は、鼓の中の一種なり、又和名抄に、大鼓とあるは、今の大鼓の中の一種なり、但し今も、猿楽に大鼓と云物は、かの大鼓なり、俗間に大鼓と云物は、古への鼓なり、又猿楽に、大鼓小鼓と云あり、其は今ノ世に云鼓の中の大小なり、古へに大鼓小鼓といへるは是にあらず、凡てこれら、古と今と名のかはりあることを辨ふべし、よくせずはまぎれつべし、】また桴、一名、枹字亦作桴所以撃鼓也、俗云、豆々美乃波知、また揩鼓俗云、須利都々美、また細腰鼓、和名不利豆々美、また腰鼓俗云三乃豆々美、本朝令云、腰鼓師腰鼓讀久禮豆々美、今呉樂所用是也、【右の外に、鉦鼓、鶏鼓、など見えたれど、和名なし、】などあり、或人云、都豆美は、都曇の字音なり、唐書禮樂志に、天竺伎有都曇鼓あり、白孔六帖に、都曇答臘本外夷樂都曇似腰鼓而小答臘即鑞鼓也、とあるといへり、【都曇と云も、答臘と云も本其ノ音によりて名たる名と聞ゆ、さて皇國にて、都豆美と云は、阿豆美を、阿曇と書る例なると思ふにも、まことに、都曇の字音なるべく思はる、然らば皇國に、本より有し物には非ず、外國より來つる物なるべければ、此ノ大后の御世には未ダ有ましき物なるに、此の歌にあるはいかに、故つらつら按ふに、此ノ時皇國に鼓ありしには非ず、此はさきに、百濟ノ國等征の時に、此ノ宿禰ノ命も彼ノ國にて、此ノ物を專ら初めて見聞て、甚めづらかに思ひしを、ふと思ひ出てよまれたるなるべし、さてこそ其ノ鼓とはよまれけめ、其とは、大后の御歌に、常世に坐すとあるを承て、其ノ常世ノ國と、指るにて、其ノ常世ノ國人のかのめづらかに見聞し、鼓と云物をうちはやし醸つらむとよめるにやあらむ、如此ノ見れば、此ノ時に鼓をよめることも疑ひなく、又其ノと云辭も指すところ有てよく叶ふべきにや、】〇宇須爾多弖弖は、臼に立てなり、鼓ヲ臼の邊に立置てうつるを云、【契沖これを、酒造る米を舂時の事なりと云る意、醸ニ

云ッハつときたる詞なることを忘れたるにや、米を舂を、加牟とはいかでかいはむ、】明ノ宮ノ段に、吉野之國主等於吉野之白檮上作横臼、而於其横臼醸大御酒、獻其大御酒之時、撃口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇余久須袁都久理余久須邇迦美斯意富美岐宇麻良邇岐許志母知袁勢麻呂賀知、【余久須は、横臼なり、】ともありて、上代には、臼に酒を醸しなり、其事彼處に云べし、【傳卅三の四十四葉】○宇多比都々は、歌ひ乍なり、儀式大嘗會ノ儀に、造酒童女先舂御飯稻、次酒波等共不易手且舂且歌【歌詞當時制之、】とあるは、稻を舂ク時の事なれど、醸時も准へて思ふべし、○迦美祁禮加母は、醸けれかもなり、祁禮加母は、祁禮婆爾夜と云意なるを、かゝる所の婆を畧ける例古キ哥に多し、【詞の玉ノ緒七ノ卷に、多く出せり、】万葉十七廿丁に、孤悲家禮許曾波【此も戀ければこそはなり、】ともあり、此の句書紀には、伽彌鷄梅伽毛とあり、【梅は、メの假字なり、ムに非ず、】○麻比都々は、舞乍なり、○迦美祁禮加母、書紀には、以上二句なし、【今此哥をよく誦味ふに、此ノ二句なくては、甚く劣れり、書紀には脱たるにこそ、】○許能美岐能は、此御酒之なり○美岐能、【三言一句】如此上なる句の詞を、二たび復し重ねて歌ふ例多し、倭建ノ命ノ段の哥に、那豆岐能、多能伊那賀良爾伊那賀良爾とある類なり、書紀には此ノ句なし、○阿夜邇、【三言一句】此ノ言のこと上卷、阿夜訶志古泥神の下又沼河比賣ノ哥の下に云り、【傳三の四十四葉、十一の二十六葉、】契沖、美岐能阿夜邇と六字一句なるべし、と云るはあらず、】○宇多陀怒斯佐々は、【諸本に、多ノ字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】轉樂佐々なり、轉は、上卷須佐之男ノ命の、悪御行を轉とある下【傳八の十一葉】に云る如く、事の彌進みて甚しくなるを云言にて、宇多弖とも、宇多々とも通はし云り、【宇多々陀怒斯と云べきを、同音の重なる言は一ッ省く例にて、多を一ッ省けるなり、】さて此は、此ノ御酒の、飲めば飲むまに〱彌益樂しと云なり、【契沖が、宇多は宴の下畧なるべしと云るは非なり、又師は、哥樂なり、哥とは上の御哥を云と云れたれど、さては御酒のあやにと云よりつゞきたるに叶はず、】佐々は、書紀釋

には、根沙とあり、【今ノ本、又楫楽園史共に、作沙とあれば、根は後の寫誤かと思へど、注に古事記陀怒斯佐々とあれば、寫誤には非ず、古事記と異なる故にかく注したるなればなり、】根は、上の邪禮加母【續後紀歌にても同じ】の辭の結なり、【陀怒斯このみにては、加母の結にはなりがたし、邪禮加母多怒斯佐と云にて、てにをは上下とゝのへり、】さて佐々を佐とのみ云も、かの伊句督佐の例の如し、又佐々として、上は陀怒斯にても、辭違ふことは非ず、其ノ時は上の邪禮加母にて語絶て、加の辭下へは係らず、然る格も例あることなり、【辭のとゝのひをよく辨ふべきなり、】さて、此ノ佐々は、太子の御自所聞食すとて親賜ふ詞としても宜しく、又此ノ哥は、太子の御答なから、御傍より、建内宿禰の代て奉て歌はれしなれば、上の御哥なると同くて、共々に太子に進め奉る詞としても通ゆるなり、【哥の凡ては、自飲つゝよめるさまなる、其も太子の御自の意としても宜く、又此ノ宿禰ノ命も共々に飲みるべければ、作者の自の意としても聞ゆるなり、】〇一首の意は、誰にまれ、此ノ御酒を醸ける時には、【御哥に常世に坐て云々とあれば、其ノ常世ノ國にしてかの】鼓【とご云物】を、臼の邊に立て置て撃て、歌ひつゝ、舞つゝ、殷勤に寿祝て、【大嘗會の、稲舂哥などと昔其事を祝てよめれば、酒醸時の、哥舞も其ノ酒を祝侍へけむこと推へて知べし、】醸ける故にや、【其ノ壽詞の驗ありて、】此ノ御酒の、飲まに〱彌益々に、樂さの益り侍ることよ、佐々所聞食せとなり、〇酒樂は、作加本賀比と訓べし、本賀比は、本岐を延たる言にて、【泥岐を延て、泥賀布と云と同じ、】宮内省式に、大嘗祭、其云、於保美能保加比とある是なり、【祝詞式に載たる、大殿祭ノ詞、即大殿壽の詞なり、】字鏡には、詞ノ保加布とあり、【詞ノ字を訓るは、少し心得ねど、保加布と云言の一ノの據なり、】書紀に、皇太后擧觴以壽于太子、とある壽をも、サカホカヒと訓り、さて此に樂ノ字を書るは、宴樂の時にうたふ歌なる故なり、【本賀比と云言に樂ノ字の義にはあたらざれども、かの大殿祭のたぐひなり、】祭ノ字も本賀比には當らざれども、彼ノ祭に責ふ詞なる故に、やがて祭ノ字を書り、】醸は、サカエラギと訓れ

たる、其は樂ノ字には當りたれども、なほ然にはあらじ、新猿樂記にも、酒祝と云り、此は後ノ世の書なれど、ホガヘと云詞は其ノころの詞に非ず、いと古ければ、古へより傳はれりし稱なりけむ、】さて上にも云る如く、【倭建ノ命ノ段思國哥の處】記中の例、二首以上を云ときは、此ノ二歌者此ノ三歌者、などあるを、此には然云ざるは、酒樂之歌と云は、一首にや、されどなほ上の御歌をも併せて云ること聞ゆ、

凡帶中津日子天皇之御年伍拾貳歲御陵在河内惠賀之長江也。

凡は、須倍弖許能と訓べし、かゝる處に、凡と云ること、白檮原ノ宮ノ段【傳二十の六十三葉】に、委く云るが如し、其例みな凡ノ此とあれば、【倭建ノ命ノ段にも、凡此倭建命云々とあり、】こゝも許能と云ことを讀添べきなり、○伍拾貳歲は、伊都遲麻理布多都と訓べし、【五十をば、伊と云る例にて、伊蘇と云ることは古くは見あたらねども、如此さまに、物の數をたしかに云ときは、伊とのみにてはいかゞなる故に、姑ク伊蘇と訓り、そも／＼三十より九十まで、みな、蘇と云を、五十のみは、其例に違ひて、伊とのみ云はいかなる由にか、なほよく考ふべきことなり、又五は、伊都と云て、伊と云る例はなきに、五百をば伊富と云て、伊都富とはいはず、此はおのづから、都の省りて然も云べきことながら、五十とまぎらはし、こはついでに云なり、また二十は、二より轉たること、おぼしければ、是レも波多蘇と云べきに、蘇と云ハぬはいかなる由にか、こもついでに云なり、】此ノ御壽數書紀【細書】も同じ、【書紀に依るに、此ノ天皇九年に崩坐て、御年五十二なるときは、生坐るは、成務天皇の十九年にあたれるを、其ノ年は大御父倭建ノ命、景行天皇の、四十三年に崩坐てより三十六年後なるはいかにぞや、凡て書紀の紀年の彼此合ハざること、かくの如し、或は此ノ違ひに

因て、此天皇を倭建ノ命の御子には非じなど、疑ふは中々に非なり、そは疑ふべき方をば疑はずして、疑ふまじき方を疑ふるものぞ、彼ノ記の紀年の違ひをさはめづらしからぬことなるをや、又稚足彦天皇四十八年立爲太子、時年三十一あるも、一年の違ひあるなり、】○舊印本眞福寺本又一本などに、此ノ間に壬戌年六月十一日崩也と云十字の細書あり、此ノ例の細書の事は、上【傳二十三】に、論へるが如し、さて壬戌ノ年は、書紀にては、成務天皇の五十二年なれば、十八年違へり、【又成務天皇段の細書に、乙卯年崩とあれば、其ノ間年を、此ノ天皇ノ元年として、壬戌ノ年は八年に當れり、】又月日も書紀にては、二月五日なれば合はず、これらも古への一ツの傳へなるべし、○河内恵賀之長江、恵賀は、應神天皇の御陵も、恵賀之裳伏ノ岡と見え、書紀雄略ノ巻又顯宗ノ巻に、餌香市、【續紀三十に、任會賀市司と云ことも見ゆ、】崇峻ノ巻に、餌香川原、天武ノ巻に、衞我河などある處なり、【餌香川は、石川とも云て、石川ノ郡より北へ流れて、古市ノ郡を經、志紀ノ郡の東ノ堺を經て、大和川に入る川なり、】長江は、允恭天皇の御陵も、恵賀ノ長枝とある、同地なり、さ此ノ御陵、書紀には、神功ノ巻に二年冬十一月丁亥朔甲午葬天皇於河内國長野陵と見え、諸陵式には、恵我長野西陵穴門豐浦宮御宇、仲哀天皇、在河内國志紀郡、兆域東西二町南北二町陵戸一烟守戸四烟とあり、かくの如く書紀にも式にも、長野とありて、彼ノ允恭天皇の御陵も、書紀には、長野ノ原、式には、恵我長野北陵とありて、共に長江とは見えず、【さて又二ノ陵共に、式には、恵我とあるを、書紀には、共にたゞ長野とのみ記て、恵我と云ことも無し、長野と云地ノ名は、神名式に、志紀郡長野神社もあり、さて續紀十八に、遣使於大内山科恵我直山等陵と云ことも見えたれば、恵我は、西陵か、北陵か、さだかならず、】このあたりに長江と云地ノ名の他に見えたるは、神名式に、志紀郡志紀長吉神社あり、此ノ吉ノ字通に聞て、同じ地ならむか、【師は、書紀式共に、長野とあるに依て、江ノ字は、沼の誤かと云れつれど、允恭の御陵も、長枝とあれば誤字に非ず、又かの長吉ノ神社は、或説に、今丹北ノ郡長原村にある、日吉明神これなりと云り、若ノ然ら

ば、此ノ長江は別なるべし、彼ノ日蔭明神ノ社も、志紀ノ郡ノ堺には近けれども其ノ西ノ方なるに、惠賀は、應神允恭の二ノ御陵共に志紀ノ郡の東ノ邊にして、惠賀川も東ノ堺なればなり、然れども、長吉ノ神社を、かの日蔭明神なりと云も、さだかなる證はなければ、必しも其ノ在ル所に拘るべきにも非ず、】さて此ノ御陵河内志に、在二丹南郡岡村一陵畔有二冢六一と云り、【岡村は、續紀に、志紀ノ郡とし、今も其ノ郡ノ堺に近し、又かの長野ノ神社も、今は丹南ノ郡に入て、葛井寺村に在て、此ノ岡村に近き地なり、又允恭の御陵より西ノ方なれば、西陵と申すにも叶へり、然れどもなほ思ふに、惠賀と云地は、志紀ノ郡の東ノ邊と聞えたるに、岡村はやゝさかりて西ノ方なり、殊に長江又長野と云は、惠賀の内の小名なれば、其地さしも廣くはあるまじきに、二ノ御陵共に同じ長江長野なれば、西陵も岡村よりは、今少し東にて、北陵と相近き地にあるべく思はるゝなり、されど己いまだ此ノあたりの、地理をよく知ざれば強ては云がたし、さて又俗に錦部ノ郡長野ノ莊上原村にあるを、此ノ御陵なりと云て廟陵記などにも然記せるはいみしきひがことなり、其は地方の甚く違へるを、長野と云名によりて誤れるものなるべし、又筑前ノ國大保村と云に、大靈石ノ神社と云あり、此ノ天皇を祀ると云り、其ノ社の前に冢のあるを、此ノ天皇の御陵なりと云なるは、穴戸ノ豐浦ノ宮に遷し奉らむとするほど、少時斂奉りし跡などにやあらむ、おぼつかなし、又播磨ノ國明石ノ郡にもあるは、香坂ノ王忍熊ノ王の造り給ひし陵なるべし、其事は、書紀に見えたるが如し】○諸本共に、此ノ次に皇后御年一百歳崩葬二于狹城楯列陵一也と云、十六字の細書あり、後ノ人のしわざなりと師の云れたる、此は決なく然り、文のさま此ノ記の例に非ず、又御代々々ノ段ノ終リの細書の例にも異なればなり、【そはまづ皇后と申すことも下卷に至ては二所に見えたれども、此ノ卷には例なき文字なり、又凡て御世々々の天皇の御年の數、多くは書紀と異なるに、此ノ一百歳は彼ノ紀と同きも、中々にいかゞ、又狹城楯列も書紀の文字のまゝなり、此ノ記には、狹木又沙紀と書キ多他那美と書るをや、されば此ノ細書は、後ノ世になりて、書紀に依て書キ入レたるものなり、上なる

壬申年云々、などの例の細書はそのさま、書紀と大異なると比べて、此は古に非ることを知べし、然るに、垂仁本には、彼壬戌年云々の例のなけば、皆除きて此の皇后云々をのみ入れたるは、書紀と同じきを悦べるにて、中々にひがことなり、凡て何事も書紀と合へるを悦びて、異なるを嫌ふは、世の學者の、漢意の癖ぞかし、彼紀といさゝかにても異なることを、一つの古の傳説とは聞ゆれ、】故今は除きつ、然れども、此大后は大かた一御代の天皇の如くにましゝかば、此にも天皇の御例のまゝに申しはしつべし、書紀に、六十九年夏四月辛酉朔丁丑皇太后崩於稚櫻宮【時年一百歳】冬十月戊午朔壬申葬狹城盾列陵、是日追尊皇太后曰氣長足姫尊、是年也太歳己丑と見ゆ、【是日追尊云々は、いと心得ず、此は漢國にて、葬時に謚を奉る例に效て書かれたる例のしわざなるべし、】御年或書には、一百十一とあり、御陵は諸陵式に、狹城盾列池上陵磐余稚櫻宮御宇、神功皇后在大和國添下郡、兆域東西二町南北二町守戸五烟とあり、此御陵の事、成務天皇の御陵の處【傳廿九の六十五葉】に云るが如し、【續後紀に、承和十年夏四月、楯列陵守等言、去月十八日、白晝山陵鳴二度、其聲如雷、即赤氣如飄風指離飛去、申時亦鳴、其氣如初、指坤飛之、遣參議正躬王、加撿察、代陵木七十七株、至信木等不可勝計云々、使參議藤原朝臣助掃部頭坂上大宿禰正野等、奉謝楯列北南二山陵、依去三月十八日有奇異、捜検圖録、有二楯列山陵、北則、神功皇后之陵、南則、成務天皇之陵、而世人相傳以南陵爲神功皇后之陵、偏依口傳、毎有神功皇后之祟、空謝成務天皇陵、先年緣神功皇后之祟、所作弓劍之類、誤進於成務天皇陵、今因改奉神功皇后陵、百錬抄に、永保三年五月廿日、諸卿定申、神功皇后山陵樹木焼亡、同廿一日被奉幣三箇日、】〇此記息長帶比賣命の御世をば立ず、【其御事をば、仲哀天皇御段の末に記せり、】仲哀天皇御段の次は、直に應神天皇なるを、書紀には、其間に此大后の御卷を立て、仲哀天皇崩坐し明年を其攝政元年とし、其六十九年と云に崩坐までをば、其御世として、其明年をなむ、應神天皇の元年とはせられける、【是に、世の識者く

〲さの論どもあり、】今此ノ異を論はむに、先ッ此ノ記の趣は、當昔の實のありかたの傳へのまゝに記せるもの、書紀は、漢國の例、後ノ世の意を以てきはやかに定められたるものなり、【さるは、古書にも其趣に記しなせるが有しに依られたるか、はた撰者の意か、其はしらず、】然云故は、凡て上代のさまは天皇崩坐ぬれば、即其太子の御代にて、太子又即天皇に坐り、【然るを、某ノ年某ノ月某ノ日即ノ位など、きはやかに、界を立て定め申すは、もと漢國にならへる、後の事にこそあれ、上代には、凡て然る事はなかりき、】されば、仲哀天皇既に崩坐ては品陀別命御腹内より、おのづから天皇に坐坐シて、其ノ御代にぞありける、【胎中天皇と申す、御稱のありしなども、此ノ故なり、又忍熊ノ王と戰ヒの處に大后ノ御方とは云ずして、太子ノ御方と云るなども、此ノ太子の御世なるが故なり、但し天皇と申さずして、なほ太子と申せる由は次に云べし、又太子と申す御稱も某年月日立爲皇太子など云、きはやかなることは、上代にはあらざりき、】然れども未生坐さず御腹ノ内に坐々しほどは、臣連八十伴緒ことごとくに、大后に仕へ奉り、【其間に、新羅ノ國の事など大業あり、】生坐ても幼坐しゝほどは、さらにも申さず、成長坐て後も、大后の世に坐々しける限りは、大御親に坐ませば敬ひ仕へ奉り賜ひて、よろづ其御心に隨ヒ賜ひつべければ、御子はおのづからなほ太子の如くに坐々して、大后ぞおのづから天皇の如くには坐々ける、【故レ津ノ國ノ風土記などには、此ノ大后を天皇とも記せることもあるぞかし、然れども、又眞に其ノ御代と申すべきにはた非ず、又攝政など云稱もそのかみは無かりしことなり、然るを、世の物知り人ども、ひたぶるにきはやかなる、漢國の例、後ノ世の定めにのみ泥みて、かにかくにこの是非を論ひ、儒者など或は、大后御位を貪り惜みてぞ、太子に讓り賜はざりけむ、なども申すなるは、あなかしこ、上代のありかたのよろづ然きはやかなることは無かりしことを思ひはからざる漢意のひがことなり、實はもとより御子の御世にして、大后の御世には非れば、何をかは讓り給はむ、かの攝政の御世など云ことは、後ノ世より定めたるものぞと云ことをわきまへなば、凡て

かゝる論ひはあらじをや、抑萬ッの事漢國の如くきはやかなるは、正しくうるはしきが如く大らかなるはしごけなく、みだりなるに似たれごも、實は然らず、大かた人の世は、何事ももこより然きはやかなることは無き物にて、たゞ大らかなるぞ、眞のありかたにはありけるを、かの漢國なごは、もこ人の心悪くて事の亂れの多かりしから、其を防がむためにこそ、萬ッをこまかにきはやかには定めつるなれ、こは何れの國も、世降り人の心悪くこりみだりなる事多くなりもてゆくまに／＼、萬ッの定ノはいよゝます／＼きはやかになりゆくを以てはかり知なべし、】然れごも又實には本より此ノ御子ぞ、天皇には坐々シて、大后の御世こ申すには非るが故に、此ノ記には、其ノ御世をは立テざるなり、【然れごも、大后の世に坐々けるかぎりは、おのづから其ノ御代の如くにして、御子こなは太子の如くに坐々けれ、故に、其ノ間の事をば、越ノ國の角鹿に幸行し事なごをも、大后ノ御事のつゞきに記して天皇こは申さず、なほ太子こ記せるなごかくの如く、きはやかならざるぞ、當時の實のありかたのまゝにはありける、】然るを、書紀に、此ノ大后の御卷を立テて、攝政の御世こし、世紀年を以て記されたることは、彼ノ紀は凡て上つ御代々々をも、漢國の例候ノ世の定ノの如くに記しなされたる書なれば、此ノ間をも必ズきはやかにせざることこえたはず、是レ彼ノ紀のおのづからの勢ヒなり、さるは今は理を以て、正さむこならば、大后の御世をば立テずして、【近キ世に水戸ノ中納言光圀卿の、撰ばれたる史なごは然り、】かの攝政ノ元ノ年こせられたる、年をゝ、直に應神天皇ノ元ノ年こせむも可かるべけれご、其も彼も共にみな後ノ世よりの強て定むるにこそあれ、固の事には非れば、何れにてもあるべき中に、彼ノ書紀の定めも、天皇こは書さずして、なほ息長大后こ書し攝政こせられたるなごうけばりたる、其ノ御代には非るけぢめ著き記しざまにて、皆理あり實のありかたにはた甚く背かず、【攝政こ云稱、又其ノ間の紀年を殊に立られたるなごは、そのかみのありかたにはあらざれごも、うけばりて天皇には坐シまさゞる差をあらはさむこするには、攝政なご云稱をも立テざることえず、又既に一御世こ立テるうへは、この年をも紀すはある

べからず、若シかの攝政ノ元ノ年をたゞに應神天皇ノ元ノ年とするときは、返リてまたまことのありかたにたがふかたもあれば、此ノ間の記しざまは書紀の趣もみな謬れたることなりかし、】また正史にてもあるなれば、さてあらむも何ナてふことかあらむ、

古事記傳三十二之巻

本居宣長謹撰

明宮上巻

品陀和氣命坐輕島之明宮治天下也此天皇娶品陀眞若王（品陀二字以音）之女三柱女王一名高木之入日賣命次中日賣命次弟日賣命（此女王等之父品陀眞若王者五百木之入日子命娶尾張連之祖建伊那陀宿禰之女志理都紀斗賣生子者也）故高木之入日賣命之御子額田大中日子命次大山守命次伊奢之眞若命（伊奢二字以音）次妹大原郎女次高目郎女（五柱）中日賣命之御子木之荒田郎女次大雀命次根鳥命（三柱）弟日賣命之御子阿倍郎女次阿具知能（此四字以音）三腹郎女次木之菟野郎女次三野郎女（五柱）又娶丸邇之比布禮能意富美之女（自比至美以音）名宮主矢河枝比賣生御子宇遲

能和紀郎子次妹八田若郎女次女鳥王〈三柱〉又娶其矢河枝比賣之弟袁那辨郎女生御子宇遲之若郎女〈一柱〉又娶咋俣長日子王之女息長眞若中比賣生御子若沼毛二俣王〈一柱〉又娶櫻井田部連之祖島垂根之女糸井比賣生御子速總別命〈一柱〉又娶日向之泉長比賣生御子大羽江王次小羽江王次幡日之若郎女〈三柱〉又娶迦具漏比賣生御子川原田郎女次玉郎女次忍坂大中比賣次登富志郎女次迦多遲王〈五柱〉又娶葛城之野伊呂賣〈此三字以音〉生御子伊奢能麻和迦王〈一柱〉此天皇之御子等并廿六王〈男王十一 女王十五〉此中大雀命者治天下也

此ノ天皇を、後ノ世ノ漢様の御謚、應神天皇と申す、○輕島は、大和ノ國高市ノ郡の輕なり、此ノ地既に境岡ノ宮ノ段【傳廿一の十六葉】に出づ、島とは、必しも海ノ中ならねども、周れる限のある地を云こと、秋津島師木島などの例の如し、【此ノ事なほ國號考秋津島師木島の下に委く云り】○明ノ宮は、續紀卅二に、輕島豐明ノ宮馭宇天皇ノ御世四十に、輕島豐明ノ朝、攝津國ノ風土記に、輕島豐阿岐羅宮御宇天皇ノ世など見ゆ、【山城ノ風土記、古語拾遺、靈異記序などにも、豐明ノ宮とあり、

此ノ記と書紀とには、豐といはず、さて右の津ノ國風土記に依て、明は阿伎良と訓べきこと著し、あかりと訓ムは非ず、さて三代實錄十六に、大和ノ國明日豐明姫、拔田ノ神と云神ノ名見ゆ、】さて書紀には、たゞ四十一年ニ天皇崩ニ于明宮ニとのみありて、初ノ此ノ宮に遷り坐スと云事の見えざるは、漏たるなり、○品陀眞若ノ王は、河内ノ國ノ品陀に住居坐るなるべし、【此ノ地の事、傳卅の六葉に云り、さて仁賢天皇の御子にも、眞若ノ王と申すあり、】○三柱ノ女王、この女王たちの御母は、眞若ノ王の御母の妹なりと舊事紀に云り、【次に引ク、】○一名は、一柱ノ之御名波と訓べし、○高木之入日賣命、景行天皇の御女に、高木比賣ノ命あり、【其ハ書紀には、高城ノ入姫ノ皇女とあるは、此ノ女王の御名とまがひつるなるべし、】○中日賣ノ命、弟日賣命、何れも御名ノ義こゝとなることなし、○御注、五百木之入日子命は、景行天皇の御子にて、彼御段に見ゆ、【傳廿六の八葉】○尾張ノ連上に出ツ、【傳廿一の二十一葉】○此伊那毘宿禰は、舊事紀に、建稻種ノ命とあり、饒速日ノ命の十一世ノ孫、乎止與ノ命の男にて、母は尾張ノ大印岐が女、眞敷刀婢とあり、【但し尾張ノ連の祖は天明ノ命なるを、饒速日ノ命とせるは僞なること、既に上に辨へたるが如し、】○志理都紀斗賣、名ノ義地ノ名か、書紀ノ安閑ノ巻に、備後ノ國後城、和名抄に、備中ノ國後月【七豆木】郡、【こは同地なるべし、共に後ノ字を書るは、本は志理都紀と唱へけむ、七ノ字を書るも、たゞ志と云とは異なるべし、】姓氏錄に、尾網根ノ命【同氏なり】見ゆ、斗賣上【傳八の廿八葉】に出ツ、舊事紀に、饒速日命十二世孫、建稻種命、邇波縣君祖大荒田女子玉姫爲妻、生二男四女一、十三世孫、尾綱根命、妹尾綱眞若刀婢命、此命嫁五百城入彦命一、生品陀眞若王一、次妹金田屋野姫命、此命嫁甥品陀眞若王一、生三女王一、則高城入姫命、次中姫命、次弟姫命、此三命、譽田天皇並爲后妃、誕生十三皇子一と云り、是に兄妹共に尾綱とあるを、綱ノ字は、網を誤れるならむか、【尾綱根ノ命は、即右の姓氏錄の尾網根ノ命なるべく聞ゆればなり、】さて神名帳に、備前ノ國御野ノ郡尾治針名眞若比女ノ神社あり、】さて此の細註の事は、他の例に依らば、日代ノ宮ノ段に在て、五百木之入日子命ノ

娶云々、生子品陀眞若王、此王之女三柱女王、一名云々などあるべきが、此にあるは、例に違へり、然れども又後に書加へたる詞とは見えず、本よりのまゝと見えたる、○故高木之入日賣命之御子は、諸ノ本に命ノ字無し、新に命生御子と有るべきを、命生二字の誤なるなりと云れき、今次々の例をおもふに、中日賣命之御子云々、弟日賣命之御子云々、とあれば、此も命ノ字あるべきに、故補へつ、【生ノ字は、次の二柱女王の處にも無ければ、此も無くてあるべし、然るに父師の云れしは、此ノ處三柱女王と云るより、伊奢之眞若ノ命と云までの文、先々の例に異なるは、亂れたりしなり、後に如此は書なしたるなるべし、三柱みな之御子とある、之は生とあるべき例なりと云れき、まことに此處の記しざま、娶ノ某之女某、生ノ御子某々、と云はず、又細注のさまなども、凡て他の例には異なれども、亂れたる文にも非ず、後に書なせるさまにも非ず、本よりかくぞありけむ、かくてもあしくは非ず、又此ノ記しざまにては、何れも生と云ことは無くてもありぬべきなり、】また御子ノ二字も、多くの本に無きを、眞福寺本に子とあり、延佳本にのみ御子とある、【御ノ字は新に補へたるか、これまたかくもあれ、次の例の如く、御子とあるべき處なり、】○額田大中日子ノ命、額田は地名にて、彼此にある中に、和名抄に、大和國平群郡額田【奴加多】郷、これか、書紀仁德ノ卷に、額田大中彦皇子、掌倭屯田云々の事あり、【此を大山守ノ命を誤れるなりと云は、中々に非なり、】又六十二年に、此ノ御子闘鷄に獵して、氷室を見認ひし事も見ゆ、又和名抄に、河内國河内郡額田【沼加多】郷、これにてもあらむか、河内の御傍方に由あり、【今額田村に、此ノ皇子の社ありと或人云り、】○大山守ノ命、御名の事、下に出たる處に云べし、○伊奢之眞若ノ命、崇神天皇の御子に、同じ御名あり、【傳廿三の七葉に出】○大原ノ郎女、大和ノ國高市ノ郡に大原あり、万葉二に歌あり、【大原乃古爾之郷爾、云々、こは天武天皇の、藤原ノ夫人に賜へる大御歌なり、藤原ノ夫人、字曰大原大刀自と万葉八に見えたり、今も大原村あり、】○高目ノ郎女、此ノ御名師の許牟久と訓れたるに從ふべし、高ノ字は、記中に高

志たこ、コの假字に川ひたる例なり、【日は牟久とも訓べし、されど卷向をも、万葉などに、卷目とも書たれば、牟久にてよろし】さてこは地ノ名にて、和名抄に、河内國石川郡紺口郷、神名帳に、咸古神社もある、此なり、書紀仁德ノ卷に、十四年掘二大溝於感玖一云々、書紀に云々、先是天皇以二皇后姉高城入姫一爲レ妃、生二額田大中彦皇子、大山守皇子、去來眞稚皇子、大原皇女、澇來田皇女一【今ノ本に、澇來田の來ノ字脱たり、澇は字書に、潦と同くて、積水也とも、淹也とも注せり、仁德紀に、將レ防二北河之澇一以築二茨田堤一などあり、】○木之荒田郎女、神名帳に、紀伊國那賀郡荒田神社あり、此ノ地に因れる御名なるべし、【和名抄、同郡に荒川ノ郷ある、川ノ字は、田を誤れるにはあらぬか、】○大雀命、書紀仁德ノ卷に、初天皇生日、木菟入二于產殿一、明旦譽田天皇喚二大臣武內宿禰一語之曰、是何瑞也、大臣對曰吉祥也、復當二昨日臣妻產時一、鷦鷯入二于產屋一、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子與二大臣之子一同日共產、並有瑞、是天之表焉、以爲取二其鳥名一、各相易名レ子、爲二後葉之契一也、則取二鷦鷯名一以名二太子一、曰二大鷦鷯皇子一、取二木菟名一號二大臣之子一、曰二木菟宿禰一とある、是レ御名の由縁なり、和名抄に、鷦鷯和名佐々木、文選鷦鷯賦云、鷦鷯小鳥也、生二於蒿萊之間一、長二於藩籬之下一、字鏡に、鷦加也久支、又左々支、高津ノ宮ノ段の哥に、佐邪岐登良佐泥、○根鳥命、御名ノ義未ダ思ヒ得ず、此ノ王の御子たち、下に見ゆ、【傳卅四の六十二葉】書紀に云、二年春三月、立二仲姫一爲二皇后一、后生二荒田皇女、大鷦鷯天皇、根鳥皇子一、○阿倍郎女、阿倍は地ノ名なり、此ノ地の事、境原ノ宮ノ段、阿倍ノ臣の下に云り、【傳廿二の七葉】○阿具知能三腹郎女は、阿具知は書紀に淡路とあれば、具ノ字は波の誤ノ【草書波と似たり、】かと思へど、阿波知は、記中に處々見えたる、皆淡道と書たるに、此は假字なるは疑ひあり、【若くは本トは阿波知なりしを、古キ記に、波ノ字を具と誤り書キたりしを、阿禮も其ノまゝに誦唱へしからに、如此は書るにやあらむ、】故レ姑ク本の隨にてあるなり、されど阿具知てふ言いかゞなれば、訓は書紀に從ひつ、和名抄に、淡路國三原【美波良】郡、○木之菟野郎女、紀

伊、河内國茨田郡に、宇努と云國今もあり、此なるべし、【書紀欽明ノ巻に、河内ノ國更荒ノ郡鸕鷀ノ野ノ邑と見えたれど、此は之にあらず、其レには非じ、】○三野ノ郎女は、美濃ノ國に因れる御名か、書紀には、皇后ノ弟ノ媛、生ム阿倍ノ皇女、淡路ノ御原ノ皇女、紀ノ之菟野ノ皇女、とありて、此ノ女王は無し、【但し見ニ天皇ノ男女、并ニ二十王也、とあれど、數足ハず、十九王見えたれば、一柱脱たり、後ニ脱たるなるべし、然るを一本に、三野ノ郎女と云あるは、又後ノ人の補ヘるなるか、郎女とは、書紀にはいまだ改めて記されたる例に違へればなり、さて此ノ記には、帝ノ日賣ノ命の御腹には、菟野ノ郎女の次に、大原ノ郎女、高目ノ郎女、下ノ、合せて五柱とあり、】○此ノ中ノ日賣ノ命は、【若は一柱の御名の脱たるかと思へど、然らず、】下に女王十五王とあるにも合ず、五は四の誤なるべし、さて此ノ中ノ日賣ノ命の御腹の女王たちの御名に、畿内にもあらざる國ノ名、長ノ郎女なども申すは、いかなる由にかあらむ、○丸邇之比布禮能意富美、丸邇は上に出【傳廿二の四十六葉】比布禮は名なり、名ノ義は未ダ思ヒ得ず、意富美は名の下に附て云フ一の稱なり、此ノ事くはしく下巻穴穗ノ宮ノ段、都夫良意富美の下に云へし、【此ノ名書紀には、和珥臣ノ祖、日觸使主とあるに據て、意富美は、使主なるむかの誤なるべけれど、然らず、凡て此ノ意富美と臣と、大臣と、使主と、混ひたる例、彼此あり、此はそれの事、其使主の事など、下ノ穴穗ノ宮ノ段、都夫良意富美の下、傳四十の十七葉に委く云べし、】さて此ノ名、下ノ難波高津ノ宮ノ段、師木島ノ宮ノ段にもまぎらはしきなり、此ノ事も其處に云べし、【傳四十の十七葉】○宮主矢河枝比賣、【河ノ字を、阿ノ作る本もあり、誤なり、】宮主は、【宮ノ字を、ミヤジと訓しかど、そは後に宮主と云稱ありて、然呼ぶ故なれど、此は字のまゝに、美夜奴斯と訓べきなり、】上巻にも、稻田宮主須賀之八耳ノ神と云名あり、【其ノ名を然云べき由は顯さるを、】此はいかなる由にて負けむ、詳ならず、八河江比賣と云ノ名も、上巻にあり、名ノ義其ノ處に云るに同じ、【傳十一の七十一葉】さて天皇の、此ノ比賣に初て御娶ひし事、下に見えたり、○宇遲能和紀郎子、和名抄に、山城國宇治郡、宇治郷、久世郡宇治郷とあり、【二ツの字

治ノ郷、一地にて、一郡にわたれるなり、】此ノ王菟道ノ宮に坐し事、書紀仁德ノ巻に見ゆ、【山城風土記に、謂宇治者、輕島豐明宮御宇天皇之子、宇治若郎子、造桐原日桁宮以爲宮室、因御名號宇治、本名曰許乃國矣、とあるは、本末たがへり、此ノ王の御名は、此ノ地に住坐るに因て負ひ給へるにこそあれ、凡て出雲風土記などにも、某ノ神の住ミ坐シしに因て、某と號くと、地ノ名を説るには、此ノ本末の違となるも多く見ゆるなり、】和紀は、若なり、凡て若をば、和紀とも、和久とも通はし云り、【鴨ノ別雷神も、若雷の義なり、和紀と訓べし、又佐衣物語に、篠のわきばと云ことあるも、若葉なるべし、又若子をば、和久基と云、若産靈を、和久産巣日とあり、さてか、和加和紀和久通へども、此ノ王の御名は、和紀とあるに依て訓べきを、和加郎子とよむはわろし、古語拾遺に、稚子を腋子と云説は、云にたらぬことゝなれども、是も和紀子とも云しから、かゝる説もあるなり、】郎子は、伊良都古と訓べきこと、郎女に對へて知ルべし、郎女の訓、又伊良の意など、皆上に出たり、【傳廿一の十葉廿二の七十葉】郎子と申す御名の例に、仁德天皇の御子に、波多毘能大郎子、繼體天皇の御子に、大郎子などあり、さて此ノ王の御事、末に出たり、なほ其處に云べし、○八田若郎女、【若は、御兄の例に效ひて、和紀と訓べし、田は清てよむべし、高津ノ宮ノ段の大御哥に、夜多とあり、】は、和名抄に、大和國添下郡矢田郷、神名帳に、矢田坐云々ノ神社とあり、此ノ地なるべし、此ノ女王の事、高津ノ宮ノ段に出、【傳卅六ノ一】○女鳥王、御名、雌鳥に由縁ありしなるべし、此ノ女王の事も、高津ノ宮ノ段に見ゆ、【傳　　の七葉】其處なる大御哥に、賣杼理能和賀意富岐美とあり、書紀に云、次妃和珥臣祖、日觸使主之女、宮主宅媛、生菟道稚郎子皇子矢田皇女、雌鳥皇女、【舊事紀には、此ノ王たちの御母を、物部ノ多遲麻ノ大連ノ女、香室媛と云ひ、又五ノ巻には、山無媛と云り、】○袁那辨郎女、名ノ義、書紀に書れたる字の如きか、【舊事紀には香室媛ノ弟、小甂媛と云り、玉垣ノ宮ノ段に、袁耶辨ノ王と申すあるも、耶ノ字は、那を誤れるにて、同名なるべし、】○宇遲之若郎女、これも宇治にぞ住居坐シけむ、【其ノ由あり、

下に云べし、】宮主ノ女王の事、高津ノ宮ノ段にも見ゆ、書紀に云、次妃宮主宅媛之弟、小甂媛、生菟道稚郎姫皇女、小甂此云烏儺謎、【此謎ノ字に依てヲナメと訓は非なり、謎ノ字、此は漢音を取て、べの假字なり、仲哀紀にも、御甂此云彌那陪、とあり、】〇咋俣長日子王は、上に出、【傳廿九の四十一葉】〇息長眞若中比賣も、上に出、書紀には、河派仲彦女弟媛、生稚野毛二派皇子、派此云摩多、とあり、又釋に、上宮記曰、一云、凡牟都和希王、娶經俣那加都比古女子名弟比賣麻和加、生兒、若野毛二俣王、娶母恩己麻和加中比賣、生兒大郎子、【凡牟都和希王は、應神天皇なり、經ノ字は誤寫なり、母恩の間に弟もしくは弟ノ字脱たり、恩己は、息長の誤なり、】とありて、此ノ名御弟の弟比賣とまがへり、【まて此記には、俣建ノ命ノ段に、咋俣長日子ノ王の御女三柱見えて、息長眞若中ツ比賣は第二、弟比賣は第三女なり、又此ノ段の末に、若野毛二俣王、娶其母弟百師木伊呂辨、亦名弟比賣眞若比賣命、生子大郎子、とあり、かゝれば、弟比賣は、若野毛二俣ノ王の御母なるを、書紀及上宮記には、此ノ天皇の妃として、二俣ノ王の御母とし、又上宮記には、中ツ比賣をば其ノ御妻とせり、かくて書紀には、二俣ノ王の御妻の事は見えざれば、御母を弟比賣とせるも、異なる傳へとしてあるべきを、上宮記はいさゝか心得ず、其ノ故は、まづ中ツと云、弟と云る名にて、中ツ比賣は御姉なりしことは論なきに、御母に御姉を御妻とし賜はむことは、いかゞなれば也、古ヘは姉の弟をば娶とせし例、これかれあれども、母の姉を娶とせむことは、おそらくもおぼえず、されば此は此ノ記の傳へぞ正しかるべき、抑此ノまぎれは、中ツ比賣をも、息長眞若と云ひ、弟比賣をも弟比賣眞若と云れば、眞若の同じきよりまぎれけむ、】〇若沼毛二俣王、御名ノ義、若沼毛は、成務天皇の御子に、和訶奴氣ノ王あり、其ノ處【傳廿九の四十八葉】に云るが如し、二俣は地ノ名ならむか、其ノ地考ふべし、【和名抄に、周防ノ國都濃ノ郡二俣ノ郷あり、】此ノ段の末に、此ノ王の御子たちを擧たり、〇櫻井田部連、櫻井は、和名抄に、河内國河内郡櫻井ノ郷あり、是なるべし、【なほ此ノ地の事は、傳廿二の廿六葉、櫻井ノ臣の下に云るが如し、】書紀

崇峻ノ巻に、河内國言於二御香川原一云々、爰有二櫻井田部連膽渟所レ養之犬一云々、これ彼ノ國に此ノ氏人のありし據なり、田部は、屯家の御田を佃らしむる料に、定め置るゝ民の部なり、此ノ事日代ノ宮ノ段【傳廿六の三十二葉】に委く云り、考へ見べし、かくて此ノ氏は、河内の櫻井に住居て、田部を掌りつる氏なり、書紀安閑ノ巻に、以二櫻井屯倉一、與二毎國田部一、給二賜香々有媛一、また云々、以二河内縣部曲一爲二田部之元一、於是乎起、【これらも、日代ノ宮ノ段に委曲に引て云り、考へ合すべし、河内ノ縣は、河内ノ郡なり、】とある、此ノ氏これらに由あるべし、【万葉三に、櫻田部云々と云哥あるは、尾張ノ國の佐倉と云地の田なれば、此にはあらぬ由なし、思ひ混ふべからず、】さて此ノ氏は、誰の子孫と云こと、物に見えたることなければ、【姓氏録にも載らず、】先祖知がたし、たゞ國造本紀に、穴門國造、纏向日代朝御世、櫻井田部連、同祖邇伎都美命四世孫、速都鳥命、定二賜國造一、とあれば、此ノ邇伎都美命と云が末とは聞ゆれど、此ノ名も未ダ物に見あたらず、なほ考ふべし、天武紀に、十三年十二月、櫻井田部連、賜レ姓曰二宿禰一、三代實録に、氏人これかれ見ゆ、【讃岐ノ國にもあり、】○島垂根、島は地ノ名か、垂根と云例は、伊邪河ノ宮ノ段に出ツ、【傳廿二の五十二葉】○糸井比賣、地ノ名なるべし、神名帳に、大和國城下郡糸井神社あり、此ノ地なるべし、姓氏録大和ノ國ノ諸蕃に、絲井ノ造あり、【續紀廿九に、絲井部と云姓も見ゆ、和名抄に、但馬國養父郡糸井郷伊止井、】書紀安寧ノ巻にも、糸井媛見え、敏達ノ巻に、絲井ノ王と云も見えたり、○速總別命、御名隼に由縁ありしなるべし、和名抄に、鶻和名八夜布佐、隼訓同上とあり、下巻高津ノ宮ノ段ノ哥に、多迦由久夜波夜夫佐和氣云々、此ノ王ノ御事、なほ彼ノ段【傳三十七の七葉】に出ツ、書紀に云、次妃櫻井田部連男鉏之妹糸媛、生二隼總別皇子一、○日向之泉長比賣、泉は、和名抄に、薩摩國出水【伊豆美】郡、これなるべし、【古へに大隅薩摩までかけて、日向と云しこと、上に云るが如し、さて書紀景行ノ巻に、諸縣ノ君泉媛と云名も見ゆ、】長はいかなる由ならむ、詳ならず、【書紀孝安ノ巻にも、長媛と云見ゆ、神功ノ巻にも、】○大羽江王、小羽江王は、御名ノ義未ダ思ヒ得

す、【又は、負坐との意にもや、】書紀安寧孝昭孝安ノ卷に、磯城縣主葉江、顯宗ノ卷に、葛城、【葛此云[illegible]】宇木淵年紀ニ云ヶ】など云名見ゆ、書紀云、次妃日向泉長媛、生二大葉枝皇子、小葉枝皇子一、○幡日之若郎女、上の例に依らば、此ノ上にも、幡ノあるべきことなり、御名ノ義未ノ思ヒ得ず、地ノ名にや、【幡の枝に由れるかと思へど、仁徳天皇の皇子の御名にも負坐れば、枝にはあらじ】さて此ノ女王は、仁徳天皇の御女にて、御母日向ノ髮長媛なるが、日向ノ泉長媛ノ名の似たるに因て、まぎれて此にも入ッたる物と見ゆ、書紀に、此處には、此女王は無きぞ正しかるべき、○迦具漏比賣は、倭建ノ命の御曾孫にて、日代ノ宮ノ段【傳廿六の十二葉】に出たり、さて彼ノ天皇【景行】の、此ノ比賣を娶たまふとあるは、此ノ品陀天皇の娶たりと云るが紛れつるものにて、其由彼處に云るが如し、かくて此に此ノ天皇の娶りとあるも、又紛れたる傳へにて、實は若沼毛二俣ノ王の御妃とこそ聞ゆれ、其ノ故は、此ノ段ノ末に、若野毛二俣ノ王、娶二弟日賣眞若比賣命一生ニ子、云々とある、此弟日賣を、書紀及上宮記には、此ノ天皇の妃とせり、【此ノまぎれの事、上に委く云り、】かくて此に迦具漏比賣の生る御子、忍坂ノ大中比賣と申すは、二俣ノ王の、彼ノ弟日賣の腹の御女に、同名なるあり、【又衣通郎女も、同王の御女の、登富志郎女と同人と聞ゆ、なほ彼ノ御女たちの事、此ノ段ノ末、傳卅四に出て、其處に委く云ふ、考へ合すべし、】又かの弟日賣も、同く倭建ノ命の御曾孫にて、其父の御名は日子王で、書紀には河派ノ仲彦とあると、此ノ迦具漏比賣の父の名、大中日子と同じ大かた右の趣どもを以て考るに、此ノ迦具漏比賣と云は、彼ノ弟日賣と一ッなりけり、【故ニ此ノ天皇の紀にはあらで、二俣ノ王の妃なるが、まぎれたるなりとは云なり、】されば書紀には、此ノ迦具漏比賣の事見えず、此ノ腹の五柱の御子も見えざる、其ぞ正しかるべき、【故レ思ふに、此ノ五柱も、昔二俣ノ王の御子なるが、まぎれつるにぞあるべき、】○川原田ノ郎女、地ノ名に由れる御名なるべし、○玉ノ郎女、ほめたる御名か、○忍坂大中比賣は、此ノ段ノ末、若沼毛二俣ノ王の御女に同名あり、其ノ處【傳卅四の五十二葉】に云べし、【此は其がまぎれたること、

右に云るが如し、】○登富志郎女、これも二俣ノ王の御女の、琴節ノ郎女と同人なるべきこと、右に云るが如し、なほ彼處【傳卅四の五十二葉】に委く云べし、【彼ノ名と合せて思ふに、此は登の上に、許字の脱たるかとも思へど、若シ然らば、彼レと同く琴節と書クべきに、假字なるは、此はもとより許はなくて、登富志とぞ傳へたりけむ、】○迦多遲王、地ノ名にやあらむ、○葛城之野伊呂賣、野も、伊呂も、例多き名なり、並上に出ツ、【師は、賣の上に比ノ字脱つらむと云れしかど、某女と云名も例多かり、】○伊奢能麻和迦王は、高木之入比賣ノ命の御腹の御子たちの中に、既に出たるに、又あるは誤なるべし、是レを入レては、併セ廿六王、男十一、とある數にも合ハざるなり、【師は、上に出たるを衍として、此なるをば除くべからずと云れき、其ソは、御母を擧て、此ノ王一柱なれば、此は衍なるまじく、上なるは五柱の中なれば、衍なるべし、となるべし、然れども此は何方を衍と云ことは決めがたし、まづ御母の御名、入比賣と、伊呂賣と似、又葛木と高木ともやゝ似たれば、何れにまれ、此よりまぎれつらむ、されば實は野伊呂賣の腹なりけむを、高木之入毘賣の御腹と誤れるか、又は入比賣と野伊呂賣とは、名の傳への異にて實は一人なるを、別人と心得て、其御子をも別に擧たるにもあるべし、】

於是天皇問大山守命與大雀命詔、汝等者孰愛兄子與弟子、(天皇所以發是問者、宇遲能和紀郎子有令治天下之心也、)爾大山守命白愛兄子、次大雀命知天皇所問賜之大御情而白、兄子者既成人、是無悒、弟子者未成人、是愛、爾天皇詔、佐邪岐阿藝之言、(自佐至藝五字以音)如我所思、即詔別者、

大山守命爲山海之政大雀命執食國之政以白賜宇遲能和紀郎子所知天津日繼也故大雀命者勿違天皇之命也

問大山守命與大雀命ノ詞、【此ノ問ノ字は、讀ムべからず、こは漢文に、問レ某曰とかく曰ノ字の格にて書るなれど、其ノ格に違へはれたること首ノ巻に云るが如し、】此ノ天皇御子たちはあまた坐ます中に、此ノ事を此ノ二柱ノ御子にしも問賜ふゆゑは、此ノ二柱と、和紀郎子と三柱は、本より日嗣ノ御子に坐るが故なり、【大山守ノ命は、御母高木之入日賣ノ命、大雀ノ命は、御母中ツ日賣ノ命にて、共に御母尊くませば、太子に坐べきことも本より由あり、宇遲能和紀郎子は、御母は尊からねども、天皇の御愛の殊なりしこと、此ノ段にて知らる、】上代には、太子は一柱には限らざりしこと、日代ノ宮ノ段【傳廿六の十六葉】に委く云るが如し、さて三柱の本より太子に坐し由の事は、彼處に云るを考ふべし、○兄子は、阿爾那流古、弟子は意登那流古と訓べし、【此レを書紀に、長與少とあるに依れば、ヒトヽナレルトワカキトと訓べきに似たれど、兄子弟子と書るは、其意には非ず、子の中には、兄なると弟なるとを云るなり、書紀の長少も其意なり、其うへ次の文に、兄子者既成人とある成人を、ヒトヽナレリとは訓べければ、兄子をば然は訓まじきことなり、し、又或人本に、イロエノコ、イロトノコと訓るなどは、みだり訓なり、さてはおのが兄弟の子に聞えて、別の事となるをや、又同じ兄子をセコ、弟子をテゴと訓て、万葉にてごと云ることあり、はて此の意なりと云れたれど、是レも皆當らざる訓なり、万葉なる手兒は、いまだ母の手を放れざる由の稱なり、又せこは、吾兄兒などと云て、子の中の兄なるを、然云る例なし、】○愛は、波斯祁と訓べし、【次々なるも同じ、】玉垣ノ宮ノ段に、孰愛夫與兄とあり、此ノ言の例、彼處に云り、【傳廿四の卅葉】○所以發是問者は、加久登波志々由惠波と訓べし、【此の問書を、傳に後ノ人の書

なりと云れき、發是問の三字、書紀の文と同きなどは、疑ヒなからずしもあらねど、なほ本よりの注なるべし、後ノ人の爲わざとは見えず、】○愛ニ兄子ニとは、あるべき理リのまゝに申シ給へるなり、○知シテは、書紀に、豫察ニ天皇之色ヲ一とある如く、早くさとり賜ひてなり、○成人は、比登々那理都禮婆と訓べし、万葉五に、何時可毛、比等々奈理伊弖天、云々、續紀卅詔に、白壁王波、諸王乃中爾、年齢毛長奈利などあり、【師は、ヒタシナレ、バと訓れたれど、わろし、】○無悒は、伊夫世伎許登那伎袁と訓べし、万葉四 五十六丁 に、久堅之、雨之落日乎、直獨、山邊爾居者、欝有來、八 二十五丁 に、隱耳、居者欝悒、又 四十丁 雨隱、情欝悒、出見者、九 三十五丁 に、牢而座在者、見田師香跡、悒憤時之、十一 四十二丁 に、水鳥乃、鴨之住池ノ、下樋無、欝悒君、今日見鶴鴨、十二 十三丁 に、得田價異、心欝悒、又 十丁 ハ、母我養蠶乃、眉隱、馬聲蜂音石花蜘蟵荒鹿、異母二不相而、十八 二十九丁 に、手枕末可受、比毛等可須、末呂宿乎須禮波、移夫勢美等、情奈具左爾、などあり、又意富都加那伎許登那伎袁とも訓べし、万葉八 四十丁 に、春山乃、於保束無毛所念可聞、十 廿丁 に、今夜乃、於保束無荷、又 廿丁 春去者、紀之許能暮之、夕月夜、欝束無裳、山陰爾指天、などあり、又師は、伊布加志美那志と訓れたり、此レもよし、【但し、いかに訓むとも、無は那伎袁と訓べきなり、】万葉四 二十九丁 に、言借吾妹、十 四十丁 に、欝三、妻戀爲良思、十一 二十一丁 に、下言借見思有爾、又下伊布可之美、念有之、妹之容儀乎、などあり、【大かた伊夫世志、伊布加志、意富都加那志、又意富々志、此ノ四ツは本一ツ言と聞えて、意も同じ、故ニ万葉に、通はして共に欝悒と書り、其訓は、上下の語に隨ひて、右の四ツの異あるべし、今ノ本は、互に誤りて、惡く訓る處々多し、又ユカシと訓るなども非なり、さて右の四ツノ言、後ノ世には、各少しづゝ、意異なるが如くなるは、後におのづから然分れたるなり、さて伊布加志の布、又意富都加那志、意富富志の富、共に後ノ世には濁りて讀めども、万葉に皆清音に書り、さて伊布加志に准ふるに、伊夫世志の夫も、清音なるべく思はるれども、万葉十八に、夫ノ字をかき、十二に、蜂音と書るも、濁と聞ゆれば、此は今も濁としつ、】又書紀

にれ、此の文は悒せこありて、伊佐牟木加那志と訓る、其はいかにし、御功ノ他の哥に、淡海の海、瀬田の濟に潛く鳥、目にし見えねば異根悒伊佐理と在を、万葉十九に、伊佐騰保流、心の裏を思ひ延、などあり、【伊佐牟木流とは、後ノ世には、たゞ心の怒をのみいへど、怒をいふのみには非ず、此レも悒ノ字の意なり、悒は、字書に、不ル安カラ也とも、憂也とも注せり、】下卷朝倉ノ宮ノ段に、不忍於悒ともあり、○弟子者、此ノ者ノ下に、曾と云辭を添て、波曾と讀べし、此は必ズ曾と云辭あるべき處なり、【者に、兄子者云々に對へて、未成人へ係たる辭、曾は、愛きへ係たる辭にて、】兄子と弟子と中に、弟子は曾愛き、と云意なり、兄曾と重ね云る例は、万葉六ノ卷に、吾者叙退、遠杵土左道矣、十二ノ卷に、不相念、公者雖座、片思丹、吾者衣戀、君之光儀、【六の十二丁長哥にも有り、】○未成人は、伊麻陀和加祁禮婆と訓べし、【伊麻陀こ云て、愛ノ奴などゝ云るも、常のことなり、此ノ言は、必ズ愛奴などゝ云こゝろ、心得たるは、未ノ字に泥めるひがことなり、さて此ノ下なる是ノ字は、讀べからず、上なるも同じ、】和訶伎は、即チ未ダ長ぜるにて、書紀なごに稚と書、又幼ノ字をも訓り、【中昔の物語書などにも、幼稚きことを、和訶志と云ること多し、】○佐邪岐阿藝は、雀君にて、大雀ノ命を指て詔ふなり、阿藝のことは、訶志比ノ宮ノ段の哥に、伊奢阿藝とある下に云り、【傳卅一の廿葉】○詔別は、上卷御字氣比ノ段にも、云々、如此詔別也とあり、【傳七の五十八葉】大祓ノ詞にも、云々乎天津罪止法別氣古、【こは國つ罪こ、天つ罪こを法分るを云り、法は借字なり、】○山海は、宇美夜麻と訓べし、【こを反さまに山海と書るは、漢文の格なり、此ノ他日月、晝夜、男女、山野など、此方と漢國こ云ざまを異れること多し、】○政は、此ノ言の意、白檮原ノ宮ノ段【傳十八の七葉】に云るが如し、○食は、麻袁須多麻閇と訓べし、【字のまゝに訓ては、古言に叶はず、】次に白賜とある、同じなればなり、【記中同事を二ッ三ッ記すに、一ッをば古言のまゝに、一ッをば漢文さまに書て、互に相照して訓べく書たる例多し、此ノ事初ノ卷に云り、】さて此ノ職は、下ノ文に、此之御世ニ、定メ賜フ海部山部山守部ヲと見え、書紀にも、五年秋八

月、令ニ諸國ニ定ニ海人及山守部ヲ、と見えて、此等の部の民を定め賜ひて、其ノ業々を奉仕るを、大山守ノ命には、此ノ部々を統領ることを任し賜ふなり、【書紀ノ此ノ御卷に、阿曇ノ連ノ祖、大濱ノ宿禰を、海人之宰とし給へること、又顯宗ノ卷に、吉備上ッ道ノ臣等が、山部を領れりし事、また來目部ノ小楯を山ノ官に拜て、姓をも山部ノ連と賜ひ、吉備ノ臣を副として、山守部を以て民とすとある、又韓袋宿禰云々、霍守レ山ノ隷ニ山部連ニなどあるも、皆同じ類なり、】但し書紀には、令レ掌ニ山川林野ヲとあるは、傳への少し異なるにて、海の政には任賜はぬにやあらむ、】此ノ記にては、林野をば山に攝、川をば海に攝て、山海と云るなるべし、但し書紀は、凡て漢文の餝多ければ、字に就て細なる事は云ひがたし、】さて大山守と申す御名は、海人部山部山守部を領せる中の、一ッに就て、負賜へるなり、【御自山を守ッ給ふ由には非ず、山守の督なる由なり、】大は御名に就たる稱言なり、【山につけて云にも非ず、山守につけて云にも非す、同じ言ながら、万葉一に、神樂浪乃大山守、とある大は、山守を稱へたるにて、此の御名とは同しからず、其由は下に云べし、○書紀仁德ノ卷ノ初メに、額田ノ大仲彦ノ皇子、將レ掌ニ倭屯田ヲ云々、是屯田者、自レ本山守ノ地、是以今吾將ニ治、云々、然後大山守ノ皇子毎ニ恨ニ先帝廢之非一レ立、而重有ニ是怨一、云々、この額田大仲彦ノ皇子とあるを疑ひて、大山守ノ皇子ならむと思ふは、中々に非なり、此は釋に、額田ノ大仲彦ノ皇子ハ、大山守ノ皇子ノ同母之兄也、故以ニ屯田一稱ニ山守之地ニ者、可ニ爲ニ弟大山守ノ田地一之由也、と云る如く、大仲彦ノ皇子は、大山守ノ命と同母兄弟なる故に、山守の地なれば、吾レ治むと詔へるなり、古へは同母兄弟は、甚々親きこと、父子の如くなりしかばなり、さて大山守ノ命の、重ニ有ニ是怨一とあるも、同母兄弟なる人の、望みし事の遂ざりし怨ミなり、】○食國は、上卷【傳七の八葉】に出たり、天皇の所知食す天ノ下を總ニ稱なり、○執ニ以白賜は、【白ノ字、舊印本延佳本に、自と作るは誤なり、其ノ餘の本ともには、みな白とあるをや、】登理母知弖麻袁志多麻閇と訓べし、【白ノ字を自と作る本に就て訓る訓ミどもは、論ッにたらず、】執以ニ云る例は、上卷に、次思金神者、

歌於此事爲政、とある下【傳十五の二十九葉】に云り、白賜に、万葉二ノ卷に、吾大王ノ天下、申世者、【此大臣は、高市ノ皇子ノ命を申せり、】五【二十五葉】に、余呂豆余爾、伊麻志多麻比提、阿米能志多、麻乎志多麻波禰、美加度佐良受弖、又、愛之盛爾天下、奏多麻比志、家ノ子等、續紀十七に、御世々々爾當天、天下奏賜比、國家爾、明久淨心以弖、御世累弖、天下申給比、朝廷助仕奉利などあれて、白す節ノ政を執持て奉仕るをいふなり、万葉十九【四十二葉】に、古昔爾、君之三代經、仕家利、吾大主波、七世申禰、續紀卅一に、自今日者、大臣之奏之政者、不聞看夜成牟、などあるが如し、【○又、上なる人のために爲る事に添ても云り、万葉五に、美夜故摩提意久利摩遠志弖、これ送奉てと云に通ひて、敬ひ添たる言なり、又俗間の文に、云々申候、何事にも附て云も同じ、】さて此ノ二柱ノ御子に御任の事、大山守ノ命は御兄命と聞えたれば、勝るべきものなるに、返て劣りて、大雀ノ命にしも、重き天ノ下の政を任し給へる趣は、御答への、天皇の大御心に適へること、合へるに依れるなり、○天津日繼は、上卷に見ゆ、【傳十四の三十六葉】○前大雀命者云々、これは後に大山守ノ命の、此ノ大命に違ひ給ひしに對へて申せるなり、下にも、故天皇崩之後、大雀命者、從天皇之命、以天下讓宇遲能和紀郎子、於是大山守命者、違天皇之命、猶欲獲天下云々とあれば、【此には、其ノ大山守ノ命の違ひ賜ひし事をば云ざるゆゑは、此は此ノ御詔命を專と云、後なる故に、此ノ大命に隨ひ給へる方をのみ云るなるべし、】○勿違は、多賀比麻都良邪理曾と訓べし、【勿ノ字は、記中不の意に用ひたる例なきこと、前ノ卷に云るが如し、】書紀に云、四十年春正月、天皇召大山守命大鷦鷯尊問之曰、汝等者愛子乎、對言甚愛也、亦問之、長與少孰尤焉、大山守命對言不逮于長子、於是天皇有不悅之色、時大鷦鷯尊預察天皇之色以對言、長者多經寒暑既爲成人、更無悒矣、唯少子者、未知其成不、是以少子甚憐之、天皇大悅曰、汝言寔合朕之心、是時天皇常有立菟道稚郎子爲太子之情、然欲知二皇子之意、故發是問、是以不悅大山守命之對言也、云々、

立二菟道稚郎子一爲レ嗣、即日任二大山守命一令レ掌二山川林野一、以二大鷦鷯尊一爲二太子輔一之令レ知二國事一、【そも〳〵此ノ段、天皇の、御母尊き兄御子たちをさしおきて、御母卑き弟御子を立て賜へる御事、又大雀ノ命の御答への、天皇の御心に阿順給へるなどを、いかゞとも論ふは、漢國風の心ばへなり、凡て上代の事に、然るさかしだちたる論ひはあるまじきなり】

一時天皇越幸近淡海國之時、御立宇遲野上、望葛野歌曰、知婆能加豆怒袁美禮婆毛毛知陀流夜邇波母美由久爾能富母美由、故到坐木幡村之時、麗美孃子遇其道衢、爾天皇問其孃子曰、汝者誰子、答白、丸邇之比布禮能意富美之女、名宮主矢河枝比賣、天皇即詔其孃子、吾明日還幸之時、入坐汝家、故矢河枝比賣委曲語其父、於是父答曰、是者天皇坐那理此二字以音、恐之、我子仕奉云而、嚴餝其家候待者、明日入坐、故獻大御饗之時、其女矢河枝比賣命令取大御酒盞而獻、於是天皇任令取其大御酒盞而、御歌曰、許能迦邇夜伊豆久能迦邇毛毛豆多布都奴賀能迦邇余許佐良布伊豆久邇伊多流伊知遲志麻美志麻邇斗岐美本

杼理能迦豆伎伊岐豆岐志那陀由布佐佐那美邇袁須久須久登和賀伊麻勢婆夜許波多能美知邇阿波志斯袁登賣宇斯呂傳波袁陀弖呂迦母波那美波志比比斯那須伊知比韋能和邇佐能邇袁波都邇波波陀阿可良氣美志波邇波邇具漏岐由惠美都具理能曾能那迦都邇袁加夫都久麻肥邇波阿弖受麻用賀岐許邇加岐多禮阿波志斯袁美那迦母賀登和賀美斯古良迦久母賀登阿賀美斯古邇宇多氣陀邇牟迦比袁流迦母伊蘇比袁流迦母如此御合生御子宇遲能和紀郎子也（自宇下五字以音）

一略せ、醫者性使と訓べし、〇邇夜波には、前のたゞ阿布夏と訓るに從ふべし、【上にもたゞ□□とよめれば、此も近ノ字はよまぬぞよけれ】〇越幸（コエイデマス）とは、倭より淡路ノ國へこえ、山【奈良坂邊也なるべし】を越て行道なる故に云り【さて此ノ幸（イデマシ）は、前にもあらし如く、御娶し賜ひにやありけむ、次なる御哥に、佐々那美遲（サヽナミヂ）と見え、木幡へたゞ一宿經て還り坐るならむと思ふに、佐々那美までの幸（ミユキ）を聞えたり、幸崎なと、後ノ世まで幸しにゆく處なり】〇宇遲野上、野上は、怒能宇倍（ヌノウヘ）と訓べし、万葉廿ノ巻に、多可麻刀能（タカマトノ）、秋野乃宇倍能（アキヌノウヘノ）、又　許多可麻刀能、努乃宇倍能宮也哉、六ノ巻十に、春日野乃野之上爾（カスガヌノヌノウヘニ）なと見ゆ、宇遲は上に出、野は宇遲ノ郡のあたりの野なるべし、【今ノ其處を指て云べきに非ず、】〇御

立は、美多々志弖と訓べし、万葉二廿丁に、御立爲之島乎見時、【なほあり】五廿丁に、多良志比賣、可尾能美許等能、奈都良須等、美多々志世利斯、伊志乎多禮美吉、十九廿丁に、船騰毛爾、御立座而、○葛野は、御哥に依て、加豆怒と訓べし、此ノ地の事上卷に出、【傳十一の三十九葉】彼處に垂仁紀を引て云る如く、古へは乙訓のあたりをも、葛野と云しことあれば、なほ葛野ノ訓紀伊ノ三郡にわたりて、其ノ平原なる地を、廣くすべて云し名なるべし、【延暦十三年十月の詔に、今ノ京の事をも、葛野乃大宮地とあり、】されば宇遲より望給ふこと宜なり、【或説に、此の葛野は、久世ノ郡なる富野村の舊名なり、葛野ノ郡とは別なりと云るは、宇治より葛野ノ郡までは遠ければ、望賜ふべきに非ずと思ふから、御哥のもゝちだるやにはとある詞に依て、富野てふ名に附會たるものなるべし、そは葛野と云は、古へには廣き名なりしことを知らざるからのひがことなり、】○望は、師の美佐氣坐弖と訓れたるに從ふべし、万葉一廿丁に委曲毛、見管行武雄、數々毛、見放武八萬雄、三廿五丁に、去左爾波、二吾見之此埼乎、獨過者見毛左可受伎濃、【此左可受とあるに依らば、見放武をも、美佐加牟と訓べきに似たれど、布理佐氣見ることも云へば、なほ佐氣なり、】佐氣は、振放見ることも云て、遠く見やることなり、○知婆能は、契沖云く、千葉之なり、葛は葉の繁き物なれば、其ノ枕詞なり、下總ノ國に千葉ノ郡あるも、さる意以て名けたるか、○加豆怒袁美禮婆は、葛野を見ればなり、契沖云、加豆は、加豆良の下畧なり、【葛ノ字の音と心得るは非なり、後に加度能と云は、加豆怒の轉れるなり、】○毛々知陀流、毛々は、物々にて、諸々の意なり、毛呂毛呂は、物呂物呂にて、呂は助辭なり、【數の百も、もと諸の意より云り、故レ百と云て諸の意なる多し、漢國にてもおのづから同じ、百官は諸の官なる類これなり、さて此の如き毛々を、直に數の百と心得ては、本末の違ひあり、同意ながら、數の百に就て云には非ず、たゞ諸の意と心得べし、】知陀流の事は、上卷に、登陀流天之御巢とある下【傳十四の卅九四十四十一葉】に云るが如し、【千足の意には非ず、】○夜邇波母美由は、家庭も見ゆにて、此ノ二句は、多

くの民の家居の見ゆる由なり、さしも廣き葛野の平原の内には、村々多かるべし、【契沖が矢埼かと云て、然らずは昔は家居なくて、的など構へて射ることを習ふ弓埒も見えて、兵士多からむことを悦び給ふかと云るは、いみじきひがことなり、又師は、今ノ京の地、古へより一國の都會なりけむと云れたれど、今ノ京のあたりは、宇遅より見渡すべきにあらず、】○久爾能富母美由は、倭建ノ命の御哥【傳廿八に出ツ】に、久爾能麻本呂婆、とあると同じ　師の云れしが如く、久爾は、山の周れる中にある平原なる地を云なり、なほ委くは國號考【夜麻登の條】に云り、葛野【愛宕葛野乙訓紀伊四郡のうちつゞきたる平原】は、東北西に山立廻りて、山城ノ國の奥區なれば、實に國の富なり、【契沖が富るべき家居どもを、國の華と思召すかと云るは、當らず、】書紀に云、六年春二月、天皇幸近江國、至菟道野上而歌之曰とて、此ノ御哥あり、全同じ、【木幡村云々の事は、凡て見えず】○木幡村は、神名帳に、山城國宇治郡許波多神社、延喜式に、巨幡墓、在山城國宇治郡、万葉十一に、山科ノ強田ノ山、馬雖在、歩吾來、汝念不得、などあり、【木幡村今もあり、】倭より近江ノ國へ往ます大道なり、○道衢は、知麻多と訓べし、上卷に、道俣ノ神と書る字の意にて、道の分るゝ處なり、八衢とも云に、方々に分るゝ道の多きを云、○麗美孃子と云ことは、上卷々に見ゆ、【下卷朝倉ノ宮ノ段に、天皇丸邇ノ佐都紀ノ臣の女を婚に、春日に幸せる時、其女が道に逢る事のさまも、丸邇氏ノ女なることも、此に似たり、】○問曰は、阿登比多麻閇婆と訓べし、○還幸は、加閇理麻佐牟と訓べし、○委曲は、上卷【天若日子ノ段】にも、具白如ニ天神之詔命ニとあり、○父答曰、答とは、女の委曲に語とある中に、明日入リ坐むとあるは、如何し侍らむ、と問ヒたる言あるべければ、其に答へたるなり、されど、答曰ノ二字を、伊比祁良久と訓べきなり、○坐那理は、上卷に在祁理、また在那理、また坐祁理と見え、また伊多久佐夜藝弖阿理那理と云ことも、上卷にも、白檮原ノ宮ノ段にもあるをば、一つながら祁を那に誤れる、其は決く非なる由、彼處【傳十三の五葉】に云るが如し、されば、此も祁ノ字は誤りにて、那理

なり、そは鹵簿、何くれのさま、女の語るを聞て、凡人に非りしことを空に知ッて、天皇に坐々けるかなと、驚歎息き
たる辭なり、【そも〳〵此ノ事を以て、上代の萬ッの事の、いと大らかなりしほどを知ルべし、後ノ世ならむには、大行幸の
過給はむを、其道なる鄕人の、知り奉らであることの有ルべきかは、】○恐之は、記中に、多く人の仰せを承り諾ふ辭
なるを、【此ノ事傳九の二十六葉に云り】此は其人に白す言には非れども、意は同じ、○我子は、たゞに己が子と云ことは、
いさゝか意ばへ異にて、吾君吾兄など云類に、親みて云ッにて、阿莒と云に同じ、【然れば、たゞに阿莒とも訓べけれど、
阿藝美とも、阿賀君とも、阿勢とも、阿賀勢ともいへば、此も訓ミは阿賀古にてあるべし、】○嚴は、下にも、嚴餝之處と
云ことあるを、師の伊加米志久と訓れたる、此も然訓べし、書紀舒明ノ巻に、嚴矛此云伊簡之保虚、皇極ノ巻に【重日此ノ
云伊柯之比】、また古書どもに、伊加志に茂ノ字を多く書ヶり、右の三字を合せて心得べし、物語書どもに、事の壯に大
きに麗きことを、伊加米志と云る、是なり、【俗言に、結構なることも、嚴重なることも、理・都・波なるとも云に當れり、
又佛書に、物の餝りを莊嚴と云り、茂ノ字も、壯にしげき意を以て書るなるべし、】○候待者は、佐母良比麻旦婆と訓べ
し、【一本に、待ノ字を侍と作るも、候のつゞきには由あれども、なほ待なるべし、】万葉廿に、難波爾伎爲旦、由布
之保爾、船乎宇氣須惠、安佐奈藝爾、倍牟氣許我牟等、佐毛良布等、和我乎流等伎爾、など多く見えて、伺ひ待ッ意なり、
なほ此言上卷【傳十四の四十四葉】に委ク云り、○明日は、此は麻多能比と訓べし、【上なるは、御言なる故に、阿須と
訓つるを、此は地ノ詞なれば、然は訓べからず、又上卷に、來日とあるに依て久流比と訓る處もあれど、此はさは訓ムま
じくおぼゆ、】物語書どもに、翌日を然云り、【又の年などもあり、】○大御饗、上に出ッ、【傳十四の五十五葉、十八の二
葉、十九の十二葉】○矢河枝比賣ノ命、此ノ命ノ字は、次なる令ノ字と紛れたる衍なるべし、此ノ名何處にも、命と云る
ことなければなり、○大御酒盞、上に出ッ、【傳十一の四十六葉、廿八の五葉】○任令取は、登良志米那賀良と訓べし、天皇

キ、此ノ御盞を取も賜はず、媛子の罷捧る隨にて云り、取とは、擁ッ持ッを云り、【中昔の物語文などに、御盃取（サカヅキトル）とあるも、今とは指ことを云り、さて今ノ世には、酒盃に、前に置こるを、取（トル）事で献ることを云すれども、古は然らず、共持て献る人の手に在り、前に取て献しことなり、】○許能迦邇夜（コノカニヤ）は、此ノ蟹子なり、夜は余と云むが如き辭にて、上に在し許目子（コメコ）、不在之曰、とあるに同じ、和名抄に、野王按蟹八足虫也、和名加仁、また蝤蛑、和名蟹之類也、又蟛蜞、蟹而小也、又云石蟹、生海際石下、故以名之、和名以之加仁、○伊豆久能迦邇は、何處之蟹ぞ、【何處は、万葉五にも、伊豆久にあり、此ノを伊豆許と云は、やゝ後のことなり、】さてかく蟹の事を賦し給へるは、契沖も云る如く、其ノ時御饗の御脊に、此ノ物の有つるに寄てなるべし、白檮原ノ朝ノ段の、大御哥に、鯨をよまし賜へるに同じ、【其ノ事は、傳十九ノ下ノ六葉に出づ、】さて古へに、蟹を大御饌に用ひしことは、万葉十六なる、爲蟹述痛歌にて知べし、【三代實録廿五に、云々、攝津國蟹胥、陸奥國鹿腊、並、以停年料御贄、】さて此ノ御哥、初メ九句半は序にして、十八句は、蟹のうへを二句づゝの間に答のさまに云る賜へり、先ノ此ノ二句ノ間には、次の二句ノ間ノ答なり、【契沖が、答とて、蟹の答と云るはひがことなり、たゞ問と自答へたるさまなり、】○毛々豆多布（モヽヅタフ）は、百傳にて、百とはもゝの國々を經傳行よしなり、と冠辭考に見ゆ、下卷近飛鳥ノ宮ノ段ノ大御哥に、阿佐遲原（アサヂハラ）、袁陀爾袁須疑弖（ヲダニヲスギテ）、毛々豆多布（モヽヅタフ）、奴弖由良久母（ヌテユラクモ）、【これも同意で、冠辭考に見ゆ、】書紀神功ノ卷に、百傳、度逢縣、【これも遠く通ひ經傳ひ渡り行く意にて、同書に見ゆ、】万葉七卷に、百傳、八十之島邊乎、榜雖經、【九ノ卷にも、同じつゞけあり、此も遠く傳ひゆく由にて、同意なり、然るを冠辭考に、是をば、百に數ノ傳ふる八十と云意なり、とあるは、何に違ひて非なり、又万葉三に、百傳、磐余池（ノ）にある、百傳は、角障經（ツヌサハフ）磐と通ずれるものなり、凡て磐余の枕詞は、書紀繼體ノ卷、又万葉三ノ卷に今二ツ、十三ノ卷に二ツ見えたる、何れも皆角障經（ツヌサハフ）とありて、百傳と云るは、一ツもあることなきを以て、誤なることを知べし、但し、いづれも何障經と云

字にのみ書るを、經ノ字の無きは、本は有ッけむを、百傳と誤れるから、經ノ字は衍と心得て、後に削れるか、又此ノ字は
なくともあるべし、さてこの百傳磐余をも、冠辭考に、右の八十之島廻と同く、百に數へ傳ふ五十の意とせられたるは、
又非なり、】○都奴賀能迦邇は、角鹿之蟹なり、角鹿は、上【傳三十一】に出ッ、古ヘに此浦の蟹、名産にぞありけむ、【蟹
は越前の名物にて、他國よりすぐれて大きなるがある由なり、と契沖が云るは、信に然りや、なほよく其國人に問ヒ聞て、
定むべきなり、又同人云、處しも多かるに、角鹿の蟹と詔ふは、此帝笥飯ノ大神と、御名を易させ賜へることさへあれば、
其故などに侍て詔ふにやと云へれど、其由まではあるべからず、】さて角鹿に、百傳と詔ふゆゑは蟹の彼ノ浦より、多くの
處を經傳來つる由なり、【次々なる御言にて知ッべし、然るを、たゞ角鹿は、多くの山路を傳ひ行ク處なる故とのみ心得
むは、くはしからず、若然らば、角鹿よりもなほ遠き國處は多ければ、他地にも、此ノ詞を置ることあるべきに、さる
例無きを以て、たゞ角鹿の遠き由を云るのみには非ず、蟹の來つる事に依れることをさとるべし、又或人、百傳角鹿と
は、何處までも、遠く傳ひゆく蘿と云意のつゞきなり、天智紀の童謠に、眞葛原、何の傳言、と云るも、葛の傳ひゆく意
にて、傳へ云とつゞけたると同きを以て知ルべし、古へは、蘿、綱、角をば、通はし云り、と云るも、さることゝ聞ゆめれ
ど、百傳と云る例、皆一ッ意なるに、此レのみ異なるべきには非ずかし、】○余許佐良布は、横去なり、佐流を延て、佐
良布と詔へり、去は、行と同じ、蟹の横さまに行を詔ふなり、【夫木集に、源ノ仲正哥、横走る葦間の蟹の雫ふれば、あ
な寒げにやいそぎ隱るゝ、】さて次の句への言の連き、佐良比とあるべきが如くなるを、布とあるは、如此横去ふはと
云むが如き意ばへなり、○伊豆久邇伊多流は、何處に到るなり、此ノ二句は又問ヒにて、次なる二句此ノ答へなり、○伊知
遲志麻は、地ノ名なるべし、○美志麻邇斗岐は、美志麻も、地ノ名なるべし、此ノ二句の地、何處ならむ、詳ならず、角鹿
より、木幡に來つる道の意を以て詔へるなれば、近江の湖なる島々にやあらむ、【契沖が、越前にあるにやと云るは、角

鹿より山城へ來る間の道にて、越前のほとりを云るならば、ひがことには非れども、一首ながら道と云名は、□□譜の本りことよ間の上、若又越前の海の島と見て云るならば、非なり、】斗岐は、速來なり、【斗は、辭にはあらず、記中、辭のトには、登字をのみ用ひて、斗を用ひず、さて記中、又万葉などにも、利速の假字には、必斗又刀を用ひたり、登字をのこ書す、】蟹の行は、勝れて疾き物なるに就て詔へり、さて斗久と云べきを、斗とのみ云は、早く來つるを、速來つとも云に同じ、但し、此はたゞ速來と云意のみに非ず、速く行むといそぎて來たる意なり、速くといそぐことを、斗と云る例なし、万葉十六に、夜之不深刀爾、十九三十に、古非之奈奴刀爾、【これら、夜のふけぬほどに、戀死なぬほどに、早くといそぐ意なり、】十九廿に、行得毛來等毛、船波早家無、【これは、船路に、往ときにも、歸り來るときにも、いかでとくといそぐ物なる故に、其を行得來等と云るなり、】又書紀雄略ノ卷ノ歌に、于□□爾大□□、□□□□兩、阿□□□□□□、万葉廿に、佐久良婆奈、知利加須疑奈牟、和我可敝流刀禰、【禰は爾に同じ、これらは、鷄のいそぎて置てや鳴、櫻花のいそぎて早く散むと、此方の心に然思ふ所なり、】これらなり、【契沖が、此ノ句を三島に速きか、又見し間に速きかと云るは、三島はさることなれども、斗岐を、たゞ速きと云は非なり、さては下へのつゞき、いかなる意とかせむ、聞えぬことなり、見し間には、云にも足らず、又師は、斗岐を、速行の器かと云れたれど、此は御目のあたり見給ふ蟹につきて詔ふなれば、來とこそあるべけれ、行にてはかなはずなむ、】さて此ノ句まで、次の一句半を隔て、、伊岐豆岐、着けり、何よりの意を思へば、此ノ蟹よ、數多の處々を經傳て來る、遠き角鹿より此國【木幡】に來むとて、疾くといそぎつゝ、伊知遲島美島に來て、息衝と詔ふなり、○美本杼理能、【鳰鳥之にて、上に忍照ノ王ノ御歌に、美本杼理能とあるに同くて、其處【傳卅一の二十一葉】に云るが如し、かくて此も迦豆岐の序なり、◎迦豆岐伊岐豆岐は、潜息衝にて、迦豆岐は、又伊岐豆岐の序なり、其は、海人の潜して、浮出ては、長く大きに息を衝く物なれ

ばなり、【又鳰鳥の水ノ中に入て、浮出て、息を衝〃こと〻せむも、さることなれども、なほ然には非じ、美木杼理は、ただ迦豆岐の序のみにして、美木杼理の如く海人の、潜すと云つゞけなり、枕册子に、海人の、海の底より出たる事を云る處に云、舟のはたをおさへて、放ちたる息などこそ、まことにたゞ見る人だにしをるゝに、云々、】潜の事も、上【傳卅一の二十二葉】に云り、さて此の息衝は、道をいそぎて、疾く歩行けば、苦くて息の堪難くなれば、休ひつゝ、長息を衝を詔へるにて、上よりのつゞきは、蟹の道をいそぎ來て、息衝と云序にして、さて此ノ言より、やがて御自の御上に詔ひ移して、佐々那美路を、息衝つゝ幸すよしなり、【契沖云、鳰保鳥の浮出て息をつくは、休むなれば、道をおはしますを潜くに寄せ、御息をつぎて休ませ給ふを、浮ぶによせてのたまふかと云るは、いとくだ／＼しき非なり、凡て此ノ人は、万葉ノ哥を解るなども、此ノさまにて、譬をあまり細にあてたるひがこと多きは、佛經の譬へを解る說にならひたる癖なめり、】万葉五【廿六丁】に、加久能美夜、伊吉豆伎遠良牟、又【十八丁】、夜波世、息豆伎阿可志、○志那陀由布は、志那は坂路のこと、【其由は、師の冠辭考、しなてる、又しなざかるの條に見ゆ、此ノ事なほ上卷傳五の四十七葉に云り、】陀由布は、平ならずて、高く低く、上り下りつゝ行ク坂路のさまにて、【俗言に、宇泥流と云さまなり、】多由多布と同言なり、【多由牟も、本は同言なるべし、又俗に、多流牟と云言も同じ、】そは万葉七【五丁】に、海原絕塔浪爾、十一【四十五丁】に、天雲之、絕多不心、など多く云る、皆落居定まらざるを云、二【廿丁】に、大船猶豫不定と書る字にても知べし、【船に云は、浪にゆられて、落居定まらざるなり、かの雲も浪も、みな靜に定まり居ずして、動く物なる故に云、人の心に云るも同じ、】さて坂路の多由布も、平に定まりたる道ならで、高くも低くもありて、上りもし、下りもしつゝ、定まらざる意、同じことなり、【かの海原の浪などは、形さへ全同きぞかし、】○佐々那美遲袁は、佐々那美は、近江ノ國の地ノ名にて、上に出、【傳卅一の十八葉】遲は、道にて、佐々那美に往來ふ道なり、倭へ上る道を倭路、筑紫へ下る

道の島廻、などゝ云類なり、【されば、佐々那美なる道と云ことには非ず、万葉四に、倭道の島の浦廻、などよめるもて心得べし、倭國には、島浦はなし、何國にもあれ倭へ上る道の間をば、倭道と云るなり、】此は、近江の佐々那美に幸す時からなる故に、如此詔へり、其は宇治より山科のあたり、小坂ども有て、まことに志那陀由布道なり、【万葉十三に、師名立、都久麻左野方、とあると同じさまなり、契沖が、志那陀由布を、佐々那美の枕詞として、佐々那美が、小浪として、浪の段々に立依來るを、然と詔ふか、陀由布は、たゆむにて、小浪なれば、跡よりつゞく浪のおそきよしか、又陀由布は、絶るか、又万葉十三に、師名立、都久麻左野方、云々、榮摩は、近江ノ國坂田ノ郡にあれば、級立つゝ浪の絫摩とつゞく意か、然らば此も段々に立小浪と云なるべし、と云るは、佐々那美を、浪のことゝ心得て、地ノ名なることを知らず、又志那は、坂路たることをも知らず、たゞ階級のことゝのみ心得たるから、志那陀由布を解かねて、かくたどたどしきひがことゞもを云るなり、佐々那美は、たゞ地ノ名にして、浪によれることなく、志那は、坂路なること、これら師説明らかなるものなり、又契沖、源氏物語、早蕨ノ巻の哥に、しなてるや、にほの水海、とよめるを引て云る說もかなはず、彼哥は、本にほどりのあふみの海に云々とあるを、心得誤りて、近江ノ海の枕詞に、にほてると云ことのあると、しなてると云々と云ことゝを、一つに混らかし誤りてよめるなれば、もとよりとかく論ふに足らぬことなるをや、さて志那陀由布を、師はしなひたゆふ篠際と云意の冠辭なり、と云れたるは、然もあるべきことなり、然れども、なほよく思ふに、伊能豆岐よりつゞきたるなど、坂路の苦しきさまと聞ゆれば、枕詞には非ず、即今幸す道のさまを詔ふなり、】

○須久須久登は、俗言に、愛加々々登と云言にて、滞らず速に行貌なり、竹取物語に、【かぐや姫のことを、】此兒やしなふほどに、すくすくと大きになりまさる、【速に成長るを云り、】狭衣に、それよりやがて火の光の見ゆる方へ、よくすくとおはすれど、などあるに同じ、此ノ外物語書どもなどに、すかすかしくとも、すかやかにともある、皆同意にて、

用ひたる意も同じ、【されば此らの言も、須加の加を濁るは訛なるべし、清々しとは別言なり、又俗言の、ずか〳〵とも、すか〳〵とを訛て、須を濁れるなり、さて契沖が、此の須久々々登を、すご〳〵と、云詞なりと云るは非なり、さては、上に息衝とあるに叶はず、○上の序に、蟹の速來とあると、此ノ須久々々登とを相應して見べきなり、】○和賀伊麻勢婆夜は、吾行坐者なり、夜は、助辭にて、余と云むが如し、さて行坐ことを、伊麻須と云るは、万葉三廿八丁に、好爲而伊麻世、荒其路、四廿丁に、彌遠、君之伊座者、十五四丁に、大船乎、安流美爾伊太之、伊麻須君、又五丁多久夫須麻、新羅邊伊麻須、廿四十丁に、安之我良乃、夜敝也麻故要豆、伊麻志奈婆、など多く見ゆ、此はたゞ坐を、伊麻須と云と、意は異なれども、言は一ツなり、其ノ證は、古今集ノ詞書に、法皇西川におはしましたりける日、などある類ヒ多きは、行坐ことをおはし坐と云り、おはし坐も、たゞ坐を云と同じ言なればなり、【又今ノ世の言に、某處に御座らせらるゝと云は、某處に坐スと云ことゝ、某處へ御座らせらるゝと云は、行給ふと云ことにて、意は異なれども、言は一ツなり、されば此は坐ことに云フ言を、行坐ことにも通ハシ用フることゝ、古ヘも中昔も今ノ世も、おのづから同じことなりけり、又俗言に、某處に御出なさるゝと云は、坐と云ことゝ、某處へ御出なさるゝと云は、行坐ことにて、是レはた一ツ言を通ハシ用フる例同じことなり、然るを契沖も誰も、此ノ伊麻須を、伊爾坐の略なりと云て、たゞ坐を云とは、別言と心得たるは非なり、若シ然らば、かの西川におはしましなどは、何とか解む、万葉十七に、和我勢古我久爾敝麻之奈婆、とさへあるは、伊を略きて、たゞ麻之とも云り、これらを以ても思ひ定むべし、】さて伊岐豆岐より是レまでの意は、此ノ志那陀由布、佐々那美路を、【苦しきに、】息衝つゝ、須久々々と、吾行坐者、と次第て見べし、そも〳〵かく伊岐豆岐、また須久々々など、道を苦みいそぎ坐スともに詔へる所以は、然苦き坂路を、いそぎて幸せば、何の興趣みもおはしまさぬに、ふと所念もかけず、美麗孃子の行遇奉れるは、殊にめづらしくて、御興趣みの一際優れたる由なり、夜てふ辭を置賜へるにも、其ノ御意見えた

り、心を着て味ふべし、【若ﾂ然らざれば、たゞ道を行き給ふことのみにて、事足りぬれば、伊岐豆岐も、須久々登も、用なき御言となるをや、】〇許波多能美知邇は、木幡之道になり、〇阿波志斯袁登賣は、遇し孃子にて、たゞ間に遇ひ孃子遇其、遇言、とある是なり、【遇は、彼方より遇ひ來り、天皇の孃子に遇ひ賜ふ意に見るは、雅女の稽に非ず、此ノ事は、上にも例を引て委く云りき、】〇宇斯呂傳は、後方者なり、傳は、都閇の約りたるにて、都は之に通ふ辭、閇は方なり、其ノ由は豆の豆も同じ、【淤母豆は面つ方なり、又前は目方、後は尻方にて、これらも都と云はざるのみの差にて、閇は同じ、】此ノ外俗言にも、山の方を山手、海の方を海手、など云類も多きも、手は、都方にて、同言なり、【又道之長手、繩手などの手は、道の意にして、異なり、思混ふべからず、】さて契沖此ノ句を、後手者なり、手は附たる辭なり、矢河枝姫の後姿なりと云り、大形を以て云ば然なり、さて前方をおきて、後方をしも詔へるは、行遇奉りて、別れ去る後方を御見して也、且面貌の事は、次の御歌にあればなり、〇袁陀弖呂迦母は、袁陀弖は、小楯なり、呂と母とは、助辭にて、迦は哉にて、歎ク辭なり、【後ノ世に、迦那と云に同じ、】小楯の如くなる哉と云むが如し、そは此ノ孃子の後姿の、いさゝかも屈みわゝびれたることなくして、楯を立たるが如く、直やかに宜きを見遣坐て賞め賜へるなり、さて呂迦母と云る例は、下卷高津宮ノ段、大后の御歌に、淤富岐美呂迦母、又大雀ノ大御歌に、他賀多迦呂迦母、朝倉ノ宮ノ段の歌に、登賣志比呂迦母、書紀仁德ノ卷大后ノ御歌に、阿裴古希呂迦茂、万葉三[廿]に、淤呂可問、【在ニ多布刀作呂可個ともあり、】などあり、さて此ノ呂迦母と云辭、他の例、何れも一首の結にのみ在て、中間に置るは無し、此の大御歌も、是を結にて、次は又別首なるべし、其趣も一ノ御哥とは聞えず、【もし一首とするときは、阿波志斯袁登賣云々と、云る阿波志斯袁登賣と、同じ事の二處にありていかゞ、こはことさらに重ね詔へるさまにも非るなり、又眉畫を後にして、後方を先に詔ふべきこともあらず、】次なるは、當日の御心をよみ賜ひ、此レまでは、昨日の事を追てよみ賜へるにて、

二首なるべし、【記中にかく二首を一首の如く、一つゞけに記せる例、他にもあり、】○波那美波志は、齒並嘴にて、齒の並生たる嘴といふことなり、○比々斯那須は、菱如なり、【比ノ字、一ッは若シくは衍か、延佳本には無し、されど諸本共に比比と作れば、延佳はさかしらに削りたるも知リがたし、今云蕗なども、古へは布々伎と云し類に、菱なども、古へ比々斯とも云しも知リがたし、和名抄に、欸冬を、夜末不々木とも、夜末布木ともあり、】和名抄に、菱子和名比之とあり、さて此ノ二句は、次の一句を隔て、和邇の序なり、【句を隔つる序の例、にほどりのあふみの海に潜せなの如し、】そは丸邇ニ云ふ地ノ名を、鰐魚に取て、此ノ魚の齒の勝れて利き由なり、和名抄に、麻果切韻云、鰐似レ鼈有ニ四足ー喙長三尺、甚利齒云々と見ゆ、【文選ノ注にも如此云り、そも〳〵此ノ魚のさま、昔は未ダよくも識ざれども、喙長三尺とあれば、魚ながらも喙と云つべし、魚に喙はいかゞなれば、波志は、波と者にて、志は助辭とも云べけれど、序の詞に、者と云むこと、此にはいかゞなり、】菱は、書紀此ノ御卷ノ大雀ノ命の御哥に、伽破摩多曳能、比辭餓羅能、佐辭鶏區などありて、鋒の如く甚く尖りて、刺突く物なる故に、齒の鋭きを譬へ給へるなり、菱万葉哥にもよめり、七ノ又十六に見ゆ、【契沖、此ノ二句を齒並著如レ椎として、斯は助辭なり、齒並のうつくしきこと、椎をならべたるが如しとなり、詩ニ云ク、齒如ニ瓠犀ー、これ似たることなりと云て、此嬢子の齒のことゝしたるは非なり、又師も同く其意にて、志比々は、下の比は濁りて、美に通ひて、椎實かと云れたるもわろし、先ッ是レ若シ此ノ嬢子の齒を、ほめて詔へるならば眉畫の次にこそあるべけれ、此に在てはいかゞなり、其故は、先ッ眉と齒とを云むに、次第も、眉は先キに、齒は後にあるべく、又たとひ其レは齒を先に詔ふとも、若シ然らば、先キなる方にこそ序ノ詞はあるべきことなるに、先キなるには序なくて、ふとたゞ齒並はと詔ひ出て、返リて後なる眉に、長き序ノ詞あること、あるべくもあらず、凡て長き序は、初メにこそあることなれ、左右に、是レを嬢子の齒にしては、俄に出たることゝおぼゆる、たとひ上と一ッ御哥ならむにても、齒はなほ俄なり、且斯の助辭も

其隱ならず、決て助辭を置べき處には非るをや、】○伊知比韋能は、櫟井之に、地ノ名なり、書紀允恭ノ卷に、到ノ倭春日ニ食ニ于櫟井上ニ」とある地にて、大和ノ國添上ノ郡なり、【今も櫟本村、櫟枝村など云ありて、共に和爾と相近し、契沖、これを齒並は椎の如くとつゞけて、又椎の如くなる櫟とつゞけさせ給へるなりと云るは、ニの那須を、上へも下へも用ひたる、古への哥に、さるくだ〳〵しきことあらむやは、】○和邇佐能邇袁は、【眞福寺本には、邇と袁との間に、今一ツ佐能邇ノ三字あり、詠ふ物にはさることも多くして、記中ノ哥にも例あり、いかゞはせむ、】丸邇坂之土をなり、丸邇坂、水垣ノ宮ノ段に出、【傳廿三の七十五葉、】書紀ノ其ノ御卷に、和珥武鐰坂とあるも是なり、古へは此ノあたり、櫟井と云地ノ內にぞありけむ、さて坂を佐とのみも云ノ由は、上卷天之狹土ノ神の下に云り、【傳九の四十七葉】邇は、土の惣名にて、青土を青丹、【丹は借字にて、土なり、】赤土を赭、赤丹、【丹ももと赤土より出たる名なり、されば赤色を丹と云は、土なり、】白土、埴、又八百丹、【丹は皆土の借字なり、】など云り、【契沖、和珥狹野上と云るは非なり、古へは野をば怒とこそ云へれ、能と云ることなし、且ツ野としては、其ノ下に之と云辭なくては、とゝのはず、大和志に添上ノ郡に、和珥狹野と云處あり、今もある如く記したるは、いみしきみだりごとなり、又師は、佐ノ字を泥の誤として、泥は野なりと云れしかど、記中、泥はねの假字にこそあれ、ぬに用ひたることなし、又哥なれば、調を取て、借字とすべきにもあらず、佐は坂なること決し、】さて邇は多かるに、丸邇坂としもよみ賜へるは、當昔殊に好き土にて、殊に此ノ地より出しなるべし、【又此ノ孃子丸邇氏の女なれば、其由をもおもほしてにや、】○波都邇波は、初土者にて、掘初る上方にある土なり、○波陀阿可良氣美は、膚赤らけみなり、波陀とは、上方の土は、土の膚なれば云、【これは此は初土は膚にて赤らけしと云意なるを、さは云がたき故に、波陀阿可良とは詔へるなり、初土の膚と云意には非ず、阿可良氣の氣は、寒けし、暑けしなどの氣にて、赤らけし、赤らけきなど活用く辭なり、】美は風疾み、道遠みなど云類の美にして、次の土黑き故ニ

ある故と同意に、赤らけき故にと云むが如し、【契沖、此ノ美ハ次の句の頭に屬たるは、いみしきひがことなり、】さて赤らけきは、眞赤なるには非ず、いさゝか赤ばみたるをも、黄ばみたるをも云て、【あから橘、あから柏など云る類多し、】此は眉畫の料に採土なれば、青黒き土なるが、いさゝか赤ばみたるなり、【契沖云、凡そ地を堀ルには、大抵上土は、或は黄に或は赤ければ、万葉に、黄土赤土とかきて、共に波邇と訓り、和名集ニ云、云々、波邇とは、波都邇の中略なること、此ノ御哥にて知られたりと云るは、皆非なり、此は波邇を波都邇の中略と心得たるから、其に叶へむとての強說なり、まづ波邇は、波都邇の畧にはあらず、別言なり、又上土は、必ズ黄又赤きに定まりたることにては非ず、地によりて異ありて、返りて上土は然らずして、下土の黄赤なる地も多きものなり、此御哥は、たゞ丸邇坂の土のさまに就て、詔へるにこそあれ、必ズ何處も如此有とには非ず、】○志波邇波は、【眞福寺本に、志波の波を、婆と作るは、誤なるべし、】底なる土はと云ことにて、志波とは、物の終を云と聞えたり、年の終ノ月を志波須と云て、極月と書く、これ其例なり、【此ニ初土に對へて、終土とせむは、殊に由ありて聞ゆ、】又万葉十一【丁廿】に、師齒迫山、責而雖問、汝名者不告と云るも、志波世ノ究極終へて責る意に取て、責の序とはせりと聞ゆ、【若シ然らずは、たゞ世と云一言は、責の序とすべくも非ず、又師齒を、しば〳〵の意にとるもいかゞなり、】さて契沖云、俗に、地を掘て底より黑き土の出るを、志保土と云、これ志波土を然云となせるにやと云り、【同人又鹽土老翁を引出て、此も鹽土なるを、通はして志波邇とは詔へるかと云るは、さらに叶はず、又師は、志波は、波は多と通へば、下土なりと云れたる、此もわろし、】○邇具漏岐由惠は、契沖土黑き故なりと云るもあるべし、土黑きとは、同黑色にも、さま〲ある中に、土めきたる黑さにて、光華なきを云にや、又思ふに、邇は鈍にてもあらむか、【鈍める黑さなり、】其も光華なき意は同じ、さて此まで四句は、初土の赤らけきも、終土の土黑きも、黛に宜しからざる故に、取らざる山なり、○美都具理能は、三栗之にて、中の枕詞なり、

其説は長瀬眞幸が考に見ゆ、○曾能那迦都邇遠は、【眞福寺本には、曾能の下に、今一ツ曾能とあり、】其中つ土をなり、初土と底土との中間にある土を云、此ノ土を擇に色宜キ故に、取リ用ルなり、【契沖、埴としほ土との中ほどには、青き土のあれば云、れども、是レもいと然定まりたる物には非ず、たゞ丸邇坂の土のうへに就て詔へるなり、又もし彼ノ坂の土、眞に然るには非ずとも、たゞ構出ても詔ひつべし、】さてかく上下中を擧て、中を取るこそ、書紀ノ此ノ御卷の大御哥に、下枝は取枯、上枝は云々、三栗の中ツ枝のごとある類なり、此ノ外にも、物を種々と擧て、惡きを捨て、終に好きを擧て、其を取れるは、上卷なる八千矛ノ神の御哥などにもあり、然初メに惡きを擧て捨ルは、終に好きを擧て取る爲の序のみなり、○加夫都久は、頭衝なり、と契沖云り、又云、頭椎ノ劒を、神武紀の哥に、句夫都々伊、神功紀の哥に、句夫菟智とあり、又冠を、加夫利と、加夫は頭、【にて、利は、取る義か、】被るも、頭【入の畧語、】なりと云り、【此ノ説のうちに、冠は頭る義と云、入の畧語と云るは非なり、又蕪の加夫をも云るはあたらず、】又書紀ノ神代ノ卷に、垂頭を、かぶしてと訓るも、頭伏なり、さて此ノ句の意は、熾に照ル日の影にあたれば、頭を衝が如くなるを謂ふなり、【契沖が、日の痛く照に久しくあたれば、頭の痛む故と云るは、いさゝか違へり、又師は、上附なりと云て、日の火にある意に取られたれど、わろし、】○麻肥邇波阿弖受は、【記中、肥は火の假字に用ひ、日には比ノ字をのみ書る例なるを、此に[illegible]なるに、肥ノ字を用ひたるは、[illegible]のしわざなるべし、】契沖、眞日には不當なり、万葉十四に、眞日久禮てとあり、つよき日にあつれば、青き土の色變る故に、あてぬなりと云り、眞日は、熾りに照ル由にて、眞と云るにて、頭衝とある同意にて、此ノ言重し、【かの万葉十四なる眞日は、眞にさしも意はあらず聞ゆ、凡て眞てふ言に、輕く添ふると、重きあり、万葉廿に繁く云ると眞既になりぬなど云る、重き例なり、】さて此ノ二句は、和なる日影にあてゝ乾たる事を明らかなる符にて、【故日影の強キなるところをのぞて、其にはあてずと詔へるなり、若し然らざれば、たゞ日にあてざる意

のみにては、用なく聞ゆ、】和やかなる日に乾て、粉になして、黛に用ひたる由なり、万葉十六【蟹の長哥の中】に、足引乃、此片山乃、毛武爾禮乎、五百枝波伎垂、天光夜、日乃異爾干、佐比豆留夜、辛碓爾舂、云々とあると似たるさまなり、さて初より是までは、次の眉畫の序の如し、○麻用賀岐許邇は、眉畫濃になり【契沖、許邇を次の句の頭に屬たるは、非なり、】眉は、古へは眉根と下に重なる言ある時は、多く麻用と云り、書紀仲哀ノ巻に、美女之睩、睩此云麻用弭枳、万葉五卷に、恵麻比麻欲毘伎などの如し、【毘伎とは、長く引たる皃を云、】さて字鏡に、黛青黒色也、婦人餝眉黒色也、萬由加支と見え、和名抄には、説文云、眉目上毛也、和名万由、また説文云、黛畫眉墨也、和名万由須美なども見、許邇は、濃き色にと云意にて、濃くと云に同じ、【されば邇は辭なるを、契沖丹と注したるは誤なり、】○加岐多禮は、畫垂なり、畫とは、彼ノ土を以て眉を餝り造れるを云、【源氏物語末摘花ノ巻に、面に紅粉をつくることをも、加佐都氣と云り、】垂とは、眉の形は三日月などの如く、細く曲りて、端の垂たる故に云、万葉六卷に、三日月之眉根とも、十四卷に、麻欲婢吉能與許夜麻とも、十九卷に、於吉都奈美、等乎牟麻欲比伎【とをむはたわみたるを云、】とも云る、皆其ノ形の似たればなり、さて女の顔の美麗を云に、眉を主と云るは、万葉十二卷に、吾妹子之、咲眉引、面影懸而、十九卷に、青柳乃、細眉根乎、咲麻我理などなほ多し、【漢國も同じことぞ、】○阿波志斯袁美那は、遇し、女なり、昨日此ノ木幡の衢に遇ひしを見給ひしことを詔へり、さて女を、袁余那、袁字那など云は、後に音便に頽れたるにて、正しからず、古はみな袁美那と云て、下卷朝倉ノ宮ノ段の大御哥にも然見え、万葉廿卷にも、乎美奈とあり【をんなごと云は、女子なり、をなごは、をんなごの畧なり、又嫗は、老たる女なり、女と、袁と於とを以て分てり、なほ嫗の事は、上卷傳九の十八葉に委く云り、さて袁美那と云を、麻を績むよしの稱なりと云はあらず、】○迦毋賀登は、迦の事は次に云べし、毋賀は、欲し願ふ辭にて、下にも毋を添て、毋賀毋とも云る同意なり、【後には、云

三輪宿禰と云り、】十卷朝倉宮段の哥に、和紀豆紀能、斯多能伊多爾母賀、其紀能豆比、伊能知那賀久母賀、意母保賤、乃葉三卅に、花爾欲得、又如此毛欲得跡、五卅八に、千尋爾母何等、蘇久良志都、又卅千年爾母何等、意母保由留加母、六卅に、如是霜願跡、天地之、神乎曾祈、【契沖、此句を慨歎となり、絲綸をのたまふなり、と云るは、いみしきいかことなり、閨の色の辞なればとて、人を賜かとは、いかでか詔はむ、】○和賀支斯古良は、吾見し見待なり、見しは、昨日のことなり、【次なるも同じ】、女を見寄と云るは、万葉に多く、三卅に、燒津邊、吾去鹿齒、駿河奈流阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳、五卅に、麻都良奈流多麻之麻河波爾、阿由都流等、多多世流古良何、伊幣遲斯良受毛【良とは、必しもあまたを云に非ず、一人にも云り、東哥には、多く兒呂といへり、】○迦久比賀登は、上なる迦【迦比賀の迦なり】と、此迦久と、相對たる言にて、万葉二卅八に、彼依此依、又卅彼往此去、三卅に、左右將宿、四卅に、云々意者不持、又卅鹿煮藻闕二毛、五卅に、可爾迦久爾、十六卅に、左毛右毛、などある迦と迦久となり、【彼此とも、左右とも書るが如し、中昔よりは、迦をば登と云て、登迦久、登爾迦久爾など云り、今世の言には、杼宇迦字といへり、】されば此も迦賀迦久賀と連きてあるべきを、二に分て詔へるにて、【其は古の長哥の常のさまぞ、】其はいかで此嬢子を得て、彼せまほし、此せまほしと、あらましに所思欲しよしなり、【たとへば、大御酒を取らせて飲まほし、手携へて歩行かまほし、手枕まきて寢まほしなど、さまざまにおもほし欲しにて、俗言に、とふせまほし、かふせまほし、と思ひしと云意なり、又前に思ひしは、迦は彼にて、彼嬢子とかなと御思したりしこと、迦久は、遂に其嬢子を得賜へる今のさまを詔へるにて、如此あらまほしと思ひし、と詔ふならむと思へりき、かくの如く見れば、聞え易きが如くなれども、迦と迦久と相對ひて聞ゆれば、なほ其意にはあらず、上に云る意なり、又契沖は、此句の頭の迦を、上なる句の尾に屬て、吾見し見ら賦として、此句を實賦とありとして、實容など詩にも作れりと云る

は、えもいはぬひがことなり、人を雲かと見賜ふことやはあるべき】○阿賀美斯古邇は、吾が見し見になり、見は見等と同じ、【吾を、上には和賀、此には阿賀とあり、上には古良、此には古とある、如此同じことを、前と後と少しづゝ、言をかへて云は、古哥の例なり、】○宇多氣陀邇は、【諸本多ノ字二ツ重なりてあり、今は延佳本に依れり、こは延佳が、さかしらに一ッは衍れるかの疑ともあれども、なほ多多と作るは、一ッは衍なるべし、一字を誤りて重ね書る例、これかれあるなり、】こゝは必ず五言の句なるべき處ぞかし、若シ此ノ句を六言とすれば、此所六言六言七言七言となる、そもそも上代の哥の句ならびは、後の如く必ず五七五七とこそあらざれども、六言七言の句の、四句までつゞきたるは見えず、其間には、必ず四言五言の句もあるべければなり、】いと心得がたきを、強て思ふに、轉宴にと云ことにて、宇多々の多を一ッ省き、【同音の二ッ重なる言は、一ッ省く例多きこと、上に云るが如し、】又宇多宜の宇を省きたるにて、【頭の字を省く例も常多し、】宇多陀氣邇なりけむを、陀氣を下上に誤れるものなるべし、さて若シ宴ならば、陀を清、氣を濁るべきに、此ノ清濁の違へるは、如何と云に、多宜の多は、轉より續ク故に陀と濁り、陀を濁るに因リて、宜をば返リて氣と清る、是ノ古への音便の唱へにして、上卷に、豐久士比泥別とある、士比の清濁の例と同じ、其事彼處に委ク云るが如し、考へ合すべし、【傳五の十四葉】さて訶志比ノ宮ノ段の哥に、宇多陀怒斯とあるも、轉樂なり、と彼處【傳卅一の四十九葉】に注したるを考へ合すべし、轉の多を一ッ略けることも、陀を濁る例も同じ、彼處も此處も、共に宴の時の御哥なることをも同きを思ふべし、轉の意は、彼ノ哥の下にも云る如く、彌進みて盛なるなり、【契沖云、宇多々氣陀邇は、多氣ノ二字、誤りて倒に寫せるにて、宇多氣多陀邇にて、宴直にか、酒宴の席にて、直目に見給ふとなりと云るはいかゞ、宴に直にを、宴直にと云ては、語とゝのはず、又師は、轉氣にだになり、轉は物の重なり過ぐるを云へば、此もあまりなるまで、かく近くなるゝことよとよみ給ふなり、と云れつれど、轉氣の氣てふ言、上ッ代のふりに非す、又陀邇と云辭も叶ひ

譬し、】○余迦比賣遣迦明は、向居哉なり、○伊蘇比賣流迦明に、伊は發語にて、副居哉なりと云り、蘇比とは、副ひ居るを云り、今ノ世ノ言に、夫婦にてあることを蘇布と云と同じ、なほ櫛田ノ宮ノ段に、二柱相副而と云る處【傳廿一の四十七葉】に云るが如し、○一首の意は、【初ノはなみよしより、まひにはあてずまでは、序の如くにて、】麗しく眉畫ける、顔好き孃子の、昨日道に遇しを見賜ひて、いかで彼女を得て、彼せまほし、此せまほしと所念し其女に、今日大御饗取らせて、轉宴して、一ッ席に如此て向ヒ居ることよ、副居ることよと、甚く樂しく所思看て、歡び坐るなりけり、○如此御合云々也は、加久五美阿比坐弖宇美坐流御子叙、宇遲能和紀郎子爾坐祁流と訓べし、其故は、上ノ段に、此ノ御子に天津日繼所知せと詔ひて、其ノつゞきに此ノ矢河枝比賣の事を記せるは、此ノ一段凡てあのづから宇遲郎子の御ノ事を語る如くに聞ゆるを、右の如く讀ば、其意に協ればなり、【然るを此ノ段、若シまた、何となく、矢河枝比賣の事を記せりとして、此處の訓も、御子宇遲能和紀郎子坐也と云ふ俗なる訓ムときは、上に既に此ノ御子の御事を記せるに、前後の次第違へる如くにて、いかゞに聞ゆるぞかし、さて自ニ宇下云々の注は、此ノ御名の初ノ出に當に云ふべきことなれ、此にあるはいかゞ、】○此ノ段を以て見れば、丸邇ノ比布禮ノ臣の家は、木幡ノ村の近きあたりなりけむ、さてぞ此ノ矢河枝比賣の生坐し御子も、宇遲には住ミ坐シけむ、【宇遲と木幡とはいと近し、】又其弟の袁那辨郎女の生坐し御子も、宇遲之若郎女と申せれば、宇遲に住坐ける故と聞ゆれば、共に外祖父の家近き手依にて、宇遲には住坐るなりけり、【古ヘは、子は母の家に生立ッことぞ多かりける、】

天皇聞看日向國諸縣君之女名髮長比賣其顔容麗美將使而喚上之時其太子大雀命見其孃子泊于難波津而感其姿容之

端正即誂告建内宿禰大臣是自日向喚上之髪長比賣者請白天皇之大御所而令賜於吾爾建内宿禰大臣請大命者天皇即以髪長比賣賜于其御子所賜狀者天皇聞看豐明之日於髪長比賣令握大御酒柏賜其太子爾御歌曰伊邪古杼母怒毘流都美邇比流都美邇和賀由久美知能迦具波斯波那多知婆那波本都延波登理韋賀良斯志豆延波比登登理賀良斯美都具理能那迦都延能本都毛理阿迦良袁登賣袁伊邪佐佐婆余良斯那又御歌曰美豆多麻流余佐美能伊氣能韋具比宇知比斯賀良能佐斯祁流斯良邇奴那波久理波閇祁久斯良邇和賀許許呂志叙伊夜袁許邇斯弖伊麻叙久夜斯岐如此歌而賜也故被賜其孃子之後太子歌曰美知能斯理古波陀袁登賣袁迦微能碁登岐許延斯迦杼母阿比麻久良麻久又歌曰美知能斯理古

波陀袁登賣波阿良蘇波受泥斯久袁斯叙母宇流波志美意母布

日向は上卷に出、○諸縣君は、和名抄に、日向國諸縣郡牟良加多とある是なり、【何れの古書にも、みな諸縣と書たるを思へば、本は巳呂賀多なりけむを、牟良とはやゝ後に訛れるも知りがたけれど、姑く和名抄に依て訓つ、賀多は、阿賀多なれば、縣ノ意なるべし、】姓は、舊事紀に、豐國別命日向諸縣君祖と云るより外、物に見えず、【豐國別ノ王は、景行天皇ノ御子にて、此ノ記には、日向國造祖とあり、若シ諸縣ノ君も、此ノ王の後ならば、此ノ髮長比賣の父は、此ノ王の御子、もしは御孫なるべし、】書紀ノ景行ノ卷に、既に諸縣君泉媛と云人見えたり、さて高津ノ宮ノ段には、上に云日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣とあるを、此に姓をのみ擧て、名の無きは、脱たるなるべし、其名書紀には、牛諸井、又同書の說には牛とあり、淡路ノ國ノ風土記にも、諸縣郡牛とあり、【郡ノ字は、君の誤りなるべし、】○髮長比賣、名ノ義は字の如くなるべし、但シ書紀景行天皇ノ妃にも、日向ノ髮長大田根と云あるを思へば、若くは地ノ名ならむも知りがたし、又は、彼レ此ノ名より移れたるか、【又此ノ天皇ノ妃に、日向ノ泉長比賣と云もあり、書紀景行ノ卷に、諸縣ノ君泉媛と云もあり、】○顔容麗美は、加本余志と訓べきこと、上に出て云るが如し、【傳十六の廿二葉、廿の十五葉】其ヲ曾禮と訓べき由も、同處に云り、○將使は、都加比賜波牟登斯旦と訓べし、【師はミツカヒモテと訓れたれど、然らず、】使ふは、今ノ世にも、人をつかふと云つかふなり、上卷に、使石長比賣者とある處、【傳十六の二十八葉】玉垣ノ宮ノ段に、云々故宜使也とある處【傳二十四の六十葉】に云るが如し、○喚上は、玉垣ノ宮ノ段に出、【傳廿五の四十六葉】書紀【同書には】一曰、日向諸縣君牛、仕于朝庭、年既耆耈之不能仕、仍致仕退於本土、則貢上己女髮長媛、始至播磨時、天

皇幸二淡路島一而遊獵之、云々、問曰誰人、對曰諸縣君牛是年耆之雖致仕、不得忘朝、故以己女髮長媛而貢上矣、天皇悅之、卽喚令從御船、ともあり、○太子、古へは太子は、一柱には限らざりしこと、上に云るが如くにて、大雀命も、太子に坐しゝなり、【師の、此を太子とあるは、後ノ人の誤なり、御子とあるべきを、と云れたるは、中々にあたらず、】○難波は、上に浪速之渡とある處に云り、【傳十八の二十七葉】○泊とは、船の到り着を云、西の國より上る船は、皆難波津に泊ること、今も古へも同じ、さて此ノ太子は、難波に坐ける故に、其處に泊たる時に見賜へるなり、○姿容は、加本と訓べきこと、上に云るが如し、【傳十三の五十七葉】○端正は、余伎と訓べし、此も上に云り、【傳廿三の四十六葉】○誂、上に出、【傳廿四の三十六葉】○告は、詔なり、【つげるには非ず、】○令賜は、賜は天皇に係り、令は大臣に係れる言にて、【中古の物語文などに、たゞ賜ふことを、多麻波須と云とは異なり、】天皇の吾に賜ふべくせよと云意なり、○請大命とは、上卷に二柱ノ神云々、共參上請天神之命とあるに同くて、太子の誂給へる狀を申して、其ノ許諾賜ふ詔命を請願ふを云、○其ノ御子、此ノ段上にも下にも、みな太子とあるを、此のみ御子とあること、殊なる意はあるべからず、但し太子とあるは、太子なる故に書る字にして、其をもみなたゞ美古と訓べきことを知らせて、此に一ッ如此書るにもあらむか、【記中さる例多し、】○所賜狀者とは、其ノ比賣を太子に賜へる時の狀を云なり、○豐明は、登余能阿迦理と訓、下卷若櫻ノ宮ノ段に、坐二大嘗一而爲二豐明一之時云々、又同段高津ノ宮ノ段、朝倉ノ宮ノ段などに、豐樂とも書、万葉十九には、豐宴とも書り、【明は、言のまゝに書るにて、字の意にかゝはらず、樂又宴などは、義を以て書る字なり、】書紀には、宴また讌、宴樂、宴會、宴饗、肆宴などあるを訓り、豐は、例の稱辭、【豐之と之を添たる例も、万葉に、豐之年とよみ、後に豐之御禊などもいへり、】明は、もと大御酒を食て、大御顏色の赤らみ坐すを申せる言にて、大嘗ノ祝詞に、天都御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾云々千

秋五百秋爾、平久安久聞食弖、豐明爾明坐牟、皇御孫尊能、云々、中臣壽詞に、【台記の大嘗會別記に載れり、】悠紀仁主基乃黒木白木乃大御酒遠、大倭根子天皇我、天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、汁爾母實爾母赤丹乃穗爾聞食、豐明仁明御坐弖、云々、【こゝなる是なり、】祈年祭祝詞にも、赤丹穗爾聞食、とあるも同じことにて、御酒を食て御顔の赤らみ坐せることを、續紀廿六に、黒紀白紀能御酒乎、赤丹乃保仁多末倍惠良伎、【儀式大嘗祭の條、……三代實錄四十六などにも如此あり、】とあるを以て知べし、【師は、右の明坐を、赤丹穗爾も、出雲國造神賀詞に、赤丹乃穗爾とあるを引て、御顔おはしますとして、大御顔の赤く坐ことゝ注されたり、その言賀詞なるはまことに然るべし、然れども、右の書どもなるは、たゞ常に御顔を申すには非ず、御酒を食て、赤らみ坐すなれば、右の樣紀の文にて知べし、又大嘗祭祝詞には、御顔とのみありて、御酒の事は云ざるにも、豐明爾云々とあるは、いかにこ云に、凡て御食と云ば、御酒も其中に籠れるうへに、大嘗は殊に御酒を重くし給ふことゝ云るによりて、中臣壽詞の文を以て知べし、さて彌陀を下して、赤らかに坐すも、御酒を食て赤らみ坐すも、御顔の赤く坐すことを申すに同く、又顔の美麗ことをも赤らと云、卽此の御寿にも、阿加良袁登賣ことゝまし聞ひ、万葉にも、丹穗面なるもあり、これはた顔の赤き由を云に同じ、】されば豐明と云は、もと【豐明爾明坐と云て、】かの……云々、或は續後紀集の伊勢……と別ちて云、緒の轉れるか、卽其宴の名とはなれるなり、【さて、顏の赤きは、酒に醉ふにて、酒作の意に、朝日の豐榮えのぼると、朝日の赤く指し出る如くと云るなり、又酒と云名も、顔の赤く、花顔の榮えたる如く、て、是を飲めば、心も面色も榮ゆる故なり、されば豐明とは、大嘗を始奉り、人皆も大御酒を食て、顔を赤らめて、醉樂むよしの名なるを知べし、然るをかの大嘗祭祝詞の、豐明爾明坐牟とある句の意に、豐明を節會として、豐明節會は、卯日の祭の事はてゝ、辰日の夕に、豐樂院にて宴聞食を云、其は夜にて、庭火をかしなど、おびたゞし

くかゞやく故に、豐ノ明リとは云、凡ての夜宴をも、公なるを、豐ノ明と云は、これに同じ、豐は大なることなり、と云れたるはいかゞ、明坐牟をば、御顏の赤きことゝ云ながら、豐ノ明を、庭火立あかしなどの明のことゝせられたるは、心得ず、此は上に云る如く、神集爾集など云類の語なれば、上の明と下の明と、別事なるべき由なきをや、又かくつゞけ云る豐ノ明は、たゞに御顏の赤れるよしを云る言にこそあれ、宴を指シて云にはあらざるを、宴のことにして解れたるは、言の本末たがへるをや、】續紀廿六に、今日方大新嘗乃猶良比能、豐明聞行日仁在、卅に、今日方新嘗乃猶良比乃、豐ノ明聞許之賣須日仁在、万葉十九【四十二丁】に、豐ノ宴、見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、島山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎保伎、吉等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎、見之貴左、うつほ物語、藤原ノ君ノ卷に、七日七夜とよのあかりして、打上げあそぶ、【うちあげは、宴なり、】さて此は、大嘗新嘗には限らず、何時にても云名にて、此處なるも然り、類聚國史に、天長四年正月、踏歌ノ宴あり、詔に今日乃豐樂聞食とあり、【然るを、後ノ世には、新嘗の節會に限れるが如くにて、是を豐明ノ節會と云り、】○大御酒柏は、酒を受て飲ム葉なり、貞觀儀式大嘗會ノ儀ノ中に、云々、次神服男七十二人、著青摺布衫、并日蔭鬘、各執酒柏、所謂酒柏者、以弓弦葉挾白木、四重、別四枚在左右、また午ノ日ノ儀に、次神祇官中臣忌部、及小齋侍從以下、番上以上、左右分入、造酒司人別賜柏、即受酒而飲訖、以柏爲縵而和舞、と見ゆ、大嘗祭式にも見ゆ、此ノ柏の事、なほ委くは、下卷高津ノ宮ノ段に、大后爲將豐樂而、於採御綱柏云々とある處、【傳三十六の二葉】又同段に、將爲豐樂之時云々大后自取大御酒柏、賜諸氏々之女等云々、とある處【傳卅七の十二葉】に云むを考へ合すべし、抑酒を柏に受て飲ム事は、いと〳〵上ッ代のわざなりしが、定まれる禮となりて、豐ノ明リなどには、必ス其ノ事ありしなり、万葉十九【二十丁】に、皇祖神之、遠御代三世波、射布折、酒飲等伊布曾、此保實我之波、催馬樂ノ美濃山ノ哥、美乃也万爾、之々爾於比多留、太万加之波、止與乃安可利爾、安

不知多乃志宗由、更不加太乃之宗也、【これ御酒柏に用ひらるゝを云り、】さて加志波と云は、もとは一ッ樹の名には非ず、何樹にまれ、飲食に用ゐる葉を云り、故書紀仁徳巻に、葉ノ字を書て、此云箇始婆とあり、然るに又葉賀志波と書ることも、古へこの故此とあるは、あるが中に、常によく用ひたることを、然は名けたるなり、【古書どもに、加志波に、柏ノ字を用ひたるは、いかなる故にかあらむ、和名抄には、槲ノ字を出して、和名加之波とあり、此は何の木を云るにかあらむ、おぼつかなし、若くは今ノ世にもはら加志波と云木ある、これにや、】凡て上代には、飲食の具に、多く葉を用ひしことにて、【後にも、万葉二に、家有者、笥爾盛飯乎、草枕、旅爾之有者、椎之葉爾盛などもあり、】飯を炊も槲に盛て献もし、覆ひもして炊きつるから、炊葉の意にて、加志波とは云るなり、比羅傳と云器も、書紀に、葉盤と書かれたる如く、葉以て造れる物なり、又膳夫と云も、飲食の葉を執あつかふからの名なり、伊勢物語に、海松を高坏に盛て、柏をおほひて出しけることある類も、古へのさまの遺れるなり、【今ノ世にも、食物の器には、木草の葉を敷くも間かある事あり、】○賜其太子には、髪長比賣を賜ふなり、○御歌は、天皇なり、書紀に云、十一年有人奏之曰、日向國有嬢子、名髪長媛、卽諸縣君牛諸井之女也、是國色之秀者、天皇悦之、心裏欲覓、十三年、天皇遣専使、以徴髪長媛、秋九月中、髪長媛至自日向、便安置於桑津邑、爰皇子大鷦鷯尊、及見髪長媛、感其形之美麗、常有戀情、於是天皇知大鷦鷯尊感髪長媛而欲配、是以天皇宴于後宮之日、始喚髪長媛、因以上坐於宴席、時撝大鷦鷯尊、以指髪長媛、乃歌之曰、云々、○伊伊古邪那は、率子等なり、書紀には、伊弉、阿藝とあり、古邪那とは、已に屬てる子弟或は僕従などを云り、万葉一ノ卅に、去来子等、早日本邊、三ノ丁に、去来兒等、倭部早、廿ノ巻に、伊射子等毛、多夜和射奈世曾、○怒毘流都美邇は、野蒜摘になり、書紀には、怒珥比盧菟湄珥とあり、蒜は、上に出、【傳廿七の七十九葉】此は、野におのづから生たる蒜なり、【漢國にも、野蒜と云一種あり、古説にのびるは、和名抄に、澤蒜、和名比流とある物な

りと云へれど、いかゞ、】○比流都美邇は、蒜摘になり、【契沖云、私記ニ云ク師説先稱二臭氣ノ物ヲ一者、欲レ稱二芬芳ノ物ヲ一之發語也、今按此ノ説の意まではなくて、たゞ是レにて端をひらき給ふなるべしと云るも、さもあるべきことなれども、又思ふに、此はたゞ橘を詔ハむためのみの序なれば、道は何れにゆく道にてもあるべきに、野に物を摘にゆく道を詔ひ、又野に摘物は多かるに、蒜をしもよみ賜へるは、なほ蒜に意あるべきにや、其は此ノ物はすぐれて臭き物なる故に、次なる香と云言に係て詔ふなるべし、されどかの私記に云る如き意には非ず、香の好惡きにはかゝはらず、たゞ香と云言に係れるのみなるべし、これ古ノ意なり、】○和賀由久美知能は、吾行道之なり、書紀には、能を耳とあり、【能なれば、花橘へ係り、耳なれば、直に次ノ句へ係れり、】橘に道は、万葉二 十六丁に、橘之蔭履路之八衢爾、六 二十丁に、橘本爾道履、云々などあり、さて此ノ御哥、初ノより、本都毛理までは序なるうちに、此ノ句までは、又橘の序なり、【さて此レまでの語の詔ひざま、初メにいざこどもとある御言の末果さぬ如聞ゆるは、いざ子等野蒜つみに行むと誘ひて、摘にゆく道のと云意を約めて詔へるなり、】○迦具波斯は、香細なり、久波志は、師の宇流波志を宇良久波志の約りたるなりと云れたる如くにて、宇流波志と同意なり、【字は細、また妙、また書紀に微妙、又万葉十三に、麗妹など書り、】故レ古言には、麗しと云べきを、久波志と云る多し、此は名細し、花細しなどの類にて、香の美きを云、【後にかんばしとも、かうばしとも云は、此ノかぐはしの音便に頽れたるなり、波を濁るは、凡て音便の下は、多く濁る例なり、】又香ならでも云る例、万葉十八に、香具波之君、十九に、香吉於夜能御言、廿に、可具波志伎都久波能夜麻などあり、これらは、香の美きを云より轉れるにや、【神樂ノ哥に、榊葉の香をかぐはしみとあるは、賢木に、香とはめづらし、】○波那多知婆那は、花橘者なり、書紀には、下の波ノ字なし、橘の事は、玉垣ノ宮ノ段に委ク云り、【傳廿五の末、】万葉十 二十丁に、香細寸花橘乎、十九 十六丁に、花橘乃香吉、廿 二十七丁に、多知波奈乃之多布久可是乃可具波志伎、○本都延波は、【都を濁るは

葉ともあり】上枝者なり、本は秀の意ぞ、万葉九ノ廿に、最末枝者落過去祁利、十ノ卅に、末枝梅乎、十三ノ廿に、橘ノ末枝乎遍而、十九ノ廿に、朝柳乃保都枝與治等理、などあり、上巻石屋戸ノ段に、上枝中枝下枝と見え、下巻朝倉ノ宮ノ段に、本都延那加都延志豆延とぞあり、○登理韋賀良斯は、鳥居枯なりと延佳云り、万葉九ノ二十ノ霍公鳥ノ歌に、橘ノ花乎居令散とあり、【冠辞考に、採而居枯なり、花を折置てあで、、枯るゝまでと言置、故に、居枯しとは云り、万葉十八ノ歌に、且奈にゝ云々、香具播之花於保比可良之美、これ今の意なりと云るは、ひがことなり、折て置ことを、いかでか居とは云む、且さらには次ノ句に、人取ノ枯しとあると同じさまなるをや、此に鳥居とあるに對へて、次に人取とは詔へるにこそあれ】さて此ノ枯しは、【鳥の常によく集る木の枝は、よく枯るゝ物なれども、其意には非ず、】右の居令散と同くて、花實を散らし無くなしたるを詔ふなり、次の人取枯しも同じ、万葉十四ノ十九に、垣内柳末摘枯し、吾立待む、などあるも、葉を摘取て、無くなすを云り、凡て花にまれ、實にまれ、葉にまれ、枝に無くなるを、枯とは云、冬枯などいふも是なり、さて書紀には、次なる二句前に在て、此ノ二句は其ノ次にあり、○志豆延波は、【志ノ字諸本友に誤れり、延佳本に支と作るは、さかしらなるべし、記中、支は假字に用ひたる例なし、今は朝倉ノ宮ノ段ノ哥に依て、志と定めつ、】下枝者なり、書紀には、辭豆曳羅波とあり、万葉五ノ十八に、和我夜度能烏梅能之豆延爾、七ノ廿に、向岡之若楓木下枝取、九ノ廿に、下枝爾遺有花者、十ノ卅に、梅之下枝、○比登登理賀良斯は、人取枯しなり、書紀には、比苔瀰那等利等あり、○美都具理能は、三ッ栗のにて、枕詞なり、上に出、○那迦都延能は、中枝のなり、万葉十三ノ六に、花橘乎、末枝爾、毛知引懸、仲枝爾、伊加流我懸、下枝爾、比米乎懸、○本都毛理は、書紀には、府保語茂理とあり、【冠辞考云、含隱なり、神代紀に、含ノ字をフヽムと點せり、布と保と通へり、つぼめるほどを云、】万葉十四ノ廿に、由豆流波乃、布敷麻留等伎爾、十八ノ卅に、佐久良波奈、伊麻太敷布麻利、廿ノ卅に、古乃比加之波能、保々麻例等、などと見えたる、此レ

ちと、都煩牟【これも中古より見えたる言なり、】と云言とを合せて思ふに、布本美都煩麻理の意にて、約めて本都毛理とは云なるべし、【延佳云、蔕守也、顆果不レ介乎と云るは、蔕は帶と同くて、和名抄に、保曾とあるを、俗言にはすとも云を思ひてなるべけれど其は保曾の誤りなれば、保受の假字にこそあらめ、都には叶はず、顆果云々も、此に由なし、又師は、万葉に、兒ノ手柏のほゝまれど、ともあれば、都ノ字は保、若ノは衰の誤にて、ほゝもりなるべしと云れたるは、言はさもあるべけれど、保も衰も、記中には假字に用ひたる例なし、又已ノさきに思ひけるは、書紀に依ルに、本の上に布ノ字脱たるか、又は布本を切めて本と云るにて、都ノ字は許の誤にて、此も布本許毛理ならむかと思ひしかど、記中、隱の假字には、許母理との書て、毛ノ字を書る例もなく、又隱ならば、書紀の如く、許は濁るべき例なるに、清音の許ノ字は書べきに非れば、此ノ考へも非ず、】殊に此は、わつかにふくらみ初たる橘ノ實の状を云賜へるなれば、都煩牟と云言よく當れり、今ノ世にも、物の聚て、形のかつがつ圓になるをも、然云ばなり、【花に云も、形によりてなり、されば合むと本は一にて、言の意は別なり、さて都煩牟と云は、古言に非じかと思ふ人あるべけれど、圓なるを都夫良と云て、都たと云る例多ければ、都煩牟とも云しかと云べからむ、古書に此ノ言の見えざるは、たまたま漏たるにこそ、】さて其實の盛に熟ナリトノたるをば置て、なほ初たるほどの状をしも詔へる故は、殊にめづらしきを賞るよしなるべし、さて初メより是をまでは、次ノ句の阿迦良の序なり、万葉十八ノ卷に、安加良多知婆奈、【世に、安可良我之波ともあり、】十九ノ卷に、安可流橘ノなどある意に、實の赤らめる由なり、【橘ノ實は、初メより黄にして、やゝ赤みたる故に、本都毛理とても、阿迦良とつゞけり、】契沖、髪長媛の盛なるを、中ツ枝にたとへ、形のとゝのほれるを、橘の熟するにそへ給へりと云れしと、さる意はなし、さて又府保語茂理とあるに違へり、たゞ凡て橘のうるはしきによそへ賜へる意はあるべきなり、】○阿迦良袁登賣袁は、赤ら孃子をなり、書紀には、阿伽例屢塢等咩とあり、女の美麗きをかく云るは、万葉十二ノ卷に、朱羅引、

色[illegible]子と見て、又七ノ卷に、[illegible]、十ノ卷に、[illegible]、又[illegible]、又十[illegible]丹穗面、十八ノ卷に、[illegible]佐[illegible]、九ノ卷に、久[illegible]【一云[illegible]】[illegible]、皆同意に、[illegible]に、艶やかに、色づける[illegible]を云て、他國にも[illegible]なと云が如しとあり、【紅葉などにも、[illegible]につけていふことあり、】○伊耶佐佐は、人を誘ひ起して、伊耶佐佐と云、万葉十四に、安左乎良乎、遠家爾布須左爾、宇麻受登毛、安須伎西佐米也、伊耶西乎騰許爾、【こは明の夜、女の許に行たるに、女の麻を績居たるを、早く寢むといざなひたる哥にて、寢も今夜さまで[illegible]に[illegible]もありぬべし、又明日の日もあれば、明日、のどかに績給へ、今夜はいざ〳〵小床に入て寢むと云なり、四の句は、明日の日の來らざらむや、明日もある物をと云意なり、】この伊射西は、伊耶佐世にて、いざ〳〵小床にと女を誘へるなり、中昔に、人を誘ひたつる言に、伊耶佐世賜閇と云ると同じ、されば此も誘はむと云意にて、大雀ノ命の、此ノ嬢子を、いざ〳〵と誘ひ賜ひ給はむと詔ふなり、万葉一ノ卷に、吾妹子乎、去來見乃山乎、【これ妹をいざなふ由の枕詞なり、いざ見むと云つゞけにはあらず】七ノ卷に、波禰蘰、今爲妹乎、浦若見、去來去來河之、○余良斯那は、【延佳本又一本に、[illegible]、余ノ字を尓と作り、今は眞福寺本延佳本に依れり、】好かるべきことに思ひ云むが如し、良斯は、志[illegible]良斯那にて、常に云良斯にて、[illegible]言に[illegible]らしきと云言と全同じ、【されば、時雨の降れるを、俗言に時雨が降らしたと、時雨が降ろうなと云ことにて、時雨の降るをよしと思はるゝなり、凡て此ノ辭はみな此意なり、】されば余良斯は、俗言に好らしさうなといふ意なり、[illegible]宮殿の哥にも、伊夜宇良[illegible]斯那とあり、同意なり、【傳十九の卅八葉】那は、附ていふ辭にて、長息の意あり、【うつりにけりな、どの那なり、】さて契沖、此句を、衛良斯那部とある本に依て、似らしなの意か、いさ汝を此ノ嬢子が夫と指ば、似つかはしからむとにやと云るは、似らしはてもを云べし、其餘は云に足らぬひがことなり、夫と指を、たゞ指とのみ云ことやはあるべき、又師は、書紀に依て、此の二句をも、下の佐は迦の誤、兩は

衣の誤りにて、伊邪佐迦婆衣良斯那なりとして、橘の葉にによせ給ふか、されど上に酒の事ありて、袁登賣袁とあれば、酒以て祝ふなるべし、酒は榮の意なりと云れき、橘の葉によせ賜ふ意は無し、枯しと云言もあればなり、又衣ノ字も、記中に、假字に用ひたる例なし、さて己も初メには、書紀に依て、下の佐は迦の誤とし、衛良ノ二字は延の誤り、斯は衍にて、伊邪佐迦婆延那なるべしと思ひて、白檮原ノ宮ノ段なる哥に、伊賦字多婆余良斯とあるをも、余は尓とある本に依て、此と相照して、尓良は延の誤りとして解つるを、後によく思へば、皆ひがめりき、彼ノ哥も、尓ノ字は余とあるぞ宜くして、余良斯は此と同く、好かるべきさまなりと云意なりけり】さて此ノ二句、書紀には、一句にて、伊邪佐伽婆曳那とあり、【万葉十八、橘ノ長哥に、霜於氣騰母、其葉毛可禮受、常磐奈須、伊夜佐加波延尓、ともあれば、此は嬢子を、酒をすゝめて榮えしめんと詔ふにて、されど此ノ御哥、すべて此記とも同じさまなるに、此ノ句の意のみいたく異ならむこと、疑はしければ、伊邪佐伽婆は、是もいざなはむの意にて、曳はよからむの意か、されどさては万葉ノ哥に云ると合はず、猶考ふべし】○一首の意、此ノ紅ノ嬢子を、汝に譲らば好かるべきさまに思はる、【俗言に、よささうなと云意】ほどに、嬉ひて逆へかしなど大雀ノ命に對はして、詔へるなり、○又御歌曰は、たゞ宇多と訓べし、此も天皇の大御哥なり、○美豆多麻流は、水渟るにて、池の枕詞なり、万葉十六にも、水渟、池田乃阿曾我云々などよめりと契沖云り、又十三に、葦葉荷、渟有水之などもあり、○余佐美能伊氣能は、依網ノ池之なり、書紀には、能を珥とあり、此ノ池、水垣ノ宮ノ段に出、【傳廿三の九十三葉】○韋具比宇知岐は、堰杙打なり、書紀には、宇知ノ下に有て、次に伽破摩多曳能と云一句あり、【されば、彼レは此ノ記と意異にして、此ノ句はたゞ川俣の枕詞なり、】字鏡に、杙ハ井久比とあり、此ノ【杙は代の誤か、】又堰ハ井世久とあり、凡て韋とは、物に用る水の在る處を云て、田に水を引く溝をも云ふ、【今ノ世に、此レを由とも云は、韋と通ひて同じ、韋傳を由傳とも云ひ、又湯種と云も、此ノ韋に漬置たる稲種なり、今ノ世に此ノ溝を由美叙と

取り】〕川ある故なり、【それは、古へに川なきにも井と云ることあるは、水を汲取る處を云るなり、】こゝはその池の岸を崩りましむるためか、或は其水を湛へむためなどに、竹葉などをかうぶらせて堅むるを、韋世伎と云、其それに挿しおける杭に打着るを、韋具比とは云なり、〇比斯賀良能は、菱殻のなり、此ノ句諸本並に賀ノ一字のみありて、比斯と良能と四字皆脱たるを、今は書紀に依て、其を補へて一句とす、本のまゝにては、もはら聞えず、落たることを知ければなり、【書紀には、此ノ上に伊佐佐摩多恵能とあれば、其句も落たるかとも思へど、さては上に伊氣能とあるより、語のつゞきとゝのはず、又宇知とあるも、宇都とあらでは叶はず、此ノ記は書紀とは異にして、もとより川俣江之とぞ云、こゝは無かりしなり、】〇佐斯祁流斯良邇は、【祁ノ字、舊印本良に誤れり、諸本皆祁なり、】刺ける不知なり、書紀には、佐を固とあり、依網ノ池の堰代を打つこと、水ノ中に降立ば、底なる菱殻の足裏を刺衝を、然る事をも知らで、降立べる由にて、譬へ賜へる意は、大雀ノ命の、はやく下に髪長比賣を思ひ懸賜へる事の有けるを、所知看ざりしなりけり、〇奴那波久理は、蓴を云、和名抄水菜ノ部に、野王按蓴水菜也、蘇敬本草注云、自三四月至七八月一通名絲蓴、味甜體軟、霜降以後至十二月名猪蓴、味苦體澁、和名沼奈波とあり、【俗に蓴菜と云、】契沖云、名は沼に在て繩の如く長き物なれば、沼繩の意なりとて云り、万葉七に、浮蓴、邊毛奥毛依勝益士、とて久理とは、添て云る言にて、三稜草などの久理と同くて、操依ると操物なる故の名なるべし、【蓴草ノ類を、某草良と云類なり、】若ノ是を蓴を操意としては、調ひがたかるべし、其由は次に云、】〇波閉祁久斯良邇は、延けく不知なり、此もかの堰代を打着の、水ノ中に蓴の延たるを知らずて、降立て足に纏ふよしなり、【又上の韋具比宇知と云は、たゞ菱から云々の二句に係れるのみにて、蓴云々までへは係らず、蓴云々は、又別に蓴を操よするとて、延たる意ともすべけれど、さては調ひがたかるべし、如何と云に、凡てかく事を二つ並べ云には、必ず二方同じさまに句を調ふることなるに、若ノ蓴云々は二句にて、菱から云々は三句にては、韋具比宇知の句、無用に一句

あるまで、蓴繰の一句たらず、されば韋具比宇知までは、二方に係れることなり、】かくて譬へ賜へる意は上に同じ、又思ふに、譬は蓴から云るまでにて、延けくは譬に非ずして、蓴繰りは、たゞ延の枕詞にもあらむか、女を思ひ掛る事を、延と云り、【此ノ事は下に云べし、】かく見るときは、凡ての意は、堰杙を打つ者の、水ノ中に蓴の有て足を衝ことを知ずて、降立たる如く、吾も大雀ノ命の、此ノ嬢子に、下延給ふを知ずて、使はむと思ひしことよと詔へるなり、見む人好ましからむ方を取べし、然るに、書紀には、此ノ二句依網池の次に在て、其ノ趣此ノ記と異なり、【書紀の趣は、譬は二共に、延けく刺けくまでにて、不知は、譬にもに係れるには非ず、依網ノ池に採る蓴の延たる如く、川俣江の菱がら刺が如く、大雀ノ命の思ヒ掛ケ給ふことを不知なり、此ノ記の趣は、不知も譬の内のことなること、上に云るが如し、但ノ蓴くりを枕詞とし、延けくを譬に非ずとすることは、不知も、下なるは譬に非ず、】さて女を思ひ懸て、窈窕することを、波閇と云るは、下巻高津ノ宮ノ段ノ歌に、許母理豆能、志多用波閇都々、由久波多賀都麻、【志多用は下より、都麻はたなり、】【万葉九【二十丁】に、隠沼乃、下延置而、十二【二十丁】に、臣島、令之行者、年二不来友、十四に、阿我志多婆倍乎、許知尓都流可毛、又【八丁】伊多良武登能、阿我之多波倍思、十【二十丁】に、之多波布流、許已呂之久波、今日班倍米夜母、【此に、住吉の濱松が根の之多婆倍弖、わが見る小野の草な刈そね、これは延とむにには非れども、意は同じ、】などと見えたり、○和賀許々呂志叙は、吾心にして、志は助辭なり、叙は契沖も行文も云り、信に然るべし、下に今一ツ叙とあればなり、【凡て叙てふ辭を重ぬる例なし、】書紀には、和を阿とあり、叙ノ字無し、○伊夜袁許迩斯弖、書紀には袁を于とあり、伊夜は、白檮原ノ朝ノ段の大御哥に、伊夜佐岐陀弖流、とある伊夜と同じくして、【彌の意とはかこと異なり、】最なり、【最を伊夜と訓べきこと、傳六の二十八葉に云り、】袁許は、中古の書どもに、袁許なりとも、袁許がましとも、袁許の者とも云る、是なり、袁加志と云と同じにて、意も同じ、【袁加志使は、即袁許志使なり、】此は今ノ世の俗言に、あはう

もし二言は二に、又後漢書東夷傳に、倭在韓東南大海中、依山島、凡百餘國、其大倭王居邪馬臺國、又（晉書）
に、邪馬臺國と作り、又古事を通て引て、此事日本紀にも見えたる、其には明白也とあり、邪靡と云ことは
し」此は可を略けるなるべし、【漢書にも、後漢書に、馬臺と云國ありて、馬韓人ともあり、又還東新羅
なる」を見よ、又梁書、北史、隋書、東夷傳文に、邪馬臺國、自昔之國、とありし、漢書ノ事なり、邪靡堆
は、隋書に邪靡堆なるべし、かくれて、實は倭と云には、もと邪靡堆より出たるかと思ふ人もあるべけれど、然には非ず、殊に
其大倭王居邪馬臺國にあれば、元より古言なり、然るを後に、漢籍に、邪靡堆、邪馬臺と云ることのあるに因て、かの三代實録
の文なども、誤りつる物とこそ聞ゆれ、古言と云ことは、かく邪馬臺とは、そは本より異ることなれば、中昔に、をさなり、
をこ邪まし、をこの音なきゆゑ、古言の借字にすれば、邪馬臺と云字は書るは非なり、又書紀に、于吉とあるを、是倭也
と釋に云るは、借字に如此書るなるべし、又或は後の世に、其字音に、ひろう云音も出来つらめ、さればこ
此字に依て見ると云る說は非なり、又契沖の、于吉を集にしてか、此は要に、集をこたはんと訓り、古思ひの御集を
集めたる由か、などなるも、いとひがことなり」○伊邪國久夜斯岐は、今を惜しきなり、書紀には此句無し、
【萬いかなる如く、萬葉にも、結びたる歌をあげ、詞上に略して云るが如く」○一首の
意は、大雀命の下延鶴る事を、さらに知らずして、吾が使はむと思ひし心は、實にはかけなく、【日本聞へ】今を
惜しきことなり、さらば實に經衛思したる由にはあらず、凡て宴席の興に戲れて詔へる御歌なり、さて其の御歌、書紀に
は、於是大鷦鷯尊聞之、當不歌、使知母鶴、是是歌曰、何大惜之根歌日とありて、大雀命の御歌なるに、傳の時
なるべし、【大雀命の御歌としては、凡て此時の事に叶へるなり、】○如此歌、上に既に吟其太子、とあり
て、又此にかへるは、同じことの重なり、傾ましきことに、ろく人は思ふめれど、古の語は、皆かくる事にて、一段

賜は、多麻波理とも訓べし、凡て多麻布とは、與ふる方に就て云言なるを、多麻波流とは、受る方に就て云言なり、故ﾆ古書には、多く被ノ字を添て書り、【こゝは天皇の賜ふを、太子の受ヶ賜へる方より云言なる故に、多麻波流なり、今ノ人は、賜ふと賜はるとを、一ッに心得て云は、みだりなり、又古言に、賜ふを約めて多夫とも云を、是レも受ル方より云には、多婆流と云り、】○歌曰は、此は今ノ道多麻閇流と訓べし、書紀に、大鷦鷯尊與ニ髪長媛一既得ニ交慇懃一、獨對ニ髪長媛ニ歌之曰とあり、○美知能斯理は、道之後なり、凡て道ノ國道ノ後の事は、黒田ノ宮ノ段【傳廿一の七十葉】に云り、此ノ道ノ後は、日向ノ國を指て詔へるなり、其は京より下る道の次第に因て、筑紫の國々は、北ノ方なるを前とし、南なるを後として、【筑前筑後、豊前豊後、肥前肥後、皆然り、】日向【大隅薩摩】は、筑紫の南ノ極なるが故なり、【又は諸縣ノ郡を指て詔へりとも云べし、其ノ郡は日向ノ國の南の極なり、和名抄に擧たる、彼國の郡の次第も、北より初まりて南に終れり、又伊勢ノ國に、度會多氣飯野ノ三郡を、神三郡と云、又云道ノ後とも、神宮雑例集と云物に云る、是レも彼ノ三郡は、彼國の南ノ極にて、京より下る道の後なればなり、されど此はなほ廣く日向ノ國をすべたるぞまさりてきこゆべき、】万葉十一に、路ノ後、深津島山とあるは、備後を云り、【又十七に、美知乃奈加とあるは、越ノ中なり、】○古波陀袁登賣は、初瀬ノ子、可刀利乎登女、【泊瀬壯士なども、】など云る類にて、古波陀は、日向ノ國の地ノ名にやあらむ、【今ノ諸縣ノ郡のあたりに、此ノ地ノ名はなきにや、國人に尋ぬべし、】又稱美たる言にもあらむか、若シ然らば、細肌などの意にもやあらむ、【物の精細きを、こまつかと云、色の濃きをもこまやかと云ば、細やか、濃きには通へり、されば精細なる肌を、古波陀と云つべし、さて相枕纏くとあるに、肌を詔はむこと似つかはし、万葉十に、嬬乃命乃、多田名附、柔膚尚乎、劍刀、於身副不寐者、十四に、仁必波太爾觸思、古呂之可奈思母、などもあり、和名抄に、大和國宇陀郡山田小秦ノ神社と云もあり、此にはヲハダと訓べくて、由なきことにもあるべけれど、筆のついでに驚かしおくのみなり、】袁は、結ノ句へ係て心得べ

も、又宇の宇を省けるなり、○伎許能知能は、[illegible]に、雷と雷なり、○岐許[illegible]は、[illegible]なり、[illegible]に[illegible]、此ノ字なし、[illegible]此歌ヘる意は、日向国なれば、たゞ遙によそなる物に所聞看たるよしなり、【名高く所聞たる[illegible]にはあるべからず、】万葉十二[illegible]に、[illegible]神、所聞之、【これは、音高く聞ゆる由にて、此二はいさゝか[illegible]、】八[illegible]に、[illegible]、音耳聞[illegible]、三芳野之、[illegible]、動神之、音耳聞、巻向之、檜原山乎、今日見鶴鴨、[illegible]に[illegible]之、八重[illegible]、[illegible]之、音耳八方、聞度南、【これらはミヽのミに、聞の字[illegible]、】阿比[illegible]、[illegible]、相枕[illegible]、相枕とは、[illegible]、又兄皇子ノ哥に、伊[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]相枕[illegible]は[illegible]、相枕と云言には非ず、阿比[illegible]】此[illegible]、相は互になり、枕と云言は、もと巻より出たり、巻とは、袖を枕て、【古ノ袖は[illegible]ければなり、】枕こすれば云、[illegible]其を本にて必しも袖を巻かせねども、枕にすることを、凡て巻と云、手を巻とも、手枕巻とも云が如し、【されば枕を巻とては言重なるが如くなれども、其も後[illegible]名になりて、[illegible]を[illegible]云こと常なり、】上巻[illegible]に、多[illegible]、【男女互に手を[illegible]枕にする[illegible]】[illegible]に、多和[illegible]、[illegible]、万葉[illegible]に、[illegible]、手枕[illegible]、剣刀、身[illegible]、[illegible]着、又[illegible]、[illegible]巻[illegible]、三[illegible]に、家有者妹之手将纏、十二[illegible]に、[illegible]、又[illegible]志妹乎、【此ノ二ッの巻は、枕をマクと云り、】十[illegible]に、[illegible]之[illegible]、[illegible]由之なごなど多し、○[illegible]、[illegible]には【下の】[illegible]【[illegible]】[illegible]に、上[illegible]情を、又今一首によみ賜へるなり、故レ初ノ二句全く同じ、○阿良蘇波受、不争にて、不[illegible]かずし[illegible]、[illegible]従ひ奉れるを賞るなり、○[illegible]、書紀には[illegible]字無し、此[illegible]、[illegible]にる内に、[illegible]にて、[illegible]子を、[illegible]

に宿之久、今し悔しも、十四に、かなし妹を、何ちゆかめと、山菅の、背向に宿思久、今し悔しも、此と同じ、又四十に、吾妹子賀、念有四久四、面影爾見由、七廿に、玉拾之久、常不所忘、八廿に、來之久毛知久、十廿に、戀敷者、氣長物乎、廿に、故非之久能、於保加流和禮波などある之久も皆同じ、【右の内、宿之久、拾之久、來之久などは、斯は過去しことを云斯の如く聞ゆれど、然らず、さては、右の戀之久、過去しかを云るに非れば、聞えがたし、又此ノ戀之久は、常に戀しく思ふなど云之久にも非ず、されば右何れも、之久は、別に一格の助辭なり、】下の斯も呼も助辭なり、【袁斯叙とつゞきたる例は、常多し、叙呼云々と云るは、万葉十三に、汝乎付呼、吾丹依云、吾叫付毛、汝丹依云、十五に、比等奈甲波、伊毛爾安之伎、などあり、】○宇流波志美意呼布許、愛み思ふなり、書紀には、意ノ字無し、万葉十五廿に、宇流波之奈、安我毛布伊毛乎、書紀神代ノ卷に、我愛之妹、又愛也吾夫君、又友善、【友の交りに云も、男女の間に云と、本は同意なり、】

古事記傳三十三之卷

本居宣長謹撰

明宮中卷

又吉野之國主等瞻大雀命之所佩御刀歌曰本牟多能比能美古意富佐邪岐意富佐邪岐波加勢流多知母登都流藝須惠布由布由紀能須加良賀志多紀能佐夜佐夜

又と云は、上に御哥ども擧て、又哥をも擧たればなり、○吉野、上に出、【傳十八の六十二葉】○國主、白檮原ノ宮ノ段には、國巢と書り、書紀には、國樔と書れ、後の書どもには、皆國栖と書り、然るに此に主ノ字を書るは、あやしく、異なり、抑此は、白檮原ノ宮ノ段にも云る如く、久受と訓て、後の音便にて、本は久爾須と云けむを、爾須、奴志と通ひて、近く聞ゆる故に、如此も書るなるべし、【國主は、久爾奴志なる、其ノ爾奴は、おのづから切まりて、奴となる故に、久奴志なる、其ノ奴志と爾須と近く聞ゆればなり、即に、久爾奴志の意にて、奴を略き、志を須と轉し云か、宮主も、奴を略ける例なり、と云れき、久爾奴志の意とは、此ノ名を、國主ノ字の意と心得られたるにや、何れにまれ、此ノ主ノ字は、たゞ借字にて、此ノ意の名には非ず、】音を取れるには非ず、さて國巢の事は、彼ノ白檮原ノ宮ノ段【傳十八の七十一葉】に云り、なほ下にも云べし、○瞻ニ大雀命之所佩御刀、こは、次に大御酒を釀て獻ることある、其同シ時の

事[illegible]、又同時に下にもあるべし、〇本都多能は、[illegible]品陀[illegible]、[illegible]】品陀ノ天皇之御子〇[illegible]
名は、[illegible]部[illegible]、[illegible]の[illegible]に見えたる下に云べし、【傳廿八の十一葉】[illegible]
人[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]大刀なり、[illegible]なり、[illegible]由
こ、下に云[illegible]、都流藝は、[illegible]大刀の下【傳九の[illegible]葉】に云[illegible]
れこ刀の[illegible]能[illegible]云る言なり、故ゝ刀の利きを稱て、都流岐能刀とも、都流藝陀知とも、一ゝ都流藝とのみも云、
て、利き刀の名にもなれるなり、かくて此は、其ノ初メの意に云るにて、此ノ御刀を稱美たる言なり、【刀の名に云るには
非ず、[illegible]、[illegible]大刀に、上代の御物なれば、昔の[illegible]と云意にて、本劍とは云なり、万葉に、もとつ劍とも云るが如し、
こ云れたる[illegible]は、[illegible]かど、郭公は、去年も逢つる由にてこそ、母登とは云つれ、古ノ代の劍をもとつるぎとは云べくも非ず、
[illegible]これは、[illegible]に末と云ると對ひたる言にこそあれ、】〇須惠布由は、末振なり、末とは、上の本に對へて云るなり、其ノ
由は、下に云[illegible]を待て知ルべし、布由を振なりと云由は、先ッ振を、布久と云こと、上卷に、伊邪那岐ノ大神の、十拳劍を、
後手に布[illegible]、云々、とあるを、書紀に、背揮とかけたり、さて書紀に見えたる須佐之男ノ命の五世ノ孫、天之葺根
神と此ノ記の大國主ノ神の御父、天之冬衣ノ神と、同神と聞えて、是レ大刀に由縁ある名とおぼしければ、【此ノ事傳九の五
十六葉に云り】布久を布由とも云て、共に布[illegible]に同じきなり、又思ふには、布由は、次の布由紀の頭を先ッ云出て、言
の[illegible]にもあれども、【凡て上代の哥には、詠ひつゞけゝれば、然るさまのことも、をりをり例あるなり、高垣ノ宮ノ
段の哥に、[illegible]こはや、と云上に、先ッ古波夜とある類なり、】〇布由紀能須は、冬木如なり、【師は冬木如な
り、と云れつれど、[illegible]】那須を能須と云る例は、万葉十四[illegible]に、奈美爾安布能須、【浪に遇如なり、】[illegible]帶流伎
美[illegible]、又[illegible]、[illegible]波思[illegible]呂波、又[illegible]多[illegible]、久毛乃都久能須、[illegible]、[illegible]見

る乃須毗、家なる妹を、又見てもや、たゞなほあり、【那須は、稲掛ノ大平が云る如く、似すと云言なれば、能須とも云たり、似るよ、能流とも活き云言なればなり、さて万葉に、春の枕詞に、冬木成と云ること、處々にあり、此は冬木盛を寫し誤れりとの師ノ說、まことに動くまじく、然るべきことゝ思はるゝを、此に正しく布由紀能須とあれば、彼も疑ひなきにあらず、こはなほ考ふべきことなり、】さて此ノ冬木如は、たゞ枯と云言のうへにのみ係れる枕詞なり、【加良賀志多紀、と云句の意までは係らず、】〇加良賀志多紀能は、枯之下樹之なり、枯を加良とも云は、高津ノ宮ノ段に、枯野、【哥に加良怒とあり、】などあるが如し、さて此ノ枯は、上なる御哥の枯しと同意にて、葉の落亡るを云、下は、出雲ノ國ノ造ノ神賀詞に、彌高爾天下乎所知食牟事志太米、【〇たぐひは、下所見にて、その下かたの見えたるを云、】とある志太と同くて、下かたなど云意にて、俗語に云ば、葉の落下地と云ことなり、【經住も契沖も、上の句の終の須を、此ノ句の頭に屬て云は非なり、されば、伊勢ノ神寶の、須我流横刀を引たるも、此には叶はず、】さて此ノ二句は、次の佐夜々々を云む料の序にて、樹葉の落散むとするほど、【俗に云散下地、】木枯の風に動搖ぐ音の、さやさやと鳴る意につゞけたるなり、高津ノ宮ノ段ノ歌に、那豆能紀能佐夜佐夜、万葉二(丁七)に、小竹之葉者、三山毛清爾、亂友、白檮原ノ宮ノ段ノ歌に、許能波佐夜藝奴、万葉十(三十丁)に、荻之葉左夜藝、秋風之、吹來苗丹、〇佐夜佐夜は、清々なり、【上ノ句よりのつゞきは、木ノ葉のさわぐ音、哥の意は、清々にて、意別なり、】御大刀の身の勝れたるさまを見て、稱美申せる言にて、後ノ世の言に、拔ば玉ちる、氷の刄、など云こゝろばへなり、【師は、万葉に、劒後玉纒田井、とつゞけたる如く、古への大刀は、尻鞘に美玉を多くゆひたれたるを、末振といひ、振と古木と音をひゞかせ重ね、さて古木の枯枝に嵐の吹渡る音の如く、さやさやとかの玉の相觸て鳴るを云り、上代にして巧につゞけたるものなり、と云れたれど、いかゞ、大刀を譽とて、玉の音を云むもいかゞなるうへに、玉と云はざるを、推て玉とせむもいかゞ、玉の音ならば、必玉といはでは聞えぬこと

言ひ、且大刀の尻に佩れる玉は、特に着たれば、動く物に非ず、いかでか相觸て鳴ることあらむ、又さやく〳〵と鳴く、柄頭にてはあらじ、鞘あてこそ鳴る音はあらめ、又下をさ云も、の意にはあらず、】さて上に本と云、末と云るは、本より末までの意にて、本より末まで都流藝、【利くすぐれたる意】と見えて、振ればいと清けく見ゆと云意なるを、本と末とそ二方に分て云るなり、【されば本はつるぎ、末はさやさやと云には非ず、本末共につるぎへもさやさやへも係れり、】然るは、古への常にて、萬葉一に、船並而旦川渡、船競夕河渡、などあるも、朝も夕も旦川夕河共に、方に係れり、【旦は朝、夕は夕と云には非ず、】又三に、朝獵爾、鹿猪踐起、暮獵爾、鶉雉履立、とあるも、朝獵にも鹿猪、暮獵にも鶉雉と云には非ず、【朝獵暮獵に、獸をふみ起し、鳥をたてゝ云意なり、】此らなど並て准へてさとるべし、

又於吉野之白檮上作横臼而於其横臼釀大御酒獻其大御酒之時擊口鼓爲伎而歌曰加志能布邇余久須袁都久理余久須邇迦美斯意富美岐宇麻良爾岐許志母知袁勢麻呂賀知此歌者國主等獻大贄之時時恒至于今詠之歌者也

○此に國主等と云ざるは、上を承て、又と云にこめたるなり、○白檮上は、上ノ字は或本に依に、生を誤れるなるべし、【上は標の下に生ノ字脱たるにて上、は宇漏野、上などある、上かとも思へど、然には非じ、又白檮と云地名にて、哥に布とあるは、布は邊の意にて、上と云意かとも思へど、白檮とのみ云地名も、いかゞなるうへに、上を布と云る例もなきことなり、】故、加志布と訓べし、なほ歌の下に云をも合すべし、○横臼は、哥には、余久須とあれども、なほ今の字音の訓

べし、【哥は、調べによりて、延ても切めても云ことなれば、凡ての言、必しも哥には、泥むまじきこともあるなり、】されど哥のまゝに、訓むもあしくはあらじ、さて横とは、形狀に就て云名なるべし、今ノ世に、堅臼と云があるを以て思ふに、形の高きを、堅臼と云、【立たる臼と云意には非じ、横臼に對ひたる名なればなり、】低きを横臼と云なるべし、【契沖は、横臼とは、臼は木を縦にしてつくぼめたるを、是は横さまに穿たれば云にや、と云へれど、然にはあらじ、】○醸大御酒は、訶志比ノ宮ノ段ノ御哥に、許能美岐袁、迦美祁牟比登波、曾能都豆美、宇須邇多弖氐、宇多比都々、迦美祁禮加母、麻比都々、迦美祁禮加母、云々などもありて、酒は上代には、飯を水に漬したるを、臼に入レて、舂たゞらして醸しなり、【或人は、上古の酒は、一夜酒とて、米を水に一晝一夜ひたして、臼にて搗たるものなりと云り、米をと云るは違へり、米には非ず、飯をひたすなり、又臼にてひきたりと云るも、上代のわざにあらず、】万葉十六ノ卷に、味飯乎、水爾醸成とあり、さて右に引る哥に、歌ひつゝ、舞つゝとあるは、臼にて舂たゞらす時のしわざなり、大神宮儀式帳、清酒作物忌ノ職掌に、陶内人作進瓱三口仁、儲ニ舂白御酒ヲ、備ニ儲供奉ル、とあるにても、舂しこと知ルべし、【貞觀儀式大嘗ノ條酒ノ事の中に、陶臼と云物あるは、此ノ料か、大嘗宮式にも、陶臼三十口、と見えたり、又臼四腰、杵八枝とあるは、御酒の料の米を舂ク具と聞えたり、さて又思ふに、此ノ時に獻りし御酒は、書紀に、醴酒とありて、一夜酒なる故に、臼には舂しか、儀式帳なるも、白御酒とあり、然らば、上代にも醴酒をこそは臼に舂けめ、なべて然るには非るか、かの訶志比ノ宮ノ段なるも、醴酒にやありけむ、但し上代の醸法は、總て如此くなりけむを、書紀には、哥に横臼にとあるに依て、推て醴酒とは書れたるも知リがたし、】さて酒を造るを、迦牟と云ことは、上に云り、【傳九の卅一葉】○撃口鼓は、書紀には、打口とあり、今ノ世に、舌鼓を打と云フしわざか、又上下の脣を彈て、音をなすを云か、【又撃と云によらば、口を開て、喉より聲を出し、掌を以てこれを打ッを云かとも思へど然には非じ、撃とは、鼓と云からの言のみな

なるべし】いかにまれ、然する意は、酒を飲て、甘美き貌をなすなるべし、【書紀に仰咲とあるも、酒を飲て、心よくて咲經たるもよきなるなり】〇爲伎は、和邪袁那志弖と訓べし、【師は麻比袁那志弖と訓れたり、已にもさきにいへる、卜字何宮ノ宮段ノ大御哥に、麻比須流袁美那、とあるに依て、麻比志弖と訓り、然れども、よく思ふに、書紀にも舞の事は見えず、後までも、國栖は歌笛とのみありて、舞と諸ノ書に見えたることなく、此ノ記にも、儛とは書ずして、伎ノ字を書るなるを、彼此を考ふるに、儛と云べき態には非りしなるべし、】書紀に、打ㇾ口以仰咲とあるは是なり、【仰て咲ふは、實に可笑くて然るには非ず、ことさらに其ノ態を爲るなる故に、爲ㇾ伎とは云るなり、】〇加志能布邇は、白檮之生なり、神名帳に、大和國吉野郡川上鹿鹽神社あり、【今は大藏明神と云といへり、】今も樫尾村と云あり、國栖と相近し、此ノ地なり、そも〳〵此ノ地ノ名は、もと白檮樹の生たりしよりぞ負たりけむ、かくて鹿鹽と云るに依て思ふに、本は加志布と云けむを、【布と富とは通ふ音、】此は哥なれば、調のために、之を添へて云るか、又はもと加志能布なりけむを、かの後に、之を省きて、加志富とはなれるか、【古へに之と云しを、後に省き云例多かり、】其ノ間は、今決めがたし、【契沖が、上ノ文ノ白檮上とあるに就て、國栖が詞も訛れりと聞ゆれば、上の布と通はし云るか、白檮は地ノ名か、又白檮の木を敷たる其ノ上を云か、又按に、古事記の今ノ本、生ノ字を誤て上に作れるかと云るは、地ノ名かと云ると、生を上に誤れるかと云るはよろし、此餘は皆わろし、】〇余久須袁都久理は、横臼を作りなり、【許字を切めて久と云るなり、】〇余久須通に、横臼になり、〇迦美斯意富美岐は、釀みし大御酒なり、書紀には、美斯を綿盧とあり、【迦美斯と云と、迦米流と云とは、意いさゝか異れるを、此は何れにても宜きうちに、迦米流の方、いさゝか勝れり、凡ての言、此二ッの格、差別あることなるを、今ノ人は、其ノけぢめを辨へず、一ッに用ふめり、】〇宇麻良爾は、美味くと云に同じ、書紀顯宗ノ卷、室壽ノ御詞に、新墾之十握稻之穗、於淺甕釀酒、美飲喫哉、美飲喫哉、此云于魔羅儞烏野羅甫屢柯倭也、【をやら

ふることは、いかに云ることか、心得ぬ言なり、】○岐許志母知袁勢は、所聞以食なり、以は添へたる言なり、【契沖が、母と米と通ひ、知と之と同韻にて通へば、きこしめしをせなりと云るは、強解なり、】さて袁須は、賀須と同く云へば、所聞看せと云ことなり、又飲をも、袁須と云ることは、訶志比ノ宮ノ段、大后ノ御歌にも見えたり、【此ノ二句よ、己が獻る酒をしも、如此申せるぞ、人の眞心にはありける、凡て古には、神に物を獻るにも、其物を賞稱へ、人に物を贈るとても、身の勞をのべ、志の深きよしを云やれりしことにて、中昔までも、歌にはみな其ノ趣によめりき、然るを後ノ世には、反覆になりて、人に物を贈るにも、獻るにも、たゞへり下る詞をのみ云ことにするは、漢國の俗のうつれるにて、眞心に非ず、うはべの虚言なり、たとへに、人の得させたる物は、少く悪きをも、多きさまに好きさまに謝詞し、我が人に贈る物は、美く大なるをも、麁く小きさまに云やる、凡て彼方より得させたると、此方より贈ると、其物は全同じはごなるに、云やる言のうらうへなるは、僞言なること、目の前にあらはなれども、世のならひとなりぬれば、其をよきことゝ思ふめり、此ノ國栖が哥なるも、後ノ世人ならましかば、かくはよみてましや、さばかり山ノ奥なる賤き者の、いとも畏き大御前に獻るには、いかばかりかへりくだりたる言申てましを、美味らにきこしめせとしも申せる、古へ人の心の直かりしほどを思ふべし、後ノ世人は、心の内には、いみしき物ぞと思ひほこりながら、言にはいたくへりくだる、これらにても、漢國意の、よろづ虚僞なる事多きをさとるべし、】○麻呂賀知は、麻呂は、我ガ己なと云が如し、【此ノ稱いと古きを、奈良よりあなたの書には、此より外には見あたらず、今ノ京となりての物には、常多く見えたり、古くも人ノ名には多きも、此よりぞ出けむ、契沖、こゝに續紀に、蘇我麻呂古云々とあるを引たるは、皇子と云意としてなるべし、それと同様に、腋ノ子麻呂古ともあれば、此は勾ノ大兄ノ皇子の亦ノ御名とこそ聞えたれ、此ノ外にも、麻呂古と云も後に見えたり、但し其ノ名らはみな皇子と云意にてつけたるにはあらじか、さて師ノ説に、自ノ麻呂と稱ふことは、かしこき

なかごありと云に對へて、かごなく、まろなりと云意にて、拙く愚なる由の稱なり、と云れたるは、古への物言とも聞えず、漢意のまでところぼゆれ、】伯は、人を尊みて云稱にて、上卷、阿遲備比古遲ノ神の下に云るが如し、【卷十三の廿八葉】此は、君と云意にて、【忍し、父と云意に申せるには非ず、父と云も、尊みて云なれば、其中の一にはあれども、直に父と心得ては、言の意の本末たがへり、父には協ぬ稱なり、然るを契沖、直に父として解たるは、ましからず、天子は民の父母なる故に、云なるべしと云るは、まし漢意なり、さらにさる意以て云るにあらず、又師は、此ノ時國樔人ノ、君と云言を得知らで、父を天下の尊稱と思しなるべし、と云れたるも、いかゞ、】天皇を指て申せるなり、書紀に、十九年冬十月、幸ニ吉野宮ニ時國樔人來朝之、因以ニ醴酒ニ獻ニ于天皇ニ而歌之曰、云々歌之既訖、則打ニ口以仰咲、今國樔獻ニ土毛ニ之日、歌訖即擊口仰咲者、蓋上古之遺則也、夫國樔者、其爲人甚淳朴也、毎取ニ山菓ニ食、亦煑ニ蝦蟆ニ爲ニ上味、名曰ニ毛瀰、其土自ニ京東南之隔山而、居ニ于吉野河上、峯嶮谷深道路狹巘、故雖ニ不遠於京、本希ニ朝來、然自ニ此之後、屢參赴以獻ニ土毛、其土毛者、栗菌及年魚之類焉、○獻ニ大贄ニ之時々、恒ニ云々、大贄は、朝廷に貢進る御食物なり、此ノ段に、海人貢ニ大贄ニともあり、書紀仁德ノ卷に、有ニ海人ニ貢ニ鮮魚之苞苴ニ獻ニ于菟道宮ニ也、また、猪名縣佐伯部、獻ニ苞苴ニ、天皇令ニ膳夫ニ以問曰、其苞苴何物也、對言、牡鹿也、和名抄に、唐韻云、苞苴裹ニ魚肉ニ也、日本紀私記云、於保邇倍、俗云阿良方豆とあり、【大嘗と云の本はこゝなれども、事は異なり、】國樔の貢ニ進しは、書紀に見えたる如く、栗菌年魚などにぞありけむ、【其色目は、後の書に見えたることなし、】時々は、時毎にと云意なり、○詠之歌者也、姓氏錄【大和國神別】に、國樔出レ自ニ石穗押別神ニ也、神武天皇行ニ幸吉野ニ時、云々、因ニ時詔賜ニ國樔名ニ、然後孝德天皇御世、始賜ニ名人ニ、國樔意世古、次号世古二人、允恭天皇御世、乙未年中七節進ニ御贄ニ、仕ニ奉神態ニ、至ニ今不ニ絕、【此ノ文、神武天皇ノ御世の事は、彼ノ御段に引つれば、此には略きつ、さて孝德の德ノ字は、誤なるか、允恭天皇より先にあれば、な

り、又号世古の号ノ字は、乎ノ誤なるべし、神態とは、此ノ口鼓ヲ打、伎をなし、歌ふを云、古風なる故に、神態とは云るなり、さて國栖人の、物に見えたるは、續紀卅一に、正六位上國栖小國、授外從五位下】弘仁ノ内裏式元正ノ儀に云々、觴行一周、吉野國栖於儀鸞門外、奏歌笛、獻御贄、【若有事客不奏、他皆放此、】また七日ノ會式に、一觴之後、吉野國栖獻御贄、奏歌笛、また十六日ノ踏歌ノ式、十一月ノ新嘗會式などにも、此ノ事見えたり、貞觀儀式、大嘗祭ノ儀に、宮内官人率吉野國栖十二人、楢笛工十二人、【並著青摺布衫】入自朝堂院南左掖門、就位奏古風云々、其群官初入、隼人發聲立定乃止、進、國栖奏古風五成、云々、同辰日ノ儀に、一觴之後、吉野國栖於儀鸞門外、奏歌笛、并獻御贄、また新嘗會ノ儀、元日ノ儀、同七日ノ儀、同十六日踏歌ノ儀、などにも、右の如く見え、又九月九日ノ儀に、一兩觴之後、吉野國栖於承明門外、奏風俗、二日亦、【儀鸞門は、豐樂院の正門、承明門は、内裏の正門なり、】大嘗祭式卯日ノ儀に、宮内官人、引吉野國栖十二人、楢笛工十二人、【並著青摺布衫、】入自朝堂院東掖門、就位、奏古風、【太政官式には、大嘗ノ條に、吉野國栖奏古風、とあり、楢笛とは、いかなる笛を云にか、若は楢ノ木ノ皮を巻て、笛にしたるなどを云にやあらむ、楢ノ字、儀式一本には楢、一本には猶と作り、】宮内省式に、凡諸節會、吉野國栖獻御贄、奏歌笛、諸節日、十七人爲定、【國栖十二人、笛工五人、但笛工二人、在山城國綴喜郡、】其十一月新嘗會吉野國栖、【有位調布一端、無位庸布一段、】また、凡諸節賜群官饗者、正月一日十六日、九月九日等三節、親王已下云々、國栖笛工、正月七日十七日、五月五日、七月二十五日、十一月新嘗會等五節、親王已下云々、國栖笛工、民部省式には、凡吉野國栖、永勿課役、政事要略二十七、十一月三、清涼記、中辰日節會事云々、吉野國栖、於承明門外、奏歌笛、【其詞云、賀志乃云々、】進御贄、など見えたり、此ノ政事要略に、其詞云々と載たるは、此ノ哥の流れるにて、賀志乃不爾、與古朝須邇惠利天賀女多於保美岐、味良居於世古世丸賀朕、とあり、【國栖が世々を歴て、傳來し、かくは歌ひ流れるなるべし、されど中昔ま

で歌ひ傳へて、絶ず仕へ奉れりしは、いさゝくめでたきわざなりしを、其ノ後國栖參らずなりて、此ノ哥うたふ事も絶ぬる
は、いさゝくちをし、賀女多は、釀たると云ことなるべし、居ノ字は寫ヶ誤れるものか、又は口に歌ひたるまゝか、古世
は假字亂れたり、古世は、萬葉に多き許曾か、そを今ノ京になりての哥には、許世とよめる例あればなり、腹に、卽ち亂
して、チンと歌ひたる故に、此ノ字を書るにや、然らずは、此ノ字は書ノまじくや】さて右の書どもに、奏ス歌笛ヲと云
て、笛の事も見えたるに、此ノ記にも、書紀にも、笛を吹たる事は見えざるは、寫ヶ後ヶと云にこめたるなるべし、【笛は
やゝ後に、添たる事かとも云べけれど、然には非じ、元來の事なるべし、さて其笛は、横ノ笛にと見えて、上に云るが
如くなるかと思はるゝに、北山抄大嘗會ノ條に、國栖奏ニ古風ヲ五成、承平記云、其笛似ニ以テ揩摩孔ト とあるは、たゞ其ノ
音の然るさまに聞えたるよしか、又實に然爲るか、此ノ笛の事、なほよく考ふべし】小右記に、寛弘八年正月一日乙亥
云々、無シ國栖ノ奏、依テ不ルニ參上セ也、近年如シ之ノ、是大和守賴親時被ル調、已不ニ參上セ云々、と見えたれば、このほどよ
り、國栖人の參入て仕奉る事は絶たるなり、【此ノ後江次第、其外の書どもにも、節會に、國栖於ニ承明門外ニ奏ス歌笛ヲと
記したるは、眞の國栖人に非ず、たゞ其ノまねびのみなり、公事根源、元日節會ノ條に、今の國栖の奏とて、哥をうたひ、
笛を吹なりすは、吉野よりの年始に參りたると云こゝろなり、近代年中行事細記、元日節會ノ條ニ云、次國栖ノ奏ス云々、私云、
猶國栖者、樂人一人、候ニ同階ノ南ノ下ニ、奏ニ歌笛ヲ義ニ也、笛ハ變ニ調ヲ音取、また、白馬ノ節會ノ條ニ云、次國栖奏、音取平調、また踏哥ノ
節會ノ條ニ云、國栖ハ、音取ヲ越調と云り、樂人笛の音取を吹て、其ノまねびをするなり、】

此之御世、定ニ賜海部山部山守部伊勢部ヲ也。亦作ニ劒池ヲ、亦新羅人參渡來。是以建內宿禰命引率、爲ニ役之堤池ヲ而、作ニ百濟池ヲ。

此之御世は、下の赤ノ名ニ須々許理等參渡來也、と云までに、廣く係れる語なり、○海部は、阿麻と訓べし、【部ノ字を、別に辨とよむは非なり、】和名抄に、尾張紀伊などの郡ノ名の海部も、阿末とあり、よりて海部は、下卷淸寧ノ宮ノ段ノ御哥に、斯毘都久阿麻などあり、上卷又此ノ下、又書紀万葉などに、海人と書り、又書紀万葉に、白水郎、万葉には、泉郎、礒人、海夫、海子、なども書り、和名抄に、辨色立成云、白水郎、今按日本紀云、用ニ漁人ノ二字ヲ一、一云用ニ海人ノ二字ヲ一、和名阿萬とあり、【白水とは、泉ノ字を分て云なるべし、即チ泉郎ともあり、】また漁子、【和名伊乎止利、】漁父、【無良岐美、】潜女、【加豆岐米、】などあるも、皆海部の屬なり、○山部、書紀顯宗ノ卷に、云々、嘖ニ讓於上道臣等ニ一、而奪ニ其所領山部ヲ一と見え、【安閑ノ卷に、筑紫國膽狹山部とあるは、豐前ノ國に、諫山ノ鄕あれば、其處の部にて、膽狹の山部にはあらじ、】山部ノ連と云姓もあり、なほ次に云、○山守部は、山を守るを職とする一種の部の民なり、【大山守ノ命、此等の部を督賜ふ、上に爲ニ山海之政ヲとありし是なり、後の山部ノ連と云姓も、此ノ部を掌れる由なり、】書紀に、五年秋八月、令ニ諸國ニ定ニ海人及山守部ヲ一とあり、顯宗ノ卷に、云々、小楯謝曰、山官宿所ノ願ナリ、乃拜ニ山官ニ一、改テ賜ニ姓山部連ノ氏ヲ一、以ニ吉備臣ヲ一爲ス副ト、以ニ山守部ヲ一爲ス民ト、【以ニ山守部ヲ爲レ民とは、小楯と吉備ノ臣と二方にわたれり、】また、狹々城山君、韓袋宿禰云々、充ニ陵戸ニ一、兼守レ山、削ニ除籍帳ヲ一、隷ニ山部連ニ一など見ゆ、これらの趣を思ふに、山部と、山守部と、二にはあらず、同じ物と聞ゆるを、此に別に擧たるは、いかにぞや、書紀に、山部は無きぞ正しかるべき、万葉二に、樂浪乃大山守者、爲誰可、山爾標結、君毛不有國、三卷に、山守之、有家留不知爾、其山爾、標結立而、又山主者、蓋雖有、六卷に、大王之、界賜跡、山守居、守云山爾、七卷に、山守之、里邊通、山道曾、【二ノ卷に、大山守とよめる大は、さゝなみの山は、大津ノ宮の邊なる山にて、殊なる山を以て、此ノ山守を稱て云なり、大御學などの大の如し、】續紀九に、勅シテ定ニ諸寺山戸ヲ一、令レ禁ニ伐ルヲ諸山木ヲ一、【初とは、そのかみ此ノ部絶て無かりしを、又更に初て充られしにや、】○伊勢部は、玉垣ノ宮ノ段に、定ニ伊勢部ヲ一、【傳廿四の十

五年、】下卷高津ノ宮ノ段に、定葛城部、若櫻ノ宮ノ段に、定伊耶本和氣部など、其ノ地の部と名を負せて、其ノ地々に置るよし書るを、其は皆其ノ由縁ありてなるを、此ノ伊勢部は、何の故に定られしにか、知がたし、書紀には此ノ事見えず、【但し書紀にも、伊勢部と云称見えたることなし、三代實録十四に、大和國高市郡伊勢[illegible]田中ノ神と云見ゆ、此は[illegible]の名なるべし、】○劒池は、既に上に出たり、【傳廿一の四十葉】然れば、此は[illegible]り有しか、修はれたるを、作とは云るにや、【然る例他にも見ゆ、】書紀にも、十一年冬十月、作劒池輕池鹿垣池廐坂池、とあり、○堤池は、堤を築きたる池なり、堤は、川及池などの堤を築事、池は、池を掘事なり、さて都々美とは、水を包みて、外へ漏し溢れさせぬ由の名なり、万葉三ノ卷に、彼山之堤有尓春、などあり、和名抄に、陂ノ作堤、和名都々美、○役之、役ノ字、諸本並に作るは、誤なるべし、今は延佳本に從へり、高津ノ宮ノ段にも、役秦人作茨田堤、及茨田三宅とあればなり、さて此【役之】三字を、延陀多世弖と訓べし、【役ノ字は、陀多世の世にあてゝ、書るなり、記中此ノ例多し、之ノ字は、新羅人を指るにて、許禮を云意にて書るなれど、此は讀まじきなり、】延陀知は、役立なり、【延は、役ノ字の音にはあらず、本よりの古言なり、水垣ノ宮ノ段、役病ノ處、傳廿三の廿二葉考へ合すべし、】延は、充の約りたる言か、詳ならず、陀知は、民の其事に發起くを云、万葉十四に、[illegible]保[illegible]乃、[illegible]可里古[illegible]、可奈之伊毛[illegible]、[illegible]久[illegible]、[illegible]可母、これは延陀知なり、東言に、欲太知と云り、十六ノ卷に、無役放者【今ノ本に、エダチハと訓るは、わろかめり、】さて此は、建内ノ宿禰ニ、新羅人の參渡來つるを引率て、役使て、處々の堤を築き、池を掘らせなどせらるゝなり、○百濟池は、此ノ外には、古書に見えたることなし、百濟は、たゞ池の名か【此ノ事下に論あり、】又其ノ地名か、百濟と云地は、和名抄に、攝津國百濟【久太良】郡あり、又河内國錦部郡百濟郷あり、書紀敏達ノ卷に、宮于百濟大井、皇極ノ卷に百濟大井家などあるは、此なり、【同卷に、石川ノ百濟村と見ゆるは、一か別なるか、錦部ノ郡と、石川ノ郡とは並へり、】又

舒明ノ卷に、以₂百濟川側₁爲₂宮處₁、云々徙₂於百濟宮₁とあるは、三代實錄卅八に、大和ノ國十市ノ郡百濟川云々とある處にして、川は、廣瀨ノ郡との堺なり、【今も廣瀨ノ郡に百濟村あり、此ノ川に近し、古へに、百濟ノ大寺と云ありしも、此なり、舒明紀三代實錄をも引合すべし、天武紀に、勒₂兵於百濟家₁、とあるも、こゝなるべし、】萬葉二ノ卷に、百濟之原とよめるも、此なり、八ノ卷に、百濟野とよめるも、同じかるべし、【大和志に、廣瀨ノ郡に、百濟ノ池を擧て、百濟村西、廣四百畝、と記せり、此ノ池にやあらむ、】さて此は、新羅人を役て、處々の堤及池を修り、及百濟ノ池を作れり、と云ることなるを、而とあるに因て、少しまぎらはしく聞ゆれど、【是は、即チ百濟ノ池の堤のことゝ聞ゆれど、然には非ず、然ては、上なる池ノ字あまればなり、若シ而ノ字を除きて、及ノ字に換れば、文義明らかなるに似たれども、然ては百濟ノ池を作れる事は、新羅人の役に係らずして、別に一件となる故に、及とは云ざるなり、】而は、新羅人を役へることを、此ノ池作れるまでに係て云る辭なり、さて此ノ事、書紀には、七年秋九月、高麗人百濟人任那人新羅人並來朝、時命₂武内宿禰₁領₂諸韓人等₁作₂池、因以名₂池號₂韓人池₁、とあり、【是につきて又論あり、まづ此ノ記に、百濟ノ池とあるは。若シ其ノ地ノ名にはあらで、たゞ池ノ名ならば、新羅人を役て作れゝば、新羅ノ池とこそ云べきを、百濟ノ池としも云る故は、書紀に、韓人ノ池とあると合せて思ふに、百濟國は、殊に親く仕へ奉りし國なるが故にや、諸の韓國の中にも、取わきて、彼ノ國を韓人と云ることあり、書紀欽明ノ卷、十七年の處に、韓人ノ大身狹ノ屯倉、高麗人ノ小身狹ノ屯倉とありて、言₂韓人₁者、百濟也と註し、また一本に、云々、韓人高麗人云々、これ高麗に對へて、百濟を、韓人と云り、然れば、韓人と云と、百濟と云と同意なる故に、もとは韓人ノ池なるを、百濟ノ池とも云るか、若シ然らば、初に名けたる由は、書紀の如く、諸の韓人にても、此ノ記の如く、新羅人にても、韓人とは云べければ、同じことなるを、其ノ名を後に百濟のことに取て、百濟ノ池とも云るにや、又は、韓人を役て作れるに因て、本の名は韓人ノ池なるを、百濟ノ地に在るを以て、百濟ノ池とも

云ることや、何れにもあれ、右の考への如くなるときは、此ノ記と書紀との異、たゞ新羅人とあると、諸ノ韓人とあるとのみにして、池は一ッなり、又云ク、此ノ記と書紀とは、もとより傳ヘ異にして、池も別なるか、大和志に、韓人ノ池をば、城下ノ郡唐古村に在て、今は柳田ノ池と云よし記したれど、唐古てふ村ノ名につきてのおしあてにはあらざるか、例のおぼつかなし、

亦百濟國主照古王以牡馬壹疋牝馬壹疋付阿知吉師以貢上此阿知吉師者。阿直史等之祖。**亦貢上横刀及大鏡。又科賜百濟國。若有賢人者貢上。故受命以貢上人名和邇吉師。即論語十巻千字文一巻幷十一巻付是人即貢進。**此和邇吉師者。文首等祖。**又貢上手人韓鍛名卓素。亦呉服西素二人也**

百濟ノ國主、國王は、許爾伎志とも、許伎志とも訓べき由、神功皇后ノ段【傳卅ノ六十葉】に云るが如し、百濟ノ國も、彼處に出たり、【傳同巻の六十五葉】此ノ國王の先祖は、續紀四十に、百濟遠祖都慕王者、河伯之女、感日精而所生、また夫百濟太祖都慕大王者、日神降靈、奄扶餘而開國、などあり、都慕王は、姓氏錄にも、處々に見えたり、【その和ノ朝臣、百濟ノ朝臣、百濟ノ公などの條に、印本に、孝慕王とあるも、古本には、都慕王なり、からぶみ後漢書に、夫餘國云々、初北夷索離國王出行、其侍兒於後姙身、王還欲殺之、侍兒曰、前見天上有氣、大如雞子、來降我、因以有身、王囚之、後遂生男、王令置於豕牢、豕以口氣噓之、不死、復徙於馬蘭、馬亦如之、王以爲神、乃聽母收

養、名曰東明、東明長而善射、王忌其猛、復欲殺之、東明奔走、南至掩滞水、以弓撃水、魚鼈皆聚浮水上、東明乘之得渡、因至夫餘而王之焉、と云り、さて北史百濟傳に、右の後漢書に載たる事を記して、云々、東明之後有仇台、篤於仁信、始立國於帶方故地、漢遼東太守公孫度、以女妻之、遂爲東夷强國、初以百家濟、因號百濟と云り、又後漢書に、高句麗をも夫餘の別種とありて、魏書には、高句麗者出於夫餘、自言先祖朱蒙、朱蒙母河伯女、爲夫餘王閉於室中、爲日所照、引身避之、日影又逐、既而有孕、生一卵、大如五升、夫餘王棄之與犬、犬不食、棄之與豕、豕又不食、云々遂還其母、其母以物裹之、置於暖處、有一男破殼而出、及其長也、字之曰朱蒙、其俗言朱蒙者善射也、云々、夫餘之臣、又謀殺之、朱蒙母陰知、告朱蒙曰、云々、朱蒙乃與烏引烏違等二人、棄夫餘、東南走、中道遇一大水、欲濟無梁、夫餘人追之甚急、朱蒙告水曰、我是日子、河伯外孫、今日逃走、追兵垂及、如何得濟、於是魚鼈並浮、爲之成橋、朱蒙得渡、云々、遂至普述水、云々、至紇升骨城、遂居焉、號曰高句麗、云々、北史にも、如此記せり、此の朱蒙が故事、かの後漢書の、東明が故事に、能よく似て、別なるは、傳への異にて、實は一つ事と聞えたり、續紀に、河伯女云々とあるも朱蒙が事に合へり、思ふに、鄒牟と、東明と、朱蒙と、音やゝ近ければ、韓國の音にては、殊に近く通ひて實は同人なるべし、梁書には、高句驪者、其先出自東明とて、かの東明が事を記して、高句驪の祖とせるは、朱蒙を混らかしたるか、又朱蒙即東明と心得て記せるか、何にまれ當れることなるべし、さて朝鮮の東國通鑑には、百濟の始祖高温祚王と云、其よりの世々を記し、以扶餘爲氏といひ、始祖の元年を、漢の成帝が鴻嘉三年に當れりとせり、垂仁天皇の十一年なり、】かくて息長帶比賣の大后の御時より、皇朝には歸服て、世々殊に親く忠に奉仕來けるを、【故其國人の、參來て、皇國に留れる多く、世々の王の子孫も多くして、姓氏録の諸蕃に、其氏々多かり、】齊明天皇の御世六年に、新羅と唐とに國を滅されたり、義慈王と云が世なりけり、【其時義慈王の

す、譯語ニ釋慶三二人、吾國に參入居たりしを、譯語をば、國に還されて、云々せられ、釋慶は吾國に留れるを、其後天皇ノ御世に、百濟ノ王に賜はりたり、其子孫ノ姓は、朝臣、氏ノ戸ノ姓ありて、百濟は姓にて、其子孫ノ許忠ニ同じ、傳に、いふ物ノ事の嶋語にて、三十有ノ二年ノ冬、皆ノ是に、會辭、釋義にもある、今は、姓なり、又聞えぬる事、譯語ニ同音か、易に在るを、讀なり、其家ノ子孫、子良、興、子孫其外にも、百濟ノ臣下ニ云ふ人、世々の史に多く出たるは、皆此ノ氏人にして、何も官位を賜はりて、久しく皇朝ノ諸臣の列に在けり、此ノ氏ノ子孫にてもありて、新撰姓氏録ノ右京諸蕃に載れり、河内ノ國交野ノ郡に、此ノ氏の居處ニて、今もありとぞ、世紀に百濟ノ王三云ふあり、西宮記に、百濟ノ王、交野ノ検校ニ云ニなされしことも見えたり】○照古王は、【照は、舊印なきを例に、○○○○三例れたるも、あ○○ニ三れども、此ノ記、書紀にあまた出たる韓人の名ども、凡て皆其ノ字音にても讀べけれど、今はただ字音のまゝに、世宇古剛字と讀つ、但し、これも、後ノ世の如く、音便に、じ○○訓ずからず、假字のまゝに、世も剛も、二ッの字も、正しく讀べきなり、又照ノ字の假字を、しやうとするも、非ぞ】書紀神功ノ卷、四十六年ノ處に、百濟ノ肖古王と見え、四十九年の處に、其ノ肖古ノ王、五十五年に、百濟ノ肖古王薨ニ見たる、肖字は、肖ノ字の誤れるにて、此ノ王なり、【肖ニ照と、音同きゆゑに、通はし書るなり、ゑ肖古王は、東國通鑑に依れば、百濟の第六世の王にして、其元年は、漢ノ桓帝ノ永康元年にして、皇朝ノ成務天皇ノ崩ましし年に當り、神功皇后の攝政を始め賜ひし年、此ノ王の第四年に當れり】又欽明ノ紀に、百濟ノ聖明王ノ曰、昔我先祖速古王貴首王之世、安羅加羅卓淳ノ旱岐等、云々、とあるも、彼ノ皇后の御世の事にして、速古王即肖古王なり、此に、肖ニ速ニ、韓國ノ音相通ひて、書りと見ゆ、【又速字は、肖の誤かとも思へど、誤には非じ、姓氏録百濟の氏々の中にも速古王之後也、ニ云ニ多く、其を一本に作、ルを肖古王ニあれども、そは中々に後ノ人のさかしらに改めつるにて、元より速古なるべし、又速古王ニ

もある、其も速の誤なるべし、又近速王とも云るもあり、其は古ノ字の脱たるにて、近肖古王と同人なるべし、近肖古王の事は、次に云】さて續紀四十に、津連眞道等上表言、眞道等本系、出自百濟國貴須王一、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、云々降及近肖古王一、遙慕聖化一、始聘貴國一、是則神功皇后攝政之年也、其後輕島豐明朝御宇應神天皇云々、國主貴須王云々と見ゆ、【これも肖ノ字を背に誤れり、さて此とは、肖古王なるを、近肖古王とあるも、混れつる誤なり、近肖古王は、肖古王とは別にして、其ノ元年は、東國通鑑などに依に、仁德天皇の三十四年に當りて、遙に後なり、さて貴須王は、書紀に、肖古王の子にして、大后の六十四年に薨と見ゆ、貴首とも作り、東國通鑑には、仇首王とあり、又姓氏錄に、近貴首王とも見えたり】これらに依れば、此ノ王は、大后ノ攝政の御世にて、此ノ御世【應神】には及ばざりしが如くなれども、大后ノ御世と云るほども、此ノ記にては、即チ此ノ天皇【應神】の御世なれば、違ふことなし、【されば馬を貢り、阿知吉師を貢りしなどは、大后ノ御世と云るほどにて、かの五十五年、肖古王薨、とあるより、前の事にぞ有けむ、】然るを、書紀には、十五年【應神】の處に、百濟王遣阿直岐一、貢良馬二匹一、云々とあるは、此ノ時彼ノ國阿花王と云が世なれば、傳への異なるなり、【書紀ニ云、三年、百濟國殺辰斯王一以謝之、紀ノ角宿禰等、便立阿花一爲王而歸、十六年、百濟阿花王薨、とあれば、十五年は、阿花王の時なり、此ノ記に、照古王とあること合はず、阿花王は、肖古王の曾孫なり、さて東國通鑑などには、阿花を、阿莘と作て、其ノ元年は、晉ノ大元十七年とあれば、仁德天皇ノ八十年にあたれり、其ノ薨たるは、其ノ十四年とあれば、履中天皇ノ六年にあたれれば、書紀と百廿年ばかり違へり、そも〳〵東國通鑑などは、信がたきこと多しといへども、此ノ年代は、彼書の方よろしかるべし、書紀は傳への亂にて、年代違へりと見ゆ、此ノ天皇の御代は、彼ノ國は肖古王貴須王の時なるべし、さて阿花の花ノ字は、華なるべく、莘は、華を誤れるものなるべし、】〇牡馬は、袁馬、牝馬は、賣馬と訓べし、万葉五に、美麻、【御馬なり、】書紀

に、十匹、驪などもあり、【上に並云ともあれば、多く字の略きて、驪と云ふ例なり、】○壹疋は、此を都と訓べし、書紀に、馬一匹とある、皆此例に用り、雄略紀に、馬八疋とあり、其訓に、宇麻能夜都疋とあるは、即疋と云ことに當れらむ、訓なほず、【今ノ世に、布帛の類、又獸などの數の疋を、比佐と云は、馬より出たることにて、一疋二疋と云ことにやあらむ、又疋を字の音の訛れるにもあらむか、】さて馬は、御國に、神代よりある物にて、書紀欽明ノ卷に、百濟の使人の國に還る時、良馬七十疋を、彼ノ國に賜ひし事も見えたるに、今此より貢りしは、殊なる良馬にてありけむ、○阿知吉師、此ノ名書紀に、阿直岐とあり、又子孫ノ姓を、阿直ノ史と云へるに依に、正しくは、阿知岐吉師なるを、同音の重なる故に、一ツを省きて云ならへるなるべし、【書紀に、阿直岐とありて、アトキと讀ければ、トキを切めて、チと云るか、とも思へど、然には非じ、】吉師は、伎志と讀べし、次の和邇吉師も同じ、【然るを、延佳本に、古るは上へ讀、師をミフミヨミと訓るは、非事、凡て某ノ師と云稱は、例なきことなり、】書紀に、吉士某、また某ノ吉士某、など云る名多し、【こをも、まれに吉師とも書り、】是なり、此はもと新羅國の官、十七等の中の第十四を、吉士と云よし、漢籍【北史】に見えたれば、其國にても、其を取て、蕃人の品に用ひられたりと見えて、繼體ノ卷に、吉士老、敏達ノ卷に、吉士金子、吉士木蓮子、吉士譯語彦、また安康ノ卷に、難波吉士日香蚊、雄略ノ卷に、日鷹吉士堅磐固安錢、難波吉士赤目子、など、なほ卷々に多く見えたり、【其ノ居地を以て、某ノ吉士と云るなり、さて後には、やがて姓ノ名となれり、】と見ゆるもあり、】さて此ノ吉士と云者の事を記せるを考るに、或は韓國に遣へる使、或は韓人の朝れるを接待る事などに、凡て蕃ノ國の事に仕奉れり、是を以て思ふに、もと韓國より歸化居る者を、此ノ品になし賜ひて、子孫も其職を繼しと見ゆ、此ノ阿知吉師、和邇吉師も、其類なり、【但し、此ノ人々、書紀には、吉士とは見えざるを思ふに、此ノ御世には未だ吉師と云稱は無かりけむを、やゝ後に、かの吉士と云ものにならひて、此ノ人々をも、おしなべて吉師と語り傳へたるにもあるべし、此ノ

時は、いまだ新羅の官名を取用ひらる、ことなどあるまじければなり、されど此はいかゞありけむ、今決めがたし、】書紀に云、十五年秋八月、百濟王遣阿直岐、貢良馬二匹、即養於輕坂上廐、因以阿直岐令掌飼、故號其養馬之處曰廐坂也、阿直岐亦能讀經典、即太子菟道稚郎子師焉、【此阿直岐と、直支王とを、一つに心得たる人あり、誤なり、直支王は、八年紀註に、百濟記云、阿花王云々、遣王子直支于天朝、以脩先王之好也、十六年、百濟阿花王薨、天皇召直支王謂之曰、汝返於國以嗣位、仍云々、二十五年、百濟直支王薨とあり、八年より十六年まで皇朝に參來居たり、と見ゆる趣なり、東國通鑑に、阿莘王薨、太子腆支質倭國、云々、倭王以兵百人衞送腆支、云々、國人迎立爲王と云る、この腆支を、直支とも云るよし、彼國の三國史記に見えたり、倭王云々の事も、書紀と合へり、さて直支を、書紀にはしと假字を附たり、腆支と直支と、音相通し、又支は、しの音なり、集韻に、祇の音をも注したれど、其はたゞ地名のときのみにこそあれ、常の音に非ず、又此間にて、きの假字に用るは、伎ノ字の偏を省けるものにて、別なり、直支王は、大かた右の如くなれば、阿直岐を、此と一つに混ふべきに非ず、或は、腆はあつしと訓む字なる故に、此方にて阿直岐と書りなど云も、ひがことなり、さて又東國通鑑には、かの腆支王の元年は、晉ノ義熙元年とあれば、履中天皇の六年に當りて、書紀と年代大く違へり、されば上にも云る如く、書紀は傳への亂にて、阿花王、直支王は、此ノ御代に非ず、後の御代のことゝおぼしければ、阿直岐と、直支王とは、別人なること、さらなり、】○阿直史は、阿知伎能布美比登と讀べし、【直ノ字を書れば、濁音にてもあらむか、今は阿知吉師の名に依て、知を清音とはせるなり、又史は、淡海公の名など、不比等とも書れば、美を省きて、布比登とも訓べし、】阿直は姓なり、祖ノ名に依れるなるべし、史は、書人の意にて、尸なり、此ノ外にも、船ノ史、壹伎ノ史、楊侯ノ史など、なほ姓氏錄、諸蕃に、史の尸の氏氏多し、さて書紀にも、阿直岐者、阿直岐史之始祖也と見え、天武ノ卷に、十二年冬十月、阿直史賜姓曰連、姓氏錄に、

安勅達、百濟國貴王之後也、續後紀三に、阿田史福吉同姓枝公等三人、賜姓清根宿禰、枝公之先、百濟國人也、○亦貢上横刀及大鏡、こは阿知吉師に附ては非ず、異時の事なり、亦と云る、其意なり、さて横刀も鏡も、皇國に有物なるに、貢れるは、必尋常ならず、めづらしきさましたる物なるべし、【鏡は、大きあれば、殊に大にて、めづらしきなるべし、】此事書紀に云、神功ノ卷に、五十二年秋九月、久氐等從千熊長彦詣之、則獻七枝刀一口、七子鏡一面、及種々重寶云々とあり、【七子鏡、漢籍にも見えたり、こは周に七ツの子ありて、俗に九曜ノ紋と云物の如き状したる鏡にやあらむ、】かの大后ノ攝政の御世と云は、即チ此ノ天皇の御代なれば、此に記せると、御代違へるに非ず、○百濟國は、科賜へ係れり、【若有賢人者へ係れるにはあらず、】科は、仰せ也、○賢人は、佐加志比登と訓べし、書紀に、賢、聖、人、賢、哲、賢、良、明、哲、哲、才など、然訓り、上卷ノ才ノ字ノ傍訓にも、佐加志臣、書紀仁德ノ卷に、賢遺臣云、左河之能許里などあり、【又かしこきひとゝも、かしこきひとゝも訓べし、】萬葉三に、古之、七ノ賢キ、人等毛○和邇吉師は、【眞福寺本延佳本には、吉ノ字無し、但し眞福寺本には、次なる細書の所には、此ノ字あれば、此處になきは、誤て脫せるものなり、然るを延佳本は、上の阿知吉師をも、書紀に阿直岐とあるに依て、吉をば上に屬て、師を一字削して、あちきとよみご謂るに准へて、此ヲをも同く然謂むためにか、誤りに、吉ノ字をば削きたるなるべし、今は多くの本、及書紀ノ稱に引るにも、皆吉師とあるに依れり、】書紀に、十五年云々於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、對曰有王仁者ノ是秀也、時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟、仍徵王仁也、十六年春二月、王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達、【王仁は、續紀に、其ノ祖父を王狗とあれば、王は姓なるべし、然れども、此ノ記に和邇とあるを照して、わにとこそ讀べけれ、字音のまゝに、わうにむと讀習へるは、いかゞなり、】續紀四十に、文忌寸最弟、武生連眞象等言、云々、其本系、出自漢高帝之後曰鸞、鸞之後王狗、轉至百濟、久素王時、聖朝遣

使、徵召文人、久素王即以狗孫王仁貢焉、云々、【久素王は、貴須王なるべし、】古語拾遺に、至於輕島豐明朝、百濟王貢博士王仁、云々、至於後磐余稚櫻朝、三韓貢獻、奕世無絶、齋藏之傍、更建内藏、分收官物、仍令阿知使主、與百濟博士王仁、記其出納、始更定藏部、【應神天皇ノ十六年より、稚櫻ノ朝ノ元年までは、百十餘年を經つれば、王仁其ノ御世まで在つらんは、甚く長壽くやありけん、疑はし、若くは王仁が子孫と云を、傳へ誤れるにや、さて河内志に、王仁墓、在河内國交野郡藤坂村東北御墓谷、今呼於爾墓と云り、】○論語千字文、論語はさることなれども、千字文を、此時に貢りしと云ことは心得ず、此御代のことは、上ツ代の書に、間に傳はるべき由なければなり、【其故は、集註千字文ノ序に云、晉ノ武帝ノ滅呉之後、始在路州城、大夫鍾繇、適得此文、上天子、帝愛不釋手、晉後宋文帝遂、移向丹陽、遺失、其千字文在水中、路逢雨、皐漏濕千字文、行至丹陽、藏於民中、晉治天下、得十五帝、共一百五十年、宋文帝劉裕承晉治天下、闕晉帝書庫中見此千字文、雨漏濕失其文第、使右軍王羲之次韻、不得、宋帝治天下、凡六十年、齊承位治丹陽、亦無人次得、齊七帝治三十年、梁武帝承位、乃命周興嗣次韻千字文、と云り、此ノ集註は、梁ノ李暹と云人の作れるなり、抑かの晉ノ武帝と云は、應神天皇と同時にあたれば、此ノ時既に千字文成出はしつとも、いまだ世には弘らずて、其後文第亂れ損ひて、讀つたかりしぞ、梁ノ後梁ノ武帝が時に至りてぞ、韻ヲ次て、全くはなりぬれば、世に廣まりて、百濟あたりまでも傳はりけむは、又其後のことなるべし、梁ノ武帝は、武烈天皇より、欽明天皇ノ御世までに當れり、或説に、奏ノ周興嗣之千字文と云物あり、此御世に貢りつるは、其なりとも云れど、非なり、さるひがこと物はありとも、其にては非ず、さて今の周興嗣が作れるにて、即今の千字文を云るにこそあれ、】されば、此は遙に後に渡り參來にけるを、其書重く用ひられて、殊に世間に普く習誦む書なりしからに、世には輕島天皇の御世に、和邇吉師が持參來つるよしに、語り傳へたりしなるべし、古へより世に重く用ひられし

ここは、三代實錄廿七に、貞觀十七年夏四月廿三日、皇太子始讀千字文、從五位上守右少辨兼行東宮學士橘朝臣廣相侍讀、親王公卿畢會、宴飲酣暢、五位以上、并侍讀陣頭六位賜祿各有差、【後には、皇太子の御讀書始は、必孝經と云書に定まれる如くなれるを、古へはさも非りしにこそ、】うつほの物語樓ノ上ノ巻に、大臣此ノ君にこの千字文をならはし奉り給ひしかば、やがて一日にきゝうかべ賜ふ、榮華物語莟花ノ巻に、又或ハ僧坊なる見れば、うつくしげなる童どもさら、千字文を誦しならひ、孝經をよむなどあるを以テ知ルべし、さて皇朝に漢籍の渡リ參來て、文字あるは此ノ間こそ始なりける、【其ノ由傳ノ首ノ巻にも云るが如し、日本紀竟宴ノ哥に、王仁を、橘直幹、和多都美能知倍能之羅奈美古江天古曾、八島乃久爾々不美波都多不禮、そも〳〵此ノ時の事、書紀には、只太子習諸典籍於王仁、とのみありて、書籍を貢りし事の見えざるに、彼ノ紀は、凡て諸く漢ぶりに飾りて撰ばれたるほどに、文字書籍は、神武天皇の御世にも、既くより有しふりに記されたれば、上代に文籍なかりしと云ことを、あかずおぼして、此ノ御代に始めて渡リ來し事なれば、忌隱されたる物とこそ思はるゝ、又或人東國通鑑に依て、百濟國には、仁徳天皇ノ六十二年にあたれる年より、始めて文字書記はありしに、其より先キに、此國より書籍を貢れりと云こと、いかゞと疑ひたるは、中々にひがことなり、皇朝ノ此ノ時に書籍を貢りしことは、慥にて、論なければ、百濟には既に有しこと著し、然るに誤り多きかの東國通鑑などを疑はずして、返て此事を疑ひたるは、例の漢意に泥て、○續紀四十津ノ連眞道等ガ上表に、眞道等本系出自百濟國貴須王、云々、輕島ノ豐明ノ朝御宇應神天皇、命上毛野氏遠祖荒田別、使於百濟、搜聘有識者、國主貴須王、恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王、一名智宗王、隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是始傳書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於此、云々、從此而別、始爲三姓、各因所職、以命氏焉、葛井船津連等即是也、云々、伏望改換連姓、蒙賜朝臣、勅因居地、賜菅野朝臣、とありて、和邇吉師が事と同くて、別なるは、辰孫王も、和邇と同時に、同シ列に參來つるが、此ノ

記書紀などに、其ノ傳へは漏たるなるべし、姓氏錄に、菅野朝臣、出自百濟國都慕王十世孫貴須王也、葛井宿禰、菅野朝臣同祖、云々、津朝臣、菅野朝臣同祖、云々、船連、菅野朝臣同祖、云々、】○郎貴進の郎ノ字は、以の誤か、○此ノ和爾吉師、【爾ノ字一本に邇と作り、上にも邇と作れば、此もさるべきなれども、今は諸本に依れり、爾と邇とは、全同じさまに用ひたる例もあればなり、又延佳本に、吉ノ字無きは、さかしらに削けるなるべし、其由は上に云り、諸本皆あり、】○文首【布美能意比登と訓べし、】は書紀に所謂王仁者、是書首等之始祖也、古語拾遺に、博士王仁是河内文首始祖也、など見えて、氏人は、書紀雄略ノ卷に、河内國古市郡人書首加龍、齊明ノ卷に、河内書首、【闕名】天武ノ卷に、書首根麻呂など見え、同卷十二年九月、文首賜姓曰連、十四年六月、書連賜姓曰忌寸、續紀四十、文忌寸最弟等上表に、文忌寸等、元有二家、東文稱直、西文號首、相比行事、其來遠焉、今東文擧家既登宿禰、西文漏恩、猶沈忌寸、云々、於是最弟及眞象等八人、賜姓宿禰、姓氏錄【左京諸蕃漢、】文宿禰、出自漢高皇帝之後鸞王也、又文忌寸、文宿禰同祖、宇爾古首之後也、【さて此氏にまぎらはしきことゞもあり、其はまづ、此ノ氏の外に、別に文ノ直と云氏あり、其は和邇が後には非ず、漢ノ直より別れたる氏にて、尸も直にて、姓氏錄に、文忌寸、坂上大宿禰同祖、都賀直之後也とあり、書紀に、其ノ氏人もこれかれ見えたり、首と直とは尸を以て辨ふべし、さて其氏人は、世々倭ノ國に居りし故に、倭ノ文ノ直と云ひ、此ノ和邇が後なるをば、河内ノ文ノ首と云り、右に引る續紀などに、東ノ文とあるは、倭ノ文ノ直なり、西ノ文とあるは、河内ノ文ノ首にて、東西を即やまとかふちと訓ことなり、學令に、東西史部とある、義解に、居在皇城左右、故曰東西也とあり、但し此ノ注はまぎらはし、皇城の左右には拘らず、河内は西、倭は東なる故に東西と云なり、たとひ皇城の在に居ても、倭ノ國なるをば東と云るをや、さて天武天皇の御世に至て、文ノ首も文ノ直も、共に連になり、又忌寸になれるより、兩氏いよゝ紛はしければ、たゞ東西を以て辨ふるなり、續後紀三に、左京

人文忌寸藏主、同姓三雄等、賜姓淨野宿禰、河内國人文忌寸繼立、改忌寸賜宿禰焉、藏主三雄繼立等之先、百濟國人也、とある、繼立は、河内ノ人とあれば、西ノ文なるべし、藏主等も一つに擧たれば、西ノ文なるべし、さて文氏の先は、漢國ノ人なれども、百濟を經つれば、其ノ國ノ人とも云るもたがはず、】神祇令に、六月十二月晦日大祓、東西文部、上ニ祓刀ヲ、讀ム祓詞ヲ、義解に、東漢文直、西漢文首、祝詞式大祓ノ詞ノ終に、東文忌寸部獻横刀時呪、西文部准之、【此文部の刀を奉り、祓ノ詞を讀儀は、四時祭式に見えたり、その祓ノ詞と云は、式の大祓ノ詞の末に載たる、謹請皇天上帝云々と云文にて、義解に謂文部漢音可讀者とあり、さて此ノ氏人が、如此刀を獻り、祠を讀ことは、其ノ本國の傳ノ事なるべきを、何れの御代よりか、雜へ用ひ始め賜ひけむ、さて此ノ文部とあるを、フヒトベと訓は、非なり、フヒトベと訓べきは、史部にて、別なり、其は學令に、東西史部とありて、義解に、前代以來、奕世繼業、或爲史官、或爲博士、因以賜姓、總謂之史也、とありて、此は縣ノ史と云戸の氏々の、倭河内に居者を云り、文ノ首文ノ直の事には非ず、思ひ混ふべからず、さて又右の神祇令の義解に、東漢文直、西漢文首とある漢は、共に漢ノ國人の末の氏なる故に云り、凡て漢國より來たるを、漢ノ某と云り、然るに又別に漢ノ直と云氏もありて、混ひやすし、心得おくべし、但ノ皇極紀に、倭漢書直縣、孝德紀に、倭漢書直臚呂、など云人見えたる、これらは、倭ノ文ノ直は、漢ノ直とは別れたる氏なるを以て、漢ノと云るなり、義解に云る意と異なり、さて又文ノ字、阿夜とも訓故に、かの漢ノ直と紛ひて、文ノ首文ノ直の文を、アヤと訓ることもあり、非なり、凡て此ノ文ノ首氏のことは、右の如く、種々混亂すること多し、よく考ふべし、】さて和邇吉師が後は、姓氏録に、文ノ宿禰などの外にも、武生ノ宿禰、櫻野ノ首、栗栖ノ首、古志ノ連などあり、皆文ノ首より別れつらむ、○手人は、諸ノ本並に人手と作れども、其は下上に寫し誤れることと決ければ、今改めつ、【舊は人手と作るまゝにて、且比登と訓れしかど、てびとを、人手と書べき由もなく、又さる書ざまは、此ノ記の例に非ず、】

書紀雄略ノ卷に、吉備臣弟君、還自百濟獻漢手人部衣縫部宍人部、また百濟所貢手末才伎、また西漢才伎、また百濟所獻今來才伎、仁賢ノ卷に、遣日鷹吉士使高麗、召巧手者、また日鷹吉士、還自高麗、獻工匠須流枳奴流枳等、今倭國山邊郡額田村熟皮、高麗是其後也、など見ゆ、職員令内藏寮ノ下に、典履二人、掌縫作靴履鞍具、乃檢校百濟手部、百濟手部十人、掌雜縫作事、大藏省ノ下にもかく見えたる、【共に事ノ字は、革の誤か、又事ノ上に、革ノ字脱たるか、】手部も、弖毘登と訓べし、手人は、諸ノ物作る工を云稱なり、【今ノ俗に職人と云物なり、】内藏寮式に、雜ノ作手造兩檔手二人、夾纈手二人、臈纈手二人、暈繝手二人、造油絹手二人、織錦手一人、また染手五人、などある手も、みな手人の意なり、さて此は、韓鍛冶と呉服とを指ていへり、○韓鍛、鍛は、加奴知と訓べし、上卷【傳八の廿四葉】に見ゆ、今加遲と云は、加奴知を訛れるなり、さて韓國の鍛冶の渡まゐ來てより、皇國に元よりあるをば、倭鍛と云て分てり、【倭鍛部、書紀綏靖ノ卷に見えたるは、後より云る稱なり、さて皇國のと、韓國のとは、鍛の法異なることあるにや、又彼ノ國には、諸ノ器物など、殊に巧に造れるを以て、召たるにや、いかにも後まで倭韓と分れたるは、異なる事ありしなるべし、今ノ世の鍛冶は、何れの流にかあらむ、刀鍛などの法は、もとより倭鍛の流にぞあるべき、】續紀九に、云々、近江國韓鍛冶百嶋、云々、丹波國韓鍛冶首法麻呂、云々、播磨國韓鍛冶百依、紀伊國韓鍛冶杭田、云々等、合七十一戸、雖姓渉雜工、而尋要本源、元來不預雜戸之色、因除其號、並從公戸、廿九に、讚岐國寒川郡人韓鐵師毘登毛人、韓鐵師部牛養等、一百廿七人、賜姓坂本臣、四十に、播磨國人大領、韓鍛首廣富、云々、○呉服は、久禮波登理と訓、【波登理は、機織の約まりたるなり、登を濁るは誤ぞ、】呉ノ國の服織人なり、【されば、波登理を、服とのみ書るは、服部の部ノ字を略けるなり、】さて此ノ事書紀には、三十七年春二月、遣阿知使主都加使主於呉、令求縫工女、爰阿知使主等、渡高麗國、欲達于呉、則至高麗、更不知道路、乞知道者於高麗、高麗王乃副久禮波久禮志二人

導者、由是得通呉、呉王於是與工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女、四十一年春二月、阿知使主等自呉至筑紫、時胸形大神、有乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也、既而率其三婦女以至津國、及于武庫、而天皇崩之不及、即獻于大鷦鷯尊、是女人等之後、今呉衣縫、蚊屋衣縫是也、とあれども、此は雄略天皇の御世の事なるが、混ひたるものにて、【同雄略ノ卷に、十二年夏四月、身狹村主青與檜隈民使博德、出使于呉、十四年春正月、身狹村主青等、共呉國使、將呉所獻手末才伎漢織呉織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津、云々、以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也、漢織呉織衣縫是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫之先也とあると、事のさま痛く似たるを思ふべし、將來つる四人の名稱全同じく、兄媛を神に奉れる事も同きをや、されば、呉國に行て、此ノ手人等を將來つるは、右の雄略天皇の御世の事なりしを、此ノ應神天皇の御世に、百濟より貢りし服部の事に、傳ノ誤りたるなり、さればかの久禮波久禮志が導せしこともあるも、雄略の御世の時のことなるべし、凡て呉ノ國と通ひ初しは、後ノ御世とこそおぼゆれ、仁德天皇の五十八年に、呉ノ國朝貢とあるも、おぼつかなし、そも／＼雄略天皇のころは、呉は既に滅びし後なれども、三韓などにては、云なれたるまゝに、なほ其ノ地をば呉と云りしなり、さて又書紀に、呉織漢織とて、此を二人にせられたるは、誤なり、實は一人にて、漢織と云も、即呉織のことなり、其故は、まづ漢と呉と分て云ときは、漢とは彼ノ三國の時、魏の有てりし地を云、呉とは江南の地を云り、然れども、皇國などにては、呉をも合せて一つに漢と云ること多し、書紀に呉ノ國ノ人の後なるも、漢ノ某と云、姓氏錄ノ諸蕃にも、漢の内に呉をば入れたり、されば呉織をも、或は漢織とも云しを、二つと心得て、別に擧られたるなり、かの雄略ノ卷に、以弟媛爲漢衣縫部とあるにても心得べし、弟媛は呉より來つるを、漢ノと云り、かゝれば、是も此ノ記に、漢服と云は、無きぞ正しかりける、】此處は、此ノ記に、百濟より貢れりとあるぞ、正き傳へなりける、然るを呉服としも云ることは、後に雄略の御世に、始て呉ノ國より參れる服織の、

あやらしくて、もてはやされつるまゝに、其名高くなりて、遂に異國の服織をば、凡て呉服織と云ゞならはせるから、此ノ御世に百濟より貢りしをも、後の稱を以て【呉服とは】語り傳へたるなり、【今ノ世まで、呉服と云稱のあるも、此ノ稱の殘れるなり、又呉藍と云ゞば、必しも呉國のには限らず、紅ノ色の名となれるも同じことにて、からくれなゐと云ゞばとて、漢より來つる呉ノ國の藍には非るをも、准へ思ふべし、さて書紀に、此ノ呉服を、呉國より來つる如く記されたるも、呉と云稱に因て、かの雄略の御世のと亂ひつるなるべし、又書紀に、四婦女とあれども、呉服は、此記に名ハ西素とあるは、男の名とこそ聞えたれ、そのうへ、穴織は、即チ漢織にて、其は即チ呉服のことなれば、四人とせられたるも違へり、さて呉を久禮と云ことは、かの久禮波久禮志が導せし國なる故か、又呉ノ國の導せしを以て、彼二人の名は負へるか、本末知りがたし、或人は、久禮は呉ノ字の音の轉れるなりと云れど、其は例の强説なり、】○二人は、卓素と西素となり、さて百濟より貢れるは、此までなり、

又秦造之祖漢直之祖及知釀酒人名仁番亦名須須許理等參渡來也

秦造之祖、秦は波陀と訓、此ノ祖は、弓月ノ君なり、書紀二十四年、是歳弓月君、自百濟來歸、因以奏之曰、臣領己國之人夫百二十縣而歸化、然因新羅人之拒、皆留加羅國、爰遣葛城襲津彦而、召弓月君之人夫於加羅、然經三年而襲津彦不來焉、十六年八月、遣平群木菟宿禰、的戸田宿禰於加羅、仍授精兵、詔之曰、襲津彦久之不還、必由新羅人拒而滯之、汝等急往之擊新羅、披其道路、於是木菟宿禰等進精兵、莅于新羅之境、新羅王愕之服其罪、乃率弓月君之人夫、與襲津彦共來焉、【こゝに弓月君、是秦造之始祖也、と云ことのあるべきに、無きは、漏たる

なり】古語拾遺ノ此ノ御世ノ段に、秦公祖弓月、率ニ百廿縣民ヲ而歸化矣、姓氏錄【左京諸蕃漢】に、太秦ノ公ノ宿禰、秦始皇帝三世孫、孝武王之後也、男功滿王、仲哀八年來朝、男融通王、【一ニ云ハ弓月王ト】應神天皇十四年來朝、率ニ百二十七縣百姓ヲ歸化、獻ニ金銀玉帛種々寶物ヲ、仁徳天皇ノ御世、云々、【此ノ次ノ文は、下に引べし、さて此に秦ノ始皇三世ノ孫孝武王と云て、弓月を其孫とす、然るときは、弓月は始皇が五世ノ孫なり、此ノ外ノ氏の條にも、五世ノ孫と云るあり、然るに秦ノ始皇の終ノ年は、孝元天皇ノ五年にあたりて、應神天皇ノ元年まで、四百八十年なれば、時代合はず、若シは孝武王は、十三世ノ孫なるを、十ノ字の脱たるにて、弓月は十五世ノ孫か、一ツの秦ノ忌寸ノ條に、始皇帝ノ十四世ノ孫尊義王之後也、とある、尊義王は、功滿王か兄弟か、此ノ世數ぞ年數に叶へる、さて又功滿王仲哀天皇ノ御世ニ來朝とあるも、傳ヘの誤なるべし、さて弓月王とは、一ツの秦ノ忌寸ノ條にも王とあり、凡て漢韓ノ人は、其主には非るをも、王の族なる者をば、某王と云る例常になし、弓月と融通とは、一ツ音の轉れるなり、二十七縣は、二ノ上に百ノ字の脱たるなるべし、さて弓月ノ君の歸化れること、晉井氏云、三韓の中ナ辰韓は、もと秦の亡人苦役を避て、來て、韓國に迎れるを、馬韓其東界の地を割あたへたるなり、故に秦韓とも云り、其地濊北方貊と相接す、さて始メ秦ノ始皇三十二年、蒙恬をして兵三十万人を發して、長城を築かしむ、卅五年、太子扶蘇をして蒙恬が軍を上郡に監せしむ、卅七年、始皇崩、宦者趙高亂を起し、胡亥を立て、扶蘇に死を賜ふと云り、然れども、我國の秦氏、始皇ノ三世孝武王の後なりと云に依ば、扶蘇死せず、ひそかに逃れて遼を度り來れるにや、又は子ありて其亂を避て、遂に濊貊の地に君たりしを、孝武王と云しにや、さてかの長城の卒の、扶蘇父子の間從ひ來れる者ども、馬韓ノ東界の地を得て舊君に服屬せしが、功滿融通の時に、隣敵のために國を亡ひて、百濟に屬し、遂に國人を率て、我國に來れるなり、晋ノ大康の後辰韓の朝貢絕たりとあるも、秦氏我國に來れる時と合へり】又【山城國諸蕃漢】秦忌寸、太秦公宿禰同祖、秦始皇帝之後也、物智王弓月王、譽田天皇諡應神十四年來朝、上表、更

歸國率百二十七縣貊姓歸化、并獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大和朝津間腋上地居之焉、男眞徳王、次普洞王、【古記曰浦東君】云々、【此ノ次の文は、下に引べし、物智王は、功萬王を寫誤れるには非るか、貊ノ字は、百を誤れるなるべし、新井氏云、百二十七縣の百ノ字は、貊の誤なり、又功滿王は、貊王と云ことなり、功滿融通は、もと濊貊の君にぞありけむと云り、これらの説いかゞ、】かくて書紀雄略ノ卷に、十二年秦酒君云々、十五年秦民分散、臣連等各隨欲駈使、勿委秦造、由是秦造酒甚以爲憂而、仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦民、賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝部、奉獻庸調絹縑、充積朝庭、因賜姓曰禹豆麻佐、【一云禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也】とあり、秦ノ民とは、弓月ノ君が率て來つる百廿七縣の民なり、仕ノ字は、白などの誤か、又此ノ字の上に文脱たるか、秦ノ酒ノ公は、姓氏錄に、なほ處々見ゆ、賜ノ姓は、賜ノ號とこそあるべけれ、禹豆麻佐は、姓には非ず、此ノ後も姓はなほ秦なるをや、さて此ノ號ノ意、禹豆は、今ノ言にも、物を多く積たる貌なるを、宇豆高しと云に合り、万葉十五に、名備於布奈流門能宇頭之保爾と云るも、高き潮ときこゆ、母利と云るも、盛ノ森などの意にて、同く通ひて聞ゆ、麻佐は、即ノ百八十種ノ勝部とある勝なるべし、姓氏錄諸蕃に、勝と云姓もあり、又上ノ勝、不破ノ勝、茨田ノ勝など、戸にもありて、即ノ秦ノ勝とも云あり、是らはみな加知と訓るは誤にて、麻佐と訓べきなり、其は韓國にて一種の號にぞありけむ、其に此方にて勝ノ字を用るは、麻佐流と云訓を取たる借字なるべし、さて禹豆麻佐に、太秦の字を書くは、何ノ時よりのことにかあらむ、】右姓氏錄ノ太秦ノ公ノ宿禰ノ條に、云々、仁徳天皇御世、以百二十七縣秦氏、分置諸郡、即使養蠶織絹貢之、天皇詔曰、秦王所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟、温煖如肌膚、賜姓波多公、秦公酒雄略天皇御世、絲綿絹帛委積如岳、天皇嘉之、賜號曰禹都萬佐、【秦氏の氏ノ字は、民の誤なるべし、秦王とは、融通王を詔へるなり、肌膚賜姓波多の六字、印本には如次登召志とあるは、誤字と見えて、解がたし、今は古寫本に依れり、但シ此ノ寫本も、此は私に改めつるかの疑ひはあれど、必ス

かくうごにあるべき處なり、さて溫媛肌膚云々は、古語拾遺にも、所貢絹綿、軟於肌膚、故訓秦字謂之波陀これげに、若しこれらの義ならば、溫は或は軟の言を取てこそ名くべけれ、肌と云言を取べき由なし、新井氏も此說を信ずて、波陀は、韓國の語なりと云り、古語拾遺右のつゞきに、仍以秦氏所貢絹、纏祭神劍首、今俗猶然、所謂秦伴織之縁也、とあるにても見ゆ】又秦ノ忌寸ノ條に云々、男眞徳王、次普洞王、【古記曰、浦東君】大鷦鷯天皇御世、賜姓曰波陀、今秦字之訓也、次雲師王、次武良王、普洞王男秦公酒、大泊瀬稚武天皇御世、奏偁、普洞王時秦民總被劫略、今見在者十不存一、請遣勅使檢括招集、天皇遣使小子部雷、率大隅阿多隼人等、搜括鳩集得秦氏九十二部一萬八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏、養蠶織絹、盛䈰詣闕貢進、如岳如山、積畜朝廷、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰禹都萬佐、是盈積有利益之義、役諸秦氏、構八丈大藏於宮側、納其貢物、故名其地曰長谷朝倉宮、是時始置大藏官員、以酒爲長官、秦氏等一祖子孫、或就居住、或依行事、別爲數腹、天平二十年在京畿者、咸改賜伊美吉姓也、【仁德ノ御世云々の事は、書紀には見えず、其四十一年四十三年の處に、百濟王之族酒君とあるは、秦ノ酒ノ君の紛ひたるには非るか、さて此に秦氏とあるも、みな秦ノ民の誤なるべし、又禹豆麻佐の義を云るに、有利益之義とは、麻佐を益の意に見たるひがことなり、古語拾遺に、隨積畜也と云るは、殊に僻言なり、大藏の事、古語拾遺にも見えたり、此とはいさゝか異なり、又欽明紀に、秦大津父と云人を、拜大藏掾と見え、召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戸籍、秦人戸數、總七千五十三戸、以大藏掾爲秦伴造とあり、此大藏ノ掾は、秦大津父なるべし、伴造は、其ノ部の長なり】なほ秦氏これかれ見えたり、書紀推古ノ卷に、秦ノ造河勝云々、因以造蜂岡寺、【此ノ寺同卷に、葛野ノ秦寺ともあり、山城ノ國葛野ノ郡太秦村にあり、太秦、又河勝が事、種々の說あれども、佛徒の云出たる例の妄說なり、】皇極ノ卷に、葛野秦造河勝などあり、山城國葛野郡

本居なり、同巻ノ哥に、此河勝がことを、禹都麻佐波云々とよめり、續後紀五に、山城國人秦宿禰氏繼、改二本居一貫二附四條三坊一、天武紀卷十二年九月、秦造賜レ姓曰レ連、十四年六月、秦連賜レ姓曰二忌寸一、持統紀卷十年五月、秦造綱手賜二姓爲二忌寸一、續紀ノ八に、秦勝元賜二忌寸姓一、【印本に、朝ノ字ノ下に臣ノ字あるは衍なり、秦ノ朝元、十一ノ卷、又懷風藻にも見ゆ、】十四に、詔授二造宮錄正八位下秦下島麻呂從四位下一、賜二太秦公之姓一、幷云々、因レ築二大宮垣一也、【字豆麻佐をば、此には名とせり、姓氏錄にも讀さあるを以て、姓には非ることを知べし、然るに姓氏錄に、太秦公宿禰と標られたるは、何れの御代に姓には賜ひけむ、さて秦下とある下は、忌寸の誤か、】三代實錄七に、山城國葛野郡人秦忌寸春風、秦忌寸宮長等三人、賜二姓時原宿禰一、其先秦始皇帝之後也、同十四に、左京人秦宿禰永原、秦公直宗、山城國葛野郡人秦忌寸永宗、右京人秦忌寸越雄、左京人秦公直本等、男女十九人、賜二姓惟宗朝臣一、永原等自言、秦始皇十二世孫、功滿王子、融通王之苗裔也、云々、率二百二十七縣人民一、譽田天皇十四年歳次癸卯、是歸内屬也、【此氏の宿禰になりしことは見えず、續後紀承和三年ノ處に、宿禰と云るあれば、其より前になれるなるべし、】○漢直之祖、漢ノ阿使主、【凡て漢を阿夜と云こと、いかなる由にか詳ならず、漢ノ織を、書紀に、穴織ともあるを以て思へば、阿那と云と同く、此ノも阿夜と歎く聲より出たるか、新井氏は、漢ノ字ノ音を訛れる也と云れども、信られず、】此ノ祖は、阿智使主、及其ノ子都加使主なり、書紀に、二十年秋九月、倭漢直祖阿知使主、其子、都加使主、並率二己之黨類十七縣一而來歸焉、とある、是なり、【倭とは、河内ノ漢直もある故に、其に分てなり、河内ノ漢ノ直の事、下に云べし、】然るに若櫻ノ宮ノ段ニ初ノに、倭漢直之祖、阿知直、書紀にも、其處に、漢直ノ祖阿知使主、云々と見え、又雄略ノ紀、清寧ノ卷に、東ノ漢直掬見えたるは、いと疑はし、【應神天皇ノ廿年より、履中天皇ノ御世の初までは、百十餘年を經たれば、阿知ノ使主も甚く長壽かりしにや、又此ノ二十年より、清寧天皇ノ御世までは、百九十餘年なれば、都加ノ使主存在べきに非ず、掬は即チ都加

なり、】然思ふに、此ノ女どもの歸りしは、仁徳天皇ノ御世の末の事なりけむが、【其ノ時都加ノ使主は、いと助かりけむ、】然ひて、此レらも應神ノ御世に誤リ傳へたるにぞあらむ、【凡て此ノ御世には、異國より參來れる人々多かりし故に、仁徳ノ御世に來歸れるをも、混へて、此ノ御世に傳へたるなり、かの雄略ノ御世に參れりし、吳ノ國ノ服織の事も、此ノ御世に參しとも見え、思ひまがふべし、】さて此ノ氏ノ姓、書紀雄略ノ卷に、十六年冬十月、詔聚漢部定其伴造者賜姓曰直、一本云、賜漢使主等賜姓曰直、【賜ノ字二つあるは、衍には非ず、上なる賜は、漢部を賜ふなり、】さて氏ノ人は、舒明ノ卷に、東ノ漢ノ氏ノ直縣、東ノ漢ノ直駒、東ノ漢ノ直福因、東ノ漢ノ直糠、孝德ノ卷に、倭漢ノ直比羅夫、天武ノ卷に、【六年六月、詔東ノ漢ノ直等曰云々、】十一年五月、倭ノ漢ノ直等、賜姓曰連、十四年六月、倭漢ノ連、河內ノ漢ノ連、賜姓曰忌寸、【河內ノ漢ノ連は、十二年九月、川內ノ漢ノ直、賜姓曰連とあり、】是なり、推古ノ卷に、河內漢ノ直贄、云々人見ゆ、そもノ\此ノ氏の先祖は、誰ならむ、未ダ考へず、若シ此レら共に阿知ノ使主の後ならば、此ノ記にも、書紀にも、阿知ノ使主を倭ノ漢ノ直ノ祖とあるは、混らはし、倭ノこそは、河內なるは、其ノ後には非ることを聞ゆれば也、若くは、河內なるは異人ノ後にやあらむ、なほ考ふべし、姓氏錄河內ノ諸蕃に、火ノ直、後漢ノ靈帝ノ四世孫、阿知ノ使主之後也、云々、】續紀卅八に、坂上ノ大忌寸苅田麻呂等上表言、臣等本是後漢靈帝之曾孫、阿智王之後也、漢祚遷魏、阿智王因神牛教、出行帶方、忽得寶帶瑞、其像似宮城、爰建國邑、育其人庶、後召父兄告曰、吾聞東國有聖主、何不歸從乎、若久居此處、恐取覆滅、即携母弟迂興德及七姓民、歸化來朝、是則譽田天皇治天下之御世也、於是阿智王奏請曰、臣舊居在於帶方、人民男女、皆有才藝、近者寓於百濟高麗之間、心懷猶豫、未知去就、伏願天恩遣使追召之、乃勅遣臣八腹氏、分頭發遣、其人男女、擧落隨使盡來、永爲公民、積年累代、以至于今、今在諸國漢人、亦是其後也、臣苅田麻呂等、失先祖之王族、蒙下人之卑姓、望請改忌寸蒙賜宿禰ノ姓、云々、

之、坂上、内藏、平田、大藏、文、調、文部、谷、民、佐太、山口等忌寸十姓、一十六人、賜姓宿禰【十姓とあるは、十一姓の一ノ字脱たるなるべし、此姓ども、皆阿知ノ使主の後にて、坂ノ上氏は、書紀欽明ノ巻に、東ノ漢ノ坂ノ上ノ直子麻呂、推古ノ巻に、倭ノ漢ノ坂上ノ直、天武ノ巻に、坂上ノ直國麻呂、坂上ノ直熊毛、坂上ノ直老などと見えて、此レも漢ノ直ノ内なる故に、天武天皇ノ十四年に、忌寸になれる内なり、かくて續紀廿五に、坂上忌寸苅田麻呂、賜姓坂上大忌寸、さて今宿禰になれるより、此ノ苅田麻呂の流をば、大宿禰と云り、大忌寸の大を、やがて宿禰へうつして賜へるなるべし、さて文氏は、上なる文ノ首の處に云る、倭ノ漢ノ文ノ直と云氏にて、皇極紀孝德紀に、其人見えたり、さて天武ノ御世に、倭ノ漢ノ直の連になり忌寸になれる時、此ノ文ノ直も其内にて、連になり、忌寸になれるなり、なほ此ノ氏の事、上の文ノ首ノ處に見えたり、考ヘ合すべし、内藏ノ宿禰、平田ノ宿禰、文ノ忌寸、谷ノ宿禰、佐太ノ宿禰、山口ノ宿禰など、皆姓氏錄に見えて、坂上ノ大宿禰同祖とあり、調ノ連、民ノ首は、共に、百濟國ノ努理ノ使主之後也と見え、大藏氏は見えず、】姓氏錄【右京諸蕃漢、】に、坂上大宿禰、出自後漢靈帝男延王也、【續後紀七に、坂上忌寸豐雄、改忌寸賜宿禰、】續紀卅二に、坂上大忌寸苅田麻呂等言、以檜前忌寸任大和國高市郡司元由者、先祖阿智使主、輕島豐明宮馭宇天皇御世、率十七縣ノ人夫歸化、詔賜高市郡檜前村而居焉、凡高市郡内者、檜前忌寸及十七縣ノ人夫、滿地而居、他姓者十而一二焉云云、【姓氏錄に、檜前忌寸、坂上大宿禰同祖、阿智王之後也、】卅七に、倭漢忌寸木津吉人等八人言、吉人等、是阿智使主之後也、云々除倭漢二字、賜木津忌寸許之、【姓氏錄に、木津忌寸、後漢靈帝三世孫、阿智使主之後也、】續後紀一に、山田造古嗣、大藏忌寸橫佩、内藏忌寸秀嗣等、並賜宿禰姓、就中古嗣秀嗣之先、出自後漢靈帝、曾孫阿智王、泊譽田天皇馭寓之年歸化者也、三代實錄六に、大藏伊美吉橫勝、賜姓宿禰、後漢孝靈皇帝四代孫、阿智使主後與坂上大宿禰同祖也、また坂上伊美吉能文、坂上伊美吉斯文等九人、賜姓坂上宿禰、後漢孝靈皇帝四代孫、阿智使

仕之姓、與東上大宿禰同祖也、など見え、なほ姓氏錄に、此ノ同祖の氏々、彼此あり、【醫の名高き丹波氏も、此ノ上の氏より出たり、】○知釀酒とは、世に勝れて善釀ことなり、知は巧手なるよしなり、【下卷にも、上手なることを、知と云ふ例あり、】○仁番は、爾保と讀べし、【上の照古王素西素などの例に、此も字音のまゝに、ニンホとも讀べけれど、凡てンの韻は、正しからざる聲なるを以て、古へより省く例多きを、是とは殊に二ッ重なりて聞苦しければ、爾は省きてこむべきなり、其にとりて、師は、番を波と讀れたれど、此ノ字も、蕃ノ字も、記中に、ホの假字に用ひ、附音、反なれば、呉音ホンなり、】○須須許理、此人の事、書紀にも、其後の古き書にも見えず、但し姓氏錄酒部ノ公ノ條に、云々、大鷦鷯天皇ノ御代、從二韓國一參來人、兄曾々保利、弟曾々保利二人天皇勅、有二何才一、皆有二造レ酒之才一、令レ造二御酒一、云々、【此ノ文の事、傳廿六の廿四葉に委ク云り、考へ合すべし、】とある曾々保利こそ、同人の如聞ゆれ、【須々と曾々と通ひ、許と保と轉り通へり、】仁德天皇ノ御代とあるは、傳への異なるなるべし、【又字鏡に、酳は須々保利とあれど、其ノ義詳ならず、又同書に、醂ハ醬也、佐々加利、これも須々許理と音通へども、酳は醉怒也、醬は酒失也、と注したれば、此に叶はず、又姓氏錄に、工造百濟國人、太利須々之後、また上勝百濟國人、多利須々之後也、また高安漢人、百濟國人、小須々之後也、などあるも、似たる名なり、又書紀釋、第十六卷、旨酒餌香市ノ下に、私記曰、師說、高麗人來住二餌香市一釀二旨酒一、時人競以二高價一買取、故云、と云るは、此ノ須々許理が事などを、傳へて、云るには非じか、】○等とは、秦ノ造ノ祖、漢ノ直ノ祖、仁番などを云なり、○參渡來、これも、秦ノ造ノ祖より、三人の事なり、【此ノ人々は、百濟國より貢上れる内には非ず、たゞ此ノ御世に自參渡來つるなり、】

故是須須許理。釀大御酒以獻。於是天皇宇羅宜是所獻之大御

酒而、〔宇羅宜三字以音〕御歌曰、須須許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇祁理許登那具志惠具志爾和禮惠比邇祁理、如此之歌幸行時、以御杖打大坂道中之大石者、其石走避、故諺曰、堅石避醉人也、

宇羅宜は、すゞろに心おもしろく、浮き立つを云と聞ゆ、若櫻ノ宮ノ段にも、於大御酒宇良宜而、大御寢坐也と見え、出雲風土記【仁多ノ郡三津ノ鄕ノ條、】に、大神大穴持命ノ御子、阿遲須伎高日子命、御須髮八握于生、晝夜哭坐之、辭不通、爾時御祖命、御子乘船而、率巡八十島、宇良加志給鞆、猶不止哭之、ともあり、【宇羅宜は、おのづから然るをいひ、宇良加志は、令宇羅宜を云て、此は、哭を止て、宇羅宜給ふべくするなり、契沖云、世に幼き兒を、すかすと云も、此ノ宇良加志に手を加へて、手うらかすにや、】○須々許理賀【契沖、此ノ名を、此若有語ならば、煤凝なるべし、其故は、久しき家には、煤の凝れるなり、古事記云、櫛八玉命云々、と云るは由なし、煤に凝と云ことは緣あれども、然いひて、煤の凝ること、此ノ人に何の緣かあらむ、又此ノ人、仁德天皇ノ段、并ニ姓氏錄にも見えたり、と云るも違へり、】○迦美斯美岐邇は、釀し酒になり、○和禮惠比邇祁理は、吾醉にけりなり、万葉六【廿二丁】に、大夫之、禱豐御酒爾、吾醉家里、○許登那具志は、事和酒なり、和は、慰むを云、万葉八【卅丁】に、情奈具夜等、十一【廿丁】に、念之情、今令水慰少熱、十五【十一丁】に、安我毛負流、許己呂奈具也等、十七【卅丁】に、許己太久母、之氣伎孤悲可毛、奈具流日毛奈久、十八【丁】に、左加美都伎、安蘇比奈具禮止、などある、皆慰むなり、【風などの和と云も、もと同言にて、意同じ、】又丹後ノ國風土記に、天女ハ人降來云々、爰天女善爲釀酒、飮一坏吉万病除、云々復至竹野郡船木里奈具村、即謂村人等云、此處我心奈具志久、【古事平善者云奈具志】乃留居此村、斯所謂竹野郡奈具社坐豐宇賀能賣命也、【此は釀酒と、奈具志久とは別事

にて、其ノ關らぬさまなれども、此ノ御哥と合せて思へば、實は醸ㇾ酒事も由あるなるも知らず、神名式に、丹後ノ國竹野ノ郡奈具ノ神社、さて大神宮儀式帳に、味酒鈴鹿國とあるは、伊勢ノ國鈴鹿ノ郡なり、枕詞に、味酒と云るは、此の須々許理てふ名の須々と由あることには非るにや、又其ノ郡ノ内に、石田村と云あり、神名式に那久志里ノ神社あり、】さて此ノ御句は、諸の憂事の和むる酒と云意なれば、許登那具久志なるを、其ノ久と同ノ音の重なれるを、一つは省けるなり、【凡て同音の重なれる言は、一つ省く例常多し、上に云り、】久志ノ酒とすることは、大后ノ御返の御哥に、久志能加美とある下に云る、横井ノ千秋の考へに依れり、【傳卅一の四十二葉】考へ合すべし、【此ノ御句を、契沖、許登は言なり、那は乃なり、具志は苦しなり、として、大御酒きこしめして、物仰せらるゝことの苦しきと詔ふなり、と云るは、いみじき非なり、】○惠具志爾は、咲酒になり、飲ば心おもしろく、咲榮る酒と云意なり、咲を、惠と云ること、常多し、【契沖が、咲苦きなりと云るはいみじき非ぞ、】師云、大御酒に醉賜ひて、御心の萬の御思ひも和ぎみ坐、咲榮坐よしなり、○如此之歌【之ノ字、例なき置ざまなり、師は、歌之を下上に寫誤れるなりと云れしかど、其も書紀には常のことなれど、此ノ記には例なきさまなり、】歌は、宇多波志都々と訓べし、乍ノ字は無けれども、必ズ然あるべき勢ひなる處なり、【上なる之ノ字、若くは上に在て、乍の誤か、】○幸行は、大御酒に醉給ひて、御心うき立て、何處と計こともなく、すゞろに幸行すなり、故、其ノ處を何處とも云ハざるなり、○大坂は、玉垣ノ宮ノ段に出て、大和ノ國より、河内ノ國へ越る坂なり、彼ノ處に委ク云り、【傳廿五の二十四葉】○大石を打賜ふは、醉坐る故の御態なり、○走避は、痛く打れ奉らじとて、情ある物の如くに、逃避るなり、【避は、打給ふ御杖をよくるなり、】○諺は、上巻に出、【傳十三の三十九葉】○堅石は、師の加多志波と訓れたる、宜し、書紀雄略ノ巻に、堅磐此云柯陀之波とあり、さて此は、たゞ石と云ずして、堅しも云るは、石はいかに打るれども、痛むこともなく、傷ふこともなき堅き物なる、其ノ堅き石すらと云意なり、かくて諺と云る意は、凡て

酒に醉亂れたる人は、正心ならねば、如何なるひがわざせむも測りがたければ、堅き石すら恐れ避るなれば必ず恐れて避べきものぞ、この譬へに引て、云りしなり、【凡て諺として擧たるは、皆たゞに其時の事を云るのみには非ず、物の譬へに引て云ることなり、其由上卷なる、雉之頓使、玉垣ノ宮ノ段なる、不得玉作、などの諺の下にも云るが如し、考へ合すべし、】或冊子に、夜行途中誦文の哥、かたしはや、つかせゝくりに、くめる酒、手ゑひ足ゑひ、我レ醉にけりこあるも是レも此ノ御故事をよめりと聞ゆ、【この句つかは、つゑを誤れるか、御杖もて大石を打給ひしことなるべし、手醉は、さる御手もすゞみし給ふこと、足醉は、其處はかとなく彳行せることなり、くめるは心得ず、のめるの誤か、さて此レを夜行の誦文とせる意は、堅石すら走り避りつる如く、いかなるおそろしき物も、我を恐れて逃避て、近づかじ、この意にぞあるべき、

故天皇崩之後大雀命者從天皇之命以天下讓宇遲能和紀郎
子於、是大山守命者違天皇之命猶欲獲天下有殺其弟皇子之
情竊設兵將攻爾大雀命聞其兄備兵即遣使者令告宇
遲能和紀郎子故聞驚以兵伏河邊亦其山之上張絁垣立帷幕
詐以舍人爲王露坐呉床百官恭敬往來之狀既如王子之坐所
而更爲其兄王渡河之時具餝船檝者舂佐那（此二字以音）葛之根取其

汁滑而淹其船中之簀椅設蹈應仆而其王子者服布衣褌既爲賤人之形執楫立船於是其兄王隱伏兵士衣中服鎧到於河邊將乘船時望其嚴餝之處以爲弟王坐其呉床都不知執楫而立船即問其執楫者曰傳聞茲山有忿怒之大猪吾欲取其猪若獲其猪乎爾執楫者答曰不能也亦問曰何由答曰時時也往往也雖爲取而不得是以白不能也渡到河中之時令傾其船墮入水中爾乃浮出隨水流下即流歌曰知波夜夫流宇遲能和多理邇佐袁斗理邇波夜祁牟比登斯和賀毛古邇許牟於是伏隱河邊之兵彼廂此廂一時共興矢刺而流故到訶和羅之前而沈入(訶和羅三字以音)故以鉤探其沈處者繫其衣中甲而訶和羅鳴故號其地謂訶和羅前也爾掛出其骨之時弟王歌曰知波夜比登宇遲能和多理邇和多理是邇多弖流阿豆佐由美麻由美伊岐良牟

登許許呂波母閇杼伊斗良牟登許許呂波母閇杼母登幣波岐美袁淤母比傳須惠幣波伊毛袁淤母比傳伊良那祁久曾許爾淤母比傳加那志祁久許許爾淤母比傳伊岐良受曾久流阿豆佐由美麻由美。故其大山守命之骨者。葬于那良山也。是大山守命者。土形君。幣岐君。榛原君等之祖。

天皇崩は、書紀に、四十一年春二月甲午朔戊申、天皇崩于明宮一【一云崩于大隅宮一】とあり、【大隅ノ宮は、難波にあり、二十二年の處に見ゆ、】○天皇之命は、佐佐能意富美許登と訓べし、天皇と字のまゝに訓ては、此は、上なると重なりて、煩はしければなり、さて此は、上に見えたる大山守ノ命と、大雀ノ命と、宇遲能和紀郎子と、三柱ノ太子に、御詔別の大命なり、○讓は、大雀ノ命も、共に皇太子に坐スが故なり、此ノ言を以テも、三柱ながら皇太子に坐シしことを知ルべし、【もし書紀の如く、宇遲ノ王のみ太子に坐むには、天ノ下はもとより其ノ王ノ治すべければ、大雀ノ命の、讓リたまふと云こと由なし、共に太子に坐スが故に、讓り賜ふなり、】由豆流とは、ところ避るを云、【三柱ノ御子、共に皇太子にて坐せば、何れも天ノ下所知看べし、然れども、天皇の大命有に因て、宇遲ノ王に地避り聞え給ふなり、】佛足石ノ哥に、由豆利麻都良牟、書紀仁徳ノ卷ノ初ニ云、時太子菟道稚郎子、讓二位于大鷦鷯尊一、未レ即二帝位一、仍諮二大鷦鷯尊一云々、大鷦鷯尊對言云々、因辭不レ承、各相讓之、【此ノ相讓リ賜へる御言の文長し、さらに當昔の語にあらず、皆例の漢意の潤色の文にて、いとうるさし、】○大山守ノ命者云々、書紀ニ云、是時額田大中彦皇子、將レ掌二倭屯田、及屯倉一云々

然後大山守皇子、每恨先帝廢之非立、而重有是怨、則謀之曰、我殺太子、遂登帝位【是怨とは、倭ノ屯田ノ事なり、額田ノ大中彦ノ皇子は、即同母兄なるが故なり】○弟ノ皇子は、宇遲ノ王なり、皇子と書ることは、記中に此を除ては例なし、【目頭ノ宮ノ段、又此ノ下にも、帝王兒王など書、又王子と書ることは處々ありて、皆下文、ふ然非ねば、此もとは王子なりけむを、書紀に目なれたる後の人、ふと書誤れるにこそ】○竊は、師の比曾加爾と訓れたる宜し、○兵は、師の伊久佐と訓れたる宜し、下なるも皆同じ、○備大雀命云々、書紀云、大鷦鷯尊、預聞其謀、密告太子、備兵令守、○遣使者は、宇遲ノ王の御許に、山城ノ國ノ宇遲に遣すなり、【此ノ上に、宇遲に住ましこと、上に云るが如し】○河邊は、宇遲川の邊なり、○伏は、加久志と訓べし、下に伏隱河邊之兵とある、是なり、書紀天武卷にも、伏兵とあり、○其山は、宇遲山なり、○絁垣は、絁を長く張渡て、垣の如く繞らせるをいふ、【內裏式儀式帳、新嘗祭儀式行事に、人垣立、衣垣曳、蓋刺羽等捧持行、とあり【今ノ世にも、禁裏に、絹垣と云、此ノ物あり】】○帷幕は、阿宜波理と訓べし、和名抄に、四聲字苑云、幄大帳也、和名阿計波利、古事記ニ幄に、張絁垣於其宮地とあり、【書紀卷に、帷幕をキヌマクと訓、和名抄にも、帷帳、和名加太比良とあれど、此は帷と幕と二ッには非ず、二字を連ねて一ッ物に訓べきなり、つねに帷幕とつゞけたる字なる故に、かくは書るのみなり、帷も、字書に幕也、と云注あり】又幕とも訓べし、和名抄に、四聲字苑云、幔幕也、和名止波利とあり、【さてそもそも和名抄には、帷は加太比良、幕は万久、帳は止波利、幄は阿計波利、幄は万久、幔は止波利、帷は加太比良、などくさぐさに擧たれども、そはやゝ後のことにて、古くはさしもあらじ、字も、書紀にても、通じ用ることも常なれば、此の訓も、右の字どもには泥まず、たゞ古き名に依て訓べきなり、阿宜波理は幄ノ字を用ひて、屋の如く上に張る名とは聞ゆれど、又横ざまに張るをも云べし、幄上の上へかけて張故にもあるべし、

かくて此は上なる絶垣ぞ、今ノ世の幕のさまなる物なれば、帷幕ニ即チ後ノ世の幄にてもあるべし、】○舍人は、左右近く親く仕奉る者なり、書紀仁德ノ卷に、近習舍人、武烈ノ卷に、近侍舍人、顯宗ノ卷に、左右舍人などもあり、【これらもたゞ舍人なり、別にかゝる稱どもゝあるにはあらず、】さて此ノ名、此ノ記書紀に見えたるを考へわたすに、天皇及王たちの使ひ賜ふ物にて、【万葉ノ哥によめるさまも、皆皇子に仕奉るよしなり、十三ノ卷に、朝者召而使、夕者召而使、遣之舍人之子等者、行鳥之群而侍、有雖待不召賜者、云々、續紀八に、舍人ノ親王に、內舍人二人、大舍人四人、衞士三十人、新田部ノ親王に、內舍人二人、大舍人四人、衞士二十人を賜へることを見えて、其ノ舍人、以供ニ左右雜使ニ衞士ハ充ニ行路防禦ニとあり、臣の家には、此ノ稱無し、續紀などに、左大臣舍人見えたるは、後の事なるべし、】此は、宇遲ノ王の舍人なり、名ノ義は、殿侍か、【能波閇を切むれば、泥となる、侍の意は、上卷傳十四の四十四葉に云るが如し、万葉二、日並ノ皇子ノ尊ノ宮ノ舍人等ノ哥に、東の、たぎの御門に、伺侍へど、昨日も今日も、召こともなし、又今一ツの考へもあり、其は、下に云べし、師は、殿守と云意なり、と云れしかど、殿守は、本よりとのもりと云て別なり、】書紀に、帳內、官者、兵衞などもあり、【漢國にて官者と云物に、皇朝には無し、されど、仕奉るさまは登禰理と似たることあり、又兵衞は、登禰理に正しく當らず、さて舍人の字を、むねと用る故は、漢書ノ注に、舍人親近左右之通稱也、後爲ニ官ニと云る、此ノ意を以てなり、舍人と云稱は、周禮にも、史記ノ秦ノ始皇紀などにもあれど、此方に登禰理に用ひしは、右ノ漢書ノ注に云る意を以てなり、後ニ官ト云るさへ、よく合へり、】又や、後に、大舍人と云あり、【此名書紀天武ノ卷より始ノて見えたり、職員令に、左右大舍人寮ありて、大舍人八百人と見ゆ、集解に、弘仁十年に、減して四百人に定められし由見ゆ、】內舍人と云もあり、【同令中務省の下に、內舍人九十人、掌ル帶レ刀宿衞、供ニ奉雜使ニ若駕行、分ニ衞前後ヲとあり、大寶元年に、始ノて置れしこと、續紀に見ゆ、久安四年、內舍人六十人に定められしこと、百錬抄に見ゆ、漢國にても、隋ノ官に

太子ノ內舍人ニ云れり、太子の官ことゆ、】又東宮職員令にも、舍人監ありて、其下に、舍人六百人とあり、さて又刀禰と云稱あり、此は舍人とは、本より別なり、【廣瀨ノ大忌祭ノ祝詞に、王等臣等百官ノ人等、倭國乃六御縣能刀禰、男女爾至万ニ、云々、龍田ノ風神祭ノ祝詞にも、かくあり、續後紀九に、公卿百官及刀禰等、また諸ノ衛ノ刀禰等、西宮記九月九日ノ條に、內豎云、刀禰召ニ、少納言唯出召、王卿以下列入、また、釋奠ノ條に、上卿宣云、刀禰率ヘ入、諸大夫以下入自南門、また九日ノ宴ノ條に、云々、大節ノ大夫稱刀禰ニ云々、仰召ニ刀禰ニ云々、神樂ノ弓立歌に、伊世之末乃安末乃止禰良可大久保乃計、大神宮儀式帳に、二箇神司子弟、及諸刀禰等、中右記に、嘉保二年云々、大原刀禰等、實西院下部不陳、行事所召ニ攫、又西七條刀禰、中ノ間寫ノ下部ノ不進、行事所召ニ仕事、と見え、伊勢ノ神宮の書どもに、宇治ノ刀禰、沼木郷惣刀禰、山郷刀禰、小俣村惣刀禰職、射和村刀禰職などあり、後拾遺集、神祇ノ部ノ詞書に、里の刀禰ともなれり、故任なる刀禰といふ、命婦官人などを、比賣刀禰と訓り、凡て刀禰とは、もと上中下に亘りて、公に仕奉る官の總名にて、諸の賤き品の者までを云り、故ㇾ後には、おのづから賤き稱の如くにもなれるなり、神樂歌に、海人の刀禰とあるも、海人は公の御饌を摘事を仕奉る故に、云り、里ノ刀禰は、村ノ長などを云なるべし、吏部王ノ記に、百官主典以上、稱刀禰也、とあるは、主典は、最下き官なる故に、云るにて、是も百官に就て云るなり、されど主典より下をば、刀禰とは云ずとにはあらず、さて主典以上とあれば、上は大臣までをも云ことゝ知べし、然るに或は六位を云とも、或は六位以下を云とも云る說などは、皆非なり、西宮記に、刀禰召ニ、とありて、王卿以下列入とあるを見ても、王卿以下みな刀禰なることは論なきものをや、さて刀禰てふ名の義は、伴之部なるべし、部を省て、伴禰は禰と切れり、さて舍人と、此ノ刀禰とは、本は一ツ名なりしが、後に別れたるものかの疑ひあり、師は、刀禰は後の稱にて、もと舍人より轉りたるものぞ、と云れしかど、然には非ず、刀禰もいと古き名とこそ聞えたれ、且ツ舍人より刀禰には轉るまじく思は

る、若シ本一ツならば、舍人と云は、刀禰よりぞ出ツつらむ、然れども、なほよく思ふに、此は本より別なる名なるべし、さて又舍人をも、理を畧きて、刀禰と云しこともありしか、とおぼしき由あり、書紀に、欽明天皇の御子に、舍人ノ皇女と申すあるを、此ノ記には、泥杼王とあるは、杼泥を下上に寫シ誤れるか、杼ノ字は濁音なれば、疑はしけれど、なほ舍人を、刀禰とも云しとは聞ゆるなり、さて當時御子たちの御名は、多く其ノ御乳母の姓を取られたれば、此レも然るべし、姓氏錄に、等禰直、又舍人と云姓あり、さて又後ノ世の書どもには、彼ノ總名の刀禰の事を、舍人と書ることあり、此は何となく混れて書るか、はた舍人をも、刀禰とも云から、借リて通はし書る物か、】○爲レ王は、字遲ノ王と見ゆる狀にしてたるなり、○露は、よく見ゆる處になり【敵の方より、此處とよく見ゆべく、かまへたるなり、】○呉床は、師の、阿具良と訓れたる宜し、下文にも見え、又朝倉ノ宮ノ段に、大御呉床とも、御呉床ともあり、上巻天若日子ノ段に、胡床とあると同シ物なり、【胡と呉との字にはかゝはらぬことなり、又和名抄に、牙床久禮度古、と云もあれど、其にはあらず、】大神宮儀式帳、荒祭ノ宮ノ裝束に、呉床一具、【漆塗、長サ二尺三寸】とあり、なほ此ノ物の事、師ノ胡床の下に云るが如し、【傳十三の三十九葉】○坐は、麻世坐と訓べし、【麻佐世を切めて、麻世と云ること、上に云り、】こは、舍人なれども、王に爲したるところなれば、かく崇みたる言以て云り、○百官は、都加佐豆加佐と訓べし、續紀九、宣命に、官々、【また百官官人ともあり、】大祓ノ詞に、天皇我、朝廷爾、仕奉留、官官人等、などあり、書紀に、百官、百僚、有司など、皆如此訓り、【又もゝのつかさとも訓り、】さて天皇既く崩リ坐て、宇遲ノ王未ダ位には即賜はざれども、天津日嗣所知看べき御子に坐々せば、朝廷の百官の仕奉むも、然るべきことなれども、此はたゞ皇太子に屬たる司々を云るにもあるべし、【百官の字には泥むべきに非ず、下巻若櫻ノ宮ノ段に、御弟水齒別ノ命の、曾婆加理を欺き給へる處に、賜二大臣位一百官令レ拜、とあるは、こゝろばへ異なるべし、其由は、彼處に云む、】○恭敬は、韋夜備と訓べし、【又韋夜麻比と訓

なるべしからず】うや〳〵しくと云意にて、【宇夜と、韋夜とは、同言なり、】書紀に、禮神、禮賢などもあり、○往來は、師の由伎加布と訓れたる宜し、○既は、盡なり、此はさながらと云に通へり、【さながらも、盡の意なり、】下なるも同じ、○如は、其の坐所と訓べし、如くに、下の意なり、如は、王子は、大山守ノ命なり、○為其兄王之時は、兄王の渡らむ時の事なり、○餝、此ノ字諸ノ本に脫たり、今は眞福寺本延佳本に依れり、○船檝者は、者ノ字は、衍字を誤れるなるべし、草書は相似たり、然云故は、船檝とこそ云べけれ、檝者をば、此には云べきに非ず、且檝と云るも、檝者には似つかはしからず、さて此ノ次に、亦と云言は、必あるべき處なればなり、故布泥加遲と訓て、者字は、下に屬て、實をと訓べし、書紀神武ノ卷にも、備舟檝とあり、○佐那葛は、和名抄に、蘇敬本草注云、五味、皮肉甘酸、核中辛苦、都有鹹味、故名五味也、和名佐禰加豆良とあり、字鏡には、䔮佐奈葛、又云木防已、佐奈葛などあり、万葉歌にも、多くは佐奈葛とよめり、山佐奈葛とも【十の卷に】よめり、又十一ノ卷に、狹根葛、十一ノ卷に、核葛ともあり、【十二に、眞玉葛とあるは、またまづらと訓べければ、田中ノ道麻呂は云りき、さて此ノ物、花を寄には、さねかづらとのみよめり、】○舂は、師の宇須都伎と訓れたるに從ふべし、【舂を省きて、うすづくと云に、滿稽訓なるべし、】万葉十六に、辛碓爾舂、碓子爾舂、○滑は、那米と訓べし、【師は、那米理と訓れたる、其もさることになれども、古く然云る例を未ダ見ず、此ノ言用には那米良加と常に云、體には、万葉にも、常滑など云、今ノ俗言にも、那米と云り、】五味に、すべていみしく滑めらる物にて、今ノ世にも、水に漬し置て、髪などに用る物なり、【故ニ美男葛とも、美人葛とも云、又ふのり葛と云國もありとぞ、】故思ふに、佐那てふ名も、那米理の約なるべく、佐泥と云も、那米を約めて、泥と云なるべし、【師の、万葉考ノ別記に云れたる説も、同意に聞ゆ、】○簀椅、簀ノ字は、諸ノ本に賓と誤れるなり、【寛は由なし、然れども、諸本皆同く此ノ字に書る故に、今も字は姑く然にてあるなり、延佳本に、簀と書るは、改めつ

るなるべし、又彼木に、椅をみな土偏に作るは、非なること、前に云るがごとし、】須婆志と訓べし、竹などを簀に編たるを打渡し置て、船ノ中此方彼方と歩渡る便リとしたる物なるべし、玉垣ノ宮ノ段に、黒櫟橋あり、考へ合すべし、【傳廿五の二十九葉】○踏脱仕は、布美多布流倍久と訓べし、【踏は、布米婆、或は布麻婆などと訓て、こだわり樋なるが如くなれども、其ははたらき過して、後の言めきたり、且此は、大山守ノ命の、必ズ踏給ふべく構へたるなれば、布美多と訓むぞ宜き、】○王子は、宇遲ノ王なり、○賤人は、夜都古と訓べし、但し、此は王に對へて、凡人を臣と云、【白檮原ノ宮ノ段に、五瀬ノ命の、負ニ賤奴之痛手一と詔へるは、王に對へて臣を云夜都古なり、此ノ事傳十八の卅七葉に委ク云り】とは異りて、字の如く、下賤者を云なり、【夜都古とは、王に對へて臣を云からおのづから、下賤者を云ことにもなれるなり】○執ニ檝一とは、河の渡リ舟なれば、檝は、佐袁と訓べきが如くなれど、【下の御哥にも、佐乎斗理邇とあり】なほ加遲と訓て宜し、【舟を進る具をば、何にても、總て加遲といへば、棹のことにもなるなり】○隱伏は、二字を加久志と訓べし、さて此は他處に伏して、設置よしには非ず、兵士の裝束を隱すを云て、【伏ノ字には泥むべからず】次なる衣ノ中ニ服ニ鎧一とある、是なり、○鎧は、和名抄に、唐韻云、鎧甲也、和名與路比、釋名云、甲似ニ物之有ニ鱗甲一也とあり、與呂布と云用言を、體言になして、身をこりよろふ由の名なり、【即チ後ノ世の言にも、甲を服ることを、與呂布と云り、又具足と云も、意同じ、さてついでに云む、今ノ世ノ人、甲を加夫登、冑を與呂比と心得たるは反さまなり】万葉一に、取與呂布天乃香具山、○衣中服は、許呂母能宇知爾伎世と訓べし、服は、兵士等に令ニ服一るなり、如此云て、王の御躬づからの裝束も、同く然ることは、此ノ語に、含めり、又服を伎世と訓て、王の服賜ふを云ノ言として、兵士を其に含たりと見ても違はじ、下巻穴穂ノ宮ノ段にも、衣中服レ甲とあり、さて如此爲給ふは、攻むとする狀を隱して、宇遲ノ王をおこたらしめむためなり、○嚴は、師の、伊加米志久と訓れたるに依ルべし、其由は、上に嚴ニ飾其家一と

れし處【傳卅一の三十一葉】に云り、さて此ノ厳餝之處は、かの其ノ山之上ニ張ニ絁垣ヲ云々、とある處なり、○軍は、此ノ辟肆二副ッて、御道ノ御時に、從和交良乎、山也禮底止保志、云々、【黒田ノ社ノ宮中ノ御製に出、】萬葉十一に、君吾見將遣、君之當波、○以ニ舍人ヲ爲ニ王ト、其呉床は、かの舍人を、宇遲ノ王ぞとおぼすなり、○執ニ檝ヲ檝前の面ノ方、也此の作に無し、今は眞福寺本、又一本に依れり、【無きも悪くは非ず、】○都は、加都弖と訓べし、萬葉四ノ卷に、花勝見、都毛不知、戀裳摺可聞、【此ノ都、花勝見と序に云へれば、必ず加都弖と訓べし、】書紀にもかく訓り、又萬葉十四に、相高香、吾こへい賤、○執檝者は、字の隨に、加遲登禮流母能と訓べし、【此はかぢとりと訓むはあしけむ、】○忿怒之大猪、大猪ノ段にも、大怒猪、書紀雄略ノ卷にも、嗔猪とあるなどは、其ノ時に方りて、怒れるを云るなれば、さることなるを、此は其ノ時にあたりて云に非ず、其ノ猪の恒のさまを語る處なれば、忿怒と云こといかゞに聞ゆれど、伊加理猪と云猪のあるを聞ノ思へば、たゞ其ノ猛きことをかくは云たらへるなるべし、さてかく猪ノ事ヲ問ヒ給へるは、其ノ猪を取ッに來坐るさまに思はせむとてなり、○若ノ日の日ノ字、諸本に曰とあれど、今は眞福寺本に依れり、延にも若曰とあれば今の、【延佳日の曰は、獲者の訓なれば、異なり、】○不能也は、延ミ多麻波士と訓べし、上の延は誤、【得云々せじと云得なり、】下の延は、猪を獲ると云、伊勢物語に、五條わたりなりける女を、えゑずなりにけることゝ、云々、又女を得まじかりけるを、云々なるとあると同じ、○何由は、伊加那禮婆と訓べし、○時々也は、余理余理と訓べし、【也ノ字は、讀べからず、此ノ字は、いかなる意にて書るにか、次なるも同じ、】持統紀にも、時々、又崇峻ノ卷に、三度、推古ノ卷に、時々、持統ノ卷に、六齋、なども訓る余理と同じ、萬葉など本同じ言なれ、【漢籍にても、時をよりよりと訓は古言の遺れるなり、允恭紀ノ卷に、等根等根ともあれど、此は然は訓まじきなり、】○往々也は、處々と訓べし、續紀八に、往々、京中往々、尾上、などある同じ意なり、【文選などにも、然る意あり、但し其は重し

く處々の意と聞ゆれば、往々の字は、いさゝか叶はざるめれど、たゞつねに然訓ム字を書るなり、師は、さき〴〵と訓れたれど、時々とき〴〵とは、云べくもあらず、又ゆく〳〵と云言もあれど、此には叶はず、又續紀九の宣命に、時々狀々爾從而、ともあれば、此も狀々の誤ならむかとも思へど、なほ然にはあらじ、】○雖レ爲レ取は、取むとする者あれどもと云意なるべし、【自言にはあらじ、】○不得は、延々受と訓べし、さて右の問答は、既に撈出て舟ノ中にての事なり、次ノ文に、渡リテ到ル河中ニとあるにて知らる、【そも〳〵大山守ノ命、宇遲ノ王は、御同母にこそ坐ッね、御兄弟に坐せば、むげに御面を、見知ッ給はぬことはあるまじきに、かばかりおしかへし物言とかはし賜ふまでありても、終に其と知り賜はざりしは、いかにぞや、上ッ代には、御兄弟とは申せども、異御母は、さばかり疎く坐シしにや、又書紀には、密接ニ度子ニとあれば、此ノ問答なども、同シ列の楫者のせしにて、王は御面見ゆまじく構へて、傍に坐シしにもあるべし、又或人疑ひて云く、宇遲ノ王は、他所に隱れて窺ひ坐て、此楫取には他人をしたて給はむに、何てふことかあらむを、御身づから敵の乘る船にしも立チ坐るは、いと〳〵危きわざならずや、これ何の謀にか、心得ず、と云るは、一わたりは然ることなれども、古への人は、凡て勇たるを、優きこととはして、貴人といへども、人に使めてあるべきわざをも、御身づから爲給ひしことなれば、後ノ世の心以て、強て疑ふべきにはあらずなむ、】○令傾其船は、令とあれば、王の御親ら爲賜ふにはあらで、同シ列の楫取などに、豫て仰せ置て、令爲賜へるなり、【そも〳〵如此ては、かの五味を簀椅に塗置たるは、何の用ぞや、いたづら事と聞ゆ、若シくは、その簀椅を踏て仆るべく構へおきつれども、此ノ謀はづれて、仆れ給はざりしに因て、如此はしたまへるか、然らば、是レもかねての定めにぞありけむ、然れども、然るにては、初メの謀のはづれし事などを云はでは、言足らぬことなり、又思ふに、かの五味の事は、舟を傾けたらむ時に、若シ簀椅の浮キたるに、乘リて、遁れむとすることあらむ時の、設ッなどにやあらむ、なほよく考ふべし、書紀には、かの五味の事などは

棄さには、[illegible]して、皆か[illegible]にや、】○墮入は、大山守ノ命を云り、【[illegible]此ノ船を傾け[illegible]には、宇遲ノ王も、同く共に墮入たまふべきを、其は、かねて如此謀りたまへる事なれば、[illegible]設どもありけむ、】○尓ノ下に、諸本に今ノ字あるは、衍なるべし、今は延佳本に無きに依れり、【若シは、イマハと訓て、[illegible]、今は浮出と云ことかとも思へど、わろし、なほ尓ノ字と形の似たるから、衍れるなるべし、】○浮出は、[illegible]、此ノ下、水ノ中の事を得賜へりとおぼしくて、沈み溺れ給はず、よく浮出て、水に任せて流れつゝ、川下の方へ[illegible]なり、【水に溺れて、[illegible]には非ず、此ノ間よくせずはまがひつべし、】書紀に云、時太子設兵伏之、大山守皇子不知其備兵、獨領數百兵士、夜半發而行之、會明詣菟道、將渡河、時太子服布袍、取檝櫓、密接度子、以載大山守皇子而濟、至于河中、誂度子蹈船而傾、於是大山守皇子墮河而沒、更浮流之歌曰、云々○[illegible]は、書紀[illegible]、[illegible]、其ノ宇遲の枕詞にて、[illegible]に見ゆ、【但[illegible]を、[illegible]に解たはるは、[illegible]、[illegible]は、別言なり、】○宇遲能和多理邇は、宇治の渡リになり、【渡リとは、[illegible]、】○[illegible]は、[illegible]により、【[illegible]、[illegible]云、又万葉十九に、[illegible]云々、[illegible]は、[illegible]なれば、[illegible]なる者[illegible]、とも云るはかなはず、】此ノ句は、[illegible]へ係れり、○[illegible]は、[illegible]、[illegible]人なり、[illegible]は助辭なりと云り、【[illegible]、[illegible]の意、】○[illegible]は、[illegible]、書紀仁徳ノ卷に、[illegible]、左右、[illegible]、[illegible]、なども、[illegible]と訓り、[illegible]の義なり、【[illegible]、古言には、宮門を[illegible]と云る[illegible]、】又仁[illegible]に、左右を、[illegible]とも訓るは、[illegible]人なり、かく此は、其ノ[illegible]、[illegible]と云り、【[illegible]、[illegible]のみ[illegible]は、[illegible]、】さて此ノ句、[illegible]、[illegible]に[illegible]者あらば、[illegible]に助けに來るべし、と[illegible]云ふ、其[illegible]なるべし、[illegible]は、[illegible]と云るが如し、

【或人此を疑ひて、此ノ王若シ水ノ中の事を得て、溺れ給ふことなからむには、舟をよせずともあるべければ、如此は詔ふまじきことにこそと云るも、一わたり謂れたれども、此ノ時河岸には、宇遅ノ王の兵士の、矢刺て追ヒ奉るに因リて、終には得遁れ給はで、沈没たまひしを思へば、必ズ御方の助けを待チ賜ひけむは宜なり、さて契沖が又云るは、水練などに長じて、太子の御方の人に向ひて、自賛し給へるかとも云り、然云る意は、舟を傾ケて、吾を墮シ入レつれども、吾は溺れず、かくの如くよく浮て遁るゝを、若シ其方に輕捷き人あらば、此處に來て吾を捕へよ、されど得捕へじとほこり賜へるよしなり、是レもさもあるべく聞ゆれど、さては棹取リにと云ること、いかゞなり、若シそは、さ踊かと思へど、斗ノ字清音にて、書紀にも、同く清音の刀ノ字を用ひられたれば、踊にはあらず、さて又此ノ御哥の事を、師の考へに、思ひかけず河に墮ナ入リて、水ノ中にて哥よみ給はむこと、あるべくもあらず、且かく哥ひ給へるまゝに、伏兵起りて、矢刺して流すとあるは、太子の御方の伏兵なれば、是を大山守ノ命の御哥としては、哥と文とつゞかず、此はかの神武天皇の、大室屋の建を討給ひし時の如く、太子の御方の約ありて、哥を聞て起れるなれば、此ノ哥は、太子の御方の約の哥なり、さればもと即見レ流。歌曰、とありけむを、見ノ字の脱たるなり、若シくは、大山守ノ命の御哥とのみ思ふ人の、さかしらに見ノ字を去きしにもあらむ、と云れしかど、此ノ考へは中々に非なり、まづ此ノ哥は、此記のみならず、書紀の趣も、たしかに大山守ノ命の御哥にて、哥の趣も、彼ノ王のことゝ聞えたれ、宇遅ノ王の御方の哥とは聞えず、又此レは、上に云る如く、彼ノ王水中の事を得て、浮出て、ことさらに流れつゝ、遊ビ賜ふなれば、必ズ哥よみ賜ふまじきに非ず、上代の人の哥は、實の情より出テつれば、かゝる時にもなどか出來ざらむ、後ノ世の如く、かにかくに思ひめぐらして、造り出る哥と、同じつらには云がたし、然るを、ひたぶるに溺れて流れ賜へることゝのみ思はれたるから、疑ヒはあるなり、又若シ見ノ字の脱たるにて、宇遅ノ王の御方の約の哥ならば、於是弟王見レ流。などあらでは、語足ノはず、さは聞えがたし、神武天皇の時

の事を例に用られたれど、此は前後の詞にて違なり、皆合せて思べし、又大山守命の御事としては、書紀に
つまずくあれど、伏兵の隠れるは、別に例ありて記れしならべければ、大山守命の御事にしても、又べのつくる、
もさく、よく聞ゆるを。】○伏隠云々は、宇治王の御方の兵士にて、上文に、山代伏河[illegible]とある、是にも。○訶和
訶和は、加和良と訓べし、其山は、[illegible]の後に、此訶和人とある處、【傳廿三の七十七葉】に云るが如く、○
時乃は、[illegible]と訓べし、【記中に、た[illegible]時さかみあるも、かく訓り、此は、[illegible]と云むに同て、是を
一葉あるこの】○既、此は、[illegible]て、隠れゐない、【其[illegible]の事は、[illegible]も以て、皆今く記さるの
なり、必しも[illegible]に兵を配て隠れるには非ず、此伏兵の襲るは、[illegible]る處に隠すし事にや、】○又
解[illegible]は、上[illegible]に行て、其處に云る、【傳十の三十葉】引にしつがふところあり、】○[illegible]ここには少し言[illegible]なりぬ、
れて、【又[illegible]射人なれ[illegible]】大山守命
の、流れ[illegible]を、[illegible]、射[illegible]すると[illegible]、【[illegible]】[illegible]
の[illegible]、[illegible]見べし】[illegible]射[illegible]、[illegible]
め御心にて、其[illegible]、○訶和羅之前は、[illegible]
あらば、山城[illegible]に、今[illegible]と云る地なり、されど、其[illegible]に、名の山城は、[illegible]
に此地の名負は、宇治川の末の、【此川は、宇治郡と、綴喜郡との堺を流れ、それより末の、久世郡に、綴
を流れ、紀伊郡に入、末に[illegible]、淀川に[illegible]、又綴喜郡と、乙訓郡の堺を流れ、[illegible]河内國に入る
なり、】綴喜郡と、乙訓郡との堺を流るゝあたりの、【此あたりにて、淀川なり。】川邊に、綴喜郡の方にある
なるべし、【かの山崎なる橋も、昔は此地に[illegible]】○沈入は、大山守命の[illegible]

り、○鉤は加岐と訓べし、【今ノ世に鳶口など云物の類どのさまなり、】書紀皇極ノ巻に、木鉤と云ッ見え、欽明ノ巻に、鉤戟と云も見ゆ、○甲は、鎧なり、○訶和羅鳴は、訶和羅とは、甲に鉤の觸て鳴たる音を云なり、【新井氏、訶和羅は、甲の古名なりと云て、此ノ段、及かの書紀の崇神ノ巻を引、又龜甲を、俗にかめのかわらと云も、同意なり、と云り、今按に、式なる筑後ノ國三井ノ郡、高良玉垂ノ命ノ神社は、建内ノ宿禰を祠りて、高良は、かわらと唱ふ、是レ若シは韓國御言向の時に、彼ノ大臣の服給ひし甲にやあらむ、伊勢ノ國奄藝ノ郡、丹波ノ國氷上ノ郡などにも、加和良ノ神社ありて、式に出、出雲風土記にも、意宇ノ郡に、式外に、加和羅ノ社あり、これらも甲に依れる名にぞあらむ、又屋を葺く瓦は、韓語なりと云も、さることなれども、若シは此レも龜ノ甲と同意にて、本より此方の言にて、和の波に轉りたるにもやあらむ、此レらを合せて思へば、甲の古名と云説、いはれて聞えたり、信に龜ノ甲と同く、訶和羅と云べき物のさまなり、されば若シ此ノ説に依るときは、此の地ノ名をかわらと鳴し故に負りと云は、別に一ッの傳へにて、實は鉤を甲に繫て出タしたるを以て、負せつるなるべし、書紀に、甲を脱し故に、名クとあるも、古名としてよく叶へり、彼レは、或説に、甲をぬぎてかわらかになれる由なり、源氏物語に、かはらかなりと云語あるに同じ、と云るは、いかゞ、又思ふに、甲をかわらと云しも、其ノ本の起リは、此の故事にて、かわらと鳴リしを以ての名かとも云べけれど、なほ然にはあらじ、】○骨は、加婆泥と訓べし、大山守ノ命の御屍なり、古ヘ此ノ骨ノ字を、屍のことに通はし用ひたりしなり、【そは、もと屍の年を經て、骨のかぎりになれるを云るより出たるなるべし、今ノ世に、死骸と云骸ノ字も、骨のことなり、】書紀、顯宗ノ巻に、御骨埋處、欽明ノ巻に、骨積ニ於巖岫ニ一、などあるも、屍なり、【万葉十八二十丁に、海行者美都久屍、山行者草牟須屍、○掛は、加伎と訓べし、搔の意なり、【鉤に掛て出す意にはあらず、】上巻に、掛ニ出胷乳一、とある處に云るが如し、【傳八の五十八葉】書紀ニ云ク、然レ伏兵多起リテ、不レ得レ着レ岸ニ、遂ニ沈ミテ而死焉、令レ求ニ其屍ヲ一、泛ニ於考羅濟ニ一、時ニ太子視ニ其屍ヲ一、歌之曰云々、○知波夜比登、【比

は今は葦なり、謂るは葦なり、書紀にも、諸者二膊ならを皆【】字に見ゆ、○宇遅能和多理は、上なる歌に同じ。○和多理是爾は、渡瀬になり、河にて渡方、渡る處を云、万葉十二に、佐檜隈檜隈川【】歌に、渡り瀬に、多理瀬などあり、渡る瀬ともよめり、【わたるせと云は用言なるを、わたり瀬と云は体言なり、】さて、書紀には、渡にあり、【此に、万葉に、而、出清くなさて、なまあるの意にもなし、契冲、續出とは、保護と云べし云々、】○多知弖流は、【三言一句】なるにて、渡瀬のあたりの岸に、生立あるを云り、書紀神代巻に、門前有一杜樹、此云云々、○阿豆佐由美麻由美は、【五言の句なり、契沖、上なるを注すも、上へ続く、六言句とし、かくて次の麻由美をも、許句に属て、六言とせるは、皆わろし、】梓弓にて、たとりなり、【此は、梓には意なし】和名抄に、梓楊の和名云、梓楊名、楊之楊名、和名阿豆佐、あり、其木桐に似て、葉も似たり、梓弓は、其木を以て作れる弓なり、かくておほくは多く其木を以てし故に、何の木にても、たゞ弓のことをも、常に梓弓と云るなれや、【品々あ云ずして、只梓と云ても、常には云ずて、】○麻由美は、【三言一句】檀木なり、和名抄、唐韻に、檀木名也、和名万由美、とあり、弓に作るによき材なるを以て、弓の木には云なり、色白き故に、白檀とも云り、さて此は、此木樹の名にて記録へるまゝに、即其を以て大山守命を譬へて、よみ給へる也、其に取て、此二句心得あり、【よく思すにまぎれるべし、】とうとの梓弓は、枕詞の如くにて、【されば本は梓木、まゆみともにはあらず、本は梓は檀木のさるにて、梓弓は、其樹を云に非ず、たゞ弓の意にて、枕詞の如くなれば、其の意に関からず、さて書くと、】梓弓の梓、三言にしてよみ、されば、麻由美は、梓弓との意のつゞきの意は、弓にて、皆の意は、樹木なり、【猶しこに三句、並に梓弓立、きたる故に、梓木の立る如くに聞え、又梓弓檀弓と並びたれば、梓木弓て、檀木の弓との、立てる如くに聞えて、かにかくに紛はしかめるぞ、よく味ひて辨へきなり、契沖、これを梓

辨へずして、梓弓眞弓、共に弓のことに注して、此レは、伏兵の弓なり、と云るは、非なり、弓に立と云詞はあれども、其は事のさまにこそよれ、伏兵の弓持て射向ふ事を、立る梓弓などゝは、いかでか云む、又此ノ二句、梓ノ木と、檀ノ木と、二種の生立るを詔へるかとも思へど、若シ然らば、たゞ梓とのみこそあるべけれ、梓弓とては、弓のことなり、且大山守ノ命一柱を譬へ給へるなれば、二種には非ず、かの白檮原ノ宮ノ段の哥の譬へに、あめつゝちどりましとゞ、と四種を云ることは、こゝのさま同じからず、此はたゞ梓弓をば枕詞の如く見て、麻由美を、檀ノ樹と見れば、事もなく易く聞ゆるをや、】○伊岐良牟登は、伊は發語にて、伐むとなり、【契沖が將射斬となり、斬は殺すなり、と云るは、上を弓と見たるより、誤れるひが說なり、射切とは、かの扇ノ的など云たぐひをこそ云ヒもせめ、射殺すことを、いかでか射斬ルとは云む、古言にさることあるべくもあらず、】○許々呂波母閇杼は、心者雖レ思なり、万葉に多し、【心には思へどもの意なり、】凡て思ふを、淤を畧きて云こと、古へ哥に多し、○伊斗良牟登は、是レも伊は發語にて、取むとなり、かの生立る檀ノ木を、伐取むと思へども、と云ことを、伐と取とを分ケて、かく【きらむと云々、とらむと云々と、】二ッに云ッは、古ヘ哥の文にして、常多し、【契沖が、將射取となりと云るは、又非なり、射取ルと云ことも、古言にあらず、そもそも此ノいきらむ、いとらむは、上に梓弓云々とあるから、誰も惑ひて然思ふめれど、なほよく味ひて、伊は皆發語なることを悟るべし、又此ノ二ッの伊を、射と見るから、いよいよ上の麻由美をも弓の事ぞとは、思ヒ惑へるぞかし、】さて此の四句は、大山守ノ命を、殺さむとは思へども、と云ことの譬へなり、○母登幣波は、本方者なり、【幣は清音なり、書紀にも弊を書り、濁るべからず、】○岐美袁淤母比傳は、君を思出なり、【傳ノ字は濁音なり、書紀にも、涅とあり、而の意には非ず、】万葉十七（十八丁）に、吉美乎念出、多母登保里伎奴、又廿（三十四丁）に伊弊乎於毛比涅、などもあり、出を、伊を省キて云こと、古へ哥に多し、【此レは、思の比に、伊の韻あれば、さらなり、】さて契沖、君は應神天皇なるべしと云り、然なり、○

[illegible]は、【刊印本には、此ノ二句脱たり、其ノ餘の本には皆あり、】末方はなり、本方末方は、かの槻ノ木の本と末とにて、歌へたる、木の本末に託て、君と妹とを詔へるなり、本の方を伐むとすれば云々、末の方を伐むとすれど云々、と云むが如し、【契沖、此ノ歌を一ツには、一ツには云むが如し、と云り、意ばへはさも注すべきことなり、又、本ノ末ノ共に、弓の緣なりと云るは、上を弓のことゝしてよめるよりの非言なり、そも〳〵本へは云々末へは云々とは、その代り取むとする木に就てこそ云べきことなれ、本末は、弓の緣なればとても、人を射むとして、彼方の木を思ふことしも、其ノ方に持る弓の本末に就てよむは、由なく、事たがへり、此ノ歌は、大山守ノ命を、槻ノ木に譬てよめる詞にて、歯ノ王の讐うへをあはれにおもほす御心なれば、其ノ譬へたる槻ノ木に就て詔へるにてこそ、よく叶へれ、此ノ引たるを、よく思ふべし、】書紀顯宗ノ巻ノ詞に、石上振之神榲、伐本截末、於市邊宮治天下、天萬國萬押磐尊御裔僕是、萬葉十三に、三諸者、人之守山、本邊者、馬醉木花開、末邊方、椿花開、【これは、山の本末にて、麓と山ノ上となり、】○伊毛袁淤母比傳は、妹を思出なり、契沖云、大山守ノ皇子の同母妹に、大原ノ皇女、澇田ノ皇女あり、此ノ皇女たちが妹を思へるか、若は此ノ二人の皇女の内を、太子の妃とし賜へるかと云る、まことに然ることか、又は大山守ノ命の妃を詔へるにもあるべし、【古へに、妹と云稱は、廣ければ、右の内何れならむ、今定め難し、】○伊良那祁久は、万葉十七ノ巻にも、可奈之家口、許己爾思出、伊良奈家久、曾許爾念出、とあり、【こは、此ノ御歌に依てよめるなるべし、】此ノ言、他ノ古書には見えず、古の意詳ならず、中昔の書どもには、往々見えたる中に、大和物語に、君さまのいらなくなれるを思ひはべるに、いとはしたなくて、とあるは、容貌のいみじく衰へやつれたるを云るなれば、此ノ意もやゝ近く聞ゆ、契沖も此を引て、しを[illegible]なるを云か、和名抄に、苛、和名伊良、小草生刺也、とあるに依らば、棘ある苛の意か、【以上契沖の言、】と云、師も、苛無にて、利心もなしと云に同じかるべし、

と云れつる、【字鏡に、楠木芒、木乃伊良々、源氏物語、橋姫ノ巻に、寒げにいらゝぎたるかほして、河海抄に、寒き時鳥肌立を云なり、手習ノ巻に、こは〴〵しくいらゝぎたる物ども服たまへる、古今著聞集に、いら〳〵しき者にて云々、これは今ノ世にも心のいらつと云と同じ、右は何れも苛の意に叶へり、是に對へて思へば、いらなきは、無苛にてもあるべし、】まことに、物ノ哀くて、心の打しをれたるにて、万葉に、思ひしなえ、又心もしぬに、などあると同じさまにやあらむ、【然るに宇治拾遺物語に、いらなき大刀をみがき、云々、又むしり綿をきたるやうに、いらなく白きが云々、大鏡に、此史ふむばさみに文はさみて、いらなくふるまひて、此ノおとゞに奉る、つれ〴〵草に、數珠おしすり、印ことごとしく結び出などして、いらなくふるまひて、云々、などある、これらはけやけく甚しき意と聞えて、俗言にけしからぬなど云が如し、又今賤き者の言に、えらいと云にも通ひて聞ゆ、えらいは、即いらないの訛れるにや、右の書どもに云ると合せて思へば、大和物語なるも、俗にけしからぬさまと云意、此なるも、兄王をまのあたり殺さむは、あまりけしからぬしわざとおもほす意にや、とも聞ゆれども、さては思ヒ出の出てふことに叶はず、又右の万葉十七の哥にも叶はざるなり、又思ひ出ることの甚しき意かとも云べけれど、さては又かなしけくと並べて詔へるに、叶はざるなり、さて又字鏡に、頽瘵瘂三形同光髪也、伊良加奈志と云ることもあれど、此には由ありとも聞えず、又稻掛ノ大平は、伊良は、郎子郎女などの伊良にて、人を親みめぐゝ思ふ意にて、那祁久は、はしたなくなどの、那久の如く、添たる辭ならむかと云り、なほよく考ふべきなり、】契沖云、那祁久は、那久なり、祁ノ字あるは、古語なり、【久を祁久と云は、善く惡くをよけくあしけくと云類なり、然るに、露けくと云のみは、傍の例なき言なり、ことのついでに云のみなり、】○曾許爾淤母比傳は、其に思ヒ出なり、書紀には、傳ノ字無し、加那志祁久は、悲けくなり、○許々爾淤母比傳は、此に思ヒ出なり、書紀には、是も傳ノ字無し、古へは、曾禮を曾許、許禮を許々と云ること多し、【曾禮故にを、曾許故にと云、

此を思へばや、許多思へばと云る類なり、必しも、其ノ處此ノ處と云意には非ず。】さてこゝは、本ツ方も末ツ方も、意は同じことなるを、【もとは本を指し、宇治、又宇治と云て、宇治、又宇治と云ても同じことなる事なし、たゞ二つは、山城の宇治川を云ること一に云て、上下にわれを指とは、其ノ川を云ても、此ノ川を云ても、同じ事なるが如し。】伊良那久と、加那志久と、分て、二に別にせるて、二を錯て、本ツ方末ツ方とは謂へるのみにて、本ツ方も末ツ方も同じく、共に上の本方末方を合せて、に指て、言ふなり、【然るを契沖が、伊良那久は上の君を指し、加那志久は下の妹を指なり、と分て釋るは、古の意にかなはず、万葉に長歌などに、本方末方云て、許多を云々とあるも、多く上の指事は一にして、二は無きを以て知べし、又本へ末へを指と云ずして、君と妹とを指と云るも、轉しかなはず、さては、歌に云辭に叶はず、】轉し云辭は、本方末方に、或云意なり、【君を君と妹とを指ていはゞ、伊良那祁久、許許爾と云にては叶はず】又伊良那祁久も、加那志祁久も、其に上の君と妹とを合せて、一に謂へるなり、【是はた分て見るはわろし】かゝれば、本方末方、其此なと、二に謂へるは、何れもた、哥の文のみにこそあれ、必しも君と妹とに分て指たるには非ずかし、○伊岐良受曾久流は、伊は例の發語にて、不伐ぞ來るなり、然るは、宇治より渡り來るにて、大山守命を、宇治にて圍み殺さむと思ひしかども、君の御事、妹の事を思出て、いとなく悲くて、え殺しもやらず、其屍まで流しつゝ來たり、と云ことを、かの川邊に立る檀木を、得伐取らずして、來つるに譬へ給へるなり、○阿豆佐由美、麻由美、上に同じ、かく上なることを再云て結るは、古歌のつねなり、○那良山、此ノ名上に出、【傳廿五の二十二葉】山は、万葉一に、青丹吉、奈良能山乃、又、青丹吉平山過而、などなほ多く見えたり、○葬は、書紀に、乃葬二于那羅山一、あり、此は那良山の内、いづこばかりをなりけむ、詳ならず、【大和志に、添上郡那羅坂、在二南都坂下西鬼園山一、相傳大山守皇子墓、又名二鬼冢一云れど、書紀には、那良山とは云ず、那羅山とのみありて、なほ那良の北方なる山にあるべくおぼゆ、○思ひ出たる

まゝについでに云む、記中に、葬ノ字を、埜と作る處多し、何れの本にもあり、其は寫シ誤れるには非ずして、古へことさらに、畫少く、便リよく、如此書キならへりしなるべし、さる類ありしことなり、】○土形ノ君は、書紀にも、大山守ノ皇子ハ是土形ノ君、榛原ノ君、凡二族之始祖也、とあり、和名抄に、遠江ノ國城飼ノ郡土形ノ【比知加多】鄕あり、此地に因れる姓ならむか、【土形てふ地名は、他國にもあれど、榛原も遠江ノ國にあればなり、】此ノ姓、姓氏錄には見えず、○幣岐ノ君、日置と書キ、幣伎とも、比伎とも、比淤伎とも云、地ノ名、國々に多し、【和名抄に、伊勢ノ國一志ノ郡日置比於木、能登ノ國珠洲ノ郡日置比岐、越後ノ國蒲原ノ郡日置比於木、但馬ノ國氣多ノ郡日置比於岐、この外なほ多し、さて、右の中に、能登ノ國なるは比岐とありて、其外は比於岐とある多し、幣岐とあるは無し、ともかくも此ノ地名諸國に多くあるを思ふに、いかさまにも故あることゝは聞ゆれども、いかなる由の名にか、未タ考ヘ得ず、又日置と書クを思へば、幣伎と云は訛リのごと聞ゆれど、此ノ記に、既に然あれば、返リて是レぞ正しき唱へなるべき、よりて元幣伎ならむには、日置と書クこといかなる由にかあらむ、又幣伎を正しとせば、比於伎とあるは、文字に就てやゝ後のさかしら訓ミにやあらむ、右の伊勢ノ國なるも、比於木とあれども、近キ世には、戸木村と云、其外にもへきと唱る地ノ名、今も多きを思へば、國人などは、古へより皆然唱ヘ來つるなるべし、】此は何レノ國のとも定めがたけれど、蓁原土形と云、遠江ノ國にあれば、彼國ならむか、今城東ノ郡に、比木村と云あり、然るに又和名抄に、丹波ノ國多紀ノ郡に、榛原ノ鄕、日置ノ鄕あれば、是レにしもあらむか、氏は、姓氏錄に、【右京皇別】日置ノ朝臣、應神天皇ノ皇子、大山守ノ王之後也とあり、○榛原ノ君は、【榛は波理と訓ム、万葉に波里波良、又借字に、針原などかけり、】和名抄に、遠江ノ國蓁原ノ【波伊波良】郡、蓁原ノ【波以八良】鄕あり、是レより出たるか、【其ノ隣なる城飼ノ郡に、土形ノ鄕あり、又今比木村と云もあること、上に云るが如くなればなり、さて榛と蓁とは、同じくて、波理なるを、波伊と云は、後の音便なり、】又右に引る丹波ノ國なるより出たるか、決めがたし、【此ノ

郡名に、ここ國離にもあるを、右の二國の内なるべし、】此氏等は、【律國皇別】 榛原公、 息長眞人同祖、 大山守王之後也、【此に眞人は、誰にも二俣ノ王の後なるに、其と同祖とあるは、まぎれの誤なり、】また【河内國皇別】蓁原公、譽田天皇皇子、大山守命之後也、

於是大雀命與宇遲能和紀郎子二柱、各讓天下之間、海人貢大贄、爾兄辭令貢於弟、弟辭令貢於兄、相讓之間、既經多日、如此相讓非一二時、故海人既疲往還而泣也、故諺曰、海人乎因己物而泣也、然宇遲能和紀郎子者早崩、故大雀命治天下也、

各讓は、阿比由豆理多麻布と訓べし、次に相讓あるも同くて、互に讓りあひ給ふなり、書紀に云、既而興宮室於菟道而居之、猶由讓位於大鷦鷯尊、以久不即皇位、爰皇位空之、既經三載、【こゝは、宇遲ノ王の、宇治に居坐しは、本よりのことなりけるを、これに始めての如く、既而云々と記されたるは、心得ず、若もここ宇治に居坐すは、大山守命を、宇治に攻殺坐しは、何の由とかせむ、又此に居坐しは本よりなれども、今は其宮室を造改め給ひなども云れか、ことは大雀命に讓給ひて、御位に即給はぬ御心なるに、此時しも宮室を造改め給ふことは、あるべくもあらず、】○海人の下に、傍なる御贄を讀附べし、所の調なる物なり、【此も助辭なり、既に上に云り、】○大贄は、上に出、【傳此巻の十一葉】○兄は、大雀命、弟は、宇遲ノ若郎子なり、○辭令の辭は、辭て、此に又も云音を讀附べし、【其故は、此の訓は、必見所云々、弟者云々と、兄は辭て云

云、と讀ては、下の辭と云言、者てふ辭に叶はず、語ことのはぬさまなり、若二方共に辭といはゞ、必ス弟もと云べき語なり、然れども弟もと云ては、凡ての語のとゝのひわろし、必ス兄は弟はとあるべきなり、故レ此ノ辭は讀ムまじとは云なり、辭てふ言は、上の一方に云はゞ、下へも應くこと也、文字はたゞ意を以て、二方共に、辭と書るにこそあれ、訓は必ス此方の語のさまに依るべきなり、】○經多日は、阿麻多比閇奴と訓べし、【師は、ヒサハニヘヌと訓れたれど、わろし、古言に、物の多きを佐波と云は、さることなれども、事によるぞかし、日數の多く經ることなどを、佐波爾とは云ることなし、】万葉九 二十丁 に、不遭日數多、月乃經良武、などあり、又比麻泥久那理奴とも訓べし、万葉十七 二十六丁 に、和可禮奈波、見奴日佐麻禰美、孤悲思家武可毋、又 二十丁 美之麻野爾、可良奴日麻禰久、都奇曾倍爾家流 十八丁 に、月可佐禰、美奴日佐麻禰美、故敷流曾良、云々十九 十六丁 に、於夜能御言、朝暮爾、不聞日麻禰久、安麻射可流、夷爾之居者、又 二十丁 不相日麻禰美、念曾吾爲流、これら皆日數の多く重なるを、麻泥久と云り、【佐とあるは、例の眞の意なり、さて、右の哥どもによれば、九の卷なる哥の數多なども、まねくと訓べきなり、】○一二時は、一多毘二多毘と訓べし、一度二度に非ずとは、數度なるを云、○疲往還は、彼方へ此方へと、幾度となく、往還る故なり、【宇遲ノ王は宇治に坐し、大雀ノ命は難波に坐し、其間遠き路程なり、】○海人乎は、阿麻那禮夜と訓べし、書紀の訓も然り、又阿麻毋夜とも訓べし、其は近ッ飛鳥ノ宮ノ段ノ大御哥に、意岐米毋夜、万葉二 十二丁 に、吾者毛也などありて、毋は助辭、夜は、上卷に、我那遲妹命乎、とありて、其處【傳五の六十四葉】に云る如く、呼出す辭にて、余と云に同じ、【故レ毋余とも云て、同意なり、】さて那禮夜と訓ムと、毋夜と訓ムと、其意異なり、其事は次に云べし、○因己物而は、意能賀毋能加良と訓べし、書紀の訓も然り、さて此ノ毋能加良は、常に云ノ辭のものから【思ふものから、云はぬものからのたぐひ、】とは異にして、物は己が物にて、【辭に非ず、】加良は、字の如く因ての意なり、古今集【戀ノ四】に、己が物から形見とや見む、是レと同くて、

諺ノ其の意に協く事なり、【此なるは、己が物に因ての意、古今集なるは、己が物からの意なり、】さて此諺は、よく事物には、己が物故に、得がたきにこそ泣なむひするに、此ノ海人は、己が有ノ物を、人に獻ることの得がたきを、哭泣は、常のならひとは反さまなる事なる故に、其意を以て、世ノ中に、己が物を人に與へむと欲ふに、與へがたきことあれて、欲ふる者の譬に云るなり、其にとりて、海人乎と云ること、二ッの調によりて、意異なりと云は、那禮夜のときは、右の海人なればにやと、其ノ欲ふる者のことを云なり、又那禮夜のときは、たゞ海人とこそ此ノ時の海人のことを呼出して云なり、されど諺の凡ての意は同じければ、何れにてもあるべき中に、書紀に、有海人耶と有ノ字を添て書れたるに、那禮夜の方に依るべきなり、【那禮夜は、爾阿禮夜の切れる詞なる故に、有ノ字を添られたるなり、】書紀云、時有海人、齎鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也、太子令海人曰、我非天皇、乃返之、令進難波、大鷦鷯尊亦返以令獻菟道、於是海人之苞苴、餒於往還、更返之取他鮮魚而獻焉、讓如前日、鮮魚亦餒、海人苦於屢還、乃棄鮮魚而哭、故諺曰、有海人耶、因己物以泣、其是之緣也、○然こは、上の各讓天下云々を承て云るなり、○早崩、那宇遲ノ王に崩と記せる事、細本作崩坐とあるは、必しも天皇に拘らず、崩ノ字を書つれば、此ノ記はたゞ其ノ由に依て、字には拘らざることもあるべし、されど、此ノ記中に、此ノ字を書るは、天皇の隱坐ては、天皇ノ命、倭建ノ命、【此ノ二柱は、殊なる由あり、其ノ處々に云るが如し、】さては應神天皇の太子に坐し時に、故言に、御子既崩、【此は後を以て、かく書べきことなり、】とあるのみなれば、字に義あるにもあらむか、若ゝ然らば、此ノ王は太子に坐て、殊に天津日嗣所知看べく定まり坐るが故にやあらむ、さて此ノ王の、早ク崩坐しことを、此ノ記の趣は、たゞ何となく崩坐るに聞ゆるを、書紀には、太子曰、我知不可奪兄王之志、豈久生之煩天下乎、乃自死焉、時大鷦鷯尊、聞太子薨以驚之、從難波馳之到菟道宮、爰太子薨之經三日、時大鷦鷯尊、摽擗叫哭、不知所如、乃解髮跨屍、以三呼曰、

我弟皇子、乃應時而活、自起以居、爰大鷦鷯尊語太子曰、云々、太子啓兄王曰、云々、乃進同母妹八田皇女曰、云々乃且伏棺而薨、於是大鷦鷯尊、素服爲之發哀、哭之甚慟、仍葬於菟道山上とあり、【解髪跨屍云々は、上代に死人を呼活す法なるべし、谷川氏が、是我邦招魂之法也と云る、我邦とは、漢意の言ざまなり、】諸陵式に、宇治墓、菟道稚郎皇子、在山城國宇治郡、兆域東西十二町、南北十二町、守戸三烟、【兆域のこよなく廣きは、山なる故なるべし、此ノ御墓、山城志に、在朝日山云々、墓畔有寺、曰興聖寺、近年永井心齋者、削平兆塋所建也、舊名神明山と云り、或説に、宇治ノ離宮は、此ノ王を祠ると云り、又離宮は、式なる宇治ノ神社なりと云り、續後紀九に、云々、於是中納言藤原朝臣吉野奏言昔宇治稚彦皇子者、我朝之賢明也、此皇子遺教、自使散骨、後世效之云々、これは據ありて奏されたるか、いと心得ぬことなり、骨を散すなど、當昔にあるべき事に非ず、思ふに後ノ世に火葬と云るが事始りて、世に普くなりぬる世に、此ノ王の御事をも然云なせる説の出來しなるべし、形もなき虚説とこそ聞えたれ、】万葉九【卅丁】に、宇治ノ若郎子ノ宮所ノ歌とて、妹等許、今木乃嶺、茂立、嬬待木者、古人見祁牟、とあり、今木ノ嶺疑はし、【若くは、宇治ノ宮の外に、今木にも宮ありしにや、今木と云處は、欽明紀に、倭ノ國今來ノ郡と見え、皇極紀、齊明紀、孝徳紀、などに見えたるも倭なり、万葉十に、今城岳とあるも、倭と聞えたり、又續紀卅七に、田村ノ後宮、今木ノ大神とある田村は、奈良にあり、然るに、山城志に、今來墟在宇治彼方町東南、今曰離宮山と云るは、此ノ万葉の哥に依てのおしあて説なるべし、姓氏錄に、山城ノ國に今木ノ連、又今木など云姓はあれども、宇治のあたりに、此ノ地名古書に見えたることなし、さてかの今木ノ大神と申すは、後に平野に遷し奉り賜へり、或人ノ云、平野の今木ノ神を、世に仁徳天皇なりと申しならはして、家隆卿の哥などに、難波津に冬隱りせし花なれや、平野の松にかゝる白木綿、ともあれど、誤なるべし、万葉九の哥によれば、宇治ノ若郎子なるべし、と云るは、さもあるべきことなり、さて事の因に云む、平野を、

平野の氏神ニテヲミニモの由に、桓武天皇の御母上、神に坐が故なるべし、其は、續紀に、寶龜六年三月、置ニ田村舊宅一、爲ニ上宮一、稱ニ日壽一と歎ニあるを思ふに、田村後宮に、光仁天皇の、いまだ白壁王と申せし時の御宮にて、今木大神に、其處に鎮坐し神なり、かくて桓武天皇も、此處にて生坐つれば、御産土神なるべし、されば延曆元年に、叙て位階をも授奉り給ひ、遂に平安京に移し祭り賜へるなり、此大神を、平安京平野に移し奉られしも、延曆年中のことなり、其こと類聚三代格に見えたり、さて文武天皇の時に、惠我の宮とあるは、此若凪子の宮に因て云るを、天下、天皇の御子の宮につきて、云るにもあるべし】○故、大雀命云々、書紀仁德紀に、元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊、卽ニ天皇位一。

古事記傳三十四之卷

本居宣長謹撰

明宮下卷

又昔有新羅國主之子名謂天之日矛是人參渡來也所以參渡
來者新羅國有一沼名謂阿具奴摩（自阿下四字以音）此沼之邊一賤女晝
寢於是日耀如虹指其陰上亦有一賤夫思異其狀恒伺其女人
之行故是女人自其晝寢時妊身生赤玉爾其所伺賤夫乞取其
玉恒裹著腰此人營田於山谷之間故耕人等之飲食負一牛而
入山谷之中遇逢其國主之子天之日矛爾問其人曰何汝飲食
負牛入山谷汝必殺食是牛即捕其人將入獄囚其人答曰吾
非殺牛唯送田人之食耳然猶不赦爾解其腰之玉幣其國主

之子。故赦其賤夫。將來其玉。置於床邊。即化美麗孃子。仍婚爲嫡妻。爾其孃子。常設種種之珍味。恆食其夫。故其國主之子。心奢詈妻。其女人言。凡吾者。非應爲汝妻之女。將行吾祖之國。即竊乘小船逃遁渡來。留于難波。此者坐難波之比賣碁曾社。謂阿加流比賣神者也。

又昔有は、上に此御代にありし事どもを云る、其時の同じ頃にて、是は別に昔の事を云へるなり、昔とは此御代より前なるをもいへり、此は同じ御代ながら、ここは前つ事なる故に泛く昔とはいへるなり、【書紀には、此ノ事垂仁天皇ノ三年に記されたれども、其は違はし、何と云に、同九十年に多遲摩毛理を常世ノ國に遣し、田道間守は、天ノ日矛の玄孫なり、其ノ間ワづか八十餘年にして、成人れる玄孫のあらんは決てあるまじきにしもあらねど、彼此の間を合せて思ふにはいと疑はし、故思ふに此は、同八十八年天ノ日矛ノ曾孫清彦云々の事のついでに、昔云々とて天ノ日矛の渡參來し事を記されたるを、昔とはかの三年のことを申してもいふべければ、たゞ其ノ御代より往昔の事と聞えたり、されば日矛の渡來ましゝは、其ノ御代よりは前の事なりけむを、かの清彦の事につきて一つにまぎれて同ノ御代の事とも、語り傳へしもあるを、又攝津國風土記に、比賣碁曾ノ社ノ神の渡り來坐る事を、此ノ朝ノ昔の御世のことゝして、記せるもたがへり】然るを書紀にしも記せることは、異國の人々が此どもく此ノ御世に參來ることありしかば其ノ因なるべし、昔の下なる、有ノ字、一本には、無きに作り、其も通ゆ、【昔者ノ二字にてむかしなり、有てふ言はなくてもよし】○新羅國主は、上【傳卅の五十八葉六十葉】に出づ、この王の名は、新撰姓氏錄に、【右京皇別】三良貴出自新羅國王子天日桙命也、合會以…

爲國主稻飯命出於新羅國王者祖令、【出於ノ二字心得がたし、者の誤リか出と草書似たり、又祖の上の者ノ字は、之の誤、令ノ字は也の誤リか、稻飯命者新羅國王之祖也とありて上ノ文と相叶へり、】上卷に、御毛沼命者跳波穗渡坐于常世國とあり、此ノ二ツを合せて思ふに、御毛沼ノ命新羅ノ國に渡リ坐て始メて其ノ王と爲坐りしなり、姓氏錄に、稻飯ノ命とあるは、御兄弟の間タの傳への異なるなり、【此ノ事傳十七の八十二葉考へ合すべし、さて朝鮮國の三國史記、東國通鑑などに記せる新羅國王の始祖と云は、なほ此より後の王なるべし、然るに其ノ第三世脫解王と云は、本多婆那國所生也其國在倭國東北一千里初其國王娶女國王女爲妻有娠七年乃生大卵云々、またその始祖三十八年の處に、遣瓠公云々瓠公本倭人初以瓠渡海而來故號爲〻と云る事あるは、いさゝか由ありげなれども、此らは共に垂仁天皇の御世に當れば、遂に後の事なり、新羅王の姓の事なほ遠飛鳥ノ宮ノ段、傳卅九の〔　〕】〇天之日矛此ノ名は、參來て後に皇國にて稱へたるなるべし、古語拾遺には、新羅王子海檜槍と書り、【此ノ字に依らば檜ノ木の矛の謂以て稱へたるか、海の意はあるべからず、こは天の義なるべし、】又書紀ノ神代ノ卷に、採天香山之金以作日矛、〇參渡來は、麻岐和多理祁理と訓べし、祁理は、【辭のけりには非ず、】來而有【約めて伎多理と云】と云意の古言なり、万葉十七に、多麻豆佐能使乃家禮婆とあるは、來而有者と云る意なり、是レにて心得べし、【又十五に、許能安我家流伊毛我許呂毛能云々、是レも衣を着而有と云るにて同シ格なり、】書紀に、來朝來歸參來參赴詣至投化などを、麻宇祁理と訓る是レなり、【但し、麻岐を麻宇と訓るは、後の音便言なり、】又万葉に、辭の祁理に、來と書るも此レを借れるものなり、〇所以參渡來者、こは下文の即竊乘小船云々とある處へ係れり、〇一沼かゝる一ノ字は多くは讀まじき例なれども、此には讀て善けむ、和名抄に、唐韻云沼池也、和名、奴萬【古本には萬ノ字なし、】字鏡には、洪水名奴万とあり、奴とのみも云ヒ、又万葉などにも、奴麻とも多くよめり、〇阿具奴摩奴摩とは、此間の言以て云るにて、阿利那禮河と云類ヒなり、【次に此ノ沼とある

沼【字を延佳本に、沼と作るは誤なること、師は其を用ひて、沼字を記させられしかど、諸本皆に沼とあるを取る】○一賤女は、阿流志豆能賣と訓べし、阿流は、或の意なり、【一をヒトリノと訓ては、皇國言のふりにあらず、】賤き者を志都と云は、万葉十八廿丁に、美布禰佐須志都乎能登母とあり、【思神云、倭文と云布はあら〳〵しくおりて、賤き者の衣にしたる故に、それをきるほどの者をもいふにつきて、しづとは云るかと云る説はひがことなり、】○晝寢は、比流禰志多那比伎と訓べし、○虹は、和名抄に、虹和名爾之とありて、今ノ世にも然云ども、天武紀に、殿内有大虹と見え、万葉十四廿丁にも、伊香保呂能夜左可能爲提爾多都奴自能とあれば、奴士と訓べし、是古言なるべし、【万葉なるは東國の方言なれば、かとも云べけれど、書紀の訓にも然あればなり、】○陰上は、上卷に、訓陰上云富登とあり、○有賤夫は、阿流志豆能袁と訓べし、有ノ字は、讀べからず、○其狀は、日ノ光の賤ノ女の陰上を刺たる狀なり、此ノ下へ見ずと云言を加へて心得べし、○伺は、其ノ後伺になり、○行は、淤許那比と訓べし、志和邪、又布流麻比と云に同じ、書紀允恭ノ卷衣通ノ歌に、佐瑳餓泥能區茂能於虚奈比、これを古今集には、くものふるまひとあり、【又万葉四ノ廿に、行事とも行ともあり、】○伺は、かの異き狀を見て、凡事に非じと思へるから、又他に異き事ありやと、伺ひこゝろむるなり、○生赤玉は、上卷豐玉毘賣命ノ御歌に、阿加陀麻とあり、さて此ノ女人の事、上なる百濟ノ國主の下に引る續紀の百濟ノ遠祖都慕王者河伯之女感日精而所生、また、百濟太祖都慕大王者日神降靈云々【からぶみ後漢書云々、】の事と、よく似たり、○乞取は、己が物にするなり、【取は奪取ひにはあらず、】なほ異き事ありやと伺ひしに、果して異物を生つれば、さてこそと此ノ物凡ならぬ物に思ひて、貴く思ひて乞たるなり、○山谷之間は、多邇間と訓べし、【字のまゝに、ヤマノタニノアヒダなどは、訓べくもあらず、此はなほ然訓ことも、次にも同く山谷とあるは、山ノ字決てまじきさまなり、字はたゞ漢文ざまにて、山谷とは書るなり、万葉十七に、山谷古延ともあれども、こは山ノ谷と云なり】

万葉十一四十丁に、山高谷邊蔓在王葛十九十九丁に、繁山之谿敝爾生流山振乎などあり、○營田は、多都久禮理と訓べし、上巻にも、作高田營下田などあり、又天照大御神之營田とも見えたり、○耕人は、多毘登と訓べし、即チ次には田人とあり、【凡て記中に同じことの此と彼とに出たる、一ツは、義を以て書、一ツは、言のまゝに書きて、相照して義をも訓をも知ルべく記せる例多し、首ノ巻に云るが如し、此も、耕人とは義を以て書、田人とは言のまゝに書るなり、】榮華物語【御裳着ノ巻に、この田人どものうたふ哥をきこしめせば、云々【靈異記に農夫、タツクルヲとあれど、然訓ムはわろし、】田子といふも同じ、○飲食は、久良比毘能と訓べし、【飲ノ字に拘るべからず、又飲物を兼てもくらひものと云べし、土左日記に、おのれし酒をくらひつればなどもあり、】次に食とあるも同じ、書紀神武ノ巻に、盛食、宣化ノ巻に、食者天下之本也、天武ノ巻に、以俗供養養之など、皆然訓り、【神代ノ巻又持統ノ巻などには、飲食を、ヲシモノと訓たれど、其はよろしきほどの人に云言と聞ゆ、】○一牛は、たゞ宇志と訓べし、【一ノ字は漢文ざまなり、】和名抄に、牛和名宇之、○負は、万葉廿五十丁に、由伎登利於保世、【和名抄に、特牛俗語云、古度比、万葉九に、牡牛、十六に、事負之牛などある、許登比は、殊負にて、物を殊に多く負よしの名なり、】○國主舊印本に、國ノ字を脱せり、【諸本みな此ノ字あり、】○遇逢は、阿閇理と訓べし、さて此ノ語の格、天之日矛爾と爾てふ辭を添へて讀ムは俗し、直に天之日矛遇逢りと云ぞ雅言の格なる、【此ノ事上に委く云り、】○問其人は、彼ノ賤夫に、天之日矛の問ノなり、○殺食は、許呂志弖久良布那牟と訓べし、○將入獄囚は【囚ノ字一本、又書紀釋に引るには、因と作り、そのときは下に屬言なり、然れども、此ノ記には、因云々と書る例なければ、因はわろし、】獄囚は、比登夜と訓べし、人屋の謂なり、【凡て、屋はみな、人の屋なるに、別てかく名くるは、物を入るゝ如くに、人を籠置屋なるを以てなり、檻と云と同し例なり、】書紀神功ノ巻に、捕臣等禁囹圄、仁賢ノ巻に、皆下獄死、敏達ノ巻に、獄、孝徳ノ巻に、獄中囚、天武ノ巻に、大赦天下囚獄已空、靈異記に、

四日ニ合ひこそ、【ニ字こは、二字を合せて、ニ云ふことなり、】など見ゆ、抑今此賤夫を捕へて、獄に入れむとせしは、倭人の牛を盗みて殺さむとするぞと思へるなるべし、盗と云ことは、見えざれども、入ル山谷ニをあやしめるによりては、盗賊つらものと思へりしも曲ゆるなり、然るに、盗めることをば云ずして、殺す方の罪の重き故なるべし、賊盗律に、凡盗官私馬牛而殺者徒二年【馬牛軍國所用故與餘畜不同】と見えて、漢國の律も同じ、是も盗と殺と、ニを合せに在ども、殺す方の罪を重しとせるなり、何の國にても、故なく牛を殺すをば、上代より罪としたりけむ、【故ノ一書にも、然定めらるゝなり、】○賤之玉は、上に赤玉とあれて、恒に身を放たざりしなり、○解は、腰に結著たるを解なり、○幣は、【此字、書紀釋に引るには、賂とあり、】麻比那比と訓べし、書紀垂仁ノ巻に、卜以賂爲神幣、仁徳ノ巻に、河神祟之以吾爲幣、孝徳ノ巻に、謀供神之幣、天武ノ巻に、或作幣以賂於其家、推古ノ巻に、多得新羅幣物、又孝徳ノ巻に、賂賂物、【麻比を、麻比那比、麻比那布なども云は、卜を、うらなひ、商をあきなひ、など云たぐひなり、】万葉五ノ巻に、末比波世武、六ノ巻に、天爾爾月讀壯子幣者將爲、今夜乃長者五百夜繼許増、九ノ巻に、幣者將爲遠見ゆ、十七ノ巻に、多麻保許乃美知乃可未多知麻比波世牟、廿ノ巻に、和我夜度爾佐伎之奈弖之故麻比都爾由米伎良奴須知乃奈可等、古今集【旋頭歌】に、よひなしにたゞすのをるの名これ今、などもあり、さて此ノ賤夫ノばかり、捧ゞせし玉を、かく幣にせしは、此ノ時に命にもかゝるべき事の大事なればなるべし、○其其玉は、天之日矛が【上】ノ巻に持渡来てなり、○置於床邊は、倭建ノ命の御歌に、登許能閇爾和賀淤岐斯、○佛は、加佐と訓べし、故字と同じ用ひざなり、【此字、書紀には多く用ひられたるを、此記には、只こならでは見えず、此と今一つは、下巻近飛鳥宮ノ段にあり、其處は、加佐とも訓べし、其由は彼處に云むとす、さて訓字は、國也と注して、此方にてはよのつから、此の意に通ひて、常には、ヨリテと訓ども、云め言にはあれて、又とて

など云は、漢文訓にこそあれ、皇國言の格に非ず、】○婚は、麻具波比志弖と訓べし、麻具波比の事上に出、【傳十の卅五葉】○嫡妻も上に出、【傳十の五十八葉】さてかく嫡妻にしたるにて、此ノ娘子を甚く寵愛たるほど知られたり、○珍味は、多米都母能と訓べし、その由は上卷に、種々味物とある處に云るが如し、【傳九の九葉、】類聚國史に、大同四年正月令諸國停獻正月七日十六日兩節會珍味以煩民也、○恒は、此は、伊々都々母々と訓べし、【都泥爾と訓ては、上の常と重なりて、煩はしければなり、】万葉四十三丁に、伊都藻之花乃何時々々來益云々、【此哥十ノ卷ノ十七葉にもかく見えたり、】○夫は、比古遲と訓べし、此ノ稱上卷に出、【傳十一の三十二葉】○食は、此は、須々米伎と訓べし、食しむるを、須々牟と云り、朝夕の膳毎にいつも、珍味を羞むるなり、○心奢奢の假字は、古書に見えたることなければ、決めがたけれど、大ごるの意と聞ゆれば、【廣くなるを、廣ごると云に同じ、富許流とも云は、意富の意を省けるにて、意碁流と同じ、凡て大てふ言は、意を省きて、富とも云、富を省きて、意とも云例多し、おごるを、大ぼこりの意と云は、たがへり、】淤と定むべし、心おごりすと云ッ言、物語書などに常多し、【其は、躰言なるを此は、奢を用言に讀べし、】さて此は、まづ此ノ女人は、本美玉の、化れる麗孃子にして、凡人にあらざれば、天ノ日矛い、初のほどは甚く齋きかしづきて在けむを、常に珍味物を羞めなどして、懇至に己レを敬ひ、かしづくを見て、如此てはひたぶるに吾に從ふ心ぞと思ひ取て、奢る心の出來つるなり、○詈は、卑めて無禮げに物言ッなり、上に出、【傳十九の八葉】○凡は、意富加多と訓べし、訶志比ノ宮ノ段の神の御覺言に、凡茲天下者汝非應知國とある、凡と全同じさまなり、○吾祖之國は、父の國にて、皇國を指して云るなり、其ノ由は、此ノ娘子は、彼ノ賤女の陰上を日ノ光の刺たるより、妊て生れたるなれば、父は天日にして、天ッ日は初、伊邪那岐ノ大御神の御禊に因りて、筑紫の阿波岐原にして、生坐ッつればなり、かゝれば、天照大御神即チ天ノ日に坐々こと、古ヘノ傳への趣、いよゝいちしろきものぞ、【もし、近き世のさかしら人ど

ある國に〻〻、天稚彥神は、此國土に坐さし神人にして、天日に坐すは、此國土に坐の由を以て下か、新羅の祖國
は云む】〇小註は、和名抄に、曆調云、肥、高、肥也、所以云、一云人名肥世、曆調肥之、和する國にあり、高津宮、大
難波々、高津宮御宇天皇、〇比賣碁曾社は、神名帳に、攝津國東生郡比賣許曾神社、【名神大月次相嘗新嘗、】同時祭式
に、下照比賣社一座、此云比賣の臨時祭式に、比賣許曾神社一座、亦號下照比賣、と見え、【下照比賣とは、此社
の神論にて、國々の舊國より來ませる、此國で…なり、然るに、此を神代卷なる下照比賣と混じ心得た
る說あるはいかにしきりがことなり、さて此社は、今世に高津宮なり、と云り、然るに、此高津宮の…そは仁德天皇
たりし事をば心得ぬことにて、其に舊く神代の高津宮を思ひまがへて、…ことには非ざるか、今の高津宮と云は、かの高津宮
ことは、別なるをや、今の高津は、本居に、難波は、高…ある所なるべし、うつほ物語の詩にも、かほつこあり二、成人云
り、さんぬるべし、】〇紀姓には、貞觀元年正月、攝津國下照比…從四位下、…ある、此神社二…攝津國風
土記に、比賣嶋松原、古昔輕嶋豐阿伎羅宮御宇天皇世、新羅國有女神、遁去其夫、來暫住筑紫國伊波比乃
比賣嶋、乃曰、此嶋者猶不是遠、若居此嶋、男神尋來、乃更遷去、遂停此嶋、故取本所住之地名、以爲嶋號、と見え、【下卷の難波
…、下卷】記名卷に、肥前國基肄郡に、姫社鄕あり、【又國名帳に、豐前國田川郡…
比賣語曾神社、これも、雄略紀六に、香…國云々あり、此神社をも比賣語曾、神社云々、書紀、豐前
國風土記曰、田河郡鹿春郷…作、…河原、便即名曰鹿春神…
風土記曰…比賣語曾之…略記】〇新羅比賣碁曾は、比賣語曾社の事なり、【比賣語曾
云は、社號に云り、】今、義、かの玉に依れるか、書紀神代卷に、羽明玉、天明玉、櫛明玉なる三種の名あり、皆玉に依れる
名なり、さて下照比賣と申す同卷に、父の光に明る由か、又二人共に玉に依ることは非ぞ、玉の…光を美て稱へた

る號か何れにてもあるべし、神名帳に、攝津國住吉郡赤留比賣命神社あり、此は、比賣碁曾ノ社の神を又別に此にも祭れるなるべし、然る例あり、【出雲ノ國に、櫛御氣野ノ命と申すは意宇ノ郡熊野ノ大神の御號なるに、同郡に又別に久志美氣濃ノ神社あると同じ、】書紀垂仁ノ卷ニ云ク一云御間城天皇之世額有角人乘一船泊于越國笥飯浦問之曰何國人也對曰意富加羅國王之子名都怒我阿羅斯等云々、一云初都怒我阿羅斯等在國之時黃牛負田器將往田舍黃牛忽失則尋迹覓之跡留一郡家中時有一老夫曰汝所求牛者入於此郡家中然郡公等曰由牛所負物而推之必設殺食若其主覓至則以物償耳即殺食也若問牛直欲得何物莫望財物便欲得郡內祭神云爾俄而郡公等到之曰牛直欲得何物對如老父之教其所祭神是白石也以白石授牛主因以將來置于寢中其神石化美麗童女於是阿羅斯等大歡之欲合然阿羅斯等去他處之間童女忽失也阿羅斯等大驚之問其婦曰童女何處去矣對曰向東方則尋追來遂遠浮海以入日本國所求童女者詣于難波爲比賣語曾社神且至豐國國前郡復爲比賣語曾社神並二處見祭焉とあるは、傳への異なるなり、【國前ノ郡は豐後なり、此はかの豐前の田川ノ郡の香春をかく傳へ誤りたるにやあらむ、豐後には此ノ神あること物に見えたることなし、】

於、是天之日矛聞其妻遁、乃追渡來、將到難波之間、其渡之神塞以不入、故更還、泊多遲摩國、即留其國、而娶多遲摩之俣尾之女名前津見、生子多遲摩母呂須玖。此之子多遲摩斐泥。此之子多遲摩比那良岐。此之子多遲麻毛理。次多遲摩比多訶。次清日子。

三柱。此清日子。娶當摩之咩斐。生子。酢鹿之諸男。次妹菅竈上由良度美。【四字以音】故上云多遲摩比多訶。娶其姪由良度美。生子。葛城之高額比賣命。【此者息長帶比賣命之御祖】

由良度美は、慕ひて尋求來るなり、さて〳〵天之日子の參來つること、書紀にはたゞ來歸とのみ記されて其ノ所由は見えず、一ニ云ノ傳には、留リ日本國ニ、娶リ而歸化とありて、比賣神の來坐るを追ひ來つることは見えず、從而の事ニ別に見えたり、【其ノ詳下に引り】凡て此ノ天之日子には闕らず、此ノ記とは傳への異なるなり、【其は彼ノ都怒我阿羅斯等と此ノ天ノ日矛と參來つるほどの狀の似たるから、彼ノ比賣神の事は實ニ此ニまぎれたるものなり、實ニ何れなりけむ今は決めがたけれど、強ていはゞ、書紀の方や是ならむ、其由は次に云ふべし、さてかの比賣語曾ニ…】○此頃、…は、かの娘子の難波に留れることを正なるに…見えたり、此ノ記同段に、…比賣碁曾ノ社…とあり、○…に、…と云ふべし、上…に引…とあり、【…】さて今天ノ日矛を難波に入れざるは、…神にて、…妨げたるものか、…神にはあらで、此ノ國に留て、彼ノ娘子を…通しめざらむために、…なる…、○…は、…てつる此ノ伯…に云へ…難波に…のあたりまで…つ

るが西ノ方へ還るを云るにて此ノ字を書るなればなほ字のまゝに加閇理弖と訓べきなり、【北ノ海へ廻るまでを云るには非ず、さて書紀垂仁ノ巻に、かの都怒我阿羅斯等が事を一云御間城天皇之世額有角人乘一船泊于越國笥飯浦云々傳聞日本國有聖皇以歸化云々、到于穴門時云々即更還之不知道路留連島浦自北海廻之經出雲國至於此間也、とある事のさま、此ノ天ノ日矛の來つるさまとよく似て傳聞日本云々などは彼ノ紀に、天ノ日矛の事を記せると文まで同じ、かゝるより、かの娘子の事も、此レと彼レとまぎれつるなりけり】○多遲摩は、但馬なり、名ノ義未タ考へ得ず、【天ノ日矛の子孫の世々の名、多遲摩某とあるを以て見れば、彼ノ人々の名に因れる、國ノ名かとも云べけれど然にはあらじ、】抑此ノ國にしも泊たる所以は、初メ直に難波に入ラむとせしかども、塞られて不能りし故に、北ノ海より廻りて泊て陸より、難波に到らむとにやありけむ、○留其國云々、此はいさゝか不審し其故は、未タ彼ノ孃子には尋ね逢ざるに、いたづらに此ノ但馬ノ國に留まりて、尋ネ來つる、孃子のことをば、忽チ清く忘れたるが如く、此レよりは初メの天ノ日矛には非で、別人のごとくなるは如何ぞや、【若シ終に、かの娘子に得尋逢ずは、必ス其由を記して後にこそ留但馬國云云の事をば云べけれ、彼ノ事をば言竟ずして、直に此ノ事に移れるは、首尾たしかならず聞ゆ、此レに依て思へば、彼ノ娘子の故事は、書紀の如く、都怒我阿羅斯等に係りて、天ノ日矛には關らざるにやあらむ、故レ此は、彼ノ傳への方や是かならむとは云り、】書紀には、一云初天日槍乘艇泊于播磨國在於宍粟邑時天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨而問天日槍曰汝也誰人且何國人也、天日槍對曰僕新羅國主之子也然聞日本國有聖皇則以己國授弟知古而歸化之仍貢獻物葉細珠足高珠鵜鹿々赤石珠出石刀子出石槍日鏡熊神籬膽狹淺大刀幷八物仍詔天日槍曰播磨國宍粟邑淡路島出淺邑是二邑汝任意居之時天日槍啓之曰臣將住處若垂天恩聽臣情願地者臣親歷視諸國則合于臣心欲被給乃聽之於是天日槍自菟道河泝之北入近江國吾名邑而暫住復更自近江

經若狹國、西到但馬國、則定住處也、是以近江國鏡谷陶人、則天日槍之從人也」と見えたり、又播磨國風土記に、天日槍命、從韓國度來、到於宇頭川底、而乞宿處於葦原志擧乎命曰、汝爲國主、欲得吾所宿之處、志擧即許海中、爾時客神以劒攪海水而宿之、又曰、天日槍命之黑葛三條落於但馬國、故云但馬伊都志地、而在之、【宇頭川は、播磨國の揖保川なるべし、宍粟郡に、伊和坐大名持御魂神社、神名式に見ゆ、】筑前國風土記に、怡土縣主等祖五十跡手奉云々、自高麗國意呂山、自天降來日桙之苗裔五十跡手是也、【高麗國云々とあるは、傳への異なるか、はた新羅國の一傳にこは別人か、詳ならず、五十跡手の事は仲哀紀に見ゆ】なども見えたり、〇俣尾は、書紀には、麻拕能烏とあり、名義は、全用なるにやあらむ、〇前津見は、前に、佐佐と訓べし、【書紀には、麻多烏が佐佐と云、詳ならね、佐佐はいさゝか嫌ある狀に云、】名義未考か、須津耳と同くて、書紀には、即耳とあり、【一に云く云々】須には名にほめつらし、【上卷に、布帝耳神といふあり女神なり、】さて此女子の名、書紀には、前津耳女麻拕能烏に作るなへ、【神名帳に、但馬國養父郡佐伎都比古阿流知命神社、あり、佐佐都比古にて、此前津耳、國曲のれば、書紀に、又名とせるや、まとされば、又前を佐佐と訓に擬しなり、かくて神名帳に、但馬國出石郡須人を祭れるにやあらむ、又俣尾を女とすることも、又、女名に曳と云は、めづらし、】〇多遅摩母呂須玖、書紀には、但馬諸助とあり、【諸と眞と通ふ詞にや、】名義未思得ず、神名帳に、但馬國出石郡諸杉神社あり、【此人を祭れるにや、】〇多遅摩斐泥、名義斐泥は、籔が泥は、例の稱名にて、書紀には此人無し、神名帳に、但馬國出石郡日出神社、【泥と禰とは、通ふ音なり、】又比遅禰神社なども、〇多遅摩比那良岐、名義未思得ず、比は靈、那良岐は、…代に、比那良岐と云あり、さて書紀【一云】には、此人無く、清彦が子とす、〇多遅摩毛理、名義、守が義歟、【神名帳に、但馬國養父郡杜内神社あり、】又、比遅毛理と云は、國名を冠て申すなり、【こは書紀を

考るに、清日子など、倭にものぼりて、居住りと聞ゆれば、其ノ族人を但馬某と、倭にて呼ヒ馴レたるまゝに傳はりたるものなるべし、然るに此ノ多遲麻毛理の名を、橘守の意とするは、本末たがへり、返りて橘と云は此ノ人の名に因れること、玉垣ノ宮ノ段に、云るがごとし、】此ノ人書紀【一云】には、清彦の子とせり、【本書には、誰ヵ子とも見えず、かくて彼ノ傳へには、比泥一世無ければ、清彦の子としても天ノ日矛の玄孫なることは此ノ記と同じ、】三宅ノ連の祖なること、玉垣ノ宮ノ段に出たるが如し、○多遲摩比多訶、名ノ意日高か靈高か、此ノ人書紀には無し、○淸日子名ノ義、字の如し、書紀には、天ノ日槍之曾孫清彦と見え、また昔有一人乘艇而泊于但馬國因問曰汝何國人也對曰新羅王子名曰天日槍則留于但馬國娶其國前津耳【一云前津見一云太耳】女麻拕能烏生但馬諸助是清彦之祖父也、また一云云々故天日槍娶但馬出嶋人太耳女麻多烏生但馬諸助也諸助生但馬日楢杵日楢杵生清彦清彦生田道間守也など見えたり、【清日子は此ノ記にては、天ノ日矛の玄孫なるに書紀にては、曾孫なるは、彼ノ紀には、比泥一世なければなり、】此ノ人の事なほ下に、書紀を引て云べし、○註に三柱とは、比那良岐の子三柱なるを云り、○當摩之咩斐、當摩は地ノ名なり倭のならむか、其故は、書紀に依るに、清日子は、京に召れて倭にも居住たりげに見ゆればなり、【清彦の言に臣ヵ家と云こともあれば、倭にての家なり、此ノ女人に娶るは倭に在しほどのことなるべし、】倭の當摩下卷若櫻ノ宮ノ段に出、【傳卅□の□】咩斐の義未タ考へ得ず【和名抄に、越中國婦負郡あり、禰比とあれど、万葉十七に、賣比河とも、賣比能野ともあれば、禰比は、後の訛にて、めひなるべし、】○酢鹿之諸男、酢鹿は地ノ名にて神名帳に、但馬國二方郡須加神社ある、此ノ地なり、次なる菅も是なり、三代實錄十五に、菅神とあるも、右の神社なり、諸は母呂須玖の母呂と同じかるべく男は字の如し、○菅竈由良度美は、【由ノ字諸本に申と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】竈も地ノ名なるべし、【和名抄に、但馬ノ國二方ノ郡に久斗ノ鄕はあり、】此ノ字の下に上聲附たるは、此ノ名は菅之とは讀ず、

[illegible]須賀志比賣ニ因る者なる故に、[illegible]讀まむことを考ふ[illegible]、【[illegible]の、つきの[illegible]】
[illegible]】上に擧には非ず、[illegible]に云ひき[illegible]、【[illegible]】
とよむときは、當は、もとより上聲なれば、ことさらに注すべくもあらざればなり、】これ皆、こ讀には別なるが故に、
【さやうに[illegible]てはこまず、】普に讀、須由良に讀て、由なり、【[illegible]】由は、その
讀を從れる者、【許斯名伯馬ノ國にもあるか、[illegible]ノ國[illegible]】
姫あり、但天ノ書には、式に、由良比女ノ神社もあり、名高し、】度美は、女ノ名にて、[illegible]
又[illegible]、明神の名にて、[illegible]
許見賣を、其ノ伊國に生立ちに、【此事次に云べし、】但馬の地名に[illegible]たるか、
[illegible]本ノ國なれば、然呼べき由のありけるか、○上ノ文に、【云て[illegible]作るを[illegible]】
り、】伊豆[illegible]段に、日代宮ノ段に、[illegible]
女[illegible]、所謂[illegible]
此、其ノ大臣の御母なる、[illegible]【[illegible]】
[illegible]名を[illegible]るは、[illegible]
[illegible]ひて、[illegible]
こが如し、[illegible]
山[illegible]ることにて、[illegible]傳廿一の七十四葉に[illegible]【[illegible]】
邪河ノ宮ノ段に見ゆ、御祖とは御母を申す、其ノ例の事上卷に云り、【傳十の十八葉】

故其天之日矛持渡來物者、玉津寶云而、珠二貫、又振浪比禮、比禮二字以音、下效此、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又奧津鏡、邊津鏡、并八種也、此者伊豆志之八前大神也、

持渡來は、新羅ノ國よりなり、○玉津寶とは、貴く美き寶と云ことにて、八種を總て云るなり、凡て多麻とは、もと何物にまれ、貴く美き物を讚云ふ言にして、萬ッの物に多麻某と云ことの多かるも、其ノ物を稱美たる稱なり、【されば珠玉と書ヶは、借字にして、此も然なり、初メの珠二貫に就て云にもあらず、又珠二貫のみを云にもあらず、】かくて、珠玉を云も、世に貴く、美き物なるが故に、分て負へる名なり、【然るに、珠玉の名を本として、其を萬の物にも、附ヶ云つと心得るは、本末違へり、又其物の形の圓にて、玉に似たる由なりと云も謂れず、必ス圓ならぬ物にも多く云をや、】○珠二貫は、珠の數は多きを緒に貫たる二ッなり、一連と云むが如し、○又と云は、八種の內にて類を分たる言なり、次なるも然なり、○振浪比禮、振浪は、那美布流と訓べし、浪を振と云意なり、【故レ振ノ字を上には置るなり、凡て某を云々すと云語は、袁を省きて云も常なり、花を見る月を待ッを、花見る、月待ッと云が如し、殊に此レは物の名なれば、さらなり、】次なる、切振も、此レに准ふべし、さて浪を振とは、浪を起すを云、其はまづ万葉二〈十八丁〉に、朝羽振浪之聲躁、十一〈三十六丁〉に、風緒痛甚振浪能、十四〈三十丁〉に、奈美乃保能伊多夫良思毛與、十七〈三十六丁〉に、夕羽振浪社來緣、六〈四十丁〉に、宇知久知夫利乃之良奈美乃安里蘇爾與須流、相模ノ國ノ風土記に、鎌倉郡見越崎每有速浪崩石、國人名號伊會布利謂振石也、【万葉十四に、かまくらのみこしのさきのいはくえの、】土左日記に、いそふりのよする礒には年月をいつこもわか

ふ事のあらなる、なきあらな浪の起を振と云り、さて此らは皆浪の自ら起つを云るを、振ると云て、令起と云なれば、自動と令動との差あれども、此も古は通はして共に、布流と云り、【他にも、袖を振ると云ること多し、布理すとは云へり、】上代のことは、上巻に、蛇比禮とある下【傳十の卅七葉】に云るを合すべし、此は浪を起す比禮にて、此を振れば浪の起り起つなり、○切浪比禮は、切は、絶にて、浪を絶止むる比禮なり、【但し、切と云るは、浪の中を切分る意にもあらむか、然らば止むるとは異なり、鳥の羽の翼なども、切分る意なり、】○振風比禮は、風を起す比禮なり、風の吹すをも振と云、万葉二に、朝羽振風社依米とあり、凡て古は、布久と布流と通はしいふこと多し、【上に云り】されば、此上風の吹くと云も振と云に同じ、さて令振るをも同く布流と云こと、振起の例の如し、○切風比禮は、風を止むる比禮なり、【但し此も切分る意にもあらむか、】和名抄に、領巾名比禮、さて此四種の比禮を用ふ法は、各此を用して振れば忽に、浪又風の起りもし、止もするなり、かの海神の、火遠理命に授奉し潮盈珠潮涸珠の類と同じこゝろばへなり、○奥津鏡邊津鏡は、如何なる由とも知らず、かく名けたるにか、未思得ず、師は、海中より出たる、實鏡なるべしと云れたりき、【又四種の比禮に准へて思へば、天日矛遠き海を渡し来る道なりし故に、凡て此八種は皆其舶にて、海上にして用ふべき物にて、此二種も然る故に、奥邊と名は負るにもや有む、かの二種の珠も然るにもあらむ、書紀に出たる、鵜鹿々赤石玉と云るも、即同じ玉にて、此中にひとつ物なるべし、と見ゆるも由ありや、此上に准へて思へばなり、】○并八種、書紀には【垂仁巻】三年春三月、新羅王子天日槍來歸焉、將來物、羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿々赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枝、日鏡一面、熊神籬一具、并七物、則藏于但馬國、常爲神物也、また八十八年秋七月詔群卿曰、朕聞新羅王子天日槍初來之時、將來寶物、今有但馬、元爲國人見貴、則爲神寶也、朕欲見其寶物、即日遣使者、詔天日槍之曾孫清彦而令獻、於是清彦被勅、乃自捧神寶而獻

而獻之、羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿赤石玉一箇、日鏡一面、熊神籬一具、唯有小刀一名曰出石、則淸彥忽以爲非獻刀子、仍匿袍中而自佩之、天皇未知匿小刀之情、欲寵淸彥、而召之賜酒於御所、時刀子從袍中出而顯之、天皇見之親問淸彥曰、爾袍中刀子何刀子也、爰淸彥知不得匿刀子、而呈言所獻神寶之類也、則天皇謂淸彥曰、其神寶之豈得離類乎、乃出而獻焉、皆藏於神府、然後開寶府而視之、小刀自失、則使問淸彥曰、爾所獻刀子忽失矣、若至汝所乎、淸彥答曰、昨夕刀子自然至於臣家、乃明旦失焉、天皇則惶之、且更勿覓、是後出石刀子自然至于淡路島、其島人謂神而爲刀子立祠、是於今所祠也とあり、【羽太足高などは、其形に因れる名なるべし、熊神籬は、考へあり、別に注せり、出石は地ノ名を以て呼ヘるなり、】然るに右の神寶と此ノ記の八種とは數も合ハず名も皆異にして物も多く同じからず、三年の下の一ツ傳へなるは、【其文上に引り、】數は八種なれども其も皆此と異なり、故つらつら考るに此に擧たる八種と書紀なるとは、皆別物なるべし、さるは初メ新羅より持チ渡リ來たる寶物は、種々多く有けむ中に、此の八種は、あるが中に重く際殊なる物どもなりける故に、殊に出石ノ大神と齋祀りて、其ノ社の御靈實に坐々せば、倭へ召て見賜ふべき限りにはあらず、さればかの淸彥が獻りしは、此ノ八種の餘の寶物にぞありけむかし、【なほ然思はるゝ故は、かの京へ召たりし寶物は皆藏於神府とあれば、倭に留まりて、但馬には還らず、これ出石ノ大神の御靈實には非りし一ツの證なり、其ノ物どもは、石ノ上の神庫などにぞ納まりつらむ、又かの出石小刀は、淡路島にして、神と祠るとあれば是レ又出石ノ御靈實の屬に非ることを知ルべし、淡路に此ノ神は物に見えず、ただ和名抄に、津名ノ郡に都志と云フ郷ノ名のあるは若シ出石の由にもやあらむ、さて彼ノ一ツノ傳への方には彼ノ寶物どもを、貢獻物とあり、これ又出石ノ御靈實に非る一ツの證なり、さて又書紀には、出石ノ大神の事は凡て見えず、かの出石小刀を、淡路に祠れる事すら記されたるほどなれば、彼ノ寶物ども、若シ出石ノ大神ならむには、必ズ其ノ由記されずはあるべからず、記さ

れるは、殷此の讀■■に非る故なり、かくて一ッ傳の方が數の此記と同くて八種なるは、いさゝかまぎらはしけたる、此は、その出石ノ大神と祠れる寶の數八種なるに依て、其とのまぎれて、かの貢獻寶の數をも八種とは傳へて、其數を其ノ二國の傳へ共にしてもあるべし、】〇伊豆志之八前大神、出石は、和名抄に、但馬國出石【伊豆志】郡出石郷とある是なり、名ノ義は、此ノ地より異き石の出るを出石と云は其ノ由なるべし、【其山は、石山と云て高き山なる、其山に大なる洞ありて、石は其洞の奥より出る、其石の異きことは、形おのづから皆方にして石臼の如くなしたらむが如し、大ヶ小ヶ長ヶ短ヶ厚ヶ薄き、かはりはあれども悉く方にして圓なるは一ツもまじらず、色は薄黒色にして、甚こまやかなり、此石富に其あたりの里々より、あまねく取出ることは數しらず、昔より今に至るまで、取れども盡ることなし、其數かぎりなしとぞ、かゝれば、出石と云は此石より起れる名と聞えたる、郷も書紀に見えたるも、出石刀子出石杵より出る地ノ名と云は、本末たがへり、かの刀子どもの名は、此ノ地名によれるものなるをや、さて和名抄に、備後國神野郡にも出石郷と云あるは、此郷に由縁ありて負る名にやあらむ、】書紀に一傳に出嶋とあるも、此處を云るなるべし、大神に、神名帳に、但馬國出石郡伊豆志坐神社八座【並名神大】とある、續後紀十五に、承和十二年七月但馬國出石神、奉授從五位下、依國司解状也、三代實録十五に、貞觀十年十二月辛未、授但馬國從五位上出石神正五位下、又廿三に、同十六年二月授但馬國正五位下出石神正五位上、【日本紀略に、貞元元年二月廿五日、遣出石之神但馬國出石大社内島鳴倉古老、國内第一靈社也、由■依不入、偽有占卜】これは、古語拾遺に、天日槍云々、此、新羅國王子海檜槍來歸、今在但馬國出石郡、爲大社也、とあるはいかゞ、【此ノ大社に、式にも八座とある此の八種の寶物を祠れることは論なきを、天日槍を祠れる社と云るは誤なるべし、其は式に同郡に、御出石神社名神大とある、是ぞ天日矛を祠れる社なり、其を大社と混へたるにや、又或書に、此ノ大社を徑火の出現寶を祭ると云

も心得ず、又或人、出石ノ大社に今は八種ノ神寶一種も傳はらずと云と云り、實に然るにや、其はこゝばくの世々を經し間に、燒亡などし給ひしことやありけむ、はた國の亂レにはふれ亡などやし給ひけむ、又思ふに、此は即チ此ノ社の神體に坐て、人の見奉るべき物にはあらねば其とは知らずて、八種ノ寶は別に有ルべき物と心得て、別には無きを然云にもやあらむ、なほよく尋ぬべし、】源ノ重之ノ集に、ちはやぶる出石の宮の神の駒ゆめな乘リそや祟りもぞする、八前は上卷に、墨江之三前大神ともある類なり、【傳六の七十一葉】

故茲神之女名伊豆志袁登賣神坐也故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣皆不得婚於是有二神兄號秋山之下冰壯夫弟名春山之霞壯夫故其兄謂其弟吾雖乞伊豆志袁登賣不得婚汝得此孃子乎答曰易得也爾其兄曰若汝有得此孃子者避上下衣服量身高而醸甕酒亦山河之物悉備設爲宇禮豆玖云爾。自宇至玖以音下效此爾其弟如兄言具白其母即其母取布遲葛而。布遲二字以音一宿之間。織縫衣褌及襪沓。亦作弓矢。令服其衣褌等。令取其弓矢遣其孃子之家者其衣服及弓矢。悉成藤花。於是其春山之霞壯夫。

以其弓矢繫孃子之厠、爾伊豆志袁登賣、思異其花、將來之時、立其孃子之後、入其屋卽婚、故生一子也、爾白其兄曰、吾者得伊豆志袁登賣、於是其兄慷愾弟之婚以、不償其宇禮豆玖之物、爾愁白其母之時、御祖答曰、我御世之事、能許曾（此二字以音）神習、又宇都志岐青人草習乎、不償其物、恨其兄子。乃取其伊豆志河之河島之節竹而、作八目之荒籠、取其河石、合鹽而裹其竹葉、令詛言、如此竹葉青、如此竹葉萎而、青萎。又如此鹽之盈乾而盈乾。又如此石之沈而沈臥、如此令詛、置於烟上、是以其兄八年之間、干萎病枯、故其兄患泣、請其御祖者、卽令返其詛戶。於是其身如本以安平也、（此者神宇禮豆玖之言本者也）

慈神とは、上の伊豆志大神を指て云り、【伊豆志大神と云ことは、國書にして、本文には見えざれども、如此る國書は正しには非ず、本文なる例なり、其由は上に云り、】さて此ノ女とは、此伊豆志大社の神の御霊の、時に現身に化て、

婦人に娶て生賜へる女子なり、【かゝる事をば、なまさかしき儒者などは例の疑ふことなれども、】上代には然る例往々ありし事にて、かの白檮原ノ宮ノ段に、美和ノ大物主ノ神の、現男に化て勢夜陀多良比賣に娶て、伊須氣余理比賣ノ命を生ミ給ひし類なり、なほ彼處に云り考ヘ合すべし、【傳二十の八葉】○伊豆志袁登賣神、名は地ノ名によれり、さて此ノ名に神と云ひ、【師は神の上に字の脱たるなるべし、と云れしかど、然には非ず、】此ノ段の故事凡て神代めきたるは、いといと上ッ代の事とこそ聞ゆる、【是レを以ても天ノ日矛の參來つるは、いと〳〵上代なりけむこととしらる、】○八十神とは、八十と多くの神たちを云、上卷に大國主ノ神之兄弟八十神ともあるに同じ、【傳十の一葉】さて此は、當時の人なるを神としも云るは、【神の御靈を云には非ず、】右の伊豆志袁登賣をも神と云ると同くて、甚も上代にて凡ての事のさま神代の如くなるを以て、神とは語リ傳へたるなり、○雖欲得、この孃子は、神の御子なれば、世に絕れて美麗くぞありけむ、故レ八十神競ひて得むとせしなるべし、万葉二ニに、吾者毛也安見兒得有皆人乃得難爾爲云安見兒衣多利、○不得婚は、延々受と訓べし、【延々受と云言の由は上に云り、】次なるも同じ、こは上に雖欲得と云ヒ、次にも易得などあれば、必ス如此訓べき語なり、【婚ノ字は意を以て書るのみなり、】○二神は、布多理能神と訓べし、【神に、布多理と云むはいかゞとも聞ゆめれど、二柱之とは云べからざればなり、】此は、八十神と云る內か、はた外か何れにてもあるべし、【八十神は皆不得婚とあれば、其內には非ずとも云べけれど、八十と云ッばかり許多の中に、たゞ一人が得たらむからに、皆不得と云まじきに非ざれば、八十神と云る內とせむも妨なし、又八十神と云るは、得ざる人々と見て、其外とせむも違はずなむ、】さて此は、兄弟なるを然云ハざるは、次に卽兄云々弟云々とありて、おのづから、兄弟とは聞ゆる故に略けるも文なり、○秋山之下氷壯夫は、名ノ義下氷は【字は借字にて、】諸木の變紅したる秋山の色を云、そは万葉二四十丁に、秋山下部留妹、【部留をベルと訓は非なり、】十五十丁に、金山舌日下などあるを、秋山の紅葉の色なりと、師の云れた

るは誤なり、かくて此ノ言の本の意は、朝備と云ことにて、【備は夫流と活く言なり、故レ志多夫流とも云り、】秋山ノ色の赤葉に匂ひ映へるが赤根さす朝の天の如くなる由なり、【万葉十一に、朱引朝ともありて朝ノ天は赤き物なり、】さて書紀、雄略ノ巻に、山下影日賣と云人ノ名、【書紀孝徳ノ巻に、眞舌媛とある名も、山下のやを省けるにや、】又万葉十五ノ巻に、安之比奇能山下比可流毛美知葉能、六ノ巻に、鶯乃來鳴春部者、巖者山下耀、錦成花咲乎爲里、三ノ巻に、客爲而物戀敷尓山下赤乃曾保船沖榜行見ユ、これらの山下も皆秋山之下氷と同言にて、山朝備なるを備を省きて云るなり、【石の内に、影とつゞきたるは耀く意なり、かげ、かゞやく、かゞよふ、かげろふなど皆同言の活なり、光とつゞきたるも同意なり、皆秋山の紅葉の照れるを云り、鶯乃云々の哥は春によめれど、彼レはたゞ耀成の序にして哥の意には關らず、秋山の紅葉の錦の如くなる由のつゞけなり、抑此レは春の花をよめる哥なれば、紅葉の序はいかゞと思ふ人もあるべけれど、凡て序ノ詞は、哥の意にはかゝはらぬことにて、女郎花咲野に生る白つゝじなどもあるが如し、さて右の哥どもいづれも、山下を字のまゝに心得ては、下と云こと無用なり、よく味ひて、借字なることをさとるべし、赤乃曾保船とつゞきたるも、赤の枕詞にて意同じ、彼レは夜麻志多と訓べし、然るに、ヤマモトノと訓て其ノ地のさまと心得來れるは非なり、さては更に叶はざるをや、】かくて右の、下部留妹、又山下影日賣など、皆紅顔を稱美て云る名にて、此ノ【下氷壯夫】も、秋山ノ色の美麗キを以て稱へたる名なり、【然るを師の冠辭考に、弟の訓つるに因て、下氷壯夫衰枯とあれば、秋山の萎明と云なり、志多備は、志那備なり、万葉に、下部留妹とあるも、しなぶるてふ語なり、秋の木葉は、萎び落むとする時に紅出る物なる故に、轉じて色たることゝもせしなり、下氷壯夫はたゞ枯たる方に云るを、万葉にては、色づく方にとれり、かく轉し用るは常のことなりと云れつるは違へり、凡て意を轉し用ることゝさにこそよれ、女の紅顔をほむる言に萎ることはいかでか云む、又此ノ下氷壯夫と云も、かの下萎云々の事に因れる名に

は非ず、ゆめ彼ノ詛事に思ヒ混ふること勿れ、又下部留舌日を、契沖が、しなへるなりと云るもわろし、そは師のことわられたるが如し、又或人の下乾の意なりと云るも叶はぬことなり、】〇春山之霞壯夫は、春の時の山の和に霞みたるけしきの美麗きを以て稱へたる名なり、此ノ兄弟の名、万葉十三丁五に、春山之四名比盛而秋山之色名付思吉百磯城之大宮人者、などある如く、春と秋との山のけしきを以て稱へたり、さて和名抄に、唐韻云霞赤氣雲也和名加須美とあり、赤染の意なり、霞みたる天は朝夕日のかゞよひて赤きものなる故に云なるべし、【なべては赤くはあらぬ物なれども、朝夕の日ノ光に映ふところを以て云名なるべし、霞ノ字をあてたるも其意なり、字書に東方赤也とも注せり、】但馬國美含郡に香住【加須美】郷あり、此ノ人に由あるにや、〇雖レ乞は戀れどもなり、【此ノ言後には、許比許布許布流許布禮と活用きて許閇杼母などは活くことなけれども、本は乞と同言にて、許波牟、許比、許布、許閇と活きたるにや、後にも許比とは云り、】又は母に乞にてもあらむか、下巻高津ノ宮ノ段に天皇以二其弟速総別王一爲レ媒而乞二庶妹女鳥王一とあるも二方に聞ゆ、〇上下衣服は、加美志母能伎毋能と訓べし、鎭御魂齋戸ノ祭ノ祝詞に、奉二御衣波上下備奉弖一、とあると同じ上とは衣を云ヒ下とは袴を云り、【師の彼ノ祝詞の考によれば、古事記に、伊邪那岐ノ命の御禊に御衣御裳御褌あり、されば、下とは、御裳を云なるべしと云れたれど然らず、男の裳は表にきる服に非ず、彼ノ御禊ノ段に云る如く下裳のことなれば、衣に對へて云ヒたつべきほどの物にあらず、かの御禊の處には、御身に着る物のかぎりを種々云へればこそ御裳もあれ、たゞ上下と云る下をばなどかは裳とせむ袴こそ表に着る下の服にはあれ、但し上下ノ衣服と云には、帶下裳などをも其ノ中にこめたりとは云ヒもすべし、】後にも古部秘訓に、着二白兩面ノ上下一また着二赤色ノ上下一など見え、其ノ他の書等にも或は淺黄ノ上下或は赤色ノ上下など云ること多し、皆上とは狩衣垂垂素襖など何にまれ上に着る服を云ヒ、下とは袴を云り、【上も下も同色一具なるを、某色上下とは云り、さて又今ノ世に上下と云服ある其も下とは袴を云り、】〇避は、避

脫すと云意にて、己が服たるを脫て弟に與へ渡さむと云なり、【脫去ニ裸跡になるを云には非ず、】○身高高は、山の多氣と訓れたる宜し、即高さと云意なり、万葉に、山の嵩をも高と書り、【嵩と云も即チ高き意の名又竹も長高く立のぶる物なる故の名なり、】○釀甕酒は、美加爾佐氣袁加美と訓べし、【若然らば此ノ記の文の例於レ甕釀レ酒ト書べく、又文漢文の格を以て云はゞ、釀ニ酒甕ニと書て、サケヲミカニカミとこそ訓べけれ、ミカニサケヲと云に、甕酒と書むことはいかゞとも云べけれど、凡て記中字を置る例必しも漢文にも拘らず、又必しも一例に定まれることもなければ必しも字の置さまに泥むべきに非ず、かにかくに語をよく思ひて訓べきなり、師は、ミカノキヲと訓れたれど、甕にある酒を指てこそ然は云べけれ、酒醸事をいかでかさは云む、】又酒は、紀とも訓べし、さて酒は甕に醸むは常の事なるに、殊更に甕にとしも云る所以は、其身高而と云ことを樽にせむためなり、其はまづ其身高さは其ノ酒を甕に滿へたる深さを、身の高さと等くするを云るにて酒の量なり、故ただ醸酒とのみにては樽ならざるに因て甕にとは云り、甕は酒を醸加米にて、和名抄には、本朝式云、堲美加、辨色立成云、大甕和名同上、また甕和名毛太非とあれど、【毛太非と云名は古くは見えず、】字鏡に、甕彌加とありて、古書皆此ノ字は美加に用ひたり、かくて此は人ノ身の長ばかりの深さに酒を醸なれば高く大きなる甕なり、諸ノ祝詞に甕ノ上高知とあるも高き形を以て云り、さてこは卸比して弟に與へむと云なり、○山河之物は、山野河海より出る種々の物なり、野と海とをば言はざるは、野をば山に、海をば河にこめて省けるなり、諸ノ祝詞に、大野原爾生物者甘菜辛菜青海原住物者鰭能廣物鰭能狹物奧津藻菜邊津藻菜爾至左麻弖とも、山野物者甘菜辛菜爾至左麻弖とも、山爾住物者毛能和物毛能麁物大野能原爾生物者云々とも互に略きて云るが如し、【祝詞には互に略きて、山野海を云て河の物を云るは見えざれども其も互に略けるものなり、】○宇禮豆玖、宇禮は、上卷八千矛ノ神ノ御哥に、宇禮多久とある言にして彼處【傳十一の十四葉】に云る如く、書紀に、慨哉と見え、万葉にも此言あり、又

書紀欽明ノ卷に、慨然をもウレタクと訓り、【又慷慨をネタム、慷慨をネタムともハゲムとも訓るも意同じ、】即下文に其兄慷愾とある是なり、豆玖は今ノ世に云賭豆玖なり、【此をも今京人は加氣呂久と云、呂久は祿の意か其も聞えたれど、加氣豆久と云ぞ古言に叶へる、】うつほ物語初秋ノ卷に、【仲忠が帝と碁を打て負奉りたるところに】上興ありとおぼしめして早う賭物豆玖の事はと仰せらる云々仲忠身に堪ぬべき事ならば仕奉り、堪ぬ事ならば其由をこそ奏し侍らめ、【碁の負わざをせよと仰せられたるなり、】遊仙窟に、賭酒また賭宿とあり、契沖、豆玖は、都具能比の畧語なりと云り、然もあるべし、即下文に不償其字禮豆玖之物とあり、【償をば常に都を清具を濁りて云を某豆久と云ときは、上に言連く故に、都を濁り都を濁るから、返て具を清は古への音便にてよる例あり、さて今ノ世俗言に力づく錢金づくなど云もある、其らも皆豆久の意の轉れるなり、】かくて此の字禮豆玖は、此ノ孃子を弟の易得てむと云るを、慨愷みて爲る、豆玖にて、汝若孃子を得たらむには、上ノ件の賭物を汝に與ふべし、若ノ又汝得ずば上ノ件の如き賭物を吾に與ふべしと云るべし、○云禰は、伊布と訓べし、【禰ノ字は讀べからず、記中に例なき書ざまなり、】○其母は、弟の母にて、兄は異腹と聞えたり、○布遲葛は、下文に成藤花とあるに依るに藤の葛なり、葛は蔓にて今云都流なり豆良と訓べし、此ノ事上に委く云り、【傳六の十九葉】○褌は、袴なり、【記中袴を褌と書り、】○襪沓は、久都志多具都と訓べし、【字のまゝに襪を先によまむは穩ならず聞ゆ、】和名抄に、履唐韻云、草曰屝麻曰屨皮曰履和名久豆用鞜字ノ音沓【沓ノ字は久都の義なきを此ノ字を用るは、例の偏を省けるにて、鞜ノ字なるべし、】この外履の類多く見えたり、同書に、說文云襪足衣也字亦作韈和名之太久頭と見え、字鏡に、韈襪也志太久豆と見ゆ、沓の裏にはく沓と云由の名なり、【志多宇豆と云は後ノ世の音便なり、】さて沓襪までと云るにて凡て身に服る物等を此れに攝たるべし、さて此に此ノ衣服の事を及襪沓と具に云るを思ふに若くは是も卽ち弟も若し此ノ字禮豆玖に負たらば兄に償はむの設にもや

らむ【云々思ひまに、我國の事までは云はじとおもひはかりにや】さて此は命を惜しまれたるを決して仰ら
と、○衣服褌、衣も褌も上の襲も皆藤葛なり、[illegible]【衣褌は、何と云ふことか[illegible]
といふ、[illegible]なし云ひたり、】而して衣褌に同じく[illegible]、○襪沓[illegible]
○襪沓、襪は、[illegible]○木綿は、上の[illegible]云ふ、○藤花は、和名抄に、藤
和名布知、○弓は、比佐と云、○衣服は、[illegible]藤に纏はれたるも、弓矢は藤に纏はれたるも、其も本は
此の藤花のしなひにいさゝか似たる故に[illegible]、○春山之霞壯夫、上にはみな[illegible]なきに此
にかゝれると云ふ故に、上はみな見に顯れて云ふ處なる故に[illegible]、其の弓矢は、藤花に化れる
弓矢とて、【然て藤花に化れるなれば弓矢とは云ふべからず、たゞに藤花とこそ[illegible]花に作れ
れば、藤弦なる故に弓矢の化れる由なることを知らむためにかく云る】○弓は上に見ゆ、[illegible]此綱
に【孃子の】[illegible]弓矢を[illegible]、○其花は、弓矢の化れる藤
花なり、上には弓矢と云ひ、此には花と云て互に相備して[illegible]
[illegible]
[illegible]

とてにぞありける、【白檮原ノ宮ノ段に、大物主ノ神の丹塗矢に化て、勢夜陀多良比賣の廁に入し時ニ云々の故事とや、似たり、傳廿の卷に在リ考ヘ合すべし、】白檮原ノ宮ノ段に從ニ其八咫烏之後一幸行者、○一子は、古比登理と訓べし、【師は、二字をたゞ古と訓れたり其もよし、】○慷愾は、宇禮多美弖と訓べし、此ノ言は上【字禮豆玖とある處】に云るが如し、【字書に慷は意氣感激不レ平也と注し愾は恨怒也とも太息也とも注せり、】下卷穴穗ノ宮ノ段にも慷愾忿怒とあり、○宇禮豆玖之物は、上に擧たる上下ノ衣服より山河の物までの種々の品なり、○償は、都具能布と訓ム字鏡には、賞ハ豆久乃布とあり、いかど言の意、都具は、續なるべく、能布は附ケ云フ辭にて、發ト能布などの類の能布なり、【宇良那布阿伎那布など那布と附云言は多かるを、能布と云は少し、さて償ノ字は、還ニ所値一也とも、酬報也とも、注したり、】○愁は、霞壯夫のなり、○御祖は、即チ母なり母を御祖と云は、上代の例にて記中に多し、【但し、此ノ母は上には、母とのみあるを此に至て、御祖と云るは、子に就て云と、其人に就て云との差かとも思へど、下文には、子に就て云るにも、御祖とあり、いかなる由にか有けむ、】○我御世之事とは、我ガ世の間にある事を云、凡て人の現しくて在ル命のほどを世と云り、又此は世嗣の世にて、我ガ子之事をかく云るにもあらむか、さて何れにまれ、自ラ御と云るは、凡人に似つかはしからざるを、此ノ段は、凡て、神代のさまに語リ傳へたるものなり、【母を、御祖と云るも此ノ類なりかし、】○能許曾【曾ノ字諸本に、男と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、】能は、余久云々せよなど常に云【漢文にも能ク云々スと云、】是なり、許曾は辭なり、○神習は、師の迦微那良波米と訓れたる宜し、能神の御所行をこそ效ふべき物なれと云意なり、○宇都志岐青人草は、上卷に出ツ【傳六の廿四葉】○習乎は、那良閇夜と訓べし、【ナラフヤ。。。と訓ては古言の格にあらず、】那良閇婆爾夜と云意なり、○不レ償は、不は奴と訓べし、【上の閇夜の結なればなり、】【受と訓ては、閇夜の辭に叶はず、】此ノ辭の例万葉四に、吾念乎人爾令知哉玉匣開阿氣津跡夢西所見、【シラ。。。シラスヤと訓るは非なり、しらせばにやの意なり、】また、

[illegible]由日[illegible]之薦、【志もへはにやなり、】六に、[illegible]、【ここれはにやなり、】九に、[illegible]之心將[illegible]作哉[illegible]不[illegible]田作人、【ゆけばにやなり、本は[illegible]ご訓べし、】十二に、[illegible]、【[illegible]やなり、】これらの[illegible]を以て知べし、【[illegible]中にはなほ多し、然るを今ノ本は多く訓を誤れり、】さて此の語の[illegible]の意は、[illegible]の事は、何事も[illegible]の[illegible]りをこそ效ふべきことなれ、然るに今其ノ兄子は神には效はずして青人草の[illegible]を[illegible]へほにや、償ふべき物を償はざるとなり、[illegible]るは師の云れけらく、神は[illegible]ければ、契約を違ふること無きを、今其には[illegible]はずして、青人草の[illegible]に習ひて、契約をたがへたるを様いたるなりと云れけり、【[illegible]上代には青人も皆直かるべきに、其を直からずとはいかゞとも云べけれど、然らず上代には、青人草といへども後代に比ぶれば、すべていとこよ[illegible]直かりき、然れども神は又殊に直ければ、其に比へては凡人は直からざりしなり、】〇兄子は、阿[illegible]古と訓べし、【[illegible]傳[illegible]の十八葉に云り、】下氷壯夫なり、此は[illegible]なれども[illegible]古なれば、子とは云べし、〇其ノ伊豆志河、其ノ[illegible]なるを云むと知し、此ノ川は今ノ世にも、伊豆志川と云川なり、〇河島は、河中にある島なり、〇之節竹は、[illegible]字[illegible]本に、一[illegible]作り、今は[illegible]寺本に依れり、此は何れ[illegible]けむ得思ひ定めざれども、書紀[illegible]に、[illegible]斷[illegible]とあるに依て、[illegible]とある方を取れり、[illegible]れど一節竹も[illegible]しとには非ず、[illegible]節竹は竹は節ある物なる故に[illegible]と竹を云か、[illegible]は竹を[illegible]用ふ時の名にて、節の間を切て用るを云か、【書紀の哥なるも琴に作[illegible]に作りてあれば用ふ時なり、此も籠に作るを云處なり、】河島の節竹を取[illegible]とあるは、本[illegible]の竹の一種の名の如くにも聞ゆれど、取[illegible]用ひむとて云處なれば妨なし、】又一節竹[illegible]あるに依らば、一節の間を用ゐるを云なるべし、【契沖が[illegible]書紀の哥の注に、よだけは、いくみ竹の[illegible]長か、一節を、一たけとも云て、[illegible]を[illegible]にやと云るはいかゞ、いくみ竹のよだけと云るには非ずよだけと云る卽チいくみ竹のことにて、一物をかく二ツに云は古哥の常なり、又節は、なよ竹の畧かとも

云れたれど、宜しとも聞えず、】和名抄に、野王按節竹中隔而不レ通者也和名布之、また兩節間俗ニ云與ニとあり、かゝれば與は節と節との間なれども古へより通はして、其をも節と書クは常なり、○八目之荒籠は、籠は古と訓べし、【必ス加多麻と云をのみ古への名と思ふはかたおちなり、】和名抄に、籠和名古とあり、万葉十四 丁廿八 に、伎波都久乃乎加能久君美良和禮都賣杼故爾毛乃多奈布西奈等都麻佐禰、【師ノ云ク第四ノ句籠にも滿無ない、乃ノ字誤なるべし、】四又十一に、鳥籠之山、【古へに籠を古と云る故に如此に書り、】此らを以て古ヘノ名古なることを知ルべし、なほ上卷、无間勝間の處に云り考へ合すべし、【傳十七の十一葉】荒とは、目の疎きを云 書紀神代ノ卷に、大目麁籠と云も見ゆ、八目は、いさゝか疑はし其故は、八とは、大方十に足ぬばかりの數を、大凡ニ云言にこそあれ、籠ノ目は八十目などこそは云べけれ、八は其數に似つかはしからず、若くは八ノ字は、大を誤れるには非るか、書紀にも然る名あればなり、【八目鳴鏑などは、八目と云ることよくあたれり、】○鹽は、和名抄に、陶隱居曰鹽有ニ九種ニ白鹽人常所レ食也崔禹錫食經ニ云石鹽一名白鹽又有ニ黑鹽ニ之保、日本紀私記ニ云堅鹽【古本にかくあり印本は此レに異なり、】○合は、阿閇氐と訓べし、阿閇は、阿波世の切りたるなり、【朝倉ノ宮ノ段大御哥に、尾行合と云ことを、袁由岐阿閇とあるが如し、】鹽に合と云は、和名抄に、四聲字苑ニ云、韲擣ニ韮蒜ヲ以レ醋和レ之訓安布、一云阿倍毛乃、【安布は、阿波須の切りたるなり、】また唐韻云、膾切レ肉合糅也今案鹿膾ハ俗云阿閇豆久利是也などあるあへと同じ、又加旦々とも訓べし、万葉十六 丁廿八 に、醬酢爾蒜都伎合而、これも古言にて阿閇と同意なり、人ノ名に和ノ字を加都とよむも是なり、【然るに此ノ義を知らずして都を濁りて唱へ、終に假字をも、加受と書クこと、皆誤なり、】○其ノ竹葉は、荒籠に作れる竹の葉なり、多氣能波と訓べし、【師は多加婆と訓れたり、其も古言なれど、此處には然よみてはわろし、】さて此に裹みて彼ノ荒籠に入る、なるべし、籠に入ることは云ハざれども籠を作ルとあるにて自ら然聞ゆ、さて如此爲るは、詛物の設なり。○此ノ竹葉これは多加婆と訓べし、是レより沈臥と云まで詛言な

り、○青は、阿袁那と訓べし、【そも〳〵青むとは、青くなるを云ことなり、然るに竹ノ葉はもとより青き物なれば、青なるは云べきに非れども、此はたゞ萎むに對へて然かくは云ふなり、又今青きに對て云なれば、青菜とも訓べけれど、なほ阿袁那に對へて、阿袁那と云て宜き、次なる鹽盈乾と同じ格なり、】さて此の語は、此ノ竹葉の青む萎むを譬言と訓べし、次なる語に效へ、○萎は志那毘と訓べし、万葉十八ノ卷に、宇惠之田毛麻伎之波多氣毛安佐其登爾之保美可禮由苦、古今集ノ序に、しほめる花の色なくて云々是や序に萎花と書り、【師はシナブと訓れたれど、しなぶるしなびと云は、今ノ世にこそ云、古くは見あたらず、かの下氷を、志那備と解れたるは、當らざることと上に云るが如し、】○同ノ字讀べからず、次々なるも同じ、上卷大山津見ノ神ノ字氣比ノ段に、如ニ木花之榮一榮坐とあるに准ふべし、○青萎は、阿袁美志那毘米と訓べし、○如ニ此鹽之盈乾一は、上の竹葉の云ざまに准へば、如ニ此ノ鹽之盈一如ニ此鹽之乾一とあるべきを、上にゆづりて約めたる文なり、○盈乾は、譬云れば、上の鹽とは同物ならざれども、鹽も潮の成れる物にて、名も同じければ言通はして潮に取れるなり、○盈乾は、たゞ乾に用ありて盈には用なし盈はたゞ乾を云む料に云るのみなり、上の青萎も同く此ノ例にて青には用なし、共に下ノ文に下萎云々とあるを以て知ルべし、其は古の奇に花の散を、咲散とよくよめるも、咲てあるが散ルにて咲に用はなきと同じ、【されば此も青くてあるが萎み盈てあるが乾るよしなり、】○如ニ沈石之沈一而沈臥は、【諸本に而沈二字無し、こは沈ノ字二ツあるより誤りて脱せるなり、今は延佳本又一本に依れり、】さて師は、沈をシヅクと訓れたれど、万葉に、思豆久とよめるは、物の水ノ中に見ゆるを云言にして、沈むとは異なり、沈ムの古言とも心得るは非なり、沈をば古言にも志豆牟とこそいへれ、】臥は、許夜勢と訓べし、此ノ言上卷に、山縣在とある下【傳五の五十六葉】に云り、さて人ノ身にては起は浮が如く、臥は沈むが如くなるを以て石の沈むによせて如此云り、【心にも浮ぶ沈むと云と同じことなり、さて竹葉又鹽には、萎む乾るとのみ云るに、此の石と沈とのみは

云ハずして、臥てふ言を加へたるゆゑは、沈とのみ云ては人ノ身のうへの事にはなほ慥ならざればなり、】又竹葉に青ミ萎ム鹽に盈乾と云る例に依らば、此レにも浮沈と云べけれど、石は重くして浮クことは無き物なる故に、浮クをば云ハざるなり、【さて此レに浮を云ハざるを以ても、かの竹葉鹽も青ミ盈ヲと云るには、用なきことを准ヘ知ルべし、】是レまで詛言なり、

○令レ詛は、母の霞壯夫に教へて、兄を詛はしむるなり、此ノ事の例は書紀神代ノ巻に、云々故ヶ磐長姫大慙而詛之曰假使天孫不レ斥レ妾而御者生兒永壽有如磐石之常存今既不然唯弟獨見御故其生兒必如木華之移落、また海神云々乃以授彦火々出見尊因教之曰以鉤與汝兄時則可詛言貧窮之本飢饉之始困苦之根而後與之、神功ノ巻に、向天而咒詛、雄略ノ巻に、指井詛曰此水者百姓唯得飲焉王者獨不能飲矣、武烈ノ巻に、眞鳥大臣恨事不濟知身難免計窮望絶廣指鹽詛遂被殺戮詛時唯忘角鹿海鹽不以爲詛由是角鹿之鹽爲天皇所食餘海之鹽爲天皇所忌など見えたり、【此ノ類なほあり、】古へに其ノ術ありしなるべし、【古の義は說請か、但し吉かれと請事に云るは見えず、たゞ人を凶くせむと請にのみ云り、能呂布と同じさまにて、伊勢物語に、あまの逆手を拍てなむのろひをるなる、などあるも詛なり、又麻士那布は吉きに凶きに通はし云り、されど麻士とは凶きにのみ云へば、まじなふを善キ事にも云は後の轉りにやあらむ、さて、詛ノ字は請レ神加レ殃謂之詛、また謂祝之使沮敗也など注せり、】○烟上は、烟は、師の加麻度と訓れたるに依ルべし、民ノ戸を幾烟など云も竈處を以て云なり、【今ノ世ノ言にも民ノ戸を加麻度と云ことあり、】上は直に其ノ上には非ず、竈の上の方の烟の昇る高き處を云なるべし、【されば烟ノ字はただに、氣夫理と訓てむもあしからじ、】さて此は霞壯夫の己が家の烟の上方なるべし、○置は、上ノ件の詛物を置カなり、

○八年之間とは、干萎病臥せる間八年なるを云、上卷に三年之間必其兄貧窮と、海神の申シ給へると同じ、【彼レも此も間の下に爾てふ辭を添へてはよむべからざることと、彼處に云るが如し、傳十七の四十二葉、】○干萎病枯は、

干沙加伊佐と訓ぞし、【假字字鏡に見ゆ、カハキと書ゝは非なり、】此流と加利入とは同じことながら、人ノ身などには、此とはいふまじければなり、【上ノ鹽には乾と書るに、此は字をかへて、干と書るも、意の異なることを示したるにもあるべし、】さて此は身躰の潤澤の去れるを云るにて、かの鹽の乾るが如くと、訓ひたる驗なり、かくて潤澤亡ぬれば、身躰の萎むこと木草の花葉も同じ、是ぞかの竹葉の萎むが如くと、訓ひたる驗なり、枯ノ字は、若くは臥を誤れるには非るか、此はかの石の沈むが如く沈ミ臥せと云る驗なれば、必ズ臥とあるべきものなり、故ニ許夜志伎と訓ヘ、上卷にも病臥在とあり、【若くは、病と云るこれ臥と訓ひたる驗にて、枯は干萎病を總て云る言かとも思へど、さては干萎と同じことなの言重なりて此ノ臥せと云る驗は足はぬことなす、病臥と云てこそ、其ノ驗は慥に聞ゆれ、】若し枯の方を助けて云は、干萎の縁に添へて云りとやせまし、○患泣は、倭建ノ命ノ段にもかく見ゆ、上卷に泣患ともあり、○請ニ其御祖ニ者、こゝのさまは曾ノ母の如くにも聞ゆれど、なほ親母なるべし、○詛戸は、戸とは、其物を指して云りと聞ゆ、【師は、戸は處なり其ノ戸を詛處とする故に斗とよむ、此事なほ考ふべしと云れつれど、處の意には非じ、】烟ノ上に置たる物なり、上卷に須佐之男ノ命に負ニ千位置戸一とある戸と同じ、彼處と考へ合すべし、【傳九の五葉】○令ニ返ニ者、上の竈壯夫をして返さしむるにて、返すとは烟ノ上に置たる詛物を取リ退ケ撤るを云、【又詛ひたる蠱を請ヒ返して、本の如く復す意ともすべけれど、詛戸をとあるは其意にあらず、されど、詛物を取リ撤るは、即請ヒ復すなれば、末は同意におつるなり、】○其身ノ、見の身なり、○安平は、多比良伎と訓べし、水垣ノ朝ノ段にも國安ラ平とあり、○神宇禮豆玖上ノ件の故事はいとく上代にて凡て神代のさたなれば神とは云なり、○言本は、字の如くにてもあるべく、又事本にてもあるべし、書紀神代ノ卷に、今世人夜忌ニ一片之火一、又夜忌レ擲レ櫛、此其縁也、また世人忌レ用ニ櫛遺一兒之縁也、また世人惡ニ以レ己物一、此其ノ縁也、これらの縁を、許登能世登と訓るは事に通ふなれば、事ノ本なり、又仁徳ノ卷に、故諺曰、何有ニ人耶、因ニ己物一以

泣其是之緣也とあるは、言に就てなれば此と同じ、【此は神字禮豆玖と云ならはしたる言に就て云なり、そもく言に就て云ッは、言ノ本とせむは論なし、又其をも事ノ本と見むもさることなり、言に云ならはすも本ト事ありて其ノ事に縁てなればなり、】上卷天若日子ノ段に、故於レ今諺曰二雉之頓使一本是也とある本も同じ、さて此は世間に神字禮豆玖こて爲る事のあるは、上ノ件の故事ぞ其ノ言の起本なると云なり、【師は此の注を後ノ人のしわざなりと云れしかど然らず、】

又此品陀天皇之御子。若野毛二俣王。娶其母弟百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣命生子大郎子。亦名意富富杼王。次忍坂之大中津比賣命。次田井之中比賣。次田宮之中比賣。次藤原之琴節郎女。次取上賣王。次沙禰王。故意富富杼王者。（三國君。波多君。息長君。坂田酒人君。山道君。筑紫之米多君。布勢君等之祖也。）又根鳥王娶庶妹三腹郎女生子中日子王。次伊和島王。（二王）又堅石王之子者。久奴王也

若野毛二俣王野ノ字上に沼とあると同じ、【古へは野をも凡てぬと云へればなり、】○母弟は、御母息長眞若中ッ比賣の弟なり、伊邪河ノ宮ノ段にも如此云る例あり、【傳廿二の六十四葉】○漢文に同母の弟を母弟と云て書紀などにも然あるとは異なり、】御姨に御娶坐る例、神代葺不合ノ命の玉依毘賣ノ命よりあり、○百師木伊呂辨亦ノ名ハ弟日賣眞若比賣ノ命は、日代ノ宮ノ段に出ッ、【倭建ノ命の御曾孫なり、傳廿九の四十葉】但シ彼處にはたゞ弟比賣とのみ出たり、名ノ義百師木【百石城

の意なり】こはいかなる由にて負給へるにか知らず、伊呂辨と云例は、書紀崇神ノ卷に、八坂振天某邊、【某と書る字の事上に云り、】繼體ノ卷に、たゞ色部などあり、【皆女の名なり、】伊呂は、伊呂泥伊呂杼などの伊呂なり、【上に云り、】辨は、某刀辨と云女ノ名多かる其ノ辨と同じ、【刀辨の事は傳廿三の三葉に云り、】眞若は、男女の名に例多し異なることなし、さて此ノ品陀ノ天皇の妃に迦具漏比賣と云あつて、上に出たるは此ノ弟比賣の亦ノ名にて此ノ若野毛二俣ノ王の妃なりしが紛れつるなるべし、其由は彼處に云るが如し、【傳卅二の十五葉】又書紀ノ釋に引る上宮ノ記には、二俣ノ王の御母の名弟比賣麻和加とあり、此等の事なほ次に云べし、○大郎子名ノ義こそなることなし、郎子てふ稱上にあり、繼體天皇の御子に同御名あり、○意富々杼王、名ノ義繼體天皇の大御名袁本杼ノ命と申すと相照して思ふに、意富は大、袁は、小にて富杼は同じ、かくて彼ノ大御名を、書紀に、男大迹と書れたり、【男は借字】然れば富杼は意富杼の意を省けるにて、【意富は大なり其ノ大を意を省きて富と云例多し、此レは殊に上の大にも小にも意の續あれば更なり、】彼ノ大御名は、小大杼此ノ王の御名は、大大杼なり、さて大杼の義は未タ思ヒ得ず、【持統紀に、土師連富杼と云人ノ名も見ゆ、】地名にやあらむ、【和名抄に、近江國高島郡大處郷、神名式同郡に大處ノ神社もあり、此ノ大處オホドと訓て此ノ地名か、彼ノ高島ノ郡のあたりは由緒あることも次々に云が如し、御曾祖父の御名大大處なる故に彼ノ天皇は小大處と申せしなるべし、但シ記中の例處ノ意の斗の濁音には、度ノ字を用ひたるに、杼ノ字なるはいたく疑はし、さて此ノ富杼を陰と心得るは非なり、陰のことには、登ノ字をのみ書て、濁音には杼を用ひたることなし、】上宮記に、一云凡牟都和希王娶ニ洷俣那加都比古女子名弟比賣麻和加ニ生ム兒若野毛二俣ノ王娶ニ母恩己ノ麻和加中比賣ニ生ム兒大郎子一名意富々等王妹踐坂大中比彌王弟田宮中比彌弟布遲波良己等布斯郎女四人也とあり、【凡牟都和希ノ王は品陀別にて此ノ天皇なり洷俣は、此ノ記に依レば、咋俣と書ルに依レば、川派なり、洷ノ字寫誤なるべし、母恩己は母の下に弟ノ字脫たるなるべく恩己は、息長の誤なるべし、踐坂は、忍

坂なり、比彌は比賣に同じ】○忍坂之大中津比賣命御名ノ義忍坂は、倭ノ國の地ノ名なり上に出、【傳十九の二十九葉】右の上宮記に、踐坂大中比彌王とある是なり、【忍坂を踐坂と云るはいかなることにか、】此ノ比賣命は、允恭天皇の皇后にて彼ノ御段に見ゆ、書紀安康ノ卷に、母曰ニ忍坂大中姫命一稚渟毛二岐皇子之女也とあり、【允恭ノ卷に、初皇后隨母在レ家遊ニ苑中ニ云々の事見えたり、】さて品陀ノ天皇の御女に同じ御名なる上に出たるは、此ノ比賣命の紛れつるなり、【其由は彼處に云り、傳三十二】○田井之中比賣、田井は地ノ名なり、和名抄に、河内國志紀郡田井ノ郷あり、此レか、【河内ノ國は次にも縁あればなり、今も田井中と云村あり、】又今山城大和などにも、此ノ名の地あり、【山城ノ國久世ノ郡大和ノ國葛下郡などに田井村あり、高市ノ郡山邊ノ郡などに田井ノ莊あり、河内ノ國茨田ノ郡にも田井村あり、又和名抄伊勢ノ國奄藝ノ郡に田井ノ郷ありて、多井と注せり、式に同郡多爲ノ神社もあり、美濃ノ國賀茂ノ郡にも多爲ノ神社あり、】上宮記には、此ノ比賣なし、○田宮之中比賣田宮は、地ノ名なり、和名抄に、河内ノ國交野ノ郡田宮ノ郷あり、此レか、【上の田井も同國にあればなり、又東大寺の古キ文書に、越前國坂井郡田宮ノ莊と云見ゆ是も縁あり次に出ツ、さて伊勢ノ國度會ノ郡に、田宮寺と云もあり、】上宮記に、田宮中比彌とあり、○藤原之琴節郎女、上宮記に、布遲波良己等布斯郎女とあり、藤原は地ノ名なり、大和ノ國高市ノ郡大原村是なりと云り、さもあるべし、【大原村今もあり、其ノあたりに鎌足ノ大臣の舊跡と云傳へたる處などもあり】万葉一に、天皇賜ニ藤原夫人ニ御哥、吾里爾大雪落有大原乃古爾之郷爾落卷者後、【天皇は、天武天皇なり、藤原ノ夫人は鎌足ノ大臣の御女にて、万葉八に字曰ニ大原大刀自ニとあり、大原其ノ本郷なり、天皇初メ此ノ夫人の家に通ひ住ミ賜へりし故に古にし郷とはよみ給へるなるべし、十一ノ卷の哥にも、大原の古にし里とあり、鎌足ノ大臣の本居此ノ大原なる故に藤原と云姓は賜へるなり、されば大原即チ藤原なることと彼レ此レにつきて著し、かくて持統天皇の京の藤原ノ宮は異ナ地なり、思ヒ混ふべからず、其ノ宮は、万葉一の長哥に依るにもと藤井が原と云地なれば、其を略きて藤原とも云しなる

でし、其地は、香具山の西ノ方耳成山の南ノ方なり、書紀持統ノ巻ノ釋に、遷居藤原宮、私記曰藤原ノ地在高市郡鷺栖坂ノ北ノ地ニと云り、香具山は、十市ノ郡なれども、其ノ宮は其ノ西にて高市ノ郡の地にぞありけむ、藤原の事は、長歌ノ宮ノ役民ノ作歌の傳へ等を合せて知べし、然るに彼ノ大原と此ノ宮とを一に心得たるは地理をよくも考へざる誤なり、大原は香具山よりは南ノ方にあたりて飛鳥に近き處なれば、かの万葉の長歌の趣に合はず、さて書紀推古ノ巻に、藤原ノ池とあるは、藤原ノ宮の藤原なるべく聞ゆ、又今添上ノ郡にも藤原村あれど、其も又別なり、】琴節の郎女、未思得ず、【或は次に云べし、琴節の字は借字なり、書紀顯宗ノ巻に、帝歌曰と云るもあれど此に由なし、】さて上に出たる大宮【應神】の迦具漏比賣の腹の御子五柱の中に登富志ノ郎女と云あるは、此ノ郎女の紛れつるなるべし、【此ノまぎれし事既に傳冊三に云るが如し、登富志と琴節と言甚近し、】又歌に名高き衣通郎女も、此ノ郎女のことなり、其故は彼ノ衣通郎姫書紀允恭ノ巻に、皇后忍坂ノ大中ツ姫の弟とありて、名弟姫容姿絶妙無比其艶色徹衣而晃之是以時人號曰衣通郎姫也とあるを、衣通と琴節と言甚近ければなり、衣通は、曾登富志と訓べし、【曾と許と音横に通ひ富と布とも殊に通ふ音なり、又かの登富志ノ郎女とあるは、通と全く同じ、然るを書紀にソトホリと訓、古今集ノ序などにも然あるは、甚くまぎ訓を誤れるものなり、書紀に又在ノ傍には、キヌトホシとも訓付たり、さて思ふにかの登富志ノ郎女は、登ノ上に、曾ノ字の脱たるか、又琴節は、若くは許は許呂母の許にて衣を許とのみも云べき由あるか、又曾を誤りて許と唱へ傳へたるか、そは何れにまれ登富志と、琴節と、衣通と皆一ツことぞ聞ゆれ、】また別構殿屋於藤原而居也云々天皇幸藤原宮云々とあるも、【此に藤原之とあること、】合へり、【此ノ藤原ノ宮は、大原に構給へる殿屋を云るなり、猶紀ノ文中の大宮と思ほすべからず、】なほ此ノ郎姫の事、允恭ノ巻七年八年九年十年十一年にくはしく見えたり、考へ見べし、十一年ノ紀に諸國造等爲衣通郎姫定藤原部とあり、【世に本ノ国の、玉津島ノ神を此ノ衣通姫と云は由もなき説なり、そ

は契沖が委ク辨へたるがごとし、】さて此記に、又允恭天皇の御子輕ノ大郎女の、亦ノ名を、衣通郎女とあるは、いとまぎらはし、其ノ事は彼ノ御段に云べし、【傳卅九の三葉】○取賣王は、【取の下に、上聲を注したるは鳥の如く讀べしとなり、】名ノ義未タ思ヒ得ず、【取は、地ノ名か、和名抄に、大和國葛上郡上鳥ノ郷下鳥ノ郷あり、續紀懐風藻万葉などに、刀利と云姓も見ゆ、】賣と云るは、女王なるべし、【女ノ假字必ス賣ノ字を用ヒたる例ぞ、】○沙禰王は、禰ノ字若シくは彌の誤ならむか、【禰ノ字は、記中にたゞ宿禰に用ひたるのみにて其ノ他例なし彌ノ字はをり／＼見えたり、首ノ巻に出せるが如し、禰と彌とは古書に互に誤れる例常多し、】名ノ義未タ思ヒ得ず、地ノ名にや、【禰ノ字若シ彌ならば式に、近江國伊香郡佐味神社あり、又今大和ノ國十市ノ郡に佐味村あり、書紀に佐味ノ君と云姓も見ゆ、万葉九に、沙彌ノ女王と云も見ゆ、】上宮記には此ノ二王は無し、○三國君は、地ノ名に因れり、續紀卅五に、越前國坂井郡三國湊、【今ノ世にもかくれなき地なり、】神名帳に、同郡三國神社とあり、此ノ地なり、書紀繼體ノ巻に、天皇父彦主人王聞ニ振媛顔容姝妙甚有ルヲ媺色一、自ニ近江國高島郡三尾之別業一遣レ使聘ニ于三國坂中井一、納以爲レ妃、遂產ニ天皇一、天皇幼年、父王薨、振媛廼歎曰、妾今遠離ニ桑梓一、安能得ニ膝養一、余歸ニ寧高向一奉レ養ニ天皇一、【高向者越前國邑名】云々、備ニ法駕一奉レ迎ニ三國一、【和名抄に、越前國坂井郡高向】と見え、上宮記にも此ノ趣見えて、三國は繼體天皇の御母の本郷にて、其ノ天皇の成長坐シし地なり、然れば此ノ氏【三國ノ君】は、彦主人ノ王の御子の繼體天皇の御同母兄弟の、共に三國に坐シしが御末なるべし、【彦大人ノ王は意富富杼ノ王の御孫なり、】然るを書紀には繼體天皇の御子椀子皇子を是レ三國ノ公之先也とあるは傳への異なるなり、【繼體天皇も意富々杼ノ王の御裔に坐せば異なることなきが如くなれども然らず、もし彼ノ天皇の御末とならば、此ノ記にも、彼ノ御段にこそ擧べけれ、此に擧クべきに非ず、故レ此ノ記の傳へは彼ノ天皇の御末にはあらず、そも／＼かく傳への異なる故は意富々杼ノ王と、彼ノ天皇の御名の、袁富杼とよく似たるよりぞ亂ひつらむ今何れを正しとも決めがたし、】さて氏人は、書紀孝徳ノ巻に、三國ノ公麻呂

三國と見ゆ、天武紀卷二十九に、十三年冬十月三國公等十三氏賜姓曰眞人、【眞人ノ尸は此ノ御世に定メ賜へる八色ノ姓ノ第一にして、皇胤の氏どもに賜へり、】此ノ尸は、舊氏著ミくむを正しくて、よりこ、まつこ、と言ふは、後ノ世に便に就たる唱へなり、】姓氏錄【左京皇別】に、三國眞人謚繼體天皇皇子椀子王之後也、また【右京皇別】三國眞人謚繼體天皇皇子椀子王之後也、また【山城國皇別】三國眞人謚繼體天皇皇子椀子王之後也、【姓氏錄は多く書紀に依て定めたるものなり、】○三國は公は、地名に依れる此ノ名の地國々に多ければ何れと定めがたし、【なほ境原、宮、波多、八代、宿禰波多、此の下に云り、傳二十二の二十丁】氏人は、書紀天武ノ卷に羽田公矢國其子大人見ゆ、同卷十三年冬十月羽田公等十三氏賜姓曰眞人、姓氏錄、【右京皇別】に、八多眞人出自諡應神皇子稚野毛二俣王也、續後紀六に、八多眞人清雄言自姓氏錄所載始祖稚渟毛二俣王、為品門之大患也、請今改同姓、【姓氏錄ノ今ノ本は、既に改められたるものなるべし、故思ふに、舊ノ本には誤て三國ノ眞人と同く椀子王之後也とや載られたりけむ、されば此ノ氏に准へても、後ノ三國ノ君の祖のまぎれも思はからるゝなり、又は今の姓氏錄を舊の錯亂のまゝの本かとも云べけれど、必ずはあるまじきものなり、】○息長君は、書ノ字諸本に大なるを、眞ノ字の下にあるは下上に寫し誤れるなり、今改めつ、【此ノ事は次に云、】諸陵式に、息長墓在近江國坂田郡と見ゆ、此ノ地に因れり、書紀天武ノ卷に、息長横河【續紀十三に坂田郡横河頓宮とある地なり、】万葉十三に、師名立都久麻左野方息長之遠智能小菅、此ノ歌に、藤保呂甲乃於古奈波河【東大寺ノ古文書に、近江國坂田郡息長莊、更荒、日記に、不破國あつみ山などこそ、近江國おきなかとぞ云人の家にやどりて云々、】などあり、氏人は書紀天武ノ卷に、十三年冬十月息長公等十三氏賜姓曰眞人、姓氏錄【左京皇別】に、息長眞人出自譽田天皇諡應神皇子稚渟毛二俣王之後也、また息長丹生眞人息長眞人同祖、また【山城國皇別】息長竹原公應神天皇三世孫阿居乃王之後也、【阿居乃王は息宿々祢王の御子にや、】續紀廿六に、息長竹連賜姓朝臣、【其の尸にたれのし族もありしにや、】姓氏錄

【右京皇別】に、息長連應神天皇皇子稚渟毛二俣王之後也、○坂田酒人君は、【酒人は、佐加毘登と訓べし、書紀崇神ノ巻に、掌酒此云佐介弭苦とあり、介は書紀にてはカの假字なり、さて此レをサカウドサカンドなど訓るは後に音便に頽れたるにて正しからず、】今の諸本字脱て決め難き由あれば二ッに釋べし、其一ッは諸本坂の下に君ノ字あるは、君坂なるを下上に誤れるにて、【此ノ君ノ字は上の息長の尸なり、】坂の下に田ノ字を脱せるなり、【又は上に君ノ字を脱し田ノ字を君に誤れるか何れにても同じことなり、】故レ今改補へつ、さて坂田は、和名抄に、近江國坂田【佐加太】郡これなり、書紀允恭ノ巻に、衣通郎姫【こは上に出たる琴節ノ郎女なることを既に云るが如し、】の母に隨ひて近江ノ坂田に在りしよし見えたり、されば其ノ御兄弟なれば意富々杼ノ王も其處に坐シけむかし、【繼體天皇の御父彦主人ノ王の別業高島ノ郡ノ三尾にありし、彼ノ御巻に見え、上の息長も同國同郡なり、されば此ノ御族は、左右に近江ノ國由縁あるなり、】酒人も地名なり、和名抄に、攝津國東生郡酒人郷あり此レか、【神名式に、三河ノ國碧海ノ郡にも酒人神社あり、】氏は姓氏錄に【左京皇別】坂田酒人眞人息長眞人同祖とあり、【書紀に、此ノ姓の見えざる由は、次に云べし、】今一ッは諸本に坂の上下に君ノ字田ノ字の脱たるにて、坂田ノ君と酒人ノ君と二ッノ姓なり、かくて地は二ッ共に右に云ると同じ、氏は、坂田ノ君は、書紀天武ノ巻に、坂田ノ公雷と云人見え、同巻十三年冬十月坂田ノ公等十三氏賜姓曰眞人、かくて姓氏錄に【左京皇別】坂田宿禰、息長眞人同祖應神皇子稚渟毛二派王の後也天渟中原瀛眞人天皇【謚天武】御世出家入道法名信正娶近江國人槻本公轉戸女生男石村附母氏姓曰槻本公男外從五位下老男從五位上奈弖麻呂次從五位下豐成次豐人等皇統彌照天皇【謚桓武】延暦二十二年賜宿禰姓於是追陳父志取祖父生長之地名改槻本賜坂田宿禰今上弘仁四季同奈弖麻呂等改賜朝臣姓也、【既に賜朝臣姓と記しながら、宿禰と標たるは心得ず、今上と云より以下は、後に書加へたるにや、】類聚國史に、延暦二十二年正月槻本公奈弖麻呂弟豐人豐成並賜姓宿禰奈弖麻呂父老云々故有此授、日本紀畧に、弘

仁十四年十二月坂田朝臣弘貞改坂田姓賜南淵朝臣、文德實錄九に、南淵朝臣永河卒、永河槻本公若之孫坂田朝臣奈麻呂の二子也云々弘仁十四年十二月與兄弘貞俱父先志賜姓南淵朝臣となり、南淵ノ朝臣と賜へるにつきて思ふに、此ノ坂田は、大和ノ國の高市郡なる坂田にもやあらむかと疑はしけれど、なほ近江の坂田なるべし、さて姓氏錄の趣は、坂田ノ公は、息長眞人に始めて賜へる姓なれども、其ノ先祖近江ノ國ノ人なれば、舊姓にて坂田ノ君の姓にてありけむ、かくて此姓の事其にも云べし、】然るを書紀には、繼體天皇の御子中皇子を坂田ノ公の先也とあるは、國の傳への異なるなり、【其繼ひつる由は、三國ノ君と一ノ例なり、】姓氏錄に、【左京皇別】坂田ノ眞人出自諡繼體皇子仲王之後也【これ書紀に依れるものなり、】と見ゆ、酒人ノ君は、書紀天武ノ卷に十三年冬十月酒人ノ君等十三氏賜姓曰眞人とある是なり、かくて書紀には、繼體天皇の御子菟ノ皇子を是酒人ノ公之先也とあるは、三國ノ君坂田ノ君と同じ例にて傳への異なるなり、【此事なほ次に云、】姓氏錄には、【大和國皇別】酒人ノ眞人繼體天皇皇子菟王之後也とあり、【未定雜姓】酒人小川眞人繼體天皇皇子菟王之後也とも見えたり、右の二【坂田ノ酒人ノ君とすると、坂田ノ君酒人ノ君と二姓にするとを云、】の内何方ならむ、書紀天武ノ卷に、眞人ノ姓を賜へる中に坂田ノ公酒人ノ公はあれて、坂田ノ酒人ノ公と云は無きを以て見れば、後の方【二姓とするを云】なるべし、然れども又姓氏錄に、坂田ノ酒人ノ眞人もありて、息長眞人同祖とあれば、必しも二姓の方とも決めがたきなり、さて若し坂田ノ酒人ノ君ならむには、【書紀姓氏錄に見えたる】坂田ノ眞人酒人ノ眞人との差別は、如何と云に、坂田ノ酒人ノ君も本は坂田ノ君より支別れたる姓にて、天武天皇の御世に共に眞人になれるを、【眞人になれることは姓氏錄にて知らる、】別に記されざるは、本宗の坂田ノ君にこめたるものなり、さる例あり、【物部ノ朴ノ井ノ連と云姓ありて、物部と共に朝臣になれるを、物部にこめて別には其事記されざる類なり、此ノ事傳十九ノ卷六十六葉に云り、】さて右の酒人ノ君と云は、もと坂田と異姓なるを、【こは書紀に見えたる如く、繼體天皇の御末なるべし、但シ此ノ記の此處を、坂田と酒人と二姓と

することき、繼躰天皇の御末こするは、異なる傳へなり、】其に別むために、此ノ氏をば本宗の坂田を帶て、坂田ノ酒人ノ君こは云るなるべし、凡てこれらのことよくせずは混ひつべし、さて又此に其ノ本宗たる坂田ノ君をおきて支別の姓を擧むは、いかにこ云に、そは其ノ時代によりて、本宗は衰へて支別の榮えたらむなごは其ノ榮えたる方を擧たるにもあるべし、【三代實錄七に、詔令下近江國坂田郡穴太氏譜圖與二息長坂田酒人兩人一同レ卷進上レ官こある、兩人は心得ず、兩氏の誤なるべし、然らば息長こ坂田ノ酒人こ兩氏なり、】〇山道君は、何レノ國の地ノ名によれるならむ未タ考へ得ず、【今畿内近江なごに、此ノ地ノ名はのこれらずや尋ヌべし、和名抄に、肥後ノ國合志ノ郡に、山道ノ郷ありこれ次なる、筑紫之米多ノ君こ縁あれご、凡て眞人の尸を賜へる姓には、さる遠國なるは、をさ〳〵見えざるなり、】書紀天武ノ卷に、十三年冬十月、山道公等十三氏賜レ姓曰二眞人一、【今ノ本此ノ姓を脱せり十三氏こあるに合はず、釋に擧たるに酒人ノ公の次に此ノ氏あり、】姓氏錄【左京皇別】に山道眞人息長眞人同祖稚渟毛二俣王之後也また【右京皇別】山道眞人息長眞人同祖應神皇子稚渟毛二俣王之後也、〇筑紫之米多君は、米ノ字諸本に末或は未こ作るは並誤なり、【記中に、未末を假字に用ひたる例なし、】今は眞福寺本に依れり、和名抄に、肥前國三根郡米多【女多】郷これなり、國造本紀に、竺志米多國造志賀高穴穗朝御世息長公同祖稚沼毛二俣命孫都紀女加定二賜國造一【此ノ米ノ字も延佳本には、末に誤れり、舊印本に米こあるぞよき、さて志賀ノ高穴穗ノ朝こ云るは、二俣ノ命ノ孫こ時代違へりみだりごこなり、】續紀三に、米多君北助こ云人見えたり、〇布勢君は、何レノ國ならむ、未タ考へ得ず、【越中ノ國射水ノ郡因幡ノ國高草ノ郡隱岐ノ國海部ノ郡播磨ノ國揖保ノ郡美作ノ國大庭ノ郡なごに、布勢郷あり、又神名式に布勢ノ神社もこゝかしこにあり、其中に近江ノ國伊香ノ郡に、布勢ノ立石ノ神社あり此ノ地縁あり、但し上の筑紫之こ云る此姓へも係るか詳ならず、】氏も鐀には物に見えず、【布勢ノ臣布勢ノ朝臣なごは異姓なり、】姓氏錄に、布勢公仲哀天皇皇子、忍稚命之後也こあるは、此ノ氏にて傳への異なるにや、又續紀十八に、布勢眞虫賜二君姓一こあるも

其氏が、○繼體天皇は、此ノ意富々杼ノ王の御曾孫に坐せば、彼ノ天皇ノ御段に、たゞ品陀天皇五世之孫とのみ記して、其ノ御世系を記さゞる故に、伊邪河ノ宮ノ段に、息長帶比賣ノ命【神功皇后】の御世系を記せる如くに、此に必、繼體天皇の御祖世系を記すべきことなるに、たゞ御祖の氏々をのみ擧て其を記さゞるは闕たり、故レ今書紀ノ釋に引る上宮記に依て試に云ハば、故意富々杼王、娶中斯知命、生子宇非王、此王娶牟宜都國造名伊自牟良君女久留比賣命、生子汙斯王、此王娶伊波都久和希七世之孫振比賣命、生子袁本杼命也と記すべきことなり、【なほ其ノ御世系の委き事は彼ノ天皇ノ御段に云べし、】○忍坂島上王は、此ノ天皇【允恭】の大后にて、上に出たり、○藤姫は、藤々伊毛と訓べきこと上に云るが如し、○佰斯佰女と上出、○中日子王、名ノ意こそなることなし、○伊和島王、名ノ義地ノ名なるべし、【大神宮儀式に、佰野ノ宇奈の家の慶王に、伊和志眞王と云あり、仲哀天皇の御女と見えたり、其は中ッ日子ノ王の妹と云るを誤て、足中ッ日子ノ命の御女とせるにて、其ノ王にやあらむ、仲哀天皇には此ノ名の御子は無ければなり、】○註二王、眞福寺本又一本には二柱とあれ、○堅石ノ王は、迦多志波と訓べし、書紀顯宗ノ卷に、日置古本宇斯間安宿と云人ノ名ありて、堅磐此云柯陀之波と見ゆ、和名抄に、遠江國磐田郡堅磐【加多之波】郷あり、【萬ノ字は方を万に誤れるを遂に萬とは書なせるなり、】此ノ地ノ名に依れる名か、さて此ノ王は上に見えずいかゞ、【書紀にも無し、】そもそも上に出ざる名をかくゆくりなく擧ぐべき由なし、傳への亂れか、はた後に上に文の脱たるか、迦多遲ノ王と云は、上に見えたり、若其にや、されど同じ此ノ記の中にて前と後と、異なるべきに非るをや、】○久奴王、これも地ノ名にやあらむ、

凡此品陀天皇御年。壹佰參拾歲。御陵在川内惠賀之裳伏岡也。

凡此云々、かく云る例白檮原ノ宮ノ段の終にあり、【傳廿】○壹佰參拾歲、書紀に、四十一年春二月甲午朔戊申天皇崩于

明宮ニ時年一百一十歳【一云崩ニ于大隅ノ宮ニ】とあり、【仲哀天皇の九年庚辰に生とあるに依れば、四十一年庚午は百十一歳にあたれば一年違へり、或書に、百十一歳と云るは、此ノ年ノ數に合せて云るなるべし、大隅ノ宮は、難波にあり、廿二年の處に見ゆ、】○舊印本眞福寺本又一本などには、此ノ間に甲午年九月九日崩と云八字の細注あり、此ノ例の細注の事水垣ノ宮ノ段ノ末【傳廿三の九十五葉】に委ク云るが如し、甲午ノ年は書紀にては此ノ天皇の五年【四十一年より卅六年前なり、】又仁德天皇の廿二年【此ノ御世の四十一年より廿四年後なり、】にあたり、又月も日も書紀と異なるは、此レも一ツの古き傳へなるべし、○川内惠賀は、上に出ツ、【傳卅一の五十二葉】○裳伏岡は、【此ノ名は、母布志か、母布須か詳ならねど姑く穩なるにつきて、布志と訓つ、田中ノ道麻呂ノ云ク、万葉四の哥に吾漁有藻臥束鮒とあるは、誰もたゞ藻にかくれたる鮒と心得たるめれども、若シは此ノ裳伏の地より產るよしにはあらじか、】諸陵式に、惠我藻伏山岡陵輕島明宮御宇應神天皇在ニ河内國志紀郡ニ兆域東西五町南北五町陵戸二烟守戸三烟とあり、【山岡とあるは、崗を二字に誤れるには非るか、岡を古書に多く崗と書り、】河内志に在ニ古市郡譽田村ニ式屬ス志紀郡ニ陵畔有ニ家七ツ曰ク馬家曰ク鞍家曰ク圓家曰ク登久理家曰ク久旦家陵東有ニ馬蠶封俗傳武内宿禰墓云々、【前皇廟陵記ニ譽田八幡宮緣起曰、奉レ葬ニ于古市郡長野山ニ藻伏山岡陵是也欽明天皇二十年二月十五日勅陵前立レ社譽田八幡宮是也今按云々、蓋古市郡志紀郡相隣陵接ス二郡ノ界ニ故爲レ在ト志紀郡ニ爲ル在ニ古市郡ニ而已、また扶桑略記曰治曆二年四月廿五日石淸水宮司言ス上去ル三月廿八日戊刻河內國譽田天皇山陵震動放ツ光之異ヲ也と云り、譽田八幡宮緣起に欽明天皇二十年云々と云は、信がたし、社の建しは後の事なるべし、此社今も御陵の前にあるなり、】書紀に、此ノ御陵を記されず、例に違へり、後に脫せるにや、さて雄略ノ卷に九年云々蓬蔂丘譽田陵【蓬蔂此云ニ伊致寐姑ニ】とあり、裳伏ノ岡を蓬蔂ノ岡とも云しにやいふかし、【姓氏錄上毛野ノ朝臣ノ條に同シ故事を擧たるには、應神天皇ノ陵ノ邊とありて、地ノ名は見えず、】○舊印本又一本などに、裳伏の下岡の上に、百舌鳥陵也と云五字の

糊詁あるは決く後ノ人の書紀へたるみだりごとなり、【百舌鳥といふ地は、和泉ノ國にていにしへ陵へり、或説に、毛受より霙伏山に改竄せるなりと云へれど若ノ然らば其ノ山をこそ注すべけれ、是とは霙伏を即ノ百舌鳥とせる、注なれば論なきひがことなるをや、もふすともずと言の近きを以て、みたりにおしあてに云るなり、契沖か河社に云、百舌鳥と云所今ノ世には、万代と書て和泉ノ國大鳥ノ郡にあり、万代の八幡とて陵に似たる山に社おはします、其氏人のならひとして、毎年正月には元日より三日ノ間肉を食ふことをかたく斷てたとひ遠國に行て住つけどもさらにこれをゆるし恵ることとなし、これ仁徳履中反正三代の山陵の外にありと云り、百舌鳥と云地の事は、仁徳天皇ノ御陵の下に云べし、】今は眞福寺本、延佳本などに無きに依れり、

古事記中卷終

終ノ字はなき本もあり、又卷ノ字も共に無き本もあり、

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正十五年十月二十五日增訂再版印刷
大正十五年十月三十一日增訂再版發行



（本居宣長全集第三巻奥付）

再校訂者　本居清造

發行兼印刷者　東京市京橋區鈴木町十二番地　吉川弘文館
代表者　吉川半七

印刷所　三重縣四日市市濱田　四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區鈴木町十二番地　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町二五一　國際美術社



